



2013（平成25）． 9． 14（土） 「監視社会と警察」

第20回全国市民オンブズマン京都大会・警察分科会 講演全文

「監視社会と警察」

この原稿は、平成25年9月7日に開かれた第20回全国市民オンブズマン京都大会・警察分科会で講演するため準備したものだが、講演時間が40分であったため、ここで改めてその全文を掲載したものである。

平成16年8月の全国オンブズマン函館大会で警察の裏金疑惑が主要議題として取り上げられて以降、警察の裏金疑惑が収束に向かうにしたがって、大会で警察問題が取り上げられることは少なくなった。

国民の多くが円安だ、株高だ、オリンピックだと浮かれているなかで、自民党政府は特定秘密保護法の成立をもくろみ、憲法改正の動きを活発化しようとしている。

そして、警察を管理、監視するべき公安委員会をはじめとする議会等の公の機関、さらには、権力を監視することを標榜する新聞をはじめとするマスコミの多くがその機能を放棄している。

そうしたなか警察は、裏金、冤罪等の違法捜査、警察官犯罪といった三大腐敗現象を抱えながら、国民への監視体制を一層強化しようとしている。

（詳しくは「警察崩壊」(旬報社)をご覧ください。)

北海道大学の山口二郎教授は、「我が国は警察国家への道を進んでいる」と警告している。

教授によると「警察国家」とは、政府が国民一人ひとりの思想や行動を監視し、権力を維持するために自由を取り締まるような体制をいうとしている。

本日は、私たちの身近なところで、警察によるいかなる監視が行われているか、具体的にお話をしたい。

1 警察は国民の日常生活を監視している

(1) 監視カメラによる監視

警察が防犯カメラと称する監視カメラは、全国で330万台、JR等の駅に5万6000台(国交省)が設置されているとされる。

北海道警察によると、北海道では2万8,153台(推計)である。

このなかで、最も多いのがコンビニ店舗で1万5,106台(54%)である。

全国のコンビニ店舗数49,115(平成25年1月現在)、コンビニは市街地にはかならずといってもよいほど存在する国民の身近な店舗と言えるだろう。

一方、国民の身近なところにある交番は全国で6,236箇所、駐在所は6,798箇所、その合計は13,034箇所である。

仮に、コンビニ店舗に1台以上の防犯カメラが設置されているとしたら、交番・駐在所の3.8倍の数の防犯という名目の監視カメラが来店者や近くを歩く人や車両を監視し、警察に求められればその映像を容易に提供する仕組みが出来上がっている。

最近では、こうした自治体や民間企業の監視カメラだけではなく、繁華街等には警察が設置する街頭防犯カメラと称する監視カメラが増えている。

こうした警察が設置、管理する監視カメラ12府県で540台とされ、今後も増え続けるだろう。

最早、国民の誰もが監視カメラの眼を逃れて目的地に行くことは不可能になっている。

目的地のデパートへ行っても、車でガソリンスタンドへ行っても“あなたは監視されている”、そんな時代なのだ。

(2)Nシステム等による監視

Nシステム(自動車ナンバー自動読取装置)は、幹線道路に警察が設置した自動車のナンバープレートを自動的に読み取る装置、いわば自動検問装置である。

指名手配被疑者や盗難車両の発見、事件発生前後の通過車両の割り出しなど、犯罪捜査に利用されている。

平成23年12月現在、その設置個所は1496箇所とされるが、その数やその運用の実態は闇の中である。

なかには、警察職員の行動監視に使われたケースもある。

Nシステムが犯罪捜査以外に使われないという保証はどこにもない。

オービス(自動速度違反取締装置)は、道路を走行する車両の速度違反を自動的に取り締まる装置である。

車両ナンバーと運転者や同乗者の写真が撮影される。

スーパー防犯灯は、防犯灯の支柱に赤色灯・サイレン・防犯カメラ・インターホン・緊急通報ボタンを装備した街頭緊急通報システムである。

(3) インターネットの監視

わが国のインターネット利用者数は、9,610 万人(平成 23 年末、総務省)。

人口普及率 79.1 %、国民の約 10 人に 8 人が使っている。

そのインターネットは、いわゆる「インターネット監視法」により警察が通信履歴の一定期間の保存を要求(刑事訴訟法 197 条 3 項)し、それを捜査事項照会書あるいは差押令状により容易に入手することが可能になった。

(注 1)コンピュータ監視法(刑事訴訟法 197 条 3 項～平成 23 年 6 月改正)

差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信事業者等に対して、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30 日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。

(注 2)「通信履歴」とは、通信に関わる事項の記録のうち、通信内容を除くものとされ、具体的には、電気通信の送信先、送信元、通信日時等の通常ログと呼ばれているものがこれに当たることとなる。

したがって、電子メールの本文等、通信の内容に関するものはこれに当たらない。

インターネットといえば、平成 24 年、警視庁などが4人を誤認逮捕したパソコン遠隔操作事件が記憶に新しい。

(4) 電話・携帯電話(GPS機能)の監視

わが国の携帯利用者は 1 億 2418 万 7,600 人(平成 24 年 3 月末)とされる。

総務省の「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」によると、警察から要求があれば、加入者の住所・氏名等は通信の保護の対象外であり、本人の同意を得ることにより(警察の)事務に支障を及ぼすおそれがあれば、(同意がなくても)照会に応じるとしている。

通信履歴(当事者の住所・氏名・発受場所、通信年月日、通信回数)は、原則として提供しないとしているものの、これも差押令状により気通信事業者から差し押さえることは容易だ。

また、ガイドライン改正(平成 23 年 11 月 2 日)により、警察から要請があれば、電気通信事業者は裁判官の検証令状により、被疑者のGPSの位置情報を警察に提供することができることになった。

最近、警察が捜査対象者の車にGPS発信機を無断で設置した事例が各地で発覚(朝日新聞デジタル平成 25 年 8 月 18 日配信)したと報じられた。

これは明らかに尾行の自動化だろう。

この発信機は携帯電話販売店で簡単に買うことができる。警察は必要があれば許されると主張

しているようだが、極めて違法の疑いが強い。

2 監視カメラか防犯カメラか

(1) 映像は警察の犯罪捜査に利用されている

警察庁の「警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会」(以下「研究会」)の「最終とりまとめ」(平成 23 年 9 月 8 日)によると、街頭防犯カメラとは～特定の犯罪の捜査としてではなく、より広く、犯罪の予防・鎮圧を目的として、公道上など不特定多数の者が往来する公的空間に設置されるもの～とされている。

民間企業が設置する防犯カメラの映像の運用はどうなっているのか。

札幌市の調査(平成 19 年 3 月)によると調査対象 544 業者の 3 分の 2 に当たる 67.3%が防犯カメラを設置、業種別では「卸売・小売業、飲食店」が 48.0% で最も高い割合を占め、次いで「サービス業」30.7%、「金融・保険業」9.9%、「不動産業」6.6%などと続く。

そして、その映像データを外部への提供ありが 60.6%を占め、そのうち捜査機関からの依頼が 98.5%に上るとしている。

この数字は、民間の防犯カメラによる映像が事実上警察の犯罪捜査に使われていることを示している。

(2) 立証されていない犯罪抑止効果

監視カメラの増加は、プライバシー権等の保障の観点から看過できないとする日弁連の「監視カメラに対する法的規制に関する意見書」(平成 24 年 1 月 19 日)によると、警察庁の研究会の「最終とりまとめ」でも、その有用性は証明されていないとしている。

そこで、頻発するコンビニ強盗の発生状況から見てみよう。

コンビニ強盗の発生は、平成 14 年 812 件(検挙率 42.1%)、平成 19 年 544 件(59.0%)、平成 21 年 897 件(60.5%)、平成 23 年 630 件(65.7%)となっており、少なくともコンビニ店舗を対象とする強盗事件については、防犯カメラの抑止効果は認められない。

むしろ、検挙率が向上していることは、その映像データの利用による検挙が増えているのではないかと推測できる。

警察庁がまとめる犯罪統計では、監視カメラ映像が事件検挙の端緒となった数を明らかにしていない。

北海道警察に対する情報開示請求でも、監視カメラ映像の提供を受けた件数やそれを端緒とする検挙の数字は、文書不存在を理由に明らかにしなかった。

警察では、シス・キャッツシステム(CIS-CATS 情報分析支援システム)と称する、犯罪手口、

犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示するなど他の様々な情報と組み合わせ、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析することを可能とする情報分析支援システムが平成21年1月から運用され、それぞれの都道府県警察には画像分析等を担当する部署を設置し警察署の捜査を支援する体制を強化している。

おそらく、このシステムには監視カメラの設置状況が入力され、事件発生時には警察署などにそのデータが提供されるであろう。

(3) 三次元顔画像識別システム

三次元顔画像識別システムとは、防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像と、別に取得した被疑者の三次元顔画像とを照合し、個人を識別するものである。

一般に、防犯カメラで被疑者の顔が撮影される角度は様々であるため、被疑者写真等と比較するだけでは個人の識別が困難な場合が多いが、このシステムでは、被疑者の三次元顔画像を防犯カメラの画像と同じ角度及び大きさに調整し、両画像を重ね合わせることにより、個人識別を行うことが可能であり、防犯カメラの普及とあいまって被疑者の犯行を裏付ける有効な捜査手法となっている。(平成23年警察白書)

このシステムは、既に、民間の監視カメラ20台と警視庁のデータベースを接続する試験運用が平成23年3月から始まっているが、このデータベースとは何か。

警察は、逮捕した被疑者の写真を撮影し、指紋等を採取することができる(刑事訴訟法218条2項)。

考えられるのはこの被疑者写真のデータベースだ。

このほか、運転免許写真がある。

運転免許人口は約8千万人、その写真を警察はデータベースとして保管している。

本来この写真は運転免許行政のために使われるものだが、実際は犯罪捜査に使われているのが実態である。

運転免許写真もこのデータベースになりうる。

ネット上で公開されているFacebook等に登場する顔写真もデータベース化すれば容易に利用されるであろう。

(4) ムービングアイ包囲網(大阪)

大阪市の手取タクシー会社(タクシー464台、24時間稼働)と大阪府警が協定を結び、平成24年3月から実施しているシステム。

警察が収集した情報をタクシー会社に提供、情報提供があればドライブレコーダーの画像提供

を受け警察が精査するシステムだ。

全国のタクシー事業者数及び車両台数は、法人事業者は1万4,798社、法人車両数20万5,683台、個人タクシー4万639台、総車両数は24万6,322台(国土交通省調べ・平成24年3月末現在)である。ちなみに、全国のパトカー、白バイ等は約4万2,000台である。タクシーはパトカーの約6倍になる。このシステムが全国で展開されれば、街中を動く監視カメラが走っていることになる。

3 公開される監視カメラ映像

(1) 監視カメラの映像探しは捜査手法の主流

警察は、事件検挙に監視カメラ映像がどのくらい使われているかなどは、明らかにしない。

しかし、最近では、聞き込みなどという旧来の捜査手法よりも、監視カメラ映像の収集とその解析が最優先で進められていることは明らかだ。

警察内部にはそれを支援する「捜査支援分析センター」なる組織も設置されている。

オウム真理教の信者の逮捕劇等にみられるように、本来は非公開のはずの指名手配被疑者が、凶悪、重要事件の容疑者に限定しながらとはいえ公開されていることは、刑事司法の“推定無罪の原則”からしても極めて疑問である。

最近では、コンビニ店舗等の監視カメラ映像が無原則に警察に提供され、それが容疑者として新聞紙上に公開されるようになった。



この写真は、「札幌市内2事件容疑者画像公開」と題する平成25年7月2日付の北海道新聞の記事である。

画像は札幌西署、札幌中央署提供とある。

写真右側が札幌市内のコンビニ店舗の監視カメラの画像、左側がマンションの監視カメラの画

像とされている。

いずれも警察が道警記者クラブに提供したものだ。

記事では女性がひき逃げ事件の容疑者、男性は強盗未遂と窃盗の容疑者となっている。

この写真公開翌日、この女性は警察署に出頭し、自動車運転過失傷害と道路交通違反(ひき逃げ)の疑いで逮捕されたが、女性は「気がつかなかった」と容疑を否認している。(平成 25 年 7 月 5 日 朝日新聞)

なお、この女性は検察庁に送致後の勾留途中に処分保留で釈放されている。

(2) 続発する冤罪・誤認逮捕等の違法捜査

ごく最近では、大阪府警北堺警察署が窃盗事件の捜査で、監視(防犯)カメラ映像から割り出した全く無関係の男性を誤認逮捕、大阪地検堺支部もこの男性を起訴、85 日間にわたって身柄を拘束していたという。(平成 25 年 7 月 21 日 北海道新聞)

このほか、15 歳中学生を誤認逮捕した練馬区の強盗致傷事件(警視庁)、市営住宅の防犯カメラ映像で窃盗容疑者とした事例(北海道警)、コンビニの防犯カメラ映像は別人だった事例(石川県警)など、多くの誤認逮捕等の違法捜査が続出している。

4 法的根拠を欠く監視カメラの設置・管理・運用基準

平成 15 年 7 月 26 日、当時の民主党河村隆議員らが「行政機関等による監視カメラの設置等の適正化に関する法律案」を提出したが査未了廃案になっている。

この法律案においては「監視カメラ」を～人の行動を監視するために設置されるカメラ、ビデオカメラその他対象を撮像して表示し又は記録する装置をいうと定義している。

その後、監視カメラの設置・管理・運用基準に関する法律は制定されていない。

監視カメラの設置の届け出や管理の在り方を条例で定めている自治体は東京・杉並区など一部にとどまる。

京都府、大阪市、堺市などは管理・運用の指針を公表しているが、法的な拘束力はなく、周知も足りない。(平成 25 年 4 月 12 日 読売新聞)

札幌市でも「防犯カメラ・ガイドライン」を設けている。

それによると、管理責任者を指定すること、設置の表示をすること、画像は施錠可能な保管庫に保管し保存期間は1か月以内とし、期間経過後は消去することなどを掲げている。

特に、捜査機関から犯罪捜査目的で要請を受けた場合は、個人に関する情報であるところから、提出にあたってはより慎重を期すべきであり、文書(捜査関係事項照会書等)による依頼に基づくことが適当である、としている。

(1) 警察庁見解

警察の設置する街頭防犯カメラについて、我が国においても、具体的な手続きが明確化され、それに基づき運用されることが確保されるのであれば、必ずしも特別な法的根拠規定を設けるまでの必要はないと思われる。

そこで、今後は、これまで警察において実施されてきた合意形成に向けた運用実態を踏まえつつ、街頭防犯カメラ設置に際しての事前手続の実施手順をできる限り標準化した運用ルールとしてガイドラインを策定し、各警察がこのガイドラインに則って、公安委員会の管理の下、設置運用がなされるようにすることが望ましい。（「最終とりまとめ」）

現在の公安委員会が警察を管理する機能があるのか極めて疑問だが、これを受けて、各都道府県警察では、街頭防犯カメラシステム運用規定を定めている。

北海道警察の運用要綱によると、設置場所の選定等、画像データの管理、検索、犯罪捜査などに提供に関する手続き、運用状況の公表などを定めている。

(2) 日弁連の意見書

一方、日弁連の「監視カメラに対する法的規制に関する意見書（平成 24 年 1 月 19 日）」では、プライバシー権等の保障の観点から法律の制定、規制が必要と主張しているほか、「警察が管理・設置する監視カメラに関する意見書（平成 24 年 1 月 20 日）」では、「最終とりまとめ」に依拠した監視カメラの設置の推進に反対としている。

その理由として、

- ①設置の必要性の吟味が極めて不十分
- ②設置・管理についての法律等根拠の必要性を否定
- ③人権救済システムへの配慮が極めて不十分で深刻なプライバシー権・自己情報コントロール権の侵害をもたらす
- ④自治体、民間の防犯カメラを警察が一元管理されれば、市民のプライバシー権侵害は際限なく拡大するなど指摘している。

(3) 防犯カメラの新設、増設に 77%が賛成・容認（北海道新聞 平成 25 年 7 月 20 日）

これは北海道新聞情報研究所のモニター調査の結果が記事になったものだ。

この記事に限らず、国民の多くは同じような回答をするに違いない。

しかし、国民がこれまで述べてきたような監視カメラの運用の実態を知ったうえでの回答だろうか、極めて疑問だ。

新聞テレビによる実名の犯罪報道、公開される指名手配被疑者の映像、わが国のマスコミ報道では“推定無罪の原則”などは関係ないと言わんばかりだ。

こうしたモニター調査にはこうした報道が多分に影響している可能性がある。

賛成と答えた市民も自分のコンビニ映像が、無原則に公開される恐れがあることを知れば、賛成と答えるのだろうか。

裏金疑惑、冤罪、警察官犯罪という腐敗現象を抱える警察は、本当に信頼できる組織なのかという根本的な問題もある。

さらには、法律の要件を欠いた警察官の職務質問、法的な根拠を欠く無差別検問やDNA資料の採取等、野放図に拡大する警察権力の実態がある。

これに加えて、監視カメラの犯罪捜査への利用という何の法的な根拠のない権限を警察は当然のこのように行使し、さらに拡大しようとしている。

(4) 刑事訴訟法 197 条 2 項(捜査関係事項照会)という代物

個人情報保護に関する法律の定義では、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により「特定の個人を識別することができるもの」とされる。

具体的には、氏名、性別、生年月日、住所、住民票コード、携帯電話の番号、勤務場所、職業、年収、家族構成、写真、指紋、DNA の塩基配列などの生体情報、コンピュータの IP アドレス・リモートホスト等がある。

「個人情報取扱事業者」は、あらかじめ本人の同意を得なければ、個人データを第三者に提供してはならない(第 23 条)とされるが、犯罪捜査へ協力する必要があるとあって、本人の同意を得ることにより捜査に支障を及ぼすおそれがあるときには例外とされる。

憲法はその 33 条及び 35 条で、人または物に対する強制処分につき令状主義の原則定めている。

それを受けて刑事訴訟法 218 条には「犯罪の捜査をするに必要があるときには、裁判官の発する令状により、差押、搜索又は検証をすることができる」とある。

一方、刑事訴訟法 197 条 2 項では、「捜査については、公務所または公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」とされている。

コンビニ店舗等の民間企業が設置する監視カメラの映像、携帯電話の加入状況等も捜査関係事項照会書があれば警察に提供されているし、企業によってはそれがなくても電話 1 本で提供さ

れているという。

それだけではない。

警察の犯罪捜査では捜査関係事項照会書により、個人の銀行口座、住民票、戸籍謄本、クレジットカード等の利用状況、学歴や学業成績、果ては、タスポカード(タバコの自動販売機の成人識別カード)、交通系ICカード(鉄道、バス等)、ETC カード(高速道路利用カード)、航空会社のポイントカード等の利用履歴もこれで入手が可能だ。

警察は、国民のあらゆるプライバシーが「捜査のため必要」という極めて裁量的な判断で容易に入手しているのが実態だ。

まさに、令状主義の形骸化である。

そもそも、「捜査」とは何か。

刑事訴訟法にはその定義はない。

その 189 条 2 項に「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」とある。

つまり、捜査というには犯罪、犯人、証拠という要件が必要だ。単なる情報収集は捜査ではない。

携帯電話の通信履歴は差押許可状が必要だとする電気通信事業者もあるというが、差押・検索・検証許可状の請求却下率は 0.04%に過ぎない(司法統計)ことからすれば、警察はいとも簡単に通信履歴を入手することができる。

民間企業は警察から「捜査関係事項照会書」を見せられると、まるで黄門さまの印籠を見せられたようにひれ伏して、国民のプライバシーを警察に提供する。

5 テロ対策、広がるプライバシーの監視と特定秘密保護法

凋落を続ける警備・公安警察にとって、9.11(アメリカ同時多発テロ)以来、起死回生の施策ともいえる国際テロ対策が展開されている。その流れのなかで特定秘密保護法の制定も目前に迫っている。これまで説明した様々な国民のプライバシー監視網は、特定秘密保護法と無関係ではないだろう。

(1)グローバル化する監視網

平成 25 年 6 月、元アメリカ中央情報局(CIA)職員スノーデン氏が、国家安全保障局(NAS)がテロ対策として、市民数百万人の通話記録(履歴)、インターネット企業のデータにアクセスし、960 億件の情報を収集していたことを暴露したが、これは我が国も無関係ではない。

平成 22 年 10 月、国際テロ捜査を担当する警視庁公安部外事 3 課の内部資料などとされる計 114 点の文書がファイル交換ソフト・ウィニーを通じて公開された。

文書には、国内外の捜査協力者の外国人についての個人情報や、捜査員によるモスクの視察、協力者への接触計画、インターネット等の監視、提供された情報などをまとめた文書が含まれていた。

この問題ではイスラム教徒ら 6 人が、東京地検に被疑者不詳のまま公務員法(守秘義務)違反の疑いで告訴、平成 25 年 8 月 19 日、東京地検は不起訴処分(嫌疑不十分)とした。

仮に、特定秘密保護法が存在していたなら、この内部資料を流出させた人物は地公法違反ではなく、特定秘密保護法違反に問われたであろう。

(2)捜査手法の高度化の名の下に

法務省によると、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(「通信傍受法」平成 11 年 8 月 18 日法律第 137 号)に基づき、平成 24 年中に警察が薬物の密売事件や拳銃の譲渡・所持事件などの捜査で傍受(盗聴)を実施したのは 32 件で計 9028 回にのぼり、39 人の逮捕につながったという。

取調べの可視化を検討するはずだった法務省の法制審議会(法制審)の作業部会では、捜査手法の高度化の名の下に、通信傍受の拡大のほか会話傍受(室内盗聴)が検討されている。

自民党政権は来春の通常国会で法案を提出したい考えだ。

従来は、薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航、及び組織的に行なわれた殺人の捜査についてのみ、通信傍受が許される(3 条 1 項、別表)としていたが、法務省作業部会は、対象犯罪を窃盗、強盗、詐欺、恐喝、殺人、逮捕・監禁、暴力団やテロ関連の犯罪などまで拡大することを検討している。

通信傍受の方法も、現在、行われているような通信事業者内ではなく、通信事業者からの暗号化されたデータ通信を警察に送り、それを復号化して聞く方式を検討しているらしい。

通信事業者の立ち会いをなくし、封印もなくすという。

会話傍受とは、対象者が管理する住居等に相手方の同意なく侵入し、録音・録画機器等の監視機器を設置して、対象者の言動をその同意なしに傍受・記録して証拠化する手法をいう。

これは現行刑法では明らかに住居侵入罪が成立する行為だ。

憲法 35 条「何人も、その住居について、侵入を受けることのない権利は、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない」と規定している。

自宅の中に盗聴器が仕掛けられていることを想像してほしい。

寝室の夫婦の会話が警察に盗み聞きされることもあるのだ。

(3) ようやく姿を現した特定秘密保護法

秘密保全法制に関する有識者会議の報告書でわずかに窺い知ることができた「特定秘密保護法案」の原案が、平成 25 年 9 月 3 日、ようやく政府から自民党に示された。

今年の秋の国会に提出されるという。

これによると、有識者会議で示されていた特定秘密の範囲(①国の安全②外交③公共の安全と秩序の維持)のうち、③が「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項(諜報活動等)」と「テロ活動防止に関する事項」となったほかは、公務員や民間業者が特定秘密を漏えいした場合、最高 10 年の罰則が科せられるなどはほとんど変わらない。

特定秘密保護法違反の捜査は、当然ながら第一次捜査機関である警察が行うことになる。

その際、警察はこれまで述べてきた国民監視網を有効に活用することになるだろう。

そのほか、特定秘密の取扱業務を行うことが見込まれる公務員や民間業者の役職員(職員等)の適正評価の調査は、行政機関の長又は警察本部長が行うこととされている。

その調査事項は、諜報活動等、テロ活動との関係に関する事項(職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍、住所を含む)以下、犯罪・懲戒経歴、情報取り扱いの非違歴、薬物乱用、精神疾患、飲酒の節度、信用状況等に及ぶ。

法が施行されたときには、警察庁や都道府県警察に「秘密保護法に関すること」を所管するセクションが設置されることになる。

これらの業務は、おそらく警備・公安警察の部門が所管することになるだろう。

まさに、凋落する警備・公安警察の起死回生の法律だ。

警察庁が熱心に取り組んだのもうなづける。

これまでも、国、地方公共団体等にかかわる不正・不当な行為を監視し、これを是正することを目的とする市民オンブズマンの活動が、警備・公安警察の視察対象だったことは明らかだが、特定秘密保護法が施行されたときには、市民オンブズマンの活動に対する監視活動は一層強化されるに違いない。

情報公開請求などのオンブズマンの活動が、「特定秘密」の取得行為の未遂、共謀、教唆、扇動として取り締まりの対象になる可能性もある。



2013(平成25). 9. 2(月) 何故、新人警察官の長男は自殺したのか

愛知県警の現職警察官(警部補)が県警を提訴

愛知県警の現職警察官(警部補)とその妻が、愛知県警の警察官だった長男(当時 24 歳)が、平成 22 年 11 月 29 日、勤務先の愛知県警中(なか)警察署のトイレ内でけん銃を使って自殺した問題で、長男が自殺したのは上司のパワハラなどによるものだと、8 月 26 日、愛知県(県警)を相手に約 5,800 万円の損害賠償を求める訴訟を名古屋地裁に提起した。

原告の米山洋司さん(59 歳)は、現在、愛知県警のある警察署の地域課に勤務する警察官(警部補)である。

妻洋子さん(58 歳)も、かつて少年補導職員などとして愛知県警で勤務したことがある。

洋司さんの父親も警察官だった。

まさに、親子 3 代の警察一家である。

その洋司さんと洋子さんがどうして、提訴に踏み切ったのか。

亡くなった長男雄司君(当時 24 歳)は、平成 17 年 4 月、高校を卒業後、愛知県警に採用されたが 10 月に退職、翌年、大学に進学、大学卒業後の平成 22 年 4 月、再び、愛知県警警察官(巡査)として採用された。

平成 22 年 4 月、警察学校初任科(6 か月)の教養訓練を終えて同年 10 月に中署に配置され、地域課池田交番で実習生として幹部らによる指導を受けている最中であつた。

雄司君は小学生のころから剣道をはじめ高校時代に3段を獲得、温厚で人を気遣う性格で人から好かれるタイプ、幼いころから父親の跡を継いで警察官になることを夢見ていたという。

当時は独身寮に住み、休日には自宅に帰り両親と夕食を共にしては寮に戻るという生活をしてい

た。

原告の米山氏はそうしたなかで、勤務中の出来事や職場の雰囲気などを聞き、先輩としてアドバイスをしていたという。

当時の中署の指導体制は、■■地域課長(警視)が教養指導者に指定され、実習生とともに勤務する警部補以下の実習指導員がマンツーマンで指導が行われていた。

雄司君は池田交番の先輩の■■巡査が実習指導員、同交番主任■■巡査部長、ブロック交番係長の■■警部補、課長代理の■■警部が、それぞれ上司として勤務していた。

このうち、■■巡査部長は当時 27 歳で、平成 22 年 9 月に巡査部長に昇任、中署に赴任したばかり

であった。

提訴に至った経緯

原告米山さんの要請で行われた中署や県警本部地域総務課による調査でも雄司君の自殺の原因については納得のいく結果は得られなかった。

そこで、平成 23 年 9 月、原告米山さんは、■■巡査部長を強要罪で名古屋地検に刑事告訴した。
(平成 24 年 3 月 16 日不起訴)

平成 23 年 10 月になり、県警本部監察官による「米山巡査自殺事案に関する調査結果」の説明を受けたが、米山夫妻からすると納得できるものではなかった。

それによると、

- ①米山巡査の自殺原因については、調査しても判然とせず不明である。
前兆の把握も認められない。
- ②米山巡査に対する指導は、各種規定に基づき実施されており、その中には厳しい指導もあったが、それぞれ理由が存在し、やみくもに叱責などが行われたわけではない。
- ③■■巡査部長の指導手法について、その一部に不適切な点があったが、全体としてはパワーハラメントへの該当性は低いものとする。
- ④■■巡査部長の叱責及び退職願を書くように迫った行為には、その態様において不適切な面が認められるが、違法又は著しく不適切な指導として懲戒処分又は監督上の措置に対象とするまでには至らない。
- ⑤■■巡査による腕立て伏せの指示については、適切とは言いがたい。
しかし、腕立て伏せが他の勤務員も一緒に実施しているなど、それ自体が心理的、肉体的に著しい負担になっていたとは判断できず、場所を除く手段・方法において、違法又は著しく不適切であったとは認められないことから、懲戒処分又は監督上の措置に対象とするまでには至らない。

本件訴訟代理人は市川守弘弁護士(札幌市)である。

市川弁護士は、平成 23 年 2 月、熊本県警機動隊員らによるいじめ自殺訴訟で原告(元県警剣道首席師範)を勝訴に導いたことで知られる。

提訴後、市川弁護士が司法記者クラブで記者会見を開き、訴状の内容、提訴に至った経緯などについて説明した。

会見にはこれまで原告の相談にのってきた当フォーラムの原田宏二代表も同席した。



～記者会見の市川守弘弁護士(左)と原田代表(右)～

原告は、「提訴することで長男は戻っては来ませんが、長男の死を無駄にしないためにも、裁判を通じて長男の死の真相を明らかにすることが、幹部の在り方と警察の隠蔽体質を改めるきっかけになることを祈って提訴に踏み切った次第です。」とするコメントを発表した。

詳しくは[PDF\(888KB\)](#)を参照されたい。

何故、雄司君は自殺したのか(訴状から抜粋)

○ 指導という名の「しごき」「いじめ」

故雄司に対しては、特にによって「厳しい指導」という名の「しごき」「いじめ」がなされていた。

例えば、職務質問月間において成績を挙げられないと、つまりノルマをこなせないと、交番の前の衆人がある中で、制服を着たまま腕立て伏せをさせられたり、あからさまに「今年赴任した中でお前が一番成績が悪い」とか「職質で検挙できないのはお前のせいだ」などと一方的に非難、罵倒を浴びせられた。

また、故雄司に■■巡査部長の意に沿わない言動が見られると、理由もなく「ミスだ」として「ペナルティーを科す」と称して前記の腕立て伏せやスクワットを強要された。

甲第1号証は、故雄司の自殺原因を調査した愛知県警の報告書であるところ、愛知県警の調査によってすら、腕立て伏せを強要した事実を認めている(5ページ以下)。

■■巡査部長は、故雄司に対し、勤務とは無関係な個人的用事の使い走りをやらせていた。

例えば■■巡査部長のための弁当を買いに行かされたりした。

また本来自らが作成すべき勤務表であるにもかかわらず、■■巡査部長は故雄司に対し他人の勤務表を書かせたりもした。

また、■■巡査部長は、意味もなく故雄司に対し、「お前はノロイ」などと罵倒し、いじめを繰り返していた。

夜勤の時は、仮眠を取ることができるが、故雄司は、必ず先輩の布団を敷かねばならなかった。

故雄司自身は、もし布団で仮眠をとったら、■■巡査部長から何を非難、罵倒されるかわからないため布団で仮眠することは極力しなかった。

夜勤明け後は、通常勤務の引き継ぎ行為で終了するので、せいぜい1時間の時間外勤務で足りるところ、必ず午後2時から3時頃まで勤務させられていた。

もちろん、時間外勤務手当はつかず、公文書上は時間外勤務命令も出ていない。

故雄司は、自らのしなければならぬ仕事の書類作成は、■■巡査部長の目に付かないトイレの中で作成するほどであった。

以上のような、■■巡査部長による異常とも言える「しごき」「いじめ」に対して、被告の調査ですら「米山巡査がおびえていると感じている勤務員もいた」と確認している(甲第1号証、3枚目、上から8行目)。

○ 辞職の強要

■■巡査部長は、上記の「しごき」や「いじめ」のほかに、執拗に故雄司に対し、「辞めてしまえ」「お前は警察には必要ない」などと頻繁に言っていたが、平成22年11月8日には、■■巡査部長が退職願をわざわざ下書きし、この通りに退職願を書けと執拗にかつ具体的に強要した。

故雄司は愛知県警を辞職するつもりはなく、また理不尽な要求だったため、「書きません」と応えていたが、■■巡査部長は30分以上にわたり、机をたたいたり、椅子を足蹴りしたりして退職願を書かせようとした(甲第1号証、5ページ)。

○ 自殺当日の行動

平成22年11月29日午前8時50分頃、原告洋司はたまたま故雄司に電話をかけたところ、故雄司は「ヒモがないんだわ」と力のない声で話した。

ヒモというのは、所持するけん銃に付ける貸与品としてのヒモのことである。

原告洋司は、「よく探してみろ。どこかにあるから」と言って励ました。

故雄司はその後■■警部補、■■巡査部長とともに、故雄司が居住していた寮までヒモを探しに行ったようであるが見つからなかった。午前10時45分頃、原告洋司は故雄司に電話したところ、「困っ

たわ」「■■巡査部長が公表するといっている」、と話し、かなり思いつめている様子であった。

同日、午後 1 時過ぎに原告洋司は再度故雄司に電話したところ、電話には出なかった。

そこで、原告洋司は故雄司がかなり精神的に追い込まれていると感じたため、様子を知るために中署の地域課に電話をしたところ、電話口に出た職員から「ヒモは見つかりました。今はもう勤務についています」との回答だった。

ヒモは、11 月はじめから 26 日まで刑事課の実習中に拳銃の訓練がありその際に忘れていたもので訓練を実施した刑務課で保管していたのであった。

原告洋司は、とりあえずほっとしたが、とりあえず中署まで行ってみることにし、午後 2 時直前に中署に行くと、その直後に救急車が来て、故雄司がトイレ内でけん銃自殺をしたことを知ったものである。

原告洋司は、その後知った話では、ヒモが発見された後、故雄司は■■巡査部長に中署の地下 2 階に呼ばれ、土下座をさせられた上で、「お前は俺の顔に泥を塗った。お前なんか死んでしまえ」などとなじられ、半ば半狂乱のようになって、故雄司を殴ったり、蹴ったりしていたとのことである。

被告職員の不法行為(訴状から抜粋)

○ 故雄司の自殺に関して

故雄司は、平成 22 年 9 月に警察学校を卒業し、10 月から愛知県警に実際に勤務を始めて 2 ヶ月を経ずして、自殺したものである。

故雄司を自殺に追い込んだ原因は、上記した■■巡査部長による執拗な「いじめ」「しごき」、個人的用事での使い走り、執拗な「やめてしまえ」「警察には必要ない」などという暴言等による故雄司の人格の否定であることは明らかである。

また決定的な事件は、平成 22 年 11 月 29 日の中署の地下における、閉鎖的空間内で、土下座をさせて、暴力、暴言を繰り返し、「お前なんか死んでしまえ」などと、故雄司を精神的に追い詰め、追い込んだ結果である。

そもそも、警察官の職務は、法令、規則、通達等、職務内容がすべて規定されているものである。

■■巡査部長による 4 項記載の事実は、これらの法令等に全く規定されておらず、法的根拠のない違法な行為である。

また 5 項記載の辞職の強要も、法令等によって認められておらず、違法行為であることは明らかである。

さらに 6 項記載のとおり土下座させて、殴る、蹴る、「お前なんか死んでしまえ」という暴言も、違法行為である。

■■巡査部長による、これらの違法行為によって、故雄司は精神的に追い込まれ、発作的に自殺を選択したと十分に思料できるところであり、上記■■巡査部長の行為と故雄司の自殺との間には因果関係がある。

不祥事が続く愛知県警

愛知県警では、平成 20 年以降、懲戒処分者数が増える傾向にあり、平成 24 年中は懲戒免職者 6 人を含む 19 人(前年比 11 人増)を数えている。

今年 2 月には、1991～2011 年の交通事故による死者・負傷者数に計上漏れが発覚、ごく最近では、機動捜査隊の警部補が捜査費を横領(7月)、豊田署の交番勤務の巡査部長らが勤務中に交番で賭け麻雀(7月)、名東署の交番勤務の巡査部長が飲酒運転の検査を怠った(7月)、一宮署の交通課の巡査長が通勤手当を不正受給(7月)、第 2 交通機動隊の巡査長が女性用下着を盗んだ(8月)、知多警察署長が署員とゴルフに行った帰りに飲酒運転をした(8月)女性捜索願 4 年間放置(8月)などの不祥事が続発している。

警察庁によると、警察官の自殺は平成 24 年中に全国で 45 人、平成 20 年度以降 5 年間では 259 人、平均すると毎年全国で 51.8 人の警察官が自殺している。

けん銃使用の自殺も 28 件、平均すると 5.6 件もある。

ちなみに、愛知県警では 10 年間で 27 人が自殺し、平成 19 年には 5 人、平成 21 年と雄司君が亡くなった平成 22 年は 4 人が自殺している。

警察は階級社会である。警察官は上司の命令に服従することが強く求められる。

そのため、最近では組織内における幹部のパワーハラスメントが問題になっている。

その背景には、幹部の過剰な階級意識や幹部枠の拡大による幹部の指導力の低下などがあるものと思われる。

また、「米山巡査自殺事案に関する調査結果」を読んでも、雄司君の自殺の原因調査も形式的で、新人警察官によるけん銃使用の自殺という重大な結果を招いたにも拘わらず、直接指導に当たっていた■■巡査部長や■■巡査の責任は不問とされ、それを指導監督すべき立場にあった警部補以上の幹部や警察署長の責任も明らかにされていない。こうした警察幹部の無責任さと隠蔽体質が変わらない限り警察官による不祥事はなくなる。



2013(平成25). 8. 5(月) 平成25年上半期 懲戒処分者数

北海道警察 堂々の？全国ワースト第2位

7月に入ってから、大阪府警では監視カメラ映像を使った窃盗事件の誤認逮捕問題など不祥事が連続的に発覚、富山県警では現職警察官を殺人・放火で逮捕しながら嫌疑不十分で釈放されるなど、警察の不祥事が続いている。

7月25日、警察庁が今年上半期(1～6月)の警察官(一般職も含む。)の懲戒処分者数を発表した。警察庁によると、懲戒処分の内訳は免職16人(前年同期比15人減)、停職51人(同1人減)、減給91人(同14人増)、戒告35人(同10人減)となった。

懲戒処分者の総数は計193人で、前年同期比で12人減だった。

処分理由は、異性関係61人(同4人減)、窃盗や詐欺など29人(同1人減)、公文書偽造など24人(同2人減)、交通事故・違反17人(同1人減)、職務放棄など17人(増減なし)。

都道府県警別では警視庁が最多で25人、続いて北海道警が15人、埼玉県警と大阪府警がそれぞれ14人、千葉県警13人。

警察官の定員は、警視庁約4万2千人、大阪府警約2万人、北海道警約1万人、埼玉県警約1万1千人、千葉県警約9千8百人である。

これらの都道府県警察について、定員1万人当たりで見ると、北海道警が約15人で最も多く、埼玉、千葉県警が約13人、大阪府警は約7人、警視庁は約6人となる。

北海道警は、昨年1年間では警視庁、大阪府警に次いで全国ワースト第3位だったが、今年上半期では全国第2位に返り咲いた。

その北海道警の今年に入ってから不祥事を確認しておこう。

これはあくまでも新聞などに報道されたものだけである。以下は、新聞記事からの要約である。

①「死んでくれ」など部下に暴言、警部2人減給

「部下にパワーハラスメントをしたとして、札幌方面の警察署の50歳代の地域課長(警部)を減給10分の1(3か月)、札幌市内の警察署の40歳代の刑事3課長(警部)を同(1か月)の懲戒処分とした。

地域課長は昨年6月～今年5月、部下1人の頭をたたいたり、その部下を含む5人に対し、「死んでくれ」などの暴言を浴びせた。

刑事3課長は昨年4月～今年3月、部下4人を「バカ」「アホ」などとどなったという。
いずれも、道警本部に通報があり、発覚した。(7月)

②女子中学生に強制わいせつ疑い 警部補逮捕

強制わいせつ容疑で、札幌白石署刑事1課警部補(34歳)を逮捕。

同警部補は6月20日、同市内の中学校の女子生徒宅で、生徒に対して抱きついたり、キスをするなどのわいせつな行為をした疑いがもたれている。

同警部補は過去に生徒から職務として相談を受けていたという。

同警部補は、平成15年に道警に採用、同23年4月に白石署の刑事1課強行犯係長となった。(6月)

③トイレに拳銃置き忘れ

北見方面本部に勤務する20歳代の男性巡查長が北見市内の大型スーパーのトイレに拳銃を置き忘れた。

拳銃は従業員がを見つけ、使われた形跡はないという。

巡查長は同日午後1時30分頃、捜査の途中に同僚と車でスーパーに立ち寄り、トイレの個室を利用した際、棚に拳銃を置き忘れた。スーパー従業員がウエストポーチ型のケースに入ったままの拳銃を見つけ、別のスーパー関係者が北見署に通報した。

巡查長は、従業員が拳銃を見つけるまで紛失に気づかなかったという。(5月)

④道警副署長3人が部下にセクハラ発言

池田署の副署長(警部)が部下にセクハラ発言をしたとして、減給の懲戒処分を受けた。

副署長の発言が部下に伝わり、部下が「不快に感じた」と、別の幹部らに相談したことで発覚した。

副署長は平成23年7月～24年11月にかけて、署事務室内で、女性を蔑視する発言をしたり、女性職員の前で着替えて下着姿を見せるなど、不快感を与える言動を繰り返したという。

また、平成24年5月には同署を訪れた女性に興味を持ち、運転免許証の情報を照会した。

道警では、斜里署長と旭川東署副署長がそれぞれセクハラ行為をしたとして、昨年、停職処分となり、2月に釧路方面本部の運転免許課長が部下へのパワハラ発言があったとして戒告となった。(2月)

⑤飲酒運転教唆容疑 巡査を懲戒免職 道警

道警は友人に飲酒運転を唆したとして、道交法違反(酒気帯び運転)教唆の疑いで、道警察学校の男性巡査(18歳)を書類送検し、懲戒免職とした。

また、立ち往生した車を移動させる際に所有者を負傷させたとして、自動車運転過失致傷の疑いで、札幌白石署の男性巡査長(26歳)を書類送検し、戒告の懲戒処分とした。

⑥通報者と疑い配置換え図る…パワハラで警視懲戒

部下にパワハラ行為をしたとして、元釧路方面本部運転免許課長の警視(62歳)を、戒告の懲戒処分とした。

同警視は依願退職した。

同警視は同課の課長だった昨年、不適切な言葉遣いがあると上司から口頭で注意された。

同警視は、特定の部下を上司への通報者だと疑い、同年12月に部下の配置換えを行おうとしたが、道警は、同警視を同方面本部付に異動させて調査を進め、同警視の一連の行為はパワハラに該当すると判断した。(2月)

⑦巡査部長が警察官2人に足げり…逮捕

道警倶知安署は、江別署生活安全課巡査部長(52歳)を公務執行妨害容疑で現行犯逮捕した。

同巡査部長は、北海道倶知安町の橋で、倶知安署の警察官2人に足げりをするなどして職務を妨害した疑い。

警察官2人は、通行人から「道路をふらつき、車道に出ている」との通報を受け、職務質問をしようとしたが、逃げようとしたため、制止していたという。

巡査部長は昨年12月から病気休暇を取り、自宅で療養していた。

16日は札幌市の実家に滞在していたが、「知人と会う」と実家の人に伝え、外出していた。(1月)



2013(平成25). 8. 1(木) 富山県警・現職警察官の殺人・放火は嫌疑不十分

捜査より組織防衛が優先？県警の隠蔽体質

富山県警高岡警察署留置管理課K警部補(54歳)が、殺人・放火の疑いで逮捕された事件については、このホームページでも「増え続ける警察官犯罪 富山県警の殺人・放火事件からみえるもの」のタイトルで伝えた。(平成 24.12.28)

富山県警はKさん(以下敬称略)を、昨年10月31日に地方公務員法(守秘義務)違反の疑いで逮捕したが、この事件は富山地検が起訴猶予処分としたことから、11月21日別の地公法(守秘義務)違反で再逮捕、この事件は12月7日に富山地検が起訴した。

続いて、富山県警はKを12月22日、殺人・放火の疑いで再々逮捕した。

富山地検は、殺人・放火事件について、今年1月11日、鑑定留置して捜査していたが、5月22日になり、継続捜査が必要だとして処分を保留していた。

ところが、7月24日、「証拠と供述が矛盾する」などとして、嫌疑不十分を理由に不起訴とした。

平成22年4月20日の正午ころ、富山市内の雑居ビルの2階に住む会社役員(当時79歳)の住宅で火災が発生、焼け跡から会社役員とその妻(当時75歳)が遺体で発見された。

司法解剖の結果、いずれも死因は絞殺とされ、富山県警は富山中央署に80人体制で捜査本部を設置し殺人・放火事件の捜査を開始したが有力情報がないままに経過した。

2年半以上を経過し迷宮入りかと思われていた平成24年12月22日になって、富山県警がKを容疑者とみて逮捕したところから、事件は解決に向かうものと思われた。

Kは休職となっていたが、今年3月25日、懲戒免職となった。

再逮捕された地公法違反については、Kが6月27日の初公判で起訴事実を認め、7月25日、富山地裁が懲役1年・執行猶予4年の判決を言い渡しKは釈放された。Kに関する捜査は事実上終了、殺人・放火事件の捜査は振り出しに戻った。

殺人・放火となれば死刑判決もある重大、凶悪事件であり、被疑者が現職警察官とあって、その成り行きが注目されていただけに、改めて、県警と地検の捜査に疑問が投げかけられている。

「逮捕に問題はなかった」とか、「嫌疑なしではなく、嫌疑不十分だから」などという弁解は見苦しい。

捜査のプロとしては結果がすべてだ。

被害者遺族の無念さは理解するとしても、「有罪判決が確定するまでは何人も犯罪者として取り扱われない権利を有する」(推定無罪の原則)というのが、近代法の基本原則である。

そのことを捜査関係者は厳粛に受け止めるべきだろう。

富山地検次席検事が不起訴理由を説明

7月24日の起訴断念の記者会見では、富山地検の井上次席検事が「証拠を踏まえており、(県警の)逮捕は問題なかった。

真相を解明できなかった批判は甘んじて受ける」(平成25年7月25日北海道新聞)としながら、4か月の鑑定留置の結果、刑事責任能力には問題はなかったとしたうえで、不起訴の理由を説明している。

検察が不起訴の理由を説明するのは異例だ。

刑事訴訟法47条は「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」とあり、通常はその理由が発表されないケースが多い。

平成23年7月に起きた小樽市のアパート経営者(当時81歳)が殺害された事件は、北海道警察が2か月後に不動産経営者(当時62歳)を殺人の疑いで逮捕、札幌地検は20日間の勾留満期直前に、「起訴するに足る証拠はなかった」と被疑者を処分保留で釈放した。

しかし、札幌地検は、未だに、不起訴処分の有無、処分保留の理由を明らかにしてはいない。東京新聞によると、昨年6月から1年間で東京地検が不起訴とした事件27件中、処分区分やその理由を説明したのは13件にとどまっているという。(平成25年7月16日 朝刊)

報道された本件の不起訴(嫌疑不十分)の理由はおおむね以下のようなものだ。

①遺体の痕跡からうかがえる殺害方法や現場周辺の防犯カメラ映像等の客観証拠と、Kの供述がことごとく食い違っている。

②Kは当初は容疑を認めていたが、捜査が進むにつれ「自分がやったかどうかはわからない」と供述を後退させている。

③Kが捜査線上に浮かぶきっかけとなった週刊誌に送られた関与を告白した文章が記録されたCD-Rについて、Kの供述と作成時期や作成ソフトウェアが異なっている。Kを作成者と認定できない。

発生当初の捜査に関する疑問

富山県警の捜査本部は事件発生当初、現場の実況見分、現場周辺の聞き込み、定時通行者の把握、現場周辺のコンビニ等の防犯カメラ映像の入手、交友関係の洗い出し、犯行に使われた灯油の入手先などの基礎捜査を展開した。

遺体の司法解剖から死因は絞殺による窒息死で、遺体は死後に焼毀されたものであることや室内には物色された形成はなく、犯行の動機は怨恨の可能性もあるとされていた。

筆者は現職時代に放火事件捜査を専門に行う火災犯係の責任者だったこともあるが、放火事件の捜査は難しい。

現場が火災や消火活動で破壊されるため、犯行を裏付ける指紋、足跡といった現場資料が失われるからだ。

そのため消防の消火活動が続いている中で、目撃者の確保、関係者からの事情聴取、野次ウマの写真撮影等の初動捜査が肝心だった。

実況見分で判明するのは出火点の推定と放・失火の区分くらいで、採取できる資料も使用された油類くらいだ。

焼死体も炭化状態になると死因の特定も司法解剖を待たなければならない。

本件の場合、被害者が2人暮らしで2人とも死亡したため、被害品の有無、交友関係の洗い出しは困難を極めたであろうし、被害者が生前、金融業や不動産業を営んでいたこともあり、交友関係、特に、仕事を巡るトラブルなど、犯行の動機に関連する捜査も重要になってくる。

しかし、3か月間に延べ約7,200人の捜査員を投入、約600世帯を対象とする聞き込み、被害者の

親族や関係者ら約 300 人から事情聴取したものの、寄せられた事件関連の情報も 20 数件程度で、犯人に直結するものは浮かばなかった。

捜査本部は富山地鉄大泉駅の乗降客らにチラシを配布して情報提供を呼びかけた。

通常、捜査本部事件の勝負は 1 か月程度だ。

長期間にわたり捜査本部体制を維持することは困難であり、情報がなければ体制は縮小せざるを得ない。

立て看板やビラ配りを始めると事件は迷宮入りになる兆候とも言われる。

さて、本件について、当時の捜査本部の捜査について、Kとの関係で見てみるといくつかの疑問がわく。

その 1 つは、Kが被害者と 30 年来の交際があった点についてだ。

通常は、こうした交友関係者について、交際の程度、関係、最後に会った日時、理由、そして、当日のアリバイを捜査する。

そしてアリバイを確認して、犯人としての適格性を判断、継続捜査対象者にするか、捜査対象から外すかを定める。

一人の関係者の捜査に 1 週間を要することも稀ではない。

無駄の積み重ね、それが捜査本部事件の捜査だ。

平成 24 年 12 月 24 日付の読売新聞によると、県警幹部の話として「捜査員が事件翌月の 5 月頃、(K から)参考人として自宅で事情を聞いた。

その際、事件当日の居場所や行動などを聞かなかった。

幹部は『捜査すべきことが膨大にある中、容疑者として見ていない参考人のアリバイは一般的に確認しない』と説明している。」とある。人の記憶は時間とともに不正確になる。

逮捕後のアリバイ捜査とは違った結果が出た可能性がある。

その 2 つは、Kは事件の約 6 か月後に自宅で睡眠薬を服用して自殺を図っている。

その動機は何かについて捜査したのか。

参考人であろうと、容疑者であろうと、捜査対象者が自殺を図ったとなれば、事件との関連性を疑うのは常識だ。

その3は、平成20年7月にKが富山市内の親族宅から現金十数万円や百数十万円相当の貴金属などを盗んだとされる事件の捜査に関するものだ。

報道によると、窃盗事件当時、現場から遺留品としてKの懐中電灯が見つかり、当初からKが容疑者との認識があった。

しかし、盗品が見つからず、親族間の窃盗事件は告訴が必要なことから、捜査を打ち切った。(平成25年3月26日 読売新聞から)これが事実なら、富山中央署長ら幹部による組織的な隠ぺいだった疑いが強い。

場合によっては犯人隠避という犯罪行為に当たる可能性もある。

Kが殺人・放火事件の捜査対象者であれば、Kが関係した窃盗事件の情報は捜査本部として把握されなければならない。

殺人・放火事件の捜査本部長(刑事部長)は、当時、この窃盗事件を指揮した富山中央署長であり、忘れていたでは済まされない問題だ。

その4は、K逮捕のきっかけとなったとされるCD-Rの問題だ。

事件発生直後の平成22年6月、「犯行声明文」を収めたCD-Rが、匿名の人物から「週刊文春」に郵送され、「手記」の買い取りを求めていることを、平成25年1月9日発売の新春特別号(1月17日号)が報じた。

捜査本部は平成22年6月にそのコピーによってこの事実を把握していたが、平成24年8月1日になって富山県警が同編集部から押収、その解析からKが浮上、K逮捕に結びついたとされる。

「犯行声明文」には、ほかの週刊誌社2社にもCD-Rが郵送したと記されていたという。

しかし、2社からは押収していなかったという。その理由は何か。事実ではなかったからか。このCD-RをKが送付したのかどうかは別としても、事件解決に結びつく重要な情報であり、早期に送った人物の解明が必要だったのではないか。

何故、捜査本部はこのCD-Rの存在を知りながら押収までに2年以上を費やしていたのか理解でき

ない。

早期に押収していれば別の結果が得られた可能性もある。

逮捕は真相解明よりも組織防衛のため

発生から2年半以上も経過すれば、捜査本部も事実上解散し、捜査指揮の最高責任者である警察本部長は交代、刑事部長をはじめ主要な幹部も交代する。

K逮捕時の警察本部長は平成24年8月7日付で就任した新美恭生氏だ。

事件発生時の本部長は1年で交代、新美本部長は3人目だ。おそらく、新美本部長の下でCD-Rの解析から浮上しKをどうするかが検討されたに違いない。

ことの重要性から警察庁にも報告されていたはずだ。

その直前の7月ころには、Kが健康上の理由で退職を申し出ていたという。

この辺の事情について、読売新聞(平成25年7月27日付)は以下のように伝えている。

「2010年4月に発生し、迷宮入りかと思われた事件が動いたのは12年8月上旬。

週刊文春に届いた『犯行声明文』入りCD-Rを県警が入手し、元警部補の名前が浮上した。

『うそだろ』。

県警幹部は思わずうなった。

着任したばかりの新美恭生・県警本部長は言葉を失った。

『絶対に白黒つける』。

県警は、健康問題などを理由に9月末で退職する予定になっていた元警部補の在職中の逮捕にこだわった。

ただ、現場が放火され、物証は乏しい。証拠の積み上げが思うように進まない中で、『元警部補に自供させ、裏付けの証拠を集める』(県警幹部)という捜査方針が決まり、新美本部長が陣頭指揮に立った。」

こうした経過を見てくると、平成24年12月22日の時点では、富山県警はKを殺人・放火の疑いで逮

捕するだけの証拠を持っていなかった。

週刊文春の動きもあった。

富山県警は決断を迫られていた。

そこで出された方針は、Kを別件で逮捕し、勾留中に自白を引出し、殺人・放火で逮捕するというものだった。

以下は、筆者の経験に基づく推測である。

Kに対する身辺捜査が始まった。

おそらく、公務や私生活の監視や尾行なども行われたに違いない。

ある県警では、問題のある警察官の行動を監視するためNシステムを使ったり、携帯電話の通話記録のチェックも行った事例もある。

富山県警は平成24年10月31日、Kを「捜査情報を漏らしたとして、地方公務員法(守秘義務)違反の疑いで逮捕した。

Kの逮捕容疑は「9月5日、同署で留置中の男が関わったとみられる覚せい剤事件の捜査状況を、この男の知人の男に伝えた疑い。」(地方公務員法守秘義務違反)というものだったが、富山地検は処分保留(後に起訴猶予)とした。

富山県警は、さらに、11月21日、Kを別の男性に暴力団関係者の逮捕に関する捜査情報を漏らした疑いでKを再逮捕、富山地検は12月7日これを起訴した。

この事件が、平成25年7月25日、富山地裁が懲役1年・執行猶予4年の判決を言い渡した事件だ。

最初の逮捕が起訴猶予になったことや再逮捕した事件も弁護側が「実害はなく報酬も得ていない」と主張したように、果たして、現職警察官を逮捕するにふさわしい事件であったのか、逮捕の必要があったのかも疑わしい。

別件逮捕の繰り返し、富山県警の焦りが透けて見える。

起訴に値しないような事実で逮捕し、現職警察官を懲戒免職にしたり、懲戒処分になると恫喝して依願退職に追い込むというのも、警察の組織防衛の常とう手段だ。

富山県警は、別件で2か月以上Kの身柄を拘束したうえ、12月22日にようやく殺人・放火の疑いで逮捕した。

マスコミ報道によるとKは「容疑を認めた」とある。

警察が逮捕の決め手としたのは、Kの「事件当日に(被害者)の福田さんと話していたら、電話がかかってきた」とする供述だった。

これが「秘密の暴露」と判断したという。(平成 24 年 7 月 24 日 毎日新聞)

この逮捕について、捜査幹部は「逮捕に踏み切ったのは刑事の勘」、あるいは、警察庁幹部は「警察官が自供しているのに逮捕しなかったら『身内に甘い』と批判される」と語っている。(平成 5 年 7 月 25 日 北海道新聞)

これは重大な発言だ。

県警本部で、報道陣の取材に応じた西田隆刑事部長の表情も沈痛だった。

逮捕に至った県警の捜査は正しかったのか。

そう問われた西田刑事部長は「逮捕当時は一貫して犯行を自供しており、裏付けも行った。

捜査は適正だったと思う」と述べた。

しかし地検が不起訴とした理由は、裏付けの取れない供述などだった。

週刊文春に送られ、逮捕の決め手ともなった CD-R の「犯行声明文」について、文書の更新時間帯にK被告が勤務中だったことなど、複数のずれが見つかった。

「認識はしていたが、本人は自供しており、本人が作ったものとしてクリアできると思った」と西田刑事部長。「結果として見通しが甘いと言われても仕方がないが……」と声を落とした。(平成 25 年 7 月 25 日 読売新聞)

警察にとって、不祥事はマスコミに報道されてはじめて不祥事になる。

隠ぺいに成功すれば不祥事ではない。

従って、現職警察官の犯罪を認知しても、その対応はマスコミに知られるかどうか重要なポイントになる。

問題が公にならなければ、不問に付すか、あるいは依願退職の形で密かに組織から排除する。

公になる可能性があれば、懲戒処分の上、事件を書類送致するが、起訴されることはほとんどない。

しかし、ここ数年、警察官の犯罪が多発し、昨年中は全国で 93 人も警察官が逮捕されている。

これは警察組織の統制力が弱まり、隠ぺいが困難になったこともあるだろうが、むしろ、マスコミに報じられる前に逮捕、発表することにより組織としてのダメージを最小限にとどめようとする思惑によるものだろう。

こうした手法はとかげの尻尾切りとも言われ、警察の組織防衛の常とう手段だ。

ついでだが、警察官に対する取り調べの実態についても付言しておく。

警察官は、上司から出頭を命じられたら拒否はできない。

心ならずも出頭したら最後、長時間わたり身柄が拘束される。

取調官は階級上位者である。

供述拒否権等は告げられない。

反論は許されない。

多くの警察官は、頭のどこかに組織に対する忠誠心みたいなものがある。

そこを取調官に巧みに突かれ、恫喝されたり、懐柔されたりしながら自白に追い込まれていく。

組織の筋書きに沿った供述調書が作成され、それに署名・押印を求められ、心ならずも署名・押印する。

後に、それが致命傷になる。

富山県警は、平成 13 年に警察本部長等幹部多数が関与した覚醒剤事件もみ消し問題が、平成 18 年には冤罪が明らかになった氷見事件(現在国賠訴訟中)が発覚している。

いずれも組織防衛のために事実を隠蔽した事件だ。

富山県にはそのトラウマが残っている。富山県警がKの逮捕に踏み切った背景には、そうした思いがあったに違いない。

ちなみに、氷見事件国賠訴訟の原告である柳原浩さんは、Kが起訴されなかったことについて「自分は無理やり自白させられ、証拠は何もなかったのに、起訴されて刑務所へ行かされた。えらい違いだな。」と述べている。

我が国の刑事司法は、自白偏重の人質司法と揶揄され、発覚した冤罪事件の多くは、警察や検察の取り調べに問題があったと指摘されている。そうした中で、取り調べの可視化の要求が広がり、裁

判員裁判も始まった。

こうした流れの中で、検察官は起訴に当たって、警察との関係が損なわれるとしても、自白の吟味やその裏付けとなる客観証拠の吟味を厳しく求めるようになった。

ある意味では、公判維持に責任のある検察としては当然だろう。

それに対して、富山県警の捜査は「逮捕すれば何とかなる」という旧態依然とした「叩き割り」的発想でKを逮捕した。

CD-Rの問題についても、平成24年7月から9月にかけて、神奈川県警、警視庁、大阪府警、三重県警が、遠隔ウイルス操作事件で、IPアドレスに関する認識不足から、誤認逮捕した教訓が生かされていない。

富山県警の人事管理に関する疑問

Kについては、多額の借金あったなどする報道もあったが、同僚からの信頼も厚く、地域住民にも「明るくて面倒見がいい人」と親しまれていた。

昆虫採取が趣味で、周囲への挨拶も欠かさなかった。

県警内部では、ベテラン警察官として高く評価されおり、同僚らは「経験豊富で優秀な警察官」、「留置場管理に精通していた」と異口同音に話す。

関係者によると、本部長賞等県警内部の表彰も十数回うけたことがあるという。(平成24年12月24日 産経新聞)

ただ、彼の経歴をみるといくつかの疑問がわく。

①昭和53年3月、警察学校を卒業後、逮捕されるまで、交番・駐在所等の地域課勤務と留置場勤務の経験しかないこと。

②留置場勤務が3回に及んでいること。

特に、警部補に昇任した平成20年3月以来、6年近く留置場で勤務していたこと。

警察内部では、交番等の地域警察部門は、刑事などの専門部門と比較すると、その評価は必ずしも高くない。

留置場勤務は、勤務環境が悪く、常に緊張を強いられるなどの理由から警察官が最も敬遠する職場だ。

ちなみに、北海道警察では、看守の任用は、巡査、巡査部長はおおむね 40 歳以下、警部補はおおむね 50 歳以下とし、勤務年数は 2 年としている。

留置場は、問題を起こした警察官等の配置先として使われることが多く、人事の吹き溜まりとの評価もある。

留置場看守による犯罪も数多い。

先日は、大阪府警堺署で留置人の公務執行妨害事件に関する供述調書を虚偽作成した問題があったばかりだ。

北海道警察では、警察OBが、現職当時、交通事故捜査が違法だと批判したため、繰り返し留置場勤務を命じられたのは人事権の乱用だとして、国賠訴訟を提起している。

Kは平成 24 年 2 月には、「留置管理業務優秀」で警務部長表彰を受けながら、その8か月後には、地公法違反の疑いで逮捕されたことになる。Kには長すぎる留置場勤務に関する不満や慣れがなかったのか。

Kの昇任についても問題を指摘できる。

Kは警部補昇任まで実務 30 年を要している。

警察庁の幹部枠の拡大方針によって、幹部特に、警部補が倍近くに増え、それに伴いその質が低下し、内部での評価も低下している実態もある。

中間幹部である警部補の能力と志気の低下は警察の現場にとっては深刻だ。

そのためか、最近では警部補による不祥事が目立っている。

実際、Kは警部補昇任直後に窃盗事件を起こしている。

Kの内心には、自分の警察官人生への屈折した思いもあったのかもしれない。

富山県警再生の条件

殺人・放火事件、地公法違反事件、窃盗事件を巡り、警察本部長以下、退職者も含めて多数の幹部が減給など懲戒処分を受けた。

富山県警の信頼は地に墮ちた。

富山県警は、平成 25 年 3 月 25 日、新美本部長を委員長とする「県警察再生委員会」を設置した。

警察行政の透明化や自浄機能の重要性を組織に浸透させることが目的で、同様の組織は県警本部の各部と県内全 15 警察署にも置かれ、現場の意見を吸い上げる窓口とするという。

しかし、こうした不祥事対策が有効だったという話は聞かない。

それどころか、殺人・放火容疑で現職警察官を逮捕し、懲戒免職処分にしなから、嫌疑不十分では、県警の再生どころか、警察本部長以下の幹部の新たな責任問題が生じかねない。

まさか、警察本部長以下の幹部は、懲戒処分が終わったから、禊は終わったなどと考えてはいないと思うが、富山県警の再建にとって必要なのは、今回の問題について、その原因を徹底的に調査し、その真相を公開することだろう。

富山県警には、覚せい剤事件もみ消し問題、国賠訴訟中の氷見事件、そして今回の問題と数多くの教訓がある。

これを風化させないことだ。

隠ぺいは隠ぺいを呼ぶ。

隠ぺい体質の解消なくして再生はあり得ない。



2013(平成25). 7. 24(水) **監視社会と警察**

プライバシー監視の安全な社会とは

大阪府警の捜査を巡る不祥事については、このホームページでも掲載(6.23 大阪府警の上塗り不祥事 締め付け強化・現場は隠蔽そして隠蔽)したところだが、7月21日、またもや、大阪府警北堺警

察署が窃盗事件の捜査で、監視(防犯)カメラ映像から割り出した全く無関係の男性を誤認逮捕、警察の捜査を鵜呑みにした大阪地検堺支部もこの男性を起訴、85 日間にわたって身柄を拘束していたという。(平成 25 年 7 月 21 日 北海道新聞)

最近の監視(防犯)カメラの急速な普及に伴い警察の捜査で監視カメラ映像が頻繁に使われている。

現場の警察官によると、最近の捜査では現場周辺の聞き込みなどよりも、監視(防犯)カメラの映像探しが最優先に行われるという。

このことを裏付けるように、7 月 2 日付の北海道新聞に「札幌市内 2 事件容疑者画像公開」なる記事が載った。



4 月のひき逃げ事件の防犯カメラに映った女の画像(札幌西署提供)と6 月の強盗未遂と窃盗事件の防犯カメラに映った男の画像(札幌中央署提供)だ。

前者は近くのコンビニの後者は近くのマンションの監視(防犯)カメラによるものだという。

記事では、推定年代、体格、着衣等の説明があり、2 人とも「容疑」となっている。

指名手配されていたオウム真理教の被疑者の姿がテレビで大々的に流れたことは記憶に新しい。最近では、遠隔操作ウイルス事件の被疑者割り出しに監視(防犯)カメラ映像が利用されたと報じられた。

監視(防犯)カメラ映像が、犯罪の予防だけではなく、安易に警察の犯罪捜査に使われ、それが公開されることが常態化している。

監視(防犯)カメラの映像利用捜査の問題事例

以下は、監視(防犯)カメラの映像が警察の捜査に使われ、誤認逮捕等で問題となった事例を新聞記事から引用、要約したものだ。

いずれも、防犯カメラと報道されているので、ここでは防犯カメラのままにした。

①15歳中学生を誤認逮捕、練馬区の強盗致傷事件(警視庁)

男子中学生を殴り財布などを奪ったとして、平成25年2月、強盗致傷容疑でいずれも東京都練馬区に住む14~15歳の中学生の少年3人を逮捕した。

しかし1人の中3男子生徒(15歳)は誤認逮捕と判明、約1時間半後に釈放した。

現場付近の防犯カメラに残っていたフードをかぶった少年の姿が、誤認逮捕された男子生徒と似ており、被害者も複数の顔写真の中からこの男子生徒の写真を選んだため、逮捕したという。

ほかの少年2人は防犯カメラに写った顔を、通っていた中学校の関係者が確認していた。

この写真も別人だった。

②市営住宅の防犯カメラ映像で窃盗容疑者とした事例(北海道警)

札幌市豊平区の男性(46歳)が、深川市の市営住宅で平成23年12月15日に起きた窃盗事件の容疑者として、深川署に自宅を家宅捜索された。

同署は市営住宅の防犯カメラの画像を男性の父親に見せ、強引に息子だとする供述調書を作成、それをもとに捜索差押許可状を請求したもので、男性は「捜査員の強要で違法な捜索令状が取得され、家宅捜索などで精神的苦痛を受けた」として国賠訴訟を提起した。

③コンビニの防犯カメラ映像は別人だった事例(石川県警)

平成21年8月に石川県白山市内のコンビニの現金自動出入機(ATM)で、盗難キャッシュカードを

使って計 100 万円を引き出したとして松任署が男性(62 歳)を逮捕、男性は否認したが、金沢地検は、カードの入手方法や引き出された現金の使途を解明しないまま起訴していた。

弁護側の指摘で検察側が防犯カメラに写った男の映像を鑑定。

別人とする結果が得られ、地裁が無罪判決を言い渡した。

④舞鶴少女殺人事件逆転無罪判決(京都府警)

京都府警が、平成 20 年 5 月に発生した女子高生(15 歳)殺人事件で、自転車を押す男性と若い女性と歩いている防犯カメラ映像入手、これとよく似ているとされた男性(64 歳)を別件の窃盗で逮捕、殺人について京都地検が起訴、1 審有罪判決、平成 24 年 12 月、2 審では、目撃証言も変遷していて、別の証言や防犯カメラ映像は精査結果からも男性と被告が同一とは断定はできない、として大阪高裁が逆転無罪。(検察上告中)

監視(防犯)カメラは犯罪予防に効果があるか

道路、地下道、繁華街、商店街等の屋外、コンビニ、スーパー、量販店などの商業施設、官公庁、銀行等の金融機関、ビルやマンション、地下鉄や私鉄、JRの駅等の交通機関、最近ではバスやタクシーの車内にまで監視(防犯)カメラの眼が光っている。

一歩自宅を出れば監視(防犯)カメラに映らないで目的地まで行くことは不可能だ。

全国に設置されているとされる監視(防犯)カメラは 330 万台、全国の駅や地下鉄に設置されている監視(防犯)カメラは 5 万 6000 台(平成 24 年 1 月現在)ともされている。

このほかに警察が設置している監視(防犯)カメラがある。

平成 14 年に東京歌舞伎町に設置されて以降、12 都府県で 540 台が設置されたが、平成 21 年からは国費で整備がすすめられ、平成 24 年からは札幌の薄野、福岡の中州等の繁華街に設置され、本格的な運用が始まっている。

警察は、監視(防犯)カメラの設置目的を「犯罪抑止」としており、決して監視カメラとは言わない。

果たして、監視(防犯)カメラには、犯罪抑止効果があるのだろうか。

コンビニの店舗には少なくとも数台の監視(防犯)カメラが設置されているが、そのコンビニで頻繁にいわゆる「コンビニ強盗」が起きている現状からみるなら、監視(防犯)カメラの犯罪抑止効果は極めて疑

問だ。

平成 23 年 9 月、警察庁は「警察の設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会」(以下「研究会」の「最終とりまとめ」)を公表した。

ここでは平成 21 年と平成 22 年の比較による川崎駅東口に設置した監視(防犯)カメラの効果測定結果をまとめている。

その考察では、車両関連犯罪や粗暴犯については、統計的な有意な変化が結論できなかったとする一方で、自転車盗の認知件数に有意な差があったとしているが、これも総合的な防犯対策の結果と解釈すべきだとしている。

このように監視(防犯)カメラが犯罪抑止に有効であることは、ほとんど立証されてはいない。

監視(防犯)カメラの設置等に関する法的根拠はない。

東京都杉並区等、条例で監視(防犯)カメラを設置する際に届けを義務付けるなどの規制を設けている自治体もあるが、国レベルでは平成 15 年 7 月に「行政機関等による監視カメラの設置等の適正化に関する法律案」が国会に提案されたが審議未了になって以来、監視(防犯)カメラの扱いについて規制する法律はない。

また、警察庁は監視(防犯)カメラの設置・管理については、「最終とりまとめ」において、「具体的な手続きが明確化され、それに基づき運用されることが確保されるのであれば、必ずしも特別な法的根拠規定を設けるまでの必要がない」としている。

これに対して、「最終とりまとめ」に依拠した監視(防犯)カメラの設置の推進に反対する日弁連は、「警察が管理・設置する監視カメラに関する意見書」(平成 24 年 1 月 20 日、以下「意見書」)で、「監視カメラは、市民のプライバシー権ないし自己情報コントロール権と深刻な衝突を生じるものであるから、議会における慎重な審議を経て、明確かつ具体的な法的根拠が与えられるかが検討されなければならないことは明らかである。」としている。

さらに、意見書は、設置された監視カメラの運用が人権を侵害していないかどうかについて、公安委員会や警察以外の政府から独立した第 3 者機関がチェックし、検証するシステムを設けるよう提言している。

警察庁は自治体や民間の企業・団体に対して監視(防犯)カメラの設置を促進するよう呼び掛けている。

大阪市のように設置費補助事業制度により、平成 23 年度には地域防犯カメラ等の設置台数を 7609 台にまでに大幅に増加させた自治体もある。

では、こうした自治体や企業・団体が管理、設置する監視(防犯)カメラの映像はどのように取り扱われているのだろうか。

札幌市の調査によれば、設置者の 60%が外部に提供しており、その 98.6%が捜査機関(警察)だという。

通常、警察が捜査のために第三者が管理する物(映像)を入手するためには、裁判官が発する捜索・差押許可状が必要だ。

しかし、警察はそんな面倒なことはしない。

刑事訴訟法 197 条 2 項による「捜査関係事項照会書」で映像を入手している。

これは、あくまでも任意捜査であるから、設置者は提出を拒むことができるが、そんな設置者はいない。

こうして警察は監視カメラの映像を易々と入手することができる。

ちなみに、警察は携帯電話の通信履歴もこうした手法で容易に入手することができるし、携帯電話のGPS機能を使って、容疑者の所在を把握する手法もすでに行われている。

警察が入手した監視(防犯)カメラの映像をどう使うかかも警察の裁量次第だ。

捜査員に写真を持たせて聞き込み捜査に利用したり、写真面割りに使ったり、必要によっては映像をマスコミに提供して、マスコミを利用した公開捜査も当然のことのように行われていることはすでに指摘した通りだ。

警察庁は、平成 23 年警察白書において「防犯カメラの普及とあいまって被疑者の犯行を裏付ける有効な捜査手法となっている。」と説明している。

テロ対策の名の下に進む監視社会

ここまでは、監視(防犯)カメラの問題について述べたが、警察による国民の監視システムはこれだけではない。

幹線道路に設置されている「自動車ナンバー自動読取装置」(Nシステム)がある。Nシステムは設置された箇所を通過する車両(2輪車を除く)をすべてチェックし、登録された盗難車や指名手配被疑者等が使用する車両のナンバーと照合し、パトカー等に通報するシステムだ。

警察庁は、Nシステムの設置箇所は明らかにしていないが、一説では全国で2,000か所に及ぶとされている。(平成20年警察白書では776か所)

自動速度違反取締装置(通称オービス)もある。

これは、主要な幹線道路や、高速道路などに設置されており、制限速度を大幅に超過して走行している車両を検知すると、当該車両の速度を記録し、ナンバープレートおよび運転者の撮影を行うシステムだ。

通常は一般道路では30キロ以上、高速道路では40キロ以上の速度超過で撮影される。

三次元顔画像識別システムというのがある。

これは、監視(防犯)カメラで撮影された映像から人の顔の部分を抽出し、目、耳、鼻などの位置関係やパーツの特徴を瞬時に数値化し、あらかじめデータベースに登録された特定の人物の顔データベース自動的に照合するものだ。

警察の顔データベースとは何か。

警察署長等は、刑事訴訟法218条に基づき、被疑者を逮捕したときには被疑者の写真を撮影し、当該被疑者写真及び当該被疑者の氏名、生年月日その他当該被疑者を識別するために必要な事項を電磁的方法により記録した「被疑者写真記録」を作成し、警察本部を経て警察庁に送付することになっている。(被疑者写真の管理及び運用に関する規則)同規則では、身体の拘束を受けていない被疑者についても、その承諾を得て被疑者写真を撮影し、「被疑者写真記録」を作成することが明記されている。

警察庁は被疑者写真データベースにどのくらいのデータが蓄積されているかは明らかにしていないが、平成23年中に警察に検挙された人数は、刑法犯約30万人、特別法犯約7万人、交通事故事件約68万人、合計で約105万人となる。

被疑者写真制度が始まって以来の被疑者写真の数は膨大なものになる。

さらに、警察には運転免許証の写真もある。

我が国の運転免許人口は約 8,100 万人(平成 23 年末現在)だ。

かつては、運転免許の取得時、更新時には申請者が顔写真を持参していたが、現在は公安委員会(事実上警察)が撮影し、そのデータは警察本部の運転免許課から警察庁に送られ、データベース化されている。

運転免許写真は、本来、運転免許行政のために保管されているデータであり、犯罪捜査など、他の目的に利用することはできないものだが、実際には、ほぼ自由に捜査や情報収集のために使われていることは、警察内部で公然の秘密だ。

なお、交通警察に詳しい警察OBの証言では、先ほど説明したNシステムやオービスで撮影された車両のナンバーや顔写真も、密かにデータベースとして蓄積されているという。

インターネット上に公開されている facebook 等に掲載されている個人の写真も捜査に利用しようと思えば可能だろう。

民間を巻き込んだ形での監視網も着々と構築されている。

大阪では、大阪府警と一部のタクシー会社が協定を結び「ムービングアイ包囲網」というシステムが構築されている。

これは、警察が事件発生後に入手した監視カメラ情報(主として車両の情報)をタクシー会社に手配し、情報提供があれば、ドライブレコーダーの画像の保存を依頼し、被疑者や逃走経路の割り出しに利用するというものだ。

同社のタクシー464 台にドライブレコーダーが搭載され、24 時間体制で大阪府下で稼働しているといい、乗務員が乗車後は常時録画が可能だという。

大阪府警では、このシステムを大阪府内のタクシー会社全体に拡大することを目指しているという。

東京都は、『10 年後の東京』への実行プログラムで、21 世紀の都市モデルの実現に向けて 39 施策を 3 か年で実現するアクションプランを決めている。

その一つに「先端技術の活用と官民パートナーシップによるテロ対策」があり、「3 次元顔形状データベース自動照合システムの構築」が含まれている。

これは、警視庁のテロリストや指名手配被疑者等の 3 次元顔形状データと民間の監視(防犯)カメラにより撮影された画像(映像)とを自動照合するシステムを構築するというものだ。

実はこのシステムは、すでに平成 23 年 3 月から試験運用されているのだ。(平成 24 年 8 月 14 日 東京新聞)

2001(平成 13)年 9 月 11 日の米国同時多発テロ事件は全世界に衝撃を与えた。

以来、米国は、捜査機関の権限の拡大や国際マネーロンダリングの防止、国境警備、出入国管理、テロ被害者への救済等を内容とする「米国愛国者法」を制定したほか、「国土安全保障勧告システム」の設立等、様々な施策を講じてきた。

しかし、2005(平成 17)年 7 月には、イギリスの首都ロンドンで同時爆破事件が、今年 4 月にはボストンマラソンで同時爆弾テロ事件が起きている。

テロも犯罪の一形態ではあるが、その犯行は思想・信条にもとづく確信犯によることが多く、また、銃器や爆弾が使用されることが多いため国民を恐怖に陥れる。

テロは警察力をもってこれを完全に抑止することは極めて難しい。

そのため、警察は時として、国民のプライバシーの監視など、法的な権限を越え、あるいは、法的な根拠もないにも拘らず権限を行使しようとする。

平成 23 年 10 月、警視庁外事 3 課のものとみられるデータがインターネット上に流出した。

それには、警備・公安警察がイスラム教徒を潜在的なテロリストと決めつけ、監視や調査の対象としていたことが記されている。

モスクに出入りする人物を監視対象とし、銀行やレンタカー会社、ホテルなども警視庁の求めに応じて個人情報を提供していたほか、銀行が中東の某国大使館の職員全員の銀行取引履歴を提供していた内容も記されている。

米中央情報局(CIA)の元職員スノーデン氏が暴露した NSA(米国家安全保障局)による膨大な個人情報の収集・傍受事件が世界中に波紋を広げている。

同氏によると、米通信会社から市民数百万人の通話記録を入手したり、グーグルやアップル、フェイスブック、ヤフーなど大手ネット企業が持つデータにアクセスしていたという。

警視庁外事 3 課のものとみられるデータの中には、FBI(米連邦捜査局)からの要請で、警視庁が中

東国籍の外国人からテロ資金集めの実態解明ためなどと称して事情聴取を行っていたとの記録があった。

我が国では、平成 23 年 5 月、いわゆる「コンピュータ監視法」が成立した

その内容は、刑事訴訟法 197 条 3 項に、警察が差押えするために必要があるときにはプロバイダーに対して、通信履歴を 30 日を超えない期間を定めて、消去しないよう求めることができるとするものだ。

警察はこの規定に基づき、プロバイダーに保管を命じ、プロバイダーも刑事訴訟法 197 条 2 項の「捜査関係事項照会」で任意提出を求められれば、これに応じることになる。

このほか、警察は取り調べの可視化と引き換えに、通信傍受の拡大や会話傍受等、新たな捜査手法の導入も主張している。

スノーデン氏が暴露した実態は我が国とは無関係だとはとても思われぬ。

国民が円安だ、株高だと浮かれています。参議院選挙では自民党が圧勝し、国会のねじれ現象も解消した。

安倍内閣は秋の臨時国会には秘密保全法を提出するとしている。

秘密保全法にいう“特定秘密”とはなにか。

未だに、国民の知る権利を侵害する虞の強いこの法案は、その全貌さえ明らかにされてはいない。

こうした動きに対して、国民の関心は極めて低い。

例えば、7 月 21 日付の北海道新聞には、北海道新聞情報研究所による「防犯カメラ 新設、増設に賛成？ 反対？」なるモニター調査の結果が掲載されている。

それによると、“賛成または容認する”が 77%となっている。

果たして、国民のプライバシーを監視することで、犯罪やテロを防ぐことはできるのだろうか。

そして、現在の我が国の警察は、国民がそれを託すことができるほどに信頼に足る機関なのだろうか。

そろそろ、国民は自分のこととして、こうした問題を真剣に考える必要がある。

自分の身に降りかかってからでは遅いのだ。



2013(平成25). 6. 23(日) 大阪府警の上塗り不祥事

締め付け強化・現場は隠蔽そして隠蔽

このところ、大阪府警(田中法昌本部長)で不祥事を隠すための上塗り不祥事が相次いでいる。

そのためか、大阪等の新聞社やテレビ局からの取材が相次いだ。

以下、東京新聞からの引用(6月10日 夕刊)

大阪府警堺署の留置場で起きた公務執行妨害事件で、実際には現場にいなかった警察官が関わったとする虚偽の調書が作成され、地裁堺支部であった公判でも虚偽の内容に沿って警察官が証言をしていたことが分かった。

府警は虚偽有印公文書作成・同行使などの容疑で調べる。

弁護人や捜査関係者によると、昨年12月2日、堺署留置管理課の巡查長(33)が、覚せい剤取締法違反の疑いで勾留されていた男(40)が騒いだため、署内の留置保護室に收容しようとしたところ、男に殴られ、公務執行妨害容疑で現行犯逮捕した。

堺署の当直署員が事件処理を担当し、現場にいた巡查(25)にも状況を聴き、巡查長が保護室への收容を決めたとする調書をいったんは作成。

しかし、上司の警部補(50)が、現場にいなかった巡查部長が指揮して收容したとする内容に作り替えるように指示し、虚偽の調書を作成した。

階級が上の巡查部長が指揮し、対応が適切だったと強調する意図があったとみられる。

その後、事件処理を引き継いだ刑事課員は、実況見分などから巡查部長がいなかったことに気付いたが、警部補の指示を隠し、巡查長らで判断して巡查部長が指揮したとの虚偽内容に作り替えたとする調書を新たに作成した。

男は公務執行妨害罪などで起訴され、巡査長らは今年3月、堺支部の公判で虚偽調書に沿って証言、「捜査段階でうその説明をした」などと釈明。

虚偽の調書は弁護側が証拠採用に同意せず、証拠とされなかった。

公判は結審し、5月7日に判決期日が決まっていたが、検察側が「事実と異なる証言の可能性が出てきた」として審理再開を申し立て、今月25日にあらためて巡査長らの証人尋問が実施される。

公判では公務執行妨害罪の起訴内容について争っており、弁護側は「うその説明をした警察官の証言に信用性はない」と主張している。（引用終わり）

大阪府警では、昨年3月、福島署の刑事課長（警部）らが、強盗強姦事件の証拠品のたばこの吸い殻が紛失していることに気が付き、別のたばこを証拠品として捏造した問題が発覚している。

ところが、6月11日、堺署に勤務していた元警部補の男性（60）～昨年3月退職～が、平成22年、覚醒剤取締法違反事件の証拠品の注射器がなくなっていると思い込み、無関係の注射器を準備し、証拠品としてねつ造していたことが発覚した。

決め手を欠く不祥事対策に

平成12年の警察改革以降、一時的に減少した警察職員の懲戒処分者数は、平成22年から増加に転じ、昨年は全国で458人を数え、93人の逮捕者を出している。

懲戒処分者が最も多かったのは警視庁、次いで大阪府警、北海道警察の順だ。

警察庁は、不祥事が起きるたびにまるでモグラ叩きのように、対策を打ち出してきた。

各都道府県警察もその都度、管理・監督の強化を柱に再発防止策を明らかにしてきた。

その結果、現場には閉塞感が充満し、些細なミスも隠そうとする風潮が生まれているのではないかと。

幹部は“正そうとする意識”よりも“責任を回避しようとする意識”が働く。

階級社会の警察では上司の命令は絶対だ。警察庁の施策で進められた幹部枠の拡大は幹部の質の低下を招いた。

大阪府警の問題の背景には、幹部の質の低下があるのではないかと。

北海道では、6月21日、道警南署がパトカーによる交通事故を発表していなかったことが発覚した。報道によれば、今年5月21日、札幌市南区の市道交差点で、南署地域課の男性警部補(61歳)が運転するパトカーと、市内の男性(61歳)が運転するタクシーが出合い頭に衝突した。

事故の原因は、同警部補が赤信号を無視したことにあつたが、同署は重大事故ではないとしてパトカー側を立件せず、公表もしていなかった。

同署によると、パトカーは巡回中で、サイレンや赤色灯をつけていなかった。

警部補は「赤信号を見落とした」と話したが、けが人がなく、タクシー会社側に処罰感情がないなどとして、同署は立件を見送っていた。

公表しなかったことにも「問題はない」としているという。

警察官の私的な物損事故まで問題とするつもりはないが、この交通事故は、公務中の事故だ。

そして、市民が同じような事故を起こしたときに、赤信号無視は不問に付すのだろうか、双方の車両の修理費は公費(税金)で負担するのだろうかなどの疑問もわく。

こうした問題について報道は触れてはいない。

平成12年7月の「平成12年7月に示された警察刷新会議による「警察刷新に関する緊急提言」では、我が国の警察がもつ問題点として、「犯罪捜査の秘匿性を強調するあまり、警察行政が閉鎖的になるとともに、本来公開すべき情報が公開されないおそれがある。」と指摘、透明性の確保と適切な是正措置のための方策として「国民の目に見える警察とするため情報公開の積極的な推進」を求めた。

これを受けた国家公安委員会は、警察の保有する情報に関するガイドラインを示したが、国民の情報開示請求に対する警察の姿勢は極めて消極的であることは何も変わってはいない。

国家公安委員会の示した基準では、懲戒免職事案の発表に関しては、懲戒免職以外の懲戒事案について「職務執行に関連する行為は、事案の概要及び処分の内容を発表する。性犯罪の被害者が事件を発表しないように求めるときなど、関係者の人権保護が必要なときは除く。」となっているはずだ。

警察にとって「不祥事」は、発覚、特に、マスコミに報道されてはじめて不祥事になるとする考えは何も変わってはいない。

最近の事例を見ると、こうした基準を無視、あるいは、警察にとって都合の良いように縮小解釈しているようにも見える。

不祥事防止策に決め手を欠いた警察には、隠蔽が残された唯一の対策なのかもしれない。

不祥事があったときには、警察署長は、警察本部警務部監察課(室)に速報するほか、関係する部課に報告することになる。

警務部監察課は、関係する部課と連携しながら、事案の実態を調査し、懲戒処分対象事案かどうか、処分種別・内容、マスコミ等への発表事案かどうか、発表の内容等を決定することとなる。

また、その事案が訴訟に発展する恐れがあるときには、総務対策も検討されることになる。

警察官の証人出廷に際しては、関係部課で証言内容について入念な打ち合わせが行われ、出廷する警察官に対する事前の証言訓練も行われる。

国賠訴訟等で、証言台に立つ警察官はそれに従って証言することになる。

そのため、警察にとって不利になったり、都合の悪い質問に対しては「忘れました。記憶にありません」といった証言を連発することになる。

ときには偽証も辞さない。

つまり、組織的な隠ぺいが行われることになる。

大阪府警の留置場内の公務執行妨害事件のケースでは、「留置場事故」(警察では不祥事を事故と呼ぶ)として、府警本部警務部監察室に速報されているはずだ。

このほか、関係する府警本部の部課は、総務部留置管理課、刑事部刑事総務課が考えられる。

堺署だけではなく、この隠蔽工作に府警本部の関係部課が関わっていたとしても不思議ではない。

こうした情報開示に対する消極的な姿勢、さらには、組織的な隠蔽体質こそが、現場の隠蔽を生み、不祥事が絶えない最大の要因なのだ。

警察の原点に戻れ

報道によると、大阪府警は「不祥事対策のマニュアル」を作成し、全 65 署の警察官に配布したたと

いう。

速やかな報告を条件に、処分を減免する方針を明確にしたものだ。

隠蔽を選べば、懲戒免職や刑事処分という重い結果が待っていると強調している。(6月17日 毎日新聞大阪朝刊)

これは、大阪府警の危機感があらわれるというより、こんなことしか打つ手がないということだろう。

見方によっては、「信賞必罰」といった組織管理の鉄則を無視したものともいえよう。

まさに警察崩壊現象だ。

さらに指摘しなければならないのは、大阪府警の虚偽供述調書の作成や証拠品のねつ造には、警部や警部補の階級にある幹部が関与している点だ。

ここにも、警察庁の指示で進められてきた幹部枠の拡大による幹部の質の低下現象が顕著に表れている。

また、警察改革では全く触れられなかった違法捜査の問題もある。

今回の大阪府警の問題は、警察官の取り調べとその結果を記載した供述調書、犯行を裏付ける証拠といった証拠に関する基本的な認識の希薄さを示したものだ。

警察庁の昨年の懲戒処分のデータによると、懲戒処分に事由では「公金・公文書紛失及び公文書偽造等」が63人で、「窃盗詐欺横領等」の100人に次いで2番目に多い。

今年に入ってから、兵庫県警で2人(警部補、巡查部長)、北海道警、神奈川県警、福岡県警の警察官が、虚偽供述調書の作成容疑で逮捕されている。

警察には、治安維持のためなら、多少の違法行為も許されるといった意識がある。

コンプライアンスの欠如、警察の思い上がりだ。

このことが多くの冤罪事件や誤認逮捕事件に繋がっているのだ。

最早、小手先の対策では、こうした問題は解決できないところまで来ているのだ。

警察は市民のためにある。

今こそ警察の原点に戻ることが必要だ。



2013(平成25). 6. 13(木) 個人データ抹消等請求事件判決

違法捜査対応 市民のためのガイドライン

警察官の職務質問や所持品検査は違法だ、とする判決が、5月28日、東京地裁で言い渡された。

筆者(原田宏二)は、著書「警察崩壊～つくられた“正義”の真実」(旬報社)で、警察官による警察官職務執行法(以下「警職法」)2条の質問の要件を逸脱したいわゆる「無差別職務質問」が行われていることや、半ば強制的な任意同行、長時間の取調べ、捜索に類した所持品検査、逮捕していない被疑者の写真撮影、指紋採取等、強制のおそれのある任意捜査の禁止を提言した。

この判決には、見逃してはならない重要なポイントがある。

その1は、警察法2条の問題だ。

被告警視庁は、「警職法2条の職務質問要件である『異常な挙動』に当たらないとしても、警察法2条1項の警察の責務を掲げられた責務を全うするために必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り一般的に許容されるものであるから、本件職務質問が原告の同意に基づく任意手段として行われている以上、本件職務質問が直ちに違法となるものではない。」と主張した。

これは警察法2条を根拠に、治安維持のためなら無制限に権限を拡大することも許されると言っているに等しい。

これに対して、判決は、「警職法2条1項の要件を具備しない者に対する職務質問を開始することが警察法2条1項を根拠に許容されると解することは困難である。」と明確に指摘した。

2つは、被疑者写真の撮影や指紋採取の法的な根拠の問題だ。

原告が、「任意というためには拒否の自由があること、拒否しても不利益がないこと、撮影した姿写真及び採取した指紋は犯罪記録として保管し、必要に応じて本人の同意なく使用すること、顔写真及び指紋の記録は被疑者リストに入れ、全国の警察官が捜査のためにいつでも閲覧利用できるようになることを、事前に告げる必要があるが、原告に対してこのような説明はされていないから、任意の同

意を欠く」と主張した。

これに対して、判決は、被疑者の写真や指掌紋が刑事訴訟法(以下「刑訴法」)197条1項又は同法218条の規定に基づき、任意に又は強制の手段により適法に採取されたことを前提に、「通常の判断能力を有する一般人であれば、必ずしも上記の説明がされなくとも、写真撮影及び指紋採取に対する諾否の判断は可能であり、上記の説明がなされない限り任意の同意を欠くということとはできない。」とした。

任意の写真撮影や指紋採取の法的な根拠を、刑訴法197条1項の「捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。」とするのは無理があるのではないか。

被疑者の写真撮影、指紋採取、については、刑訴法218条2項(令状による差押・搜索・検証)に「身柄の拘束を受けている被疑者の指紋を採取し……又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、前項の令状によることを要しない。」とあるが、この条文は逮捕されていない被疑者には適用されない。一方、取調べに関しては、刑訴法198条(被疑者の出頭要求・取調)に「犯罪を捜査するについて必要があるときには、被疑者の出頭を求めて取り調べることができる」とある。

197条の「取調」と198条の「取り調べ」とどう違うのか。

筆者には、197条の「取調」に「逮捕されていない被疑者の任意の指紋採取や写真撮影」が包含されるとは読み取れない。

判決では、所持品検査も197条を根拠としている。もしそうだとするならば、捜査のためなら、任意と称して何でもできることになる。

例えば、監視カメラ映像、Nシステムの利用もこの条文を根拠とすれば可能だ。

まさに、令状主義の形骸化だ。

「市民の目フォーラム北海道」が市民の警察に対する苦情や相談をうけている相談BOXにも、同じような問題に関する相談が多数寄せられている。

しかし、こうした問題で訴訟を提起してまで争う市民は少ない。

多くは泣き寝入りしているのが実態である。

原告Aさんが、違法な職務質問の被害を受けてから判決まで3年の歳月を要している。

しかも、原告側が請求した個人データの抹消請求等は認められなかった。

おそらくこの訴訟はこれからも続くだろう。

このままでは、原告Aさんは、警察庁のデータベースに犯罪前歴者として登録され、Aさんの写真、指紋といった個人データは警察の犯罪捜査などに使われることになる。

最近では、法的な根拠のないDNAデータの採取とデータベースへの登録が行われている。

こうした警察官の違法な権限行使から、市民が身を守るためにはどうしたらいいのか。判決文から探してみよう。

(東京地裁判決 <http://www.ombudsman.jp/policedata/130528.pdf>)

個人データ抹消等請求事件の概要

平成22年3月6日午後2時25分ころ、大手電機メーカー勤務に勤務するコンピュータ周辺機器の設計技術者Aさんが、東京都千代田区秋葉原を歩行中、警視庁第一自動車警ら隊の警察官らの職務質問を受け、ショルダーバック内に万能工具マルチツール(6.8センチの刃付)を所持していたとして、万世橋警察署へ任意同行を求められ、軽犯罪法違反容疑で取調べを受けた。

その際、被疑者写真等を撮影されたうえ指紋も採取された。

事件は東京地検に送致されたが起訴猶予となった。

Aさんは、平成23年9月6日、清水勉弁護士(東京)らを代理人として、警察官らの職務質問は違法であり、警察が保有しているAさんの写真や指紋のデータを抹消することなどを求めて、東京都(警視庁)と国(警察庁)を相手取り提訴した。

(訴状 <http://www.ombudsman.jp/policedata/110906.pdf>)

一部勝訴となった判決のポイントについて、訴訟代理人を務めた清水勉弁護士は「全体的には疑問の多い判決ですが、警察官の街頭活動として日常的に行われている職務質問のあり方に影響を与えます。」と次のように解説している。(以下、「明るい警察を実現する全国ネットワーク」のホームページから引用)

1 職務質問の違法

「警察官が、その職務質問の開始時点で把握していた状況を勘案して上記要件(※)を満たすと判断

する上において、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかであるにもかかわらず、あえて質問をすべく停止させたり、又は答弁を強要した場合には、上記職務質問は、警察官の職務上の法的義務に違反するものとして、国賠法上も違法になるというべきである。」

※ 警察官職務執行法第2条第1項「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると思われる者」

本件では、原告が警察官らと眼が合ったときに視線を逸らせたと主張し、警察官が証言していたが、裁判所は、当時、秋葉原地区は雨が降っており、原告が不透明の傘を差して早歩きに歩いていたことからすると、目が合うことはなく、視線を逸らせたということもあり得ない、とした。警察官が偽証したことを認定した。

しかも、さらに、被告は、原告が任意に応じたのだから適法だと主張したのに対して、裁判所は、警察官職務執行法第2条第1項が、「もともと任意手段によるべき職務質問について、その要件を定めていることに鑑みると、警職法2条1項の要件を具備しない者に対する職務質問を開始することが警察法2条1項を根拠に許容されると解することは困難である。」とした。

2 所持品検査の違法

判決では、「所持品検査は、警職法2条1項による職務質問に付随して行われるもので、適法な職務質問の存在を前提としていると解される。本件職務質問は違法と言わざるを得ないから、これに付随して行われた本件所持品検査もまた違法であると言わざるを得ない。」

勝訴判決部分ではありませんが顔写真・指紋データの抹消請求権判決は、結論としては、原告の請求を認めなかったが、理論上、請求権があることを認めた。

ただ、本件では、本人が承諾しているから適法だとした。

したがって、本人が承諾していないことが立証できるケースでは、抹消請求できることになる。

原告側が主張する違法捜査

原告側は、警察官の違法な職務質問の背景にあるいわゆるノルマ制度の実態、軽犯罪法1条2号違

反の摘発の実態とその成否、警察官証言の信用性、任意性と承諾と真意、職務質問の違法性、所持品検査の違法性、任意同行の違法性、取調べ、顔写真撮影・指紋採取の違法性等について、21項目、81ページにわたる「原告最終準備書面」(平成25年2月25日付)を提出し、警察官の職務執行や犯罪捜査の違法性について主張している。

(最終準備書面 <http://www.ombudsman.jp/policedata/130225.pdf>)

冤罪は警察の任意捜査から始まる

冤罪は究極の人権侵害だ。

現行刑訴法が施行されたから、数多くの冤罪事件が起きている。

その多くは刑事司法の入り口にある警察の犯罪捜査、とりわけ、任意同行、任意の取調べなどの任意捜査から始まっている。

警察官の犯罪捜査の具体的権限は、「刑訴法」で定められている。

任意捜査は、刑訴法197条1項に「捜査については、その目的を達するため必要な取調べをすることができる。」とあり、被疑者の出頭要求・取調べについては、その198条に定められ「被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後いつでも退去することができる」とある。

警察官の犯罪捜査の基本を定めた「犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)」は、警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構え、捜査の方法、手続その他捜査に関し必要な事項が定められている。

その2条2項には「捜査を行うに当たっては、個人の基本的人権を尊重し、かつ、公正誠実に捜査の権限を行使しなければならない」とし、3条には「捜査を行うに当たっては、警察法、刑事訴訟法、その他の法令および規則を厳守し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないように注意しなければならない」とある。

この規定が、忠実に実行されていれば、冤罪や誤認逮捕などがあるはずがない。

さらに、99条には「捜査は、なるべく任意捜査の方法によって行わなければならない」とし、100条で任意捜査を行うに当たり相手方の承諾を求めるについては、次に掲げる事項に注意しなければならないとして、

(1) 承諾を強制し、またはその疑を受けるおそれのある態度もしくは方法をとらないこと。

(2) 任意性を疑われることのないように、必要な配慮をすること。

とある。

つまり、任意捜査とは、相手方の承諾が条件となる。

しかも、承諾の強制や任意性を疑われたりするようなことがあってはならないとしている。

しかし、現場の警察官は任意捜査に当たって、相手方「これは任意です。拒否の自由があります。承諾しますか？」などとは決して聞かない。

警察官の要求に従うのは当然と言わんばかりに、相手の都合などは無視する。

相手方が従えば承諾があったことになる。

新人警察官が、相手方に「拒否の自由があります。」と告げたらどうなるか。

幹部から直ちに執行力のない警察官だとの烙印を押されるのが関の山だ。

ちなみに、本件の警視庁第一自動車警ら隊の警察官は、「職質検挙」の功績で表彰されたに違いない。

本件の争点は、職務質問(警職法 2 条 1 項)と職務質問に伴う所持品検査(明文規定なし)等 14 項目に及んだが、判決はこの 2 項目については違法性を認定したほかは、軽犯罪法 1 条 2 号違反が成立するとするとの被告の主張をあっさり認め、原告が請求した領置(刑訴法 221 条)、所持品検査 2(刑訴法 197 条 1 項)、任意同行(刑訴法 198 条 1 項)、取調(刑訴法 198 条 1 項、同 3 項)、被疑者写真撮影、指紋採取(任意～刑訴法 197 条 1 項、強制～刑訴法 218 条)等の違法性については、判決文には警察官と原告との具体的なやり取りに関する記述はないが、以下のような理由から被告側の主張を全面的に認め、その違法性を認めなかった。()内は適用条文。

① 原告が承諾した。特に異議を述べなかった。(任意同行、写真撮影、指紋採取)

② 原告が任意に提出した。(領置)

③ 原告の承諾があった。(所持品検査 2)

④ 原告が特に訂正を申し立てずに署名押印している。(取調)

⑤ 「任意提出書」、「所有権放棄書」に原告が署名指印している。

違法捜査対応 市民のためのガイドライン

市民は警察の実態をほとんど知らないと言ってもいいだろう。

刑法や犯罪捜査規範などにはなじみが薄い。

というより存在さえ知らないのが普通だろう。

何かおかしいと思いながらもほとんどが警察官の言いなりになる。

その結果が自分の身に降りかかってからはじめてことの重大さに気が付く。

しかし、それでは遅いのだ。

警察の違法捜査から身を守るための最低限のガイドラインが必要だ。

そして、一人で悩まず、弁護士などの専門家に相談することが大切だ。

この判決から導き出されるガイドラインは以下のようなものだ。これを実行したとしても、逮捕されることはない。

① 職務質問

○ 基本的にこれに応じるかどうかは自由だ。(警察官の職務質問は任意手段)

○ あわてずに冷静に対応する。警察官と口論したり、その身体には触れてはならない。(公務執行妨害とされるおそれあり)

○ 警察官の所属、階級、氏名を確認する。

○ 声をかけた理由(職務質問の要件～異常な挙動等)の説明を求める。

② 所持品検査

○ 基本的に応じる必要はない。(法的義務はない。)

○ 警察官にバック等を手渡さない。探させない。見せない。

○ 逮捕されていないなら身体捜検(凶器所持)はできない。(警職法 2 条 4 項)

③ 任意同行

○ 「被疑者としてか、参考人としてか」を確認する。

○ 警察官の人数、警察官の位置等を確認する。(任意性の有無)

○ 用件、行き先、所要時間を確認する。

○ 身分を明らかにして、後日出頭する旨を伝える。

④ 取調べ

- 取調官の所属、階級、氏名を確認する。
- 「逮捕か、任意か」を確認する。(手錠なしが任意とは限らない。)
- 疑われている事実(犯罪事実)の説明を求める。
- 供述を拒否できることを確認する。(黙秘権、供述拒否権が告げられないことがある。)
- 身に覚えのないことははっきり主張する。
- 任意であれば退去する旨を伝える。
- 弁護士へ連絡する。(逮捕なら弁護士会の当番弁護士制度の利用)
- 逮捕・勾留されている間の取調べは「被疑者ノート」に記録する。
- 納得できない内容の供述調書に署名・押印しない。必ず、削除、訂正を求める。
- 記載内容を確認したときは、調書毎葉の欄外にも署名・押印する。(差し替え防止)
- 提出書類の題名・内容は必ず確認する。不動文字で印刷されている部分も確認し、その書類の意味を確認する。場合によっては、写しの提供を求める。

⑤ 写真撮影、指紋採取等

- 逮捕されていない限り、絶対に応じてはならない。(一生抹消できない。)
- DNA資料は逮捕されていても提出してはならない。(法的な義務はない。)

⑥ 抗議、訴訟への備え

- 警察官とのやり取りは、できれば、携帯電話の録音機能やICコーダで録音する。録音できなくてもメモを作る。
- 事件の内容、経過を時系列でまとめる。(記録化)
- 弁護士や各地の弁護士会、「明るい警察を実現する全国ネットワーク」や「市民の目フォーラム北海道」等の相談窓口早めに相談する。



目を覆う現場の鈍さと無気力さ

平成 25 年 4 月 19 日、香川県警は「『尼崎市における被害者多数の殺人死体遺棄事件』の関係者に対する県警の対応に関する調査結果と今後の対応について」を発表、それによると、本件に関して、平成 15 年から 16 年にかけて、被害者の家族等 17 人から 28 件(36 回)の相談や通報があったのに対応が不十分だったとして関係者に謝罪したという。

続いて、4 月 25 日、兵庫県警も離散に追い込まれた家族らから 10 件の事案で、平成 10 年春から平成 23 年 9 月にかけて、14 回の相談や通報を受けたが、6 件の事案については適正な対応をしなかったため、事件を把握する機会を見逃していたことを認め、遺族らに謝罪したという。

この事件は、かなりの長期間、兵庫県尼崎市を中心に香川県等数府県にわたる広域犯罪だ。

被疑者・被害者の数も多く、被疑者らは長期間にわたり監禁、執拗に暴行を加え、遺体をコンクリート詰めにするなど、その手口も残虐・非道だ。

事件は、平成 23 年 11 月、監禁されていた女性が脱走し、兵庫県警を避けて大阪府警に相談、大阪府警は事件性があると判断し、兵庫県警に通報、これを受けて兵庫県警がようやく捜査を開始した。

尼崎市内の貸倉庫でこの女性の祖母(66 歳)の遺体が、ドラム缶にコンクリート詰めされた状態で発見され、兵庫県警はこの事件で主犯各の女性ら 5 人を死体遺棄等の容疑で逮捕、平成 24 年 11 月には遠縁の男性の遺体をドラム缶に詰め岡山県の海中に捨てたとして、死体遺棄容疑で 8 人を逮捕した。

この事件の主犯とみられた女性は事件発覚後の平成 24 年 12 月に留置場内で自殺したが、現在も殺人等の疑いで捜査が続いている。

報道によると、この一連の事件で主犯格の女性の周辺での行方不明者は 7 人、死者は 6 人に及んでいるという。

このほか、平成 17 年に沖縄で転落死した男性に自殺を強要したとされる自殺教唆や保険金詐欺事件も浮上、この事件は、当時、沖縄県警は事故死と判断し、必要な捜査をしていなかったことも判明している。

報道で知る限りでは、主犯格の女性を中心とする集団による異様ともいえる事件だが、これだけ長期間にわたり警察が認知できなかったことの方が異様だ。

必ず、より早い段階で、事件を認知できる兆候があったはずだ考えていたところ、その通りだった。

多くの相談や通報がありながら、現場の警察官は犯罪の臭いを嗅ぎ取ることができなかった。

あるいは、嗅ぎ取ってはいながら無視したのか。

いずれにしても、相談に対する対応の適否以上に根の深い問題だ。

目を覆わんばかりの鈍さ、無能さ、無気力さ。

警察の現場の捜査力や志気が著しく低下していると言わざるを得ない。

兵庫県警といえば、日本最大の指定暴力団山口組の本拠地を抱え、その壊滅を目指していると言われるが、その兵庫県警がこの程度の犯罪集団に手こずるとは情けない。

暴力団の壊滅などはできるわけもない。

市民からの相談等に対して、適切な対応を怠ったため、重大な結果を招いた事例は過去にもあった。

○ 埼玉県警 桶川ストーカー事件

埼玉県警上尾警察署が、上尾市在住の女性の中傷ビラが多数はられるなどした名誉毀損事件を捜査中の平成11年10月、同女性が殺害される事件が発生した。この事件の捜査をめぐって、同警察署が同年6月の被害申告時から被害女性らの訴えに対し不適切な発言と消極的な対応を繰り返していたことが明らかになった。

○ 栃木県警 リンチ殺人事件

栃木県上三川町在住の少年が、2か月間余りにわたって各地を連れ回され、その間に金銭の要求や暴行を繰り返し受けた後、平成11年12月、同県内の山林で殺害される事件が発生した。

同少年の家出人捜索願を10月に受理していた石橋警察署が、少年の両親からの再三にわたる相談や捜査要請に対し、事実関係の調査を怠るなど不適切な対応を行っていたことが明らかになった。

○ 新潟県警 雪見酒事件

平成12年1月、新潟県柏崎市で9年2か月間にわたって監禁されていた女性が、被疑者の母親からの要請により被疑者宅を訪れた保健所職員等によって発見・保護された。

この女性の発見の過程において、柏崎警察署が、保健所職員からの警察官出動要請に対し、不適

切な対応を行ったほか、同県警察本部は、同女性の発見の経過について事実と異なる発表をしたことが明らかになり、さらに、女性が発見された日の夜、同県警に対する特別監察のため訪県中の関東管区警察局長と監察を受ける立場であった同県警本部長らは、温泉旅館で飲酒や麻雀を続けていたことが発覚した。

こうした深刻な警察の組織的な不祥事を受けて、民間有識者による「警察刷新会議」が「警察刷新に関する緊急提言」(平成 12 年 7 月)を示し、警察庁が「警察改革要綱」(平成 12 年 8 月)を策定、全国の都道府県警察に対して、国民の要望・意見を把握し誠実に対応するため、相談体制を強化し、その充実強化を図るように指示した。

警察改革で相談業務が強化されたはずだが

警察改革から 13 年近くが経過した。しかし、その後も同じような事案が繰り返されている。

具体的に列挙してみよう。

○ 小出事件(警視庁)

平成 16 年 1 月 26 日、小出亜紀子さん(24 歳)が、新聞販売店の寮で両膝を折った形で段ボールに入れられた遺体で発見された。

小出亜紀子さんは、平成 15 年 12 月 14 日、かねてよりの知人であった H(当時 24 歳)及び少女 A(当時 19 歳)から呼び出され、以降、東京都足立区内のアパートの一室において監禁され、殺害された。

亜希子さんの両親が、平成 18 年 2 月 15 日、「警視庁多摩警察署が、監禁されている可能性があるから捜して欲しい」とい訴えや情報を受け取っていないながら、事件性がないと判断して捜査を開始しなかった。

捜査を開始してくれれば、亜紀子は殺されずに済んだ。」と東京都(警視庁)等を相手取って、損害賠償請求訴訟を提起、東京地裁は警視庁の捜査の怠慢を認め、判決は最高裁で確定した。

○ 2 女性殺人・死体損壊事件(兵庫県警)

実は、兵庫県警は過去にも同じような失敗をしている。

平成 17 年 1 月、当時 23 歳の女性会社員とその友人の 23 歳の専門学生の女性が失跡した。

女性会社員の家族が姫路警察署に連日相談したが、捜査を開始しなかったことから、両親は知人のつてを頼りに兵庫県警の警察官に調査を依頼、その結果、覚せい剤取り締まり法違反で逮捕された自称鉄工所経営の男が、2女性を殺害してバラバラにして海に捨てたと自供、男は殺人と死体損壊で逮捕され死刑判決が確定した。

姫路警察署は職務怠慢を認めて遺族に謝罪した。

○ 長崎ストーカー殺人事件(千葉・三重・長崎県警)

平成23年12月に起きた長崎県西海市の2女性殺害事件で、家族が三女の元交際相手による暴力を含むストーカー被害を千葉、三重、長崎の3県警に相談。

事件の2日前には三重県の実家で被疑者が父親に暴力をふるい振るい失踪した際、事態を把握していた千葉、三重両県警は長崎県警に連絡を怠ったほか、三女が住む地域を管轄する千葉県警習志野署の担当者は、傷害の被害届を「1週間待つてほしい」と受理しなかった。

千葉、長崎、三重の3県警は、平成24年3月5日、連携不足を認めて遺族に謝罪したが、その後、千葉県警本部長が、被害届の受理を保留したのは担当者らが一週間の北海道旅行に行くためだったことが判明として謝罪した。

警察組織の本音と責任を問われない警察官

桶川ストーカー事件等を受けて、平成12年11月にストーカー規制法が、平成13年10月には、ドメスティックバイオレンス(DV)の防止と被害者の保護を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称DV防止法)が施行された。

にも拘らず、何故、同じことが繰り返されるのか。

詳しくは、筆者の「警察崩壊」(平成25年4月、旬報社)をご覧ください。警察の内部には、依然として警察は民事に介入しない、男女間の問題や家庭内の問題には介入しないという考え方が根深く残っている。

民事不介入と言えれば恰好がよいが、家出人や行方不明者の捜索といった保護活動や市民からの困りごと相談の業務は、単なる警察のサービスの業務であるという考えやこうした問題に積極的に取り組んでも、実績として評価もされないという実態もある。

なかには、警察が余計な仕事を押し付けられたのではないかとの本音もあるという。

山岳遭難者の救助を巡る国賠訴訟で、被告北海道警察の示した警察組織の本音ともいえる主張がある。

「山岳遭難救助活動は、専ら警察の任意すなわち裁量により行なわれるものである以上、出動の要請を受けた警察が、これに応じて出動しあるいは救助をしなければならない法的義務を負うものではない」こうした主張は、家出人や行方不明者の捜索にも共通している。

警察の本音だろう。

一方、警察には、「行方不明者発見活動に関する規則(平成21年12月11日国家公安委員会規則)」という立派な規則がある。この規則では「殺人、誘拐等の犯罪により、その生命又は身体に危険が生じているおそれがある者」を「特異行方不明者」に指定して、受理した警察署長が、特異行方不明者の発見のため、その行方に関する情報の収集又は必要な探索若しくは捜査を行うとともに、届出人その他関係者と適時必要な連絡をとるものとする、とされている。

つまり、家出人や行方不明者の発見活動は、重大な事件の捜査の端緒だということを明確にしているのだ。

そして、その第3条には、行方不明者発見活動の基本として、次の4項目を示している。

- 1 行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、迅速かつ的確に対応すること。
- 2 行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、事案に応じ、必要な捜査を行うこと。
- 3 行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穩を害することがないように配慮すること。
- 4 関係都道府県警察及び警察の各部門が緊密に連携することにより、警察の組織的機能を十分に発揮すること。

今回の問題について、香川、兵庫の両県警は、不適切な対応があったことを認めて、遺族らに謝罪したものの、関係した警察官の処分については見送った。不適切な対応とは、この規則に違反していたということだろう。

その警察官を処分しない、正しくは“できない”ということは、この規則が警察内部では、“有名無実”

状態になっていることを物語っている。

いくら相談業務体制を強化したとしても、警察内部のこうした風潮と身内に甘い体質を払拭できない限り、これからも同じことが繰り返されることは火を見るよりも明らかだ。

警察庁は、全国の警察に対して、家出人等の行方不明者や自殺とされた事件の再捜査を指示してはどうか。



2013(平成25). 4. 18(木) 道警人事権乱用訴訟判決(その3)

石黒氏が判決を不服として控訴

元道警本部留置管理課長岩田満氏の証言

岩田満氏は、平成12年2月から道警本部警務部監察官室で監察官を務めたのち、平成14年3月から1年間、道警本部留置管理課長を務めている。

当時、原告石黒氏は同課護送係りとして勤務していた。

岩田氏は、所属長として原告石黒氏と面談している。

その後、原告石黒氏は、平成15年4月、北見方面本部遠軽署駅前交番勤務に異動する。

2人は昭和40年代には、警備部機動隊剣道特練部で剣道の訓練仲間だった。

以下、証人調書から抜粋、()内は筆者。

岩田 私が留置管理課長に任命されたときは、既に石黒さんは留置管理課護送係におりました。

市川 そうでしたね。平成14年8月2日ですが、石黒さんと会った、あるいは面談をしたという記憶はありますか。

岩田 もう10年以上たっておりますので、よく記憶はございませんが、当時はワールドカップがあった

年でございます。

平成 14 年、着任早々、このワールドカップの対策で留置管理業務は非常に忙しかったことは確かです。

本来ならば着任早々に各係長と個人面接をする予定でございましたが、ワールドカップ終了後、1 回だけ面接した記憶がございます。

市川 どういう話をしたか覚えてらっしゃいますか。

岩田 初め次席と面談しておりまして、途中から、課長室に来て話を聞いてくれということで、石黒さんの話を聞きました。

市川 どういう話が出ていたか覚えてらっしゃいますか。

岩田 1 つは、奥様の交通事故の処理に関することです。

2 つ目は、子供さんの交通違反に関してだと思えます。

3 つ目は、子供さんがバレリーナとして活躍されていたということの記憶はあります。

市川 一応、その 3 つが記憶あると。

岩田 はい。

～中略～

市川 最初の奥さんの交通事故について、石黒は何と言っていたか覚えてらっしゃいますか。

岩田 詳しい内容は分かりませんが、いわゆる白石警察署で、奥さんが事故を起こし、その処理が悪かった、…実況見分調書が偽造されたというような内容だったと思えます。

市川 それについて証人が何て返答したかは覚えてらっしゃいますか。

岩田 私、当時は、話を聞いてくれということで、飽くまでも聞く立場で聞いておりました。

市川 それ以外に、原告のほうから、例えば自分は要指導職員だったのかとかいう質問はあったでしょうか。

岩田 ございません。

市川 証人のほうから要指導職員を解除したという話をした記憶はありますか。

岩田 ありません。

市川 ないですか。

岩田 私が留置管理課長の当時、留置管理課には要指導職員はおりませんでした。

ですから、解除もありません。

～中略～

市川 乙第8号証を示す。これはどういう書類だか御説明いただけますか。

岩田 指導監督実施簿ファイルです。

市川 どういうときに、こういうファイルを作るんですか。…どうい場合ですか。

岩田 はい。全警察職員に対して、指導監督簿ですので、指導監督した事項を、…書く書類です。

～中略～

市川 ちょっとそこがよく分からないので確認させてください。

何らかの形でこういう指導監督が必要だという警察官について、こういうファイルが作られて、指導事項なんかが記載されていくのか、およそ警察官になれば、先ほど言ったレベルの段階の人は全員がまずこういうファイルを作って、それぞれ書かれて指導監督されていくと…。

岩田 そうです。

市川 後者のほうですか。だから、全警察官が書かれるんですか。

岩田 全警察官って、いわゆる監督者以外ですね。

市川 そうすると、要指導職員というのは、これとはまた別になるんですか。

岩田 監督ファイルですから、要指導職員…だけと私は思っておりません。

市川 ですから、要指導職員という言葉、監督ファイルイコール要指導職員ですかということですか。

岩田 違います。

～中略～

市川 じゃ、要指導職員というのは聞いたことがありますね。

岩田 要指導職員は聞いたことがあります。

市川 どうい場合に要指導職員になるのですか。

岩田 一般論でいいですか。

市川 はい。

岩田 勤務成績が悪い、それから、もうひとつは、警察官又は警察職員として不的確(ママ)な行為をした者、これについては要指導職員として指定しているはずで。

市川 指定されると、普通の警察官よりも少し対応が変わってくるわけですか、指導が厳しくなるとか。

岩田 …指定されれば、3 か月に 1 回面接して、幹部がそれぞれ指導しているはずです。

市川 面接するのは、基本的にはどういう立場の人になるんでしょうか。

市川 上司であると思います。

市川 直属の上司。

岩田 はい。又は、その上のそれぞれ幹部が指導し、所属によって違うかもしれません。

市川 3 か月ごとに面接をする。

岩田 いや、それは、面接は報告です。失礼しました。

市川 分かりました。じゃ、3 か月ごとに報告を幹部の人がすることになっている。

岩田 所属としては 3 か月に 1 回、…警察本部に報告するということです。

指導は日常的にしている可能性はあります。

市川 もう一度確認ですが、あなたが本部留置管理課長になったときに、石黒さんは要指導職員ではなかったということになるんですね。

岩田 はい、そうです。

市川 甲第 2 号証、甲第 3 号証を示す。甲 2 号証、平成 20 年 1 月 1 日、これ、石黒さんですね。
甲 3 を示します。

21 年 1 月 1 日、身上申告書になってます。

古くは名称が違ったようですが、古くから身上申告書でしたか。

身上調査票というような言い方はしてませんでしたか。

岩田 昔はしてたんでないかと思えますけど、今では私は忘れております。

市川 こうするのは毎年提出するんでしょうか。

岩田 毎年提出します。

市川 甲 2 号証の 1 枚目、2 枚目を示します。基本的には本人が書くものですね。

岩田 本人が書きます。

市川 最後に「所属長意見」というのがありますが、これは所属長が書くんですか。

岩田 所属長が書きます。

市川 あなたが本部管理課長のときは、石黒さんの所属長にあなたになるんですね。

岩田 そうです。

市川 何を書いたか記憶ありますか。

岩田 …記憶あります。年1回なの、で勤務員の実績評価と意見・要望を把握しまして、それに対して所属長としての意見を書きます。

市川 石黒について、どういうことを書いたか。

岩田 本人は警察署勤務を希望しておりましたので、本人の希望どおり、異動に支障がないので、…希望どおり転勤させたいという私の希望を書きました。

市川 あと何を書いたか覚えてらっしゃいますか。

岩田 ほとんど私が書くのは人事に対することなんで、その旨を書きました。

市川 先ほど、14年、原告石黒と面談したときに、交通事故の関係で、白石署の交通事故の処理が問題だという趣旨のことを石黒が言ったと。

岩田 はい。

市川 で、実況見分調書が偽造とまで言っているんですよね。

岩田 はい。

市川 これは、所属庁(所属長?)としては、許されないことという判断はしませんでしたか。

岩田 もう既に司法の判断がされたと話しておりましたので、それ以上のことというのは対応ができませんので、もし、いろんなことを、監察官室のほうにお話ししたらどうかということを行いました。

市川 少なくとも、同じ警察官でありながら、他の警察署の捜査について、あるいは事故処理について、実況見分調書が偽造されているとまで言っている警察官、これは許し難いと、だから、所属長意見としても何らかのことを書くのではないかと思ったのでお聞きしているんですが。

岩田 所属長意見、先ほどの身上申告書の表を見たとおり、人事異動に関することですから、異動させていいのか、都合が悪いのか、させて問題はないのかという、その意見の話なんで、別個な問題と考えております。

市川 再度示しませんが、先ほどの乙8号証、指導される警察官全員について書かれるファイルございますね。

岩田 サポートファイルですね。

市川 サポートファイルというんですか。

岩田 はい。

市川 これに、あなたが石黒について何か書いたという記憶はないですか 0

岩田 記憶はないです。

原告石黒氏が提出した録音テープ(反訳)

木葉孝氏と岩田満氏の証言が終了後、その証言にあった面談内容について、原告石黒氏が録音していたことを明らかにし、テープとその反訳文書を証拠として提出した。

平成 15 年に発覚した道警の裏金疑惑の発覚は内部告発によるものだったが、道警は再発防止策の一環として、「目安箱制度」を充実させる措置として、通報を理由に不利益な扱いをしない、通報者を特定する調査はしないなどを明文化した。

木葉氏との面談はこの目安箱制度を利用したもので、原告石黒氏は監察室長宛てに、白石警察署員の実況見分調書の虚偽公文書作成・同行使等に関して調査を求める文書を提出している。

従って、木葉氏との面談では、終始、妻憲世さんの交通事故を巡る白石署の違法捜査とそれに対する道警の対応の問題や自らに対する人事上の不当な取り扱いを訴えている。

その主たるやり取りを抜粋する。

○ 道本部警務部監察官室長木葉孝警視正とのやり取りの反訳

(平成 17 年 12 月 15 日 監察官室長室)からの抜粋

石黒 要指導職員に指定されていたっしょ。

木葉 誰に関して・・・に関して

石黒 知らない したから それを説明してほしいのさ 俺なんで 俺 それされなきゃならないの

木葉 それ 言われたの あなた要指導職員

石黒 岩田満さん言ったっしょ

木葉 今は 要指導職員

石黒 今は 要指導職員でないっしょ

木葉 ……

石黒 えっ 何が

木葉 要指導職員に指定されたからね あなた要指導職員に指定されているから

この点について、原告石黒氏の陳述書には「平成 23 年 6 月 27 日、道警本部の情報公開センターに行った際、道警本部庁舎 1 階ホールで、退職し日本道路交通情報センター長に天下った木葉氏に『俺要指導職員だったでしょ』と聞くと、木葉氏は『うん』と答え、さらに『して、その後もあったべ』と聞くと、木葉氏は『2 回か 3 回か、俺、分かんないけど』と言った。」とある。

所属長による面接制度は、所属長が業務の現状、問題点、改善方策などについて、所属職員から意見や要望を聞く機会として設けられたものである。

この面接には次席の伊藤勝博警視も同席している。

しかし、面接の大半は、原告石黒氏が妻憲世さんの交通事故を巡って、道警がどんな対応をしたのか、自分がどんな処遇を受けたのか、その経緯の説明に終始している。

その一部を抜粋する。()内は筆者。

○ 留置管理課長岩田満警視とのやりとりの反訳

(平成 14 年 8 月 2 日 道本部留置管理課)

石黒 家内の交通事故の関係で 私 美唄に飛ばされましたよね

岩田 うん あれだって

石黒 上美唄(駐在所)にいたときだって

(以下 駐在所勤務になった経緯を説明 省略)

岩田 当時 駐在所は

石黒 7 年ですよ

岩田 駐在所 7 年

石黒 7 年だよ

岩田 ……

石黒 2級僻地です

岩田 うん あれ 普通2年でしょ 分かる 希望は 何 書いたの

石黒 いや、希望は出さないですよ だって (東署の)神澤課長に 自分は

(以下 身上調査票の書き直しを命じられた経緯を説明 省略)

(要指導職員の指定について)

岩田 要指導職員になったことは確かだ 要指導職員っていうことは あのー 色々あるし 色々ある
動機はね けど そういうのは今はないですよ 要注意者ではない

(勤務の希望について)

岩田 刑事をやりたいんだったら

石黒 そんな 刑事 あまくないですよ

岩田 10年か

石黒 10年ですよ 僻地 あそこ 駐在に7年ですから

原告石黒氏が判決を不服として控訴

平成4月12日、原告石黒氏は、本件判決が道警の一連の人事権の乱用について証拠がないなどとして認めなかったことや、時間外勤務手当の問題についても一部しか認められなかったなどとして、札幌高裁に控訴した。

ここに警務課長木葉孝氏によるとされる「説明責任と透明性」と題する文書がある。

これには、本件で問題となった時間外勤務手当や人事異動について、同氏がまことに立派な見解を披歴されている。

この内容が実行されていたとするなら、石黒氏は有能な警察官として定年退職を迎え、本件訴訟はなかったであろう。

道警の建前と実態の乖離、そこに道警の不祥事がなくなる本質的な問題が見えてくる。

以下にその一部を引用させていただく。

我々が仕事を進める中では、法令や手順まで細かな制度などに従い、実務として現場でこれを運用

している。

そのような中で時代の変化やニーズに隔たりが出てきたり、もともと制度設計で十分な議論がなかったために、現場の運用実態がその制度の目的や趣旨にそぐわなくなっているものが見受けられる。

このように運用や実態でいろいろな問題があった場合に、それに敏感に反応し、それぞれの立場から見直し改めることが制度を生かすために必要不可欠であり、運用をあくまで運用者として一つの説明責任を果たすことにつながるのではないかと考えている。

組織部内に対する説明責任も同じことが言えるのであり、この時期、春の定期人事異動の最中であるが、所属長から職員に対し仕事の重点や進め方とともに、所属で賄われる予算や時間外勤務手当など人件費についても、執行実態と方針を説明し、理解を得るのも然りである。

人事異動についても、当人の受け止め方は様々あると思うが、その異動理由などについて、キチンと懇切丁寧に説明し、職員のやる気の発揚につなげるという仕事も、痛みの分かる生身の人間を預かる組織(警務)として当然のことと考えている。

こうしたことの連鎖によって職員がいろいろな面で気概を持ち、コミュニケーションの保たれた職場として、指南車のごとく一つの方向に一枚岩となって進むことができるのではないかと考えている。

これが健全な説明責任と透明性の確保された組織と信じている。



2013(平成25). 4. 10(水) 道警人事権乱用訴訟判決(その2)

道警幹部OB証言にみる警察の隠ぺい体質

警察庁が開示した「争訟事件の審級別状況調(平成24年)」によると、国賠訴訟の件数は、一審200件、二審87件、三審33件、合計320件で、10年前に比べて63%も増えている。しかし、このうち、原告側の勝訴は21件(6.6%)で、被告(警察)側勝訴は231件(72.0%)と圧倒的に被告側の勝率が高い。

その要因はどこにあるのだろうか。拙書「警察崩壊」(4月8日旬報社)で詳しくは述べたが、多くの国

賠訴訟にみられるように、その要因は、被告警察側が訴訟審理において、原告側が求める証拠開示に応じないことにある。

本件においても、原告側が、監督実施簿等の人事記録、時間外実績簿の提出命令を申し立てたところ、被告警察側は、①「時間外実績簿」なる文書は、給与支給に関する規則には規定されていないものであり、すでに、廃棄されているとしたほか、「監督実施簿(指導監督ファイル)」、「勤務記録表」、「身上申告書」、「勤務評定表」は、「人秘」であるなどの理由を挙げて、文書提出命令の申し立てを却下するよう主張、裁判所もこれを容認した。

このため判決では、「要指導職員に指定されていたと認めるに足りる証拠はない」などと認定するなど、被告側の主張を容認する判決となっている。

こうした傾向は、国賠訴訟の証言台に立つ警察官や警察OBについても同じだ。

原告側が、証人として出廷するように求めても容易に応じない。

証言台にたっても、ほとんどのケースでは、被告警察側にとって不利になるような証言はしない。彼らは、覚えていない、記憶にないなどを連発し、職務上の秘密を盾に証言を拒否したり、時には、偽証さえする。

本件訴訟でも、原告側は当初原告石黒氏の上司等 5 人を証人申請したが、結局、証言台に立ったのは、道警本部警務課長や監察官室長を務め、道警旭川方面本部長で退職した木葉孝氏、元留置管理課長で原告石黒氏の上司だった岩田満氏の 2 人だけだった。

彼らはどんな証言をしたのだろうか。

証言の冒頭、被告代理人斎藤隆広弁護士は、人事評価、人事管理、人事異動、指導監督に関して証言できるかとの質問、2 人は「職務上の秘密であり、証言できない。」という趣旨の証言をしている。

2 人はその理由として「退職後であっても、公務員法で道警本部長の許可が必要だ。」とした。

むろん彼らは、「良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、何事もつけ加えないことを誓います。」と宣誓している。

元道警旭川方面本部長木葉孝氏の証言

同氏は、平成 18 年 3 月 道本警務部参事官兼務警務課長、その前年には 道本警務部参事官兼務

監察官室長兼務首席監察官を務めた。

当時、原告石黒氏は北見方面本部遠軽署駅前交番に勤務していた。

ちなみに、同氏と原告石黒氏は警察官採用の同期でもあった。

以下は、証人調書から抜粋、()内は筆者。

原告訴訟代理人市川弁護士(以下市川)

平成 17 年 12 月 15 日、あなたは本部監察官室長で、石黒さん、原告と会ったことがありますか。

木葉 …その日にちというのはよく分かりませんが、私のところに突然訪ねられてきたという記憶があります。

市川 そのとき石黒が何をしゃべったかというのは覚えてますか。

木葉 …そのときはですね、たしか、いろいろな…同期の話だとか、それから、…そのときは、たしかおふくろさんが旭川で 1 人で暮らしてて、そこに奥さんが通って面倒を見ているんだという話がありました。

そのときに突然涙ぐんだということがあったものですから、それは覚えています。

市川 そのときに監察官室までわざわざ行って原告が話したので、たとえば奥さんの交通事故の件については、あなたに話していませんか。

木葉 …石黒さんと会ったら常にそういう類いの話を私に持ち掛けてきますので、そのときも話があったと思います。

市川 石黒はどういう話をしたのでしょうか。そのときの記憶がなければ、しょっちゅう話しているみたいですので、ふだん石黒は奥さんの交通事故についてどういう話をしていたかを。

木葉 交通事故が起きて、いろいろ………裁判になっているという類いの話をしたと思います。

市川 白石警察署の交通事故の処理の問題については言っていませんでしたか。

木葉 ………そういう話が出たかもしれませんが、具体的にはちょっと、はっきり覚えてません。

市川 先ほど、岩田さんが証人に立たれて、そういう捜査の問題については監察官のほうに言ったらどうかとアドバイスをしたという証言もあったんですよ。

当時、石黒は遠軽に勤務していたはずですよ。わざわざ本部の監察官室まで行ったわけですよ。覚えてませんか。

木葉 いや、その私のところに訪ねられてきたということは知ってまして、先ほど申し上げた、旭川のおふくろさんのところに…奥さんが通っていると、そして、突然涙ぐまれて、その後、たしか、私にいきなり盗聴をやめれっていうようなことをおっしゃったものですからそれで私も、えっとびっくりして、その記憶はあるんですね。なんでそんなことを言うんだらうという。

～中略～

市川 そうすると、石黒は監察官室に何しに行ったんだというふうに理解していましたか。

木葉 ……………そのことについては、ちょっと答えられません。

市川 それは、なぜでしょう。あなたが、石黒がなんで監察官室まで話をしに来たのかと思ったか、なんで来たのかと思ったか、そのことが話せないというのは、何か理由があるんですか。

木葉 その後の石黒さんの…行動といいますか、それについてはお話しできません。

市川 ごめんなさい、理由が分からないんですが。

木葉 それは……………職務上知り得た秘密に該当する部分があるので、差し控えたいと思います。

～中略～

市川 退職後、平成 23 年 6 月 27 日、あなたは石黒さんと話をしていますか。

木葉 ……具体的にその日にちを言われましても、どこでどういう話をしたか、ちょっと分かりません。

市川 退職後、あなたが勤めた会社、機関は。

木葉 財団法人の日本道路交通情報センターに勤務しました。

市川 そこに石黒が訪ねて行って、一緒に話をしたという記憶はありませんか。

木葉 ……………情報センターに 2 年間おりました、その中で……………石黒さんと話した機会はあります。

市川 覚えてますか。

木葉 はい。

市川 どんな話をしたか覚えてますか。

木葉 ……………いろいろ、近況でありますとか、そういう話でないかなと思います。

市川 石黒があなたに、俺、要指導職員だったつしょと聞いたことはありましたか。

木葉 ……………ちょっと覚えてませんね。

市川 覚えてない。その質問に対して、あなたが二、三回要指導職員に指定されたという趣旨の話はしていませんか。

木葉 ………余りよく覚えてませんが、それをするはずがないですね。

石黒さん、そもそも要指導職員に指定されているのか分かりませんから。

市川 じゃ、一般論で結構です。要指導職員というのは、どういうときに指定されるのでしょうか。

木葉 実績の低調な職員であるとか、非違・非行事案、それから、不適正な職務行為を行った職員がいた場合に、その原因となるものを把握して改善指導していくという制度になります。

市川 3か月ごとに上司のほうから報告書を道管本部に上げるようですが、それは間違いはないですか。

木葉 3か月ごとだったかどうか、ちょっと覚えてません。

市川 定期的に道警本部のほうに報告を上げるということでもいいですか。

木葉 そういう制度だったかと思います。

市川 あなたは先ほど石黒さんが要指導職員に指定されたかどうかは知らないということでしたね。

木葉 はい。

市川 これも一般論で結構ですがけれども、ほかの警察署の警察官が違法なことをやっているとなると、要指導職員になり得るのでしょうか。

木葉 それは、即、一概に言えるものではないと思います。

市川 じゃ、言える場合もあるということですか。

木葉 それは、どういうふうに私たちのところに把握できるということになるんでしょう。

市川 あなたが一概に言えないとおっしゃったんで、ある場合もあればない場合もあるという趣旨なのかなと思って聞いたんですけれども。

木葉 我々のほうにそういう通報があったとか、そういう形で認知して、それを調査するとか、それによっていろいろ違うと思いますけど。

市川 一般論では答えにくいということですか。

木葉 はい。

～中略～

市川 で、これも日にち覚えてらっしゃるかどうかわかりませんが、(警務課長の職にあった当時の)平成19年2月7日に、石黒のほうからあなたに対して、遠軽から異動させてほしいという話がありましたか。

木葉 ……それは、……よく覚えてないですけども、異動の話は、先ほど申し上げました監察官室のときに訪ねてこられたときに涙ぐんだというお話をしましたけれども、その際に石黒さんのほうからあったような記憶あります。

市川 あなたが警務課長時代に、遠軽から異動させてほしいという話は覚えていない。石黒がそういう話をあなたにしたというのは覚えていないということですか。

木葉 いや、そのときにあったかもしれませんが、明確ではないです。

私の記憶では、監察官室長のときに、奥さんのおふくろさんのところに行って看病しているみたいな、面倒を見ているという話のときに出たような、出たと覚えてますので。

市川 あなたが警務課長時代の話なもんですからね。もう一回言ってください、遠軽から異動させてほしいと、あなたが警務課長時代に、石黒がそういう話をしたということは覚えてるんですか、覚えていないんですか。

木葉 ……ちょっと、はっきりしませんね。

市川 それに対してあなたが、旭川かと、旭川への異動を本人が希望しているのかという質問をしたという記憶はありますか。

木葉 ……よく分かりません。

市川 その後、あなたのほうから南署はどうだと石黒に聞いた、それは記憶ありますか。

木葉 ……よく覚えてないですね。

市川 実際、転勤になったのは手稲署の留置管理課だったので、石黒の奥さんのほうか、らなんでまた留置管理課なんだと抗議めいた電話があなたのところに行ったという記憶はありませんか。

木葉 それはよく覚えてます。

市川 そういう電話はあったんですね。

木葉 はい。

市川 奥さんは何と言ってたんですか。

木葉 たしか私の卓上に電話が入りまして、いきなり、留置管理課に配置したのはあなたのせいでしょうと、一方的にたしかまくし立てられたというか、私もこれまでの経験でそういったことがないもんですから、びっくりしまして、こちらが言う、…説明する前に、もう奥さんのほうから随分まくし立てられたという記憶あります。覚えてます。

市川 手稲署留置管理課への転勤を起案したのは、あなたでいいんですね。

木葉 いや、そこで私が説明したのは、…人事異動に際してですね、手稲警察署、そこまでの配置というのは警察本部長が決定しますけれども、署内のどここの係あるいは課に配置するというのは所属長、手稲だと警察署長の権限でやるわけですから、それは私分かりませんということは説明したと思います。それは余り聞いてもらえなかったということです。

市川 ちょっと警務課長としてお聞きしますけれども、留置管理課に定年間際の人が行くというのは珍しいことではないでしょうか。

木葉 いや、それは、適材適所の人事、それから転入転出者の状況、いろいろなことがありますから、職員の家族を含めた健康状態とか、そういった意味で勤務性だとかそういうのは変わりますので、一概にはそういうことはありません。

市川 ただ、石黒は、少なくとも平成5年以降、警察官なり立ての頃はちょっと置いて、平成5年以降で本部留置管理課の護送係に4年間、さらに、手稲の留置管理課に定年まで、結構長期にわたるんですけれども、こういうことも珍しくはないんですか。

木葉 そうですね、それぞれの経験を踏まえて配置するということもありますので、勤務の長短で即配置換という形にはならないと思います。

市川 ただ、規約というか、法令上、法令というか法律はないんですけれども、北海道警察内の決まりでは、留置管理課巡查部長は2年をめぐりという規定がありませんでしたか。

木葉 …まあ、それぞれ、留置管理に限らず、刑事ですとか交通とか任用規定がありまして、その年限は定められていますけれども、それは飽くまでも目安としての運用で、そうならない場合もあります。

市川 だから、ならない場合というのは極めて例外だったとは言えませんか。

木葉 まあ、そうとは言えないと思います。それぞれの部署によって違いますから。

被告代理人(斎藤)

先ほど、原告代理人のほうから、平成17年7月に原告石黒さんとお会いになったときに、盗聴やめれと、そういう話が出たとおっしゃいましたですね。

そのときに、あなたは、原告からそういう話を聞いてどう思われましたか。

木葉 …先ほど申し上げたように、奥さんのおふくろさんへのいろんな心遣いで涙ぐまれて話されて、そして、急に感情の起伏といいますか、それ、なかったような顔で、真顔で私に盗聴やめれって言

うもんですから、どうしたのかなという、心配といいますか、精神的に…かなり落ち込んでるのかなという心配をいたしました。

斎藤 実際に盗聴なんてなかったんですね。

木葉 あるわけありません。

斎藤 その話というのは、そこで終わったということによろしいですか。

木葉 …その盗聴をやめれっていうのは、そのときばかりでなくて、…たしか、…私が中央署長に転勤になってから、同じく同期の同じ班の1泊泊まりの会があったと思いますけども、その席でも、やっぱり2次会の私のベッドの横に来て、その話をしていました。

斎藤 盗聴やめれと言ってたわけですか。

木葉 はい。

市川 盗聴やめれと言うような警察官は、やっぱり不適任という評価ですか。

木葉 いや、不適任ということではないですけども、突然にそういう話が出ましたから、どうしたのかなという心配をいたしました。

市川 何度かあなたの前で言ってるということですよ。

(うなづく) そういうのは、評価としては不適任という評価が下されるんでしょうか。一般的で結構です。

木葉 いや、それよりも、そういった言動をする原因が何かなと、精神的に落ち込んでるんであれば、そういう受診を勧奨するとか、そういう心配をいたしました。

市川 そうすると、そういうふうに盗聴があるんじゃないかと、あるいは盗聴をやめろということ自体は、不適任とは関係ないと。

木葉 まあ、そうですね。

裁判長 要指導監督者という方がいるという話なんですけれども、それは、本件で職員の指導監督実施要綱の制定についてという通達の書面は証拠として出ているんですけれども、そこに言うところの特別指導強化対象職員のことですか、それとは別の話ですか。

木葉 …ちょっと私はよく、それ読んでないので、分かりません。

裁判長 平成20年の警察本部長が発した通達で、従前、勤務実績不良等職員と言っていたものを特別指導強化対象職員としたと。

それについては、例えば3か月ごとに行う、状況を上のほうに報告するであるとか、あるいは、そもそも、その指導強化対象職員に対して指定の告知をするというようなことが書かれているんですが、その指導強化対象職員と違う意味での要指導職員というのがいるのかいないのかは分かりますか。

木葉 ちょっとすいません、同意義かと思うんですけども、ちょっと定かではありません。

次回は、道警人事権乱用訴訟判決(その3)

原告石黒繁治氏の勇気と努力に敬意を



2013(平成25)． 4． 6(土) **道警人事権乱用訴訟判決(その1)**

問われた警察の前近代的な人事・労務管理

平成22年4月14日、道警を定年退職したばかりの元道警手稲警察署留置管理課勤務の巡查部長石黒繁治氏(63歳)が提訴した道警人事権乱用訴訟(原告代理人市川守弘弁護士)の判決が、20回の口頭弁論を経て、3月26日札幌地裁で言い渡された。

この訴訟は、原告の石黒氏が、北海道(道警)に対して、妻憲世さんの交通事故事件の捜査を巡り、管轄警察署の不適正捜査を指摘したところ、左遷、昇任拒否、辞職の強要などにより、著しい精神的苦痛を受け、また、勤務中に休憩時間を与えなかったことにより、肉体的、精神的苦痛を受けたとして損害の賠償求めるとともに、札幌手稲警察署留置管理課に勤務していた9ヵ月間の未払い時間外勤務手当29万4,631円の支払いを求めた訴訟である。

判決主文は

- 1 被告(道警)は、原告に対し、(未払時間外勤務手当として)8万1068円を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。

と、道警の人事権の乱用は認めなかったものの、未払いの時間外勤務手当の支払いを命じたもの

だ。

警察庁の「争訟事件の審級別状況調」によれば、国賠訴訟で、原告の請求の全部又は一部が容認されたものは敗訴とされているので、本件訴訟は原告石黒氏の勝訴となるが、道警の人事権の乱用を認めなかった。

しかし、この訴訟は、改めて、警察のパワハラ的な人事管理、デタラメな給与の支払、そして、隠ぺい体質といった前近代的な警察の人事・労務管理の実態の一端を明らかにすることになった。

当フォーラムでは、3回にわたり、この判決の内容と意味を明らかにする。

以下、()内と__線は筆者。

裁判所の判断(判決文から抜粋)と問題点

争点1 道警の人事権行使等についての責任

判決は「確かに、原告の身上申告書に対する神澤(東署刑事第一)課長の対応、我妻監察官と佐野(遠軽)署長との会話の内容及び中野(遠軽署地域)課長が聞いた北海道警察本部における発言などからすると、北海道警察内部において、原告が本件交通事故に係る白石警察署の捜査を不適正捜査であると述べることは、好ましくないと考えられていたことが窺えるところではある。」などと原告が道警からマークされ、左遷人事の対象になっていたことは窺えるとしながら、「塚越(留置管理)課長は、民事裁判は原告の妻の自由であり、昇任試験は裁判とは別問題として受けるべきなどと指導していること、岩田(留置管理)課長は、昇任試験を受けても昇任できないということはない旨を述べ、異動先として刑事はどうかなどと尋ねていること及び中野課長は、憲世が訴訟を提起するのは構わないが、原告自身が北海道警察本部や自分に報告することは避けるように示唆していることからすると、北海道警察本部長らに、憲世自身が裁判等において本件交通事故に係る白石警察署の不適正捜査を訴えることを止めさせようとする意図があったとは認められず、むしろ北海道警察内部において、本件交通事故が憲世を当事者とするものであるにもかかわらず、原告が本件交通事故に係る捜査が不適正であると原告の異動等の基礎となる資料である身上報告書等に記載し、又は憲世の裁判手続等の状況を上司に報告することを問題視しているにすぎないことが窺われる。このことに、検察官が嫌疑不

十分に理由に不起訴処分としていることも併せ考慮すると、北海道警察本部長らが、本件交通事故に関して白石警察署において不適正捜査が行われたという認識の下、これを隠蔽する必要があるなどと考えていたとは認めがたい。」とした。

さらに、判決は「原告が指摘する(北見方面本部地域課)山田課長の「組織から去ってもらうしかない。という発言についても、このような発言があったことを認めるに足る証拠はないし、仮に原告の主張するようなやりとりがあったとしても、辞職を強要するものとは言い難い。」さらに、「原告は美唄署に勤務していた平成11年頃、要指導職員に指定され、私生活にもわたって、常に監視、監督されるなど不当な監視があったなどと主張するが、原告がその頃要指導職員に指定されていたと認めるに足る証拠はないし、仮に要指導職員に指定されたことがあったとしても、要指導職員に指定されたことにより、私生活にもわたって、常に監視、監督されることになるとは認められず、さらには要指導職員に指定されたことをもって、北海道警察本部長らに、原告を辞職に追い込み、警察組織から排除する意図があったなどと推認することは困難である。以上によれば、本件各配置換が本件交通事故における白石警察署警察官の違法行為を隠すという不当な目的のために行われたものということとはできないのであって、北海道警察本部長の人事権の行使に裁量の逸脱又は濫用があったということとはできない。

また、北海道警察の職員が行った原告に対する個々の行為を見ても、国家賠償法1条1項に基づく責任を生じさせる違法行為であると認めることはできない。」と結論付けている。

妻憲世さんの交通事故は、平成2年6月12日、原告石黒氏が勤務する東警察署の隣接署の白石警察署管内で起きた。憲世さんの話から白石署の交通事故捜査に不信を感じた石黒氏は独自に調査するとともに、勤務先の上司に白石署の不適正捜査を報告した。

これは、道警職員のサービスのあり方を明らかにしていた旧北海道警察職員服務規程第3条5号「勤務の内外を問わず、警察運営上必要と認められる事項を知ったときは、時機を失することなく、所属長に報告すること」に沿ったものである。

現在であれば、原告石黒氏の行動は公益通報者保護法にいう「公益通報」だろう。同法は、公益通報したことを理由とする降格、減給、その他不利益な取り扱いを禁じている。

本来であれば、原告石黒氏の報告は、順を追って署長に報告され、署長が道警本部監察官室に報

告、内部調査が行われるべきであった。

しかし、虚偽公文書作成・同行使事件となれば、組織的な不祥事に発展しかねない問題であった。

事実、道警は平成 23 年 10 月、交通事故捜査を担当した巡査部長が、虚偽の参考人供述調書を作成したとして逮捕し、懲戒免職としたほか、上司を処分している。

当時の道警にとって、組織の不正を暴こうとする原告石黒氏と妻憲世さんの行動は看過できないものであったはずだ。

道警は組織防衛の観点から黙殺しようとしたのだろう。そこには、階級という名の上下関係が支配する警察という組織とその末端にある一巡査部長という目には見えない力関係がある。

この判決はそのことに一切触れてはいない。

一方、埒が明かれないと考えた原告石黒氏は、年に 1 回提出する身上申告書の～要望・意見・改善事項・他の職員に関する心配事などを含めて自由に記入～とある「その他の要望・意見等」欄に、妻憲世さんの交通事故を巡る不適正捜査の問題を記載した。自由に記載できる欄に自由に記載した内容を削除するよう要求したり、問題視する方がおかしいのだ。

しかも、この文書は道警が主張するように公開される文書ではない。

その意図は、原告石黒氏が主張するように、白石署の不適正捜査の隠ぺいにあったに違いない。

しかし、道警としては、部内で公然と反旗を翻す原告石黒氏を放置していたのでは他の職員への示しが付かない。

そうかと言って、原告石黒氏の勤務ぶりは優秀で組織から排除できる理由もなかった。

そこで取られた処置が、僻地勤務場所である美唄署の駐在所への異動だった。駐在所であれば妻憲世さんともども監視下に置くことも可能だ。問題行動のある警察官として原告石黒氏を要指導職員に指定したうえ、同駐在所に 7 年間という異例の長さの勤務を命じたのだ。これは、ある意味では懲罰的な意味も含む人事管理である。

要指導職員に対しては、業務上の監督だけではなく、身上監督と称して私生活に関しても監督が行われる。

この点については、「警察における職員の身上の把握及び指導は、適正な人事管理に必要な範囲で、職員の私生活に関する事項にも及ぶ場合がある」との鉢呂吉雄衆議院議員に対する政府（警察庁）答弁書（平成 19 年 10 月 19 日）でも明らかである。

筆者の警察署長や人事を担当する道警本部警務課長としての体験からしても、要指導職員等に指定された警察官は、勤務評定は最低の評価のDかEにランク付けされ、所属長らによる管理・監督状況が道警本部警務課、監察官室に逐一報告されていた。その状況は人事記録に記載され永久に消えることがなかった。そうした警察官は昇任試験を受けても、成績の如何を問わず合格することはない。

このことを知った原告石黒氏が昇任を受けたり、刑事として勤務する意欲を失ったとしても不思議ではない。

こうした要指導職員の配置先として使われていたのが留置場であった。

留置場勤務は、外部との接触を断たれ、常に緊張を強いられる警察内部では特異な勤務場所であり、現場の警察官の間では最も嫌われる職場である。

人事の吹き溜まりと称される所以でもある。原告石黒氏は、退職するまで4回にわたって留置場勤務を命じられている。少なくとも、優秀な警察官であった原告石黒氏にとって、美唄署以降の2回の留置場勤務は、事実上、組織から排除されたに等しい懲罰的な配置であった。

また、判決は、道警に隠蔽の意図がなかったとする根拠として「検察官が嫌疑不十分を理由に不起訴処分としている」ことを挙げているが、検察官が警察の組織的犯罪への対応には極めて消極的なことは、警察と検察の関係から当然であり、過去にも多くの事例がある。

判決ではこうした事実を全く考慮していないのである。

争点2 命令簿時間外勤務を超える時間外勤務の有無及び未払いの時間外勤務手当の額

判決は、「被告は、警察官が業務に従事した時間が、時間外勤務手当の対象となる勤務時間になるかどうかについての判断に所属長の裁量があるかのような主張をするが、時間外勤務手当の対象となる勤務時間には、実際に指揮命令下に置かれて業務に従事した時間全てが含まれると解するのが相当である。」と認めた点は評価できる。

判決は、「本件未払時間外勤務に係る各月の時間外勤務手当の額を算出すると、以下のとおりとなり、その合計額は8万1068円となる。平成21年7月分 2万5823円(7時間×3689円)同年8月分 7378円(2時間×3689円) 同年9月分 7378円(2時間×3689円)

同年 11 月分 3689 円(1 時間×3689 円)同年 12 月分 1 万 4720 円(4 時間×3680 円) 平成 22 年 1 月分 1 万 4720 円(4 時間×3680 円) 同年 3 月分 7360 円(2 時間×3680 円)」

と認定している。

この判決の意味は重大である。

所属長が職員に時間外勤務を命じる公文書である「時間外勤務手当等命令簿」に虚偽の記載がなされていたことになるからだ。原告石黒氏が実際に受け取った時間外勤務手当の額(給与支給明細書に記載)と被告道警が主張する時間外勤務手当の単価等も大きな隔たりがあったことも明らかになった。

原告石黒氏の説明によると、時間外勤務実績簿への記載については、

- ①休憩時間中に勤務しても記載しない、
- ②当直明けに勤務した時間のみを記載する、
- ③時間単位で記載するように留置管理課長から指示されていたという。

警察において、時間外勤務手当を全額支給できない根本的な理由は、予算が不足しているからだと言われる。

しかし、労働基本権が認められていない警察官は、その点を争うことは事実上不可能である。平成 16 年 12 月 3 日の道監査委員の要求監査結果の記者会見で北海道代表監査委員徳永光孝氏が「監査の過程において、現場の捜査員からは、多くの苦悩や改善を求める意見が出されている。

その例として、時間外勤務手当の支給率が低いこと、各種手当の見直しを求めること、(以下省略)」とコメントしている。

現職警察の証言によると、時間外勤務手当支給額は、毎月本部から内示される予算額から、署長等の調整額と各課長(警部)に支給する時間外勤務手当額分をカットし、残りが警部補以下の警察官に支給される時間外勤務手当予算として各課に配分される。

これを各課長が現場の警察官から請求された時間外勤務時間と勤務実績を勘案して支給額を決定、さらに署長等が勤務実績などを勘案し調整、支給額が決定されているのが実態だという。

しかし、原告の石黒氏のケースでは未払い分が特定されたが、時間外勤務の認定が幹部により恣意的に行われているとしたら、逆に、過払い分もあるケースも予想できる。

いずれにしても、未だに、警察では時間外手当の支払いが、恣意的に、しかも、その趣旨を逸脱して、行われていること自体が驚きだろう。

争点3 原告が休憩時間を取得できなかったことについて被告が国家賠償法1条1項に基づく責任を負うかどうかについて

判決は「原告は、手稲署に勤務していた3年間にわたり、8時間の休憩時間が保障されていたにもかかわらず、4時間以下しか休憩時間を取得することができなかったなどと主張するが、これを認めるに足りる証拠はないし、仮に、原告が4時間以下しか休憩を取得することができなかったことがあったとしても、かかる事実のみでは、直ちには被告に国家賠償法1条1項による賠償責任を生じさせるような違法行為があったということとはできないから、原告の主張は採用することができない。」とした。

警察では民間企業のように出勤と退社をタイムレコーダーで記録するシステムを導入していない。警察官はたとえ休憩時間であったとしても、市民から届出などがあれば対応しなければならない。筆者の体験からしても、交番勤務の休憩時間に休憩を取った記憶はない。犯罪捜査などに従事する警察官の場合には、自らの判断で行動しなければならないケースも多い。

勤務時間終了後に、協力者と接触することもあるだろう。警察業務は弾力的でなければならないのは事実だ。

しかし、だからと言って、こうしたサービス残業的な実態を放置しておくことは許されない。

ましてや、前述したように、休憩時間中に勤務しても、時間外勤務手当の請求を禁じていたとなれば、それを裏付ける証拠などがあるわけもない。

こうした警察官の時間外勤務手当の予算不足と業務実態にそぐわない時間外勤務手当制度を長年にわたり放置していることは、労働基本権がない警察官の弱みにつけ込んだ上層部の怠慢だ。

携帯電話のGPS機能を活用するなどにより、現場の警察官の勤務実態を正確に把握、記録し、実態に見合った透明な時間外勤務時手当を構築するべきだ。

いずれにしても、警察にこうした前近代的な人事・労務管理が常態化しているかぎり、現場の警察官に順法精神や国民の基本的な人権の尊重を期待できるはずもない。

今回は 道警人事権乱用訴訟判決(その2)道警幹部OB証言にみる警察の隠ぺい体質



2013(平成25). 3. 16(土) 積丹岳遭難訴訟 控訴審始まる

山岳救助隊には救助義務はない

平成21年1月31日、北海道後志管内積丹町の積丹岳(1253メートル)に入山した札幌市の藤原隆一さん(当時38歳)が行方不明になり、同年2月1日、捜索にあっていた道警山岳遭難救助隊(以下、「救助隊」という。)が、藤原さんを頂上付近で発見したものの、下山中に救助隊員が雪庇を踏み抜き、藤原さんと救助隊員3人が滑落、隆一さんが死亡した事件は、昨年11月19日、札幌地裁が救助隊の隊員が救助した藤原さんを抱きかかえて下山する際、雪庇を踏み抜き滑落したことが藤原さんの死亡につながったと認め、救助隊がコンパスなどで位置や方向を十分確認しないで下山した点に過失があったとした。

控訴人(原審被告道警)は、その「控訴理由書」の中で、警察の山岳救助活動は、権力的行政作用でも非権力的行政作用でもなく、そもそも「警察作用」には含まない。そして、山岳救助活動は、専ら警察の任意すなわち裁量により行われるものである以上、出動の要請を受けた警察が、これに応じて出動しあるいは救助しなければならない法的な義務を負うものではないという主張を繰り返している。

当日は、控訴人(原審被告道警)代理人と被控訴人(原審原告)が、それぞれ意見陳述を行った。その要旨を紹介する。

1 控訴人代理人齋藤隆広弁護士

民法に「緊急事務管理」という規定があり、山岳遭難救助のような、義務なくして緊急性がある他人の事務を行う場合には、「悪意または重大な過失」がなければ責任を負わないというもので、民間人がボランティアで山岳救助を行う場合には、賠償責任は問題にはならない。

警察が行う場合も同様である。

判決は、最大瞬間風速 27 メートル、零下 20 度、視界 5 メートル以下という極限的な状況下において人間が取りうる行動態様を考慮していない。

こうした現場では、その場にいた者の第一次的判断が尊重されなければならない。国内の著名な登山家 5 名と、山岳気象に精通している専門家から意見を得たが、いずれも、現場の判断が尊重されるべきであり、救助隊に非難するべき点は認められない、被控訴人らが主張している方法論は容易に行いえないものばかりだ、としているとしたうえで、以下のように結論づけている。

結論(以下は陳述書から抜粋)

(1)8000 メートル級の山岳登頂を目指す登山隊は、通常、何年、何ヶ月にも及ぶ綿密な計画に基づき、大規模な後方支援体制をもって、登頂に臨んでいますが、それでも事故を避けきれないのが、山の宿命なのです。

(2)道警山岳遭難救助隊は、このようなプロ登山家の集まりではありません。

身体が健康で人命救助の理念に燃えた警察官らが、厳しい訓練を経て救助に出動しながら、普段は通常の警察業務に従事しています。

しかしながら、平成 24 年中に道内で発生した 64 件の山岳事故のうち 20 件に救助隊が関与し、要救助者計 23 人のうち 18 人が生還しました。

また、平成 15 年から 24 年までの過去 10 年間の 438 件の山岳事故のうち 145 件に関与し、要救助者計 238 人のうち 189 人が生還しているのです。

(3)個人登山は、自己責任が原則です。

ましてや本件のように、天候が悪化するのが明らかであったにもかかわらず、遭難者が危険を顧みずに登山を強行し、その者の要請を受けて、自らも遭難する危険がある過酷な現場にあえて救助に向かった側が、救助出来なかったことに対して責任が問われるなどということが、あってはなりません。

そうなれば、少なからず危険が予測される現場には救助に向かわない、という事態になりかねない

からです。

(4)控訴裁判所におかれては、当時の現場の気象状態がどのようなものであったかを再度検討されたうえで、極限状態で救助隊員がとり得る行動について考慮されるなどして、登山・山岳の常識に沿った判断を下されるように、お願いいたします。

2 被控訴人訴訟代理人 市川守弘弁護士

以下は意見陳述要旨による。

(1)本件の最大の争点

控訴人は、職務性をはじめ当日の天候が非常に過酷であったこと等を主張し、あたかも道警山岳救助隊がボランティア活動であってそもそも隆一が死亡したからといってその責任はないかのように主張する。

被控訴人らは、これらの極めて無責任な主張に対し逐一反論と立証を準備しているところであるが、本意見陳述に当たって、本件の最大の焦点は何かについて明確にしておく。

それは、本件の救助隊が、なぜ、「北東方向」をめざしながら実際は「南東方向」に50メートルも進んで雪庇を踏み抜いたか、なのである。

(2) なぜ90度もずれたのか？

天候が厳しいことは理由にはならない。なぜなら救助隊だけに限らず、山岳において天候が厳しくて歩行が困難であれば、歩いてはならない、という大鉄則があるからである。

実際に隆一は「ホワイトアウト状態」で歩行が危険だったため、その場にビバークしたのであるが、この方法は歩行が困難な場合の当然の措置である。

しかし、本件では救助隊員らは隆一を伴って歩行が可能であったのである。

だからこそ「北東方向」に向ったのである。

ではなぜ、90度も違う方向に向い、その間、そのことに気づかなかったのであろうか？

それは、救助隊員が山岳における歩行の方法を知らなかったからである。

原審において甲 28 として提出している文献は冬山登山における初心者向けの本である。

これには、視界が悪い時の歩行方法が説明されている。

道警救助隊は、この初心者が行うべき歩行方法を取らなかったゆえに、90 度も違う方向に向かってしまったのである。

90 度違う方向とは、「蟹の横歩き」である。正しく体の方向が「北東」に向っていれば、どうしても足の運びは横に向わざるを得ない。

しかし、原審での証言のとおり、救助隊員らは進行方向に体を向けて歩行していたのである。

つまり、これははじめから 90 度違う方向に向って、そのことを疑うことなく進んでいたのである。

(3) 自己責任論ではない

控訴人は、山岳登山は、すべて自己責任であるかのように主張している。

乙 64 は、救急車の事例の判決を証拠に挙げている。

この救急車の例に本件を当てはめるならば、救急車が要救護者を収容し病院に搬送する途中で、救急車の運転手がわき見運転をして電柱に衝突し要救護者を死亡させた場合なのである。

山岳登山が自己責任であったとしても、救助隊員の過失によって、それも初心者でさえ知っているべき歩行方法をとらずに、雪庇を踏む抜いた場合にまで、隆一にその責任を転嫁することは許されることではない。

もし、隆一が警察に通報していなければ、GPS を読み違えた救助隊が 2 時間も時間をロスしている間に、隆一は自力で下山していた可能性は高い。

警察に通報していたために救助隊の到着を隆一は待っていたのである。

これは交信記録から明らかである。

(4) 被控訴人らは、道警の山岳救助隊のあまりにもお粗末な実態を知り、二度とこのような悲劇を繰り返してはならないと本件訴訟に踏み切ったのであるが、今控訴人がなすべきは、救助隊の重大なミスは何故起したのか、その原因を明らかにして、直ちに改善することである。

3 傍聴雑感

控訴人代理人斎藤隆広弁護士によると、救助隊は平成 15 年から 24 年までの過去 10 年間の 438 件の山岳事故のうち 145 件に関与し、要救助者計 238 人のうち 189 人が生還しているそうだ。

この数字も、出動ではなく”関与“であり、救助ではなく”生還“で、意味不明だが、要するに救助隊の活動ぶりをアピールしたかったのだろう。

その救助隊なる組織は、道警本部地域部地域企画課に置かれ、同課長が隊長を兼務し、隊員は道警本部警備部機動隊に所属し、道警本部長の命令で出動、現地警察署長の指揮を受けて救助活動に従事することになっている。

しかし、おそらく、地域企画課長も現地警察署長も機動隊長も山岳救助に関する知識も経験もなかったのではないか。

本件救助活動において、これら責任のある幹部らが、どこにいて、どんな指揮をしていたかも明らかではない。

従って、出動した救助隊員は自らの責任において救助活動を行わざるを得ない。

つまり、道警の救助隊なる組織は、名前だけの幻のような存在なのだ。

本件訴訟では、こうした組織的な問題は議論されていない。

これでは、原告が期待している道警の救助隊の改善などは遠く及ばない。

それどころではない、救助隊に救助するべき法的義務がないとすれば、救助隊員は生命の危険を冒してまで救助に向かう必要がないことになる。

この訴訟に、意味があるとすれば、道警の主張によって、警察の本音がはっきりとしたことくらいだろう。

こうした発想は、ストーカー被害の相談や家出人の発見・保護活動に警察が積極的でないことと通じるものがある。

建前論に終始する警察がこれだけあからさまに本音を語ることは極めて異例だ。衣の下に鎧が見えたというべきだろう。

警察が法的根拠のない職務執行等は一切行わないことで、治安維持が可能だとするなら、それはそれで結構なことだ。



2013(平成25). 3. 4(月) 交通違反で逮捕、そして窒息死

道警は事件の真相を明らかにせよ

2月24日、警察官に道交法違反(一時不停止)容疑で現行犯逮捕された音更町に住む土木作業員のAさん(40歳)が逮捕直後に意識を失い、死亡した。

新聞の記事によると事件の経過は次の通りだ。

2月24日午後2時30分頃、北海道警察(道警)釧路方面本部本別警察署管内中川郡足寄町の国道242号で、パトロール中の本別署員が不審な乗用車を発見、停止するように求めたが車はそのまま走行したためパトカーで車を追跡。

車は午後3時20分ごろ、約80キロ離れた北見方面本部北見警察署管内北見市留辺蘂町で道路脇の雪山に衝突して止まった。

追跡した本別署員が車内にいたAさんに運転免許証を出すよう求めたが、Aさんは逮捕まで約55分間、大声で叫びながら工具を振り回すなどして車内に閉じこもったため、同4時2分、同署員と北見方面本部、北見署の警察官ら計10人が、車内にさすまたを差し入れるなどして、Aさんを車外に引きずり出し、このうち数人がAさんをうつぶせ状態にして押さえ付け後ろ手に手錠を掛けて、一時不停止違反容疑で現行犯逮捕した。

そのとき、Aさんは既に意識不明で、病院に搬送されたが死亡が確認されたという。

司法解剖の結果、窒息死の疑いが強いことが分かった。

道警捜査1課は、警察官らの行為によって死亡した可能性があるともみて、業務上過失致死容疑などで捜査を始めたという。

この事件については、一時不停止違反の現行犯逮捕といい、何故、大勢の警察官が現場にいながら武器も持たない一人の男性を死に追いやるまでの実力を行使したのかなど、道民の多くが警察官の過剰な実力行使ではとの疑問を持ったに違いない。

警察官らの追跡などの法的な根拠

警察官の職務執行には法的な根拠がなくてはならない。

報道された事実の範囲内で検討してみよう。

① 停止を求め、免許証の提示を求める行為

本別署員がAさんに停止を求めた行為の法的な根拠は何かということだ。

まず考えられるのは道路交通法(道交法)だ。

その 67 条(危険防止の措置)には、「警察官は、車両等の運転者が第 64 条(無免許運転)、第 65 条第 1 項(酒気帯運転)、第 66 条(過労運転等)、第 71 条の 4 第 3 項から第 6 項まで又は第 85 条第 5 項若しくは第 6 項の規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第 92 条第 1 項の運転免許証又は第 107 条の 2 の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。」とある。

伝えられるところでは、Aさんの逮捕容疑は道交法 43 条(一時不停止、119 条 1 項 2 号等 3 か月以下の懲役、5 万円以下の罰金)違反である。

少なくとも、道交法違反を根拠に、Aさんを停止させ、免許証の提示を求めることはできない。

では、ほかに警察官はAさんを停止させて質問することができる法的な根拠があるのか。

② 警察官職務執行法(警職法)2 条(質問)には、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると思われる者を停止させて質問することができる。」とある。

Aさんが一時停止しなかったことが事実なら、軽微とはいいながら道交法違反も犯罪であるから、職務質問の対象とはなりうると考えられる。

しかし、警察官が停止を求めて質問する権限は強制ではない。

これに応じて停止するかどうかは任意である。

停止しなかったからとして、約 50 分にわたり、80 キロも追跡する行為は果たして任意といえるのか問題があろう。

よくパトカーに追跡された車両が、追跡を受けている最中に信号無視などで重大な事故を起こすことがある。

そのとき、警察は「事故現場の〇〇キロ前で危険なので追跡を中止した」とコメントする。

警察官の追跡行為が事故の原因ではないと言いたいのだろう。

本件でも、Aさんの車は雪山の衝突している。

だとすれば、本件についても警察官には追跡を断念するという選択肢もあったのではないか。

逮捕行為は適法、妥当か

伝えられる事実では、Aさんは公務執行妨害ではなく、道交法違反(一時不停止)の現行犯で逮捕されたとされている。

警察官はいかなる地域でも、刑事訴訟法 212 条の現行犯逮捕に関しては警察官としての職務を行うことができることになっている。(警察法 65 条)

Aさんの一時不停止違反が事実で警察官がこれを現認して、逮捕するまで約 1 時間 30 分、この間、一度も見失うことなく追跡したとするなら、継続性が認められ現行犯逮捕の要件はあったものと思われる。

従って、逮捕罪名や逮捕の必要性については疑問が残るものの、逮捕することについては法的な根拠はあると考えられる。

しかし、逮捕に当たっての実力行使の妥当性には大いに問題がある。

最高裁は、現行犯逮捕に際して現行犯が抵抗した場合には、状況と社会通念に照らして、逮捕に必要かつ相当と認められる限度内の実力行使が認められるとしている。

これは警察官、一般人で違いはない。

そして、その実力行使が刑罰上法令に触れうるものであっても、必要かつ相当な限度内であれば正当行為(刑法 35 条)とされ、違法性はないとしている。

つまり、警察官の逮捕に関する実力行使は逮捕に必要かつ相当と認められる限度内でなければな

らない。

警察官の逮捕に関しては、警察官の犯罪捜査の基本を定めた「犯罪捜査規範(国家公安規則)」に明記されている。

その 126 条(逮捕の際の注意)には「逮捕を行うに当つては、感情にとらわれることなく、沈着冷静を保持するとともに、必要な限度をこえて実力を行使することがないように注意しなければならない。」となっている。

警察官の場合には、犯罪捜査のプロとして、一般人の現行犯逮捕より以上に実力行使についての注意義務が課せられていると考えなければならない。

ましてや、警察官は実力行使に当たることが多いため逮捕術という訓練を受けているはずだ。

解剖による死因が窒息死となれば、逮捕行為によって必要以上の実力行使が行われた可能性が強い。

道警は調査結果を公表せよ

Aさんが死亡した結果、Aさんが何故警察官の求めに応じないで逃走を続けたのかは明らかになることはない。

Aさん一時停止違反を現認したのは警察官だけだ。

警察官の実力行使を目撃した人物もいないようだ。

警察は都合の悪いことを隠ぺいすることは周知の事実だ。

こうしたケースでは警察の内部調査でも必ずしもその真相が明らかにならないことが多い。

過去にも同じような事例がある。

知的障害のあるBさん(当時 25 歳)が、平成 19 年 9 月、佐賀市内の国道を自転車で走っていたところ、巡回中のパトカーに呼び止められ、停止中のバイクに衝突して転倒、Aさんがバイクを蹴って暴れるなどしたため、現場に駆け付けた警察官 5 人に取り押さえられ、後ろ手に手錠を掛けられた直後に意識を失い、急死したとされる事件があった。

Bさんの父親が翌年 1 月、「取り押さえた警察官を特別公務員職権乱用等致死容疑で佐賀地検に告訴。

地検は同年3月、Bさんの死因を心臓が急に止まる「心臓性急死」と発表したが、心臓の停止原因は「解明できなかった」とした。

また、警察官の取り押さえは「保護行為」で、死亡との因果関係も認められないと判断して警察官5人を不起訴処分とした。

これに対して、遺族が「地検は警察をかばっている印象で本当に捜査したのか」など不起訴処分を不服として付審判を請求、佐賀地裁は目撃証言から制圧時に警察官が、Bさんの胸部を手で殴打したと認定し、5人のうち1人の警察官について、特別公務員暴行陵虐罪で「審判」と呼ばれる裁判を開くことを決めた。

佐賀地裁は付審判請求事件について、平成23年9月に無罪(求刑懲役1年)の判決を言い渡した。

公判では、Bさんの死亡の原因や保護行為の違法性については審理せず、争点は警察官が保護の際に、Bさんを殴ったかどうか、殴打により負傷させたかどうかの2点に絞られていた。

判決理由で裁判長は「殴ったように見えた」などとする目撃者2人の証言について「ほかの証言と相反し、不自然な部分がある」として信用性を認めず、暴行を否定した。

さらに弁護側の「目撃者は拳が当たる瞬間を見ていない」とする主張を認め「Bさんを押さえつける動作を、殴ったと見間違えた可能性を払拭できない」と述べた。(佐賀新聞から)

事件は控訴審、上告審を経て、平成24年9月18日、最高裁が上告を棄却し、無罪が確定した。

この問題を巡っては、遺族が平成21年2月、佐賀県(警察)に約4240万円の損害賠償を求める訴えを佐賀地裁に起こしている。

その第3回口頭弁論では、原告側の弁護士は「警察官が作成した調書は、目撃者が県警の元警察官であったり、原告側の聞き取りと目撃者の証言が大きく食い違うなど、全く信用できない」と指摘している。

国場訴訟などで証言台に立つ警察官は多いが、基本的には警察の主張に反する警察官はほとんどいない。

本件については、道警の捜査第一課が業務上過失致死容疑で捜査を進めているようだが、果たして、身内の事件の捜査を公正にやれるのか甚だ疑問だ。

特に、本件は現場の警察官の責任のほか、事件の指揮をしたはずの本別警察署長や逮捕地を管

轄する北見警察署長の責任、さらには釧路方面本部地域課通信指令室、北見方面本部地域課通信指令室がどんな指示をしていたのかも問題だ。

本件は、現認場所が釧路方面本部内、逮捕地は北見方面本部内である。

警察という組織は管轄が異なると相互の連携不足から、適切な指揮が行われず、現場の警察官の責任追及のみに終始しがちだ。

今後の再発防止のためには、現場の警察官の責任追及だけではなく、組織的な責任も明らかにならないといけない。

捜査結果についても、これを公表するように求めたい。

あわせて、マスコミ関係者にも真実解明のための徹底した報道を求めたい。



2013(平成25). 2. 15(金) 交通事故死者統計はデタラメだった～愛知県警

交通死600人計上せず 過去20年分の統計訂正

これまでも、警察が発表する犯罪統計などに意図的な改ざんがあるのではとの指摘があった。

例えば、よく警察力のバロメーターとして使われる検挙率だ。

1961(昭和36)年の刑法犯の検挙率は63.7%(地方警察官定員約12万9000人)に対し、2012(平成23)年は31.2%(同約25万5000人)である。

何故、地方警察官が倍増しているのに検挙率は半減しているのか。

警察庁は警察の犯罪捜査を取り巻く環境の変化が検挙を難しくしていると説明したいのだろうが、かつての高い検挙率は犯罪統計の誤魔化しによるものだと指摘する捜査員は多い。

昔だけではない。

昨年、新潟県警三条警察署の刑事課長が、被疑者の供述をでっち上げ、捜査関係書類を偽造するなどして、検挙件数を水増ししていたことが発覚した。

窃盗事件の検挙率を上げるためだったとみられる。

犯罪統計ではなかった。

最近になって愛知県警が交通事故死者数を 600 人も計上しなかったと発表し、過去 20 年分の統計を訂正したと報じられた。

愛知県警の発表(2月9日付中日新聞)

愛知県警は 8 日、1991～2011 年の交通事故による死者・負傷者数に計上漏れがあったため統計を修正し、発表した。

この間の死者数は、修正前の 8305 人から 8905 人と 600 人増加し、愛知は 03 年から昨年まで 10 年連続のワーストとなった。

県警によると、警察庁の統計基準に反して、自殺や病死が疑われたりする死亡事故を、死亡事故として計上していなかった。

県警は「事故対策に反映させるのが困難な事故は統計に計上しないという運用が古くからあった。意図的な改ざんはなかった」と説明している。

他の都道府県で、同様の計上漏れは確認されていないという。

昨年 1 月、国家公安委員会に「愛知県警で、11 年の死亡事故に計上していない例がある」との匿名の通報があり、県警が、資料が残っていた 91 年までさかのぼって調査した。

これまで警察庁が発表していた統計では、毎年都道府県別の事故死者数のワーストは、03、04 年は北海道、10 年は東京都と北海道だったが、今回の修正ですべて愛知がトップになった。

02 年の増加数が最多で、398 人から 70 人増えて 468 人となった。

その後も毎年、1 年間の死者数が 67～38 人、増えた。

負傷者数も 1996 年～2011 年で、自転車事故などで計上漏れがあり、2584 人増え、104 万 9,965 人となった。

12 年の死亡・負傷者数は警察庁の基準に基づいて集計しているため、修正はない。

県警は修正した数字を警察庁に報告した。

沖田芳樹・県警本部長は会見で「警察統計への信頼を損ねる事案で誠に遺憾。

県民、国民、特に交通事故防止のための活動に取り組んできた関係者の方々におわび申し上げる」

と話した。(中日新聞)

しかし、交通事故統計の改ざんは過去にもあった。

佐賀県警が、2009(平成 21)年 2 月から約1年半、見掛け上の事故件数を減らす目的で、軽微な人身事故計 1,033 件を統計に上げず、過少に計上していたことが 2011(平成 23)年 1 月になって発覚している。

この件では、交通部長ら幹部 5 人や当時の本部長が警察庁長官注意の処分を受けている。

佐賀県警は 2009 年の重点課題に「人身事故の総量抑止」を掲げたが、その年1月に事故が多発し成果が挙げられなかったため、2 月上旬に当時の交通部長ら交通部の幹部が抑制策を検討。

軽微な人身事故は統計から外すように決めたという。

この背景には、この前年に佐賀県の死亡事故増加率が全国ワーストになったことがあったものとみられる。

本部長以下の上層部がとにかく人身事故件数を減らすよう躍起になっていたようだ。

このとき、警察庁は佐賀県警からの報告で 2009 年1年間の全国の交通事故統計を訂正したが、ほかの都道府県警察では、同じことが行われていないことを確認したという。

しかし同じようなことが愛知県警で行われていたことになる。

* 詳しくは、このホームページ[\(2011\(平成 23\). 1.23 交通事故統計改ざん 佐賀県警\)参照](#)

愛知県警と北海道警の交通事故死全国ワースト1 返上競争

警察が交通事故死者数の多寡を争うのもナンセンスなことだが、長年、愛知県は北海道と年間の交通事故死者数ワーストの座を争ってきた。

北海道は、1975(昭和 50)年から 11 年連続で、1992(平成 4)年から 13 年連続で全国ワーストとなっていた。

2010(平成 21)年には愛知県に次いで全国 2 位、2011(平成 22)年には東京都と並んでワーストとなったものの、2012(平成 23)年には、190 人まで大幅に減少し 6 位になった。

これは 62 年ぶりの快挙だそうだ。

このとき愛知県は 225 人でワーストだった。

愛知県も 2005(平成 17)年から毎年 200 人以上の交通事故死者を数え 5 年連続で全国ワーストとなっていた。

ところが 2011(平成 22)年には、197 人と大幅に減少し 6 位になった。

このとき北海道はワーストだった。

結局、今回の訂正で、愛知県は 03(平成 15)年から昨年まで 10 年連続のワーストとなった。

そして、20 年間の交通事故統計を訂正する羽目になった。

この間、警察白書に掲載されていた交通事故死者数の統計は誤りだったことになる。

警察白書の権威も形無しだ。

愛知県警の「事故対策に反映させるのが困難な事故(自殺や病死が疑われたりする死亡事故)は統計に計上しないという運用が古くからあった。

意図的な改ざんはなかった」とする説明はおかしい。

毎年のようにそうした疑いのある死者数が 67~38 人もあるというのは不自然だ。

それが事実なら、検視による死因は自殺や病死になっていなければならない。

そして、亡くなった方への保険金の支払いも死因に沿ったものでなければならない。

愛知県警はそこまで調査しているのだろうか。

愛知県警は、見掛け上の交通事故死者を少しでも減らすため、自殺や病死の可能性が少しでもあれば、死人に口なしとばかり、恣意的に交通事故死者から除外したというのが本当ではないのか。

そうでなければ、今になって統計を訂正するのは筋が通らない。

何故、警察は数字を誤魔化すのか

犯罪情勢や交通事故情勢のデータは警察のみが保有する情報である。

こうしたデータは手を加えることなく生のまま国民に提供ないしは公開されなければならない。

愛知県警や三重県警のケースでは、数字の改ざんが上層部の判断、つまり組織的に行われている。

何故、こうした誤魔化しがまかり通るのだろうか。

そこには、警察組織に共通する問題が見えてくる

1 隠ぺい体質

情報公開法や情報公開条例が制定されてから久しい。

平成 12 年に警察刷新会議が示した「警察刷新に関する緊急提言」でも、警察行政の透明性を確保し、国民の信頼を回復するためには、警察は情報を秘匿しようとする体質を改め、情報公開に真剣に取り組むべきである、と指摘された。

しかしながら、現在に至るも警察の情報公開に関する姿勢は極めて消極的だ。

様々な理屈をつけて、警察にとって都合の悪い情報は公開しない。

警察の隠ぺい体質は何も変わってはいない。

都道府県警察にとって、交通死者数全国ワーストや交通事故死増加率全国ワーストは都合の悪い情報だ。

愛知県警や三重県警による交通事故統計の改ざんは、県警にとって都合の悪い情報を隠ぺいしようとした結果であろう。

そこには、情報公開に対する基本的な姿勢の欠如がある。

犯罪情勢や交通事故情勢のデータは、警察が保有していても警察のものではない。

国民のものなのだ。

手を加えることなく公開するべきだ。

これが情報公開の基本である。

愛知県警と三重県警にはこうした情報公開の基本的考え方の欠如がある。

2 警察力では交通事故を抑止できない

かつて、警察には“取り締まり件数と交通事故件数は反比例する”という考え方があったことは事実だ。

北海道警でも、交通事故死全国ワースト返上を目指して、道警本部が各警察署に「交通事故死抑止努力目標」なるノルマを課して、年間に許容される死者数を明示し、取り締まりを強化するように指示

していたことがある。

これを真に受けた署長たちは、刑事等の私服勤務の警察官に制服を着用させ街頭に立たせ、黒塗りの公用車にまで赤い回転灯をつけて走行させた。

現在、パトカーが赤灯を回転させてパトロールしているのを見かけるがこれも当時の名残だろう。

しかし、警察の仕事は交通事故の抑止だけではない。

こんな体制がいつまでも続くわけもなかった。

運転免許保有者約 8,100 万人、自動車保有台数 7,900 万台という車社会の中にあって、全国 25 万余人の地方警察官を以て交通事故を抑止することは物理的に不可能に近い。

ちなみに愛知県の自動車保有台数は約 500 万台で全国一だ。

これを見ても愛知県で死者数が多いのは当然であることが分かる。

次いで多いのは東京、大阪、北海道と続いている。

交通事故の発生要因には、運転免許保有者や自動車保有台数のほか、道路延長距離、道路構造、車の走行速度、気象条件など、多くの物理的・自然的な要素が関係してくる。

さらには、人や貨物の動きなど経済活動も関係しているだろう。

これらに運転者の故意や過失が絡んでくる。

こうした膨大かつ複雑な要素で起きる交通事故を警察力で抑えることができるのか。

つまり、取り締りが交通事故の抑止にどの程度の効果があるのか。

交通事故発生件数のピークは、平成 15 年の 94 万 7,993 件で、ここ数年減少を続け平成 23 年には 69 万 1,937 件(-25 万 6,056 件、-27.0%)になった。

死者数のピークは昭和 45 年の 16,765 件で、平成 23 年には 4,612 人(-12,153 人、-72.5%)まで減少している。

では、この間の道路交通法の取り締まり件数はどうなっているか。

平成 15 年は 810 万 6,728 件だったが、平成 23 年は 784 万 4,013 件(-26 万 2,715 件、-3.2%)まで減少している。

交通三悪とも呼ばれ、悪質・危険性の高い事故の原因となるとされる違反、無免許運転、飲酒運転、速度超過の取り締まりはどうなっているだろうか。

平成 23 年の交通違反態様をみてみよう。

最も多いのは最高速度違反で全体の 29.2%だが、無免許 0.4%、酒酔い・酒気帯び合わせて 0.4%に過ぎない。

速度超過に次いで多いのは、携帯電話等 17.1%、一時停止 14.4%だ。

こうした数字をみると、取り締まり件数が減っても交通事故は減少していることが分かる。

しかも、無免許、酒酔い等、悪質・危険性の高いとされる違反の取り締まりは、最高速度違反を除いて低調だ。

一方では、取り締りが携帯電話等、軽微で比較的摘発しやすい違反の摘発に重点が置かれているように見える。

こうしたことから、警察力が交通事故の抑止に果たしている役割は限定的なものであることが分かる。

しかし、都道府県や交通安全協会等、多くの交通安全関連団体の中で、交通事故死撲滅キャンペーンの主演を演ずる警察としてはそれでは困るのだ。

交通事故死ワーストの数字で危機を訴えながら、ときには、ワーストを返上したという実績が必要だ。

交通事故死者数の誤魔化しは、警察の交通事故抑止対策が国民のためではなく、警察のために行われていることを図らずも暴露したことになる。



2013(平成25). 2. 5(火) 増え続ける警察官犯罪・繰り返される組織的失態

警察改革の最大の欠陥とは

警察庁は、2013年1月31日、平成24年(2012年)中の懲戒処分者数を発表した。

それによると、懲戒処分を受けた警察官(事務職員を含む)は、8年ぶりに400人を大幅に超え、458人(前年比91人増)を数えた。

処分内容は懲戒免職62人、停職128人、減給172人、戒告96人で、懲戒免職と停職は「警察改革」

が始まった 2000 年以降最悪だという。

逆に、戒告は 96 人で 2000 年の 208 人から 112 人も減っている。

これは悪質な事案が増えたのか、警察が相次ぐ不祥事に処分を厳しくしているのかは不明だ。

都道府県別では、警視庁 70 人(前年比 26 人増)、次いで大阪府警 38 人(同 17 人)、道警は 37 人で昨年の全国 2 位を返上したが、それでも昨年を 6 人上回った。

年齢別(監督責任は除く)では、50 歳以上が 142 人(前年比 48 人増)で最も多いのが特徴だ。

警察庁は具体的な数字は明らかにしていないが、最近では、警視、警部といった現場の上級幹部や警部補の階級にある警察官の不祥事が目立つ。

これも幹部枠の拡大による幹部の質の低下が招いたものだろう。

懲戒処分の理由では、わいせつ行為やセクハラといった異性関係が 139 人で最も多いという。

深刻なのは、法の執行者である警察官の犯罪が増えていることだ。

業務に関連した職権濫用・収賄供応、公文書偽造・証拠隠滅といった犯罪、窃盗、詐欺、横領といった金銭に絡む犯罪のほか、情報漏えい(地公法違反)や盗撮(迷惑防止条例違反)も目立つ。

2012 年中に逮捕された警察官は 93 人(前年比 27 人増)、書類送致された警察官を含めると相当な数になるはずだ。

12 月には富山県警の警部補が放火・殺人という凶悪事件の容疑者として逮捕された。

2013 年になってもこの勢いは止まらない。

1 月中に虚偽供述調書の作成で兵庫県警の警察官 2 人(警部補、巡查部長)が逮捕されたほか、道警、神奈川県警、福岡県警等で警察官が逮捕されている。

相変わらず組織的不祥事も続いた

警察官の不祥事・犯罪も問題だが、去年は組織的不祥事も続発した。

2011 年 12 月に起きた長崎県西海市の 2 女性殺害事件をめぐり、4 月 23 日、千葉県警習志野警察署の生活安全課長ら 12 人の署員が、ストーカー事件の被害届受理を先送りし、2 泊 3 日の北海道旅行をしていた問題で千葉県警本部長らが処分された。

同じ 4 月に静岡県警磐田警察署の地域課署員 3 人による窃盗や詐欺などを隠蔽したとして、前署長

ら当時の署幹部 5 人が犯人隠避容疑で書類送検され、懲戒免職などの処分を受けた。

重要・凶悪事件の無罪判決や捜査の不手際も続いた。

2 月には広島市の保険金目的の殺人事件、3 月には大阪母子殺人・放火事件、10 月には東電OL殺人事件の無罪が確定した。

再審請求事件も目白押しだ。

1994 年の福井市女子中学生殺害事件、1995 年の大阪住吉放火殺人事件の再審も決まった。

北海道でも 2000 年 3 月の恵庭OL殺人事件などの再審請求の動きがある。

重要事件の捜査に関して、警察が逮捕したものの検察が起訴できなかったや誤認逮捕したなど、いわゆる「隠れ冤罪」も相変わらずだ。

道警では、小樽市内で起きた殺人事件で容疑者として捜査本部が逮捕した女性を札幌地検が処分保留で釈放した。

事件は現在に至るも未解決だ。

警察庁が全国の警察にサイバー犯罪の取締り強化を指示するなかで、警視庁をはじめ大阪府警、神奈川県警、三重県警が相次いでパソコンからの犯罪予告事件で誤認逮捕した。

真犯人はいまだに不明だ。

こうした警察捜査の失態は、旧態依然として自白偏重の「叩きわり捜査」から抜けきらず、新しい形の犯罪には捜査力が追いついていないという現在の警察の実態を露わにしたものだろう。

極め付きは、警視庁が「警察庁長官銃撃事件捜査結果公表」訴訟で、原告の教団主流派のアレフに完全敗訴したことだろう。

日本警察のトップが狙撃され、それを日本警察の顔ともいえる警視庁が解決できなかった。

その挙句、オウム真理教の信者グループによるテロだったとする捜査結果を公表し敗訴する。

まさに恥の上塗りだった。

これは明らかに警視庁の暴走だったが、これを阻止できなかった警察庁、国家公安委員会、東京都公安委員会の無能ぶりと、日本警察を陰で牛耳ってきた警備・公安警察の思い上がりや衰退ぶりを露呈したものだった。

病根を残したままの警察改革

1999年から2000年にかけて桶川ストーカー事件など警察の組織的不祥事が続発した際、民間有識者による警察刷新会議(刷新会議)がつくられ、国家公安委員会に対して「警察刷新に関する緊急提言」(緊急提言)が示された。

その骨子は

- ① 情報公開で国民に開かれた警察を
- ② 苦情を言いやすい警察に
- ③ 警察における監察の強化を
- ④ 公安委員会の活性化を
- ⑤ 住民からの相談に的確な対応を
- ⑥ 警察職員の責任の自覚を
- ⑦ 住民の意見を警察行政に
- ⑧ 時代の変化に対応する警察を

だった。

これを受けた警察庁は全国の警察に「警察改革要綱」を示して、警察改革に取り組んできたという。

それ以降、懲戒処分を受ける警察官は2005年の568人をピークに減少し、2009年には242人と半減した。

ところが2010年から増加に転じ、2011年は367人、昨年は458人と高い水準になった。

2000年の警察改革以降、一時的には懲戒処分者数は減少したものの、組織的な不祥事はなくなったわけではなかった。

2002年には警察本部長が有罪判決を受けた富山県警による覚せい剤事件を巡る犯人隠避事件で、警察本部長らが有罪判決を受け、2003年には道警銃器対策課が拳銃摘発を目的とした覚せい剤130キロ、大麻2トンの密輸見逃し疑惑が発覚した。

2004年には警視庁が捜査を怠ったために小出亜紀子さん(当時24歳)が殺害された事件など、警察改革のきっかけとなった埼玉県警の桶川ストーカー事件や神奈川県警の覚せい剤使用警察官隠蔽事件と同じような事件が起きた。

さらに、2002年には無実の柳原浩さんを犯人に仕立て上げた氷見事件、2003年には選挙違反事件で起訴された12人全員無罪になった志布志事件など、警察のでっち上げともみられる冤罪事件もあった。

そして、最大の組織的不祥事は2003年から2004年にかけて、道警をはじめ14府県で発覚した警察の裏金疑惑だろう。

これは法の執行機関である警察の究極のコンプライアンスの欠如ともいえる組織的犯罪行為だった。

刷新会議の緊急提言でも、警察の予算執行について「特に、警察の予算執行については、新潟での公聴会等を通じ、国民の根深い不信感が明らかになった。

予算執行についての情報開示は最大限に徹底されねばならない」と指摘した。

しかし、これは情報開示の問題ではなかった。

警察庁は全国の警察に対して、いわゆる「裏金廃止令」を出して密かにその解消を図っていた。

しかし、これには重大な過ちがあった。

国民の税金である予算に関する長年にわたる不正行為を国民との関係において精算しなかったことである。

別の言い方をすれば、巨大な裏金システムの隠ぺいだった。

いつかは露見することは確実だった。

ここに2000年の警察改革の最大の欠陥がある。

病根を残したままの警察改革、このコンプライアンスの欠如は、冤罪や誤認逮捕といった違法捜査にも通じる。

その延長線上には、警察官の不祥事・犯罪がある。

警察庁が金科玉条のごとくいう「警察改革」だが、最初から破たんする運命にあった。

モグラ叩きの不祥事対策

警察庁は、これまでも

「業務上の非違事案防止のための諸対策について」(平成23年9月2日)、

「警部による非違事案の絶無に向けた集中的な取り組みについて」(平成 23 年 10 月 31 日)等、問題が起きるたびに、まるでモグラ叩きのように数々の通達を発してきた。

そして、懲戒処分者が警察改革以来最多となったとして、2012 年 8 月、全国の警察に『警察改革の精神』の徹底のために実現すべき施策』を示した。

その内容にもさしたる目新しいものはないが、遅きに失したというべきだろう。

キャリア警察官僚に警察改革の牙を抜かれた民主党政権はもろくも崩壊した。

当然の結果だった。

代わって 55 年体制の下で警察の中央集権化を進め、キャリア警察官僚とともに事実上の国家警察を作り上げてきた自由民主党が再び息を吹き返した。

デフレからの脱却を最重点に取り組む自由民主党と公明党の連立政権からは警察改革は見えてこない。

新たに警察大臣に就任した古屋圭司氏は、警察官の不祥事について

「富山の事件は許し難い事件です。2000 年の警察改革実施以降、減少傾向だった不祥事が近年再び増えており、危機感を抱いています。啓発の仕方を見直す必要があります。警察官は職務に責任と誇りを持つことが大切です」と述べた。(2013 年 1 月 4 日 北海道新聞)

これでは警察大臣として、日本警察に関する現状認識が誤っているし、何の具体策を示していない。

2013 年 1 月 25 日、打ち続く失態の責任をとったわけではあるまいが、警察庁長官と警視総監も交代した。

長官には例によって東大卒のキャリア警察官僚米田壮氏が就任した。

米田氏は就任の記者会見で、警察官の相次ぐ不祥事について

「規律の強化だけに頼るのは限界がある。所属長以上は高い倫理観で、部下を背中で引っ張ってほしい」と話した。(2013 年 1 月 26 日 北海道新聞)

“高い倫理観”がないのは現場の所属長以上だけではあるまい。

警察庁には“国民との関係において、あえて精算を避けた問題”があったはずだ。

警察官の不祥事・犯罪と警察の組織的失態の再発防止のためには、「警察改革」自体の抜本的な見直しが必要だろう。



2013(平成25). 1. 18(金) 不祥事予防策？警官採用にポリグラフ検査

警察庁らしいネガティブな発想

昨年暮れに、富山県警の警部補(54歳)が放火・殺人容疑で逮捕されたが、1月13日には、兵庫県警の警部補(53歳)と巡査部長(33歳)が覚醒剤事件に関する供述調書を偽造したとして、虚偽有印公文書作成容疑で逮捕された。

同警部補には捜査情報を漏らした見返りに現金を受け取った疑いも浮上しているという。

今年も警察官の犯罪が続きそうだ。

万策尽きたとでもいうのか、1月8日付の朝日新聞に、警察庁が不祥事予防の一環と称して、犯罪捜査に使われているポリグラフ検査を警察官の採用試験に導入することを検討しているとする記事が掲載された。

筆者はこの記事を読んだとき、19世紀のイタリアの精神科医で犯罪人類学の創始者ロンブローゾの「生来的犯罪人説」を連想した。

人間の身体的・精神的特徴と犯罪との相関性を検証し、これらの特徴をもって生まれた者は、将来犯罪者となることを先天的に宿命付けられた存在であるとする説だ。

ポリグラフ検査で“クロ”の反応があった人物は将来犯罪者になるのか。

1月8日 朝日新聞「警官採用ポリグラフ検討」

記事のリードは、「犯罪を起こしそうな人を採用しなければ不祥事を少しでも減らせる。

そう考えた警察庁が、警察官の採用試験にポリグラフ(うそ発見器)検査を導入することを検討して

いる。

以前に盗撮やわいせつ行為などをした人が試験を突破して警察官になり、同じ過ちを繰り返す例が目立つためだ。」とある。

記事はさらに、「捜査機関の職員採用時にポリグラを使うのは米国など海外では珍しくない」という警察庁幹部の説明を取り上げながら、検査の導入には、警察内部にも「受験を避けられ人材確保にマイナスになる」と反対意見があり、構想では「ポリグラフは了承を得た受験者に限って用いる」としている。

同紙はさらに 38 面に「警官の質確保 危機感」のタイトルで解説記事を掲載している。

それによると、採用にポリグラフ検査を導入する案は、2012 年中に懲戒処分を受けた警察官等が 400 人を大きく超え 2000 年の「警察改革」以来、最多になったことに対する警察庁の危機感から出たものだとしている。

さらに、不適格者の採用阻止は数年来の課題だとしたうえ、警察官等の採用試験の競争率は、2005 年以來 10%に達していない現状の中で、ポリグラフ検査の導入には「受験者が減る」といった警察内部の懸念に加え、人権上問題ではないかといった批判も予想されるが、警察は及び腰になっている場合ではない。

ポリグラフ検査など大胆な策の実現へ向けて動く時だ、と結んでいる。

ポリグラフ検査とは

ポリグラフ検査とは何か、同紙の説明をそのまま引用する。

.....

対象者の呼吸や血圧、脈拍、皮膚の電気反応などを同時に測定、記録する装置。

日本の警察は 1956 年から捜査に導入。

容疑者らに事件に関する質問をしてデータの変化を見る科学的検査だが、変化と供述内容の真偽は必ずしも一致せず、これだけでは証拠となりにくい。捜査では、供述内容が信用できるかを判断する目安のひとつとして使っている。

専門の訓練を受けた職員が相手の承諾を得たうえで機器を取り付け、検査する。

.....

この説明の通りだが、さらにいくつか指摘しておく必要がある。

一般的に、ポリグラフ検査の装置(機械)を「うそ発見器」と呼ぶが、ポリグラフ検査は嘘を発見するのではなく、事件に関する知識を被疑者が持っているかということについて、ある程度の判断材料を提供するに過ぎないとされている。

ポリグラフ検査の結果を記載した書面(検査結果回答書)について、最高裁決定(昭和43年2月8日第一小法廷)は「ポリグラフの検査結果を、被検査者の供述の信用性の有無の判断資料に供することは慎重な考慮を要するけれども、原審が刑訴法326条1項の同意のあった書面〔検査結果回答書〕について、その作成されたときの状況等を考慮したうえ、相当と認めて、証拠能力を肯定したのは正当である。」とその証拠能力を認めながらも、ポリグラフの検査結果を被検査者の供述の信用性の有無の判断資料に使うことに慎重さが必要だとしている。

その証明力(証拠の価値)についても、被疑者が事前に質問事項に対しての認識があったなど、質問構成が難しいこともあり、訴訟で証明力が認められなかった事案も多くあるとの指摘もある。

警察庁の構想では、「小児性愛をどう思うか」、「痴漢に興味があるか」などを聞き、その反応を採否の参考にするそうだ。

ポリグラフ検査が同意無く行われた場合、被疑者の黙秘権侵害という法的問題もあり、黙秘権侵害、つまり違法収集証拠という問題も生じる。警察官の採用試験にポリグラフ検査を導入する場合にも、受験者の自由意思に基づく同意があることが前提条件となるのは当然だ。

そのためには、募集要領などにあらかじめその旨を明記するべきだろう。それを知らないで応募した受験者が、途中で検査を拒否することはできない。拒否すれば合格できないと考えるのはあたりまえだからだ。

警察庁が懸念しているように受験者が減るかもしれないが、それでは明らかにアンフェアである。

ついでだが、志布志事件、氷見事件、布川事件、松本サリン事件など有名な冤罪事件でも、否認している被疑者を自白に追い込むためにポリグラフ検査が使われたことを忘れてはなるまい。

なかにはポリグラフ検査で本当は反応がなかったにもかかわらず、取調官から反応があったと虚偽の説明を受け、自白に追い込まれたケースもある。

警察官採用試験の実態(神奈川県警の例から)

都道府県警察の警察官採用試験の内容はほぼ共通である。採用区分は、警察官A(大学卒業者 男性、女性)、警察官B(高校卒業者 男性、女性)のほか、柔道・剣道の有段者を若干名別枠採用する制度を設けている。

現在では合格者の約 70%は大学卒業者だ。

採用試験は、第一次試験(教養試験択一式 50 問)→第 2 次試験(論文、適性検査、体格検査、体力検査、人物試験、身体検査)→採用決定という経過で行われる。

警察官として必要な知識・能力は教養試験と論文で一定の基準に達することが必要だが、朝日新聞の記事にある“不適格者の採用阻止”を目的とするポリグラフ検査は、募集要領で公表されている「適性検査」と「人物試験」で行うのだろうか。

「適性検査」は、職務上必要な素質及び適正についての検査(第一次試験日に実施)とされるが、筆者の体験では、適性検査はロールシャッハ・テスト(左右対称のインクのシミから被験者が想像したものから人格を分析する)が行われていた。

最近では、主題は曖昧な絵から心理状態を判断する方法などが行われているようだ。

「人物試験」というものもある。これは一人 15 分程度の人柄、性向などについての個別面接試験だ。

筆者も人物試験の試験官の経験があるが、受験者もそれなりの準備をして臨んでいるので、わずかの時間で警察官として不適格な人物だと見抜くことは難しい。

採用の基準原則

警察官の採用も一般公務員と同じように地方公務員法(地公法)に準拠して行われる。

○ 平等取扱の原則(地公法第 13 条)

すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によって、又は第 16 条第 5 号(破壊団体加入)に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によって差別されてはならない。

○ 欠格条項(地公法第 16 条)

(以下の)各号の一に該当する者は、条例に特別の定がある場合を除く外、その職員となり、又は競争試験を若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁治産者及準禁治産者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

採用試験の裏事情

これまでも、警察官の採用試験を受験しようとする若者の間には、少年時代の非行歴があれば合格できないのではないかなどの声がよく聞かれた。確かに、以下に述べる不適格者排除のための施策が行われていることは警察内部でも公然の秘密だった。

○ 前科・前歴のチェック

前科は裁判(略式も含む)で、罰金刑以上の判決を受けたという経歴である。拘留・科料は前科にはならない。

前歴は、警察に検挙(任意・強制を問わず)された経歴だ。警察はこれらのデータを東京都中野区にある照会センターに保有し、都道府県警察からの照会(A号照会)に応じている。

警察官の採用に当たって、受験者全員のA号照会を行うことはいとも簡単だ。不適格者排除に躍起となっている警察が受験者の前科・前歴をチェックするのも当然だ。

○ 政治的信条等のチェック

警察は建前として政治的に中立であることを標榜している。警察官は政治的な行為を禁止され、労働基本権も認められていない。

そして「警察の職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体または組織に加入しない」旨を宣誓することが求められる。

警察は採用試験の受験者について、例えば、日本共産党、過激派集団、オウム真理教などの宗教団体に加入しているかどうかを、ある段階でチェックしていることも警察内部では公然の秘密だ。

一時は某政党と密接な関係にある宗教団体も含まれていた。

最近では、イスラム教信者やモスクに出入りしている人物、警察を批判するオンブズマン等の市民団体も対象だろう。

元静岡県警の公安警察官真田左近氏は以下のように説明している。

警察官の採用試験では、「トクチョウ」(特別調査)と称する身元調査を行っていた。

受験者の経歴や素行、交友関係などを把握する業務だが、なかでも重視されるのは政治的思想の有無である。

調査の結果、三親等以内に共産党や新左翼関係者がいれば間違いなく不採用となる。

一時は、創価学会もそうした団体の一つに数えられていた。

この調査の所管は採用を担当する警務部門(企業の総務・人事に相当)だが、警備・公安部門の担当者が、警備資料ファイル・F(警備対象者の人定事項や活動歴などを記録したもの)と対照しチェックする。

受験者の出身校や居住地での間込み等は、警備・公安の担当者が行っていた。

こうした調査は、警察組織内への革新勢力の潜入工作を監視するタイムル班と称する専門の部署が設置され、採用担当の警務課と連携しながらもっぱら公安警察官が担当していた。

筆者は、現職時代に採用を担当する警務課長などを務めたが、この真田氏の説明を否定しない。

○ 警察学校における排除

採用試験に合格すると、巡査に任用されて警察学校の初任科(大卒警察官6ヵ月、高卒警察官10ヵ月)に入校しなければならない。

警察学校は全寮制で、警察官としての倫理・訓育や一般教養、実務の基礎、職務執行に必要な法学などほか、拳銃操法、柔道・剣道、逮捕術、点検・教練・部隊活動、救急法などを学ぶ。

しかし、初任科教養の眼目は、何も知らない若者に組織に対する忠誠と組織最優先の思考回路を刷り込むことにある。その延長線上には、治安維持のためなら多少の違法行為も許されるといった思考、コンプライアンスの欠如を生む素地がある。

こうした初任科教養に疑問を持つ初任科生は脱落していく。

警察庁のデータによると全国で毎年約 10%が卒業できずに退職するという。

警察学校の初任科教養も不適格者を排除するための装置であることは間違いない。

不祥事の特徴と再発防止策

警察庁は、昨年中の警察官等の懲戒処分の詳細を発表していない。

そこで、平成 23 年中の懲戒処分的特徴的傾向を確認してみよう。

処分事由は、窃盗・詐欺・横領等の刑法犯によるものは 124 人で全体の 33.7%を占めている。

階級別処分者数(監督責任を除く)では、警部補・警部・警視以上の幹部が 33.2%、なかでも警部補が 17.9%を占めている。

そして、その比率は警視以上と警部では階級構成比を上回っている。

年齢別処分者数(監督責任を除く)では、50 歳以上 27.1%、40 歳代 22.5%、30 代は 22.5%、30 歳未満は 28.0%だ。

これでわかるように、半数近くを昇任試験にパスした幹部、しかも、中堅、ベテランといわれる年代の警察官が占めている。

現実に起きている警察官犯罪は、痴漢などという生易しい話ではない。

放火・殺人容疑で逮捕された富山県警警部補(54 歳)、虚偽有印公文書作成容疑で逮捕され兵庫県警の警部補(53 歳)は、情報漏えいや収賄の疑いもあるという。

2 人は 30 年以上も前に採用され、巡查部長、警部補昇任試験に合格した幹部だ。

彼らについて採用時にポリグラフ検査を実施していたら、不適格者として排除できたのか。

警察官の採用にポリグラフ検査を導入することが不祥事防止策にどのくらいの効果があるのか。

しかも、有能な人材を確保するための施策としてはいかにもネガティブだ。

若い人たちの警察に対するイメージがさらに悪化しかねない。

優秀なキャリア警察官僚たちは、もっとほかに考えることはないのか。

○ 少子化時代の計画的な募集を

警察官の採用における競争率は、経済不況が続くときには高くなる傾向にある。

しかし、長引く不況に拘らず、朝日新聞の解説記事が指摘しているように、その競争率は低迷し、2005年(平成17年)からは10倍にも達していない。

その理由の第一は、平成16年に全国的規模で発覚した警察の組織的裏金づくりや冤罪事件などの警察の失態に若者の警察に対するイメージ低下もあるだろうが、少子化による若者人口の減少の影響も大きい。

警察は昭和30年代の中期から、安保闘争など治安悪化に対処するため警察官の増員を繰り返してきた。

当時採用された警察官が2006年(平成18年)ころから退職時期を迎えた。

一方では少子化の影響で人口が減少し若者(29歳以下)の人口比率は、昭和30年代の半分程度になっている。競争率が低下するのは必然の結果だ。

警察官の採用人数は、その年の増員人数と退職者数で決まるが、警察は定員割れを避けるために大量採用を続けている。

低い競争率での大量採用は警察官の質の低下が懸念される。

そして、大量採用は教育期間の短縮という結果も生む。

採用試験において、合格最低基準を引き上げるなどにより、定員割れも覚悟し優秀な人材を確保するべきだ。

この10年間、犯罪(刑法犯)の認知件数は毎年10万件単位で減少するなど、我が国の治安情勢は比較的安定している。

この機会に優秀な人材を確保するため計画的な募集に踏み切るべきだ。

○ 大卒警察官の処遇改善を

かつて、警察官の採用は高校卒者が中心だったが、警察が大卒警察官の採用を開始したのは昭和40年ころのことだ。

現在では採用人員の約70%が大卒者で占められている。

しかもその10%ほどが国立大学出身者とも聞く。

これは若者人口の減少に加えて大学進学率の高まりにより、警察官志望の高卒者が減ったためである。

一方では、大学生の学力の低下が問題になっているが、大卒警察官は、4年間の大学生活で様々な知識を身につけ、社会的体験を持っている。価値観も多様だろう。

通り一遍の「職務倫理の基本」が受け入れられているのか。

わずか6カ月の初任科教養も見直す必要がある。

しかも、都道府県警察に採用される大卒警察官は、警察庁採用のキャリアや準キャリアと違って幹部要員ではない。

処遇は高卒警察官とほぼ同じである。

これでは有能な大卒者は応募しないし、有能な大卒警察官は育たない。

将来は、有能な大卒警察官を都道府県警察の本部長等のポストに登用するための幹部要員としての大卒警察官の採用・育成システムを創設するべきだ。

そのことによって、現場官庁としての都道府県警察の活性化を図ることができる。

都道府県警察の本部長以下の主要ポストをキャリア官僚が独占している現状を変えなければならぬ。

○ 階級枠拡大施策の見直しを

警察庁は、平成3年から8年までの6年計画で警察組織における階級構成を是正した。

これにより都道府県警察の階級構成は、警視 2.4%→3.2%、警部 4.8%→6.9%、警部補 14.5%→29.0%、巡査部長 34.0%→30.0%、巡査 44.3%→30.94%、になり、警察の階級構成は「ピラミッド型」から「つりがね型」に大きく変わった。

特に、警部補の階級構成比は倍になった。

幹部枠の拡大は昇任試験等のハードルを下げることになる。

階級社会の警察にとって、幹部の質の低下は致命的だ。現場の幹部に求められるのは”率先垂範”だ。ところが、最近の現場からは、部下を指揮できない幹部、責任を回避する幹部が多いとの声が聞こえる。

幹部による不祥事が目立つのも幹部枠の拡大による幹部の質の低下がもたらしたものだろう。そろそろ、警察庁も幹部枠の拡大施策の見直しを考えるべきだ。



2012(平成24). 12. 28(金) 増える続ける警察官の犯罪

富山県警の殺人・放火事件からみえるもの

警察庁は今年1月から6月までに懲戒処分を受けた警察官(事務職員を含む。以下警察官)は、平成12年から始まった警察改革以来最多となったと発表した。

その後も警察官の不祥事・犯罪は止まらない。今年中に逮捕された警察官はおそらく80人を超えるだろう。

これに市民であれば当然逮捕されたであろう事件で、逃走の恐れがないなどという理由をつけて書類送致で済ませた警察官も加えると相当な人数になるはずだ。

さらに、過去の警察のやり方から考えると隠ぺいした警察官の犯罪もあるだろう。

罪名も窃盗、詐欺、強姦、脅迫といった刑法犯のほか、痴漢・盗撮(迷惑防止条例違反)や情報漏えい(地公法違反)も目立つ。

警察官の犯罪も珍しくなくなった昨今だが、年の瀬も押し迫った12月22日には、富山県警の現職のK警部補(54歳)が、2年8ヶ月前の平成22年4月に富山市内で発生した老夫婦を殺害、放火した事件の容疑者として逮捕された。

報道によると金目当ての計画的犯行だった疑いもあるという。

捜査本部の捜査は事実上、長くても2か月ほどで終わり、継続捜査という名の下に捜査本部は解散する。

事件は重要未解決事件として塩漬けになっていた。

報道によると、今年8月になりK警部補(以下K)が関与しているとの情報が富山県警に寄せられたという。

その詳細は不明だが、富山県警が捜査を再開せざるを得ない内容だったのだろう。

この事件を信用失墜行為の極みだ、K個人の資質の問題だなどと片づけることは簡単だ。

増え続ける警察官の犯罪の陰にはどんな問題があるのかを探ってみよう。

警察官の犯罪率はどのくらいなのか

過去にも現職警察官による殺人事件はあった。古いところでは、昭和 33 年に新潟県警の巡査が酒に酔い住民3人を射殺1人に重傷を負わせ自殺した事件のほか、福岡県警、大阪府警(2件)、愛知県警、神奈川県警、警視庁で起きている。

最後は平成 19 年の警視庁立川署の交番勤務の巡査長が、勤務中に制服姿で飲食店従業員の女性を射殺し拳銃自殺した事件だ。

比較的規模が大きい警察で起きているのが特徴的だが、事件を引き起こした警察官の階級は、神奈川県警音楽隊の男性警部補が、女性音楽隊員を刺殺して自殺した事件のほかは、巡査、巡査長、巡査部長 だった。

ほかの職種に比べて、警察官の犯罪は多いのか少ないのか、犯罪率はどのくらいなのかはデータがないので分からない。

国民からすれば、法律の執行者である警察官が罪を犯すことがあってはならないと考えるのは当然だ。

しかし、現実には冒頭に示した数字のようにかなりの数の警察官が罪を犯したとして逮捕・検挙されている。

どうして警察官が犯罪に走るのか。

日常的に犯罪に接することからくる犯罪に対する感覚のマヒか、特権意識のなせる業か、それとも組織内にあるコンプライアンスの欠如の影響か。

いずれにしろこれだけ多いと、国民は警察官に対する不信感だけではなく、恐怖さえ感じるだろう。

個人の資質だけでは片づけられない深刻な問題だ。

組織として何か欠陥があるのではないと考えなければならない。

警察庁長官は、今年 8 月、「警察改革の精神」の徹底を全国の警察に指示した。

しかし、12 年前の警察改革には、警察官の犯罪がこれだけ増えることを予想はしていない。

「警察改革」の徹底だけでは、根本的な問題の解決には何の役にも立たなかったことは明らかだ。

問題は別のところにある。

富山県警の人事管理に問題はなかったのか

Kは昭和 52 年に富山県警に採用され、平成 20 年に 50 歳で警部補に昇任し、その後高岡署の留置管理課に係長として勤務していた。

警察官として 30 年以上も交番・駐在所と留置場勤務の経験しかないという。

これだけを見ると、まじめだけが取り得の目立たない警察官のように思われるが、昇任後に留置場に勤務させるという人事配置は腑に落ちない。

道警の人事担当課長を務めた筆者としては不可解な人事と言わざるを得ない。

警察には、勤務実績が振るわない職員、非行のあった職員、組織に反抗する職員等、特別な指導・監督が必要な職員を「要指導職員」に指定して、業務上だけではなく、私生活の行動を細かくチェックし厳しく管理する制度がある。対象になった職員は最下位の勤務評定を受け昇任もできない。

ときには僻地勤務や現場の警察官に最も嫌われる留置場勤務に回される。

留置場勤務の警察官の不祥事が多いのはそのためだ。

報道によると、Kは消費者金融に多額の借金も抱えていたようだ。

警部補に昇任した平成 20 年には親戚の家に空き巣に入った余罪も明らかになった。

Kの昇任後の行動には、要指導職員に指定されてもおかしくない、およそ幹部のとしてもふさわしくないものがある。富山県警の昇任人事や人事管理に問題はなかったのか。

警察庁は、平成 3 年以降、処遇改善を名目に幹部枠の拡大を進め、当時 14.5%だった警部補の比率を 29.0%までに拡大した。警部補の人数が倍になったことになる。

その分、巡査部長や巡査の数は減った。

幹部を増やすためには昇任のハードルも下げざるを得ない。

今では普通に勤務していれば退職するまでにほとんどの警察官が警部補までには昇任する。50 歳以上の警部補も増える。

当然のことだが幹部の質が低下する。

警部補といえば、現場で仕事を進めるうえで中核となる係長のポストに座るのが普通だ。

ところが、幹部枠の拡大によって、部下のいない警部補が生まれ、いてもその数も少ない。

幹部としての自覚に欠ける幹部が増える。

最近、幹部による不祥事が多いのにはこうした事情がある。

報道によると、Kは事件前にけがを理由に21日間も休んでいたという。

事件後の平成22年9月中旬ころには、自宅で睡眠導入剤を飲み、家族が翌朝、意識がもうろうとしていたのを発見、救急搬送され一命を取り留めた。県警に対し「健康上の問題や家族の悩みを抱えていた」と説明。

当時勤務していた高岡署の複数の上司にあてた遺書には「自殺で迷惑を掛けて申し訳ない」などと書いていた。休暇を取り、一カ月後に職場復帰した。(12月24日 東京新聞)

事件との関連性は別として、警部補(係長)の立場にある幹部が、長期間にわたり休暇を取り、自殺を図るとなるとその適格性も疑われる。

自殺を図った後に同じ職場に復帰させるのも考えられない人事だ。

Kは今年7月ごろに健康上の理由で退職を申し出ていたが、案の定、今年9月、高岡警察署を訪れた知人男性に覚せい剤事件で暴力団員が近く逮捕されるとの情報を漏らし、地方公務員法(守秘義務)違反容疑で逮捕されたが、富山地検は処分保留(起訴猶予)とした。

富山県警は、さらに、11月21日、Kを別の男性に暴力団関係者の逮捕に関する捜査情報を漏らした疑いがあるとして、地方公務員法(守秘義務)違反容疑で再逮捕、地検は12月7日これを起訴、Kは12月11日、分限処分で休職となっている。

捜査手法としては、地方公務員法(守秘義務)違反容疑で逮捕を繰り返したのは不自然だ。

報道によると、具体的な内容は明らかではないが、今年8月にKが殺人・放火の容疑者との情報がよせられてというから、警察の得意な別件逮捕の疑いもある。富山県警が逮捕を繰り返しながら、本件についてKを自供に追い込み、裏付け捜査を行い12月22日に本件で逮捕したのだろう。

通常であれば、2度も逮捕しているのだから懲戒免職でもおかしくない。

起訴されても休職処分で身分をつないだのもうなずける。

キャリア警察官僚が支配する都道府県警察

富山県警の新美恭生本部長は、記者会見で涙を浮かべながら「最初は(現職の警察官が起こした事件であることを)捜査員が理解できなかった。県民の皆様に申し訳ない」と話したという。

しかし、謝罪しなければならないのは新美本部長だけではあるまい。

事件が発生してから2年8か月、この間、3人の本部長が交代している。

このほか、捜査を指揮した県警の刑事部長、捜査一課長等の幹部も、人事管理の責任者の警務部長、警務課長、監察課長そして警察署長等の幹部全員が謝罪しなければならない。

筆者は警察腐敗の背景には、現場官庁である都道府県警察が、現場をほとんど知らない警察庁から出向したキャリア警察官僚によって支配されていることがあるとたびたび指摘している。

富山県警のケースで指摘するなら、交代した3人の本部長のうち、一人は推薦組と呼ばれる準キャリア、2人はキャリアだ。

捜査の最高責任者である警察本部長が重要な未解決事件を抱えていても順送りで次々と交代する。

事件だけではない。都道府県警察の職員の人事権は本部長が握っているが、人事を担当する警務部長もほとんどがキャリアだ。

現在の警務部長は昨年7月に警察庁から出向してきた中小企業庁出身のキャリアだ。

こうした警察庁から出向してくるキャリアらが、その在任期間に、15警察署、152交番・駐在所、職員1885人の富山県警の実態をどれだけ把握し、適材適所の人事管理ができるというのか。

ついでだが、富山県警は、平成12年の警察改革以降に、犯罪捜査に関連して、様々な問題を起こしている。

平成13年9月、本部長、刑事部長等、幹部多数が関与した覚せい剤事件のもみ消し事実が発覚、元本部長と元刑事部長らが虚偽の事件指揮簿を作成したなどとして、平成14年4月11日に有罪判決を受けた。

この事件では筆者と警察大学で同室だった元富山中央警察署長が責任をとって自殺している。

この直後の平成14年4月15日に富山県氷見市の連続婦女暴行事件(氷見事件)で、富山県警は無実の柳原浩さんを逮捕、強引な捜査で犯人に仕立てた。

平成18年11月になり、別の事件で逮捕された男が真犯人である旨を自白したことから、平成19年

1月に富山県警が謝罪、平成19年10月に再審請求裁判で柳原さんの無罪が確定した。
現在、柳原さんを原告とする国賠訴訟が係争中だ。

身内に甘かった捜査

殺人・放火事件は重大凶悪事件である。通常、警察はこうした事件が起きると捜査本部を立ち上げて、特別な体制を組んで捜査を展開する。

捜査を指揮するのは、県警の最高責任者である警察本部長である。

この事件でも平成22年4月20日、富山県警は遺体の状況などから殺人・放火事件と断定し、富山中央署に捜査本部を設置した。

凶悪事件の捜査では、事件の内容に応じて捜査方針を樹立する。

通常は現場付近の聞き込み、被害者の交友関係の捜査、前歴者の捜査などだが、殺害後に放火している事実は、証拠隠滅が目的のケースが多く、顔見知りの犯行とみることもできる。

従って、被害者の交友関係の捜査は特に重要だ。

対象は被害者の親族、知人、友人、取引関係者など多岐にわたる。

この事件では、Kは被害者と30年以上の付き合いがあったというから当然捜査対象になる。

12月24日の読売新聞によると、県警幹部の話として「捜査員が事件翌月の10年5月頃、(Kから)参考人として自宅で事情を聞いた。

その際、事件当日の居場所や行動などを聞かなかったという。幹部は『捜査すべきことが膨大にある中、容疑者として見ていない参考人のアリバイは一般的に確認しない』と説明している。」とある。

この話は全くおかしい。

Kは単なる参考人ではないはずだ。

被害者と交友関係にあった者は必ずアリバイを確認する。

これがセオリーだ。

被疑者不明で発生した凶悪事件では初動段階の捜査で最初から容疑者などはいないのが普通だ。

基礎捜査を積み重ねて、できるだけ多くの捜査対象者のアリバイ捜査などを経て容疑適格性を絞り込んでいくのだ。

「捜査すべきことが膨大」などという発言は論外だ。

捜査本部はそのために大勢の捜査員を動員しているのだ。

一步譲っても、Kが事件後に自殺を図っている。

現職警察官が自殺を図る。

そのこと自体が異常なことだ。

捜査対象者が自殺を図ることはよくあることだ。

改めて、アリバイ捜査をするなり、場合によっては取調室でじっくり話を聞いてみる必要があった。

ところが富山県警は「健康上の問題や家族の悩みを抱えていた」というKの説明を鵜呑みにした。

富山県警の幹部はどうしてこんな甘い捜査をしたのか。

富山県警はこれまでも氷見事件などで手痛いダメージを受けていた。3年前に氷見事件で謝罪したばかりだ。

組織的なトラウマ(外傷体験 traumatic experience)があったのかもしれない。

“現職警察官の殺人・放火”、富山県警の上層部からすると身の毛もよだつような悪夢だ。

“さわらぬ神に祟りなし”とばかり、Kを容疑者から除いていたのではないのか。

平成12年に始まった警察改革のきっかけになった警察官の覚せい剤使用事件を組織ぐるみで隠ぺいしようとした神奈川県警、今年3月、静岡県警磐田署の署長が、平成22年から3年にかけて、当時の副署長らに指示し、巡査の詐欺事件、巡査の窃盗事件、警部補の盗撮事件を捜査せずに3人を依頼退職させ、警察本部には「一身上の都合で退職」と虚偽の報告をしていたことも発覚している。

警察庁は、警察改革以後は不祥事を調査・捜査し、責任の所在を明確にした上で必要な処分を行っているとしているが、警察の隠ぺい体質は何も変わってはいないのだ。

富山県警の身内に甘い捜査の理由もこんなところにあるのかも知れない。



2012(平成24). 12. 18(火) [止まらない日本警察の失態](#)

舞鶴少女殺害事件逆転無罪、尼崎連続変死事件容疑者自殺

12月13日の朝刊各紙は、みだしの2つの事件を大きく報道している。このところ、東電OL殺人事件の無罪判決、遠隔操作事件の誤認逮捕など警察の犯罪捜査を巡る失態が続いている。またもや警察の失態だ。

筆者は、12月10日テレビ朝日で「ニュースの深層」にゲスト出演、「失態続出～警察に何が起きている」のテーマで収録を終えたばかりだった。この収録では、千葉県警習志野警察署や神奈川県警逗子警察署のストーカー殺人での警察の不手際、最近の警察の不祥事などが取り上げられた。

警察の犯罪捜査に対する国民の信頼は低下するばかりだ。いったい警察はどうなってしまったのか。

1 舞鶴少女殺害事件逆転無罪

平成20年5月に京都府舞鶴市で起きた高校1年小杉美穂さん(当時15)が殺害された事件で、一審では無期懲役の判決を受けたNさん(60歳)に控訴審の大阪高裁が無罪を言い渡した。

この事件の捜査には様々な問題があった。

平成20年12月20日、このホームページに「舞鶴女子高生殺人事件の捜査に問題はないのか 防犯カメラ、別件逮捕、マスコミ報道」というタイトルで、防犯カメラの映像の利用、別件逮捕など、捜査を巡る問題点と推定無罪の原則を無視するマスコミ報道についても指摘した。

舞鶴署捜査本部は、平成20年11月15日、Nさんを別件の窃盗容疑で逮捕したうえ、11月28日から6日間、殺人と死体遺棄の容疑でNさんの自宅を捜索、自転車、衣類やスコップなど約2,000点を押収したという。当時、テレビでは防犯カメラの映像を流し、Nさん宅の家宅捜索では、報道陣がNさん宅をとり囲むなどマスコミ報道は加熱していた。

当時の北海道新聞には「舞鶴高1殺害 60歳男宅きょう捜索 防犯映像と特徴一致」の記事が載った。この記事では捜査本部等の話として、次のように伝えていた。

① 防犯カメラに小杉さんとみられる女性と一緒に写っていた「自転車を押す男性」の映像を鑑定した

結果「(Nさんと)同一人物とみて矛盾しない」

- ② 捜査本部は事件直前に2人が行動をともにしていた可能性があるともみている。
- ③ 殺害や遺体遺棄に直接つながる物証や目撃証言はない。
- ④ 男は窃盗容疑を否認、殺人や死体遺棄事件についてはまだ事情を聞いていない。

今回の逆転無罪判決について、報道が伝える判決要旨によると、結論として、状況証拠で認められる間接事実に、被告が犯人でないとしたら説明できない事実が含まれているとは言えず、犯人とするには合理的な疑いをさしはさむ余地があるとしている。

平成22年4月、大阪母子殺害事件で最高裁が、死刑を事実誤認で破棄・差戻した判決で直接証拠がなく間接証拠(状況証拠)で有罪を認定する場合の基準として「被告が犯人でないとしたら説明のつかない事実が、間接証拠に含まれる必要がある」との判断を示し「被告が犯人だとしても矛盾がない」という程度では有罪認定できないことを明確にした。

今回の判決もこれに沿ったもので、次の2点を指摘している。

自転車を押すN被告とよく似た男性が若い女性といた旨の目撃証言は、供述が変遷していて、別の証言や防犯ビデオの精査結果からも男性と被告が同一とは断定はできない。

(秘密の暴露とされる)遺留品の特徴は報道されており、際立った特徴もなく、あてずっぽうでたまたま言い当てとしても不自然ではなく、捜査官も問答を繰り返す中で特徴に合致する供述を求め続け、被告に影響を与えた可能性を否定できない。

これらの指摘は、捜査における無原則な防犯カメラ映像の利用に対する警鐘であり、参考人を含めた警察の取調べにおいて、取調官の誘導などの違法な取調べが行われた可能性も示唆している。

この事件の取調べが、録音・録画されていたかどうかは明らかではないが、警察における取調べでは、被疑者だけではなく、参考人の取調べにも問題があることも明らかになった。

取調べの全過程の録音・録画の必要性は一層高まったといえる。

12月14日の北海道新聞も「不適正捜査への戒めだ」との社説を掲載している。

社説の内容は妥当なものだったが、残念ながら当時の加熱したマスコミ報道に対する反省も指摘も

なかった。

冤罪の責任は、警察、検察、裁判所、そしてマスコミにもあること、特に、マスコミの推定無罪の原則の無視にあることを指摘してほしかった。

2 尼崎連続変死事件容疑者自殺

兵庫県尼崎市の連続変死事件で、殺人容疑などで再逮捕され兵庫県警本部留置場に収容されていたS容疑者(64歳 以下S)が、12月12日朝、留置室内の布団中で自殺した。死因は窒息死だった。

県警留置管理課長の説明では、10月22日以降、Sが「死にたい」と話し、落ち込むなどしていたことから、26日に「特別要注意者」に指定し、1時間6回(通常4回)の巡回で監視を強化していたという。

監視態勢についてはプライバシーに配慮し、24時間の対面監視をせず、監視台の正面にある3人部屋に収容していたという。

Sの異常を発見したのは看守係の女性巡查長らで、県警は「結果が重大で態勢が万全だったとは言えない」として、関係者を処分する方針という。(12月13日、14日北海道新聞から)

尼崎連続変死事件は特異な事件ただけに連日のようにテレビなどで伝えられていた。

それによると、昨年11月尼崎市内の貸倉庫でドラム缶にコンクリート詰めされた大江和子さんの遺体が発見されたことから兵庫県警尼崎東警察署の捜査本部が捜査を開始し、翌平成12年2月8日、Sら4人を殺人容疑などで逮捕(2月29日神戸地検起訴)した。

その後、10月中に、尼崎市内の住宅床下から仲島茉莉子さんら3人の遺体が、岡山県の海でドラム缶に入った橋本次郎さんの遺体が発見された。捜査本部は11月に橋本さんの死体遺棄容疑でSら8人を逮捕(11月27日起訴)、12月には高松市の倉庫で皆吉ノリさんの遺体が発見された。

捜査本部は12月5日に、橋本さんの殺人容疑などでSらを再逮捕した。

◎ 警察の留置場管理の実態

かつて、警察の留置場(代用監獄)は捜査を担当する刑事部門が管理していた。

しかし、自白追及のための長時間の取調べ、深夜の取調べなど留置人の処遇を無視した取調べや否認する被疑者の留置場内での処遇をことさら厳しくするなど、捜査上の都合で留置人の処遇が恣意的に行われることが常態化し、虚偽の自白の誘発、ひいては冤罪の原因となっているとの批判を受けた。

このため、昭和 55 年から留置場の管理は、刑事部門から分離され総務部門に移管された。

しかし、警察署でいえば留置場の管理者も捜査の責任者も同じ警察署長である。今回ケースであれば、殺人事件の捜査責任者は警察本部長であり、警察本部に設置された留置場の責任者である留置管理課長は本部長の指揮下にある。

従って、捜査と留置管理の分離は、世間の批判をかわすための極めて形式的なものであった。

そうしたことから、警察の留置場を代用刑事施設とすることや勾留された被疑者は留置場（代用刑事施設）ではなく、法務省は所管する拘置所に収容するべきだとの批判がある。

こうした動きと前後して、留置人の人権と事故防止に配慮するためとして、留置場設計基準が改正された。それまでの留置場は扇の要の位置に監視台があり、それを中心に扇型に留置室（房）が並び看守が監視台から留置人の動静を常時監視できる設計になっていた。

鉄格子で囲まれる留置室には遮蔽物もなく、留置人の行動は丸見え、便所も腰までの壁だけで、監視台から留置人が用を足している姿が見えた。

設計基準の改正により、留置室は楕形に並び、遮蔽物が設けられ留置人が座っている姿は監視台からは見ることはできなくなった。

便所にはドアが付き留置人が用を足しているときに見えるのは顔だけになった。設計基準の改正に伴い、徐々に留置場の設備は改善され、現在は留置人の監視はプライバシーに配慮し、看守が留置場内を 1 時間に 4 回ほど巡回して監視する方法に改められた。

そのほか、留置室は成人と少年、男性と女性とを分隔されることになった。

新しい警察署の留置場には一部の留置室には隠し監視カメラが設置され、必要に応じて看守席から常時監視ができるようになっているという。

現在の警察の留置場は、「被疑者留置規則（国家公安委員会規則）」によって運営されている。

その第 2 条（処遇の適正）には、「留置中の被疑者（以下「留置人」という。）については、法令の定め

るところによるのほか、この規則に従い、その処遇の適正を期し、いやしくも人権の保障に欠けることがあってはならない。」とある。

一方、警察の留置場の管理には別の問題を抱えている。

警察官にとって留置場勤務は最も嫌われる任務である。

留置場には一種独特に臭気がある。外部から遮断され、勤務も単調だ。反抗する留置人も少なくない。

逃走、証拠隠滅、自殺防止には細心の注意が必要で神経を使う。何もなくて当たり前、万が一事故があれば直ちに責任を問われる。

いわば警察の3K職場だ。

警察では留置場で勤務する警察官を確保するため、交番勤務の警察官の中から優秀な警察官を選抜し、一定期間の留置場勤務を経て、刑事等に採用するなどの優遇制度を設ける一方、組織に反抗する警察官や不祥事を起こした警察官を幹部の監視下に置くための場所として留置場が利用されている。

そうしたこともあってか、最近でも留置場勤務の警察官による犯罪などの不祥事が後を絶たない。

平成24年3月には、京都府警田辺警察署の留置管理係だった男性巡查部長(55歳)が勾留中の容疑者に不適切な便宜を図ったことが発覚し、同人など6人が懲戒処分を受け、一時留置場が閉鎖されるという事態を招いた事例もある。

◎ 24時間対面監視は妥当か

筆者も警察署長時代に逮捕・勾留中の被疑者に自殺された体験を持つ。

自殺したのは男性の窃盗被疑者で、事前に自殺をうかがわせるような言動もなかった。

看守はその直前に決められた巡回監視も行っていった。

にも拘らず、被疑者は白昼、床に座った姿勢で留置室の扉に履いていたソックスをかけ縊死したのだった。

当時、筆者は留置場の管理責任者として、留置人のプライバシーを尊重しながら、自殺を防ぐためには、看守警察官が留置人の動静をしっかりと把握し、緊張感を持って巡回する以外にはないと考えて

いた。

留置場では何が起きるはわからない。仮に自殺者が出た時には、署長として責任をとるしかないと感じて覚悟していた。

結局、この男性の自殺の原因・動機は分からなかったが、この問題で署長の私も看守警察官も何の処分も受けなかった。

余談だが、この件では自殺した男性の親族が遺体の引き取りを拒否したことから、その意向を受けて大学医学部に献体した。

ところが、留置場内で不思議な現象が起き始めた。当時はいなかった女性被疑者が、夜中に向かい側の誰もいないはずの留置室(自殺のあった)で男性が座っていると言い出した。

看守警察官がその人相などを聞くと自殺した男性と似ていることが分かった。

それだけではなかった。看守が夜中に一人で監視台に座っていて突然”金縛り“あったとの報告を受けた。

男性は警察に恨みを抱いていたのかもしれない。

やむなく、警察署の遺体安置所に祭壇をつくり僧侶を呼んで供養してもらった。

それ以降、不思議な現象は起きなくなった。

今回のSの自殺について、テレビなどでは、留置場の監視体制に問題があったのではないかとの指摘が多かったが、コメンテーターや警察OBが「自殺をほのめかす被疑者は独房に收容し、24時間対面監視するべきだ。」との指摘が多かったように思う。

筆者はこの見解に疑問を持つ。

むしろ、「監視態勢についてはプライバシーに配慮し、24時間の対面監視をせず、監視台の正面にある3人部屋に收容していた。」という留置管理課長の説明は妥当な判断だったと考える。

おそらく、独房に收容して常時対面監視するためには、少なくとも3人以上の女性警察官が必要になる。県警の留置管理課にはそうした体制はなかったという事情もあったに違いないが、常時対面監視は留置人の処遇としては適切ではない。

どうしても常時監視が必要なら留置人に知られないように監視カメラで監視するべきだ。

「被疑者留置規則」第17条(事故防止等)には「看守者は、留置人の逃亡、罪証隠滅、自殺等の事

故がないよう、留置場を見回り、その他必要な措置を講じ、留置人の動静及び施設の異常の有無に注意を払わなければならない。」とあり、同規則には対面監視については具体的に記載されていない。

都道府県警察の訓令にはそうした規定があるのかも知れないが、公表されてはいない。

しかし、結果的に自殺を防ぐことはできなかった。

ではどうするべきだったのか。

Sは、連日、事件の中心人物として長時間にわたり、取調官の厳しい追及を受けていたであろうことは想像に難くない。

事件を巡る精神的な葛藤もあったに違いない。取調べを終わって留置室に戻ったSを今度は看守警察官が留置室の前で常時対面監視する。

これではSは24時間、常に緊張状態に置かれ、精神的な拷問を受けているに等しくはないか。

Sにとっては取調官も留置場看守も同じ警察官である。否認しているSを自白に追い込むための措置だと公判で指摘される恐れもある。

Sの自殺防止に関しては別の面からも考えることができる。

Sが逮捕されからすでに10ヶ月が経過していた。

筆者は精神科医ではないからよくわからないが、Sはノイローゼの一種の拘禁反応、拘禁性精神疾患に陥っていたのではないかと疑問を持つ。

素人考えでも、そうした症状を持つ人物を独房に拘禁することは、かえって、孤立化させ、不安と恐怖心を高め、精神状態を悪化させるおそれがあるのではないか。

自殺を防ぐためには、早期に精神科医などによるカウンセリングを受けさせるべきだったのではないだろうか。

被疑者留置規則第27条(疾病者に対する措置)には「留置主任官は、留置人が疾病にかかった場合には、必要な治療を受けさせ、別房に収容して安静を保たせ、または医療施設に収容する等その状況に応じて適当な措置を講じなければならない」とある。

しかし、警察の留置場には、精神疾患に関する知識を持った専門の職員はいない。

留置人の疾病に対しては警察医の診断を受けさせることにしているが、警察官は被疑者は逃げる、

自殺する、そして嘘をつく、そうした観点でしか被疑者を見ることはできない。

被疑者が長い拘禁状態の中で、何らかの精神疾患に罹患しているのではないかと疑うことはない。

留置場(代用刑事施設)は、冤罪の温床であるだけでなく、こうした点にも欠陥がある。

◎ 取調べと自殺の因果関係

この問題について、県警は留置管理課員らから事情聴取をするなど本格的な調査を始めたという。

(平成 24 年 12 月 14 日 北海道新聞)

それは必要だとしても、自殺したSは、今年 2 月の逮捕以来、3 回の逮捕・勾留が繰り返され、約 10 か月の間、身柄を拘束されていたことになる。

報道によると取調べに対して「悪いのはすべて私です」と話していたが、供述調書への署名を拒否し、殺意を否認していたという。

Sは自殺の前日にも取調べを受けている。

自殺の本当の原因は取調べにあった可能性がある。

先に取り上げた舞鶴少女殺害事件逆転無罪判決でも取調べに問題があったと指摘されている。

県警はこの事件でも取調べと自殺との間に因果関係がなかったかどうかを調査するべきだろう。

警察は平成 14 年の富山県氷見事件、平成 15 年の志布志事件などで無罪判決が言い渡され、取調べを始めとする警察捜査における問題点が厳しく指摘されたことを受けて、平成 20 年 4 月「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(国家公安委員会規則)」を定めた。

この規則では取調べによる人の尊厳を著しく害するような言動をすることなど 6 項目の行為を監督対象行為として禁止し、そうした行為が行われていないかどうかを取調べ監督官が監視することになっている。

尼崎連続変死事件は連日マスコミに取り上げられた特異な事件だ。

その取調べで違法行為があってはならない。そうした視点で取調べ監督官はその取調べの実態を把握していたはずだ。

警察は取調べ監督官の監督結果も調査し公表するべきだろう。

さらに、警察庁は平成 21 年4月以降、全国の警察に取調べの一部可視化を試行するように指示している。

その対象は裁判員裁判対象事件に限定しているが、今年 4 月からは否認事件も対象とすることになっている。

この事件は裁判員裁判の対象事件であり、Sは犯意を否認していたというから、当然、その取調べは可視化の対象になっていたはずだ。

その録画を確認すれば、Sの自殺との因果関係の有無も明らかになる。

取調べの録画は警察の取調べが適正だったことを証明することができるのだ。

調査しその結果を公表するべきだ。

最後に指摘しておきたい。自殺したSは推定無罪の被疑者だった。



2012(平成24). 11. 26(月) 積丹岳遭難訴訟で原告が勝訴

救助失敗は救助隊員だけの責任か

平成 21 年 1 月 31 日、北海道後志管内積丹町の積丹岳(1253メートル)に入山した札幌市の藤原隆一さん(38歳)が行方不明になり、同年 2 月 1 日、捜索にあっていた道警山岳遭難救助隊(以下、「救助隊」という。)が、藤原さんを頂上付近で発見したものの、下山中に救助隊員が雪庇を踏み抜き、藤原さんと救助隊員 3 人が滑落。

その後、救助隊員が藤原さんをソリに乗せ急斜面を引き上げていたが、交代のためソリを一時ハイマツにくくりつけていたところ、ハイマツから外れ、ソリは急斜面を滑落、藤原さんの行方は再び分からなくなってしまった。

翌 2 日に捜索が再開され、藤原さんは発見されたが死亡が確認された。

この遭難事故について、平成 21 年 9 月 11 日、藤原さんの両親が、救助隊の救助活動には問題があったとして、北海道(道警)を相手取って損害賠償を請求した訴訟(以下、「積丹岳遭難訴訟」という。)について、11 月 19 日、札幌地裁で判決が言い渡された。

判決は、救助隊の隊員が救助した藤原さんを抱きかかえて下山する際、雪庇を踏み抜き滑落したことが藤原さんの死亡につながったと認め、救助隊がコンパスなどで位置や方向を十分確認しないで下山した点に過失があったとした。

一方、藤原さんにも、天候の確認や単独行動などにも問題があったとして損害額を減額し、両親に対して約 1200 万円の支払いを命じた。

「市民のフォーラム北海道」では、本件については、救助隊員の過失にとどまらず、道警の救助活動の指揮等にも問題があるのではないかとの観点から、平成 21 年 10 月 2 日の第 1 回口頭弁論から判決まですべての口頭弁論を傍聴した。

原告は終始一貫して「たとえ賠償金をいただいても、隆一は戻りません。損害賠償請求訴訟という方法をとってはいますが、2 度と同じことが繰り返されないよう、救助隊の徹底した業務改善を望んでいます。」と訴えている。

果たして、今回の判決で救助隊の改善がなされるのだろうか。

なお、被告北海道は、判決を不服として、11 月 22 日、札幌高裁に控訴した。

原告側の主張(平成 24 年 8 月 8 日 最終準備書面から抜粋)

1 本件救助における重大な過失

本件は、山岳救助隊による多数の失敗の積み重ねによって発生した。

これらの失敗は、本件山岳救助隊が、山岳救助隊として本来備えるべき知識、技量及び装備を備えていなかったという内在的、本質的かつ致命的な欠陥に起因している。

原告らは、これまで被告の複数の過失を指摘してきたが、本書面においては、本件救助における重大な過失として次の 2 点を強調したい。

(1)まず、第一に、隆一発見後、本件山岳救助隊が、視界不良かつ強風の中、9 合目付近にいたという雪上車を目指し、ルート確保のための策を講じないまま、「気持ち北東方向」に向けて進行した過

失である。本件山岳救助隊は、隆一を確保した後、さらなる危険に晒すことなく安全に下山させるべき義務を負っていた。しかし、上記のとおり、下山ルート確保のための策を講じないまま漫然と進行した結果、斜面南側に形成されていた雪庇を踏み抜き、隆一とともに崖下に滑落したのである。この過失によって、その後の救助に多大な時間を要し、隆一の救助を著しく困難にしたことは争う余地はない。

(2) 第二に、滑落后、引き揚げ途中のストレッチャーをハイマツにくくりつける際、ストレッチャーが滑落しないための万全の方法をとらなかった過失である。本件山岳救助隊は、滑落させた隆一を引き上げることを選択したのであれば、ストレッチャーに固定した隆一を再度滑落させることのないよう引き上げる義務を負っていた。しかし、上記のとおり、隊員の交代に際し、ストレッチャーを不安定な状態のままハイマツにくくりつけ、くくりつけたロープが外れることを全く想定せず、予備的に固定することもせず、全員がその場から離れた結果、ロープが外れ、隆一の載ったストレッチャーは斜面を滑走し、滑落した。これにより、隆一の救助はさらに困難となり、山岳救助隊がストレッチャーの搜索を断念したために、隆一の生命は決定的に失われることとなったのである。

2 救助隊の構造的欠陥

本件救助の失敗は、救助隊のいくつものミスが積み重なったことによって生じた結果であり、その根底にあるのは、山岳救助に対する北海道警察の認識の甘さである。その結果、5名の救助隊員は、山岳救助に必要な知識や技術もないままに、稚拙な救助計画に基づいて入山し、十分な装備もなく、孤立無援の状態での救助活動を余儀なくされたのである。

①救助計画の不備に起因する失態

本件救助失敗の根本的な要因は、救助の厳しさに対する認識不足と無計画性にある。山岳救助が要請される現場は、遭難が発生する程に、天候や地形が厳しい状況にあることが当然予想されるのであるから、救助計画を策定するにあたっては、様々な事態を想定し、二次的、三次的な計画も視野にいれて、人員、装備を決定すべきである。

本件も例外ではなく、隆一は山頂付近でホワイトアウトのために動けなくなり、緊急ビバークして一晩を過ごしているのであるから、ビバーク地点付近の天候が厳しいことや隆一が低体温症を発症していること、救助隊の活動自体が容易ではないことは当然に予想できたはずであり、これを視野にいれた計画を策定すべきであった。しかし、本件山岳救助隊の救助計画は、隊員がスノーモービルで隆一

のビバーク地点まで行き、雪上車に收容して連れて帰ってくることしか想定されておらず、隆一を発見することができなかった場合や、雪上車やスノーモービルが遭難場所付近まで行けない場合、荒天で行動できない場合、当日中に戻れない場合を想定した救助計画は策定されていなかった。そのため、救助隊の装備は貧弱であり、バックアップ体制もなく、以下に述べるとおり、当初の救助計画から外れた「想定外」の事態には全く対応することができなかったのである。

② 装備の不足

宿泊装備は山岳救助隊の必須の装備であるが(甲 16 号証)、上記の本件山岳救助隊の装備が山中での宿泊に不十分であることは明らかである。

本件山岳救助隊の装備品は、救助隊全体として何が必要か、それを5名の隊員がどのように分担して持参すべきかを検討して用意されたものではなく、各救助隊員が各々の判断で持参していたものの寄せ集めに過ぎないのである。救助隊の装備品を北海道道央地区勤労者山岳連盟救助隊の装備と比較すると、本件山岳救助隊がいかに貧弱な装備しか持っていなかったかが一目瞭然である(甲 16 号証)。しかも、本件山岳救助隊の責任者であるはずの小隊長ですら、隊として装備しているロープの長さやスノーソーの有無、ピッケルをどの隊員が持参していたのか、食料の量など、隊の装備品の全容を把握していないのである。

③ 技術、知識の不足

本件山岳救助隊は、山岳救助隊として備えるべき知識・技術を備えていなかった。山岳救助隊全体としての訓練は、小隊長ですら、夏、冬に1回ずつにすぎない。そのほかに、隊員独自の訓練を夏、冬の2回以上個人的な登山を月1回程度実施している旨述べるが(乙 50 号証)、具体的にいかなる山岳救助の訓練を実施しているのかは不明である。(具体的に以下の項目を指摘)

○GPS の換算ミス、○低体温症の知識の不足、○デポ旗の設置と使用、○稜線伝いの下山ルート
の選択及び方向確保、○雪崩に関する知識の不足、○引き上げ方法、○

ストレッチャーの固定方法、○ストレッチャー滑落後の対応

被告(道警)の主張

1 警察には山岳遭難者を救助すべき義務はない(平成 21 年 12 月 17 日 第 1 準備書面から抜粋)

山岳遭難救助活動は、専ら警察の任意すなわち裁量により行なわれるものである以上、出動の要請を受けた警察が、これに応じて出動しあるいは救助をしなければならない法的義務を負うものではないのである。

元来登山なるものは、我々の日常生活とはかけ離れた場所における行楽活動であり、環境保全や測候の目的でもない限りは、社会生活に必要不可欠なものではない。しかもそれは、その性質上、生命身体に対する高度の危険を常に伴うものであるから、登山を行おうとする者は、その危険性(リスク)を十分理解し承知しなければならない。

したがって、これに興じようとする者は、この危険が現実のものとなった際には、まず自身でそれを克服するべく努力しなければならない。不幸にしてそれが適わず他人に救助を求めるのであれば、その他人もまた、被救助者と同様に生命の危険に曝されることを十分に認識したうえで、登山をするべきか否かを判断すべきなのである。それゆえ、他人の生命を犠牲にしてまでも後楽のための登山が許されるということは、断じてありえない。

自身の身勝手な行動の結果生命の危機に陥った時に救助に向かった他人に対して、それが奏功しなければその責任を問えるのだなどという原告らの考えは、自己中心的であるのみならず、文字通り「恩を仇で返す」ものであり、社会では決して受け入れられない、およそ非常識な発想に他ならない。

2 救助隊員の個々の行為と隆一の死亡との間には、いかなる相当因果関係も認められない

(第8 最終準備書面から抜粋)

①測地系値の齟齬は救命可能性には影響していない。

隆一から通知された日本測地系の緯度経度を世界測地系に変換した際に、誤って変換したのは、事実である。その原因は明らかでないが、故意によるものではない。

変換後の緯度経度値に齟齬が生じたことと、隆一が死亡したこととの間には、因果関係はない。

②ビバークやデポ旗方向への進行など、常識外である。

そもそも、過酷な自然条件を極める積丹岳山頂付近において、既に低体温症に陥っている遭難者を発見した後に翌朝まで同所でビバークさせる選択肢など、絶対にあり得ない。

③下山に際しての行動に、誤りはなかった。

現場は想像を絶する、過酷な気象条件であった。そもそも、厳冬期の日本海に面した積丹岳山頂付

近における突風や猛吹雪、さらには、平坦でなくガリガリと凍てついた雪面等の過酷な自然条件が、救助活動にとってどれほど障害となるのかは、現場を実際に体験した者のみが、知りえることである。

隊員らは、救助活動の2日前に実施した訓練から、現場の南側に崖があることを知悉していた。この点をも踏まえて、小隊長は隊員らに対して「気持ち北東方向」に進行するように指示したのであり、それは、雪庇を回避するうえで適切な判断であって、いかなる判断の誤りも認められないのである。

④ハイマツへの結束に関する判断に、誤りはなかった。

⑤ハイマツとウェビングの結束とストレッチャーの固定の方法は、いずれも適切であった。

⑥捜索の中断と下山以外に選択肢はなかった。

救助失敗は救助隊員だけの責任か

道警では、山岳遭難の救助及びこれらの事故の防止に関する業務は、道警本部地域部地域企画課が所管し、北海道警察山岳遭難救助隊規程によると、道警本部と各方面本部に「山岳遭難救助隊」を置くことになっている。

札幌方面の救助隊は、道警本部地域部地域企画課長が隊長を務め、隊員は道警本部長が機動隊員の中から適任者を指定する。

救助隊長である地域企画課長は、隊員の教養訓練や装備資器材等、救助隊の管理・運用の責任者である。

指定された救助隊員は、平常は機動隊員として勤務している。

山岳遭難事故が発生し所轄警察署長からの要請があれば道警本部長の命令で出動し、現地署長の指揮を受けて救助活動に従事する。

北海道では平成20年中に128件、139人の山岳遭難事故が起きているが、救助隊は常設部隊ではない。

被告準備書面によると、本件では、隆一君とともに入山して先に下山していた友人からの110番通報で警察が認知。

通報を受けた余市警察署は「余市署現地対策本本部」を設置し、積丹町により、警察署、積丹町役

場、北後志消防署、民間協力者からなる「現地対策本部」が設置され、積丹岳 2.5 合目に「積丹岳休憩所」に前進基地がおかれた。

出動命令を受けたのは、救助隊員に指定されていた機動隊員の小隊長(警部補)、分隊長(巡査部長)、隊員(巡査長)3人の合計5人だった。

小隊長以下5人の救助隊員は、厳しい天候状況の中、必死の捜索活動に従事し隆一君を発見したものの、結果的に隆一君を生還させることができなかった。

警察官の仕事は、ときとして自らの危険を顧みることなく命令に従って職務を全うしなければならないことがある。

おそらく、5人の救助隊員は隆一君を生還させられなかったことについて、今も苦しんでいるに違いない。

しかし、被告道警は、隆一君を救助しなければならない法的義務を負うものではないと主張している。

もし、それが正しいとしたら、隊員は危険な救助活動などに従事する必要はないことになる。本件のような救助隊員の必死の救助活動は無駄だったことになる。こうした被告道警の論理は、本来あるべき警察の使命を忘れた組織防衛以外の何ものでもない。

被告第3準備書面は、「担当する所属および警察官等は、夫々の職務を適正に行い、隆一をできる限り早く救助し、かつ、救助隊を含むすべての活動部隊の安全を考慮した措置を講じていた。したがって、組織編成や出動態勢等に過失が認められるとする原告らの主張は失当である。」としている。

救助計画を策定し決定したのは誰か。本件の捜索体制を決定したのは誰か。

救助隊長である道警本部の地域企画課長か、現地で救助隊員に対する指揮を執るべき余市署長か。準備書面は一切明らかにしていない。

隊長の地域企画課長にしろ、現地の余市署長にしろ、どこにいたのかも明らかではない。

2人が山岳遭難救助の知識や経験が豊富だとは思われない。

しかし、責任ある幹部として、少なくとも現場に臨場すべきだろう。

救助隊を指揮すべき余市署長は、救助隊に隆一君の救出方法についてどんな指示をしたのか。滑

落した救助隊員に事後対応についてどんな指示をしたのか。滑落後の捜索活動の打ち切りを指示したのか。

しかし、一連の救助活動を記述している被告準備書面を読んでも、それらに関する具体的な記述は見当たらなかった。

被告第1準備書面によると、滑落を認知した道警本部は、午後1時15分に第2次救助隊の出動を命じ、同隊は午後4時55分に「積丹岳休憩所」に到着、第1次救助隊はその約20分後に自力で同所に到着した。さらに道警本部は第3次救助隊の出動を命じ、同隊は翌日0時45分に現地対策本部に到着したという。

この応援部隊の出動は、第1次救助隊の二次遭難を予想したためであろうが、道警本部の本件についての初動対応に関する判断の甘さを認めたものでもあった。

そのことを意識したのか、被告第2準備書面で、第2次救助隊について「そもそも山岳遭難救助隊は、常設の部隊として設置されているわけではない。また費用や人的物的資源の観点に照らしてみても、山岳遭難に備えて、1次隊が出動した際には2次隊が常時現地に待機しており必要であれば直ちに遭難現場に向かわなければならない、などという主張は、常軌を逸している。それを望むのであれば、遭難者あるいはその家族が、応分の費用を拠出して、民間の救助機関にそのように依頼すべきであろう。」と驚くような反論をしている。

警察のすべての活動は組織として行われる。現場の警察官は指揮官の命令によって行動し、指揮官はその結果について責任を負わなければならない。

本件訴訟で証言台に立った警察官は、救助隊長以下の警察官だけだった。

道警本部地域企画課長も余市署長も証言台には現れなかった。

判決は救助隊の過失を認定した。責任を指摘されたのは隊長以下の現場で決死の思いで果敢に行動した隊員たちだけだった。

こうした幹部の無責任さが許される警察組織は、国民の安全などは守ることはできない。



2012(平成24). 11. 15(木) 警察はストーカーから市民を守れない

警察庁の怠慢とストーカー対策の実態

昨年 12 月に長崎県で 2 人の女性が殺害された。

犯人は千葉県に住むこの家の三女の元交際相手の男で、三女に対してストーカー行為を繰り返していた。

この事件では三女と父親が千葉県警に相談、捜査を要請していたが県警は男に警告しただけだった。

そのうえ、傷害事件の被害届の受理を先延ばしして捜査担当者の幹部などが北海道旅行に出かけていたことが発覚、千葉県警本部長が謝罪した。

過去にも桶川ストーカー事件をはじめ、同じような事件が何回も起きている。

その度に警察の不手際が指摘されてきた。

同じような事件がまた起きた。

11 月 6 日、神奈川県逗子市でデザイナーの女性 M さん(33 歳)が刺殺され、M さん宅で無職男性 K(40 歳)の自殺遺体が発見された。

K は M さんの元交際相手で、昨年 4 月に M さんに「殺す」などと書かれたメールを送り、同年 6 月逗子署に脅迫の疑いで逮捕され、9 月に懲役 1 年、執行猶予 3 年の判決を受けたという。いわゆる典型的なストーカー殺人だ。

M さんは 4 年ほど前に別の男性と結婚し東京から逗子市に転居したが、今年 3 月下旬から 4 月上旬にかけて「別の男と結婚したのは婚約破棄だ。慰謝料を払え」などと書いたメールが 1,089 件も送られていたという。

M さんは逗子署に「逮捕してほしい」と事件化を希望したが、神奈川県警ストーカー対策室は「メール

の内容が脅迫的ではない」と取締まりはできないと回答した。

電話やファクスでの嫌がらせは、ストーカー規制法に明記されているが連続メールの規制対象ではないこともその理由の一つだという(11月10日北海道新聞から)。

Mさんを殺害したとされるKは自殺したため、Kがどのような方法でMさんの住所や結婚後の名字を知ったのかは明らかではないが、Kが昨年6月に脅迫容疑で逗子署に逮捕された際、逮捕状の犯罪事実に関行場所としてMさんの住所が記載されていたことから、取調べなどの過程で知ったのではないかなどと指摘されている。

本当にメールによるストーカー行為は規制外なのか

ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)は、平成12年11月に施行された。

この法律は、桶川ストーカー殺人事件を契機に議員立法により成立したものだ。

この法律による「ストーカー行為」とは、面会や交際を要求したり、連続して電話かけたりFAXを送るなどの「つきまとい行為」を反復して行うことである(同法2条2項)。

確かに、「つきまとい等」の定義には、その2条1項5号に「電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること」になっている。

条文を読む限りにおいては、メール連続して送っても「つきまとい行為」には該当しないことになる。

ところが、ネット上に公開されているストーカー規制法の解説(警察庁)では、その2条1項2号の「その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」の例として、「今日はAさんと一緒に銀座で食事をしていましたね」と、口頭・電話や電子メール等で連絡する(「告げ」る)ことや、自転車の前カゴにメモを置いておくなどする(「知り得る状態に置く」)ことがこれにあたります。」とある。

今回の事件でMさんに送られた「別の男と結婚したのは婚約破棄だ。慰謝料を払え」等と書いたメール1,089件はこれには該当しないのかと疑問がわく。

いずれにせよ、これだけメールが広く普及している昨今、メールによるつきまとい行為がストーカー規制法の規制対象外になっていたとすれば信じられないことだ。

ストーカー規制法附則 4 には、ストーカー行為等についての規制、その相手方に対する援助等に関する制度については、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとするとの規定がある。

この点について、警察庁の片桐裕長官は広く普及したメールに法の網が掛らないのは「大きな検討課題だ」と「時代遅れ」を認めた(11 月 11 日北海道新聞)。

警察庁組織令によると「ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関すること」は、生活安全局生活安全企画課の所管事項になっている。

報道によると、今春の都道府県警察の担当者会議では「連続メールは規制できないのか」との問い合わせが相次いでいたという。

法律を整備したからといって、警察がストーカー殺人を防ぐことができるとは思わないが、今回の事件の責任が警察庁の怠慢にあることは間違いないだろう。

片桐長官の「大きな検討課題だ」という発言もいかにも官僚らしいが、過去において警察の現場で見られたストーカー殺人事件における数々の不手際は、都道府県警察を指導する警察庁のこうした無責任かつ、消極的な姿勢が大きく影響していると考えるのは言い過ぎだろうか。

警察はストーカー被害者を守れるのか

ストーカー行為は親告罪で、罰則は 6 か月以下の懲役、または 50 万円以下の罰金である。

また警察は、警告書による警告ができ、この警告に従わない場合、都道府県公安委員会が禁止命令を出すことができる。

命令に従わない場合には、1 年以下の懲役または 100 万円の以下の罰金を科せられる。

今回のケースでは、MさんはKと 6 年ほど前に交際をやめたが、以来、メールによる嫌がらせを受け警視庁にも相談していたという。

Mさんはその後別の男性と結婚、それを知ったKはMさんをメールで脅迫したとして、6 月に逗子署に脅迫の疑いで逮捕され、9 月に懲役 1 年、執行猶予 3 年の実刑判決を受けた。

今回の問題では、取調べなどの過程でMさんの名字や住所が知られたのではないかと指摘されているが、取調官が細心の注意を払ったとしても、そんな小手先の対策でストーカー被害を防ぐことは

できない。

今日のようなネット社会では、掲示板などへの書き込みを通じて個人情報を入力することも可能だし、ある程度地域が絞れたら住所を割り出すのはそんなに難しいことではない。

ストーカー規制法が施行されてから 12 年を経ても警察がストーカー殺人を防ぐことができない最大の理由は、依然として、市民の安全を守るという警察の基本的立場が忘れられているからだ。

ストーカー規制法を所管する警察署の生活安全課(係)の体制は極めて脆弱だ。

24 時間体制でストーカー被害者をガードすることなどはできない。

加えて、こうした相談業務を積極的に行っても、事件検挙と違い実績として評価されることもない。

仮に、法律に基づいてストーカー容疑者を逮捕してとしても、初犯であれば執行猶予付の判決となり、刑務所に収容されることはない。

収容されても脅迫罪(刑法第 222 条)で 2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金、ストーカー規制法なら半年か 1 年で釈放されることになる。

有罪判決を受けたとしても、心から反省する人物ばかりとは限らない。

逆に相手に対する感情を募らせ、一層の憎悪の気持ちを抱くようになり、復讐を誓う人物もいるだろうことは想像に難くない。

ストーカー問題の解決のすべてを警察に委ねることができるのか。

最近では、いじめ自殺の問題の解決を警察の犯罪捜査に求める傾向が強いがこれと似ている。

逗子署はストーカー規制法には当たらないと判断したものの、10 月末まで 146 回、Mさんの自宅周辺をパトロールしていたという(11 月 9 日北海道新聞)。

しかし、逗子署は犯行時間帯にMさんの自宅周辺のパトロールやっっていながら犯行を防ぐことはできなかった。

警察庁の発表によると、全国の警察に寄せられたストーカー被害の相談や届け出は 8 月までに 1 万 3,456 件と、去年の同じ時期より 3600 件、率にして 38%も増えているという。

また、警察が加害者に行ったストーカー規制法に基づく警告は 1,511 件で、去年の同じ時期より 75% 増え、年間としては過去最多だった平成 19 年をすでに上回ったという。

ストーカー殺人は、計画的、狂信的犯罪だ。

警察が本気でストーカー被害から市民を守ろうとするなら、少なくとも政府の要人警護と同じように、被害者やその親族に 24 時間体制で張り付く以外に方法はない。

一人のストーカー被害者を守るためには、警察組織を挙げての対応が必要だ。

そしてそれが、いつまで続くかも分からない。

増え続けるストーカー相談に対して、警察は被害者の安全を守ることができるのか。

果たして、警察にその覚悟があるか。物理的に可能か。

警察は、できないならできないとはっきりと主張するべきだろう。

同じようなことが暴力団対策でも起きている。

昨年 10 月 1 日に暴力団排除条例が施行された。

今年 10 月 30 日には、指定暴力団で特に危険な組織を「特定」暴力団に指定し、組員が不当な要求をすれば中止命令を経ずに即座に逮捕できる直罰規定を盛り込んだ改正暴力団対策法が施行された。暴対法の改正はこれで 5 回目だ。

九州では暴力団によるとみられる一般企業への襲撃事件が多発しているが、そのほとんどが未解決になっている。

さらに、福岡県では暴力団組員の入店を禁止する標章の掲示を飲食店に求める改正暴力団排除条例が施行された今年 8 月以降に、この条例に従った飲食店経営者を狙った事件や脅迫電話が多発している。

こうした事態を憂慮したのか、都道府県警察では、暴力団排除条例の施行後、同条例に基づいて暴力団との絶縁を図ったことを原因として暴力団員から危害を加えられる恐れがある者へのボディガードを任務とする「身辺警戒員」(略称 PO)の制度を設けたという。

警察庁の構想では、生活安全部門や刑事部門で勤務する警察官の中から全国で 5,000 名程度の警察官を非常勤の身辺警戒員に指名し、1 人の保護対象者に対して複数人で行動し、必要に応じて 24 時間体制で警護にあたるそうだ。

福岡県警では、今年 4 月以降、警察本部の各部門から捜査員を動員し、暴力団事件の捜査を強化するとともに、機動隊、自動車警ら隊等を事業者襲撃等が相次いでいる北九州地区に集中的に投入し、警戒、検問等を強化しているという。

これに加えて、各都府県警察が機動隊を福岡県に順次派遣し、同地区における保護対策、検問、警ら等を徹底しているという。

そんな最中、福岡県警の暴力団捜査を担当する警察官が、指定暴力団工藤会関係者から捜査情報を漏らした見返りに現金を受け取った疑いで逮捕された。

果たして、こんなことで暴力団から市民を守ることができるのか。

警察がやるべきことは、暴力団によるとみられる未解決事件を一日も早く解決することだろう。

それができなければ市民は警察に協力することはない。いや、協力するべきではない。

ストーカー対策にしても暴力団対策にしても、法律だけでは市民を守ることにはできない。

警察はその本来の任務が、市民の安全を守るためにこそあることを再確認することから始めるべきだ。



2012(平成24). 11. 5(月) **秋田県警は市民の命を守れなかった**

津谷弁護士刺殺事件にみる警察の本質

平成22年11月4日未明、津谷裕貴弁護士(当時55歳)が110番通報で駆け付けた2人の警察官の目の前で暴漢に刺殺されるというショッキングな事件が起きてから2年目を迎えようとしている11月2日、「津谷弁護士の会(吉岡和弘弁護士)」主催のパルディスカッションが秋田市内で開かれた。

「市民のフォーラム北海道」代表の原田宏二は、これまで津谷弁護士の妻良子さんから説明を受け「津谷弁護士の会」の検討会に参加するなど、同会の活動の支援を続けてきたが、このパネルディスカッションに参加した。

この事件の犯人S(当時 66 歳)は、その場で殺人未遂で現行犯逮捕されたが、津谷弁護士がSの元妻の代理人を務めたことがあり、Sは「津谷のせいで損した。殺してやる」と恨んでいたといい、拳銃のほかガスボンベ、剪定ばさみを分解した刃物、火薬入りベスト等の凶器を持ち込んでおり、計画的な犯行と認められた。

Sは刑事裁判 1 審では殺人などで懲役 30 年の判決を受けたが、双方が控訴、9 月 25 日、仙台高裁秋田支部(卯木誠裁判長)は、1 審判決が起訴事実に含まれない行為を殺害行為の一部と評価したことなどを挙げて「訴訟手続きに法令違反があった」とし、秋田地裁の判決を破棄し、審理を同地裁に差し戻した。このほか、本件については、東京の弁護士が津谷弁護士が死亡したのは現場に臨場した警察官による過失が原因だとして警察官を業務上過失致死容疑で告発。

事件当時、妻良子さんは、自らもSに拳銃を突きつけられ、殺されそうになったとして殺人未遂罪でSを刑事告訴したが、いずれも嫌疑不十分で不起訴処分となっている。

妻良子さんの目撃証言を否定した県警

秋田県警は、事件発生直後の 11 月 10 日の県議会教育公安委員会で、刑事部長が 110 番通報で駆け付けた県警機動捜査隊員 2 人が「拳銃を持っていた津谷弁護士を被疑者と勘違いした」と答弁したほか、報道各紙などもその旨を報じている。

同年 12 月 27 日、県警は事件を検証して再発防止策をまとめた検証結果を公表した。

それによると、警察官 2 人が津谷さんの腕を抑えた行為は、拳銃の暴発等による危険防止のため拳銃を取り上げたもので、臨場した警察官の対応には問題がなかったとし、一転「勘違い」を否定した。

県警の説明は以下の通り、遺族側(犯行を目撃した妻良子さん)の説明とは大きく食い違っている。(以下は平成 22 年 12 月 31 日秋田さきがけ紙面から)

①警察官臨場時の状況

◎遺族側

- ・津谷さんと良子さん、Sの 3 人が台所でもみ合っており、拳銃はまだSが所持。
- ・(駆け付けた)警察官に「大丈夫ですか」と声をかけられた。振り向いて目が合った。

- ・(警察官)2人ほぼ同時に入ってきた。

◎県警側

- ・廊下で津谷さんとSがもみ合っていた。拳銃は津谷さんが持っていた。

- ・「大丈夫ですか」と声掛けしてない。

- ・(警察官の)一人が入り、10秒ほど遅れて一人が入った。

②警察官が拳銃を取り上げようとした状況

◎遺族側

- ・津谷さんが刺される直前に警察官2人が津谷さんの両腕を持ち上げ、3人が横一列に正対しており、ほぼ正面から刺された。

- ・場所は応接室のすぐ前だった。

- ・(警察官に)「犯人はあっちだ」と指摘し、警察官はつかんだ手を放したが、ぱっとすぐに離れたわけではなかった。

◎県警側

- ・(警察官は)2人とも津谷さんの右腕を持ち上げた。一時的に両腕を持ち上げた可能性がある。

- ・寝室寄りの廊下で、津谷さんを挟んで縦形にSと向かい合っていた。

- ・津谷さんの指摘を受け、すぐに手を離れた。

機動捜査隊員と通信指令室の対応への疑問

当時の西川直哉警察本部長は、12月27日の県議会教育公安委員会で「警察官は大変高度な訓練を積んでいまして、率直に言って体力に非常に自信があります。包丁くらいであれば、これは素手でも何とか取り押さえられる自信は、ほとんどの警察官が持っているように思います。」と答えている。

こうした認識は、いかにも警察の現場の実態を知らないキャリア官僚らしいものだが、逆に言えば、我が国の警察ないしは警察官の拳銃使用事件に対する対応能力は低いと明言したようなものだ。

平成20年6月、東京秋葉原で起きた無差別殺傷事件(7人死亡、10人負傷)で交番の警察官が犯人の男を殺人未遂の現行犯で逮捕した場面を覚えている方もいるだろう。

制服・制帽に耐刃防護衣を着けた警察官が、左手に警棒、右手に拳銃を構え、犯人にダガーナイフを捨てるよう警告、居合わせた非番の警察官と犯人を組み伏せた。

この例と秋田県警の機動捜査隊員の対応を比較してみよう。

- ①機動捜査隊員は私服だったが、警察官であることを告げていない。このため、津谷弁護士は自分に向かってきた2人の男を警察官だとの認識がなく、Sの共犯者と誤認した可能性がある。
- ②機動捜査隊員は耐刃防護衣を着用せず、警棒は所持していない。拳銃は携帯していたとされるが防寒コートを着用しているのですぐに使用できる状態にはなかった。
- ③機動捜査隊員は「拳銃を捨てよ」という警告もなく、いきなり素手で飛びついている。逮捕術には、拳銃を取り上げる”拳銃どり“という技や相手を制圧するための”小手返し“という技があるが、それが使われたような形跡はない。
- ④拳銃は機動捜査隊員が取り上げたのか。津谷弁護士が持っていたのか。Sを逮捕した時に拳銃はどうなったのか。明らかになっていない。

通信指令室の対応にも問題がある。

県警側の説明によると、県警通信指令室が津谷さんの妻良子さんから110番通報を受けてから、Sを逮捕するまでの間の経過は以下の通りだ。

- ①通信指令室110番通報受理 4時5分25秒

通報内容「誰か来てます。侵入者が殺すとか言ってます。主人に。弁護士なんです。」

- ②53秒後、通信指令室、秋田中央署に臨場指示 4時6分08秒

- ③3分20秒後、指令を傍受した機動捜査隊員現場到着 4時9分28秒

- ④1分33秒後 機動捜査隊員がSを殺人未遂の容疑で現行犯逮捕 4時11分01秒

良子さんは携帯電話で110番通報したのは自分の寝室からで、そのあと携帯電話をベッドに置いたまま寝室を出たので、警察から折り返しの電話があったかはわからないと説明しているが、県警の検証結果にはそうしたやり取りに関する記述はない。

通信指令室としては「殺す・・・」という通報に対して、侵入者の数、凶器の種類、顔見知りかどうかなどの情報を通報者から入手し、現場に臨場した警察官に伝えなければならない。さらに情報がなければ、現場に入る機動捜査隊員に危害防止に十分注意するよう注意喚起すなども必要だったろう。

なお、この時間帯は警察の警戒体制が一日のうち最も弱く、警察官の警戒心も緩む時間帯であることを付記しておく。

日本警察の銃器使用事件の現状

我が国の警察官は拳銃等の銃器使用事件に滅多に遭遇することもなく、ほとんどの制服警察官は携帯している拳銃を使用した経験もない。

私服警察官も、通常は拳銃を携帯していない。

実弾を使った実射訓練も年間 20 発程度を静止した標的に向かって撃つ程度だ。

従って、拳銃使用技術の練度は低く、銃器使用事件の現場での対応能力も高くはない。

筆者は、在職中に道警刑事部機動捜査隊長を 1 年間だが務めたことがある。

隊長として最も懸念していたのは、110 番通報で真っ先に現場に臨場する隊員が私服であり、相手から抵抗され受傷したり殉職したりすることだった。

ところが、当時、2 人 1 組で覆面パトカーに乗務する隊員は拳銃を携帯していなかった。

その理由を調べると、24 時間車に乗って勤務する彼らにとって、滅多に使うことのない拳銃は邪魔になるということだった。

結局、2 人のうちどちらか 1 人が携帯することになった。

警察官の感覚もそうなら、組織的な銃器使用事件への対応能力も低くなるのは当然だ。

津谷弁護士刺殺事件は、現場に臨場した機動捜査隊員の不手際や通信指令室の対応のまずさに要因があるかのごとく受け止められがちだが、日本警察の銃器使用事件に対する組織的対応は必ずしも十分ではない。

過去に起きたいくつかの実例を調べてみよう。

①長崎市市長殺害事件

統一地方選挙後半戦の真っ只中の平成 19 年 4 月 17 日、長崎市の JR 長崎駅前伊藤一長市長が指定暴力団山口組系水心会会長代行の男に拳銃で射殺される事件が起きた。

この事件は、県警が事件の約 2 時間前に男の知人の男性から「代行が伊藤市長の選挙事務所行くようだ」との通報を受けていたが、県警は捜査員を派遣するなどの対応を怠っていたことが明らかにな

る。

②同じ年の9月11日の深夜、函館市内で指定暴力団住吉会系の暴力団員が警察官との銃撃戦のすえ、射殺される事件があった。ところが、この事件の約15時間前の10日午前8時過ぎにJR函館駅に拳銃を持っている男がいるなどの通報が鉄道警察隊等へいくつも寄せられた。1時間30分以上経過した午前10時過ぎに、道警函館方面本部捜査課機動捜査班員が出動したが、男を発見できず捜査を打ち切っていたことが明らかになった。

銃器発砲事件は、昭和60年に全国で326件も発生しピークに達した。

その後は減少を続けたが、平成5年から再び増加に転じた。

そのため、警察庁の主導で「平成の刀狩り」なる拳銃摘発の一大キャンペーンが展開された。

平成7年には、当時の国松警察庁長官がけん銃で狙撃されるや全国の警察による拳銃押収数は1,880丁とピークに達した。

しかし、銃器発砲事件も平成17年をピークに減少、平成22年は35件で暴力団による対立抗争事件の発生はゼロだった。

銃器使用の殺人等の凶悪事件も、全国で98件と前年より40件減少した。

警察の拳銃押収数も397丁にまで減少した。

津谷弁護士刺殺事件は、こうした銃器犯罪情勢の下で起きた事件だということを認識しておく必要がある。

本件における組織的な問題点等

秋田県警は、12月27日に「秋田県警察の対応に関する検証結果」を発表した。

内容は、事案の概要、本件における問題点等、今後の再発防止策の3項目からなっている。

そのうち「本件における問題点等」は以下の通りだ。(県警検証結果から抜粋)

(1) 訓練に関する問題点

犯罪現場に臨む機動捜査隊員は、これまで、衛科訓練履修単位修得制度に基づき、勤務の合間に柔剣道訓練等を行い、概ねすべての隊員において必要な単位修得がなされていた。

しかし、県内では重要凶悪事件の発生が少ないことから、機動捜査隊では、具体的な現場を想定した総合術科訓練の実施の必要性の認識が十分になく、今年に入ってから事件発生まで1回行われたのみであった。

また、その訓練も被疑者の制圧、逮捕を比較的広い場所で行うことを念頭に実施しており、狭あいや暗い屋内での制圧・逮捕や臨場警察官相互の連携による訓練、あるいは被害者等の保護を図りながらの制圧を想定した訓練は行われておらず、結果、本件を含む様々な突発事案に対応できる訓練は十分でなかった。

(2) 装備資機材に関する問題点

機動捜査隊における警棒の携帯及び耐刃防護衣の着装については、尾行、張込み等の高い秘匿性が求められる捜査や機動性のある活動に支障が生じる懸念もあったことから、これらの常時の携帯等を義務付けてはいなかった。

したがって機動捜査隊員は、通常の勤務時は警棒・耐刃防護衣を携帯等しておらず、本件においても、現場に急行した隊員は、それらの携帯等をしていなかった。

本件においては、「主人のことを殺すって言ってます。」等の通報内容から、それらを携帯等すべきであったが、臨場した隊員は、このことを認識していたものの、被疑者が拳銃等の凶器を持っていることまで想定せず、また、現場付近で争う声を聞き一刻も早く事態の收拾を図ることを優先して、そのまま臨場したものである。

このように、犯罪現場の個々の局面ごとに警棒及び耐刃防護衣の携帯等の判断を警察官に委ねている現行の運用では、本件のような事件に対し、的確な措置を講じることができなかったものと言える。

(3) 通信指令に関する問題点

この種の事案を想定した具体的な通信指令の訓練が十分になされておらず、被害者の詳細な状況等について把握できないという状況があったものの、通報の内容にかんがみ、できる限り凶器や被疑者・被害者の具体的な状況の把握、装備資機材の着装についての注意喚起に努める必要があった。また、110番通報の受理と指令を別の職員が担当していたものの、深夜・早朝の時間帯であり、指揮体制がその他の時間に比べ薄くなっていたほか、通借指令室において、各種事案を想定したわかりやすい指令要領を掲示する等の工夫の余地があった。

(4) 警察官の現場対応について

被害者を被疑者と誤認したとされることについて、臨場した機動捜査隊員は、現場でもみ合っている2人のうち一方の男性(被害者)が現に拳銃を把持しているのを認め、直ちに拳銃の暴発等による危険防止に向けた措置を講じたものであり、この行為は被害者を被疑者と誤認したことによるものではなかった。

また、被疑者の逮捕に向かった警察官が、暗がりから突然大型の刃物を突き出してきた被疑者による攻撃に対し、装備資機材の着装等がない中で、やむを得ず瞬間的に体さばきをせざるを得なかったものであった。

拳銃を使用しなかったことについても、屋内の狭い場所で発砲をすれば、被疑者以外の第三者に危害を与えるおそれがあると判断したものである。

県警が「勘違い」を否定した理由

県警は、事件の背景に様々な組織的な問題点があることを認めながら、当初認めていた機動捜査隊員の「勘違い」を一転して否定したのはなぜか。

このところ、志布志事件、氷見事件等の冤罪事件や警察官の違法な職務執行を巡り、警察を相手取った訴訟(国賠訴訟)の提起が目立っている。

警察庁が開示した平成13年から平成22年までの10年間の「訴訟事件の審級別状況調」によると、一審発生事件数(訴状の数)は、平成13年は130件だったが、年々増加し平成22年には188件となり、58件(45%)の増加になっている。

そして、毎年平均すると約224件が継続事件になっている。

警察は、常にその無謬性を標榜している。

このため各都道府県警察には、国賠訴訟に対応する専門の部署として監察課や訟務課等を置き、組織防衛を目的に訴訟対策を展開している。

将来、国賠訴訟に発展する可能性のある事件(ぐ訟事件)をすべて本部に報告させ、まずは警察の違法な職務執行を否定したうえ、警察官の証人尋問の摺合せ、証拠資料の非開示など必要な訟務対策を講じる。

警察の総務対策の基本は隠ぺいである。

その結果、一審、二審、三審の被告の警察勝訴は 2,953 件、警察敗訴 200 件で、圧倒的に被告警察側が勝訴している。

津谷弁護士刺殺事件は、発生当初から警察官の目で弁護士が刺殺されるという特異な事件として注目を集めた。

事件の捜査は、刑事部捜査第一課が対応したものの、事件の内容から“ぐ訟事件”として、警察庁にも報告され、県警は予想される国賠対策を視野に入れながら、警察本部長の議会答弁などを対応したに違いない。

機動捜査隊員の「勘違い」では、最初から警察官の過失等の違法性を認めることになる。「勘違い」の否定の原因はここにある。

同じような事例もある。

痴漢容疑で警視庁新宿警察署の警察官の取調べを受けた後、駅のホームから投身自殺した原田信助さん(当時 25 歳)の母親・尚美さん(54 歳)が、「息子は違法な取調べによって精神的苦痛を受けた」として、平成 23 年 4 月 26 日、東京都(警視庁)を相手取り、1,000 万円の支払いを求める国家賠償請求訴訟を東京地裁に起こした(代理人 清水勉弁護士)。

当初、新宿署は信助君には痴漢の疑いはなかったとしていたが、母親の国賠訴訟を向けての動きを知ったのか、突如、信助君を痴漢容疑で送致した。

この事例でも、警察は組織防衛という観点から、将来国賠訴訟が予想される事件については、客観的な事実を歪めても説明を変えることがあることを示している。

警察は無謬性を維持のするためには容易に間違いを認めず、非を認めて遺族に謝罪することはない。

まるで、国家無答責の法理が生きている如く振る舞っている。

津谷弁護士刺殺事件の秋田県警の対応も、こうした警察の本質を理解すると納得できる。



2012(平成24). 10. 24(水) サイバー犯罪で相次ぐ誤認逮捕

露わになった捜査力と自白偏重の杜撰捜査

今年7月から9月にかけて、警視庁をはじめ大阪府警、神奈川県警、三重県警が摘発したパソコンからの犯罪予告事件で、10月18日、警察庁の片桐裕長官がいずれの事件も警察よる誤認逮捕であることを認めた。

逮捕されたのは、警視庁に幼稚園に脅迫メールを送ったとされた福岡県の男性(28歳)、大阪府警に大阪市に無差別殺人の予告メールを送ったとされたアニメ演出家の男性(43歳)、神奈川県警に子役タレントに脅迫メールを送ったとされた大学生(19歳)、三重県警にインターネット掲示板に伊勢神宮の破壊を予告する書き込みをしたとされた男性(28歳)の4人だが、いずれも容疑は威力(偽計)業務妨害罪だった。

片桐長官は「真犯人でない方を逮捕した可能性は高い。そうだとすればお詫びを含めた適切な対応を図る」と述べたとされる。(10月19日朝日新聞)

これまで、民主党政権は冤罪について「無罪である者が有罪の判決を受けること」としているようだが、こうした解釈では一審で無罪が確定した事件、嫌疑なしなどで検察官が起訴しなかった事件、警察に誤認逮捕された事件は冤罪ではないことになる。筆者はこうした事件を「隠れ冤罪」と呼んでいるが、人権が著しく侵害されたという意味では、冤罪も隠れ冤罪も同じだ。警察が謝罪するのは当たり前だろう。

サイバー犯罪摘発は生活安全部門の目玉商品

警察庁は、平成23年警察白書に「安全・安心で責任あるサイバー市民社会の実現を目指して」と題する特集を掲載している。毎年10万件規模で減少を続けている犯罪情勢の中で、サイバー犯罪対策

は警察庁、特に、生活安全局の売り出し中の目玉商品だ。

警察庁組織令によると、サイバー犯罪対策を所管するのは生活安全局情報技術犯罪対策課である。(警察庁組織令第 19 条)

白書は、サイバー犯罪は増加の一途をたどり、サイバー空間の匿名性等により捜査環境は厳しい状況にある。警察では深刻化するサイバー犯罪に対応するため、インターネット・ホットラインセンターの効果的な運用に加え、全国協働捜査方式の本格実施により取締体制を強化するとともに、サイバー犯罪捜査における技術的指導や支援を行う体制を整備しているとしている。

警察庁では都道府県警察が行うサイバー犯罪捜査に関する指導・調整を行っているほか、捜査員の能力向上のための研修、産業界や外国関係機関等との連携を推進しているという。

全国の警察本部には生活安全部生活環境課等にサイバー犯罪対策室がある。警視庁の場合は、生活安全部にサイバー犯罪対策課があるほか、捜査に対する技術支援を行うハイテク犯罪対策総合センターがある。大阪府警は生活安全部生活安全総務課が情報技術を利用した犯罪の捜査を担当しているほか、サイバー犯罪対策推進本部を設置し、その下にサイバー犯罪の初動対応を行う「初動班」、サイバー犯罪に係る事件捜査を行う「捜査班」等から成る「サイバー犯罪対策プロジェクト」を編成し、具体的かつ効果的なサイバー犯罪対策の推進を図るための体制を整備しているという。

神奈川県警は、生活安全部生活安全総務課にサイバー犯罪対策センターを置き、サイバー犯罪の取締まりに当たっている。

こうした体制において、警察庁は繰返しサイバー攻撃事案の全容解明及び事件検挙に向けた取締体制の強化に必要な資機材の整備等に要する経費、インターネット上の違法・有害情報への対策の推進の実施に要する経費の予算や警察官の増員要求を続けてきたが、平成 23 年度予算においても地方警察官 350 人を増員するなど、サイバー犯罪の取締体制を強化してきたという。

サイバー犯罪に関する法整備も次々で行われた。

平成 23 年 7 月には、刑法の一部改正により「不正指令電磁的記録に関する罪(ウイルス罪)」が新設され、合わせて刑事訴訟法第 197 条を改正、警察がプロバイダーなどに業務上記録している送信元、送信先等の通信履歴の電磁記録を消去しないよう求めることができるようになった。

平成 24 年 5 月には、インターネット等のコンピュータネットワーク等での通信において、不正アクセス

行為とその助長行為を規制する「不正アクセス行為の禁止法」も改正された。

6月には議員立法で違法ダウンロード罰則化法(改正著作権法)が成立、新たにDVDの映像音声データのリップング行為(パソコンやHDD搭載のDVDデッキ、BDデッキに保存する行為)も規制され、著作権法としては初めてのダウンロード行為にも罰則を科すことになった。(施行日は2012年10月1日)

サイバー犯罪とは、主にコンピュータネットワーク上で行われる犯罪の総称だが、警察庁はその態様を①「ネットワーク利用犯罪」、②「コンピュータ・電磁的記録対象犯罪」、③「不正アクセス禁止法違反」に分類している。

刑法に規定されている「コンピュータ・電磁的記録対象犯罪」には、私電磁的記録不正作出罪(第161条の2第1項)、公電磁的記録不正作出罪(第161条の2第2項)、電子計算機損壊等業務妨害罪(第234条の2)、電子計算機使用詐欺罪(第246条の2)、公電磁的記録毀棄罪(第258条)、私電磁的記録毀棄罪(第259条)があるが、さらに「不正指令電磁的記録に関する罪(ウイルス罪)」が新設された。

このうち、①のネットワーク利用犯罪の検挙が最も多く、平成23年中は5,388件で過去最高を記録したという。しかし、③の「不正アクセス禁止法違反」は248件、②の「コンピュータ・電磁的記録対象犯罪」は105件にとどまっている。「不正指令電磁的記録に関する罪(ウイルス罪)」は3件だけである。

今回の事件では何者かがウイルスを利用してパソコンを遠隔操作した疑いが浮上したという。そうだとすると、この事件は真犯人に対して刑法に規定されている「コンピュータ・電磁的記録対象犯罪」あるいは「不正アクセス行為の禁止法違反」を適用するべき事件だったことになる。

新しい組織がつくられ新しい法律が施行されると警察の現場では何が起きるのか。

それは実績競争だ。今回の事件でも、三重県警を除いて、警視庁、大阪府警、神奈川県警という日本警察の雄とも目される代表的な警察だったこともそのことを物語っているような気がする。

そして、過去に同じようなことがあったことを思い出す。

平成年代の初めに頻発したけん銃使用事件が大きな社会問題となり、警察庁の主導で「平成の刀狩」というけん銃摘発の一大キャンペーン展開された。

それまでけん銃の摘発は暴力団捜査を担当する刑事部門が所管していたが、警察庁は平成6年に警察庁生活安全局に銃器対策課を新設したのを皮切りに、全国の警察に銃器対策室(課)を設置するように号令した。

しかし、当時の生活安全部門の現場には、けん銃摘発に必要な協力者も捜査技能を持った捜査員もほとんどいなかった。

警察庁は銃刀法に自主減免の規定を盛り込むなどを数次にわたって銃刀法を改正、都道府県警察にけん銃摘発の強化を促した。

その結果、けん銃摘発数は飛躍的に増加、平成7年には当時の国松警察庁長官がけん銃で狙撃されるやそれはピークに達した。

けん銃摘発のノルマに追われた都道府県警察は、けん銃の所持者を秘匿してけん銃だけを押収するという「首なしけん銃」の摘発や捜査員がヤクザからけん銃を買うといった違法な捜査に血道をあげた。

その結果、長崎、愛媛、群馬、兵庫などで、けん銃摘発を巡る違法捜査が発覚した。

それはおそらく氷山の一角であったろう。

道警も例外ではなかった。銃器対策課のけん銃摘発をめぐる数々の違法捜査が発覚、暴力団関係者と取引して、130キログラムの覚せい剤等の密輸を見逃すという前代未聞の違法捜査も発覚した。

道警は否定したが、その後、警察庁による組織改正が行われ、けん銃や覚せい剤の摘発の業務は刑事部の組織犯罪対策部門に移管され、生活安全部門の業務は大幅に縮小された。

警察庁の強引な「平成の刀狩」は失敗施策だった。

そうした警察庁生活安全局にとっては、サイバー犯罪対策は起死回生の目玉商品となった。

警察の捜査力と変わらぬ自白偏重捜査

今回の誤認逮捕事件は、いずれも威力(偽計)業務妨害罪を適用しており、警視庁と大阪府警は刑事部捜査第一課が、三重県警は刑事部捜査第一課と伊勢警察署が捜査を担当したようだ。神奈川県警は被疑者が少年だったからか、保土ヶ谷警察署生活安全課と警察本部の少年捜査課が担当したようだ。

警察ではよくあることだが、犯罪捜査では都道府県警察間あるいは同じ県警内部でも部門間には目に見えない壁が存在し、情報交換や捜査での連携がスムーズに行われない傾向がある。今回のケースでも、サイバー犯罪対策を主管している生活安全部門がどのように関わっていたのだろうか。十分な検証が必要だ。

日頃は容易に非を認めようとしめない警察も、国民の批判を恐れたのか警視庁など関係した警察が早々に冤罪被害者に詫びしている。

なぜ誤認逮捕したのか、捜査のどこに問題があったのかを検証し、早急にその結果を公開するべきだろう。そして、もっと重要なのは、一日も早く真犯人を検挙することだ。

しかし、この程度の捜査力ではかなり難しい。事実、平成 22 年 11 月 5 日、国際テロ対策を担当する警視庁公安部外事第三課のものとみられる国際テロに関係する内部文書がインターネット上に流出した問題は、現在に至るも解明されていない。

そんな警察に真犯人を割り出すことができるのか、甚だ疑問だ。

報道によると、警察はいずれの事件もIPアドレス(ネットワーク上の機器を識別するために指定するネットワーク層における識別用の番号)から脅迫メールなどを送ったパソコンを特定したとされるが、警察はパソコンが遠隔操作ウイルスに汚染されていることに気が付かなかったという。

遠隔操作ウイルスを作ったのは誰か。捜査関係者は「新種のもので、一般には出回っていない」あるいは「自分たちに捜査が及ばないように細工した可能性がある」と話し、パソコンに精通したプロによる犯行との見方を示した。(9月8日 北海道新聞から)

これに対し、情報セキュリティー会社「ラック」の西本逸郎専務は「プログラマーとしての腕は優秀なようだが、ウイルス作りは単純。サイバー犯罪のプロではない」と語った。(10月19日朝日新聞から)

いずれにしても、少なくとも真犯人の方がパソコン操作に精通していたことは間違いない。真犯人は弁護士等に「私が真犯人です」と題する犯行声明を送ってきたという。その中には、動機について「警察・検察の醜態を晒したかった、嵌めてやりたかった」などの警察や検察に対する挑戦的な記載もあったという。犯行声明に記載されていた13件の犯行予告・脅迫のすべてが実際に行われていた事実が、警察によって確認されたという。

真犯人は、警察の動きをじっと監視していたに違いない。

警察は、まんまと真犯人の謀略に乗せられたともいえる。

そして、こうした犯罪を企図する輩に、警察はサイバー犯罪に対する捜査力の低さを暴露してしまった。

今後、同種手口の模倣事件が頻発する可能性もある。その責任も大きい。

一方、相次いだ冤罪事件で警察の違法捜査、自白偏重捜査が指摘されている。

警察捜査に対する信頼が失われ、全面可視化が問題になっているのに拘わらず、自白偏重の捜査が旧態依然として続いていることも明らかになった。

警視庁に逮捕された福岡県の男性の供述は変遷した。

自白したことについて「全くの作り話だった」説明しているというが、取調官に違法な取調べがなかったとしても「作り話」を見抜けなかったとしたら、取調官として失格だ。

大阪府警に逮捕されたアニメ演出家の男性は一貫して否認した。

神奈川県警に逮捕された大学生の供述は二転三転した。

三重県警に逮捕された男性も否認を続けた。

いずれにしろ、証拠の吟味を怠り、IPアドレスからの割り出しを妄信し、自白を追及するという旧態依然とした取調べは問題だろう。

この事件は、裁判員裁判対象事件ではないから、取調べの録音・録画は行われていないはずだ。ここでも全面可視化の必要が立証された。

容疑者の動機やアリバイ捜査など、捜査の基本も怠っていたようだ。

逮捕された4人に関する当時の新聞を読むと、警視庁、大阪府警、三重県警に逮捕された男性は、いずれも実名で報道されている。

おそらく、警察が逮捕後に警察記者クラブに発表したのだろう。

大阪府警に逮捕された男性については、余罪があるという記事まで掲載している新聞もある。神奈川県警に逮捕された大学生は少年だったことから匿名だったが退学している。

我が国では、警察に逮捕されたことが報道されると事実上有罪判決が確定したかのように受け止められる。つまり、推定無罪の原則などは存在しない。

いったん犯罪者として報道されると、その人は取返しのつかないダメージを受ける。
今回の問題の報道について、報道機関にはどんな責任があるのか。
そのことについてコメントした報道機関はあるのだろうか。
ないのなら、今後、警察発表だけを鵜呑みにして記事を書くことはやめるべきだ。
特に、サイバー犯罪報道については、警察の発表は信用できないことを肝に銘じるべきだろう。



2012(平成24). 9. 24(月) **道警、懲戒処分ワースト記録更新中**

幹部のセクハラと組織的パワハラ

道警は、9月20日、強姦容疑で逮捕された北見署の巡査長(32歳)を懲戒免職とするなど、2人の懲戒処分を発表した。

これで今年中に懲戒処分を受けた道警の警察官等は計32人となり、過去最多だった昨年の31人を上回った。

この北見署の巡査長は、昨年8月下旬北見市内で20歳代の知人の女性を強姦した容疑で逮捕されたが、被害女性が告訴を取り下げたことから、9月3日に不起訴処分となり釈放されていた。

8月2日には、道警本部高速隊の警部(55歳)が北海道迷惑防止条例違反(ひわいな行為)容疑で逮捕され、停職1ヶ月の懲戒処分になり退職したばかりだ。

道警の不祥事がどこまで続くのか心配になるが、最近の特徴は、警視、警部クラスによる性的な不祥事が後を絶たないことだろう。

9月18日には、旭川東署の副署長(警視 58歳)が、今年8月以降、部下へのセクハラ・パワハラ行為に当たるような言動があったことが発覚、道警は副署長を更迭した。

9月7日には、斜里署の前署長(56歳)が女性にセクハラ行為をした問題で、道警は前署長を停職3ヶ月の懲戒処分とし、強制わいせつ容疑で書類送検したばかりだ。

前署長は7月下旬、酒席で同席した女性方に行き、女性の体を触るなどのわいせつ行為をしたという。

道警では、問題発覚後、8月10日付で署長を警務部付に異動させ捜査していた。

被害女性から被害届が出されていないことを理由に、釧路地検は前署長を不起訴処分とした。

前署長は、停職3ヶ月の懲戒処分を受けたが依願退職した。

今年2月には、苫小牧署副署長の警視(55歳)が部下の女性職員らにセクハラ行為を繰り返したとして、停職1ヶ月の懲戒処分を受けている。

道警の監察官室によると、同警視は昨年6～12月、同署の女性警察官や女性職員計5人に対し、酒席で手を触ったり、「人妻なのに何でそんなに遊びに行くのか」などと聞くといった不適切な言動をしたという。

こうした署長等の幹部たちは、いずれも懲戒処分を受けて退職するが、懲戒免職ではないため退職金も支給される。

現場の責任者等がセクハラ

このように、今年になってから署長等によるセクハラ・パワハラが頻繁に発覚しているが、実は平成22年7月にも、枝幸署の署長(警視)が知人ら数人と酒席を開いた際、同席した女性職員の体を触るなど、セクハラ行為をしたとして、減給1ヶ月(10分の1)の懲戒処分を受けて退職している。この事件がきっかけになったのか、道警は平成22年7月に「北海道警察ハラスメント防止対策要綱」を制定、さらに今年4月からはこの要綱の見直しを行い職員にその徹底を図るとしていた。

その要綱では、ハラスメントを、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他のハラスメントに分け、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)について～他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう～としている。

この要綱では、署長等の所属長をハラスメント防止対策の推進責任者に指定し、推進補助者として副署長等を当てることになっている。

そうした立場にある署長や副署長が、率先して？セクハラ行為に及んでいる。

こうした通達が表示された時には、幹部会議や全署員に対する教養招集と称する場で署長か副署長が、その内容を説明するのが普通だ。

この署長や副署長たちは、この要綱の存在すら知らなかった？のだろう。

警察は男社会、加えて階級制度がある。そうした環境では、特にセクハラが生じやすい。

警察も平成 12 年の男女雇用機会均等法の全面改正に伴い、平成 14 年度以降、毎年 1,000 人を超える女性警察官を採用している。

平成 22 年年 4 月 1 日現在、全国の警察には、女性警察官約 1 万 4,900 人(5.9%)が勤務し、幹部への登用も進んでいる。

社会の様々な分野で女性の活躍が目立つ昨今、企業のトップや指導者は職場におけるセクハラ対策に取り組んでいるとされる。

当然ながら、こうした社会の変化は女性警察官の意識の変化をもたらす。

昔なら、“すけべえ”とか“エッチ”と陰で批判したいくらいでじっと我慢をしていた女性警察官も意識が変わっているのだ。

特に、若い女性警察官はそうだろう。

ところが長い間、男社会の警察組織で過ごした幹部はそうした変化に鈍感で、階級の上にどっかりと胡坐をかき、昔ながらの感覚で女性の部下に接しているというのが実態だろう。

階級枠の拡大が幹部の質の低下を招いた

警視や警部等の幹部による不祥事の続発は、警察組織にとって深刻だ。

その背景には幹部枠の拡大がある。

警察庁は、平成 3 年から警察官の処遇改善と士気の向上のためと称して幹部枠を拡大した。

これにより、警視 2.4%→3.2%、警部 4.8%→6.9%、警部補 14.5%→29.0%、巡査部長 34.0%→30.0%、巡査

44.3%→30.9%と警察の階級構成は「ピラミッド型」から「つりがね型」になった。

幹部枠の拡大は、必然的に幹部の質の低下につながる。

道警の警視の増員状況をみると、平成3年3月現在で道警の警視は291人、警視昇任者は28人だったが、平成20年10月1日の北海道警察幹部名簿によると警視は443人、54%の増加になっている。

平成23年4月1日付の警視昇任者は59人である。

平成3年当時の昇任者数の倍を超えている。

この20年近くの間、警視が大幅に増えていることが分かる。

道警の主要警察署の課長ポストも警部から警視に格上した。

主要警察署には、警視が掃いて捨てるほどいる。

警視に昇任して退職するまでは、署長のポストに着きたいというのが多くの警察官の夢だろう。巡査→巡査部長→警部補→警部と昇任試験に合格して、最後の難関を突破して警視に昇任する。その途端、偉くなったと勘違いする。

警視に昇任しても一国一城の主になるまでには、警察署の担当次長、大きな警察署の副署長等を経て、5～6年はかかる。

ようやく署長になると、周囲にはそれまで顔色をうかがっていた上司の姿はない。

黙って命令に従う部下ばかりだ。

立派な公宅が貸与され、黒塗りの運転手つき署長車もある。

部外の人たちからも「署長さん、署長さん」ともてはやされる。

誰も面と向かって批判する人もいない。

さらに偉くなったと勘違いする。勘違いすると本性が出る。

警察では階級は絶対だ。鉄のピラミッドと称される警察組織を支えてきたのは階級だ。

なかでも、警視、警部は組織を管理する責任者だ。

その影響力は極めた大きい。上級幹部としてはどうあるべきか。

そんなことを考えている幹部がどのくらいいるのだろうか。

階級の権威の上にどっかりと胡坐をかき、上司の顔色をうかがいながら毎日を過ごしてはいないか。

部下たちは、そうそうした幹部たちの姿を实によく見ている。

そして、上司の不祥事を知るたびに「普段偉そうなことを言っている、幹部だってやっているではないか」という風潮が警察内部に広がる。

幹部の”率先垂範”は死語になった。

警察組織を支える階級制度が危機に瀕している。

神奈川県警では、30歳代の男性警察官4人が今年3月、後輩の20歳代の女性警察官に服を脱ぐことを強要したりキスをするなど集団でセクハラ行為をしていたことが発覚している。

道警ではどうか。

さすがに神奈川県警のような事例はないが、「市民の目フォーラム北海道」が入手した平成19年から23年までの懲戒処分一覧表によると、5年間でセクハラを理由に処分を受けた警部補以下の警察官は9人だ(懲戒処分以外の処分の2人を含む)。

また、懲戒処分には至らない警察本部長訓戒等の内部処分のうち「部・内外の異性との不適切な交際」を理由に処分を受けた警部補以下の警察官が、平成23年中だけでも27人もいる。

何をもって、異性との不適切な交際というのかは明らかではないが、典型的なのはいわゆる不倫だろう。

こうした事実にも、警察内部の規律の緩みを見ることができる。

組織的パワハラに反旗を翻す警察官たち

最近、労働局に寄せられる職場のいじめ・嫌がらせに関する相談が年間10万件に急増するなどパワハラが問題になっている。

今年はじめ、職場のいじめ対策について検討している厚生労働省の作業部会が報告書をまとめた。

それによるとパワハラについて、地位だけではなく、ITなど専門知識や人間関係など職場内の優位

性を背景に「業務の適正範囲を超えて精神的・身体的苦痛を当てたり、職場環境を悪化させたりする行為」と定義した。

そのうえで、パワハラの種類として

- ① 暴行など身体的な攻撃
- ② 脅迫など精神的な攻撃
- ③ 無視や仲間はずれ
- ④ 多すぎる仕事をさせる過大な要求
- ⑤ 仕事をさせないなど過小な要求
- ⑥ プライベートに立ち入ること

の6つを挙げている(平成24年1月31日 北海道新聞)。

前出の「北海道警察ハラスメント防止対策要綱」でも、パワー・ハラスメント(パワハラ)を～職務上の地位又は権限若しくは影響力を不当に利用し、職員の人格又は尊厳を著しく害し、職員に身体的又は精神的苦痛を与える不適切な言動をいう～と定義して、監督者(警部補以上の階級にある警察官等)には、ハラスメントの防止と排除に努める責任があることを明記している。

警察には、民間企業の役職のほかに階級制度がある。

警察法では、上は警視監から下は巡査まで9階級に区分し、警察官は上官の指揮監督を受けることになっている。

上官の命令は絶対で、これに異を唱えることは至難である。

加えて、警察には労働組合もない。

どこまでが正当な命令なのか、どこからがパワハラなのかは不明確になりやすい。

しかも、不祥事が続発すると、監察体制が強化され、警察本部長名の形式的な綱紀粛正の通達が現場の署長等に示される。

曰く、身上把握、指導監督の強化、倫理観のかん養等々。

家庭訪問等による私生活のチェックなども示される。

そして不祥事を起こした警察官には、従来にも増して厳しい処分を科す。

その上司に対しても監督責任を追及する。

現場の署長等は、部下の不祥事に戦々恐々とし、一層部下を締めつける。

いったん不祥事が発覚すると、全ての責任を部下に押し付け、従来よりも一層厳しい管理・監督に走るようになる。

現に「市民の目フォーラム北海道」の相談BOXには、現場警察官の悲鳴のような相談が寄せられている。現

場に閉塞感が漂っている様子が、手に取るように分かる。

最近では、こうした上層部のやり方に公然と反旗を翻す警察官も現れている。

平成 22 年 4 月、道警を定年退職したばかりの元道警手稲警察署留置管理課勤務の巡查部長～退職時警部補に昇任～が、妻の交通事故事件の捜査をめぐって、管轄警察署の不適正捜査を指摘したところ、左遷させられたり、昇任を拒否されたなどにより、著しい精神的損害を受けたとして、道警を相手取って損害賠償を求める訴訟を提起した。現在も訴訟が続いている。

北海道以外でも、元警察官による同じような訴訟等が提起されている。

平成 15 年 4 月、高知県警の元警部が、部下の収賄事件に巻き込まれ、停職 6 ヶ月の懲戒処分を受けると同時に、依願退職を強制されたとして、行政処分(辞職承認と懲戒処分)の取り消しを求める訴訟を提起した(請求棄却、最高裁確定)。

同じ高知県警では、平成 18 年 7 月、巡查部長が収賄や外国人女性との不適切な交際等を理由に懲戒免職となったが、過重な処分だとして県人事委員会に不利益処分に関する審査請求を行った(主張が認められ職場復帰)。

神奈川県警では、現役巡查部長が平成 23 年 3 月、勤務成績不良職員指導・教養実施要項に基づいて勤務成績不良職員と指定されたが、地方公務員法では、不利益処分がされ、処分事由説明書の交付を請求された場合、15 日以内に説明書を交付しなければならないことになっているところ、巡查部長が交付を申請したにもかかわらず県警が交付を拒絶したため、県警を相手取って、違法確認と慰謝料請求を求める訴訟を提起した。

同じ神奈川県警では、平成 22 年「お前は警察官に向いていない」と分限免職になった巡查が神奈川県人事委員会に対して審査請求を行っている。

道警でも懲戒免職処分を受けた警察官が、処分は重過ぎるとして、人事委員会に審査請求を申し立てている。

不祥事を起こして停職や減給などの懲戒処分を受けた警察官の多くは、依願退職という形で退職する。

退職に応じない警察官に対しては、懲戒免職にする、逮捕するなど恫喝したり、退職金が支給される、就職を斡旋するなどの甘言を用いるなど、様々な手段を講じて退職に追い込もうとするのが通例である。

これは、組織的なパワハラだ。

ある行為を犯罪として処罰するためには、立法府が制定する法令において、犯罪とされる行為の内容及びそれに対して科される刑罰を予め、明確に規定しておかなければならないとする原則のことを罪刑法定主義という。

刑事事件では、基本的人権の保障の観点から犯罪捜査に関して、厳格なルールを定めている。

警察官に対する懲戒処分のための内部調査では、犯罪として起訴されない様な行為であっても立件したり、裏付け捜査も不十分なまま送致するなど強引ともいえる捜査が行われる。

つい先日も、準強姦容疑で逮捕され、懲戒免職となった大阪府警の巡査長が、処分保留で釈放された。

報道によると、準強姦の構成要件を認定できなかったらしい。

監察官による内部調査と称する取調べでは、供述拒否権も告げられず、長時間にわたり拘束され過酷な追及が行われる。

階級が下の警察官たちは、反論は許されず、事実と異なる内容の供述調書に署名する。

懲戒処分の基準も曖昧で、そのときの情勢や処分権者の本部長等の考え方ひとつで、処分の軽重が決められる。

懲戒処分の内部調査、これも組織的なパワハラだ。

これに対して多くの警察官は、泣き寝入りしている。

今年7月9日、静岡県警の現職の巡査部長が、警察組織内における組織的な嫌がらせにより、精神

的経済的苦痛を受けたとして県警を相手に損害賠償請求訴訟を提起した。

当時、警察本部警備課に勤務し既婚者である原告が、部下の女性警察官と合意があったとは言え性行為に及んだことは極めて不適切であった。

そのことは原告も自覚し、反省し、部下の女性警察官に謝罪している。

しかし、その後、当事者間で解決した問題を、4ヶ月後になって県警監察官室がまるで原告による一方的な犯罪行為のように取り上げ、原告の言い分に耳を傾けずに、勤務成績不良職員に決定したうえ、さらに停職6ヶ月の懲戒処分を言い渡し、警察本部地域課に異動させた。

県警は、6ヶ月後に職務復帰した原告に対して、地域課勤務のまま、テロ対策を名目に静岡空港警備派出所勤務を命じ、空港施設外で長時間1人で直立不動の立番勤務を命じるなど、辞職に追い込むだけの目的の組織的な嫌がらせを続けたという。

これもまさに組織的なパワハラだ。

これらの事例は、警察では組織的なパワハラが、日常的に行われていることを示している。

こうした組織が、市民の人権を尊重するわけがない。

警察官による犯罪や不祥事は、単に警察内部の問題に止まらず、市民の生活にも影響を与える。

続発する冤罪事件はその典型だ。

セクハラ、パワハラのない明るい警察の実現は、市民にとっても必要なのだ。



2012(平成24). 9. 1(土) **新潟県警 警部が検挙件数を水増し**

警察の統計数字はデタラメなのか？

警察の不祥事については、このホームページでも「泥沼の警察官等の不祥事 道警は全国第2位、それでも責任者の警務部長はご栄転」(8月15日)と題して掲載したばかりだ。

警察庁の発表によると、今年上半期の全国の警察職員の懲戒処分者のうちで公文書偽造等で 29 人が処分され、前年同期に比べて 21 人も増えていることが明らかになった。

そんな中、今度は新潟県警三条警察署刑事課長が、被疑者の供述をでっち上げ、捜査関係書類を偽造するなどして、検挙件数を水増ししていたことが発覚した。

窃盗事件の検挙率を上げるためだったとみられる。

こうした警察職員による公文書の変・偽造の例は過去にも枚挙のいとまがないくらい発覚している。

平成 16 年 6 月、兵庫県警自動車警ら隊が摘発実績を上げるために 300 件以上の虚偽の捜査書類を作成したことが発覚。

昨年(平成 23)1 月には、佐賀県警が組織ぐるみで人身交通事故発生件数を意図的に少なくしていたことが発覚している。

今年 3 月には、大阪府警の警部補が飲酒運転のアルコール数値をねつ造したとして逮捕された。大阪府警では飲酒運転の検挙目標が警察署ごとに設定され、そのノルマ達成のためだったとされた。

つい先日は、和歌山県警科学捜査研究所の研究員が、証拠品の鑑定を行わないまま鑑定結果をねつ造、つまり虚偽の鑑定書を作成していたことが発覚した。

鑑定書は、裁判にも証拠として提出される公文書だ。

この研究員は、こうしたねつ造を繰り返していたという。

道警でも巡査部長が猟銃の所持許可証を不正に交付したとして、公文書偽造、同行使の疑いで書類送致された。

猟銃は銃刀法により危険物として扱われ、厳正な審査を経て申請者に許可証が交付されはじめて適法に猟銃を所持することができる。

許可証の不正交付は事実上、警察が猟銃の無許可所持者を生み出したことになる。

検挙率のゴマカシは昔から

現在の犯罪統計は、犯罪統計規則(国家公安委員会規則)に基づいて、都道府県警察(警察署)が犯罪と思料される事件を認知し、又は検挙したとき作成する犯罪統計原票に基づき作成される。

そのデータが、警察庁の情報管理システムに送られ登録される。

ちなみに、犯罪統計原票には、刑法犯認知情報票(乗り物盗以外)、刑法犯認知情報票(乗り物盗)、刑法犯検挙情報票(乗り物盗以外)、刑法犯検挙情報票(乗り物盗)、特別法犯検挙情報票、押収物件情報票、刑法犯被疑者情報票(成人)、刑法犯被疑者情報票(少年)、特別法犯被疑者情報票、薬物関係被疑者補助票、他機関引継被疑者補助票の11種類がある。

刑法犯認知情報票は、原則として、認知をした当日又は翌日中に作成することになっているほか、刑法犯検挙情報票は被疑者供述調書等が作成されているなど細かい内部規定もあるようだ。

警察白書によると、平成23年刑法犯の検挙率は31.2%、筆者が在職中の昭和38年の刑法犯の検挙率は63.0%である。

その頃の警察官の数は現在のほぼ半分だった。しかし、検挙率は倍だ。

検挙率が半減した理由は、警察の捜査を取り巻く環境が厳しくなったのか、警察官の捜査能力が低下したのか、それとも、昔の数字がデタラメだったのか。

おそらく、いずれも該当するのだろう。

筆者の在職中も、犯罪統計は現在と同じように犯罪統計原票で行われていた。

犯罪を認知したときには、被害届を受理した警察官が「認知票」を、検挙した警察官が「検挙票」と「被疑者票」を手がきで作成し、当時の防犯課の統計係に提出、担当者が1ヶ月分をまとめて警察本部に送付、警察本部が集計して警察庁に報告していた。

当時の現場では、架空の原票を「カラ原票」と呼び、原票の虚偽作成は日常的に行われていた。

目的はその警察署の検挙率、つまり検挙実績が上がっているように見せかけるためだったが、特に、年間2回ほど行われる「盗犯捜査強化月間」の際には集中的に行われた。

筆者が、ある警察署の署長を務めていたときのことだ。

刑事課長に原票の不正作成を止めるよう指示したところ、その警察署の窃盗事件の検挙実績は全道の警察署の最低レベルに落ち込んだことを記憶している。

その刑事課長は、警察本部の担当者からどうして実績が下がったのかと詰問されたようだ。当時の捜査員たちは捜査を怠っていたわけではない。休む間もなく捜査をしてくれた。

それでも窃盗事件の検挙率は10%にも満たなかった。

こうした私の原票不正作成禁止の指示は、私の転勤後は撤回されたと聞いた。

私だけではなく、多くの警察OBが検挙率には水増しがあったと証言している。

最近退職したばかりの盗犯捜査を担当していた捜査員に聞いてみると、刑事課長が目標とする検挙率を設定して、毎月の検挙率が平均的になるように調整しながら、原票作成を操作していたという。具体的には以下のとおりだ。

- ① 被害届のあった事件の発生(認知)件数を抑える(認知票を出さない)
- ② 逮捕して余罪を自供している被疑者に、同じような手口の未解決事件を背負わせる(虚偽の検挙票と被疑者票を作成する)
- ③ 余罪を多数自供した被疑者の事件を月間に備えて検挙原票を温存する(月間のノルマ達成)

この捜査員の話が真実なら、北海道警察でもごく最近まで、今回の新潟県警のケースと同じようなことが行われていたことになる。

かつて、日本警察は高い検挙率を誇り、世界に冠たる警察などといわれた時代もあったが、その数字もこうしてつくられていたとしたらお笑いだろう。

窃盗の検挙率だけではなく、交番の警察官の職務質問の数字、特別法の検挙件数、暴力団の検挙人員、指名手配被疑者の逮捕件数など、様々な業務で虚偽数字がまかり通っていたのだ。

警察白書によると、平成 23 年中の窃盗事件の検挙率は 27.0%、この中には当然のことながら新潟県警の検挙件数も含まれている。

ついでながら、冤罪事件や誤認逮捕した事件、警察庁が不起訴処分にした事件も検挙票が作成されているはずだ。

この新潟県警の検挙件数の水増しは、警察の統計数字が如何にデタラメかを白日にさらしたものだ。そんな数字でつくられた過去の警察白書の記述も怪しいものだ。

公文書の偽・変造は警察の歴史

警察職員による公文書の偽・変造は、単なる個人の“倫理の欠如”では片付けられない問題だ。警察組織が長年にわたって続けてきた警察の体質とも言える問題なのだ。

既に国民から忘れられようとしている警察の裏金システム。

そのルーツは、戦前の特高警察にあるという説があるくらいその歴史は古い。
戦後に最初に裏金が発覚したのは、昭和 35 年の島根県警だ。
そして、最後は平成 22 年の山形県警だ。
実にこの間、多くの都道府県警察で裏金作りが発覚している。
なかには 2 回以上発覚した警察もある。
その裏金作りの本質こそ、公文書の偽・変造だった。
現場の警察官がニセ領収書を作り、会計担当者等が虚偽の会計書類を作る。
こうした行為が、ごく当たり前のように長年にわたり行われていたのだ。
現行刑事訴訟法が施行されたのは昭和 24 年だ。
それ以降、財田川事件等数多くの冤罪事件が発覚している。平成になっても同じだ。
志布志事件、氷見事件、ごく最近では布川事件(昭和 42 年 8 月の茨城県で起きた強盗殺人事件)、
大阪母子殺人・放火事件もある。
東京電力OL殺人事件の再審開始も決まるなど、再審請求も目白押しだ。
こうした冤罪事件の多くは、刑事司法の入り口に位置する警察の犯罪捜査、とりわけ自白の強要、
誘導等による取調べに問題があったと指摘されている。
取調べの結果を記述した供述調書は、取調官の作文だと揶揄され、その信用性が争われた。被疑
者の取調べだけでなく参考人調書の取調べでも同じようなことが問題になったケースも多い。
こうした取調べの過程で作成された公文書である供述調書も虚偽公文書である。
そして、多くの冤罪事件では虚偽の捜査報告書も作成される。
警察のお家芸とされる犯罪捜査でも、こうした公文書の偽・変造行為が当然の如く行われて来たの
だ。

警察は何のために存在するのか

警察は「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため」(警察法第 1 条)に「個人
の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その
他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」(警察法第 2 条)とある。

ところが、警察はいわゆるノルマという合理的な根拠のない目標数値の達成に汲々とし、達成手段そのものが目的になってしまっている。

そして警察の現場に、法の執行機関であるのに拘らず“目的のためには手段を選ばず”という風潮を生み出したのだ。

折から、新潟県警では、警察署長が部下の不祥事(警察手帳紛失)の隠ぺい責任をとって自殺するという事件が起きている。

最近の不祥事の特徴は警部、警視クラスにまで及び、一層深刻化している。

こうした事態を打開するためには、この際、警察は何のために存在するのか、警察の原点に戻る方策を真剣に考える必要がある。

それが無い限り、警察職員の不祥事は永遠に続き、警察は国民の信頼を失い続けるだろう。



2012(平成24). 8. 15(水) **泥沼の警察官等の不祥事**

道警は全国第2位、それでも責任者の警務部長はご栄転

平成24年8月9日、警察庁は今年上半期の全国の警察官等(一般職員を含む。以下同じ)の懲戒処分状況を発表した。

それによると、今年1~6月の懲戒処分を受けた警察官等は、前年同期より39人多い205人で、9年ぶりに200人を超えた。都道府県警別では、警視庁が28人で最も多く、道警が22人、大阪府警が15人と続いている。

ちなみに、昨年1年間も道警で懲戒処分を受けた警察官等は31人、警視庁に次いで全国第2位だった。

警察庁によると、懲戒免職は前年同期の 16 人からほぼ倍増の 31 人。

停職は 52 人(12 人増)、減給は 77 人(19 人増)、戒告は 45 人(7 人減)だった。

理由別では、窃盗や詐欺、横領などが 52 人(19 人増)。

飲酒による信用失墜行為や異性関係が 36 人(8 人増)、公金や公文書の紛失、公文書偽造が 29 人(21 人増)など(8 月 9 日 読売新聞から)。

道警の懲戒処分の内訳は、免職が勾留中の容疑者に携帯電話を使わせていた男性巡査ら 4 人で、停職が 8 人、減給が 4 人、戒告が 6 人だった(8 月 9 日北海道新聞から)。

警視庁の定員は道警の 4 倍、道警の不祥事は定員当たりでは全国ワースト 1 だ。

そして 6 月以降も、ハイペースで増え続けている。

全国で不祥事に絡む逮捕者も 42 人に上った。

懲戒処分者のうち監督責任を除く 199 人を階級別にみると、警部以上の幹部が 30 人と全体の 15% を占めた。

年代別では、50 代以上が 64 人と最多だったほかは、年齢による大きな偏りはなかった(8 月 9 日 時事通信社)。

泥沼化する警察不祥事等

警察本部長等のキャリア警察官僚が絡む相次ぐ不祥事をきっかけに民間有識者による警察刷新会議の「警察刷新に関する緊急提言(平成 12 年 7 月 13 日 策定)」が示され、警察庁は全国の警察に警察改革を指示してきた。以来 12 年の歳月が流れたが、警察職員の不祥事は増加傾向に転じその内容も悪質化している。

加えて、冤罪事件など犯罪捜査を巡る不手際も後を絶たないなど、警察のお家芸とも言うべき犯罪捜査への国民の信頼は低下するばかりだ。

6 月以降も全国的に警察官の不祥事が続いている。

長野県警の 2 人の巡査部長が、警察OBの探偵業者に車両使用者の情報を漏らしたとして愛知県警に地方公務員法(守秘義務)違反で、福岡県警の警部補が暴力団関係者に便宜を図った見返りに現金を受け取ったとして収賄容疑で、大阪府警の巡査長が海水浴場で少女を強姦した疑いで、およ

そ警察官とは思えない犯罪で次から次へと逮捕されている。

北海道でも例外ではない。

不祥事だけではなく、誤認逮捕など捜査を巡る不手際も発覚している。

8月4日夜、札幌市北区のマンションに住む女性が侵入して来た男に刃物で刺されて重傷を負う事件が発生した。

近くでは放火事件も発生しているというが、未だに犯人は逮捕されていない。

付近住民の不安は、募るばかりだ。

ここで、今年6月以降に新聞等で伝えられた記事から道警の警察官の不祥事等をまとめてみよう。

内容は署長等幹部によるセクハラ、痴漢行為、現場の警察官による文書偽造、捜査幹部の指揮不在の犯罪捜査等、道警は警察としての体を完全に失っている。

① 千歳市内で今年7月、飲食店従業員の女性に対する強姦の疑いで千歳署が逮捕、送検した男性陸上自衛隊隊員(33歳)を札幌地検が8月6日処分保留で釈放したが、起訴される可能性は低い。弁護士は「女性の言い分だけをうのみにした不当逮捕で男性の名誉が傷つけられた」と批判している(8月27日 北海道新聞)。

② 斜里署の署長(警視56歳)が、今年7月酒席で同席した女性にセクハラ行為をした疑いがあることが発覚、道警は、同署長を更迭し、8月10日付で道警本部警務部付に異動させ事実関係を調査している(8月10日 読売新聞)。

③ 羽幌署の男性巡查部長(30歳代)が猟銃の所持許可証を不正に交付したとして、有印公文書偽造、同行使容疑で書類送致された事件で、道警は直属の上司だった警部補の係長を停職3ヵ月、警部の課長を減給1ヶ月の処分にした。

巡查部長は停職6ヵ月の処分(8月9日北海道新聞)。

④ 道警は8月3日、札幌市の繁華街ススキノの路上で女性の下半身を触ったとして、北海道迷惑防止条例違反の疑いで、高速道路交通警察隊の警部(55歳)を逮捕した。

逮捕容疑は2日午後10時55分ごろ、札幌市中央区南4条西3丁目の路上で、同市白石区の無職女性(28歳)の下半身を手で触った疑い(8月3日産経ニュース)。

⑤ 道警に窃盗事件の容疑者と誤認され、家宅捜索などで精神的苦痛を受けたとして、札幌市豊平区の清掃業の男性(46歳)が、7月4日、道を相手取り150万円の損害賠償を求めて旭川地裁に提訴

した。

訴状によると、男性は深川市の市営住宅で昨年12月15日に起きた窃盗事件の容疑者として、深川署に自宅を家宅捜索されたが、砂川署は裁判所への捜索令状の請求に際し、市営住宅の防犯カメラの画像を男性の父親に見せ、捜査員が本人と認めるよう繰り返し問い詰めたため、書類に署名したとしている。

男性は「父は防犯カメラの画像が不鮮明だったため、息子でないと否定した。捜査員の強要で違法な捜索令状が取得された」と訴えている。

深川署は「捜査中の個別の事件についてコメントできない」としている(7月5日 毎日新聞)。

⑥ 釧路市で99年に自殺した根室市の男性(当時39歳)について、道警が家出人捜索願と遺体との照合をせず、今年1月まで13年、身元が特定されていなかったことが13日、道警根室署への取材で分かった。

同署は、手続きに問題があったとして家族に謝罪した(7月14日 毎日新聞)。

⑦ 札幌市白石区で6月、覚せい剤取締法違反容疑で緊急逮捕された被疑者が、約9時間半にわたり逃走した事件で、道警は25日、被疑者の監視が不十分だったとして、札幌中央署刑事課に所属する30代の男性警部補を戒告の懲戒処分とするなど、同課の捜査員4人を処分した(7月26日 北海道新聞)。

⑧ 逮捕・勾留中の男に携帯電話を渡したなどとして、道警は7日、札幌手稲署の元留置管理課の男性巡查(30歳)を懲戒免職処分にしたと発表した。

同日付で巡查を犯人隠避幫助(ほうじょ)容疑で札幌地検に書類送検。

当時の署長ら上司4人も、本部長訓戒などの処分にした(6月8日朝日新聞)。

⑨ 帯広署は、道路交通法違反(代行運転自動車の無免許運転)容疑で誤認逮捕があったと発表した。5月29日に十勝管内の40代男性を逮捕した後に別人と分かり、約11時間後に釈放した。これに関連し、同署は、同市内の会社員(42歳)と、同市内の代行運転業(44歳)を、道路交通法違反(代行運転自動車の無免許運転及び無免許運転の下命)の疑いで逮捕した(6月5日 十勝毎日新聞)。

不祥事対策の責任者はご栄転

道警の不祥事が泥沼化している中で、8月7日付けで不祥事対策の責任者大賀真一警務部長は、警察庁刑事局捜査1課長にご栄転した。

大賀警務部長は、昨年8月に着任、12月9日には警察本部長名で「所属長の強力なリーダーシップを発揮した非違事案の防止について」なる通達を出している。

今年春の定期異動では、不祥事防止のため監察官室の体制を従来の3班12人から4班16人に増員し警察署への巡回指導を強化したという。

また「上意下達では必ずしも全員に浸透しない。職員に不祥事の防止を自らのこととして考え、実行してもらおう」としていた。

こうした対策は、何の効果も無かった。

それどころか、道警の不祥事は警視等幹部クラスにまで広がり止まるところを知らない。

警部が痴漢の疑いで逮捕されたり、署長のセクハラ事案が発覚している。

それでもキャリア警察官僚は、ご栄転する。

不祥事対策の責任者である警務部長が、広大な北海道に展開している全道69警察署とその下にある交番や駐在所の実態、道警で勤務する11,790人の警察官等の思いなどをどの程度知っていたのか甚だ疑問だ。

その後任者の楠芳伸警務部長は、着任の記者会見で「道民の信頼を得ながら、一人一人が誇りと責任感を持って業務に当たることが重要。頼もしい組織を目指したい」と強調した(8月10日 北海道新聞)。

警察キャリア官僚らしい、いかにも”ノー天気”な着任の挨拶だ。

現場を知らない警察キャリア官僚が支配する道警、こんなことでは道警の不祥事は当分続くだろう。

警察庁は、懲戒処分を受けた警察官等が平成12年の警察改革以降、最多となったことについて「数も質も悪化しており、精神が弛緩(しかん)している」と危機感を募らせているという。(時事通信)

”精神が弛緩“しているのは、現場の警察官ばかりではあるまい。

不祥事対策の責任者がネコの目のように変わる警察庁の人事、責任をとらない警察キャリア官僚の姿、現場の実態を知らない上層部、こうした上層部の姿を現場はしっかりとみている。

現場への締め付け一辺倒の不祥事防止策、戦々恐々とする現場の幹部たち、萎縮する現場の警察

官、市民の目フォーラム北海道の相談BOXにはこうした現場の声が多数寄せられている。

警察庁もこれまでの警察改革が”絵に描いた餅”であることを反省して、抜本的な“新警察改革要綱”を考えるべきではないか。



2012(平成24). 8. 1(水) 垂れ流される警察情報

改正暴対法は”絵に描いた餅”に過ぎない

7月20日、愛知県警が捜査していた個人情報の漏えい事件に絡み、長野県警松本警察署地域課の巡查部長(60歳)と同須坂署地域課巡查部長(50歳)が、車両の使用者の個人情報を漏らしたとして、地方公務員法違反(守秘義務違反)容疑で逮捕された。

この事件では、探偵業者の長野県警のOB(60歳)も同法違反を唆した疑いで逮捕された。

2人の巡查部長とこの警察OBとは10数年前に同じ警察署で勤務したといい、警察OBが現職時代に培った人間関係を利用して、個人の犯罪履歴等の漏えいを持ち掛けるケースは、今も昔も変わらないことが明らかになった。

一連の事件の発端は、暴力団捜査を担当していた愛知県警の警察官の自宅や携帯電話にかかってきた脅迫電話だったとされる。

これまで愛知県警は、司法書士事務所の経営者らを戸籍法違反などの疑いで逮捕。

6月には、横浜公共職業安定所(ハローワーク横浜)の非常勤職員らによる国家公務員法違反(守秘義務違反)事件、続いて、ソフトバンクの携帯電話販売代理店の元店長の不正競争防止法違反(営業秘密侵害など)を摘発している。

一連の事件では、愛知県あま市の調査会社が鍵を握っていることが判明していた(7月21日毎日新聞から)。

この愛知県警では、7月27日、警視が副署長時代に部下に指示して虚偽の内部書類を作成したと

して書類送致され退職、さらに、警察署の巡査部長が覚せい剤を使用したとして逮捕された。

長野県警のことを笑ってはいられまい。

一方では、7月25日、福岡県警の警部補が暴力団関係者に捜査情報を教えるなどした見返りに現金数10万円を受け取ったとされる疑惑で、福岡県警が収賄の疑いで福岡東署刑事2課の警部補(49歳)を、職業不詳の男性A及びB(いずれも31歳)を贈賄の疑いで逮捕した。

逮捕容疑は、警部補は今年3月下旬、恐喝事件に関与したとして県警に調べられていたAが逮捕を免れるよう相手との示談を助言、福岡東署の刑事1課捜査員に「知り合いだから何とかならんか」と働き掛けるなどの便宜を図り、A及びBから謝礼として現金10万円を受け取った疑い。

県警によると、この恐喝事件は示談が成立、被害届が取り下げられ立件されなかった。

捜査員は、中村容疑者の働き掛けを断ったという。

捜査関係者によると、A、Bは指定暴力団工藤会(北九州市)の関係先に出入りしていたという。

逮捕前の任意の聴取に警部補は、「2人は捜査協力者で暴力団関係者という認識があった。何とかならんかと頼まれ、何とかしたかった」と説明。

「現金は署内で受け取り、一部は借金返済に充てた。

「もらってはいけないものをもらってしまった」と話したという。

警部補は住宅ローンやパチンコなどで約4千万円の借金があったという(7月26日 西日本新聞から)。

北海道警も例外ではない。昨年2月 捜査で知り得た個人情報を知人に漏らしたとして、道警組織犯罪対策課の警部補(当時55歳)と、知人で元風俗店経営(当時45歳)が地方公務員法違反容疑(守秘義務違反など)で逮捕されている。

この問題では、北海道警は元風俗店経営者から接待を受けていたなどとして、警部2人を含む6人を停職などの懲戒処分にした。

このほか、監督上の責任を問われて、道警本部長以下警視正、警視あわせて20人が戒告などの処分を受けた。

なお、北海道警の暴力団事件捜査を担当する捜査第4課統括官の警部(当時50歳)が自殺している。

暴力団情報が取れない警察

全国的には、暴力団による対立抗争や発砲事件は減少傾向にある。

警察白書によると、平成 22 年中の対立抗争事件の発生はなく、銃器発砲事件の発生件数は 35 件と前年より 1 件 (2.9%) 増加したものの、死傷者数は 17 人と、3 人 (15.0%) 減少した。

このうち、暴力団等によるとみられるものは 17 件と、全発砲事件の 48.6% を占めている。

都道府県別の発生状況をみると、東京都での発生が全体の 25.7% を占めており、7 件以上の発生があったのは、東京都 (9 件) 及び福岡県 (8 件) であった。

10 年前の平成 12 年の銃器発砲事件は 92 件、対立抗争事件発生は 16 件、これによる死傷者 9 人だったから平成 22 年には大幅に減少していることになる (平成 23 年警察白書)。

ところが、福岡県では昨年から 22 件の発砲事件が起きている。

このうち被疑者が逮捕されたのは 2 件、暴力団排除に取り組む市民や企業が襲われる事件もこれまで 40 件以上も起きているが、被疑者が逮捕されたのは 2 件だけだという。

今年 4 月には北九州市で、長年にわたり指定暴力団工藤会の取り締まりを担当していた福岡県警の元警部がけん銃で狙撃され重傷を負うという事件が起きた。

この事件も解決したとは聞かない。福岡県警では続発する暴力団によるとみられる事件を検挙できない、抑止できないという状況が続いているようだ。

加えて、福岡県警の警部補が暴力団関係者に捜査情報を教えるなどした見返りに現金を受け取ったとされる疑惑が発覚するに及んでは、福岡県警は弁解の余地もあるまい。

市民が「これ以上警察に協力できない」という声も出かねない。

警察はどうして暴力団事件を検挙できなくなったのか。

その最大の要因は、暴力団事件の情報を取れなくなったからだ。

指定暴力団山口組側は、警察組織への強硬姿勢を強め、弘道会は「警察官に会わない」「情報を出さない」「事務所に入れぬ」という「3 ない主義」を徹底しているという。

工藤会は、山口組とは友誼関係にはないと聞いているが、好戦的で警察に対しては対決姿勢を露

わにしているようだ。

しかし、構成員は600人前後、1万人の体制の福岡県警が、この程度の暴力団がかかわる事件を検挙できないのは情けない話だ。

まさに、警察は工藤会に”手も足も出ない”ということだ。

平成23年4月、山口組六代目組長が府中刑務所を出所、警察は組長復帰を受けて弱体化した組織強化など山口組の活動が活発化する恐れがあるとして、出所後の動向に警戒を強めるとしていた。

北海道警はその山口組六代目組長が、平成23年9月に2泊3日で北海道入りした事実を事前に知らなかったようだ。

情報によれば、同組長を受け入れたのは旭導会(旭川市に本拠を置く六代目山口組の2次団体)で、その後を福島連合(札幌市中央区に本拠を置く六代目山口組の3次団体)が引き継いだという。

この情報を事前にとれなかったことについて、北海道警刑事部の組織犯罪対策課は相当なショックを受けたようだが、北海道警だけではなく、兵庫県警等関係の府県警察も情報がとれなかったに違いない。

北海道警だけではなく、総じて、警察は組織犯罪に弱い。

オウム真理教による一連の事件は、その弱点を露呈したものとみることができる。

そのため捜査も後手後手を踏むことになった。

しかも、警察側の情報が相手方に漏れていたことも明らかになっている。

情報が無ければ、相手組織の実態すらつかめず、効果的な対策を打つことはできない。

ましてや、警察の情報が相手側に漏れいしているとなれば事件検挙等はおぼつかない。

情報収集・管理システム不在、

長い間、暴力団の事件の捜査では、警察は彼らと一定の関係を維持しながら情報を取り、暴力団の抗争事件があれば、暴力団側の幹部に指示しけん銃と実行行為者を差し出させるというやり方で捜査をしてきた。

いわば慣れ合い捜査が警察のやり方だった。

情報収集も刑事個人の力量に任され、座っていても情報が転がり込んでくるような情報網を持っている刑事が有能な暴力団刑事とされていた。

それは逆に言えば、刑事警察には組織的な情報管理システムが無かったことを意味している。

しかも、協力者(スパイ～S)を獲得するために使うべき捜査費(捜査用報償費)が全て裏金に回されていた。

そのため犯罪捜査の現場では”情報を金で買う”という発想は育たなかった。

そこに生まれてきたのは暴力団とのある種の取引であり、警察官と暴力団の癒着であった。

暴力団側が警察との対決姿勢を強めている現在、現場の刑事たちの間には、情報入手のため暴力団関係者に接触して癒着を疑われることを危惧し、暴力団情報入手に消極的な風潮もあるという。危ない橋は渡らないという訳だ。

都道府県警察の本部暴力団犯罪捜査担当課等の刑事警察官に対する調査では、93.0%の刑事警察官が、暴力団犯罪の捜査は困難だと感じていると回答している。

その理由は、「犯罪が潜在化しがちで事件に端緒をつかむのが困難」(65.3%)、活動実態が不透明化し、上位者の関与等の実態解明が困難」(61.0%)、「犯罪手口の多様化・高度化で捜査内容が複雑化」(50.7%)等としている(平成20年版警察白書)。

協力者と情報の組織的な管理には、様々な難しい問題もあることも事実だ。

捜査費の運用についても、捜査費を受け取ったスパイ(S)が実名領収書を提出するとも思われな

い。現場の警察官による情報漏えいが続くと、今でも捜査費が本来の目的に沿った使い方ができていないのではないかとの疑いさえも持たれる。

警察がこうした現場が抱える情報収集の問題やその管理の在り方について、抜本的な改革を進めない限り、組織犯罪の情報収集は不可能だ。

このままでは、組織犯罪の摘発はできない。

7月25日、筆者はこの点に関して毎日新聞からコメントを求められたが、以下のように答えた。

(福岡県警の情報漏えいは)県民への裏切り行為で、信頼回復は容易ではないが、警部補個人の資質の問題で終わらせては何の解決にもならない。

警察官による捜査情報漏えいは、以前からある。

情報収集が捜査員個人の裁量に任されている部分が多いため、暴力団と慣れ合う古い慣習が残ってしまっている。

警察が捜査費や捜査報償費を使って情報を買ひ、きちんと管理するシステムが構築できていないことが背景にある。

組織的な情報漏洩なら許されるのか

平成 22 年 10 月 28 日、インターネット上に警視庁公安部外事第 3 課が作成したものとみられる文書が流出した。流出した文書は 100 点以上だ。

文書には、北海道洞爺湖サミット対策会議の内容、国際テロ組織の現状に関する警察の見方、テロリストとの関係が疑われる外国人等の視察対象人物や視察結果、視察対象の施設や視察内容、協力者の氏名、住所、提供された情報内容、イラン大使館職員の給与振り込み状況等のほか、国際テロリズム緊急展開班班員名簿(警視庁 平成 20 年 9 月 12 日現在)なる名称の警視庁の警察官とみられる男性の顔写真入りの名簿、国際テロ対策編成表まで多岐にわたっている。

なかには、警視庁外事第 3 課長名の通達や秘と表示された文書が 14 点含まれているほか、「SECRET Not to be discussed with third countries」なる外国情報機関からのものとみられる文書もあった。

警視庁は、いまだにこの文書が外事第 3 課のものだとは認めていない。

しかも、その流出ルートもヤミに葬られたままだ。

最近、新聞、テレビで警察が暴力団事務所の捜索に入る場面がよく報じられる。

警察が何時、何処を捜索するかは、捜査上の秘密に属する事柄だ。

こうした事実はマスコミに予め知らされない限り、一斉に報道されることはない。

つまり、警察による組織的な情報漏洩である。

これまでも、警察が入手した情報を組織的にリークして、暴力団排除世論を盛り上げようとしたのではないかと疑われるケースがあった。

例えば、

① 平成 23 年 4 月 1 日、日本相撲協会は、大相撲八百長問題で八百長に関与した力士、親方 23 人を引退勧告等、角界から追放するという厳しい処分を科した。

ことの発端は、警視庁の組織犯罪対策第三課(「組対三課」)が摘発した野球賭博事件の過程で押収した携帯電話のメールを、組対三課が警察庁を介して文部科学省に提供したことにあった。

警視庁組対三課は、野球賭博の捜査で差し押さえた携帯電話の内容の一部に八百長相撲に関するやりとりを見つけて、警察庁を通じて文科省に提供したのだ。

当初政府は、警視庁が文科省に情報提供したことの法的根拠は、国家行政組織法第 2 条だと説明された。

この法律は、国の行政機関の大枠を説明しているだけで、具体的な権限をこの法律から引き出すことはできない。

こんなことは、行政法の基礎知識中の基礎だ。

その後は、刑事訴訟法第 47 条だと言い替えた。野球賭博事件の捜査で入手した八百長データを横流しすることは、公務員法(守秘義務)違反にならないのか。

② 平成 23 年 8 月、タレントの島田紳助さんが東京都新宿区の吉本興業東京本部で記者会見し、突然の引退を発表した。

引退の理由は、知人を介して暴力団関係者にトラブルを解決して貰ったことをきっかけに、暴力団関係者と交流を続けていたことが明らかになったためだという。

この問題でも、平成 19 年 6 月 8 日付の大阪府警捜査第 4 課長あての捜査報告書「被疑者渡邊二郎の携帯電話に対する解析結果の入手及び精査結果について」に添付されていた 106 通のメールが何らかのルートで吉本興業側に渡ったらしい。

何故、捜査報告書が流出するのか。

これも警察の暴力団排除世論の盛り上げの工作とみるのは、うがち過ぎか。

警察庁は暴力団情報について、暴力団による危害を防止し、その他社会から暴力団を排除するという暴力団対策の本来の目的のために活用することも当然必要であるとして、全国の警察に「暴力団排除等のための部外への情報提供について」(平成 23 年 12 月 22 日 警察庁刑事局組織犯罪対策部長)なる通達を発し、一定の条件の下で、暴力団員かどうか等に関する情報を提供するとしている。

警察官個人の情報漏えいは厳しくその責任が追及されるが、その一方ではこうした組織的な情報漏えいは合法とされるか、不問に付される。

こうした情報管理に関する警察の組織的な対応は、警察内部、特に現場における捜査情報の秘匿、情報管理の厳格さに関する基本的なあり方を曖昧にすることになってはいないか。

福岡県警の幹部は「膿を出し切る」と誓ったというが、この問題を単なる現場の警察官の個人的な問題として処理することなく、警察全体の情報管理の姿勢を含めて解決策を検討すべきだろう。

折から、指定暴力団のうち特に危険な暴力団を「特定暴力団」に指定するなどとする改正暴力団対策法が、7月27日、衆議院本会議で可決、成立した。

都道府県暴排条例の制定といい、相次ぐ暴力団壊滅を目的とする暴力関係法令の制定でも暴力団の壊滅は実現していない。

警察庁はこの暴対法の改正で、指定対象に工藤会(北九州市)も想定しているという。

果たして福岡県民は、福岡県警の暴力団対策に協力するだろうか。

暴力団に情報を流すような警察には、危なくて協力できないのは当たり前だ。

県民の協力がなければ、改正暴対法は”絵に描いた餅”に過ぎない。



2012(平成24). 7. 15(日) 捜査の下手際が続く北海道警

安易な監視カメラ映像の利用、謝らない警察

昨年10月7日、北海道警(道警)が殺人容疑で逮捕した不動産会社経営の女性Aさん(62歳)を札幌地検が処分保留で釈放した。

札幌地検は「起訴するに足る証拠がなかった」と説明した。

そしてマスコミも、Aさん逮捕を大々的に報道した。

殺人の容疑をかけられたAさんが被った様々な被害は、取り返しが見つからない。

我が国には、推定無罪の原則はないと同じだ。その責任はどこにあるのか。それだけではない。道警が、未だにAさんに対する捜査を続けているという。

別件逮捕でもしようというのか。これはAさんに対する人権侵害ではないかとの批判の声が当フォーラムにも寄せられている。

不祥事続きの道警、その道警による捜査の下手際が次から次へ露見している。

6月28日、札幌中央署の捜査員が、覚せい剤使用の疑いで男を逮捕した際、男の車を捜索中に、隙をみて車に乗り込んだ男にそのまま逃走された。

男はその日の夕方には逮捕されたが、捜査員は逮捕した男に手錠も掛けず、男の動きを監視していなかった。

逮捕現場にいた6人の捜査員は、いずれもベテランだったというが「被疑者は逃げる、自殺する、反撃する」これは容疑者を逮捕したときの警察官の心構えのいろはの”い”だ。

6人の捜査員は、この捜査の基本を守っていない。

道警はたるみきついていると言われても仕方があるまい。

それとも、道警のベテラン捜査員のレベルはこの程度なのか。

そんな中、今度は道警の違法な捜索で損害を受けたとして道警が市民に訴えられた。

(以下、引用)

道警に窃盗事件の容疑者と誤認され、家宅捜索などで精神的苦痛を受けたとして、札幌市豊平区の清掃業、■■■■さん(46歳)が4日、道を相手取り150万円の損害賠償を求めて旭川地裁に提訴した。訴状によると、■■■さんは、深川市の市営住宅で昨年12月15日に起きた窃盗事件の容疑者として、深川署に自宅を家宅捜索された。

裁判所への捜索令状の請求に際し、同署は市営住宅の防犯カメラの画像を■■■さんの父親に見せ、捜査員が本人と認めるよう繰り返し問い詰めたため、書類に署名したとしている。■■■さんによると、窃盗事件のあった市営住宅には約半月後に仕事で清掃をしに行ったことはあったが、それ以外に訪れたことはなかったという。

■■■さんは自宅を捜索された今年4月12日、札幌豊平署で任意の事情聴取を受けたが、1週間後

に弁護士を通して容疑者ではないことを確認したという。■■さんは「父は防犯カメラの画像が不鮮明だったため、息子でないと否定した。捜査員の強要で違法な搜索令状が取得された」と訴えている。

深川署は「捜査中の個別の事件についてコメントできない」としている(7月5日毎日新聞朝刊)。

この記事が事実なら、いくつかの捜査上の問題等を指摘できる。

1 安易な監視カメラ映像の利用

最近、防犯(監視)カメラが至るところに設置され、その映像が頻繁に警察の犯罪捜査に利用されている。

先般のオウム真理教元信者の逮捕劇でもその映像が、無原則にマスコミに提供された。

記事によると、窃盗事件の容疑者と誤認されたとあるだけで、誤認の具体的な内容は明らかにされてはいないが、市営住宅の防犯カメラの映像が窃盗事件の犯人割り出しに利用されたようだ。

おそらく、窃盗事件の発生時間帯前後の防犯カメラ映像を提出させ、それを使って捜査した結果、

■■さんが浮上したのだろう。

それだけで、深川署は■■さんを容疑者と決めつけた。

安易な監視カメラ映像の利用の典型的なケースだ。

この映像を市営住宅を管理する市がどんな手続きで警察に提供したのかは分からないが、無原則な警察への映像提供が事件とは無関係な市民の人権を侵害したとしたら問題だろう。

防犯カメラの管理者の責任も明らかにするべきだ。

我が国には、監視カメラの設置基準や映像の保存期間、捜査協力での映像提供の条件などに関する法律はない。

そうした中で、こうした警察による防犯(監視)カメラ映像の濫用が行われている。

このケースは、その具体的な事例だ。早急な法規制が必要だ。

2 幹部も是認？違法な搜索令状の請求

捜査のため搜索・差押が必要なときには、裁判官に搜索・差押令状を請求しなければならない。

この令状を請求ができるのは、警部以上の指定された警察官(司法警察員)で、警察署長に報告しその指揮を受けなければならないとされている(犯罪捜査規範第 137 条)。

ところが、裁判官が搜索・差押・検証令状の請求を却下するのは、請求件数 219,516 件うち却下件数 43 件 0.019%に過ぎない(平成 22 年司法統計)。

つまり、警察が搜索・差押令状を請求すれば、ほぼ間違いなく発付される。

こうした裁判官の令状発布審査が、形式化していることを奇貨としているのか、警察の搜索・差押令状の請求はかなり杜撰だ。

杜撰というより意図的に虚偽公文書まで作成して令状を請求することが、常態化している疑いがある。

建前としては、個人のプライバシーを侵害するおそれのある搜索・差押に慎重を期すため幹部がチェックをすることにはなっているが、幹部もこうしたことを知りながら是認している可能性がある。

こうした捜査におけるコンプライアンスの欠如こそが、冤罪が絶えない最大の理由だ。

3 参考人供述調書のねつ造は犯罪行為

搜索、差押、検証又は身体検査の令状を請求するに当たっては、被疑者供述調書、参考人供述調書、捜査報告書その他犯罪の捜査のため当該処分を行う必要があることを疎明する資料を添えて行わなければならない(犯罪捜査規範第 139 条)。

記事によると、事実と異なる書類が作成されそれに無理に署名させられたとしている。

この書類は、参考人供述調書だろう。

供述調書は供述人の供述が、一字一句そのまま記載されているのではない。

取調官が、自分の主観を交えて書いた作文に過ぎない。

警察にとって都合のよい内容になりがちだ。

令状請求のために、意図的にそうした供述調書が作成されることはよくあることだ。

単なる捜査上のうっかりミスではない。

虚偽公文書の作成罪にも該当しかねない違法な捜査だ。

相次ぐ冤罪事件の発覚で、被疑者の取調べに際して、全面的に録音・録画することが求められてい

るが、多くの冤罪事件ではこの参考人供述調書に虚偽記載があったことが指摘されている。

参考人供述調書の可視化も必要だ。

取調べを受ける側も、事実と反する内容の供述調書に安易に署名押印してならない。

それは、警察の違法捜査に協力することであり、冤罪事件の共犯者になることだ。

4 警察の訴訟対策と隠ぺい体質

このところ、警察官の職務執行を巡る国賠訴訟事件が増えている。

記事によると「深川署は捜査中の個別の事件についてコメントできないとしている。」とある。

この理屈は、捜査は秘密裡に行うべきものだからコメントできないということなのだろうが、本来は深川署長が非を認めて謝罪するべきだ。

しかし、警察が被告となる訴訟では、現場の深川署に当事者能力はないのだ。

全てその対応は、警察本部長の指揮の下に決められる。

警察を被告とする国賠訴訟では、監察官室が中心となって組織的に訴訟対策が練られる。

警察の不利になる文書は証拠として提出されないし、法廷で証言する警察官も組織方針に反する証言はしない。

つまり、違法捜査の真相は隠ぺいされる。

そこには反省などはない。厚顔無恥と言わざるを得ない。

被告 12 人全員が無罪になり警察のデッチ上げだとされる志布志事件、別人が真犯人だった氷見事件、いずれも全国的に注目を集めた冤罪事件だが、その国賠訴訟でも被告の警察側は違法捜査を認めていない。

捜査の責任の所在を明らかにする事件指揮簿等の重要な文書は、ほとんど開示されない。

折から、最高検察庁が、被疑者の取調べの可視化の試行について結果を公表した。

警察も検察も取調べの全面可視化には消極的だ。

相次ぐ冤罪事件で警察の捜査に対する信頼は失われる一方だ。

加えて、謝らない警察、その隠ぺい体質、そのことこそ警察が市民の信頼を失う最大の要因であり、冤罪が無くならない要因でもある。

警察は全面可視化に反対する前に、こうした違法な捜査の絶無を期し、誤りは率直に認め謝罪するべきだろう。



2012(平成24). 7. 2(月) [北海道警でも「危機認識に問題」](#)

ストーカー相談隠しにみる道警の隠蔽体質とマスコミ

長崎県西海市の2女性殺害事件で、千葉県警習志野警察署の生活安全課長ら12人の署員が、ストーカー事件の被害届受理を先送りし、2泊3日の北海道旅行をしていた事実を隠蔽していた問題については、5月1日[「長崎ストーカー殺人・千葉県警旅行問題から見えるもの」](#)と題してホームページに掲載したばかりだが、同じようなことが北海道警でも発覚した。

ストーカー相談を隠した？北警察署

ストーカー相談女性また…監禁されワイセツ被害(読売新聞 5月15日朝刊)

脅迫文を送られて北海道警札幌北署にストーカー相談をしていた石狩市の20歳女性が、その後連れ去られてわいせつ行為をされていたことが14日、わかった。

同署は連れ去りを把握後、脅迫容疑で男を逮捕。

相談を受けた段階で逮捕に踏み切っていれば、その後の事件を防げた可能性が高く、道警は対応や判断が適切だったか検証している。逮捕されたのは札幌市中央区、無職■■■■容疑者(41)。

■■容疑者は今年2月上旬、元交際相手の女性に対し、「約束破ったら次の行動に移す。子供？親？」という脅迫文を送った疑い。脅迫文を受け取った女性は同署に相談したが、同署は「危害を加えることが明確ではない」として逮捕を見送り、警告措置を取った。

女性は今月上旬、目隠しをされて何者かに連れ去られ、同市内の空き家に監禁されて体を触られた

と同署に通報。

監禁直後、■■容疑者が助けに現れており、同署は■■容疑者が連れ去りに関与したとみて、わいせつ目的略取などの疑いでも調べている。

この記事では触れられてはいないが、この容疑者の男が脅迫文を郵送した疑いで逮捕されたのは10日も前の5月5日であることが、道警が開示した「報道メモ」で明らかになった。

警察署が容疑者を逮捕したときには、記者クラブ加盟各社に対して「報道メモ」なる文書で通知することになっている。

無論、それを記事にするかどうか各社の判断だ。

開示された札幌北警察署(以下「北署」と言う。)の「報道メモ」によると、発表部署北警察署、発表日時5月5日14時59分とあり、副署長(森)、課長(和田)の決裁印が押されている。

件名は「脅迫事件被疑者の逮捕について」で連絡先は、道新、朝日、毎日、読売、NHK、HBCの6社となっている。

内容は、逮捕日時 平成24年5月5日 午前11時46分(通常逮捕)、逮捕場所 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目被疑者宅、被疑者(省略)、被害者 石狩市内居住 20歳代女性、

事案の概要～被疑者は、本年2月上旬ころ、数回にわたって、被害者及び被害者の家族の生命・身体に危害を加える旨の脅迫文を郵送して脅迫したものである。

参考事項～被害者は、別事件で性犯被害を受けていることから、匿名とした。

この「報道メモ」には、被害者の女性がストーカー被害で北署に相談していたとは書いていない。

読売新聞の記者は独自の取材を続けた結果、この女性が北署に相談していたことを14日になって掴んだということのようだ。

この記事の後追いした道新の記事では「15日、道警への取材で分かった」、毎日新聞も「15日、道警への取材で分かった」とある。

警察批判記事は書けない？記者たち

この問題で、北署の広報担当責任者の副署長は、記者らに「隠していたのではない。おたくらがそういう質問をしなっただけ」と答えたという。

記者たちに聞いてみると、この副署長の評判はあまり良くない。

警察にとって、不祥事はマスコミに報道されてはじめて不祥事になる。

「報道メモ」の裏に隠された意図を読売新聞の記者以外が、見抜くことができなかつたとしたら情けない話だ。

報道関係者に聞いてみると、最近のサツ回りの記者たちは、警察から提供される事件・事故の情報に頼り過ぎるきらいがあるそうだ。

道警の元総務部長が提訴した「道警裏金本訴訟」で、当時の道新編集局長が裁判に提出した陳述書で「道警との極めて厳しい関係は続いており、道内各地の警察取材を担当する現場では、事実上の取材拒否に遭うなど苦戦を余儀なくされていました。

～中略～私は道警との不正常な関係を長く引きずることは、取材の現場の精神的な負担を重くし、日常の紙面にも悪影響を及ぼすことから懸念を抱いておりました。」と述べている。

警察から情報提供を受けるために警察の批判記事は書かない、という意識がサツ回り記者の頭の中に無かつたのか。

警察とマスコミは”持ちつ持たれつ”の関係が正常だという意識が、読売新聞以外の記者たちにあつたとしたら問題だろう。

最近のオウム真理教元信者の逮捕劇の報道ぶりをみて、恐ろしさを感じるのは筆者の思い過ごしだろうか。

危機認識に問題があつたと認めた道警

監禁容疑で男を再逮捕 ストーカー相談、対処せず(共同通信 6月4日配信)

札幌・北署は4日、知人女性を監禁、わいせつな行為をしてけがを負わせたなどとして逮捕監禁、強制わいせつ致傷などの疑いで、札幌市中央区旭ヶ丘5丁目、無職■■■■容疑者(41)を再逮捕した。

逮捕容疑は5月3日午前1時ごろ、石狩市の駐車場で同僚だつた石狩市内の20代女性に拳銃のよ

うなものを突き付けて脅迫。女性の車で札幌市中央区の空き家に連れ込んでわいせつな行為をし、軽傷を負わせた疑い。

■■容疑者は、この女性に2月上旬「車に注意してね」などとの脅迫文を郵送したとして脅迫容疑で5月に逮捕、起訴された。

女性は2月中旬、同容疑者からストーカー被害に遭っていると北署に相談したが、同署は脅迫文の発信元を特定できず警告措置を取っていなかった。

北署によると、監禁事件では女性は目隠しをされて連れ去られ、■■容疑者は犯行後、いったん現場を離れ、再び現れて女性を助けたように振る舞っていたという。

同署の調べに「知らない」と、容疑を否認しているという。

逮捕監禁、強制わいせつ致傷などという犯罪は、一步誤れば凶悪事件に発展しかねない極めて危険な犯罪だ。

被害にあった女性の恐怖心は、いかばかりだったろうか。

しかも事前に警察に相談していたのに、警察は守ってくれなかったと思ったに違いない。

一体、北署はどんな対応をしたのだろうか。

道警には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律等に基づく事務の取扱いについて」なる通達があり、ストーカー相談を受理したときには「ストーカー事案調査票」を作成し速やかに警察本部等に報告することになっている。

相談の実態を知るため、道警に「ストーカー事案調査票」の開示を求めた。

道警から開示された「ストーカー事案調査票」はA4で13枚。

署長、副署長、統括官の決裁印があるが、係長印と取扱者はマスキング、「受理年月日」マスキング、「受理方法面接、申出人、被害者」マスキング、「関係者(行為者)」住所、氏名、年齢、性別以外はマスキング、「内容」マスキング、「不安・反復の程度、申出者の意思」マスキング、「処理方針」事件化を検討する。被害者に、通信指令援助システムの登録を促し、有事の際の110番通報を指導した。「援助の有無」無し、「措置経過」「関係者■■■に対して事情聴取を実施した。」とほとんどがマスキングされている。

このように、開示された「ストーカー事案調査票」からは、北署が受けた相談内容やそれに対する対応はほとんど不明だ。いつものことだか、警察は様々な理屈をつけて、不都合な情報を公開しないの

が常道だ。

先の通達では、相談の受理時に「刑法犯等他事件としての対応が必要と認められるものについては、場合によっては検挙という手段を講じない結果として同人の生命、身体、財産に危害が及ぶ可能性があることを理解させ、危険性及び警察の行う保護対策について十分に説明を行い、被害届の提出を積極的に促し事件主管課に引き継ぐこと。」とあるが、どんな説明をしたのか。

さらに、警察本部長等は、つきまとい等をされたとして警告を求める旨の申出を受けた場合、当該行為をした者に対し、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる(法第4条関係)ことになっているが、警告をしたのか。しなかったのか。

道警を管理する北海道公安委員会は、どんな対応をしたのだろうか。

これも議事録を開示するよう公安委員会に請求した結果、5月16日の議事録が開示された。

長澤生活安全部長が「北警察署におけるストーカー事案の対応」について報告した旨の記述がある。

これも5月15日にこの問題がマスコミに報道されたことから、慌てて公安委員会に報告したのだろうが、以下のように北署におけるストーカー事案の対応には問題があったことを認めている。

○ 本事案の概要及び一連の経緯について

○ 本件の問題点

- ・署長への経過報告、刑事課との情報共有に問題があった
- ・重大事件発展への危機認識に問題があった
- ・警察本部による具体的な指導・助言に問題があった

○ 再発防止対策

- ・署長による積極的な指揮、警察本部への報告の徹底
- ・刑事課との一層の連携強化(相談受理時の刑事課長合議)
- ・DV・ストーカー事案の受理一覧表による管理の徹底

本部長が委員の質問に「本事案に関しては、一連の問題点をきっちり確認し、結果を公安委員会等に報告するなど、しかるべき措置をとるつもりである。」と答えている。

ストーカー規制法は、警告等の行政的手法を先行させて、ストーカー行為による危害を防止しようとするものだが、本来、刑法犯罪に該当する脅迫という犯罪事実が認められるときには、直ちに犯罪として、徹底した捜査を行うべきものだ。

事実、道警が脅迫の疑いで逮捕した■■■■は起訴された。

そして、道警は6月4日に強制わいせつ致傷、逮捕監禁、わいせつ略取、強盗、建造物侵入一の5容疑で■■■■を再逮捕している。

北署はストーカー被害の相談を受けながら、被害者が極めて危険で悪質な被害を受けるまで捜査を怠った。

犯罪捜査のプロとして怠慢だった指摘されてもやむを得まい。

幸いなことに、この事件では長崎ストーカー殺人事件のように最悪の事態にはなかったが、北署のストーカー被害に対する甘い判断と対応は、長崎ストーカー殺人事件における千葉県警の対応と全く同じだ。

千葉県警の失態の教訓は、生かされなかった。

警察庁は、こうした恋愛感情等のもつれに起因する各種のトラブルや事件のうち被害者やその親族等に危害が及ぶおそれのある事案への対応について、

「警察署において相談を受けたストーカー事案等への的確な対応について」(平成18年12月27日付け)

「ストーカー事案等男女間のトラブルに起因する事案への的確な対応について」(平成21年8月20日付け)

「男女間トラブルに起因する相談事案への対応について」(平成22年4月21日付け)

と、これまで累次にわたり全国の警察に通達している。

しかし、長崎ストーカー殺人事件は防ぐことができなかった。

長崎事件の発生を受けて警察庁は、平成24年3月5日付で「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応につて」通達している。

この通達は、今回の北署のストーカー事件の進行中に出されている。

それでも、北署の対応は変わらなかった。

何故、警察の現場で同じことが繰り返されるのか。

警察庁は、そのことこそ検証するべきだ。

その直接的な要因は、現場の警察官がこうしたストーカー相談を単なるサービス業務としか認識せず、被害の防止に真剣になって対応しなかったことにあるが、それにもまして、警察の隠蔽体質こそが不祥事が続く最大の要因だ。

今や国民の多くは、警察の無謬性などは信じていない。

警察神話は、とうの昔に崩壊しているのだ。

警察幹部は、このことを強く認識するべきだろう。

道警は、この問題についての検証結果を公表するべきだし、報道各社はそれを道民に知らせる義務がある。



2012(平成24). 6. 15(金) オウム真理教元信者の追跡捜査に見る監視社会

オウムに完敗した日本警察

監視カメラを巡る問題については、このホームページでも「野放図に広がる監視社会」(平成23.10.10)と題して掲載したが、このところ地下鉄サリン事件で指名手配されているオウム真理教元信者の映像が、新聞、テレビで連日のように公開されている。

いずれも、信用金庫、勤務先の会社事務所、コンビニ、ショッピングセンター等に設置されていた監視カメラの映像だ。

5月24日、東京メトロ副都心線渋谷駅では、男性が刃物で刺された事件で被疑者が逮捕された。

この事件でも、被疑者が逃走の際に 通った駅などにある 120 台以上の監視カメラの映像を警視庁が解析し、その一部を公開したことが逮捕の決め手になったとされる。

今年1月にも指名手配されていたオウム真理教元幹部が警視庁に出頭し逮捕されたが、JR品川駅の監視カメラに出頭前の映像があったと報じられている。

品川駅といえば、1日平均32万人以上が利用するマンモス駅だ。

国土交通省によると、監視カメラは、平成23年3月末現在で、全国の駅(JRや地下鉄など)に計5万6,000台が設置されているという。

警察は不特定多数の人が利用、通行している場所に無数に設置されている監視カメラが写した膨大な映像の中から、極めて短時間のうちに該当する人物の映像を割り出している。

どうやって特定したのだろうか。とても手作業によるものとは思えない。

警察白書によると、三次元顔画像識別システムというものがあるそうだ。

「防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像と、別に取得した被疑者の三次元顔画像とを照合し、個人を識別するものである。防犯カメラの普及とあいまって被疑者の犯行を裏付ける有効な捜査手法となっている。」とある。

顔認証は、一部のスマートフォンのロック解除、成田空港などの国際航空での犯罪者の入国防止にも広く利用されている技術だ。

現在の警察の犯罪捜査では、地取り・聞き込みといった人からの情報入手に代わって監視カメラの映像を入手する手法が当たり前のように行われている。捜査の機械化である。

現場の捜査員は、手数がかかる聞き込み等よりも監視カメラの映像の入手に血道を上げる。

そのため、捜査員の情報入手技能も低下する。捜査協力者もいない。

当然の結果、監視カメラが設置されていない場所で起きた事件では情報がとれない。

いずれは逮捕されるのだろうが、逃走中の元信者は監視カメラの映像から姿を消した。

未だに、その後の足取りは判明していない。

警視庁は、今になって元信者の筆跡やモンタージュを公開したり、空き家になった実家を捜索しているという。ちぐはぐな捜査だ。

警視庁が公開した顔写真と、髪形やメガネの縁を変えたり、女装したりした想像画を加えた図柄プリントしたTシャツが売られているそうだ。

警視庁の協力しているつもりかもしれないが、何か恐ろしさを感じる。

ルールのない監視カメラの運用

我が国には、監視カメラの設置基準や映像の保存期間、捜査協力での映像提供の条件等に関する法律はない。

元信者の報道だけではないが、監視カメラの映像を公開することについて、新聞テレビには何の問題意識もない。

まるで、警察の広報機関になったような働きぶりだ。

警察庁を管理する松原国家公安委員長は、監視カメラの映像を公開することには問題があることは知っているはずだ。

平成21年8月の衆議院議員選挙において、民主党の警察改革の政策(INDEX2009)では、公安委員会の体制を強化するほか、「警察権限の無制約な拡大は、捜査権の乱用やプライバシー侵害などの弊害を招くことが懸念されるとして、防犯カメラ・Nシステム(自動車ナンバー自動読取装置)・DNA鑑定等、新たな捜査手法の利用にあたっては、人権に配慮して運用ルールをしっかりと定める」としていたからだ。

そして政権交代が実現した。

しかし、民主党が監視カメラの運用に関する法律を国会に提出したとは聞かない。

どうしても、捜査に監視カメラの映像が必要なら法制化を急ぐべきだろう。

今の官僚主導の政治情勢なら、楽々と国会を通過するだろう。

北海道大学大学院の山口二郎教授は、我が国は警察国家への道を進んでいると次のように警告している。

政府が国民1人ひとりの思想や行動を監視し、権力を維持するために自由を取り締まるような体制を警察国家と呼ぶ。

第2次世界大戦後の先進民主主義国では、民主主義と基本的人権が確立し、警察国家は過去のものとなったように見えた。

しかし、国際的なテロの脅威の高まりや、治安の悪化に対応して、警察力の強化によって秩序を守るべきだという声が高まってきた。

また、社会の安全を守るためには、個人の権利やプライバシーが多少制約されても仕方がないという感覚が人々の間に広まりつつある。

こうした風潮の中、日本では反戦ビラを郵便受けに入れてただけで住居侵入のかどで逮捕されるという事件まで起こった。

さらに 2005 年からは、犯罪の実行を話し合っただけで罪となる共謀罪の新設も国会で審議されている。

個人の権利を抑制する政府の行動が必要、適切なものかどうかを厳しくチェックすることは、今でも重要な課題である(「知恵蔵 2007」(株)朝日新聞出版)。

お粗末な警視庁の追跡捜査

今回の警視庁による元信者の追跡捜査もお粗末だ。

平成 7 年の地下鉄サリン事件でサリン製造の疑いで特別手配されていた元信者の女性が相模原市内の潜伏先で身柄を確保されたのは 6 月 3 日のことだ。

17 年間も逮捕できなかったことも問題だが、女性元信者逮捕の事実が 3 日夜にはマスコミに知らされ、4 日午前中には報道各社が一斉に伝えた。

翌 4 日には、地下鉄サリン事件で指名手配されている元信者の所在に関する一般からの情報を得るためと称して、逮捕直前に撮影したという写真をマスコミに公開した。

ところが、逮捕された女性元信者の供述から、平成 19 年ごろまで指名手配中の元信者と生活を共にしていたこと、実在する人物の名前を使用して生活していたことなどが判明、勤務先等も判明する。

報道によると、勤め先の同僚から女性元信者逮捕を知った元信者が、勤め先の社員寮から姿をくましましたのは 4 日午後だ。

警視庁の捜査員が社員寮に踏み込んだのは、その数時間後だったとされる。

その後、6 月 14 日現在、指名手配中の元信者は逮捕されていない。

通常、関連被疑者のある事件の捜査では、一人の被疑者を逮捕しても関連被疑者を逮捕するまで

はマスコミには発表しない。

今回の事件では、女性元信者の身柄が確保され警視庁に移送される前に報道陣が動き出している。

女性元信者の身柄確保を警視庁が発表したものか、ほかのルートから漏れたのかは分からないが、いずれにしても警視庁の広報対策はおかしい。

警視庁は、指名手配されていたオウム真理教元幹部が警視庁に出頭し逮捕されたときにも不手際があった。

平成7年3月に起きた国松警察庁長官が、けん銃で狙撃された事件が時効になった際、警視庁公安部長が「この事件は、オウム真理教の信者グループが、教祖の意思の下に、組織的・計画的に敢行したテロであった」と発表し、昨年5月、教団主流派「アレフ」に5千万円の損害賠償などを求める訴えを起こされた。みっともない話だ。

警視庁のこうした拙劣な対応をみていると、地下鉄サリン事件等の一連のオウム真理教によるテロを防止できなかったのも無理からぬと改めて感じる。

オウムに完敗した日本警察

警察庁は「(オウム真理教が)発足時、一介のヨガ・サークルに過ぎなかった教団が、テロ組織に変質したことを察知できず、テロを未然に防止できなかったことは、警察にとって大きな反省教訓事項でした。(警備警察 50年の歩み 警察庁)」と述べている。

今年5月2日に放映された「NHKスペシャル 未解決事件 オウム真理教」をご覧になった方も多いに違いない。

この番組では、熊本県警が強制捜査に乗り出しながら、警察の情報がオウム側に漏えいしていたことや、長野県警や神奈川県警がオウムとサリンの関係を突き止め、オウムに対する強制捜査の必要性を認めている。

既に、OBになった当時の現場の捜査員や捜査第一課長たちは、あからさまには警察庁批判は口にはしなかったが、無念さがにじんんでいた。

警察庁がオウム専従班を設置したのは、地下鉄サリン事件の6ヶ月前だった。

捜査を指揮した警察庁の刑事局長は「捜索するには根拠となる事件がなかった。山梨県警の信者連れ戻し事件は監禁の疑いで着手出来たが、過去に、熊本県警による波野村の捜査では、オウムの危険性を解明できなかったこともあり、体制の弱い山梨県警では無理だと判断した。警視庁、神奈川県警という大府県を含めた体制が必要だった。」と説明している。

警察庁がオウムに対する大掛かりな強制捜査を決断したのは、平成7年2月28日の東京品川区の公証人役場事務局長拉致事件が起きてからだ。Xデーは平成7年3月22日、この強制捜査もオウム側は察知していた。

地下鉄サリン事件は、その2日前に起きた。

刑事警察のトップだった警察庁刑事局長は「今まで経験のない事件だった。想像力が不足していた。違った観点から物事を予測するべきだった。」と述懐しているが、警察がオウムとの戦いに敗れたのは、情報力と決断力の差だろう。

3月20日の地下鉄サリン事件の10日後の3月30日、日本警察のトップ国松孝次警察庁長官が狙撃された。

警察庁はオウムの組織的犯行だと言う。しかし、事件は時効になった。

オウム対日本警察の戦いは、警察の完敗に終わった。

坂本弁護士一家殺害事件(死者4人)、松本サリン事件(死者8人、負傷者150人以上)、地下鉄サリン事件(死者13人、負傷者6,300人以上)。

被害者の遺族が「警察がきちんと捜査していればオウムをここまで増長させることはなかった。悔しいです。」という言葉が警察庁のキャリア官僚たちはどう聞くのだろうか。

想像力が不足していると言う警察庁キャリア官僚は、この遺族の気持ちは想像できないだろう。



2012(平成24). 5. 1(火) 長崎ストーカー殺人・千葉県警旅行問題から見えるもの

露わになった警察の隠ぺい体質と幹部の劣化

長崎県西海市の2女性殺害事件で、千葉県警習志野警察署の生活安全課長ら12人の署員が、ストーカー事件の被害届受理を先送りし、2泊3日の北海道旅行をしていた問題で、4月23日、鎌田聡千葉県警本部長(警視監)が記者会見し、旅行が捜査に影響を与えたことを認め謝罪した。

千葉県警と警察庁は、鎌田本部長ら幹部21人に対して訓戒等の処分を行った。

犯罪の被害届があったときの警察の対応は、犯罪捜査の基本を定めている犯罪捜査規範(国家公安規則)第61条にはっきりと書いてある。

「警察官は、犯罪による被害の届出をする者があったときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない。」

つまり、即刻受理せよということだ。習志野署の対応は明らかにこれに反している。

この問題では、3月5日に事件に関係した長崎、千葉、三重の3県警が公表した検証結果に旅行の事実が明らかにされていなかったことが指摘され、千葉県警が一連の問題について再検証を行っていた。

その結果を4月23日、鎌田本部長が記者会見で明らかにした。

警察では、不祥事の記者会見にトップの本部長が出てくることはない。

トップは、汚れ役を演じないのだ。

せいぜい監察官室長かナンバー2の警務部長だ。そうした意味では、異例の記者会見だ。

記者会見の様子を伝える報道各紙の記事によると、鎌田本部長は旅行がストーカー事件の捜査に影響した可能性があったことを事実上認めながらも、旅行の事実が隠蔽された可能性については「各幹部がそれを伏せておくような指示や協議をした事実は見られず、隠蔽の意図は認められなかった」(毎日新聞)と述べ、再検証をめぐって、遺族が求めた第三者機関による検証を県警が受け入れなかったため、(再検証の)信用性が疑問視されている点について、鎌田本部長に続いて会見した再検証

担当の岡部正勝警務部長(警視長)は「国民目線の公安委員会からチェックを受けている」として第三者の検証は不要との考え方を示し、「理解いただきたい」と繰り返した(産経新聞)。

1 繰り返される警察の怠慢

どこの警察でも相談窓口を設けている。

千葉県警のホームページにも「全国の警察では、犯罪などによる被害の未然防止を図るため、市民生活の安全に関する相談窓口を開設しています。電話、面接によるご相談を受け付けていますので、お気軽にご利用下さい。」とある。

しかし、これは警察の単なるスローガンであって、今回の長崎ストーカー殺人事件に対する警察の対応は、警察は市民の相談に真剣に取り組む姿勢などは全く無いことをはっきり示した。

皆さんは、桶川ストーカー殺人事件を覚えているだろうか。

この事件は平成 11 年 10 月に、埼玉県桶川市で女子大生(当時 21 歳)が元交際相手(当時 27 歳)とその兄が雇った男によって殺害された事件だ。

この事件でも、被害者とその家族は、何回も管轄の埼玉県警上尾警察署に相談し告訴状を提出していた。

しかし、上尾署は捜査をせずに放置し、被害者の家族に告訴の取り下げを要求、告訴状を改ざんしていたことも明らかになった。

この事件等がきっかけとなって、民間有識者による警察刷新会議が設けられ、平成 12 年 7 月に「警察刷新に関する緊急提言」が示された。

提言は「困りごと相談(仮称)の充実強化」を求め「警察は、何か困ったことがあるときの拠り所として国民から頼りにされている。こうした交番・駐在所や警察署に持ち込まれる多種多様な相談の中には、国民が警察に切実な気持ちで解決を求めている不安や不満が多数含まれており、鋭敏な触覚をもって警察がこれらを把握し、誠実に対応することは、国民からの信頼を確保していく上で不可欠と言えよう。」と指摘している。

こうした指摘を受けて、警察庁は全国の警察に警察改革要綱を示した。

それによると、国民の身近な不安を解消するための警察活動を強化するとして、「ストーカー行為、

児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化」を掲げている。

しかし、同じようなことは繰り返されている。

平成16年1月、東京都足立区の新聞販売店従業員寮で、段ボール箱の中から多摩市の女性(当時24歳)が遺体で見つかった。

この事件でも女性の両親が「捜査を頼んだのに聞き入れられなかった」として、都(警視庁)を相手取り国賠訴訟を提起、最高裁は警視庁の捜査の怠慢を認め賠償を命じた。今年になってからも、3月に三重県松阪市で鉄筋工の男性(当時33歳)の遺体が見つかった遺体遺棄事件で、去年、男性が行方不明になった後、家族が兵庫県警に捜査を申し入れたが「緊急性が見当たらない」として、捜査をしなかった。

男性はひき逃げされ遺棄されたいが、犯人はまだ逮捕されていない。

2 キャリア警察官僚支配の弊害と警察の隠ぺい体質

長崎県西海市の2女性殺害事件では、今年3月5日、杉田義弘千葉県警刑事部参事官(警視)が被害者遺族に謝罪し、検証結果を遺族に説明した。

その後、習志野署員が北海道へ旅行した事実を伏せていたことが発覚、県警は「担当課員が2人署に残っており、旅行が事件(捜査)に影響をすることは思わなかった。」と釈明したという。

今回の記者会見で、鎌田本部長は「各幹部がそれを伏せておくような指示や協議をした事実は見られず、隠蔽の意図は認められなかった」と説明したというがこれも怪しい。

さらに、再検証担当の岡部警務部長は「国民目線の公安委員会からチェックを受けている」として第三者の検証は不要との考え方を示したが、これはまやかしたろう。

平成15年11月末に発覚した北海道警察の裏金疑惑では、当初、当時の芦刈道警本部長は、裏金作りの事実を完全否定したが、筆者等の告発に抗しきれず、第三者を入れない予算執行調査委員会を立ち上げた。

その際もマスコミから第三者の目を入れなければ、調査の実効性は確保できないのではないかと指摘され、芦刈道警本部長は「道公安委員会に報告し、指導を受けるので、厳正に調査できる」と答えた。

しかし、この調査委員会には、多くの裏金に関与した幹部がメンバーに含まれていた。
筆者の体験から公安委員会には、警察をチェックする機能あるとは思えない。
公安委員会は、警察を管理するどころか警察に管理されているのが実態だ。
都合のよいときには、公安委員会のシビリアンコントロール機能をことさら強調するのが警察の常とう手段だ。

警察職員の私事旅行については、どこの県警でも訓令で「招集命令受領後速やかに応招することができない地域に私事旅行をしようとするとき、又は宿泊を伴う私事旅行をしようとするときは、事前に私事旅行届簿により所属長に届けなければならない。」と定めている。

ちなみに、大分県警の処務に関する訓令では、所属長はその所属の計画により職員の県外への団体旅行を行うときは、あらかじめ、旅行期間、責任者、参加人員、旅行先、経路、利用する交通機関を明らかにして本部長の承認を受けなければならないとしている。

習志野署員の旅行には、生活安全課長(警部)を含む課員 3 人、強行犯捜査を担当する刑事課の係長(警部補)を含む刑事課員 4 人、地域課、交通課からそれぞれ 2 人、警備課 1 人の計 12 人が参加している。

この旅行が習志野署の企画だったのかどうかは不明だが、署員が 12 人も参加している。

少なくとも、大場仁志習志野警察署長(警視)が旅行事実を知らなかったことはあり得ない。

ついでだが、ストーカー問題を担当する千葉県警本部生活安全部子ども女性安全対策課の課長補佐ら 9 人も習志野署員と同じ時期に九州旅行に出かけていたことが、23 日に公表された調査報告書で明らかになったという。

かつての警察は、“金くれ、物くれ、休みくれ”はタブーだったが、最近では、職員の福利厚生の見地から、計画的な休暇の取得や「元気回復事業」と称して旅行やレクリエーションが推奨されているようだ。

それはそれで結構なことだが、警察署の業務に影響が無いかどうか、警察署長をはじめ幹部が検討して判断しなければならない。

習志野署は、平成 23 年 10 月 29 日に被害者の父親からストーカー被害について相談を受けた。署員の北海道旅行は、かなり早くから計画されたに違いない。

12月2日になって父親から、「被害届を来週出したい」と連絡を受けた。

旅行を中止すれば、旅行会社にキャンセル料を払わなければならない。

そこで12月6日に被害者と父親が同署を訪れた際、12日まで被害届の受理を先延ばしするように求めた。

旅行に参加した生活安全課長らは、旅行をキャンセルすることよりも、捜査を先延ばしにすることを選択した。これが真相だろう。

刑事課員らは旅行から帰り、12月12日に被害者の事情聴取を開始し、14日には被害届を受理した。これもものんびりした話だ。

この時点での被疑者に対する容疑は、ストーカー規制法違反か傷害だが、この程度の事件なら1日で事情聴取を終わり、逮捕状の請求は出来たはずだ。

必要なら容疑者を任意同行して取調べ、傷害で緊急逮捕することも可能だ。

ところが、16日に長崎で女性の母親と祖母が殺害された。

習志野署は、長崎県警に容疑者を殺人で逮捕されるハメになった。

千葉県警は12月18日には、事件対応の検証作業を開始している。

この調査には人事担当の警務部長、監察官室長をはじめ、鶴沢生活安全部長(警視長)と担当課長、森末刑事部長(警視正)と担当課長等の千葉県警の上層部が関わっているはずだ。

直接の調査は、県警本部の刑事総務課や捜査一課、生活安全総務課の課員らが署員に対する聴取などを実施。

調査を指揮した鶴沢生活安全部長と杉田刑事部参事官ら複数の幹部は12月19日には旅行の事実を把握したとされる。

県警などによると、警察庁採用のいわゆる「キャリア組」の鎌田本部長をはじめ、岡部警務部長、森末刑事部長らには、旅行の事実は知らされなかったという。

3県警(長崎、三重、千葉県警)による報告書にも盛り込まれなかった。

「キャリア組」が、旅行の事実について報告を受けたのは4月21日だったという。

日本警察は一握りのキャリア警察官僚が、警察本部長はじめ都道府県警察の主要ポストを独占し、25万余人の地方警察官を支配している。

旅行の事実が、4ヵ月も「キャリア組」に伏せられていたとなるとかなり深刻だ。これが事実なら、警察本部長をはじめ警務部長、刑事部長には管理能力が無いことになる。そして、地元のノンキャリア幹部と「キャリア組」との間に深い溝があることがはっきりした。

幹部の代表である鶴沢生活安全部長からすれば、“旅行隠し”は当然の選択だったに違いない。

元来、職員の不祥事に対する警察の対応方針は、事案の真相を明らかにすることではない。いかに警察のダメージを最小限にするかに主眼が置かれる。

警察職員の不祥事は、公になって初めて不祥事になる。つまり、隠ぺいが基本なのだ。

4月26日、静岡県警の元警察署長ら警視が、部下の窃盗等を知りながら捜査しなかったとして、犯人隠避で書類送致され、懲戒免職等の処分を受けている。

これも典型的な隠ぺいだろう。

鎌田本部長は、平成20年8月から平成22年1月まで北海道警本部長を務め、平成23年8月に警察庁長官官房審議官を経て千葉県警本部長に就任した。

ちなみに、同本部長は、平成14年に道警銃器対策課の不祥事(元道警警部稲葉圭昭氏著「恥さらし」(講談社)が明らかにした覚せい剤130キロ密輸事件等)が発覚した際の北海道警の人事担当の警務部長だった。

当時、北海道警は、稲葉氏の証言を事実無根と否定した。

関係した幹部等の処分を発表した当時の鎌田警務部長は、記者会見で「厳正に調査し、立件すべき事案と懲戒すべきものをすべて行った。今回の不祥事は遺憾で、信頼回復に努めたい」と話した。

北海道警は、稲葉氏が証言した覚せい剤130キロ密輸問題で捜査することはなかった。隠ぺいしたのだ。

鎌田千葉県警本部長には“旅行隠し”の責任を追及し部下を処分する資格はあるのか？

3 警察幹部の資質の劣化と甘い処分

習志野署員の旅行問題で深刻なのは、警部である生活安全課長が旅行に参加していたことだ。

ストーカー問題やそれに関する相談業務は生活安全課の業務であり課長はその責任者だ。だとす

れば、ストーカー規制法等がいかなる経緯で制定された法律であり、対応を誤ればどんな問題が生じるかは分かっていたはずだ。

昨年、警視庁捜査一課の警部が、捜査資料を事件関係者に渡したとして地公法違反で逮捕されたが、今年に入ってから大阪府警警部の証拠品ねつ造事件が、佐賀県警警部の事件関係者からの借金問題等が発覚している。

警部といえば、警察組織にあって中核となるべき幹部である。

不祥事が、警部にまで拡大している事実はかなり深刻だ。

このことは警察庁も承知している。

官房長官名で平成 23 年 10 月 31 日付の「警部による非違事案の絶無に向けた集中的な取組の推進について」という通達が出されている。

? それによると「警察組織の中核として活躍することが期待されている警部が、平成 21 年上半期以降、非違事案の行為責任により懲戒処分を受けた数が一貫して増加しており、この結果、この間に全国の過半数の都道府県警察において、警部による非違事案が発生している。

警部は、警察本部の課長補佐、警察署の課長・当直責任者等、警察本部の参謀あるいは第一線警察の指揮官として非常に重要な役割を担っているばかりでなく、字義どおり各都道府県警察等における『幹部』として、公私を問わず、身をもって部下職員に模範を示すべき立場にあることから、かかる立場にある警部による非違事案が警察組織内外に及ぼす影響は甚大であり、警察の組織運営上、看過できない問題である。」としている。

この通達では、何故、警部の非違事案が増えているのか言及していないが、その要因は明確だ。

警察庁は、組織内の責任体制の明確化と業務遂行の高度化、専門化を図るためと称して、平成 3 年から 8 年までの 6 年計画で警察組織における階級構成を抜本的に是正した。

これにより、都道府県警察の階級構成は、警視 2.4%→3.2%、警部 4.8%→6.9%、警部補 14.5%→29.0%、巡査部長 34.0%→30.0%、巡査 44.3%→30.94%、と幹部枠が拡大された。

警察の階級構成は「ピラミッド型」から「つりがね型」に大きく改まることとなり、より上位の階級の人数枠が拡張されることとなったのだ。

特に、警部補の数が倍になっているのが目立つ。

こうなると、部下のいない警部補も出てくる。

警部補は、幹部としての自覚が無くなる。

警部補の幹部としての質が低下すれば、警部補から昇任する警部の質も低下する。

幹部枠の拡大は、必然的に幹部の資質の低下を招いたのだ。

幹部の資質の低下は、現場の幹部だけに止まらない。

4月12日に起きた京都の「祇園暴走事故」の当日の夜、京都府警本部長と交通部長が署長会議後の懇親会で酒を飲んだと非難された。

府警本部長は、部下から懇親会を中止するように具申されたがこれを無視したという。

警察本部長の立場にあるキャリア警察官僚やその上層部の幹部が、重大事故が発生したときの警察が置かれている状況を、市民の目線で判断できない。

最高幹部がこうしたことでは、その下にある警視や警部が誤った判断をするのは当然だ。

警察刷新会議の「警察刷新に関する緊急提言」は、キャリア警察官に最も求めたいものは、「霞が関にとどまらず都道府県警察の第一線現場も自らの働き場であるという認識であり、『ノブレス・オブリージュ(高い地位には義務が伴う)』の考え方に基づく使命感の自覚である。」としている。

最近の警察官の不祥事増加の要因の1つには、こうしたキャリア警察官僚の警察という現場官庁の最高責任者である自覚の欠如と思い上がりによるものだ。鯛は頭から腐る。

国家公安委員会(警察庁)は、ストーカー事件に関する一連の対応に監督責任があるとして、鎌田本部長、鶴澤生活安全部長、森末刑事部長を訓戒とするなど計21人を処分し、鶴澤生活安全部長を千葉県警地域部長に、森末刑事部長を警察庁長官官房調査官への更迭人事を発令した。

戒告処分を受けた習志野署の大場前署長は、23日付で退職した。ちなみに、前掲の桶川ストーカー事件の際には、当時の埼玉県警本部長 減給10%・1カ月、県警本部刑事部長 減給5%・1カ月、上尾署長は 減給10%・2カ月、上尾署刑事生活安全担当次長 減給10%・4カ月、上尾署刑事生活安全担当次長 減給10%・1カ月という厳しい懲戒処分を受けた。

それに比べて今回の処分は、警察本部長等の上層部は懲戒処分以外の訓戒というごく軽い処分に終わった。

不祥事に対する警察の内部処分は、上には軽く、下には厳しいというのが相場だ。
これが、幹部の無責任さを生み出す理由の1つだ。



2012(平成24). 4. 18(水) 祇園暴走事故 当日に幹部が懇親会

警察本部長の判断力と驕り

4月12日午後1時10分ごろ、京都市東山区の四条通大和大路の交差点付近で、軽乗用車が次々と歩行者をはね、車を運転していた同市西京区の男(30歳)を含む男性3人、女性5人が死亡し、11人が重軽傷を負うという事故が起きた。

現場は祇園や河原町などに近い京都の中心街で春の行楽シーズンで、現場周辺は大勢の観光客でにぎわっていたという。

ところが、事故が発生した当日の12日の夜、京都府警の交通部門のトップに当たる山形克己交通部長(警視正)が署長会議後の懇親会に出席し、飲酒していたことがマスコミ報道で明らかになった。

報道によると、山形部長が飲酒したのは春の定期異動に伴う「府下警察署長会議」の懇親会。京都市上京区のホテルで午後6時台から8時ごろまで開催され、ビールや日本酒などが出された。

懇親会に先立つ府下警察署長会議は、府警本部長をはじめ各部門の所属長や府内25署の署長らが集まり、府警本部別館(京都市上京区)で行われており、事故発生直後の午後1時15分ごろに始まった。

事故の対応で山形部長ら関係する交通部門の幹部は、退出したという。

ところが、会議後の懇親会になって山形部長は出席。

飲酒した後、午後8時ごろに退席し、事故現場を管轄する東山署などに戻っていた。

東山署長は懇親会を欠席していた。山形交通部長は、産経新聞の取材に対し「やるべき捜査はやった。酒に口をつけたのは事実。いまは不適切だと思っている」などと話した(4月16日 産経新聞から)。

事件指揮の最高責任者警察本部長も参加

警察の事件・事故の捜査については、各都道府県警察で名称は異なるが「捜査指揮に関する訓令」で、犯罪の主体、犯罪の客体、犯罪の種類及び程度、犯罪の態様等により、警察本部長が指揮する事件、警察署長が指揮する事件をそれぞれ区分している。重要事件は警察本部長が、一般の事件は警察署長が事件捜査を直接指揮するのが普通だ。警察の捜査は、組織捜査を建前とし、最終的には警察本部長あるいは警察署長が直接指揮し、その結果について責任を負うことになっている。

京都府警にも「捜査指揮に関する訓令」があるが、具体的な内容は公表されていない。

旧北海道警察の捜査指揮規程によると「過失致死(傷)のうち社会的影響が大きく、かつ、重要特異な交通事故事件」は本部長指揮事件と定めていた。

京都府警の「捜査指揮に関する訓令」でも、この祇園で起きた歩行者18人が死傷した暴走車事故は明らかに府警本部長が直接指揮すべき事件になっているはずだ。

しかも、この事件は単なる過失致死傷事件ではない。

捜査の結果によっては、危険運転致死傷(刑法第208条の2)が、場合によっては殺人罪の適用も考えられる事件である。

(注)危険運転致死傷罪

アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させ

た者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に見逃し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。

マスコミ報道は、交通部長が懇親会へ出席し飲酒した事実に焦点を当てているが、事件指揮の最高責任者の安森智司府警本部長（警視監）も懇親会に参加していたことが明らかになった。府警本部長の判断には問題はなかったのか。

異動の前後は不祥事が起きる

京都府警は、3月末に人事異動を発令している。

問題の交通部長（警視正）は、3月29日付で地域部長から交通部長に異動になった。

加えて、京都府警は4月1日に京都市中京区と下京区の警察署の再編を行い、これまで警察署がなかった中京区に中京警察署を新設し、五条警察署を下京警察署に名称変更、堀川警察署と七条警察署は廃止している。

人事異動と組織の再編整備を行うときは、組織内がざわつき、不祥事が起きやすいというのは警察内部では常識だ。

4月9日には、警察庁が都道府県警などの監察部門の責任者を集めた全国首席監察官会議を東京都内で開催し、片桐裕長官は不祥事が多発している現状を踏まえ「一部の警察の問題と捉えるのではなく、危機感を共有してほしい」と訓示したばかりだ。片桐長官は、長崎県西海市の2女性殺害事件に絡むストーカー相談での対応遅れのほか、幹部による不祥事を問題視し「監察は組織の中核として自浄機能を強化し、幹部の意識改革を図ってほしい」と述べている。

この会議には、京都府警の監察官室長も出席しているはずだ。

監察官室長は、会議内容を本部長に報告しなかった訳ではあるまい。安森府警本部長は、警察キャリア官僚で昨年4月16日に着任している。

同本部長は、府警幹部から「懇親会を中止すべきだ」と進言されていたにもかかわらず、開催を決めていたことが16日、府警への取材で分かった。

安森本部長も懇親会に出席し、飲酒していた。府警は16日、総務部次長が報道対応。

安森本部長と山形交通部長の飲酒量を「ビール1～2杯程度」としたうえで「配慮が足りなかった。懇親会に出席しても、捜査に支障はなかった」と強調した。

総務部次長の説明によると、安森本部長は、山形交通部長が飲酒した「府下警察署長会議」の後の懇親会に参加。

開始の午後6時15分ごろから終了の8時ごろまで参加していた。

懇親会には89人が出席し、席上ではビールや日本酒などのアルコールが出されていた。

山形交通部長は「署長らに、事故捜査の応援要請や仕事上の指示をするために回っているうち、酒をすすめられ、断れなかった」と話しているという。

府警本部別館からホテルに会場を移して行われた懇親会の性質に関し、総務部次長は「宴会ではない」と強調した(4月16日産経新聞から)。

問題発覚後の京都府警の対応もみっともない。

山形交通部長の弁解も見苦しいが、総務部次長の「宴会ではない」というのも、問題の本質を取り違えている。

何よりも、最高責任者の本部長が隠れているのはいただけない。

署長会議・懇親会も警察の内部行事

どこの都道府県警察でも年数回の署長会議がある。

参加するのは警察署長のほかに、警察本部の部長、参事官、課長、室長等だ。

ときには、公安委員長も出席し冒頭の挨拶をする。

次いで、警察本部長の訓示、各部長の指示と続く。

各部長の指示は、当面の業務重点や留意事項等が中心だ。

各課が作成した業務実績が、資料として配られる。

ほとんどが、実績の前年対比表だ。

筆者も在職中に何回も署長会議に出席したが、同じことの繰り返しの感があり、署長会議は1回参

加すればいいのではないかと思っただけで、あまり意味のない会議だった。

そして、会議が終了すると懇親会だ。懇親会には会議に出席した本部長以下の幹部全員と公安委員長以下の公安委員も参加していた。

会場は、札幌市内の一流のホテルの大広間を借り切った立食パーティだった。

会費は 5,000 円、当時はこの会費は所属の裏金から支出されていた。

幹部の腹が痛むこともなかった。

懇親会が終わると各部の幹部が集まって 2 次回が行われる。

この 2 次会では苦い経験がある。

本部長時代に署長会議に参加、懇親会後のススキノのすし屋の 2 次会に生活安全部の幹部たちに誘われときのことだ。

店内に置いた会議資料等が入ったアタッシュケースを盗まれたのだ。

直ぐに、道警本部の監察官室長に電話で報告、同行していた幹部が課員を動員して、朝までに犯人を割り出して書類などはすべて回収した。

本部長が会議資料を盗まれたというのは、格好のマスコミネタになる。

そのため盗みを働いた男は、窃盗事件としては立件しなかった。

幸い？この不祥事は報道されることはなかった。

筆者がこの祇園暴走事故を最初に知ったのは、テレビの画面で流れたテロップだが、かなり早い段階で、多数の死傷者が出ていると伝えられていた。

一瞬、平成 20 年 6 月 8 日に東京都千代田区外神田(秋葉原)で発生した秋葉原通り魔事件思い出した。

この事件では 7 人が死亡、10 人が負傷した。

報道によると、被疑者が事故の直前に接触したタクシーの車載ビデオの映像記録では接触事故は 12 日の午後 1 時 8 分 36 秒となっているようだ。

被疑者のワゴン車はこの後、次々に通行人をはねた。

署長会議は、おそらく午後 1 時から始まったのだろう。

会議が始まった直後に、事故の第 1 報が伝えられたのに違いない。

交通部長はじめ交通部の幹部が署長会議から退出し、事故捜査に当たるのは当然だ。

多数の死傷者が出た事件の捜査では、被害者の救護と身元の確認、現場周辺の交通規制、現場保存と検証、目撃者の確保、被疑者の身元確認、遺体の検視と解剖などといった初動段階での捜査のほか、広報対策も必要だ。

つまり、こうした大規模重大事件は、単に交通部の対応に止まらず、刑事部や総務部等の対応が不可欠である。

署長会議の主管課は、総務部総務課である。署長会議は内部の行事である。

京都市内の中心部で大規模重大事故発生していると知ったら、即刻、本部長に対して署長会議を中断することを具申するべきだろう。

懇親会などはもつての外だ。同本部長が、府警幹部から「懇親会を中止すべきだ」と進言されていたにもかかわらず、開催を決めていたことが事実なら問題だ。

おそらく、早い段階で被疑者の男性が死亡したとの報告があったはずだ。

本部長の頭の中に「被疑者死亡、一件落着」という気持ちはなかつただろうか。

署長会議の最中にも現場では、多くの警察官が捜査活動を続けていた。

12日の捜査は、深夜まで続いたに違いない。

同本部長は、現場の警察官の活動に思いを馳せていただろうか。

そして、多くの事故の被害者やその遺族の心情、重軽傷を負った被害者の苦しみに思いを馳せていただろうか。

警察は現場官庁だ。その最高責任者がそうした思いを持たなかったとしたら情けない。現場を知らない警察キャリア官僚の驕りが透けて見える。

京都府警では4月5日、亀岡市の男性を10年以上にわたり犯歴登録データベースに「覚せい剤取締法違反の前歴者」として誤ったまま登録していたことが発覚。

翌6日には、府警高速警察隊の隊員ら3人が自動料金収受システム(ETC)の休日割引制度を悪用していたことも発覚している。

こうした不祥事について、警察本部長として責任を感じていたなら、もう少し謙虚な気持ちでこの事件の対応も出来たのではないかと思う。

4月16日には、長崎県の2女性殺害事件に絡み、千葉県警習志野署員が被害届に受理を先送りした直後に署内の親睦旅行に行っていた問題で、千葉県警の鎌田聡県警本部長は16日に「遺族に新たな心痛を与え、県民にも心配や疑念を抱かせる状況になっている。残念であり、申し訳ないと思っている」と謝罪した。

京都府警本部長や交通部長の発想と千葉県警習志野署員の行動に共通しているのは、被害者への思いの至らなさである。

警察の「幹部の意識改革」の原点はここにある。

京都府警のスローガンは「力強く頼りがいのある警察 京都府警」とそのホームページにある。

この問題は、警察のこうしたスローガンは、単なるスローガンに過ぎず、警察内部には「警察の都合が最優先」という考えが根強く残っていることを物語っている。

片桐警察庁長官の「幹部の意識改革を図ってほしい」という願いは実現するのは難しい。



2012(平成24). 4. 1(日) 不祥事のオンパレード北海道警察

倫理観が欠如しているのは誰か

今年になっても北海道警察(道警)の不祥事が止まらない。

1月に道警は、昨年の供述調書ねつ造事件で公判中の巡査部長とキャッシュカード詐欺で起訴された巡査を懲戒免職処分にしたが、それを追いかけるように2月11日、札幌厚別署留置管理課勤務の巡査長が、札幌ススキノのSMクラブで全裸になったとして、札幌中央署に公然わいせつの疑いで現

行犯逮捕された。

情報ではこのSMクラブは会員制で、この場には別の現職警察官もいたらしいが、かろうじて公然とはなっていなかったので逮捕を免れたというウソみたいな噂がある。

2月27日には、苫小牧署副署長(警視)が部下の女性職員にセクハラ行為を繰り返していたとして、停職処分を受け更迭。

3月1日には、警察庁に出向していた警部と道警生活安全部の警部が風俗店経営者から接待を受けていたとして停職処分を受けた。

3月9日には、苫小牧署長と道警本部交通部長が、苫小牧署と取引のあった自動車修理業者と不適切な交際をしたとして、道警本部長から注意処分を受けた。

苫小牧署長は、副署長のセクハラ行為でも訓戒処分を受け更迭された。

3月16日には、札幌手稲署の留置場の看守(巡查)が勾留中の男に携帯電話を渡し、留置場で使わせていたことが発覚した。

3月22日には、札幌西署の地域課の警部補を停職に、巡查部長ら12人を本部長訓戒処分にした。

警部補らは窃盗や道交法違反事件62件分の捜査書類を処理しないで放置していたという。

昨年、警視庁捜査一課の警部が捜査資料を事件関係者に渡したとして地公法違反で逮捕されたが、今年に入ってから大阪府警警部の証拠品ねつ造事件、佐賀県警警部の事件関係者からの借金問題等が発覚している。

道警も例外ではない。警部といえば警察組織にあって中核となるべき幹部である。

不祥事が、警部にまで拡大している事実はかなり深刻だ。

警察では、異動直前には不祥事が多発するというのが定説だが、道警では春の異動時を前に、上は警視正から下は巡查まで、全裸のSMプレイ、セクハラ、捜査書類のねつ造やら放置と不祥事のオンパレードだ。

○スピード違反、不倫？がはびこる道警

1月26日、警察庁は全国の警察職員の懲戒処分者数を明らかにした。

道警の懲戒処分者数は過去最高の31人に上り、警視庁に次いで全国ワースト2位という名誉あ

る？実績を上げた。

警視庁の定員は道警の約 4 倍、定員当たりの処分率では天下の警視庁をも上回る。

道警に過去 5 年間の懲戒処分状況と公表されていない懲戒処分以外の処分状況の開示を請求した。

開示された結果をまとめたのが、以下の表だ。

道警懲戒処分等に状況(平成 19～23 年)

	懲戒処分件数・人員		懲戒処分種別(人員)				懲戒処分 以外の処 分 (件数)	処分件 数 合 計
	件数	人員	免職	停職	減給	戒告		
平成 19 年	21	24	2	4	10	8	81	102
平成 20 年	11	12	1	4	6	1	65	76
平成 21 年	12	13	4	3	3	3	94	106
平成 22 年	22	25	5	6	6	8	86	108
平成 23 年	18	31	5	9	4	13	105	123
合 計	84	105	17	26	29	33	431	515

懲戒処分以外の処分は、懲戒処分に至らない比較的軽微な非違事案について警察本部長、方面本部長、署長等が行う訓戒、注意の処分である。

この中には、幹部に対する部下への監督責任を問う処分も含まれている。

懲戒処分以外の処分は、5 年間で 431 件、懲戒処分の約 5 倍に及ぶ。

その中味をみて驚いた。

私有車両によるスピード違反と不適切異性交際事案が、圧倒的に多いのだ。

昔ながらの飲酒上の信用失墜事案も散見されるが、現在の警察現場の乱れた実態がよく分る。

警察が摘発する交通違反で最も多いのが、最高速度違反である。

ところが、取り締まる側の多くの警察官もスピード違反を頻繁に繰り返している。

もっとも、警察の公用車両も白黒のパトカー以外は規制速度を守っていないのも実態だ。

警察官が、自分の車を運転するときに制限速度を守る訳がない。

警察内部には、遵法精神等は存在しないのだ。

交通違反と並んで圧倒的に多いのが、不適切異性交際事案だ。

これには警察内部の異性との問題と部外の異性との問題があるが、圧倒的に多いのが内部の異性との不適切な交際だ。

何をもって「不適切な交際」というかは分からないが、交番では男性警察官と勤務する女性警察官の姿を見かける。

パトカーに乗っている姿もよく見るようになった。

警察では、平成 14 年度以降、毎年 1,000 人を超える女性警察官が採用されている。

平成 23 年 4 月 1 日現在、全国の都道府県警察には、女性警察官約 1 万 6,700 人、一般職員約 1 万 1,900 人が勤務しているという。

かつては、男社会だった警察に女性が進出することによって、警察内部で不倫等の男女間の問題が起きやすくなり、それが全体の規律の緩みになっているとしたら問題だ。

警察内部が、時代の要請に応えられていない可能性がある。

○密告、疑心暗鬼 揺れる道警内部

道警では、相次ぐ非違事案(注:通達では不祥事ではなく非違事案としている)を受けて、組織の根幹を揺るがしかねない危機的な事態に直面しているとして、再三にわたって道警本部長名の通達を出している。

曰く、1 身上把握・指導監督の強化、2 業務管理の徹底、3 倫理観のかん養、4 士気の高揚、等々。

在職中にもよく見た昔ながらの通達だ。

警察における身上把握の意味は、職員の私生活の内容を把握するということだ。

必要なら幹部が、庭訪問等を実施するとある。

まるで小学生並みだが、本当に幹部が部下の家庭訪問をすることができるのか。

通達のなかには、退職予定職員に「退職後も守秘義務を厳守する、現職職員に職務構成を害するような働きかけや依頼しない」といった「誓約書」を提出させるといったものもある。

道警では、平成 15 年末に発覚した裏金疑惑のきっかけになった一般職員の内部告発がテレビ朝日と共産党に届けられてことからは、内部の声を吸い上げるとして「目安箱」を設置したが、現在この「目安箱」を本部長自らがチェックしているという。

いつ「目安箱」に密告されるか、何時不祥事が起きるか、署長等は疑心暗鬼になり戦々恐々だそうだ。

目安箱は、職員を相互に監視させ密告促すという側面もある。

目安箱は職員の相互不信を生むだけだ。

何の役にも立たない本部長通達。

道警の上層部は、こんなことで、不祥事を防止できると本気に考えているのだろうか。

そして、こんなことで治安維持ができるのか。問題の根幹はここにある。

倫理観が欠如しているのは誰か

昨年 10 月、全国の都道府県警察の不祥事に目を光らせる警察庁首席監察官だった園田一裕氏が道警本部長(警視監)に就任した。

8 月には道警の人事や組織管理を主管する警務部長に内閣官房参事官から大賀真一氏(警視長)が就任している。

3 月 26 日には北海道警察学校長にキャリア官僚である警察庁捜査第一課理事官篠原英樹氏(警視正)が着任した。

道警は既に 1 月に「きずなプロジェクト」(道警刷新強化委員会)を発足させて、警部補以下が中心となり現場から提案するボトムアップで再発防止を進めているという。

大賀警務部長は「上意下達では必ずしも全員に浸透しない。職員に不祥事の防止を自らのこととして考え、実行してもらおう」としている(平成 24 年 3 月 17 日 朝日新聞)。

今はやりの”絆”を使ったり、下からの意見を取り上げるといった柔軟な姿勢を打ち出した。

しかし、警部補以下がそう簡単に“不祥事を自らのこと”として考えるだろうか。

甚だ疑問だ。

春の定期異動では、非違事案防止のため監察官室の体制を従来の3班12人から4班16人に増員したという。

これにより、警察署への巡回指導を強化するという。

これは、現場に対する締め付けの強化だろう。

多くの人員を割いて内部管理を強化することが、道民の信頼に応えることになるのか。

これも道民の税金だ。道民のためにやることは、ほかに沢山あるだろう。

道警は、道民の安全を守るためだけに存在するのだ。

さらに、道警の警察学校教官に警視庁の警察学校教官を数人受け入れ、道警警察学校の教官を警視庁警察学校と関東管区警察学校に出向させるという。

不祥事が相次ぐ要因には「職員の倫理観の欠如」があるとして、職員の教育を行う警察学校の体制を見直そうというものだ。

北海道警察学校で2度の教官の経験がある齊藤邦雄氏(元道警弟子屈警察署次長)は「道警察学校の教官は、優秀な人が揃っているはずですよ。そこに警視庁から教官ですか。道警は随分と見下げられたものですね。」と語る。

警察学校の教官は、勤務成績優秀な幹部の中から選抜されて警察大学で一定期間研修を受けた者が就任している。

齊藤氏の説明では、学生に対する学習指導案は、警察庁の各部局で作ったものを警察庁教養課がまとめて都道府県警察に示された内容に自分の経験等を加味して作成していたという。

無論、それは学校長に報告し道警本部教養課にも報告していたという。

ついでだが、警察学校で初任科生の教育に使う教科書は、財団法人警察協会が出版したものが使われている。

この警察協会には、元警視総監等のキャリア官僚が天下っている。

同協会の収入源は、日本宝くじ協会、各都道府県警察本部からの助成金、財団法人JKAからの補助金が主な収入源となっているとされる。

警察学校の体制の見直しの狙いは何か。おそらく、警察学校長にキャリア官僚が座り、警視庁の教官が乗り込んできて、これまで以上に厳しい訓練を課し卒業前に警察官としての不適格者を排除しよ

うとするのだろう。

警察庁のキャリア官僚たちは、そんなことで、現場で市民のために働く警察官が生まれると考えているのか。

警察学校を卒業しても教官と教え子の関係は続き、警察学校同期の絆は担当教官を中心に退職しても続く。

警察官にとって、教官とはそうした関係だ。

そうした絆こそが、非違事案の防止に役立っているはずだ。

一握りのキャリア官僚が支配する我が国の警察だが、在職中に多くの警察庁から出向してきたキャリア官僚をみた。

彼らは、豪華な公宅を与えられ、黒塗りの運転手付きの公用車で送り迎えた。

広い応接セット付きの執務室、秘書官もつく。下へも置かない待遇だ。

そうしたキャリア官僚の中には、転勤のとき裏帳簿を持ち去った人、ヤミ手当が少ないと増額を要求した人、趣味の乗馬が高じて騎馬隊を作ると言い出した人、人事は警務部長の専権事項だと豪語した人、警察署長等に次のポストを約束し歩いた人、交級クラブのママさんと懇ろだった人、東大出のキャリア臭をぷんぷんさせた人等々、やりたい放題だった人がいたのだ。

今から8年ほど前、道警本部長は道民に裏金は無いと明言し、最後には裏金はあったが、上層部は関与していなかった、裏金を私的には使わなかったと前言を翻した。

当時の本部長や裏金疑惑の責任者だった総務部長は、未だに裏金は知らなかったと公言している。

現場の多くの警察官は、当時の道警の内部調査が事実と異なることを知っていた。

キャリア官僚や道警の上層部は、道民の信頼よりも組織防衛と自らの保身の道を選んだ。

「倫理観が欠如」していたのは、キャリア官僚らだった。襟を正すべきは彼らだ。

北海道は、明治政府が開拓した土地だ。その名残なのか中央依存体質は変わらない。

知事もキャリア官僚から選ばれた。何とも情けないことだ。道警も例外ではない。

道警の幹部たちは、警察庁から出向してくるキャリア官僚たちに従順だ。

しかも現場の警察官にとって、警察庁から来たキャリア官僚は雲の上の人だ。

誰でも同じなのだ。

道警は今、8年前の道民に対する裏切り行為のツケを支払っているのだ。

そうした反省に立たない限り、非違事案はこれからも続く。



2012(平成24). 3. 18(日) 警察のノルマ その実態と弊害

3月6日 大阪府警泉南署交通課の警部補(57歳)が飲酒運転のアルコール数値をねつ造したとして逮捕された。

報道によると、大阪府警では飲酒運転の検挙目標が警察署ごとに設定され、同署の昨年1年間で飲酒運転の検挙件数は79件、うち51件が同警部補の検挙だった。

同署の実績も府警全64署中で7位と前年の30位から急上昇していたという。

同警部補は、この警察署の交通課に所属する交通取り締まりの現場責任者で、昨年は交通部長賞を受けているという。

この報道による飲酒運転の検挙目標とは何か。

筆者の体験でも北海道警察には、管理目標とか努力目標と呼ばれるいわゆる“ノルマ”があらゆる部門に存在した。

ノルマは、一般的に「個人や企業等に割り当てられた一定時間内における労働・生産の最低基準量」とされる。

警察が数字で犯罪情勢等を把握する必要があるとしても、労働組合も無く階級制度を背景とする上意下達傾向が強い警察署組織にあって、警察官の職務執行に関してノルマで業務管理を行うこと自体に疑問がある。

警察官には強い権限が与えられているため、国民の日常生活に思わぬ影響を及ぼすことになりがちだ。

警察のノルマとはどんなものか。その数値の根拠は何か。

どんな弊害を生むのか検証してみよう。

警察のノルマの実態とその根拠

警察には様々な部門がある。人事、予算などを担当する管理部門のほか、交番等を統括する地域部門、交通取り締まり等を担当する交通部門、犯罪予防、少年補導等を担当する生活安全部門、刑事事件や組織犯罪等の捜査を担当する刑事部門、外国の対日有害活動の取り締まりや革新団体等の情報収集を担当する警備・公安部門だ。

こうした全ての部門に年間の管理目標、努力目標などと称する年間の実績数値目標、いわゆる「ノルマ」が存在する。

管理部門のノルマでは、警察官採用試験の受験者の確保のノルマがあった。

採用を担当する警察本部警務課では、年2回の採用試験の受験者を〇〇署は〇人を確保せよ各警察署に指示していた。

優秀な人材を採用するには、出来るだけ競争倍率を高くする必要がある。

多くの受験者を確保せよという指示だ。

実働部門での例をあげると、地域部門では職務質問による犯罪の検挙件数、交通部門では違反態様別の交通違反の摘発件数、馬鹿げた話だが、北海道警察では交通事故死全国ワーストワンを返上すると称して、全警察署に年間の死亡事故抑止目標を示していた。

当時の警察統計では、「事故後24時間以内の死亡者」とされていた。

警察署長にとって関係者の死亡時間は、最大の関心事だった。

事故後23時間59分で死亡した事故は、交通事故死にはカウントされないからだ。

加えて当時は、交通取り締まり件数を増やすと交通事故が減るという考えがあったのだ。

生活安全部門では覚せい剤の検挙人員、けん銃の摘発丁数(当時は生活安全部門が担当)、刑事部門では窃盗事件の検挙件数、暴力団事件の検挙件数、警備・公安部門ではS(スパイ)の獲得数、情報件数等だ。

こうしたノルマの数値を決めるのは、警察本部の担当課だ。

その数字の根拠は多くの場合、過去何年かの実績だ。

警察の幹部は、実績は常に右肩上がりでなければならないという固定観念があるから、ノルマは少なくとも前年比〇%増という数値になる。

さらに、飲酒運転による事故が急増している、交通事故死が増えた、あるいは、特異な事件が起きたなどの特別な事情があるとさら加増される。

かといって、増員等の体制の強化、予算の追加などはない。

示されるのは、「徹底的に検挙せよ」という現場に対する叱咤激励の精神論だけだ。

このほか、警察の各部門では毎月のように〇〇月間と称する組織を挙げての集中取り締まりを実施する。

例えば、「職務質問強化月間」、「酒酔い運転取り締まり強化月間」、「覚せい剤取り締まり強化月間」、「侵入盗捜査強化月間」、「指名手配被疑者捜査強化月間」等々だ。

ここに「平成 23 年地域警察官の活動目標の設定について」(平成 23 年 1 月 27 日 地域部長通達)がある。

警視庁の交番等に勤務する警察官に対する、刑法犯と特別法犯の検挙件数の目標と職務質問による検挙件数の目標が示されている。

ここでは活動目標とされているが、これは明らかにノルマだ。

この数字が、警視庁管内を管轄する 97 警察署に割り振られ、地域警察官個人に割り当てられることになる。

	刑法犯		特別法犯	
	総検挙件数	職質検挙	総検挙件数	職質検挙
平成 22 年の実績数字	36,767	14,313	10,360	6,371
平成 23 年の活動目標	36,842	15,087	11,438	13,437
増減比較	+75	+774	+1,078	+7,066

この数字は、何を根拠に決まるのか。

おそらく、その警察署の地域警察官の数、管内の実態、過去何年間の実績等を勘案して算出されたのだろう。

警視庁の「平成 22 年中における地域警察官の検挙活動状況について」によると、地域警察官による全庁の検挙件数に占める割合は、刑法犯で平成 21 年が 60%、平成 22 年が 63%、特別法犯で平成 21 年が 72%、平成 22 年が 63%となっている。

つまり、警視庁の犯罪検挙の 6 割から 7 割を地域警察官が稼いでいることになっている。

ところが、平成 22 年中はいずれも前年比マイナスで、特に、特別法の検挙件数は 33.5%のマイナスになっている。

なかでも、軽犯罪法の検挙件数が 44.2%のマイナスになっているのが目立つ。

職質による検挙も、その他の刑法犯を除き全ての罪種でマイナスとなっていて、特に、軽犯罪法が 51.1%と半減している。

おそらく、この点について警視庁では、地域警察官の職質による検挙の不振に危機感を持ったはずだ。

それが平成 23 年の活動目標の数字となって表れている。

この表で分かるように、いずれも前年に比べて増えている。

特に、特別法犯の職質検挙が前年対比で倍以上になっている。

職質検挙を倍以上の目標数値に設定するなら、人員が倍に増えるか、対象とする犯罪が倍増しなければならぬ。

そうした事情もないのに目標数字だけが上がるのは、ノルマが全く根拠のない数字だからだ。

軽微事件の集中検挙

犯罪の検挙は、いわば警察の表看板だ。

刑法犯の検挙件数は約 49 万 7 千件、検挙率約 31.4%、検挙人員約 32 万 2 千人となっている(以下、平成 22 年の犯罪 警察庁)。

しかし、問題はこの数字の中味だ。

刑法犯検挙のうち約 66%が窃盗だが、このうち万引きが約 10 万 7 千件 (34%)と圧倒的に多い。

占有離脱物横領の件数も約 5 万 2 千件で全体の約 11%を占める。

占有離脱物横領(1 年以下の懲役または 10 万円以下の罰金)は、いわゆる落し物の猫ばば事件だが、よくあるのは放置自転車を勝手に使っていたという事件だと思われる。

この種の事件は、横領罪が成立するののかも曖昧なケースも多く、いずれも軽微な事件だ。

刑法犯の検挙率が、こうした軽微な事件で押し上げられていることが分かる。

この占有離脱物横領の検挙件数が、警察白書に顔を出したのは昭和 54 年だ。

この年の検挙件数は約 1 万 3,100 件、その後、増加を続け平成 16 年には約 9 万 5,100 件、全刑法犯の検挙の約 14%まで増加する。

警察庁もさすがに気がひけたのか、平成 22 年には約 5 万 2 千件で全刑法犯の約 11%までに減少した。

ついでだから、警察の犯罪統計のまやかしについても触れおく。

検挙率は、刑法犯の認知したとき、検挙したときに、現場の警察官が作成する犯罪統計原票を基に算出される。

ところが、筆者が在職中には、この犯罪統計原票の作成・管理が杜撰で、現場の警察官が恣意的に捜査ならぬ“原票操作”やっていた。

認知原票隠し、検挙原票の水増し等々の手口が横行していたのだ。

昭和 38 年の刑法犯の検挙率は 63%、実に、平成 22 年の倍である。

この差が何よりもこのことを物語っている。

警察の検挙活動は、全体の 60%を占める地域警察官によって支えられている。

地域警察の検挙の端緒となる手段は、職務質問(以下「職質」という)だ。

警察庁の統計によると職質を端緒とする刑法犯の検挙件数は、約 11 万千件で全体の 23%を占める。

多いのはやはり窃盗だが、そのうち約 95%が乗り物盗(自動車・オートバイ・自転車盗)と非侵入盗(万引き、車上狙い等)で占められている。

占有離脱物横領は、その約 98%が職質による検挙だ。

地域警察官は、見張・立番、徒歩・自転車警ら、自動車警ら、列車警乗という勤務中に、職質により刑法犯検挙総数のうち約 17%、乗り物盗のうち 47%、占有離脱物横領事件のうち 86%を検挙したことになる。

地域警察官の検挙活動も、重要・悪質事件の検挙よりも有離脱物横領といった軽微な事件にその重点が指向されていることが分かる。

ここで、刑法犯以外の特別法犯検挙の中味をみしてみる。

特別法犯とは、軽犯罪法、覚せい剤取締法違反等の刑法犯以外の犯罪だが、交通法令違反は含まない。

警察庁の統計によると、特別法犯事件は平成 22 年中に約 8 万 6 千件が送致されている。

主たるものをあげると、覚せい剤取締法違反 16,778 件、軽犯罪法違反 16,265 件、迷惑防止条例違反 7,952 件、廃棄物処理法違反 6,524 件、銃砲刀剣類所持等取締法違反 5,846 件等となっている。

覚せい剤取締法違反 16,778 件のうち 63%が使用、29%が所持違反だ。

つまり、92%が末端の使用者による違反と思われる。

軽犯罪法違反がこんなに多いのは驚きだが、平成 20 年以降の同法違反の違反態様別、送致件数、送致人員をみしてみる。

区分	送致件数	送致人員(人)	凶器携帯(%)	田畑等侵入(%)
平成 20 年	17,851 件	18,477 人	8,803 件(49%)	4,527 件(25%)
平成 21 年	18,643 件	19,417 人	9,258 件(50%)	5,036 件(27%)
平成 22 年	16,265 件	17,222 人	6,056 件(37%)	6,002 件(40%)

注()内の数字は送致件数に対する比率

平成 22 年を除いて、いずれの年も軽犯罪法違反送致件数のうち凶器携帯の罪が全体の約半数近くを占めている。

平成 22 年も 37%を占めている。

これは、同法第 1 条第 2 項の「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」に該当する事件だ。

似たような事件に、銃砲刀剣類所持等取締法違反がある。

この事件も 5,846 件のうち、最も多いのは、「その他の刃物」の所持で全体の約 77%となっている。

「その他の刃物」は同法第 22 条の刃体の長さが 6 センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止（罰則 2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金）だ。

平成 22 年版犯罪白書には、軽犯罪法及び銃刀法の各違反の検察庁新規受理人員の推移（最近 20 年間）について、以下のような説明がある。

近年、増加傾向にあり、特に、平成 16 年以降、その傾向が顕著である。

21 年の受理人員は、1 万 6, 396 人（前年比 5.0%増）と 16 年の約 1.5 倍であるが、この増加は、主に、凶器携帯の罪（同法 1 条 2 号違反）及び入ることを禁じた場所又は他人の田畑への侵入の罪（同法 32 号違反）の検挙人員の増加（警察庁の統計による。）に伴うものである。

銃刀法違反の受理人員も、近年、増加傾向にあり、21 年は、6, 989 人（同 10.0%増）であった。

軽犯罪法の凶器携帯の罪の罰則は拘留又は科料で、情状に因り、その刑を免除し、又は拘留及び科料を併科することができるあり、軽犯罪法 4 条には「この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない」とある。

犯罪白書の説明は、警察による特別法の検挙活動も軽犯罪法の凶器携帯の罪等の比較的な軽微な犯罪に指向されているという警察に対する警告だ。

このところ、職質による軽犯罪法違反の検挙が違法だとする国賠訴訟等も目だっている。

ここで、国民の日常生活に密着したところで行われている警察の交通違反の取り締まりの実態もみておく。

警察は、毎年約 800 万件の道路交通違反事件を検挙（送致・告知）している。

運転免許保有者数は約 8,101 万人、ドライバーの 10 人に 1 人が検挙されていることになる。

ところが、悪質な違反とされる無免許運転は約 3 万 31 千件（0.4%）、酒酔い運転は約 800 件（0.01%）、

酒気帯び運転は約 3 万 81 千件 (0.5%) に過ぎない。

最も多いのは最高速度の約 236 万件だが、この中には 20 キロ未満の速度違反が含まれている。

次いで多いのは携帯電話等約 131 万件 (16.44%)、一時停止約 113 万件 (14.1%) 等となっている。

これらはいずれも違反点数 1 点の軽微な違反だ (警察庁統計 道路交通法等違反 違反態様別 送致・告知件数)。

大阪府警の検挙目標については、具体的な内容は明らかではないが、この警部補がアルコール数値をねつ造してまで、飲酒運転検挙の水増しを図ったのは、本人の歪んだ功名心もあるが、その背景には府警本部のノルマが存在したことは間違いないだろう。

昭和 43 年にスタートした交通反則通告制度の運用について、警察庁は「いわゆる点数主義に堕した検挙のための検挙あるいは取り締まりやすいものだけを取り締まる安易な取り締まりに陥ることを避けるとともに、危険性の少ない軽微な違反に対しては、警告による指導を積極的に行うこととし、ことさら身を隠して取り締まりを行ったり、予防または制止すべきにもかかわらず、これを黙認してのち検挙したりすることのないよう留意すること。」と都道府県警察に指示している。

この通達は、国民の日常生活に密着したところで行われる交通取り締まりで、現場の警察官が陥りやすい危険な傾向を指摘したものだ。

「市民の目フォーラム北海道」の相談 BOX に寄せられる警察に関する苦情でも、交通取り締まりに関するものが圧倒的に多い。

国民に納得されない交通の取り締まりは、警察に対する国民の信頼を確実に失わせている。

コンプライアンスの欠如

警察におけるノルマの存在が、国民の期待する重要・悪質事件の検挙よりも、警察にとって、やりやすい事件・軽微な事件に重点が指向される要因になっていることはこれまで説明した。

さらに見逃してはならないのは、ノルマがときとして警察内部にコンプライアンスの欠如、法無視の傾向を生み出していくことだ。

そして、こうした歪んだ風潮は警察内部だけの問題に止まらず、違法な取調べによる冤罪や虚偽公文書の作成などという警察官による犯罪行為まで生み出す要因になることだ。

そして警察内部には、こうした職務執行ができる警察官を有能な執行力のある警察官として評価する風潮さえある。

今回問題になった大阪府警の警部補の例のほかにも、数多くの事例がある。

例えば、平成12年頃、折から警察庁主導で全国的に展開されていたけん銃摘発の集中取り締まりにおいて、北海道警察では銃器対策課がけん銃の摘発の実績を上げるため、大量のけん銃の摘発の見返りに大量の覚せい剤などを密輸入させた、と元同課の警部が自身の裁判で証言した(稲葉圭昭著「恥さらし」講談社)。

これは、警察による組織的な犯罪だ。

覚せい剤を取り締まるべき警察が、大量の覚せい剤を密輸入するということは考えられないことだ。

北海道警察は、事実無根としているが実際にあったことだ。

平成16年6月、兵庫県警自動車警ら隊が検挙実績を上げるために虚偽の捜査書類を作成していた事実が発覚し、多くの警察官が実刑判決を受けた。

書類の偽造は、6月と11月の「職務質問強化月間」の期間中に集中しており、隊員に課せられたノルマが不正を助長したとされている。

平成22年3月には、埼玉県警の巡査2人が、自転車の交通違反者に渡す警告カードの交付件数を水増しするため、関係のない個人の情報を記載したとして処分されていたことが発覚した。

2人は「目標を達成し、上司に褒められたかった」などと話すとされている。

ノルマの弊害を助長する警察組織

次々と発覚する冤罪事件、捜査を巡る不手際、警察官の不祥事や犯罪等、今や警察に対する国民の信頼は地に落ちたとわざるを得ない。

警察におけるノルマは、警察が法の執行機関であり警察官に強い権限を付与していることから、ノルマの根拠が希薄で不合理なものであれば、国民に対して様々な不利益を及ぼす危険がある。

警察法第2条(警察の責務)は、警察の権限濫用を強く戒めている。

警察官の職執行の根拠となる警職法第1条には「この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最少の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなことがあつ

てはならない」とある。

警察のノルマには、多くの問題があるにもかかわらず、何故続けられているのか。

大阪府警の例でも、同警部補が所属する泉南署の飲酒運転の検挙実績には順位が付けられていた。

こうした実績は、警察署の年間累積表彰の対象となり優秀な実績を上げた警察署が表彰される仕組みになっている。

こうした仕組みは警察のあらゆる部門に存在し、各警察署の実績競争が生まれる。

警察は、上意下達の組織である。

警察本部から根拠のないノルマが示されても、警察署長が異議を唱えることはない。

現場の警察官も同じだ。それどころではない。

現場の警察官は、ノルマ達成度によって年間の勤務評定が決まり、成績優秀者は表彰される。

ときには、毎月の超過勤務手当の支給額にまで影響する。

勤務評定は昇任、昇給にも影響する。

一方、長期の成績不振者は「要指導職員」に指定され、幹部の厳しい監督を受け、場合によっては左遷の対象になる。昇任などは及びもつかない。

かくして、幹部はノルマの上に胡坐をかき、部下をノルマの達成度だけで評価する。

そして、マイルドコントロールされた現場の警察官は、自分たちが何のために仕事をやっているかを見失うことになる。

その弊害の被害を受けるのは、多くの場合善良な市民なのだ。



危険な権限拡大 捜査手法の高度化

最終報告の第3では「捜査手法の高度化」が取り上げられている。

それによると基本的な考え方として「取調べの可視化を実現すると同時に、取調べ及び供述調書への過度の依存から脱却し、科学技術の発達や情報化社会の進展等による社会の変化、これに伴う犯罪ツールの高度化・複雑化といった状況に対応し、治安水準を維持していくためには、客観証拠による確かな立証を図ることが可能となる捜査手法を不断に検討する必要がある。～中略～

もっとも、捜査手法の検討に当たっては、それらを導入した際の捜査における有効性だけでなく、国民に対する権利侵害の程度をも考慮した上で、両者のバランスをとることが必要である。～以下略～」としている。

一方、最終報告は「冤罪事件等が頻発し警察の捜査に対する国民の信頼大きく揺らいでいるのに拘らず、その最中に不適正な取調べが問題となった事案が発生している」と指摘している。

つまり、現在の警察捜査は信用できないと明言しているのだ。

では、警察はどんな権限を欲しがっているのか。最終報告からみてみよう。

そこには、これまで聞いたこともない捜査手法が列挙されている。

警察庁が実現しようとしている捜査手法(最終報告から抜粋)

(1) DNA型データベースの拡充

現在、我が国のDNA型データベースは国家公安委員会規則に基づいて運用されている(登録件数平成23年12月末で約19万件)ところであるが、諸外国においては法律に基づいて運用されていること等から、本研究会において、DNA採取やデータベースの根拠の法制化の是非をめぐって議論がなされた。

警察においては、こうした点を踏まえつつ、インフラの充実を始めとするDNA型データベースに係る抜本的な拡充を目指すべきである。

また、DNA型資料の採取対象、データベースへの登録対象、採取方法、データベースからの抹消時期、データベースの運用機関、第三者機関による監督、被疑者・被告人側からのアクセス等といった

運用に関する個別の論点についても、引き続き、検討を続ける必要がある。

(2) 通信傍受の拡大

我が国においては、通信傍受制度は十分な機能を果たしているとは言い難い。

これは、我が国の現行制度では通信傍受の対象となる犯罪が限定され、その実施要件が極めて厳格であるとともに、技術的な問題もあること等に起因していると考えられる。法律上の措置も視野に入れ、速やかに検討を進めることが望ましい。

(3) 会話傍受

会話傍受とは、対象者が管理する住居等に相手方の同意なく侵入し、録音・録画機器等の監視機器を設置して、対象者の言動をその同意なしに傍受・記録して証拠化する手法をいう。

組織犯罪の捜査には有効だとして導入を検討する余地はあると考えられる。

(4) 仮装身分捜査

仮装身分捜査とは、捜査員が仮装の身分を使用して関係者と接触して情報・証拠の収集を行うものである。

おとり捜査の実効性が向上されるという観点から検討することが望ましい。

(5) 量刑減免制度

量刑減免制度とは、裁判所による量刑判断において、一定条件下で刑を減免する制度をいう。

例えば、自首・自白の時期や内容によって量刑減免を行う規定を導入すること等が考えられる。

導入に当たっては、被害者を始めとする国民感情と抵触しないかといった点も含め検討を進めることが望ましい。

(6) 王冠承認制度

王冠証人制度とは、被疑者が一定の犯罪の解明等に貢献した場合、裁判所による量刑判断において、その時期や捜査への貢献度合いに応じ刑の減免をする制度をいう。

我が国の国民感情との整合性や、第三者の引込みの危険を考慮する必要があるほか、十分な証人保護制度を同時に検討する必要がある、我が国における実現可能性も加味して、引き続き、検討が必要である。

(7) 司法取引(自己負罪型、捜査協力型)

司法取引とは、訴追機関等が、被疑者・被告人側と合意し、自白や捜査協力の見返りとして、取引的に起訴の内容や量刑等を被疑者・被告人側に有利に取り扱う制度をいう。

我が国の刑事司法制度に取引的要素が導入されれば、捜査の質の劣化を招くおそれがあるほか、取調べの性格そのものを変えてしまう可能性も考えられるとの意見も示されたところであり、こうした意見をも踏まえ、引き続き、検討が必要であろう。

(8) 刑事免責

刑事免責とは、自己負罪拒否特権に基づく証言拒絶権の行使により犯罪事実の立証に必要な供述を獲得することができないという事態に対処するため、共犯等の関係にある者のうちの一部の者に対し、刑事免責を付与することによって、自己負罪拒否特権を失わせて供述を強制し、その供述を他の者の有罪立証の証拠としようとする制度をいう。

我が国の国民感情との整合性や、第三者の引込みの危険を考慮する必要があるほか、十分な証人保護制度を同時に検討する必要がある、我が国における実現可能性も加味して、引き続き、検討が必要であろう。

(9) 証人を保護するための制度

我が国においては、証人を保護するための制度として、現在、証人に対する加害行為のおそれがある場合に証人の住居等が特定される事項についての尋問を制限することができるものとされ、性犯罪の被害者等については、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない制度が導入されている。

可能かつ相当なものについては、速やかに、拡充を図ることが望ましい。

(10) 被疑者・被告人の虚偽供述の処罰化

被疑者・被告人の虚偽供述の処罰化とは、捜査段階又は公判における被疑者・被告人の虚偽供述・偽証を処罰することをいう。

この点、研究会においては、被疑者・被告人の黙秘権や弁護権を侵害するおそれがあるため導入には慎重であるべきとの意見が示された一方で、黙秘権は被疑者・被告人に嘘をつく権利までも保障しているとは言えず、虚偽供述を処罰しても黙秘権に抵触するものではないとの意見も示された。

こうした意見を踏まえつつ、検討することが望ましい。

(11) 黙秘に対する推定

黙秘に対する推定とは、被疑者・被告人が不合理な黙秘をした場合に、被疑者・被告人に不利益な事実を推定することをいう。

今後、取調べの可視化の拡大や被疑者・被告人側の意識の変化によって、黙秘する被疑者が増えることも考えられることから、検討の余地がある。

この点、不合理な弁解、黙秘及び否認をすることにより不利益を受けることは当然であるとの意見も示されたが、憲法上の自己負罪拒否特権等との問題を整理する必要があるため、引き続き、検討が必要である。

(12) 刑法その他の実体法(刑罰法令)の見直し

我が国の刑罰法規においては、犯行の目的等の主観的構成要件要素が重要な位置を占めているため、取調べによらなければ、立証が困難になることは避けられない。

取調べ及び供述調書への過度の依存を排するとの観点からは、諸外国の例を参考としつつ、刑法その他の刑罰法規の見直しについて検討を進めることが望ましい。

具体的には、刑法の客観化や推定規定を設けること等により、犯行の目的等については立証を不要にするなど、供述に依存しない立証を容易にする方向での実体法の見直しについて、検討を進めることが望ましい。

既に始まっている権限拡大

「研究会」が検討課題としている「捜査手法の高度化」のうち(1)～(5)までは、既に我が国で一部導入されて捜査手法である。どんな問題があるのだろうか。検証してみよう。

(1) 法的根拠を欠く DNAA型データベースの拡充

最近の捜査では DNA 型により犯人が特定されたとする報道が目立つ。

DNA 鑑定の全盛だ。この手法は被疑者又は被害者等の身体から採取した資料の DNA 型と犯罪現場等に被疑者が遺留したと認められる血液、精液、唾液、毛髪、皮膚等の組織片の DNA 型を対照し犯人を割り出すという捜査手法だ。

そのためには、出来るだけ多くの個人の DNA 型を警察庁のデータベースに登録する必要がある。

DNA 型は被疑者又は被害者等から提出させた「口腔内細胞(粘膜)」を鑑定することにより特定する。被疑者の場合には血液を採取することもある。

血液の場合には、裁判官が発布する鑑定処分許可状によることになるからこれは強制処分だ。

「口腔内細胞(粘膜)」の場合には「任意提出書」を書いて提出することになる。

任意だから逮捕されている被疑者であっても拒否できるが、身柄を拘束されていれば事実上は拒否できない。

こうした我が国の DNA 型データベースの運用は国家公安委員会規則に基づいて行われているとされるが、この国家公安委員会規則は事実上警察庁がつくる内部規則に過ぎない。

諸外国では DNA 型データベースは、法律に基づいて運用されているというが、我が国の DNA 型データベースの運用は法的な根拠がないのだ。

ある県警の通達によると、検挙した事件の罪種、手口、態様等から余罪があると認められる被疑者については、データベースと照合するために積極的に資料の任意提出を求め DNA 鑑定を実施している。

かつては、指紋が犯人特定の王者だった。その指紋採取の手続きと比較してみよう。

警察が被疑者から指紋を採取することができる法的な根拠は刑事訴訟法第 218 条第 2 項だ。

警察が差押、搜索又は検証をするときには、裁判官が発する令状によることになっているが、例外として、身体を拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、前項の令状によることを要しないとされる。

これは逮捕されていない被疑者の指紋を採取したり、写真を撮影するときには裁判官の令状が必要になることを意味する。

しかし、実際には逮捕されていない被疑者から、任意という名の下に指紋採取や写真撮影が半ば強制的に行われているのだ。

こうしたことから考えると、DNA 資料も任意取調べの被疑者や参考人からも行われるようになる可能性がある。

(2) 国民のプライバシーが警察に垂れ流しに

通信傍受とは警察による盗聴だ。最終報告によると、我が国の通信傍受の実施件数は 20 件から 30 件程度と諸外国に比べて著しく少ないという。

通信傍受は「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」により、裁判官の令状に基づいて行われる。

対象となる「通信」には、電話(固定電話・携帯電話)のほかメールや FAX も含まれる。対象犯罪は、通信傍受が必要不可欠な組織犯罪に限定される。

具体的には、覚せい剤等の薬物犯罪、けん銃密輸等の銃器犯罪、暴力団事件、組織的に行なわれた殺人事件等だ。

実施件数が少ないのは、現行制度の制約だけではないはずだ。

本当のところは、暴力団事件、振り込め詐欺、暴力団事件等の組織犯罪に関する情報入手が困難となっているためではないのか。

通信に関しては、警察は刑事訴訟法第 197 条 2 項の「捜査関係事項照会」だけで、電気通信事業者から、固定電話、携帯電話、メール等の送受信者の氏名、住所等の情報を入手することができる。

警察から照会を受けた通信事業者が、拒否することはない。

ここにも任意捜査という名の事実上の強制捜査がある。

おまけに、警察の「捜査関係事項照会」の管理は極めてずさんで、入手した情報が捜査以外の個人的目的に使われた事例も数多い。

平成 22 年 10 月 28 日、インターネット上に警視庁公安部外事第 3 課が作成したものとみられる文書が流出した。

その中に、イラン大使館職員の給与振り込み状況の記録があった。

これも「捜査関係事項照会」によるものとみられる。

平成 23 年 6 月、「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律」(いわゆる「コンピューター監視法」)が参議院で可決成立した。反対したのは共産党だけだった。

コンピューター監視法では、警察が捜査の必要があるときに、裁判所の令状なしに、プロバイダー等に通信履歴を一定期間(90 日を想定)保管させることができる。

説明によると、通信履歴とは、メールの場合であれば、発信者と受信者、通信の日時、どの経路を通過して通信が行われたのか、メールソフトは何を使っているかなどだ。web ページの場合であれば、どこの web ページを閲覧したのかも含むとされる。ブロードバンドで常時接続の場合には、かなりの確率で使用しているコンピューターを特定することも可能だという。

警察が通信履歴を入手するには、法律に基づいて履歴を保管させるという方法と「捜査関係事項照会」で通信履歴を提供させると方法がある。おそらくプロバイダーも銀行などと同じように拒否することはない。こうして、メール履歴は警察に垂れ流しになる。

平成 23 年 11 月には、総務省が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を改正した。

これにより、警察は GPS を利用して逮捕状が発布されている被疑者の位置情報を入手できるようになった。

通信傍受の拡大は既に着々と進められているのだ。

既に国民のプライバシーは警察に垂れ流しになっている。

通信傍受は、いずれは警察にとって好ましくない人物の監視にも使われるだろう。

(3) 治安維持のため警察による犯罪も正当化される。

会話傍受、これには驚いた。警察による住居侵入だ。暴力団犯罪や振り込め詐欺などの組織性の高い犯罪に有効だとされる。

思いだされるのは昭和年代、日本共産党が我が国における暴力革命を主張していた時代、党員の

自宅、党事務所等で多くの盗聴器が見つかったことだ。

昭和 61 年 12 月には、日本共産党の緒方靖夫国際部長の電話が盗聴されたとされる事件で現職の警察官が通信妨害罪で東京地検に逮捕されたが不起訴になった。

緒方部長は国・神奈川県・盗聴を実行した警察官を相手に損害賠償請求訴訟を起こし、平成 9 年 6 月に東京高裁は国・県に 404 万円余りの賠償を命じた。

このように会話傍受は、公安警察が我が国を暴力革命から守るためには非合法手段も許されると常用していた手法だ。

今度は、対象を共産党から暴力団等の組織犯罪集団に変わったただけだが、今回はこれを合法化しようとしている。

治安の維持のためなら警察による犯罪行為も許されるという警察の「思い上がり」だ。

その対象が暴力団等に限定されるという保証はどこにもない。

暴力団排除条例では、規制の対象が一般市民にまで拡大されている。

いずれは、どんな犯罪の捜査にも拡大されることだろう。

捜査だけではない。警察にとって好ましくない人物の監視にも使われることだろう。

(4) 仮装身分捜査

かつて、全国の公安警察には警察庁の直轄組織として、日本共産党、極左集団、労働組合等にスパイを送り込む「裏公安」(桜)と呼ばれる組織があったことは今や公然の秘密だ。

彼らは警察官としての身分を仮装し、アジトを拠点に活動していた。その存在は警察内部でも秘匿されていた。

ただし、これは捜査活動ではなくて情報収集活動だった。

最近では、けん銃摘発のための潜入捜査が行われた事実がある。

平成 8 年 8 月、北海道警察銃器対策課が中心となって、千葉県警、警視庁の合同捜査として行われたけん銃摘発を目的とする「警察庁指定第 50 号事件」だ。

捜査は、警察庁の指揮のもとに行われた。

この事件は、北海道警察銃器対策課の捜査協力者A(元暴力団幹部)の情報に基づき、当時の銃器対策課の稲葉圭昭警部補がヤクザに身分を仮装してAとともにけん銃の買い取り工作を行ったという

ものだ。

この取引の最中に、稲葉警部補の身分が露見しそうになり相手からけん銃を突き付けられるという事態になった。

結局、取引はけん銃 7、8 丁を買い取っただけで終結する(稲葉圭昭著「恥さらし」講談社)。

我が国では、警察官は採用後に全員が交番に配置される。

刑事に任用されても警察署等で顔と名前をさらして捜査に従事している。

身分を仮装することは、事実上不可能だ。

仮装身分捜査に従事させるなら、採用の段階から身分を仮装した捜査員を育成しなければならない。

警視庁の安城民雄巡査は、警視庁警察学校に入校中、警視庁公安部の幹部に誘われ北海道大学に進学、身分を秘匿して北大全共闘の活動家に接近して、全国で展開されていた学生運動等の情報収集活動に従事した。

ただし、これは小説の話だ(「警官の血」佐々木譲著)。

最終報告では、仮装身分捜査がおとり捜査の実効性を向上させるとしてとしている。

我が国では、おとり捜査を正面から規定した法律はない。

最高裁の判例により、一定条件下で認められている捜査手法だ。

おとり捜査とは、捜査機関又はその依頼を受けた捜査協力者が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働き掛け、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで現行犯逮捕等により検挙するもの、と一般的に定義される

最高裁判所の決定(平成 16 年 7 月 12 日)では、「犯罪を行う意思があると疑われる者が対象の場合など、一定の条件の下では刑事訴訟法 197 条に基づく任意捜査として許容される」として、初めて適法なおとり捜査が認められる 3 条件を示した。

その 3 条件として

- (1) 直接の被害者がいない薬物犯罪などの捜査であること
- (2) 通常の見守り捜査だけでは犯罪の摘発が困難であること
- (3) 機会があれば犯罪を行う意思があると疑われる者が対象であること

を挙げている。

北海道では、北海道警銃器対策課のおとり捜査が、違法なおとり捜査だったと国賠訴訟が提起され、当時の捜査員が公判で偽証したとして、北海道に 50 万円の支払いを命じた。この事件では、近く、再審請求も検討されている。

(5) 量刑減免制度

この制度も既に実施されている。

基本法は刑法第 42 条(自首等)「罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。」である。

特別法では、銃刀法第 31 条の 5 に「けん銃等を所持する者が当該けん銃等を提出して自首したときは、刑を減輕し、又は免除する。」(平成 5 年改正)とある。

しかし、この条文は警察によって「首なしけん銃」の摘発という化け物を生み出すことになる。

警察官が暴力団員等に働きかけ、けん銃を駅のコインロッカー等に入れさせ押収するというやり方で、けん銃摘発のノルマを稼いだのだ。

本来、刑の減免は裁判の判決で決まるものだ。

それを事実上警察官が即決裁判で決めたのだ。

それだけではない、警察官の行為は犯人隠避罪が成立する可能性がある。

国松警察庁長官が、けん銃で狙撃された平成 7 年のけん銃摘発数は 1,880 丁(自首減免適用 16.1%)で過去最高を記録するが、平成 22 年は 397 丁(同 8.8%)にまで落ち込んでいる。

この数字は、警察という組織がある特定のインセンティブがあればとんでもない方向に暴走することを物語っている。

北海道警察の銃器対策課は、平成 12 年には泳がせ捜査と称して大量の覚せい剤等の密輸にまで関与することになる。

平成 4 年に始まった、けん銃摘発を目的とする警察庁の「平成の刀狩り」が、現場の違法捜査によって支えられていたかがよく分かる。

合法化される取引捜査

(6)の王冠証人制度は被疑者の自発的供述で刑の減免を、(7)の司法取引は自白や捜査協力の見返りに有利な判決を、(8)の刑事免責は共犯者に刑事免責を約束して他の者の有罪を立証をしようとする制度だ。

現在、取調べで禁止されている「被疑者に対する便宜供与」あるいは「その約束」に該当する行為である。

最終報告も犯罪捜査にこうした取引的な要素が導入されれば、事件の早期解決が優先され、真相解明の努力を怠るケースが増えるおそれがある指摘している。

警察にとって、事件の早期解決が何よりも優先することは当然のことだ。

多くの冤罪の捜査には、そうした警察の目に見えない体質がある。

(8)の刑事免責に至っては、冤罪を生み出す危険性さえある。

取引という安易な捜査手法は、既に劣化している警察捜査の質を更に劣化させることは火をみるより明らかなだ。

こうした手法を導入するとなれば、当然のことながら刑事訴訟法の改正が必要になる。

それどころではない。憲法第38条の「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」とする原則をも変更する必要があるが出てくる。

そうなるとうどうなるのか。捜査の現場ではこうした取引が密かに行われるようになる。

つまり、この最終報告はその免罪符を与えたことになるのだ。

この最終報告では、重要な視点が抜けている。

ここでは捜査における取引の問題が論じられているようだが、警察の現場での情報収集活動で行われている取引の問題がある。

これまでも捜査の現場では、捜査員個人であるいは組織的に情報提供者に警察が保有する情報を漏えいしたり、特定の犯罪を見逃す見返りに、重要事件の情報を入手する手法が使われていた。

最近では、暴力団排除世論を形成する目的ではないかとみられる内部情報の漏えいや捜査情報の横流しの例もみられる。

情報漏えいや取引が発覚して、捜査員や捜査幹部が刑事責任を追及された事例も多い。

中には、責任をとって自殺した幹部もいる。

これは警察の情報入手方法、その組織的管理の在り方、その法的な根拠、捜査の実情に合わない捜査費の運用等について、正面から議論されていないためだ。

捜査における取引を検討する前に、むしろこうした問題を解決することが先決である。

危険な捜査手法の高度化に国民は自衛せよ

我が国の刑事司法は、自白偏重の人質司法と揶揄されている。

圧倒的に強い立場にある警察・検察が、被疑者追及のための有利な制度を検討しようとしていることは明らかだ。

(10)の被疑者・被告人の虚偽供述の処罰は、最終報告でも、被疑者・被告人の黙秘権や弁護権を侵害するおそれがあると指摘されている。

最終報告では、何をもって虚偽供述とするのかも明らかではない。

仮に、こうしたことが認められるとすれば、被疑者・被告人はうっかり弁解も出来ない。

これは一種の強迫だろう。

多くの冤罪事件では、警察官に“虚偽供述”に追い込まれたの自白を、裁判官は任意性、信用性を認めて有罪判決を言い渡してきた。

裁判での被告人の証言よりも、虚偽供述に追い込んだ警察官の証言が信用できるとしたのだ。

ここにも、警察捜査は常に正しいという“警察神話”が生きている。

(11)の黙秘に対する推定について最終報告は、裁判所は被告人が公判で主張している事実を警察官の取調べの際に、その事実を供述しなかった場合などは「適当と認める推論」を導くことができるとするイギリスの例を挙げている。

さらに、逮捕される際に警察官に犯罪の痕跡について説明せず、あるいは拒否したときにも「適当と認める推論」をするとなっている。

これでは推定無罪の原則もない。

被疑者が黙秘権という当然の権利を使った時には、裁判で不利な扱いを受けることになる。

(12)の刑罰法令の見直しは、現行の刑罰法規では、犯行の目的等の主観的構成要件が重要視され

ているから、犯行の目的などは立証を不要にするよう刑法その他の刑罰法規を改正しろという乱暴な話だ。

取調べの全面可視化を求める日弁連は、この捜査手法の高度化をどう見ているのか。

平成24年2月23日の日弁連会長(宇都宮 健児)声明にはこうある。

捜査手法の高度化については、捜査機関において客観的な証拠を入手するために、不断に検討する必要があるところであり、最終報告では、いくつかの具体的検討を提言している。

しかし、通信傍受の拡大等は、市民のプライバシーを侵害するおそれが極めて強く、その必要性や相当性についての慎重な検討が不可欠であって、かりそめにも取調べの可視化と引き換えになされるようなことがあってはならない。

日弁連の声明は生ぬるい。

最終報告は、代用刑事施設(警察留置場)での長期勾留等の人質司法の問題には、一切触れていない。

その上でわずか 2.1%の可視化と引き換えに、国民のプライバシーの権利、黙秘権、供述拒否権等、憲法で保障されている基本的な権利も放棄せよと要求しているのだ。

これは、国民に対する恫喝だ。

ならば、国民は自衛する外はない。基本的に任意同行・取調べには応じない。

取調べに弁護士の立ち会いを求める。

警察の取調べは、ICコーダーで録音する。

納得できない供述調書には署名押印しない。

そして、警察の違法捜査には泣き寝入りしないで立ちあがることだ。



2012(平成24). 3. 3(土) 取調べ可視化のまやかし(その1)

治安水準維持? 可視化率 2.1%

松原仁国家公安委員長の私的諮問機関「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」(座長・前田雅英首都大学東京教授 以下、「研究会」という)が、2月23日「最終報告」をまとめて公表した。

最終報告は、近年、真犯人の存在による人違いであることが明らかになるなど、警察の取調べの在り方が厳しく問われる無罪事件等が続き、警察捜査に対する国民の信頼が大きく揺らいでいると警察捜査の現状を認め、取調べに過度に依存してきた捜査を改める必要があるなどとしたものの、取調べの全過程の録画については、直ちにこれを推進するとの結論に至らなかった。

最終報告は、さらに「過度に自白に頼ることなく、客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするためにも、諸外国で導入されている捜査手法等については、適正手続きの保障や国民の権利・利益の侵害のおそれ等も十分考慮しつつ、速やかに導入すべきである」と結論付けている。

平成21年9月、民主党は「取調べの可視化で冤罪を防止する」との政権政策(マニフェスト)を掲げて政権交代を果たした。

野党時代には2回にわたって参議院に可視化法案を提出した民主念党だったが、平成22年2月に始まった「研究会」では、中井治国家公安委員長が「全面可視化だけをすれば治安水準を落とすおそれがある」とマニフェストの放棄とも受け取れるような後退姿勢に転じていた。

案の定、総理大臣が3人も代わり、国家公安委員長が5人も交替するような政権では、取調べの可視化について強く反対する警察庁の牙城を崩すことはできなかった。

日本弁護士連合会(以下、「日弁連」という)が、「取調べの可視化」について意見書を出したのは、平成15年7月14日のことである。

日弁連の意見書は、裁判員制度の導入と同時に、被疑者の取調べの全過程をテープ録音ないしビデオ録画する制度が確立されるべきだ、とする趣旨だった。

最終報告を受けて、警察庁は被疑者の取調べ過程の録音・録画(可視化)について、平成20年から試行している裁判員裁判対象事件の自白事件だけでなく、平成24年4月からは否認事件も対象に

し、可視化の場面もこれまでは、取調べの最後に被疑者に供述調書を読み聞かせる場面に限っていたが、これを初期段階から節目ごとに拡大することを検討している。さらに、供述の任意性や信用性が裁判で問題になりやすい知的障害のある被疑者の取調べでも可視化することを検討することを明らかにした。

知的障害者の場合は、罪種を限定しないという。

ここで裁判員制度の対象となる事件を確認する。

代表的なものをあげると、次のような事件だが、平成 22 年中に全国の地方裁判所が受理した刑事事件のうち、裁判員裁判対象事件はわずか 2.1%(1,797 人)に過ぎない。

警察が全国で実施した可視化も、昨年末までに 1,587 件に止まっているという。

- 人を殺した場合(殺人)
- 強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させてしまった場合(強盗致死傷)
- 人にけがをさせ、死亡させてしまった場合(傷害致死)
- 泥酔した状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させてしまった場合(危険運転致死)
- 人の住む家に放火した場合(現住建造物等放火)
- 身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身の代金目的誘拐)
- 子供に食事を与えず、放置したため死亡してしまった場合(保護責任者遺棄致死)
- 財産上の利益を得る目的で覚せい剤を密輸入した場合(覚せい剤取締法違反)

「取調べ」と「治安水準」とは何か

本題に入る前に、「取調べ」に関しての基本的なことを確認しておきたい。

「取調べ」という用語は、刑事訴訟法第 197 条(捜査に必要な取調べ)と同法第 198 条(被疑者の出頭要求・取調べ)に出てくる。

しかし、「取調べ」に関する定義はない。

広辞苑では、「担当係官が事件関係者から事情を尋ね調査する」とある。

警察の犯罪捜査の基本を定めた「犯罪捜査規範」には第 8 章に「取調べ」という章を設け、「取調べの心構え」等 16 か条にわたって詳細に決めている。

しかし、ここにも「取調べ」の定義はない。

取調べには、被疑者の取調べと参考人の取調べがある。

被疑者の取調べには身柄を拘束しての取調べ、任意の取調べがある。

警察では、供述拒否権を告げない取調べを「事情聴取」と称しているが、これはマスコミ用語だ。

警察は、どのくらいの取調べを行っているのか。実数は分からない。

刑法犯の検挙人員(交通業過を除く)は 32 万 2,620 人、特別法犯送致人員((刑法犯、交通関係法令を除くすべての犯罪 条例で規定するものも含む)は 8 万 6,006 人、交通事故事件送致人員 70 万 0,917 人、道交法等違反送致・告知件数 806 万 2,692 人(1 件 1 人として)である。

これらをトータルすると 917 万 2,235 人である。

可視化の対象は、裁判員裁判の対象になる 1,797 人だけだ。

被疑者の取調べは 1 回では終わらない。2 回、3 回は普通だ。延人員になるとかなりの数になる。15 歳以上の人口は、約 1 億 1,000 万人だ。

少なく見積もっても国民は、1 年間に 1 回以上は警察の取調べを受ける可能性がある。

さらに、被疑者以外の参考人の取調べもある。

こちらはどのくらいあるかは分からないが、冤罪事件等では参考人の供述調書の記載内容が問題になったケースも多い。

参考人の取調べも、可視化の対象であることを見逃してはならない。

最終報告には、「研究会」の目的を「治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現する」としている。そもそも、警察庁が想定している治安が落ちた状態とはどんな治安状況を指しているのか。

犯罪の認知件数が増加傾向にある状態なのか。犯罪の検挙率が低下している状態なのか。それとも、アフガニスタンのように爆弾テロが続くような状態なのか。

暴力団によるけん銃発砲事件が、全国各地で頻発している状態なのか。

夜間、若い女性が一人歩きができない状態なのか。

いずれも、我が国の治安状態には合致しない。

刑法犯の発生件数は、平成 8 年以降毎年増加を続けたが、平成 14 年の 369 万 3,928 件をピークに減少し、平成 22 年中は 170 万 3,044 件までに減少した。

殺人事件は、昭和 29 年に 3,081 件の発生をみたが、年々減少し、平成 22 年には 1,067 件となっている。

おそらく、その要因は、人口の減少、特に、若年層の減少と長引く経済不況によるものだろう。少なくとも警察力で犯罪を抑え込んでいるとは言えないだろう。

警察庁が懸念しているのは、刑法犯の検挙率、暴力団事件をはじめとする組織犯罪の検挙実績の低迷傾向なのだ。

重要・凶悪事件の検挙も伸び悩み、捜査の不手際も目立つ。

刑法犯の検挙率 31.4%(平成 22 年)にしても、この数字を支えているのは、万引きや占有離脱物横領(ネコババ事件)であることを警察庁はよく知っている。

特別法犯事件は、平成 22 年中に約 8 万 6 千件が送致されている。

主たるものをあげると、覚せい剤取締法違反 16,778 件、軽犯罪法違反 16,265 件、迷惑防止条例違反 7,952 件、廃棄物処理法違反 6,524 件、銃砲刀剣類所持等取締法違反 5,846 件等となっている。

最も多い覚せい剤取締法違反は 16,778 件のうち 63%が使用、29%が所持違反だ。

つまり、92%が末端の利用者による違反と思われる事件だ。

昨年は、覚せい剤の密輸入(運び屋)の検挙が多かったようだが、暴力団の資金源になっているとされる組織的密売事件や密輸入事件の摘発は低調だ。

覚せい剤取締法違反と並んで多いのが、軽犯罪法違反というのも象徴的だ。

こうした検挙実績の低迷は、都市化の進展や国民の意識変化等という捜査を取り巻く環境の変化が一層の厳しさを増しているのに対し、警察官の捜査能力の低下、捜査幹部の指揮能力の欠如という内部的な問題のほか、警察のアンテナ機能の低下、つまり、情報収集能力の低下傾向も否めない。こうした警察が抱える多くの問題が、解決できないことにこそ問題があるように思う。

何も変わっていない警察の取調べ

最終報告は「警察捜査に対する国民の信頼が大きく揺らいでいる」ことを認めているが、2月24日にも広島市で平成13年に起きた保険金目的の殺人事件について最高裁が、検察側の上告を棄却する

決定をした。

被告は平成 18 年 5 月に詐欺事件で別件逮捕され、放火殺人を自供したが、公判では否認に転じ無罪を主張していた。

最高裁は、自白の信用性を否定した控訴審判決を支持した。

平成 23 年 7 月、小樽市内のマンションでアパート経営者の女性(81 歳)が胸などを刺されて殺害された事件で、北海道警察は被害者と知り合いの不動産会社経営の女性Aさんを逮捕したが、札幌地検は勾留中だったAさんを処分保留で釈放した。

札幌地検は「起訴するに足る証拠がなかった」と説明したが、過去の例から見て、今後Aさんが起訴される可能性は極めて低い。

最近になってAさんが「身に覚えのない、疑われたことは心外」などとする手記を発表、そのなかで長時間にわたる取調べや偽計を用いた取調べが行われたとしている。

冤罪事件や捜査の不手際は、裁判員裁判対象になる重要・凶悪事件の捜査に限って起きているわけではない。

最も検挙件数の多い窃盗事件等刑法犯、軽犯罪法違反や迷惑防止条例違反といった軽微な事件、あるいは交通事故を巡る捜査でも起きていることを見逃してはならない。

多くの冤罪等の被害者は、泣き寝入りしているだけだ。

警察庁は、平成 21 年 4 月、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(国家公安委員会規則)を施行し、管理部門に被疑者取調べの監督業務を担当する所属を設置、取調べをのぞき窓からの視認、取調べ状況報告書の閲覧などにより被疑者の取調べの状況を確認する制度をスタートさせたが、2 月 9 日、昨年 1 年間の制度の運用について、全国の警察で実施された取調べで、容疑者に雑誌を渡すなどの不適切な行為があったケースは 31 件、行為の種類別では「便宜供与」が 22 件、「不安を覚えさせる言動」が 3 件、「警察署長などの事前承認のない長時間の取調べ」が 3 件で、容疑者の取調べ全体の件数は 158 万 4,102 件だったと公表した。

念のため、「監督対象行為」とは何か。確認しよう。

- ① 被疑者の身体に接触すること(やむを得ない場合を除く。)
- ② 直接又は間接に有形力を行行使すること。

- ③ 殊更不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。
- ④ 一定の動作又は姿勢をとるよう強く要求すること。
- ⑤ 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。
- ⑥ 被疑者の尊厳を著しく害するような言動をすること。
- ⑦ 一定の時間帯等を取調べを行おうとするときに、あらかじめ、警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長の承認を受けないこと。

警察の取調べではこうしたことが、長年にわたり日常茶飯事的に行われてきたのだ。

新しい規則ができたからといって、そう簡単に現場の取調官の意識が変わる訳がない。

第一、そうした取調べができる警察官を有能な警察官として育て上げてきたのは、ほかならぬ警察という組織だ。

現場の取調官から言わせれば、何を今さらといった受け止め方だろう。

不適切な取調べが、1年間でわずか56件とはとても信じられない。

監視担当者が、158万4,102件もの取調べをどうやって監視できるというのか。

この数字は、氷山の一角とみるべきだ。

警察庁がやるべきことは、警察組織内にある自白偏重主義の払拭であり、取調官の意識改革の徹底だろう。

現在の刑事司法制度及び警察捜査

最終報告には「現在の刑事司法制度及び警察捜査」なる項目がある。

その一部を抜粋して列挙しておく。

- ① 「精密司法」と呼ばれてきた刑事司法制度の下で、実態的真実が追求されてきたといわれる。
- ② 捜査機関における取調べは、一般的に長時間をかけて丁寧かつ緻密に行われ、事案の真相を解明する上で極めて重要な機能・役割を果たしてきたといわれる。
- ③ 現在の刑事司法制度の下で、安全・安心を求める国民の期待に応え、犯人の的確な検挙・処罰行われてきた。これが世界一安全な国といわれた言われた治安の良さの実現にも貢献してきた。

「研究会」のメンバーが我が国の警察捜査について、本気でこうした認識を持っていたとしたら驚きだ。だとすれば、全面可視化の実現という結論が出るわけがない。

そして、最終報告は「警察の捜査は、国民の信頼抜きには成り立たないものだ」としている。このくだりこそが、この最終報告の最大のまやかした。

警察庁が本気でそう考えているとしたら、これほど多くの冤罪事件や違法捜査、さらには、裏金疑惑、警察官の不祥事や犯罪が起きるわけがない。

警察の取調べの実態については既に説明したが、警察庁の調査では、平成 22 年中に逮捕した 56 の捜査本部事件の被疑者 86 人に自供したきっかけを聞いたところ、約 7 割が「取調官との信頼関係」と回答したという。

だから、信頼関係の醸成に邪魔になる可視化はするなということらしい。

長期間自由を拘束され、手錠と腰縄という屈辱的な扱いをうけ、圧倒的に有利な立場にある取調官と被疑者の間に「信頼関係」なるものが本当に生まれると言うのか。

「説得力のある調べ」ができる取調官が、どのくらいいるのか。甚だ疑問だ。

最終報告では、取調べに心理学的な手法を更に取り入れるなど取調べの科学化を提唱している。

確かに、警察における取調べ技術は先輩捜査員からのみよう見まね、短期間の警察学校等における研修・訓練程度のものであり、その内容も先輩捜査員による伝承的指導であり、技術というより自白追及のための精神論的指導の範囲に止まっている。

むしろ、従来の自白偏重捜査を増長しているようなものだ。

心理学的手法に関する指導も、ほとんど行われていないのが実情だ。

警察庁が本気で取調べの科学化に取り組むと言うなら、警察官に大学等の専門機関で心理学や犯罪心理学を学ばせ、一定の資格を取得させるなどを内容とした「取調官資格制度」を導入するべきだ。

裁判官や検察官、そして弁護士の資格が、法科大学院課程を修了し新司法試験に合格した者とされることからみれば、取調官にこうした資格制度の設けても不思議ではあるまい。そのことが取調官のステイタスの向上にもつながることだ。

“敵は本能寺にあり”見えてきた衣の下の鎧

警察庁は平成年代に入り、国民の多くが反対できない暴力団壊滅を掲げ、暴力団対策法をはじめ、平成 12 年には組織犯罪処罰法が施行された。

警察庁の主導で始まったけん銃摘発を目的とする「平成の刀狩」は、失敗施策だったが、平成 22 年以降、警察庁はじめ各都道府県警察本部に「組織犯罪対策部局」を設けた。

平成 23 年には、全国的な暴力団排除条例の整備を図った。

捜査手法についても、麻薬特例法の制定、銃刀法の改正などにより、おとり捜査関連規程の整備、泳がせ捜査の導入なども行っている。

この最終報告が公表された 5 日後の 2 月 28 日には、暴力団対策法改正案が閣議決定された。

法案には暴力団が企業などを襲撃する事件が相次いでいるとして、襲撃に関与したと判断された暴力団を新たに指定し、所属する組員が不当な要求をただけで、すぐに逮捕できるとすることなどを盛り込んだ。

また、対立抗争を起こした暴力団を「特定抗争指定暴力団」に指定し、相手の組員の関係先をうろつくだけで逮捕できるとしている。

この改正案は、今の通常国会に提出する見込みだ。

秘密保全法やこれまで三度廃案になった悪名高い「共謀罪」を、国会に上程する動きもあるようだ。

世の中が東日本大震災、原発問題、税と社会保障の改革だと大騒ぎしている陰で、とんでもないことが進んでいる。陰でそれを操っている巨大な権力は何か。

最終報告の捜査手法の高度化するものの内容をみると、警察庁の本心が見えてきた。

警察庁は、取調べの可視化要求世論の高まりを逆手にとって、誰も反対できない「治安水準」の維持を掲げて「捜査手法の高度化」という要求を実現しようとしているのだ。

国民は、我が国が「世界で一番安全な国である」ことに誰もが反対は出来ない。

警察庁は、国民に代償を求めている。それが「捜査手法の高度化」なのだ。

民主警察の衣の下に危険な国家警察の影が見え始めている。

しかし、警察を知らない国民はそのことに無関心だ。

多くのマスコミもだんまりを決め込んでいる。

結局、取調べの可視化は、法務大臣の諮問機関の法制審議会に設置された「新時代の刑事司法制度特別部会」(平成 23 年 6 月設置。以下、「法制審特別部会」という)の審議に委ねられ、取調べの録画の法制化についても検討がなされることとなった。

法制審特別部会の審議の行方が注目される。

今回は、警察庁が実現を目論む「捜査手法の高度化」とはどんなものなのか、を考えてみたい。



2012(平成24). 2. 15(水) 留置場看守 今度は全裸で逮捕

不祥事にあえぐ道警 留置場は人事の吹き溜まりか

年が明けると、警察は前年の犯罪や交通事故の取りまとめ数字を発表する。

2月11日、道警札幌厚別署留置管理課勤務の巡査長(28歳)が、札幌ススキノのSMクラブで全裸になっていたとして、札幌中央署に公然わいせつの疑いで現行犯逮捕された。

伝えられるところでは、札幌中央署が無許可でSMクラブを営業しているらしいとの情報で、同クラブを風俗営業法違反容疑で家宅搜索したところ、同巡査長が男女客15人の前で全裸姿で女性従業員にロープで縛られていたという。

道警の奥村稔・監察官室長は「誠に申し訳ない。事実関係を調査し、厳正に対処する」とコメントした(平成24年2月12日 毎日新聞から)。

道警では今年1月には、留置場看守だった巡査長(20歳代)が平成22年3月に留置されていた女性と釈放後に同居し、勤務中に無断で自宅に立ち寄ったり、昨年8月には2人で千歳市内をドライブ

中、駐車場で無人の駐車車両に衝突し、そのまま逃げたことが発覚、停職6カ月の懲戒処分になっている。今年に入り連続して留置場看守の不祥事だ。

平成22年7月には、札幌白石署の留置場看守の巡査(当時28歳)が留置されていた被疑者の会社社長から現金を脅し取ろうとして恐喝未遂で逮捕され、有罪判決を受けている。

同年8月には、留置場で現金を盗んだとして、窃盗容疑で道警本部留置管理課の巡査長(当時36歳)が逮捕されている。

留置場(正式名称は「留置施設」)は、「ブタ箱」などと呼ばれるが「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成19年5月25日施行)というれっきとした法により設置される施設だ。

収容するのは、主として逮捕、勾留された者だが、このうち勾留者は、本来は拘置所に収容されるべきだが、ほとんどの勾留者は代用刑事施設である留置場に収容される。

法改正前はこれを「代用監獄」と呼び、冤罪の温床になるとされたが現在も名称を変えて存在する。

警察の留置場の管理・運営に関しては被疑者留置規則(国家公安委員会規則)で決められている。

管理責任者は、警察署長(警察本部の留置場は留置管理課長)である。

警察署長は、留置人の数、性質等を考慮し、その看守に必要な看守者を留置場に配置しなければならないとされ、看守者は、留置人の逃亡、罪証隠滅、自殺等の事故がないよう、留置場の見回り、その他必要な措置を講じ、留置人の動静及び施設の異常の有無に注意を払わなければならない。

最近の留置場は、昔からみれば施設も改善されたようだが、留置場は外部から一切遮断されていることもあって、陽は入らず一種独特の臭気がある。

看守勤務は場内の巡回等、極めて単調である上、収容者の中には一筋縄ではいかない者が多く、隙あらば逃走しようとする者もいる。

何もなくて当たり前、何かあれば懲戒処分が待っている。

「きつい」、「汚い」、「危険」の典型的な3K職場だ。

だから、現場の警察官が最も敬遠する職場である。

そんなこともあり、勤務実績不振者、不祥事を起こした者、幹部を批判する言動のある者等の「要指導職員」を配置するなど、警察内部では長い間人事の吹き溜まり的な職場として運用されてきた。

しかし、警察署長としては、留置場は留置人の逃亡、自殺等のほか、弁護士との接見等、一步間違とうと人権上の問題を起こすおそれもある頭の痛い職場でもある。

私も署長時代に、留置人に自殺された経験がある。

履いていたソックスを格子にかけて座ったまま縊死したものだったが、看守は直前に巡回していたが、その兆候を発見できなかった。

警察署長とすれば、爆弾を抱えているような職場に要指導職員ばかりを配置するわけにはいかない。

そこで、交番に勤務している若い地域警察官で勤務実績優秀者の中から、2年間留置場勤務をさせた後、刑事、生活安全等の本人が希望する職種に採用するという条件で留置場看守を採用する制度ができた。

交番勤務から内勤勤務への登竜門だ。

しかし、道警職員の不祥事がこれだけ続くと要指導職員が増える。

僻地の駐在所へ左遷すれば、幹部の眼が届かなくて心配だ。

市民と接する職場には使えない。

そうなると、要指導職員を配置する職場は限られている。

警察署長は、背に腹は代えられないと要指導職員を留置場に配置せざるを得なくなる。

そのために、留置場の看守らによる不祥事が絶えないのだろう。

道警の不祥事は負のスパイラルに陥っているのだ。

全国の警察官の不祥事を見ていると強制わいせつ、盗撮、買春、淫行等、性的な非行が目立つ。

数年前には、道警旭川方面本部管内の警察署に勤務する交通課の巡查長が聞き込み先の女性宅で下半身を露出したなどとして懲戒処分になった事件もあった。

この時の鳥井優二監察官室長は「警察官として誠に遺憾な行為。今後より一層、指導教養を徹底し再発防止に努めたい」とコメントした。

今回も奥村監察官も同じようなコメントをしている。

いつも同じコメントではなくて、もう少し気のきいたコメントをして欲しいものだ。

でも、「人前で下半身を出さないよう指導を徹底する」とも言えないか。

不祥事にあえぐ道警には、打つ手が無いということだろう。

今回の巡査長はSMクラブで全裸になったそうだが、これからは現場の警察官が職務質問のときに、ゴネラーからは「下半身をみせろ」と言われるかも知れない。

多くのまともな警察官は、恥ずかしくて仕事ができないだろう。



2012(平成24). 2. 6(月) 犯罪も交通事故死も大幅減

道警職員の懲戒処分者数は過去最高

年が明けると、警察は前年の犯罪や交通事故の取りまとめ数字を発表する。

北海道では、平成 23 年中は殺人などの凶悪犯や窃盗犯が大幅に減り、刑法犯の認知件数が前年比 3.8%減の 4 万 9,268 件となり過去最低を記録した。

交通事故発生件数は 1 万 6,395 件、交通事故死も 190 人で 62 年ぶりに 200 人を割った。

全国ワーストも 2 年ぶりに返上したという。北海道の治安は万全という訳だ。

警察は例によって、防犯対策や事故防止対策の成果だなどと言いたいらしいが、現場の警察職員の気が緩んでいるのではないかとしか思えない数字も公表された。

平成 24 年 1 月 26 日、警察庁が平成 23 年中の全国警察職員の懲戒処分者数を発表した。

それによると、去年は 367 人(前年比 -18 人)で、その内訳は免職 45 人、停職 83 人、減給 123 人、戒告 116 人となっている。

処分事由をみると、「窃盗・詐欺・横領」によるものが 78 人で最も多く、これに暴行等、職権濫用・収賄供応、公文書偽造、特別法犯等の犯罪行為の 98 人を加えると 176 人となる。警察職員の懲戒処分は、全体の半分近くの 48%が犯罪行為によるものだ。

平成 12 年に始まったとされる警察改革以降、懲戒処分が最も多かったのは平成 14 年の 568 人で、

平成 21 年には 242 人までに減少したものの、平成 22 年は 385 人と急増していた。

平成 23 年は前年比 -18 人となっているが、依然として高止まり傾向だ。

ほかの職業の犯罪状況に関するデータがないので、警察職員の犯罪が多いのか少ないのかは比較できない。

しかし、全国のニュースを見ていると、警察官による犯罪のニュースが流れない日はないと言ってもいいくらいだ。

警察庁が懲戒処分者数を発表した日にも、その記事に並んで、神奈川県警の巡査が、自転車盗難事件を捏造し、容疑者を検挙したとする虚偽の捜査書類を作成したとして、虚偽有印公文書作成・同行使容疑で逮捕されたニュースが載っている。

さて北海道警察(道警)はどうだったのか。

懲戒処分を受けた道警職員は、前年より 6 人多い 31 人で過去最高だった。

しかも、都道府県警察別では警視庁の 44 人に次いで、全国第 2 位だ。

警視庁の定員は 4 万人以上、道警は 1 万 1,765 人だから如何に多いかが分かる。

道警のここ数年の懲戒処分者数は、平成 20 年が 12 人、平成 21 年が 13 人、平成 22 年が 25 人だったから、この 2 年間急増していることになる。

特に去年は、警察職員が 6 人も逮捕されている。これは少し異常な状況だ。

断っておくが、懲戒処分者数には懲戒処分以外の訓告(訓諭・訓戒)、嚴重注意、口頭注意等は含まれていないし、当然ながら、公になっていない不祥事によるものは含まれていない。ある意味では、懲戒処分者数は警察職員の不祥事の一部に過ぎないのだ。

更に言うなら、警察は絶対にあってはならない不祥事から目を背けているのではないか。

例えば、昨年 7 月の小樽市内の女性殺害事件での誤認逮捕、これは重大な人権侵害だ。

この違法捜査で警察本部長以下の捜査幹部は、どんな責任を取ったというのか。

今回発表された数字には、含まれていないはずだ。

これだけ、警察官の不祥事が続くと、警察職員の個人の問題というより、警察官の採用、教育、人事管理、勤務管理、実績管理など、道警には組織的に重大な欠陥があるのではないかと思わざるを得

ない。

平成 24 年 1 月、職場のいじめ対策について検討している厚生労働省の作業部会が「職場のパワーハラスメント(パワハラ)の定義をまとめて発表した。

それによると、地位だけではなく、ITなどの専門知識や人間関係などの職場内の優位性などを背景に「業務の適正範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為」と定義されている。

パワハラの種類として、①暴行などの身体的攻撃 ②脅迫など精神的な攻撃 ③無視や仲間はずれ ④多すぎる仕事をさせる ⑤仕事をさせないなど過小な要求評価 ⑥プライベートに立ち入ること～の 6 つを挙げた。

パワハラの種類には、上司によるものだけではなく、同僚や部下によるものも含むのだそうだ。

労働組合も無く、何よりも階級と先輩後輩の差がものをいう警察組織ではこんなことは日常茶飯事だ。

例えば、昨年、判決が確定した熊本県警機動隊員よるいじめ自殺事件はその典型だ。

平成 22 年 4 月、道警を定年退職したばかりの元警部補石黒繁治氏が、妻Nの交通事故事件の捜査をめぐって、管轄警察署の不適正捜査を指摘したところ、左遷されたり昇任を拒否されたりして精神的損害を受けたとして、道警を相手取って提訴した国賠訴訟が続いているが、これも組織的なパワハラの一つだろう。

現職警察官や途中退職した警察官から相談を受けることが多いが、彼らの話は先ほどの①～⑥までのいずれか複数の類型に当てはまることが多い。

平成 22 年に道警で警察官の不祥事が続出した際の再発防止策で、道警は職員への面接や家庭訪問、研修などを徹底するとしたが、警察では不祥事が起きるたびに監察等の内部管理を強化する。

そうすると現場には、閉塞感と幹部への不信感が充満する。

責任追及を恐れる幹部は戦々恐々となり、部下の一挙手一投足に事細かに注文をつける。

管理目標という名のノルマの達成を要求する。

ノルマを達成するため現場の警察官は、やりやすい事件や強引な手法な違法な手法で実績を上げようとする。自信のない幹部は見て見ないふりをする。

警察の不祥事再発防止策は、こうした悪循環に陥っているのだ。

平成3年頃から始まった幹部枠の拡大により、幹部の粗製乱造、それが幹部の質を著しく低下させた。

再発防止策を効果的に実施できる能力のある幹部は、どのくらいいるのか。

このことが、不祥事が繰り返される要因である。

道警では、今年に入って、まだ、1ヶ月にもならないうちに不祥事が起きている。

留置場勤務だった看守の巡查長(20歳代)が、留置されていた女性と不適切な交際をし、2人でドライブ中に当て逃げ事故を起こしたとして、道警は巡查長を停職6カ月の懲戒処分とした。辞職の意向を示しているという。

道警の監察官室によると、巡查長は留置場の管理係だった平成22年3月、留置されていた女性と釈放後に同居し、勤務中に無断で自宅に立ち寄ったり、昨年8月には2人で千歳市内をドライブ中、駐車場で無人の駐車車両に衝突し、そのまま逃げたとされている。

上司が多額の借金を追及したところ、女性との交際を認めたという。

巡查長は道交法違反(事故不申告)で書類送検され、起訴猶予処分となっている。

平成22年7月には、札幌白石署の留置場看守の巡查(当時28歳)が留置されていた被疑者の会社社長から現金を脅し取ろうとして恐喝未遂で逮捕され、有罪判決を受けている。

同年8月には、留置場で現金を盗んだとして、窃盗容疑で道警本部留置管理課の巡查長(当時36歳)が逮捕されている。

留置場は、道警人事のゴミ箱になったままだ。

この時、道警は異例の臨時警察署長会議を開き、ときの本部長が「道民の信頼が揺らげば協力を得られなくなり、警察活動に大きな支障を及ぼす。不祥事を根絶し、道民の信頼を回復することが喫緊の課題である」と訓示した。

しかし、平成23年中の懲戒処分の状況を見る限り、本部長の訓示は何も生かされていないどころか、さらに状況は悪化している。

道警が職員の不祥事で道民の信頼を失うのは勝手だが、道警本部長も警察職員の本当の雇い主は道民であり、不祥事の本当の被害者は警察官の雇い主の国民なのだ。

警視庁の創設者川路利良大警視が、江戸時代の与力、同心、岡っ引きたち、不浄役人の警察から、市民に対する奉仕と保護をめざす近代警察に改革するために、「官員は公衆の膏血(こうけつ)をもって買われたる物品の如し」(公務員は国民の脂汗である税金で買われた物品のようなものだ)と警察官に厳しい自戒を求めた。(神川武利著「大警視・川路利良」PHP研究)

この原稿を書いている最中に、道警の元警察署長(74歳)が少女買春で逮捕されたというニュースが流れた。

彼は私と同じ年、採用も1期後輩だ。我々の時代は裏金で手を汚した。

この先輩があつて後輩がありだが、後輩にものを言うのも恥ずかしい。

警察神話は崩壊した。警察官が正義の味方である訳もないし、聖人君子である訳もない。

最低限必要なのは、自分たちが法の執行者であることを忘れないことだ。

私を含めて、もうそろそろ、そうした手が汚れた幹部も退職したことだろう。

全国の警察官よ。道警の警察官諸君。君たちは不浄役人ではないはずだ。

汚れた手で手錠をかけるのは、もうやめようではないか！



2012(平成24). 1. 10(火) **警察の指名手配 その実態とは？**

オウム平田容疑者逮捕に見る警視庁の面目

このホームページの警察関連NEWSの今年第1号は「オウム平田容疑者逮捕」だ。

平成23年の大みそかの深夜、全国に指名手配中の平田信オウム真理教元幹部が警視庁丸の内警察署に「平田です」と出頭、1月1日未明、警視庁捜査第一課に逮捕された。

元幹部は1995年5月31日、「島田裕巳宅爆破事件」(爆発物取締罰則違反容疑)で指名手配され、後に「公証役場事務長拉致監禁致死事件」の逮捕監禁致死容疑でも追加指名手配されていた。

またも、面目丸潰れの警視庁

警察庁の「焦点 警備警察 50 年」(平成 16 年 7 月 1 日)には、オウム真理教による一連のテロに関して、「発足時は一介のヨガ・サークルに過ぎなかった教団が、テロ組織に変質したことを察知できず、テロを未然に防止できなかったことは、警察にとって大きな反省教訓事項でした。」と述べている。

果たして、その反省教訓は生かされているのだろうか。どうやらそうではないらしい。

オウム真理教に関しては、警視庁はこれまでも失態を繰り返しているが、またもや面目丸潰れの失態をやった。

1995 年(平成 7 年)3 月 30 日に発生した国松警察庁長官狙撃事件が、2010 年 3 月 30 日、事件は未解決のまま 15 年間の時効を迎えた。

公訴時効が成立したまさにその日、当時の警視庁青木五郎公安部長は記者会見で、時効に至ったことは誠に残念だとし「この事件は、オウム真理教の信者グループが、教祖の意思の下に、組織的・計画的に敢行したテロであったと認めた。しかし、犯行の個々の関与者やそれぞれが果たした役割について、刑事責任の追及に足る証拠をもって特定・解明するには至らなかった」とする「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」を公表した。

しかし、これは明らかに矛盾している。証拠がなければ推測に過ぎない。

にも拘らず「信者グループ」によるテロだと断定している。

個人名ではなく「信者グループ」としたから、いいだろうとでも言うのか。

確かに、オウム真理教の流れをくむ「Aleph」は、いわゆる団体規制法に基づいて、公安調査庁による「観察処分」の適用下に置かれている。

警視庁が内部で“認める”のは勝手だが、公表が許されるものではない。

警察は、警察法に基づき「犯罪の捜査」をその責務とし、警察官は刑事訴訟法第 189 条第 2 項により「犯人及び証拠を捜査するものとする」とある。

犯罪捜査規範第 4 条には「捜査を行うに当たっては、証拠によって事案を明らかにしなければならない」とある。

キャリア官僚である警視庁の公安部長が、警察法や刑事訴訟法を知らないわけではあるまい。

日本警察のトップを狙撃した犯人を検挙できなかっただけでも警視庁の面目は丸つぶれなのに、こうした公安部長の発言は、警察幹部として“恥さらし”も甚だしい。“恥の上塗り”だ。

当然のことながら、「Aleph」は、この「時効後犯人断定発表」が行なわれた翌年の 2001 年（平成 23 年）5 月、東京都（警視庁）を相手取り、名誉毀損による損害賠償等を求める国家賠償請求訴訟を提起した。

時効までの 15 年間、国松警察庁長官狙撃事件の捜査に費やした延べ捜査員は 48 万 2 千人、その費用はどのくらいになるのか。おそらく莫大な額の税金が投入されたはずだ。

そして、この国賠訴訟にかかる費用や敗訴したときの賠償金もまた税金だ。

警視庁にとって、捜査も国賠訴訟も親方日の丸なのだ。

そして捜査の失敗の責任は、誰ひとり負うこともない。

そして今度は、「公証役場事務長拉致監禁致死事件」で特別手配したものの、16 年間も逮捕でなかったオウム真理教元幹部が自ら出頭して逮捕された。

指名手配中の被疑者にこのこと出頭されるのは、警察にとって最も屈辱的だ。

これを称して“たなぼた逮捕”という。しかも「一区切りつけたかった」と言われては、警視庁も下を向くほかはあるまい。面目丸潰れだ。

おそらく、元幹部が出頭しなかったら、永久に逮捕できなかったろう。

現に、この事件ではまだ男女 2 人が逃走中だ。

北海道新聞（平成 24. 1.3）には、「全国に張り巡らされた特別手配の網をかいぐり、17 年近く逃避行を続けた」とある。

あとで警察の指名手配制度については触れるが、筆者（原田宏二）の体験からすれば、特別手配の網の目はかなり粗いものだ。

確かに、交番、駅等の掲示版にポスターが掲示されたり、ビラが配られたりはしているが、一般の国民の関心は必ずしも高くはない。

これを見て警察に情報提供があり、逮捕したという例はあまり聞かない。

最近では、2009 年（平成 21 年）11 月に被疑者が逮捕された「市川市福栄における英国人女性殺人・

死体遺棄事件」くらいではないか。

警視庁は「公証役場事務長拉致監禁致死事件」でも指名手配した3人を追跡班がその所在を追っていたが、この17年間の足取りはほとんど分かっていないという。

マスコミ報道によると警視庁追跡班は、何度も後手後手に回っている。

まるで、追われる方が追跡班の動きを察知していたかの如く姿を消している。

指名手配被疑者の追跡捜査といっても、立ち回り予想先の割り出しとその捜査くらいしかない。それも1年もすれば潰し終わる。

警察は、毎年全国一斉に「指名手配被疑者捜査強化月間」なるものを実施し、集中的に指名手配被疑者の発見・逮捕に努めているようだが、これもやることといえば、立ち回り見込み先の再捜査と、せいぜい、旅館・ホテル等の宿泊施設の一斉捜査(旅舎検)くらいだろう。さしたる効果はない。

あとは、交番のお巡りさんが、職務質問の際に警察庁のデータベースに「指名手配の有無」を照会し、たまたまヒットするのを待つしかないのが実情だ。

これも、現在の交番のお巡りさんの職務質問の技術水準では、あまり当てにはならない。

指名手配された側から言えば、1~2年は親兄弟、それまでの知り合いなどとの連絡を一切絶ち、都会の片隅で偽名を使って静かに暮していれば、まず逮捕されることはない。

一番注意しなければならないのは、女と逃走資金の入手だ。

マスコミ報道によると、今回逮捕された元幹部は、最初、警視庁本部庁舎に出頭しようとして、庁舎前にいた機動隊員に名乗ったが、機動隊員は「別人による悪質ないたずら」と判断し、無線での指示も仰がずに丸の内警察署へ赴くよう指示したという。

また元幹部は、捜査を担当する大崎警察署にも出頭をしたが入口が分からず、オウム事件の情報提供を呼び掛ける警察のフリーダイヤルにも電話をしたが、「相手にされなかった」などと話しているという。

機動隊員は、警視庁の庁舎管理の任務についていたのだろうが、この機動隊員は警察法第2条(警察の責務)に「被疑者の逮捕」が含まれていることすら知らなかっただろう。

それが事実なら、警視庁の警察官の水準が疑われる。

もっとも、前述したように「警察の責務」を忘れて、とんでもない発言をする警視庁幹部もいるのだから

らやむをえないとも言える。

それにしても、最近のお巡りさんの捜査能力は低いとは聞かされていたが、機動隊員のレベルもここまで低いとは思わなかった。これではまるで木偶(でく)だ。

オウム真理教との関係で、警視庁の大失態があるのを思い出した。

オウム真理教の信者だった警視庁巡査長が教団幹部ら 2 人とともに、国松長官狙撃事件(殺人未遂容疑)で警視庁に逮捕されたことだ。

結局は、東京地検が全員を処分保留で釈放、不起訴となった。

この強引な捜査は、明らかに警視庁の悪あがきだ。

さらに言えば、現職警察官がオウム真理教の信者だったことを幹部が知らなかったとしたら、警視庁の人事管理もお粗末だ。

平成 23 年 12 月 30 日には、東京・世田谷区の一家 4 人殺害事件の発生から、11 年目を迎えた。警視庁の若松敏弘捜査第一課長は「一家だんらんのお正月を前にした時に、一瞬にして家族全員の命を奪った。将来の夢や希望を奪った犯人を到底許すことできない」と犯人検挙に向けての決意を語ったというが、その翌日の警視庁のこの体たらく、それは無理でしょうと言いたくなる。

国松長官狙撃事件が時効になったのも、「公証役場事務長拉致監禁致死事件」容疑者 3 人を逮捕できなかったのも無理からぬ話だ。これが“天下の警視庁”の実力だからだ。

指名手配とは何か

よく聞く指名手配とは何か。この際、確認しておく必要がある。

警察には犯罪捜査の基本を決めている「犯罪捜査規範」(国家公安委員会規則)がある。

その第 31 条に「逮捕状の発せられている被疑者の逮捕を依頼し、逮捕後身柄の引渡しを要求する手配を指名手配とする。」とある。

指名手配とは、ある被疑者について裁判官から逮捕状の発布を得た警察が、他の警察にその逮捕を依頼する警察内部の手配なのだ。

指名手配には 2 種類あり、手配した警察が逮捕した警察に身柄の護送を求める場合の手配を第 1

種手配、身柄を引取に行く場合の手配を第 2 種手配という。

このほか、被疑者が発見された場合に身柄の引渡を求めず、かつ、その事件の処理を当該警察にゆだねる旨の手配を「指名通報」呼んでいる。

我が国では、警察が指名手配した人物をまるで有罪が確定した犯罪者のように受け止めがちだ。しかし、これはとんでもない間違いである。

その人物は、あくまでも被(容)疑者であって、犯人ではない。

昔あるテレビ番組で「テレビ公開捜査 THE 指名手配 3!～あなたの隣に犯人がいる～」というのがあったと記憶しているが、指名手配被疑者を「犯人」としているなら行き過ぎだろう。

正しくは、警察が指名手配(通報)をしたということは、その人物について、裁判官の逮捕状の発布を得たので、逮捕状を執行するために探しているに過ぎない人物なのだ。

逮捕状は、罪を犯したと疑うに足る相当な理由があること、逃走のおそれなど逮捕の必要性があることを疎明する資料を裁判官に提出すれば、99%以上が発布されるものだ。

この段階では「推定無罪」なのだ。

北海道では、警察が殺人容疑で逮捕した人物を検察庁が 20 日間の勾留後、起訴できず釈放した事例がある。

数多くの冤罪事件の存在もそのことを裏付けている。

捜査では捜査を開始していることが漏れることにより、ときとして事件の関係者が証拠を隠滅し、逃走を図るおそれがある。

また、漏れることにより関係者の名誉を害することもあるから、捜査は秘密裡に進めなければならない。秘密の厳守、これが捜査の鉄則である。

漏れることで捜査に支障が生じるおそれがあるときは、警察内部でも秘密にされる。

従って、ある人物について、逮捕状が発布されたことも指名手配したことも非公開が原則である。新聞記者なら知っていると思うが、捜査中の事件について、逮捕状が発布されたのかとか、何時逮捕するのだとかを捜査の責任者に聞いても答えてはくれないはずだ。

ところが 1972 年(昭和 47 年)、警察庁は「指定被疑者特別手配要綱」を全国の警察に示して、指名手配した被疑者のうち、社会的に著しく危険性の強い凶悪又は重要な事件に係る指名手配を警察庁

が特別手配として指定し、指定被疑者を一般に公開することにした。

特別手配に指定されると、全国の警察官には携帯用の「特別手配書」が渡され、全国いたるところに広報用のポスターやチラシが掲示、配布される。

手配をした都道府県警察や被疑者の立ち回り見込み先等がある都道府県警察は「捜査専従班」を置いて、追跡捜査の徹底を徹底することになっている。

さらに警察庁は、2007年(平成15年)4月から「捜査特別報奨金制度」を導入し、警察庁が指定した事件について、容疑者の確保に直結する有力な情報を提供した者に100～300万円(最高1,000万円)の懸賞金を支払うことにした。

この「公証役場事務長拉致監禁致死事件」もその1つである。

これまで警察庁が指定した事件は、47事件、指名手配事件は7件だ。

これまで懸賞金が支給されたのは、2009年(平成21年)11月に被疑者が逮捕された「市川市福栄における英国人女性殺人・死体遺棄事件」だけだ。

本来、警察がその責任において裁判から逮捕状の発布を受けたのだから、その逮捕もまた警察の責任において行われるべきものである。

ましてや、指名手配被疑者を「犯人」と断定して公開することは許されない。

社会的に著しく危険性の強い凶悪又は重要な事件だからという理由で公開し、広く国民一般に被疑者逮捕について情報提供を求めたり、捜査に対する協力を求めるのは本末転倒だ。今回の真理教元幹部の逮捕で明らかになりつつある警察の指名手配被疑者の捜査の実態は、そのことを実証している。

警視庁は、元幹部の“たなぼた逮捕”をきっかけに逃走経路の解明に躍起になっているようだが、これも逃走を助けた教団関係者を犯人隠避で検挙し、あわよくば、長官狙撃事件がオウム真理教信者グループによる犯行であることを明らかにしたいという魂胆だろう。

もう、恥さらしはやめた方がいい。



2011(平成23). 12. 28(水) **今年も市民を裏切り続けた警察**

道警職員の逮捕6人目、繰り返されるストーカー殺人

警察は、ほかの官庁と同じように「行政機関の休日に関する法律」により12月29日から1月3日までが休日となり、今年は12月28日が最後の業務日となる。

昔は御用納めと呼んでいたが、現在は仕事納めというようだ。

江戸時代に町奉行所で御用納という語が使われていたようだが、当時の御用納めは12月25日で、人事発令があったり、「大祝」と称する役人たちの宴会があったそうだ。

警察は、交番や機動捜査隊等の本部実働部門は通常の勤務体制だが、警察署や警察本部の各課は当直体制になり、署長や本部長等の幹部も休暇になる。記者クラブの取材攻勢もない。

今年10月に覚醒剤130キロ等の密輸など道警銃器対策課による数々の不正を暴いた『恥さらし』(講談社)を出版した稲葉圭昭氏の問題に関連して、道警が警察本部長以下幹部の内部処分を発表したのも、平成14年12月27日の仕事納めの日だった。

その処分は、訓戒や注意処分という極めて軽いものだった。

しかし、どさくさまぎれの処分の陰には『恥さらし』のなかで稲葉氏が述べているような道警が未だに隠ぺいしている重大不祥事があったのだ。

○ 道警職員の逮捕6人目

今年も道警職員の不祥事や犯罪が続発した。

1月に道警本部捜査第二課の警部補が虚偽公文書作成・同行使容疑で書類送致され、減給の懲戒処分を受け、依願退職したのが皮切りだった。

2月には、道警本部組織犯罪対策課の警部補が、知人に頼まれ犯罪歴を教えたとして、地方公務

員法(守秘義務)違反で逮捕された。後に、警部補は収賄容疑で再逮捕されている。

この問題では、道警本部捜査第四課統括官の警部が自殺し、警部 2 人を含む 6 人が停職などの懲戒処分を、監督上の責任で道警本部長以下警視正、警視等、あわせて 20 人が戒告などの処分を受けた。

4 月には 道警本部少年課の巡査部長が女性のスカート内を撮影しようとしたとして、道迷惑防止条例違反の 疑い逮捕された。

9 月には、釧路署の警備艇の船長が酒気帯び運転で衝突事故を起こし逮捕されたほか、道警の交通部長と苫小牧警察署長が、苫小牧市内の自動車修理業務業者との交際をめぐり、一般に誤解を招きかねない点があったとして、本部長の口頭注意を受けた。

10 月には、札幌東署交通課の巡査部長が交通事故の捜査で実際には事情聴取していない参考人の虚偽の供述調書を作成し、虚偽公文書作成・同行使の疑いで逮捕された。

11 月には酒に酔って他人の家に侵入して旭川東署の巡査部長が逮捕されたほか、釧路署の巡査部長が17歳の少女を買春したり捜査書類を自宅に放置したなどとして、懲戒免職処分になっている。

12 月には、稚内署の巡査がクレジットカードを使って腕時計などを騙し取ったとして、詐欺の疑いで逮捕された。

この 1 年間の道警職員の懲戒処分状況は、まだ公表されていないが、相当の数に及ぶだろう。

しかも、逮捕された道警職員は 6 人に上る。

去年は、確か 5 人だったから驚くには当たらないと言っていいのか。

道警は職員が 1 万人もいれば、毎年、この程度の不祥事が起きても、逮捕者が出ても当然だ、と道警幹部は思っているのか。

おそらく、道警には最早、有効な不祥事防止策はないのだろう。

不祥事が起きるたびに、幹部が語る再発防止策は空虚だ。

コメントを出す監察官室長の声も弱々しい。

道警だけではない。日本警察の腐敗は小手先の対策では解決できないほど深刻になっている。

多くの国民は、警察官の不祥事や犯罪を知っても「ああ、またか」と受け止めるようになっている。

これらの不祥事や犯罪は、個人の問題として片付けられているが、多くの警察官の士気は低下して

いるに違いない。

警察官の志気が低下すれば、強い権力を持つ警察組織は暴走する。

冤罪事件として有名な鹿児島志布志事件や富山県の氷見事件はその典型だ。

今年は、北海道でもとんでもない事件があった。

平成23年7月5日、小樽市内のマンションでアパート経営者の女性(81歳)が胸などを刺されて殺害された事件で、道警は小樽署に捜査本部を設置して捜査中のところ、2ヵ月が経過した9月17日、被害者と知り合いの不動産会社経営の女性Aさん(62歳)を逮捕した。

ところが、20日間の勾留期間が切れる直前の10月7日になって、札幌地検は勾留中だったAさんを処分保留で釈放してしまった。

札幌地検は「起訴するに足る証拠がなかった」と説明したが、過去の例から見て、今後Aさんが起訴される可能性は極めて低い。

この事件では、現場周辺の市民から、捜査員のやる気のない態度、的外れな聞き取り捜査、電話でのアリバイ捜査など、捜査本部の捜査に対する疑問や批判の声が聞こえてきた。

事件を指揮した警察本部長以下の幹部たちは、全国各地で殺人事件等の冤罪が発覚し、多くの再審請求事件が続いているのに拘らず、自白がなければ起訴できないような捜査で容疑者を逮捕する、いわゆる「叩き割り捜査」に踏み切った。

旧態依然とした「自白偏重の人質司法」の中で、幹部の捜査指揮には何の反省も改善も見られない。

多くの冤罪事件を、自らの問題として受け止めていないからだ。

札幌地検も警察の捜査を鵜のみにして、2回にわたり勾留請求した責任は重いのが、起訴しなかったことが唯一の救いだ。

というより、最近の検察批判にあとが怖くて起訴できなかったのだろう。

処分保留で釈放されたAさんは、不動産業を廃業し自宅に引きこもり、未だにショックから立ち直れないでいる。

最高責任者の道警本部長や札幌地検の検事正の責任は重い。

しかし、Aさんに謝罪したとも聞かない。不起訴事件の真相はヤミに葬られる。

このままでは、Aさんとその家族は泣き寝入りするだけだ。そして冤罪は繰り返される。

この重大な人権侵害の責任は誰が負うのか。

○ 繰り返されるストーカー殺人

12月16日、長崎県西海市で2人の女性が殺害された。

長崎県警は17日、被害者と交際していた男を殺人と住居侵入の疑いで逮捕した。

男は「間違いありません」と容疑を認めているという。

長崎県警によると、被害者の父親が10月29日、県警西海署に「千葉県に住む三女が元交際相手の男から暴力を受けたり、脅されている可能性がある。千葉県警に捜査してほしい」とストーカー行為による被害を相談、県警は同日、千葉県警に通報したという(その後、父親は男の実家がある三重県警にも相談している。)

通報を受けた千葉県警習志野署では、男に2回にわたって警告、14日には傷害事件の被害届を受理して、捜査を開始していたという(12月19日付 北海道新聞から)。

千葉県では、平成21年7月、千葉市花見川区で女性が殺害され、その次女が連れ去られた事件があった。

次女の交際相手だった男が逮捕され、一緒にいた次女は保護された。

この事件の1週間程前にも、次女がこの男に拉致され、愛知県内のコンビニから110番、愛知県警が次女を保護するとともに、男の車内から刃渡り18センチのナイフを発見した。

しかし次女が「罰してほしい」と言ったため、愛知県警は銃刀法違反などで逮捕せず、千葉県警へ相談するよう助言したという。

相談を受けた千葉県警は、次女が男の逮捕を望まなかったため、住んでいた団地を離れ、親類宅に身を寄せるようアドバイスし、団地内の夜間パトロールを強化、さらに事件前日には、次女にGPS(衛星利用測位システム)付きの緊急通報装置を渡していたという。

しかし、母親は男に殺害された。

警察庁は、「桶川ストーカー事件」などをきっかけに、平成12年3月、全国の警察に「困りごと相談業務の強化に係る実施要領について」を通達したほか、同年5月にはストーカー規制法が、平成13年に

は配偶者暴力防止法が制定された。

こうした国民からの警察への相談に対する対応の問題について、平成 12 年 7 月、有識者による警察刷新会議が示した「警察改革に関する緊急提言」では、住民からの相談に関する的確な対応を求めている。

この提言を受けた警察庁は、相談業務体制の強化を指示、都道府県警察は警察本部や警察署に相談窓口を設けるなど、警察相談の強化を図ってきたとされている。

「桶川ストーカー事件」から既に 10 年以上が経過しているが、知人や元交際相手などによるストーカ一行為や逮捕・監禁事件について、家族等が警察に捜査を要請したり相談していたのに拘わらず、警察が捜査を怠ったために殺害されたり、警察が的確な対応ができなかったために、結果的に殺害されるという事件が相変わらず後を絶たない。

警察のストーカー被害等の相談を受ける部署と捜査をする部署は違う。

相互に面倒な仕事は引き受けたくないから、事件はたらい回し状態になりがちだ。

その典型は、警視庁の小出事件だ。

同事件の国賠訴訟では、平成 23 年 5 月、最高裁判所が上告を棄却、警視庁の怠慢捜査を認める判決が確定している。

小出亜紀子さん(当時 24 歳)が、元交際相手らに連れ去られてのではないかと家族等が警視庁多摩中央警察署に相談、相談を受けた生活安全課が犯罪の被害に遭っている可能性があるかと判断、捜査を担当する組織犯罪対策課に連絡したが、同課は「単なる家出人だ」ととり合わなかった。

その結果、亜希子さんは平成 16 年 1 月、新聞販売店の寮で無残な遺体で発見された。

亜紀子さんは、元交際相手らに呼び出され、東京都内のアパートの一室に監禁中、継続的に暴行を加えられ、殺害されたことが判明、犯人らは懲役 13 年の実刑判決を受けた。

また、事件関係者の居住先等が数県にまたがるようなケースでは、警察は相互に自らの県警の問題として判断しようとしなため、事件の見通しに関する判断を誤り、迅速な初動対応が遅れることも多い。

今回の長崎県警と千葉県警の対応は、その典型だ。

千葉県警が被害者から傷害の被害届を受理して捜査を開始したのなら、少なくともその時点で、長

岐阜県警は被疑者が逮捕されるまで、被害者を密着ガードすべきだった。

通常、警察はストーカー被害の相談を受けても、せいぜい被害者などの自宅付近のパトロールを強化するくらいが関の山だ。

本気で被害者を守るのなら、複数の警察官を常時張り付け、被害者の安全が確保できるまで、行動を共にしてガードしなければ被害者を守ることはできない。

しかし現実には、警察にそんな体制もなければやる気もない。

だから、ストーカー殺人が後を絶たないのだ。

それができないなら国民に相談するように勧めるべきではないし、「ストーカー規制法」など、絵に描いた餅に過ぎない。

今年11月25日、東京六本木のテレビ朝日の『朝まで生テレビ!』(激論! 暴力団排除条例と社会の安全)の収録が行われた。

あるパネリストには、数人の屈強なSP(要人警護に従事する警察官)が付いていた。

静岡県警と警視庁のSPのようだった。

この人物は弁護士で日弁連民事介入暴力対策委員長を務めたことがあり、20年以上前に、暴力団事務所にかかわる訴訟の住民側の弁護団長を務めた際、ヤクザに背中を刺され重傷を負ったことがあるらしい。

SPによる警護対象者は、内閣総理大臣、参議院議長、衆議院議長、国賓、衆議院副議長、参議院副議長、国務大臣、首相経験者のほか、与党である民主党の代表代行・幹事長・参議院議員会長が対象だ。野党の自由民主党では総裁、幹事長のみが現在の警護対象である。(ウィキペディアから)

10月1日からは全国的に施行された暴力団排除条例では、企業などに暴力団への利益供与などを禁じている。

国民が自らの危険をも顧みず、暴力団と手を切ろうと立ちあがったとき、警察はこのパネリストや国の要人たちを守るように国民を守ることができるのか。

おそらく、そんなことは不可能だ。

ストーカー被害の相談を受けているカウンセラーが「ストーカー行為はすぐに殺人まで発展しないと

いう認識が、警察にはある」とした上で「私たちには、危険性を見極めるための蓄積がある。もっと民間団体と連携すべきだ」と提言する(12月25日北海道新聞)。

警察内部には、国民からの悩みごとや相談ごとは、単なるサービスに過ぎないとする風潮が未だに強い。

サービス業務は、犯罪検挙等に比較して実績や評価の対象となりにくく、取組み姿勢もその体制も極めて弱い。

一般の国民は、現在の警察にはストーカー被害者を守ることも、暴力団から守ることもできない、警察はそんな意思も能力はないと考えるべきなのだ。

国民は、自らの安全は自らで守らなければならないのだ。

経費はかかるが、ガードマンを頼んだ方が安全だ。

長崎の事件は、そのことをはっきりと示している。



2011(平成23). 11. 29(火) [週刊朝日](#) [元敏腕「悪徳刑事」が激白!](#)

道新記者らが「恥さらし」の稲葉圭昭氏にインタビュー

11月29日発売の週刊朝日(2011年12月9日増大号)に

元敏腕「悪徳刑事」が激白!

拳銃200丁押収の見返りは、暴力団関係者への覚せい剤130キロ、

大麻2トンの密輸だった!?

北海道警の闇

というタイトルの記事が掲載されている。

記事は「恥さらし」の著者道警元警部 稲葉圭昭氏の顔写真入で、取材記者と稲葉氏との一問一答形式で5ページに及ぶ。

記事によると、ライターは「ジャーナリスト佐藤一 + 取材班」となっている。佐藤氏は北海道新聞(道新)の元道警記者クラブキャップで、道新(道警裏金疑惑)取材班のリーダーだった記者だ。

稲葉氏へのインタビューは、道新(道警裏金疑惑)取材班を指揮した高田昌幸氏(当時編集局報道本部次長、現在はジャーナリストとして活動中)も行ったと聞いている。

平成23年10月6日に「恥さらし」(講談社)の出版後、沈黙を守っていた稲葉氏は、何故、高田氏と佐藤記者のインタビューに応じたのか。それは、稲葉氏がその著書「恥さらし」で明らかにした道警銃器対策課による組織的な覚せい剤130キ_ロと大麻2ト_ンの密輸事件に関する記述が、真実かどうかにかかわる問題だからだ。特に、道新については以下に述べるような事情がある。

「泳がせ捜査失敗疑惑」記事

道新は、平成17年3月13日の「道新」朝刊に

覚せい剤130キ_ロ道内流入?

道警と函館税関 「泳がせ捜査」失敗

大麻も2ト_ン、密売か

との記事を掲載した。

記事の内容は、「道警の銃器対策課と函館税関が2000年4月ころ、(けん銃摘発を目的とした)泳がせ捜査に失敗し、香港から石狩湾新港に密輸された覚せい剤130キロと大麻2トンを押収できなかった疑いがある」とするものだった。

この記事を書いたのは佐藤記者ら、記事をチェックしたのは、当時の編集局報道本部次長(デスク)だった高田氏だ。

この記事について、道警は事実無根として、執拗に謝罪と記事の削除を求めたが、当初道新は「記事に問題はない」と応じなかった。ところが、平成17年9月になると道新編集局幹部は「取材現場も困っている。年内には決着したい。道警に謝るか、紙面で謝るかどちらかではないか」との趣旨の意向が漏れ始めたという。

北海道新聞の社内調査報告と処分

平成 18 年 1 月 14 日 道新第 2 社会面に「『泳がせ捜査』記事の社内調査報告」なる記事が載った。そして、「裏づけ取材不足」、「『組織的捜査』確証得られず」という見出しもあった。

記事には、「稲葉元警部が暴露し、記事にも明示した『覚せい剤 130 キロ、大麻、2 トン』という莫大な道内への流入量についても、元警部の証言以外に十分な根拠もなく、流入後の行方も不明のままです。」さらに「掲載した記事は、～中略～全体としては、法に基づいた道警と函館税関合同の泳がせ捜査があったという印象を読者に与えるものでした。」とあり、「おわび」という文言はないものの事実上のおわび記事だった。

平成 18 年 2 月 1 日、「道新」朝刊に「北海道新聞社の編集局長ら処分」という見出しのベタ記事が載った。

「北海道新聞は 31 日、道警と函館税関による『泳がせ捜査失敗疑惑』を報じた記事をめぐって 1 月 14 日に『おわび』を掲載した問題で当時の編集局長を減給するなど合わせて 7 人の処分を決めた。編集局長以外は、当時の報道本部長と編集局次長が減給、紙面化に携わった当時の報道本部次長、記者 3 人がけん責、当時の編集本部員 1 人を戒告とした。」

当時の編集局報道本部次長とは高田氏で、処分された記者にはこの週刊朝日の記事を書いた佐藤一記者が含まれている。

新聞が警察に屈した日

新聞協会賞、JCJ 大賞、菊池寛賞、新聞労連ジャーナリスト大賞を受賞した道新(道警裏金疑惑)取材班の彼らが、何故、道新に処分されなければならないのか。権力の監視を標榜する新聞が何故「おわび」記事を掲載したのか。道新は誰におわびしたのか。

そこには、一連の道警の裏金報道をめぐる道警と道新のバトルと道警の恫喝に屈したとしか思えない道新上層部の不可解な対応がある。

詳細は、当フォーラムのホームページ、「道警VS道新訴訟」[第 15 回「新聞が権力に屈した日」](#)(平成

20年7月11日)を参照頂きたい。

この問題では原田宏二が、週刊現代に「新聞が警察に屈した日」、雑誌世界に「これはジャーナリズムの自殺だ」も寄稿している。



2011(平成23). 11. 17(木) **警察は暴力団に利益供与するな!**

山口組六代目の来道を知らなかった道警

10月1日から東京都と沖縄県でも暴力団排除条例(以下、「暴排条例」という)が施行され、全都道府県で暴排条例が出そろった。

条例の目的は、市民と暴力団との関係を絶って暴力団を弱体化しようとするものだ。

暴力団対策法は暴力団そのものを取締まっていたが、暴力団排除条例は、暴力団に接触する一般市民を取締まる。

東京都の暴排条例では、公安委員会(警視庁)が暴力団の利益となる行為を繰り返す者を「密接交際者」として認定し、違反した場合は勧告・公表・命令・罰則が科されるという内容だ。

「密接交際者」かどうかの認定は、やり方によっては善良な市民の日常生活にも影響を及ぼす虞があり、暴排条例は基本的人権を侵害する憲法違反ではないかという批判も出ている。

また、警察が暴排条例を利権拡大の手段に利用しているという意見もある。

それを恐れたのか、警察OBの天下りポストを増やすことを決定した企業もあるという。

そんな折、警察は暴排条例で市民に暴力団への利益供与を禁止しながら、一方では、警察自らが暴力団に利益を供与していると週刊朝日がすっぱ抜いた。

あきれた警察の利益供与

「警察の山口組への『利益供与』?!」

これは、週刊朝日(11月18日号)の記事の見出しだ。

内容は、老舗旅館「岡本ホテル」(静岡県熱海市)グループによる巨額詐欺事件の捜査資料が、警察内部から捜査対象の山口組に流出していたというものだ。

この事件は、岡本ホテルグループが全国約8千人から約2百数十億円を集め、そのうち数十億円が山口組系暴力団に流れたとされる事件で、グループ元オーナーで山口組関係者ら12人が組織犯罪処罰法違反で逮捕された。

記事は、「暴排条例は、一般市民に対し、暴力団への利益供与を禁じている。しかし、当の警察による捜査資料の横流しこそが、暴力団への最大の『利益供与』ではないのか」としている。

流出した捜査資料には、警察庁・警視庁・兵庫県警察・静岡警察合同連絡会議資料のほか、「合同捜査本編成表」も含まれている。

それには、この事件の捜査に携わった警視庁組織犯罪対策部長(警視長)以下、警視庁、兵庫、静岡、福井各県警の捜査員41人の氏名、所属、階級が書かれ、捜査本部が警視庁組織犯罪捜査センターに設置されていることも書かれているという(週刊朝日(11月18日号)の記事から)。

これらの捜査資料は何処から流出したかは不明だが、その量や内容からみて末端の捜査員によるとは考えにくい。

それなりの立場の幹部警察官によるものと思われる。

捜査資料の横流しは、最近特に目につく。

今年4月1日、日本相撲協会が大相撲八百長問題で八百長に関与した力士、親方23人を引退勧告等、角界から追放するという厳しい処分を科したきっかけは、警視庁の組織犯罪対策第三課(以下、「組対三課」という)が、摘発した野球賭博事件の過程で押収した携帯電話のメールを組対三課が警察庁を介して文部科学省に横流しされたことにあった。

今年8月23日、タレントの島田紳助さんが東京都新宿区の吉本興業東京本部で記者会見し、突然の引退を発表した。

引退の理由は、知人を介して暴力団関係者にトラブルを解決して貰ったことをきっかけに、暴力団関係者と交流を続けていたことが明らかになったためだという。

この問題でも、平成 19 年 6 月 8 日付の大阪府警捜査第 4 課長あての捜査報告書「被疑者渡邊二郎の携帯電話に対する解析結果の入手及び精査結果について」に添付されていた 106 通のメールで、それが何らかのルートで吉本興業側に渡ったらしい。

これらは、警察が意図的に情報を横流した疑いがある事例だ。

組織がやるなら俺たちも見習わなければと言わんばかりに、現場の刑事たちによる情報の流出も絶えない。

大阪府警西淀川署暴力犯係の元巡査部長が、暴力団関係者側に捜査車両などの情報を漏らしたとされる事件で、府警捜査 2 課は 9 日、元巡査部長の K 容疑者（40 歳・懲戒免職）を地方公務員法（守秘義務）違反と携帯電話不正利用防止法違反の容疑で逮捕した。

K 容疑者は、暴力団関係者側から数百万円の金品を受け取っていたといい、府警は収賄容疑も視野に捜査を進める（11 月 10 日 読売新聞）。

K 巡査部長は、これまで主に暴力団捜査を担当。

捜査 4 課にも在籍した経験があり、捜査を通じて知り合った暴力団関係者から毎月数十万円の現金を受け取る見返りに、依頼された人物の前科や車両の照会結果など内部情報を伝えていた疑いがあるという。

北海道でも同じようなことが起きている。

今年 2 月 8 日、道警刑事部組織犯罪対策局・組織犯罪対策課の警部補が、知人の男性に頼まれ、この男性の知人の犯罪歴を教えたとして、この知人男性とともに、地方公務員法（守秘義務）違反で逮捕された。

T 警部補は、男性から現金を受け取ったとして収賄で再逮捕されている。

この問題では、道警の刑事部組織犯罪対策局・捜査第 4 課統括官の警部が 2 月 18 日に自殺した。

低迷する暴力団の検挙実績

10月17日に就任した片桐裕・警察庁長官は就任会見で、暴力団対策については安藤隆春前長官の方針を引き継ぎ、「いささかも手を緩めることはない」と強調した。

その安藤隆春前警察庁長官は、「山口組壊滅作戦」を継続し、「直参」と呼ばれる直系組長を標的にすると宣言した。

同長官は、昨年の全国本部長会議でも「弘道会の弱体化なくして山口組の弱体化なく、山口組の弱体化なくして暴力団の弱体化はない。」と大見えを切った。

では、警察の暴力団対策、とりわけ、暴力団犯罪の検挙はどうなっているのか。

平成22年中の暴力団犯罪の検挙人員を39年前と比較してみると、総数で49%も減少し、覚せい剤の検挙人員だけが倍以上に増えている。

覚せい剤が暴力団の資金源になっていることを考えると、暴力団の勢力が衰えていないことを示す数字だ。

けん銃押収丁数は、397丁で暴力団構成員等からの押収丁数は98丁、ちなみに、警察庁長官が狙撃された平成7年のけん銃押収数は、史上最高の1,880丁、うち暴力団構成員等からの押収は1,396丁で全体の74.3%を占めた。

明らかに実績は低迷している。

そうした焦りからか、最近の暴力団事件はまるで重箱の隅をつつくような形式犯の捜査に終始しているように見える。

先の「岡本ホテル事件」でも、肝心の暴力団幹部の立件にまでは至っていない(週刊朝日)。

また、最近では、暴力団事件を検挙しても起訴されないケースも目立つ。

昨年6月、大阪府警と北海道警は、無免許で宅地建物取引業を営んだとして「直参」4人を宅建業法違反容疑で逮捕した。

しかし、結果は1人が略式起訴・略式命令(罰金100万円)、他の3人は「関与の度合いが薄い」として不起訴(起訴猶予)になった。

今年2月、北海道警は、釧路市の山口組弘道会系組長(56歳)ら組員4人を「みかじめ料」名目で自営業者ら5人から、月5千円計22万5千円を脅し取ったとして、組織犯罪処罰法違反の疑いで逮捕したが、釧路地検は不起訴処分にした。

同じく今年2月、愛媛県警は、松山市の山口組系木村会会長ら3人を特定商品取引法違反で逮捕

したが、松山地検は不起訴処分になっている。

山口組の情報力に歯が立たない警察

山口組側は、警察組織への強硬姿勢を強め、弘道会は「警察官に会わない」、情報を出さない、「事務所に入れない」という「3 ない主義」を徹底しているという。

警察の担当幹部によると、弘道会の最大の特徴は「情報収集力」と「反警察志向」の強さだという。

警察幹部は、「組織内に情報収集を専門とする部隊がある。従来になかった異質な暴力団だ」と指摘する。

弘道会はこの情報力を駆使し、公共事業の入札情報や企業のスキャンダルといったシノギ(収益活動)のきっかけになる情報をかき集める。

「地盤である中京地方の風俗店や飲食店で、客の企業幹部や地元有力者らの女、カネにからむ不祥事の情報をつかんでいるとも言われていた」(元捜査官)。

情報収集力はシノギだけでなく、警察の組織や内部情報の探知にも及んでいる。

捜査員が家宅捜索に入ると、その捜査員の家族の写真が張ってあったり、捜査員の自宅の地図や担当課員の住所録などが見つかったこともあるという。

弘道会のもう一つの特徴は、強力な反警察志向だ。

家宅捜索の際、すぐにドアを開けずに徹底して抵抗、逮捕されれば取調べに完全黙秘を貫く。

捜査員を尾行しているとみられるといい、こうした組織体質を「まるで過激派だ」と指摘する警察幹部もいる(平成 22 年 7 月 3 日 産経新聞から)。

山口組六代目組長が、今年 4 月、府中刑務所を出所、警察は組長復帰を受けて弱体化した組織強化など山口組の活動が活発化する恐れがあるとして、出所後の動向に警戒を強めるとしていた。

ところが、北海道警はその山口組六代目組長が、今年 9 月に 2 泊 3 日で北海道入りした事実を事前に知らなかったようだ。

情報によれば、同組長を受け入れたのは旭導会(旭川市に本拠を置く六代目山口組の 2 次団体)で、その後を福島連合(札幌市中央区に本拠を置く六代目山口組の 3 次団体)が引き継いだという。

この情報を事前に取りえなかったことについて、北海道警刑事部の組織犯罪対策課は相当なショックを受けたようだが、北海道警だけではなく、兵庫県警等関係の府県警察も情報が取れなかったに違いない。

そしてまた、こうしたぶざまな情報が外部に漏れるのも問題だ。

これらは、警察の情報収集能力の低さと管理の甘さを物語っている。

都道府県警察の本部暴力団犯罪捜査担当課等の刑事警察官に対する調査では、93.0%の刑事警察官が、暴力団犯罪の捜査は困難だと感じていると回答している。

その理由は、①「犯罪が潜在化しがちで事件に端緒をつかむのが困難」(65.3%)②「活動実態が不透明化し、上位者の関与等の実態解明が困難」(61.0%)③「犯罪手口の多様化・高度化で捜査内容が複雑化」(50.7%)等としている(平成20年版警察白書)。

何のことはない、暴力団犯罪捜査のプロが暴力団が何をやっているか分からないと言っているのだ。

これでは、暴力団犯罪の検挙などはおぼつかない。

警察は暴力団情報を取れない、だから事件を検挙できない。

だから、事件の検挙以外の手段で暴力団を社会から排除するしかない。

それが暴排条例だ。

さらに、警察庁は暴力団対策法の改正を検討していることを明らかにしている。

警察庁の改正素案によると、銃撃など危険な手段で民間企業に不法行為を繰り返した場合、実行犯を特定できなくても暴力団の関与が明らかになれば「特に危険な団体」に指定するという。

そのうえで、組事務所の使用を制限し、組員の行動を規制することなどを検討するようだ。

抗争中の暴力団組員が、抗争相手の自宅など周辺に近づくことを禁じる。

報復される危険がある住民らに替わって、都道府県にある暴力団追放センターが組事務所の使用差し止め訴訟を起こすことを可能にするらしい。

「暴力団の関与」の認定は、おそらく警察が行うのだろう。

実行犯が不明なままで、組事務所の使用などを制限すれば、権力乱用の恐れもある。

篠田建市・山口組六代目組長のコメント

篠田建市・山口組六代目組長が、産経新聞の取材に応じ、10月1日から全国で施行された暴力団排除条例について、コメントしている。同記事の一部を抜粋した。

「異様な時代が来たと感じている。やくざといえども、われわれもこの国の住人であり、社会の一員。昭和39年の第1次頂上作戦からこういうことをずっと経験しているが、暴力団排除条例はこれまでとは違う。われわれが法を犯して取り締まられるのは構わないが、われわれにも親がいれば子供もいる、親戚もいる、幼なじみもいる。こうした人たちとお茶を飲んだり、歓談したりするというだけでも周辺者とみなされかねないというのは、やくざは人ではないということなのだろう。しかも一般市民、善良な市民として生活しているそうした人たちがわれわれと同じ枠組みで処罰されるということに異常さを感じている。先日、芸能界を引退した島田紳助さんの件は条例施行を前にした一種のデモンストレーションだったとしか受け止められない。われわれは日本を法治国家と考えている。俺自身も銃刀法違反罪で共謀共同正犯に問われた際、1審では無罪という微妙な裁判だったが、最高裁で実刑判決が確定した後は速やかに服役した。法治国家に住んでいる以上は法を順守しないといけないとわかっているからだ。今回の条例は法の下での平等を無視し、法を犯してなくても当局が反社会的勢力だと認定した者には制裁を科すという一種の身分政策だ。今は反社会的勢力というのは暴力団が対象だが、今後拡大解釈されていくだろう。」



2011(平成23). 11. 4(金) **北海道警察 どうなっているのだ！！**

拙劣職務質問・供述調書偽造・捜査書類放置

平成 23 年 10 月 27 日、早稲田大学の講演を終わり、帰りの飛行機の中で読んだ朝日新聞には「大分県警警部補 麻薬所持の疑い」、「組関係者に情報 大阪府警の巡查部長免職」といった現職警察官の犯罪が報道されている。

早稲田の講演では、警察神話の崩壊という話の中で、警察官の犯罪が起きても、最近では国民に「ああ、またか」くらいにしか受け止められなくなっていると話した。

講演を聞いてくれた学生たちも私の話が決して大袈裟ではなかった、と納得してくれたであろうと思うが、あまりにも見事なタイミングで警察OBとしては複雑な思いだ。

小樽事件の失敗の責任を取ったのか、10 月 18 日付で道警本部長も交代した。

新本部長の下で、道警も何とか汚名を挽回してほしいものだと期待したが、それは見事に裏切られた。

小樽事件とは、道警が平成 23 年 7 月 5 日に小樽市内のマンションで発生した女性(81 歳)刺殺事件で、小樽警察署の捜査本部が 9 月 17 日に被害者と知り合いの不動産会社経営の女性Aさん(62 歳)を逮捕したが、10 月 7 日札幌地検は勾留中だったAさんを処分保留で釈放してしまった事件のことだ。

札幌地検は「起訴するに足る証拠がなかった」と説明したが、過去の例から見て、今後Aさんが起訴される可能性は極めて低い。

そのAさんが、最近になって「身に覚えのない、疑われたことは心外」などとする手記を発表、そのなかで長時間にわたる取調べや偽計を用いた取調べについても触れている。

これが事実であれば、道警のAさんの取調べは過去の冤罪事件の取調べと全く同じで、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」(国家公安委員会規則)の禁止行為にも該当する疑いがある。

いずれにしてもAさんの逮捕は、警察による誤認逮捕という重大な人権侵害の疑いがあり、警察本部長の更迭くらいで済む問題ではないが、本部長が代わっても道警の現場では次々と捜査の不手際が続いている。

拙劣な警察官の職務質問

警察官の職務質問を巡っては、法に決められた要件を欠く無差別質問や任意の限度を超える違法な職務質問が横行しているとの指摘も目立つ。

なかには、国賠訴訟を提起された事例もある。

警察庁の「罪種別 主たる被疑者特定の端緒別 検挙件数」(平成 22 年)によると犯罪(交通業過を除く刑法犯)の検挙件数 486,016 件のうち 116,348 件(23.9%)が職務質問を端緒とする検挙となっている。

つまり、職務質問は警察官の犯罪検挙の重要な手段になっているということだ。

しかし、職務質問は現場の警察官にとって最も難しい技術とされ、これを会得している警察官は少ないとされている。

道警では、このところ職務質問の相手に逃走される事件が立て続けに 2 件も起きている。

そして 1 人は死亡、1 人は行方不明という重大な結果を招いてしまった。

その 2 件の事例は、新聞によると次のとおりだ。

○ 職質中飛び込み 男性の遺体発見 (10 月 22 日 北海道新聞)

20 日午後、紋別署員からバイクの飲酒運転の疑いで職務質問を受けていた男性が、紋別港に飛び込み行方不明になっていた事件で、道警と紋別海保のダイバーが 21 日、飛び込んだ岸壁から 120 メートル離れた海中で、男性が死亡しているのを発見した。

紋別署によると、この男性は紋別市内の男性作業員(58 歳)。

同署は、死因などを調べている。

○ 逃走の男?十勝川に飛び込む 任意同行中振り切り(10 月 24 日 毎日新聞)

24 日午前 10 時半ごろ、帯広署員が自転車を盗んだ疑いで任意同行した 40 代の男が帯広署から逃走し、行方が分からなくなった。

約 10 分後、同署から約 500 メートル離れた「十勝大橋」から、男性が約 15 メートル下の十勝川に飛び込むのを同署員が目撃した。

同署は、逃走した男の可能性があるとみて川などを捜索しているが、見つかっていない。

同署によると、同日午前 9 時 50 分ごろ、男が同市内で自転車に乗っていたところを同署員が職務質

問し、盗んだ自転車と認めたため、任意同行した。

男は裏口から署内に入ったところで警察官を振り切り、正面玄関から逃走した。

逃走した男は、上下ともグレーの服で橋から飛び込んだ男性と似ているという。

同署の高橋昌弘副署長は「任意同行の方法、署内での移動方法に問題はなかった」とコメントした。

道内では、20 日にも酒を飲んでバイクを運転した疑いで紋別署員の職務質問を受けていた男がパトカーから逃走して海に飛び込み、21 日に水死体で見つかっている。

では、この職務質問とは何か。法律上は「職務質問」という用語はない。

警察官職務執行法第 2 条に「質問」という条文があるだけだ。

念のため条文を確認してみよう。

(質問)

第 2 条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を停止させて質問することができる。

2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

3 前 2 項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

4 警察官は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることができる。

この条文で分かる通り、警察官が誰かに職務質問をするためには一定の要件が必要で、無差別に通行人に声を掛けることができるものではない。

その実態について、現場の警察官に聞いてみると、こうした要件の有無には関係なく、やりやすい相手、例えば、少年や酔っ払いを標的にするという。

乗っている自転車が盗品かどうかを無線を使って照会したり前歴の照会を頻繁にやると、それが職務質問の実績になるという。

また、シートベルトの取締まりなどで、車の停止を求めて免許証の提示を求めるのも職務質問の実績として計上されるという。

先ほどの職務質問を端緒とする116,348件の内容をみると、そのうち、50,877件(43%)が占有離脱物横領だ。

これは、放置自転車を勝手に自分の物として乗り回して検挙されるという事件だろう。

しかも、この事件の検挙の大半は地域警察官、つまり交番のお巡りさんによるものだ。

この数字からも、現場の警察官の職務質問の実態が分かる。

職務質問で警察官に認められる手段は、停止させること、質問すること、同行を求めることであり、それに応じるかどうかは、逮捕されていない限り、あくまでも自由だ。

しかし、警察官は拒否できないように巧みに追及する。

相手は早く終わらせたいばかりに身分証明書を見せたり、ついには、ポケット内の所持品を取り出して見せたりするはめに追い込まれる。

こうした合否すれすれの、あるいは、強制にわたる違法な職務質問ができる警察官が、執行力のあ
る警察官、優秀な警察官として評価される。

紋別署と帯広署のケースの場合にはどうか。

紋別署のケースは、飲酒運転の疑いで職務質問中に逃げられ、帯広署のケースは自転車を盗んだ
疑いで任意同行中に逃げられた。

警察官が職務質問を行うときには、質問や同行の拒否、逃走、反撃などは当然予想されるところで
あり、プロとしては常にそれに対応する心構えと、職務質問の法的な根拠、限界に関する知識、強制
にわたらない限度で引き止めたり、説得できる技術を持っている必要がある。

この2つのケースでは、警察官は職務質問の法的な根拠どころか、逃走に対する対処方法などは
全く考えず、漫然として質問し、あるいは同行していたに違いない。

副署長は「任意同行の方法、署内での移動方法に問題はなかった」とコメントしているが、ピントはず

れも甚だしい。

幹部がそうした認識だから、同じことが繰り返されるのだ。

こうしたケースでの対応で、まず考えられるのは、刑訴法 210 条による緊急逮捕だ。

その条文を確認してみよう。

① 死刑・無期又は長期 3 年以上の懲役もしくは禁錮の罪にあたること

② 罪を犯したことを疑うに足る十分な理由がある場合で、急速を要し、逮捕状交付を待っていては間に合わないとき

③ そして、逮捕状が直ちに出不い場合は、被疑者を釈放しなければならない。

この 2 つのケースでは②の「罪を犯したことを疑うに足る十分な理由」の裏付けがないから、この段階で緊急逮捕すれば、逮捕状は発布されず違法逮捕となる可能性がある。

緊急逮捕ができないとなると、あとは、強制にわたらない範囲で相手を引き止めたり説得して、質問や同行を継続するか、一歩引いて相手の住所氏名等を確認して、裁判官に逮捕状を請求して、後日通常逮捕する以外に方法はない。

警察では、職務質問強化月間や職務質問競技会など行って、現場警察官の職務質問技術の向上を図っているようだが、紋別署と帯広署の警察官の職務質問はいかにも拙劣で、職務執行の緊張感さえ感じられない。

警察官の職務執行が引き金になって、死者や行方不明者が出たとなれば、警察官は何のために仕事をやっているのか分からない。

相手が勝手に逃げたのだから警察官に責任はないなどというのは、警察の仕事を正しく理解していない言い方だ。

参考人供述調書の偽造とは

殺人事件という重要凶悪事件で逮捕した被疑者を起訴できないという失態をやらかした道警で、今度は警察署の交通課の巡查部長が参考人供述調書を偽造して逮捕された。

事件の軽重があるものの、2つの問題に共通しているのは、犯罪捜査という警察官に認められた強力な権限に対する恐れと厳格さの欠如だ。

日常発生する交通事故の捜査で、実況見分調書の内容が事実と異なるなど、捜査が杜撰だという指摘は以前からあるが、参考人供述調書を偽造するとなると、警察の現場では犯罪捜査が何のために行われるのかさえ、理解されていないと言わざるを得ない。

10月29日の北海道新聞には「巡査部長が調書偽造 道警、容疑で逮捕 交通事故の捜査」という見出しの記事が載った。

道警が10月28日、札幌東署交通課の巡査部長(30歳)を虚偽公文書作成・同行使の疑いで逮捕した。

同巡査部長の容疑は、交通事故の捜査で実際には事情聴取していない参考人の虚偽の供述調書を作成したというものだ。

警察官が参考人供述調書を作成するのは、警察官の犯罪捜査の基本を決めている犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)第177条に「取調べを行ったときは、特に必要がないと認められる場合を除き、被疑者供述調書又は参考人供述調書を作成しなければならない。」とあるからだ。

そして参考人供述調書は、一定の条件の下では裁判で証拠として提出されるものである。

このところ、立て続けに冤罪事件が明るみに出ているが、共通しているのが取調官による自白強要等の違法な被疑者の取調べだ。

そのために取調べの録音・録画による可視化が問題となっている。

しかし取調べは、自白の強要だけが問題なのではない。

供述調書には、供述者の供述を要約し記載される。

供述者の供述がそのまま記載されているわけではない。

供述者の供述の趣旨とは異なる取調官の主観が入るなどの問題があるのは当然だ。

ときには、取調官の作文だと指摘されることもある。

取調べの結果を記述した供述調書に供述者の供述が、正しく録取されているかどうかも問題なのだ。

その点は、参考人供述調書についても同じだ。

実際に冤罪事件で参考人供述調書の内容が、事実と異なると問題になったケースもある。

供述拒否権を告げる必要のない参考人の取調べは、とにかく軽く扱われる傾向が強い。

供述調書の作成は、供述者の面前で作成、記載内容の読み聞かせ、加除・訂正の記載、調書の編さん、割印、供述者の署名押印、取調官の奥書きと署名押印で終わる。

果たして、警察官は参考人供述調書をこうした厳格な手続きを守って作成しているか。

交通事故の目撃者等を参考人として取調べようとしても忙しいなどと拒否されると、現場で目撃状況をメモし、帰署してから供述証書を作成し、最後のページに署名押印を求めるといこともよくあることだ。

参考人の方もろくに内容を確認しないまま署名押印してしまう。

こうしたやり方は、警察にとって事件をまとめるために都合のよい内容の供述調書になりがちだ。

加えて、警察官が作成した供述調書(刑事訴訟法 320 条条 1 項 3 号)を証拠とし提出するためには厳格な要件が課されている。

警察官の作成した参考人供述調書がストレートに裁判に提出されることはほとんどない。

そうした点も、参考人供述調書が軽視される要因だろう。

かつては、交通事故の捜査は「事故処理」と呼ばれていた。

交通事故係は事件の処理に追われ、何時も多くの未決事件を抱えていた。

事故当事者とのトラブルも多い。警察署員にとって、交通事故捜査は留置場勤務と並んで最もやりたくない仕事の 1 つだった。

今回の事件は、交通事故捜査係のモラルの低さもその要因だろう。

捜査資料放置の元警部補 奈良で遺体発見

巡査部長が参考人供述調書を偽造したかと思えば、こちらは警部補が捜査書類を自宅に放置し、内部調査が始まる直前の 7 月に失踪し行方不明となっていたという警察官としては考えられない様な不祥事だ。

しかも、それは警察の現場で中核となるべき警部補と言う幹部によるものだ。

これだけでも、現在の警察組織が抱える問題の深刻さが窺える。

マスコミが伝える不祥事は以下のとおりだ。

道警は9月1日札幌豊平警察署の警部補(39歳)を懲戒免職処分としたが、その元警部補が10月27日、奈良市内で遺体で発見された。

放置された窃盗など約30件の事件報告書や被害届など30件計約200点に上り、うち10数件は公訴時効が完成していた。

身内に甘い処分の結果

不祥事のダメ押しは、身内に甘い不祥事処理の露見だ。

おそらくこれは読売新聞のスcoopなのだろう。

10月27日の読売新聞に、次のような記事が載った。

北海道警の元警部補が今年19日、道迷惑防止条例違反(盗撮)容疑で、札幌中央署に現行犯逮捕されていたことが、道警への取材でわかった。

元警部補は生活安全部に所属していた昨年9月に札幌市清田区内で盗撮行為をしたとして、任意で取調べを受け、減給3月の懲戒処分になり依願退職していた。

逮捕されたのは、同区平岡の会社員M容疑者(46歳)。

M容疑者は、今年19日午後8時25分頃、札幌市中央区のレンタルビデオ店で、30歳代の女性のスカートの下に、カメラ機能付きの携帯電話を差し入れ撮影した疑い。

M容疑者は容疑を認めている。

現職時代の盗撮では逮捕されることもなく、懲戒免職ではなく依願退職で退職金を受け取った。

1年前にこうした甘い処分を受けたから、再び同じことを繰り返した。

道警の監察官室の幹部の甘さが、こうした結果を招いた。

道警の不祥事は泥沼だ。最早、救いようがない。



2011(平成23). 10. 14(金) 小樽女性殺害事件で道警大失態

証拠不十分 札幌地検が被疑者を釈放

このところ不祥事続きで道民の信頼を失うばかりの北海道警察(以下、道警という)が、今度は殺人容疑で逮捕した女性を札幌地方検察庁(札幌地検)に処分保留で釈放されるという大失態をやった。

殺人容疑で逮捕した被疑者が処分保留で釈放されるのは極めて異例で、全国で冤罪事件が続発し、警察や検察の捜査に国民の不信感が高まっている最中、道警の捜査に批判が集まるのは必至だ。

おそらく、この被疑者は不起訴処分になるに違いない。

しかし、本人はもとより、その家族が受けた精神的、身体的ダメージは計り知れない。

警察の逮捕は即有罪、推定無罪の原則など通用しない我が国では、いったん殺人容疑者として報道されると失われた社会的な信用を回復することは難しい。

いったいこの責任を誰が負うのか。

平成23年7月5日、小樽市内のマンションでアパート経営者の女性(81歳)が胸などを刺されて殺害された事件(以下、「小樽事件」という)で、道警は小樽警察署に捜査本部を設置して捜査中のところ、2ヵ月が経過した9月17日、被害者と知り合いの不動産会社経営の女性Aさん(62歳)を逮捕した。

小樽警察署長と道警本部刑事部捜査第一課長が、記者会見で被疑者逮捕を発表、マスコミはこれを一斉に報じた。

もちろん、住所、職業、氏名、年齢を明らかにし、顔写真も載った。

マスコミはAさんが容疑を否認しているとしながら、Aさんが被害者に1,500万円の借金があり、最近、資金繰りに行き詰っていた、とその動機まで明らかにしていた。

ところが、起訴直前の10月7日になって、札幌地検は勾留中だったAさんを処分保留で釈放してしまつた。

札幌地検は「起訴するに足る証拠がなかった」と説明したが、過去の例から見て、今後Aさんが起訴される可能性は極めて低い。

このところの警察官の不祥事続きで信用を失墜し続ける道警は、警察のお家芸ともいえる凶悪事件の捜査でもこうした大失態を犯し、しかも、Aさんに対して、誤りを認めて謝罪しないとあつては、もはや道民の安全・安心を守るなどという資格はない。

警察の犯罪捜査は組織として行われる。

全ての事件は、警察署長あるいは警察本部長が指揮して捜査を進めることになっている。

現場の捜査員が、思いつきで捜査を進めることはない。

殺人事件は、道警本部長指揮事件である。

事件の発生から事件を検察庁に送致するまで、捜査の各段階で捜査方針(案)が作られ、それが警察署長→道警本部捜査第一課長→同刑事部長→道警本部長の順で報告され、その指揮を受けて捜査の方針が決められ実行されていく。

その経過は、逐一、事件指揮簿という文書に詳細に記録されている。これが組織捜査だ。

従つて、殺人事件捜査の失敗の責任は、捜査を指揮した各幹部にあり、最終的にAさん逮捕を決断した道警本部長の責任は免れない。

道警は、直ちにAさんに誤認逮捕を謝罪し、Aさんを逮捕した際に撮影した写真、採取した指紋、身体測定記録、採取したとすればDAN資料の記録一切を返還したうえ、警察庁のデータベースから抹消するべきだ。

そうでなければAさんは、犯罪前歴者としてデータベースに永久に残る。

さらに携帯電話の通話記録等、押収したデータ・物品を直ちに返還するべきだ。

Aさんは、被疑者ではないのだから当然だろう。

捜査本部事件の捜査とは

小樽事件は捜査本部事件である。

捜査本部は、重要犯罪等の発生に際し、通常の警察組織とは別に臨時に設置される組織で、捜査を統一的かつ強力に推進する必要がある時に警察本部長が設置する(犯罪捜査規範、北海道警察捜査本部運営規程)。

通常は事件が発生した場所を管轄する警察署に設置され、事件が解決されると解散するが、事件を解決する見通しがなくなったときも解散する。

捜査本部の要員は、その警察署の署員のほか道警本部刑事部捜査第一課の特捜班等の刑事部各課員が、規模の小さい警察署の場合には、隣接する警察署の刑事課員も動員される。

捜査本部の責任者(捜査本部長)は、警察本部長が指名する。

かつては、事件発生地を管轄する警察署の署長だったが、現在は本部の刑事部長が当てられることが多い。

この事件でも、捜査本部の責任者は道警本部の刑事部長、副本部長は小樽署長、捜査第一課長が就任したはずだ。

そして実際の捜査は、捜査第一課の指導官(警視)が仕切ることになる。

捜査本部は、臨時の組織で大勢の捜査員を動員することから、何時までも捜査本部体制を続けることはできない。

通常は約1カ月で体制を縮小し、2カ月も経過すると署員だけによる少人数の継続捜査になり、事実上捜査本部は解散する。

小樽事件の捜査本部は7月5日の事件発覚以来、延べ6,800人を動員し、現場の検証、現場周辺の聞き取り、被害者の知人ら関係者への聞き取り等を行ってきた(平成23年9月18日北海道新聞)。

捜査本部がAさんを逮捕したのは、本部を設置してから既に2カ月を過ぎていた。

おそらく、捜査線上には何人かの容疑者が浮上していたものの、犯人とするキメ手を欠き、新しい情報も途絶え、捜査が行き詰って捜査本部内には迷宮入りの雰囲気も生じていたのではないかと推測される。

9月16日にAさんを任意同行したのは、捜査本部にとって最後の勝負に打って出たものだったに違いない。

Aさんを逮捕した後の記者会見は、小樽署長と捜査第一課長が行っている。

記者会見の時間は、9月17日の午前6時からだった。

早朝からの記者会見も極めて異例だ。

記者団からの逮捕の決め手や物証についての質疑に、捜査第一課長は、厳しい表情で「捜査に支障が出るので答えられない」と述べるにとどまった(平成23年9月17日 読売新聞夕刊)。

Aさんは既に2回ほど捜査本部の任意の取調べ(警察は参考人としての事情聴取というだろう)を受けていたという。

9月16日は、午前中からAさんの取調べを開始して、逮捕したのが翌日午前2時30分過ぎだ。通常なら任意同行してから遅くとも数時間の取調べで逮捕状を執行しなければならない。

何故、こんなに時間を要したのか。

捜査本部は、Aさんを長時間取調べたが自供をとれない。

そこで「逮捕さえできれば必ず自供させる。逮捕したい」という指揮伺いを上げたに違いない。しかし、これはかなり危険な話だ。だから最終的な決断に時間がかかったのだ。

本部長の最終決断、札幌地検のゴーサインがなかなか出なかったのだろう。

最終的には、刑事部長、小樽警察署長、捜査第一課長らの捜査本部の上層部が、捜査第一課の指導官ら 現場の「逮捕すれば何とかなる」という声に押し切られたのだろう。

そうなれば、道警本部長も伺いを却下しにくい。

通常、2カ月以上もの捜査で事件を解決したときの捜査幹部の顔は、晴れやかで自信に満ちている。

この事件を果たして起訴まで持っていけるかどうか、捜査本部の上層部は自信がなかったのだろう。捜査第一課長の厳しい表情はそれを物語っていたのだ。

道警の場合には、歴代の警察本部長(警視監)はキャリア官僚が警察庁から出向してくる。

そして、捜査本部の責任者になる刑事部長(警視正)もほとんどがキャリア官僚だ。

彼らは、ほとんど現場での捜査経験はない。捜査本部の捜査員の顔も名前も知らない。

現場の土地鑑もない。捜査本部に常駐する時間もない。

ないないづくしの人物が、捜査本部の責任者なのだ。

現刑事部長(警視正)は、平成5年警察庁採用の42歳のキャリア官僚で、今年8月24日付で警察

庁長官官房企画官から着任した。

小樽事件でAさんを逮捕する指揮をしたのは、着任後 3 週間余り経ってのことだ。

現小樽署長(警視)は、今年 3 月 22 日付の異動で 道警本部外事課長から就任した。

警察庁警備局外事課に出向した経験もある警備・公安系の外事畑一筋の幹部で、捜査畑の経験はほとんどない。

着任後 4 カ月での殺人事件、ひょっとすると殺人事件の捜査は初めての経験ではないか。

現刑事部捜査一課長は、平成 21 年春の異動で道本警本部鑑識課長から就任、平成 12 年警視に昇任後は、捜査一課指導官、旭川方面本部捜査課長等の捜査部門を歴任しているが、警部昇任時は道本警務部監察官室係長、警視昇任時は道本総務部総務課課長補佐と管理部門勤務の経験が多い。

平成 8 年からは、警察庁生活安全局銃器対策課に出向している。

年齢や経歴を見ると将来の方面本部長候補だ。

見た目の印象は捜査第一課長というより、有能な事務官、能吏といったイメージだ。

逮捕すれば何とかなる「叩き割り捜査」の典型

Aさんが逮捕されてから数日後のことだった。小樽市在住の知人から小樽事件のことで相談したいことがあると電話があった。この知人はAさんとも知り合いとのことだったが、

信頼できる人物なので札幌まで出向いて貰い話を聞いた。

知人は「Aさんが犯人だとはとても思えない。捜査員の動きも何か的外れで、捜査員もやる気がないように感じられる。警察の捜査はおかしい。」と真剣な表情で説明した。

しかし、捜査の経験もある道警OBの私としては、殺人事件は警察本部長事件であり、根拠もなく被疑者を逮捕することはあり得ない。

警察は何か証拠を持っているのではないか、あるいは、Aさんは自供したのではないかと答えた。すると知人は、「Aさんは 9 月 16 日の午前中に捜査員数人に任意同行を求められ、17 日の午前 2 時 30 分過ぎに逮捕された。任意同行と同時にAさんの自宅や事務所の捜索・差押が行われた。Aさんは、逮捕されてから一貫して否認している。」と言う。

通常であれば、容疑者を任意同行し、これだけ長時間の取調べた後の逮捕は、被疑者が自供したことを意味する。

自供調書がなければ、裁判官に逮捕状を請求するための疎明資料がないからだ。

半日以上の長時間の取調べが任意の取調べなのかどうかは別として、知人の話から以下のことが推測できる。

まず第1は、捜査本部は任意同行を求めた段階で、裁判官から被疑者宅の捜索・差押令状の発布を受けていたが、逮捕状はなかった。

従って、Aさんを犯人だとする相当な理由を疎明する証拠は得ていなかった。

つまり、決め手を欠いていた。

第2は、取調べでAさんを自供に追い込み、その供述から犯行に使用した凶器等の証拠を得て、逮捕状を請求し逮捕する。

あわよくば、Aさんの自宅や会社事務所の捜索で犯行を裏付ける証拠となる物品を押収する。これが捜査本部の捜査方針だった。

この推測が当たっていれば、これは典型的ないわゆる「叩き割り捜査」である。

多くの冤罪事件の始まりは、この捜査手法である。

捜索・差押令状は、捜査のため必要なことを疎明すれば発布されるが、逮捕状を請求するためには、被疑者が罪を犯した「相当な理由」があることを疎明しなければならない。

Aさんが否認しているのに、どうして逮捕状が発布されたのか。

被害者の女性は、アパートを経営する傍ら無許可で多くの知人に金を貸していたという。

そのため被害者宅の出入りは多く、犯行の時間帯とされる7月1日の午後4時半から2日午後5時半までの間には、被害者宅には何人もの出入りがあり、Aさんもその一人だったという。

捜査本部にとって痛かったのは、現場のマンションには監視カメラが設置されていなかったことだった。

最近の捜査では、必ずと言っていいほど監視カメラの映像が使われる。

あまりにも映像に拘り過ぎるために、聞込捜査等の基本的な捜査がなおざりになるとの批判があるほどだ。小樽事件では、この手法が使えなかった。

被害者方への出入り状況が、的確に把握できなかった疑いがある。

Aさんは、早くから捜査本部の容疑適格者の一人としてリストアップされ、逮捕されるまで2回ほど任意で取調べを受けていたらしい。

Aさんが逮捕された翌日の北海道新聞朝刊には、事件発覚後の8月2日にAさんは北海道新聞の取材を受け、被害者との関係について「あくまでも仕事上の関係で、警察には聞かれたことを答えている」と話したとされている。

そして、Aさんが被害者から1,500万の借金があり、道警は借金を巡るトラブルが原因とみて調べていると報じている。

捜査本部は、こうしたAさんと被害者との関係、Aさんの当日の足取り等の捜査結果をつなぎ合わせて、Aさんが被害者を殺害した相当な理由があるという報告書を作成、裁判官に提出して逮捕状の発布を受けたのだろう。

何しろ、警察が裁判官に逮捕状を請求すれば、99.9%以上の率で発布される。

却下されることはほとんどないのだ。

裁判官の逮捕状発布の審査は、極めて形式的なものだ。

札幌地検の幹部が、逮捕が先走ったのではないかとの指摘に「裁判所も逮捕令状を出している」と話したとされるが(平成23年10月8日北海道新聞)、これは明らかにまやかした。

ちなみに、平成20年中の逮捕状の請求件数116,273件のうち却下件数55件0.04%、勾留状の請求131,508件のうち却下件数は3,716件2.8%、捜索・差押・検証許可状の却下は、請求件数221,579件うち却下件数50件0.02%に過ぎない(司法統計年報・刑事事件編 平成21年度版)。

多くの冤罪事件でも、裁判官が逮捕状を発布し、さらに勾留状も発布している事実があることを、この札幌地検の幹部は忘れている。

冤罪事件は、裁判官も共犯者なのだ。

小樽事件でも、安易に逮捕状を発布した裁判官の責任が問われてもいいと思う。

警察が被疑者をいったん逮捕してしまえば、48時間以内に検察庁に身柄付きで事件を送致し、検察官は裁判所に勾留請求をして10日間の勾留が認められる。

検察官は10日間の勾留で起訴できなければ、さらに10日間の勾留を請求する。

被疑者が否認していれば、検察官の勾留請求が却下されるケースはほとんどない。

勾留された被疑者は、冤罪の温床としての悪名高い警察署の留置場(代用刑事施設)に收容され、接見禁止処分を受けて弁護士以外とは面会できなくなる。

外部から遮断状態に置かれ、孤立したAさんは連日厳しい取調べを受けることになる。普通の人は耐えられず、苦し紛れに自白に追い込まれる。これが冤罪事件のパターンだ。

弁護士が警察の取調べについて「取調官が『妻が殺人犯なんて恥ずかしくて引っ越したい、と夫が言っている』とうそを言ったり、死刑の話題も言及し、黙秘権も否定するようなことさえあった」と指摘している(平成23年10月10日 北海道新聞 社説)。

こうした取り調べの手法は、警察の取調官の常とう手段だ。

冤罪事件の取調べでは、必ずと言っていいほど登場する。

捜査本部としては、Aさんを自供させない限り検察庁が起訴できないことは十分承知していたはずだ。

取調担当官は、上部から「絶対に落とせ(自供させろ)」と指示されていたに違いない。

強引な取調べが行われることは当然である。

現在、取調べの可視化(全過程の録音・録画)が求められているが、警察も検察も反対している。

何故、反対するかがこれでよくわかるはずだ。「叩き割り捜査」が不可能になるからだ。

Aさんは、取調の途中からは黙秘し最後まで自白しなかった。

この間、捜査本部はAさん宅を3回にわたり搜索し、1,200点近くを押収したという。

しかし、たび重なる搜索でも、Aさんの犯行を裏付ける証拠、特に、犯行に使用した凶器は発見されなかった。

結局、捜査本部の思惑は全て外れ、札幌地検は起訴しても裁判(裁判員裁判)で有罪判決を得る見込みがないと判断し、起訴を見送ってAさんを処分保留で釈放せざるを得なかった。

捜査本部は「今後も捜査を継続する」と説明しているが、過去の例から見て、処分保留で被疑者を釈放した事件のほとんどが迷宮入りになっている。

検察庁は、忘れたところを見計らって被疑者の不起訴を決定するだろう。

不起訴になれば、事件記録が公にあることもない。

警察の違法捜査は、ヤミに葬られることになる。

仮に、Aさんが殺人罪で起訴されたでしょう。

Aさんが裁判でも否認を続ける限り、保釈も認められない。

有罪になれば刑務所へ直行だ。

これが我が国の「自白偏重の人質司法」と呼ばれるシステムなのだ。

国民はこのシステムを知らない。自分やその周辺に降りかかってこない限りは。

凶悪事件捜査に詳しい道警OBの話

私も女性が殺害された捜査本部事件の捜査に従事した経験がある。

しかし、それは、私が新米警部だったころで、かなり古い話だ。

そこで、凶悪事件捜査のベテランの道警元捜査幹部に、この事件について聞いてみた。

この人は、鋭い洞察力に基づく緻密な捜査指揮をする優れた幹部だった。

彼はこの小樽事件について次のように語った。

結論から言いますと、否認された場合に公判を維持できないと認められる事件は、逮捕してはならないということです。

私が署や本部の捜査責任者であったときは、(被疑者を逮捕できず)非常に残念だと思ってもそうしてきました。

いろいろな状況から見て犯人に間違いのないと思われる者に否認を通されて逮捕できないことも何回もありました。

また、(それまでの捜査結果から)犯人に間違いのないのではないかと重点的に捜査した者が、結果的には犯人でなく、別に真犯人が出てきたという ことも何回もありました。

私は、若いころから何回か捜査本部に入って殺人事件の捜査に従事したことがありますが、「どうも怪しい」という容疑者が出てくると捜査がその者に集中され、ほかを顧みないという状態に陥りがちでした。

多くの場合、その結果は違っていました。

小樽の殺人事件については、新聞記事以外に捜査状況は分かりませんが、逮捕された女性が怪しいという情報が出てきてその者に捜査が集中し、否認していても身柄を確保さえすれば自供が得られ、起訴に持ち込めるという甘い見通しをもって逮捕したのでないかと思われます。

近年、あちこちで冤罪が発覚し、犯罪捜査は慎重にも慎重に行わなければならなかったのに、この度の事態は道警の大失態だと思います。

否認されても有罪にするだけのものがなければ逮捕してはならないというのが、犯罪捜査の大原則だと思います。

「疑わしきは被告人に有利に」という裁判の原則と同じです。

冤罪は絶対につくってはなりませんし、無罪になれば捜査は全くの無駄骨になり、警察の威信と信頼を失墜するというマイナス面のみが残るのですから。

この事件は道本部長指揮事件ですが、捜査を指揮し逮捕を主張した各級捜査幹部(反対した人もいたかもしれません)は、犯罪捜査をよく知らないのだと思います。

昔、札幌市内で発生したハイヤー強盗殺人事件で、誘導による取調べで容疑者からあやふやな自供を引き出し、捜査本部が逮捕したいとの指揮伺いを道警本部長まで上げましたが、当時の本部長がこれを却下したため逮捕に至りませんでした。

その後この容疑者は、事件とは無関係であると判明しました。

結果的に、当時の本部長の判断が冤罪を防いだのです。

この度のような事件の場合、通常は検察の同意がなければ逮捕しないのですが、検察の判断はどうだったのでしょうか、知りたいところです。

最近、捜査幹部の指揮能力や捜査員の捜査力が低下しているかどうかということですが、以前に比べて捜査環境が非常に厳しくなっているので、もともと持っている能力が同じであっても、捜査環境の悪化というマイナス要因によって相対的に捜査力は低下していることは間違いのないと思います。

この道警元捜査幹部は、捜査指揮に当たる幹部の基本的な心構えを述べている。

捜査権という強力な権限を行使する警察の幹部としては、忘れてはならないことだ。

しかし、ときとして、組織のメンツとか、実績のためとか、捜査とは全く関係のない警察内部でしか通用しない価値観で捜査指揮が行われることがあるのだ。

次に述べる、12人全員が無罪になった志布志事件、別に真犯人が現れた氷見事件もそうだった。

道警は、このところ警察官の不祥事が続発している。

小樽事件の解決で、道民の道警に対する信頼を回復しようとしたのならとんでもない話だ。本末転倒もよいところだ。

生かされていない教訓、謝らない警察

現行の刑事訴訟法が施行されて60年、最近になっても、布川事件、足利事件、志布志事件、氷見事件、障害者団体向け割引郵便制度悪用事件(村木事件)等、多くの冤罪事件が発覚している。

マスコミに大きく取り上げられた事件だけでも、88件もの冤罪事件がある。

このほかに、マスコミに取り上げられなかった冤罪事件は無数にあるのだ

平成14年10月、空知管内新十津川町で71歳の主婦が刃物で殺害された事件で、滝川警察署は事件の2日後に、近くに住む50歳の主婦を被疑者として逮捕した。

被疑者は、いったんは自供したが、送検後は「自白を強要された」と犯行を否認し黙秘を続けた。

札幌地検は、立証困難として被疑者を処分保留で釈放、その1年後に嫌疑不十分で不起訴処分にした。

何故、冤罪や捜査の失敗の教訓が生かされないのだろうか。

それは、警察内部で本当の原因、特に、組織的な問題の究明がなおざりにされ、現場の捜査員の捜査手法に問題があったと片付ける、いわゆる「とかげの尻尾切り」に終始するからだ。

現場の警察官の不祥事には、直ちに懲戒免職などの厳しい処分を科すにも拘らず、捜査を指揮した上層部の責任はうやむやに終わらせる。

内部処分も「とかげの尻尾切り」だ。

この事件も、本来であれば道警本部長以下の幹部は懲戒免職だ。

そのくらい厳しい処分をしなければ、冤罪は無くならない。

冤罪事件で国賠訴訟を提起されても、警察は「無罪判決があっても捜査は違法ではない」と居直るのが通例だ。

訴訟で敗訴しても賠償金は税金で賄われる。

冤罪や誤認逮捕などは、警察にとって、痛くも痒くもないのだ。

案の定というか、国家公安委員会(警察庁)は、現殿川一郎道警本部長を処分することもなく、警察庁長官官房付へ異動する人事を発令した。

後任には、園田一裕警察庁長官官房首席監察官(警視監)を充てるという(発令はいずれも18日付)。

2人とも昭和54年採用のキャリア官僚だ。

この突然の人事は、殿川一郎道警本部長が続発した警察官の不祥事に加え、今回の小樽事件指揮の最高責任者としての責任を問われたものだろう。

後任者が警察庁の綱紀粛正を担当する首席監察官だということも、その辺の事情を物語っている。しかし、単なる人事異動で誤魔化すような問題ではない。

Aさん釈放を伝えるマスコミ報道には、警察や検察がAさんやその家族におわびをしたとする記事にはお目にかからなかった。

国民の信頼、あるとすればだが、その回復は謝罪から始まる。

「謝らない警察」では、いつまでも信頼回復はできない。

そして、この小樽事件を解決することだ。それ以外に道警は信頼を回復する道はない。



2011(平成23). 10. 10(月) 野放図に広がる監視社会

警察庁がススキノに「監視カメラ」40 台設置

このところ、警察の治安対策がどんどんおかしな方向に向いているような気がしてならない。

今年 7 月には、コンピューター監視法が施行された。

10 月 1 日からは、暴力団排除条例が全国で施行された。

これも市民を巻き込んだ形での警察庁主導による暴力団対策だ。

うっかりヤクザと付きあったら、村八分になってしまいそうだ。

平成 23 年 10 月 4 日の北海道新聞に「警察の防犯監視 道内でも ススキノに街頭カメラ 本年度中に 40 台設置」という見出しの記事が載った。

一説によると、世界で最も監視カメラが多いとされるイギリスでは、国内に約 420 万台もの監視カメラがあり、国民一人当たり 1 日平均 300 回は撮影されているという。

NHKによると我が国は 330 万台とか、単純計算すると我が国では 200 回以上になる。

いわゆる「防犯カメラ」は、カメラに加え映像の伝送・処理および表示機能を含む監視システムで、主な用途としては防犯、防災、計測・記録などがある。

その設置場所や使用目的によって「街頭防犯カメラ」、「街頭カメラ」、「監視カメラ」などとも呼ばれる。

警察は、あたかも犯罪の予防や抑止に効果があるかのように説明し、「防犯カメラ」と呼びたがる。

「防犯カメラ」が、犯罪抑止に果たしてどのくらい効果があるのか。

よく「防犯カメラ」設置後、犯罪が〇〇%減ったという数字があるが、犯罪の増減はそんな単純なことでは決まらない。

様々な条件があるはずだ。それが科学的に実証されているかも疑問だ。

安心・安全のための「防犯」と言われれば誰もが反対できない。

だから警察は「防犯〇〇」というフレーズを使いたいのだ。

札幌市の調査によれば、「防犯カメラ」を設置している業者の 6 割が外部に映像を提供し、提供先は 98.6%が捜査機関となっている。

こうした実態を考えると「防犯カメラ」というのは正確ではない。

「犯罪捜査用監視カメラ」と呼ぶ方が正しいが、ここでは「監視カメラ」と表現しておこう。

警察にとっては、何か事件が起きた場合に、民間が設置運営している監視カメラの映像を犯罪捜査に無料で使用できるメリットがある。

だから監視カメラの設置を積極的に勧めているのだろう。

しかし、一方では、従来の聞込捜査等の基本的な捜査手法が軽視され、監視カメラの映像以外の情報が得られなくなっているようだ。

一歩我が家を出ると、我々の一挙手一投足には監視カメラの眼が光っている。

その眼の大半が警察だったら、何とも嫌な社会になってきた。

警察庁が街頭監視カメラを設置

北海道新聞によると、警察の街頭カメラは、警視庁が2002年(平成14年)に新宿・歌舞伎町に設置して以降、12府県で540台が稼働中。

09年(平成21年)度からは国費で整備が進み、本年度はススキノと福岡市の繁華街の中洲周辺に設置するという。

どうやら、この施策は警察庁によるもので、その整備費用、1,200万円は国費となっている。

設置後の運用は北海道警察が行うらしいが、どうして、地方都市札幌ススキノの治安対策に、国の警察庁が口を出すのかがよく分からない。

これも警察の中央集権化、国家警察化の表れか。

この記事の中には、「同地区には地元商店主らでつくる民間防犯団体が防犯カメラを設置し、街頭でのトラブルや犯罪の抑止に効果を挙げているといい、警察のカメラ設置も『市民や観光客の安心度がさらに高まる』と歓迎する」とある。

さらに、防犯カメラの設置について、一人の大学教授が「設置しただけでも一定の犯罪抑止効果がある」と話し、一人の大学教授が「日本でも運用基準の開示や管理に関する法整備を急ぐ必要がある」と指摘している。

監視カメラは、民間防犯団体によるものだけではなく、自治体、企業の監視カメラの設置も多く、国

民の日常生活においても、地下鉄駅、バスターミナル、繁華街、駐車場、コンビニ・スーパー等の店舗、銀行、マンション等いたるところに設置されている。

昨年 10 月 25 日には、NHKクローズアップ現代で「増殖する監視カメラ」が放映された。

それによると、その数 330 万台。

いま、商店街や住宅街で新たに設置される監視カメラが増えている。

安心・安全な社会を求めて、住民たちが自主的に取り付ける動きが広がっているためだ。

その背景には、助成金を出す自治体や、犯罪捜査に役立てたいという警察の後押しがある。

しかし、監視カメラの設置や運用に関するルールは曖昧で、本来の防犯目的とは異なる用途で利用されるなど、各地で様々なトラブルを引き起こす事態も出てきている。

警察が、企業等が管理している監視カメラの映像を犯罪捜査に利用するにはどんな手続きが必要か。

通常、捜査のために第三者が保有する物を入手するためには、裁判官が発する捜索・差押令状が必要だ。

これは強制処分だ。警察はそんな面倒なことはしない。

監視カメラの設置や運用に関するルールは曖昧な上に、実際には、刑事訴訟法第 197 条 2 項の「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」を根拠に、「捜査関係事項照会書」1 本で簡単に映像を入手できる。

しかし、捜査にはスピードが求められる。

警察自前の監視カメラなら、捜索・差押令状も「捜査関係事項照会書」も必要ない。

ここに警察庁が、警察自前の監視カメラを積極的に拡充するメリットがある。

現に、平成 13 年度には、愛知県警がコンビニの防犯(監視)カメラと警察の顔認証システムをオンラインで結ぶ実験を実施、平成 15 年には大阪府警と福岡県警が画像記録を事後検索できる「顔画像識別システム」を導入した。

実は愛知県警の事例が公になったのは、実験から 2 年が過ぎた 03 年(平成 15 年)5 月の国会で「捜査のためならずすべての国民をスキャンすることが許されるのか。すべてのカメラが連動すると、国家組織が個人を管理できる」と当時の野党議員に追及され、愛知県警は本格導入を見送った経緯もある。

警察庁幹部は、この時「顔認証技術を応用して犯人を特定することは大変有効な方法」と答弁。

街頭カメラと警察の顔認証システムを結ぶ研究を、今後も精力的に続ける考えを隠さなかった。(平成 17 年 4 月 21 日 北海道新聞「あなた見られています」から)

既に警察は、監視カメラ等で撮影された人物の顔画像を科学的に個人識別する三次元顔画像識別システムを導入し、犯人特定に使っている。

警察庁によるススキノの監視カメラの設置は、こうした顔画像識別システムの導入の一環だろう。

監視カメラの法的な規制

監視カメラの設置や運用については、明文の法的な根拠はない。

犯罪捜査で警察が写真を撮影できるのは、逮捕した被疑者だけである(刑事訴訟法第 218 条第 2 項)。

ところが、近年、逮捕していない任意で取調べている万引き等の軽微な事件の被疑者の写真を撮影したり、指紋を採取したり、ときには、DNA 対照資料(腔内粘膜)を採取しているという。

公共の場所における警察の写真撮影に関しては、個人のプライバシーや肖像権の保護の観点から、撮影は許されないとする主張や映像が犯罪捜査等、本来の目的外に使用されることについての根強い批判がある。

警察が犯罪捜査で、監視カメラの映像を証拠として用いるにしても、映像の提出、解析の方法、改ざん・編集等の防止等の措置等、厳格な取扱いが必要だろう。

街頭監視カメラの設置や撮影についての裁判例は、いずれも下級審裁判例だが、東京高判昭和 63 年 4 月 1 日(判時 1278 号 152 頁・判タ 681 号 228 頁)と、大阪地判平成 6 年 4 月 27 日(判時 1515 号 116 頁・判タ 861 号 160 頁)という 2 つの裁判例が参考になる。

○ 東京高判昭和 63 年 4 月 1 日は、撮影されたビデオテープの証拠能力が争われた事案であるが、「当該現場において犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合であり、あらかじめ証拠保全の手段、方法をとっておく必要性及び緊急性があり、かつ、その撮影、録画が社会通念に照らして相当と認められる方法でもって行われるときには、現に犯罪が行われる時点以前から犯罪の発生が

予測される場所を継続的、自動的に撮影、録画することも許される」との判断を示している。

○ 大阪地判平成6年4月27日は、路上に設置されたカメラの撤去及び慰謝料等の支払いを求めた民事訴訟における判断であるが、

(1) テレビカメラの設置及び使用、警察法及び警職法が当然に予定している行為の範疇に属するもので、特別な根拠規定がなくても行えるが、

(2) 一般に警察権の行使は、国民の各種の権利や利益と抵触する場面が予想されるから、必要の限度を越えることは許されず、

(3) 警職法1条2項の要請する警察比例の原則が妥当し、

(4) テレビカメラ設置者による使用方法の逸脱の危険性は無視できないから、現実に適正な使用がされているか否かだけでなく、逸脱した使用がなされないような設置方法についても配慮が求められるべきであり、

(5) テレビカメラ等の情報機器の濫用の危険性は高いため、その利用には格別の配慮が必要であること等を考慮した上で、カメラの設置・使用にあたっては、①目的の正当性、②客観的具体的な必要性、③設置状況の妥当性、④設置使用の効果の存在、⑤使用方法の相当性といった要件を充たすべきであるとの判断を示している。

(平成23年3月「警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会(中間とりまとめ)」から)

大阪地裁の判例は、街頭監視カメラの設置・使用には法律の制定が必要であることを示唆している。

平成15年7月の第156回通常国会において、行政機関等による監視カメラの設置等の適正化を図るために必要な事項を定めることにより、みだりに容貌の撮影をされない自由、みだりに私生活に関する情報の収集又は管理をされない自由、政治活動の自由その他の国民の自由と権利を保護することを目的とする「行政機関等による監視カメラの設置等の適正化に関する法律」案が、提出されたが審議未了で廃案となった。

その後、現在に至るまで、監視カメラの設置やその映像の管理、利用に関する法律は存在しない。監視カメラの設置とその映像の犯罪捜査への利用は事実上野放し状態にある。

警察に提供された映像を巡る問題

警察に提供された監視カメラの映像が、警察が市民からの情報提供を求めため、マスコミに提供され、それが一般に公開されるケースも多い。

これも法的に問題がないのか大いに疑問だ。

実際に、監視カメラの映像を警察が証拠として用いたことについての裁判例もある。

コンビニで録画された映像が、警察に提供されたことを巡って争われた裁判において「防犯カメラの撮影、録画の違法性は、(中略)目的の相当性、必要性、方法の相当性等を考慮して判断するのが相当」との基準を設定した上「万引き、強盗等の犯罪や事故の捜査とは別の犯罪や事故の捜査のためにこれが(ビデオテープ)が提供された場合には、もはやその行為を本件コンビニにおける防犯ビデオカメラによる店内の撮影、録画の目的に含まれるものと見ることはできず、当該ビデオテープに映っている客の肖像権やプライバシー権に対する侵害の違法性が問題となってくる」との判断がある(平成17年3月30日、名古屋高裁)。

平成22年9月、コンビニのATM(現金自動預払機)で他人のキャッシュカードを使って100万円を引き出したとして、窃盗容疑で逮捕された男性(62歳)の裁判で、金沢地裁は1日、無罪を言い渡した。

判決で裁判官は、防犯カメラに写った男の映像鑑定で男性とは別人とする結果が得られたことに触れ「信用性の高い鑑定で、犯人は別人と認められる」と述べた。

その上で「捜査を尽くさないまま(犯人と)断定し起訴したのは、ずさんと言わざるを得ない」と捜査側を厳しく批判した。

平成22年1月、名古屋地裁は、アルバイト先のコンビニ店から現金9万円を盗んだとして窃盗罪に問われた男性(26歳)の裁判で「検察側の立証は不十分」として無罪(求刑懲役2年)を言い渡した。裁判官は判決理由で、証拠とされた防犯カメラの映像に男性の手の動きが写っておらず「証明力は乏しい」と指摘。

コンビニの店長ら関係者の供述内容も「不自然で信用性に問題がある」とした。

男性はコンビニのレジから金庫に入れるべき9万円を盗んだとして起訴されたが、捜査段階から一貫して否認していた。

最近の例では、2011(平成23)年4月26日、痴漢容疑で警視庁新宿警察署の警察官の取調べを受

けた後、駅のホームから投身自殺した原田信助さん(当時 25 歳)の母親・尚美さん(54 歳)が、「息子は違法な取調べによって精神的苦痛を受けた」として、東京都(警視庁)を相手取って提起した国家賠償請求訴訟事件でも、新宿署は信助君の痴漢行為の認定にJR東日本から提供を受けた監視カメラの映像を使っていることが明らかになっている。

新宿署の捜査に違法性があったかどうかは、これから国賠訴訟の中で明らかにされると思うが、監視カメラ映像の解析結果から信助さんの痴漢行為を認定することには、極めて問題があることが明らかだ。

Nシステムの問題

Nシステム(自動車ナンバー自動読取システム)とは、警察庁が昭和 61 年から導入した赤外線カメラによる自動検問装置である。

高速道路や主要幹線道路などに設置されているNシステムを通過した車両(2 輪を除く)はすべて車両ナンバー等が記録され、警察の手配車両のデータ(盗難車、指名手配者の車両、家出人の使用車両、事件容疑者の車両等)と直ちに照会される。

手配車両が通過した場合、同時に車種、所有者、手配理由などが割り出され、付近を巡回中のパトカー等に通報され追跡、検挙などとなる。

重大事件発生時などには、不審車両の洗い出しにも使われ、現場周辺のコンビニ等の防犯カメラの映像の利用と併せて、最近の犯罪捜査の主要な武器になっている。

警察庁は、Nシステムの設置箇所や記録内容などは、捜査活動に支障があるとして一切公表していない。

一説では 2,000 箇所近くに設置されているとされ(平成 20 年警察白書では全国で 776 カ所)、運転者、同乗者の写真も撮影されるとされているところから、プライバシーの侵害ではないかという批判が強い。

設置や管理について、何の法的な裏付けもないNシステムや監視カメラが野放図に広がっているのは極めて危険だ。

これは、警察の事実上の権限拡大だ。

マスコミは、特異な犯罪が起きるたびに、警察がこの N システムや監視カメラを使って捜査を進めていることや犯人検挙に効果があったことをまるで当然のこのように国民に伝えている。

マスコミは、警察の事実上の権限拡大に手を貸している。その責任は重い。



2011(平成23). 9. 26(月) **あの稲葉元警部が懺悔録を出版**

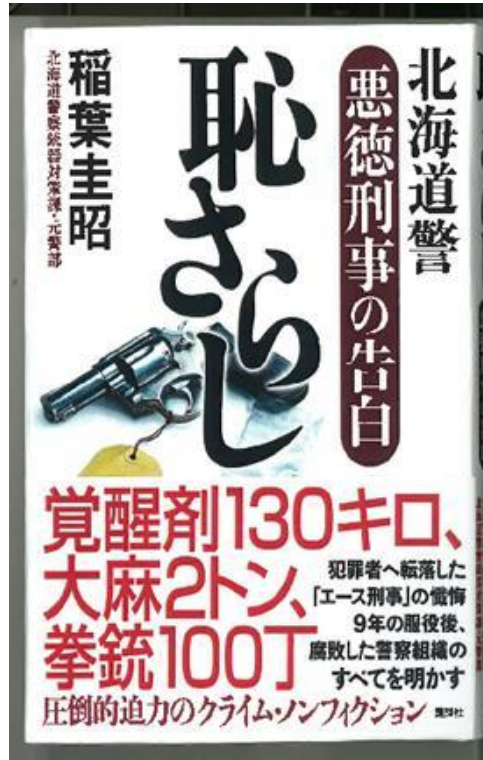
驚愕の違法捜査、その真相を明かす

今から9年前の夏、平成14年7月に北海道警察(以下、道警という)の現職警部が、道警薬物対策課に覚醒剤使用の疑いで逮捕された。

道警始まって以来とも言われた幹部警察官の前代未聞の不祥事は、道警に深刻なダメージを与えた。

そして、マスコミの多くは、彼を希代の悪徳警察官として大々的に報道した。

その元道警銃器対策課警部の稲葉圭昭氏が、在職中の懺悔録ともいべき「**恥さらし 北海道警悪徳刑事の告白**」を講談社から出版する。



稲葉氏は、平成4年から始まった警察庁主導の拳銃摘発キャンペーン「平成の刀狩り」で道警銃器対策課のエース刑事として活躍、その功績が買われて警部に昇任し、道警本部長からは「銃器捜査技能指導官」に指定されていた。

彼は、覚せい剤使用・密売目的所持、拳銃の不法所持という罪の全てを認め、懲役9年の判決を受けて服役した。

その裁判で彼は、銃器対策課による大量の覚せい剤や大麻の密輸の見逃しなど、同課の数々の組織的な違法捜査を告発するが、判決は道警の組織的問題には一切触れず、道警は全てを事実無根と黙殺した。

9年間の刑期が終わった今でも、彼は償いが終わったとは思っていない。

罪を懺悔しつつ、警察の拳銃摘発や暴力団捜査等の実態を赤裸々に述べている。

そこには、警察の異常なノルマ主義、幹部による裏金づくり、警察と暴力団との黒い関係等、知られざる警察の驚くべき真相とそれに次第に飲み込まれていく現場の警察官の姿がある。

「市民の目フォーラム北海道」代表原田宏二（元道警釧路方面本部長）は、「平成の刀狩り」が始まった平成4年当時の道警防犯部長で彼の上司だったが、平成16年2月、道警の裏金疑惑を告発、

その動機の1つが稲葉問題に対する道警上層部の無責任な対応に対する憤りだったと説明している。

原田は、同書の巻末で、稲葉問題の背景を詳しく解説しているが、同書の帯にその要約がある。

北海道警察は、稲葉だけを“悪徳刑事”仕立てることで組織を防衛した。

しかし、当時の道警幹部のうち何人が、稲葉を非難できるというのか。

彼らは、稲葉が挙げてくる拳銃摘発の実績を失うのが怖かったのか、または道警の組織的ダメージを考えると手が出なかったのか、そのいずれかの理由で稲葉の“暴走”を見て見ぬふりをしてきたのだ。

あれから9年、道警は何も変わってはいない。

今こそ全国の警察は、稲葉の話に耳を傾けるべきではないか。

原田宏二(元北海道警察釧路方面本部長)

発売予定は10月6日、価格1,785円(税込)



2011(平成23) 9. 22(木) **深刻さを増す道警不祥事**

密告? ミニ警察官僚たちのケチな不祥事

道警の現職警察官の不祥事が止まらない。

今年3月には、組織犯罪対策課の50代の警部補(懲戒免職)が、元風俗店経営者に犯罪歴を漏らし見返りに現金を受け取った収賄容疑などで逮捕され、警部一人が自殺、7月には別の警察官6人も元経営者らから飲食の接待を受けるなどしたとして、停職の懲戒処分などになったばかりだ。

この事件では、道警本部長ら21人も監督責任を問われた。

9月1日には、捜査資料200点や未処理の被害届を官舎に放置したまま失踪した警部補(39歳)が

懲戒免職になった。

この警部補は札幌市内の豊平警察署勤務で、道警監察官室が事情を聞こうとしたところ、無断欠勤し、行方不明になったという。

これまでも警部補の枠拡大による質の低下について度々指摘したところだが、現場の中心となって働くべき若手の警部補がこれでは、組織としての体をなさない。

9月16日には10年前に強制わいせつで懲戒免職になった道警OB(元巡査長)が、再び強制わいせつで逮捕されたことまで報道されている。

不祥事があるたびに警務部長や監察官室長が、もう諦めに似た表情で「業務管理と指導監督を徹底し、再発防止に努めたい」と同じようなコメントを繰り返す事態が続いている。

道警の現職警察官の不祥事は、かなり深刻な状態だ。

ミニ警察官僚、警視正が「誤解を招きかねない」交際？

豊平警察署の警部補が懲戒処分になった同じ日に、道警採用のエリート幹部、警視正2人の不祥事が伝えられた。

9月1日付の朝日新聞に、道警の交通部長のT・Y警視正と苫小牧警察署長のT・K警視正の2人が、苫小牧市内の自動車修理業務業者との交際をめぐる、一般に誤解を招きかねない点があったとして、殿川一郎本部長から口頭で注意を受けていたという記事が載った。

発覚のきっかけは投書とあるが、密告？ということだろう。

報道関係者の話では、この記事は朝日新聞のスクープだそうだ。

報道によると、T・Y交通部長が週末に釣りに行った際、苫小牧警察署のパトカー等の修理を請け負う自動車修理業者が所有するコテージに宿泊、その業者と飲食物を持ち寄り、飲食したという。

その際、T・K苫小牧警察署長も誘われ一緒だったとされる。

T・Y交通部長は、内規で決められている私事旅行の届けもしていなかったともいう。

処分は接待を受けたというほどの内容でもないが、「幹部の行動として誤解を招きかねない」として本部長の口頭注意に終わったようだ。

現在の警察は、都道府県警察という形を取りながら、実質的には警察庁を頂点とする国家警察である。

それを可能としているのは、都道府県警察のトップである警察本部長をはじめ、都道府県警察の主要ポストは、警察庁のキャリア警察官僚による独占である。

人、物、金で警察庁が都道府県警察を牛耳っているのだ。

それを補完しているのが、地方(じかた)の警視正以上の地方警務官と呼ばれる幹部である。

彼らは、いわばミニ警察官僚だ。

こうした現場官庁である警察の中央集権化こそが、警察腐敗の根底にある。

警視正といえば、警察官の階級では上から4番目、下からは巡査、巡査部長、警部補、警部、警視、警視正、そして地方(じかた)幹部のトップ警視長となる。

警視正以上は、身分が国家公務員で国家公安委員会(事実上は、警察庁)が任命する。

道警の警視正ポストは、大規模警察署長、道警本部の部長、警務課長、監察官室長、方面本部の参事官である。

ちなみに、方面本部長が警視長である。

こうした道警の最上級幹部、ミニ警察官僚の立場にある警視正の不祥事が伝えられるのは異例だ。

「誤解を招きかねない」交際の内容は、こんなことが記事になるのかと思うくらいみみっちい話だが、指摘されて見ると確かに内規に違反している。

「北海道警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令」第4条(職務の公正の保持)の「職員は、職務に関連を有すると認められる者と職務の公正が疑われるような方法で交際してはならない。」に該当するということだ。

これは、おそらく交際の内容の問題ではなく、最高幹部として、現在の自分の立場と道警を取り巻く情勢は どうなっているかの判断、つまり、センスの問題だ。

こうした判断力を失っては、ミニ警察官僚と揶揄されても仕方があるまい。

私事旅行の承認の問題に至っては、未だに、こんな内規があったのかと驚いてしまう。*「北海道警察処務規程」第41条(私事旅行)には、職員が私事旅行をするときには、所属長の承認あるいは届け出が義務付けている。

内規の表向きの趣旨は、有事即応体制の確保というところだろうが、それだけであれば、これだけ携帯電話が普及している現在、そんなことが必要なのかと思ってしまう。

本当の目的が、職員の私生活を把握するためというのなら別だ。

であれば、当然上級幹部には適用されない内規となる。

T・Y交通部長は、この内規を知らなかった訳ではないだろう。

最高幹部の自分には、こんな内規は適用されないと理解していたに違いない。

これもミニ警察官僚の驕りなのか。

T・Y交通部長は、平成 15 年に 1 年間、苫小牧署副署長(警視)を務めている。

公用車の管理責任は警察署長にあるが、事実上は警務課長、副署長が行っている。

修理業者の選定、修理の発注等は本部の装備課の指示で行われるようだが、自動車修理業者も職務に関連を有する者に当たるのだろう。

自動車修理業者と警察署は、交通事故の捜査を巡っても関係がある。

交通事故捜査の担当者は、日ごろからこの業者とやり取りがあったに違いない。

筆者(原田宏二)の機動捜査隊長のときの経験では、こんなことがあった。

隊員が交通事故を起こした時には、原則として監察官室と装備課に報告しなければならない。

しかし、正規の手続きをしていたのでは、修理までに時間がかかり、ときには、隊員が懲戒処分を受ける可能性がある。

そのため、物損事故等軽微な事故のケースでは、報告しないまま内々で処理することも多い。

そうしたときには、さっさと相手方と示談し、短時間のうちに修理をする必要がある。

夜中の事故で破損し公用車を翌朝には、修理を終わらせるというようなこともやった。

その際の示談金、修理代等は、正規予算ではなく裏金から捻出した。

そうしたことに備えて、こちらの注文を聞いてくれる修理業工場が必要になる。

一方、T・K苫小牧警察署長は、平成 10 年に 1 年間、苫小牧署の刑事・生活安全担当次長(警視)を務めている。

警視に昇任した最初のポストだった。

そして今度は警視正に昇任して、署長として2度目の苫小牧署勤務だ。

おそらく、管内には10年前に知り合った関係者も数多くいたであろう。

古巣に錦を飾ったということか。

平成10年といえば、道警の組織的な裏金システムが存在していた時期である。

T・Y交通部長が副署長として勤務した平成15年といえば、平成13年に捜査費に捜査諸雑費制度が導入されたとはいいいながら、未だに定着せず道警全体に裏金システムが残存していた時期だ。

平成16年2月以降には、道警の裏金疑惑の追及が始まっているから、まさに、2人が苫小牧署に勤務した時期は、警察幹部にとって古き良き時代である。

当時の道警では、捜査費や旅費を原資とする裏金づくりが、所属によっては物品購入を巡る裏金づくりが、半ば公然と行われていた。

その中心となったのは、金庫番を務めた副署長だった。

担当次長にはヤミ手当が配られ、何かと理由をつけては飲み会が行われていた。

管内の業界団体による接待も頻繁に行われていた。

おそらく、この2人もこうした体験があったからこそ、現職幹部として裏金の返還金の一部を負担したのだろう。

長年続いた裏金時代の警察の体質は、そう簡単には消えない。

当時、甘い汁を吸った幹部たちのDNAは、まだ頭の中に残っている。

道警の不祥事は、当時、警部以上の階級にあって裏金を返還した幹部全員が道警を去るまで続くのかも知れない。

警務課勤務はミニ警察官僚への登竜門

実は、この2人は筆者が警務課に勤務したときの部下(警部補)だった。

当時の警務課は、60人以上の大世帯で、警察運営の企画、組織の企画・調査、人事、定員、給与管理、警察官の採用、任用等を所管する道警の頭脳ともいうべき所属だった。

所属としての格付けも最右翼で、課長も筆者の前々代までは警察庁のキャリア警察官僚である警視正が配置されていた。

そのためか、道警の中でも優秀だとされる警察官と事務吏員の中から、さらに選りすぐられたた課員ばかりが集まっていた。

当時の課員名簿をみると、この2人を含めて9人が警視正にまで昇任し、このうち7人は方面本部長や総務部長(警視長)になっている。

彼らの多くは、犯罪捜査等の警察官としての仕事の体験はほとんどなく、警察官として優秀だというより、能吏というタイプの者が多かった。

彼らは警察本部、特に、警務、総務といった管理部門を往き来して昇任していく。

経歴をみると、警部補、警部、警視と昇任していく中で、何回か警務課勤務を繰り返していることが分かる。

この2人も警視試験に合格したときには、警務課の課長補佐(警部)だった。

2人とも警視昇任後に勤務した現場といえば、警察署の刑事生活安全担当次長を1年、小規模警察署長1年のみで、ほとんど道警本部の総務部、警務部という管理部門で勤務している。

そして、T・Yは平成20年に、T・Kは平成22年に、それぞれ警視正に昇任している。

まさに方面本部長への道をまっしぐらという感じだ。まさにミニ警察官僚だ。

警察は、交番、駐在所、警察署を組織の基盤とする典型的な現場官庁である。

治安維持に当たっているのはキャリア警察官僚ではなく、現場に精通した地方警察職員である。

本来のミニ警察官僚の役割は、キャリア警察官僚に対して、自らの経験を生かして、地元警察の事情や抱えている問題等に関して助言することである。

ときには、苦言を呈することがあってもいい。

キャリア警察官僚の真似ごとをする必要もなく、ご機嫌を窺いながら追随する必要もない。

しかし、ミニ官僚化した道警出身の警視正、警視長がそれをどの程度実行できているか、甚だ疑問だ。

筆者も退職時には、釧路方面本部長だったが、初めて警務課に勤務したのは警視になって8年後のことだった。

それまでは、一貫して刑事・防犯部門の現場勤務ばかりだった。

皮肉なことに、私が管理部門の警務部首席管理官に登用されたきっかけは、防犯部生活課長時代

に受けた会計検査院の实地検査で的確に対応した、つまり、裏金がばれないような対応したということのようだ。

私自身、ミニ官僚として、キャリア警察官僚に対してかなり批判的ではあったが、その役割を果たしていたのかと聞かれば、「はい」とは言えない。

優秀な警部補だったこの2人が、予想通り警視正に昇任したことを知り、道警の現状を変えてくれるのではないかと、密かに期待していたが、彼らも私と同じように、ただのミニ警察官僚になり下がってしまったのであれば、残念でならない。

現場に漂う閉塞感、道警の不祥事の深刻さ

不祥事が続くと、綱紀肅正と称して通達や署長会議で管理監督の強化が指示される。

特に、身上監督と称する私生活への監視が強化されることになる。

かつて、警視庁の警察官が勤務中に、けん銃で交際中の女性を射殺して自殺した事件があった。

この時、警視庁は再発防止策として、幹部による職員の身上監督を強化し、そのために幹部が職員の家庭訪問をしているという話を聞いた記憶がある。

道警でも、最近の不祥事続きで、警察署によっては幹部が署員の家庭訪問をやっているようだ。

家庭訪問は、小学校の先生だけかと思っていたら、警察幹部もやるとは驚いた。

警察職員は、子供並の扱いを受けていることになる。

けん銃を持った子供に、安全を守って貰っていると知ったら国民はどう思うだろうか。

私だったらゾッとする。

私の体験では、警察の現場では家庭訪問どころか、こうした身上監督はほとんど行われていないというのが実情だった。

その理由は、幹部にそのゆとりもないし、能力もないからだ。

さらに言えば、幹部の家庭訪問などは何の意味もないし、部下の反発を招くだけであることを幹部が知っているからだ。

部下とは、日常の仕事ぶりをつぶさに把握し話をするすることで、その悩みや考え方を知ることができる。

そして、管理監督の目的が、不祥事の防止ではなく、業務の効率化にあるのなら、幹部は部下に対して、組織としての評価を正しく伝え、職員に何を期待しているかを前向きに具体的に語る必要がある。

ところが、これまでの警察官の大量増員と幹部枠の拡大は、各級幹部の質と能力の低下を招いた。幹部の数だけは増えたが、それにふさわしい識見と能力を持った幹部は少なくなった。

そのため、自己の責任回避のための階級の威光を笠にきる管理監督が横行し、部下に対する必要な指導が行われなくなった。

幹部は部下を信用せず、部下は幹部を信頼しない。

これが、不祥事を抑えられない最大の原因である。

さて、道警の綱紀粛正の中心になるのは、警務部監察官室である。

T・Y交通部長は、警視正に昇任した最初のポストは監察官室長、T・K苫小牧警察署長は、警視昇任後 2 回目のポストが監察官室調査官だった。

監察官といえば、職員の規律の保持、つまり、綱紀粛正の通達を書いたり、職員の非違・非行の調査、懲戒処分の検討等を行うのが仕事である。

いわば、警察官のお目付け役、警察の中の警察官である。

そしてその本当の役割は、組織防衛である。

職員の不祥事が発覚したときに、組織のダメージを最小限に抑えるため、不祥事の背後にある組織的要因を隠蔽し、現場の職員の責任だけを追及するいわゆる「トカゲの尻尾切り」をやることになる。

その監察官のポストにあった最高幹部の不祥事となれば、例え、その内容がとるに足りないものであったとしても、その影響は大きい。

報道によれば、道警が「匿名の投書を受けて調査し、8 月上旬に本部部長が注意をした」とある。

上司には絶対服従の階級組織では、幹部批判はタブーだ。

直接、最高幹部に注意するなどということはできない。

そのうえ、うち続く不祥事に伴う管理監督の強化によって道警の現場には、閉塞感が充満し、それが匿名の投書という形で表れたのだろう。

道警の職員が道警本部長あてに投書し、道警は内々の注意処分で終わらせようとしたのだから、道警の対応に不満を持った投書者が、握り潰しは許さないと朝日新聞に再び投書したのではないか。

ひょっとすると、道警内部では不祥事の早期発見のため、職員に相互監視を行わせ、密告を奨励しているのではないか。

しかし、上層部を信用できなければ密告は、内部告発となって外部に向かう。

道警内部で密告が奨励されているとしたら、警察も嫌な組織になったものだ。

そんな組織に国民の安全を託す気にもならない。道警の不祥事の根は深い。



2011(平成23). 9. 7(木) 島田紳助問題と警察の暴力団対策

日本中が暴力団排除の大合唱 その理由は？

8月23日、タレントの島田紳助さんが東京都新宿区の吉本興業東京本部で記者会見し、突然の引退を発表した。

引退の理由は、知人を介して暴力団関係者にトラブルを解決して貰ったことをきっかけに、暴力団関係者と交流を続けていたことが明らかになったためだという(以下、敬称略)。

芸能人と暴力団との黒い関係は今に始まったことではないし、別に驚くことでもない。

島田を擁護するつもりも全くない。

よしもとクリエイティブ・エージェンシー(以下、「よしもと」という。)の「社会的影響力の高いテレビ等のメディアに出演しているタレントとしては、その理由を問わず、許されない。」というコメントも白々しい。

島田を使い続けたテレビ局の責任も問題だろう。

しかし、そのことについてマスコミはほとんど追及していない。

報道によると、どうやらこの暴力団関係者とは、山口組系極心連合会会長(六代目山口組若頭補佐)で、知人とは、その相談役 渡邊二郎(元プロボクシング世界チャンピオン)らしい。渡邊は、未公開株売買を巡る恐喝未遂罪で大阪高裁で実刑判決を受け上告中だが、島田と渡邊との携帯電話のメールをやり取りのなかで、島田と暴力団関係者との関係が明らかになったという。

これを聞いた瞬間、警視庁の大相撲八百長メールの横流し問題を思い出した。

昨年5月に元大関琴光喜への恐喝事件をきっかけに発覚した大相撲野球賭博事件の捜査で、警視庁の組対三課が押収したメールの解析内容を日本相撲協会に横流ししたという問題だ。

この問題は警視庁組対三課が、野球賭博事件で相撲界と暴力団との関係を解明しようとしたが果たせず、マスコミを巧みに利用しながら、日本相撲協会の監督官庁である文部科学省に「八百長相撲と思われる解析データ」を横流しすることで、暴力団排除機運を一気に盛り上げようとした警視庁一流のパフォーマンスだった(この問題については、このホームページで「2011(平成23). 2. 13「[おかしいぞ！警視庁・警察庁 八百長情報の横流しに問題はないのか](#)」で掲載した。)

またもや、捜査情報の流出か

今回、問題となったのは、平成19年6月8日付の大阪府警捜査第4課長あての捜査報告書「被疑者渡邊二郎の携帯電話に対する解析結果の入手及び精査結果について」に添付されていた106通のメールで、それが何らかのルートで吉本興業側に渡ったらしい。

この携帯電話のメールデータは、おそらく、捜査の過程で押収されたものだろう。

裁判が進行中の刑事事件の訴訟記録は、事件の被害者等を除いて、一般の人が閲覧したり謄写したりすることはできない。

また、訴訟に関する書類は、情報公開法(条例)の適用から除外されている。捜査報告書が裁判の証拠として提出されていたとしても、それが流出することは考えられない。

この未公開株売買を巡る恐喝未遂事件とは、平成19年6月30日、渡邊、元タレント羽賀研二らと、

暴力団山口組系極心連合会関係者 2 人の計 5 人が大阪府警捜査第 4 課に逮捕され、嫌疑不十分で不起訴処分となった 1 人を除く 4 人が、7 月 21 日に恐喝未遂罪で起訴された。

同年 10 月 11 日、暴力団山口組系極心連合会関係者 2 人は罪を認めて有罪が確定した。平成 20 年 11 月、大阪地裁は羽賀と渡邊について無罪判決を言い渡したが、平成 23 年 6 月、控訴審で大阪高等裁判所が一審の無罪判決を破棄し、羽賀に懲役 6 年、渡邊に懲役 2 年の逆転有罪の実刑を言い渡した。

人は、判決を不服として最高裁判所に上告している。

未公開株売買を巡る恐喝未遂事件の捜査で、被疑者渡邊宛のメールの解析が必要なのは理解できるが、事件の共犯者でもなかった島田のメールが渡邊らの裁判で検察側から証拠として提出されたとしたらおかしい話だ。

警視庁のケースでは、横流しルートははっきりしていたが、大阪府府警の捜査報告書の流出ルートは分かっていない。

仮に、この捜査報告書が大阪府警から流出したとしたら、捜査の秘密を厳守するという原則(犯罪捜査規範第 9 条)からしてもあってはならないことだ。

問題の捜査報告書の流出ルートが明らかにならないのは、明らかになれば地方公務員法(守秘義務)違反等の問題が出るからだろう。

仮に、捜査報告書に添付されていた島田と暴力団関係者との親密な交際を窺わせるメールの内容が、何らかのルートで大阪府警から「よしもと」の関係者に示されたとしたら、大阪府警の組織ぐるみの地方公務員法(守秘義務)違反の疑いがある。

大阪府警は、「よしもと」に提供した事実はないとしているようだが、少なくとも、捜査報告書内容が外部に流出したのは事実なのだから、そのルートを解明し事実を明らかにすべきだろう。

本末転倒の暴力団対策

週刊誌によれば、山口組系極心連合会会長が逮捕された際に、島田が渡邊に「ほんま警察、むかつきますね」という警察を批判したメールも存在するらしい。

大阪府警捜査第 4 課は、島田を企業舎弟とみて専従班まで作って内偵していたという。

企業舎弟とは、暴力団の構成員等が、資金獲得のために経営する企業及びその役員や従業員をいう。

仮に、島田が企業舎弟だったとしても、島田は大物芸能人、大阪府警捜査第4課もそう簡単に手は出せない。

逮捕はしたが、起訴もされないような事態になれば逆に批判を浴びる。

これはあくまでも推定だが、そこで考え出されたのは、高まる暴力団排除機運を背景に3年前の渡邊の恐喝未遂事件の報告書に添付された島田のメールを利用して、「よしもと」に対して揺さぶりをかける戦術だ。

「よしもと」だって、島田と暴力団の関係を全く知らなかった訳ではあるまい。

大阪府警から島田の事件もチラつかされたかも知れない。

弱みを握られた「よしもと」は、島田の事件化はないと読んで、島田を解雇ではなく引退させることで決着をつけた。

これが大阪府警と「よしもと」が描いたシナリオだったのではないか。

大阪府警には、反社会的団体・暴力団を壊滅するためという大義名分があれば、世論も黙っているだろうとの読みがあるはずだ。

事実、大阪府警捜査第4課の捜査報告書が外部に流出した点について、問題を指摘しているマスコミはほとんど見られない。

同じようなやり方で、警視庁が八百長メール情報を文部科学省に提供した際、安藤警察庁長官は、「日本相撲協会の事業に関する公益性が高い事項と判断し、監督省庁に対して国の行政機関相互の協力の枠組みに基づいて行ったものだ」と国家行政組織法第2条などを根拠とするもので法的に問題はないとした。

しかし、警視庁のやり方も、捜査権を濫用、地方公務員法(守秘義務)違反の疑いがある。

反社会的団体・暴力団を壊滅するためなら、違法行為も許されるとするのは本末転倒だ。

警察が暴力団を反社会的団体だと考えているなら、暴力団の首領・幹部による犯罪を摘発するべきである。それが警察の本来の任務だ。

地方自治体や民間企業のケツをたたいて暴力団排除活動に駆り出しても、いずれは、暴力団と対

決できない警察の姿が露見するだろう。

暴力団は、それをじっと待っているだけだ。

これでは警察は、暴力団を壊滅することは永久にできないだろう。

日本中が暴力団排除の大合唱

昨年9月には、日本経団連が企業行動憲章を大幅に改訂し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底するとした。

全国銀行協会は、平成23年6月、従来からある融資取引等からの暴力団排除に加え、暴力団員等の“密接交際者等”をも明記し、会員銀行に導入を要請した。

このほか、生命保険協会、日本野球機構、全国宅地建物取引業界連合会、中小企業4団体等、様々な業界が暴力団排除の推進を謳っている。

今年の10月1日には、すべての都道府県で、暴力団の公共工事からの排除、暴力団員等による不当要求に対する通報報告制度の導入などを柱とする暴力団排除条例が施行される。

これらの条例には、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団員と密接な関係を有する事業者を「暴力団関係事業者」として、県が実施する入札に参加させないなどとしている。

銀行協会のいう「密接交際者」とは、暴力団関係者との会食、ゴルフ、旅行など交際を繰り返す人物をいうようだが、一体、誰がそれを認定するというのか。

警察ということになるのか。だとすると不気味さを感じる。

まるで、日本中が暴力団排除の大合唱だ。

誰もが反対できない大義名分のスローガンには、眉に唾をつけて注意して聞かなければならない。

なかには、暴力団排除で利益につながるのは警察OBだと指摘する向きもある。

このところの経済不況で、警察幹部の天下り先が減っているという。ありそうな話だ。

何故、暴力団排除活動なのか

警察が、暴力団の壊滅を標榜してから久しい。

平成4年には、暴力団対策法が施行され山口組、稲川会、住吉会など22団体を指定暴力団に指定した。

平成22年6月1日現在、暴力団構成員等は80,900人、山口組、住吉会及び稲川会の3団体の暴力団構成員等の数は、58,600人で、前年より減少したが、総数に占める割合は7割以上に及んでおり、依然として寡占状態にある。

なかでも山口組の暴力団構成員等の数は総数の45.0%を占めており、依然として一極集中の状態が続いている。

平成11年には、組織犯罪処罰法も施行された。

この法律は、暴力団等の組織的な犯罪に対する刑罰の加重と、犯罪収益のマナー・ローンダリング行為の処罰、犯罪収益の没収・追徴などを定めている。

安藤隆春警察庁長官は、平成23年1月の記者会見で、「山口組壊滅作戦」を継続し、「直参」と呼ばれる直系組長を標的にすると宣言した。

同長官は、昨年の全国本部長会議でも「弘道会の弱体化なくして山口組の弱体化なく、山口組の弱体化なくして暴力団の弱体化はない。」と大見えを切った。

警察は、最近、山口組系弘道会を標的に集中攻撃を加えているが、検挙した事件の多くが起訴されないなど、必ずしも成果が上がってはいるとはいえない。

平成22年中の暴力団犯罪(刑法犯、特別法犯)の検挙人員も、25,686人で年々減少している。

暴力団によるとみられる銃器使用犯罪も14件で大幅に減少、拳銃押収丁数は、397丁(平成21年中は407丁のうち暴力団員からの押収丁数は148丁)に過ぎない。

国松警察庁長官が狙撃された平成7年の拳銃押収数が1,880丁であったのに比べると約5分の1まで落ち込んでいる。

一方、指定暴力団山口組側も、警察組織への対決姿勢をさらに強め、弘道会は「警察官に会わない」「情報を出さない」「事務所に入れない」という「3ない主義」を徹底しているという。

組織犯罪である暴力団犯罪を検挙するためには、情報収集が欠かせない。

警察の情報収集力はどうなっているか。

都道府県警察の本部暴力団犯罪捜査担当課等の刑事警察官に対する調査では、93.0%の刑事警

察官が、暴力団犯罪の捜査は困難だと感じていると回答している。

その理由は、

- ① 犯罪が潜在化しがちで事件の端緒をつかむのが困難」(65.3%)
- ② 「活動実態が不透明化し、上位者の関与等の実態解明が困難」(61.0%)
- ③ 「犯罪手口の多様化・高度化で捜査内容が複雑化」(50.7%)

等としている(平成 20 年版警察白書)。

何のことはない、暴力団犯罪捜査のプロが情報は取れないし、暴力団犯罪は検挙できないと言っているのだ。

警察の暴力団犯罪の情報収集能力の低下は、暴力団犯罪の検挙の量と質の低下に繋がっていることは明らかである。

ひょっとしたら情報収集力は、山口組弘道会の方が警察より数段上かもしれない。

警察が、各方面に暴力団排除活動の活発化を働きかけている本当の理由は、警察の暴力団検挙活動の低迷があるのだ。



2011(平成23). 8. 18(木) **可視化議論の陰で、逆転無罪判決や再審請求**

国民は「ICレコーダー」で自衛しよう

可視化は裁判員裁判対象事件だけ

8月8日、取調べの録音・録画の導入を検討している法務省の勉強会が「取調べ状況を客観的に記

録し、不適正な取調べの抑制と冤罪防止に有効」として、取調べの制度化を目指すとする調査報告書をまとめた。

今頃、何を言っているのだとの感があるが、それによると、「裁判員制度対象事件の身柄拘束下における取調べを録音・録画の対象とする」としている。

ちなみに、殺人や窃盗等の刑法犯で警察が検挙する件数は、544,699 件、人員 332,888 人、身柄付きで検察庁に送致した人員は 79,846 人である。このほかに、覚せい剤取締法違反等の特別法犯(交通関係法令違反を除く)が 92,162 件、82,188 人も送致されている(平成 21 年の犯罪 警察庁)。

検察庁が受理した事件のうち、一般刑法犯で起訴した人員は 96,541 人(起訴率 18.0%)である(平成 22 年版犯罪白書)。

裁判員制度対象事件とは、主として「死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪に関する事件(法 2 条 1 項 1 号)」であるが、全国の地方裁判所の第一審事件数の約 2.5%に当たる(平成 20 年)。

こうした数字をみると、警察が捜査した事件のうち、ごくわずかしか取調べの可視化の対象にならないことが分かる。

では、冤罪は裁判員裁判の対象事件でしか起きないのか。

平成 21 年 8 月 3 日に東京地方裁判所で最初の裁判員裁判が行われてから、ちょうど 2 年になる。裁判員裁判の対象となる事件では、警察の捜査がより慎重になるのは当然だが、年間 36 万件も検挙される窃盗事件のように、マスコミも取り上げないような事件では、逆に杜撰な捜査が行われる可能性はないか。

そうした事件にこそ冤罪事件が数多くあるのではないか。

こうした冤罪事件の被害者は、国賠訴訟も起こすことなく泣き寝入りしているのではないか。

さらに、警察が被疑者を逮捕した事件で「嫌疑なし」や「嫌疑不十分」で不起訴にしたり、誤認逮捕した事件はなかったのか。

検察は不起訴の理由は明らかにしない。

こうした冤罪事件はヤミに葬られている可能性がある。そうした数々の疑問が沸く。

目立たない事件の捜査でこそ冤罪事件に繋がる杜撰な警察の捜査が行われているように思えるのだが。

それが重要凶悪事件の捜査で露見する。

それがこれまでの冤罪事件のパターンなのだ。

可視化されると「治安維持ができない」というのは本当か

刑事司法制度を見直す法制審議会の特別部会は7月28日、第2回会合を開き、各委員が今後の論点や審議の進め方について意見を発表した。

弁護士や有識者の委員は取調べの録音・録画(可視化)の議論を先行すべきだと主張したが、捜査機関の委員が「司法取引など新たな捜査手法を持たないと治安維持ができない。」と述べ意見の食い違いが目立った。

郵便不正事件で無罪が確定した厚生労働省元局長の村木厚子さんは「それぞれの立場にこだわらず、建設的な議論を期待したい。録音・録画は被疑者だけでなく、参考人の取調べも議論の対象にしてほしい」と語った(平成23年7月29日 北海道新聞、産経新聞から)。

4月には、警察庁の「捜査手法、取調べの高度化を図るための警察庁研究会」が中間報告を発表している。

同報告も今後の検討課題として、治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現するための方策について検討を行うこととしている。

これらに出てくる「治安維持ができない」とか「治安水準」とは一体何を意味するのか。

このままの状態でも可視化を導入すると、殺人等の凶悪犯罪が増えてくる虞があるというのか。

刑法犯の検挙率が低下するのをおそれているのか。

刑法犯の発生件数は、平成8年以降毎年増加を続けたが、平成14年の369万3,928件をピークに減少し、平成22年中は170万3,044件までに減少した。

殺人事件は、昭和29年に3,081件の発生をみたが、年々減少し、平成22年には1,067件となっている。

平成22年中の刑法犯(殺人等の凶悪犯、傷害等の粗暴犯、窃盗犯、詐欺等の知能犯、わいせつ等の風俗犯、その他の刑法犯)の検挙率は31.4%である。

この検挙率が、万引き事件や占有離脱物横領(ネコババ)事件等の軽微な事件の検挙で支えられている数字であることは、多くの国民は知らない(平成23年版警察白書)。

諸外国に比べて我が国の治安は悪くないと多くの国民が感じている。

たまには、国民の耳目を引く事件があるが、それは今に始まったことではない。

マスコミの集中的な犯罪報道で、国民の不安が一時的に増大するだけに過ぎない。

警察の治安維持能力等は、知れたものだ。

我が国治安の良さは、警察力によるものではないことを警察当局は真摯に認めるべきだ。

「可視化したら治安維持ができない」などというのは僭越だ。

国民は、冤罪が続出するような治安水準や治安の維持を期待してはいない。

国家公安委員長や法務大臣は、治安水準とは何か。

国民に具体的、明確な説明をする必要がある。

またもや無罪判決、そして再審請求

こうした取調べの可視化に関する議論が延々と続く中で、最高裁が逆転無罪の判決を出したり、再審請求中の強姦事件で、今はやりのDNA鑑定で捜査段階での鑑定結果と違う結果が出るなど、刑事司法に対する国民の信頼をさらに失わせるような事態が続いている。

無罪判決の事件は、平成 18 年 12 月 27 日、千葉市中央区内の路上において発生した強姦事件だ。事件は特異な事件ではない。よくある路上強姦事件だ。

捜査では、客観的証拠なく、起訴内容の基となるのは被害を訴えた女性の供述だけだったという。最高裁は、被害女性の供述を「特に慎重に信用性を判断する必要がある。」としたうえで、被害女性の供述を全面的に信用できるとした 1 審、2 審判決を、「経験則に照らし不合理で是認できない」と無罪を言い渡した。

捜査の詳しい内容は知ることはできないが、事件発生以来 5 年近くも経って、こんな判決が出るのは捜査が杜撰だからだろう。

最高裁に「経験則に照らしても・・・」と指摘された警察、検察、1 審、2 審の裁判官の判断が非常識だと言っているに等しい。

国民は、警察も、検事も、裁判官も信用してはならないことになる。

もう 1 件は、平成 9 年に起きた東京電力女性社員殺害事件の再審請求で新たな事態の出現だ。

以下読売新聞から引用。

東京都渋谷区で1997(平成9)年に起きた東京電力女性社員殺害事件の再審請求審で、無期懲役が確定したネパール国籍のゴビンダ・プラサド・マイナリ受刑者(44歳)以外の第三者が殺害現場にいた可能性を示すDNA鑑定結果が出た問題で、東京高検が警察庁のDNAデータベースに照会した結果、この第三者のDNA型と一致する人物はいなかったことが分かった。

事件当日に被害者の女性とホテルで会ったとされる知人男性らとも一致しなかった。

第三者が特定されなければ、第三者が犯行と無関係であることを証明するのは困難となり、マイナリ受刑者に有利に働くとみられる。

今回の鑑定では、被害者の女性の体から検出された精液がマイナリ受刑者以外の男性のもので、そのDNA型が現場に残された体毛のうちの1本と一致したことが判明。

これを受け、東京高検が警察庁にDNA型の照会を依頼していた。

データベースは警察庁が平成16年12月に運用を開始した。

警察庁によると6月末現在、過去の事件の容疑者約15万人分と、現場に残された血液や毛髪などの遺留品約3万件のDNA情報が登録されている。

新たな鑑定結果は、第三者が被害者と現場に入った可能性を示すもので、「第三者が被害者と現場にいたとは考えがたい」とした2審・東京高裁の確定判決の認定に疑問が生じることになる(7月21日読売新聞)。

この事件の経過を調べてみた。

同受刑者は、事件当時、事件現場のアパートに隣接するビルに居住、自分が疑いをかけられていると聞いて、事件の3日後自ら警察に出頭。別件の入管難民法違反で逮捕され、(現金4万円を奪った)強盗殺人容疑で取調べられるが、一貫してこの事件への関与を否定した。

東京地裁が入管難民法違反で、懲役1年、執行猶予3年の判決を言い渡すや、警視庁は強盗殺人容疑で再逮捕。

検察は、6月10日に同容疑で起訴する。

平成12年4月東京地裁が無罪判決、同年12月東京高裁が逆転有罪判決、平成15年10月最高裁が上告棄却、平成17年3月東京高裁へ再審請求中。

現在、DNA鑑定は、同じ型の別人が現れる確率は4兆7,000億人に1人とされて、警察でも犯罪捜

査に積極的に活用すると同時にデータベースの充実に躍起になっている。

2010(平成22)年3月に再審で無罪が確定した足利事件ではDNA鑑定により有罪が確定したが、再審請求を受け、東京高等裁判所の嘱託による再鑑定でDNA不一致との結果が出た。

この事件も、再審請求が認められる可能性が出てきた。

国民は「ICレコーダー」と「取調べノート」で自衛せよ

痴漢容疑で警視庁新宿警察署の警察官の取調べを受けた後、駅のホームから投身自殺した原田信助さん(当時25歳)は、新宿署西口交番と新宿警察署における取調べ状況をICレコーダー(アイシーレコーダー)で録音していた。

この事件は、母親・尚美さん(54歳)が、「息子は違法な取調べによって精神的苦痛を受けた」として、2011(平成23)年4月26日、東京都(警視庁)を相手取って国家賠償請求訴訟を提起、当フォーラムも支援活動を行っている。

原告の母親原田尚美さんから話を聞かせてもらった。

信助さんが残したICレコーダーには、西口交番での警察官とのやり取り、新宿署での痴漢の被疑者としての取調べの様子がはっきりと録音されている。

これに対して、新宿署は「それは取調べではなく、事情聴取だ。」と説明したという。

なるほど、新聞にはよく「事情聴取」という言葉がよく使われる。

警察の犯罪捜査の基本を定めている犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)や刑事訴訟法にも「取調べ」の定義はない。

「取調べ」という言葉自体に権力的な響きがあるが、それが取調べかどうかは、その内容によって決まる。

この録音には、信助君が痴漢容疑で警察署に同行され、(捜査権限を持っている)警察官に、被疑者として約2時間52分にわたって追及されている様子が克明に録音されている。

警察官は、信助君に痴漢行為がなかったどうかを再三問い詰めている。

これは明らかに取調べだろう。この間、一度も供述拒否権の告知はない。

おそらく、警察は「事情聴取」であれば、供述拒否権を告げる必要もないと考えているのだろう。

警察官が、犯罪捜査で遵守すべきルールを如何に軽視しているかがよく分かる。

取調室の取調べを可視化すれば冤罪が無くなるというのは、あまりにも警察捜査の実態を知らない人の話だ。

多くの冤罪事件は、任意同行という強制連行、事情聴取という任意取調べから始まっている。

警察官が作成する被疑者供述調書には、その冒頭に「本職はあらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取調べたところ、任意次のとおり供述した。」と不動文字で印刷されている。

警察は、取調べの可視化が導入されても、供述調書を作成ない事情聴取は取調べではない。

だから録音・録画の必要はないなどと言い出すかも知れない。これも明らかにまやかした。

犯罪捜査規範(第 177 条)では、「取調べを行ったときは、特に必要がないと認められる場合を除き、被疑者供述調書又は参考人供述調書を作成しなければならない。」とされているが、警察の取調べでは、否認している被疑者の供述調書は作成されないのが実態だ。

自白した後、供述調書を作成する段階で、供述拒否権を告げ、供述調書が作成され、その様子を録音・録画する。そんなやり方が目に見えてくる。

日本弁護士連合会では、現在、被疑者・被告人の人権擁護、捜査の適正化を図るため、個々の弁護士が日々の刑事弁護の中で、『被疑者ノート(取調べの記録)』を活用されるよう呼びかけている。

警察に逮捕された被疑者に接見した弁護士は、「被疑者ノート」をつけるように勧めているようだが、警察の違法捜査は逮捕する前から、あるいは、弁護士を依頼する前から始まる。

取調べだけではなく、警察官の職務質問、それに伴う任意同行、身体検査が半ば強制的に行われるのが実態だ。

であれば、国民は自ら防衛する必要がある。

警察官に呼びとめられたときは、すかさず「ICレコーダー」を取り出すがいい。

警察官が録音を拒否したら、協力を拒否するといい。

警察官は、貴方を逮捕することはできない。逮捕されたら直ぐに弁護士を依頼するといい。警察をおそれることはない。

信頼できない警察が、取調べの可視化を阻むなら、国民は違法捜査から身を守るため「ICレコーダ

一」と「被疑者ノート」で防衛しよう。



2011(平成23) 8. 5(金) 警察OB天下り事情

北海道電力にも道警OBが3人

警視庁の捜査資料漏洩事件で、地方公務法違反容疑で逮捕された警視庁捜査第一課のS警部(58歳)が、医療過誤事件の捜査対象になっている美容整形外科に、警視庁を退職後の再就職を暗に求めているとする新聞記事を読んだ(平成23年7月26日、北海道新聞)。

記事によると、この警部は、一貫して医療過誤事件等を担当する「業務上過失事件のエキスパー」とされている。

しかし、多少は勉強したかも知れないが、警察官の医学的な知識なんかはたかが知れている。業務上過失事件をいくつか捜査したという程度のことだろう。

実は、筆者も若いころ北海道警察本部捜査第一課で同じ仕事をやったことがあるが、当時、北海道では大きな炭鉱事故が続発、その捜査に従事したものの、炭鉱に関する基礎知識もなく、専門用語を理解するのに大変な思いをしたことを思い出す。

警察署の刑事課長時代には、機長以下10人搭乗のセスナ機墜落事故の捜査を指揮したが、現場で運輸省事故調査委員会の調査員から説明を受けても、チンプンカンプンで何も理解できなかった。

航空機事故、列車事故等も捜査には高度の専門知識が必要だし、今ではコンピューターシステムが導入され、より複雑になっているだろう。

事故原因の特定は、最終的には鑑定によることになる。

こうした事故には、それぞれ事故原因の調査を担当する専門の機関も存在する。

この種の事件の捜査は、こうした機関が一元的に行うべきだと思う。

警察庁は、警察の第一次捜査権の侵害だと猛反対するだろうが。

この警部は、同美容外科幹部から高級割烹で接待を受け、警視庁が自宅搜索した約2カ月後の昨年2月ごろ、元捜査第1課OBの再就職を受け入れるように、病院幹部らに求めたという。

自らが捜査を担当している事件の関係者に退職後の再就職を暗に求めたことは、まさに捜査権の乱用だと指摘されても仕方があるまい。

この美容整形外科には、既に、警視庁が正式に再就職をあっせんしたOBの顧問2人がいたが、さらに、この警部が元捜査第一課の警部2人を送り込んだという。

警視庁の再就職を斡旋するのは「警務部人事一課」(通称・人材情報センター)のようだが「承知していなかった。後から事実を知って当惑した。しかし、退職者の行動は指導できない」としているらしい。

これもおかしな話だ。筆者は北海道警察の人事を担当する警務課課長等を経験しているが、当時のシステムでは、厚生課の「生活相談室」(現ライフプラン推進室)が退職者の再就職先を開拓し、就職あっせん先企業を一元的に管理していた。

担当者責任者は、署長経験のある管理官(警視)だった。

ここでは、再就職を斡旋した企業を訪問したり、OBと面接したりしながら、OBの就職先の動向を常に把握していた。

道警と就職先の企業との契約内容が、確実に行われているかを確認する必要があったからだ。つまり、就職を斡旋した警察OBの処遇には、道警が目を光らせていることを企業に知らせる効果もあった。

従って、新たに警察OBが就職したり転職したことを知らなかったことなどは、あり得ない。OB本人が独自に開拓した再就職企業であっても、担当者は、そのOBが退社したときの後任を送り込むために把握していなければならない。

退職者の再就職先の決定は、人事を担当する警務課が行っていた。

つまり、再就職の斡旋も人事の一環であった。

警視以上の再就職先の決定権者は警務部長、警部以下は警務課長だった。

手続きとしては、まず、毎年秋に退職者予定者を決定する。

最近は、ほとんどが定年退職のようだが、当時は、特に警視以上は、いわゆる“肩たたき”の勧奨退職が多かった。対象者の意思を確認して、それぞれのランクに応じた再就職先を提示した上で決定した。

再就職先の決定は、方面本部長等のランクの上の方から始まる。

下に行くに従って、報酬は低くなる仕組みだ。

階級の差は、退職後もついて回るというわけだ。

無論、在職中に問題を起こしたり、組織の方針に反する行動があった職員には再就職の斡旋はしない。

こうして、方面本部長等、札幌市内警察署長、本部の課長等が決まり、警部クラス、警部補クラスが決まり、年末までにそれぞれ本人に伝達され、退職願が取りまとめられ、翌年3月末には退職が発令される。

話は横道にそれるが、私の場合は警務部長から再就職先の希望を聞かれ、「土建屋だけは勘弁して下さい。」と答えたのを覚えている。

その結果、年収700万円、保険会社参与の斡旋を受けた。

定年まで3年を残しての勧奨退職だった。

この会社では、仕事らしい仕事はほとんどなかったが、在職中の報酬収総額は、早期退職した3年間の収入とほぼ同じになった。

道警は人事を円滑に進め、企業は多額の保険料収入を得、本人の私は何もしないで高額報酬を得る。天下りとはうまくできていると感心したものだ。

それも、私が道警の最高幹部だったからに違いない。

土建屋を回避したのは、捜査第2課長として、土建屋絡みの贈収賄事件を捜査し、土建会社の内幕を知っていたからである。

退職後に贈収賄の片棒を担ぐのは、勘弁してほしかったのだ。

現在は多くは60歳の定年退職のようだが、生年月日により年金支給開始時期が異なるため、それ

までの間の収入を確保する必要がある。

ところが最近では、団塊の世代の大量退職に加えて、経済不況下で民間企業のリストラが進み、退職者数に見合った天下り先が不足しているようだ。

警察が組織として斡旋する再就職先は、相変わらず交通安全協会等の外郭団体、警備会社、土建会社、保険会社、金融機関、ホテル、自動車教習所等だが、最近では、かつては警部補クラスの退職者の再就職先だったところへ警視クラスの退職者が入り込んだため警部補クラスの再就職先がより不足がちだとも聞く。

そのためか、再任用制度や警察署の交番相談員制度を利用して、退職後も組織内に止まる退職者も多いらしい。札幌市内警察署長経験者が、再任用で生活安全部の参事官に再任用されたケースもあったようだ。

昔では、札幌市内警察署長の再就職先が無いということは考えられなかった。

警視庁の問題の警部も退職を2年後に控え、自らの再就職先を今から確保しておきたかったのだろう。

本人とすれば、警察庁のキャリアや警視庁の上層部は、高額報酬で外郭団体や一流企業に再就職していることを見聞きして、警視庁に再就職を依頼してもろくな再就職先は斡旋してもらえないと考えたのかも知れない。

この警部は、“上ばかり甘い汁を吸いやがって”くらいのことは考えたいのではないか。気持ちは分からない訳でもない。

警察OBほど使い道がない人種はないと言われるほど、多くの警察官には、民間企業で働くにしても何の特技もない。

再就職先の企業等が、警察OBを雇用する理由は何か。

私が再就職した保険会社は、警察職員の団体生命保険の幹事会社だった。

道警職員の7割以上が加入する生命保険の莫大な額の掛け金が、保険会社に支払われていた。私のような警察OBが全国に何人もいたが、この保険会社にとって天下りした警察幹部OBに支払う報酬などは微々たるものだった。

こうした見返りが期待できない警察OBを採用する企業側は、何を期待しているのだろうか。交通安

全協会、警備会社、自動車教習所等は警察(公安委員会)が監督官庁であるから、警察OBを再就職させた方が、双方にとって何かと便利だということだろう。

受け入れる側も、立ち入り検査や行政指導にお目こぼしを期待できる。

病院や土建会社、保険会社、金融機関、ホテルといった企業では、警察の威光を借りたクレーム処理係だろう。

暴力団の用心棒に似たところがある。

土建会社では、談合事件や汚職事件の警察の捜査情報の把握等も求めるのかもしれない。

その点では、警察組織が斡旋しようが、警察官個人が開拓しようが同じことだ。

3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故をきっかけに様々な問題が明るみに出ている。天下りの問題もその一つだ。

2011(平成23)年に経済産業省は、経済産業省から電力会社への天下りが過去50年間で68人あったとの調査結果を発表した。

対象の電力会社とその人数は、北海道電力 - 5人、東北電力 - 7人、東京電力 - 5人、北陸電力 - 6人、中部電力 - 5人、関西電力 - 8人、中国電力 - 3人、四国電力 - 4人、九州電力 - 7人、沖縄電力 - 4人、日本原子力発電 - 8人、電源開発 - 6人となっている。

警察OBも電力会社に多数天下りしている。

分かっているだけでも東京電力、関西電力、東北電力、中部電力、四国電力、九州電力、北海道電力に、キャリア警察官僚をはじめ、警察幹部が天下りしている。

ちなみに、平成20年10月の北海道警察OB会の名簿によると北海道電力には3人が天下りしている。

北海道には、北海道電力の泊原子力発電所がある。

一説によると、原子力発電所の用地買収や反対派の説得交渉は暴力団や悪徳ブローカーの格好の金づるとなるため、一民間企業の電力会社の社員にそれを抑え込むことは困難だ。

そのため、「蛇の道は蛇。闇社会に顔が利く組織や人物に頼らざるを得ない」となる。警察・公安関係組織の天下りが多い理由も、ここにあるというのだ。

しかし、それだけではあるまい。原子力発電所は警察にとって、首相官邸、空港等と並んで超一級

の「重要防護対象」の施設である。

警察庁によると、原子力関連施設については、武装テロリストの襲撃に備えて、銃器対策部隊が常駐し警戒に当たるほか、事業者の自主警備を強化している。

そのためには、警備・公安警察の経験のある警察OBを電力会社内に送り込むことが必要だと警察庁は考えているのだろう。

警察と電力会社は一層連携を強化し、情報交換を活発に行うことになる。

そのための窓口になるのも、再就職した警察OBである。

警察庁は、武装テロリストの攻撃はあり得ると主張している。

今回の原子力発電所の事故原因が想定外の地震と津波だったから、テロリストの攻撃もあるのだとでもいうのか。

いずれにしても、原子力発電所の警備強化は、凋落傾向にある警備・公安警察に格好の口実を与えることになった。

過激派による爆弾テロもなく、激しいデモ行進もない。

機動隊の出番といえば、サミット等の国際会議の際の警備くらいだ。

機動隊の錬度は下がるばかりだ。

機動隊による原子力発電所の警備は、機動隊にとっても数少ない訓練の場になった。

さらに、警備・公安警察は再就職で送り込んだ警察OBを通じて、電力会社内にテロリスト等の不穏分子がいないかどうかチェックしているはずだ。

また昨今、北海道では、泊原発の廃炉要求や定期検査に反対する市民運動が起きている。

こうした市民運動に対して、警備・公安警察は治安維持に影響があるとの考え方から、視察警戒を一層強化するだろう。

各種の集会やデモの参加者を把握し、市民団体の中に協力者(スパイ)を送り込むだろう。

つい先ごろの7月20日、佐賀県玄海町の九州電力玄海原発敷地内にある警察官詰め所で、佐賀県警警備部機動隊の男性巡查(24歳)が操作していた短機関銃が暴発するという事故があった。

危ないのはテロリストではなく警察官だったというお笑いだが、北海道電力泊原発では、2007(平成

19)年7月から8月にかけて、3号機建設中の施設内で、放火とみられる火災が7回も相次いたが、道警捜査第一課と岩内署が捜査したが未解決に終わっている。

内部の犯行とみられる放火事件も解決できなければ、武装テロリストからの攻撃などを防ぐことはできないだろう。

警察庁が予想するように武装テロがあればの話だが。



2011(平成23). 7. 5(火) [犯罪のグローバル化に対処できるのか](#)

組織犯罪対策課の不祥事に思う

道警の警察官の不祥事は今年の上半期も順調に？伸びている。

このままいけば全国一も夢ではない。

道警のOBとしては、こんなことも言いたくなるようなひどさだ。

道警の警察官の不祥事に関しては、このホームページに

2011(平成23).3. 13 [警部補の情報漏えい、警部は自殺](#)

組織も守らない捜査上の秘密

2011(平成23).5. 1 [止まらない道警の不祥事](#)

またもや盗撮 巡査から警視まで

でも詳しく掲載した。

6月10日、札幌白石署地域課の統括官の警部(44歳)が公然わいせつの疑いで書類送致され減給の懲戒処分となった。

今年2月にJRの列車内で、泥酔して下半身を露出し乗客に駅員に突きだされたという。統括官といえば大勢の交番勤務の警察官を指揮監督する立場の幹部だ。

この警部はよほど下半身がご自慢だったのか。

警察官は性的変質者が多いのではないかと言われかねない。

2月に発覚した道警刑事部組織犯罪対策局・組織犯罪対策課の警部補(55歳)が、風俗店経営者だった男に第三者の犯罪歴を教えた事件で、道警は6月30日、元風俗店経営者から接待を受けていたなどとして、警部2人を含む6人を停職などの懲戒処分にしたと発表した。このほか、監督上の責任を問われて、道警本部長以下のほか、警視正、警視あわせて20人が戒告などの処分を受けた。

この事件では、道警の刑事部組織犯罪対策局・捜査第4課統括官の警部(50歳)が自殺している。この警部はその元経営者から現金数10万円を受け取っていたとされ、元経営者は現金の趣旨について「店を暴力団から守ってもらうための用心棒代」と説明しているという。(平成23年6月30日 北海道新聞)

この事件では、結局、警部3人、収賄の疑いで公判中の警部補を含め警部補3人、巡査部長1人が関係していたことになる。

元経営者から接待を受けて処分された5人は、当時、主に道警本部や札幌市内の警察署で、風俗店の摘発を担当する生活安全部門に所属していたという。

今回の不祥事は、警察官が取締対象の業者から接待などを受けるという昔からよくある警察の古典的な不祥事だ。警察にとって、犯罪を捜査するうえで、犯罪情報を提供してくれる捜査協力者(スパイ～S)は必要だ。特に、暴力団犯罪、薬物犯罪、金融・経済犯罪等の組織犯罪ではこれがなければ情報を入手することができない。

過去において、警察では警備・公安警察を除いて、組織的に情報の収集・管理を行っていなかった。

しかも、本来、それに使うべき捜査費が裏金に回され現場の警察官には渡っていなかった。

そのため、仕事熱心な現場の警察官ほど、自腹を切って自前のSを養成していたのだ。

しかし、Sの獲得はそう簡単ではない。

手っとり早いのは逮捕した暴力団関係者などをSに取り込んでいくか、警察(公安委員会)の許可業者である風俗営業関係者等に近づきSに仕立て上げていくことになる。

この場合、業者の側からすれば、店舗に警察官が頻繁に出入りしてくれることによってヤクザをけん制できるし、儲けなしの接待や 5 万円の賤別を渡したとしても、ヤクザに“みかじめ料”を出すよりは安上がりだ。

捜査費を自由に使えない現場の捜査員は、情報提供の見返りに、警察の取締まり情報、個人の犯歴情報などを提供するか、Sの犯罪を見逃すことになる。

こんなことが警察内部では当たり前のように行われていたのだ。

しかし、そうした関係は次第にエスカレートしていく。金額も、人数も、接待の内容も。

最初はSのつもりだったのが、単なる“たかり”になっていく。

警察官が自ら犯罪行為に手を染めることもある。そうなると評判になり、密告される。

こうして、過去にも多くの警察官がその責任を追及されて職を追われている。

平成 14 年に当時の道警生活安全部の銃器対策課で、けん銃の摘発実績を上げるために行われたという数々の違法捜査が暴露された。

当時の道警本部長は事実無根と否定したが、組織的な情報管理システムの不在、必要な捜査費の裏金化などがその背景にあると指摘された。

一連の不祥事では、銃器対策課の元警部が覚せい剤の使用等の罪で有罪判決を受けたほか、銃器対策課の元警視と捜査協力者だった男性が自殺した。

この事件をきっかけに、全国の刑事部門に組織犯罪対策局がつくられ、そこに生活安全部から銃器対策課と薬物対策課が移管統合された。

あれから 10 年近い歳月が流れた。

今回の組織的不祥事について、記者会見で奥野省吾警務部長は、組織犯罪捜査の協力者管理に問題があったことを認めている。(平成 23 年 7 月 1 日、北海道新聞)

つまり、道警は 10 年前の不祥事で指摘された情報管理体制の不備を改善していなかったことになる。

何故、そうなったのか。

それは、道警が銃器対策課の数々の違法捜査を隠ぺいしたからだ。

隠ぺいすれば失敗は教訓にはならない。

銃器対策課の不祥事は、平成 15 年末に発覚した旭川中央署の捜査用報償費の裏金作りの発覚へと繋がっていった。

今回の不祥事での処分者は 27 人に上り、2004(平成 16)年に約 3 千人が処分された道警裏金問題以来の大量処分で、本部長の処分も裏金問題以降初めてだそうだ。(平成 23 年 7 月 1 日 北海道新聞)

警察白書(平成 22 年版)は、「第 1 節 犯罪のグローバル化の脅威」で「外国に本拠を置く犯罪組織が我が国に忍び寄っている状況は、以前からもみられたが、最近では、世界規模で活動する組織が、我が国を新たな標的にするとともに、我が国の犯罪組織等と相互に連携・補完を図りつつ、より大規模かつ効率的に犯罪を敢行している。」と指摘している。

道警では、今年 4 月から道警本部に「北海道警察犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会」、同「幹事会」を、組織犯罪対策課に同「対策室」設置し、犯罪のグローバル化・犯罪インフラに関する情報の収集等、国際犯罪組織に関する情報の集約・分析を行うとしている。

この「対策室」は、組織犯罪対策課に置かれ、そのメンバーには、同課の統括官(警部)や捜査第 4 課の統括官も含まれている。

警察庁は、「犯罪のグローバル化の脅威」という大風呂敷を広げているようだが、現場では、情報収集に関して古典的は不祥事が横行しているのだ。国際犯罪組織に関する情報集約・分析などできるわけがない。

今回の不祥事はそのことを見事に立証している。

あのときも、警察庁の大号令で全国の警察に銃器対策課という新しい組織がつくられ、けん銃の摘発のためと称して「平成の刀狩り」が展開された。

その最中の平成 7 年に当時の国松警察庁長官がけん銃で狙撃された。

その事件は時効になっただけではなく、警察庁の号令に踊った多くの現場の警察官がその職を追われた。

今回の道警の不祥事は、道警の犯罪のグローバル化対策の中心にある組織犯罪対策局のど真ん中で起きている。現場の実態を知らない警察庁はこの不祥事をどう見ているのか聞いてみたいものだ。

記者会見で深々と頭を下げ謝罪するキャリア警察官の警務部長の姿、再発防止策として「倫理指導をこれまで以上に徹底していく」と述べたそうだが、同じようは言葉を何回聞いただろうか。

道民は誰も本気で聞いてはいない。

「倫理指導」とはいたい何か。

同じことが繰り返されるということは、再発防止策が的外れで上滑りだからだろう。

だいたい腰かけ人事で道警に出向してくる道警本部長や警務部長に本気で警察改革に取り組む気持ちがあるわけがない。

筆者は、道警だけではなく、警察の組織が根元から緩んだ最大の原因は、平成3年頃から始まった幹部枠の拡大による幹部の質の低下があると考えている。

今回の不祥事も警部3人、警部補3人が絡んでいることがそのことをはっきりと示している。

そして、何時から警察内部に蔓延しているコンプライアンス無視の風潮が不祥事のある背景にある。

考えすぎかも知れないが、10年前と何も変わっていないとしたら、組織的な裏金づくりも再開されているのではないか。

そんな疑問さえ浮かんでくる。道警本部長には大ごとにならないように念のため会計監査をやるようにお勧めする。

ついでながら、今回の一連の不祥事に関する北海道新聞社(道新)の報道について触れておく。

今年5月23日になってから、突如、原告の元道警総務部長佐々木友善氏が、「道警裏金本訴訟」で証言台に立った当時の道警記者クラブの中原洋之輔道新記者(サブキャップ)が偽証したとして札幌地検に刑事告発した。

筆者も傍聴席でこの証言を聞いたが、あの証言のどこが偽証なのかよくわからない。

当の佐々木氏は道警で裏金づくりが行われたことは知らなかったと証言した。

6月16日には、この「道警裏金本訴訟」で、最高裁で1審、2審判決が確定した。

判決は、原告が主張した書籍「警察幹部を逮捕せよ！泥沼の裏金づくり」(旬報社)の1カ所、書籍「追及・北海道警『裏金』疑惑」(講談社)の3カ所のうち2カ所の記載部分が原告の社会的評価を低下

させたとして、被告北海道新聞等に72万円の支払いを命じた。

しかし、判決は訴訟費用のうち10分の9を原告の負担するとしており、その負担額は相当な額となると予想されている。

原告佐々木氏は控訴審で「少なくとも450万円余の訴訟費用を負担させられることになるが、同判決では同人に対する72万円余の慰謝料の支払いが認められたに過ぎないから、同人が同判決のと通りの訴訟費用の負担を求められるのであれば、378万円余を被控訴人らに支払うことになる。

これでは、全部敗訴したことに等しい。」と主張した。

つまり、佐々木氏は「道警裏金本訴訟」は事実上敗訴したと言っているのだ。

中原記者の刑事告発の理由もこんなところにあるのかも知れない。

この訴訟では原告の元総務部長が、訴訟をめぐる当時の道新上層部との間に裏交渉があったことを暴露している。

6月30日には、道新の裏金報道取材班を指揮した当時の報道本部次長(デスク)の高田昌幸氏も道新を退社した。

その夜、高田氏と会ったが、あんなにさわやかな氏の表情をみたのは初めてだった。

彼はジャーナリストとして、これからも活躍してくれるものと確信した。

こうした一連の「道警裏金本訴訟」をめぐる動きは、表面上は道警を退職した元道警総務部長と道新との問題であり、道警とは関係がないように見える。

しかし、道警の裏金疑惑を追及した道新「取材班」の一連の裏金報道は、道警記者クラブの道新記者の取材活動に少なからぬ影響を与えた。

道新の「道警裏金本訴訟」対応には、道警との関係改善の意図があったことは間違いのないことだろう。

そうだとすると、道新が報道機関として警察権力を監視するという使命を本当に果たせるのか心配になってくる。道新は二度と再び道警を批判したり追及したりする記事を書けなくなったのではないかと危惧していた。

そうした中で、今回の「道警情報漏えい事件」に関する報道は、折に触れて継続的な報道が行われ、道警の処分発表に先駆けて6月30日朝刊では「警部ら6人も不適切交際」の見出しで大きく伝え

ていた。

7月4日には、社説で「不祥事はもう許されぬ」と題して、今回の不祥事に関する調査が甘いなどと批判し、組織のどこに問題があったのか徹底的に検証するように求めている。

不祥事に歯止めがかからないのは、道警の組織が根元から緩んでいるとも指摘し、道民の信頼を回復するための具体策を示せとしている。

道新には、これからも道警が不祥事根絶のためいかなる対策を講じているかを監視し道民に伝えて欲しい。



2011(平成23). 6. 10(金) [亜希子さんの死は警視庁の怠慢](#)

小出事件勝訴確定 健闘した弁護団

小出亜希子さんのご両親が提訴してから5年、2011(平成23)年5月31日、小出事件について最高裁判所が警視庁の上告を棄却した。

本件判決の確定は、桶川ストーカー殺人などの国賠訴訟において、警察の捜査怠慢の責任は認めつつも、死亡との因果関係を否定してきた一連の判決の流れを大きく変えるものであり、高く評価される。

小出事件については、このホームページでも

22. 3. 5(金) [「小出事件」東京高裁 再び警視庁の怠慢捜査を断罪](#)

警察に相談したのに、取り上げてくれない 繰り返される殺人

20.11.25(火) [東京地裁判決 警視庁の怠慢捜査を断罪\(2\)](#)

何故、亜紀子さんを助けなかった 証言台の警察官に問う

20.11.24 (月) [東京地裁判決 警視庁の怠慢捜査を断罪\(1\)](#)

「市民の目フォーラム北海道」も支援

に掲載した。

平成 16 年 1 月 26 日、新聞販売店の寮で小出亜紀子さん(当時 24 歳)が無残な遺体で発見された。亜紀子さんは、平成 15 年 12 月、知人のH(当時 24 歳)及び少女A(当時 19 歳)に呼び出され、東京都足立区内のアパートの一室に監禁中、継続的に暴行を加えられ、食事や水分を十分に与えられず殺害された。事件の犯人Hとその妻少女Aは殺人と死体遺棄の共犯として起訴され、それぞれ懲役 13 年の実刑判決を受けた。

亜紀子さんのご両親等が、亜希子さんが犯罪の被害に遭っている可能性があるかと訴えたが、警視庁はただの家出人だとして必要な捜査を怠った。ご両親は、警視庁がすぐに捜査をしてくれれば、娘は殺されずに済んだと、平成 18 年 2 月 15 日、東京都(警視庁)、H、少女A等を相手取って、東京地裁に慰謝料 2000 万円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起した。

東京地裁は平成 20 年 11 月 7 日、警視庁の捜査の怠慢を認め、東京都とHらに計 2000 万円の支払いを命じた。東京都(警視庁)は、判決を不服として控訴。昭和 22 年 2 月 24 日、東京高裁は賠償額を一審判決より減額したが「監禁による被害(損害)と捜査権限の不行使との間には相当因果関係がある。また、亜紀子の死亡による被害(損害)と捜査権限の不行使との間には相当因果関係がある。」と明確に警視庁の怠慢捜査を認めたが、警視庁が最高裁に上告していた。

亜紀子さんが亡くなってから既に 7 年以上が経過しているが、警視庁からは亜希子さんのご両親へ一度も謝罪はないようだ。

弁護団としては、警視庁に対し、今回の判決によって明らかになった責任を重く受け止め、ご両親に謝罪をするとともに、今後二度と同じようなことが起きないように、具体的な再発予防策を講じることなどを求めていくとしている。

亜希子さんのご両親は、「警察の責任が確定してほっとしています。しかし、亜紀子は帰ってきません。悔しくてなりません。警察にはきちんと謝罪をしてもらいたいです。そして、二度とこのようなことが

起きないようにしてもらいたいです。」とコメントしている。

警察相手の国賠訴訟の原告勝訴率は極めて低い。この10年間でわずか6%という数字もある。小出事件のように、被害者の死と捜査権限の不行使に因果関係があると認定された判決も画期的だ。

警察関係の国賠訴訟の原告勝訴率が低いには様々な理由があるだろうが、警察の訴訟対策が徹底していることもその理由の一つだろう。

警察には、訴訟等を提起されたときに専門に対処するための部署がある。

監察課(室)の訟務係(官)という部署である。そこには警視クラスの幹部を責任者として、優秀だとされる幹部が常勤している。訴訟があれば、組織防衛の観点から対応方針を決め、税金で弁護士を雇い、組織を挙げて対抗する。

原告に有利な文書は提出されず、組織の方針に反するような警察官の証言は期待できない。

それに対して原告側はどうか。生活もままならない原告は訴訟資金も十分ではない。

全ての原告に支援組織があるわけではない。加えて、原告には警察に関する知識がない。

警察内部の非常識な判断基準、隠ぺい体質、階級がものを言う組織、組織内での現職警察官の立場等の眼には見えない実情は知ることができない。

まるで、ないないづくしだ。弁護団は、相手のことを何も知らないままに闘うことになる。

「小出事件」の弁護団は、東京の三多摩法律事務所の小林克信、水口真寿美、鈴木麗加、田所良平の4人の弁護士たちだ。(敬称略)

証拠の隠滅をおそれた弁護団は、提訴前に証拠保全手続きで、家出人捜索願受理票や亜紀子の母親が多摩中央署に提出した「Hと亜紀子が写った写真」や「Hの住所、少女Aの携帯電話番号を書いたメモ」等を素早く保全した。

これらは、後々の6人の警察官の証人尋問に当たっての有力な武器にもなった。

また、弁護団は警察を相手に闘うためには、警察の事情に精通している警察OBの協力が必要と判断して「市民の目フォーラム北海道」原田宏二に協力を求め、その「意見書」を東京地裁に提出した。この意見書が勝訴にどのくらい役立ったかは分からないが、いずれにしても、警察相手の訴訟で勝つためには、敵を知ることが大切だろう。

「市民の目フォーラム北海道」は、「国の警察」から「市民の警察」への改革を求めて活動している。警察改革を実現するため、これまでも全国で多くの国賠訴訟への支援活動を展開してきた。具体的には、弁護団との意見交換、警察内部資料の提供、警察OBの証人出廷、意見書の提出等である。

小出事件の勝訴確定の連絡は、弁護団の鈴木麗加弁護士からいただいた。

鈴木弁護士を介して、亜希子さんのお父さんからも感謝の気持ちが伝えられた。

うれしいNEWSだったが、亡くなった亜希子さんが戻る訳でもない。

警察OBとして、警察とは一体何のためにあるのか。無念の思いがよみがえる。

これまでの弁護団の健闘に敬意を表しながら。合掌。



2011(平成23). 6. 5(日) **布川事件 冤罪判決に思う**

告白は「取調官の誘導」 懲りない警察・検察

布川事件については、このホームページに

21.12. 25(金) **こんどは布川事件の再審決定 無罪の公算大**

逮捕から42年、再審請求から27年の歳月をかけて

で掲載した。

最高裁判所は、ほぼ2年までの平成21年12月14日、強盗殺人などで無期懲役が確定、服役した元被告の桜井昌司さんと杉山卓男さんの再審開始を認めた東京高等裁判所の決定を支持して再審を決定した。それから、2年近くを経て、ようやく、5月24日、水戸地裁が2人に無罪判決を言い渡した。何と、無実の罪で逮捕されてから無罪まで43年の歳月を要した。検察側は控訴せず、判決は確定する見込みのようだ。

いつものことだが、無罪判決を伝える報道には、裁判所、検察、警察が2人に対して謝罪したという

記事はなかった。

それどころか、検察幹部が「真摯に受け止めなければならないが、時代が古すぎる。」と話したという。(平成 23 年 5 月 25 日 北海道新聞)

この検察幹部の発言は、半分はウソで、半分は言い訳だろう。「真摯に受け止める」というのはウソだ。警察・検察が冤罪事件を真摯に受け止めていたらこんな数多くの冤罪事件があるわけがない。「時代が古すぎる」というのは、昔の捜査は人権無視の取調べが行われていたということの裏返しだろうが、ごく最近の事件でも冤罪が起きているから、これは言い訳に過ぎない。犯罪捜査に携わる検察幹部がこんな認識だから、冤罪は無くならないのも当然だと、改めて思った。

現行の刑事訴訟法は、1948(昭和 23)年に制定され、1949 年(昭和 24 年)1 月 1 日に施行された法律である。警察官の犯罪の捜査、検察官の起訴、不起訴、裁判所の判決、刑の執行等、刑事訴訟手続きを定めている。

この法律が施行された後に、一体何件の冤罪事件が起きているというのか。

以下、各年代別に発生した重要事件で無罪判決が確定した事件を拾ってみる。

1950 年代 20 件、1960 年代 6 件(うち 1 件は布川事件)、1970 年代 12 件、1980 年代 14 件、1990 年代 8 件(うち 1 件は足利事件)、2000 年代 28 件となっている。

合計すると 88 件だ。現行の刑事訴訟法が施行されてから約 60 年間で 88 件。

これが多いか少ないかは別として、いかなる理由があっても警察・検察は、無実の人間に刑罰を科すことに手を貸してはならない。

これが、捜査権という強力な権力を行使する者の基本だろう。

2000 年代の事件が最も多くなっているのも問題だが、この中には 2002 年の氷見事件、2003 年の志布志事件、2009 年の障害者団体向け割引郵便制度悪用事件(村木事件)が含まれている。88 件の冤罪事件はいずれもマスコミで大きく取り上げられた事件である。

このほかにマスコミに大きく取り上げられなかった冤罪事件は無数にあるのだ。

さらに、冤罪が疑われる事件も無数にある。

古い事件では、1916(昭和 36)年の三重県名張毒ぶどう酒事件、1963(昭和 38)年の埼玉県狭山市の狭山事件等だ。

平成4年の福岡県の飯塚事件では、死刑が執行されたが再審請求が行われている。

布川事件の無罪判決は、①自白には、取調官の誘導があった可能性を否定できない。②自白を補強する証拠もなく、2人の犯行と結び付ける証拠もない。③目撃証言には変遷があり、全面的には信用できない、と判示している。

2011(平成23)年には、障害者団体向け割引郵便制度悪用事件(村木事件)では、検察官の取調べの問題が指摘されたほか、証拠改ざん事件まで発覚した。

5月27日には、4月に行われた埼玉県深谷市議選で、埼玉県警が立候補・当選した市議員とその妻を公職選挙法(供応)の疑い逮捕したが、さいたま地検が処分保留で釈放したという。この事件も、取調べに問題があったことが明らかになっている。

これだけ警察・検察の取調べに問題があったとする冤罪事件が続いているのに拘らず、政権交代を果たした民主党政権は、野党時代と打って変わって取調べの全面可視化について極めて消極的である。

4月9日には、江田五月法務大臣が大臣の私的諮問機関[検察の在り方検討会議]の諮問を受けて、検事総長に対して、(検察)特捜部が取扱う事件の取調べの全過程を録音・録画する「全面可視化」の試行等を指示した。中野寛成国家公安委員会長が主催する「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」が、中間報告を発表した。

この期に及んでも、「全面可視化」の一部試行等の指示であり「中間報告」なのだ。

特に、警察の取調べの可視化は、治安水準を維持するため、取調べ可視化との引き換えに「捜査手法の高度化」が必要だとして、以下の捜査手法等を中心に、我が国において、どのような捜査手法等を導入すべきかの具体的な検討を行うこととした。

(1)DNA型データベースの拡充その他の犯罪の追跡可能性を高めるための方策

(2)通信傍受制度の見直し、会話傍受制度の導入その他の取調べ以外の場面における被疑者等の言動を捕捉するための方策

(3)司法取引、刑事免責その他の取調べの機能を補強するための方策

なお、諸外国の刑事手続は、潜入捜査、無令状の逮捕・搜索・差押え、黙秘に対する不利益推定、証人保護制度、CCTV、性犯罪者等へのGPS監視、全国民の指紋登録制度、参考人の出頭・証言強

制等の捜査手法等の存在と相まって運用されていることを踏まえ、これらについても、必要に応じて検討の対象とする

(以上、中間報告から)

これは、民主党が掲げた警察改革等の政策(INDEX2009)の治安対策にあった「警察権限の無制約な拡大は、捜査権の乱用やプライバシー侵害などの弊害を招くことが懸念されると防犯カメラ・Nシステム(自動車ナンバー自動読取装置)・DNA鑑定等、新たな捜査手法の利用にあたっては、人権に配慮して運用ルールをしっかりと定めるとともに、個人情報保護の観点からの法規制を含めた検討を進める。」と明らかに真逆ともいえる政策の変更である。

この布川事件判決は、2人が求めた「冤罪の原因究明」には積極的に踏み込まなかった。

これは、布川事件の無罪が確定すれば、その後、2人が捜査の違法性を理由に国賠訴訟を提起することが見え見えだからだろう。

布川事件について、検察側が控訴するとは思えないが、これが確定すると今度は国賠訴訟が待っている。氷見事件と志布志事件では、いずれも、現在国賠訴訟が進められている。

一般の市民からすれば、無罪判決が確定したら、国(検察)と県(警察)は無条件で損害を賠償するべきだと考えるだろう。

ところがそうではないのだ。

例えば、志布志事件の被告国第3準備書面で、「刑事事件において無罪判決が確定したというだけでは、直ちに取調べ行為が国賠法上も違法となるわけではなく、取調べという公権力の行使に当たる検察官が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背する行為をした場合に初めて国賠法1条1項の適用上違法となると解すべきである(最高裁判所昭和60年11月21日第一小法廷判決)。」と最高裁判決を根拠に違法な取調べはなかったと主張しているのだ。我が国では、未だに国家無答責の法理が生きている。

警察相手の国賠事件で原告の勝訴率は、わずか6%に過ぎない。

桜井さん、杉山さんの厳しい戦いは、まだまだ続くことになる。



2011(平成23). 5. 20(金) 「公安テロ情報流出」と「アレフ」の国賠提訴

ヤミの警備・公安警察の暴走を許すな

この10日ほどの間に、警視庁に関わる重大な問題をめぐる2件の国賠訴訟が提起された。警視庁公安部外事第三課の「公安テロ情報流出」問題(原告イスラム教徒14人)と「国松警察庁長官(当時)狙撃事件捜査結果公表」問題(原告教団主流派「アレフ」)だ。

いずれも、我が国の首都警察である警視庁の公安部による重大な人権侵害が疑われる問題だ。しかも、警備・公安警察という警察のヤミに包まれた部門に関する提訴だけに訴訟の行方が注目される。

なお、「公安テロ情報の流出」問題では、平成22年12月9日、個人情報晒されたとして、イスラム教徒の男性6人が容疑者不詳のまま地方公務員法(守秘義務)違反の疑いで東京地検特捜部に告訴状を出している。

「公安テロ情報流出被害国賠提訴」

平成23年5月16日、東京地方裁判所に対し、国内在住のイスラム教徒14人が、警視庁、警察庁及び国家公安委員会が、人権を侵害する態様で被害者らの個人情報を収集し、収集した個人情報を正当な理由無く保管し、かかる個人情報を漏洩させ、さらに、漏洩後に適切な損害拡大防止措置を執らなかったことを理由として、総額1億5,400万円(一人あたり1,100万円)を賠償するよう求める国家賠償請求訴訟を提起した。

5月16日、「公安テロ情報流出被害弁護団」(団長 梓澤和幸、梓澤和幸、上柳敏郎、西岡弘之、難波満、岩井信、山本志都、高橋右京、河崎健一郎、福田健治、井桁大介、小松圭介の各弁護士)が

発表した。

この問題では、警視庁は文書の流出ルート特定を断念したと伝えられた矢先のことだった。この問題を何とかやむやみに抑え込みたい警視庁の思惑は見え見えだった。

そして、マスコミも何故かこの問題に深入りしたくないという態度がありありだ。

読売新聞によると、流出した資料を作成・保管していたのは、外事 3 課の 6 つある係のうち、課員の配置などを担当する係と、イスラム系外国人の動向などを調査する二つの係で、流出した資料は多くが作成途中だったことが新たに判明したものの、流出ルートについては、特殊なソフトが使われていたため、特定を断念した。同庁捜査員や警察庁職員ら約 400 人からも事情を聞いたが、有力な情報は得られていないという。(平成 23 年 4 月 26 日 読売新聞)

「警察庁長官狙撃事件捜査結果公表問題国賠提訴」

公訴時効が成立した平成 7 年の国松孝次警察庁長官(当時)狙撃事件で、警視庁が「オウム真理教によるテロ」とする内容の捜査結果を公表したことで名誉を傷つけられたとして、教団主流派「アレフ」が 12 日、東京都と池田克彦警視総監を相手取り、5 千万円の損害賠償などを求める訴えを東京地裁に起こした。

訴状によると、警視庁は昨年 3 月 30 日の時効成立を受けた会見で「オウム真理教の信者グループが、教祖の意思の下に、組織的・計画的に敢行したテロであった」と結論づけた。また、公式ホームページで約 1 カ月間、捜査結果概要を公表した。

アレフ側は「時効成立で立件が法的に不可能となったにもかかわらず、行為者のように指摘され、名誉や信用が著しく毀損された」と主張。

警視庁玄関などに謝罪文を張り出すことも求めている。(5 月 12 日産経新聞)

アレフは、平成 14 年 2 月に、オウム真理教から改称して発足した宗教団体、公安調査庁による団体規制法の観察処分の対象団体になっている。

この問題で警視庁は平成 23 年 2 月 18 日、この事件の検証結果を発表し、初動捜査などに問題があったと認めたものの、オウム真理教信者の犯行であると断定したことに対する訂正や謝罪はなかつ

た。

アレフ側は、警視庁がそのホームページに掲載した「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」を削除するよう要求、「職権を乱用した人権侵害」と抗議し、削除されなければ名誉棄損による国家賠償訴訟を起こすことも検討する意向を示していた。

警視庁が被告となる国賠訴訟は幾つもあるが、短期間に公安部の重大な問題で立て続けに訴訟を提起されるのは異例だ。

ただ、警視庁公安部としては、「公安テロ情報流出」は予想外の事態であったろうが、「国松警察庁長官(当時)狙撃事件捜査結果公表」は計画的・意図的であった点に決定的な違いがある。

一方、一見すると何の関係もないようにも思えるこの問題には、いくつかの共通点がある。

1つは、いずれも、警視庁による警察の責務の逸脱、権限の濫用の疑いがある行為であること。

2つは、かねてから、警察を管理する公安委員会制度が全く機能していないという実態は指摘されていたが、改めて、そのことが浮き彫りになったこと。

3つは、警視庁公安部の意図の陰には、エリート集団、警備・公安警察の衰退と焦りがみえること。

警備・公安警察とは何か

国民にその実態がほとんど知られることのない警備・公安警察とは一体どんな警察の部門なのだろうか。まずは、その概略を知ってもらう必要がある。

警察の業務部門を大きく分けると、人事、広報等の警務・総務部門、交番・駐在所等の地域部門、防犯・少年非行防止等の生活安全部門、殺人・窃盗・知能犯等の刑事部門、暴力団・銃器薬物等の組織対策部門、交通取締まり・事故防止等の交通部門、そして警備・公安部門がある。

警視庁では警備部と公安部に分かれ、公安部は公安総務課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、公安第四課、外事第一課、外事第二課、外事第三課の8課からなる。

なお、機動隊等(警視庁機動隊9隊、特科車両隊)は警備部に附置されている。

警備・公安警察は、戦前の悪名高い特別高等警察の流れをくむとされる部門であるが、55年体制の下、都道府県警察の中央集権化が進む中で、特に、中央(警察庁)と直結する部門である。その経費

(捜査費等)は国費で賄われる。警察内部では、常に優秀な人材を集め、都道府県警察の多くの上級幹部を生み出すなど隠然たる勢力を誇っている。彼らは、公安警察官として、我が国の治安を守っているのは我々であるとの強い自負心を持ち、刑事警察官を陰では「ドロ刑」と呼んで蔑んでいた。

一方、ほかの部門に比べても保秘能力に優れ、その組織は鉄壁の結束を誇る。

これまで警備・公安警察が視察・取締まりの対象にしてきたのは、日本共産党等の革新政党、反戦運動、学生運動、労働運動、市民団体、右翼団体、極左団体(革マル派、中核派、革労協)、カルト集団、国際テロ組織、外国諜報機関などだ。

業務の特徴としては、刑事警察等と違って事件の捜査・検挙といった活動よりは、情報の収集、つまり対象団体等の中にスパイを獲得することに最大の重点が置かれる。

そのため、「情報収集」と「犯罪捜査」とが混同されがちだ。起訴されないような軽微な事件で逮捕したり、搜索・差押で情報を入手するのも警備・公安警察の常套手段だ。

かつては盗聴等、非合法な手段が使われているとの指摘がある。

こうした活動の実態は、警察内部でも秘匿されヤミに包まれている。

外事第三課は、外国人によるテロリズムに係る警備情報の収集や犯罪の取締りを担当している。ここでいうテロリズムとは、「広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる極左的主張その他の主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。」とされている。

今回流出した警視庁公安部外事第三課のものと思われる文書の中には、違法と思われる手段による情報収集が当然のごとく行われていることが読み取れる。かつて警備・公安警察が日本共産党は暴力主義的破壊活動により我が国で革命を企てている団体とみなして、合法・非合法の手段を駆使して情報を入手しようとしたことを彷彿させる。

外事第三課の国際テロ組織の視察・取締まりは、当然のことながら、外国諜報機関との情報交換も不可欠だ。そうした秘密文書がいとも簡単に流出するのも問題だが、その流出ルートも解明できないのはもっと問題だろう。外事第三課は諜報機関として機能を失っていることを全世界の情報機関にも知られることになった。

警察庁によると、警察は地下鉄サリン事件をはじめオウム真理教によるテロ事件 13 件、教団幹部や信者 500 人以上を検挙したという。日本警察のトップ、国松警察庁長官が狙撃された事件は、警視

庁が地下鉄サリン事件の捜査を開始した直後に起きた事件だ。警視庁はそのメンツをかけて犯人を検挙しなければならなかった。しかし、それは見事に失敗した。

その理由については、警視庁が2011(平成23)年2月18日に公表した警察庁長官狙撃事件捜査に関する検証結果と改善策で明らかにしている。それによれば、初動捜査が不十分で、捜査本部の意思疎通と情報共有ができなかったことにあるという。

警察庁長官狙撃事件は、南千住警察署に公安部長を長とする捜査本部を設置、刑事部からも捜査員を派遣していた。事件現場にいたとされるオウム真理教信者の警視庁警察官を取調べたのも公安部公安第一課だったとされる。この事実は刑事部捜査第一課には知らされていなかったという。つまり、警視庁公安部には、凶悪事件の捜査手法を使いこなす能力も大規模な捜査本部を仕切るだけの能力も欠いていたことになる。

当時の青木五郎公安部長は、記者会見で捜査結果を公表することとした理由について、「15年間、48万人あまりを投じた捜査の結果について、国民に説明する必要があると考えました。また、オウム真理教によるテロの悲劇を二度と繰り返さないことが何よりも大事ではありますが、そのためには、捜査で得られた結論や、判明した事実を国民の方々に具体的に説明し、オウム真理教の行った犯罪を風化させることなく、共に行動して頂く契機とする必要があると考えたからであります。そうすることこそが正義にかなう、国民の方々のかけがえのない人命や生活を守っていくうえで大切なことと考えさせていただきました」

と説明した。

オウム真理教の犯罪で有罪判決が言い渡された事件であるからといって、検挙もできなかった事件をオウム真理教によるものと断定することは誰であっても許されない。捜査結果の説明は事件の検挙でのみ可能である。これは警察官としての常識である。「正義にかなう」という言い方も警察の思い上がりで恐ろしい。こうした人物が日本の首都、東京の治安を守る警視庁の最高幹部であることに驚く。

これを警備・公安警察の衰退の表れだとみるのか。警備・公安警察の深慮遠謀とみるのか。意見が分かれるところだ。

このところ目立つ警視庁の暴走(権限の濫用)

警察とは何か。それは警察法第2条に明らかになっている。それを再確認する必要がある。

第1項 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

第2項 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。

「市民の目フォーラム北海道」としては、この2つの問題は、明らかに警察法第2条の警察の責務の範囲を逸脱した違法なものだと理解しているが、「公安テロ情報流出被害弁護団」及び日本弁護士連合会」のこの問題についての見解を紹介する。

1 白日の下に晒された公安の違法捜査の実態

以下は「公安テロ情報流出事件のインパクト」(公安テロ情報流出被害弁護団)からの引用である。

流出資料には、日本の公安当局がイスラム教徒を潜在的なテロリストだと決めつけ、厳重な監視や調査の対象にしていることが記されている。具体的に指摘しよう。

例えば平成20年6月13日付の「サミット本番に向けた首都圏情勢と対策」と題する文章の中には、「イスラム・コミュニティがテロのインフラとなり得ることから、イスラム諸国人の実態把握率向上を目的としてポイント制による特別表彰を実施しています。これまでに約12,677人(H20.5.31現在)(都内のイスラム諸国外国人登録数14,254の約89%)を把握しデータ化しています。」と記載され、調査員に競わせるように全件調査を行っていることが明らかとなった。また、「解明作業進捗状況」と題する書面では、モスクに出入りする全員を監視対象とし、尾行等による面割率が61%であったとの報告を上げ、モスクに出入りするだけで監視対象とするという、公安捜査の実態が浮き彫りとなっている。

イスラム教徒であるというだけでテロ捜査の対象にするということ自体、信教の自由の侵害であり、重大な人権侵害といえるが、問題はこれに留まらない。流出資料によれば、主要な都市銀行やレンタカー会社、ホテルなどが、公安部に対して令状なしでの情報提供に応じているというのである。また、

大手都市銀行が、中東の某国大使館の職員全員の詳細な銀行取引履歴を、公安部に提供していた内容も記載されている。

確かに刑事訴訟法に基づく捜査事項照会という制度はあるが、無制約に行使することが許されるわけではなく、また、提供される情報も犯罪捜査に必要な範囲に限定されるはずである。同様の情報収集は、公安捜査一般において行われていると考えるべきだろう。そこに示されている事実は、肥大化した警察機構が、歯止めのきかぬままにひたすらプライバシー情報を收拾・蓄積・管理しているという、衝撃的な現実である。

更に、こうした違法捜査は、任意での情報提出要求に留まらず、強制捜査まで用いて行われていることが分かった。流出資料の中には、「何か口実があれば、逮捕や捜索などの強制捜査によって公安情報を取得するべし」との捜査方針が明確に記載されている。弁護団が調査した範囲でも、友人に携帯を買い与えたというだけで不法残留幫助の容疑で逮捕され、二十日間にわたって身体拘束され、その間に携帯電話やパソコンなど無関係の物品の捜査を受けた例が報告されている。押収された物品の解析は公安部が行い、イスラム教徒の間の人間関係の把握に用いたというのである。結局このケースでは逮捕された本人は起訴されることなく、勾留満期で無罪放免となったということであるから、完全な別件逮捕であり、違法な強制捜査と言わざるを得ない。

流出資料を読み進めるほどに、暗澹たる気持ちをぬぐえない。「テロリスト」という言葉と関連付けられただけで、簡単に人権保障の枠組みが乗り越えられてしまうことに恐ろしさを感じるし、音もなく忍び寄るそうした権利侵害に、何らの歯止めがかからない状態には尚更強い危惧を覚える。

公安捜査はその性質上、密行性、秘匿性が要求され、そもそも民主的統制が届きにくい構造にある。それだけに、法令順守の精神や、権力行使の抑制などの点で、配慮の上にも配慮を重ねる必要があるのではなかろうか。野放図に捜査権限が拡大し、イスラム教徒であるというだけで犯罪者扱いする現在のあり方が、長期的な意味で国益にかなうものとは到底思えない。今回の事件を契機に、公安捜査のそもそものあり方に、メスが入れられるべきではないだろうか。

2 「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」の公開に関する日弁連会長声明

2010年3月30日、警視庁管内で発生した國松警察庁長官(当時)に対する狙撃事件について公訴時効が成立し、警視庁は、同事件を被疑者不詳として東京地方検察庁に送致した。これに併せて、同

日、「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」を記者会見の際に発表すると共に警視庁ホームページに掲載した。

そこでは、「事件概要」、「捜査体制及び捜査経過」、並びに「現場捜査の結果に基づく犯行状況及び犯人像」を述べるだけでなく、「捜査の結果判明した複数の教団信者の本事件関与の疑い」として、結論において、「本事件は、教祖…の意思の下、教団信者のグループにより敢行された計画的、組織的なテロであった」と述べている。

しかしながら、本件は、公訴時効の成立までに被疑者を送検できなかった事件である。このような事件について、捜査機関が、裁判を経ずして一方的に具体的な事件に関する事実を認定すること、ある人物や団体を犯人と特定して、これを公表することは、憲法 31 条及び「無罪の推定」の原則に明らかに反する。しかも、公表するか否かを、捜査機関が事件によって恣意的に決めることは、認められるべきではない。

重大事件において、公訴時効の完成後に、未解決に終わった原因について捜査機関の検証結果を公表することは、捜査の在り方を批判的に検討するための資料を国民に提供する意味で有益な点もあると思われる。しかしながら、上記に述べた理由から、第一次捜査権を担うにすぎない警察が、有罪判決が出されていないことはもとより、検察における起訴さえなされなかった事件について、上記のような公表を行うことは決して許されないというべきである。

よって、直ちにホームページ上の公表を中止すると共に、二度とこのようなことがないよう強く求めるものである。(平成 22 年 4 月 27 日)

公安委員会制度の形骸化が露わに

「市民の目フォーラム北海道」では、「公安テロ情報流出事件」、「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」の公表問題等について、国家公安委員会と東京都公安委員会に公開質問状を発し、その回答を求めたが、未だに回答を受け取っていない。

「公安テロ情報流出事件」にしる「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」の公表問題にしる、この重大さからみて、本来は警視庁を管理する東京都公安委員会は警察法第 42 条の 2 に基づく監察を指示するべきであり、国家公安委員会も警察法第 12 条の 2 に基づき警察庁に対して監察の指示を行

うべきであろう。

しかし、東京都公安委員会や国家公安委員会がそうした姿勢を見せたとするマスコミ各社の報道はなかった。むしろ、いずれの問題でも公安委員会が強い姿勢を示したとする報道にはお目にかからなかった。

以下に、報道各社の記事からひろってみた。

平成 22 年 3 月 30 日、警視庁の青木五郎公安部長が記者会見を開き、「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」を公表した際、当時の中井治国家公安委員長は「かつてない発言だが、くやしさがにじみ出ていると思う。消去法からそこしかないとの確信もあるのだろう。犯人を特定できなかったことへ反省もして異例の発表になったのだろう。」と、あたかも警視庁の公表を容認するような発言をしたとされる。

平成 22 年 4 月 9 日、アレフは警察法第 79 条に基づき、警察庁長官狙撃事件で「犯行は教団の組織的なテロ」とする捜査結果を警視庁のホームページ(HP)から削除するよう同庁に要請したが受け入れられなかった」と東京都公安委員会に苦情を申し立てた。東京都公安委員会に提出した文書では、捜査結果の公表について「(教団側の)反論の機会を奪った状態で犯人扱いしている」と主張し「(教団の関与を)明確に裏付ける証拠や証言は皆無」と指摘した。

これに対して、東京都公安委員会は、5 月 28 日付の文書で、アレフに「警視庁公安部はアレフが団体規制法の観察対象となっていることなどを踏まえ、『テロの悲劇を二度と繰り返さないことが何より大事で、犯罪を風化させてはいけない』と判断し、公表に踏み切ったと指摘、その上で、東京都公安委員会は「不適切な点があったとは認められない」と通知した。

国家公安委員会も 5 月 27 日付で、アレフの請願に対し「特段の回答はない」と通知したという。

警察法に基づく苦情を受理した公安委員会は自ら調査することはない。全て警察に調査を丸投げし、調査結果の報告を受けるだけである。問題の一方の当事者が調査する訳だから、警察の非を認めるような回答をすることはあり得ない。警察法第 79 条もまた完全に形骸化している。

警視庁公安部外事3課の内部資料の疑いがある文書がインターネット上に掲載された問題について、当時の岡崎トミ子国家公安委員長は、平成 22 年 11 月 2 日の記者会見で、流出文書が「警察の資

料か否かも含め調査中」と報告を受けていながら、「警察のものですよね」と記者に聞き直す一幕があった。事態をきちんと理解していなかったとみられ、改めて危機管理能力が問われそうだ。(平成 22 年 11 月 3 日産経新聞)

岡崎トミ子国家公安委員長は、平成 22 年 12 月 9 日の国家公安委員会後の記者会見では、国家公安委員会として、捜査・調査の徹底、個人情報流出した人の保護と対応、情報保全の徹底強化の 3 点を警察庁に指示したことを明らかにした。岡崎委員長は「事実の究明に向けて、今回を機に一層強化される」と述べた。一方、流出した資料については「警察のものかどうかも含めて調査している状況と認識している」と従来通りの姿勢を繰り返した(平成 22 年 12 月 9 日、産経新聞)

同じ日、「公安情報流出弁護団」は、国家公安委員会に対して、事態改善を求める申し入れを行ったが、12 月 24 日付の「本日の国家公安委員会において、警察庁から添付資料の通り報告がなされたので、ご連絡します」との回答書が届いた。

平成 22 年 12 月 24 日、警視庁公安部は、問題の文書について 同庁公安部の内部資料である可能性が高いことを公式に認め、岡崎トミ子国家公安委員長、安藤隆春警察庁長官、池田勝彦警視総監は、口頭で遺憾の意を表したものの、情報流出の被害者に対する謝罪も説明もなかった。

岡崎トミ子国家公安委員長は、2011 年 1 月 14 日の菅第 2 次改造内閣では、この問題の未だ解決を見ないまま退任に追い込まれた。退任時、岡崎トミ子国家公安委員長は「力不足だった」と述べたという。

ちなみに、二つの問題が起きた際の公安部の最高責任者青木五郎公安部長は、平成 23 年 3 月 22 日付で更迭、警察大学国際警察センター所長へ異動した。

この 2 つの問題に対する東京都公安委員会と国家公安委員会の姿勢からは、警察を管理するために認められている具体的な権限、監察の指示権、キャリア官僚警察官に対する人事権に基づく措置など、厳しい姿勢は感じられない。それは、公安委員会制度が形骸化しているためである。その傾向は、脱官僚を掲げた民主党政権が誕生してから、いっそう顕著になっている。そこにも警視庁・警察庁の暴走を許す要因がある。

警備・公安警察の焦りと思い上がり

警備・公安警察の最大の仕事は、対象の団体と個人に関する情報の収集とスパイの獲得だった。合法・非合法、あらゆる手段と豊富な資金(捜査費)を使って情報収集が展開された。ただし、その一部が、裏金となって警備・公安警察の幹部の懐に収まったことは、多くの公安警察官が証言している。

特に、警備・公安警察にとって、暴力革命を標榜する日本共産党は、最大の敵であり、これと対峙する公安は花形だった。その共産党も議会政党化し、衰退の一途を辿っている。

しかし、古くからの公安の最大の顧客を失いつつあることを認めたくない警察庁は、日本共産党の衰退を認めようとせず、未だに「暴力革命の方針を堅持している日本共産党」と言い続けている。

こうした虚構こそが、目標を失ったかつてのエリート集団が迷走する最大の原因だろう。

昭和30年以降に登場した過激派とその対策は、しばらくの間は警備・公安警察の主要なテーマとはなったが、過激派も平成年代に入り次第に国民の支持を失い孤立化し、今やその面影もほとんど無い。その後オウム真理教による一連のテロ事件が発生し、警備・公安警察にとって一時的なカンフル剤となったが、警察庁長官銃狙撃事件も時効になり 団体規制法の観察処分の対象団体アレフの存在も忘れられようとしている。

警察庁の「焦点 警備警察50年」(平成16年7月1日)は、オウム真理教による一連のテロに関して、「発足時は一介のヨガ・サークルに過ぎなかった教団が、テロ組織に変質したことを察知できず、テロを未然に防止できなかったことは、警察にとって大きな反省教訓事項でした。」と述べている。

1994(平成6)年6月27日、長野県松本市北深志の住宅街で起きた松本サリン事件(8人が死亡、660人が負傷)で、警察は第一通報者であった河野義行氏宅の家宅捜索を行ない、薬品類など数点を押収、河野氏を重要参考人として連日にわたる取調べを行うという大失態を演じている。

警察は、地下鉄サリン事件をはじめテロ事件13件、教団幹部や信者500人以上を検挙したという。警視庁は、こうした一連のオウム真理教によるテロ事件の捜査の中で起きた国松長官狙撃事件は警視庁公安部のメンツをかけて犯人を検挙しなければならなかった。しかし、それは見事に失敗した。平成22年3月30日の「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」は、それを取り繕ったのか、それとも別の意図があったのか。

この提訴も警視庁公安部にとっては願ってもないことだったのではないのか、との指摘もある。警視庁公安部としては、国賠訴訟の口頭弁論の中でアレフ脅威論を展開できるからだ。警視庁にとって

国賠訴訟の費用は税金で賄える。何の痛痒もない。警視庁公安部にとって重要なのは、警察庁長官狙撃事件が時効になっても、依然として、アレフは危険な宗教団体であることを国民にアピールすることだ。それによって、引き続きオウム真理教関連団体をお客さんとして確保し、必要な予算を獲得できるからだ。

衰退の一途を辿る警備・公安警察にとって、さらに、起死回生のチャンスが訪れた。

2001年(平成13年)9月11日の「アメリカにおける同時多発テロ」をきっかけに国際的に広がっている国際テロ対策だ。

テロを礼賛するつもりなど全くないが、第二次世界大戦後、旧ソ連とアメリカの超大国がアフガニスタン、パキスタン、イラン、イラク、そしてサウジアラビア等、中東の国々で何をやったかを正確に知る国民はそんなには多くはない。そして、アルカイダが何故無差別テロを宣言したのか、国際テロの元凶とされるオサマ・ビン・ラーディンが、何故アメリカを憎悪するのかを考える国民もそんなに多くはない。

警察庁は、平成20年7月の北海道洞爺湖サミット、平成22年11月のAPEC(アジア太平洋経済協力)の首脳会議では、依然として厳しい国際テロ情勢に加え、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等による大規模な暴動や、公共交通機関等のソフトターゲットに対するテロや市街地で行われる抗議活動による大規模な混乱等が危惧されるなどとして、過激な勢力等の実態等について情報収集を進めるとともに、全国から約2万人以上ものの警察官を動員して大規模な警備を行った。

今や、警備・公安警察にとって「国際テロ対策」は、錦の御旗になった。

全国至る所に掲出された「テロ警戒中」の看板、空港や駅のコインロッカーの封鎖、ゴミ箱の撤去、制服警察官のパトロール、主要幹線の無差別検問、まるで戒厳令下のような警戒ぶりだった。これを見せられた一般の国民は、今にでもオオカミがくるのではないかと不安感を覚えた。しかし、オオカミは現われなかった。しばらく本格的な大規模警備の経験もなく、錆びついた機動隊にとっては格好の実践訓練の場になった。

一方、過激な勢力等の実態等について情報収集を行ったのが、警視庁の公安部外事第三課をはじめ全国の外事警察であった。

外事第三課としては、何としても「過激なテロリスト」、オオカミが我が国に存在しなければならない。情報収集に当たる警察官たちはそれらしい情報の報告を求められる。

犯罪捜査の情報とは違い、公安の情報は証拠として使われることはまずない。

従って、上司の喜びそうな“膨らませ情報”もたまには必要になる。警察内部には「公安情報」とは当てにならない情報という代名詞に使われていたくらいだ。流出した公安部外事第三課の文書にも多分にそうした要素が含まれているはずだ。存在もしない「国際テロリスト」をでっち上げて、自らの組織の存在を取り繕う姿は、衰退を続ける警備・公安警察の焦りと思い上がりの象徴である。

今年 5 月、ブッシュ政権が 9、11 テロの首謀者と断定したオサマ・ビン・ラーディンがアメリカ軍によって暗殺された。

菅直人総理大臣は「テロ対策の顕著な前進を歓迎する」との談話を発表した。

民主党政権になっても我が国の対米従属ぶりは変わらない。

国際テロ組織アルカイダは、米軍に殺害された同組織最高指導者のオサマ・ビン・ラーディンを「殉教者」と呼び、米国への報復を宣言した。

同組織は、イスラム教徒たちに米国との戦いに立ち上がるよう呼びかけている。

暗殺ではテロは無くならない。テロの連鎖を生むだけである。

警察庁も、また全国の警察にテロ対策の強化を指示するだろう。

警察は、何時までも「オオカミがくる」と叫び続けることになる。

本件訴訟の意義について、

「公安テロ情報抽出被害弁護団」はその訴状の中で、本件訴訟の意義について、以下のように述べている

本件は、全国 29 万 1,475 人(平成 22 年度の定員)の警察官を指揮統制下におく警察庁と、4 万 3,156 人(平成 22 年 4 月 1 日時点)の首都の警察官を指揮統制下におく警視庁による信教の自由等を侵害する公権力行使の問題を問う訴訟である。

すなわち、日本とその首都の最大最強の公権力組織のあり方が問われているのである。

侵害された基本的人権は、日本国内のムスリムの信教の自由、内面の宗教的思想・良心の自由であり、それと密接不可分のプライバシー権・名誉権である。もともとイスラム教は、仏教、キリスト教に並ぶ三大世界宗教とされ、世界中に 15 億人の信者を擁するが、本件訴訟で問題にしたいのは、一人

ひとりの信者の内面の自由である信教の自由に公権力が干渉したことの重大な意味である。

フランス人権宣言は、「人は自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する」(同第1条)とうたっている。

世界人権宣言、国際人権規約(自由権規約)、日本国憲法も同旨の条項を擁する。

かかる条項の核心にあるのは「個人の人格の根源的な平等性」である。自分の選択した生き方や考え方が根本的に間違っているという理由にもとづいて否定され干渉されるとき、そうした(中核にある)権利が侵害されている(長谷部恭男『憲法(新法学ライブラリ)』110頁(新世社、第5版、2011年)参照)。

近代立憲主義のもとでは、人間は元来自律する平等な存在であり、その内面において完全に自由であり(日本国憲法第19条)、公権力はいかなる立法目的、行政目的を掲げたとしても、この内面の自由に立ち入ることは全く許されないのである。

しかるに被告らはかかる内面に侵入し、個人の尊厳を根底から蹂躪したのである。この事実がかくも公然と明らかになった以上、被告らの行為を放置することは許されない。

本件は、ひとりイスラム教徒だけの問題ではなく、基本的人権尊重を最高の理念とする日本国憲法下に生きる人々全て、さらにはそれを越えて世界人権宣言と国際人権規約によって結ばれている全世界の人々の関心を呼ばずにおかない訴訟である。

本件訴訟は、この意味において重大な意義をもつことを強調しておきたい。



2011(平成23). 5. 1(日) **止まらない道警の不祥事**

またもや盗撮 巡査から警視まで

平成 23 年 4 月 22 日、スカート内を盗撮しようとしたとして、道警少年課の巡査部長石飛剛史容疑者(31 歳)が道迷惑防止条例違反の疑いで現行犯逮捕された。

道警では昨年 2 月、釧路方面本部十勝機動隊長の警視が札幌市の地下鉄駅で女性のスカート内を盗撮、同年 11 月にはAPECの警備に派遣された機動隊の巡査長が、JR横浜駅で女子高生のスカート内を盗撮しようとしたとして逮捕されている。

どうやら、道警の警察官は盗撮を趣味にしている人が多いようだ。道警の監察官室は、再発防止策として、警察官に撮影機能付きの携帯電話は持たないように指示した。

これは冗談だが、しかし、このくらいしなければ警察官の盗撮は無くならないかも知れない。

でも今回は、録画機能付きボイスレコーダーを使ったというからで防止策にはならなかった。

昨年も窃盗などで道警の警察官が 5 人も逮捕され、警視クラスの幹部警察官による不祥事が 3 件も明るみに出た。道警の警察官の不祥事は、今年になっても止まるところを知らない。

今年の道警の不祥事の特徴は、道警本部各課に勤務している警察官が多いことだ。

どちらかといえば、不祥事は警察署等の警察官に多いという傾向がある。

1 月 19 日には、40 歳代の道警本部捜査第 2 課の男性警部補がニセの参考人供述調書を作ったとして、虚偽公文書作成・同行使容疑で書類送検され、減給 10%1 カ月の懲戒処分を受け、警部補は同日、依願退職した。

2 月 8 日には、今度は道警刑事部組織犯罪対策局・組織犯罪対策課の警部補(55 歳)が、知人の男性に頼まれ、この男性の知人の犯罪歴を教えたとして、この知人男性Sとともに、地方公務員法(守秘義務)違反で逮捕され、収賄でも再逮捕される。この問題では、道警の刑事部組織犯罪対策局・捜査第 4 課統括官のI警部(50 歳)が 2 月 18 日に自殺した。I警部は、T警部補とともにSが経営する飲食店に行ったことがあるとして、前日に道警本部監察官室の取調べを受けていたという。

今回は、道警本部少年課の巡査部長だ。

道警の警察官たちの多くは、一度はあの光輝くようにそびえ立つ道警本部のビルで勤務したいと思っている。しかし、道警本部の各課で勤務することはそう簡単ではない。それまでの勤務実績がAクラスの警察官でなければ、道警各課で仕事はできないのだ。その優秀なはずの道警本部の警察官、それも組織の中核といわれる警部補の犯罪が続発していることはかなり深刻だ。

警察職員の懲戒処分も増加の傾向にある。

警察庁は、平成 22 年中に懲戒処分を受けた警察職員の数は 385 人で、平成 21 年に比べて 1.6 倍に急増したと発表した。その分析によると、① 50 歳台の職員が 119 人(前年比 2.2 倍)で、業務不適切が過半数の 62 人を占める。② 窃盗詐欺横領が 76 人(前年比 32 人増)で最も多い。③ セクハラ、不倫等 55 人が(32 人増)など、となっている。

そこで「市民の目フォーラム北海道」では、平成 12 年～23 年までの「警察職員の懲戒処分等の状況」について、警察庁に文書開示請求をしてみた。それを要約して紹介する。

* 以下は、筆者のコメントである。

① 懲戒処分者が最も多かったのは、平成 14 年の 568 人、懲戒免職が最も多かったのもこの年で 59 人だった。平均では年間の懲戒処分者は 400 人、懲戒免職は 41 人に上る。

② 業務上の問題が約 3 割、私行上が 7 割である。

③ 懲戒処分の事由別(平成 12～22 年の合計)

交通事故・違反 736 人、窃盗・詐欺・横領等 704 人、特別法犯 455 人、公金・公文書紛失及び公文書偽造等 233 人、暴行等 137 人、職権濫用・収賄供応 121 人

* ここでは、犯罪行為をまとめた。さらに、飲酒上信用失墜・異性関係も 700 人とかなり多い。警察官という職業に犯罪者が多いかどうかは、比較するデータが無いので分からない。

警察官が「先生」と呼ばれる学校の教師ほどの社会的地位と教育に対する社会的期待があるのかどうかも疑問だが、警察官が法律や社会的なルールを守るという点において、一般国民のレベル以上のことが求められていることは間違いない。警察官に求められる最低のモラルは「犯罪に手を染めない」であろう。自分はこの最低のモラルを守っていると胸を張れる警察官はどのくらいいるだろうか。

④ 平成 22 年中部門別処分者の部門別割合(監督責任を除く)

総・警務部門 19.7%、生活安全部門 8.9%、地域部門 29.1%、刑事部門 15.7%

組対部門 7.7%、交通部門 10.9%、警備・公安部門 8.0%

* 「総・警務部門」には、署長・副署長、学校職員、初任科生が含まれる。初任科生を除いて、総・

警務部門は警察の頭脳ともいうべき部門で、不祥事などがあってはならない部門である。“頭が腐れば組織が腐る”でなければいいが、と危惧を抱く数字だ。

「地域部門」とは、交番・駐在所等を統括する部門である。警察官の約 6 割が仕事をしている。人数が多いというだけでなく、経験の浅い若い警察官も多い。幹部の指導力が求められる。その中核となるべき警部補の不祥事が多いのは致命的だ。

「刑事部門」が意外に多い。相次ぐ冤罪事件により犯罪捜査に対する警察官のモラルが低下しているのではないか。一日も早く、犯罪捜査が警察でなければできない仕事であることを国民にはっきりと示さなければならない。

「組対部門」とは、組織犯罪対策、つまり、暴力団、銃器、薬物等、組織犯罪の摘発を担当する部門である。かつて、生活安全部門の仕事であった、薬物、けん銃の摘発といった仕事を取り込んだ。警察にとって、この仕事は相変わらず鬼門だ。特に、情報収集・管理体制の確立が急務だろう。

⑤ 平成 22 年中の階級別の処分者数

警視以上 4.0%、警部 10.3%、警部補 26.0%、巡查部長 20.0%、巡查 34.9%、一般職員 4.9%

* 警視以上の懲戒処分者 14 人のうち 9 人が、警部の 36 人のうち 20 人が私行上の問題で処分されている。警部補の処分者が最も多いが、これは警部補の定員枠拡大に伴う警部補の質の低下の影響とみられ、組織の中核であるべき警部補の不祥事が減少しないのは、警察にとって深刻な問題である。

⑥ 平成 22 年中の年齢別処分者数

50 歳以上 34.0%、40 歳代 20.6%、30 歳代 23.4%、30 歳未満 22.0%

* 50 歳代の処分者 119 人の階級別内訳は、警視以上 12 人、警部 25 人、警部補 46 人である。定年近くになり、分別もある幹部が多い。ここにも、幹部の質の低下が見て取れる。昭和 40 年以降に始まった大量増員と最近の幹部定員の枠拡大の影響があるとみられる。

平成 12 年といえば、その前年に警察をめぐる不祥事が続発し、国家公安委員会の求めで民間有識者による警察刷新会議が発足し、「警察刷新に関する緊急提言」が国家公安委員会に提出された。

これを受けて、警察庁は平成 12 年 8 月「警察改革要綱」を全国の警察に示し、警察改革に積極的に取り組んできたという。

それから 10 年が過ぎた。果たして、警察改革は成果を上げたのだろうか。

この 10 年の警察職員の懲戒処分のデータをみる限り、成果を上げるどころか、むしろ悪くなっているように思えるのだが。

このままでは、警察が国民の信頼を回復することは難しい。



2011(平成23). 5. 1(日) 取調べの全面可視化は「捜査手法の高度化」と引き換え

大震災のどさくさに「全国民の指紋登録制度」

冤罪事件に共通しているのは、必ずと言っていいほど、取調官の自白強要等の違法な取調べがあることだ。

いわゆる国際人権「自由権」規約の我が国における実施状況を審査した国連自由権規約委員会が、我が国の警察や検察が行っている取調べには弁護人の立会いなしで行われることなどについて、日本国政府に対し、速やかな改革を強く勧告したのは、1998(平成 10)年 11 月のことだ。

参議院法務委員会も、2003(平成 14)年 7 月 8 日、裁判の迅速化に関する法律案に対する附帯決議において、「裁判所における手続の充実と迅速化を一体として実現するため(中略)取調べ状況の客観的信用性担保のための可視化等を含めた制度・運用について検討を進めること」と決議している。

そうしたなか、平成 19 年以降になると、「布川事件」(昭和 42 年茨城県利根町布川の強殺事件)、「足利事件」(平成 2 年栃木県足利市の猥褻目的・殺人事件)、「氷見事件」(平成 14 年富山県氷見市の婦女暴行事件)、「志布志事件」(平成 15 年鹿児島県志布志市の公選法違反事件)、「飯塚事件」(平成 4 年福岡県飯塚市の女兒殺人事件、死刑執行、再審請求中)と立て続けに冤罪事件が明るみに出

る。

当時、野党だった民主党は、平成 19 年 12 月、鹿児島志布志事件、富山の氷見事件などの冤罪事件が次々と明るみに出たこと、裁判員制度の導入も間近に控え、取調べの全過程を録画・録音する可視化制度の導入は急務であるとして、「刑事訴訟法の一部を改正する法律案（取調べの録画・録音による可視化法案）」を参議院に提出、平成 21 年 4 月には民主党と社民党が、「刑事訴訟法改正案」を参議院に提出、可決成立したものの、衆議院で廃案になった経緯がある。

その民主党は、平成 21 年 9 月、「脱官僚」による政治主導を旗印に政権交代を実現した。

その時、民主党は、間違いなく「取調べの可視化で冤罪を防止する」ことを公約に掲げていた。あれから 1 年半近くが経った。しかし、取調べの全面可視化は、法務や警察の官僚たちの抵抗にあって未だに実現しない。

そんな中、平成 22 年 9 月に大阪地検特捜部の検事が証拠隠滅の疑いで最高検察庁に逮捕されるという前代未聞の事件が起きる（偽証明書発行事件で、虚偽有印公文書作成・同行使罪に問われた厚生労働省の元雇用均等・児童家庭局長、村木厚子さんは無罪、この事件を捜査して、証拠隠滅罪に問われた元大阪地検特捜部の前田恒彦主任検事は懲役 1 年 6 カ月の実刑が確定した。）。

この事件で、逮捕された元大阪地検特捜部副部長達が、「取調べの可視化」を要求したというからお笑いだ。

皮肉なことに、この事件で取調べの全面可視化を求める世論が、再び、息を吹き返し、法務、警察も世論を無視することができなくなったのだろう。

平成 23 年 4 月になり、東日本大震災と福島第一原発問題でマスコミが右往左往している間隙を縫うようにして法務省と警察庁が動いた。

平成 23 年 4 月 9 日、江田五月法務大臣は、大臣の私的諮問機関[検察の在り方検討会議]の諮問を受けて、検事総長に対して、(検察)特捜部が取扱う事件の取調べの全過程を録音・録画する「全面可視化」の試行等を指示した。

[検察の在り方検討会議]の座長は、千葉前法相だ。

江田五月法務大臣が指示した可視化の対象は「特捜部が取り扱う事件」に限定したうえ、「全面可

視化の試行」である。指示を受けた検事総長は、どの事件を全面可視化の対象とするかは「ケースバイケース」で原則的に現場の判断に任せる方針のようだ。「特捜部が取扱う事件」の数はたいした数ではない。平成 21 年における検察庁の刑法犯新規受理人員(少年事件を含む。)の総数は、103 万 5,516 人である(平成 22 年版 犯罪白書)。

全国の地検特捜部が独自に捜査し、起訴する事件が一体何件あるというのだ。

これまで、地検特捜部が独自に捜査した事件で、捜査過程の取調べなどで違法捜査が行われていたとしても、冤罪だったとされて事件は聞いたことはない。

江田五月法務大臣の指示は、この期に及んで「一部の容疑者の全面可視化の試行」とは、何とも中途半端なものだ。弁護士出身の江田五月大臣であれば、すぐにでも全面可視化の実現に踏み込むものと期待していただけにがっかりした。

関西のある検察幹部は朝日新聞の取材に「仕方がない。これからは(罪に問わないことを条件に供述を得る)司法取引などを参考にして、新たな捜査手法を考えるべきだ」とするが、現場の反発は根強い。

大阪の特捜部に在籍経験がある検事は「全過程が可視化されれば、『大衆の面前で話せ』ということに近く、意識的に否認するケースが増える」。

東京地検のある幹部も「間違いなく起訴率と有罪率は落ちる。本当にそれでいいのか」と抵抗を示す(4 月 9 日 朝日新聞)。

一方、警察の取調べはどうなるのか。刑法犯で警察が検挙する人数は 105 万 1,838 人(平成 22 年版 犯罪白書)である。

同じ日、国家公安委員会長が主催する「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」が、中間報告を発表した。

この研究会は、治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現するために、我が国の捜査の在り方を見直し、治安水準の維持という観点も踏まえて、捜査構造全体の中での取調べの機能をどうするか、どのように可視化・高度化を図るか、取調べ以外の捜査手法をどのように高度化するか等について、おおむね 2 年程度をかけて幅広い観点から検討を行うことを目的とし、学者(刑事法・社会政策・心理学)、元裁判官、元検事、弁護士、元警察幹部、ジャーナリストの 12 名の委員により、平成 22 年

2月、国家公安委員会委員長が主催する研究会として発足した。

この中間報告は、研究会発足後、おおむね1年を過ぎた時点で、これまでの議論を整理し、今後の検討課題を明らかにするために、取りまとめたものである。

なお、警察庁では、本研究会発足と同時に、本研究会における検討に資することを目的とし、庁内に「捜査手法、取調べの高度化を図るための警察庁研究会」（以下「警察庁研究会」という。）を設置し、職員を海外に派遣するなどして、諸外国の捜査の在り方等に関する調査・研究を行い、その結果を本研究会に報告した（以上、中間報告から）。

さらに、同報告は、今後の検討課題として、当研究会の目的である治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現するための方策について検討を行うこととしている。

具体的には、「捜査構造全体の中での取調べの機能」及び「取調べの高度化と可視化」について、

- (1) 取調べにどのような機能・役割を果たさせるべきか
- (2) 取調べの可視化の目的をどう考えるべきか
- (3) 録音・録画の対象・範囲をどうするのか
- (4) 録音・録画の実施をどのように確保するのか
- (5) 取調べ技術をどのように高度化するのか

といった点について、これまでの検討において示された素材や今後追加的に示される素材を活用しつつ、また、これまでの議論の経緯も踏まえ、更に議論を進め、取調べが果たすべき機能・役割を損なわず、かつ、取調べの可視化の目的の達成に資するような取調べの録音・録画の方法を検討するとともに、可視化の問題点を克服する方策を検討するなど、取調べの高度化と可視化の具体的方策についての検討を行うこととする。

また、「捜査手法の高度化」について、これまで調査対象としたほぼ全ての国等が持つ以下の捜査手法等を中心に、我が国において、どのような捜査手法等を導入すべきかの具体的な検討を行うこととする。

- (1) DNA型データベースの拡充その他の犯罪の追跡可能性を高めるための方策
- (2) 通信傍受制度の見直し、会話傍受制度の導入その他の取調べ以外の場面における被疑者等の言動を捕捉するための方策
- (3) 司法取引、刑事免責その他の取調べの機能を補強するための方策

なお、諸外国の刑事手続は、潜入捜査、無令状の逮捕・捜索・差押え、黙秘に対する不利益推定、証人保護制度、CCTV、性犯罪者等への GPS 監視、全国民の指紋登録制度、参考人の出頭・証言強制等の捜査手法等の存在と相まって運用されていることを踏まえ、これらについても、必要に応じて検討の対象とする。

(以上、中間報告から)

この中間報告に出てくる「治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現する」の「治安水準」とは一体何か。

刑法犯の発生件数は、平成 8 年以降毎年増加を続けたが、平成 14 年の 369 万 3,928 件をピークに減少し、平成 22 年中は 1,703,044 件までに減少した。殺人事件は、昭和 29 年に 3,081 件の発生をみたが、年々減少し、平成 21 年には 1,094 件となっている。

この研究会のメンバーは、我が国の治安水準は低いと考えているのか、高いと考えているのか、治安水準を支えているのは警察力だと考えているのか、よくわからない。

第一、冤罪に支えられた「治安水準」にどんな意味があるのか。

警察官僚に「治安水準が下がりますよ」と言われると、政治家は誰しも、政治主導どころか、ビビってしまうのだ。

そして、警察は「どうしても可視化するなら権限を強化してくださいよ。」と言っている。

警察庁が、取調べの全面可視化と引き換えに求めている「捜査手法の高度化」については驚いた。DNA 型データベースの拡充、通信傍受制度の見直し、「司法取引」、全国民の指紋登録制度、無令状の逮捕・捜索・差押え等を検討するとしている。

「司法取引」の規定は既にある。平成 5 年に、けん銃摘発強化の一環のとして、銃刀法改正で自首減免規定の新設等がなされた。この改正は、けん銃等を所持して自首した者の刑を減免するというものだ。これは「司法取引」を認めた規定だ。

警察では、この規定を悪用した「首なしけん銃」の摘発が横行した。

暴力団関係者と取引してけん銃を駅ロッカー等に入れさせ、これを押収するがその所有者は捜査しないというやり方だ。これは警察による犯人隠避罪だ。

けん銃摘発については、このほか、おとり捜査のために警察官がけん銃等の譲り受け等を可能にする規定、クリーン・コントロールド・デリバリー(泳がせ捜査)を行うための根拠規定等が整備された。これらの銃刀法の改正が治安水準の維持にどの位の機能を果たしたのか。むしろ、弊害が多かったのではないか。

今後、警察庁が、これらの「捜査手法の高度化」を実現するとなれば、国民の強い反対を受けるだろう。

多くの冤罪事件で、国民は警察の捜査手法に強い疑念を持っているからだ。

このほかに、東日本大震災当日、3月11日、菅民主党政権は「コンピュータ監視法案」を閣議決定し国会に提出した。

警察庁のキャリア官僚は、東日本大震災のどさくさにまぎれて、崩壊寸前の民主党政権を見透かしたように、取調べの全面可視化の導入の引き延ばしを図るとともに、「捜査手法の高度化」という国民監視システムの高度化を目指している。

警察が可視化に反対する本当の理由

ところで「取調べ」とはいったい何なのか。実は法的な定義は無い。実務的には、「警察官が犯罪捜査に当たって、被疑者、参考人から、知っていることと認められる事実を聞き出すこと」とでもいうのだろうか。「取調べの目的は、真実を供述せしめることと、供述したところが真実に符合するかどうかを見分けることの2つにある」(捜査法体系Ⅰ 逮捕・取調 222頁 本田正義)、「そのため、そこでは最終的には自白の採取がその主眼とならざるを得ない」(三井誠「被疑者の取調べとその規制」刑法雑誌 171頁)といった捜査機関側からみた取調べに関する学問的な説明がある。

取調べの結果は供述調書に記載される。しかし、その内容は、録音・録画のように、被疑者等の供述が一字一句そのままに書かれているわけではない。取調官が主観を交えて要約したものである。供述調書が、取調官の作文と言われる所以である。

では、警察の取調べの実態はどうなっているのか。

平成20年4月、国家公安委員会は「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」を制定して、全国の警察に示した。

これは、取調べの可視化を求める世論に危機感を持った警察庁が1月に全国の警察に示した「警察捜査における取調べ適正化指針」を受けたものだった。

この規則は、人事や予算を扱う警察本部の管理部門(都道府県警察では総務または警務部門)に取調べを監督する部署を設け、警察署にも担当者を置くこととしている。

そして、警察署から、取調べ状況についての報告書を出させたり、巡回して取調べ中の被疑者をのぞき窓から覗いて、取調べの様子をチェックするというものだ。

そして、監督する対象について①被疑者の身体に接触すること、②直接または間接に有形力を行使用すること(殴りつけ暴行すること)、③ことさら不安を覚えさせ、または困惑させるような言動をすること(脅かすこと)、④一定の動作または姿勢をとるよう強く要求すること(拷問すること)、⑤便宜を供与すること、⑥被疑者の尊厳を害する言動をすること、⑦あらかじめ本部長・署長の承認を受けない一定時間帯の取調べ、長時間の取調べ、この7つを「監督対象行為」とした。

逆に言うと、警察の取調べでは「監督対象行為」が日常的に行われているから監視するというものだ。取調べの一部始終が録画・録音されて、裁判などで外部に出るよりは内部の監督を強化することと引き換えに、これまで通りの取調べを続けたいという警察の魂胆が丸見えだった。

同じことが過去にもあった。

被疑者等を警察の留置場(代用刑事施設)に収容することにより、自白を得るための長時間の取調べが連日にわたって行われていることへの批判や長時間の取調べを理由に自白の証拠能力を否定する判決もあったことから、昭和55年、警察庁は留置場を管理する部署として、警察本部や警察署の総務部等の管理部門に留置管理課(係)を設け、捜査部門と分離する形をつくることでこうした批判をかわそうとした。

そもそも、留置場(代用刑事施設)のある警察署では、署長が捜査の責任者であり、留置場の管理責任者も署長である。

警察が治安維持に責任を負い第一次捜査権を有している以上、形の上では留置管理部門と捜査部門とを分離しても、警察の現場では、被疑者の処遇よりも捜査が優先するのは当然である。

警察庁がしきりに心配している「治安水準」とは、おそらく「検挙率」のことである。

検挙率は、警察が発生した刑事事件をどのくらい解決できるか、警察の捜査力を示す1つのバロメ

一ターとして使われることが多い。

警察庁は、検挙率を治安の程度を表すと考えているのだ。

そもそも、この検挙率なる数字の算出方法にも問題があるのだが、警察庁のキャリア官僚たちは、国民が気にもしていない検挙率にこだわっていることは間違いない。

警察庁は、平成 13 年には 19.8%にまで落ち込んだ刑法犯の検挙率が、平成 14 年以降上昇に転じ、平成 18 年中の刑法犯の検挙率が 31.2%まで回復したとしている。

当時の漆間巖警察庁長官は、官民あげての治安対策の成果だと自画自賛している。

そして、平成 21 年には 32.0%までになった。

嘘か本当かはさておいて、昭和 38 年の刑法犯の検挙率は 63.0%(警察白書)に比べると、現在の検挙率はその半分だ。これが回復と言えるかどうかは別として、警察庁は検挙率をこれ以上上げるわけにはいかないのだ。

ところが、この検挙率は取調べに大きく依存している。

警察庁作成の刑法犯の検挙の端緒を示すデータがある。それによると、検挙した刑法犯総数(交通事故を除く)555,405 件のうち「被疑者の取調べ」によるものが 233,945 件(42%)、「参考人の取調べ」によるものが 20,075 件(3.5%)で、合計すると 43.5%を占める。

また、検挙率は余罪(同一被疑者について、逮捕事件以外で検挙した事件)によって支えられている。検挙件数うちの余罪が占める割合(余罪占率)は、罪種等によって違いがあるが、例年、全刑法犯で 40%前後、国民の最も身近で起きる犯罪である窃盗犯の余罪占率は 50%以上、空き巣等の侵入盗は、余罪占率は 90%近くになっている。

この余罪は、警察の留置場である「代用刑事施設」に被疑者を長期間勾留して、その間の取調べにより被疑者を自白させて叩き出されるものである。

可視化が警察の取調べに全面的に導入されたときは、警察官は取調べに消極的にならざるを得ない。これまで通りに「監督対象行為」をやろうものなら、たちまち、懲戒処分が待っている。

そうなると、取調べによる余罪の割り出しの件数は大幅に減少することは目に見えている。

それは、即、検挙率の大幅ダウンとなって現れる。

警察庁が、取調べの可視化に反対する本当の理由はここにある。

さらに言えば、警察庁はこの余罪の割り出しと密接な関係がある「代用刑事施設」(旧代用監獄)の存在を気にしている。取調べの全面可視化の次には、冤罪の温床になっていると指摘がある代用刑事施設の廃止の議論が再燃する可能性があるかと読んでいるはずだ。

警察庁は、政治家がビビる「治安水準の低下」を理由に必死で取調べの全面可視化を阻止しようとしているのだ。



2011(平成23). 4. 10(日) 相撲八百長問題 警視庁一流のパフォーマンス

警察は情報開示を拒否、公開質問状も無視、

4月1日、日本相撲協会は、大相撲八百長問題で八百長に関与した力士、親方23人を引退勧告等、角界から追放するという厳しい処分を科した。2月2日、警視庁組織犯罪対策第三課(「組対三課」)が摘発した野球賭博事件の過程で押収した携帯電話のメールを、組対三課が警察庁を介して文部科学省に提供したことから発覚した大相撲八百長問題も、収束を迎えた。

そもそも、大相撲に文科省という役所が関与するのもおかしな話だが、そこに、さらに犯罪を捜査する警察までが介入している。日本相撲協会に頼まれて調査にあたった特別調査委員会は、携帯電話に残されたメールの内容と事情聴取の際の感触で、力士らが八百長に関与したかどうかの認定の根拠にしたという。

警視庁組対三課のメール情報の横流しが法的な根拠がないうえ、特別調査委員会の調査も曖昧だ。処分を言い渡された力士らのなかには、処分に納得できないとして、訴訟を口にする力士もいるという。マスコミ報道で知る限りでは、携帯電話の提出要求等、特別調査委員会の調査には、まるで警察のやる強引な捜査手法にも似たやり方もあった。力士らが反発するのも無理もない。

またもや、警視庁組対三課のパフォーマンス

この問題の本をただせば、そのきっかけは、昨年5月に発覚した元琴光喜への恐喝事件をきっかけに発覚した大相撲野球賭博事件にある。しかし、捜査した組対三課が書類送致した元大関琴光喜や元大嶽親方ら26人については、3月17日、東京地検が「起訴できるだけの証拠はなかった」として、「嫌疑不十分」で不起訴処分とした。捜査をしたが犯罪の成立を認定できなかったということだ。

また、この日までに東京地検は、既に送致されていた現役力士4人を含む9人を賭博罪略式起訴している。略式命令は、通常、軽微な犯罪に対して行われる。結局、野球賭博事件で、起訴されたのは賭博開帳図利罪に問われた元十両ら4人だけだった。

この事件は、組対三課が、相撲部屋など30箇所以上を捜索するなど、長期間にわたって大々的な捜査を展開した。組対三課の仕事は暴力団犯罪の摘発だ。だから、野球賭博事件でもてっきり、暴力団組長等の幹部を胴元として逮捕、掛け金が暴力団に流れていたことを突き止めるものと思っていた。

組対三課は、力士らから押収した58台の携帯電話のメール履歴などの解析を進めたが、結局は、暴力団関係者が関与する賭博システムを裏付ける物証をとることはできなかった。

警視庁組織規則によると組対三課の仕事は「暴力団等の排除活動及びこれに係る犯罪の取締りに関すること。」とあるから、組対三課は野球賭博事件で押収した携帯電話のメール履歴の解析内容を横流しするのも、暴力団排除活動の一環だと思ったのか。結局、警視庁「組対三課」の捜査は、「大山鳴動して鼠一匹」に終わった。暴力団を相手にする警視庁組対三課としては何とも情けない話だ。

警視庁は、昨年3月30日国松元警察庁長官銃撃事件の時効が成立した際、警視庁公安部はオウム真理教による組織的で計画的なテロだったとする「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」を公表し、ひんしゆくを買った。

つい先日、3月18日には、東京地検が覚せい剤取締法違反(譲り受け)の疑いで警視庁組織犯罪対策第五課に逮捕されていたタレントの女性(25歳)について、現時点で起訴するに足る証拠がないとして、処分保留のまま釈放している。

おそらく、これも嫌疑不十分で、将来この女性が起訴されることはあるまい。この事件は、警視庁組

対五課が、逮捕状を取り、国際手配までした。マスコミも大々的に報道した。組対五課といえば、銃器事犯と薬物事犯の取締りのエキスパートだろう。それが被疑者に「違います。知りません」と否認され、証拠もなく嫌疑不十分とは情けない。

大相撲八百長メール横流しも、警視庁組対3課が、野球賭博事件で相撲界と暴力団との関係を解明しようとしたが果たせず、マスコミを巧みに利用しながら、日本相撲協会の監督官庁である文部科学省に「八百長相撲と思われる解析データ」を横流しすることで、メンツを保ったというところか。警視庁の一流のパフォーマンスだ。

身勝手な警察の情報開示の姿勢

大相撲八百長疑惑問題については、このホームページで「2011(平成23). 2. 13 [おかしいぞ！ 警視庁・警察庁 八百長情報の横流しに問題はないのか](#)」で掲載したが、この問題で、「市民の目フォーラム北海道」の原田宏二代表が、首都圏在住の知人ジャーナリストに依頼して、警察庁と警視庁に対して、情報公開法等に基づき「八百長相撲と思われるメールデータ」の開示を求めたが、いずれも、不開示を決定した旨の通知があった。

警察庁の不開示とした理由は以下のとおりだ。

対象となる行政文書は、訴訟に関する書類であり、**刑事訴訟法第53条の2**により、情報公開法の規定が適用されないため。

(注)

第53条の2 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定は、適用しない。

2 訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第四章 及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第四章 の規定は、適用しない。

不開示とした部分とその理由

1 不開示部分には、八百長相撲と思われる解析データに関する情報が記載されており、これらは、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすること

により、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、法第 5 条第 1 号に該当するので不開示とした。

2 不開示部分には、警視庁から提供を受けた大相撲野球賭博事件捜査の過程において判明した捜査情報が記載されており、これを公にすると、これらがどのような捜査手法によって判明したかが明らかになるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから法第 5 条第 4 号に該当するので不開示とした。

3 不開示部分には、警察庁が文部科学省に提供した八百長相撲疑惑に関する情報が記載されており、これを公にすると、大相撲協会の所管官庁である文部科学省における同協会に対する公益法人への認定に向けた公正な判断や同協会に対する指導監督等の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するので不開示とした。

警察庁は、不開示理由のなかで「不開示部分に捜査情報が記載されている」と、この文書が捜査情報に当たることを認めている。警察が捜査の過程で入手した情報をほかの機関に提供する法的な根拠については、政府や警察庁は正当化できる根拠を示すことが出来ないのも、法的な根拠がないことを物語っている。

しかも、ほかの官庁に提供した情報について、一般国民が開示を要求すると、今度は法的な根拠を挙げて拒否する。いかに政府や警察庁の情報開示に関する姿勢が身勝手なものかが分かる。国が保有する情報は、政府のものでも、警察のものでもなく、国民のものであり、公開が原則であることを再確認しなければならない。

一方、警視庁は、「開示請求却下通知書」で、開示請求の公文書は、刑事訴訟法第 53 条の 2(行政機関の保有する情報の公開に関する 法律の適用除外)の規定に該当し、東京都情報公開条例第 2 条の 2 において、同条例の規定を適用しないこととされている文書であるため、本件開示請求を却下します、としたうえ、「一部開示決定通知書」で、八百長相撲と思われる解析データについて(平成 23 年 1 月 31 日、組織犯罪対策第三課)のうち、三頁以下を除いた部分を開示する、とした。

その内容は PDF で添付したのでご覧いただきたい。[\(PDF参照\)\(2.1MB\)](#)

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由について、以下

のように説明している。

すべての非開示とした部分

(1) 東京都情報公開条例第7条第2号に該当

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。

(2) 東京都情報公開条例第7条第4号に該当

公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

(3) 東京都情報公開条例第7条第6号に該当

公にすることにより、八百長相撲問題の正確な事実の把握や公正な判断に支障を及ぼすおそれがあるため。

警察は、官庁に対して開示した情報を何故、国民が開示請求したときに不開示にするのかよく理解できない。これは、尖閣ビデオ問題の時とよく似ている。捜査の証拠品であるビデオ映像を国会議員には見せた。見た国会議員はその内容をマスコミにべらべらしゃべっている。しかし、海上保安官が流出させたら守秘義務違反だ。

今回の情報開示請求に対して、個人情報であるという理由で非開示とされた情報は、発覚した2月2日には、新聞紙上に4人の力士名やメールの具体的内容が明らかにされている。

捜査情報であり、個人情報であるはずの情報が堂々と報道されたのである。情報源は「関係者や文科省幹部」となっている。

結果的に、警視庁組対3課の八百長情報横流しで、力士たちの個人情報も垂れ流されたのだ。それでも、引退勧告などを受けた力士たち23人のうち一人の親方を除く22人が、引退届を提出したという。また、その一人の親方もその後、解雇された。

彼らの引退に手を貸したのは警視庁組対3課であることは間違いない。

公開質問状も無視、

「市民の目フォーラム北海道」では、3月4日、警察庁を管理する国家公安委員会(委員長 中野寛

成)と警視庁を管理する東京都公安委員会(委員長 鴨下 重彦)宛てに、公開質問状を送った。

質問の対象とした問題は以下のとおりである。

- 1、平成 22 年 3 月 30 日、国松元警察庁長官狙撃事件の時効が成立した際、警視庁が「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」を公表した問題
- 2、平成 22 年 10 月 28 日、インターネット上に国際テロ捜査に関する警視庁公安部外事第 3 課などの内部資料とみられる文書データが流出した問題
- 3、本年 2 月 2 日、警視庁が捜査中の大相撲の野球賭博事件で押収した携帯電話に残されていた八百長に関与していたとみられる複数の力士のメールの内容、力士名等を、警察庁を通じて文部科学省に提供した問題

回答期限は、3 月 25 日としたが、本日現在、回答は届いていない。届いたのは送付した文書を受け取った旨の文書と返信用封筒と切手だけであった。

東京都公安委員会はともかく、現在の国家公安委員会は警察改革を標榜する民主党政権の国家公安委員会である。民主党の平成22年第22回参議院選挙のマニフェストには「情報公開法を改正し、国民の『知る権利』を明記します。」とある。

現状ではとても情報公開法の改正を望むべくもないが、市民団体の質問に懇切に答えるだけの度量があってもいいのではないか。これでは自民党時代の国家公安委員会と何も変わらない。



2011(平成23). 3. 13(日) **警部補の情報漏えい、警部は自殺**

組織も守らない捜査上の秘密

1月19日、捜査第2課の40代の警部補が虚偽の参考人供述調書を作成したことが発覚したばかりの道警で、2月8日、今度は道警刑事部組織犯罪対策局・組織犯罪対策課のT警部補(55歳)が、知人の男性S(45歳)に頼まれ、この男性の知人の犯罪歴を教えたとして、この知人男性とともに、地方公務員法(守秘義務)違反で逮捕された。

この問題では、道警の刑事部組織犯罪対策局・捜査第4課統括官のI警部(50歳)が2月18日自殺した。I警部は、T警部補とともにSが経営する飲食店に行ったことがあるとして、前日に道警本部監察官室の取調べを受けていたという。

T警部補には、Sから現金数十万円を受け取った疑いも浮上している。

自殺されたとされるI警部は、筆者が旭川中央警察署長当時、刑事2課の暴力担当の刑事だったI君のようだ。

あれから20年、暴力団捜査担当刑事一筋の彼に何があったのか。

過去に道警では同じようなことがあった。

今から、9年ほど前の平成14年7月に発覚した道警始まって以来といわれる不祥事だ。

7月5日に道警生活安全部・銃器対策課の捜査協力者だったW・Tが覚せい剤使用の疑いで逮捕され、元銃器対策課のI・Y警部(当時49歳)が覚せい剤使用で逮捕された。

I・Y警部も暴力担当一筋の刑事だった。その10日後にはI警部の上司だった警視が、道警監察官室の取調べを受けている最中に自殺した。

I・Y警部はその裁判のなかで、道警銃器対策課の数々の違法捜査を告発、「道警は一からやり直して欲しい」と訴えて、潔く懲役9年の刑に服した。

そのI・Yも既に出所し第二の人生を地道だが、立派に歩いている。

しかし、生活安全部・銃器対策課の不祥事に懲りた道警は、生活安全部から薬物捜査と銃器捜査の部門をはく奪し、刑事部に組織犯罪対策局なる組織を作り、組織犯罪対策課、捜査第4課、薬物銃器対策課の3課の連携で、暴力団等による組織犯罪を撲滅するとしてきた。

これまでどんな成果をあげたのかは知らないが、暴力団等の組織的を対象とする情報収集の在り方、捜査費の運用等、当時、道警が抱えていた問題は何か一つ解決されず、同じことを繰り返しているように見える。

道警では、情報漏えい不祥事だけでも、昨年6月に、道警本部生活安全部少年課の統括官・警部

(59 歳)が、事件の捜査で知り合った男性に頼まれ、傷害事件被害者の名前を教えて懲戒免職になった。

8 月には、道警稚内警察署刑事課の巡查長(34 歳)が、逮捕した被疑者から押収した携帯電話に登録されていた電話番号をコピーし、数人の女性に無言電話をかけた。

道警は、この巡查長を北海道個人情報保護条例違反(目的外収集)の疑いで書類送検し、懲戒免職にした。

9 月には、札幌の厚別署地域課の男性巡查部長(57 歳)が、元上司だった道警 OB から依頼を受け、この OB の知人女性の生まれた年を道警内部で照会して教えたとして、道警は地方公務員法違反(情報漏えい)の疑いで、巡查部長を書類送検し戒告の懲戒処分にした。

捜査の基本「秘密を守る」を守れない捜査員

警察が犯罪を捜査する根拠は、警察法第 2 条に「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。」とあるからだ。

そして警察官の犯罪捜査の権限は、刑事訴訟法第 189 条第 2 項「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」で具体化されている。

さらに、同法第 47 条には、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」としている。

警察官も捜査機関の 1 つとして、訴訟に関する書類を公にすることはできない。

国賠訴訟等では、捜査記録等の提出を要求しても、警察はこの規定を根拠に提出しようとはしない。

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」では、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報は、「不開示情報」とされている。

つまり、国民が知りたくても捜査情報は不開示とされているから見ることはできない。

加えて警察官には、捜査上知り得た秘密を漏らすことはできない。

警察官には、地方公務員法上の守秘義務があるからだ。

警察官の犯罪捜査の基本を定めた犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)がある。

その第9条には「捜査を行うに当たっては、秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意するとともに、被疑者、被害者、その他事件の関係者の名誉を害することのないように注意しなければならない。」とある。

今、警察官に最も欠けているのは、自分たちに与えられている権限に対する畏れだろう。

万が一にも自分の職権行使に誤りがあったときに、相手方にいかなる影響を及ぼすか。

そうしたしっかりした自覚を持っていれば、犯歴を漏らすようなことはできないはずだ。

警部補といえば、捜査の現場で中核となる立場の幹部である。それが、捜査の基本中の基本を守ることができないのは、警察組織がどこかおかしくなっているからだろう。

最近では、警察庁をはじめ、警察組織が捜査上の秘密をあえて無視する傾向が強まっている。

組織も守らない「捜査上の秘密」

指名手配被疑者の公開捜査は違法

昨今、警察はまるで公開手配が原則のように指名手配制度を運用し、しかも、推定無罪は関係ないとはかり、特別手配と称して、被疑者を犯人と断定し、実名・写真入りで公開手配しているのが実情である。

このことに、マスコミも国民も異を唱えることもない。

犯罪捜査規範第31条(指名手配)では「逮捕状の発せられている被疑者の逮捕を依頼し、逮捕後身柄の引渡しを要求する手配を、指名手配とする。」と規定している。

前述したように、同規範第9条(秘密の保持)には、捜査は秘密裏に行うのが大原則であると明記している。

従って、指名手配はあくまでも非公開が原則である。

とくに近年は裁判員裁判が始まったことで、一般市民が被告人の有罪無罪・量刑を判断するようになっただけに、犯罪広報・報道によって予断を与えるようなことにならないよう、無罪推定原則がきわ

めて重要である。

全国の警察署・交番等の掲示板等には、指名手配被疑者の顔写真入りのポスターが掲示されている。

マスコミも警察が被疑者を指名手配すると、実名・写真入りで報道する。

警察庁は、昭和 47 年 2 月、「警察庁指定被疑者特別手配要綱」を全国の警察に通達している。その骨子によると、

- ① 都道府県警察が指名手配した被疑者のうち、治安に重大な影響を及ぼし、または社会的に著しく危険性の強い凶悪または重要な犯罪の指名手配被疑者であって、その早期逮捕のため、とくに全国的地域にわたって強力な組織的捜査を行なう必要があると認められるものについては、警察庁が特別手配の指定を行う。
- ② 指定被疑者は、原則として、一般に公開することとし、公開の具体的方法等については、当該事件の罪種、罪質等に応じ、警察庁が指定の際に個別に決定する。
- ③ 指定被疑者を公開する場合には、必要に応じ、警察庁においてポスター、チラシ等を作成して配布するほか、報道機関等に対して積極的に協力を依頼する。

さらに、警察庁は、平成 19 年 4 月から、都道府県警察が捜査中の事件のうち、警察庁が指定した事件について、容疑者確保に直結する有力な情報を提供した者に、最高 300 万円の懸賞金を支払う捜査特別報奨金制度をスタートさせている。

この制度も、報奨金を支払う旨を広告することになっている。

日本国憲法第 31 条の「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」に推定無罪の原則が含まれると解釈されている。

日本も批准している国際人権規約にも「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。」とその権利を明確に保障している。

特定の犯罪の容疑者を犯人と断定して、公開の指名手配をすることは、この条約に明らかに違反している。

警察による治安に重大な影響を及ぼすという恣意的判断で「推定無罪の原則」を無視することはできない。

これは、明らかに警察の事実上の捜査権限の拡大である。

マスコミに垂れ流される「捜査上の秘密」

昨年 11 月のことだったと記憶している。

大相撲の野球賭博事件を巡り、NHKの記者が警視庁の捜査対象になっていた時津風親方に捜索情報をメール送信していたことが問題になっていた。

NHKは「公共放送に対する信頼を著しく傷つけた」と、この記者を停職 3 か月の懲戒処分にしたうえ、管理責任を問い、福地茂雄会長が減給 50%1 か月、日向英実放送総局長と報道担当の今井環放送副総局長が同 30%1 か月、コンプライアンス(法令順守)担当の吉国浩二理事が同 20%1 か月の処分。報道局長ら上司 5 人も減給処分とした(2010 年 11 月 2 日 読売新聞)。

この記事を読んでおかしいと思った。何をいまさら騒いでいるのかということだ。

警察が社会的に問題になりそうな事件について、捜索・差押をやることをリークすることなどは日常茶飯事に行われているからだ。

しかし、捜索・差押の日時や場所等は、本来、立派な捜査上の秘密だ。

相手方に漏れてしまうと証拠の隠滅、廃棄、隠匿等が行われる恐れがあり、捜査に重大な影響があるからだ。ところが、最近では捜索・差押の日時や場所等の情報はもはや「捜査上の秘密」だとは思っていない節がある。

捜索・差押の様子が一斉に報道されるのは、警察の記者クラブに加入しているテレビ局や新聞社に警察の広報担当者が情報を流しているからだろう。

汚職事件で市役所に捜索に入る捜査員の映像、暴力団事務所に捜索に入る捜査員の映像等はよくテレビで放映される。ひどいときには、賭博、覚せい剤、売春の手入れの現場の映像が被疑者の顔にぼかしを入れて放映されるときもある。

もし、同じことを現場の警察官がやったら、地方公務員法(守秘義務)違反に問われ、たちまち、懲戒免職だ。

捜索・差押という捜査活動は、まるでマスコミとの共同作業になっている。

つまり、警察とマスコミは持ちつ、持たれつ、良好な関係にあるということだ。

警察権力を監視するなどというんでもないことを考える記者は「ろくでもない記者だ」、新聞社ではそんなことも言われているようだ。

NHK記者の情報を漏らしたのは、警視庁の捜査関係者だろう。

しかも、それはマスコミ対応の窓口になっている幹部によって行われているはずだ。

だから、情報漏えいを行った当人やその責任者は守秘義務違反で責任を追及されることはない。

他官庁に流される「捜査上の秘密」

捜査関係者によると、警視庁が阿武(おうの)松(まつ)部屋元幕内力士、山本俊作容疑者(35歳)=06年5月引退=ら4人を逮捕した野球賭博事件の捜査の過程で八百長疑惑が発覚した。

警視庁は昨年7月、賭博開帳凶利容疑で同部屋等30数カ所を家宅搜索し、力士らの携帯電話などを押収していた。

警視庁は今後、警察庁を通じて日本相撲協会を所管する文部科学省に、メールの内容や力士名等捜査で得た情報を伝える方針で、協会側は厳正な調査や処分を迫られそうだ。(2011年2月2日 毎日新聞)

このことについては、すでにこのホームページ

2. 13(日) **おかしいぞ！ 警視庁・警察庁**

八百長情報の横流しに問題はないのか

3. 4(金) **大相撲八百長メール横流しなどで**

国家、東京都両公安委員会へ公開質問状を提出

で掲載した。

この問題で、「明るい警察を実現する全国ネット」代表の清水勉弁護士が、「清水勉の小市民の心意気ブログ！」で、八百長相撲問題の問題を「プライバシーデータ保護についての無知と無関心と『正義』」と題して取り上げている。その一部を引用させていただく。

警視庁は野球賭博の捜査で差し押さえた携帯電話の内容の一部に八百長相撲に関するやりとりを見つけて、文科省に報告したのだが、これがそもそも違法だ。

警視庁の捜索差押許可状は裁判官が特定の犯罪(野球賭博)捜査のために出したものだ。

警察はその犯罪に関する証拠しか差し押さえることができない(刑事訴訟法第 218 条)。

携帯電話を差し押さえても、その中のデータをすべて自由に使えるわけではなく、①野球賭博に関する部分だけを、②野球賭博の捜査に使えるだけだ。

およそ事件に関係のない私生活のやりとりはもちろん、他の犯罪に関する情報が入っていたとしても、それは別の捜索差押許可状が必要なのだ。

八百長相撲に関する携帯メールは、八百長相撲が好ましいことではないにしろ、そのまま携帯電話の持ち主に返すしかない。

「それはおかしい」と思うかもしれないが、この場合、警察は特定の犯罪捜査に必要な証拠を集めることだけが法的に許されているに過ぎないから、たまたま手に入ってしまった

情報を勝手に他の目的のために使うことは許されないのだ。

これを「許される」としてしまうと、警察が取得した個人データは、警察が「正義のため」と判断すればなにをしてもよいという一般原理がこの国に生まれてしまう。

これは民主主義社会のありようとしてまずいのではないか。

当初、警視庁が文科省に情報提供したことの法的根拠は、国家行政組織法第 2 条だと説明された。聞いた途端、あまりにも突拍子もない回答に、つい噴き出してしまった。

この法律は、国の行政機関の大枠を説明しているだけで、具体的な権限をこの法律から引き出すことはできない。こんなことは行政法の基礎知識中の基礎だ。

それを明らかに逸脱することを警察官僚が言うとは。

その後、刑事訴訟法第 47 条だと言い替えた。

この規定は、刑事訴訟法の第 1 編(総則)の第 5 章(裁判)と第 7 章(期間)の間の第 6 章(書類及び送達)に規定されている条文で、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならな

い。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」である。

この条文の位置からして、刑事訴訟になっている事件に関する書類であることを前提にしているとみるべきだろう。

どんなに控えめにみても、将来、刑事裁判になりうる内容の事実に関する資料である必要がある。で、八百長相撲は？犯罪ではない。

現在刑事裁判になっていないだけでなく、将来も刑事裁判になる余地もない。

したがって、「訴訟に関する書類」に当たらない。

そのため、第 47 条但し書を適用する余地はない。

文科省か警視庁かどちらか、あるいは双方か知らないが、彼らが、携帯電話の持ち主の許可なくマスコミに携帯メールの内容を知らせることも違法だ。

そもそも彼らには取得する権限がないのだから、自分の業務に利用する権限がないし、さらに他人に利用させる権限もない。

マスコミが携帯電話の持ち主の許可なく、携帯メールの内容を報道することも違法だ。

でもそれでは八百長相撲が続いても構わないのか、という疑問や反発があるかもしれない。『週刊現代』のように、「断固、許せん！」という考え方もあるだろう。

「興行だから、あつて当然だろう」と考える人もいるだろう。

ちなみに、タイガーマスクで有名なプロレスは興行だ。

日々身体を鍛錬していて凄い格闘をみせてくれるレスラーたちはリングを降りれば、同じ興行仲間だ。相撲はプロレスと本質的に違うのか変わらないのか。

相撲のあり方を考える必要があるのは確かだ。

いまのような「正義」の名において寄つてたかつて相撲取りや相撲協会を血祭りに挙げるという手法で盛り上がっている社会では、相撲の興行があることで生活収入を得ている人たちは、興行がないことで生活に困つたとしても、その切実さを理由に「相撲の興行をぜひしてほしい」と訴えることはできない。それが「正義」という名の恐ろしさだ。

[引用終わり]

こうして、警察の事実上の権限拡大は続いている。

マスコミもそのことに気がついているのか、いないのか。

そして、国民も自らの身に降りかかるまでは、警察の際限のない権限拡大に何の関心もない。これでは、現場の警察官の情報漏えいが蔓延するのも無理はない。

大相撲の野球賭博事件を捜査したのは、警視庁組織犯罪対策第3課だ。

八百長データを横流しすることを決定したのは、組織犯罪対策第3課長ということになる。同課長は国家(地方)公務員法(守秘義務)違反にならないのか。

犯罪捜査を本来あるべき姿に戻すためにも、厳しい対応が必要ではないのか。



2011(平成23). 2. 13(日) おかしいぞ! 警視庁・警察庁

八百長情報の横流しに問題はないのか

この10日ほど、テレビのチャンネルを回すとどこも大相撲の八百長騒ぎで持ちきりだ。

筆者もこのニュースをテレビで知った。一瞬、何か変だと思った。

警視庁が野球賭博事件で押収した携帯電話に残っていたメールの記録を文部科学省に提供したことが発端になって、力士たちの八百長疑惑が発覚したという点だ。私の体験では、捜査で押収した証拠品は捜査以外には使わないのが鉄則だと思い込んでいたからだ。

捜査関係者によると、警視庁が阿武(おうの)松(まつ)部屋元幕内力士、山本俊作容疑者(35歳)=06年5月引退=ら4人を逮捕した野球賭博事件の捜査の過程で八百長疑惑が発覚した。

警視庁は昨年7月、賭博開帳図利容疑で同部屋等30数カ所を家宅捜索し、力士らの携帯電話などを押収していた。

警視庁は今後、警察庁を通じて日本相撲協会を所管する文部科学省に、メールの内容や力士名等捜査で得た情報を伝える方針で、協会側は厳正な調査や処分を迫られそうだ(2月2日毎日新聞)。

2月3日、中野国家公安委員長の代理で記者会見した安藤警察庁長官は、記者の「大相撲の野球賭博をめぐる警視庁の捜査で力士の八百長疑惑が発覚をいたしました。これを裏付ける捜査結果を、相撲協会を監督する文部科学省に提出した狙いをお聞かせ下さい。また、今回の八百長は現時点では立件は困難だということではありますけれども、相撲の取組みを対象にした賭博も行われているというような話もございます。これを含めて、今後の一連の相撲を取り巻く疑惑の捜査、今後どうされるのかという見通しについてもお聞かせ下さい。」と聞かれ次のように答えている。

お尋ねの件については、いずれにしても現在、警視庁で捜査中の野球賭博事件に関するものでもありますので、具体的な内容についてはコメントを差し控えさせていただきたいと思っております。御案内のとおり、大相撲をめぐる問題というものは、これまでも文部科学省と連携をしまして、日本相撲協会における取組みを支援してきたところでありまして、今回の問題についても必要な情報を文部科学省に提供したところでもあります。今後、同省において、必要な措置が講じられるものと考えております。今回の情報提供の狙いという御質問ではありますが、公益法人たる日本相撲協会の事業に関する公益性が高い事項と判断して、監督省庁に対して国の行政機関相互の協力の枠組みに基づいて行ったものであります。いずれにしましても、現在捜査の途中でありますので、今御指摘のいろいろな情報も、直接は私は聞いておりませんが、野球賭博事件というのは現在進行中でありまして、その全容解明に向けて、更に全力で警視庁が捜査をしていくものと思っております。

安藤警察庁長官は、捜査情報を文部科学省に提供したことについて、「日本相撲協会の事業に関する公益性が高い事項と判断し、監督省庁に対して国の行政機関相互の協力の枠組みに基づいて行ったものだ」としながら、一方では、繰り返し「野球賭博事件が現在捜査中でありまして」と述べている。

警察庁長官の発言は、国家行政組織法第2条の「国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、～中略～その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。」を意識してのものだろう。

2月3日の読売新聞には、「情報提供は、国の行政機関が一体となって業務遂行することを義務付

けた国家行政組織法 2 条などに基づいて行われた。同庁は、暴力団関連企業を公共事業から排除するため国土交通省に情報提供したり、国際テロ関連の情報を外務省などと交換したりしている。」とある。

まさか、警察庁長官は、日本相撲協会に元警視總監や元東京高検検事長が天下りしているから便宜を図った訳でもあるまいが、この話はおかしい。

警察が、個々具体的な事件(野球賭博事件)で押収した証拠品(携帯電話)の内容を、捜査に関係のないほかの官庁に提供することなど許される訳がない。しかも、野球賭博事件は捜査中だという。

国家行政組織法第 2 条は、犯罪情勢、国際テロ情勢等の一般情報を提供することを認めたものだろう。警察が個々具体的な事件の捜査過程で入手した情報を、公益上必要だからという警察の恣意的な判断で、第三者に提供することを認めたら大変なことになるだろう。

筆者も警察に在職中、捜査 2 課長として選挙取り締まりや汚職事件の捜査を担当したことがある。在任中、立件しなかった選挙違反情報や政治家の金にまつわる情報は山ほど入手していた。こんな情報を、政界の浄化のためにとか公明選挙のためにとかいう理由で総務省とか選挙管理委員会に提供したり、マスコミにリークしたらどんなことになるか。

平成 17 年 11 月のことだった。北海道新聞(道新)の道警銃器対策課による泳がせ捜査失敗報道をめぐって、当時の道警広報課長が、折から発覚した道新東京支社元営業部長の業務上横領事件とその事後処理をめぐる問題について、道警が今にも捜査に着手するかのように道新に揺さぶりをかけた。道新は平成 18 年 1 月、泳がせ捜査失敗記事に関しておわび記事を掲載した。結局、道警はこの事件の捜査をしなかった。捜査権はこうした使い方もできるという一つの事例だ。

2 月 8 日には、あるテレビ番組で弁護士が、「刑事訴訟法が公益上の必要があれば公にすることができるとしているので問題はない。」と発言していた。

おそらく、この刑事訴訟法の規定というのは、同法第 47 条「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」を指しているのだろう。

法律のプロが言うのだから間違いはないのだろうが、何か釈然としない。

この条文には、警察が公益性を判断するとはどこにも書いていない。

今回の問題では、第 1 に公にしたのは「訴訟に関する書類」ではない。

第 2 に押収された携帯電話は捜査中の事件の証拠品である。

第 3 にメールの記録は個人情報である。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第 8 条には、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とあり、個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員等は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないとされている。

ここで、警視庁が捜査中の野球賭博事件の経緯をみてみよう。

警視庁組織犯罪対策第 3 課が、賭博開帳図利の疑いで、阿武松部屋、境川部屋、時津海部屋など 30 箇所以上を一斉に家宅搜索したのは、平成 22 年 7 月 7 日のことだ。

そして今年 1 月 26 日、警視庁は野球賭博の疑いで元力士 3 名を含む 4 名を賭博開帳図利罪とその幫助の容疑で逮捕した。逮捕された元力士は、プロ野球のみならず大相撲の取組みも賭博の対象となっていたことを供述しているという。

警視庁が、野球賭博の胴元として逮捕された容疑者から押収された携帯電話のメールを復元したところ、押収した携帯電話のうち 2 人の力士の携帯電話に八百長をうかがえるメールがあり、このメールには 2 人の力士とのやり取りがあり、この 4 人のメールのなかに八百長に関与した可能性のある力士 9 人の名前があったという。

警視庁は、この八百長に関与した疑いのある力士たちの携帯電話は押収していない。

つまり、八百長は事件にならない「けしからん罪」と判断したのだ。

しかし、元大関琴光喜あてのメールの中には相撲賭博に関するものがあつたとされ、内容は平成 19 年 11 月場所初日の幕内取組 5 つの勝敗を東西のどちらが多いかを賭ける「五番勝負」というもので、中には琴光喜対安馬戦も含まれていたという。

警視庁が、警察庁を通じて文部科学省にメールの内容や力士名等捜査で得た情報を伝えたのは 2 月 2 日だ。となると、警視庁は野球賭博の被疑者らを逮捕した 6 日後までには、相撲賭博の捜査を断念したことになる。

日本相撲協会の話では、八百長に関与していた疑いのある力士は14人で、うち3人が関与したことを認めているという。ほかの11人は否定しているようだ。

同協会は弁護士による特別調査委員会を立ち上げて、疑惑がかかっている力士から事情聴取を行い、任意で携帯電話、預金通帳の提出を求めた。任意とはいえ事実上強制だ。

さらに、十両以上を経験した力士75人を対象に事情聴取を行っているようだ。

事情聴取に当たって、携帯電話や預金通帳を持参させているらしい。

やっていることは、警察の取調べと同じだ。

取調官は弁護士らしいが、力士だって“首”がかかっている。そう簡単に自白するはずもない。

星を売った金が、預金通帳に印字されているわけもない。

力士の中には、携帯電話を壊したなどと提出に応じなかった者もいたようだ。

中には、メールの内容が公開されたことについて人権侵害だと思っている力士もいるだろう。

力士にも自己防衛の権利はある。

しかし、それを口にすればバッシングされるだけだと口をつぐんでいる。

こんなことで、果たして、八百長相撲の全貌が解明されるだろうか。

むしろ、八百長相撲の背後に見え隠れしている相撲賭博隠しの感さえある。

八百長に関与したとされた力士たちの名前や映像、メールの内容の一部がマスコミで連日のように伝えられている。

大山鳴動して・・・とならなければいいが。

このままで終われば、何のことはない、警視庁が押収した携帯電話の内容(個人情報)が、警視庁→警察庁→文部科学省→日本相撲協会のルートで全てオープンになっただけの話だ。

マスコミは八百長相撲で大騒ぎしているが、実は、警察による捜査情報の横流し、こちらの方が大問題なのではないか。

他人事だと思っていたら大変なことになる。

警察の仕事は、警察法2条の範囲に限定すべきだ

この問題については、いろいろな考え方があるのは承知している。

この際、警察の仕事は一体何なのか、原点に戻って考えてみたい。

警察の仕事を決めているのは警察法だ。

(警察の責務)

第2条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当っては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。

警察法は、警察の責務を犯罪の捜査などとし、警察の活動もこの責務の範囲内に厳格に限定することを求めている。警察官には、逮捕権等、刑事訴訟法により犯罪を捜査する強い権限が与えられている。その権限を逸脱して濫用することは強く戒めなければならない。

「八百長相撲」そのものは、例え、金銭のやり取りがあっても、直ちに犯罪を構成しないというのが一般的な見方ようだ。つまり、八百長相撲は「けしからん罪」なのだ。

警視庁は、八百長相撲に関与した疑いのある力士たちから携帯電話を押収していないところから見ても、八百長相撲やその背景にあるとも言われる相撲賭博の摘発をするつもりはないようだ。

警察の仕事は、八百長相撲を何らかの形で刑事責任を追及するか、その背後にあるとされる相撲賭博の実態を解明し、関係する暴力団幹部などを検挙することだ。

それができないのなら沈黙すべきだ。文部科学省への八百長情報の提供でお茶を濁しているとしたら、職務怠慢であり、権限の濫用である。

警視庁は昨年3月30日、国松警察庁長官狙撃事件が未解決のまま時効を迎えた際、警視庁青木五郎公安部長が記者会見で、「この事件は、オウム真理教の信者グループが、教祖の意思の下に、組織的・計画的に敢行したテロであった」とする「捜査結果概要」を公表した。

信者グループの犯行と断定するには、証拠が必要だったはずだ。

警視庁は犯人を検挙できなかったのだ。この公安部長の発言はみっともない。

我が国では、有罪、無罪を判断できるのは裁判所だけである。

これも明らかに警視庁の越権行為である。

警視庁には、もう一つ問題があるはずだ。公安部外事第3課の国際テロ捜査文書流出問題だ。この文書の中には、多くの個人情報が含まれている。しかも、その個人情報が任意捜査の限界を超えた違法とも思われる手段で入手されたものが多数ある。警視庁は、いまだにこれだけ膨大、かつ、問題のある文書の流出について、その責任を明らかにしていない。

冒頭に説明したように、今回の大相撲八百長情報の提供問題について、警察庁長官が記者会見で「公益性が高い事項と判断した」と述べたが、警察庁は別の問題でも公益性を重視して捜査情報を提供している。

警察庁は、18歳未満の少年少女が児童買春や児童ポルノなどの性被害に巻き込まれるきっかけになった携帯電話サイトの名称などの情報を、サイトの健全性を認定する機関に提供することを決めた。警察が捜査で把握した具体的な情報を第三者に提供するのは異例だが、公益性を重視したと説明している(平成23年2月8日 朝日新聞)。

こうした一連の警視庁と警察庁の動きは、公益性を重視するという名目で警察権力が世直しの風を吹かせ、マスコミを巻き込んで世論を動かし、事実上の警察権力の拡大を図ることに繋がっている。警察がやるべきことは警察法に明記され、厳格にその範囲に限定されなければならない。もし、警察が治安維持のためにその権限の強化が必要ならば、国民に説明して法制化を求めるべきだ。

こうした警察の曖昧な姿勢は、コンプライアンスの欠如という範疇を超え、意図的に警察権力の拡大をもくろんでいるものと考えなければならない。

こうした警察の思い上がりこそが、違法な取調べを容認し冤罪を生んできたのだ。

これ以上の警察の事実上の権限の拡大を見逃してはならない。

警視庁の行為は、守秘義務違反にならないのか

犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)は、警察の犯罪捜査の基本を定めた警察の内部規定である。

その第9条(秘密の保持等)には、「捜査を行うに当たっては、秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意するとともに、被疑者、被害者、その他事件の関係者の名誉を害することのないように注意しなければならない。」とある。

犯罪捜査は、秘密裏に進めるのが生命線である。

それは、情報が外部に漏れることによって、証拠を隠滅されるとか、被疑者に逃走されるとか、捜査上の支障が生ずるというだけではなく、被疑者、被害者、関係者の名誉を害する恐れがあるからである。

特に、犯罪捜査では、事柄の性質上、氏名等の個人情報だけではなく、個人の私生活上の事実に関する情報、公知になっていない情報、公開を望まない内容の情報などに触れることが多い。

こうした情報は、当然ながら地方公務員法第34条(守秘義務)の「職務上知り得た秘密」に該当する。

昨年12月22日、警視庁は、沖縄・尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件のビデオを流出させたのは自分だと名乗り出た神戸海上保安部の保安官(43歳)を国家公務員法の守秘義務違反容疑で東京地検に書類送検している。

ところが、このビデオは沖縄・尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件(公務執行妨害)の証拠品で、捜査が継続中だったにもかかわらず、政府は国会審議を円滑に進めするためと称して、野党の要求に応じて衆議院議院に提出、多くの議員にこのビデオを見せている。たとえ、相手が国会議員であろうとも捜査中の証拠品の内容を閲覧させるのは問題だ。

そして、その時点でこのビデオは秘密ではなくなった。

北海道警察では、昨年からは警察官による個人情報の漏えいなどの不祥事が続いている。

今年も2月7日、道警本部組織犯罪対策課の警部補(55歳)が、知人男性に頼まれて、この男性の知人の犯罪歴を調べて教えたとして、地方公務員法(守秘義務)違反の疑いで逮捕された。

この知人男性は、ほかにも数人の警察官から情報提供を受けていたという。

このように、個々の警察官や海上保安官が情報を漏らしたときは、動機の如何を問わず、待たなしで、地方公務員法(守秘義務)違反で刑事責任が追及されるとともに懲戒処分を受ける。

しかし、組織が公益性という錦の旗を掲げて、情報を横流してもお構いなしだ。

警察庁、警視庁が情報管理に関して、こうした曖昧な方針をとり続けていると、北海道警察の警部補のような守秘義務違反や警視庁公安部外事第3課の文書流出のような重大な問題を誘発する事態になりかねない。

組織内で情報の横流しの決定をしたのは誰か。

その人物の地方(国家)公務員法(守秘義務)違反を追及しなければならない。

警視庁は外事3課問題をうやむやにするな

今回の警視庁、警察庁による文部科学省への八百長情報の提供は、警視庁公安部外事第3課による国際テロ捜査文書流出問題をうやむやにするための、警視庁の陰謀だと言う指摘がある。

こうした説も警視庁が、この問題で曖昧な対応を続けたためだ。

この文書114点が、ウィニーネットワーク上に公開されたのは昨年10月28日のことだ。

警視庁は12月の初めになって、文書が内部のものかどうかを明らかにしないまま、「被疑者不詳の業務妨害」の疑いで捜査を開始した。まるで、警視庁が被害者であるかの如く。

12月9日には、イスラム教徒らが地方公務員法(守秘義務)違反で東京地検に告訴した。

こうした警視庁の後手に回った対応に批判の声が高まり、12月24日、内部調査の結果として「文書内容は内部文書の可能性が高い」と事実上内部文書であることを認めた。

国際テロ捜査文書流出問題は、単に、守秘義務違反の問題ではない。

在日イラン大使館員の口座記録、モスク参加者の監視、尾行記録といった文書からは、任意の情報収集活動の限界を超えた違法な手段が、日常的に行われていた事をうかがわせるものもある。

こうした問題についても、警視庁はその真偽を明らかにするとともに、これによって、プライバシーを侵害されたと訴えている人々に、謝罪し損害を賠償するべきだろう。

いかなる理由があろうとも、この問題をうやむやに終わらせてはならない。



2011(平成23). 2. 1(火) 道警捜査2課 警部補の虚偽供述調書作成

何故、こんなバカげたことが起きるのか

昨年(2010年)の道警職員の懲戒処分は、9月末現在で17件18人と昨年同期の3倍に上ったが、1年間のトータルはまだ発表されていない。我々の知る限りでは、最後は11月16日、APEC警備で神奈川県警に派遣されていた道警警備部機動隊員の巡查長(24歳)が、JR横浜駅構内で女子高生のスカートの中をデジタルカメラで撮影しようとしたとして、神奈川県迷惑行為防止条例違反(卑わい行為)の疑いで現行犯逮捕された不祥事だ。

これで、逮捕された警察官は1年間で5人目のはずだ。

道警の職員の定員は11,518人(平成22年4月1日現在)だ。これは多すぎやしないか。

道警では、昨年2月に警察署長等、警視クラスの不祥事が連続して発覚した。

警察署長が署員数人と飲酒した際、同席した女性職員にセクハラ行為をしたとして減給処分を受け退職、道警釧路方面本部十勝機動警察隊長が、札幌市の市営地下鉄構内で女性のスカート内をデジタルカメラで動画撮影した疑いで逮捕された。

そして、10月22日には、道警刑事部の捜査2課長～警視(32歳)～が、パワハラと受け取られかねない言動をしたり、たびたび部下に深夜まで飲酒に付き合うよう強要したとして更迭されたことが発覚した。同警視はキャリア警察官で8月に着任したばかりで、10月24日投開票が行われた衆議院北海道5区補欠選挙の取り締まりの最中に発覚した不祥事だ。全国から注目された選挙で違反を取締まる最高責任者の捜査2課長が、取り締まりの最中に深夜まで酒を飲み歩くなどは責任感のかけらもないと批判された。

1年間で3人もの所属のトップが不祥事で問題となるのは異常だ。

トップがこれでは、不祥事が続くのも無理もない。

今年に入り、その捜査2課の警部補が虚偽の参考人供述調書を作成したことが発覚した。

昨年 10 月下旬のことというから、捜査 2 課長が深夜まで酒を飲み歩いていたころの話だ。

そのころ捜査していた元道職員による介護給付費の不正受給事件に関連し、ニセものの参考人供述調書を作ったというのだ。

道警は、この問題で今年 1 月 19 日、40 代の男性警部補を虚偽公文書作成・同行使容疑で書類送検、減給 10%1 カ月の懲戒処分にした。警部補は同日、依願退職した。

送検容疑は昨年 10 月下旬、介護給付費の申請手続きなど札幌市の業務内容に関する調書を作成する際、実際に話を聞いていない市の幹部職員の虚偽の調書を作成し、上司に事件記録として提出した疑い。警部補は、虚偽の調書に幹部職員の名前を自分で書き、職員の名字の印鑑を自分で用意して押印していたという（北海道新聞 1 月 20 日）。

道警は、「調書の記載内容は事実関係に誤りはなく、捜査に影響はなかった」と説明しているというが、そういう問題ではなかろう。

警部補は、動機について 11 月までに書類を提出することになっており、「限られた期間内に多数の書類を作成しなくてはならず、時間に追われてやった」などと話しているという。

道警捜査 2 課は折から、札幌市役所の入札業務を担当する現職係長を偽計入札妨害容疑で逮捕し、札幌市役所を捜索するなど大々的な捜査を展開している。そのさなかに、こうした不祥事が明るみになるようでは、こちらの捜査にも疑惑の目が向けられかねない。

もう 1 件は、またもや飲酒運転だ。

札幌市内署地域課に勤務する 20 代の男性巡査が酒を飲んで交通事故を起こしたのにすぐに通報しなかったとして、道警は 19 日、この巡査を道交法違反(不申告など)の疑いで標津(しべつ)区検に書類送検し、停職 6 カ月の懲戒処分にした。巡査は同日付で依願退職した。

容疑は昨年 12 月 6 日午前 2 時 15 分ごろ、標津町の国道で車で路外に飛び出し防雪柵を破損する事故を起こしたのに、警察署に届けなかった疑い。

約 9 時間後に母親に付き添われて中標津署に出頭した。

道警監察官室によると、巡査は当時、友人の結婚式に出席するため帰省中で、「酒を飲んでおり、発覚したら首になると思った」と話しているという(1 月 20 日 毎日新聞)。

道警の不祥事は、今年も1月早々から昨年を上回る勢いで起きている。

このままのペースで行くと最悪の事態になりかねない。

今年の道警は、監察官室も大忙しとならなければいいがと余計な心配をしたくなる。

ついでながら、監察官室長のコメントはもう少し工夫していただきたいものだ。

いつも同じパターンでは、反省しているようには聞こえない。

捜査書類の虚偽作成は珍しくはない

大阪地検特捜部の検事が、フロッピーディスクの日付を改ざんしたとして問題となったが、警察の捜査でも、捜査員による参考人供述調書、被疑者供述調書等をはじめとする捜査書類の虚偽記載の事例は珍しいことではない。特に、過去の冤罪事件などでは、証拠の改ざん、隠匿、捜査書類の虚偽記載などが必ずと言っていいほど介在しているようだ。

過去の供述調書等の虚偽記載の事例を拾ってみた。

あまりにも多いので、昨年1年間だけを掲載する。

- ① 2月5日 千葉県警の警部補(37歳)が、平成21年1月警察署の刑事係長当時、告訴期限を過ぎた器物損壊事件の告訴状の作成期日を偽って虚偽の有印公文書を作成、行使した(減給3カ月)。
- ② 3月5日 三重県警の警察署交通課の警部補(49歳)が、交通違反切符の日付を改ざんしたり、調書をでっち上げたとして、有印公文書変造、虚偽有印公文書作成容疑などで書類送検(停職6カ月 依願退職)。
- ③ 3月12日 鳥取県警の警察署の警部補(54歳)が、虚偽内容を記した供述調書を作成したとして虚偽有印公文書作成、同行使容疑で書類送検(減給6カ月)。
- ④ 3月26日 千葉県警の警察署生活安全課の女性巡查(28歳)を有印私文書偽造、同行使などの疑いで書類送検(戒告)。巡查は平成20年1月、自転車の窃盗事件で、容疑者の少年から自転車の提出を求めた「任意提出書」などを紛失し、少年の署名を自分で書くなどして作り直した疑いが持たれた。
- ⑤ 4月15日 京都府警警察署地域課の警部補(53歳)虚偽公文書作成、同行使の疑いで、書類送検(停職1カ月 依願退職)。容疑は平成19年9月 路上の自転車が持ち去られた事件の捜査書類

に、所有者と連絡が取れなかったため、知人の妻の名前を記載した疑い。同警部補は「実績を上げるためにやった」と話したという。

⑥ 4月23日 警視庁警察署課長の警部(46歳)が、「逮捕から引き渡しまでに1時間も開きがあり問題になる」と署員に現行犯逮捕手続書の逮捕時間などを変更するように指示し、虚偽の捜査書類を作成したとして、課長ら署員8人を虚偽有印公文書作成、同行使の疑いで書類送検。

何故 捜査書類にウソを書くのか

1 犯罪捜査の基本は法令の遵守

警察が、犯罪を捜査するのは、警察法第2条(警察の責務)に、「警察は・・・、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕・・・に当たることをもって責務とする。」とあるからだ。

犯罪捜査とは、司法警察職員が「犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を捜査する」ことである。(刑事訴訟法第189条2項) そして、同法により、警察官は「司法警察職員」として、捜査に必要な取調(同法第195条)、被疑者の出頭要求・取調(同198条)、逮捕状による逮捕(同199条)、差押、搜索、検証(同218条、219条)等、国民の自由等を侵害するおそれのある強い権限が付与されている。

そのため、警察官の犯罪捜査の基本を定める「犯罪捜査規範」(国家公安委員会規則)

で捜査の基本を明らかにし法令の遵守を求めている。

(捜査の基本)

第2条 捜査は、事案の真相を明らかにして事件を解決するとの強固な信念をもって迅速適確に行わなければならない。

2 捜査を行うに当たっては、個人の基本的人権を尊重し、かつ、公正誠実に捜査の権限を行使しなければならない。

(法令等の厳守)

第3条 捜査を行うに当たっては、警察法、刑事訴訟法その他の法令及び規則を厳守し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないように注意しなければならない。

犯罪捜査の手続きは、全て捜査書類に明らかにすることで進められる。

被害者からは被害届を受理、目撃者の参考人供述調書を作成、被疑者の取調べ結果は被疑者供述調書に記載、聞き込みの結果は捜査報告書で報告、裁判から逮捕状の発布を受けるには逮捕状請求書を作成、逮捕の手続き逮捕手続書に記録するなど、全て定められた様式の書類が作られる。

犯罪捜査規範には、こうした捜査書類の作成について細かい規定がある。

(捜査書類の作成)

第 55 条 捜査を行うに当っては、司法警察職員捜査書類基本書式例による調書その他必要な書類を明確に作成しなければならない。

2 書類の作成に当っては、事実をありのままに、かつ、簡潔明瞭に表現することを旨とし、推測、誇張等にわたってはならない。

(署名・押印等)

第 56 条 書類には、特別の定がある場合を除いては、年月日を記載して署名押印し、所属官公署を表示しなければならない。

2 押印は、原則として認印をもってするものとする。

3 書類(裁判所又は裁判官に対する申立て、意見の陳述、通知その他これらに類する訴訟行為に関する書類を除く。)には、毎葉に契印するものとする。ただし、その謄本又は抄本を作成する場合には、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

4 書類の余白または空白には、斜線を引き押印するものとする。

(文字の加除)

第 57 条 書類を作成するに当たっては、文字を改変してはならない。文字を加え、又は削るときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に押印しなければならない。ただし、削除した部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

こうした捜査の基本と書類の作成の決まりを自覚していれば、虚偽の供述調書を作るなどできるわけがない。

捜査書類の虚偽記載などが頻繁に行われる要因は、何と言っても捜査に従事する警察官が、何の

ために犯罪を捜査をするのか、そのためには如何にあるべきか、その結果が国民にどんな影響を与えるのかなど、自分たちに与えられている強い権限に対する自覚の欠如にある。

例えば、供述調書は、逮捕状請求の際に疎明資料として添付されることが多い。その供述調書が偽造だったり、虚偽の記載があったりしたらどうなるか。まさに、冤罪の始まりだ。

ほとんどの警察官は、長年にわたり捜査に従事しているうちに、躊躇せずに手錠をかけることに慣れ、人を取調べることに何の抵抗も感じなくなる。そして、多少の法律や内部規則に違反をしても捜査のためなら許されるといった潜在意識を持つようになる。捜査のために認められた強い権限が、知らず知らずのうちに警察官に奢りを身につけさせる。

警察の捜査は組織として行われる。その組織には、ときとして巧みに違法な捜査手法を使い分ける捜査員を有能な捜査員と評価する風潮もある。

事件を指揮する捜査幹部が、常に捜査に関するコンプライアンスを忘れず、謙虚さと適正捜査を心掛ければ冤罪事件もなくなるし、こうした供述調書の偽・変造などといったバカげたこともなくなるはずだ。

2 警部補の倍増と質の低下

前掲の捜査書類の虚偽作成の事例では、道警捜査 2 課の警部補の事例を含めて、7 件のうち 5 件が警部補によるものである。

警察庁も認めているように、平成 3 年度から始まった階級構成是正は、警部補の倍増という急激な変化を警察組織にもたらした。

それまでは警部補は、警察組織の中間幹部として、現場では「係長」と呼ばれ職務執行の中心的存在であった。筆者が刑事係長だった札幌中央警察署では、部下は巡査部長 2 人、巡査 4 人の構成であった。

警察庁は、警部補を「プレイングマネージャー」と位置付けているが、警部補の枠拡大で警部補 1 人に対して、部下の巡査部長が 2.4 人から 0.7 人、巡査が 3.2 人から 1.1 人になった。警部補が監督する部下は平均すると 5.6 人から三分の一の 1.8 人になった。

なかには、部下のいない警部補も出現した。

そのことは必然的に警部補の価値の低下を生み、警部補の士気の低下を招いた。

現場では、それまで巡查部長や巡查やっていた仕事と同じことをやらざるを得なくなり、警部補は幹部としての自覚が希薄になった。

警部補の枠拡大に伴って昇任制度も大幅に緩和した。そのため、従前に比べて指導力や実務能力が多少低くても、警部補に昇任できることになった。警部補の粗製濫造が質の低下を招いた。普通にやっていたら定年までには警部補になる。そして、警察の現場に50歳代の高齢の警部補が目立つようになる。

筆者も捜査2課長を務めたことがある。捜査2課といえば、知能犯事件の捜査、特に、役人の汚職事件や選挙違反事件の捜査のエキスパートを集めていた。

同じ刑事部門のなかでも特に優秀な人材が多かった。

彼らは、それなりのプライドと自信を持っていた。道警の捜査2課も同じだろう。

しかも、道警の人事を担当した経験からすると、道警本部に勤務している捜査員の勤務評価はAクラスだ。地方の警察署で優秀な実績を上げた捜査員でなければ道警本部各課で勤務するのは難しい。

その捜査2課の警部補が、何故、こうした不祥事を起こすのか。

自分の作った供述調書が、どのように使われるか分かっていたはずだ。

いずれは、何処かで発覚することは考えれば分かったはずだ。

捜査2課に勤務する警部補でさえ、そんなことも考えられないくらい警部補の能力は劣化してしまったのか。

今から20年前に、警察庁が全国の警察に指示した階級構成是正策がもたらした弊害は、何一つ是正されてない。警部補の質の低下は、警察組織に深刻な影響を及ぼしている。

3 虚偽調書作成をめぐるさまざまな要因

① 捜査書類にウソを書く。捜査書類も公文書だが、警察では長年にわたり現場の警察官にニセ領収書を作らせ、虚偽の会計書類を作り続け、裏金システムを隠ぺいしてきた歴史がある。こうした歴史

は、公金に対する意識の欠如とともに、警察職員に公文書の取扱いに関する厳格な意識を失わせる結果を招いた。

組織でやるなら違法行為も許される。

警察職員のなかに、そうした意識が生まれても不思議ではない。

② 最近の傾向として、警察内部に困難な仕事を避け、安易な方法で結果だけを追求しようとする風潮が強くなっているようだ。犯罪捜査もその例外ではない。

犯罪捜査は99%が無駄の積み重ねだと言われてきたが、現場100回などという言葉も死語になった。靴底をすり減らして聞き込みに歩く刑事たちも少なくなった。警察内部には「パソコン刑事」という呼び方もあるそうだ。供述調書の作成にもパソコンが使われる。愚直で粘り強さが求められる犯罪捜査に合理化や効率化が進められている。

そうした風潮が、いちいち作り直すのが面倒だから、時間がないから、実績を上げるためなど、手っ取り早い方法として、簡単に虚偽の供述調書等を作成することに繋がってはいないか。

③ 供述調書は、元来、供述人の供述が一字一句そのままに記載されたものではない。

警察官が供述者の供述を要約して記載するものだ。従って、警察官の主観が入ることもある。これが、供述調書は警察官の作文だと指摘される所以だ。こうした供述調書の本質が警察官に供述調書の価値を軽視させる理由になっている可能性がある。

なかには、取調官の誘導や強制によって、事実と異なる内容の供述調書が作成されたり、目撃者等の参考人の供述が供述内容と異なる内容が調書化されていたという事例等、警察の捜査方針に合致させるため、供述内容を曲げて調書化されるケースも多いのだ。

被疑者に対する供述拒否権の告知や調書内容の確認を求める際の手続きもかなりいい加減に行われているようだ。最近では、供述調書を上司に見せ、その指示により内容を書きかえることも行われているとの指摘もある。

こうした供述調書の作成過程のデタラメさが、捜査員自身の供述調書の重要性に関する意識を希薄にしている要因ではないか。



2011(平成23). 1. 23(日) 交通事故統計改ざん 佐賀県警

安藤長官殿 警察の数字は信用できますか

2011(平成23)1月13日、マスコミ各紙は一斉に、「佐賀県警が組織ぐるみで人身交通事故発生件数を意図的に少なくしていたと発表した」と伝えた。

人身事故件数を少なく計上していたのは、09年2月～10年6月の間で、09年に当時の交通部長2人が各警察署に通達を出し、組織ぐるみで事故発生件数を隠ぺいしていた。

統計上1,033件少なくしていた。

佐賀県では08年、人口10万人当たりの死者数が7.94人と全国ワーストワンになった。

事故発生件数を隠ぺいした理由について、県警は「当時、県警では人身事故抑止に重点を置いていたが、効果が上がらず、人身事故件数を減らす方法として誤った判断をした」と説明していたという。

県警によると、通達は09年2月14日～4月1日付で計3回出されており、現在から2代前の交通部長(09年3月退職)が2回、前部長(10年3月退職)が1回出していた。

通達内容は「駐車場など道路外で起きた軽微な人身事故と、物損事故として取り扱った後に人身被害の届け出があった軽微な交通事故については、交通事故の統計に人身事故として計上しない」とされ、文書の形で県内全10署に出されたという。

この結果、人身事故件数は、09年は実際には8,548件あったが7,762件とされ、10年は1～6月に4,147件発生したが3,900件とされた。

県警監察課と交通企画課の説明によると、「通達内容はおかしい」という声が交通部内ではくすぶっていたが、「交通部長が最終的には責任を持つことだから」と是正の動きは起きなかったという。10年3月に前交通部長が定年退職したため、これを契機にやっと内部調査など是正への動きが始まったという。

佐賀県警の問題は、最近の警察運営の欠陥が端的に現われているように思う。

まず第 1 は、数字に拘る安易な警察運営である。

そもそも交通事故を警察がコントロールできるという発想自体が間違っているが、それが不可能であると分かると数字で繕うという姑息な方法を使う。

目的のためには手段を選ばず、交通事故防止のためには多少の不正は許されるという発想なのかもしれないが、交通事故防止とは何の関係もない警察のマスターベーションに過ぎない。その根底には、警察の思い上がりとコンプライアンスの欠如がある。

第 2 は、警察は下意上達が効かない組織であることを改めて示されたことだ。

内部に「通達内容がおかしい」という声がありながら、長い間、是正できない。

交通部長が退職してはじめて是正の動きがでる。県民不在、警察のための警察である。

この 2 つは、佐賀県警だけの問題でもなく、交通事故件数だけの問題でもない。

犯罪捜査のためには、無理な取調べも許される。冤罪事件で有名な鹿児島県警の志布志事件をはじめ、多くの冤罪事件の要因にはこうした警察組織に内在する警察の思い上がりとコンプライアンスの欠如、国民不在の警察がある。

警察力で交通事故を減らせるのか

確かに、警察法第 2 条(警察の責務)には、交通の取締まりは警察の責務とされている。

佐賀県警の交通警察の最高責任者である交通部長は、おそらく、警察が何のために交通取締まりをやるのかを理解していなかったのだと思う。

かつて、警察内部には「取締指数」なる言葉があった。

交通取締件数が増えるほど、交通事故件数が減るとする考え方だ。

つまり、取締まりで事故を抑え込むという考え方だ。

自動車保有台数約 7,900 万台、運転免許保有者数約 8,090 万人(人口の約 60%)の時代にはこうした「取締指数」なる考え方は、通用しないのははっきりしている。

しかし、警察内部には、いまだに交通事故を取締まりで抑止できるかのように錯覚している幹部がいるようだ。

交通事故防止に取締まりが果たしている役割は極めて限定的であると考えべきだろう。

昨年の北海道における交通事故死者数は215人に達し、一昨年を下回ったものの、6年ぶりに全国ワーストワン(東京都と同数)となった。

北海道知事と北海道警本部長が交通死亡 事故多発・非常事態 緊急メッセージを発して、死亡事故抑止を呼び掛けたが、全国ワーストワンは避けられなかった。

北海道や北海道警察(道警)が交通死亡事故死全国ワーストワン返上をスローガンに掲げてから既に久しい。昭和60年代のはじめに、交通部門出身の道警本部長の大本命で、北海道警察の組織をあげて交通死亡事故死全国ワーストワン返上に取り組んだことがある。

年間の交通事故死者数を過去の実績に応じて推計、その数が各警察署に年間の抑止目標数として振り分けられた。警察署長は、管内で交通死亡事故が発生すると交通部長に直接、事故内容、原因、防止対策等を報告するように指示された。

警察署長は、いつ管内で死亡交通事故が起きるかと戦々恐々に陥った。

警察の交通死亡事故統計では、発生してから24時間以内に当事者が死亡した事故を死亡事故として扱っていたように記憶しているが、一分一秒でも生きてほしいと祈る警察署長、中には、死亡時間を誤魔化して問題になったこともあった。

警察本部の各課員や黒塗りの車両まで動員され、赤色灯を回転させて道内を足り回った。

警察署では、私服勤務員までが制服で街頭に立って交通取り締まりをやらせた。

北海道警察全体が、まるで交通警察に変身したようだった。

道警が現在もまだ、こうしたバカげた交通事故抑止対策をやっているとは思わないが、そろそろ「交通死亡事故死全国ワーストワン返上スローガン」を見直したらどうか。

道警では相変わらず、警察署ごとに管理目標(ノルマ)と称して交通違反の態様別に年間の取締件数を示しているようだ。釧路方面本部長時代に道警本部交通部が示してきたノルマの内容をめぐって、当時の交通課長と大激論したことを思い出す。

今、思えば交通課長の立場もあったのにと申し訳なく思うが、当時も取締まりを強化したところで、交通事故を減少させることはできないと思っていた。

このことは、現場の警察官はよく知っているはずだ。

全国の交通取締まり件数は1年間で約836万件、最高速度違反は約254万件、シートベルトの着

装違反は約 216 万件、携帯電話 125 万件、一時不停止 119 万件等々という数字もある。こうした交通違反の取締まりが交通事故の防止にどのくらい効果があるのだろうか。ノルマがあるため、摘発しやすい違反の取締まり、物陰に隠れての取締まり、無理な取締まり、納得されない取締まりが横行するのではないか。

警察官の交通取締まりに関する苦情は、「市民の目フォーラム北海道」の相談BOXに寄せられる相談のなかでもっと多い。

交通事故の防止には、ドライバーの自覚が何よりも必要だ。

そのためには、交通取り締まりは如何にあるべきか。考えて欲しいものだ。

現場の警察官に交通取締まりの意味とその効果を理解させたうえで、死亡事故に直結する悪質な違反取締まりを最重点とするべきだ。

ドライバーの納得できない取締まりは、全くナンセンスだ。

それどころか、警察行政全体に悪影響を及ぼす。

刑法犯 8 年連続減少

2011(平成 23)1 月 13 日、安藤隆春警察庁長官は、記者会見で「刑法犯の認知件数(暫定値)が、前年比 6.9%減の 158 万 5951 件で 8 年連続で減少した。」と発表した。

刑法犯が 160 万件を下回ったのは、1987(昭和 62)年以来 23 年ぶりで、殺人事件の件数は前年比 2.5%減の 1,067 件で戦後最少を更新した。

検挙件数は、前年比 8.7%減の 49 万 7,389 件、検挙人員は 3.1%減の 32 万 2,651 人、検挙率は 0.6 ポイント減の 31.4%だった。

安藤長官は「治安の回復傾向は続いているが道半ば」との認識を示した(2011 年 1 月 14 日 北海道新聞)。

安藤長官は、何故、刑法犯が減少したのについては、明らかにしなかった。

まさか、犯罪予防に関する警察活動が効を奏したなどと思っているわけではないだろう。

「防犯カメラの設置などに取り組み「犯罪起きにくい社会づくり」を進める方針を表明した」(同 北海道新聞)とされるが、いたるところに設置されている防犯カメラ、監視カメラ、Nシステムが犯罪捜査に

利用されていることは明らかである。

設置に関して何の法的な根拠もない防犯カメラで、監視社会を拡充するのはご免だ。

必要ならば、法律の整備を進めるのが先だろう。

発表された数字は、暫定値ということで、検挙件数、検挙人員、検挙率の詳細は明らかにされていない。しかし、警察の犯罪統計は発表される表向きも数字だけではなく、その中身をよく確かめる必要がある。

警察の犯罪統計は、犯罪統計規則(国家公安委員会規則)に基づいて、都道府県警察(警察署)が犯罪と思料される事件を認知し、又は検挙したとき作成する犯罪統計原票に基づき作成される。そのデータが警察庁の情報管理システムに送られ登録される。

ちなみに、犯罪統計原票には、刑法犯認知情報票(乗り物盗以外)、刑法犯認知情報票(乗り物盗)、刑法犯検挙情報票(乗り物盗以外)、刑法犯検挙情報票(乗り物盗)、特別法犯検挙情報票、押収物件情報票、刑法犯被疑者情報票(成人)、刑法犯被疑者情報票(少年)、特別法犯被疑者情報票、薬物関係被疑者補助票、他機関引継被疑者補助票の 11 種類がある。

刑法犯認知情報票は、原則、認知をした当日又は翌日中に作成することになっているほか、刑法犯検挙情報票は被疑者供述調書等が作成されているなど細かい内部規定もあるようだ。

さて、認知件数とは、A警察署がその管内で起きた犯罪の被害の届出若しくは告訴・告発を受理したり、ほかの警察署から移送を受けたり、その他の端緒で警察署が事件の発生を確認した件数だ。A警察署の 1 月中の検挙率といえば、A警察署が検挙した件数をA警察署管内で認知した件数で除して 100 をかけた数字である。

検挙件数は、どこの警察署で起きた事件でも、何時起きた事件でもかまわない。

分母は∞だから、検挙率 120%という意味不明の数字になる。

昔は、強盗事件を暴行と窃盗に分けて計上したり、よくある連続放火未遂事件を不審火として処理して、放火未遂とそしては計上しないなどの原票上のやりくりが行われていた。

こうしたやり方で強盗、放火等の凶悪犯の認知件数を抑えて検挙率が下がらないように工夫していたのだ。これを現場では“原票操作”ならぬ“原票捜査”と呼んでいた。

例年、検挙件数の中には、余罪の検挙が多数含まれている。

その余罪は、基本的には取調べによるものだ。

取調べによる検挙が、刑法犯検挙の端緒の半分近くを占めている。

ちなみに、聞込みによるものは1%にも満たない。

警察の犯罪捜査が、いかに取調べに偏っているかが分かる。

ここに警察の捜査力の欠陥が現われている。

また、今問題になっている取調べの全面可視化が行われると、現場の警察官の取調べが消極的にならざるを得ない。そうすると、取調べによる検挙件数が減る。検挙率も下がる。だから、警察は取調べの全面可視化に反対するのだ。

検挙人員は、刑法犯で毎年30万人前後だが、このうち少年が34%、泥棒が50%くらいを占める。泥棒のうち起訴されるのは半分くらいに過ぎない。さらに、泥棒のうち半分以上が万引き、次いで多いのは遺失物横領だ。

この多くは、少年が放置自転車を勝手に持ち去ったという事件だ。

こうした数字を見ると、警察の摘発の矛先がやりやすい事件や軽微な事件に向けられていることが分かる。そして、こうした事件の検挙で検挙率を押し上げているのだ。

警察庁の発表によると、平成22年中の検挙率は0.6ポイント減の31.4%となっている。

認知件数が減ると検挙率は上がるはずだが、これはどういうことを意味するのだろうか。

日本警察は、かつて、この検挙率の高さをもって、「世界に冠たる警察」と言われた時代もあったようだが、数字の多寡を云々するよりも、こうした国民の日常生活に関係の深い犯罪の検挙率がどうなのかを見極めることが大切だ。

刑法犯で最も多く、国民の日常生活の安全を脅かす窃盗事件の検挙はどうなっているのか。平成21年中の窃盗の検挙率は27.9%、自動車・オートバイ・自転車などを盗む「乗り物盗」は9.2%だった。

最近、問題になっている振り込め詐欺も、平成21年中は検挙率が大幅にアップしたようだが、過去5年間の平均では14%くらいしか検挙できていない。

コンビニ強盗も半分以下だ。

国民が不安を感じる事件が、検挙できていないという実態がある。

昔は、検挙率を上げるため、認知件数を抑えたり、余罪の多い被疑者に未解決事件を背負わせることも行われた。

検挙率を上げるために、こうした統計原票のマジックが横行していたのだ。

警察では、年間を通じて、窃盗犯検挙強化月間、覚せい剤取り締まり強化月間といった各種の月間がひっきりなしに行われていた。警察署では、その月間に合わせて数字を上げるためその前に検挙した事件を温存しておくことも行われていた。

筆者の2回の警察署長の体験からすれば、“原票操作”を厳禁したところ、出てきた裸の検挙実績は10%にも満たなかった。

それでも刑事たちは、休む間もなく努力してくれた。それでもその程度の数字だった。

そうした体験からすると、検挙率 31.4%は随分高いなと思う。

安藤警察庁長官は、「治安の回復傾向は続いているが道半ば」とおっしゃったそうだが、我が国の治安水準は諸外国に比べて、極めて安定しているという意見もある。

無論、安藤警察庁長官は、警察力だけで治安が維持できるなどとは考えておられないと思いますが、我が国の治安水準についてどう思われますか。

そして警察統計を信用できますか。



2011(平成23). 1. 16(日) **キャリア警察官らが海外で恥さらし**

何も変わらない「公金に対する意識」

昨年、最後の警察関連NEWSは、

12. 26(日)裏金づくり、個人がやれば詐欺・横領

組織でやればお咎なし

だった。

警視庁公安部公安第2課の巡查部長が、捜査協力者の労働団体関係者と接触する際の飲食代や謝礼金に使うと虚偽の申請をして、捜査費計約74万円をだまし取ったり、2009(平成21)年8月には、受け取った捜査費のうち9千円を着服し、女性との飲食代やタクシー代に充てた疑いがあるというものだった。

天下の警視庁の公安捜査員のやることとも思えない、何ともみみっちい話だったが、「市民の目フォーラム北海道」認定の今年の警察不祥事第1号は、警察庁のキャリア警察官らの幹部が、海外で同じようなみみっちいことをやって日本警察の恥をさらしたという話だ。

今年の警察官の不祥事のスタートとしてはふさわしい話題だ。

この問題は、昨年12月18日にNHKがニュースで「比派遣の警察官“不正経理”」と題して報道されたものだ。その内容は「JICA(国際協力機構)が、フィリピンの国家警察に派遣している日本の男性警察官2人が、ことし7月から9月にかけて複数回にわたり、規定では経費として認められていないJICA職員などとの飲食費を、ほかの人との業務の打ち合わせで食事したように装い、不正に経理処理していたとしてJICAが2人を嚴重注意の処分にした。」というものだった。

この報道では、2人の警察官の所属、階級などは明らかになっていなかったが、今年になり、一人は2008(平成20)年9月、JICAからフィリピン警察長官アドバイザーとして派遣されていた警察庁の警視長、もう一人は、同じ08年に銃器対策の専門家としてJICAが派遣していた京都府警の警部(50歳)であることが明らかになった。

この警視長は、1988(昭和63)年に警察庁に採用されたキャリア警察官である。

年齢は明らかではないが、おそらく40歳代半ばくらいだろう。

警視長は、警視総監、警視監の次に高い階級で、小規模県なら警察本部長である。

本人の経歴を見ると、警察庁長官官房会計課、鹿児島県警警務部長、警察庁警備局公安第一課理事官等を歴任している。

警務部長は、県警のナンバー2として、県警職員の人事や職員の不祥事の調査や内部処分を決め

る最高責任者である。現場の警察官からみれば雲上人だ。

警察庁等によると、同警視長は昨年7～9月、同僚や家族との私的な飲食費の領収書(4,400ペソ～約8,000円相当～)をフィリッピン国家警察関係者と会食した経費と偽り、活動経費を請求し不正に受領した。

京都府警によると、同警部も同じころに、日本人と会食した領収書を流用して1万ペソ(約2万円相当)を不正に受領したという。

この事実は、昨年10月のJICAの内部調査で、領収書とともに提出した会食の出席者リストに不審な点があり発覚、警視長らは不正を認め全額返済したという。

JICAの内部調査ではわずかな金額となっているが、実際はもっと多いのではないか。

警視長は、昨年12月に任期途中で解任され帰国、警察庁長官訓戒の処分を受け、警部は1月6日付で本部長注意の処分を受け、今月中旬には任期途中で帰国する予定という(2011年1月7日京都新聞等から)。

これは犯罪行為ではないのか

この2人の警察官の行為は、明らかに詐欺罪に該当する疑いがある。

刑法第3条(国民の国外犯)には、この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用するとあり、詐欺罪も対象になっている。従って、フィリッピンでの詐欺行為について我が国の刑法を適用して、その刑事責任を追及できるのだ。

前出の警視庁公安第2課の巡査部長は、詐欺と業務上横領容疑で書類送検され懲戒免職処分になっている。

金額の多寡はあるにしても、返還すればいいというものでもない。

嚴重注意とか訓戒とかという軽い処分だけで終わらせていい問題ではないだろう。

警察の裏金疑惑では、発覚した部分だけを認めて、損害額をいち早く返還し、ごく軽い処分で終わりにするというのが確立されたパターンである。

無論、JICAの責任はなく、あくまでも個人的な問題として片付ける。

このケースでも、それを踏襲していることは明らかだ。

JICAは、独立行政法人国際協力機構法に基づいて設立された外務省所管の独立行政法人であり、専門家派遣事業は、開発途上国の人材開発、組織強化などを目的として、開発途上国や国際機関の要請を受けて派遣される。

派遣された専門家は、その国の行政官や技術者と共に、その国の実情に即した技術の仕組みや開発、普及を行う。

こうした仕事を進めるに当たって、相手方の協力を求めるために会食などが必要なことは理解できる。JICAの予算上の費目名は、フィリピン政府機関との会食費等に充てる「在外事業強化費」という費目だそう。従って、これは公金である。

少なくとも単なる民間会社の交際費ではない。

警察予算でいえば「捜査費」、「交際費」、「食糧費」とかに該当するのだろう。

JICAから派遣される以上、それなりの待遇を受けているはずだ。

生活に困っていたわけでもあるまい。何とも、みすぼらしくみっともない話だ。

おそらくこの不正経理問題は、フィリピン国家警察の関係者の間では周知の事実になっているはずだ。特に、キャリア警察官の警視長は、フィリピン国家警察長官にアドバイスするのが任務だったとされている。いったい、何のアドバイスをするつもりだったのか。まさか、日本警察の伝統「裏金づくり」の極意でも伝えるつもりだったわけではあるまい。

そうならば、この2人の刑事責任を厳しく追及したうえ、懲戒免職処分にして日本警察の信賞必罰の姿を示すべきである。

うやむやのうちに終わらせるなら二重の恥さらしになる。

何も変わらない「公金に対する意識」

2004(平成16)年、北海道警の裏金疑惑を震源地として多くの府県警察で裏金疑惑が発覚した。そのうちのひとつ京都府警では、多くの部署で旅費の振り込み口座を所属で一括管理していた事実が発覚したほか、捜査用報償費を原資とする裏金づくりも発覚している。

また、京都府警は、2010(平成22)年10月にも会計検査院から、神奈川、千葉、山形、北海道の各

県警とともに不正経理の指摘を受けている。

警部となれば管理職である。この警部が京都府警の裏金づくりを知らないわけではない。

こうした裏金づくりが発覚するたびに警察は、その改善策のトップに「職員の公金に関する意識改革」を掲げている。しかし、今回の警察庁の警視長と京都府警の警部は、「公金に対する意識」等は微塵もない。

キャリア警察官は、警部補として採用され、4年目には警視に昇進し、警視正、警視長、と昇任、警察庁のポスト(課長補佐、理事官、課長、局長等)、管区警察局、都道府県警察(本部長、部長、課長等)を異動する。運が良ければ、警察庁長官か警視総監になる。

普通であれば退職までには警視監になり、何処かの警察本部長にはなる。

そして、退職後には、警察の外郭団体か大企業の顧問などに高給で天下りする。

平成11年の連続重大警察不祥事の際、その原因や背景の一つとして“キャリア警察官のおごり”があるとされた。警察刷新会議の緊急提言は「社会の安全を守るという使命感に裏打ちされたキャリア警察官の育成に取り組むべきである。ノブレス・オブリージュを自覚させる必要がある」と指摘した。

「ノブレス・オブリージュ」はフランス語で、「身分の高い者はそれに応じて果たさねばならぬ社会的責任と義務があるという、欧米社会における基本的な道徳観だそうだ。

平成16年には、多くの都道府県警察で裏金システムの存在が明らかになった。

明らかになった捜査費等を原資とする警察の裏金づくりでは、捜査費の執行関係書類に添付する領収書を警察官に書かせたり、私的な飲食の領収書を添付する手口は、当たり前のように行われていた。

キャリア警察官が「ノブレス・オブリージュ」を自覚していたら警察の裏金システム等が存在するはずもなかった。

裏金で捻出した賤別を部下に渡す警察本部長、裏金で警察庁幹部を接待する警察本部長たち、ヤミ手当の増額を要求する部長等々、少なくとも、裏金に関しては、キャリア警察官には「ノブレス・オブリージュ」等は微塵もなかった。

都道府県警察の地方(じかた)幹部の我々もこうしたキャリア警察官に唯々諾々として従い、そして裏

金システムを受け入れてきたのだった。

今回のJICA派遣中の警察官らの行為には、こうした警察の裏金づくりの体験が色濃く表れている様な気がする。一度、味わった「公金の私的流用のうま味」の前には、「ノブレス・オブリージュ」は何の役にも立たなかった。



2010(平成22). 12. 26(日) **裏金づくり、個人がやれば詐欺・横領
組織でやればお咎なし**

2010(平成22)年12月18日付の朝日新聞は、警視庁公安部公安二課の巡査部長が捜査費約74万円をだまし取ったなどとして、警視庁が同巡査部長を詐欺、業務上横領の疑いで書類送致するとともに懲戒免職にしたと報じた。

見出しは「公安捜査員、私的流用」。

記事によると、同巡査部長は、07年9月から09年11月までの間、21回にわたり、捜査協力者の労働団体関係者と接触する際の飲食代や謝礼金に使うと虚偽の申請をして、捜査費計約74万円をだまし取ったり、09年8月には、受け取った捜査費のうち9千円を着服し、女性との飲食代やタクシー代に充てた疑いがあるという。

同巡査部長は、女性との飲食使用した店の領収書を提出していたほか、協力者に会ったという虚偽の報告書を出していた。

この記事を読んで真っ先に感じたのは、警備・公安警察には、いまだに、労働事件や過激派「革マル」等をお客さんに仕事をしている部署があるの、という点だった。

かつては、公安捜査員は、警察官の中でも最優秀な者から選抜していた。

しかし、労働事件や過激派「革マル」は既に過去のものになっているのだ。

だから今では、この捜査員のように自分が何のために仕事をやっているのか分からなくなっている警察官も多いに違いない。

でなければ、こんなバカげたことが起きるわけもない。今年 1 年を通じて、警視庁公安部の不手際が続いている。

2 カ月も経ってしづしづながら、事実上公安部外事第3課のものと認めた「国際テロ捜査関連文書」の流出問題、国松警察庁長官狙撃事件の時効完成に伴う見苦しい弁解もそうだ。天下の警視庁公安部のタガが緩んでいる。というよりもみっともない姿をさらけ出している。こんなことでは日本の首都、東京の治安維持は任せられない。どこかの県警にそっくり代わってもらってはどうか。しかし、どこの県警も同じか。

それはともかく、この公安捜査員の捜査費の私的流用という行為は、警察の組織的な裏金づくりと全く同じだ。

03 年 11 月に発覚した道警の捜査費等を原資とする組織的な裏金づくりでは、実在しない捜査協力者に謝礼を支払ったように虚偽の会計書類を作成していた。

協力者は電話帳等から抽出して、その名前を使って現場の警察官にニセ領収書を作成させていた。作った裏金は、上層部のヤミ手当になり、飲み食い、ハイヤーチケットの支払い、饅別に化けていた。

道警の内部調査では、3 億 9 千万円もの用途不明金が判明、私的流用は確認されなかったと結論づけたが、この用途不明金の大半が幹部の私的流用だった公算が強い。

道警は、少なくともそれを否定できまい。

警備・公安部門の裏金づくりでは、04 年 3 月に道警北見方面本部警備課で 02 年度に執行された捜査費(国費)が不正流用され、その支出に関する会計書類が偽造されていたことが発覚した。

道警の内部調査では「警備課長が会計検査をスムーズに終わらせるため、領収書を、別の飲食店の白紙の領収書に日付や金額を記入して差し替え、(差し替えた)飲食店は営業していなかったことから、営業していたかのように名刺などを作った」と書類の偽造も認めた。

道警の裏金疑惑については、05年1月14日、民主党の鉢呂吉雄、佐々木秀典両衆議院議員が、元北見方面本部警備課長を含む幹部7人を業務上横領などで告発したが、いずれも、私的流用はなかったなどとし、嫌疑不十分で起訴されなかった。

道警の内部処分も処分者数は3,235人に上ったが、減給が最も多く86人で、最も重かったのが停職1ヶ月(1人)で、懲戒免職になった者は一人もいない。

返還金額約9億6千万円という日本警察史上初の組織的な裏金システム発覚の割には、軽い処分であった。

警視庁のケースも道警の裏金づくりも公金である捜査費を本来の目的以外に使ったという点では共通している。

やり方も虚偽の公文書を作成する点も同じだ。

どう考えても、いずれも詐欺や横領といった犯罪が成立し、刑事責任が追及されなければならないはずだ。

違うのは、警視庁のケースはやったのは現場の巡査部長であり、北海道のケースは告発の対象になったのはいずれも警視以上の幹部であった点だ。

そして同じ行為が警視庁のケースでは私的流用とされ、道警のケースでは私的流用はなかったとされた。

では、この私的流用とは一体どのようなことをいうのか。

道警は、私的流用の定義について「組織の立場を離れた個人的な利得」としている。

また、道警の「調査結果報告」のなかで、裏金の使途について「退職者を含めた所属長、次席等から個人的な飲食、遊興、上納、幹部職員への饗別及び上級組織の接待などについて、聴取した結果、組織の立場を離れた個人的な利得の事実は把握されなかった」としている。

どうやら、警察では「組織の立場を離れた個人的な利得」が私的流用ということらしい。

確かに、裏金を使うときには、署長として、課長として、あるいは部長として、本部長として、だったかもしれない。

彼らの多くはヤミ手当を受け取り、裏金で開かれる飲食・接待の場に参加し、その帰途にハイヤーチケットを使い、転勤の度に饗別を渡し、受け取っていたのだ。

しかし、これは組織の立場を離れていないから「私的流用」には当たらない。

警察はそう言っているのだ。つまり、裏金づくりは個人でやれば犯罪行為だが、同じことをやっても組織でやれば犯罪にはならないということになる。

この巡査部長は上がやっていることと同じことをやったまでだと思っているかもしれない。「クビになったのはどうしてだ」という声が聞こえそうだ。

こうした警察内部にある世間では通用しない「私的流用」の定義こそ、いまだに続いている警察の裏金づくりを根絶できない理由の一つである。

その証拠に今年になってから、5 県警で物品購入をめぐる裏金づくりが発覚している。

いずれも表現は「不正経理」だが、道警は「不正経理」と「裏金づくり」は同義語であると認めているので、ここでも裏金づくりとさせてもらう。

2010(平成 22)年 2 月には千葉県警に続いて、神奈川県警と福井県警で、さらに 7 月には石川県警、そして 9 月には山形県警でも不正経理が明らかになった。

5 県警の不正経理の総額は約 20 億 8 千万円に及ぶ。

このことについては、このホームページ、「[22.10.11\(月\)山形県警でも不正経理、5 県警の総額約 20 億 8 千万円](#) 警察の裏金づくり、「捜査費」から「預け」にシフトか」で詳しく述べたので、参照していただきたい。

10 月 29 日には、国家公安委員会と警察庁・千葉県警は、約 5 億 7 千万円に上る県警の裏金づくりについて、県警本部長を減給処分にしたほか、会計課長(警視)等 482 人を処分した。

神奈川県警でも、2003~08 年度の国費と県費を合わせて約 11 億 4 千万円の裏金づくりが発覚、年内にも 500 人を超える職員を処分するようだ。

両県警では、いずれも私的流用はなかったと説明している。

2005(平成 15)年 11 月以降、全国の多くの警察で発覚した警察の組織的な裏金づくりは、その原資を捜査費中心から需要費(消耗品費、印刷製本費)を中心にシフトし、手口も「預け」等に変えながら、現在も温存されていることが明らかになった。

かつて、民主党は野党時代に、警察の裏金疑惑を徹底的に追及した。

しかし、政権交代後も同じようなことが続いている。

岡崎国家公安委員長には、警察の裏金システムの根絶を期してもらいたいものだ。

裏金づくりも繰り返される冤罪も、警察組織の底流に巣食う「治安維持のためなら多少の違法行為も許される。」というコンプライアンス無視の風潮と思い上がりがある。

こうした風潮を変えるためには、長い年月と公安委員会制度の改革、警察の中央集権化の解消など警察組織の在り方に関する見直しと抜本的な改革が必要である。



2010(平成22). 11. 18(木) **流出文書 APECのためなら、何でもアリ**

驚くべき公安警察の実態を暴露

2010年 APEC(アジア太平洋経済協力会議)は、関連閣僚会合が平成22年6月上旬から11月にかけて順次全国7か所で開催され、首脳会議が平成22年11月13日から14日まで横浜市で開催された。

警察庁は、平成20年7月の北海道洞爺湖サミットと同じように、依然として厳しい国際テロ情勢に加え、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等による大規模な暴動や、公共交通機関等のソフトターゲットに対するテロや市街地で行われる抗議活動による大規模な混乱等が危惧されるなどとして、過激な勢力等の実態等について情報収集を進めるとともに、全国から約2万1千人もの警察官を動員して大規模な警備を行った。

(注):ソフトターゲット～警備が手薄で、狙いやすく政治的な効果も高い攻撃の標的のこと。

11月12日の北海道新聞朝刊には、「横浜は『警察見本市』」とある。

普段は家族連れでにぎわう遊園地「よこはまコスモワールド」は、11日から首脳会談が終わる14日までの間、臨時休業に、娯楽施設は営業を自粛し、海辺の公園も立ち入り禁止になって周辺はひっそ

り。通りを歩くと、全国の都道府県名入りのベストを着た警察官から、頻繁に職務質問される。警備に当たる警察官は最大2万1千人。街は「警察見本市」(散歩中の73歳男性)の様相だ。

駅のコインロッカーは使用禁止、ごみ箱は封印、路上のマンホールも封印されているという。

街中に警察官の姿があふれ、至るところで無差別検問が行われ、交通は渋滞した。

マスコミは、警察の異常な警備を伝えている。しかし終わってみると、警察庁がいう大規模な暴動もテロも起きなかった。今回もオオカミは来なかった。

警備が終わった15日、応援に派遣されていた北海道警察の機動隊員(24歳)が、JR横浜駅で女子高生のスカート内を盗撮しようとして神奈川県迷惑行為防止条例違反で現行犯逮捕された。

先月も応援に来ていた宮城県警の警察官が、横浜駅で盗撮して逮捕されたという。

これも、応援に来た警察官が本気でテロ等が起きるなどはないと考えていたことの表れだ、と指摘されも弁解の余地はあるまい。

それとも、ひょっとしたらオオカミは機動隊員だったのか。

APECの直前、10月28日、インターネット上に警視庁公安部外事第3課が作成したものとみられる文書が流出した。流出した文書は100点以上だ。

同課は国際テロ対策を担当する所属である。流出した文書によると、同課の体制は課長(警視)以下142人(平成20年4月1日現在)で、課長代理(警視)を責任者とする国際テロ第1から第3までの係で編成されている。

文書には、北海道洞爺湖サミット対策会議の内容、国際テロ組織の現状に関する警察の見方、テロリストとの関係が疑われる外国人等の視察対象人物や視察結果、視察対象の施設や視察内容、協力者の氏名、住所、提供された情報内容、イラン大使館職員の給与振り込み状況等のほか、国際テロリズム緊急展開班班員名簿(警視庁平成20年9月12日現在)なる名称の警視庁の警察官とみられる男性の顔写真入りの名簿、国際テロ対策編成表まで多岐にわたっている。

なかには、警視庁外事第3課長名の通達や秘と表示された文書が14点含まれているほか、「SECRET Not to be discussed with third countries」なる外国情報機関からのものとみられる文書もあった。インテリジェンス(諜報・謀略)の世界では、「相手からもらった情報を、第3国に渡す場合は、事前に相手の了承を得る。」という重要な掟があるそうだ。

この掟をサード・パーティー・ルールという。この文書が本物だとすれば、掟を破った我が国の外事警察は、世界の情報機関から完全に信用を失ったことになる。

警視庁は、いまだにこの文書が外事第3課のものだとは認めていない。平成15年11月に発覚した北海道警察の裏金疑惑でも、流出した文書を当時の北海道警察本部長は「出所不明の文書は受け取れない」と文書の真偽を確認しようとしなかった。警視庁のケースは、ごく最近の文書である。外事第3課に保存されている文書と付け合わせればすぐにわかるはずだ。だいたい、こんな内容の文書を一般の国民が偽造できるわけがない。

これらの文書からは、我が国の公安警察が国際テロ対策と称して、莫大な予算を費やして警察部隊を展開させて、無差別検問などを行う陰では、国民や外国人の日常生活を密かに監視下に置いているベールに包まれた公安警察の組織の一端やその活動の実態が垣間見える。

マスコミは、文書の詳細は伝えない。解説を交えながらそのほんの一部を紹介する。

(注:***と***の間に記したのが、流出文書の記述である)

*****警視庁の今後の国際テロ対策について ～国産テロリストの脅威への対処*****

平成20年10月9日 全国外事担当課長会議(当庁発表内容)

1 世界的に国産テロリストの脅威が増加～イギリス、インドでの自爆テロ事案など

2 我が国でも国産テロリストは脅威

・国際テロ組織「ヒズボラ」容疑人物の容疑解明

・パルトークによるジハード扇動事案

等の事案により、我が国でも、日本社会に不平・不満を持っている在日ムスリムが国産テロリストとなってテロを敢行する可能性があることが判明。

特に、パルトーク事案では、国内在住のパキスタン人ムスリムが、直接、パキスタン本国をはじめ世界中の過激な者達と会話することにより過激思想と直に触れるなど、インターネットの発達により日本においても容易に過激化が可能。

3 国産テロリストへの対処方策

(1) 過激化する恐れ又は過激化した不審者の発見

- ・モスクの視察
- ・不審情報の収集
- ・インターネット等の監視

(2) 過激化した者によるテロの未然防止

既に過激化した者による爆弾テロ等を未然防止するためには、化学剤取扱業者をはじめとする各種管理者対策を推進していく必要がある。

～化学剤取扱業者対策・レンタカー対策など～

4 最近の爆弾製造事案(国内)

■■事案、皇居消火器爆弾事案は、目的はともかく行おうと思えば容易に爆弾を製造できることを疎明。その教訓を踏まえ、化学剤取扱業者をはじめとした各種管理者対策を推進。

(要旨)

最近の国際テロ事件の傾向は、国際テロ組織「アル・カーイダ」がインターネット等を利用して「ジハード思想や過激思想」を世界に拡散しており、世界各国に散らばるイスラム過激派組織が「アル・カーイダ」を名乗り独自にテロ活動を立案、実施したり、またイスラム過激派のテロ組織に属さない一見普通のムスリムがアル・カーイダの過激思想に触発され、自ら過激化して、自らが居住する国でテロを起こす国産型テロリスト(ホームグロウンテロリスト)が出現するなど、取り締まる側にとっては、対象の姿が見えにくい傾向となっている。

こうした中、「パルトーク」と呼ばれるインターネットのチャット・ルーム(画像・音声付き)で、ジハード主義者を自認・称揚したり過激な言動を繰り返しているパキスタン人に関する端緒情報を入手したことから、捜査を実施したところ、同居人のパキスタン人が不法残留であることが判明し、本年7月2日に同居人を入管法違反で通常逮捕し、居住先の搜索・差押えを実施した。押収品の分析から、対象者がジハード等と呼ばれていた事実を解明している。

本事案は、我が国において初めて「パルトーク」と呼ばれるチャットルームという捜査がし難い領域において、ジハードを扇動する実行行為者を特定し、その人的ネットワークを解明した事案であるが、イスラム教徒の過激化に利用されるインターネット上の情報収集の重要性とその捜査手法を全国に周知させる点でも意義深いものである。

対象者については、反米的、反権力的な思想的背景を有し、その上で社会に対する不満(失業)、私生活に対する不満(妻子との別居)を抱くとともに、周囲の者からも相手にされない中で、バーチャルな世界であるインターネットのチャットルームに居場所を見付けるといふ、昨年6月に当庁で検挙した爆発物取締罰則違反事件(TATP製造・所持事案)の被疑者や本年6月の秋葉原殺傷事件における被疑者と酷似するプロフィールが浮かび上がっている。

また、対象者のチャットルームの中での発言は、宗教的にも原理主義的かつ過激であることを強く窺わせるものであって、上記のように社会に対して不平・不満を抱いているムスリムが宗教的に原理主義的性格を深めた場合、国産型テロリスト(ホームグロウンテロリスト)となってテロを敢行する可能性も否定できないことから、今後ともこの種の在日ムスリムを把握していく必要があると思われる。

(注:ムスリムとはイスラム教徒のこと)

この文書は、北海道洞爺湖サミット終了後に、警察庁主催の全国外事課長会議での警視庁外事第3課長が発表した内容だと思われる。北海道洞爺湖サミットにおける警視庁の行った対策について説明している。こうした国際テロ対策は、警視庁のみならず、全国警察でも行われていると見なければならぬ。

このほかにも、「イスラムコミュニティー現勢 平成20年8月31日」なる文書もある。それによると、イスラム諸国人把握状況、バングラデシュ等57国外国人登録14,252人のうち12,848人(90.1%)を把握、留学生大学生等2,406人のうち1,350人(56%)把握、イスラム諸団体 ハラルフード329、化学剤9,665、中古車214、貿易会社162、ホテル849とある。

こうしたイスラムコミュニティーの実態を解明しテロリストを発見するための具体的方法を明らかにした以下の文書も流出している。

***** **イスラム・コミュニティーの実態解明** *****

テロリストのインフラとして悪用される恐れのあるイスラム・コミュニティーの実態解明を図るため、各署と当課方面指導担当者間の連絡を密にして、イスラム・コミュニティー内等における情報収集を幅広く行い、各種不穏動向の把握に努めている。

なお、当課では特に、

- ・言動や過去の活動から反米的傾向が顕著に窺われ、違法事案等を敢行する恐れがある者
- ・イスラム過激派が紛れ込む可能性のある目立たない場所に蟄集する者
- ・最近になって家族等に連絡せず、所在不明となっている者
- ・最近になってイスラム・コミュニティに接近してきた者
- ・礼拝を欠かさず、宗教的行事にまめに参加する者
- ・飲酒はせず、ハラールフードしか口にしない者
- ・派手な行動は慎み、人前では大声で話さない者
- ・米国をはじめとする欧米諸国やイスラエル、あるいは欧米文化に対して過激な批判的主張をする

者

- ・ジハード(聖戦)的言動がある者
- ・プリペイド式携帯電話やインターネット・カフェを利用する者
- ・定職がなく、収入源が不明である者
- ・異常に渡航歴が多い者
- ・熱心なムスリムであるにも関わらず、イスラム諸国以外の国で帰化して、ムスリムであることを隠し

ている者

- ・カメラ・ビデオを常に持ち歩いている者
- ・最近になって髭を剃る等の動向が見られる者
- ・ホテルを利用しながら、レンタカー等を利用する者
- ・ホテルの宿泊者として、手荷物が極端に少ない者
- ・偽造旅券を所持している者
- ・ホテルのチェックインの際、自分の名前を書き間違える者

等を着眼点として不穏動向の把握に努めている。

2 提報者対策の推進による情報線の拡充、強化

当課では、イスラム・コミュニティの実態解明のため、提報者作業を国際テロ対策上最も重要な柱の一つとして位置付けており、課・係の垣根を越えた積極的な取り組みを行い、接見や交通違反・事故等で来署した際や語学専門学校、大学、就職斡旋企業等あらゆる機会を通じて、イスラム・コミュニ

ティーの内部情報や知識に長けている者から幅広い情報を入手する等、提報者の設定及び情報収集作業を実施している。既に設定している提報者にあつては、月に1回は面接する等、積極的にイスラム教や提報者の文化・国情等の理解に努め、「話ができる人、話を理解してもらえる人」として提報者の信頼を得て、今後更に広範な情報が入手できるような協力体制を確立し、さらに新規の提報者獲得作業を実施するため、引き続き候補者の抽出・基調を実施する等、情報線(特に中東、アフリカの対象国人やインドネシア、マレーシア、シンガポール、インド、フィリピンのムスリムを重点対象とした設定)の拡充、強化を図っている。(平成 17 年 11 月現在、当庁提報者設定人数は 275 人)

ここに列挙されている言動のある人物は、テロリスト適格者ということだろう。この条件のいくつかに該当すれば、警察の厳重な監視下に置かれることになる。さらに、イスラム・コミュニティ内等にテロリストに関する情報を入手するための提報者をできるだけ多く布石し、そのなかから、協力者、つまりS(スパイ)の獲得作業を進めるとしている。

その具体的要領が以下の文書だ。その一部を抜粋する。

***** 提報者作業の推進要領について *****

2 提報者の位置付け(基準)

提報者は、イスラム・コミュニティ内の不審動向等の情報を我が方にもたらす「センサー」のようなものとして位置付け、協力者や作業対象者よりも緩い基準で認定する。

具体的には、「イスラム・コミュニティとの関係を有し、我が方に対し協力姿勢のある者」について

- 不法滞在等の法違反者でないこと
- 会話が通じること
- 継続して接触が可能なこと(最低でも3回以上の接触結果を踏まえて判断)等を見極めた上で、提報者として認定する。

3 具体的な認定基準

(2) 対象選定

モスク、イスラム団体、ハラールフード店、中古車業者などを中心とするイスラム・コミュニティの中に足場を持っているムスリム

(5) 接触方法

ア 初回接触

原則として、自宅訪問による直接接触は行わない(単身居住等の場合を除く)。

ハラールフード店、中古車業者、就学先等候補者の稼働先及びその周辺へ訪問した上での接触を実施する。この場合、防衛措置として同国人等の居ない安全な時間帯、場所等を確認した上で訪問する。

イ 話題展開(善意の訪問理由を説明)

- 不良外国人の検挙を目的に訪問したのではない。
- 日本人には、イスラム教徒や外国人についての理解や認識が不足しており、あなた方が生活や稼働する上でトラブルや不利益を被ることがないか、地域住民の生活を守る立場にある者として心配している。
- 担当者自身が、イスラムに対する知識がない。迷惑でなければ教えていただきたい。
- 国の治安を維持するため、日本国内でのテロ行為は許されない。関連の情報に接した場合には、教えてほしい。
- 我が国で生活していく上で心配事や困ったことがあれば、喜んで相談に応じる。

(5) 防衛措置

- 情報先行に走らず、あくまでも善意の接触であることを意識付け、不信感、不安感を抱かせない。
- 警察官である旨の身分は明確に提示するが、原則として名刺交換は行わない(名刺が仲間内で流通するおそれがある。)
- 万一、対象者が接触を拒む場合は、無理に理解を求めることなく、速やかに面接を打ち切り、候補者から削除する。

(7) 提報者作業の推進

提報者として認定した後は、

- 人間関係作りの更なる推進による協力関係の構築

- 喫茶店等外部誘引による防衛面に配慮した接触の定着
- 防衛心の植え付け等の進展状況を見極めながら、人間関係の醸成に努め、テロリスト・イスラム過激派潜伏情報等不審情報の引き出しへと進展させる。

(注):ハラールフードとは、イスラム教の法律にのっとった食べ物のこと。イスラム教では、畜肉の屠殺方法などにも細かな戒律がある。ハラールフードを提供する飲食店は、全国に60店舗くらいあるとされる。

協力者獲得のためのマニュアルである。相手方に警戒心を抱かせないよう、あくまでも善意の接触であることを相手方に意識づけるよう強調しながら、相手方が警察官の工作を第三者に暴露することなどを警戒するように求めている。警察の情報収集の“だましのテクニック”だ。

こうして情報提供者(提報者)をテロリスト等に関する情報を提供する「協力者」、つまりスパイ(S)に仕立てあげていく。協力者には、提供した情報に見合った金銭(捜査費)が渡されることになっている。必要によっては飲み食いなどを提供して関係を保つ。弱みを握られた協力者は裏切ることはできなくなる。協力者が国や組織する組織を裏切り、重要な機密情報を提供するように仕向けて行く。こうした協力者獲得工作、いわば、“だましのテクニック”は昔からの公安警察の常とう手段である。

***** 容疑解明対象者名簿 個人台帳 *****

顔写真、国籍、氏名、現住所、勤務先、使用車両、対応状況及び方針、家族交友関係(関係、氏名、生年月日、勤務先、住所～同別)、入国在留関係(上陸年月日、旅券番号、旅券発行年月日、在留資格、本国住所、在留期間、登録年月日、登録市区町村、登録番号)住所歴、学歴、職歴(期間)、免許関係(免許種別)、犯罪情報(検挙年月日、罪名、検挙署処分結果)、所属団体(地位・役職。役割等)、モスクへの出入状況、立ち寄り徘徊先、行動パターン概、身体特徴(慎重、体格、髪、ひげ、眼鏡、)、
取組概要

ここでは、個人台帳の項目だけを記載した。実際の台帳には項目ごとに詳細に記載されていた。

記載されていたのは、警察がいう国際テロリストと交友関係がある者、あるいはテロリストの疑いのある者の 20 人分だ。国籍はチュニジア、モロッコ、アルジェリア、パキスタン等様々だが、なかには日本国籍者もいる。取組概要の欄には、自宅の監視、行動確認、不法残留で現行犯逮捕、詐欺で自宅の搜索、逮捕、パソコンや携帯電話の押収といった事件として捜査したとの記載もある。些細な犯罪を掘り出して、強制捜査をすることによって、協力者(スパイ)に獲得しようとする意図も読み取れる。

11月4日、NHKニュースは、こうした協力者獲得作業で対象とされた人物に関して、以下のような放送をしている。

この問題は、警視庁のものとみられる国際テロの捜査などに関する内部文書が、ファイル交換ソフトを通じてインターネット上に流出し、警視庁が調査しているものです。流出した内部文書は 100 点以上に上り、中には捜査に協力した人などの名前や住所、家族の状況などの個人情報が多く記載されています。このうち、飲食店を経営するアフリカ出身の 30 代の男性は、文書に「住所や電話番号、家族の名前などが記載され経営する店が国際テログループの拠点になるおそれがある」と記されていました。男性は「警察官にイスラム社会のことを勉強したい」と言われてつきあってきたが、テロリストの仲間のように見られていたのかと思うと、裏切られた気持ちです。客は嫌がって店に来なくなるだろうし、家族のことも心配だと、不安な思いを語っていました。そして「きのう、警視庁を訪ねて説明を求めたが、受付で『調査中なので対応できない、担当者もいない』と言われた」として、憤っていました。また、イスラム教徒の日本人の女性は、外国人の前の夫のことを警察に聞かれて協力したということですが、流出した文書には今の家族の個人情報も詳しく記され、話した内容と違うことも書かれているということです。女性は順を追って説明したのに、怪しく見えるように記載してある。子どものことを考えると不安で、捜査に協力しなければよかったと思うと話しています。さらに、文書の流出について連絡も説明もないとして「このまま何もなかったことにするのであれば信じられない」と、警察への不信感を募らせていました。警視庁は、文書は何者かが意図的にファイル交換ソフト上に流した疑いがあるとして

調べていますが、文書については「警視庁で作成されたものも含めて調査中だ」としています。

警察官による“だましのテクニック”による情報収集の実態を彷彿させる話だが、警察内部の情報は極秘とされ、提供者にはその内容は伝えられない。情報を得た警察官が主観を交えて、上司が評価するような情報に脚色され報告されることが多分にある。そして、そうした誇張された情報が積み重ねられ、組織の情勢判断に使われるのだ。

*****要警戒対象視察結果報告(6月23日分)都道府県名(警視庁)*****

【選定理由】イスラム教シーア派武装組織ヒズボラとイスラエルとの報復テロ情勢に伴いイスラエル権益をターゲットとするテロ事件の敢行が懸念されることから警察庁下命による管下各署に「レバノン国籍を有する者の抽出、所在確認」を実施したことによる。～不審情報として、練馬署、埼玉県警から入手～

視察対象は、レバノン共和国の男性。6/22 17:30 から 6/24 8:30 までの行動を尾行し確認、その間に接触した外国人の名前等を割り出している。

ここで注目されるのは、こうした警視庁の活動に国の機関である警察庁が深くかかわっている事実だ。同じようなことが、警察庁の指示で全国的に展開されていることがうかがわれる。

*****要警戒対象視察結果報告(11月9日分)都道府県名(警視庁)*****

タウヒード・モスク(通称八王子モスク)

【選定理由】八王子モスクは、東京の西部地区にある唯一のモスクであり、在日イスラムが集まるイスラムコミュニティとしての側面を持つと同時に、モスクに集まる者同士が独自にコミュニティを形成する等、テロリストのインフラとして、また、リクルートの場として、更にイスラム関連団体のネットワークの拠点として利用される可能性がある。

⑥ 参考事項

- ・■■■■■は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■であった。

2 各日のモスク出入り状況

8月26日(日)礼拝者9名～面割数3名、職員7名～面割数7名

学生(昼)0名、(夜)0名

8月27日(月)礼拝者21名～面割数14名、職員12名～面割数12名

学生(昼)2名、(夜)1名

8月28日(火)礼拝者11名～面割数8名、職員13名～面割数12名

学生(昼)名、(夜)名

8月29日(水)礼拝者18名～面割数7名、職員15名～面割数14名

学生(昼)4名、(夜)0名

8月30日(木)礼拝者10名～面割数4名、職員16名～面割数16名

学生(昼)0名、(夜)0名

8月31日(金)上記正午の礼拝以外の礼拝者14名～面割数8名

職員15名～面割数15名

学生(昼)0名、(夜)0名

9月1日(土)礼拝者48名～面割数16名、職員10名～面割数10名

学生(昼)0名、(夜)0名

3 その他

① ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■(ウズベキスタン)C ランク

金曜礼拝参加なし。本名の出入国歴及び在留資格変更申請等照会中。

銀行の全店照会中。

② ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■(アメリカ)B ランク

金曜礼拝参加あり。

本名の出入国歴及び在留資格変更申請等照会中。銀行の全店照会中。

③ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■(イスラエル)B ランク

金曜礼拝参加あり。本名の出入国歴及び在留資格変更申請等照会中。

銀行の全店照会中。

④ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■(日本)C ランク

金曜礼拝参加なし。本名の出入国歴及びシャビールアフマドの出入国歴及び在留資格変更申請等照会中。銀行の全店照会中。

・金曜礼拝者解明結果

国籍

住所

年月日生

・AI 学院の行事予定

9月3日(月)新入生夜の部面接・オリエンテーション 18:30~19:30

9月4日(火)新入生昼の部面接・オリエンテーション 10:30~11:30

9月21日(金)新入生既学習者レベルチェック(AM 1 & PM 1)

9月25日(火)平成19年度後期授業開始(各教室でテキスト配布)

10月8日(月)~10月12日(金)ラマダーン明け休暇

2月17日(月)~2008年1月4日(金)ハッジ休暇、年末年始休暇及び中間学期休暇

2月4日(月)~2月5日(火)試験

2月8日(金)試験結果発表

2月23日(土)第5回アラビア語オリンピック、第11期&12期学生卒業式

今週の予定[9月2日(日)~9月8日(土)]

1 視察・行動確認作業(9月7日金曜礼拝)

2 礼拝参加者解明作業の推進

3 礼拝参加者からの不審者の抽出

アラブ イスラーム学院 (alMa'ahad al'araby al'Islaamy fy Twkyw, 英称: Arabic Islamic Institute in Tokyo)は、東京都港区元麻布にある、在日サウジアラビア大使館付属の文化センターである。イマー

ム・ムハンマド・イブン・サウード・イスラーム大学の東京分校であり、サウジアラビア政府の後援を受けている。アラブ イスラーム学院は、日本とアラブ世界との文化交流において、その一翼を担っている。さまざまな活動を通して、アラブ世界を日本に、日本をアラブ世界に紹介している。日本語・アラビア語版両方でのホームページの作成(英語版も有)や、両言語で行われるシンポジウムでの講演を論文集としてまとめたものを、日本語・アラビア語に翻訳し、それぞれ日本語版・アラビア語版として出版・配布している(無料)。

現実のサウジアラビア王国は、施政権の及ぶ範囲に支配者の定義する『イスラーム』に基づいた秩序を貫徹させることに熱心なイスラーム原理主義国家ではあるものの、イスラーム原理主義の武装組織と違い異教徒との戦いに積極的なわけではなく、むしろ親米国家である。当学院のジハードに関する考えの穏健さはこのことを反映しているという見方もある(「ウィキペディア フリー百科事典」から)。

先ほどのモスクもそうだが、こうしたイスラーム関係の施設に出入りする人物を監視し、徹底した尾行により行動を確認する。さらに接触した人物を割り出す。住所や勤め先を割り出してどこの誰かを突き止める。必要によっては、銀行に照会して、金銭の出入りを確認する。金銭の出入りからさらに行動範囲を割り出す。テロとは全く関係のない人々がこうして警察の監視下に取り込まれるのである。

金銭の出入りでは、～ イラン大使館の職員給与等振り込み状況等の判明について～と題した文書があった。それによると、「平成 17 年上半期(平成 16 年 12 月から平成 17 年 5 月までの間)のイラン大使館職員の給与等振り込み状況について調査した結果、① 大使館保有口座、② 職員開設口座、③ 各職員に対する給与振込状況、④ 離任・着任との相関関係、⑤ 情報の裏付け、⑥ 既存資料に登載されていない者への振り込み状況が判明した。」とある。そのほか、「個人別、口座番号および月別振込状況」なる文書もある。それには、全権特命大使以下 50 人分の振込先・店名、口座番号、毎月の振込金額が一覧表になっている。

これは、おそらく、刑事訴訟法第 197 条 2 項の「捜査については、公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」を根拠にして、銀行から入手したものだろう。果たして、警察のこうした活動を「捜査」というのだろうか。

イランの全権特命大使以下のイラン大使館の職員にどんな犯罪容疑があるのだろうか。

捜査以外の目的でこうした照会を行うのは違法だろう。

警察の仕事には、法的な根拠が必要だ。こうした監視活動の根拠は何か。警察はおそらく警察法第2条を根拠とする任意の活動だと説明するだろう。しかし、警察法は組織法であり、警察官の権限法ではない。

今回の文書の流出で、現実には多くの人々のプライバシーが暴露された。単にプライバシーの問題ではない。宗教施設の監視は、憲法に保障された「信教の自由」の保障に抵触しないかという問題もある。信教の自由は何人に対しても保障される。外国人にもだ。

警察は、そのことについてどのように責任を負うというのか。

同じようなことが、全国至るところで行われている。例えば、Nシステム(自動車ナンバー読取装置)であり、街頭の監視カメラだ。国民はそのことをおかしいと思わなくなっている。

もし、警察がそうしたやり方が必要だと主張するのなら、国民に説明し法的な根拠を求めるべきだ。事実上の権限拡大を許してはならない。国民は警察のコンプライアンス無視の体質をこれ以上見過ごしてはならない。

*****平成20年11月20日*****

日本における国産テロリスト(ホーム・グローン・テロリスト)の脅威について

最近の各国のテロの傾向を見ると、イスラム過激派等のテロ組織に属さない普通のムスリムが、インターネット等によりアル・カーイダなどの過激思想に触発され、自ら過激化して、居住している国内でテロを起こす所謂「国産テロリスト(ホーム・グローン・テロリスト)」による犯行が顕著になっており、取り締まる側にとって、計画を事前に察知することがますます難しくなっている。

日本でも同様の傾向が存する可能性があると見られていたところ、当庁でも、北海道洞爺湖サミットの直前に、インターネット上のチャットルームを利用して、ジハード(聖戦)を煽動するパキスタン人や、ヒズボラ支援者であることを標榜し、オルグ活動をするレバノン人の存在を認知し、それぞれ事件化により容疑を確認し、サミット開催中の脅威を排除した事案があった。

これら事案は、在日ムスリムの過激化の萌芽とも言える事例であると思われるのでご紹介する。

1 当庁の事件化事例

(1) チャットルーム「パルトーク」によるジハード扇動事案の容疑解明

○ パルトークとは

パルトークとは、テキスト、音声、ビデオの3つの形式で会話可能なインターネット上のサービスで、利用者は、世界で約 400 万人いるとされ、「宗教」「政治」「文化」「音楽」等、カテゴリー別にサイト内に掲載されているチャットルームに参加することが出来る。

当課では、提報者からパルトーク内の音声によるチャットルームにニックネームで参加して、昨年後半から本年中ごろにかけて複数回にわたり

○ ジハードする人達は私の友達である

○ ジハードする人たちは適切なことをやっている

○ もうジハードの時期は来ている

等とジハード主義を自認・称揚する言動を行っている者がいるとの情報を入手した。当該人物を特定すべく、提報者から同人に対し巧みにアプローチをかけさせ、携帯電話番号を交換させることに成功し、人物特定に至った。関係者からの聴取の結果、対象者は、

○ アメリカが嫌いだ。イラクから早く出て行くべきだ

○ パキスタン人は日本社会で差別されている。他国の外国人は、仕事に就くことができるのにパキスタン人というだけで、面接に行っても断られることがよくある。

○ 日本人妻と一緒に住みたいと思っているが、仕事もなくお金を稼げないこともあって自宅に帰れない。離婚して欲しいと言われている等の言動をしており、反米・反社会的な思想的背景を有する上に日本社会や日本での私生活における不満を抱いていることが窺われた。

本年7月、対象者の同居人であるパキスタン人の出入国管理及び難民認定法(不法残留)違反事件捜査に伴い、同人の居住先の捜索を実施し、室内に置かれていたハードディスク1台及びパソコン3台を押収し解析したところ、対象者が3台のパソコンのうち1台を使ってパルトークを行っていた事実が判明。更に、音声分析により、パルトーク上の対象者と同一人物であることが確認され、対象者が「ジハード」を呼び掛けていたことが明らかとなった。同人については、サミット前の2週間にわたり、24時間体制での監視対象とすることで、サミットに対する脅威とならないよう措置したが、現在も容疑解明対象として当課で解明作業を継続している。

※ 出管法違反の同居人は、7月11日、入管渡しとなった。7月25日強制送還。

(2) 国際テロ組織「ヒズボラ」容疑人物の容疑解明

当課では、本年2月、ヒズボラ軍事部門最高幹部イマド・ムグニエが爆殺されたことを受けて、イスラエル権益を狙ったヒズボラによるテロ発生の懸念からヒズボラ対策を強化した。その中で、インターネットに精通している提報者から入手した「パルトークでヒズボラを賞賛している対象国人がいる」との情報並びに埼玉、神奈川及び群馬県警から提供して頂いた関連情報に基づき、捜査に着手した。対象者の基礎調査の結果、失業保険不正受給(詐欺)の事実が浮上したため、6月30日に他の関連人物3名とともに逮捕し、一斉聴取をするなど容疑解明捜査を推進。その結果、本人から、

○ 住居であるゲストハウス内に「ヒズボラ日本支部」を設け、自分が日本におけるヒズボラの代表になるつもりでいた

○ 池袋界隈におけるアラブ・イスラム系の外国人の蝟集場所においてオルグ活動を行ったが、アラブ系の仲間から「公共の場所でヒズボラの話をするとうテロリストとして逮捕される」などと忠告されたため、それ以降は自室において、パルトーク等を用いて多数人にヒズボラ組織化の賛同を求めた。

○ そのほか、居住地近隣のアラブ系の者を自室に招致して、ヒズボラの広報ビデオや戦闘シーンを録画したビデオ等を鑑賞させてオルグ活動を行っていた等の供述を得て、同人がヒズボラの賛同者募集・オルグ活動を積極的に行っていた実態を解明した。

対象者宅のメッカ方向の壁には、額縁に納められたヒズボラ最高指導者「ナスラッラー師」の肖像画が掲げられ、押収品であるパソコン、DVD等の中にはヒズボラに関する多数の資料が保存されていた。また、携帯電話のディスプレイにも「ナスラッラー師」の画像を貼り付け、パソコンや携帯のメールアドレスには「ヒズボラ」「ナスラッラー」の名称を使用していた。対象者は、7月18日に起訴猶予処分となったが、サミット開催中は同人を拘束しておくことができた。

なお、その後も関係県と共同して解明作業を継続している。

2 成果と教訓

この両事例では、インターネット上のパルトークという匿名性が高い領域において、提報者を活用して、ジハード扇動者やテロ組織関連容疑者を特定し、サミット開催中において、その脅威を排除することができた。

○ また、両事案の容疑者には、

・反米的・反イスラエ尔的な感情が強い

- ・なかなか職に就けないこと等から日本社会に対する不平・不満を抱いている
- ・妻との生活がうまくいかないなど私生活における悩みがある
- ・周囲の者からあまり相手にされない
- ・インターネットのチャットルームに自分の居場所を見つけている

といったホーム・グローン・テロリストとなり得る要素を持つという共通点があり、こうしたムスリム等をいかに把握できるかが今後の情報収集の鍵となると考えられる。

○ 特に、パルトーク等を利用することにより、日本にいながらにして、アフガニスタン、パキスタンなどの紛争地域にいるイスラム過激派等から直接過激思想が流入し、国内ムスリムが感化される状況が生じることもあり得る。

○ 一つ目の事案ではウルドゥー語が、二つ目の事案ではアラビア語が用いられていた。インターネット空間における過激化は、言語も日本語ではない上、当局に認知されにくい状態で進行することから、ウルドゥー語、アラビア語などの特殊言語を話す者を提報者として設定し、インターネット上のメディアにおける情報線を構築していくことが必要。

3 今後の対応

両事例のように、社会や環境に対して不平・不満を抱いているムスリムがパルトーク等のチャットルーム内で互いに呼応し合い、過激思想に傾倒した場合、急激に過激化が進行し、特に、第2世代のムスリムの若者は、過激思想に感化されやすい状況にいるとも考えられ、ホーム・グローン・テロリストとなってテロを敢行する可能性も否定できない。

従って今後、

- ① インターネットのチャットルームに関する情報線を構築してこの種在日ムスリムを把握していくこととしたい。
- ② また、都内 14,254 人の対象国人(H20.1.1 現在の外国人登録者数)のうち当課の把握では、1,600 人程度いると見られる2世、3世、この内、小中高校生が 788 人 49%を占めておりますが、彼らについても、次のサミットのある 8 年後には、海外の過激化事例に多く見られる世代、すなわち 10 代後半から 20 代前半に達することから、刑事、組対、生安、交通、地域、会計、受付業務等各部門においてイスラム諸国人等の子息を扱った場合は、人定事項等の情報が確実に公安部門に集約される体制を構築するなど、連携を強化し実態把握を強化することとしたい。

③ 最後に、インターネットの関係で申し上げれば、爆発物の原材料をインターネットで入手することは、店舗に置いて入手するのに比べて容易であると言うことができ、今後、インターネット等の通販業者を含む化学剤取扱い業者等に対する管理者対策をより一層綿密に実施する必要がある。

流出した文書のなかには、11月21日、警察庁主催の全国外事担当課長会議が開かれ、同庁の国際テロリズム対策課長が、国内情勢、世界情勢等を説明し対策を指示した内容の骨子を記載した文書も含まれている。

この文書は、この会議において、警視庁外事第3課長が、国際テロの現状を説明した際のメモと思われる。

ここでも「事件化により容疑を確認し、サミット開催中の脅威を排除した事案があった」としている。これが事実なら戦前の予防検束を連想してしまう。

さらに、居住している国内でテロを起こすいわゆる「国産テロリスト(ホーム・グロウン・テロリスト)」による犯行が顕著になっているとして、都内に居住するイスラム諸国人等の子弟、この内、小中高校生についても、刑事、組対、生安、交通、地域、会計、受付業務等各部門においてイスラム諸国人等の子息を扱った場合は、人定事項等の情報が確実に公安部門に集約される体制を構築するよう組織をあげて実態把握を強化するよう指示している。

表向きは、少年の健全育成をうたい文句にしている警察が、イスラム諸国人の少年たちをまるでテロリスト予備軍のように見て、視察対象としようとしている公安警察は少しおかしいのではないか。

日本人の子弟が海外で外国警察からこうした扱いを受けたことが分かったとき、日本政府はどうするのか。こうした実態を民主党政権は承知しているのだろうか。

*** 北海道洞爺湖サミットに伴う国際テロ対策編成表(6/23~7/9)(抜粋要約) ***

指揮官 ■■課長 副指揮官 ■■理事官、 ■■理事官 幕僚 ■■管理官、■■管理官、■■管理官

(注) ○印は付け加えたもの

○モスク出入り者の不審動向発見 担当モスク班 ■■警部以下43人

- イラン関連施設等に対知る視察 担当イラン班 ■■警部以下20人
行確
 - 警察庁特命査業の視察行確 担当特命反班 ■■警部以下22人
 - 要警戒対象の視察行確(事件化) 事件指導班 ■■警部以下67人
 - 不審情報収集 指導班、作業班 ■■警部、■■警部以下24人
 - 招聘先及びホテル宿泊者確認 対策班 ■■警部以下10人
作業
 - 突発(よう撃)対策 企画・分析班
 - 対策班、資料班 指導班、作業班
 - 総合デスク兼国際海空港対策 ■■警部、■■警部
デスク ■■警部
 - 資料分析、企画・分析、庶務 資料班 ■■警部以下12人
企画・分析班 ■■警部以下9人
庶務班 ■■警部以下5人
- 総員218人

北海道・洞爺湖サミットでは、全国から2万1千人の警察官が動員され、APECと同じような過剰とも思われる警備が行われた。しかし、この文書が示しているように、表向きの警備のほかに、こうした国際テロ対策が、全国の警察で展開されていたのだ。

*****テロリズム緊急展開班班員名簿口秘*****

所属都道府県警察本部名【警視庁】平成20年9月12日現在

顔写真、氏名、生年月日、自宅住所、電話番号、携帯番号、非常の場合の連絡先、現所属(〇〇課・隊・署 〇〇係、階級、警電番号、)家族関係(続柄、氏名、年齢、職業、同居の別、健康状態)、特技、TRT活動歴(ペルー日本大使館公邸人質占拠事件への派遣等)

ここでは、名簿の項目のみにとどめた。

「国際テロリズム緊急展開班」は、別に流出した班員名簿一覧によると、外事第3課員、鑑識課員、公安機動捜査隊員を中心に52名で編成されている。国際テロリズム緊急展開班班員名簿秘13人分は、各項目を様式化されたものである。所属都道府県警察本部名が記載されているところから、警察庁が作成した全国统一した文書であろう。「TRT活動歴」とあるのは、別の文書に、在ジャカルタ豪州大使館前爆弾テロ事件に伴い、課員を国際テロリズム緊急展開班隊員として現地に派遣したところ…、とあるところから、海外のテロ事件に対応する活動の経験を記載する欄だと思われる。

警察官の氏名等は、公開すれば危害が加えられる恐れがあるとして、警察に情報公開請求しても非開示である。やむなく開示しても警部以上の幹部に限定している。その家族についても、生命、身体、財産に危害が及ぶおそれがあるとして一切開示していない。この班員名簿に記載されている警察官や家族にテロリストが報復でもするのだろうか。

筆者(原田宏二)は、平成20年7月5日、札幌市内のピースウオークなるデモに対する警備状況をビデオで撮影するために出かけた。その際、職務質問を受けた。執拗に氏名を名乗るように要求されたが、北海道警のOBである旨だけを告げてその場を逃れた。ところが、サミットの最終日7月9日午前4時30分ころ、いつもの通り犬の散歩に出かけると、近くのマンションの陰に男が立っているのを発見、近づくに陰に身を隠した。明らかに張込みだった。男はしばらく後をついてきたが察知された気がついたのか、間もなく姿を消した。

私が監視された理由は別にもある。知人に誘われてある集会でパレスチナ問題の話を聞きに行ったことがある。終ってから札幌市北区にあるモスクの見学に行った。おそらく私もその知人とともにテロリストの周辺にある人物として視察の対象になっているに違いない。

公安警察は、東西冷戦下の国際共産主義運動や国内の革新勢力と対決してきた。55年体制の下での安保闘争、全共闘や新左翼の学生運動、過激派の爆弾闘争等激動の時代を乗り切ってきた。しかし、東西冷戦も終わり、こうした革新勢力はいずれも凋落の一途をたどっている。かつての公安警察の最大の敵であった共産党も今や昔の面影はない。過激派の一部が転じたとされるオウム真理教

も事実上消滅した。わずかに残った公安警察のターゲットが国際テロ組織である。つまり、国際テロ組織が公安警察の最大のお客さんになったのだ。かつて外事警察は、北朝鮮工作員による日本人拉致に手も足も出なかった。しかし、いまや、公安警察の主力は、かつての花の公安から外事にシフトしたのだ。公安警察にとって、何年かに一度ある国際会議は、唯一の陽のあたる出番なのだ。大規模な警備出動の機会に恵まれず、実戦経験不足からくる錬度が低下する全国の機動隊員とその指揮官にとっても格好な訓練の機会だろう。APECは、公安警察にとって起死回生のチャンスなのだ。国民に向かつては、オオカミが来ると叫び、市民から「警察見本市」とまで言われる大規模な交通規制や無差別検問、マンホール封鎖、駅のコインロッカーの使用禁止等、過剰ともいえる警備を行うのはそうした背景がある。

マスコミ報道によると今回の流出は、何者かが故意にファイルをウィニーに流したのではないかとされている。これだけまとまった量の文書を外部に持ち出すことができるのは、内部の人間と考えるのが常識だ。今回の文書の流出は、情報管理の欠陥や規律の弛緩というだけの問題だけではない。警察が、国民に対しては、国際テロの脅威を訴えながら、内部では国際テロ等はありませんと考えることの表れだろう。こんな日本警察には、国際テロリストが本気で我が国をテロの標的にしたときには、テロを防ぐことはできないだろう。多くの日本人拉致を防げなかったように。莫大な予算を使って、全国から警察官を動員した警備、これも万が一、国内でテロが起きた時のアリバイ作りではないかと疑いたくなる。唯一意味があったとすれば、警察が国民には見えないところで、国民や外国人の基本的な人権を侵害するような警察活動を密かに展開していたことを、この流出した警視庁公安部外事第3課のものとみられる文書が白日のもとに晒してくれたことかもしれない。そして、これもアッラーフの日本警察に対する警告なのかもしれない。

ついでだが、警視庁と東京地検が「尖閣ビデオ流出問題」を捜査しているようだが、今の警察や検察にそんな資格があるのかと聞きたい。

ところが、その後のマスコミ報道で明らかになった事実関係は、以下のとおりだ。

- ① 午前 4 時ころ、弁護士の妻が「主人を殺すと言って男がきている」と 110 番通報。
- ② 犯人の男は、窓を割って侵入。
- ③ 通報で機動捜査隊員 2 人が臨場した。(3 人との説もある)
- ④ 警察官が臨場したとき、津谷さんと男がもみ合っていた。
- ⑤ 津谷さんがけん銃のようなものを持っていたので、捜査員が取り押さえようとした。
- ⑥ 津谷さんが「おれは違う」と叫んだすきに、男が刃物を取り出して捜査員に突進、捜査員は避けたが、近くにいた津谷さんが刺された。
- ⑦ 凶器は、刃渡り約 20 センチの柄がついた大形剪定ばさみ。
- ⑧ けん銃は、本物の旧ソ連製自動式けん銃。
- ⑨ 津谷さんは左胸を刺され胸腔内出血で死亡。
- ⑩ 加藤健捜査一課長は「短い時間の出来事で厳しい現場だった。対応に落ち度はなかった」と説明。

これらの報道が事実だとすると、秋田県警は事実を隠ぺいしたことになる。

加藤健捜査一課長が弁解しているように「短い時間の出来事で厳しい現場だった。」のかもしれないが、「対応に落ち度はなかった」という結論は身内に甘いのではないか。

警察官は国民の安全を守るのが仕事であり、その道のプロであるはずだ。

プロは、結果がすべてだ。言い訳は許されない。

警察官がけん銃を使用して市民を殺傷した事件でも、警察はろくな調査もしないままに、けん銃の使用は適法だとコメントする。本来であれば、業務上過失致死傷の容疑で事件を検察庁に送致し、ほかの機関の判断を求めるくらいの厳格な対応が必要だろう。

この事件は、早朝 4 時、ガラスを割って屋内に侵入という荒っぽい手口の事件だ。

110 番通報の具体的な内容は不明だが、凶悪事件も予想すべき事件だ。

ところが、機動捜査隊員は防刃衣も着用していなかったとされている。

おそらく“もめごと通報”くらいの意識で臨場したのではないか。

ところが、津谷さんが男から取り上げたけん銃を持っているのが目に入り、驚愕してとっさに組み付

いたというのが真相だろう。

一般的に我が国の警察官は、けん銃使用事件に不慣れで訓練不足だ。

そして、機動捜査隊員の頭の中に、一瞬でも“けん銃の不法所持の現行犯逮捕1件”といった意識はなかったか。

本来は、最初に2人を引き離して、落ち着かせたうえで事情を聞かなければならない。

“まさか”の油断や功名心があったとしたら問題だろう。いずれにしても、警察官が臨場しながら、殺人という重大な結果を招いたことは、弁解の余地はあるまい。だから、秋田県警は、警察官の目前で事件が起きたことやけん銃の存在を隠したのだろう。

秋田県警は5日午後、秋田中央署に捜査本部を設置するとともに、殺人未遂容疑で逮捕した

■■■■容疑者を殺人容疑に切り替えて送検した。

県警の佐藤愷刑事部長は記者会見で、警察官が現場到着後に津谷さんが殺害されたことについて「痛恨の極み」と話す一方、警察官の犯人誤認は「全体を通してやむを得なかった」と述べたという。

最近、現場の臨場した警察官が、臨場時の表見的な印象に目を奪われたり、一方の当事者の言い分だけを信用し、その裏側にある事件の本質を見過ごしてしまうケースがよくある。北海道では、110番通報した本人が逮捕され、もめごとの原因をつくった当事者に対する捜査を怠った問題で国賠訴訟が起こされている。

この事件も、将来、国賠訴訟の提起も予想される。

現場の警察官が法廷の場で責任を追及されるのは忍びないが、警察が内部で身内に甘い判断を続ける限りは、警察官が自らの責任を自覚することはない。

その結果、国民の命が奪われることになるのは問題だ。

警察官が、プロとしての自覚を持ってもらうにはそれしか方法はない。

神奈川県警が事故死として処理した殺人事件

マスコミ各社は、11月5日、神奈川県横浜市に自宅で平成20年3月に事故死したとされていた安川珠江さん(当時46歳)が、実は殺されていたとして、埼玉県警が既に別の殺人罪(おじ殺人事件)で逮

捕し、起訴されている男 2 人を安川さん殺しの容疑で再逮捕したと報道した。

神奈川県警は、「関係者の話をうのみにし、遺体の解剖もしなかった」と初動捜査のミスを認めて謝罪したという。神奈川県警とすれば、うやむやのうちに終わらせたかったに違いない。しかし、別の殺人事件を捜査した埼玉県警が自供させてしまった。やむなく、謝罪会見をしたのだろう。

しかし、神奈川県警がしっかりと捜査をしていれば第二の事件はなかったのだ。神奈川でまんまと警察を騙した被疑者たちは、味をしめて第二の事件を起こしたとしたら、神奈川県警の責任は重い。

マスコミ各社の報道によれば事実関係は以下のとおりだ。

- ① 平成 20 年 3 月 13 日 A 容疑者が「安川さんがおぼれた」と 119 番通報。
- ② 臨場した課神奈川県警の捜査員に A が「安川さんは、飲酒して風呂で寝ることが多く、前夜も遅くまで飲酒していた」と説明。
- ③ 神奈川県警は、遺体からは微量のアルコール検出、外傷もないところから事故死(水死)と判断。
- ④ 平成 20 年 7 月、保険会社から安川さんの保険金(3,600 万円 受取人 T 容疑者)の支払いの相談を受けたが、再捜査しなかった。
- ⑤ 保険金は、A 容疑者のいところで安川さんの養子になっていた T 容疑者が受け取った。
- ⑥ 安川さんは平成 16 年ころ、携帯サイトを通じて T 容疑者と知り合い養子縁組をした。
- ⑦ 容疑者 2 人は、埼玉県警の調べに「事故死に見せかけようと酒と睡眠薬を飲ませ、風呂に沈めて殺した」と自供したことで、安川さんが殺害された事件が分かった。

自殺を装った殺人事件、事故死を装った殺人事件を、警察が初動の段階で見抜けなかった事例は数多い。そのほとんどが保険金目的の殺人事件である。

警察がそうした失敗の体験を捜査の教訓にしていないのも問題だ。

具体的にあげてみよう(いずれもマスコミ報道の要約)。

- ① 平成 4 年 9 月 11 日未明、佐賀県太良町の海岸で、元保険外交員の女性(45 歳)が交際相手の男性(56 歳)と共謀し、睡眠導入剤入りのカレーで眠らせた夫(38 歳)を転落事故を装って水死させ、生命保険金約 1 億円をだまし取った。

佐賀県警は当初、事故死として処理したが、保険金目的の殺人事件と判明、平成 11 年 8 月に被疑

者らを逮捕した。同様に二男(16歳)にも平成10年10月、ビタミン剤と偽って睡眠導入剤入りのカプセルを飲ませ、長崎県小長井町の海岸から海に放り投げて殺害したが、保険金3,500万円の詐取は未遂に終わった(平成17年10月に最高裁は女の上告を棄却して無期懲役が確定。平成20年1月、最高裁は男の上告を棄却し、死刑確定。)

② 平成10年10月、会社役員の男性(43歳)が広島市佐伯区の本コン工場内で、養父の男性(66歳)の頭を鉄アレイで数回殴打したうえ、車の助手席に乗せて道路の側壁へ故意に車を激突させて殺害。交通事故死を装い、保険金約7,000万円を詐取。さらに殺害が妻(38歳)に発覚することを恐れ、平成12年3月、同区の自宅で妻に睡眠導入剤を飲ませ、浴槽に沈めて殺害、遺体は広島港の岸壁から海に捨てて転落死に見せかけ、保険金約300万円を受け取った。広島県警は、当初、交通事故とし処理したが、平成14年6月、保険金目的の殺人事件と断定、逮捕した(平成17年4月、広島地裁で死刑の判決。弁護側は同日、判決を不服として控訴。現在上告中)。

③ 平成14年8月宮城県亘理町で、自衛官の男性(当時45歳)が自殺体で発見された。宮城県警は自殺と断定したが、平成22年3月、男性の妻ら5人が首つり自殺を装って男性を殺害したとして殺人の疑いで逮捕した。妻は1億数千万円の死亡保険金を受け取っていた。宮城県警は「誤認検視であると判明し、誠に遺憾だ。再発防止に取り組む」とのコメントを出した(公判中)。

④ 平成14年8月、茨城県城里町の山林で、カーテン店経営の男性が(当時67歳)が遺体で発見された。茨城県警は検視の結果、病死と判断、司法解剖もしなかった。平成21年10月、元暴力団組長(48歳)らが、糖尿病や肝硬変を患っていた男性にウオッカを飲み干させ意識を失わせたうえ、車に乗せて運搬中に男性が死亡したため、遺体を山中に遺棄したことが別事件で死刑確定の男の上申書で判明、茨城県警は男性の妻(75歳)を含む5人を殺人の疑いで逮捕した。茨城県警は「家族の話に不自然な点はなく、当時の判断は適切とは言えないが、やむを得なかった」と釈明している(首謀者に無期懲役の判決。控訴中)。

⑤ 平成15年7月、長崎県大村市で、バイクに乗った男性(当時26歳)が道路脇の側溝に転落して死亡した交通事故があった。長崎県警は交通事故死として処理したが、平成19年7月、男性の父親ら3人を殺人の疑いで逮捕した。被疑者らは、保険金を取得する目的で、交通事故を装い、道路の側溝で男性を水死させ、その後、男性にかけられていた保険金を受け取った(父親は、平成21年、無期懲役が確定)。

⑥ 平成 19 年 8 月、栃木県さくら市で、22 に首つり自殺に見せかけて自分の妻(当時 41 歳)を殺害した容疑で夫等が栃木県警に逮捕された。被害者には多額の生命保険がかけられていた。この夫は、逮捕勾留中の宇都宮中央警察署の留置場で首つり自殺した。夫らは、別の平成 16 年 2 月の二男(当時 7 歳)の事故死についても保険金目的で殺害した疑いをもたれた(主犯は、被疑者死亡で不起訴処分)。

G 保険金目的の殺人事件ではないが、平成 18 年 4 月には、秋田県能代市で長女(当時 9 歳)が母親に殺害される事件が発生し、この母親は続いて近所に住む児童(当時 7 歳)も殺害する事件になった(母親の無期懲役が確定)。

秋田県警は、長女の死因を水死と判断し初動捜査を誤り、児童殺害事件の発生を阻止できなかったと批判を浴びた。

⑧ ごく最近では、大阪府警が遺体で見つかった女性(36 歳)が、養子縁組の後、多額の生命保険が掛けられていたとして、保険金目的の殺人死体遺棄事件の疑いで捜査中だ。

いくつかの事件は、この神奈川県警の事件と同様に、保険金詐取に味をしめて、次の事件を起こしている。最初の事件をきちっと捜査していれば第二の事件は防ぐことができた。しかも、判決は、死刑あるいは無期懲役である。警察の責任は大きい。

警察は変死体が発見されると、必ず検視をする。変死体とは、死亡が犯罪に起因するものでないことが明らかでない死体のことである。検視は、こうした死体について、その死亡が犯罪に起因するかどうかを五感の作用により見分する処分である。本来は検察官の仕事だが、刑事訴訟法により警察官が検察官に代わって検視する(代行検視)。

検視の要領の要領は、検視規則(国家公安委員会規則)にある。

第 6 条 検視に当っては、次の各号に掲げる事項を綿密に調査しなければならない。

- 1 変死体の氏名、年齢、住居及び性別
- 2 変死体の位置、姿勢並びに創傷その他の変異及び特徴
- 3 着衣、携帯品及び遺留品
- 4 周囲の地形及び事物の状況

- 5 死亡の推定年月日時及び場所
- 6 死因(特に犯罪行為に基因するか否か。)
- 7 凶器その他犯罪行為に供した疑のある物件
- 8 自殺の疑がある死体については、自殺の原因及び方法、教唆者、ほう助者等の有無並びに遺書があるときはその真偽
- 9 中毒死の疑があるときは、症状、毒物の種類及び中毒するに至った経緯

2項 前項の調査に当たって必要がある場合には、立会医師の意見を徴し、家人、親族、隣人、発見者その他の関係者について必要な事項を聴取し、かつ、人相、全身の形状、特徴のある身体の部位、着衣その他特徴のある所持品の撮影及び記録並びに指紋の採取等を行わなければならない。

溺死体の死体所見は、鼻口部から気管・気管支に細小泡沫を多く含む白色ないし赤色液が見られるとされる。海水浴で溺死したケースでは、目撃者もいるので判断は比較的容易だが密室での溺死は判断が難しい。死体所見よりも関係者への捜査が重要になる。保険加入状況、家族との関係等も重要な捜査事項だ。こんなことは、捜査幹部としては常識だ。

捜査幹部も“まさか”殺したとは思わなかったとでも言い訳するのだろうか。

事故死と判断すれば、そうしためんどうな捜査も不要になる。司法解剖も不要だ。司法解剖となると、裁判官から鑑定処分許可状をもらう必要がある。解剖医も依頼しなければならない。解剖謝金も必要だ。(北海道警察では、この解剖謝金も裏金の原資になっていたとの鑑識幹部の指摘もある。そのため、警察内部にはできるだけ解剖を抑制しようという考えがあったという。)事故死として扱えば、こうした面倒な仕事がすべて省けるのだ。一件落着で楽をしたかった。それが本心でないか。最近の警察内部には、困難な仕事を避けようとする風潮はないか。上層部はそうした観点からも見直しをする必要がある。

今回のケースでは、アルコールは微量だったとされている。浴槽内で溺死したとすれば泥酔していたか、心臓発作等を起こしたなどの原因を考えるべきだ。そのためにも司法解剖が必要だった。家族関係も不自然な養子縁組をしている。保険会社も不審を嗅ぎ取ったから相談に来ている。いくつもの不審点があったはずだ。

検視の結果は、全て警察署から警察本部の検視官に報告するシステムができています。検視官はその

道もプロだとされる。事故死との所轄署の判断に問題アリと指摘しなければならない。

警察庁は、平成 23 年度予算の概算要求に、地方警察官 833 人の増員を盛り込んだが、その中に、検視態勢の強化のため 120 人の増員が含まれている。警察庁は「徹底した合理化を行っても既存人員では対処しがたく、増員が必要」としている。

しかし、問題は全く別だ。誤認検視の問題と矮小化してはならない。神奈川県警の明らかな捜査懈怠である。「先入観にとらわれず」という捜査の基本を徹底すれば、こんなバカげたことはいくらでも防ぐことができる。原因はもっと根深いところにある。

なお、誤認検視については、このホームページ、19. 8. 28(火) [目立つ誤認検視 警察は死者の声を聴けるかを参照されたい。](#)



2010(平成22). 11. 2(火) [阿久根市長を告発 弁護士 25 人が背任容疑で](#)

仙波氏は市長の違法行為に加担しないでほしい

平成 22 年 7 月 25 日、鹿児島県阿久根市の竹原信一市長が、市議会の同意を得ないまま、専決処分
で元愛媛県警鉄道警察隊巡査部長仙波敏郎氏を副市長に選任したと告示した。

その数日前に、「市民の目フォーラム北海道」ではそうした情報は得ていたものの、実際に仙波氏が
これを引き受けるとは思わなかった。

平成 17 年 1 月、当時、愛媛県警鉄道警察隊の巡査部長だった仙波氏が、愛媛県警の裏金作りを
実名で告発して以来、当時、「明るい警察を実現する全国ネットワーク」(現代表 清水勉弁護士)のメン
バーだった当フォーラムの原田代表、斉藤事務局長が、仙波氏を原告とする国家賠償請求訴訟で原
告側証人として証言台に立つなど、仙波氏の活動を支援してきた。そのこともあってこれまで、愛媛
県警の不正を追及してきた仙波氏が、明らかに違法だとされる副市長就任を引き受けることに賛成しか
ねたからである。

仙波氏は、8月2日副市長に就任、就任の記者会見で「(専決処分による選任が)違法かどうかはいろんな解釈があるが、最終的には裁判所が決めること。適切だと判断したから来た。裁判で違法だと確定したら決定に従う」と述べた(平成22年8月3日 西日本新聞)。

8月25日、ようやく開かれた阿久根市議会の臨時会で、竹原市長による仙波氏の副市長選任の専決処分の報告を賛成少数で不承認とした。

竹原市長は「(不承認でも)議決されたから有効。違法かどうかは司法が判断すべき問題」として、仙波氏の副市長職続投を宣言した。

9月29日の阿久根市議会9月定例会で、議会を招集せず仙波氏を副市長に選任するなどした専決処分は違法で無効として是正を求める決議案を提出され、賛成多数で可決された。

決議では、議会を招集せず違法状態で行った副市長選任などの専決処分は認められないと指摘した上で、仙波氏に対し「公益を損なうことを自覚して市政関与から退き、自ら本会議場を退席することを強く求める」などとしている。

その後、市長のリコール(解職請求)に取り組む市民団体「リコール委員会」は、解職の賛否を問う住民投票を本請求、市選管は同日、住民投票の日程を、11月15日告示、12月5日投開票と決めた。

一方、市長を支持し、市議会解散の直接請求を目指す「市議会リコール実行委員会」は、10月22日、リコールのための署名活動の手続きとなる請求代表者証明書の交付を市選挙管理委員会に申請し、署名集めを開始している。

竹原阿久根市長を弁護士が告発

こうした混乱が続くなか、九州・沖縄の弁護士25人が10月25日、竹原市長を背任容疑で鹿児島地検に告発した。

「順法意識が極めて乏しい、ミニ独裁者だ」——。阿久根市の竹原信一市長を背任容疑で鹿児島地検に刑事告発した九州・沖縄8県の弁護士の代表らは25日、鹿児島市内で記者会見し、厳しい言葉で政治手法を批判した。「専決処分は議決より優先される」などと適法性を主張してきた竹原市長に、

弁護士から「ノー」が突き付けられた形となった。

告発状では、専決処分で副市長に選任した仙波敏郎氏(61歳)について、「警察内部の裏金作りをかたくなに拒否し続け、『不正と戦う清廉潔白な人物』とのイメージがある」とした上で、「仙波氏を副市長に据えることで、竹原市長自身の人気回復を図り、リコール運動に対抗しようという私利目的である疑いがある」と指摘した。

また、専決処分を繰り返した点について、「『市長にできないことはない』かのごとき態度を示し、ミニ独裁者の様相を呈している」と批判。「放置すると、同様の首長が出現することを誘発しかねない。処罰の必要性は極めて高い」と指弾した。

告発人共同代表の池永満弁護士(福岡県弁護士会)は「竹原市長は違法行為を確信犯的に行っている。放置すれば、地方自治の発展に禍根を残す」と語気を強めた。

共同代表で、仙波氏が裏金を告発した際に代理人に名を連ねた東島浩幸弁護士(佐賀県弁護士会)は「仙波氏は市長の違法行為に加担しないでほしい」と呼びかけた(平成22年10月26日 読売新聞)。

以下に、告発状の内容を抜粋する。

告 発 状(平成22年10月25日)

告発の趣旨

被告発人の下記の行為は背任罪(刑法第247条)に該当すると思われるので、被告発人を厳正に処罰することを求める。

告発事実

第1 被告発人は平成21年5月31日より阿久根市の市長としての地位にある者であるが、私的旅行については阿久根市に経費を請求しない義務があるにもかかわらず、自己の利益を図る目的で、平成22年5月19日、阿久根市に対して拓殖大学及び早稲田大学における私的な講演のための阿久根市から東京に至るまでの往復の交通費、宿泊費及び日当を請求し、もって、同年5月27日、阿久根市より金6万4,420円を受領し、阿久根市に対して同額の損害を与えたものである。

第2 被告発人は平成 21 年 5 月 31 日より阿久根市の市長としての地位にある者であるが、違法な専決処分により支出負担行為をしてはならない義務があるにもかかわらず、平成 22 年 7 月 25 日、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかという事情がないまま専決処分により副市長として仙波 敏郎氏を選任し、もって阿久根市をして、同人に対して平成 22 年 8 月以降毎月 20 日限り、副市長としての給与月額 38 万 400 円の給与を支払わせ、阿久根市に同額の損害を与えたものである。

告発に至る事情

告発人らは、九州弁護士会連合会管内の各県弁護士会に所属する（または所属していた）弁護士である。

告発人は、日ごろ、法律家の立場から行政関係事件に関与し、または、市民オンブズマン運動に関わっている、または、その他、一連の阿久根市長の言動について、我が国における地方自治の維持発展させる上で重要な問題があるものとして強い関心を寄せ、現地調査等により情報を収集し、それを踏まえて議論をしてきた。その過程の中で、被告発人が公然と法秩序を蹂躪する行為を繰り返していることが明らかになった。首長としてこのような行為は決して許されないものであることを公に明確にし、ひいては社会正義を実現するためには、単に政治的に是正されるにとどまらず司法的制裁措置を講じなければならないと告発人は考えるに至った。そこで、ここに刑事告発をするものである。

第1 告発事実第1 について

1 被告発人の地位

被告発人は平成 21 年 5 月 31 日より阿久根市の市長としての地位にある（資料 2 市長のプロフィール）。

2 公金の支出にかかる事実関係

被告発人は、平成 22 年 5 月 31 日に阿久根市から鹿児島空港経由で空路東京へ行き、同年 6 月 2 日に阿久根市に戻るまでの間、拓殖大学及び早稲田大学で順次、講演した（資料 3 ないし 6）。

その予定について同年 5 月 19 日付けで「旅行伺い」が出され、同月 27 日付で課長決裁により「旅行命令書」がなされ、同日概算払として 6 万 4,420 円が公金から支出されている（資料 3 ないし 5）。

旅行行程明細によると、請求内訳は

鉄道料金 320 円、航空料金 2 万 1,700 円、バス運賃 3,800 円、宿泊料 2 万 9,600 円

日当 9,000 円となっている。

これは私的な講演活動である。このことは情報公開請求の結果からも裏付けられるところである。すなわち、公務であれば、公費が支出され、その内容は公開されるのが原則である。ところが、市の記録には「拓殖大学及び早稲田大学講演」ということしか記録になく、講演の実施時間、内容等は報告書の一枚すらも確認できない（資料 9「公文書非公開決定通知書」）。そもそも市の公金を使いながら報告書の一枚も確認できないことはそれ自体として問題であるが、これは講演活動がプライベートなものだから、特に資料が存在しないと推測するのが合理的である。

にもかかわらず、阿久根市に対して旅費、宿泊費のみならず、日当までをも請求し、金銭を交付せしめている。なお日当を請求していることは、ホテルパックの領収書が 4 万 5,300 円にすぎないことから裏付けられる。

3 旅費等の請求は任務違背行為にあたる

これらは、単なる大学での講演活動であって、市長としての職務行為ないしそれに関連する行為ではない。そうすると、この講演のための東京方面への旅行及び宿泊は私的な旅行と言わざるを得ない。

普通地方公共団体は、「当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費」等について公金から支弁するものである（地方自治法 232 条 1 項）。したがって、私的な旅行については、市長は請求（資料 8「阿久根市会計規則」29 条 1 項、25 条 2 項・別表 1）を避けるべき任務がある。

しかるに、被告発人は、私的な旅行にかかる旅費、宿泊費及び日当を阿久根市に対して請求したものであるから、任務違背行為に該当する。

4 背任罪の構成要件である「図利」目的要件を充足する

被告発人は、“阿久根市のことを講演で語るのだから市政と関係があり、公金を支出しても何ら違法ではない”と抗弁するかもしれない。しかし、「当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費」等でなければ、公費を支出することはできない（地方自治法 232 条 1 項）。このような抗弁がなされたとしても、それは単なる法の不知であって、図利目的の要件の充足を妨げるものではない。

5 「損害」の発生も当然認められる。

今回の行程で明らかになった損害額は 6 万 4,420 円である。しかし、被告発人の在任期間のごく一

部の期間のみを調査した結果であり、被告発人は他にも同様の旅費等の請求をしている可能性はあり、市の受けた損害額はもっと拡大する可能性はある。

第2 告発事実第2 について

1 専決処分にかかる事実関係

被告発人は、平成22年7月25日、専決処分により副市長として仙波敏郎氏を選任した(資料1「南日本新聞『特集 阿久根市政』」)。

2 上記選任は違法である

仙波氏の選任をふくめた一連の専決処分は地方自治法179条1項の「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」にあたるとしてなされている。

しかし、議会の招集権は市長の専権とされ、議会側からは議会召集が要請されていたにもかかわらず、自己の提案が議会で反対されて否決されるという理由で被告発人が議会を招集しなかつたにすぎず(資料1)、「特に緊急を要する」事情は認められないことは明らかであるから、当該要件を満たしようがない。

なお、「議会において議決すべき事件を議決しないとき」も専決処分できるが、「議会において議決すべき事件」とは同法96条で列挙された事由を言い、本件の副市長の選任はそのどれにも該当しない。その上、そもそも同96条の趣旨は、議会が機能不全に陥り、議会を招集したにもかかわらず議決(否決を含む)すらできない事態に陥ったときに行政が停止し住民生活がおびやかされないように、やむを得ず市長の専決処分を認めた点にある。本件のように、そもそも市長が議会を招集せず、市長が議会に議決の機会すら与えなかつた場合は、これに該らない。

3 上記選任は任務違背行為にあたる

このように、仙波氏の副市長選任は違法である。しかし選任されれば自動的に阿久根市は特別職として給与を支払わざるを得ないものである。そうすると、本件の違法な選任の専決処分は、必然的に市の支出負担行為を伴うものであるから、違法な専決処分により支出負担行為をしてはならない財産的任務に違反するものであって、背任罪の構成要件である、任務違背行為といえる。

その上、平成22年8月25日の阿久根市議会の審議において同副市長の選任に対する同意を求める議案が否決され(資料1・10)、さらに、その後開催された議会において仙波氏の副市長選任処分

の取消議案が可決されており(資料 1)、本件専決処分の違法性が一層明確になった。にもかかわらず、被告発人は仙波氏の副市長選任を取り消さず、市から給与を支払わせ続けることは、極めて重大かつ悪質な財産的任務違背行為に当たる。

4 図利・加害目的

被告発人は、違法な専決処分とは思っていないと抗弁するかもしれない。しかし、地方自治法 179 条 1 項の要件を満たさないことは客観的に明らかである。また、被告発人は、仙波氏を副市長に選任した方が阿久根市の利益になると思ったと抗弁するかもしれない。しかしながら、そもそも違法な専決処分で選任したとしても同市議会の理解が得られるはずもなく、もともと同氏は副市長としての職責を全うしようがなかった。

仙波氏の選任は単に市政を混乱させるだけであって、市の利益になる目的であったとは考えにくい。

むしろ、被告発人が仙波氏を副市長に選任するよりも 2 ヶ月以上前の同年 5 月 17 日には、市民団体「阿久根の将来を考える会」と地域住民が話し合う連続懇談会が、同市大川で始まり、そこでは出席者の約 50 人からは、議会の出席拒否を続ける市長への批判が相次ぎ、リコール(解職請求)を求める声も出ていた。

そのようなタイミングで被告発人は、仙波氏を選任する本件専決処分をした。

仙波氏は、警察内部の裏金作りに必要な架空の捜査協力費の領収書作成を上司より依頼されるもかたくなに拒否し続けたため、“不正と戦う清廉潔白な人物”とのイメージがある。このような仙波氏を副市長に据えることにより、自身の人気回復を図り、リコール運動に対抗しようという私利目的である疑いがある。

また、同市議会が専決処分の承認を否決した決議以降は、よりいっそう仙波氏が副市長としての役割が全うできないことは明白になったといえるし、仙波氏を副市長に据えることは市の利益にならないことが確定的になったと評価できる。

そうである以上、市議会が否決した後も被告発人が仙波氏の選任の専決処分を取り消さないことは自己の利益を図る目的であったことが推認できる。

5 損害の発生

副市長の報酬は月額 63 万 4,000 円である(資料 11 特別職の報酬等)が、専決処分によりその 6

割に相当する 38 万 400 円が、平成 22 年 8 月以降毎月 20 日限り、特別職の報酬として仙波氏に支払われており、毎月ごと同額の損害が発生している(資料 12 参照)。

なお、仙波氏は社会保険料を除いた部分の給与(月額 33 万 2,713 円)の受領を拒否したため、阿久根市は法務局に供託しているとされる(資料 12 供託書)。

しかし、市が給与を供託しているということは給与が仙波氏に支出されたということに他ならず、市における「損害」の発生が認められる。

第3 その他の情状

被告発人は、張り紙を剥がした職員の即時解雇処分に対して地位保全を認めた裁判所の決定に従わない、公平委員会の命令に従わない、市議会への出席をマスコミがいることを理由に拒否する等、順法意識に極めて乏しい。

また、被告発人は上記被疑事実第 2 の他にも、花火規制条例、補正予算、市議報酬の日当制、固定資産税の引き下げなど多くの事項を専決処分で行うことにより、“市長の独断でできないことはない”かの如き態度を示し、あたかもミニ独裁者の様相を呈している。

そのため阿久根市の対外的信用は失墜し、阿久根市に有形無形の被害を与えている。

このように阿久根市に重大な損害をもたらし、また、被告発人を放置すると他の自治体にミニ独裁者の如き首長が出現することを誘発しかねず社会に与えた影響も大きく、かつ反省の態度も見受けられないことから、処罰の必要性が極めて高い。

よって、告発人は、背任容疑について厳正なる捜査を実施し、処罰を求めるものである。

証拠資料(省略)

以上

仙波氏の活動と支援の経緯

参考までに、仙波氏のこれまでの活動及びそれに対する支援の経過を明らかにしておく。

愛媛県警では、平成 16 年 5 月に県警大洲警察署の捜査費不正支出疑惑が発覚した。

平成 17 年 1 月の仙波氏の裏金告発は 2 件目だった。

拡大を恐れた県警は、告発した仙波巡查部長を鉄道警察隊から内勤の通信指令室へ配置転換を

命じた。

これに対し、オンブズえひめを中心とする弁護士が、この人事異動は報復人事に当たると、平成 17 年 2 月、仙波氏を原告とする国家賠償請求訴訟と県人事委員会に対する不服申し立てを行い、「仙波さん支援弁護士団」(団長 薦田伸夫弁護士、事務局長 今川正章弁護士 いずれも愛媛 以下、「弁護士団」という)や「仙波さんを支える会」(東玲治代表 故人 以下、「支える会」という)が結成された。

仙波氏らは平成 17 年 3 月には、鉄道警察隊員であった仙波氏に支払われるべき「警乗手当」約 13,000 円が未払いだとして、その支払いを求めて提訴、8 月には大洲警察署の捜査報償費は不正支出として約 110 万円の返還を求め提訴、平成 18 年 3 月にファイル交換ソフト「ウィニー」による県警の捜査資料が流出したことから、同年 7 月、県警捜査一課が支出した捜査報償費約 17 万円の返還を命じるよう求めて提訴(ウィニー訴訟)する等、次々と愛媛県警の裏金疑惑を追及した。

これらの訴訟等については、平成 18 年 6 月、県人事委員会が「人事権の乱用」として配置転換取り消しを裁決、平成 19 年 9 月、松山地裁は国賠訴訟の判決で、配置転換等はいずれも違法で、本部長の関与も認定、県に慰謝料 100 万円の支払いを命じた。

ウィニー訴訟は、平成 22 年 4 月、控訴審で原告側が逆転勝訴、県側が上告を断念したため確定した。

警乗手当訴訟は、原告側が一審で敗訴し、控訴、上告するも平成 22 年 8 月、最高裁が上告を受理せず、原告仙波氏の敗訴が決まった。

当時、内部告発する警察官を支援する目的で設立された「明るい警察を実現する全国ネットワーク」(現代表 清水勉弁護士 東京)の代表だった原田宏二(現「市民の目フォーラム北海道」代表)は、仙波氏に対する支援が必要と認め、平成 17 年 2 月には、市川守弘弁護士(札幌)とともに、「支える会」が主催する集会(松山市)に参加、今後の取り組みで連携することを約束した。

その後、平成 18 年 8 月、原田代表が「警察VS警察官」(講談社)を出版。

その第一章「愛媛の巖窟(がんくつ)王の執念」で仙波氏が全国初の現職警察官による実名告発に至った動機や、背景などを明らかにした。

平成 18 年 9 月には、国家賠償請求訴訟で、原田現代表と当フォーラムの斉藤邦雄事務局長が原告側申請の証人として出廷し証言台に立った。

平成 20 年 2 月、国賠請求訴訟控訴審(高松高裁)では、弁護団の一員で北海道警の不正追及に当たってきた市川守弘弁護士が意見陳述をした。



2010(平成22). 10. 11(月)山形県警でも不正経理、5 県警の総額約 20 億 8 千万円

警察の裏金づくり、「捜査費」から「預け」にシフトか

物品購入の水増し請求、物品発注を装って業者にプールする「預け」、発注した物品と異なる物品を納入させる「差替え」、物品が納入される前に代金を先払いする「先払い」等、警察や県庁による物品購入をめぐる不正経理が後を絶たない。

最近では、平成19年に宮崎県警、平成20年に岩手県警、平成21年には熊本県警で発覚、平成22年2月には千葉県警でも明るみに出た。警察のこうした不正経理については、このホームページ「裏金の基礎知識」の「警察の裏金システムの始まりと終わり」で詳しく触れたが、こうした手口による不正経理がまだ続いている。

今年(平成22年)2月には千葉県警に続いて、神奈川県警と福井県警で、さらに7月には石川県警、そして9月には山形県警でも不正経理が明らかになった。5県警の不正経理の総額は約20億8千万円に及ぶ。

その概略は以下のとおりだ。(マスコミ報道から)

千葉県警 平成15～20年度 物品購入費(国費)、消耗品費(県費)

県警本部、警察署96部署で「預け」等で約5億7千万円、損害額2,486万円、国と県に管理職負担で返還予定。

用途～私的流用なし。

神奈川県警 平成15～20年度 賃金、旅費、需要費、役務費、備品購入費

県警本部、警察署延べ 526 部署で「預け」等で約 14 億 310 万円、約 1 億 1300 万円返還予定。

使途～備品購入、事務用消耗品購入、事件解決の打ち上げ、金券ショップで換金。

私的流用なし。

福井県警 平成 16～21 年度(8 月まで)需要費(消耗品費、印刷製本費)

調査対象 全所属(46 所属)「預け」等で約 1,564 万円、損害額約 289 万円返還予定。

使途～ドリンク剤、ビール券、空気清浄機等の購入、捜査本部や協力団体の慰労や謝礼、私的流用なし。

警察本部長以下 126 人を処分。

石川県警 平成 15～20 年度 需要費(消耗品費、印刷製本費、修繕費)

調査対象 会計課・全 15 警察署、「差替え」等で約 4,150 万円、約 300 万円を返還予定。

使途～決裁用印鑑、香典袋を購入、私的流用なし。

山形県警 平成 16 年～21 年度 物品購入費

警察本部、警察署(19 部署)、「預け」、「差替え」等で約 4,980 万円、約 340 万円返還予定。

使途～のし袋、のし紙を購入。私的流用なし。監査書類の改ざんも発覚。

なお、山形県知事部局では、平成 19 年度と 21 年度にも不正経理が発覚している。

「不適正経理」と「裏金づくり」

こうした不正経理について、関係の県警もマスコミ各社も「不適正経理」あるいは「不正経理」等と表現し「裏金づくり」という表現は使っていない。

その「不適正経理」の内容について神奈川県警の「経理処理に係る庁内調査」では、次のように分類している。

(1)「預け金」

預け金とは、業者との契約において、契約した物品が納入されないのに納入されたとする内容の関係書類を作成することなどにより代金を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるもの

(2)「一括払い」

一括払いとは、正規の会計経理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする内容の関係書類を作成することなどにより一括して代金を支払うもの

(3)「差替え」

差替えとは、契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの

(4)「翌年度納入」

翌年度納入とは、物品が翌年度に納入されているのに、現年度に納入されたとする内容の関係書類を作成し代金を支払うもの

(5)「先払い」

先払いとは、物品が納入される前に、これらが納入されたとする内容の関係書類を作成するなどして代金を先に支払うもの

(6)「前年度納入」

前年度納入とは、物品が前年度に納入されていたのに、物品が現年度に納入されたとする内容の関係書類を作成し、代金を支払うもの

(7)「契約前納入」

契約前納入とは、契約手続を行わないまま物品を納入させていたのに、物品が契約締結後に納入されたとする内容の関係書類を作成し、代金を支払うもの

北海道警の「捜査用報償費等特別調査結果報告書」(平成16年11月22日)でも、「不適正な予算執行」あるいは「不正経理」という表現が使われて「裏金づくり」という表現は使っていない。

辞書で「裏金」を引くと、「取引などを有利に取り運ぶため、表向きとは別に相手につかませる金銭(広辞苑)」とか「表向きの帳簿には別の名目にしたり、記載もせずに集める資金。隠し金(大辞林)」とある。

裏金づくりを「不適正な予算執行」としていた北海道警は、北海道議会総務委員会でその内容を追及され「正規の手続きを経ず、(本来)執行できない経費に用いるとともに、事実と異なる会計書類が作成されていたことだ。」と説明し「裏金とは何かは、執行手続きや費目、用途によってさまざまな見方、とらえ方があろうと思われるが、裏金と言われるのであれば、そのようなものと言わざるをえな

い。」と「不適正な予算執行」と「裏金づくり」とは同一であることをしづしづながら認めている。

今年、明らかになった5県警の「預け」等の不正経理の中身も、この北海道警の議会答弁にほぼ合致する。

そして、警察の対応も全く同じだ。内部調査→私的流用なし→返還→内部処分→再発防止策提示→幕引きというパターンだ。どこをとっても「不正経理」と「裏金づくり」とは同じで、同義語であることは明らかだ。

生き残った警察の「預け」等による裏金づくり

一説では、警察の裏金づくりのルーツは戦前の特高警察の機密費にあるとされるが、戦後もその一角を垣間見せながらその全貌は明らかになることはなかった。

平成7年代には、市民オンブズマン活動が活発となり、全国25都道府県庁で「官官接待・カラ出張」が明るみに出たが、警察の裏金づくりは明るみに出ることはなかった。

その後、情報公開法の制定等もあり、警察の裏金づくりにも変化が出始めた。平成11年に連続発生した警察の深刻な不祥事に際し、民間有識者による警察刷新会議が、警察の予算執行について「国見の根深い不信感が明らかになった。予算執行について情報公開は最大限に徹底されなければならない。」と指摘したこともあり、警察庁は主として捜査費等を原資とする予算の在り方の見直しを指示、平成13年度からは「捜査用諸雑費制度」を導入した。しかし、平成15年から16年にかけて、高知県警、北海道警等、全国各地で捜査費等(県費の捜査用報償費を含む)や旅費等を原資とする裏金づくりが発覚する。

物品購入をめぐる組織的な裏金づくりが発覚したのは香川県警だった。平成14年3月、香川県庁や香川県警などが、平成8年度から平成13年末まで、約8億3,500万円を物品購入の際に公金の支出額を水増し、裏金としてプールしていたことが発覚している。

しかし、こうした物品購入をめぐる裏金づくりは、今始まったものではない。北海道警でも、平成17年11月、業務上横領や詐欺の疑いで会計職員を逮捕したが、その手口は業者からの請求書の金額を水増したり、架空の支払伝票を作成するなどしたものだった。その裁判で会計職員は「自分が歴任し

た部署では、以前からどこでもやっていた。昔からの警察の悪い習慣」と証言している。このほか、北海道警の某警察署で物品購入費を原資とする裏金づくりが行われていたことを示す裏帳簿が明るみに出ている。

平成15年以降、全国で捜査費等を中心とする裏金づくりが発覚したのに拘らず、最近になって、これだけ「預け」等の物品購入をめぐる裏金づくりが続くと、これは捜査費等を原資とする裏金づくりが難しくなったために、警察が物品購入を利用した裏金づくりに本格的にシフトしたとしか思えない。

捜査費等を原資とする裏金づくりでは、末端の警察職員にニセ領収書等を作成させる必要があるところから、末端の警察職員による内部告発等を招きかねない。長年にわたり、組織的な裏金づくりで甘い汁を吸った警察組織が、そう簡単には公金に対する意識が変わるわけもない。「預け」等による裏金づくりなら、会計担当者取引先の業者だけで可能だ。取引を続けたい業者の口は堅い。いわば、持ちつ持たれつの共犯関係が成立する。警察の裏金づくりが、その原資を捜査費等から「預け」等による裏金づくりにシフトして生き残ったと言われても仕方があるまい。

何も変わらない「職員の公金に対する意識」

北海道警の「捜査用報償費等特別調査結果報告」(平成16年11月22日)では、不適正な予算執行が行われた背景等について、以下のように述べている。

○所属長、その補助者の次席等、捜査員の多くが正規の会計手続きに則り執行しなければならぬという重要性の認識が不足ないし欠如していた。

○日常の捜査活動の効率性、機動性を考慮し、予算執行が現実によりやすいよう捜査活動に要する経費として月初めに交付していた。

○部外との交際経費や捜査員の士気高揚のための激励経費等に使用するため、捜査活動以外の経費に支出され、執行事実と異なる支出関係書類が作成されていた。

千葉県警の「経理問題に係る調査結果報告」(平成22年2月4日)では、職員の意識について、次のように説明している。

○予算を使い切ることを良しとするなど職員のコンプライアンス意識が低下していた。

○事件事故の発生に伴う、現場からの物品調達の要望に速やかに応えたい、緊急時に備え予め物品を確保しておきたいという気持ちが強く働き、業務上必要な物品を購入するのであれば私的に流用するのでない限り、ルール違反はある程度許容されるのではないかという甘えの意識があった。

○不適正な経理処理について漫然と認識していながら、長年の慣習や前例踏襲により、問題意識を持たず、是正がなされなかった。

山形県警の「会計経理に関する自主調査結果」(平成22年9月28日)では、不適正な経理処理の発生原因の筆頭に、以下のとおり「公金を取り扱う職員の意識」に問題があったと指摘している。

○現場活動支障をきたさないようするためには、正規の会計手続きを省略・逸脱しても緊急避難的にある程度許されるという認識があった。

○会計年度区分を承知していながら、年度末に残った予算を有効に活用したいという行きすぎた意識があった。

長年にわたる組織的な裏金システムの存在を認め、国と北海道に約9億6千万円(約3億9千万円の使途不明金を含む)を返還した北海道警は、その際、「適正かつ効果的な予算執行のための改善方策」を打ち出している。

その第一にあげられていたのが「職員の公金に対する意識改革」だった。しかし、その点に関する千葉県警や山形県警の調査結果をみると何も変わっていないことが分かる。と同時に、共通しているのは、目的のためには多少の違法行為は許されるといった警察の思い上がりとコンプライアンスの欠如だ。

本当に「私的流用」はないのか

今年になって問題になった5つの県警の内部調査結果では、いずれも「私的流用はない」と結論づけている。

「私的流用」とはいったい何を意味しているのか。北海道警の裏金に関する北海道監査委員の特別監査では、当時の徳永光孝代表監査委員は「正規支出以外は、すべて私的流用だ」と指摘した。

これは、一般の国民の認識だろう。

北海道警の裏金問題で、当時の道警総務部長などは、私的流用の定義について「組織の立場を離れた個人的な利得」としている。また、「捜査用報償費等特別調査結果報告」のなかで、裏金の使途について「退職者を含めた所属長、次席等から個人的な飲食、遊興、上納、幹部職員への餞別及び上級組織の接待などについて、聴取した結果、組織の立場を離れた個人的な利得の事実は把握されなかった」としている。どうやら、警察では「組織の立場を離れた個人的な利得」が私的流用ということらしい。

「組織の立場を離れた」とは一体何を意味しているのか不明だが、当時の北海道警警務部長は、「組織を離れて私利私欲に走れば刑事責任も問われる」としているところから、私的流用とは「刑事責任を問われるような違法行為」を指しているのだろう。

千葉県庁の不正経理では、農林水産部農林水産政策課の職員が、取引関係のある事務機器業者から事務用消耗品を購入した事実が無いのにこれがあるように装い、内容虚偽の支出負担行為支出伝票を上司等に提出してその支払を請求し、当該事務機器業者の口座に入金させた後、業者に指示して返金させ、公金を詐取したとして、3人もの職員が詐欺容疑で逮捕されている。

どうやら、警察のいう「私的流用」もこのようなケースを指すらしい。違法な手続きで予算を執行して公金を詐取し、それを組織のために飲食、遊興、上納、幹部職員への餞別及び上級組織の接待などに使っても、「組織の立場」を離れていないから、私的流用には当たらないという理屈だ。これも一般の国民には良く理解できない。

千葉県の「経理問題特別調査結果報告書」(平成21年9月9日)によると、警察本部を含む401の所属の需要費(主として消耗品費)支出について調査を行っている。(警察本部は自主調査)その支出額は64億8,700万円で、うち29億7,800万円(45.9%)が不適正処理されていたという。この報告書によれば、納入された物品等について、不適正処理の度合いにより、a～gまで7段階に区分している。

(a～dまでは省略)

e～公金の支出として不適当だが、現物を確認することができ、かつ、職場において使用していたもの

(将棋盤など)

f～公金の支出としては不相当で、消耗品等であり現物を確認することができないが、組織として使用した

もの(賞品、飲食物など)

g～その他、私的な流用があったものや、業務や職場における使用・納入が確認できず使途が不明なものなど(私的流用が疑われる金券類など)

この報告書でも「私的流用」とは、詐欺等の犯罪行為に該当するような悪質なケースや、業務や職場における使用・納入が確認できず使途が不明なケースを指していることが分かる。千葉県庁の内部調査では、業者に帳簿を提出させたり、所属の預金通帳の調査を行っているようだが、必ずしも完全なものではないようだ。

本来、裏金の使途は裏帳簿だけに記載されている。正規の会計書類に記載されているわけではない。したがって、裏帳簿がないままで私的流用があったか、なかったかを論ずるのは、本来ナンセンスなことなのである。北海道警の内部調査でも「私的流用は確認されなかった。」と結論づけているが、これも裏帳簿に基づく調査ではなかった。今年になって問題になった5つの県警の裏金問題はいずれも「私的流用なし」と結論づけてはいるが、これもかなり疑問であると言わざるを得ない。

「予算の不正執行の処罰に関する法律」(仮称)の制定が必要だ

千葉県庁の「経理問題特別調査結果報告書」では、不適正な経理処理を行った職員に対する処分
の目安が示されている。前述の区分で、aは嚴重注意、b～fまでは文書訓告、最も悪質なgについては、

ア～個人的な費消が認められ、金額やその他の事情を考慮し、悪質と考えられる事例 免職、停職
(管理監督者)減給、戒告

イ～個人的な費消が認められるが、金額やその他の事情を考慮し、悪質とまでは言えない事例 減
給、戒告(管理監督者)、文書戒告

ウ～個人的な費消は判明しないが、金額やその他の事情を考慮し、悪質と考えられる事例 免職、停
職 減給(管理監督者)減給、戒告、文書訓告

エ～有価証券等を現金化したが、業務に使用したか確認できない事例 戒告(管理監督者)文書訓告

となっている。

会計担当者は、悪質なケースでない限り免職にはならないし、管理監督者は重くても減給程度の処分です。

会計担当者が詐欺等の悪質なケースで逮捕されても、管理監督者は共犯関係が立証できない限り刑事責任が追及されることもない。

過去の例でも、裏金づくりで刑事責任を追及された公務員はほとんどいない。ときには告発の対象になることはあっても、ほとんど起訴されることもない。仮に、起訴された職員がいたとしても、ほとんどが組織の末端の会計担当者等だけである。会計上責任のある幹部が刑事責任を追及された事例は聞いたことがない。

その理由は、裏金づくりが長年の慣行として組織的に行われているため、個人犯罪を対象としている現行の刑法の詐欺、横領といった規定の適用が難しい点にある。捜査の技術的な面でも、膨大な予算執行事実を会計書類に基づき、犯意を裏付けし、幹部との共犯性を立証し、個別に立件していくことは極めて困難を伴う。しかも、裏金の性質上、その用途は裏帳簿が存在してはじめて明らかになるが、これまで発覚した裏金疑惑では裏帳簿の現物が明らかになった事例はごく一部にすぎない。

そのため、内部調査でも、私的流用がなかったと結論づけられ、単なる予算の流用に過ぎないといった弁解がまかり通っている。

一方、先にも説明したが、裏金づくりに関する官庁の内部処分は極めて軽い。懲戒免職になるのは末端の職員であり、裏金を使ったのではないかとされる幹部はごく軽い処分ですまされているのが実情である。

最近、政治家と金の問題が国会などで取りざたされている。政治家については、不十分とはいいながら、政治資金規正法や公職選挙法である程度の規制がある。ところが、これだけ官公庁の裏金づくりが繰り返し明るみに出ているのに関わらず、公務員と金の問題についての法規制は皆無に等しい。

ここに、公務員の裏金づくりが根絶できない要因の一つがある。もはや、官公庁の自浄作用と公務員の倫理観に期待することはできない。国、地方とも財政が厳しい折から、これ以上国民の税金である予算の不正使用を看過することはできない。

「会計担当官」「支出負担行為担当官」「捜査費取扱責任者」「旅行命令権者」「捜査費取扱者」「資金前渡官吏」等を処罰対象とし、予算執行に不正があったことが明らかになったときには、即、処罰する「予算の不正執行の処罰に関する法律」(仮称)の制定する必要がある。



2010(平成22). 10. 1(金) **OBに頼まれて 情報漏えい**

道警OBと現職警察官の関係に問題はないか

このところ、北海道警察(以下、道警という)では、警察官による個人情報の漏えいや捜査情報の悪用などが毎月のように発覚している。

今年6月には、道警本部生活安全部少年課の統括官・警部(59歳)が、事件の捜査で知り合った男性に頼まれ、傷害事件被害者の名前を教えて懲戒免職になった。

同警部は、被害者の住所や名前、携帯電話の番号を教えたという。道警監察官室によると、辻尾警部7月には、札幌の白石署留置管理課の巡查(28歳)が看守として勤務中に知った情報を悪用し、会社社長から現金を脅し取ろうとして、恐喝未遂の疑いで逮捕された。

8月には、道警稚内警察署刑事課の巡查長(34歳)が、逮捕した被疑者から押収した携帯電話に登録されていた電話番号をコピーし、数人の女性に無言電話をかけたという。

道警はこの巡查長を北海道個人情報保護条例違反(目的外収集)の疑いで書類送検し、懲戒免職にした。

9月15日には、札幌の厚別署地域課の男性巡查部長(57歳)が、元上司だった道警OBから依頼を受け、このOBの知人女性の生まれた年を道警内部で照会して教えたとして、道警は地方公務員法違反(情報漏えい)の疑いで、巡查部長を書類送検し戒告の懲戒処分にした。

情報を漏らすようにそそのかした札幌市内の60代の元道警警部補も同法違反の疑いで書類送検した。

道警監察官室によると、巡查部長は3月中旬、元警部補から札幌市内の飲食店従業員の40代の女性の生まれた年を調べるよう頼まれ、警察署の端末で照会して教えたという。

女性が5月、「(元警部補が)教えてもない自分の年齢を知っている」などと道警に相談し、発覚。巡查部長は女性と面識はなく、照会の目的も知らなかったといい、「元上司の頼みで断れなかった」と話している。

一方、元警部補は「好きな女性の年齢を知りたかった」と話しており、道警は6月、元警部補をストーカー規制法に基づき女性に付きまとわないよう警告していた(平成22年9月16日 北海道新聞)。

道警の情報管理の実態については、このホームページ

22.7.17(土) [続く、続く、続く、道警の不祥事](#)

留置場看守が、恐喝未遂、酒酔い運転、泥棒...

22.7.5(月) [今度は、道警本部少年課統括官\(警部\)が懲戒免職](#)

身内には甘い、道警の情報管理と人事管理

で詳しく述べた。

今回は、現職警察官が退職した元上司に依頼されて、情報を漏えいしたというケースだ。

この巡查部長は情報漏えいの動機について「元上司の頼みで断れなかった」と話したという。

60歳を過ぎた元警部補がストカ行爲で警告されたり、「好きな女性の年齢を知りたかった」という動機もあきれたものだが、巡查部長も情報を漏洩することが違法だということを知らなかったわけでもあるまい。

違法と知りながら要求に応じたとするなら、断れない理由があるはずだ。

この2人の情報管理に関する認識の甘さも驚きだが、一方には、道警が現職警察官と退職した警察

職員(道警 OB)との関係について、職員に対してどうあるべきかを明確に示していないのではないかと
との疑問を持つ。

警察は階級社会だ。階級が上であればシロもクロになる世界だ。下意上達のない世界だ。それが退職後も続いているのではないか。”警察一家意識”みたいなものがあるのではないか。現職警察官と道警 OB とはどんな関係にあるのか、今回の事件の背景を探ってみた。

互いに助け合う現職警察職員と警察OB

道警 OB を表向き仕切るのは、(社)北海道警友会(警友会)だ。

警友会は道警の組織と同じように北海道を 5 つの方面管内に分け連合支部を置き、その下に各警察署に対応して支部が置かれている。その事務局は道警本部庁舎内にあり、専務理事には歴代方面本部長経験者等、警視正以上の OB が就任している。

会長や役員には、方面本部長経験者など警視正あるいは警視以上の元上級幹部が、支部長にも警察署長経験者等の元上級幹部が就任することが多い。ほとんどの退職者が加入するとされ、会員数は約 4,664 人である(「北海道警友会 50 年の歩み」から)。

警友会は、月に 1 回「けいゆう北海道」なる機関紙を発行している。それには、警察官採用同期の動向を知らせる「同期会通信」、警察署の交通安全運動や防犯運動に参加、協力した「支部の活動」等のほか、会員とその配偶者の死去を知らせる「訃報」の記事が掲載されている。

会員が死去した時には、その地区の支部長が葬儀委員長を務めるのが慣例になっているようだ。

警友会と警察学校との関係も見逃せない。警友会会長は恒例の警察学校の入校式、卒業式に参列し祝辞を述べるほか、警友会では平成 13 年から警察学校初任科の学生を対象とした教養講座「警察史」に講師を派遣している。講師は、いずれも、警視正以上の方面本部長経験者や警察署長経験者だ。この元上級幹部たちは、長年にわたる道警の裏金システムの体験者のはずだ。

学生たちに警察史を教えるなかで、長年にわたる道警の最大の汚点である裏金問題についてどんな説明をしているのか興味深い。歴史の真実を語るこそ、再び同じ誤りを犯さない道警の再生につながると思うのだが。さてどうか？

また、道警には、警察職員を大量動員する大規模な警備実施のため不在となる交番で、各種届け出、通報等を警察署に取り次ぐなど支援活動を行う交番協力員制度がある。

平成 14 年 6 月に開催された「ワールドカップサッカー大会」の警備では、道警本部長から警友会会長に協力要請があり、14 日間にわたり、道内 23 警察署の 66 交番に警友会会員 460 人が動員された。これをきっかけに「交番協力員制度」が発足、平成 20 年 7 月の北海道洞爺湖サミットの中でも、道内 24 警察署の 92 交番に警友会会員 685 人、延べ 1,366 人が動員された。

道警と警友会の関係を考えるとき、忘れられないのは、裏金返還での助け合いだ。道警の内部調査の結果、平成 16 年 11 月、道警は約 9 億 6 千万円を国と道に返還を余儀なくされたが、返還金は警部以上の階級の現職幹部(約 1,450 人)と道警 OB(約 450 人)が、それぞれの階級に応じて、23 万円から 250 万円を拠出、その総額は約 12 億数千万円に上ったとされ、平成 17 年 11 月には返還を完了した。

拠出金集めは、当時の道警本部長から関係者に文書で要請されたが、警友会会長も「後輩現職諸氏の負担を軽減するため」として退職者全員に拠出を呼びかけた。

道警 OB の拠出額は約 3 億 1,600 万円だったが、呼びかけの約 2 ヶ月後には約 2 億 8 千万円を集め、拠出金の減額を申出た者は 59 人、拒否した者はわずか 4 人だったという。

拒否した OB の中には、大勢の前で罵倒された者もいたという。

この結果は、道警の警部以上の幹部職員が、長期間にわたり道警の裏金システムに深くかかわっていた事実を如実に示すとともに、道警 OB のすぎましいばかりの組織力に恐ろしささえ感じる。

そして、道警 OB の大半には、退職後も“警察一家意識”が色濃く残っていることを物語っている。

一方では、警友会に対する批判もある。

警友会は「警察活動への協力や警察活動に対する道民の理解と協力を深めるための支援活動」を目的に設立されたとしながら、事業活動収入の大半が運転免許更新時等に必要な「収入証紙」の販売手数料(平成 19 年度約 1 億 7,149 万円)で、そのうち約 1 億 1,485 万円が人件費に充てられていると週刊誌に指摘された。その中で警友会の会員が「警友会の内実は、道警 OB の”親睦団体”。(収入

証紙の販売は)道警 OB を養う人件費を確保したいためとしか思えないのです。」と週刊誌で語っている。つまり、警友会は公益法人を標榜しながら、道警 OB、特に、幹部の再就職先に過ぎないのではないかという指摘だ。

また、会員の中にも、警友会の運営に現職当時の階級制度が持ち込まれているとの批判があることも事実だ。確かに、年に 2 回の総会では、ひな壇に元上級幹部の役員たちがずらりと並んでいる。さながら、全道署長会議のようだ。こうしたことに批判的な会員は、役員になることを辞退したり、途中で退会する者もいるという。

定年退職後も居座る道警OBたち

最近は定年退職した道警 OB を再雇用する制度が行われている。

その一つが「嘱託相談員制度」だ。

主として道警を 60 歳で定年退職した職員を非常勤職員として、1 年更新で 70 歳まで雇用するというものだ。月額報酬は 15 万円だ。

職種は、交番相談員(住民の相談の聴取、遺失・拾得届の受理、地理案内等)、警察安全相談員(住民からの警察安全相談の受理等)、スクールサポーター(児童等の非行防止と安全確保に関する活動及び少年相談の受理等)である。

この制度は、当初は空き交番対策として、警察 OB を交番に配置したことから始まったが、現在は交番だけではなく、警察署や北海道警察本部、方面本部にも配置されている。

スタートの時点では、主として警部補以下の警察官を対象としていたが、昨今の経済不況の影響から民間企業の雇用情勢が厳しくなり、退職警察官の再就職の斡旋も困難になってきたことから、その対象も警部クラスの退職警察官まで範囲を拡大しているようだ。

現場の警察官の中からは、先輩や元上司がドンと椅子に踏ん返っていることに、迷惑だ、却って邪魔になるという声も聞こえてくる。

平成 14 年度からは「再任用制度」も始まった。この制度は、団塊の世代の大量退職に備えてベテランを若手警察官の指導者として確保するという名目で当初は警視クラスを対象としていたが、現在で

は警部以下の階級まで拡大されているという。

平成 22 年の定年退職者の再就職先をみると、警視正以上の方面本部長、札幌市内署長等、参事官級の警視は外郭団体や有力民間企業に天下りしているようだが、警察署長等の所属長級の警視の一部やそれ以外の警視の「再任用」も目立っている。

「再任用」は、退職時の階級のまま1年間に限って任用する制度だ。待遇は、現役時代よりは下がる。道警では、「再任用制度」を平成 14 年度に導入したが、警察部内の評判が悪く、希望する者はほとんどいなかったという。しかし、昨今の経済不況の影響で民間企業が退職警察官を受け入れる余裕がなくなった上に、団塊の世代の警察官の大量退職期を迎え、警視クラスでも「再任用」を希望せざるを得なくなっているという。

「嘱託相談員制度」にしても「再任用制度」にしても、現職警察官と警察 OB との関係を曖昧にしていることは事実だろう。

道警OBの天下り先

警察 OB と現職警察官の情報漏えい事件で思い出すのは、平成 15 年 1 月、大阪府警の現職警察官(交通課巡查部長 当時 42 歳)が、いずれも府警 OB でコンサルタント会社経営者(当時 62 歳)と役員(当時 51 歳)に頼まれ、軽四自動車の車籍照会で得た個人情報を漏らしたとして、3 人が地方公務員法違反(守秘義務違反)の疑いで逮捕された事件だ。

こちらは、警察 OB が退職後の業務に関して現職警察官を利用したケースだが、毎年、大勢の道警 OB が、北海道公安委員会(道警)が所管する公益法人や警察業務に密接な関係のある企業等に天下りする。

警友会名簿からその実態を探ってみよう。道警の場合には、道警本部厚生課に退職者の再就職先の開拓するセクションがあり、再就職先の斡旋は人事の一環として、人事を担当する警務課が行っている。

道警 OB の再就職先で目立つのは公益法人だ。北海道交通安全協会(安協)、北海道指定自動車教習所協会、北海道警友会、北海道防犯団体連合会、北海道安全運転管理者協会、北海道警備業

協会、北海道暴力追放センター、日本防災通信協会、自動車安全運転センター等々である。

こうした公益法人への再就職できるのは、主として警視以上の幹部で、在職中の階級と幹旋先の報酬額によりランクづけされ、退職時のポストのランクに応じて幹旋先が決まる。

無論、上級幹部ほど報酬は高額になる。

公益法人の中でも道警 OB の数が多いのは安協だ。上は専務理事から運転免許更新の講習に従事する嘱託職員まで幅広く道警 OB の最大の天下り先になっている。

全道の安協の常勤役・職員は 410 人(ほかに非常勤 125 人)で、道安協の専務理事には 道警の方面本部長経験者等が、道安協の 4 人の常務理事と各方面安協の専務理事(事務局長)は主として警察署長経験者等の道警 OB が就任している。常勤役職員のうち、道退職者は約 48%とされる。

役員の平均年収は約 600~800 万円、職員の平均年収は約 250 万円前後である(平成 19 年度関与団体点検評価調書から)。

安協をはじめ、北海道公安委員会(道警)が主管する公益法人は、設立後もその本来の公益性から逸脱することのないよう、北海道公安委員会(道警)の指導監督を受けることになる。

しかし、多くの公益法人の役員等には道警 OB、それも、現職時代には上級幹部だった OB が就任している。

こうした公益法人に対して、現職幹部が厳格な指導監督ができるのかはなはだ疑問だ。

安協については、以前から「交通安全協会の役員の中には、補助金、道の委託事業等の収益の上にどっかりとあぐらをかき、高額報酬を保障されながら、安協の悪しき体質を改善しようとする意欲もない」という批判があった。

ここにきて、安協が長年独占してきた道警発注の委託事業にも、一般競争入札が順次導入されたため、運転免許写真撮影やデータ入力の窓口業務等、運転免許更新等の一部を民間企業に奪われ、平成 22 年 3 月には職員を解雇せざるを得ない事態となっている。

このことについて、道警は「企業が運転免許関連業務を受注した例は全国的にも珍しい」と言い、業務費用の大半を人件費が占めることについて、事務局長は「アルバイトも多く人件費が低い民間には太刀打ちできない」と言ったという(平成 22 年 6 月 13 日 北海道新聞)。

道安協には、歴代役員に道警の幹部 OB が多いほか、職員の半数近くも道警 OB が占めるとみら

れ、民間企業に比べて人件費は高い。受託事業が減ったため、道安協は月、職員約 310 人のうち嘱託職員ら 25 人の解雇に踏み切った（平成 22 年 6 月 13 日 北海道新聞）。

道警といい、安協の幹部といい、なんという「親方日の丸」的感覚だろう。そして、末端の嘱託職員のクビを切ることでその場を凌ぐ。道警の不祥事対策のトカゲのしっぽ切りと同じだ。

このほか、民間の企業では、警備業業界、遊技場業界、自動車教習所、運輸・交通業界、建設業界、金融・保険業界、ホテル業界、小売業業界等の民間企業に多くの道警 OB が天下っている。

これらの企業は、公安委員会の許認可等が必要な業態だったり、その経営をめぐり客との間で何かとトラブル等の多い業態だ。なかには、道警が発注する工事等の入札情報が必要な企業や社員の採用にあたって身元調査が必要な企業もある。

つまり、何かと警察にお世話になる業界なのだ。その窓口になるのが雇われた道警 OB だ。OB から相談を持ち込まれると、現職警察官は相手が先輩 OB や元上司には厳しい対応はできない。無理な要求があっても受け入れざるを得ない。道警 OB を雇用する営利を追求する民間企業の目的もそこにあることは否めないだろう。

無数にある私的親睦団体等

道警 OB の世界を考えると忘れてならないのが私的な親睦グループの存在だ。

表 向きの道警 OB の団体は警友会だが、それ以外にも、道警 OB による無数の私的な親睦グループが存在する。

例をあげると、組織別グループ、例えば、道警本部刑事部、生活安全部等の各部門別、警察署・課・隊等の所属別、階級別グループ、例えば、警視正以上のグループ、地域別グループ、例えば、札幌市内署長経験者のグループ等だ。

退職後に再就職した業界別のグループもある。例えば、金融・保険業界、警備業界、建設業界でのグループだ。そのほか特定の幹部を囲む会とか警察学校の同期会等もある。

これらのグループには〇〇会等と名称がつけられ、規約をつくり、代表者を決め、年会費等を集めて運営される。多くは定期的な懇親会、ゴルフコンペ等を中心とする行事を開催することで親交を温め

るというのだが、道警 OB の情報交換の場にもなっており、ときには、現職幹部を招待することもある。

こうしたグループが道警 OB の団結を陰で支えている。

先に述べた裏金問題の拠出金集めにも、大きな力を発揮したと言われる。

元熊本県警の「術科・体育指導室」首席師範が、息子の機動隊員だった息子(当時 22 歳)が自殺したのは機動隊員らによるいじめが原因だと熊本県警を訴えた訴訟では、原告は熊本県警 OB と機動隊員によるグループが深くかかわっていると主張している。このグループの中心となった現職の機動隊員は、原告の首席師範に対して、剣道訓練の実施についてクレームをつけたり、人事異動に抗議するなど公然と反旗を翻したことが明らかになっている。この訴訟では、被告の熊本県警はいじめはなかったと主張しているが、先日の口頭弁論で証言台に立った現職警察官は「いじめはあった。」と

証言した。原告は、県警上層部がこうしたグループの存在を知らず適切に対処しなかったことが自殺の背景になっていると訴えている。

北海道ではこうした事例は認められないが、こうした私的なグループは、一歩誤ると組織にとっての弊害を生む要因になる可能性を秘めている。

道警では OB との関係につて、現職警察職員に注意を喚起したこともあったようだが、警友会事務局が依然として道警本部庁舎内にあるなど、道警 OB が天下りした公益法人に対して、必ずしも、毅然とした姿勢を取ってはいない。

そうした点にも、現職警察職員と道警 OB との間に癒着を生む要因がある。



2010(平成22). 9. 27(月) 続々と重要事件の無罪判決

供述は取調官の誘導 供述調書は取調官の作文

このところ、捜査段階での被疑者や関係者の供述調書が信用できないとする無罪判決が続いている。いずれも世間の注目を浴びた事件だ。

9月10日に大阪地裁が厚生労働省の文書偽造事件(いわゆる「郵便不正事件」)について、9月17日には福岡高裁が看護師の傷害事件(いわゆる「つめはぎ事件」)で無罪判決を出した。

郵便不正事件は、村木元厚生労働省村木局長の無罪が確定し復職した9月21日、捜査を指揮した大阪地検特捜部主任検事を証拠隠滅の疑いで最高検察庁が逮捕するという、シロクロ逆転の何とも皮肉な展開を見せている。

郵便不正事件では、横田裁判長は関係者の供述調書について「人間の供述は、認識、記憶、表現の3段階で謝りが混入する可能性がある」とし、その供述調書について「誘導した可能性がある」と指摘、つめはぎ事件では、陶山裁判長は被告の捜査段階での供述調書について「警察官がつめをはがしたと決めつけ、その供述に沿って検察官が供述を誘導した」と指摘した。

最近では、捜査段階での取調べが信用できないとして、無罪が言い渡された事件が多いが、被告12人全員が無罪になった鹿児島県志布志市の選挙違反事件(国賠請求訴訟中)、連続強姦事件で別人を逮捕・起訴した富山県の氷見事件(国賠請求訴訟中)が記憶に新しい。

我が国の刑事裁判は調書裁判

我が国の刑事裁判は、前近代的な「自白偏重の人質司法」であると指摘されている。

これは、警察や検察が長期勾留制度の下、取調べに弁護士の立会いも認めず、その接見交通権も制限しながら、取調室という密室で執拗に自白を追及するというシステムを指している。

被疑者は、否認を続ける限り、証拠隠滅のおそれがあるとして保釈も認められず、自白しなければ、捜査当局から反省していないと情状面で不利な評価を受け、そのことはマスコミにも発表される。

今回の無罪判決でも、被疑者・参考人の供述調書の信用性が問題になった。

裁判で被告人が捜査段階の自白と違う供述をし、あるいは、参考人(証人)が捜査段階と違う証言をしたからだ。

刑事訴訟法では、強制や拷問・脅迫等によらない任意性に疑いがない自白は証拠となる能力がある(同法 319 条)。

参考人(証人)の供述調書は、特別に信用できる状況(特信状況)で作成されていれば証拠能力がある(同法 321 条)。

このため、被告人が裁判で捜査段階の自白を翻して否認したり、裁判で参考人(証人)が捜査段階とは違う供述をしたときには、捜査段階の供述調書を証拠として採用するかどうかを調べる手続きが必要になる。

証拠調べでは、取調官が証人として出廷しても、当然のことながら「拷問して自白させた」とか「誘導した」などと証言することはまずない。

その結果、捜査段階の供述調書に任意性や特信状況が認められ、裁判官は 2 つの供述のどちらが信用できるかを判断することになる。

しかし、裁判官は、多くの場合、捜査段階での供述調書を信用する。

結局、裁判で被告人や証人が何を言っても、最終的には、捜査段階の供述調書が有罪の証拠となってしまう。我が国の刑事裁判が、本来は法廷での証言を重視する「口頭主義」を建前としながら、現実には調書裁判と呼ばれる所以である。

「志布志事件」で鹿児島地裁は、捜査段階で容疑を認めた 6 人の被告の供述調書について、その任意性を認めて証拠採用したが、その判決では、「被告らの自白はいずれも信用できず、ほかに本件各公訴事実を認めるに足る証拠もなく、犯罪の証明がないことに帰するから、被告 12 人に対していずれも無罪の言い渡しをする」と稀に見る判決を言い渡した。

取調べと供述調書の原則と実態

警察の取調べに関しては、犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)に、事細かに決められている(第 166 条～182 条の 3)。

その冒頭、第 166 条(取調べの心構え)には、「取調べに当たっては、予断を排し、被疑者その他関係者の供述、弁解等の内容のみにとられることなく、あくまで真実の発見を目標として行わなければならない」とある。

つまり、取調べの目的は“真実の発見”にある。

さらに、その第 168 条には、任意性の確保について、次のように定めている。

○ 取調べを行うに当たっては、強制、拷問、脅迫その他供述の任意性について疑念をいだかれるような方法を用いてはならない。

○ 取調べを行うに当たっては、自己が期待し、又は希望する供述を相手方に示唆する等の方法により、みだりに供述を誘導し、供述の代償として利益を供与すべきことを約束し、その他供述の真実性を失わせるおそれのある方法を用いてはならない。

○ 取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならない。

取調べを行ったときは、特に必要がないと認められる場合を除き、被疑者供述調書又は参考人供述調書を作成しなければならない(第 177 条)。

そして第 179 条には、供述調書作成についての注意事項が明記されている。

○ 形式に流れることなく、推測又は誇張を排除し、不必要な重複又は冗長な記載は避け、分かりやすい表現を用いること。

○ 犯意、着手の方法、実行行為の態様、未遂既遂の別、共謀の事実等犯罪構成に関する事項については、特に明確に記載するとともに、事件の性質に応じて必要と認められる場合には、主題ごと又は場面ごとの供述調書を作成するなどの工夫を行うこと。

○ 必要があるときは、問答の形式をとり、又は供述者の供述する際の態度を記入し、供述の内容のみならず供述したときの状況をも明らかにすること。

○ 供述者が略語、方言、隠語等を用いた場合において、供述の真実性を確保するために必要があるときは、これをそのまま記載し、適当な注を付しておく等の方法を講ずること。

○ 供述を録取したときは、これを供述者に閲覧させ、又は供述者が明らかにこれを聞き取り得るよ

うに読み聞かせるとともに、供述者に対して増減変更を申し立てる機会を十分に与えなければならない。

警察の取調べで、こうした原則が忠実に守られているなら、冤罪等が起きるわけがない。何故、違法な取調べが後を絶たないのか。そのカギは取調べの本質にある。

憲法には「何人も自己に不利益な供述を強要されない」(第 38 条)とある。

それを受けて刑事訴訟法では、取調官に取調べに際して、被疑者に対してあらかじめ供述拒否権を告げることを義務付けている(第 198 条 2 項)。

罪を犯した人間にとっても無実の人間にとっても、犯行を認めることは不利益な供述であり、言いたくないというのが本心だろう。ましてや、無実の人間にとっては、体験したこともない事実を無理やり供述させられる訳だから、これはもう拷問に近いものになる。

取調べは、建前では不利益な供述は強要されないとしながら、その目的は、真実の発見ではなく、被疑者を自白に追込むことにある。

否認する被疑者に対しては、とかく説得の範囲を超えた強引な自白の追及にならざるを得ない。それが取調べの本質である。

しかも、元来、取調官と被疑者とは対等の関係にはない。取調官は攻撃する立場だ。

一方、被疑者は基本的には防御する立場にある。被疑者の取調べには弁護士の立会いは認められない。逮捕された被疑者は警察の留置場に勾留され、親族との接見は禁止され、弁護士との接見も制限される。取調べは密室状態の取調室で行われ、全ての取調べの状況が、逐一は録音・録画されることもない。被疑者は完全な孤立状態に置かれる。

取調官は被疑者に対して、心理的、物理的に圧倒的に優位にある。こうした常態下では、取調べの原則が守られたとしても、本当の任意の供述などはありえない。

被疑者の供述は、これを調書に録取することができる(刑事訴訟法第 198 条 3 項)。

これが、供述調書作成の法的な根拠だ。

郵便不正事件の判決で、横田裁判長が関係者の供述調書について「人間の供述は、認識、記憶、表現の 3 段階で誤りが混入する可能性がある」と指摘した。

この指摘は、ある意味では正しい。

しかし、これまでの冤罪事件では、被疑者、参考人の供述が、取調官によって捜査側にとって都合の良いように意図的にゆがめられてきたことにこそ問題がある。

何故、そんなことになるのだろうか。

その第1の要因は、供述調書には意図的あるいは無意識に取調官の主観が入るということにある。一般の人は「供述調書」と聞くと、供述した人の言葉が一字一句その通り記載されていると思うかも知れない。しかし、それは全くの勘違いだ。供述調書は取調官が供述人の供述を自分の頭の中で咀嚼して書くものだ。つまり、取調官の作文なのだ。

郵政不正事件で、関係者の一人は「全ての調書は、一般的なことを言ったり断片的に話したりしたことを検事が補った作文だ」と証言している。

取調官がヒントを与え供述を引き出す。これは供述の誘導だ。

巧みな誘導は、物理的な強制や拷問と違い分かりにくい。

微妙な表現で供述の内容が、意図的に変えられることもある。

「郵便不正事件」で横田裁判長は、「誘導した疑いがある」などとして、関係者の供述調書 43 通中 34 通を証拠として採用しなかった。

よくある例では、目撃者等による犯人かどうかの面割り供述で「はっきりしないが、似ている様な気がする」が供述調書の上では「あの人です」となったり「あの人に間違いありません」となる。

「氷見事件」では、似顔絵による面割りが誤認逮捕の決め手になった。

似顔絵は、被害者→作成者→目撃者(面割り)→供述調書作成者と多くの捜査員や関係者が存在し、それぞれの段階で主観が混入するものだ。

犯人特定の手法としては、極めて危険なものであることは捜査の常識だ。

もうひとつの要因は、取調官はいったん作成し供述調書の訂正に容易に応じないことだ。

前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて誤りがないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申し立てをしたときは、その供述を調書に記載しなければならない(刑事訴訟法第 198 条 4 項)。

犯罪捜査規範にも同様の規定がある。

ところが、取調官からパソコンでプリントアウトした供述調書を読み聞かされ、増減変更を申立てても、すんなりとは認められないのが実態だ。最近の取調官は、読み聞かせる前に、捜査主任官などの上司にその内容についてチェック受けるという。

特に、重要な事件や被疑者等の多い事件の捜査ではそうしたことが行われる。

捜査幹部が取調官が作成した供述調書を読んで、その内容に増減・変更を指示する。

その段階で供述内容は、事実上決まってしまうことになる。

警察の犯罪捜査は、組織として行われることが建前になっている。

末端の捜査員が、捜査幹部の指揮を受けて捜査するシステムである。

末端の捜査員は、上層部が決定した捜査方針に従って捜査を進めざるを得ない。

捜査方針、すなわち、その事件のストーリーだ。

それに従わない捜査員は、捜査から外されることになるのだ。

この点について、東京弁護士法律事務所のホームページに「調書の署名押印にあたっての注意」という具体的な記載がある。弁護士の多くの体験の中からの指摘だけに、警察の取調べの実態を的確に捉えている。その一部を引用させていただく。

取調べの最後には、捜査官が調書を読み上げ、被疑者に対して、間違いがなければ署名をした上で指印を押すように要求します。調書の表現のニュアンスはときに、微妙に被疑者に不利になっていることがあります。流れの中で偶然に起きたことが自分の積極的主導で行われたことになっていたり、よくわからないと答えたにもかかわらず「そう言われればそうかもしれません。」となっていたりと、自分が思って話したことと捜査官によって書かれた内容は少しずつ違っている可能性があります。細かいニュアンスや言い回しで、書かれた調書の内容の意味は全然違ってきますので、執拗に訂正を求め、納得するまでは絶対に署名してはいけません。

捜査官は「でも要するにこういうことだろう。」「いや事実はこうだから」などと言って、大体あっているのだから署名しろと言ってくることもあるかもしれません。しかし納得できない調書には絶対に署名してはいけません。

お奢れる者久しからず 検察・警察の思い上がり

検察官も警察官も犯罪捜査のプロということになっている。その真偽のほどはさておいて、犯罪捜査のプロたる者、万が一にも人を誤認逮捕したり、無実の人間を起訴することは許されない。特に、捜査の指揮に当たる捜査幹部の責任は重い。しかし、犯罪の捜査も所詮は人間のやることである。ときには間違いもある。そのことを自覚していれば、間違いに気がついたときに、ただちに捜査を打ち切り、誤りを認めて謝罪することもできる。捜査の経験が豊かな捜査幹部であれば、捜査方針が正しければ、捜査は自然に一定の方向に収斂していくことを知っている。収斂していかないときには、何処かで間違っただのではないかと疑ってみる必要がある。それができなければ捜査幹部は失格だ。

郵便不正事件の捜査を指揮した大阪地検特捜部主任検事は、押収したフロッピーディスクに記録された文書の作成年月日を検察側主張に合うように改ざんした疑いもたれている。これが事実なら、その時点でこの事件は起訴できないと認識していたことになる。

「志布志事件」も捜査当局が描いたストーリーで事件をでっち上げた冤罪事件だったが、捜査を開始した直後から、捜査を指揮していた幹部は、被疑者の供述の裏付けが皆無に等しいことなどを知っていたはずだ。この事件では、取調官が作成した「取調小票」を裁判で証拠として提出するかどうかを巡って、鹿児島地検と県警の間で協議されたという。

これを裁判に証拠として提出すれば、既に提出していた供述調書との矛盾が露見するからだった。

「氷見事件」では、被疑者を逮捕した後に、氷見市内で同一手口の強姦事件が連続発生していた。性的な犯罪が同じ手口で繰り返されるということは、捜査幹部としては常識だ。別に犯人がいるのではないかとの判断は容易だった。この種の事件では、被害者等から採取される精液から犯人の血液型やDNAの鑑定を行うのが常道だが、その鑑定はどうなったのか。現在もその存在は闇の中だ。鑑定結果があれば真犯人は別にいることが直ちに分かったはずだ。

恐ろしいことだが、検察官や警察官がその気になれば、捜査機関による証拠の改ざん、隠匿はいくらでも可能だ。国民の側にはそれを防ぐ手だてはない。

強制、拷問、脅迫による取調べや証拠の隠滅などはもはや犯罪行為であるが、そのほか供述の任意性について疑念をいだかれるような取調べ、みだりに供述を誘導したり供述の代償として利益供与

を約束する取調べも禁止されている。

こうした取調べの鉄則が守られないのは、警察内部に捜査手続きに関するコンプライアンスなどはみじんもないからだろう。それどころか、検察や警察の組織内に、正義の実現？のためなら多少の違法行為は許されるといった奢りがあるのではないか。

検察官や警察官が、正義とか公益を口にするときは眉唾ものだ。正義とか公益は、功名心や自己保身の代名詞と思った方がいい。本物の検察官や警察官はそんなことは口にしない。そして、これを口にしたときから権力の腐敗と暴走が始まるのだ。

冤罪を根絶するためには、被疑者の取調べの全ての過程を録音・録画する、いわゆる「取調べの可視化」が必要だとされている。菅改造内閣で新しく国家公安委員長に就任した岡崎トミ子氏は、9月21日の記者会見で「警察庁の研究会で、現在の取調べ中心の捜査の在り方や、おとり捜査などの新たな捜査手法の導入について論議を進めており、1年から2年後をめどに報告書をまとめることになっている」と述べている(9月21日NHKニュース)。

何ともものんびりした話だが、取調べの可視化だけで冤罪がなくなるわけではない。

前近代的な「自白偏重の人質司法」を支える様々な制度も変える必要があるからだ。

しかし、最も肝心なのは、捜査に携わる者の意識改革だろう。取調べの可視化は、案外検察官や警察官の意識改革のきっかけにはなるかも知れない。何しろ、取調べによる自白の追及こそが事件検挙の最大の手段になっているからだ。可視化はそこを物理的に監視することになる。可視化により、彼らが治安のバロメーターと称している検挙率は間違いなく低下する。だから、彼らは取調べの可視化に消極的なのだ。



道警よ、のど元過ぎて あの屈辱を忘れたのか？

北海道警察（以下、道警という）では、平成 15 年 11 月、旭川中央警察署の捜査用報償費を原資とする裏金疑惑が発覚、道警の予算執行調査委員会（以下、調査委員会という）が調査の結果、捜査用報償費だけではなく旅費等 6 費目を原資とする長年にわたる組織的な裏金づくりが判明、約 9 億 6 千万円を国と北海道に返還する羽目になった。

道警は、道民の信頼を根底から失い、法の執行機関として、筆舌に尽くし難い屈辱を味わったはずだ。

道警は、信頼の回復を目指して、職員の公金に対する意識改革をはじめ、会計文書の適正な保管・管理、監査機能の強化等の再発防止策を推進してきたとされる。

問題の発端になった捜査用報償費については、平成 16 年 4 月 1 日に「捜査用報償費取扱要領」を制定した。それまでこうした内部規定がなかったのも、捜査用報償費が本来の目的に使われず、大半が裏金に化けていたからだが、その概要は以下の通りだった。

- ・ 警察署等の副署長、次長等を捜査用報償費の資金前渡員として、その責任を明確化する。
- ・ 捜査用報償費は、資金前渡員から捜査員へ資金を直接交付する。
- ・ 報償費支出伺、支払精算書、領収証書等を資金前渡員の持つ証拠書類として明確化する。
- ・ 本人名義と異なる領収証書は徴取しないこととし、本人名義による領収証書を徴取することができない場合には、当該領収証書に代え、支払事実を証明する「支払報告書」を作成する。
- ・ 毎月の前渡資金出納計算書の提出時における証拠書類提出を明確化し、その審査を徹底する。
- ・ 資金交付等事務に対する内部牽制を確立する。

さらに、道警は、平成 21 年 8 月 21 日、全道の警察署長等に対して、捜査費等の適正かつ効果的な執行を図るように指示している。

その前にも「支出等関係文書の管理の徹底について」、「捜査用報償費取扱要領の制定について」等の通達を発している。

平成 21 年 8 月 21 日付通達の内容は、以下の通りだ。

1 捜査費等の適正かつ効果的な執行の基本

捜査に従事する警察職員（以下、「捜査員」という）は、捜査を的確に推進し、もって道民の信頼に応えていく上で、捜査費等の適正かつ効果的な執行が捜査の適正な遂行と密接に関わるものであることを自覚し、捜査費等の執行に関し、自らに課せられた責任を果たさなければならない。

2 捜査幹部の責務

警察本部及び各方面本部の捜査を担当する所属の長、警察署長及び捜査主任官等（以下、「捜査幹部」という）は、率先垂範して 1 に示した事項の徹底を図るとともに、捜査費等の適正かつ効果的な執行を確保するため、次の事項に留意しなければならない（以下省略）。

しかし、今回の道監査委員による定期監査の指摘は、そうした通達が何の役にも立っていないばかりか、道警では未だに捜査用報償費を原資とする裏金づくりが行われているのではないかと、との疑念を道民に抱かせるものでもあった。

長年にわたって続いた職員の公金に対する意識がそう簡単に変わるとは思えないが、たび重なる改善策がどうして効果がないのか。

それは、捜査用報償費制度そのものに問題があるからではないか。

平成 21 年度定期監査で捜査用報償費の是正・改善を要求

道監査委員は、昨年11月から本年8月までの間、北海道の529部局を対象に平成21年度の一般会計及び特別会計の監査を実施した。道警では、道警本部をはじめ道警の出先機関75箇所に対する監査が行われ、その結果が本年9月2日に公表された。

道警の裏金疑惑が発覚してから既に7年を経過した。

当時、約9億6千万円もの返還金を自腹で拠出した幹部もそろそろ退職、のど元過ぎて熱さを忘れたのか、道警は捜査用報償費の執行について、道監査委員から法令等に従った執行ではないと、数々の問題を指摘された。

以下に、「定期監査結果報告書」から捜査用報償費に関係する部分を抜粋する。

[指摘事項]

○ 道外捜査におけるレンタカーの借上げについては、事前にレンタカーを使用することが明らかでない場合には、通常の契約手続によりレンタカーを借り上げ、使用料及び賃借料で執行することとされ、旅行先で緊急にレンタカーを借り上げる必要が生じた場合などには、捜査用報償費で執行することとされているが、事前にレンタカーを使用することが明らかであり、かつ、通常の契約手続により借り上げることが可能であったと認められるにもかかわらず、捜査用報償費で執行しているものが、2件、15万3,840円あった。

また、犯罪の捜査等のために緊急を要するときは、捜査用報償費で高速道路使用料を執行できることとされているが、道外捜査において、帰庁するための移動など緊急性が認められない場合にも捜査用報償費で高速道路使用料を執行しているものが、4件、6,000円あった。（釧路方面本部）

○ 道外捜査におけるレンタカーの借上げについては、事前にレンタカーを使用することが明らかでない場合には、通常の契約手続によりレンタカーを借り上げ、使用料及び賃借料で執行することとされ、旅行先で緊急にレンタカーを借り上げる必要が生じた場合などには、捜査用報償費で執行することとされているが、事前にレンタカーを使用することが明らかであ

り、かつ、通常の契約手続により借り上げることが可能であったと認められるにもかかわらず、捜査用報償費で執行しているものが、2件、6万3,840円あった。

(根室警察署)

○ 捜査用報償費の執行において、事前に計画していた早朝捜査を実施する場合、又はデスクワークに従事していて退庁時間が遅くなった場合には、公共交通機関がないことによるタクシー代については、使用料及び賃借料で執行することとされているが、捜査用報償費で支払っているものが、21件、7万4,710円あった。また、捜査協力者に対し、捜査協力謝礼として現金を交付しているが、捜査協力者から徴した領収書に、あて先及び金額があらかじめ印字されているものがあった。(警察本部)

[指導事項]

○ 報償費の執行においては、その内容を明らかにした決定書を作成しなければならないが、物品購入決定書に別紙で目的や対象者などを記載して執行しているものがあった。

○ 捜査用報償費の執行において、レンタカーの借上げに当たっては、本来はレンタカー会社と直接契約すべきところ、捜査上の緊急性を優先し、これを考慮せずに旅行代理店を通じて契約しているものがあった。また、旅行先における用務遂行のためにレンタカーを借り上げたが、帰庁のために使用した場合のレンタカー費用にあつては旅費に該当するため、用務終了後は速やかに返却すべきところ、引き続き空港まで使用しているものがあった。

○ レンタカー代の支払において、事前に捜査用報償費の交付を受けて旅行し、旅行先における捜査に必要なレンタカーを借り上げる際、クレジットカードによる決済を求められたため、近隣の店舗と契約した場合の支払方法を十分に確認しないまま、捜査員個人のクレジットカードで決済しているものがあった。

○ 捜査用報償費の執行において、捜査協力者に対し協力謝礼として現金を交付した場合には、捜査協力者が宛名、金額、日付、住所及び氏名を記載した領収書を徴取することなどとされて

いるが、捜査員が領収証書の月日を記載しているものがあつた。

[検討事項]

捜査用報償費の執行において、捜査協力者に商品券等の金券を交付した場合は、その交付事実を証明するため金券交付報告書により、取扱者の指定する幹部職員を経て取扱者に報告の上、確認を受けることなどとされているが、捜査用報償費取扱要領では、取扱者の指定する幹部職員とは具体的に誰を指すのか明確になっていないこと、当該要領の運用に当たっては、国費である捜査費の取扱要領に準じ、方面本部にあっては取扱者の指定する幹部職員を統括官としているが、実務においては係長が確認事務を行っているものがあることから、当該要領において取扱者の指定する幹部職員に関する規定を明確にするよう検討を行う必要がある。

まだ、裏金づくりが続いている？

捜査用報償費等（国費の捜査費を含む）とは「犯罪の捜査等に従事する警察職員のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費で、急速を要し又は秘密を要するため、通常の支出手続き（口座振込）を経ては警察活動上支障をきたす場合に使用できる経費」で現金経理が認められている（警察庁長官官房会計課「捜査員のための捜査費経理の手引き」平成16年度版 以下「手引書」）。

具体的な使途として、同手引書は、

- 捜査協力者、情報提供者に対する現金、菓子折、商品券等の謝礼
- 捜査協力者、情報提供者との接触に際して必要となる交通費、飲食費等
- 情報提供者との接触に際して必要となる交通費、飲食費等
- 聞込み、張込み、尾行等に際して必要となる交通費、飲食費、入場料、遊技代、写真現像代、電話代等
- 早朝、深夜の捜査等に際して必要となる交通費、補食費等をあげている。

この「手引書」からみて、監査委員の指摘等を検討してみよう。

①「緊急性のないレンタカーの借上げ等、捜査用報償費の使途が誤っている」との指摘が目立つ。

捜査用報償費予算の最大の特徴は、「緊急性」(取り急ぎ必要な経費)あるいは「秘匿性」(使途を秘密にする必要がある経費)である。

道監査委員の指摘は、そうした捜査用報償費の基本的な特性が、いまだに捜査員に理解されていないことを示している。と同時に、実際の捜査でこんなにレンタカーを使うのかとの素朴な疑問が湧く。また、道監査委員の指摘ではないが、レンタカーのナンバー記号は、ほとんどが「わ」か「れ」である。レンタカーを張込み、尾行に使うとしたら、捜査の秘匿性という点で拙劣でその信ぴょう性を疑いたくなる。

警察では、警備・公安部門等一部の部門を除いて、長い間「情報を金で買う」といった発想に乏しかった。

おそらく、捜査の現場では、いまだに、捜査報償費を使いこなせないのではないかと。捜査用報償費の本来の使途は、捜査協力者又は情報提供者(以下、捜査協力者等という)に対する謝礼である。

裏金発覚に伴い、道警内部では突然のように捜査員に対して「金を使え」という指示が飛び交ったという。

しかし、捜査協力者等がそう簡単に現われるわけではない。

長い時間をかけて相手との信頼関係を築かなければならない。

相手に金を渡すのに はそれなりの技術も必要だ。

本来の捜査用報償費の使途以外に使うという発想には、できるだけその使途を広くして、捜査用報償費予算の消化を図った可能性が見え隠れする。「レンタカーを借り上げる際、捜査員個人のクレジットカードで決済しているものがあった。」という指摘は、レンタカーの個人的な使用の決済を利用したのではないかと疑いさえ抱く。

②「領収書にあて先及び金額があらかじめ印字されている」との指摘がある。

領収書は、捜査員が現金等を捜査協力者等に渡した際に、捜査協力者等に作成を依頼する、つまり、捜査協力者等、本人が金額、年月日、住所、氏名を自ら書き入れ、押印する

ことになっている。

捜査協力者等に現金を交付した時に、協力者に書いてもらう領収書は以下のようなものである。大きさは、横7センチメートル、縦10センチメートル大で、各所属で同じものを使っていた。

領 収 書
金 円
上記金額を領収しました。
平成 年 月 日
住所
氏名
印

事務局に問い合わせたところ、この形式の領収書に金額と氏名をパソコンで印字したものがあつたので指摘したとの説明があつた。

かつて、道警では電話番号帳から抜き出した氏名・住所を使って捜査協力者をデッチ上げていた。

そして、現場の警察官にニセ領収書を作らせていた。

警察官がパソコンで金額と協力者の氏名を印字する行為は、このニセ領収書作りを彷彿させる。

当時の道警の監査委員への対応は、「業務上の支障がない限り、捜査員が監査委員の聞き取り調査に応じる」というものであり、平成16年12月の道警に対する要求監査結果報告においても、「捜査協力者に対する関係人調査が実施できなかった。」と説明している。

今回の「定期監査結果報告書」にも、捜査用報償費の監査において、捜査協力者に対する関係人調査を実施したとの記述はない。そうだとすると、問題になった捜査協力者が実在し、謝礼を受け取った事実は確認できていないことになる。

③「捜査員が領収証書の月日を記載しているものがあつた」との指摘がある。

この捜査用報償費も実在する捜査協力者に謝礼が渡されたかどうかは、確認できてはいないのだろう。

前述のとおり、領収書の日付も捜査協力者が自ら記入すべきものである。

金額、住所、氏名は自ら記入し、月日を捜査員が記入したのはなぜか。

そこには、捜査員が「日付は空欄にしてくれ」と指示し、後日、捜査員が会計担当者の指示を受けて記入した疑いが浮上する。

かつて、道警弟子屈警察署の次長として金庫番を務め、裏金づくりの実務に詳しい斉藤邦雄氏はこう推測する。

当時は、署長はじめ全署員の動態を把握するための「動態表」というのがありました。

署員の当直勤務や会議への出張等、記録に残る勤務形態をあらかじめ把握し、空いている日に架空の出張をしたことにしたり（空出張）、架空の捜査報償費の交付日を決めていたのです。捜査員に勝手に捜査用報償費の交付日を決められると二セ会計書類を作る会計担当者は困るのです。だから、これは捜査員が後から会計担当者の指示を受けて日付けを記入したものでしょう。あらかじめ領収書に日付を記入されると署員の動態のやりくりで交付日を変更したり、ミスが生じた場合の修正に困ります。

捜査用報償費制度の問題点

道警の調査委員会は、その「改善方策報告」において、現行の予算執行制度が真に捜査活動の実態に合致しているかについて「現場の声」を徴取し、意見・要望等を把握の上、これらを予算執行制度に反映させるべく改善方法を検討する、と明言している。

果たして、捜査用報償費の予算執行は、現場の捜査活動に合致するように改善されたのか。いくつかの観点から検証してみる。

① 予算執行額の激減と予算要求の不透明さ

捜査用報償費の予算執行額の変化を見てみよう。（ ）内は、平成10年を100とした時の指数である。

平成10年度1億3128万円（100）、裏金が発覚した平成15年度7,278万円（55）、平成21年度5,620万円（42）で、捜査用報償費の執行額は、平成10年度の半分以下（-7,508万円）になっている。ついでに、裏金の原資になっていたとされる活動旅費を見てみよう。平成10年度18億9,765万円（100）、平成15年度15億9,585万円（84）、平成21年度7億7,701万円（40）で、これも半分以下になっている。

予算執行額は著しく減少しているが、これだけ減少したのなら、警察活動に支障が生じてもおかしくない。治安情勢は悪化したのだろうか。

警察白書の統計資料で確認してみた。北海道の刑法犯総数（交通事故を除く）の認知件数は、平成10年82,688件、平成21年52,139件で約3万件も減少している。つまり、犯罪は増えていない。検挙件数は平成10年17,407件、平成21年17,394件でほぼ同じ、検挙人員は平成10年10,876人、平成21年11,479人で603人増えている。つまり、警察の検挙活動は低下していない。

こうした数字を見る限りでは、捜査用報償費や活動旅費の執行額の多寡は治安情勢にほとんど影響がないことが分かる。道警の内部調査でも、平成10年度から平成12年度までの捜査用報償費の99.1%、捜査費（国費）の62.4%が裏金になっていたことが明らかになっている。

「市民の目フォーラム北海道」では、平成19年8月、道警に対して捜査用報償費の予算要求額の積算根拠に関する文書を開示するよう求めたことがある。

開示された予算要求積算内訳には、例えば

凶悪犯捜査報償費 21,270,000円 長期事件（50日以上）■■■■=8,300,000円

暴力団犯罪捜査報償費 情報提供謝礼■■■■=5,000,000円

銃器摘発捜査協力者謝金■■■■=8,640,000円

のように、積算の部分はすべてマスキングが施されていた。

ここには、本来、捜査協力者数・情報件数等、1件当たりの謝礼の額等が書かれていなければならない。果たして、こうした情報が捜査上の秘密と言えるのか。捜査用報償費の予算要求額の根拠は不透明で、まるで「つかみ金」のように大雑把に行われているのだ。

予算執行額の著しい減少、予算要求のいい加減さを見ると、捜査用報償費という予算が、本当に必要なものなのか、極めて疑問だ。

②道警には捜査協力者等はどのくらいいるのか。

「手引書」には、「捜査協力者」と「情報提供者」（以下、「捜査協力者等」という）とは何かを説明していない。捜査協力者等といっても、交通事故の目撃者から後述する「S」まで、その謝礼交付の緊急性や氏名等の秘匿性には自ずから濃淡があるのは当然である。

捜査用報償費が国民の税金で賄われている以上、国民が警察に摘発を期待する犯罪の捜査に有効に使われなければならない。

特に、捜査用報償費を使わなければ有力な情報を入手できないような組織犯罪、例えば、暴力団が関与する覚せい剤密売組織の事件、高齢者を食いものにする悪質な詐欺事件、企業経営をめぐる様々な経済事件、公務員の汚職事件等々である。こうした犯罪を摘発するためには、長期間にわたる内偵捜査と有力な情報を提供してくれる捜査協力者等が必要だ。いわゆる「S」（スパイ）だ。捜査用報償費は、本来、こうした「S」の獲得と運用の費用に充てられるのが本筋だろう。しかし、こうした作業を実際に行うことができるのは、警察本部の一部の所属の

捜査員に過ぎないのが実情だろう。道警で管理している捜査協力者等はどのくらいいるのか、最近のこうした事件の検挙実績を見ていると、はなはだ疑問だ。

一方、警察署の捜査員も幹部も、日常発生する事件の捜査に追われ、こうした捜査協力者等を獲得する作業を進めるゆとりはない。刑事ドラマでよく見られる、捜査員の聞込み、張込み、尾行等の捜査もほとんど行われることはないのが実態だ。

事件検挙の端緒の多くが、「取調べ」であることがこのことを示している。

警察署の捜査員が、比較的容易に使うことが可能なのは、3,000円程度の範囲で支給される捜査用報償費のうちでも捜査諸雑費と呼ばれるもので、交通費や食事代程度に充てるものくらいだろう。これでは、今どきの小学生の小遣いにもならない。

③「S」から領収書を徴取できるのか

捜査員にとって「S」は命だ。捜査員は、その名前を知られることを極端に警戒する。ときには、同僚、上司にも秘匿する。捜査報告書にその名前を記載することもない。ときには、裁判で偽証しても秘匿する。「S」の存在自体を消してしまうのだ。

そんな「S」に領収書を提出するよう求めることなどができるわけがない。会計書類に「S」の実名を書けば、監査委員だけではなく、事件に関係のない会計担当者の目に触れることになる。「手引書」には、領収書を徴取することができなかつたときには「領収書の作成を依頼した状況、作成を拒否された際の言動」を支払報告書に記載するように求めている。これも捜査の実情を知らない者の発想だ。

捜査用報償費を本来の目的に使うためには、政府の官房機密費と同じように領収書不要の運用を認め、捜査員に対する支給名目・方法や別のチェック方法を模索すべきだ。

だいたい、監査委員も会計検査院も、捜査用報償費の監（検）査においては特例扱いを認め、領収書に記載された捜査協力者等の関係人調査はしないとしている。

それなら最初から領収書を徴取する必要もない。

会計検査院による捜査費（国費）の検査では、捜査費の執行に当たって、領収書を徴取していないケースが平成 15 年度で 53%、平成 16 年度で 73%にも及んでいる。

こうした事実は、その存在を真に秘匿しなければならない捜査協力者等にも一律に領収書を徴取することを原則とする捜査用報償費制度には、根本的な矛盾があることを示している。

④現場の実態に合わない執行手続き

捜査用報償費の交付申請する捜査員は、最初に警察法施行令 2 条に従って、国費の捜査費と都道府県費の捜査用報償費とを使い分けなければならない。

しかも、捜査員の心理として、将来検挙に結び付く情報であれば、署長に交付申請しやすいが、どうなるか見通しのつかない段階で、捜査用報償費を使いたいと申し出ることができるのだろうか。長期の内偵捜査を要する重要事件で最終的に検挙できるのは、ほんのわずかというのが捜査の実態である。

執行の手続きも、交付申請→受領→謝礼支払→領収書の作成依頼→支払精算書（支払報告書）作成→精算とかなり煩雑だ。

事件に追われる捜査員にとっては大きな負担になる。

平成 13 年度からは、捜査諸雑費という簡便な制度が導入され、支払伝票の作成で足りるが、これも 1 件当たり 3,000 円の範囲だから、交通費、手土産代程度に消える。

「手引書」には、どんな事件のどんな情報にいくらの謝礼を支払うのかに関する基準は明記されてはいない。

捜査員が交付申請するときに、何の基準で金額を決めているのだろうか。

基準がなければ、全国の警察でバラバラの金額になり、道警内部でもバラバラになる。裏金疑惑の発覚以来、内部監査も厳しくなり、会計監（検）査のたびに厳しいチェックが繰り返される。

なかには、そんな面倒なものは使わないと捜査用報償費使用に消極的になる捜査員がいて

も不思議ではない。

仕事熱心な捜査員は、自腹を切るか、捜査協力者等と取引をすることになる。

そんなバカをする捜査員は姿を消したのかも知れないが、そうなると重要事件の検挙はできなくなる。

いずれにしても捜査員にとっては、捜査用報償費という金は使い勝手の悪いものなのだ。

職員に対し公金に対する意識改革を云々する前に、捜査用報償費制度の抜本的な見直しをするべきではないのか。



2010(平成22). 9. 7(火) 会計検査院もアンタッチャブル

機密費と捜査費のヤミ

国民は「変なことに使っている」と思ってる

内閣官房機密費(機密費)～正式には内閣官房報償費～とは、国政の運営上必要な場合に、内閣官房長官の判断で機動的に使用する経費だ、とされている。

機密費の性格と特殊性については、情報公開・個人情報保護審査会の内閣総理大臣に対する「答申書(平成15年9月17日 答申第276号 以下「答申書」という)で、諮問庁(内閣総理大臣)が説明している。その一部を抜粋する。

1 具体的な用途が特定されない段階で国の会計からの支出が完了し、その後は基本的な目的を逸脱しない限り、取扱責任者である内閣官房長官の判断で使用される。

2 内閣官房報償費の使用は、内閣官房長官という政治家によるすぐれた政治的な判断の下で決定される。

機密費の会計処理は、内閣官房内閣総務官室が行っているが、その責任者である内閣総務官が、

8月13日、機密費をめぐる情報公開訴訟(原告「政治資金オンブズマン」(大阪)共同代表上脇博之神戸学院大学教授)の口頭弁論(大阪地裁)で、機密費について証言した(平成22年8月14日 北海道新聞から)。

機密費については、これまで、歴代の官房長官の何人かが、その用途等について発言をしている(敬称略)。

村山内閣(社会・自民連立)の内閣官房長官だった野坂浩賢が、国会議員の海外視察に行くときの餞別、政局がきびいしいときに、与野党の国会対策委員長に機密費を渡した(朝日新聞 平成13年1月26日 掲載)。

宇野内閣(自民党)で官房長官を務めた塩川正十郎が、野党対策には、「現ナマ」と、「一席設ける」のどちらかがある。首相官邸の金庫にはそのため常時4、5千万円入っていて、ときどき会計課長が見に来て、足りなければ補充していた。いつも百万円単位で袋に入れておいていた。外遊する国会議員に餞別として配られた。政府が国会対策の為、一部野党に配っていた。マスコミ懐柔の為に一部有名言論人に配られていたなど、機密費の実態を具体的にテレビで暴露した(テレビ朝日「サンデープロジェクト」平成13年1月28日)。

今年4月には、小渕内閣(自民党)の内閣官房長官だった野中広務が、(機密費から)総理大臣に月1千万円、自民党の国会対策委員長と参議院幹事長へそれぞれ月5百万円。また、歴代の自民党の総理大臣経験者には、盆暮れに百万円ずつ渡していた。自民党関係者だけではなく、野党議員の北朝鮮訪問に際して要求に応じたとも述べた。一方、複数の政治評論家にも盆暮れ等数百万円単位で配られたとも語っている。

こんな話を聞くと、多くの国民は、総理大臣は毎月1千万円もの大金を一体何に使うのだろうと思うだろう。しかも、総理大臣を退いた後も毎年2百万円も受け取っていたという。こうした支出も「国政の運営上必要な場合」に当たるのか。これは国民の税金だ。

会計検査院は機密費にアンタッチャブルなのか

前出の内閣総務官は、地裁に提出した陳述書や証言で「日本社会には本音と建前があり、相手の

体面を保ちながら本音を理解するのが重要」と説明した。

その上で「協力者が将来明らかにされないことが保証されなければ本当に意味での情報収集はできず、国益を損ねる」などと非公開の意義を強調した。

さらに、機密費のうち官房長官が協力者に直接支払う「政策推進費」は領収書が作成されない場合がある、と説明した(平成 22 年 8 月 14 日 北海道新聞)。

一説では、機密費の支出には、領収書が不要で、会計検査院による検査も免除されているとされているが、これは本当なのか。本当だとすればその根拠は何か。

憲法第 90 条には「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査員がこれを検査し…」とある。すべてとあるから例外はないことになる。

会計検査院決算検査報告データベースで、平成元年から平成 20 年までの条件で、機密費に対する検査が行われたことがあるのか、検索してみた。

平成 12 年度に、「内閣官房及び外務省において、内閣官房報償費の適切な執行等を図るよう是正及び改善の処置を要求したもの」(会計検査院平成 12 年度決算検査報告)

平成 13 年度に、「平成 12 年度決算検査報告掲載の意見を表示又は処置を要求した事項に対する処置状況」の 2 件だけが確認できた。

これはいずれも、平成 5 年 10 月から 11 年 8 月まで外務省大臣官房総務課外国訪問支援室長が、総理外国訪問に際して機密費から総理大臣等の宿泊費差額として交付された公金を競馬馬やマンションの購入などに充てるなどした事件に関連したものである。

この事件では、国の損害額は約 2 億 5 千万円にも及ぶなど機密費の杜撰な管理が明らかになった。逆にいえば、会計検査院はこのような大きな問題が発覚しない限りは、内閣官房の機密費や外務省の機密費の検査はしないということだ。会計検査院にとって機密費はアンタッチャブルな領域なのだ。

さすがに政府もこの時は、会計検査院の是正、改善勧告を受けて、平成 14 年 4 月に機密費の持つ特殊性に留意しつつ、その透明性を可能な限り高め、厳正かつ効果的な執行を確保することを目的と称して、「内閣官房報償費の取り扱いに関する基本方針」、「内閣官房報償費取扱要領」を定めたという。これらの詳細は不明だがその一部が明らかにされている。

「基本方針」では、機密費の使用目的を以下の三つに分類している。

- (1)政策推進費 施策の円滑かつ効果的な推進のため、官房長官としての高度な政策的判断により、機動的に使用することが必要な経費
- (2)調査情報対策費 施策の円滑かつ効果的な推進のため、その時々状況に応じ必要な情報を得るために必要な経費
- (3)活動関係費 上記(1)及び(2)を行うにあたり、これらの活動が円滑に行われ、初期の目的が警察本部に対して実地検査を行った。

その結果を「平成15年度決算検査報告書」(以下「検査報告書」)にまとめ、平成16年11月9日 内閣に達成されるよう、これらを支援するために必要な経費

「取扱要領」では、報償費の以下の2つに区分し、その会計処理を定めている。

- (1)取扱責任者(内閣官房長官)が指名した事務補助者に出納管理などの実施事務にあたらせる報償費
- (2)取扱責任者自ら出納管理などの実施事務にあたる報償費

さらに、その「支払事務管理」として(1)の場合は、「取扱責任者の支出決定書」として、1件ごとの支払い金額、支払い相手、支払い目的などが、「内閣官房報償費出納管理簿」に記載する。しかし(2)の場合は、官房長官みずから官房機密費を使うもので、「受払簿」にトータルの残額と支払い額、繰入額だけが記載される。

1件ごとの支払い金額、支払い相手などは記載されない。

以来、官房長官はこの基本方針等に基づき、定期的に内部監査を行うこととし、機密費が適正に使用されているかどうかの確認を内部で行う体制を構築したとされる。実際にそんなことが行われているかどうかは怪しいが、それよりも、この時点まで機密費の支出に関する基準、指針、手順等を定めたものがなかったことには驚かされた。

機密費の支出に領収書はいらない？

我が国の裏金に詳しい古川利明著「日本の裏金(上) 首相官邸・外務省編」に機密費について詳しく触れられているので、引用させていただいた。

官房機密費については、「個別具体的な支払先の領収書の提出が、事実上、免除されている」という点に尽きる。～中略～そうしたことを認める「方便」として使われてきたのが、「簡易証明」という制度である。「簡易証明」とは、会計検査院法の第24条に基づく会計検査院規則の「計算証明規則」の第11条に規定されている「例外規定」のことである。

この規定にある文言とは、「特別な事情がある場合には、会計検査院の指定により、又はその承認を経て、この規則と異なる取り扱いをすることができる」というものだ。本来であれば、会計検査院の検査対象となる国などの関係機関は、～中略～証拠書類(～略 領収書等を)を必ず提示しなければならないのだが、それをパスできるという解釈が、この「計算証明規則第11条」にある「例外規定」なのである(引用終わり)。

前出の「答申書」にも機密費の支出関係書類(出納管理簿、支出決議書、報償費支払い明細書、領収書等)についての記述がある。その一部を抜粋する。

出納管理簿は、(機密費を)国庫から支払いを受けた都度又は役務提供者等への支払いの都度記載される文書である。

支出議決書は、役務提供者等に対する支出に当たって、その意思決定の確認と出納管理の適正を期するために支払いの都度作成される文書である。

報償費支払明細書は、計算証明規則11条の規定に基づき、会計検査院の承認を得て取扱責任者である内閣官房長官が、内閣官房報償費の用途について目的別に分類し毎月の支払額を記載して会計検査院に提出される文書である。

領収書等は、役務提供者等への支払いが行われた際に、確認のため取扱責任者自らが收受等を行っているものである。

内閣官房報償費に係る役務提供者等の領収証書等の証拠書類については、他の経費と異なり、用途を明示し多数の者を介して行われる一般的な証明方法によることが適当でないとして、会計検査院から要求があったときに提出する簡易証明が特に認められていること等の特殊な諸事情が認められる。

上記の諸事情を総合勘案すれば、本件支出関係書類を公にすることにより、内閣官房報償費の個別の具体的用途が明らかとなり、その機動的な運用を損ない、その結果、事務の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあり、また、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等の交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められることから、法5条6号及び3号(不開示情報)に該当する。

この答申書によると、機密費については、領収書等の支出関係書類は、会計検査院から要求があったときに提出する簡易証明が認められている。

つまり、機密費であっても、協力者からは領収書を徴取することが原則であり、会計検査院から要求されたときには提出しなければならないことになっているのだ。

しかし、前出の内閣総務官の証言の通り、「領収書は作成されないことがある」のであって、歴代の官房長官が暴露した機密費を渡したとしている相手方が領収書を書くわけもない。実際には、機密費の領収書は作成されていないのが実態だろう。

この点について、前出の古川氏は同書で「官房機密費の予算執行が、外務省の機密費や、さらには法務・検察の調査活動費、警察の捜査費と決定的に異なるのは、こうした『個別具体的な支払先』に対する領収書を一切、残さない点である。」と指摘している。

警察の捜査費疑惑と会計検査院

捜査費とは、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する経費である。

国費が捜査費、都道府県費が捜査用報償費と呼ばれている。

捜査費は、経費の性質上、特に、緊急を要し、正規の支出手続きを経ては事務に支障をきたし、又は秘密を要するため、通常の出支手続きを経ることができない場合に使用できる経費で、現金経理が認められている(警察庁長官官房会計課「捜査費経理の手引き」平成16年度版)。

捜査費をめぐる裏金疑惑は多くの都道府県警察で発覚しているが、道警の裏金疑惑は、平成15年11月、テレビ朝日の報道番組「ザ・スクープスペシャル」の報道で発覚した。同番組では、道警の旭川中央署の捜査用報償費の会計書類をもとに、協力者は架空であると報じた。

道警は、その内部調査報告(平成16年11月)で、平成10年度から同14年度までの5年間で、捜査用報償費(道費)予算執行額は約6億3,000円、捜査費は約16億5,000万円だったとし、このうち、捜

査用報償費の 61.4%、捜査費の 41.4%が裏金になっていたことを認めた。しかし、これはあくまでも道警の内部調査の結果であって、実際は、そのほぼ100%が裏金になっていたと、道警の裏金疑惑を告発した原田宏二は指摘している。道警の内部調査では、幹部による私的流用は「確認されなかった」と結論付けたが、原田宏二は、作られた裏金のほとんどは、幹部のヤミ手当、警察内部の飲食、饅頭などに消えた、と指摘している。

このことは、当時の道警ではこうした多額の捜査費予算の必要性はなく、道警が捜査費を支払うような協力者もほとんどいなかったことを示している。

(平成 15 年 7 月に行われた道警北見方面本部に対する会計検査院の実地検査で、警備課で支出した捜査費の証明として、既に閉店していた飲食店の領収書を偽造、この偽造を指摘されると、店が実在するかのように広告や地図などねつ造し、会計検査院に対する隠ぺい工作までしていたことも発覚した。)

こうした事態を受けて、会計検査院は、北海道警察本部、北海道警察北見方面本部のほか、警視庁など 11 都府県提出している。その中から、「検査の方法及び対象」の部分を選抜する。

警察庁予算の検査においては、本院では、計算証明規則に基づき本院に提出される証拠書類等を対象として在庁して行う書面検査のほか、警察庁及び都道府県警察等について会計実地検査を実施している。会計実地検査に当たっては、捜査費については、手元保管を承認している捜査費等の証拠書類である支払に係る領収書等を確認するほか、会計書類等の提出及び関係職員からの事情説明を求めるなどしている。そして、その過程で、会計実地検査を行う調査官が、外部に公開できない捜査上等の秘密を含むとする情報の提供を受ける必要が生じる場合がある。

その際に、(警察側から)謝礼金に係る領収書の名義人について、その者の生命・身体の安全や今後の協力を確保するために身元は捜査上の秘密であり明かすことができないとされた場合は、名義人の存否の確認をするに止め、直接本人からの事情の聴取を求めることは控えざるを得ないときがある。このようなときでも、捜査等に従事したとする捜査員に当該捜査費の執行の状況や支払内容の聞き取りを行ったり、捜査費が執行されたとする現場の所在を確認したりするなど、検証が可能な範囲内で関係者に対して最大限の情報提供を求めて検査を実施している。

ここでも、捜査費も機密費と同じように「簡易証明」という制度を適用されていることが明らかされている。そして、警察側から捜査上の秘密等を主張されたときには、直接協力者からの事情聴取を控える、としている。

しかし、在職中に会計検査院の实地検査を受けた体験のある原田宏二は、实地検査に提出した会計書類の協力者の氏名等には符箋を貼り検査員が見られないようにしていたとし、検査員に対する説明は課長等の所属長が行い、捜査員が検査員から直接説明を求められることはなかったと指摘する。

警察は、こうした会計検査院の特例承認と捜査上の秘密を逆手にとって、長年にわたり裏金システムを温存してきたのだ。

捜査費の領収書は偽名？

そもそも、会計検査院の検査は、捜査費を受け取った協力者が存在し、捜査費を受け取った際に作成される領収書が真正なものであることを前提としている。

道警は、当初、裏金疑惑を全面否定したが、「ザ・スクープスペシャル」で協力者は架空だと指摘されたためか、発覚直後の平成15年12月3日の北海道公安委員会で、当時の道警本部の総務部長が、捜査協力者への報償費支出に関する公文書作成に際し「本名は記載しないことがある」と架空名義での領収書作成が事実であると認める発言をした。

同総務部長は、北海道新聞の取材に対し「協力者からの要望でやむを得ず、道警全体として行ってきた。それが道警の考えで法には抵触しない」と答え、組織として架空名義の使用を容認してきたことを認めた(平成16年2月3日 北海道新聞)。

この総務部長の説明も、捜査協力者が存在し、協力者に捜査費を渡したことを前提にしているが、同じく道警の裏金作りを告発した齊藤邦雄をはじめ多くの警察官が、協力者は架空であり、その氏名、住所は電話帳から抽出した住所、氏名を用いて、会計担当者の指示で、現場の警察官がニセ領収書を作っていたことを明らかにしている。

「検査報告書」によると、捜査費のうち捜査協力者謝礼、拠点等の借上費について、(警察側から)領収書が徴取できなかったもの、徴取できた領収書が本人名義でないものがその相当割合を占めていると説明を受けた、とある。

原田宏二は、領収書を徴取できなかったときには、当時は「支払精算書」にその旨を記載するように会計課から指導されていたことから、ニセ会計書類を作る際に、会計書類全体の信ぴょう性を保つため、その一部にあえて領収書の提出を拒んだ協力者をわざわざデッチあげた、と裏金隠しの実態を指摘する。

平成16年2月、警察庁では、領収書等の在り方の再検討した結果、平成16年度から、本人名義の領収書が徴取できない場合には、本人名義以外での領収書を徴取するという平成15年度までの取扱いを中止し、その場合には支払を行った捜査員が証明書(支払報告書)を作成し、領収書を徴取できなかった経緯等を詳細に記録して上司の承認を受けるなどとした、としている。

しかし、果たして、捜査協力者が実名で「領収書」を書くのか？

捜査員のための捜査費経理の手引き(警察庁長官官房会計課 平成16年版)

道警など、多くの警察で裏金疑惑が発覚した後、警察庁長官官房会計課が作成したとされる「捜査員のための捜査費経理の手引き」なる資料がある。この資料の存在こそが、それまで、現場の捜査員には捜査費の執行に関する知識がなかったこと、つまり、捜査員には捜査費が渡されていなかったことを示すものだ。

その資料編(第2 捜査費の執行手続)から抜粋する。

原則

2 支払いを受けた者の住所及び氏名

住所は、市町村名、地番を含め全て記載すること。

氏名は、戸籍上の本名又は社会一般に通用している名前をフルネームで記載すること。

3 現金を支払った日時及び場所等

日時及び場所はもちろんのこと。

「当時の天気、周囲の状況等その場にいた者でなければ知り得ない(署長、刑事課長

等が支払事実を確認するために有用な)事実」についても具体的に記載すること。

4 現金を支払った理由及び状況

情報提供謝礼等を支払った理由を具体的に記載することはもちろんのこと「支払った際の相手の言動、動作等その場にいた者でなければ知り得ない(署長、刑事課長等が支払事実を確認するために有用な)事実」についても具体的に記載すること。

5 領収書を徴取することができなかつた理由及び状況

あくまでも本人名義の領収書を徴取するのが原則であることから「領収書の作成を依頼した状況、作成を拒否された際の言動」等について具体的に記載すること。

6 添付書類の有無

ア 支払事実が確認できる備忘録、活動日誌等があれば、該当部分の写しを添付し、本欄に「備忘録(写)」等と記載すること。なお、当該添付書類により明らかとなる事項に関しての①～④の記載は省略してもよい。

イ 氏名以外の事項(宛名、日付、金額等)が記載された領収書を受領した場合、これを添付し、本欄に「領収書に宛名、日付、金額のみ記載したもの」等と記載すること。

ウ 添付書類がない場合は、本欄に「無し」と記載すること。

例 外

1 について

協力者の生命、身体に危険が及ぶことや協力者の社会的地位、生活基盤が失われることなどを防ぐためその情報を厳重に管理しなければならないなど真にやむを得ないときには、例外的に、住所についてはその一部の記載を省略し、また、氏名については単に「協力者」等と記載してもよい。

2 ～⑤～について

で記載しなかつた協力者が特定され、その生命、身体に危険が及ぶこととなる等真にやむを得ず記載等することができない情報に限り、これを省略するなどしてもよい。

⇒ただし、いずれの場合でも、署長、刑事課長等の捜査幹部に対する説明を十分に行い、適正に支払いがなされたことについての確認を受けなければならない。

警察庁は、捜査費に関して「経費の性質上、特に、緊急を要し、正規の支出手続きを経ては事務

に支障をきたし、又は秘密を要するため、通常の支出手続きを経ることができない場合に使用できる経費」としているが、警察庁のこの改善策といい、この資料といい、捜査現場の実態を無視したものだ。

捜査員が協力者に現金で謝礼を支払うという作業はそう簡単ではない。

時間をかけて相手との間に信頼関係を築き、タイミングを見極めて金を渡す。

その間にも実際には経費が必要だ。しかも、その協力者から捜査に役立つ情報が入手できるとは限らない。そうした段階で捜査員は、上司に捜査費を使いたいとは言えないのだ。

この「捜査員のための捜査費経理の手引き」の手続きによると、捜査費の交付を受けるためには、あらかじめ刑事課長を通じ署長に交付申請しなければならない。

支払った後には、この資料にあるような執行手続きに従って、渋る相手から実名の「領収書」を徴取し、「支払精算書」、「支払報告書」等の会計書類を作成しなければならない。

これでは、緊急を要するときには間に合わない。

実際に、現場で捜査費を使う捜査員からすれば、手続きが煩雑で手数料がかかり過ぎる。

警察庁は、平成13年度から「捜査用諸雑費」なる制度を導入した。

捜査諸雑費とは、「捜査員が日常の捜査活動(情報収集、聞込み、張込み、尾行等)において使用する少額(1件当たり3,000円程度までのもの)で多頻度にわたる経費」である。

捜査員は「支払伝票」を作成することになっているなど、ある程度は簡便になったとはいえ、わずか3,000円では、手土産代や交通費などに消えてしまう。

しかも、精算するときには領収書(レシート)が必要な点は同じだ。

秘密を要するという点でも問題がある。捜査員にとって協力者は命だ。

協力者の存在自体を秘匿するし、実名等が知れることを極端に警戒する。ときには上司にも報告しないし、捜査報告書に協力者の存在を記載せず、証言台でも偽証した例もある。

協力者の実名は、会計検査院や都道府県監査委員の实地検(監)査のときには、協力者の氏名等には付箋を張るなどして、検(監)査員には見られないようにしていたが、会計書類に協力者の実名を書くことは、署長や刑事課長以外の事件の捜査には関係のない会計担当者に知られることになる。会計書類に実名を書くことに躊躇するのは当然だ。

機密費も捜査費も国民の税金である。いずれも「計算証明規則第 11 条」にある「例外規定」が適用される経費である。前出の古川氏の指摘するように、「使途の秘密性保持」と「予算執行の緊急性」から、一括して「組織の長」に現金が渡される経理が認められる点も同じだ。

(官房)機密費だけが、特別扱いをする理由はない。機密費の支出に領収書が要らないが、捜査費の支出には領収書がいるという理屈は通らない。

会計検査院の検査が、内閣官房と警察とで差があるのはおかしい。

一方、警察も捜査費予算が必要で現場の捜査員に有効に使わせるなら、もっと捜査の実態に見合った警察の捜査費制度を確立しなければならない。例えば、情報収集に従事する捜査員には「情報収集手当」を支給することも考えられる。民間企業の営業手当のようなものだ。

役人の汚職事件、蔓延する覚醒剤の密売組織の壊滅、暴力団による資金源犯罪、振り込め詐欺等高齢者を対象とする犯罪等、国民が警察に摘発を期待する犯罪の摘発は必ずしも成果を上げてはいない。こうした犯罪の摘発には、組織的な情報源(協力者)の管理と情報収集技術の高度化等のほか、捜査費を効果的に使える捜査員の育成も急務だ。

後退した民主党の機密費対応

民主党は、野党時代の平成 13 年、外務省の機密費流用時間が発覚した時には、国会で機密費問題を厳しく追及、機密費の使用の適正化を目的とし、「機密費支払記録書」を作成し、10 年から 25 年を経過したら公表するなどとした「機密費の使用に関する文書の作成、公表に関する法律案」を国会に提出し(廃案)、平成 17 年の前回の総選挙でもその政策集で機密費の改革・公表等を義務づける法律の成立を公約として掲げていた。

ところが、平成 21 年 9 月に政権の座に着くや方針を変える。

もっとも、平成 21 年の総選挙の際の政策集には、この問題の記載はない。

鳩山内閣の平野博文官房長官は、就任翌日の 9 月 17 日の記者会見で、機密費の扱いを問われて、「そんなものあるんですか。全く承知していません。」と発言、その後、前任の河村建夫前官房長官から機密費の引き継ぎを受けたことを認め、平成 20 年度以降の月ごとの機密費の支出額を公表し

た(小泉純一郎、安倍晋三、麻生太郎、鳩山由紀夫の各内閣)。

それによると、機密費の年間予算額約 14 億 6 千万円のうち、官房長官裁量分は約 12 億円だった。鳩山内閣でも 2 回にわたり 6,000 万円ずつ引き出していた。

菅直人首相は今年 6 月 8 日の就任記者会見で、機密費の支出内容の公表について「何らかのルールは必要と思う」と述べた。

一方で「機密費の本質的な性格の中には、一般的な生活感覚だけでは計れない異質なものもあり得る」として、すべてを公開することはなじまないという見方も示した(平成 22 年 6 月 23 日 朝日新聞)。

仙石由人官房長官は、機密費の必要性や公表範囲について来年 4 月までに検証するとしていたが、今月(8 月)に入り、時期を延ばす考えを示した(平成 22 年 8 月 14 日北海道新聞)。

民主党の機密費への対応は、いよいよ不透明だ。

民主党の政権公約は、財政支出のムダ排除による予算の発掘と組み替えである。

機密費は毎年 12 億円前後が支出されている。

ちなみに、平成 10 年度から平成 14 年度までの捜査費予算額は約 72 億円～90 億円、全国の捜査用報償費決算額は、約 25 億円～38 億円だった。

この際、民主党は、機密費や捜査費の用途を厳密に検証し、その必要性に関して再検討し、本来の目的以外に使われている部分はカットすべきだ。

枝野幸男前行政刷新担当大臣は、本年 4 月以降に実施する事業仕分けの第二弾で見直す 独立行政法人について、「すべて聖域なく対象になり事業仕訳には聖域はない」と公言したはずだ。内閣官房や国家公安委員会は、率先して機密費や捜査費の事業仕訳に応じるべきだろう。

一方で、政府の行政透明化検討チーム(座長 蓮舫行政刷新大臣)が、国の情報公開制度が、審査に時間がかかり、非公開になる要件も広いと、制度の見直しを検討しているという。現行の情報公開法の下では、国民が機密費や捜査費に関して情報の開示請求をしても、そのほとんどが非開示となる。訴訟を提起しても結果は同じだ。

権力は腐敗し、暴走する。

政権の中枢である内閣官房が、政治を金で動かし、世論を操作しているとしたら、警察をはじめ、

外務省、法務省(検察庁)、防衛省(自衛隊)、国土交通省(海上保安庁)、厚生労働省(麻薬取締官)、財務省(国税庁)、金融庁等で、不正経理が横行したとしても不思議ではない。

冒頭に登場した内閣総務官は、機密費への社会的関心が高まっていることについて、「国民から『変なことに使われているのでは』と疑われると、機密費をもらって情報収集してくれる協力者を見つげづらくなると心配している」と述べたそうだ。

その通りだ。国民は変なことに使われていると疑っている。その疑いを払拭するためには、権力にある者が情報公開に耐えられるような機密費、捜査費の使い方に徹し、その支出について何らかの方法で国民に公開することが必要だ。



2010(平成22). 8. 23(月) 警察官の職権濫用型犯罪と性的犯罪等の続発

無言電話、盗撮、ゆがんだ？警察官の性的嗜好

北海道警察(道警)の不祥事は底なしだ。

このところ、道警では、警察官による職権濫用型といえる犯罪等が連続して発生している。

今年6月には、道警本部生活安全部少年課の統括官・警部(59歳)が、事件の捜査で知り合った男性2人から850万円を借金、その相手に頼まれ、傷害事件被害者の名前を教えて懲戒免職になった。

7月には、札幌の白石署留置管理課の巡查(28歳)が看守として勤務中に知った情報を悪用し、会社社長から現金を脅し取ろうとしたとして、恐喝未遂の疑いで逮捕された。

8月には、道警本部留置管理課の巡查長(36歳)が、同課直轄の琴似留置場で勤務中に留置人から預かっていた現金を盗んだ疑いで逮捕された。

またも、同じような不祥事が起きた。

今度は、道警稚内警察署刑事課の巡查長(34歳)が、逮捕した被疑者から押収した携帯電話に登録されていた電話番号をコピーし、数人の女性に無言電話をかけたという(平成22年8月20日 北海道新聞)。

無言電話が直ちに犯罪になるわけではないが、度を越すと傷害罪、業務妨害罪、脅迫罪が成立するとされる。新聞によると、署員は電話に出た女性に対して、無言のまま吐息を漏らすなどしたというから、陰湿な無差別セクハラだろう。

さらに問題なのは、この警察官が証拠品のデータを悪用したことだ。

杜撰な証拠品の管理と甘い個人情報の管理

今回の北海道新聞の記事には「道警などへの取材で分かった」とあるところから、道警の発表ではなく、おそらく、北海道新聞のスクープなのだろう。

記事には、この問題は7月15日の不祥事防止のための全道署長会議以前に発覚し、道警が内部調査を進めていたものだとあるが、これは、不祥事再発防止の署長会議が何の意味もなかったと受け取られるのを避けたい道警の弁解なのか。

それとも、道警が不祥事隠しを北海道新聞に察知されたための弁解なのか。いずれの推測も当たっているかも知れない。

いずれにせよ、こうした不祥事の内部調査に1カ月以上もかかるとは、有能な幹部が揃っているはずの道警本部の監察官室としてはお粗末なことだ。

それとも、これだけ不祥事が続くと手が回らないということか。そうではあるまい。

道警は無言電話不祥事を何とか隠したかったに違いない。

警察では、マスコミにばれない限り、不祥事は不祥事にならないからだ。

この隠ぺい体質も警察腐敗の元凶なのだが、依然として改められていない。

北海道新聞の報道に慌てたのか、道警は8月20日になり、この巡查長を北海道個人情報保護条例違反(目的外収集)の疑いで書類送検し、懲戒免職にしたと発表した。

巡查長は、押収した携帯電話に記録されていた約400件の電話番号のデータをコピーし、このうち約40人に非通知で電話、電話に出た2人の女性にひわいな言葉を言った。

巡查長は「卑猥な会話を楽しみたかった」と話しているという。

この巡查長は、知人女性の携帯電話に不審なメールを送り、ストーカー規制法違反容疑で4月に警告されていたという(平成22年8月20日 北海道新聞)。

この記事では、「一般的に証拠品は、担当課ごとに施錠した保管庫に入れ、管理されている。」となっているが、これはあくまでも建前の話で、実際には極めて杜撰だ。

証拠品は取調べなどでも使うため、ときには捜査員の机の上に放置されていたり、中には未解決事件の証拠品を紛失したという事例もよくあることだ。

京都府警では、8月5日、16署で95事件の証拠品481点、3署で18事件にかかわる捜査書類を紛失する事案が発覚、関係した多くの警察官が処分されている。

報道によると、証拠品は管理簿に記載されておらず、異動の引き継ぎなどが不十分で、不要品と混

同して捨てられた可能性が高いという。この事例でも、携帯電話が紛失している。

この問題では捜査書類や証拠品の管理の杜撰さが指摘されているが、捜査書類に記載されている個人情報や証拠品に内蔵されている個人情報の管理の甘さという問題も含んでいる。

刑事訴訟法第 197 条 2 項には「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」とあるが、過去には、捜査関係事項照会書の不正使用事案が発覚していることや多くの県警で個人情報の不適正な取扱い事案が発覚している。

このことは、警察が個人情報をいかに軽く扱っているかを如実に示している。

捜査権限を持つ警察官は、やろうと思えば国民の個人情報を容易に入手することが可能だ。

今回の稚内署の刑事課の巡査長も、約 400 人分もの電話番号をコピーしている。

警察には、個人情報がゴロゴロしている。

交番及び駐在所には、管内の世帯ごとに作成される「案内簿」というデータがある。

交番の警察官が、戸々を訪問して作成した管内居住者の名簿だ。

それには家族全員の本籍、住所、氏名、生年月日、勤務先等が記載されている。

警察官であれば、案内簿を自由に見ることができる。

警察官は、電話一本で個人の犯罪歴を容易に知ることができる。

こうした個人情報が目的外に不正に使われるとなると恐ろしいことだ。

今回の問題には、警察のこうした個人情報軽視という背景があることを見逃してはならない。そしてそれは、警察内部にあるコンプライアンス(法令遵守)無視の常態化があることを改めて指摘しておく。

詳しくは、このホームページで「警察腐敗、その底流にあるもの」で詳しく述べたので、参照いただきたい。

警察官の性犯罪等の続発

一方、この稚内署の巡査長の無言電話やストーカー行為は明らかに常軌を逸した行為だ。

道警では、平成 22 年 2 月 25 日に 53 歳の警察署長(警視)がセクハラで懲戒処分を受け依願退職、その前日には、道警釧路方面本部十勝機動警察隊長(警視)が、盗撮容疑で逮捕された。

このほかにも、平成 20 年には「抱きつき警部補」や「セクハラ警部補」が問題になり、「淫行」(18 歳未満の青少年との性行為)の疑いで、若い警察官が相次いで 2 人も逮捕された。

こうした警察官の性犯罪等については、このホームページ

20.1. 4(金) 警官を見たら痴漢と思え？後を絶たない警察官の性的不祥事

20.5.10(土) 警察官の「淫行」続発 警察官の職務倫理とは何か

で、警察官の性犯罪等が異常に多いことを指摘した。こうした状況は、何も変わっていない。

道警だけではない。全国的にみても、現職警察官による痴漢、のぞき・盗撮、ストーカー等の性犯罪が頻発している。

平成 22 年 8 月 19 日、山梨県警南アルプス警察署地域課栗林栄樹巡查部長(29 歳)が、警視庁東京湾岸警察署に東京都迷惑防止条例(ひわい行為)の疑いで逮捕された。

逮捕容疑は、17 日午後 2 時 26 分ころ、東京都江東区青梅のフジテレビ主催のイベント会場で、20 代の女性一人のスカートの中などをビデオカメラで撮影した疑いだ。

栗林巡查部長は、イベント会場でスタッフに呼び止められ、ビデオカメラとリュックサックを残して逃走。

リュックのなかから同巡查部長の給与明細が見つかり、指名手配されていた。

栗林巡查部長は 19 日山梨県警富士吉田警察署に出頭し逮捕された(平成 22 年 8 月 19 日 朝日新聞)。

この日行われたフジテレビのイベント「お台場合衆国」の会場で、スタッフが客から「変な人がいる」との通報を受けて警戒中、男が小さい女の子を触っていたのを目撃、スタッフから連絡を受けて現場に駆け付けたイベントの責任者が、ビデオカメラを片手に会場をぐるぐる回っている男をいったん会場外に連れ出し、男が持っていたビデオカメラを受け取り、警備室で事情を聴こうとしたところ、突然走って逃げたという。

この男がイベント会場から逃走する様子が、偶然取材をしていたフジテレビのカメラが写していた。

黒っぽいTシャツ、ジーパン姿の男が、リュックを背に必死に逃げる。追いかけるイベントのスタッフ、

スタッフの手がリュックにかかる、それを投げ捨てる。白バイ隊員も応援に駆け付けるが、男は追跡を振り切り逃走する。

捨てたリュックの中には、デジカメと給与明細が入っていた。これから山梨県警南アルプス警察署地域課勤務栗林巡查部長であることが判明、ビデオカメラには成人女性の下着が映っていたという。栗林巡查部長は、19日朝に静岡県内で警察官に職務質問を受け、免許証の提示を求められたが、仕事が忙しいと立ち去ったという。

栗林巡查部長は、平成15年県警に採用され、28歳、年齢からみて順当な昇進だ。

山梨県警によると勤務ぶりも真面目で、この日は休暇で翌日は勤務日だったという。

勤務の時は、制服を身につけ、けん銃を携帯して、市民に職務質問もする。

その同じ人物が、休みの日はビデオカメラで女性のスカート内を撮影して歩く。

いったい、この巡查部長は撮影した映像を何に使っていたのか。

どこかに売るつもりだったのか。それとも、自宅で密かに鑑賞して悦に入っていたのか。考えただけでも不気味だ。

7月28日には、静岡県警交通企画課課長補佐の■警部(51歳)が、電車で女子高校生のスカート内を盗撮したとして、県迷惑防止条例違反(盗撮行為)容疑で逮捕されている。

逮捕容疑は27日午後5時53分から約10分間、JR東海道線静岡―清水駅間を走行中の普通電車で、女子高校生(17歳)のスカート内を、手提げバッグに隠したビデオカメラで盗撮したとしている。

ほかの職種に比べて、警察官の性犯罪が多いのか少ないのかは、データがないので分からない。しかし、全国でこうした警察官による性犯罪が頻発するとなると、このまま放置しておくことはできないだろう。

道警は、先日の不祥事再発防止の署長会議で、職員に対する面談や家庭訪問を徹底するという方針を示したが、果たしてそんなことができるか、できたとしてどんな効果があるのか。

上司が部下の奥さんに「旦那さんは、ビデオカメラ持っているか、盗撮していないでしょうね」とでも聞いて歩くのか。

第一、組織のトップの署長や隊長の性犯罪等が発覚しているとなると、一体誰が聞くのか。現場の幹部には、部下の家庭訪問をやる余裕も力量などがあるわけではない。

社会から「〜こうあるべきだ」と高い倫理観が求められる人たちが、今や、国民が警察官に高い倫理観を求めていることも大いに疑問だが、その心理的ストレスや緊張解消のため、こうした「逸脱行為」に走りやすいのではないかとの指摘もある。

痴漢、のぞき・盗撮、露出症、監禁・強姦等の性暴力、下着泥棒、ストーカーといった犯罪の多くは、精神医学または臨床精神医学では、「性嗜好異常Paraphilias(パラフィリア)」と分類され、性的嗜好に関する精神障害として把握されている。

だとすると、精神医学の専門家の意見を聞いて、警察官に年に1回程度の性格検査や心理カウンセリングを受けることを義務付けてはどうか。

家庭訪問よりは再発防止に役立つことは間違いない。

この原稿を書いている最中の8月21日、北海道新聞朝刊は「道警釧本職員 酒気帯びの疑い」と伝えている。道警釧路方面本部会計課の30歳代の職員が(8月)14日午前8時半ごろ、釧路市内で酒気帯び状態でマイカーを運転し、道警釧路機動警察隊に摘発されたという内容だ。

道警では、今年7月11日に、道警本別署警務課管理係の巡查長■(51歳)が道交法違反(酒気帯び運転)の疑いで現行犯逮捕されている。

この記事も北海道新聞の取材で発覚したようだが、この不祥事は明らかに7月17日の全道署長会議のほぼ1カ月後の問題だ。

この記事は、この署長会議はいったい何だったのか、小手先の不祥事防止策は何の効果もないことだけははっきり示している。



2010(平成22). 7. 25(日) 岩手県川井村地内における少女殺人事件

指名手配の公開を中止せよ 父親が異例の提訴

全国の警察署・交番等の掲示板等には、指名手配被疑者の顔写真入りのポスターが掲示されている。マスコミも警察が被疑者を指名手配すると、実名・写真入りで報道する。

多くの国民は、これが当たり前だと思っているが実はそうではない。

「指名手配」は、警察の犯罪捜査の基本を定める「犯罪捜査規範」(国家公安委員会規則)の第31条に定められているように、逮捕状の発せられている被疑者の逮捕を依頼し、逮捕後身柄の引渡しを要求する手配である。

犯罪捜査共助規則(国家公安委員会規則)にも、同様の規定がある。

しかし、これらは警察の単なる内部の取り決めに過ぎない。

一般国民に対して、指名手配被疑者の氏名等を公開することができるという法的な根拠ではない。

同規範第9条(秘密の保持)には、「捜査を行うに当っては、秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意するとともに、被疑者、被害者その他事件の関係者の名誉を害することのないように努めなければならない。」とあるように、捜査は秘密裏に行うのが大原則である。

ところが、昨今、警察はまるで公開手配が原則のように指名手配制度を運用し、しかも、推定無罪は関係ないとばかり、被疑者を犯人と断定し、実名・写真入りで公開手配しているのが実情である。

このことに、マスコミも国民も異を唱えることもない。

そうした現状に警告を発するかのように、6月30日、殺人・死体遺棄の疑いで公開指名手配された被疑者の父親が、岩手県警本部長と警察庁長官を相手取って、指名手配と指名手配ポスターの掲示等を差止め、それぞれ300万円の損害賠償を求める異例の訴訟を盛岡地方裁判所に提起した(原告訴訟代理人は、清水勉・東京、十河弘・仙台、開発健次・仙台的3弁護士である)。

事件は、2年前の平成20年7月1日、岩手県宮古市(旧川井村)の松草沢で宮城県栗原市の佐藤

梢さん(当時17歳)が他殺体で見つかった殺人・死体遺棄事件である。

犯人は、未だに検挙されていない。

岩手県警の捜査本部は、平成20年7月29日、佐藤さんの知人の男性Oさん(当時28歳)を犯人と断定し、全国に指名手配した。

同年9月4日、岩手県警は、Oさんの実名、生年月日、全身及び上半身写真を大きく載せ「17歳の少女を殺害した犯人です。」と明記した『公開手配ポスター』1万枚を作成し、全国の警察署や駅等の施設に掲示した。

岩手県警のホームページにも、Oさんを殺人の被疑者もしくは犯人とする記事を掲載している。また、警察庁は、Oさん逮捕に有力情報を提供した者には、100万円の懸賞金を支払う旨をポスターに掲載、ホームページにも掲載している。

訴訟に至る経緯

この事件については、平成20年11月、警視庁OBのジャーナリストの黒木昭雄氏が、週刊朝日で2回にわたり、岩手県警がOさんを犯人と断定したことに多くの疑問があるとの記事を掲載した。

平成21年5月には、原告とその家族等が岩手県警や同県公安委員会に再捜査等を申し入れた。この申し入れには、「市民の目フォーラム北海道」の原田宏二代表も参加した。

平成21年6月には、原告代理人らが日弁連に対して、Oさんを殺人犯と断定して指名手配することは人権侵害に当たるとして、人権救済の申し立てをし、現在継続中である。

平成21年9月には、原告代理人らが、弁護士法第22条の2に基づき、岩手県警本部に対して、被疑事実の詳細等8項目にわたって説明を求めたが、県警側は、被疑事実の要旨、死亡推定日時の根拠、共犯者の存在等の点を除き、犯人と断定した根拠などについては、公判等への影響があるので回答を差し控えるとした。

指名手配の差止請求

訴状によると、原告は以下の理由をあげて、指名手配の差止めを求めている(以下訴状から抜粋)。

(1) Oのアリバイ等

岩手県警は、Oを被害者を殺害した犯人(単独犯)と断定しているが、Oにはアリバイ等があり、同人

は犯人ではない。すなわち、Oが、6月28日午後10時20分頃、電話で被害者を呼び出した事実はあるが、

①呼出しの目的は、Oの元を逃げ出した女性に戻ってきてもらうために、その女性の友人である被害者に女性を説得してもらうことであり、Oと被害者との間には何らトラブルはなく、殺害の動機がない。

②その後、被害者は女性宅に電話し、①の目的に沿う話を女性とし、続けて携帯電話でメールのやり取りを6月29日午前0時30分頃までしていた。②Oは6月29日午前2時頃の時点ですでに右手に大怪我をして、握力がほとんどない状態になっており(被害者に会う前に受傷していた可能性もある)、被害者の首を絞めることが身体的に不可能だったから、Oが被害者を殺害した可能性があるとする、6月29日午前0時30分頃から同午前2時頃までの1時間半しかない。被害女性と会ったときすでに受傷していたなら、およそ殺害は不可能である。

③Oには、6月29日午前9時頃に原告の二男(Oのすぐ下の弟)宅を訪ねて以来、被害女性の遺体が発見される7月1日午後4時半頃まで田野畑村でのアリバイがあり、その間に被害者を殺害して、田野畑村から乗用車で片道2時間以上かかる川井村の死体遺棄現場まで遺体を運んで捨てて戻ってくる時間的余裕がない。④Oは7月2日朝、自ら警察署(久慈署)に出向こうとしていた。

⑤Oは同日正午頃まで、久慈署の特定の警察官に頻繁に電話をかけていたにもかかわらず、その警察官がOから得たはずの犯人としての証拠がなにもないなどの諸事情からして、Oが被害者を殺害した犯人ということとはあり得ない。

岩手県警は、これらの点について、原告に対して一切反論説明をしていない。

(2)無罪推定原則と名誉等の保護

有罪判決を受けるまで被疑者・被告人は無罪推定を受ける。これは刑事手続きの大原則である。すなわち、憲法はすべての個人の尊厳を尊重している(憲法13条)ことから、公権力が人を犯罪者と断定することは慎重であるべく、公開裁判によって有罪判決を受けるまでは犯罪者として決め付けてはならないというものである。

これを踏まえて、犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)では、次のように規定している。

第9条(秘密の保持等)では「捜査を行うに当たっては、秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意するとともに、被疑者、被害者(犯罪により害を被った者をいう。以下同じ。)その他事件

の関係者の名誉を害することのないように注意しなければならない。」と規定している。

秘密の厳守は捜査の都合だけの要請ではなく、被疑者、被害者その他事件関係者の名誉やプライバシーを配慮したものである。

第31条(指名手配)では「逮捕状の発せられている被疑者の逮捕を依頼し、逮捕後身柄の引渡しを要求する手配を、指名手配とする。」と規定している。

指名手配はあくまでも警察内部の手配であるから、非公開が原則である。

第9条を踏まえた運用がなされるべきは当然である。

これらが厳格に守られることによって、被疑者、被害者その他事件関係者はその名誉やプライバシーを尊重されることになる。とくに近年は裁判員裁判が始まったことで、一般市民が被告人の有罪無罪・量刑を判断するようになっただけに、犯罪広報・報道によって予断を与えるようなことにならないよう、無罪推定原則がきわめて重要である。

(3) 本件の場合

本件の場合、○は、刑事裁判で有罪判決を受けるところか、起訴もされていない。そもそも殺人事件の被疑者として1度も取り調べを受けていない。しかも、上記(1)①乃至⑥等の諸事情がある上に、岩手県警は○を探すことに極めて不熱心で、7月2日午前中から○が鶺ノ巣断崖にいることを知っていながら、現場に出向こうとせず、同月3日以降も○が姿を消した鶺ノ巣断崖周辺の足取り捜査を行っていない。

これでは、○を被害者を殺害した犯人と断定できないどころか、犯人と疑うに足りる相当な理由もなく、被疑者とするすらできない。

(4) 岩手県警による不法行為(省略)

(5) 警察庁による不法行為(省略)

(6) 原告の被害

○が殺人犯と断定され公開による全国指名手配になった以降、原告は自分たちの生活する地域で

孤立し、祝い事には呼ばれない、ほぼ村十人状態に陥っており村内、県内、全国各地に〇の指名手配ポスターが貼られ、県警及び警察庁のホームページで指名手配犯人とされていることで、殺人犯の家族という立場を日々、自覚させられ続けており、その精神的苦痛は時間の経過によって軽減するどころか、日々、深刻化している。

(7)被害の軽減化のための差止

県警及び警察庁によって違法に殺人犯の家族とされ名誉権を侵害され続けている原告 精神的苦痛を軽減するには、岩手県警が〇を殺人犯と断定したこと、殺人の被疑者と判断したことが誤りであったことを明らかにし、現在行われている全国指名手配を中止し、これに伴って全国指名手配ポスターをすべて撤去し、岩手県警のホームページへの掲載を中止するとともに、警察庁が〇に対する捜査特別報償金広告を中止し、これに関するポスターの掲示及び警察庁のホームページでの記事掲載を中止すること以外にない。

謎だらけの事件

この事件には、謎が多い。

佐藤梢さんが遺体で発見されたのは、平成 20 年 7 月 1 日である。

県警は、犯行を 6 月 28 日午後 9 時 15 分から 7 月 1 日の午後 4 時までの間、犯行場所は〇さんの車の中、死因は頸部圧迫による扼殺としている。

〇さんは、被害者の佐藤梢さん(17 歳)と同姓同名の高校時代の同級生の A さん(17 歳)と平成 19 年 2 月ころから平成 20 年 6 月 28 日まで行動をともにしていたが、28 日に別れ、A さんは宮城県の実家に戻っている。〇さんはその日の夜に、宮城県栗原市に住む被害者の佐藤梢さんを電話で呼び出したとされる。

事実なら、佐藤梢さんを呼び出した目的は何か。

〇さんは、A さんとともに事件の 1 カ月ほど前、恐喝されたとする被害届を岩手県警久慈警察署に出し、関係者の供述調書も作成されている。

届けた内容は、1年ほど前、岩手県内の男性に、口の中に日本刀をくわえさせられ「出刃包丁で指を詰めろ」と脅され、120万円の支払を約束する証文を書かされたというものだ。

この事件の現場にはOさんの弟も行っているほか、証文にはAさんの名前が保証人として書かれている。

ところが、Oさんは、佐藤梢さんの遺体が発見される直前に、この被害届を取り下げてほしいと久慈警察署の担当刑事に電話で依頼したが断られたという。

この恐喝事件と殺人事件は、どんな関係があるのか。

6月29日、午前2時ごろ、ガソリンスタンドの防犯カメラにOさんが右手に白い布様のものを巻いている姿が映っている。同日午前7時30分ごろ、AさんはOさんから右手の怪我の写真をメールで受け取っている。そして、この日、Oさんは、弟夫婦と病院を訪れ、右手甲の怪我の治療を受けている。治療した医師は、「何か鋭い物で突き刺されたような傷で、握力はほとんどなく、右手は運動機能障害を起こしていた」としている。自傷でなければ、Oさんは、何時、どこで右手を怪我したのか、その原因は何か。

岩手県警によると、佐藤梢さんの死因は「頸部圧迫」だ。

この怪我で果たして犯行が可能か。

不可能だとすれば、犯行は怪我の前ということになるが、医師が作成した死体検案書によると、殺害されたのは6月30日から7月1日までの間となっている。

これが正しければ、Oさんの犯行ではない可能性がある。

Oさんは、佐藤梢さんが遺体で発見されたあとの7月1日の午後9時ごろ、動揺した様子で知人宅を車で出た後、村内で電柱に激突する交通事故を起こしている。

交通事故は、自殺を図った可能性はないのか。

翌朝、この知人に電話で「鶉の巣断崖にいる。飛び降りる」と告げ、Aさんにも切り立った崖の写真とともに「死ぬ」とメールを送っている。

父親にも「面倒をかけて済みません。あとはよろしく頼む」と電話し、弟にも「自殺の名所にいる。来たら飛び降りる」とメールしている。

恐喝事件を担当していた久慈署の警察官とも、携帯電話で話している事実がある。
何故、Oさんは多くの人に自殺を告げたのか。Oさんは警察官と何を話したのか。

鵜の巣断崖にはOさんの財布(免許証入り)、車のキーやサンダルが残されていたという。

所持金も車もないOさんが、鵜の巣断崖からいずれかに逃走するには、地理的に見て第三者の援助が必要だ。しかし、そうした情報はない。

岩手県警の捜査本部は、平成20年7月3日にはOさんの車(事故車)を押収、Oさんの父親、第2人、Aさんから事情聴取している。7月4日の地元新聞の記事には「沿岸部在住の男関与か」と見出しで、「沿岸北部在住の若い男が事件に関与した疑いがあるとみて、車を押収して行方を追っている。」とあり、7月5日の同紙には「県警捜査本部は鵜の巣断崖から飛び降りたような形跡を残して消息を絶った同村の男(28)の発見に全力を挙げている。」とある。この男が、Oさんを指していることは間違いない。

岩手県警の捜査本部は、かなり早い段階でOさんを犯人として絞り込んでいる。

しかし、逮捕状を請求し、指名手配をしたのは6月29日だ(7月29日 岩手日報)。

何故、こんなに時間を要したのか。

事件から2年を経た現在、親兄弟、知人への音信もなく、Oさんを見たという有力情報もない。そうなってくると、Oさんは既に死亡している可能性が出てくる。Oさんの父親は、鵜の巣断崖近くでOは既に殺されている可能性が高いと言う。

Oさんは自殺したのか、それとも誰かに殺害されたのか。

マスコミと推定無罪の原則

「推定無罪の原則」は、「国際人権規約」B規約第14条2項は「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。」とあり、現在では人権保障の原理であるとの理解が一般的で国際的にも定着している。

しかし、我が国では、マスコミや国民の間では被疑者等の推定無罪の原則は有名無実化している。

国民の間には“逮捕＝有罪”“容疑者＝犯罪者”との認識が定着し、多くの国民は人権侵害ではないかとの疑いすら持たない。

新聞やテレビには警察発表の犯罪記事があふれ、警察は記者クラブに、逮捕した被疑者の住所、氏名、年齢、犯罪事実を公表する。これも何の法的な根拠のない警察のマスコミに対する便宜供与に過ぎないが、新聞、テレビには、警察発表による逮捕された容疑者の記事が載る。住所、氏名、年齢、犯罪事実が、ときには写真入りで報道される。

果たして、マスコミに提供される警察の情報は常に正しいのか。

スエーデンの「ダーゲンス・ニーヘーテル紙(約 35 万部)」のベテラン犯罪担当、ステファン・リシンスキー記者は、警察情報についてこう話している。

「警察の捜査段階では、あいまいな情報が非常に多く、とくに初期の情報は完全な間違いが多々含まれている。だから、事件の内容を正確につかむには、起訴後に弁護士や検察官に取材した方が確実だ。これは小学生でも分かる理屈だと思う。われわれが報道すべきものは、事件の社会的意味や背景、司法プロセスが適正かどうかなどであって、捜査段階の不正確な捜査情報ではない。」(朝日新聞出版Journalism 2005 年 5 月号 高田昌幸)

我が国の推定無罪の原則の有名無実化にマスコミが果たしている役割は極めて大きい。

7 月 29 日付の地元紙岩手日報には、「県警捜査本部(本部長・小舘欣康刑事部長)は 29 日午前、佐藤さんと交際関係にあった田野畑村出身の男(28)が事件にかかわったと断定」あるいは「捜査本部は、男が 1 日夜に田野畑村で物損事故を起こした乗用車を押収。川井村の現場を含めた遺留品などの鑑定作業を進め、男が殺害したと断定した。」とある。

翌 30 日の新聞には「28 歳男を指名手配」と O さんの実名・写真入りの記事が載っている。

その記事には、O 容疑者についてはこれまで匿名としてきたが、捜査本部が殺人容疑で全国指名手配したので、実名報道に切り替えた旨の“お断り”が掲載されている。

仮に、O さんが無罪だったとしたら、マスコミの責任はないのだろうか。

永遠に続く人権侵害

岩手県警あるいは警察庁は、「推定無罪の原則」の有名無実化を巧みに利用し、この原則は捜査には無関係だとする態度をとり続けている。

岩手県警は、これまでの原告代理人の質問や照会に対して、“公判等への影響を考慮”すると称して、肝心な点については“回答を差し控える”としている。

公判とは、刑事訴訟で裁判所、検察官、被告人(弁護人)が訴訟行為を行うために法廷で行われる手続きのことだろう。

この理屈もよく理解できない。警察は自分たちの都合で「推定無罪の原則」を無視、つまり人権を無視している岩手県警が、有罪・無罪を決める手続きへの影響を考慮するという、おかしい話だ。

もう一度「指名手配」とは何かを考えてみたい。

「指名手配」とは、逮捕状の発せられている被疑者の逮捕を依頼する警察内部の手配だ。

「逮捕状」とは何か。「逮捕状」とは、刑事訴訟法第 199 条に基づき、被疑者を逮捕することを認めた裁判官の許可状である。裁判官は、警察からの請求で「犯罪を犯したと疑うに足る相当な理由がある」と認めたときに逮捕状を発布する。

逮捕状が発布されるということは、疑うに足る相当な理由があると裁判官が認め、警察にその被疑者を逮捕することを許可したということであり、それ以下でも、それ以上でもない。

ましてや、Oさんは岩手県警の取調べを受けたこともなく、自供したわけでもなく、起訴されて有罪判決を受けたわけでもない。

Oさんは犯人、すなわち犯罪を行った人ではない。

単なる被疑者、捜査機関によって犯罪を犯したとの嫌疑を受けて捜査の対象になっている者に過ぎない。

したがって、現在の刑事司法手続きにおいて、捜査段階でOさんを犯人と断定して、公表することは許されないし、警察にはそんな権限は与えられていない。

明らかに越権行為である。

警察庁は、昭和 47 年 2 月、「警察庁指定被疑者特別手配要綱」を全国の警察に通達している。その骨子によると、

① 都道府県警察が指名手配した被疑者のうち、治安に重大な影響を及ぼし、または社会的に著しく

危険性の強い凶悪または重要な犯罪の指名手配被疑者であって、その早期逮捕のため、とくに全国的地域にわたって強力な組織的捜査を行なう必要があると認められるものについては、警察庁が特別手配の指定を行なう。

② 指定被疑者は、原則として、一般に公開することとし、公開の具体的方法等については、当該事件の罪種、罪質等に応じ、警察庁が指定の際に個別に決定する。

③ 指定被疑者を公開する場合には、必要に応じ、警察庁においてポスター、チラシ等を作成して配布するほか、報道機関等に対して積極的に協力を依頼する。

この通達によると「治安に重大な影響を及ぼし、または社会的に著しく危険性の強い凶悪または重要な犯罪の指名手配被疑者」は、原則として公開手配されることになる。

さらに、警察庁は、平成19年4月から、指定被疑者100万円の懸賞金を交付するという懸賞広告制度を導入した。

治安の悪化を理由とする警察による事実上の捜査権限の拡大は、とどまるところを知らない。

指名手配の差止めを求める国賠訴訟は異例だとされる。しかし、推定無罪の原則が、有名無実化している現状において、この訴訟が警察による事実上の権限拡大に歯止めをかけるきっかけとなることを期待する。

と同時に、岩手県警には、Oさんの逮捕状の発布を受けた以上、一日も早くOさんを自らの責任において逮捕する責任があることを再確認しておく。

その責任を果たせないなら、原告の請求を認めて、ただちに、指名手配を取消し、掲示したOさんの指名手配ポスターを撤去するべきだ。

そうでなければ、Oさんとその親族に対する人権侵害は永久に続く。

その責任は、だれが負うと言うのか。

なお、「市民の目フォーラム北海道」代表原田宏二は、この問題に関して、盛岡地裁に「証拠保全に関する意見書」を提出したことを申し添える。



2010(平成22). 7. 18(日) **続く、続く、続く、道警の不祥事**

留置場看守が、恐喝未遂、酒酔い運転、泥棒・・・

7月5日(月)に、

今度は、道警本部少年課統括官(警部)が懲戒免職

身内には甘い、道警の情報管理と人事管理

と題して、道警本部生活安全部少年課の警部(59歳)の懲戒免職について当ホームページに掲載したばかりだ。こちらは、事件の捜査で知り合った男性に頼まれ、捜査情報を漏えいしたもので、この警部は捜査協力者だった男性ら2人から850万円を借金していたことも明らかになった。

7月6日、札幌の白石署留置管理課の巡査金田智大(28歳)が看守として勤務中に知った情報を悪用し、会社社長から現金を脅し取ろうとしたとして、恐喝未遂の疑いで、逮捕されたというニュースが全国に流れた。

新聞報道によると、逮捕容疑は、5月28日、元従業員が強姦容疑などで逮捕された不動産会社(札幌)の社長に、探偵を名乗って封書を郵送。元従業員の詳しい容疑内容などを記し、「情報を内密に買ってほしい。信用失墜など損失も最小限で済む」などとして、口止め料などの名目で現金300万円を脅し取ろうとした疑い。

金田容疑者は容疑を認めているという。道警監察官室によると、社長が5月31日に被害届を白石署に出し、発覚した。封書に差出人の記載はなく、入金先として他人名義の銀行口座が書かれていた。

道警は金田容疑者が知人などを通じ、この口座を入手し、金を受け取ろうとしたとみて調べている。

元従業員は4月下旬、強制わいせつ容疑で白石署に逮捕され、5月20日に無断複製した合鍵で顧客の女性宅に侵入し、強姦した容疑で札幌豊平署に再逮捕された。

金田容疑者は今年4月から白石署留置管理課に看守として勤務しており、勤務中に元従業員の詳しい容疑内容を知ったとみられる(平成22年7月7日 北海道新聞)。

そして、7月11日には、道警本別署警務課管理係の巡查長平田求(51歳)が道交法違反(酒気帯び運転)の疑いで現行犯逮捕された。逮捕容疑は午前9時半すぎ、本別警察署近くの路上で、酒気を帯びた状態で軽乗用車を運転した疑いだ。

さらに、7月13日、北海道新聞は、道警本部留置管理課の警察官が、同課直轄の琴似留置場で勤務中に留置人の現金を盗む?と報道した。同日朝日新聞もこの30歳代の巡查は、昨年春から看守として勤務していたが、留置人が日用品を買う際、現金の出し入れを操作して盗みを繰り返していたとみられ、盗んだ額は約10万円に及ぶと報じた。しかし、15日現在、同巡查は逮捕されていない。

そういえば、昨年2月にも茨城県警行方警察署の留置場看守の巡查長(38歳)が保管庫から留置人の現金25万円を盗んだ事件があった。

まだ、道警の事件の詳細は不明だが、これが事実なら留置場の看守の犯罪が連続して3件続いたことになる。

道警本部生活安全部少年課の警部の問題も捜査情報の漏えい、恐喝未遂の巡查長の問題も情報の悪用だった。最初に警察の情報管理の問題について検討し、続いて、警察の留置場とはどんな施設なのか、そこで何が起きているのかを探ってみたい。

警察の情報管理の建前と実態

市民からの情報開示請求に対して、警察は「開示することにより、捜査の手法、体制等が明らかになり、犯罪を企図する者等に有意な情報を与え、対抗措置を取られるなど、警察活動に支障が生ずる恐れがあると認められる」などという理由をあげて開示しないのが通例である。つまり、警察の情報を開示すれば悪用されるから開示しないというわけだ。しかし、そんなことを考えるのは、暴力団かテロ組織くらいだろう。

確かに、警察には、警察官が悪用しようと思えば、いくらでもできる情報が山ほどある。

警察官が、自らの仕事を通じて直接得られる情報、留置場看守であれば、留置人名簿で逮捕された被疑者の“犯罪事実”は容易に知ることができる。

留置人から個人的な情報を聞き出すこともできる。

捜査のためと称して、捜査関係事項照会書(刑事訴訟法第197条2項)を使えば、公私の団体に照

会して必要な事項の報告を求めることができる。銀行の預金台帳の写しもこれで入手できるし、携帯電話関係の情報も入手できる。

警察官であれば、誰でも警察庁のデータベースに照会して、特定の人物の前科、前歴、指名手配の有無等の情報を簡単に引き出すことができる。交番には案内簿という個人情報を書かれた戸別の名簿がある。机の上に放置された捜査書類、何気なく交わされる警察官の日常会話や電話のやり取りの中には、捜査情報が含まれている。

これまで、意図的に流出した情報を拾ってみると「犯歴情報」、「運転免許情報」、「携帯電話契約者情報」、「電話加入者情報」、「(車の)登録事項等証明書」、「課税証明書」などがある。

情報漏れは、故意によるものだけではなく、警察官の私物パソコンのファイル交換ソフト「Winny(ウイニー)」を通じて、大量の個人情報を含む捜査情報がインターネット上に流出するケースが、道警をはじめ全国の警察で続出したことは記憶に新しい。

現場の警察官は、自らが捜査している事件の情報や自分の捜査協力者からの情報には神経質だが、それ以外については意外にルーズだ。ほかの警察官の情報を利用しようとする警察官も出てくる。マスコミ取材に捜査情報が漏れるのはそのためだ。

警察は、警察官の氏名等についても、犯罪捜査等、秘匿を要する警察活動に支障があるとか事件関係者から報復を受けるおそれがある等の理由をあげて開示しない。確かに、警察署や交番等で名札を付けて勤務している警察官の姿はあまり見かけない。

一方では、警察官の公宅や私宅には表札が掲げられている。捜査に従事している警察官が、逮捕した暴力団員の取調べに当たれば、当然警察官の顔も名前も相手方に知られる。

特定の事件の捜索・差押の現場や逮捕現場をマスコミに公開すれば、捜査に従事する警察官の顔はテレビを通じて全国に知られる。暴力団やテロ組織であれば、録画くらいはするかも知れない。

警察署や警察本部の課等、所属の警察官の人数等も明らかにしないし、地域の安全を守ることになっている交番で勤務している警察官の数も秘密である。

よくある「警察 24 時間」もののテレビ放映。仕事熱心な正義の味方の警察官が登場する。機動捜査隊員、交通機動隊員等々に 24 時間テレビカメラが密着する。そこでは、警察が言う「開示することにより、捜査の手法、体制等が明らかとなり、犯罪を企図する者等に有意な情報をあたえ、対抗措置を取

られるなど、警察活動に支障が生ずる恐れがある情報」が映し出されている。

これらには、警察の情報管理の建前とその実態がはっきりと出ている。警察は、従来から犯罪捜査の秘匿性を強調するあまり、警察行政が閉鎖的となり、本来公開すべき場が公開されないと指摘されてきたが、警察にとって都合のよい情報は相手を選んでリークし、公開しても支障のない情報でも、国民には様々な屁理屈をつけて公開しない。

こうした傾向は、いまだに改められていない。

そうした使い分けを現場の警察官は、体験を通じて知っている。

だから、上層部がいくら情報管理を徹底するように指示しても、現場の警察官は聞く耳を持たない。

地方公務員法第 34 条には「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。」とある。情報漏えいは、地方公務員法違反の犯罪行為だ。

かつての「北海道警察職員服務規程」には、「職務上知った秘密は、これを知る権限のある人に告げる場合を除き、何人に対しても漏らさないこと。」とあったが、平成 14 年 3 月に「北海道警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令」(以下、「職務倫理訓令」という)に改正され、この条文は削除された。

まさか、だから職務上知った秘密を漏らしても構わないとなったわけではないだろう。

取締まりの対象業者から借金する行為、これは収賄だが、恐喝も犯罪行為だ。

保管している留置人の現金を勝手に使うのは、泥棒であることは誰にでもわかる。

警察官は、なぜ、こうも簡単に犯罪行為に走るのか。一部の不心得な警察官の問題では済まされない事態になっている。

警察官には心理カウンセリングを

警察官は、自由を拘束している留置人に対してやろうと思えば何でもできる。

警察は、被疑者を逮捕したときに、持っている現金等を保管して「被留置者金品出納簿」に記載し留置場の金庫に保管する。それを勝手に使われても留置人はチェックする術もない。抵抗できないのだ。

無抵抗の相手の弱みに付け込む。冤罪事件で問題になる人権を無視した違法な取調べにもどこか

共通している。

「職務倫理訓令」第3条(職務倫理の基本)には、
職員は、次に掲げる職務倫理の基本を信条として職務に精励し、国民の信頼と期待にこたえなければならぬ。

- (1) 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。
- (2) 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。
- (3) 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。
- (4) 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。
- (5) 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

とある。

これは、かつて「警察職員の信条」として、警察署等の朝礼時に警察職員に唱和させていたものと同じだ。果たして、どのくらいの警察官がこれを信条として仕事をしているのだろうか。おそらく、皆無だろう。

考えてみると、多くの職業の中でも、警察官は、犯罪者あるいは犯罪に最も近いところにいる。毎日、数多くの犯罪の届け出を受け、捜査し、犯人を検挙する。

そうしたことを繰り返すうちに、被疑者や犯罪に対する感覚や意識が、一般市民に比ベズれてくるのではないか。

あるいは繊細な心の持ち主の警察官は、知らないうちに心的外傷後ストレス障害にかかっているのかも知れない。これは一種の職業病なのかもしれないと考えてしまう。

警察官は、犯罪の手口を学ぶことができる。今回の恐喝未遂事件の手口を聞くと、周到に用意した他人名義の銀行口座に、300万円という大金を振り込ませようとした大胆な犯行だ。こうしたやり方は、はやりの「振り込め詐欺」の手口にどこか似ている。封書を郵送したのも、電話でのやり取りを録音されたり、発信先を知られることを避けたのだろう。探偵を名乗ったのも警察官らしい。こんなやり方は、いずれは足がつく幼稚なものだが、経験の浅いこの巡査からすると、考えた末の犯行だったのかも知れない。

この際、生活習慣病の健康診断を義務付けているように、警察官に年に1回程度の性格検査や心

理カウンセリングを受けることを義務付けてはどうか。確か、警察官の採用時には、心理検査をやっていたと思うが。それを退職するまで続けるのだ。

「警察職員の信条」を唱和させるよりは、効果的ではないか。

警察の留置場が抱える諸問題

警察署の留置場は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(刑事収容施設法)による「留置施設」で、刑事訴訟法の規定により身柄を拘束されている者を収容する施設だ。

同じ被拘禁者であっても、逮捕留置中の被疑者、勾留中の被疑者、未決勾留の被告人とその刑事訴訟法上の身分は異なる。勾留中の被疑者や被告人は、本来は拘置所に収容されるべきだが、実際には警察の留置場に収容されることが多い。その場合は「代用刑事施設」(旧代用監獄)として使われる。代用監獄は冤罪の温床とも指摘されているが、名称が代用刑事施設となっても警察の留置場であることは変わらない。

昭和 55 年に、警察内部の措置として留置場を管理する部署と捜査を担当する部署とを分離した。これは、捜査担当部門が被疑者を管理していたことから、被疑者の管理が捜査優先になり、長時間の取調べや深夜の取調べなど違法な取調べの要因になっているとの批判があったからだ。しかし、留置場を管理する部門は変わっても、警察署の捜査責任者も留置業務管理の責任者も警察署長である。トップは同じなのだ。ここにもまやかしがある。

被疑者の留置に関する規則(国家公安委員会規則)では、「被留置者の処遇に当たっては、その人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切処遇を行うものとし、いやしくもその権利を不当に侵害することのないよう注意しなければならない。」となっている。しかし、現実には富山の氷見事件や鹿児島志布志事件をはじめ多くの冤罪事件が起きている。

警察署長にとって、留置場の管理は頭の痛い問題だ。爆弾を抱えているようなものだ。

留置人の自殺、逃走等があとを絶たない。実は、筆者(原田宏二)も旭川中央警察署長時代に留置人に首つり自殺された経験を持つ。こうした不祥事を警察内部では「留置場事故」と呼んで、警察本部への速報事項になっている。

それだけではない。留置担当者(看守)による勤務中の不祥事もあとを絶たないのだ。

先の茨城県警の窃盗事件のほか、留置人に食事やタバコを提供した(北海道警)、留置人が花札で遊ぶのを黙認した(新潟県警)、留置人が購入した菓子等を盗んだ(静岡県警)、留置女性に下着を見せてと言いつつ(長崎県警)、留置女性にわいせつな行為をした(千葉県警)等と枚挙にいとまがない。

留置人の中には、一筋縄ではいかない者もいる。おとなしそうに見えても何を考えているか分からない。隙を見せれば逃げようとする。中には、あれが食いたい、これが食いたい、と勝手気ままな要求をし、看守に悪態をつく者もいる。看守はそんな留置人を毎日相手している。勤務の方法も留置場事故を防止する観点から細かい規定があり、それを確実に実行することが求められる。24 時間、緊張を強いられる。

外部と遮断された勤務環境の中で、留置場内を巡回するだけの変化のない単調な勤務を繰り返す。最近では留置人にもプライバシーがあるとかで、過度の監視はするなとも指示される。しかし、万が一、逃走されたり、自殺したりされれば直ちに責任が追及される。

もともと留置場を「ブタ箱」という蔑称で呼んだり、留置場に併設されている酔っ払いを保護する保護室を「トラ箱」と呼んでいたように、警察官にとっても、留置場の勤務は最も敬遠したい職場だ。

ひと昔前の留置場は、いわゆる人事のゴミ捨て場という空気があった。警察では、組織に反抗的な態度を示す警察官、不祥事を起こした警察官、実績が上がらない警察官等を「要指導職員」に指定して特別枠で管理していた。そして「要指導職員」を懲戒的な意味も含めて、監視が容易な留置場に優先的に勤務させていたのだ。

また、病弱な警察官等をもつばら留置場に勤務させていた時代もあった。

ここに「北海道警察留置業務管理運営規程」という通達がある。

平成6年 11 月の訓令だから、現在は改正されているだろう。

その 40 条に警察署長が、看守を任用するときの基準が書かれている。

- 1 巡査及び巡査部長はおおむね 40 歳以下、警部補はおおむね 50 歳以下であること。
- 2 勤務成績が優良であること。
- 3 健康で気力及び体力が充実し、責任感が強いこと。

となっている。

このころは、刑事や生活安全等の専務警察官に任用するときには、勤務成績が優秀な交番勤務の

若い警察官を、おおむね2年間留置場に勤務させ、その後は希望する専務警察官に任用する制度が実施されていた。こうした施策で、留置場看守に有能な警察官を集め、看守の勤務に対するモチベーションを与えることにより、留置場勤務員全体のモラルを維持したのだ。

しかし、この基準は事実上なくなっている可能性がある。

今回、恐喝未遂で逮捕された巡査は、平成20年に道警に採用され、警察学校を卒業後、白石署に配置され、交番勤務を経て、今年の4月から同署の留置場管理係として勤務していたという。

28歳という年齢からすれば、民間企業に働いた経験もあるのだろうが、警察の実務経験は2年にも満たない。

この巡査の勤務成績はどうだったのか。留置場勤務を始めて、わずか2カ月でこうした事件を起こしていることからして、何らかの問題があった警察官である疑いがある。

酒酔い運転で逮捕された本別署の巡査長も51歳だ。

普通に勤務していればこの年齢では警部補にはなっている。

酒を飲みすぎ出勤時間に遅れる。仕事に対する基本的な心がけができていない。

ひょっとしたら、アルコール中毒に罹っていたのではないか。昇任できない何か問題があったのだろう。

この2人は、「要指導職員」に指定されていた可能性がある。

最近まで留置場で勤務した経験のある道警OBに聞いてみた。

本人は、警察署の交通事故の不適正捜査を指摘したことから、左遷されたあと、3年間道警本部の留置管理課で護送係をさせられ、さらに、退職間際にも3年間警察署の留置場に看守として勤務した。

このOBの説明によると、最近は留置場勤務の希望者がいないためか、交番勤務1~2年で、満足に捜査報告書も書けない警察官を、看守勤務に就かせることが多くなり始めたらしいのだ。

そんな実務経験の浅い者を看守勤務に就かせるため、海千山千の留置人たちは看守をなめるような態度を見せるという。更に情けないことに、看守自身も彼ら留置人の顔色をうかがって、腰を引いた迎合的な態度を見せる者も出てきているという。

道警では不祥事が続発している。おそらく、公表されるのは氷山の一角であろうから、増える「要指導職員」の処遇には頭を痛めているだろう。

市民と接する機会が多い交番や駐在所には配置できない。とはいつて、専門的な知識や技術を求められる専務係には任用できない。

結局は外部と遮断され、監視が行き届く留置場に配置することになる。

留置場が、かつての人事のゴミ捨て場に逆戻りしている可能性がある。

人事管理に問題はないのか

我々が勤務した道警には、裏金システムが存在したし、そのほかにもさまざまな問題を抱えていた。決して、国民に誇れるような完璧な組織ではなかった。しかし、それでも在職中に同僚の警察官が逮捕されるような不祥事はあまり記憶にない。最近のように、警察官の犯罪がこれだけ続くのは異常だ。

最近の道警の不祥事を見ていると、上は署長の警視、警部の幹部から下は巡査まで階級を問わない。何かが狂っている。多くの道警OBがそう考えているに違いない。

恐喝未遂で逮捕された巡査は採用からわずか2年である。

この取材中にこの巡査には、道警に親族がいるとの情報があった。

これが事実だとしたら、採用に問題がなかったのかと素朴な疑問が湧いた。

警察には、親子2代、3代の警察一家ともいうべき警察官も多い。

世襲的警察官のすべてが悪いとは思わない。優秀な警察官の子弟が親の志を継いで警察官になるのを、必ずしも反対するつもりはない。

しかし、警察官の採用に縁故的採用が、まかり通っているとしたら問題だろう。

道警は、この事件をこの巡査の個人的な問題として片付けることなく、警察官の採用に問題がなかったかを検証する必要がある。

また、留置場の看守の犯罪が、これだけ続くのは偶然だと片付けられないだろう。

道警全体の人事管理に、何か歪みが生じていると見るべきだ。臭いものに蓋をするような人事管理を続けていると事態は、さらに悪化することは間違いない。

「市民の目フォーラム北海道」では、これまでも、道警の裏金疑惑で露見した隠ぺい体質、幹部の無

責任体質、幹部枠の拡大による幹部の質の低下など、警察が抱えているさまざまな問題を指摘してきた。

道警が、本気で「職務倫理の基本を信条として職務に精励し、国民の信頼と期待にこたえる警察官」を求めているのなら、警察官の採用から人事管理全体について、どこに問題があるのか、組織全体で考え直すべきではないか。

7月14日のNHKニュースは、「警察官の不祥事が相次いでいることを受けて、道警本部は、不正の防止を徹底するため、道内の警察署長など幹部を集めた臨時会議を開くことを決めました。道警の殿川一郎本部長は、ことし3月の道議会で相次ぐ不祥事を陳謝し、再発防止を徹底する考えを示しましたが、その後も不祥事があとを絶たず、会議では職員の現状の把握と倫理教育などを徹底するよう、あらためて指示することになっています。」と伝えた。

同じことが、何度繰り返されて来たか。

警察官の犯罪を防止するためには、倫理教育や綱紀粛正の指示だけでは不可能であることは、過去の不祥事がはっきり示している。



2010(平成22). 7. 5(月) **今度は、道警本部少年課統括官(警部)が懲戒免職**

身内には甘い、道警の情報管理と人事管理

今年も上半期が終わった。相変わらず北海道警察(道警)の警察官、とりわけ、幹部警察官の不祥事が続いている。

2月25日には、道警の53歳の警察署長(警視)がセクハラで懲戒処分を受け依願退職した。その前日には、道警釧路方面本部十勝機動警察隊長(警視)が、盗撮容疑で逮捕されていたことが明らかに

なった。

5月26日には、帯広警察署地域課に所属する50代の男性警部補が、同僚警察官にけん銃を突きつけたとして、銃刀法違反(不法所持)容疑で釧路地検に書類送致され、同警部補は依願退職した。

上半期も終わろうとしていた6月28日、今度は、道警本部生活安全部少年課の統括官辻尾良児警部(59歳)が、事件の捜査で知り合った男性2人から850万円を借金していたことが発覚して懲戒免職になったという(平成22年6月29日 北海道新聞)。

北海道新聞の記事によると、同警部が男性2人から借金したのは、10年前のこと。

男性2人とは風俗店の無許可営業事件の容疑者として知り合い、定期的にススキノの情報を交換していたという。

男性の一人が昨年10月に傷害事件を起こし、男性に依頼されて事件被害者の住所等の情報をこの男性に教えたことから、男性が被害者に電話、被害者が道警に相談したため問題が発覚したようだ。

同警部は、情報漏えいについて「借金をしていて負い目もあった」と認めているという。

道警の藤村博之警務部長は「軽率極まりない行為」とコメントしているが、そんなことで済まされる問題ではないだろう。

被害者の氏名等は個人情報ではないのか

北海道個人情報保護条例では、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得る情報は、個人情報として保護されることになっている。

この条例の実施機関には、公安委員会や警察本部長も含まれている。実施機関は、本人からの請求があれば個人情報を開示しなければならないが、公安委員会や警察本部長は、現在捜査中の事件に関する情報等は、たとえ、本人から請求があっても開示しない。

犯罪の被害者の住所、氏名、電話番号等は、当然個人情報である。

条例には、実施機関の職員が職務上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならないとある。そして、個人情報を不正な利益を図る目的で提供したときは、1

年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。

地方公務員法第 34 条(秘密を守る義務)にも、「職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない」(1年以下の懲役又は3万円以下の罰金)とある。

犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)第9条(秘密の保持)にも「捜査を行うに当っては、秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意するとともに、被疑者、被害者、関係者の名誉を害することのないように努めなければならない」とある。

犯罪の被害者の住所、氏名、電話番号等は、職務上知りえた秘密に当たる。

同警部の行為は、「軽率極まりない行為」ではなく「犯罪行為」なのである。

さらに指摘するならば、この傷害事件は、同警部が自ら担当する事件以外の事件、おそらく、札幌市内のどこかの警察署で捜査中の事件だったのだろうが、だとすれば、同警部はその警察署の捜査を担当する警察官から情報を聞き出したに違いない。

情報漏えいに関係した警察官がまだいるはずだ。

道警は、市民からの情報開示請求に対して極めて消極的である。請求のほとんどをいわゆる「公共安全情報」に該当するとして、自ら保有する情報は開示しない。

先の「公文書一部非開示決定処分取り消し請求事件」(原告市川守弘弁護士)において、被告(道警)は、旅費支出命令書等に記載されている警察官の住所、氏名等の情報は、通常他人に知られたくない情報であるから個人情報に該当すると主張している。

にもかかわらず、一方では、捜査中の事件の被害者の氏名等の個人情報を平気で外部に漏らし「軽率極まりない行為」と片づける。

これでは、道警はあまりにも身勝手だと非難されても仕方があるまい。

身内に甘い捜査と人事

新聞によると、辻尾警部は 10 年前に2人の男性から 850 万円を借り、いまだに返済していないという。

この 850 万円は賄賂ではないのか。

賄賂とは、公務員が職務に関して不正に受け取る報酬だ。金品が一般的だが、人の欲望を満たす

ものなら何でも賄賂になる。借金の棒引きも当然賄賂になる。

同警部は、退職金で返済するつもりだったと説明しているようだが、実際は、借りたのではなくて、もらった疑いもある。

おそらく、道警は辻尾警部が借金したのは10年前であり、収賄は時効になっているため立件できなかったと説明するのだろうが、借金の返済に関するやり取りなどによっては、時効が完成していないケースも考えられる。一般の公務員による850万円の収賄事件となれば、道警捜査第二課は徹底した捜査をするだろう。

新聞記事を見る限りでは、「道警は、辻尾警部が男性2人に風俗店の摘発情報等を教えていなかったかも捜査したが『便宜を図った事実は確認されなかった』としている。」となっているだけで、この事件を贈収賄の疑いで捜査したかどうかは、明らかになっていない。

昨年12月には、福島県警組織犯罪対策課の男性警部補(44歳)が知り合いの暴力団員から200万円を借りたことが発覚したが、取締まり情報を漏らしていないとして、停職6か月の懲戒処分になり依願退職している。これも収賄ではないのか。

警察官は、取り締まり対象者から金を借りても、情報さえ漏らさなければ、刑事責任は追及されないのだろうか。身内に甘い捜査と指摘されても仕方があるまい。

道警は、収賄事件を立件しない理由を明らかにするべきだ。

道警の刑事責任の追及の甘さだけではない。人事管理も甘い。

捜査幹部が取り締まりの対象業者から多額の借金を続けていたことが10年間も見過ごされていたのだ。辻尾警部は、長年生活安全部門で風俗関係事犯の取り締まりに従事している。

風俗関係事犯の取り締まりは、キャバクラ、ホストクラブ等の飲食店営業、マージャン、パチンコ屋、ゲームセンター等の遊技場、ソープランド、ヘルス等の風俗関連営業、個室ビデオ、ラブホテル等、多様な営業がその対象になる。関係業者は何とかして、警察官を取り込もうとするし、警察官はこうした業者から情報をとろうとする。そこに、取引とか癒着が生まれる素地がある。過去にも多くの警察官が業者との関係が問題となりその職を去っている。

道警は、辻尾警部が長年にわたりこうした業務を担当する警察官であることを知ってどんな監督をしていたのだろうか。また、借りた金は全額親族の借金返済に充てていたとなっているが、警察では、身

上監督といって、仕事上の監督のほかに、上司が部下の私生活での素行、交友関係、借金の有無、親族の動向等もチェックすることになっている。警察官の私生活に介入することが好ましいことだとは思わないが、癒着が生じやすい仕事を続けている警察官については業務上の監督のほかに最低限の私生活のチェックも必要だろう。辻尾警部に対する上司の公・私に対する監督が甘かったのではないか。

同警部は、平成14年4月に警部に昇任して、旭川東警察署の生活安全課長になっている。

それまでは、道警本部生活安全部特別捜査隊係長(警部補)だった。新聞報道の通りだとすると、借金したのは警部補時代のことだ。にもかかわらず、難関といわれる警部昇任試験に合格している。収賄警部補を警部に昇任させた。

甘い人事管理もさることながら、昇任制度そのものにも問題がありはしないか。

辻尾警部は、わずか1年半で、平成15年10月には次のポスト、道警本部生活安全部生活安全特別捜査隊班長に栄転し、平成17年10月には、道警本部生活安全部少年課統括官と順調に栄転している。少年課統括官といえば、全道の警察署を指導する立場である。

幹部の大量増員とデタラメな昇任試験制度と人事管理、これでは幹部の不祥事が続くのはごく当たり前だ。

生かされていない過去の教訓

道警にとって、平成14年から15年にかけては激動の時期だった。とりわけ、生活安全部門は壊滅的な打撃を受けた。

平成14年7月、道警生活安全部特別捜査隊班長のI警部が覚せい剤使用で逮捕されたのがきっかけだった。I警部は警部補時代に銃器対策課のエースとしてもはやされ、折から警察庁主導で全国展開された「平成の刀狩り」(けん銃摘発キャンペーン)で辣腕を発揮した。

しかし、同警部が所属していた銃器対策課では、組織的にさまざまな違法なけん銃摘発が進められ、なかにはけん銃摘発のため、違法なおとり捜査やSに大量の覚せい剤の密輸を見逃す事件もあったと指摘された。そうした中でI警部自身も覚せい剤の密売に手を染めるようになったことが明らか

になった。

道警は、数々の違法捜査を否定して、事件をI警部の個人的な問題として処理したが、その背景には、情報収集に用いられるべき「捜査費」等が裏金化され、捜査員に渡していなかったことや捜査協力者を組織的に管理するシステムもなかったこと等、様々な問題があったと指摘された。

新聞報道によると、今回の辻尾警部は、借金をした男性と「その後も定期的にススキノの情報を交換していた」という。この男性は辻尾警部が過去に扱った風俗店無許可営業事件の容疑者だったようで、辻尾警部の捜査協力者だったというわけだ。

警察は虞犯者(犯罪を犯す虞のある者)を協力者、S(スパイ)に仕立て上げる。蛇の道は蛇、犯罪情報を得るためには近道だからだ。しかし、一方では、ミイラ取りがミイラになる危険もある。Sは虞犯者だ。いつどこで犯罪者になるか分からない。Sとの接触で警察官としてどこに線を引くか、どこまで取引するか、それが問題だ。

だから、こうした判断を警察官個人に任せず、警察組織として、Sの獲得、接触、そこからの情報の検討、捜査費の支払い等について、幹部が管理するシステムが必要なのだ。

先に触れた銃器対策課のI警部の問題は、それが行われていなかったために問題が起きた。

しかし、今回の辻尾警部のケースでも、同警部が警察官として越えてはならない一線を越えてしまっている。

Sから多額の金を借りる行為は、警察官として失格である。

こうした基本的なことが、警部という幹部警察官が理解していないということは、道警では、いまだに、組織的な情報管理が行われていないことを示唆している。

I元警部は、その裁判で「組織(道警)もそれ(違法捜査)を認めて、ゼロからやるべきです」と訴えた。

あれから8年、道警は何も変わっていない。過去の体験は何も生かされていない。

それは、銃器対策課の違法捜査の真相を闇に葬ったからだ。



2010(平成22). 6. 14(月) 行政刷新会議の事業仕分け 全日本安協

ドライバーを食い物にしてきた警察キャリア官僚

警察庁は、運転免許更新時の教本を見直すことを決めた。(6月7日NHKニュース)

政権交代は実現したものの、政治と金をめぐる問題、普天間基地の移設問題等で鳩山内閣は8ヶ月で崩壊し、菅内閣が誕生したばかりだ。

その鳩山内閣で、唯一国民の支持を受けたといわれた行政刷新会議による公益法人を対象とする事業仕分けが、5月20日から延べ4日間にわたりが行われた。

仕分けの対象になったのは70の公益法人の82の事業だ。

塩、運転免許、宝くじ、競輪など、国民の身近な事柄に関わる公益法人の事業、その隠された驚くべき実態が白日の下に晒された。

そこには、社会全体に巧みに網の目のように張り巡らされた国民不在の政・官・業の癒着構造があった。

平成21年8月の衆議院議員総選挙において民主党が示した公安委員会の体制強化等の警察改革は遅々として進まない。こちらを表の部分の警察改革とすれば、内閣府行政刷新会議の事業仕分けの対象に、警察庁所管公益法人のひとつ、(財)全日本交通安全協会(以下、「全日本安協」という)の「運転免許の更新時講習」が取り上げられたことは、いわば、警察行政の陰の部分にメスを入れたものだった。

警察庁は、講習の委託に一般競争入札を導入することなどを求めていくとしているが、長い間、ドライバーを食い物にしてきた警察キャリア官僚がそう簡単に変わると思えない。

警察庁が所管する公益法人は48、うち交通の安全等を主たる目的とするものは、全日本安協を含めて19にも及ぶ。(社)全日本指定自動車教習所連合会、(財)日本道路交通情報センターなどのほか、名称を聞いただけでは何をやっているのか見当もつかない法人もある。そこには、警察庁のキャリア官僚が天下っている。

運転免許保有者は約8000万人、「交通安全」といえば、何でも国民が納得すると思っていると大間

違いた。そもそも、交通安全協会は必要なのか。交通行政の原点に立ち返った議論が必要だろう。

今後、この事業仕分けが、警察改革を進めるうえでどんな展開をみせるのかを注目したい。

全日本安協とはどんな団体

交通安全協会(以下、「安協」という)は、警察署の管轄地域に対応して地区安協があり、それを会員として都道府県単位で都道府県安全協会(以下、「都道府県安協」という)がある。全日本安協は都道府県安協を会員とする全国組織(都道府県安協の会長が理事)で、形の上では、警察庁を頂点とする警察組織と同じく、ピラミッド形の巨大組織の頂点に立つ公益法人である。

しかし、安協は末端の組織ほど脆弱である。地区安協のほとんどが任意団体で、事務局を警察署に置いてはいるが、財政基盤も弱く、事務局員もないケースも多い。その活動も、警察署が計画する各種の交通安全運動の街頭啓発活動に、一部の会員が狩り出されて、ボランティアで活動するくらいで、一般的にマンネリ化し低調である。

道路交通法(以下、「道交法」という)には、安協の名称は登場しない。

全日本安協は、平成10年4月、その第108条の32で、国家公安委員会から全国交通安全活動推進センターに指定され、交通の安全と円滑に資するための民間の組織として位置づけられ、交通の安全に関する広報・啓発活動、交通安全教育を行う者の技能及び知識に関する研修等の事業を行うものとされている。

なお、都道府県安協も、道交法第108条の31で、都道府県公安委員会から都道府県交通安全活動推進センター(以下、「都道府県センター」という。)に指定されている。

全日本安協の理事長(元警視総監)、専務理事(元九州管区警察局長)等、常勤役員5人全員が警察庁のキャリア官僚OB、その報酬総額2億2,800万円(平均1,450万円)、国(国土交通省)からの補助金約1,000万円、収入(予算)額59億7,050万円、内部留保額7億4,245万円(いずれも平成19年度)~(事業の概況説明書から)~で堂々たる公益法人である。

今回仕分けの対象となった「運転免許の更新時講習事業」は、全日本安協の「交通安全思想の普及啓発」事業の一つで、「自動車運転者に対する安全運転教育の推進」事業なかで、運転者への交通安全教育資材として、「交通の教則」など6種類の資料を発行している(全日本安協のホームペー

ジ)。その教材が全国の都道府県安協が実施している「運転免許の更新時講習」に独占的に用いられていることが問題となった。

毎年、運転免許を更新するドライバーは 1,500 万人を超え、「運転免許の更新時講習」に使われる「交通の教則」等の教材は約 1,400 万部に上るとされる。

全日本安協の収入は約 45 億円だが、その 7 割超の 32 億円が運転免許の更新時講習等で受講者に配布する教本「交通の教則」等の都道府県安協への販売によるもので、それにより約 10 億円の収益を上げている。印刷・製本・発送などにかかる支出は 22 億円で、このうち約 20 億円を大手広告代理店「電通」に随意契約で外注していることも明らかになった。この「電通」にも警察庁のキャリア官僚が天下っていたとの指摘もある。

都道府県安協も警察幹部の天下り団体

道交法第 108 条の 2 で、運転免許の更新時講習等を行うことになっているのは、都道府県公安委員会(実際は都道府県警察)である。

都道府県公安委員会は、都道府県安協に随意契約で委託している。

都道府県安協に委託される事業はこれだけではない。このほかに、運転免許試験場コース貸出事業、教習自動車保管場所調査事業、高齢者講習通知業務、停止処分者講習等、様々な委託事業がある。つまり、都道府県安協もまた、各種の運転免許関係事業を独占する警察幹部の天下り団体なのだ。

北海道には、札幌に(財)北海道交通安全協会(以下、「道安協」という)があり、北海道警察(以下、「道警」という)の各方面本部所在地に(社)旭川方面交通安全協会、(社)釧路方面交通安全協会及び(社)函館方面交通安全協会(財)北見方面交通安全協会がある。いずれも、北海道公安委員会(道警)所管の公益法人である。各方面安協には警察署と同じ数の地区交通安全協会が加入し、その事務局はいずれも各方面本部の運転免許試験場に置かれている。

道安協と方面安協は、それぞれ独立した公益法人で、道安協の専務理事には道警の方面本部長、道安協の 4 人の常務理事と各方面安協の専務理事は警察署長経験者が就いている。常勤役・職員のうち、道警OBは約 48%とされ、これら役員の平均年収は約 600~800 万円である。

平成 20 年 7 月、「市民の目フォーラム北海道」は、(社)釧路方面交通安全協会が平成 17 年度に受託した運転免許更新事業の受託料を水増し請求したり、同安協が更新時講習時に受講者に配布する「交通の教則」を道交協や全日本安協から購入するところ、実際には、その代金の 1 割が両者からキックバックされ、同安協の啓発宣伝費あるいは助成金として組み入れられているなどと指摘、北海道監査委員に住民監査請求をした。

北海道監査委員は、監督機関である北海道公安委員会に対して、釧路安協に約 2,187 万円の損害賠償を求めるように勧告した。道警も調査を実施、釧路安協等に約 3,161 万円の返還、返納及び追徴を求めた。

巧みに隠される交通安全協会の姿

今から 38 年前の昭和 47 年、警察庁による道交法の改正で「運転免許の更新を受けようとする者は更新時講習を受けるように努めなければならない」とされ、平成 6 年の道交法の改正で、ドライバーが運転免許の更新をしようとするときには、道交法第 101 条の 3 で「公安委員会が行う講習を受けなければならない。」と受講が義務化された。

ところが、道交法のどこを探しても、講習の実施機関として、安協の名前は出てこない。道交法第 108 の 2 第 3 項には「公安委員会は講習の実施を委託することができる。」となっているだけだ。そして、これを受けて、道交法施行規則(総理府令第六十号)第 38 条の 3(講習の委託)で、以下のように講習の委託を受けることができる者の資格を定めていることが分かった。

「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。」

となっている。

都道府県安協は、この規定で講習の実施機関になるのだ。

実施機関になろうとするときには、警察本部の運転免許主管課長を経由して、公安委員会に申請し、公安委員会の指定を受けることになる。その上で、公安委員会と随意契約を結び講習の委託を受けることになる。

こうした手続きを経るなら、誰でも講習事業に参入することができるはずだが、実際には「運転免許

の更新時講習事業」は、都道府県安協が都道府県公安委員会と随意契約を結び独占的に委託を受けている。

事業仕分けによると、年間の更新時講習受講者は、全国で約 1,500 万人を越え、ドライバーは、免許更新時には、更新手数料 2,550 円のほか、700~1,700 円の更新時講習手数料を負担している。高いケースでは免許更新に 4,250 円も必要になる。これまでもドライバーが負担する「(免許更新時の)手数料が高い」との指摘もあった。

事業仕分けに提出された資料によると、優良運転者講習手数料 700 円の内訳は、講習を担当する都道府県安協の職員の人件費が 300 円、資料費等は 315 円となっている。この資料費の中に、「交通の教則」(運転者用)の代金が含まれているのだ。ちなみに、一説では、この教本の原価は 60 円以下とされ、道安協では、「交通の教則」(運転者用)を 180 円で販売している。

道交法のどこを見ても全日本安協が講習事業に関与するという規定はない。強いてあげれば、道交法第 108 条の 32 で、国家公安委員会から全国交通安全活動推進センターに指定されているということくらいだろう。それなのに、全日本安協は、堂々と「運転免許の更新時講習」の際に、教材として使われる警察庁交通局監修の「交通の教則」を発行し、全国の都道府県安協に約 1,400 万部を独占的に販売し、莫大な収益を上げている。警察庁交通局運転免許課長は、更新時講習で使用する教本は「交通の教則」(警察庁交通局監修)及び「人にやさしい安全運転」(警察庁交通局監修)、又はこれらと同等以上のもとする。」と通知している。

警察庁のキャリア官僚が、次々と道交法を改正し、免許更新時講習等、様々な講習をドライバーに義務づける一方で、警察庁は都道府県警察に対して、講習に全日本安協が発行した教材を使うように指示する。

何も知らないドライバーは高額の手数料を払って、必要のない教本を受け取り、免許を更新せざるを得ない。つまり、ドライバーが否応なしに買わされる「交通の教本」の収益で、交通安全協会に天下りした警察官僚OBたちが高額の報酬を得ているのだ。

警察庁のキャリア官僚は、全国 8,000 万人といわれる運転免許保有者の無関心に乗じて、こうしたシステムを作り上げたのだ。

そのほんの一部だが、今回の事業仕分けで見えてきた。

行政刷新会議の仕分け結果

ワーキンググループの評価結果は、実施機関を競争的に決定(事業規模は縮減)であった。

そのとりまとめコメントは、「現在競争性が担保されていないと感じられるので、実質的な競争を確保し、全日本交通安全協会も含めて、競争的にどの団体に行わせるかを判断すべき。同時に、高コストだという印象があるので、コストを削減し、結果的に免許更新者の負担を下げる努力をすべき。」である。

評価者のコメント(評価シートに記載されたコメント)は、以下のとおりである。

- この団体が教材に関与不要。ネットコンテンツ充実は警察庁(国)で。
- 教材調達は、各都道府県で競争的にコストを抑えて行うべき。ドライバー負担を下げるべし。
- 各都道府県、警察及び安全協会が免許更新及び交通安全対策を行っているので、教則の発行及び講習すべて移管すべき。
- 都道府県警察、公安委員会が所管する分野であり、又、各都道府県の協会等が自主的に担っている。教本等の全員配布の要、不要を含め、各都道府県に任せるべき。(もとより道交法の遵守、徹底は当然のこと)
- 教則本の内容を抜本的に見直すこと、競争させることにより、コスト削減分を講習費に反映させ、値下げ。
- 実際にほとんど活用されていない教則本に無駄なコストを費消している。必要部分だけに限定し、HP等も活用していけば十分。
- 教則の発注についても、大手広告代理店に一手発注とコスト意識も低く、早急に改善の要。
- 事業については、一般競争入札を実質的に競争が確保された形で実施し、民間等の参入を促すべき。
- ドライバーの再教育の機会は、現実には更新時くらいしか考えられないが、1年間に1千万人以上を対象とする以上、これだけの人々によく浸透するような洗練された教材が必要であろう。現行の「教則」本もこういう工夫をこらしているのであろうが、あまり読まず、利用されているとは言えないようである。よりよく浸透する方法の工夫を含めて、多数の企業、機関の中から、受注者を競争的に選定すべきであろう。

- 教本等については、警察庁が監修を行うことを前提に、自由競争にしていくべき。
- 教本の選定に実質的な競争性を確保すべき。
- 課長通知等については速やかに廃止すべき。
- 免許の更新自体は、期間の問題よりは長期のサイクルを考えるべき。
- 教本に関しては、より実質的な講習者が求める情報、改正等必要最低限の内容として、道交法等はインターネット等利用して広げる。その場合、内容の必須事項のみ提示し、調べ、民間に広く開放する。

そもそも、運転免許の更新や講習が必要なのか

今回の事業仕分けでも、時間の関係もあったのか、全日本安協の必要性や運転免許の更新制度、講習の必要性等、根本的な問題については触れられることはなかった。

今回の仕分けに提出された資料に、事業の「現状の成果」として「第8次交通安全基本計画において設定された平成22年までに『交通事故死者数 5,500 人以下』『交通事故死傷者数 100 万人以下』という目標を、2年前倒して達成した。」とし、成果実績として、平成21年度「交通事故死者数 4,914」「交通事故死傷者数 915,029」を挙げている。

警察庁は、本気で「運転免許の更新時講習事業」の成果で、交通事故が減ったと思っているのか。ガソリンの高騰や経済不況による交通量の減少の結果ではないのか。いずれにしても、一般のドライバーが納得できる科学的な根拠を示すべきだろう。

諸外国の中には、運転免許の更新制度がないところもあるという。仕分けの様子を伝えるテレビでの全日本安協側説明員と仕分け人蓮舂氏らとのやり取りで、「ホームページを活用すれば全員に配る必要はない」などの指摘に対し、全日本安協側説明員は(教則本)は「本棚に立てておけば、すぐに見られる」と反論。「教本を持ち帰った人が64.7%」という更新者を対象にした調査結果も挙げたが、「持ち帰らない人が3割超もいるのか」と指摘され、その後、協会側が「(調査時に)保有している人の数字だった。ほとんどは持ち帰っていると思う」と訂正する場面もあった。

このほか、テレビでも、教本について「無駄だ」「必要がない」「読んだこともない」「捨てる」などといった免許更新に訪れた人たちのインタビューや実際に捨てられている「交通の教則」等が放映された。

仕分け結果は実現できるのか

6月7日に示された警察庁の免許証更新時の見直しの内容の詳細は不明だ。NHKのニュースによると、都道府県警察の教本の発注や講習の委託に一般競争入札を積極的に導入することを求めるといったものだが、そう簡単なことではあるまい。

全日本協による運転免許更新時の教本の独占販売、そこには単なる警察庁キャリア官僚の天下りの問題だけではなく、警察組織の中央集権化、公安委員会の形骸化といった警察改革に関わる根本的な問題が存在するからだ。

道交法の主役は、都道府県公安委員会(以下、「公安委員会」という)である。

今回問題となった講習の実施、講習機関の指定だけではなく、運転免許、その停止、取消、更新をはじめ、交通規制、自動車教習所の指定等、免許関係事務の委託等、その権限は多岐にわたる。

しかし、公安委員会は道交法上の権限を行使するだけの体制はない。つまり、公安委員会の権限は、全て都道府県警察に丸投げしているのが実態である。その都道府県警察のトップである都道府県警察本部長は警察庁のキャリア官僚である。都道府県警察の中央集権化＝警察庁の支配、都道府県安協の中央集権化＝全日本安協の支配、という図式が成立しているのだ。

都道府県安協には、都道府県警察の幹部が天下りしている。事業を委託している公安委員会(都道府県警察)による都道府県安協に対する監督が形式的であることは、釧路安協の更新時講習会場借り上げ費の水増し請求の事例で実証済だ。

こうした公安委員会(事実上都道府県警察)に競争入札で講習の実施機関を決めることなど望むべくもない。

国家公安委員会(警察庁)も全日本安協を運転免許の更新時講習等の場から排除することはできない。国家公安委員会は、未だに、警察庁に管理されているからだ。

ワーキンググループの評価結果を実現するとなると、まず、最初に、こうした警察組織が抱えている根本的な弊害を是正する必要がでてくる。しかしながら、民主党の政権公約である取調べの全面可視化など、「市民の目フォーラム北海道」が期待した警察改革も遅々として進まない。

現時点では、鳩山内閣が警察改革でやったことといえば、国家公安委員に元連合会長高木剛氏と日弁連副会長山本剛嗣氏を選任したことくらいか。

特に、民主党が野党時代に累次にわたって参議院に提案、可決された「取調べの全面可視化法案」

は、今国会で提案さえされなかった。

これでは、民主党が掲げる都道府県公安委員会事務局の分離独立などは何時になったら実現されるのか。

中井国家公安委員長は再任された。

どうか国民の警察改革の期待を裏切らないで欲しい。



2010(平成22). 6. 11(金) 懲戒免職は重すぎる

高知県警巡查部長(59歳)が、異例の職場復帰へ

平成22年5月28日の高知新聞に「キャバレー接待汚職 免職警官 停職1年相当」の見だして、次のような記事が載った。

2006年(平成18年)、高岡郡窪川町(現四万十町)の外国人キャバレー経営者からわいろを受け取ったとして収賄容疑で書類送致され、懲戒免職となった高知県警の男性巡查部長(59歳)が、「処分は重すぎる」として高知県人事委員会(山本俊二郎委員長、3人)に処分の取り消しを求めているのに対し、同委員会は27日、「停職1年の処分に修正するのが相当」とする裁決を出した。～以下省略～(5月28日 同紙夕刊)

27日付で巡查部長に復職した男性が28日、県庁で会見「信用を取り戻すため残された警察人生を送りたい」と述べ、同日午後から警察署勤務に復帰した。

この問題では、男性巡查部長(K巡查部長)以外にも多くの警察官が懲戒処分を受けている(所属・階級は当時)。

- ① 窪川警察署刑事生活安全課長K警部は、クラブ■において、都下職員とともに経営者 Y から飲食接待を受ける等の不適切な交際を重ねたほか、異動転出後も同人から飲食接待を受け、公務の信用を失墜したことによる行為責任と、当時部下職員であったK巡查部長に対する指導監督が不十分等の監督責任により、停職 3 月の懲戒処分。
- ② M警部補は、窪川警察署地域課地域主任及び刑事生活安全課刑事第二主任兼生活安全少年主任として勤務していたところ、クラブ■において、Yから飲食接待を受ける等の不適切な交際を重ね、公務の信用を失墜したことにより、戒告処分。
- ③ N巡查部長は、窪川警察署刑事生活安全課生活安全庶務主任として勤務していたところ、クラブ■において、Yから飲食接待を受け、公務の信用を失墜したことにより、戒告処分。

このほか、警部補 1 人がK巡查部長に対する監督不十分で本部長注意、窪川警察署長、本山警察署長など 10 人が監督不十分で本部長注意等の処分を受けている。

今回の男性巡查部長(K巡查部長)のように、最も重い懲戒免職という処分を受けた警察官が、「懲戒免職は重すぎる」として、「懲戒免職処分の取消し、又は修正すること」を求めて人事委員会に不服申立したことも異例だが、4 年後になって申立が認められ、復職したケースも異例だ。

K巡查部長の警察官としての行為に多少の問題があったとしても、「懲戒免職は間違いでした」では済まされない。

ある意味では警察内部の冤罪事件だ。高知県警はK巡查部長に謝罪し、それなりの保障をすべきである。

連続不祥事と裏金疑惑で大揺れの高知県警

この重すぎる処分には、背景があった。

高知県警では、平成 12 年以來、不祥事が続出していた。

平成 14 年 12 月、高知県警高知警察署生活安全課T巡查部長が、警察の取締まり対象の風俗営業者(外国人キャバレー経営)に取締まり情報を漏らしたことが発覚、高知県警は、T巡查部長を公務員の守秘義務違反(秘密漏洩)で逮捕、その後、収賄容疑でも立件送致、T巡查部長は懲戒免職になった(T部長事件)。

T 巡査部長の逮捕の1ヶ月前には、別の巡査部長が、女子児童への猥褻行為で依願退職したばかりだった。

T 部長事件では、T 巡査部長の上司だったK 警部もT 巡査部長に誘われ問題の外国人キャバレーに出入りしていたとされ、収賄容疑で立件送致された(K 警部事件)。

このK 警部は、平成 15 年 3 月、辞職昇任・懲戒処分の取消し求めて、高知県人事委員会に不服申立をし、裁判でも最高裁まで争ったが訴えは認められなかった。

(この事件については、「警察VS警察官」～原田宏二著(講談社)～の「高知県警のスケープゴードにされた男」に詳しい)

加えて、高知県警では、T 巡査部長が執行猶予付の有罪判決を受けた1ヶ月後の平成 15 年 7 月には、高知県警捜査第一課の裏金づくりが発覚し、高知新聞が「捜査費の虚偽請求」と大きく報じた。

この報道は、この年の 11 月に発覚した北海道警察の裏金疑惑の先駆けとなった。

一連の外国人キャバレーをめぐる警察官の不祥事について、当時、高知県警が置かれている立場を、高知新聞(平成 18 年 6 月 7 日)が、「話題」という囲み記事で「特異」か?と書いている。「特異な者がまだいた」

何ともいいわけのできない不祥事がまた起きた2日、風俗営業の許認可事務を担当していたもと窪川署員の巡査部長を外国人キャバレーの経営者から賄賂をもらったとして、収賄容疑で書類送致した。

摘発された元署員らのキャバレー通いは、地元では有名だった。外国人女性に違法な接待をさせる店で、巡査部長やその上司らは頻繁に接待を受けていた。

県警は、3年半前、高知市のキャバレー経営者に捜査情報を漏らした見返りに、接待を受けた高知署員らの汚職事件を経験したばかり。同じ構図の繰り返しに、記者会見での県警幹部の表情は陰しかった。～以下省略～厳正さが求められる組織として、その存在意義にまで関わる問題との受け止めは十分だろうか。～以下省略～

T 巡査部長の処分内容(裁決書からの要約)

処分者(高知県警本部長)は、平成 18 年 6 月 2 日付けで、本山警察署警務課警務主任であった申

立人(K巡查部長)に対し、地方公務員法(以下「地公法」)第29条第1項第1号から第3号までの規定に基づき本件処分をした。

(高知県警の)処分説明書記載の処分理由は、次のとおりであった。

申立人は、平成12年4月から平成15年6月までの間、窪川警察署刑事生活安全課生活安全庶務主任として、平成15年6月から本山警察署地域課地主任及び刑事生活安全課生活安全庶務主任兼生活安全少年主任として勤務していたものであるが、

- ① 利害関係者Yが実質経営する風俗営業店「クラブ■」に頻繁に出入りして同人から飲食接待や金銭貸与を受ける等の不適切な交際を重ねた。(業者との不適切交際)
- ② 平成17年10月8日及び28日ころ前記利害関係者にそれぞれ現金1万円を立替払いさせて国際電話用プリペイドカードを購入させ、同年11月3日、同様に現金3万円を立て替えさせて自己の愛人へ立替送金させて同金額を貸与させ、もって自己の職務に関して、同額相当の金融の利益を得て賄賂を収受した。(賄賂の収受)
- ③ 同人の依頼により、平成16年7月から平成16年12月までの間、4回にわたり計8台の不正な車両照会・回答及び捜査情報の調査・回答を行った。(捜査情報の漏洩)
- ④ 平成14年12月ころから平成17年3月ころまでの間、同店舗で稼働していた外国人女性と不適切な交際を行った。(女性との不適切交際)
- ⑤ 平成16年7月以降前後6回こわたり無承認で海外渡航を行った。(無承認海外旅行)

K巡查部長の主張(要約)

① 「業者との不適切交際」について

「クラブ■」には複数の警察官と一緒に、1人でいったことはなく、Yから接待を受けたというものではない。同クラブの経営者も営業の許可もYの妻であり、Yは名実ともに経営者ではない。Yとは個人的な友人関係であり、従って、接待関係はなく、金銭の貸し借りも、個人的なもので不適切な交際ではない。県警は接待を裏付ける伝票等で確認をしていない。

② 「賄賂の収受」について

Yとは個人的な関係であり、Yに職務上の便宜を図ったことは一度もなく、立て替え金額も少額で、直後に返済しており、贈収賄に該当しない。高知地検は贈収賄の被疑者であるK巡查部長もYも一度も

取調べていない。処分は「嫌疑なし」か「嫌疑不十分」であるべきだ。

③ 「捜査情報の漏洩」につて

Yから「やくざ風の男が■に来ている。従業員が後をつけられたりしている。」との相談を受け、犯罪予防の観点から、車両照会し、回答をした。Yから捜査情報の調査を依頼されたこともなく、回答したこともない。

④ 「女性との不適切交際」について

外国人女性と親密な関係になったことは事実だが、それによって職務に支障をきたしたこともない。本来当事者間の問題であり、第三者に知られた訳でもなく、信用失墜行為には当たらない。

⑤ 「無承認海外旅行」について

承認を得ないで海外渡航したのは事実だが、職務に支障もなかった。単なる手続き違反に過ぎず、反社会性がある信用失墜行為ではない。

人事委員会による懲戒処分事由の個別的検討結果

警察官の懲戒処分の根拠は、地方公務員法第 29 条(懲戒)にある。

職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

法律若や規則等に違反した場合

職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

このほか、軽微な非違行為については、懲戒処分ではない警察本部長注意、所属長注意等の処分が行われる。

警察官のどんな行為に対して、どんな懲戒処分をすべきかは「懲戒処分の指針」(平成 12 年 9 月 20 日 警察庁通達)と「倫理規則等に違反した場合の懲戒処分の基準」で懲戒処分の基準が示されている。

人事委員会は、それらを根拠にして、K 巡査部長の懲戒処分事由について検討し、懲戒免職処分は、妥当なものであるとは認められないと結論づけている。以下、裁決書から要約する。

① 「業者との不適切交際」について

倫理規則第4条に違反して、利害関係者から金銭の貸し付けを受けることは「減給又は戒告」とされ、饗応接待を受けることは「停職、減給、又は戒告」とされ、他の警察官の行為と比較すると戒告処分に相当する程度。

② 「賄賂の收受」について

懲戒処分の指針によると、「賄賂を受け取ること」に対する懲戒処分の種類は「免職又は停職」とされているが、得た利益は少額であって、地検も起訴猶予処分としていることを考慮するなら、直ちに免職を選択することが妥当かは多分に疑問が残る。

高知県警が送致した贈収賄事件は、高知地検が「贈収賄罪は成立しているが、賄賂が少額で、既に返済し、漏らした捜査情報も重要なものではなく、公務の公正さを害した程度も小さい。」として、送致を受けてから、1年半も経った平成20年1月31日、K巡査部長と利害関係者Yを起訴猶予処分とした。

③ 「捜査情報の漏洩」について

職務の適性を欠き、法令に基づいて誠実に職務を執行すべき義務に違反し、職員の信用を傷つけ、警察全体の不名誉になる行為である。懲戒処分の指針によると「職務上知り得た秘密を漏らすこと」は「減給又は戒告」とされている。

④ 「女性との不適切交際」について

公務の信用を失墜するような不適切な生活態度と言わざるを得ず、懲戒処分の対象となる。懲戒処分の指針によると「不適切な異性交際等の不健全な生活態度をとること」は「戒告」とされている。

⑤ 「無承認海外旅行」について

職務規定に違反する行為だが、当該行為単独では懲戒処分に至らないか、又は至るとしても戒告程度である。

上記でみたように、複数の異なる非違行為を行った場合に、単独の非違行為を行った場合より処分を重くすることは当然に考えられるところであり、免職は、懲戒処分の中でも他の処分と異なり職員の地位自体を失わせるものであるから、免職を選択するに当たっては特に慎重でなければならない。

そして、処分事由②で免職を選択することには疑問があることに加え、処分事由①については、倫理規則等懲戒処分基準では、停職、減給又は戒告に該当し得るものではあるが、申立人の行為と他

の警察官の行為とを比較するなどした場合には戒告処分に相当する程度のものであること、処分事由③について、減給又は戒告相当のものであること、処分事由④及び⑤については、戒告処分相当又は単独では懲戒処分には至らない程度の軽微なものであることを考慮すると、申立人を懲戒免職処分とすることは、妥当なものであるとは認められない。

警察官の懲戒処分をめぐる問題

警察官に対する懲戒処分には、他の公務員のそれにはみられないいくつかの特徴がある。このK巡查部長に対する懲戒免職処分にもそれが表れている。

1 組織防衛のための見せしめ処分

警察官による不祥事が続発するなど、県警に対する批判が強くなったときに、厳しい処分を行うことで、再発防止に取り組んでいることをアピールするとともに、警察内部の引き締めを図るために、より厳しい処分を行う傾向がある。

その結果、上の幹部ほど処分は軽く、末端警察官ほど処分は重くなる、いわゆる「トカゲの尻尾切り」が横行する。そのことにより、不祥事の背景にある組織的な要因は隠ぺいされる。隠ぺい、これが警察官の不祥事がなくなる最大の原因である。

2 推定無罪でも懲戒免職

地方公務員法第28条(降任、免職、休職等)には、刑事事件に関し起訴された場合には休職にすることができることになっている。しかし、警察官の場合には、発覚(逮捕)するや即懲戒免職となるケースが多い。

背任等の罪に問われた外務省元主任分析官(49歳)は、無罪を主張していたが、昨年7月、最高裁で有罪が確定し失職したが、それまでは休職だった。現在、大阪地裁で審理中の厚生労働省の文書偽造事件の被告の局長(54歳)も、一貫して否認しているが、休職中である。いずれも、逮捕されても懲戒免職にはなっていない。

K巡查部長の懲戒免職事由の中核は、贈収賄事件だ。

その事件は起訴できる事件でもなく、立件・送致するような事件でさえない。

送致を受けた高知地検は、K巡查部長等を取調べることもなく起訴猶予処分になっているが、本来は、嫌疑なしか嫌疑不十分の事件である。

しかも、被疑者が警察官であってとしても、確定判決があるまでは推定無罪である。無罪の警察官を懲戒免職するのは問題だろう。

3 依願退職という事実上の懲戒免職

非違・非行の疑いのある警察官が、懲戒免職よりも軽い「減給」や「停職」といった懲戒処分を言い渡された後、自らの意思で退職する退職(依願退職)することがよくある。

平成15年1月、部下の収賄事件に巻き込まれて、収賄容疑で立件送致された「K警部事件」がその典型だった。収賄容疑で立件送致され、「停職6ヶ月」の懲戒処分を受けたK警部は、「辞職しなければ懲戒免職になる。」と退職願を書くように強制されたとしている。これは、自らの意思ではなく強制された事実上の懲戒免職だ。

K警部が送致された収賄事件は、認定された4回の饗応接待額8万円弱で起訴基準には、遠く及ばない内容だった。汚職事件の捜査で、起訴基準に達しない事件で公務員を逮捕することはないし、立件・送致することもない。当然のことながら、高知地検は起訴猶予処分にした。

なお、K巡查部長の上司の幹部たちは、何回も饗応接待を受けながら、誰も収賄として立件されず、懲戒処分等も極めて軽かった。刑事生活安全課長K警部は最も重い停職3ヶ月の懲戒処分を受けたが、依願退職もしていない。

依願退職した警察官はマスコミには「元警察官」という肩書きで登場することになる。おとなしく依願退職した元警察官には、警察関連の就職先を斡旋し、警察の支配下に置き、口封じをすることになる。こうして、警察官の不祥事の真相は隠ぺいされる。

4 人権無視の内部調査等

K巡查部長は、県警に提出した「上申書」、「退職願」、「申述書」等は、威圧的状况下で無理に書かされたものであり、任意性を欠くのみならず、信用性も欠いていると主張している。また、申述書の内

容は取調官の作文であり「このように書いてくれ」と強要されたものであると主張している。一方、贈賄で立件送致されたY氏も、供述録取書を作成した取調官を虚偽公文書作成等で告訴している。

前出の「K警部事件」では、捜査2課の取調官から「認めないと逮捕する。認めれば停職で済む。」と執拗に求められたK警部は、連日の取調べに疲れ果て、収賄の趣旨を認めた供述調書に署名押印してしまう。

警察の人事当局は、否認のままでは懲戒免職はできない。起訴猶予処分にするためには自白させなければならない。警察内部の人間の取調べには刑事訴訟法などは適用されないとばかりに、人権無視の苛烈な取調べが行われる。

事実上の身柄拘束状態に置き長時間の取調を行う。供述拒否権や供述調書の訂正要求も認めない。否認するなら逮捕すると恫喝する。

若干でも警察官として不適正な行為があったと自覚している警察官は容易に自白に追い込まれる。

抵抗できない警察官

多くの警察官は警察組織に忠誠を誓う。まさか、組織が自分たちを斬り捨てるとは思ってもいない。何かあれば、組織は守ってくれると思っている。

しかし、問題が起きればすぐ分かる。警察は、組織防衛のためには、平気でトカゲの尻尾切りをやる。それまで、どんな実績を挙げてきたかなどは関係ない。処分を受ける警察官の生活がどうなるかなどは考えもしない。

閉鎖された上下関係の厳しい階級社会の警察では、非違・非行が発覚した警察官は孤立する。同僚も関わり合いになるのを避ける。相談する相手も見つからない。

日頃から、弁護士は捜査を妨害する敵だとみているから、弁護士に相談するなどという発想もない。こうした環境に置かれた警察官は組織から攻められるとひとたまりもない。ほとんど抵抗できない。警察官は冤罪被害者よりも弱い。

マスコミは、警察側の発表に基づき、非違・非行の警察官をまるで「悪徳警察官」のように書く。家族ともども世間の冷たい目にさらされる。

懲戒処分を受けた警察官は、精神的にもダメージを受け、しばらくは立ち上がることもできない。全てが終わってしばらくしてから、組織から理不尽な仕打ちを受けたことによりやく気がつく。

しかし、K 巡査部長や K 警部のように処分の取消しを求めて立ち上がる警察官はほとんどいない。多くは泣き寝入りするだけである。

北海道では、今年 4 月、退職したばかりの元北海道警察巡査部長が、警察の不適正捜査を指摘したところ左遷され、その後の昇任を拒否されたと北海道警察を提訴した。

組織の誤りは誤りと指摘する。現場の警察官の考え方は、徐々にではあるが変わってきている。そうしたことから、警察の間違いを認めた高知県人事委員会の裁決の意味は大きい。



2010(平成22). 6. 4(金) **警察官は何のためにけん銃を持っているのか**

このままでは、銃口が市民に向けられる！

しばらく、北海道警察(以下「道警」という)の不祥事が報道されないなと思っていたら、信じられないような不祥事が伝えられた。

マスコミ各社によると、5 月 26 日、帯広警察署地域課に所属する 50 代の男性警部補が、同僚警察官にけん銃を突きつけたとして、銃刀法違反(不法所持)容疑で釧路地検に書類送致するとともに停職 6 か月の懲戒処分としたが、同警部補は 5 月 27 日付で同警部補は依願退職した、と道警監察官室が発表したという。

送検した容疑内容は、昨年 2 月中旬の深夜、帯広市の交番内で職務使用以外の目的で部下だった 20 代の男性巡査に対して実弾入りけん銃の銃口を向けた疑いだという。

しかも、同警部補は、平成 19 年 4 月から今年 1 月にかけて、20~30 代の部下の男女十数人にも同様の行為を 20 回以上繰り返していたという。

調べに対し警部補は「新人警察官に『油断するなよ』という意味でやった」と部下の指導の一環だっ

たと説明しているという。

この不祥事を聞いて、映画「ポチの告白」(高橋玄監督)のあるシーンを思い出した。

この映画は、警察とマスコミの癒着を描いたものだが、実際にあった事件を基に脚本が書かれたとされている。交番勤務の国井巡査が、交番の2階休憩室で、高校時代の先輩に馬乗りになってけん銃の銃口を先輩の口の中に突っ込み引き金を引くと脅すシーンだ。

あまりにもショッキングなシーンに目をそむけたくらいだ。

映画だから、多少の誇張があるかも知れないが、これも実際にあった事件なのだろうか。

警部補の行為は、部下の警察官に対するものだとしても、他人にけん銃の銃口を向ける行為は常軌を逸している。しかも、同様の行為を長期間にわたって繰り返していたとは、俄には信じがたい。

はっきりしているのは、この警部補は、警察官が何のためにけん銃を携帯しているのか、けん銃とはどういう物なのかを忘れてのことだ。

そして、警部補の上司の地域課長(警部)は、一体何をやっていたのか。

市民の安全を守るはずの交番の中で、暴力団の事務所ではあるまいし、何故こんなバカげたことが起きるのか、考えてみたい。

警察官のけん銃は職務の遂行のため

一般の国民は、銃砲刀剣類所持等取締法(以下、「銃刀法」という)で銃砲又は刀剣類の所持は禁止され、けん銃を所持した者は1年以上10年以下の懲役に処される。

では、警察官は何を根拠にけん銃を携帯しているのかをご存知だろうか。

それは、警察法第67条(小型武器の所持)に「警察官は、その職務の遂行のため小型武器を所持することができる。」とあるからだ。

そして、その武器の使用については、警察官職務執行法第7条で厳格な要件の下で使用が認められているが、正当防衛等の場合以外には、人に危害を与えてはならないとなっている。

さらに、けん銃の取扱いについては、「警察官等けん銃使用及び取扱い規範(国家公安委員会規則)」の第14条「けん銃の安全規則」に、「警察官は、けん銃の取扱いについては、次に掲げる安全規則を厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。」とあり、その6に「必要がある

場合のほかは、けん銃入れからけん銃を取り出し、又はこれをもてあそばないこと。」とある。

けん銃が危険物であることは当たり前だが、警察官のけん銃は、あくまでも職務の遂行のためのものであり、職務遂行以外に使用するときには、単なる人を殺傷するための凶器である。

だから、極めて厳格な取り扱いを求められているのだ。

しかし、実際には、職務遂行以外の使用が目立つほか、国賠訴訟等で警察官のけん銃使用が違法だとして、問題になっているケースもある。

目的外使用が目立つ警察官のけん銃使用

警察官が、職務の遂行以外にけん銃を使ったケースは道警だけではない。

目的外に使ったケースがあちこちで起きているのだ。それだけではない。

使う以前の段階で、自殺、置き忘れ、暴発等、様々な問題が起きているのだ。

警察官が職務遂行のために、けん銃をどのくらい使っているかについての統計は公表されていない。しかし、全国で何十件もあるわけではないだろう。

それに引き換え目的外使用やけん銃の取り扱いをめぐる不祥事の方が目立っているのは事実だ。インターネットで拾ってみた。

①犯罪

○ 平成18年1月、長崎県警大浦警察署駐在所勤務の警部補(53歳)が任意で事情を聞いていた長崎市市職員の顔にけん銃を向けて自白を迫ったとして、特別公務員暴行陵虐と銃刀法違反で逮捕され、懲戒免職となる。

○ 平成19年8月、東京都国分寺市の飲食店従業員(女性・32歳)の部屋で、この女性と警視庁立川署地域課の巡查長(40歳)が死亡しているのが発見された。警視庁は巡查長が職務上貸与されているけん銃を使用し、知人の女性を殺害した後、自殺したとみて、巡查長を被疑者死亡のまま殺人容疑で書類送検した。

○ 平成20年7～8月、佐賀県警の交番所長だった男性警部補(55歳)が、部下の女性巡查にけん銃を突きつけたとして銃刀法違反容疑で書類送検され、停職3か月の懲戒処分を受け依願退職した。

②自殺

警察官が自殺にけん銃を使うケースも毎年のように起きている。

平成 20 年 10 月には、群馬県警の警察署で当直勤務中の警部(53 歳)が「死んじゃおうかな」などと言い、実弾入りの銃口を自分の右頭に 2、3 秒間突きつけたという訳の分からないケースもあった。

③置き忘れ

○ 平成 20 年 1 月、栃木県警察機動捜査隊の巡查長(27 歳)が、栃木県鹿沼市上田町のコンビニエンスストアのトイレに、実弾入りのけん銃を置き忘れた。

○ 平成 20 年 8 月、愛媛県警察機動捜査隊の巡查部長(44 歳)が、松山市内のスーパーのトイレに、実弾入りのけん銃を置き忘れた。

○ 平成 21 年 5 月、長野県警機動捜査隊の巡查長(27 歳)が同県諏訪市内のパチンコ店のトイレに、実弾入りのけん銃と手錠を置き忘れた。

○ 平成 21 年 6 月、広島県警広島東署刑事 1 課の巡查長(33 歳)が、広島市中区西十日市町のコンビニエンスストアのトイレに、実弾入りのけん銃を置き忘れた。

④暴発

○ 平成 20 年 2 月、長野県警上田署の男性警部補(55 歳)が、けん銃格納庫でけん銃 1 丁を調整中に誤って弾丸 1 発を発射した。

○ 平成 20 年 7 月、福岡県警福岡県警東署 5 階の剣道場で、総務課の男性巡查長(28 歳)が威嚇射撃の訓練中に回転式けん銃を誤発射した。

○ 平成 20 年 12 月、宮城県警仙台中央署の武道場でけん銃の空撃ちの練習をしていた警察官が、誤って実弾 1 発を発射した。

○ 平成 20 年 12 月、栃木県警鹿沼署のけん銃庫で警部補(34 歳)が、誤ってけん銃を 1 発発射した。

○ 平成 21 年 6 月、神奈川県警厚木署 4 階道場で、地域課の女性巡查(25 歳)がけん銃の射撃訓練中、実弾 1 発を誤発射した。訓練用のビデオ画面を見て射撃をシミュレーションする訓練を受けていた際、弾を抜き忘れて誤発射したという。一方、青葉署でも、女性巡查部長が同じ訓練中にやはり弾を

抜き忘れて誤射した。

交番のお巡りさんは、常時、けん銃携帯は必要か

警察官は、何故、安易にけん銃を目的外に使うのか。

古い統計しかないが、平成9年に国連が実施した「国際銃器情勢に関する調査結果」によると、人口10万人当たりの銃器を使用した殺人事件は、アメリカ6.24件、フィリピン3.61件、カナダ0.6件、オーストラリア0.36件、ドイツ0.21件、イギリス0.13件、我が国は0.03件となっている。

我が国の銃器を使った殺人事件は、アメリカの約200分1しか起きていない。

アメリカは、国民1人が1丁のけん銃を持っているといわれるから、銃器使用犯罪が増えるのはごく当たり前の話のだが、我が国は銃刀法により、けん銃だけではなく猟銃の所持も厳しく規制されているから、銃器を使った犯罪が少ないのだ。

実際に、けん銃を使用した犯罪も、平成16年には77件(うち59件が暴力団員)だったが、平成20年は25件(うち18件が暴力団員)と年々減少している(警察白書)。

我が国の警察官の多くは、職務遂行で実際にけん銃を撃った経験もないし、日常の勤務でけん銃を使うことを想定していない。

つまり、現場の警察官にとって、けん銃は無用の長物なのだ。

けん銃を犯罪に使うことは論外だとしても、警察官が自殺にけん銃を使ったり、コンビニに置き忘れてたりするのは、日ごろからけん銃が無用の長物だと思っているからだろう。

無用の長物となると、けん銃を撃つ訓練もおろそかになる。

現職の警察官の話では、実弾を使った射撃訓練は年に1回程度、1人20発撃つかどうかだそうだ。

けん銃使用の練度が低いから、実戦での使用判断ができない。

滅多にはない使うべきときに使えず、使ってはならないときに使う。

訓練をやれば実弾を抜き忘れてたり、暴発したりと初歩的なミスをやる。

そんな警察官が、腰にけん銃をぶら下げて街中を闊歩している。

それは取りも直さず、市民が危険と隣合わせに置かれているに等しい。

弊害が多いのであれば、思い切って、地域警察官のけん銃の常時携帯を見直してはどうか。

このままでは、いずれは、銃口が市民に向けられるのではと心配になる。

けん銃に対する誤った認識

警察学校や新任警察官が初めて赴任する警察署では、「けん銃貸与式」なるセレモニーが厳かに行われる。

警察署長等が、新任警察官1人ひとりにうやうやしくけん銃を手渡し、訓示を賜るのだ。

中には、けん銃は警察官の魂だと訓示する署長等もいる。

そのせいか、本気でけん銃が警察官の魂だと勘違いする警察官も生まれる。

もっとも、そう本気で信じている警察官は、これを犯罪に使ったり、自殺に使ったり、置き忘れてはしないかも知れない。

しかし、けん銃は人を殺傷する目的でつくられた凶器である。

職務遂行に使われるから武器となるが、本来的には凶器である。

日本刀も武器だが、武士の魂と言われ、日本刀を見て武士道の精神を想う日本人もいるだろう。

美術的な価値のある日本刀も多い。しかし、けん銃はどうか考えても人を殺傷する道具に過ぎない。

決して、けん銃は警察官の魂ではない。

昭和47年グアム島から生還した横井庄一伍長(故人)は、帰国の際「天皇陛下よりお預かりした三八式小銃はちゃんと持って参りました」と発言したことが話題になった。

旧陸軍の三八式歩兵銃には、銃身に菊の御紋章が刻印されていたそうだ。

警察官のけん銃には、桜の紋章でも刻印されているのか。

警察官のけん銃は、警察官が遂行に当たり、自らの身を守るために使う道具に過ぎない。

そしてそれは、使い方を間違えると他人に危害を与える凶器でもある。

警察官は何よりもそのことを肝に銘ずるべきだろう。

もう一つ警察官のけん銃所持に関する認識について触れておきたいことがある。

けん銃の所持は銃刀法で禁止され、警察法によって、警察官には職務遂行のために、特例として禁止が解除され、武器を所持することが認められる。

禁止の解除は、警察官を国民の上位に置くためのものではない。

しかし、警察官が他人を物理的に威迫できる武器を持ったときに、相手方より上にあるという意識、市民に対する優越感を持つことにならないか。

警察官がけん銃を所持することによって、知らず知らずのうちに、市民を下に見る心理になっていることはないだろうか。

市民に対する「斬り捨て御免」的な発想はないだろうか。

そして、けん銃という武器が「警察の権威の象徴」としての役割を果たすことにはなっていないだろうか。

こうした心理が「正義の味方論」と結びついて、治安維持のためなら多少のことは許されるといった警察の独善性を増幅させてはいないだろうか。

そして、警察官についてまわる階級という制度がある。

巡査から警視総監まで9つの階級があり、階級が上の警察官ほど偉いということになっている。偉いだから人格、識見が伴っていれば問題はないのかも知れない。しかし、実際はそうではない。

階級が上になると部下に対して何をやっても許されると勘違いする幹部も多い。

問題の警部補もそうなのかも知れない。そうでなければ、部下にけん銃の銃口を向けられる訳がない。

警部補の質の低下と警察署の管理体制の強化

今回の問題を起こしたのは、50歳代のベテラン警部補だという。

「市民の目フォーラム北海道」では、当ホームページの「警察関連NEWS」コーナーで19. 11. 17(土)警察 現場に崩壊の兆し 頻発する警部補の不祥事と題して、警部補の不祥事続発の背景には、警察庁の方針で行われた幹部枠の拡大による警部補の質の低下があると指摘した。

① 平成19年4月1日現在、都道府県警察の警察官定員の階級比率は、警視3%(2%)警部7%(5%)警部補28%(14%)巡査部長30%(34%)巡査(巡査長を含む)32%(45%)となっている。

カッコ内は平成3年4月1日現在、すなわち幹部枠が拡大される前の階級比率だ。

② 16年間で警視は1%、警部は2%の増加、巡査部長は4%、巡査は13%減少している。ところが警部補だけが14%も増加し倍の比率になっている。

警察幹部の昇任は、警部補→警部→警視となっているから、警部補の質の低下は、幹部全体の質

の低下につながる。そして、幹部枠の拡大はさらに進んでいる。

ここに平成20年10月の「北海道警察幹部名簿」と平成22年4月の「北海道警察幹部名簿」がある。

これによると、北海道警察では、今年春の異動から警視正署長の大規模警察署の課長ポストを警視ポストに格上げした。

それまでの課長ポストの警部は、統括官という名称に改められた。

問題を起こした50代の男性警部補が所属した帯広警察署地域課の幹部構成をどうなっているかを見よう。

地域担当次長(警視)→地域課長(警視)に、地域課長(警部)→地域統括官(警部)に変わり、統括官に3人の警部が配置されている。

地域課長を警視のポストに格上げし、警部の統括官3人が交代制で交番等を監督する体制になったのだ。

警察署全体でも、11人だった警部が13人に、4人しかいなかった警視が7人(全課長を警視に格上げ)に増えている。

平成19年よりもさらに幹部枠は一層拡大されたのだ。

今回の帯広警察署の50歳代の警部補の問題は、改めて警部補の質の低下を示しているが、大規模警察署の管理体制の強化で、果たして、不祥事を防止できるのか。甚だ疑問である。

この原稿を書いている最中、テレビで、帯広警察署の保護室で保護した男性が首を吊って重体になったというニュースが流れている。詳しいことは分からないが、命を守るために保護したはずが、警察署内で自殺を図られるとは、何のための管理体制の強化なのか。



2010(平成22). 4. 8(木) 警察庁長官銃撃事件の時効は当然の結果

改めて問われる警察庁の「平成の刀狩り」

警視庁はこのところご難続きた。

3月15日には、警視庁捜査第一課長(警視正)の女性問題が発覚した。

3月30日午前0時には、平成7年に発生した国松警察庁長官銃撃事件(以下、「長官銃撃事件」という)の時効が成立した。

この事件については、警視庁は南千住警察署に特別捜査本部を設け、延べ48万2千人もの捜査員を動員したものの、結局は犯人を検挙することはできなかった。

警視庁は、事件発生当初からオウム真理教による「要人テロ」とみて、公安部公安第一課が捜査を担当、発生後9年余りを経た平成16年7月、元警視庁巡査長、オウム真理教教団幹部3人を逮捕したがいずれも不起訴となった。

一連の捜査をめぐるのは、捜査手法の異なる公安部と刑事部との捜査方針をめぐる対立、最初からオウム真理教の犯行と決め付けた捜査の在り方など、様々な問題点が指摘された。

それを意識したのか、警視庁公安部はオウム真理教による組織的で計画的なテロだったとする「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」(以下、「捜査結果概要」という)を公表した。

長官銃撃事件の影に隠れてあまり知られてはいないが、同じ年の7月に八王子警察署管内の大和田町スーパー事務所で店員3人がけん銃で撃たれて殺害された事件も未解決だ。

その他にも、平成9年4月に深川警察署管内で運輸会社社長等がけん銃で撃たれ殺害及び重傷を負わされた事件、平成11年6月に練馬警察署管内の喫茶店で客がけん銃で撃たれて殺害された事件、平成11年8月に富坂警察署管内小石川で会社社長がけん銃で撃たれて殺害された事件がいずれも未解決になっている。

その他に、平成4年2月に起きた東村山警察署旭が丘派出所の警察官が殺害されけん銃と実包を奪われた事件も時効が完成している。

長官銃撃事件は確かに「要人」の殺人未遂事件だが、これらの一連の未解決事件はいずれも人の命が奪われた凶悪重要事件であり、長官銃撃事件にも増して解決しなければならない事件のはずだ。

しかも、これらの事件は、殺人事件の捜査を専門とする警視庁刑事部捜査第一課が指揮を執った事件だろう。

それがいずれも未解決に終わっている。

日本警察の顔、その実力を誇る警視庁でさえ、この程度の捜査力なのだ。

警察のメンツだけで事件が解決できるわけもない。

長官銃撃事件が時効になったのも当然だ。

警察の組織改革と「平成の刀狩り」

長官銃撃事件の捜査をめぐるのは、警視庁公安部と刑事部との捜査方針をめぐる対立があったとされるが、長官銃撃事件が起きる数年前から、警察ではけん銃の摘発をめぐる大きな動きがあったことはあまり知られてはいない。

警察庁が、突如、全国の警察に暴力団対策の強化とけん銃摘発の強化を全国の警察に指示したのは、平成4年4月のことだった。

けん銃情勢の悪化に対処するためと称して、各都道府県警察に「けん銃摘発班」を設置するように指示した。

当時を振り返ってみても、平成に入ってから暴力団の対立抗争事件や銃器発砲事件は減少していた。

警察庁のいうけん銃情勢の悪化とは、当時の暴力団関係者からのけん銃押収状況が、昭和60年の1,767丁をピークに減少を続け、平成2年は918丁、同3年には954丁と低迷していたことを指していたのだろう。

警察庁の指示を受けた各都道府県警察は「けん銃摘発班」を設置し、密輸入及び不法所持けん銃の摘発を進め、春秋2回にわたりかつてない規模の全国的なけん銃の一斉取締りを実施した結果、けん銃の押収丁数は1,450丁で、前年に比べ418丁(40.5%)増加した。

そのうち暴力団勢力以外の者からの押収が 378 丁 (26.1%) で、前年に比べ丁数が約 5 倍になっている。

このことから、暴力団勢力以外の者へのけん銃の拡散傾向がうかがわれる(平成5年警察白書)。これが、「平成の刀狩り」、つまり、全国的に展開されたけん銃摘発強化策の始まりだった。

警察庁は、平成5年には保安部保安課に銃器対策室を設置、全国の都道府県警察もこれに習って、警察本部防犯部保安課に銃器対策室を設置した。

注目すべきは、このけん銃摘発の強化の指示が当時の時の警察庁保安部から出されていることだ。

ときの保安部長は関口祐弘氏(故人)だった。

関口氏は、銃撃された国松孝次長官の後を継いで警察庁長官に就任、オウム真理教事件捜査の指揮を執ったとされる。

筆者(原田宏二)は、当時、北海道警察防犯部長の職にあり、平成4年3月末には、全国指定都道府県防犯部長会議で関口保安部長からけん銃摘発強化の指示を受けている。

平成6年7月には、警察法が改正され警察庁保安部が生活安全局に格上げされ、生活安全局に銃器対策課が設置された。

皮肉なことに、警察庁の銃器対策が本格的に動き出したこの年の7月12日、銃撃された国松孝次氏が警察庁長官に就任している。

警察庁組織令によると、銃器対策課の事務として、次の3点が上げられている。

- ① けん銃その他の銃器の取り締まりに関すること。
- ② 銃砲刀剣類所持等取締法に施行に関すること。
- ③ 火薬類取締法の施行に関すること。

それまでの都道府県警察の防犯部保安課は、覚せい剤事件を中心とする薬物事件の捜査を主体としていた。

銃器対策については、②の業務、つまり銃砲・刀剣類の所持許可、検査等の行政事務が主体だっ

た。

けん銃の摘発については、取締対象が暴力団関係者であることから、暴力団取締まりを主管する刑事部門捜査第四課等が主管するべきものとみなされていた。

従って、けん銃の摘発を専門とする銃器対策課が生活安全部門に設けられたことは、事実上の業務移管を意味する。

捜査員の引き抜き、情報源の競合、予算(捜査費)の増減等をめぐり、生活安全部と刑事部門との間に、警察特有の対立感情を生んだことも事実である。

初代の警察庁銃器対策課長は、小野次郎氏(小泉内閣総理大臣秘書官 現みんなの党遊説局次長)が就任した。

小野氏は、当時の警察庁の目玉施策の責任者に選ばれただけに、キャリア官僚にしては珍しい有能な人物だった。

各都道府県警察でも平成7年春までに、生活安全部にけん銃摘発を専門に担当する銃器対策課(室)を設置し、けん銃摘発体制の強化が図られた。

北海道警察の場合には、平成7年4月、保安課は廃止され、銃器薬物対策課を経て、平成8年4月、それぞれ銃器対策課と薬物対策課に分離独立する。

平成5年には銃刀法も改正された。

けん銃等の所持、輸入及び製造に関する罰則の強化、けん銃等の譲渡し、譲受け等の禁止、けん銃等を不法に所持する者がそのけん銃等を提出して自首してきた場合の刑の軽減、免除等を内容とする銃刀法及び武器等製造法の改正が行われた。

平成7年にも銃刀法が改正された。

この改正では、不特定又は多数の者の用に供される場所等においてけん銃等を発射する行為の禁止、けん銃実包の所持の規制、けん銃等の密輸入に関する罰則の強化、クリーン・コントロールド・デリバリーの実効を上げるための罰則の新設、けん銃等に関する犯罪の捜査に当たり警察官等が行うけん銃等の譲受け等に関する規定の新設等所要の規定の整備が図られた(警察白書)。

長官銃撃事件は「平成の刀狩り」への挑戦？

警察庁が大幅な組織改革で生活安全局に銃器対策課を設置し、各都道府県警察が本格的なけん銃摘発を展開しようとしていた矢先、平成7年3月30日、これをあざ笑うように長官狙撃事件が発生する。

4月に全国の警察の生活安全部に銃器対策課(室)がスタートすることへの挑戦ではないかとも思われるタイミングだった。

長官銃撃という異常事態の中、「平成の刀狩り」が本格的にスタートした。

全国の警察は、けん銃摘発に集中的に取り組まざるを得ない状況に追い込まれたのだ。

けん銃の摘発数だけは、平成5年 1,672 丁、同6年 1,747 丁とうなぎ上りに増加していく。

この年のけん銃摘発数は、1,880 丁とピークに達する。

一方、平成7年以降、銃器発砲事件の件数は減少する。

それだけをみると「平成の刀狩り」は、功を奏したかの如くみえる。

しかし、警察内部には、解決しなければならない多くの問題を抱えていた。

押収されるけん銃の大半は、海外から密輸入されたと思われるけん銃であり、その7割が暴力関係者からの押収である。

暴力団は、けん銃を床の間に飾っているわけではない。巧みに隠匿している。

けん銃の摘発という業務は、捜査情報を入手するためには組織的に協力者を確保し運用するシステムが必要である。

しかし、当時の警察にはそんな情報管理システムはなかった。

警察の現場には、警備・公安部門を除いて、情報を金で買うといった発想もなかった。

多くの捜査員は情報を金で買うというノウハウも持っていなかった。

協力者がいても、それは捜査員が個人で管理していた。

情報を買うための捜査費はそのほとんどが裏金化され、上層部のヤミ手当や賄別に回されていた。

警察庁は、銃器取締りに関する専門的捜査員の計画的育成が必要だとしていたが、それ以前に組織的に解決すべき多くの重要な問題を抱えていたのだ。

全国の警察の現場では、「長官が撃たれた。何でも良いからけん銃を出せ。」なりふり構わぬ指示が

飛び交った。

そうした情勢の中で、優秀な捜査員はそれなりのやり方で実績をつくる。

全国の警察で、「首なしけん銃」の摘発や「やらせ捜査」によるけん銃の摘発が始まった。そのきっかけとなったのは「けん銃を提出して自首したときは、その刑を減免する」という平成5年の銃刀法の改正だ。

現場は、この自首減免の規定を拡張運用した。

けん銃摘発のノルマを達成するため、ヤクザにけん銃を買わせたり、覚せい剤事件を見逃す裏取引によるけん銃の摘発が横行した。

けん銃の不法所持を見逃し、けん銃だけを押収するいわゆる「首なしけん銃」の押収だ。

北海道警察本部の銃器対策課の元捜査員は、押収したけん銃の約6割が「首なしけん銃」だったと説明している。

この捜査員は、銃器対策課がけん銃の摘発を目的に莫大な量の覚せい剤の密輸を見逃したことも明らかにしている。

おとり捜査を隠ぺいするために、捜査員に裁判で偽証させたけん銃摘発もあった。

警察庁の調査によると、平成7年から14年までの間に行われたけん銃に係る違法捜査で検察官に送致された件数は全国で9件に及ぶ。

このうち4件は、けん銃摘発数がピークだった平成7年、つまり、長官銃撃事件が発生した年の事件である。

そして、多くの優秀な捜査員が、違法捜査の責任を追及され警察を去った。

長官銃撃事件の捜査の終結、「平成の刀狩り」も終わる

「捜査結果概要」によると長官銃撃事件に使われたけん銃は左回転6条のライフルを有する回転式38口径、弾はナイクラッドと称するホローポイント系の弾丸とされている。

そして、けん銃、弾の入手ルートについて捜査を実施したが、解明には至らなかった、としている。

長官銃撃事件が起きた平成7年のけん銃の摘発数は、捜査手法はともかく、過去最高の1,880丁に上った。

長官銃撃事件解決のためには、引き続き、全国の警察で1丁でも多くのけん銃を摘発して、押収したけん銃が長官銃撃に使われたけん銃ではないかを確認することも捜査の手法として考えられる。

ところが、けん銃摘発数は、翌平成8年は1,549丁に減少、以降毎年減少が続き、平成12年には903丁、時効の直前の平成20年には、ピーク時の僅か26%の492丁にまで減少している。

これはある意味では、当然の結果でもあった。

警察は目先の実績に拘り、けん銃摘発に必要な本格的な情報収集体制の構築やけん銃摘発に関する専門的捜査員の養成を怠ったからである。

平成14年7月には、北海道警察本部の元銃器対策課員が覚せい剤使用等で逮捕され、銃器対策課の数々の違法捜査をその裁判で暴露した。

このことは、全国の警察に大きな衝撃を与えた。

そのこともきっかけになり、警視庁は平成15年4月に刑事部の捜査第四課、暴力団対策課と生活安全部から分離した銃器対策課と薬物対策課を統合して組織犯罪対策部を設置した。

平成16年4月には警察庁の組織改革が行われ、刑事局に暴力団対策課、薬物銃器対策課等からなる組織犯罪対策部が発足、生活安全局からは銃器対策課も薬物対策課も姿を消した。

生活安全局は、まるで蟬の抜け殻状態になった。

警視庁はじめ全国の警察も同じであった。

こうして、銃器対策課は僅か9年の歴史を閉じた。

けん銃摘発の業務は、以前の暴力団捜査を担当する刑事部門が担当することになった。警察庁の「平成の刀狩り」は失敗に終わった。

一方、警察庁長官銃撃事件特別捜査本部は、平成16年7月、元警視庁巡査長、オウム真理教教団幹部3人を逮捕したが、東京地検は処分保留で釈放、いずれも不起訴となり、この事件で起死回生をかけた警視庁の捜査は失敗、事実上、長官銃撃の捜査も終わった。

全国の警察に大幅な組織改革等を行わせ、警察庁の大号令で始まった「平成の刀狩り」は、自らのトップの警察庁長官が銃撃されるという事態を抑止することができず、発生した事件の解決にも寄与することはなかった。

「捜査結果概要」は明らかに警視庁の越権行為

本年3月30日、警視庁青木五郎公安部長は記者会見で、時効に至ったことは誠に残念だと発言し、「この事件は、オウム真理教の信者グループが、教祖の意思の下に、組織的・計画的に敢行したテロであったと認めた。

しかし、犯行の個々の関与者やそれぞれが果たした役割について、刑事責任の追及に足る証拠をもって特定・解明するには至らなかった」とする「捜査結果概要」を公表した。

この文章は明らかに矛盾している。

証拠で特定できなかつたとしながら、信者グループによるテロだと断定している。

警察の仕事は、犯罪を捜査し、被疑者を証拠物とともに検察官に送致することだ。

事件を起訴するのは検察官であり、有罪・無罪を判断するのは裁判所だ。

「捜査結果概要」の公表は、明らかに越権行為だ。

治安維持のためなら多少の法違反も許される。

こうした警察の思い上がりこそが、違法な取調べを容認し冤罪を生んできたのだ。

警察のコンプライアンスの欠如、法無視傾向が顕著に表れている。

「捜査結果概要」の問題のもう1つは、長官銃撃事件を解決できなかった要因はどこにあったかの検証がないことだ。

それがなければ反省も生まれない。

反省しない警察は、国民から信頼されない。

無謬の警察ではなく、謝れる警察に生まれ変わる必要がある。

それにしても、中井治国家公安委員長が「何をやっても、ここ(オウム)しか犯人と目されるグループはないという確信があったと思う」(4月1日 北海道新聞 社説「時効後の弁解」と、あたかも警視庁の弁解を容認するような発言をしたとされているのには驚いた。

ご本人は、警察の犯罪捜査の何たるかをご存じないのではないか。

警視庁の越権行為には、毅然とした発言をして欲しかった。

さらに、北海道新聞は、「およそ警察を管理すべき立場にある閣僚の発言とは思えない」としている。筆者も同感だ。

警視庁を直接管理するのは東京都公安委員会だが、国家公安委員会は、警視正以上の警察官の

任免権を持っている。

警視庁の青木公安部長(警視監)の発言は、重大な信用失墜行為の可能性がある。

発言の内容を精査し、懲戒処分を科すことも検討すべきだ。

もっとも、5人の国家公安委員のうち4人が旧政権に選ばれた委員であれば無理な注文かも知れないが。

ただ、中井国家公安委員長は、民主党の政権公約である警察改革を実現すべき立場にある。こんな発言をしていると、キャリア警察官僚に甘く見られるだけではないかと心配になってきた。



2010(平成22). 3. 14(日) 警視が盗撮 道警は本当に大丈夫か？

背景に日常業務のコンプライアンスの欠如

つい先日(平成22年2月25日)には、北海道警察(道警)の53歳の警察署長(警視)がセクハラで懲戒処分を受け依願退職した。

ところがその前日には、道警釧路方面本部十勝機動警察隊長(警視)が、盗撮容疑で逮捕されていたことが明らかになった。

最近では、裁判官がストーカー行為で逮捕されたり、大学教授が盗撮で逮捕されたりしているから、警察官のハレンチ不祥事も驚くには当たらないと言えればそれきりだが、警察官の盗撮事件は全国で数え切れないほど起きている。

インターネットで調べてみると、平成21年中だけでも神奈川県警の巡查、佐賀県警、兵庫県警、愛知県警、栃木県警の巡查長、神奈川県警、広島県警の警部補、最近では大阪府警の巡查の例がある。

その年齢は、ほとんどが 20～30 歳代で階級では警部補以下の警察官だ。

ところが、道警のケースは、60 歳の定年間際の所属長の警視だ。

セクハラ警察署長に盗撮隊長、こう続くと誰でも、道警は大丈夫なのかと心配になる。

2月25日の北海道新聞の見出しは「道警警視 盗撮容疑で逮捕 釧本十勝機動隊長 地下鉄駅、飲酒後に」とある。記事によれば、(ここから、引用)

札幌豊平署は24日夜、道迷惑防止条例違反(盗撮)の疑いで、警視で道警釧路方面本部十勝機動警察隊長の佐藤清容疑者(60歳)を現行犯逮捕した。道警釧路方面本部が25日、発表した。道警は、同容疑者を懲戒処分にする方針。現職警視の逮捕は、極めて異例。

道警釧本の高橋道夫本部長は「幹部職員による重大な不祥事に深くおわびします」とのコメントを発表した。

逮捕容疑は24日午後11時40分ごろ、札幌市豊平区の市営地下鉄東豊(とうほう)線福住(ふくずみ)駅の上りエスカレーターで、背後から同区内の30代の女性のスカート内をデジタルカメラで動画撮影した疑い。

道警釧本によると、女性が気配に気付いて大声で叫んだところ、佐藤容疑者は走って逃げようとしたが、近くにいた男性に取り押さえられた。同容疑者は「出来心でやってしまった」と供述しているという。

佐藤容疑者は、単身赴任中で3月末の定年退職を前に、準備のため札幌市清田区にある自宅に戻っていた。同日は飲酒後、帰宅途中だったという。(引用、終わり)

道警は、広い北海道を5つの区域に分け管轄している。そのうちの一つの釧路方面本部管内は、釧路ブロック(釧路警察署等5警察署)と十勝ブロック(帯広警察署等5警察署)に分かれる。

釧路方面本部がある釧路市から帯広市までは陸路で約114キロメートルもあり、気候も全く異なる。

そのため十勝ブロック管内の警察力を補うために平成7年に十勝機動警察隊が創設された。

現在は、釧路にも釧路機動警察隊がある。

十勝機動警察隊の隊舎は帯広警察署に隣接した位置にあり、隊長以下約70人が、第1中隊(機動捜査)、第2中隊(自動車警ら)、第3中隊(交通機動・高速道路警察)に分かれて、主としてパトカーに

よる事件・事故の初動捜査、機動警ら、交通の取締まりなどに当たっている。

なお、副隊長は警視、中隊長は警部である。

全く別の分野の仕事を機動力という点に着目し、一つの所属に統括するという特殊な実働隊である。

警視は地方公務員の警察官の最高位

マスコミは、セクハラ、盗撮といった2件の不祥事を、当事者が「警視」という警察の上級幹部である点を強調している。

では、この警視とはいったいどんな立場の幹部なのかをみよう。

警察官の階級は警察法で決められている。

下は巡査から上は警視総監まで9つの階級がある。

警視は上から5番目、下からも5番目である。

都道府県警察に勤務する警察官のうち警視正以上は国家公務員だから、警視は地方公務員の警察官の最高位になる。

今回問題となった2人の警視になってからの経歴をみてみよう。

セクハラで依願退職した枝幸署長(53歳)は、平成15年4月に46歳で警視、9ヶ月ほど小樽警察署の刑事・生活安全担当次長を務めたほかは一貫して、道警本部生活安全部で勤務し、その間、警察庁に出向、警部を教育する警察大学校生活安全教養部教授を務めている。

昨年3月の異動で道警本部生活安全部管理官から警視在級7年で枝幸署長になった。

年令、経歴からみて、生活安全部門のエースともいわれ将来有望な幹部だった。

十勝機動警察隊長だった警視(60歳)も平成8年に46歳で警視に昇任している。

道警本部交通指導課指導官などを経て、4回目の異動になる平成13年3月に道警本部運転免許課次席から士別署次長に異動している。

これは警視昇任者が最初に配置されるポスト、明らかに左遷人事だ。

その後、留萌署副署長、旭川方面本部交通課長を経て、平成20年3月から十勝機動警察隊長を務めていた。

警視在級14年、通常であれば警察署長を務めていても不思議はない。

道警本部運転免許課次席時代に運転免許の行政処分をめぐって問題を起こしたようだと言及する道警OBもいるが、人柄は温厚で、部下、同僚、上司の評判はよく、今回の逮捕に「何かの間違いではないか」と一様に驚いている。

警察官に採用されて警視になるためには、巡査(巡査長)→巡査部長→警部補→警部のそれぞれの階級に一定年数在級して各級の昇任試験に合格しなければならない。

警視昇任試験は、警部の階級に7年間在級することが必要だが、警視になるまでには、計算上は4年制大学卒で最短14年6ヶ月、高校卒で18年6ヶ月が必要だ。

しかし実際には、20年で警視になったらかなり早い方だろう。

警視に昇任すると、最初は警察署の担当次長、次長、本部の調査官等からスタートして、本部の次席、警察署副署長、小規模警察署長、本部の管理官、課長・隊長、参事官等を経て、順調に運が向けば退職するまでに札幌市内や小樽、室蘭等の大規模署の署長になる。

警視クラスの人事異動は、目立った部下の不祥事があると多少の影響はあるが、基本的には実績には関係なく年功序列で行われる。

警察の幹部枠の拡大が行われる前、平成3年3月現在の道警の警視は291人、警視昇任者は28人、平成20年10月1日の北海道警察幹部名簿によると警視は449人、54%の増加になっている。

平成21年の警視昇任者は60人、この20年近くの間、警視が大幅に増えていることが分かる。

警察の幹部枠の拡大は、処遇改善という名目で警部補枠を倍増させたが、順次警部、警視の枠も拡大された。

警察庁の幹部の粗製濫造施策、その結果、幹部の質が総体的に低下したとの指摘もある。

警視の一部は警察庁に出向し、国家公務員の警視正に昇任、札幌中央、函館中央、旭川中央、釧路、帯広、苫小牧等の大規模署長、道警本部の部長、方面本部長になる。

しかし、こうしたポストよりも、警視になれば退職までは、一国一城の主、警察署長をやりたいというのが、多くの警察官の希望だろう。

しかし、警視の数は増えても警察署長のポストが大幅に増えるわけではない。

昔は、警視になると4～5年くらいで小規模署の署長になったが、警視の人数が大幅に増え、定年も伸びたこともあり、署長への道はさらに狭くなっている。

不祥事の背後にあるもの

着任したばかりの、殿川一郎道警本部長が、3月3日の北海道議会で「道民の信頼を損ねたことは誠に残念で、深くお詫び申し上げます。幹部を含む職員に対し、指導監督を徹底する」と通り一遍の陳謝をした。

これまで、同じような道警本部長の陳謝を何度聞いたことか。

漏れ聞くとところによると、近く、道警本部の部長クラスの幹部が警察署を巡回して、警察署長に再発防止の指導を行うようだが、そんなことで不祥事がなくなるのか。

今回の2件の警視による不祥事以外にもいくつが露見しそうな不祥事もあるようだ。

事実とすればいずれは露見するだろう。

殿川本部長は「北海道を日本一安全・安心な地に！」と道民にメッセージを送っているが、幹部の不祥事続きの道警はそんなことができるのか。甚だ心許ない。

このままでいくと道警は「ダーティー度ワースト1」になりかねない。

連続して発覚した所属長の不祥事、その背景には何があるのか。

組織的、構造的な問題はないのか。

1 裏金疑惑の影響と管理強化による活力の喪失

平成14年の稲葉事件やけん銃摘発をめぐる違法捜査の数々、平成16年の裏金疑惑の発覚は道警に深刻なダメージを与えた。

裏金疑惑では、警部以上の警察官等(OBを含む)の抛出により約9億6千万円を返還して幕引きを

図ったものの、北海道警察の内部には、その対応に当たった道警本部長をはじめとする上層部に対する批判と根強い不信感が残った。とりわけ、発覚当初、内部では公知の事実であった裏金の存在を上層部が否定し、幹部の私的流用の事実を認めなかったことが大きい。

道警の最高幹部のこうした姿勢は、内部に図り知れないダメージを与えた。

道民の警察に対するイメージも変わった。

そういう意味で、裏金疑惑は終わってはいない。

警察では不祥事が起きるたびに、再発防止と称して、管理・監督が強化される。

全てが報告対象になり、現場は責任を回避するために、報告することが仕事になる。報告は上へ上へと上がっていくが、幹部は自らの責任で判断することを避けるようになる。

警察署長等の所属長は、不祥事防止のために汲々とする。

次第に現場の活力が失われ、仕事の重点もやりやすく安全な対象に向けられ、実績評価も内容よりも数字で評価するようになる。

道警では、こうした悪循環が繰り返されているのではないか。

2 悪化する警察官の処遇

これは警察官だけの問題ではないが、北海道の財政状況の悪化による人件費の削減方針による給料月額定率カットや定期昇給の延伸などの待遇面での悪化も、士気の低下に追い打ちをかけている。

労働基本権を認められていない警察官は、厳しい勤務環境にありながら、労働条件に関して主張する機会もなく、交渉する相手さえいない。

給与の頭打ちは、当然のことながら年金支給額にも影響する。

しかも、60歳で定年退職しても年金はすぐには支給されない。

平成22年定年退職者の再就職先をみると、警視正以上の地方警務官や参事官級の警視は外郭団体や有力企業に内定しているようだが、所属長級の警視の一部やそれ以外の警視の「再任用」が目立つ。

「再任用」は、退職時の階級のまま1年間に限って任用する制度だ。

待遇は、現役時代よりは下がる。

長年の知識と経験を生かして、後輩の指導に当たるということと言えはいいが、窓際族というところだろう。

道警では、「再任用」制度を平成14年度に導入したが、警察官の評判が悪く、希望者は少なかったという。

しかし、不況の影響で企業が退職警察官を受け入れる余裕がなくなった上に、団塊の世代の警察官の大量退職期を迎え、警視クラスでも「再任用」を希望せざるを得なくなっているという。

今年の所属長級の退職者30人中4人が、その他の警視の退職者24人中9人が「再任用」である。

3 長年続いているキャリア官僚による人事支配

警察庁のキャリア官僚が、道警の主要ポストを独占している。

キャリア等の出向組の上層部のポストは、本部長(警視監)、警務部長(警視長)、刑事部長(警視正)、警備部長(警視長)函館方面本部長(警視長)計5ポストで(平成20年10月の道警の幹部名簿から)、これらの人事は、国家公安委員会(警察庁)が北海道公安委員会の同意を得て発令する。このほか、警察庁からの出向組の警視ポストには、会計課長(警視相当)、情報管理課長(警視相当)、生活安全企画課長、捜査第二課長等がある。

国家公安委員会(警察庁)が、北海道公安委員会の意見を聞いて任命する地方警務官(警視正以上)のポストは、道警本部の総務部長、警務課長、監察官室長等の7ポスト、旭川方面本部長、釧路方面本部長、北見方面本部長、函館、旭川、釧路の各方面本部参事官等の方面本部の6ポスト、札幌中央署等の7警察署長のポスト合計20ポストである。

なお、筆者(原田宏二)が、道警の人事関係部署に在職中に、国家公安委員会(警察庁)が発令する人事について、北海道公安委員会が同意し、あるいは意見を言ったという記憶はない。

道警の警視以下の警察官の任命権者は、道警本部長である。

事実上、人事権を司るのは警務部長だ。

その道警本部長も警務部長も在任する期間は、1~1年6ヶ月が普通である。

道警の実情も人も何も知らない 2 人のキャリア官僚が好きなように人事権を振り回して、短い任期が終わると、さっさと警察庁へ帰って行くのだ。

こうしたことが、長年繰り返されてきた。

こんなことで道警の地方幹部の士気が上がるわけもない。

つい先日、前任の鎌田聡警視監の後任の道警察本部長に就任したばかりの殿川一郎警視監は近く人事異動を発令するという。

この広大な北海道の治安実態と現場で働く道警 11,700 人余の職員の実態をどのくらい把握しているのか。

4 日常業務におけるコンプライアンスの欠如

「コンプライアンス」とは、法律や規則などのごく基本的なルールに従って活動を行うこととされる。法を執行し、国民に法の遵守を求める警察の内部に、コンプライアンスの欠如があるなどは考えられないことだ。

しかし、残念なことにそれは既に実証済だ。

国民の税金である捜査費等をニセ領収書等を偽造して裏金化、上層部が自由に使っていたという警察の裏金疑惑は、まさに犯罪行為であり、コンプライアンスの欠如の最たるものだ。

しかも、それは長年にわたって組織的に行われていた。

閉鎖的な組織の隠蔽体質は、バレなければいいという規範意識の欠如を生み出す。

最近、発覚した数々の冤罪事件も、取調官による限度を超える違法な取調べ、強制的な任意同行等が警察内部で当然のこのように行われている事実が明らかになっている。

警察官による警察官職務執行法の要件を欠く職務質問や任意の限度を超えた同行、所持品検査等が当たり前のように行われている。

警察内部では、こうした合法・非合法すれすれの手法を巧みに使い分ける警察官が執行力のある優秀な警察官という評価を受ける。

警察の仕事には、具体的な法律の根拠が必要だが、最近はその根拠がないまま、事実上の警察官の権限拡大が進められている。

Nシステム(自動車ナンバー自動読取装置)による通過車両のチェック、防犯カメラ等の映像の聞き込み捜査での利用などは、具体的な法的な根拠もないのに、現在の警察の初動捜査活動では欠かせない捜査手法になっている。

さらに、犯罪捜査用対照資料のデータベース化を進めるため、逮捕されていない被疑者からの任意の指紋採取や写真撮影が行われている。

3月9日のNHKニュースは、警察庁が性犯などの再犯のおそれがある被疑者からDNAを採取するように指示したと伝えていた。

警察庁は、相手方の任意の承諾を前提にしていると説明するのだろうが、事実上は強制的に行われている疑いがあり、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるのに拘わらず具体的な法的根拠はない。

治安維持のためなら、多少の違法行為は許される。

治安維持のためなら法的根拠のないことも許される。

警察内部には、法に関する認識が希薄、あるいは軽視する傾向があり、コンプライアンスという発想さえない、と指摘されてもやむを得まい。

そうした傾向が、日常業務における現場の警察官の思い上がり、傲慢さを生む。

警察官の日常業務におけるコンプライアンスの欠如は、ひいては警察官の人間としての倫理観の欠如に繋がってはいないだろうか。

警察官がことさら正義の仮面を被り、警察がことさら無謬性の衣をまとっているのは、コンプライアンスの欠如を糊塗するためか。

「コンプライアンス違反を引き起こしやすい組織の特徴」(ビジネスコーチ(株) 代表取締役 細川馨著)の一部を抜粋させていただく。

- 上層部が絶対的な権力を持っている。独裁的な体質。
- 不祥事を起こした者に対する処分が甘い(信賞必罰の精神がない)。
- 精神論に終始したり、個人にのみ責任を追及し、組織的・構造的な問題の解決に取り組まない。
- 行き過ぎた成果主義。

などが上げられていた。

これは、このまま警察組織の実態に当てはまる。

不祥事再発防止の抜本的な対策

1 上層部には地方(じかた)幹部を任用せよ

最初にやらなければならないのは、都道府県警察の地方分権化だ。

道警本部長をはじめ道警の警視正以上の幹部は、全て道警出身者を以て充てることにより、警察の地方分権化を推進し、道警の士気の高揚と活動の活性化を図る必要がある。

都道府県警察本部長の任命権を持つのは、国家公安委員会(警察庁)だ。

現行警察法は、都道府県警察本部長はキャリアであることを求めている。

道警の地方幹部の中にも有能な人材もいる。

北海道を知り尽くした地方幹部が、道警のトップになる。

現場官庁の警察にあって、これは当たり前のことだ。

将来は、警察法を改正して、公安委員会の事務局を都道府県警察から分離独立し、都道府県本部長はじめ警視正以上の幹部の任命権を都道府県公安委員会が司ることにするべきだ。

2 開かれた警察を実現すべきだ

平成 11 年に続いた新潟県警の雪見酒事件、神奈川県警の覚せい剤隠蔽事件、埼玉県警桶川ストーカー事件等をきっかけに、平成 12 年 7 月「警察刷新に関する緊急提言」で、「情報公開で国民に開かれた警察を」と題して、「警察行政の透明性を確保し、国民の信頼を回復するためには、警察は情報を秘匿しようとする体質を改め、情報公開に真剣に取り組むべきである。」と提言した。

しかし、平成 15 年以降に高知県警、道警等の捜査費等を原資とする裏金疑惑が次々と発覚、最近では、冤罪事件が次々と明らかになる事態に、警察の情報公開に対する姿勢はむしろ後退している。

国民の警察に対する不信感を解消するためには、「かくさない警察」、「だまさない警察」、「あやまれ

る警察」を警察運営の主眼とし、徹底した情報公開を推進し、開かれた市民のための警察を実現するべきだ。

そのことが、現場の警察官の士気を高め、自らの責任を自覚させる道に通じる。

3 警察への監視機能を強化せよ

無謬性を標榜する警察にとって、警察官の不祥事の続発は致命的だ。

再発防止策より隠蔽工作が優先する。

その任に当たるのが、警察本部の監察官だ。

従って、監察の最大の仕事は不祥事隠しにある。

万が一マスコミに知られたら、いかにして組織のダメージを最小限に抑えるかに血眼になる。

最終的には、不祥事の原因は、警察官の個人的資質の問題として片づけられる。

処分されるのは末端の警察官のみ、トカゲの尻尾切りだ。

これでは警察には、自ら組織的・構造的な問題を解決する能力はないことになる。

警察官の不祥事が根絶できない最大の要因は、最大の権力機関である警察の違法行為に対する監視機構が存在しないことだ。

本来、警察を管理する公安委員会がその任を果たすべきだが、公安委員会には監察の指示等の権限があるが、実際には自ら調査に乗り出すことはない。

その体制も能力もない。

ただ、都道府県警察による監察の結果を容認するだけだ。

警察官の職務執行に関する国民からの苦情も当事者の都道府県警察本部長に丸投げしているに過ぎない。

これでは、いつまで経っても有効な再発防止策などは望むべくもない。

最終的には、警察法を改正し、公安委員会の事務局を警察から分離独立し、その体制を強化すると共に、警察施設への立入調査権、職員への質問権、書類等の閲覧権等を付与することが必要である。

その上で、都道府県警察に対して全ての警察官の不祥事の報告を義務付ける。

報告を怠った警察本部長は更迭だ。

また、事実調査の結果、警察官の故意、過失によって国民に損害を与えたことが明らかになれば、都道府県または国に対して損害を補償するように命ずることができる権限も付与するべきだ。

そうすることによって、公安委員会を単なる警察の管理機関から、警察権力の暴走を監視し、警察の違法行為の実態調査のための強い権限を持った監視機関に改変する。



2010(平成22). 3. 5(金) 「小出事件」東京高裁 再び警視庁の怠慢捜査を断罪

警察に相談したのに、取り上げてくれない 繰り返される殺人

「小出事件」の控訴審の判決が、平成22年2月24日、東京高裁で言い渡された。

判決は「亜紀子は、警察官の捜査権限が適切に行使されれば、警察官の実力行使等により監禁状態から解放されたものというべきであるから、監禁による被害(損害)と捜査権限の不行使との間には相当因果関係がある。また、亜紀子は、(本間)直人及び■(少女A)の未必の故意による殺人により死亡したものであるが、亜紀子に対する殺人行為は、監禁とは無関係な動機及び態様によるものではなく、監禁の過程で監禁状態を維持、継続し、発覚を未然に防止するために行われたものであり、実質的に監禁行為の一部と同視することができ、警察官の捜査権限の適切な行使により亜紀子が監禁から解放されれば上記殺人行為も防止することができたと認められるから、亜紀子の死亡による被害(損害)と捜査権限の不行使との間には相当因果関係がある。」と、一審の東京地裁判決に続いて、明確に警視庁の怠慢捜査を認定した。

注:「小出事件」

平成 16 年、東京都足立区で小出亜紀子さん(当時 24 歳)が元交際相手の男らに監禁、殺害された事件で、警視庁が必要な捜査をしなかったとして、両親が東京都等に賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は平成 20 年 11 月 7 日、「情報を十分検討せず事件性がないと誤った判断をした。犯罪を前提にした捜査を一切しなかったのは不合理で違法」と判断、東京都等に 2,000 万円を支払うように命じた。

東京都(警視庁)は、平成 20 年 11 月 21 日、判決を不服として、東京高裁に控訴した。

この問題については、このホームページで

20.11.24 (月) [東京地裁判決 警視庁の怠慢捜査を断罪\(1\)](#)

「市民の目フォーラム北海道」も支援

20.11.24 (月) [東京地裁判決 警視庁の怠慢捜査を断罪\(2\)](#)

何故、亜紀子さんを助けなかった 証言台の警察官に問う

と題して掲載したところである。

これまでも、殺害された被害者の遺族等による警察の怠慢を追及する国賠訴訟が提起されてきた。

しかし、警察側は怠慢捜査などを容易に認めず、裁判所も警察の怠慢捜査を認めても死亡との因果関係を認めない判決が相次いでいた。

① 平成 11 年 2 月、元交際相手の男にストーカー行為を繰り返された上、殺害された兵庫県姫路市の会社員の女性(20 歳)の遺族が「県警の不適切な対応で事件が起きた」として、県に約 1 億円の損害賠償を求めた国家賠償訴訟では、平成 19 年 8 月、最高裁も遺族側の上告を棄却し、兵庫県警の捜査怠慢を認めて 660 万円の賠償を命じたが、死亡との因果関係を否定した 1・2 審判決が確定した。

② 女子大生からストーカー被害の相談を受けながら埼玉県警が捜査を迅速に行わず、平成 11 年 10 月に女子大生が殺害された「桶川ストーカー事件」の国家賠償訴訟では、平成 18 年 8 月、最高裁で埼玉県警の捜査怠慢と殺人の因果関係を否定、慰謝料 550 万円の支払いのみを命じた 1・2 審の判決が確定した。

③ 同じ年の平成 11 年 12 月に発覚した「栃木リンチ殺人事件」は、被害者の両親が 9 回も捜査を要請したのに拘わらず、栃木県警がこれを拒絶し続けたとして、両親が栃木県と加害者およびその両親

に損害賠償を求めた。

平成 18 年 4 月、宇都宮地裁は「栃木県警の捜査怠慢と殺害の因果関係」を明確に認める画期的な判決を言い渡したが、東京高裁は「栃木県警の怠慢がなくても、被害者を救出できた可能性は 3 割程度」で、被害者にも 5 割の責任があると死亡との因果関係を否定、被害者の過失相殺を認める判決を言い渡した。

平成 21 年 3 月、最高裁は被害者遺族の上告を棄却、捜査の怠慢を認め 1,100 万円の賠償を命じた。

「小出事件」の高裁判決は、亜紀子さんが危険な本間のところに行ったことなどを被害者の過失として考慮し賠償額を一審判決より減額したが、警察の捜査の怠慢と亜紀子さんの死亡との間に相当因果関係が認められるとした画期的な判決だ。

警察に相談しても、殺される事件は未だに続く

知人や元交際相手などによるストーカー行為や逮捕・監禁事件について、家族等が警察に捜査を要請したり相談していたのに拘わらず、警察が捜査を怠ったために殺害されたり、警察が的確な対応ができなかったために、結果的に殺害されるという事件が相変わらず後を絶たない。

警察庁は、「桶川ストーカー事件」などをきっかけに、平成 12 年 3 月、全国の警察に「困りごと相談業務の強化に係る実施要領について」を通達したほか、同年 5 月にはストーカー規制法が、平成 13 年には配偶者暴力防止法が制定された。

こうした国民からの警察への相談に対する対応の問題について、平成 12 年 7 月、有識者による警察刷新会議が示した「警察改革に関する緊急提言」には、住民からの相談に関する的確な対応を求めている。

この中で、「従来、業務の評価の重点を専ら事件の捜査、解決などに置いてきたが、相談業務や被害者保護などの業務についても、適切に評価すべきである」と提言している。

さらに、「民事不介入」についての誤った認識の払拭と部内教育の充実も求めている。

この中で、「放置すれば刑事事件に発展するおそれがある場合には、必要な措置を講じるのは当然

である。このことを警察組織内に徹底させて『民事不介入』についての誤った認識を払拭させなければならない。また、相談に的確に対応し、さらに将来的に事件に発展するおそれがないかを誤りなく見通すには、経験と能力が求められる。このため、住民からの相談に当たる警察職員の力量を向上させるため、部内教育を充実させる必要がある」と提言している。

こうした提言を受けた警察庁は、相談業務体制の強化を指示、都道府県警察は警察本部や警察署に相談窓口を設けるなど、警察相談の強化を図ってきたとされている。

「桶川ストーカー事件」などから既に11年が経過しているが、警察庁はその後も以下の通り、全国の警察に繰り返し通達している。

- ① 平成18年12月27日「警察署において相談を受けたストーカー事案等への的確な対応について」
- ② 平成21年8月20日「ストーカー事案等男女間のトラブルに起因する事案への的確な対応について」
- ③ 平成22年2月5日「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者に係る行方不明者発見活動について」

しかし、通達の件名をみても「……の的確な対応について」となっている。

裏を返すと、こうした事案に警察の現場は的確に対応していないということだろう。

最近も同じような事件が続いている(いずれもマスコミ報道から)。

平成21年7月18日、千葉市花見川区で女性(61歳)が殺害され、その次女(22歳)が連れ去られた事件は、次女の交際相手だった男(22歳)が逮捕され、一緒にいた次女は保護されたが、次女が1週間程前に男に拉致され、愛知県内のコンビニから110番、愛知県警は次女を保護するとともに、男の車内から刃渡り18センチのナイフを発見した。しかし次女が「罰してほしくない」と言ったため、銃刀法違反などで逮捕せず、千葉県警へ相談するよう助言したという。相談を受けた千葉県警は、次女が男の逮捕を望まなかったため、住んでいた団地を離れ、親類宅に身を寄せるようアドバイスし、団地内の夜間パトロールを強化、さらに事件前日には、次女にGPS(衛星利用測位システム)付きの緊急通報装置を渡していたという。しかし、母親は男に殺害された。

今年2月10日には、宮城県石巻市清水町のNさん(46歳)方で、次女(18歳)の交際相手の少年(18歳)等が長女(20歳)ら男女3人を刃物で刺し、次女を連れ去った。刺された長女と友人の高校生(18歳)の2人が死亡、男性(20歳)は重傷を負った。

宮城県警は、次女の交際相手と無職少年(17歳)を未成年者略取と監禁の現行犯で逮捕、次女を保護した。

県警などによると、次女は、18歳の少年と約1年半前から交際し、生後4カ月の娘がいたが、昨年2月から計12回、「少年に暴力を振るわれている」と石巻警察署に相談していたという。警察は2回にわたり少年に警告、次女に被害届を出すように勧めたが次女が応じなかったという。2月9日にも、次女から「少年が自宅にいる」と通報があったが、署員が駆けつけた際には少年の姿はなかったという。

平成22年2月18日付けの朝日新聞に以下の記事があった。

警察庁は、平成22年2月18日「警察に相談したのに取り上げてくれない」など、警察が市民からの相談に対し、迅速に対応しないことから被害が大きくなる失態が後を絶たないとして、全国の警察本部に対し、捜査部門と相談部門などで二重に管理し、進み具合をチェックするよう通知した。相談内容はすべて記録し、相談を受けた警察署の署長ら相談への責任者も明確にする。～中略～

こうした事態を受け同庁は、

- (1) 警察に寄せられた相談内容を捜査部門のほかに、相談専門の部門にも引き継ぎ、相談部門は、捜査部門に相談の進み具合を問い合わせるなどしてチェックしていく
 - (2) 警察として対応の必要がないと判断した場合なども記録化する
 - (3) 署長や警察本部の課長を相談業務の責任者と明記する
- の3点を指示した。(引用終わり)

世間の耳目を集めるような事件が起きるたびに警察庁は「迅速に対応しないことから被害が大きくなる失態が後を絶たない」と都道府県警察に通達を出す。

そんなイタチごっこのようなことが、未だに続いているのだ。

警察は何故迅速に対応しないか 建前と本音の乖離

筆者(「市民の目フォーラム北海道」の原田宏二)が警察庁に出向中にとりまとめた「家出人発見活動要綱」(昭和51年10月1日 警察庁次長通達)が、33年を経て、ようやく本年4月1日を以て廃止され、新たに「行方不明者発見活動に関する規則」(以下「新規則」)が施行されるようだ。

通達の形式が、次長通達から「犯罪捜査規範」並の国家公安委員会規則に格上げされているが、発見活動の対象が「家出人(生活の本拠を離れその所在が明らかでない者)から「行方不明者(生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者)」に変わったが、中味は同じだ。発見活動も基本的には変わっていない。

繰り返される警察庁のこうした通達を、都道府県警察はどう受け止めているのか。

現場の警察官からは、相談受理の体制が強化されたとか、「警察改革に関する緊急提言」が指摘した「相談業務や被害者保護などの業務についての評価」が変わったとか「事件の発展性を見通す警察職員の力量」の向上が図られたなど、警察署の相談業務が飛躍的に改められたとする声は聞こえてこない。

これまでも、都道府県警察本部には、警察相談センターなどの名称で相談窓口が設けられ、警察のホームページには、警察相談専用電話「#9110」が明示され、犯罪被害相談、暴力団相談、少年相談、行方不明者相談、DV相談、ストーカー相談、薬物相談、交通相談などありとあらゆる警察相談に応じることになっている。

警察は、建前の看板をしっかりと掲げている。

現在、札幌地裁で北海道警察の山岳遭難救助に関わる国賠訴訟が係争中だ。

山岳救助隊が遭難者を発見しながら、救助できず会社員が死亡した山岳遭難事故で、遭難した男性の両親が損害賠償を求めている訴訟だ。

この訴訟で、北海道警察は「山岳遭難救助活動」について次のように主張している。

「山岳遭難救助活動は、専ら警察の任意すなわち裁量により行なわれるものである以上、(110番通

報で) 出動の要請を受けた警察が、これに応じて出動しあるいは救助をしなければならない法的義務を、負うものではない」

この主張は、分かりやすく言えば「警察の山岳遭難救助は警察のサービス業務だ。救助するかどうかは警察の判断だ」ということだろうが、言外には、「110番で出動してやったのだから、救助できなかったとしても、文句を言われる筋合いはない。それなら民間の地元山岳会所属の救助隊や民間の航空会社に依頼すればいいだろう」ということなのか。

おそらく、これが警察の本音だろう。

ついでだが、北海道警察には常設の山岳遭難救助隊はない。

機動隊員が年に何回か訓練を受け、遭難事故があると召集されて出動する。

専任の隊長もいない。警察の山岳遭難救助隊が出動しても、ヘリコプターが出動しても無料だが、民間の救助隊の活動にかかった費用(ヘリコプター運航料、現地に設置した臨時ヘリポートの使用料、救助隊員の手当て、準備した食料品や消耗品、遭難者の家族に用意したバスのチャーター代等)は、遭難当事者が負担するのが普通で、救助活動の期間によっては相当な額になる。

家出人捜索願(新規則では「行方不明者届」)を警察に提出すれば、警察は何をさておいても捜してくれると錯覚している国民は多い。

実は、警察が成人の家出人の捜索願を受理しても、家出人として情報管理システムに登録するだけで、積極的に家出人を探すことはない。

運良く発見したとしても、強制的に保護できるわけでもない。

家出人に拒否されれば、願出人にその居場所も教えることもできない。

自殺のおそれや犯罪の被害に遭っているおそれがあるなど特異家出人と判断すればそれなりの捜索活動を行うことになっているが、警察は「..のおそれ」だけでは動こうとしないのは「小出事件」が示しているとおりのだ。

どうしても家出人の所在を知りたいければ、民間の興信所等にでも捜索を依頼する方が確実だということになる。

現場の警察官は、当然のことながらこうしたことを知っている。

ストーカー被害やDV被害の相談を受けても、警察は精々、夜間のパトロールを強化したり、緊急通

報装置を渡す程度であることは、実際にあった先の事例でも明らかである。

つまり、気休め程度のことしかできないということだ。

1人のストーカー被害に遭うおそれのある女性を24時間ガードするとなると、身辺ガードに3交替で6人、そのサポートに4人は必要だろう。

こうした体制を警察が、長期間にわたってつくるのが可能か。

警察が24時間体制で組織的にガードしているのは、内閣総理大臣等の要人警護の場合だけだ。

一般国民が本当に心配なら、警備会社にガードを依頼する以外にないということになる。

また、仮に、警察が加害者を何らかの容疑で逮捕したとしても、永久に身柄を拘束できるわけではない。

いずれは、被害者の前に現れる。

根本的な解決にはならないし、警察にはその能力はない。

悪徳商法から消費者を保護するための消費者契約法(平成12年5月12日法律第61号)という法律がある。

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、消費者契約を締結するかどうかの判断に影響のある重要事項を告げなかったり、不実のことを告げたときには契約を取消することができることになっている。

警察の閉鎖性、業務の特殊性、専門性等は、警察の活動を市民にとって分かりづらいものになっている。

従って、国民の生命に関わる相談に対する警察の対応についても、重要な事項を相談者に分かりやすく、明確に告知する制度が必要だ。

警察は、相談者に対して、問題の解決のために、警察は何ができるか、何ができないか、その理由、警察の措置による予想される事態等をはっきりと警察署長名の文書で説明し、相談者に交付する制度だ。

「新規則」では、「届出人に対して、行方不明者を発見された場合に警察がとり得る措置その他警察が行う行方不明者発見活動の内容について説明する」とあるが、これでは不十分だろう。

重要事項を告知することによって、相談者も警察に過大な期待を抱くことがなくなるし、現場の警察

官も相談業務の重要性や相談者の心情を理解するだろう。

交付された文書には、その時の警察の判断やその理由が記載されている。

警察幹部も無責任な判断ができなくなる。

こうしたことで、警察の建前と本音の乖離を少しでも解消することが出来るかも知れない。

国賠訴訟は不公平・不合理だ

公安委員会が形骸化している現状では、我が国には警察の権限行使の適否を監視する制度は存在していない。

国民が違法な警察権の行使によって損害を受けたときには、国家賠償法により、損害賠償請求訴訟を提起する以外に途はない。

国賠訴訟では、被告警察側は、専門の訟務担当者が顧問弁護士と共に組織的に訴訟対策を展開、敗訴しても控訴、上告するから、決着が着くまで相当な長期間にわたることが多い。

被告側の必要な経費は、全て税金で賄われる。

敗訴しても賠償金は、税金で支払われるだけだ。

警察にとって、訴訟の結果は痛くも痒くもない。

それに対し、原告の遺族等は、親族を失ったうえに、時間と費用を負担し、精神的な苦痛に耐えながら、巨大な警察組織と闘わなければならない。

原告側には、最初からハンディがあるのだ。

警察官による違法な職務執行は、警察の怠慢捜査の問題だけではない。

警察官の違法な取調べなどが問題になっている多くの冤罪事件、警察官のけん銃発砲事件等々、多岐にわたり、マスコミなどが取り上げている問題は氷山の一角に過ぎない。

警察官の違法行為により損害を受けた多くの国民が、国賠訴訟を起こすことなく、泣き寝入りしていることは間違いない。

これでは、余りにも不公平、不合理であるし、警察官による違法な職務執行がなくなる原因となっている可能性がある。

遺族等に代わって、警察官の職務執行の適否を迅速、かつ公平に判断できる第三者機関、例えば

「警察弾劾委員会」を設置することを早急に検討するべきだ。



2010(平成22). 2. 25(木) **警察庁は懲戒処分者数が減ったと言うが**

北海道警では枝幸警察署長がセクハラで懲戒処分

警察庁が「平成 21 年中の懲戒処分者数」を発表

警察庁は、平成 22 年 2 月 4 日、毎年恒例になっている前年の警察職員の懲戒処分者数(免職、停職、減給、戒告)を発表した。

それによると、全国の警察職員の懲戒処分者は昨年よりは 10 人少ない 242 人。

過去 5 年では、平成 18 年の 361 人が最高でそれ以降は減少しているが、平均すると年 299.8 人で、警察職員は毎年約 300 人が懲戒処分を受けていることになる。

処分の内訳は、免職 40 人、停職 48 人、減給 82 人、戒告 72 人となっているが、免職者は 40 人で前年より 11 人も増えている。

懲戒処分の理由が、窃盗、詐欺、横領等が 46 人というのも情けない話したが、最も多いのは「交通事故違反」で 54 人が処分を受けている。

このうち、飲酒運転が原因で懲戒処分を受けた警察職員は 20 人と、一昨年の 9 人から倍増した。

うち免職者は 16 人で最も多かった。

北海道警察でも、昨年 11 月 28 日午前 5 時 15 分頃、26 歳の機動隊員がススキノの飲食店で焼酎 6 杯を飲み、車を運転して帰宅途中、札幌市南区の国道で酒気帯び運転で物損事故を起こして現行犯逮捕され、懲戒免職処分となっている。

北海道警の署長が女性職員にセクハラ 減給処分、発表はせず

警察庁が昨年は減少したと安堵した懲戒処分者数も、北海道警では今年第1号が明るみに出たのは、2月16日のことだ。

しかも、それは警察署長だった。

北海道警枝幸署の堀内光重署長が部下の女性職員にセクハラ行為をし、減給処分を受けていたことが16日、道警への取材で分かった。

道警幹部によると、堀内署長は昨年11月、署員数人と飲酒した際、同席した女性職員にセクハラ行為をしたという。

道警は減給10分の1(1カ月)の懲戒処分とした上で、(2月)16日付で同署付とする人事異動を行った。

堀内署長は、退職の意向を示しているという。

道警は「公表基準を満たしていない」として、懲戒処分を発表せず、人事異動のみを発表した(産経新聞 平成22年2月16日)。

警察署長のセクハラで思い出すのは、平成12年2月に起きた静内警察署長の問題だ。

このケースは、酒に酔った署長が知り合いの女性記者の胸に触るなどのセクハラ行為をしたとされた。

この署長は、警察職員の不祥事を調査する道警旭川方面本部の監察官室長への異動が内定し、その2次会に女性記者を呼んで飲酒、女性記者の自宅に上がり込んで胸に触るなどのセクハラ行為をしたという。

その後、同署長は自殺した。

この署長は、人柄もよく捜査畑の経験が長く有能な幹部であった。

一国一城の主となって一瞬の気のゆるみがあったのだろうが、果たして、自らの命をもって償わなければならないようなことだったのか、甚だ疑問だ。

そして北海道警は、この静内署長の問題をどう受け止めたのか。

単なる署長個人の問題として終わらせてはいなかったか。

セクハラでもう一つ思い出すのは、平成19年5月8日、北海道の航空自衛隊の女性自衛官が、当直勤務中に男性自衛官からわいせつ行為を受け、加えて退職を強要されたなどとして、国に対し、1,100万円余りの賠償を請求する訴訟を提起したことだ。

この事件は、現在も札幌地裁で係争中だが、3月4日に原告本人の尋問があり、最終弁論を経て判決が言い渡される見込みだ。

警察も自衛隊も男性社会、階級社会、閉鎖社会、組合もない、といくつもの共通点がある。

こうした組織には、セクハラは未だに当たり前のように見られているのではないか。

平成19年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行された。

これにより、職場におけるセクハラについて必要な措置を講ずることが事業主の義務となった。

それによると、事業主の方針の明確化及びその周知・啓発義務として、

(1)職場におけるセクハラの内容・セクハラがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

(2)セクハラの実行者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

等が示されている。

警察署長が事業主といえるのかどうかは分からないが、警察署長も警察署の管理者としてセクハラを防止するため必要な措置を講じる義務があるのは間違いないだろう。

その最高責任者が、みずからセクハラでは救いようがない。

労働組合のない警察の職場には、男女雇用機会均等法は適用されないとも考えているのか、こうした問題についても北海道警の対応が遅れているのではないか。

静内署長の自殺は、何も生かされていなかったのか。

また、単に署長の個人の問題と片付けていると、同じことが繰り返される。

上から下まで不祥事が起きている

たまたま、平成 22 年 2 月 20 日付けの東京新聞を読む機会があった。

同紙の 27 面、バンクーバー五輪第 7 日のフィギュアスケートで高橋大輔選手が銅メダルに輝いた記事のすぐ隣に警察官の不祥事の記事が上から下まで、3 件も続いているではないか。

その最上部の記事の見出しは「**警部妻の違反もみ消す 小平署交通課長ら書類送致**」とある。

小平署の警務課長代理の警部(49 歳)が、妻のスピード違反を見逃すように同署の交通課長の警部(58 歳)に依頼し、これを受けた交通課長が部下に犯則切符を切らないように指示して、スピード違反を見逃した。

警視庁は、両警部を犯人隠避等の容疑で東京地検に送致、停職 1 ヶ月の懲戒処分としたが 2 人とも辞職した。

次ぎの見出しは「**書店で盗撮疑い 巡査長書類送致**」だ。

この巡査長は、警視庁教養課勤務の 32 歳。

都内の書店で、女子高生のスカート中をデジタルカメラで撮影しようとしたとされる。

警視庁によると、巡査長は「理性で押さえきれなくなった」と容疑を認めているという。教養課といえ、現場の警察官の資質や能力を向上させるための仕事をしているところだ。

巡査長とはいえ、それなりの能力を持った警察官を配置しているのだろう。

それがこうしたハレンチな行為で問題になるとは、警視庁の人事管理も問われるところだ。

最後が神奈川県警の「**被告に便宜供与 警部補 2 人処分**」だ。

神奈川県警鎌倉署の刑事課の警部補(60 歳)が、恐喝未遂で勾留中の被告人に、取調室でたばこと菓子、コーラを提供した。

警務課の警部補(57 歳)は、この被告人を護送中に自宅に立ち寄って母親に面会させた。

警察の留置場は代用刑事施設として、起訴された被告人も収容されている。

冤罪の温床になるとして悪名高い「代用監獄」である。

警察ではこうした批判をかわすため、刑事部門から留置場管理を分離して、留置場収容者の処遇の適正化を図るとしているが、その実態は現場の警察官による便宜供与が日常的に行われているこ

とが明らかになった。

上は警察署長の警視から下は警部、警部補、巡査長と不祥事が起きている。

一体、これはどういうことなのか。

警察の組織管理の在り方が、どこか間違っているのだろうと思わざるを得ない。



2010(平成22). 2. 14(日) **止まるところを知らない警察の裏金**

「預け」による裏金づくり神奈川県警・福井県警でも

警察の捜査費を主たる原資とする裏金づくりは、平成 15 年 7 月の高知県警を皮切りに北海道警察をはじめ多くの府県警察で次々に明るみに出た。

その後、警察の裏金づくりは、平成 19 年に宮崎県警、平成 20 年に岩手県警、平成 21 年には熊本県警で、同じ年の 9 月に千葉県警でも発覚した。

その手口は、物品が納められていないのに納入されたことにして代金を支払い、業者にその金を管理させる「預け」や業者に事実と異なる請求書などを提出させ、別の物品を納入させる「差し替え」などだった。

最近発覚する警察の裏金は、「捜査費(県費の捜査用報償費を含む)を原資とする裏金」は影を潜め「物品納入をめぐる裏金」が主役になっている。

一体、これは何故なのだろうか。

昨年(平成 21 年)9 月 23 日、このホームページの「警察裏金問題の基礎知識」第 27 回「警察の裏金

システムの始まりと終わり(その3)」で、「今度は千葉県警でも 警察の裏金づくりに終わりはあるのか」と書いたが、危惧したとおり、警察の裏金づくりの発覚は終わらなかった。

今回発覚した神奈川県警と福井県警の裏金づくりも物品納入をめぐる裏金づくりの「預け」等が主たる手口だった。

最近発覚する警察の裏金づくりの共通点は、宮崎県を除いて、いずれも、県が国費の予算執行について会計検査院から問題を指摘され、警察本部を含む知事部局、教育局等、全庁的な内部調査に追い込まれ、そのなかで県警の裏金づくりが発覚するという経緯を辿っている。

従って県警の調査対象からは、捜査費が外れている。

「捜査費を原資とする裏金」の実体解明は、しばしば、捜査上の秘密という壁に阻まれた。

警察側は書類上、捜査費を受け取ったことになっている捜査協力者に関する情報開示を拒んだのだ。

しかし、「物品納入をめぐる裏金」の場合にはそれはない。

また、知事部局等に全庁調査をやると宣言されれば、県警だけが外れますとは主張できないのだ。

このため、県庁の不正経理の数だけ県警の裏金づくりが発覚することになる。

多くのマスコミは、こうした「預け」などの手口による物品納入をめぐる裏金づくりを「不正経理」と表現している。

「不正経理」と「裏金」はどこが違うのか。

おそらく、役人は、官公庁の予算は単年度主義で予算構造も硬直化し、必要な部門に的確に予算を投下することが困難になっている。

そのため、旅費、消耗品費など他費目名義の予算を経理操作によって、流動的資金の積立てという名目でプールし、予算を必要な費目へ充当することは止むを得ない、と言いたいのだろう。

つまり、「不正経理」とは単なる予算の流用であり、許されて然るべきだということなのだろう。

県庁も警察も公式には、「裏金」という単語は使わない。

北海道警察の裏金問題でも北海道警察は、最後まで「不適正な予算執行」と表現した。しかし、これは役人のまやかした。

「不正経理」は裏金づくりの手段である。

しかも、県庁ぐるみ、県警ぐるみで長年にわたり組織的に不正が行われている。

プールされた金の使途は必ずしも明らかにされず、私的流用の有無についても明らかにならないことが多い。

稀に、刑事責任が追及されることがあっても現場の末端職員だけ、その組織の責任ある幹部の刑事責任は不問に付され、幹部が明るみに出した額の一部を返還して幕が引かれる。

「不正経理」も「裏金」とその実態は何も変わらない。

「不正経理」であれ「裏金」であれ、役人による税金を原資とする予算の私物化であり、予算の無駄遣いの最たるものであることには変わりはないのだ。

神奈川県警の組織的な裏金づくり

神奈川県警は、平成 22 年 2 月 5 日、平成 15～20 年度の 6 年間の不適正な経理処理（不正経理）が、県費で 13 億円、国費で 9,000 万円になったと発表した。

不正経理は全 108 部署で 9,670 件、総額約 14 億円となった。

架空発注で業者に現金をプールする「預け」は、54 の全警察署を含む 102 部署で約 7 億 5,000 万円（5,734 件）に上り、約 3,400 万円が図書券などの金券で納入、換金されていた。（平成 22 年 2 月 6 日読売新聞）

今回の神奈川県警の裏金は、平成 20 年度の知事部局の国庫委託事業等の執行について、会計検査院から不正経理を指摘がなされたことから、平成 21 年 5 月から県警本部を含む知事部局など全庁を対象にいわゆる「カラ雇用」、「カラ出張」、「預け金」、「翌年度納入」（翌年度納入されたのに現年度に会計処理する）などの不正経理の有無などを把握するための調査が行われたことがきっかけとなって発覚した。

調査は書類調査のほか、会計担当者等に対するアンケート調査が行われたが、そのなかで 122 人の警察本部の会計担当者職員から「預けを含む不適正な会計処理があった」との回答があったことから、職員からの事情聴取に基づき、業者を対象に「預け金」の有無などの調査を行った。

その結果、これまで、図書券等の金券類を 81 所属、3,442 万円相当の受領が確認されたほか総額

約 14 億円の裏金づくりが明らかになったものである。

神奈川県警は、今後、調査結果を検証し、引き続き調査、確認作業を進めるとしているが、その使途などがどのくらい解明されるか、結果を注目したい。

ちなみに、警察本部を除く知事部局等の裏金総額は 14 億 5,157 万円で、現在、「預け金」の使途などは調査中であるとされているが、3 人の職員が「預け金」からそれぞれ 200～2,000 万円の図書券等を業者に納入させ、金券ショップで換金し遊興費や飲食代に充てるなど私的に流用していた事実が明らかになり、神奈川県が神奈川県警に告訴している。

神奈川県警の裏金づくりは、平成 16 年 11 月、北海道警察の内部調査で明らかになった平成 10 年度～15 年度までの 6 年間の裏金総額約 10 億 9,617 万円をはるかに凌ぎ、県警全 108 部署で 9,670 件、総額約 14 億円に及ぶものであった。

まさに、警察の裏金史上、一級の組織的な裏金である。

報道によると、神奈川県警では、署長などの幹部からの事情聴取もしていないのに「幹部の関与もなく、私的流用はなかった」としているようだ。

北海道警察では、OBを含む警部以上の幹部が、約 9 億 6,000 万円を国と道に返還したものの、幹部の私的流用は確認できなかったと結論づけた。

そして、誰 1 人として刑事責任を追及されることはなかった。

2月4日には、昨年発覚した千葉県警の裏金づくりの金額が大幅に増加したとの報道があったばかりだ。

そして、この記事を書いている最中の 2 月 10 日に、福井県警が「預け」などの手口で平成 16 年 4 月～21 年 8 月末までの間に、約 1,560 万円の不正経理があったと発表した(平成 22 年 2 月 11 日 福井新聞)。

福井県でも、会計検査院の指摘を受けて、全庁的な内部調査の結果、総額約 4 億 8,300 万円の不正経理が発覚、福井県警は昨年 10 月から物品購入や印刷製本費など 14 億円以上を対象に内部調査を進めていた。

県警も私的流用はなかったと説明している。

まるで、平成 22 年 2 月は、あたかも「警察の裏金ばくろ強化月間」のようだ。

千葉県警の裏金づくりも約 5 億 7 千万円に拡大

平成 21 年 9 月に明るみに出た千葉県庁の裏金づくりは、知事部局、水道局、県監査委員事務局、県警など千葉県のほぼ全部の部局に及びその額は約 36 億 6,000 万円に上がったとされる。

千葉県の不正経理問題に絡み、県警は 4 日、追加調査した結果、平成 15 年度～20 年度に計約 5 億 7 千万円の不正経理があったと県議会の不正経理調査特別委員会で報告した。(中略)

報告書によると、調査は事務用品費など約 75 億 3,200 万円が対象。不正経理は県警本部と 39 の全警察署で見つかり、計 96 部署に上った。

不正経理の手口は、物品の納入と会計処理の時期が異なる「翌年度納入」が約 3 億 9 千万円と最も多かった。

県警総務部参事官の浜口道夫会計課長は「4 月採用の警察官の制服を購入するため、3 月段階で注文した結果、翌年度納入になってしまった」などと説明した。

また、浜口会計課長は長年にわたり不正経理が繰り返された原因の一つとして、「事件事故の発生などで現場からの物品調達の要望に速やかに応えようと、あらかじめ物品確保したい気持ちが働いていた。ルール違反はある程度許容されるという甘えの意識があった」と述べた。

県がこれまで明らかにした不正経理総額 36 億 6 千万円のうち、県警分は約 1 億 4 千万円だった(平成 22 年 2 月 4 日 産経新聞)。

このほか、平成 20 年に発覚した岩手県警の物品納入(平成 15 年度～20 年度)に絡む裏金疑惑では、裏金額が県費と国費合わせて総額約 2 億 1,491 万円に達し、県警はこの問題で関係した職員 200 人余りを処分、今年 2 月には国庫補助金約 1,681 万円を返還した。

岩手県警は、この問題で平成 21 年 10 月に、警察署の会計職員 1 人を平成 16 年 3 月に 2 回、業者から事務用品を購入したように物品購入票を作成、業者の口座に約 36 万円を振り込ませたとする詐欺の疑いで逮捕している。

この職員は、結局、処分保留で釈放になったが、県警は「公務に寄せる県民の信頼、信用を著しく失墜させた」として、懲戒免職処分にした。

何故、続く「物品納入をめぐる」裏金づくり

警察の裏金づくりは、捜査費のほか、旅費、食糧費、交際費等が主たる原資になっていると指摘されていた。

北海道警察の内部調査の対象費目も国費、道費のこれら6費目に限られた。

しかし、北海道警察の内部調査や監査委員の監査の対象とされた以外の費目でも、昔から裏金づくりが行われているとする指摘があった。

そのことをうかがわせる北海道の道南地方の警察署の1990年代後半の「裏帳簿」が明らかにされた。

その帳簿には、捜査用報償費や旅費、食糧費、交際費の4費目のほか、「需用費」や「借上料(船舶)」「役務費(除雪)」など、北海道警察の調査・監査対象外の費目が並んでいる。4費目以外の需用費等を原資とする裏金額は計82万5,736円で、裏帳簿に記載されていた全費目の裏金総額614万5,867円のうち13.4%を占めていた。

北海道警察が平成17年11月、業者からの請求書を水増したり、架空の支払伝票を作成するなどにより、業者から金品を受け取った疑いで警察署の会計担当職員2人を業務上横領や詐欺の疑いで逮捕した。

このうちの1人の元会計係長は、物品納入の水増し請求について、その裁判のなかで「自分が歴任した部署では、以前からどこでもやっていた。昔からの警察の悪い習慣」と証言している。

このほか、解剖医に支払う解剖謝金も裏金の原資になっていたとの警察OBの証言もある。

このように、警察の裏金の原資は、昔から捜査費(捜査用報償費を含む)や旅費に限らず、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱費、修繕費等)、役務費等にも及んでいたことが窺われる。

裏金の原資で予算額が最も多かったのは旅費である。

北海道警察の内部調査の対象費目も国費、道費の6費目の執行総額約168億円の内、旅費はその79%の約133億円である。

かつては、捜査費(捜査用報償費)と旅費は、いったん全額が裏金化されていた。

その後、旅費の支払に口座振り込み制度が導入されたことから、制約を受けながらも一部が引き続き裏金の原資になっていた。

しかし、捜査費も旅費も裏金化に当たっては、否応なく現場の警察官を巻き込むことになる。

情報公開制度の発足、市民オンブズマン活動の活発化の動きなどから、その発覚を恐れた警察庁は、平成13年、全国の警察に「捜査諸雑費制度」の導入等、その是正を指示した。

しかし、長年にわたって警察組織の末端まで染み付いた裏金システムがそう簡単には廃止することはできなかった。

そうしたなか、平成15年以降、高知県警の捜査費を原資とする裏金疑惑の発覚を皮切りに多くの道府県警察で捜査費等を原資とする裏金づくりが発覚することになった。

ようやく、捜査費、旅費を原資とする裏金づくりは終息に向かった。

本来であれば、平成15年以降に発覚し、警察の信頼を根底から覆すことになった捜査費等を原資とする裏金づくりの発覚を機会に、ほかの費目を原資とする裏金づくりも全廃するべきであった。

今さら岩手県警の「職員の公金を取り扱っている重要性に対する意識を欠いていた」などという弁解は通じない。

では、本当のところは何だったのか。

長年にわたり味わった裏金のうま味を警察組織は忘れることができなかった。

会計検査院や都道府県監査委員が捜査費を原資とする裏金づくりに目を奪われていることを奇禍として、だんまりを決め込んだのだ。

しかも、物品納入をめぐる「預け」などによる裏金づくりは、関係するのは会計担当者と取引業者だけである。

末端の警察官に知られることもない。

現金等を業者に預けるといふ危険はあるものの、その業者と取引を続ける限り秘密は漏れないだろうとの判断があったと思われる。

しかし、これだけ大規模で組織的な裏金づくりを会計担当者だけで実行できるはずがない。

物品購入では、入札、随時契約、経常物品(単価入札)等の方式があるとされるが、それぞれ契約(発注)から納入(現物確認)、支払の手続きのなかで幹部が監視するシステムの下で行われるはず

だ。

そして、それぞれの段階で警察署長などの幹部の決裁が必要だ。

幹部が知らなかったはずがないのだ。

一方、会計担当者にも動機があった。

警察は、警察官の世界である。

会計担当者の事務官(北海道では一般職と呼ばれていた)は、所詮は縁の下の力持ち的な存在である。

北海道警察の定員 11,785 人のうち警察官以外の職員わずか 1,363 人(11%)に過ぎない。人数も少なく事務官の最高ポストの会計課長も北海道警察の場合には、警察庁の事務官に独占される。

ほかの県警でも、会計課長のポストに警察官が座るところも多い。

優秀な事務官は会計畑を歩き、裏金づくりと裏金隠し(会計検査院等の対策)で手腕を発揮してその存在価値を誇示してきた。

幸いなことに、北海道警察で捜査費を原資とする裏金づくりが発覚したものの、その中枢にあった会計部門の関与は明らかにされなかった。

会計部門は、無傷で生き残ったのだ。

警察の裏金システムが一切消滅したとき、会計担当の事務官は単なる事務屋に過ぎなくなる。

会計担当者がその存在価値を保つためには、捜査費以外の費目を原資とする裏金づくりを維持する以外になかったのだ。

警察幹部の裏金への執着と会計担当者の思惑が一致、これが物品納入をめぐる「預け」などによる裏金づくりが続いた要因である。

「予算の不正経理等の処罰に関する法律」の制定

繰り返される地方自治体などの不正経理問題、公金に関する自浄作用を持たない警察、外務省による外交機密費(報償費)の首相官邸への「上納」など中央官公庁による税金の不明朗な使われ方が問題になっている。

つまり税金の不正使用が、日本全国で常態化していると言っても過言ではない。

公務員による裏金づくりが繰り返される原因の1つに、それが犯罪として刑事責任が追及されないことにある。

その理由は、裏金づくりが長年の慣行として組織的に行われているため、故意、共犯性の立証等、現行刑法の詐欺、横領といった犯罪として立件することが難しい点にある。

先に示した事例でも、裏金づくりが発覚しても刑事責任が追及されるのは末端の現場の職員だけだ。

そこで、財務関係法令による「支出負担行為担当官」、「契約担当官」、「支出命令者」、「捜査費取扱責任者」「旅行命令権者」等々の予算執行機関の上級公務員について、現場で行われた不正経理について公職選挙法のような連座制を適用して処罰するための「予算の不正経理等の処罰に関する法律」(仮称)を制定し、税金の不正使用の根絶を図る必要がある。



2010(平成22). 1. 17(日) **警察小説・道警シリーズの佐々木譲さんに直木賞**

平成22年1月14日、警察小説の第一人者佐々木譲さんが第142回(平成21年度下半期)直木賞に輝いた。

直木賞(正確には直木三十五賞)とは無名・新進作家による大衆小説作品に与えられる文学賞であるが、現在では中堅作家もその対象とされている。

今回の候補作品は、佐々木譲の「廃墟に乞う」(文藝春秋)、池井戸潤の「鉄の骨」(講談社)、白石一文の「ほかならぬ人へ」(祥伝社)、辻村深月の「ゼロ、ハチ、ゼロ、ナナ」(講談社)、葉室麟の「花や散るらん」(文藝春秋)、道尾秀介「球体の蛇」(角川書店)の6作品で、この中から、佐々木さんの「廃墟に乞う」と白石さんの「ほかならぬ人へ」が受賞した。

佐々木さんは、道警のいわゆる「稲葉事件」や「裏金疑惑」を背景にした作品「うたう警官」(のちに「笑う警官」に改題 角川春樹事務所)をはじめとする一連の道警シリーズ(警察庁から来た男、警官の紋章、巡査の休日～いずれも角川春樹事務所)で有名だ。

このほか、警察小説では、警官の血、制服捜査、暴雪圏(いずれも新潮社)があるが、「笑う警官」は、昨年11月に映画化され全国で上映されたほか、警官の血(新潮社)はテレビドラマ化された。

今回受賞した「廃墟に乞う」(文藝春秋、平成21年7月)は、「オージー好みの村」など6編からなる社会派短編小説集だが「廃墟に乞う」は、そのなかの1編である。

主人公は休職中の道警本部捜査一課の刑事仙道孝司。

仙道は凄惨な殺人現場に臨場した際、被害者を救うことができず、犯人にも自殺される。

道警は初動捜査の失敗と批判されるが、仙道はその精神的後遺症から立ち直れず、療養のため休職中だ。

その休職中の仙道刑事が、さまざまな事件の捜査に関わり合いを持つ。

組織を離れた仙道刑事の目には、何故か、組織の捜査とは違う事件の真相が見える。

そこには、佐々木さんの警察小説の原点、組織と警察官個人の葛藤、組織への強烈な批判も見える。

佐々木さんは、「市民の目フォーラム北海道」代表原田宏二(元道警釧路方面本部長)との月刊誌(オール讀物)での対談で、警察小説を書くときの原則を次のように語っている。

警察官に正義を語らせない。

警察組織が体現しているのは正義ではない。

警察官が正義を口にした瞬間、その正義は腐る。

警察官が拠り所になっているのは法律であり、それ以上のものではない。

平成21年11月には、「市民の目フォーラム北海道」が主催した映画「笑う警官」公開記念イベントでも「佐々木譲の警察小説の世界」と題して講演していただいた。

その様子は、このホームページでも動画で掲載しているが、そこでも佐々木さんは「警察官をスーパ

「マンにしない、警察官に正義を語らせない、警察官は道徳を口にしない。」をモットーに警察小説を書いていると語っている。

今回の受賞について「市民の目フォーラム北海道」代表原田宏二は、読売新聞の取材に「警官が自然体でしっかり描かれていて、よく調べていることに驚きました。『警官は法のみをよりどころとし、正義を語ってはいけない』という主張や、作品に流れる個人と組織の葛藤、そして組織に対する強烈な批判にも共感を覚えます」とコメントした(平成22年1月15日 朝日新聞)。

佐々木さんの道警シリーズはまだ続くという。

警察のあるべき姿が、佐々木さんの警察小説を通じて多くの国民に伝えられることは、警察改革を求めて活動している「市民の目フォーラム北海道」にとっても心強い味方だ。

これからの佐々木さんの作品に大いに期待したい。



2009(平成21). 12. 25(金) **こんどは布川事件の再審決定 無罪の公算大**

逮捕から42年、再審請求から27年の歳月をかけて

平成21年12月14日、最高裁判所は強盗殺人などで無期懲役が確定、服役した元被告の桜井昌司さん(62歳)と杉山卓男さん(63歳)の再審開始を認めた東京高等裁判所の決定を支持して再審を決定した。

このところ、冤罪事件が次々と露呈している。

平成2年5月の栃木県足利事件、平成14年1月の富山県氷見事件、平成15年4月の鹿児島県志布志事件等だ。

このほかにも、昭和 38 年の埼玉県狭山市の狭山事件、平成 4 年の福岡県の飯塚事件でも再審請求が行われている。

では、布川事件とはどんな事件なのか。

布川事件はどんな事件か

昭和 42 年 8 月 30 日朝、茨城県北相馬郡利根町布川で独り暮らしの大工玉村象天さん(当時 62 歳)が自宅 8 畳間で他殺死体で発見された。

茨城県警の捜査によると、男性の死亡推定時間は、8 月 28 日の午後 7 時から 11 時頃で、死因は絞殺による窒息死であると判明した。

室内は物色した形跡があり、男性が使用していた「白い財布」が発見されなかった。

現場からは、指紋 43 点が採集されたが、犯人に直接結びつくような資料は発見されなかった。

男性の自宅付近で午後 8 時ごろに不審な 2 名組の男性の目撃情報があり、その情報から 10 月 10 日に桜井昌司さん(当時 20 歳)がズボン 1 本の窃盗容疑で、続いて 10 月 16 日に杉山卓男さん(当時 21 歳)が暴力行為容疑で逮捕された。

別件で逮捕された 2 人は、それぞれ別の警察署の留置場(代用監獄)に勾留された。

連日にわたる執拗な取り調べに、桜井さんは 10 月 15 日、杉山さんは、10 月 17 日に自白、茨城県警は 2 人を「玉村さんを自宅で殺害し現金約 10 万円を奪った」とする強盗殺人容疑で逮捕、水戸地検が 12 月 28 日に起訴したが、昭和 43 年 2 月 15 日の第 1 回公判で 2 人は犯行を否認した。

昭和 45 年 10 月 6 日、水戸地裁は 2 人に無期懲役の判決を言い渡し、二審の東京高裁は控訴棄却、最高裁も上告棄却し、判決が確定した。

在監中の 2 人は、昭和 58 年 12 月、水戸地裁に再審請求を申し立てるも棄却され、東京高裁へ即時抗告、最高裁へ特別抗告を申し立てるが、いずれも棄却された。

その後、平成 8 年 11 月相次いで仮釈放となった。29 年間の服役だった。

仮釈放後、平成 13 年 12 月、2 人は水戸地裁に第 2 次再審請求を申し立て、平成 17 年 9 月、戸地裁は再審開始を決定したが、検察側が即時抗告、平成 20 年 7 月、東京高裁が再審開始を決定した。

しかし、検察側は最高裁に特別抗告、平成 21 年 12 月 14 日、最高裁が検察側の特別抗告を棄却し

て、再審開始が決まった。

再審の請求をしてから 27 年の歳月が流れていた。

警察、検察、裁判所は共犯だ

○ 別件逮捕

警察が捜査本部を設置して捜査をする殺人等の重要事件の捜査においては、しばしば、別件逮捕という手段を用いて容疑者を逮捕する。

別件逮捕は本件(殺人等)とは関係のない微罪事件で、本件(殺人等)の容疑者を逮捕し、身柄を留置場(代用監獄)に長期間勾留し、その間の取調べで被疑者を本件の自供に追い込むものである。

こうした手法は、見込み捜査や冤罪が発生しやすいやり方として、違法捜査だと指摘する意見もある。布川事件はその典型である。

桜井さんはズボン1本の窃盗容疑で、杉山さんは暴力行為容疑でそれぞれ逮捕され、桜井さんは 5 日目に、杉山さんは 2 日目に自白している。

茨城県警はその自白をもとに強盗殺人容疑で逮捕状を請求、昭和 42 年 10 月 23 日、2 人を逮捕した。

警察は、逮捕状を請求し、裁判官は逮捕状を発布し、検事は勾留を請求し、裁判官は勾留状を発布した。そして検事は起訴した。

○ 代用監獄制度の悪用

桜井さんも杉山さんも11月初旬までに、代用監獄(警察署の留置場)から土浦拘置支所に移監された。

ところが、2人は警察の留置場(代用監獄)から拘置所に移監されるや検事取調べに犯行を否認した。

そして、水戸地検は、本件を否認している 2 人を別件で起訴・勾留したうえ、本件(強盗殺人)は釈放

の手続きをとり、12月1日には桜井さんを取手警察署へ、杉山さんを土浦警察署に再び移監した。

警察の留置場(代用監獄)に收容されて取調を受けた2人は再び自白した。

12月28日、水戸地検は2人を強盗殺人で起訴した。

代用監獄制度は、被疑者を警察が直接管理する留置場に收容することにより、深夜の取調べや長時間の取調べが連日にわたって行いやすくなるだけでなく、自白しない容疑者に食事や面会などで便宜供与が行われやすく、虚偽の自白の誘発、ひいては冤罪の原因となっているとの批判がある。

布川事件は、否認している被疑者を自白させるために、冤罪の要因になっているとの悪評高い代用監獄制度を利用した典型的な例である。

○ 強制・偽計・誘導の取調べ

桜井さんは、嘘の自白した理由について次のように説明している。

「取調べで述べたアリバイを『裏付け捜査で違う』と言われ、自分の勘違いだと思っしまい、記憶が甦らなかつた。そして『お前が犯人だ』『アリバイが言えないのは犯人の証拠だ』『お前と杉山を現場で見た人がいる』『お前の母ちゃんも、早く本当のことを言えと言っている』などと連日言われ続け、犯人にされてしまうと不安になっているときに、嘘発見器にかけられたのです。その時、(検査した)係官が『良く話して判って貰いなさい』と言って帰ったので、無実を判って貰えたと安心したのですが、20~30分後(取調官に)『検査の結果、みんな嘘とでた。もうダメだから話せ』と言われ、何を言っても犯人にされてしまうと自暴自棄になり、『嘘の自白』をしてしまったのです。」

また杉山さんは、次のように話している。

「取調官に『桜井がお前とやったと言っている』と言われた。そして、桜井さんの署名の入った調書を見せられた。また、『桜井の兄のアパートに泊まったというお前のアリバイは、桜井の兄貴が泊まっていないと言っている』と責められて、桜井兄弟に対する不信と怒り、憎しみが湧いて来た。そして、『俺はやってないんだから、後になればきっと判って貰える。やらないと言っているだけでは何時までも調べが終わらない』という気持ちから『嘘の自白』をしてしまった。」(守る会ホームページから)

○ 秘密の暴露のない自白

事件は強盗殺人である。2人の自供によると、金を目当てに人を殺したというのに、奪ったとされる金のあった場所と額、分配の額、その用途など、重要な金に関する供述は、実に曖昧だ。

被害品とされる白い布製の三つ折財布に関する桜井さんの自白は二転、三転している。

この三つ折り財布に関する自白の変遷について、一審判決は無視し、二審判決は、「被告人両名の供述は、どの部分を信用してよいかとらえどころがないが、この財布またはその在中金については原判決も犯行の対象として認定していないから、この財布に関する供述が変遷し、あるいは喰い違っているからといって、自白の信用性まで否定すべきことにはならない。」とし、最高裁もこれを追認している。

警察も検察も、犯行の核心部分の自白が極めて曖昧であり、秘密の暴露のない自白であることを知っていたはずである。

裁判所もそれに気付いていながら、それを指摘することを避けている。

○ 警察官の証言で「嘘の自白」も証拠になる

桜井さんも杉山さんも公判では一貫して否認したため、捜査段階での自白の任意性と信用性が問題となった。

一審の水戸地裁は、「被告人両名の各供述調書の任意性及び信用性については、本件全記録によっても、捜査段階において両被告人に対し強制、拷問、もしくは脅迫が行われた形跡はまったく認められず、かつ、被告人の各自白は身柄拘束を受けたのち日ならずして行われたものであるから、不当に長く抑留もしくは拘禁された後の自白ということもできない。捜査官による利益誘導が行われた事実も認められない。また、自白調書の内容は具体的かつ詳細であるばかりでなく、犯行前後の様態につき各証人の供述に合致するものであって、いずれも信用するに十分である。」と、自白の任意性と信用性を認めた。

そして、二審の東京高裁も、そして最高裁も、原判決を支持した。

裁判で、弁護側が無理やり自供させられたと主張すれば、裁判所は取調官を証人として調べる。

取調官は、実際には強制や騙しの取調を行ったとしても、正常な取調べであったと証言するに決ま

っている。

桜井さんも杉山さんも、上告趣意書で取調官の証言について、取調官の証言は偽証であると詳細に指摘している。

それに対して、昭和53年7月3日の最高裁判所第二小法廷は、「任意になされた被告人両名の自白は、信用でき真実の供述を内容とするものであり、相互に補強し合うものである」と断定した。のみならず、数々の証拠は、右自白を補強するに足るものであり、かつ、自白を離れて本件犯罪事実を立証しうる状況証拠となるものであるとの結論に到達し、他面、被告人両名が真犯人であることにつき所論のいう合理的な疑いをさしはさむ事実及び証拠を発見することができなかった。それゆえ、被告人両名を本件強盗殺人の犯人とした原判決は正当であり、これを是認することができる。」と判示している。

裁判官は、警察官の証言を無条件に信用する。

こうして自白調書は証拠になる。

捜査段階ではいったん自白すると、裁判で自白を撤回しても無意味なことを布川事件の判決は物語っている。

請求から22年目で水戸地裁の再審開始決定

桜井さんと杉山さんが、平成13年12月6日に申し立てた第2次再審請求に対する水戸地裁は、平成17年9月21日、以下のように再審開始を決定した。

第1次再審請求から22年目だった。

その根拠の骨子は、次のとおりであった。

① 当裁判所がその信用性を認めた木村鑑定等を、確定審で取調べられた秦鑑定書等の各証拠及びその他当請求審で提出された証拠と併せて検討すれば、被害者の死体には、請求人らの自白が真実であれば認められるはずの扼頸(手で首を強く押さえたこと)を示す所見が認められず、それどころか絞頸(パンツで首を絞めたこと)の所見が認められる可能性が高いのであり、さらに、絞頸が先で、被害者の口腔内にパンツを詰め込む行為が後に行われたとの合理的な疑いをも生じるに至っ

た。

したがって、木村鑑定等が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたならば、請求人らの自白は、殺害行為の方法及び順序という自白の枢要部分において、死体の客観的状況と矛盾する可能性が高く、その信用性に動揺を来すことになるから、確定判決のような殺害行為の方法及び順序を認定できたかどうか疑問を生じるものといわざるを得ない。

② 当裁判所の検討結果によれば、A, B, C, D及びEがそれぞれ請求人ら又はそのいずれかを目撃したのが果たして8月28日であったかについて疑問が生じ、Fが被害者方付近で目撃した人物が請求人らであったかについても、疑問が生じるとともに、請求人ら以外の者が本件犯行の犯人であったとの可能性をたやすく否定できないことも明らかになった。

結局、6名の供述は、請求人らと本件犯行とを直接結び付ける自白を離れた状況証拠としての証拠価値を喪失し、自白の補強証拠としての価値も著しく減殺されており、その他の確定判決が自白の信用性を補強するものとして掲げた自白以外の証拠も含め、いずれもその枢要部分の信用性を減殺された請求人らの自白の信用性を積極的に増強するものではないことが判明した。

③ 請求人らの自白は、

○ 犯行に至る経緯から逃走状況に至るまであらゆる点で看過し得ない供述変遷が認められ、捜査官の誘導に対する迎合供述ではないかと疑われる点が多数存在する。

○ 最終的な自白内容には、客観的事実に符合しない可能性がある部分、その内容自体が不自然、不合理であり、又は、犯人であれば当然説明してしかるべき事項について十分な説明がされていない部分、関係者の供述と一致しない部分、請求人らの間で供述内容が一致しない部分が存在する。

○ 自白によれば、あってしかるべき客観的事実の裏付けを欠いており、秘密の暴露も見当たらない。

④ 自白を録音したテープ3本は自白の信用性を増強するものではなく、その他自白の信用性を著しく増強させる証拠も存在しないなどの問題点を多々内包していることも判明した。

したがって、請求人らの自白は、罪体の中心部分かつ自白の枢要部分について信用性が動揺して

いること、請求人らと本件犯行とを直接結び付ける状況証拠や自白の信用性を著しく増強させる自白以外の証拠を欠いていることなどの問題点を無視しても差し支えないほど高度の真実性を担保するものがあるとは到底認められないから、結局、請求人らの自白には、それだけで請求人らが本件犯行の犯人であると合理的な疑いを容れない程度に認めるだけの証明力はないものといわざるを得ない。

第2次再審請求の事実調査では、「死体検案書」「毛髪鑑定書」をはじめ、6人の目撃証言に関する捜査報告書、供述調書等、相当数の証拠が37年ぶりに開示された。また、取調べ状況を録音したテープに編集された形跡があることも判明した。弁護側が提出した新証拠は140点以上とされている。

水戸地裁が再審開始を決定したものの、検察側が即時抗告、特別抗告を行ったため、最高裁が検察側の特別抗告を棄却して再審開始が決まるまで、さらに4年3ヶ月を要した。桜井さんと杉山さんが強盗殺人で逮捕されたから、実に42年の歳月が流れたことになる。

何故 冤罪事件は繰り返されるのか

布川事件をみると吉田岩窟王事件を思い出す。

吉田岩窟王事件とは、大正2年に発生した強盗殺人事件である。この事件は名古屋の小売商が殺されたものであったが、被疑者の虚偽の供述から、事件とは全く関係のない吉田石松さん(当時34歳故人)が、主犯とされ無期懲役が確定した。

吉田さんは、冤罪を訴えながら21年間服役、仮釈放後も再審を請求、事件発生から半世紀後、5度目の再審請求が認められ、昭和38年2月、名古屋高等裁判所の再審公判で無罪が言い渡された。

この判決文の最後では、裁判官の謝罪が行われた。

「…(前略)…わが裁判史上曾つてない誤判をくりかえし、被告人を二十有余年の永きにわたり、獄窓のうちに呻吟せしめるにいたったのであって、まことに痛恨おく能わざるものがあるといわねばならない。…(中略)…吾々の先輩が翁に対して冒した過誤を只管(ひたすら)陳謝する…(以下略)…」

判決宣告後には、出廷していた裁判官3人が頭を下げたという。

吉田岩窟王事件の裁判官は謝罪したが、冤罪事件は続く。

死刑・無期懲役という重罪事件だけでも、加藤老事件(大正4年発生、昭和52年無罪)榎井村事件(昭和21年発生、平成6年無罪)、免田事件(昭和23年発生、昭和58年無罪)、財田川事件(昭和25年発生、昭和59年無罪)梅田事件(昭和27年発生、昭和61年無罪)島田事件(昭和29年発生、平成元年無罪)、松山事件(昭和30年発生、昭和59年無罪)等で再審無罪判決が確定した。

ごく最近では、平成2年5月の栃木県足利事件、平成14年1月の富山県氷見事件、平成15年4月の鹿児島県志布志事件の冤罪が露呈した。

このほかにも、昭和36年の三重県の名張事件(平成18年9月現在、異議申し立て審理中)、昭和38年の埼玉県狭山事件、平成4年の福岡県飯塚事件、についても再審請求が行われている。

これだけ、冤罪事件が続くと、我が国の刑事司法には構造的な欠陥があると言わざるを得ない。

自白偏重の刑事司法システム、それを支える長期勾留制度と代用刑事施設(警察留置場)の抜本的な見直しが必要だ。

こうした制度上の問題のほかにも、検察・警察の癒着構造の存在や裁判官の官僚化を指摘する声もある。

刑事司法に携わる裁判官、検察官、警察官の根本的意識改革も必要だ。

それぞれの立場で人を裁くことの意味を再認識し、適正手続の保障、無罪推定の原則、疑わしきは被告人の利益に、といった刑事司法の原点に戻るべきだ。

裁判員制度や取調べの全面可視化だけで冤罪はなくなるだろう。



21. 12. 21(月) 福岡県「飯塚事件」再審請求

久間元死刑囚は無罪 何故、死刑が執行されたのか

平成4年に福岡県飯塚市で小学1年生の女児2人が殺害された「飯塚事件」。

福岡県警は、事件発生後2年半が経過した平成6年年9月、犯人として久間三千年さん(当時52歳)を死体遺棄の疑いで逮捕、久間さんは捜査段階から一貫して容疑を否認したが、殺人、略取誘拐、死体遺棄で起訴された。

久間さんは、公判でもDNA鑑定の信用性などを争ったが、一審の福岡地裁、控訴審の福岡高裁は、検察側の求刑どおり死刑を言い渡した。

平成18年9月8日、最高裁も上告を棄却して死刑が確定した。

ところが、再審請求準備中の平成20年10月28日に福岡拘置所で死刑が執行されてしまった。久間さんは70歳だった。

当時、久間さんの死刑判決順位は、100人中61番目だったとされる。

この日、就任後初めて死刑を執行した森英介法相は記者会見し、死刑囚の氏名と犯罪事実、執行場所を公表し、「いずれも、被害者の尊い人命を奪った事案で、被害者遺族にとって痛恨きわまりない事件。慎重な検討を加えたうえで死刑の執行を命令した」と述べた。

また、前回の執行から1カ月半という間隔についても、「法の求めるところに従って、粛々として自らの職責を果たした。十分慎重かつ適正な検討を加えた上で執行を命令したので、時期や間隔についての意識はない」とした(平成20年10月28日 産経新聞)。

飯塚事件は、DNA鑑定の信用性が否定され、再審が開始された足利事件と同じ手法で行われたDNA鑑定が証拠として採用されているところから、再審潰しの恣意的な死刑執行であり“国家による殺人ではないか”と、異例の死刑執行を疑問視する声もある。

久間さんの死刑執行から1年が経った今年10月28日、飯塚事件弁護団は「DNAは、久間元死刑囚と犯人とは一致せず、無実は明らか」と福岡地裁に再審開始を求めた。

本年12月12日、札幌市で開かれた日本国民救援会北海道本部等の主催する「飯塚事件学習会」で、弁護団共同代表の徳田靖之弁護士が、何故、このような冤罪事件が繰り返されるのか、何故、死刑が執行されてしまったのかなどと、集まった約25人の市民を前に詳しく語った。



(講演する徳田靖之弁護士)

徳田弁護士は、講演の冒頭で飯塚事件について、マスコミ取材に応じたことはあるが、当事者以外の方の前で話すのは初めてであると語り、その理由について次のように述べた。

久間さんの死刑が執行される1ヶ月半ほど前に弁護団の岩田弁護士と共に福岡刑務所で久間さんと面会し、再審請求の準備状況を報告し、なんとしても死刑の執行を阻止したいと説明した。

その時、久間さんは最高裁で死刑が確定した人のリストを示して、私の順番までは余裕があると言っていたが、準備を急ぐと伝えて別れた。

ところが、10月28日、死刑が執行されたことをマスコミの報道で知った。

それから、私たちの過ちの償いが始まった。

死刑が執行された1年目の日には再審を請求しようとやってきて、本田先生(本田克也筑波大学教授)の「久間さんは犯人ではない」という鑑定を得て再審請求に踏み切った。

本日、皆さんにお話しすることにしたのは、再審請求に踏み切った以上は、権力側の話しではなく、死刑を執行された側の真実の声を知っていただく必要があると自分の心の整理がついたからである。

このあと、徳田弁護士は、飯塚事件の概要、捜査の推移、裁判の推移、足利事件との比較、DNA鑑定、血液鑑定の内容等について詳細に説明した。

詳しくは、このホームページの動画でご覧いただきたい。

なお、以下は、当日配布された「再審請求申立書の抜粋」である。

2 再審請求に至る経過とその特徴

(1)再審請求に至る経過

ア 死刑判決確定後も事件本人は、自らは無実であると訴え、再審請求の意思を表明し、判決確定の直後からその準備に着手していたが、平成20年10月28日、突如として刑が執行され同日事件本人は死亡するに至った。

イ 本件は、事件本人の妻である請求人が、事件本人の遺志を引き継ぎ、新たに本田克也筑波大学教授の法医学鑑定書を得て、これに基づき、事件本人は無実であり、無罪が言渡されるべきであるとして再審請求に及んだ事案である。

(2)本件再審請求の特徴

本再審請求には、以下の2点に特徴がある。

第1は、既に死刑を執行された事件についての再審請求であるという点である。

わが国においては、免田事件、松山事件、財田川事件など死刑判決が確定した後に再審無罪となったいくつかの事例はあるが、死刑が執行された後に再審が開始された前例はない。

しかも、本件では、事件本人は、逮捕前の任意の取調段階から判決確定に至るまで一貫して犯行を全面否認し続けており、判決確定後も無実を訴え続け、再審請求に向けて具体的な準備を進めていたものであり、その矢先の突然の死刑執行により、自ら再審請求し、雪冤(せつえん)をとげる機会を阻まれたという無念の経過をたどっているものである。

その意味で、本件は、死刑制度そのものの存在意義を根底から問い直すものであり、わが国における杜撰かつ悪意的な死刑執行の状況を告発するものである。

第2は、先般再審開始されたいわゆる「足利事件」との共通性である。

足利事件は、平成2年5月12日に栃木県足利市において発生した女兒誘拐・殺人事件であるが、本件と同時期に、科警研においてMCT118型DNA鑑定が実施され、両事件ともに犯人のDNA型が

16-26型であり、(元)被告人と一致するとの鑑定結果が証拠採用され、有罪判決の有力な証拠とされたものである。

ところが、既に公知の事実というべき足利事件の再審開始決定では、犯人のDNA型と請求人である菅家利和氏のDNA型が一致しないことが認められ、当時の科警研におけるMCT118型DNA検査の信用性が全面的に否定されるに至っている。

本件では、足利事件と同一時期に実施されたMCT118型検査において、同じく16-26型であるとされた科警研鑑定証拠能力とその信用性が弾劾されることとなる。

第2 再審請求の理由の骨子

1 本件再審請求の新証拠とその立証命題

本件再審請求のいわゆる新証拠の中心は、筑波大学本田克也教授の法医学鑑定書(以下「本田鑑定書」と略称する)である。

同鑑定書の具体的内容とその意義については、後に詳述するが、同鑑定書が明らかにしているところ(立証命題)は、次の4点にある。

第1は、本件における真犯人の血液型はAB型であって、これをB型と特定する確定判決は決定的な誤りを犯しているとする点である。

第2は、本件当時の科警研MCT118型鑑定は、開発途中の検査法であり、検出感度も劣悪な上に、その解析のための手法が未整備であって証拠能力を有しないとする点である。

第3は、事件本人のDNAのMCT118型は18-30型であり、これを16-26型であるとし、真犯人の型と一致するとした確定判決は誤りであるとする点である。

第4は、本件における真犯人のDNAのHLADQ α 型は3-3型と考えるべきであり、その可能性を全く考慮していない確定判決は誤りであるとする点である。

2 新証拠の明白性

(1)確定判決においては、事件本人の血液型はB型とされており、真犯人の血液型がAB型であるということは、そのみで事件本人が無実であることが証明されることになるのは当然であり、本田鑑定書の新証拠としてのいわゆる明白性は決定的である。

(2)また、確定判決は、科警研鑑定書に基づいて、事件の真犯人のMCT118型は16-26型である

と特定し、これが事件本人と一致するとして、その有罪判決の主要な柱としている。

しかしながら、本田鑑定書によれば、当時の科警研におけるMCT118型検査は開発途上の検査法であり、刑事裁判の証拠とし得るに足りる科学的精度と信用性を有しておらず、証拠能力を欠くものとされており、最新のDNA解析技術によれば、事件本人のMCT118型は18-30型だと鑑定されている。

なお、同鑑定書によれば、同じく当時の科警研によってMCT118検査において、16-26型と判定された「足利事件」の菅家氏の実際のMCT118型は18-29型であることが明らかにされており、当時の科警研による16-26型との判定なるものが特定の型に結び付かないことが明らかにされている。

本件では、真犯人のDNA型を判定し得る資料が残されていないため(このこと自体が極めて不当なことであるが)、真犯人のMCT118型を改めて鑑定することはできないが、本田鑑定書によれば、科警研のMCT118型検査における事件本人の型は16-27型と判定すべきであり、犯人の16-26型とは相違していることが明らかにされている。

したがって、このような本田鑑定書によって、確定判決が本件犯行と事件本人を結び付ける情況事実として判示した、犯人と事件本人のMCT118型が一致したとの点が全面的に否定されるに至ることは明白である。

(3)その上で、本田鑑定書は、科警研が実施したDNA・HLADQ α 型検査結果を分析して、本件真犯人の同型は3-3型であると判定すべきであることを明らかにしている。

事件本人が、1.3-3型であることは確定判決が認定しているところであるから、真犯人のHLADQ α 型が3M3型であるとすれば、事件本人が無実であることは決定的となる。

この点について確定判決は、本件においては、被害者らの腔内等に混入した犯人の血液が微量であったので、HLADQ α 型が検出されなかったとしても事件本人が犯人ではない理由とはならない旨判示しているが、本田鑑定書によれば、MCT118型やHLADQ α 型の検査は、血液型判定よりも微量の資料から検出可能であって、血液型の特定できる資料からはMCT118型やHLADQ α 型は検出されるはずであるとされており、確定判決の前提自体が本田鑑定書によって全面的に否定されるに至ったということになる。

(4)以上のとおり、本田鑑定書によって、事件本人は、血液型、DNAのMCT118型、HLADQ α 型

のいずれにおいても犯人と一致しないということが明らかにされるのであって、その無実であることは確定的である。



21. 12. 18(金) 北海道・中標津の強制わいせつ未遂事件 逆転無罪判決

冤罪事件は、何時でも、何処でも、誰にでも

全国の皆さんには、“中標津町”といっても何処にある町なのかすぐに分かる方は少ないのではないか。

中標津町は、東北北海道の根室支庁管内の中部にあり、釧路市から北東に約100km、根室市から北西に約80kmに位置する。

人口は約2万4千人、酪農と農業が盛んな静かな商業都市である。

ことは平成20年7月12日、同町内のアパート住む21歳の女性Aさんが、「電気温水器の修理に訪れた男性にわいせつな行為をされた」と地元中標津警察署(以下、中標津署という)に訴えたことから始まった。

事件は、被害を受けたとするAさんの自宅で起きたとされたことから目撃証言もなく、物的証拠もなかった。

相手の男性が、全く身に覚えのない言いかがりだと主張したことから、被害にあったとするAさんの供述が信用できるかどうか問題となる事件だった。

Aさんの訴えを受けた中標津署は、10日後の7月22日、同町内に住む会社役員谷内保男さん(当

時44歳)を強制わいせつ未遂の疑いで逮捕・勾留し、釧路地方検察庁が8月8日起訴した。

谷内さんは、当初から事実無根を訴え、逮捕以降も一貫して犯行を否認し続けたが、平成21年4月17日、釧路地方裁判所(以下釧路地裁)は、**高度の信用性が認められる被害者の供述**によれば「被告人(谷内保男)は、A(当時21歳)に強いてわいせつな行為をしようと企て、平成20年7月11日午前11時ころ、中標津町A方において、同人に対し、左手で同人の右手首をつかみ、同人を引き寄せて抱きつくなどの暴行を加え、強いて同人に接吻しようとしたが、同人が抵抗したためその目的を遂げなかった」という**事実を優に認定することができる**として、被告に懲役1年6月、執行猶予3年の判決を言い渡した。

谷内さんは即日控訴、札幌高等裁判所(以下、札幌高裁という)は、平成21年10月22日、Aさんの**供述の信用性には疑いを入れる余地がある**などとして無罪を言い渡した(以下、この事件を「中標津事件」という)。

谷内さんにかけられた強制わいせつ未遂の疑いは、冤罪だったのだ。

北海道の田舎町で静かに暮らしていた谷内さんは、冤罪の被害を受けることなど考えたこともなかったに違いない。

しかし冤罪は、何時でも何処でも誰にでも起きるのだ。

では、その冤罪の中標津事件は、何故起きたのか考えてみよう。

強制わいせつ未遂事件は親告罪

一般の皆さんにはなじみの薄い法律用語の親告罪(しんこくざい)」とは、「被害者などの告訴がなければ公訴を提起することができない。つまり、裁判を起すことはできない犯罪」をいう。

告訴を欠く公訴は、訴訟条件を欠くものとして判決で公訴棄却とされる。

親告罪の例としては、単独犯による強制わいせつ罪、強姦罪、未成年者略取・誘拐罪、わいせつ目的・結婚目的略取・誘拐罪、名誉毀損罪、侮辱罪、信書開封罪、秘密漏示罪等がある。

親告罪の対象となる事件は、事実が公になると被害者に不利益が生じるおそれのある事件、被害が比較的軽微な事件、親族間の事件等、特別の事情があるため、警察の犯罪捜査の基本を定めている犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)では、慎重な捜査を行うように定めている。

(告訴事件および告発事件の捜査 第67条)

告訴または告発があった事件については、特にすみやかに捜査を行うように努めるとともに、次に掲げる事項に注意しなければならない。

- 1 ぶ告、中傷を目的とする虚偽または著しい誇張によるものでないかどうか。
- 2 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

ここでいう「ぶ告」とは、他人に刑罰を受けさせる目的で、警察などに虚偽の告訴・告発その他の申告をする行為(刑法第172条 3月以上10年以下の懲役)である。

虚偽告訴罪とも呼ばれる。

「虚偽」とは客観的事実に反すること、平易に言えば“うそ”ということだ。

痴漢事件で相次ぐ無罪判決

中標津事件をみていると、平成20年2月に大阪で大学生が交際中の女性と共謀し、示談金目当てに痴漢被害をでっち上げた事件を思い出した。

この事件は、大阪の地下鉄・御堂筋線の電車内で、女が男性から尻を触られたとする“うそ”の被害を申告し、目撃者を装った大学生が「男性が尻を触った」と虚偽の証言をした。

男性は、大学生らに天王寺駅の駅長室で警察官に引き渡されたうえ、大阪府迷惑防止条例違反の現行犯で逮捕されたが、男性は事実無根と犯行を否認した。

警察は3人の供述や証言が食い違うなどしたため、約22時間後、男性を釈放した。

その後、女が同署に『金に困っていた大学生から持ちかけられた。自分の方から男性に体を近付けていった』などと自首してきたことから事件がでっち上げであることがわかった。

このため、この男性は起訴されることなく事件は決着したが、痴漢事件では、被害者とされる女性の供述だけで逮捕・勾留・起訴され、裁判で無罪になったケースは多い。

中には、中標津事件と同じように控訴審や最高裁判所(以下、最高裁という)で無罪となったケースもある。いくつか最近の例をあげよう。

①平成19年5月、JR大阪環状線の電車内で女子高生2人に痴漢をしたとして大阪府迷惑防止条例違反の罪に問われ、一審・大阪地裁判決で無罪とされた兵庫県芦屋市の男性会社員(32)の控訴審

判決が26日、大阪高裁であった。古川博裁判長は昨年9月の一審判決を支持し、検察側の控訴を棄却した。

判決は、女子高生(当時15)が尻を触られる被害を受け、別の女子高生(同17)の胸に被告の会社員のひじがあたったことを一審と同様に認定。そのうえで、車内は通勤客で混雑し、女子高生の視界には限界があったと指摘し、「犯人と会社員を同一と認め、ひじがあたったことも故意と認めるには合理的な疑いが残る」と述べた(平成21年3月26日 朝日新聞)。

②三重県熊野市の路上で平成19年5月に女子高生(当時16)の尻を触ったとして同県迷惑防止条例違反罪に問われ、1審熊野簡裁で罰金30万円の判決を受けた同市の男性(同23)の控訴審判決で、名古屋高裁(田中亮一裁判長)は19日、無罪を言い渡した。判決理由で田中裁判長は男性の供述調書の信用性に疑いがあると指摘。犯人とするには立証が不十分とした。男性は同年12月に略式起訴されたが起訴事実を否認して正式裁判を請求した(平成19年5月19日 産経新聞)。

③東京西武新宿線の電車内で女子高生(当時17)の下着内に手を入れるなどしたとして強制わいせつの罪に問われたアルバイト男性(23)の控訴審判決公判が11日、東京高裁で開かれた。阿部文洋裁判長は、懲役1年4月(求刑懲役2年)の実刑とした1審東京地裁判決を破棄、「被告が犯行を行ったとする証拠がない」として逆転無罪を言い渡した。男性は逮捕時から一貫して犯行を否認していた。事件直後、被害者は背後にいた男性の手をつかんでいるが、阿部裁判長は、電車が満員で被害者も犯行を直接見てはいないことなどから、「女子高生の供述がすべて本当だとしても、被害者が犯人とは別人の手を偶然につかんだ可能性がある」と指摘。被害者による事件当時の状況説明しか証拠がない現状では、男性を犯人とすることはできないと判断した(平成21年6月12日 産経新聞)。

④今年4月、最高裁第3小法廷は、平成18年に東京・小田急線の車内で女子高生に痴漢をしたとして、強制わいせつの罪に問われた防衛医大教授名倉正博被告(63)＝起訴休職中＝の上告審判決で、「被害に関する供述には疑いの余地がある」と判断し懲役1年10月とした1、2審判決を破棄、逆転無罪を言い渡した。

判決は、満員電車での痴漢事件について「客観的証拠が得られにくく、被害者供述が唯一の証拠となることが多い上、被害者の思い込みで犯人とされた場合は防御の手だてが容易ではないとの特質から、特に慎重な判断が求められる」と指摘した(平成21年4月14日、共同通信)。

“うそ”を見抜けなかった中標津署の杜撰な捜査

先の最高裁判決も指摘しているように、物的証拠が乏しく、被害にあったとする女性の供述に頼らざるを得ない痴漢事件では、過去にも多くの無罪判決が出されている。

中標津事件も物証もなく、被害者とされる女性の供述だけの事件であった。

中標津署は、虚偽や著しい誇張によるものでないかどうか、慎重な捜査を行うべきであった。

中標津署は犯罪捜査のプロとして、どんな捜査を行ったのか。

被告人とされた谷内保男さんの説明や弁護士梅本英広弁護士と荒井剛弁護士が作成した「控訴趣意書」等から、中標津署の捜査にはどんな問題があったのか、中標津署の捜査を検証してみる。

①事件そのものの不自然さ

谷内さんの説明や有罪の判決を言い渡した釧路地裁の判決文を読むと、事件そのものに関して幾つかの素朴な疑問点が浮かぶ。

○谷内さんは、当時44歳。誠実な人柄で、町の外れの立派な家に奥さんと2人の子供たちと長年住んでいる。夫婦仲もよく、会社役員の立場にある勤め先の信頼も厚く、近隣の評判も良い。もちろん、これまで犯罪歴もない。そんな人物が何故こんな破廉恥な罪を犯したとされたのか。

○Aさんから電気温水器の修理依頼を受けた谷内さんは、故障の原因を突き止められなかったため、7月7日、9日、11日の3回Aさん宅を訪れている。谷内さんは、何故、11日に犯行に及んだのか。この日、谷内さんが犯行に及ぶような動機や原因があったのか。

○谷内さんは、この日の午後3時過ぎ、再び配管業者と共に再び谷内さんが訪れている。釧路地裁判決は、谷内さんの再訪問に際し、Aさんは上着を着たり、衣服を着替えたとしているが、何故、被害にあったときの服装が「肌の露出が高い」服装だったのか、また、Aさんが下着類が見えるところに干したままにしていたのは何故なのか。

○谷内さんの犯行が事実なら、独りでいたAさんが谷内さんの再訪問をすんなりと受け入れ、また、谷内さんもAさんから抗議などを受けるおそれがあるのに、配管業者を同伴して訪問したのはおかしくないか。

○通常はこうした被害にあった女性は、できるだけ人に知られたくないはずである。Aさんは被害直

後、同居している妹や両親に相談することもなく、そのことを真っ先に知人男性に数回にわたりメールで知らせたのは何故か。

その後、被害にあったという話しは、親友の女性、妹、両親、アパートの管理会社の社長にまでに広がっている。

○警察に届ける気持ちはなかったAさんが警察に届け出たのは、事件後1日半も経った12日の夕方以降である。Aさんが届ける気持ちになったのは、谷内さんの会社の社長から話し合いの場で「名誉毀損で訴える」と言われたからだとしているのはおかしくないか。

○届け出を受けた中標津署は、Aさんの供述が真実と判断し、10日後には谷内さんを強制わいせつ未遂の容疑で逮捕した。Aさんの供述を信用し、かなり一方的な捜査を行ったようだが、強制捜査を急いだ理由がよく分からない。

②犯行時刻の特定は捜査の基本

いかなる事件の捜査においても、犯行時刻を客観的事実に基づいて特定するのは、捜査の基本中の基本である。中標津署の捜査はそれを怠っている。

Aさんの捜査段階の供述では、被害にあった時刻について、時計が午前10時56分を指していたと記憶しているとしているが、警察の供述調書ではどのような時計で確認したのかその根拠を特定していない。

この点について、公判でAさんは「テレビ画面で午前10時56分と確認した」と供述したが、弁護人がテレビ局に確認したところテレビ画面の時刻表示は午前9時54分までと判明した。犯行時刻に関するAさんの供述の変遷は供述全体の信用性を揺るがすことになった。控訴趣意書は「もともと暴行自体に関して虚偽の供述を作り上げ～中略～時計を確認したという行動自体も作り話なのである」と指摘している。

③谷内さんに対する強圧的な取調べ

谷内さんが電気温水器の修理にAさん宅を訪れた午前10時ころから、谷内さんが再びAさん宅を訪れた午後3時ころまでの間、谷内さんはAさんと2回のほか、勤め先の関係者などと9回携帯電話で通話していることが弁護人の電話会社への照会で確認された。

谷内さんの説明によると、中標津署の取調官には電気温水器の修理のためAさん宅を訪れた7月11日午前10時頃から午後3時頃までの行動を詳しく説明したが、取調官は「このヤロー早く認めろ」と強圧的な取調べや「認めれば3日で出られる」などと自白を迫るだけで、谷内さんの説明には全く耳を傾けなかったという。

中標津署は、谷内さんを逮捕する際に携帯電話を取り上げ保管していたが、7月29日の取調べの時、取調官が谷内さんに「携帯電話を貸して貰えるか」と言うので、自分の説明の裏付け捜査に使うのだと思い承知した。しかし、携帯電話の発信記録に基づいた取調べは一度も行われなかったという。

④Aさん供述の裏付け捜査の不徹底

○Aさんは、被害にあったとされる直後の時間に谷内さんから携帯電話に「午後3時に配管業者と再び修理に行く」という確認の連絡を受けたが、その通話の記録を着信履歴から削除、公判で谷内さんの発信記録を見せられてはじめてこの通話があったことを認め、その事実を8回にわたる捜査側の事情聴取で話さなかったと説明した。中標津署のAさんからの事情聴取は、Aさんの申告が“虚偽や著しい誇張によるものでないかどうか”という視点を欠いたもので、いかにも甘い指摘されても仕方があるまい。

○Aさんは、この削除した谷内さんとの通話の直前から、知人男性との間で約1時間間に、送信5回、受信5回の合計10回のメールの送受信を行っている。この知人男性とは携帯電話のサイトで知り合い、約2週間前に1度会っただけの関係である。

控訴趣意書は、両親や親友に連絡する前にその男性に連絡することは不自然であると指摘し、そのメールの内容も「でお祭りにいくの？一緒に行く？」といった被害にあった直後の心境と大きく矛盾していると指摘している。さらに、この知人男性の関心を自分に向けさせるために谷内さんに襲われそうな感じになったと言いだしたと考えられ、Aさんが虚偽の事実を申告する動機が存在すると指摘している。

弁護人は、こうした点について知人男性の陳述書で明らかにしているが、Aさんから事情聴取した警察官は、メールの内容を写真で示してはいるものの、こうした点について突っ込んだ取調べをしていないようだ。これも甘い指摘されても仕方があるまい。

⑤デタラメな現場の実況見分

○中標津署は、犯行状況を明らかにするため、Aさんを立会人にして、Aさんから犯行状況の説明を求めながら現場の実況見分を行っている。その結果は2通の「実況見分調書」に記載されて証拠として提出された。谷内さんは、実況見分調書に添付された図面の数値に誤りがあることを発見、作成した警察官も法廷で、その記載に誤りがあったことを認めた。

○弁護側は、現場のアパートの同じ部屋に現場を再現し、Aさんの供述に基づいた犯行状況を再現、その状況をビデオと写真に撮影、それを「写真撮影報告書」にまとめ証拠として提出した。

控訴趣意書では、9項目にわたって暴行に関するAさんの供述の不自然性について詳細に指摘している。さらに、この実況見分調書の内容には疑問があるとしたうえ、弁護人が提出した写真撮影報告書によると、Aさんの供述どおりの犯行の再現は不可能であったと指摘している。

谷内さんを逮捕する必要があったのか

刑事訴訟法第199条2項は、「裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、…逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない」と規定している。これを受けて、刑事訴訟規則第143条の3は、「逮捕状の請求を受けた裁判官は、逮捕の理由があると認める場合においても、**被疑者の年齢及び境遇並びに犯罪の軽重及び態様その他諸般の事情に照らして、被疑者が逃亡する虞がなく、かつ、罪証を隠滅する虞がない等明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、逮捕状の請求を却下しなければならない**」と規定する。

警察の犯罪捜査の基本を定める「犯罪捜査規範」(国家公安委員会規則)第118条((逮捕権運用の慎重適正)は「逮捕権は、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資料の有無、収集した証拠の証明力等を十分に検討して、慎重適正に運用しなければならない。」としている。

ところで、Aさんが本件を中標津署に訴える前に、Aさんらと谷内さんらとの間で話し合いが行われている。その様子は、谷内さんの説明によると以下のようなものだったという。

①犯行があったとされる日、Aさんが親友や妹に「修理業者に抱きつかれ襲われそうになった」等と話したことから、午後5時半頃にはAさんの父親がAさん宅に来た。

Aさんの妹が、谷内さんの勤め先に「お姉ちゃんが襲われそうになった」と電話をしたところから、電話を受けた勤め先の社長の妻から谷内さんに苦情があったことを知らされた。

②谷内さんは、苦情の内容を確かめなかったが、修理作業中にAさんがしつこくつきまとい作業の邪魔になるところから、「あっちに行っていていいですから」と言ったり、近づき過ぎるAさんにとっさに「胸見えそうだよ」と言ったので、そのことで苦情が来たと思い、その日の夕方にAさん宅に釈明に行き、Aさん、妹、父親に「冗談きつかったね。ごめんなさいね」と謝った。Aさんがつきまとったなどと言わなかったのは妹と父親がいたため、控えた方が良かったからだ。この時は、玄関先の短い時間だったが、父親が谷内さんの会社とも取引があるなどと話し好意的だった。

③谷内さんが会社に戻り、社長の奥さんから苦情が「Aさんの手を引っ張ったり、抱きついた」とするものだったことを聞かされた。事実無根のことだったが、そのままにしておく会社信用にも関わり、今後の取引にも影響するので、社長とも相談して翌日相手側と話し合うことにした。

④翌7月12日、谷内さんは務め先の社長と共にAさん宅に行った。話し合いの場には、Aさん、Aさんの妹と父親のほか、後からアパートの管理会社(不動産業者)の社長も来た。谷内さんは、再び失言や冗談については謝ったが、Aさん側が言っている苦情の中味が自分には全く身に覚えのない内容であることから、かなり腹が立ち「なんでそんな話しになっている!」、「どこからそんな話しになる!」と反論した。Aさんは終始うつむきながら聞いていた。アパートの管理会社の社長と勤め先の社長がいろいろ話し合っていた。そのうちに社長が嘘だったら名誉毀損で訴えると言った。話し合いは決裂した。その後Aさんは中標津署に訴えた。

⑤7月14日、Aさんが中標津署に訴えたとは知らない谷内さんは、自ら中標津署を訪れ「Aさんにとんでもないいいがかりをつけられて困っている。どうにかして欲しい」旨、中標津署のN警部補に相談した。N警部補は「事件性がない。帰ってくれ」と取り合ってくれなかった。

中標津署は、こうした経過を把握していたのか。

被疑者と被害者の供述が真っ向から対立する事実関係で、Aさんの訴えが真実であるとし、谷内さんが罪を犯したと疑うに足る相当な理由が何処にあったのか。

谷内さんの逮捕は「逮捕すればなんとかなる」といった見込み捜査によるものだった疑いが強い。

これは見込み捜査、叩き割り捜査の典型である。

こうした捜査手法が、多くの冤罪を生み出している元凶である。

さらに、中標津署の逮捕の必要性に関する判断にも問題がある。

谷内さんは前科もない。中標津に生まれ44年間住んでいる。

家族も定職もあり、近隣の評判も悪くはない。

しかも、谷内さんは自ら中標津署に赴き相談している。

中標津署は、何を以て谷内さんが証拠隠滅・逃走のおそれがあると判断したのか。

極めて疑問だ。

谷内さんの名誉は著しく損なわれたままだ

中標津署は、谷内さんを逮捕したあと、報道機関に対して、谷内さんの住所、氏名、年令を明らかにしたうえで、事案内容を「A子さんに対して抱きつくなどの、わいせつな行為をしたものである」と断定的に記載した「報道メモ」を公表した。

釧路新聞は「電気工事で女性に抱きつく」とのみだして、中標津署が谷内さんを強制わいせつ未遂の疑いで逮捕したと、住所、職業、名前、年令を報じたことから、谷内さんの逮捕は広く中標津町民をはじめ釧路管内の住民の知るところになった。

我が国では、逮捕報道は読者からは有罪の推定を受けてしまうのが実情だ。

谷内さんの名誉は、著しく損なわれたのは間違いない。

逮捕の翌日には、地元の梅本英広弁護士が弁護人になった。

起訴後まもなく釧路の荒井剛弁護士も加わった。

両弁護士は当初から谷内さんの無罪を確信して弁護活動を展開するが、平成21年4月17日の釧路地裁の判決は、懲役1年6月、執行猶予3年というものだった。

無実の谷内さんとしては、執行猶予付判決だったが、これを受け入れる訳にはいかなかった。即日控訴した。6ヶ月間の法廷での闘いの末、ようやく平成21年10月22日に札幌高裁で無罪が言い渡された。

無罪が確定したのは11月6日午前零時、逮捕されてから1年3ヶ月後だった。

谷内さんは、平成20年10月27日に保釈されたが、無実の罪で逮捕されてから98日間も拘束され、勤め先も退職した。

谷内さんは、「何故、自分が犯人にされたのか今も分からない。Aさんや警察、検察、釧路地裁の裁判官に謝罪して欲しい」と言う(平成21年11月6日北海道新聞)。

しかし、警察官も地検の検事も地裁の裁判官も谷内さんに謝ることはない。

実際に捜査をした中標津署員も捜査を指揮した中標津署長も処分されることもない。

誰も谷内さんの冤罪に責任を負うことはないのだ。

谷内さんが警察に逮捕されたときに、採取された指紋、撮影された写真、採取されたDNA資料等は警察庁のデータベースに登録されたままだ。

警察庁のデータベースには、谷内さんのデータが被疑者資料(性的犯罪の前歴者)として登録されたままになっている。

谷内さんが、無罪を勝ち取ることができたのは、有能で熱心な2人の若い弁護士と谷内さんの無罪を信じて共に闘った奥さんと2人の子供たちの信頼と励まし、そして、谷内さんの無実を信じて支援してくれた多くの知人たちの存在がある。

このいずれか1つが欠けても無罪を勝ち取ることができなかつたに違いない。

裁判員制度が始まったが、最近、鹿児島県の志布志事件、富山県の氷川事件、栃木県の足利事件、茨城県の布川事件、福岡県の飯塚事件などの冤罪事件に関する報道がテレビや新聞で頻繁に行われている。

12月15日には、最高裁が布川事件の元被告の桜井昌司さんと杉山卓男さんの再審請求を認めた。

無罪になる公算が大きいという。

冤罪の原因は、我が国の刑事司法が自白偏重の人質司法にあるとして、取調べの全面録画(可視化)を求める声も強まっている。

冤罪事件は、こうしたマスコミが大きく取り上げたものだけではない。

北海道の片田舎でおきた中標津事件でも、刑事司法の入り口にある警察の捜査で、長期にわたる身柄拘束のもとで谷内さんに対する強圧的な取調べが行われたことや中標津署の杜撰な捜査が明らかになっている。

とりわけ、被害者とされた女性の供述が公判で二転三転したように警察の事情聴取(取調べ)で被害者の供述が作られた可能性がある。

このことは、取調べの可視化が被疑者だけでなく被害者や参考人の事情聴取(取調べ)にも必要なことを示唆している。

谷内さんの損なわれた名誉は、どのようにして回復すべきなのか。

現在、谷内さんは、梅本、荒井両弁護士や支援者と検討中である。

「市民の目フォーラム北海道」としても、これからも谷内さんの名誉回復のために支援して行きたいと考えている。



21. 12. 11(金) 鳩山政権は、今すぐ、取調べの全面可視化を

冤罪被害者全員集合 市民集会in志布志

平成21年12月6日 午後2時から鹿児島県志布志市コミュニティセンター志布志市文化会館で、鹿児島県弁護士会主催の「市民集会in志布志 取調べの全面可視化を求めろ！～冤罪被害者が語る密室取調の実態～」と銘打った集会在約800人の聴衆を集めて開かれた。

集会には、足利事件冤罪被害者菅家利和さん、甲山事件同山田悦子さん、氷見事件同柳原浩さ

ん、布川事件同櫻井昌司さんのほか、踏字事件同川畑幸夫さん、志布志事件の冤罪被害者12人のうち藤山忠さん、中山信一さんら11人が出席したほか、衆・参国会議員8人も参加した。



(参加した冤罪被害者の人たち)

主催者の鹿児島弁護士会森雅美会長と後援者の本田修一市長の挨拶に続き、足利事件の主任弁護人を務めた佐藤博史弁護士による「足利事件と取調べの可視化」と題する基調講演が行われた。

次ぎに、冤罪事件被害者である足利事件菅家利和さん、甲山事件山田悦子さん、氷見事件柳原浩さん、布川事件櫻井昌司さん、踏字事件川畑幸夫さん、志布志事件藤山忠さんらが、それぞれ鹿児島県弁護士会の弁護士とステージに上がりそれぞれの冤罪事件の実態を説明した。

冤罪被害者が語る取調の実態

約15分の休憩の後、鹿児島弁護士会の末永睦男、野平康博弁護士の司会で「私たちは、どのようにして、うその自白を迫られたか」と題し、参加した冤罪被害者17人全員が登壇し、司会者の指名で順次警察の取調べの実態について語った。

その際、司会の野平弁護士から発言を求められた元北海道警察釧路方面本部長原田宏二（市民の目フォーラム北海道代表）が、警察の裏金づくりも冤罪も根っこは同じとした上で、何故、警察は自白を追求するのか、警察の取調べの実態について次のように説明した。

- ① 警察の捜査は、刑事司法の入り口にある。長期勾留制度と代用監獄再度に支えられた自白偏重の刑事裁判が続けられる限り、警察は自白を追求する。
- ② 警察の犯罪捜査の実績は取調べによる余罪の叩き出しに支えられている。全面可視化が実施されると検挙実績が低下する。警察が反対する本当の理由はここにある。
- ③ 警察の犯罪捜査では「逮捕すればなんとかなる」といったタタキ割捜査が横行し、それができる取調べ官、捜査官が有能だとの評価を受ける。
- ④ 警察の捜査は組織として行われる。警察組織には、一般には通用しない実績主義、メンツ、誤った使命感、権力機関としての傲慢さがある。こうした体質が、事件解決のためなら何でもありといった風潮を生む。
- ⑤ 今日集まった冤罪事件の被害者の方以外にも、全国にはマスコミが伝えない冤罪被害者が無数にいることを忘れてはならない。早急に取調べの可視化が必要だ。

取調べの全面録画化の立法化に向けて

この集会には、民主党参議院議員 松野信夫、松岡徹、横峯良郎、同党衆議院議員 打越あかし、辻恵、新党日本参議院議員平山誠、日本共産党参議院議員仁比聡平、社会民主党参議院議員近藤正道の各氏が参加した。

登壇した8人の国会議員の背後のスクリーンには、民主党のマニフェストが映し出された。その前で

志布志事件の冤罪被害者の藤山忠さんが冤罪被害者を代表して松岡徹民主党参議院議員に対して「私たちは違法不当な密室での取調を受け、犯罪者の汚名を着せられ、長い間自由を奪われた。どうしてこんな人権侵害を受けるのか。国はその真相を明らかにすべきだ。国会に第三者調査機関を設け、その真相を調査し、私たちと国民に報告すべきである。と同時に、再び冤罪被害を生まないために、今すぐ取調べの全面可視化の実現を求める。」という趣旨の内閣総理大臣宛への要請文を読み上げ、松岡議員に手渡した。



(松岡議員を前に要請文を読む藤山忠さん)

このあと、司会の井上順夫弁護士(鹿児島県弁護士会)は、次のように発言した。

民主党のマニフェストには「取調べの可視化により冤罪を防止する」と明確に書いてある。選挙前の参議院では可視化を義務づける法案が成立した。鳩山政権が誕生し、今すぐにでも可視化が実現するのかと聞いていたら、何か雲行きが怪しい。

中井国家公安委員長は、可視化は新たな捜査手法(おとり捜査や司法取引)とセットで議論すべきだと話しているようだし、千葉法務大臣は就任の所感では可視化をすると明確に述べていたが、このところトーンダウンしているようだ。国会ではどんな審理が行われているのか、国会議員の皆さんは、マニフェストにある取調べの可視化をどう考えているのかお聞かせ頂きたい、と述べ、民主党辻恵議員から順次発言を求めた。

各議員は、来年の通常国会では議案を提出し成立させたいなどと決意を述べた。

そのあと、南谷博子弁護士(鹿児島県弁護士会)が「今すぐ取調べの全面録画実現を求める」と題するアピールを読み上げた。

「今すぐ取調べの全面録画実現を求めるアピール」

現在、捜査機関の取調べは密室で行われています。

本日、その密室では、捜査機関による常軌を逸した違法・不当な取調べにより、虚偽の自白を強いられ、繰り返し冤罪が生み出されている実態が明らかになりました。

本日集まってくださった冤罪被害者の方々の自白が、虚偽だと信じてもらえたのは、幸運にも、アリバイ、真犯人、DNA型鑑定といった証拠が存在したためです。

しかし、このような証拠が発見されるという幸運に恵まれることは滅多にありません。

密室で作られた自白を覆せないまま、無実の罪を着せられ、その後も言葉では言い表せない孤独な闘いを強いられている方々が少なからずいます。

捜査段階でいったん自白が作られると公判廷で、これを覆すことは非常に困難になります。

裁判所からは、どのようにして自白がなされたか見えないため、捜査段階での自白を安易に信用してしまっているのが現状です。

そのため、悲痛な無実の叫びも捜査段階での自白にかき消され、冤罪が生まれてしまうのです。

取調べの全面録画は、密室での違法・不当な取調べを抑止し、冤罪の発生を防止することに資する制度です。

また、取調べ過程を裁判官をはじめとする司法機関が容易に検証でき、自白の任意性・信用性をめぐる裁判の長期化を予防できます。

裁判員の負担も軽減され、裁判員裁判も円滑に実施できます。

現在、警察や検察は、一部の事件につき取調べの一部の録画を試行しています。

しかし、密室での違法・不当な取調べによる虚偽自白は、どんな事件であっても起こりうることです。

また、取調べの一部の録画では、自白強要場面を除外して録画をすることが可能であり、却って、真実が歪められて冤罪を生み出す可能性があります。

繰り返されている違法・不当な取調べによる冤罪の発生を防止するためには、全事件で任意段階を

含む取調べの全過程を録画することが最善の手段なのです。

そうであるのに、おとり捜査と司法取引を導入した上で、取調べの全面録画を行うべきだと、悠長な議論がなされています。

しかし、問題の多いおとり捜査や司法取引導入と引き換えの全面録画化では、我が国の刑事司法は困難な問題を新たに抱えてしまうだけで、密室取調べの構造的欠陥を是正する取調べの全面録画の実現を著しく遅らせてしまいます。

そこで、本日、集会参加者一同は、国に対し、全ての事件について、今すぐ取調べの全過程の録画を実現し、制度の立法化を強く求めます。

以上



21. 11. 21(土) またまた 処分保留で釈放

殺人未遂で5人全員は異例 道警の大チョンボ？

このところ、埼玉県や鳥取県で女性の知人らが相次ぎ不審死している事件がマスコミをにぎわしている。

埼玉県では、結婚詐欺容疑で逮捕・起訴された無職の女性(34歳)の知人男性らが不可解な死を遂げているとして、埼玉県警が殺人容疑で捜査しているとされ、鳥取県では、男性3人の変死体が見つかり、いずれの男性も詐欺容疑で逮捕した元スナックホステスの女性(35歳)との接点があることから、鳥取県警がこの女性が男性らの死について関係があるものとみて捜査しているとされている。

いずれの事件も、警察は男性らの死について知っていると思われる女性を別件の詐欺容疑で逮捕している。

男性らの遺体から睡眠導入剤の成分が検出されたとはいえ、物証に乏しく、女性も関与を否定しているようだ。

捜査は、難航が予想される。

北海道では、札幌西警察署と道警捜査四課が、今から5年近くも前の平成17年3月に発生した会社員の男性(当時62歳)が頭を金属バットで殴られ重傷を負った事件で、平成21年10月19日までに男性の知人の会社員Y・M(39歳)ら5人を殺人未遂の容疑で逮捕した。

道警によると、男性が当時、役員を務めていた札幌市内の海産物販売会社は、社員が死亡した際に1億円が支払われる傷害保険に加入していた。

道警は、これに目をつけた知人のY・M容疑者らが、保険金目当てに男性の殺害を企てたとみて調べている(平成21年10月19日 北海道新聞から)。

捜査四課とあるのは、道警本部組織犯罪対策局捜査第四課のことだろう。

捜査第四課の仕事は、暴力団犯罪と企業対象暴力犯罪の捜査だ。

Y・M容疑者が暴力団関係者だったかどうかは分からないが、捜査四課が捜査に乗り出したのは、道警がこの事件を重要視したからに違いない。

ところが、平成21年11月6日 札幌地検はこの5人を処分保留で釈放してしまった。

札幌地検は「現時点で起訴できる状況ではなかった」とだけ説明しているが、証拠が不十分だと判断したものとみられる(平成21年11月10日 北海道新聞)。

検察官は勾留期間内に、起訴(被疑者を裁判にかける)するかどうかの決定をするが、形の上では、起訴、不起訴の決定を先送りする処分が「処分保留」だ。

この記事では、地検の釈放の理由を明らかにしていないが、札幌地検は「捜査を続け、起訴か不起訴の処分を決めるとしている」とある。

しかし、逮捕・勾留した被疑者を「処分保留」で釈放したとき、事後の捜査で起訴することはほとんどあり得ない。

逮捕・勾留中の捜査で、起訴できるだけの証拠を集めることができなかったのに、釈放後に新たな証拠が得られることはまずないからだ。

この事件は、平成17年3月22日夜、被害者が帰宅途中に金属バットで襲われ重傷を負った事件だ。

札幌西警察署は、当初は傷害事件として捜査していたという。

しかし、通常は発生から5年近く経過した傷害事件を所轄署が継続捜査していることはほとんどない。

未解決事件として関係書類が、ロッカーの中に眠っているだけだ。

その事件を突如、暴力団捜査を所管する捜査四課が捜査に乗り出している。

おそらく、何らかの情報があつたのだろう。

“ヤクザに人権なし”、これが四課刑事のモットーだと言われる。

もっとも最近ではこんな“ヤクザに強い刑事”もいなくなったという見方もあるが、どちらかといえば、捜査四課の捜査は乱暴だというのが警察内部の評価だろう。

捜査四課は、事件を殺人未遂に格上げして一挙に5人を逮捕している。

北海道新聞によれば「Y・M容疑者らが、保険金目当てに男性の殺害を企てたとみて調べている」とあるが、保険金は支払われていたのだろうか。

“パクって(逮捕して)叩けばゲロ(自白)する”といった見込み捜査だったのではないか。

5人も逮捕すれば、そのうちの何人かはゲロするだろう、そんな思惑があつたのではないか。

ヤミに葬られた警察の捜査には、様々な推測が可能だ。

もう一つ考えられるのは、取調べの全面可視化要求の影響だ。

裁判員裁判制度の導入と期を同じくするように冤罪事件が相次いで発覚、国民の警察捜査への不信と取調べの全面可視化(取調べの録音・録画)を求める声を増幅させている。

これに対して検察・警察は、取調べの一部録画を実施したほか、警察は平成21年4月から取調べの監督制度を導入した(「被疑者取り調べ適正化のための監督に関する規則」～国家公安委員会規則)。

この制度は、警察本部や警察署の警務・総務部門の「取調べ監督官」が、捜査部門の取調べで「監督対象行為」が行われていないかどうかをチェックし、場合によっては取調べの中止を求めるというものだ。

ここでいう「監督対象行為」とは、次のような行為を指すとされている。

- イ やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。
- ロ 直接又は間接に有形力を行使すること(イに掲げるものを除く。)
- ハ 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。
- ニ 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。
- ホ 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。
- ヘ 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。

このほか、警察本部長等の事前の承認を受けないで、午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者の取調べを行ったり、一日につき8時間を超えて被疑者の取調べを行ったときには「監督対象行為」とみなすとしている。

この規則は、警察の取調べで「監督対象行為」が日常的に行われていたことを警察がはじめて公式に認めたに等しい。

国家公安委員会(警察庁)が文書で通達するのは簡単だが、取調べの現場で当然のこととのように行われていた“取調べのテクニック”が突然禁止されれば、現場の取調官は取調べに消極的にならざるを得ない。

容疑者側も容易には自白しなくなる。

これまでのような“パクって(逮捕して)叩けばゲロ(自白)する”といった見込み捜査は、難しくなったはずだ。

それにしても検察庁の「処分保留」が多過ぎやしないか。

札幌地検は、札幌東警察署が誘拐容疑で逮捕した男性を処分保留で釈放したばかりだ。

(このホームページ 21. 10. 16(金) [新聞に見る刑事司法の諸問題 冤罪・裁判員制度・推定無罪と実名報道](#))

共同通信(平成21年7月23日)は、裁判員制度の施行から2カ月間に起訴された裁判員裁判の対象事件が大幅に減少していると指摘している。

その記事によると、過去5年間の月平均の起訴件数は、裁判員制度施行後の起訴件数を大きく上回っているとしている。

そのうえで、ある検察庁の事例として、逮捕罪名強盗致傷を窃盗と傷害で起訴、逮捕罪名殺人未遂を傷害で起訴といった“罪名落とし”が行われていると指摘している。

“罪名落とし”は、検察庁が起訴したときのことだが、起訴しない「処分保留」もまた裁判員制度を意識している可能性もある。

だとすれば、これは“触らぬ神に祟りなし”ということか。

殺人未遂という凶悪事件の容疑者として5人を逮捕しながら、誰1人として起訴できなかったとなれば、警察のメンツは丸つぶれだ。

道警の大チョンボ、メンツどころか違法逮捕の非難も免れない。

警察と検察庁は、同じ捜査機関としてお互いに“持ちつ持たれつ”の関係にある。

札幌地検の「処分保留」には、そんな思惑が見え隠れする。

検察庁は、起訴しなかった理由の詳細を明らかにすることはない。

おそらく、道警はこの事件を指揮した捜査四課や札幌西警察署の幹部を処分することもないだろう。

道警の大チョンボの真相も責任の所在もヤミに葬られるのだ。

この事件でも逮捕されたY・Mさんの住所、名前、職業が報道された。

マスコミは、警察発表をそのまま記事にしたのだろうが、その損なわれた名誉を誰がどのようにして回復するというのだろうか。

北海道新聞は、この問題について「5容疑者全員を釈放」と比較的大きく伝え、容疑者全員が処分保留で釈放されるのは異例と指摘している。

しかし、何故、こうした「処分保留」といった曖昧な処分が繰り返されるのか、警察の逮捕権の運用などの捜査に問題がないのかなど、もう少し突っ込んだ報道が欲しかった。

警察とマスコミも“持ちつ持たれつ”だなど言われないうちにも。



21. 11. 1(日) 積丹岳遭難 第1回口頭弁論

母親 藤原晴美さんが涙の意見陳述

積丹岳遭難事故について、遭難した藤原隆一さん(当時 38 歳)の両親が北海道(警察)を相手取って損害賠償請求訴訟をおこしたことは、このホームページに

21.2. 8(日) 道警は積丹岳遭難救助失敗の責任を明らかにせよ

失われた命に謝罪もない メディアは何故追及しないのか

21.9.13(日) 積丹岳遭難 遺族が道警を提訴

「救助活動に問題なし」自らには甘い道警の判断
と題して掲載した。

その第1回口頭弁論が、平成21年10月26日、札幌地裁民事第一部(竹田光弘裁判長)で開かれた。

この日、札幌地裁正面入り口付近には、大勢の報道陣がカメラを構えて地裁に入る原告と原告弁護団を待ち受けた。



(札幌地裁に入る原告と弁護団)

午前10時から開かれた法廷の原告席には、原告の藤原正士、同晴美さん、原告代理人市毛智子弁護士等6人、被告席には、被告代理人斎藤隆広弁護士等3人が着席した。

記者席には報道各社の記者8人、傍聴席には傍聴者18人が着席した。

この日、被告側は「答弁書」(平成21年10月13日付け)を提出した。

その中で被告は「原告の請求を棄却するよう」に求めたが、被告の主張は追って準備書面ですとただけで、原告の主張に対する反論は行わなかった。

続いて、原告で遭難した藤原隆一さんの母親の藤原晴美さんが、証言台に立ち意見陳述を行った。

以下に、意見陳述の要旨を記載する。

意見陳述要旨

本年1月31日、藤原隆一の希望による救助隊の要請に対し、すぐに対応していただき、3日間に及ぶ救助活動をして下さった北海道警察山岳救助隊を始め、余市署、積丹町役場、消防の方々、その他関係者の皆様のご尽力に、まず感謝を申し上げます。中でも、悪天候の中、わずか5人という少人数で、ビバーク地点に向かって下さった救助隊員の方々には、深く感謝しております。

隆一の初七日と本年2月27日に、北海道警察の方が自宅に来て下さり、救助状況についての説明がありましたが、どうしても納得できない点が多くあります。

最初の疑念は、2月2日夕方のテレビでL且からの映像を見たときに感じました。余市署での状況説明では、尾根が狭くてレスキューポートを使用できる状態ではなかったと聞いていたのに、画面にはっきりと映った息子の黄色いツェルトは、山頂から少し下がった広い山腹にあったのです。説明は事実とは違うと思い、必ず現場に行って確認しようと思いました。そして、四十九日の翌日、3月22日に、赤井川村のモービルの方々の協力を得て現場を確認し、遺品のツェルトやボードなどを回収してきました。

1月31日の天候は高曇りで、隆一は、山頂までよく見えていても午後からは崩れる事を予測していました。しかし、山頂付近のアイスバーンに手間取る間に、想定していた以上に天候が悪化し、自力での下山は危険と判断して、雪洞を掘り、ビバークし、休憩小屋に戻った友人を通して救助を要請いたしました。隆一本人は、積丹岳で2年前に発生したスノーモービルの死亡事故を承知していて、南

斜面の危険も警戒しておりました。さらに、ビバーク地点を GPS により確認して、食料、飲み物の状況とともに知らせてきていました。

隆一も私どもも、また、世間一般においても、山岳救助隊は、救助に必要な装備を持ち、専門的な訓練に裏打ちされた技量を備え、悪条件下での救助にあたって、体力、気力はもとより、冷静な判断力を持った頼りになるプロ集団だと思っていました。しかし、現実には、それとは余りにもほど遠く、凡そ救助隊とは言い難い実態だったのです。

まず、この度の救助隊は、最低限必要な装備すら備えていませんでした。ビバーク用のツェルトやストーブを持たず、ロープは 50 メートルの長さのものが 1 本のみで、安全確保に必要なピッケルも 1 人しか持っていませんでした。そのような状況を知り、こんな装備で何をしに行ったのかと怒りがこみ上げてきます。

また、冬山での救助は、一刻も早く現場に到達すべきなのにもかかわらず、せっかく隆一が知らせた GPS のポイントとは違うポイントを目指して搜索した為に、ポイントの搜索開始から発見までに、2 時間 5 分もかかっています。

そして、せっかく生存発見されたのに、低体温症に対する警戒もせず、体が温まるからと、両肩を支えて 700～800 メートル下の雪上車まで歩いて下山を始め、10 分後に、素人でさえ警戒する雪庇を踏み抜いて滑落したのです。ルート旗に従って下山すべきだったのに、とてもプロとは言えぬ行動です。

さらに、200 メートル下で発見された隆一を、レスキューそりに乗せてロープでしっかり縛り付け、3 名の隊員で引き上げる途中、山での常識である 3 点確保も準備不足で出来ぬまま、そりをハイマツの枝に結びつけ、隊員の交替のために全員がそりを離れました。その 10 分後の 13 時 50 分、枝が折れてそりが滑り落ち、視界から消えたというのです。膝までの新雪で、そり跡もはっきり残っていたのに、救助隊員は、追尾もせず、目視しても見えないからと尾根に戻り、およそ 30 分後の 14 時 19 分には搜索を中止して、救助隊員だけで休憩所まで下山したのです。

隆一は、見捨てられ、見殺しにされたと行っても過言ではないと思っています。これが、今回の積丹岳の救助の実態です。

隆一は、冬山でのスノーボードの時は、皆の安全にも気を配っていました。その隆一が、2 月 2 日の朝、待ちに待った救助隊が来て、これで助かると思ったのもつかの間で、滑落の後は、がんじがらめ

で身動きもできぬ状況と厳しい寒さの中で、1人死の時を迎えた隆一の恐怖と悲しみ、悔しさを思うと、身を切られるように辛く、あまりにも悲しくて、胸が張り裂ける思いです。

新聞には、総勢50人の救助体制と出ていましたが、現場の5人は、何の援護もない中で孤立し、救助に失敗しています。これは、北海道警察の山岳救助に対する根本的な認識とプロ意識の欠如であり、この状況を決して許すことはできません。山岳救助隊の名に恥じる実態です。

組織された山岳会に属さない一般の登山者が山で危険に直面した場合には、110番、119番が頼りです。今回の様なレスキューでは、全く当てに出来ません。次の犠牲者が出る前に、山岳救助隊を根本から見直し、富山の山岳救助隊にも劣らぬ優秀な救助隊を目指して改善されることを願って止みません。

この切なる思いを込めて、今回、提訴に踏み切りました。

もしも、皆さんのかけがえのない家族や友人が遭難したとして、今回のような救助活動では誰もが納得できないと思います。たとえ賠償金をいただいても、隆一は戻りません。損害賠償請求訴訟という方法をとってはいますが、できることなら、徹底した業務改善命令を望んでいます。

元気いっぱいのスポーツマンだった私たちの長男は、生還を信じてレスキューを待ち、せつかく生存救助されながら、そして、4日後には、あんなに待ち望んでいた婚約者との結納を控えていたのに、理不尽にもその前途を断たれました。隆一と私たち家族、そして残された婚約者の無念と悲しみは、いつまでも計り知れません。

以上

次回の口頭弁論は、12月17日 午後3時30分から札幌地裁7階の法廷で開かれる。



21. 10. 16(金) 道警の裏金疑惑を覚えていますか

ハルキ文庫から「たたかう警官」発売

佐々木譲の「笑う警官」の映画化にあわせて

警察小説の第一人者佐々木譲による「笑う警官」が映画化され、11月14日から全国で一斉に上映される予定ですが、それにあわせて「市民の目フォーラム北海道」では、11月6日に公開記念イベントを開くことは既にお知らせしました。

さらにこの度、当フォーラム代表(元道警釧路方面本部長)原田宏二による「警察内部告発者」(講談社)が「たたかう警官」と改題、加筆訂正して文庫化され、ハルキ文庫(角川春樹事務所)から、10月15日、全国の書店で一斉に発売されましたのでお知らせします。



(「警察内部告発者」改題 ハルキ文庫)

元道警釧路方面本部長 原田宏二が、長年続いた道警裏金の裏金づくりを告発してから既に5年が経過しました。

原田の告発以降、警察の裏金疑惑は全国で次々と発覚したが、警察の裏金システムの全貌は明ら

かになることはありませんでした。

「たたかう警官」には、その後の北海道警察と北海道新聞との壮絶なバトルなど、北海道警察をめぐる様々な出来事のほか、「警察内部告発者」で取り上げたいわゆる「稲葉事件」のその後にも触れています。

「市民の目フォーラム北海道」では、映画「笑う警官」の全国公開を記念して、11月6日 午後6時30分から、[札幌エルプラザ](#)3階大ホールに原作者の[佐々木譲](#)氏をお招きして、「佐々木譲の警察小説の世界」を語っていただくことになっています。

なお、佐々木譲氏は道警シリーズ第1弾としての「笑う警官」のあと、「警察庁から来た男」、「警官の紋章」と次々と[道警シリーズ](#)を発表していますが、この度、その第4弾として「巡査の休日」が発表され、10月15日から全国の書店で発売されています。

是非「たたかう警官」とあわせてお読み下さい。

佐々木ファンの方々のイベントへの参加をお待ちします。



21. 10. 16(金) 新聞に見る刑事司法の諸問題

冤罪・裁判員制度・推定無罪と実名報道

平成21年10月9日付けの北海道新聞第2社会面を読んでいてふと気がついた。

同じ面に、最近の刑事司法をめぐる問題がいくつも取り上げられている。

その記事の背景には何があるのか探ってみた。

足利冤罪事件 見出しは「菅家さん『自白』生々しく」

足利事件で再審無罪が確定となった菅家利和さん(62)の弁護団が、菅家さんが別の2つの女兒殺

害事件(未解決)で取調を受けた際の録音テープの一部を公表したとする記事だ。

記事では、取調べの対象が別の2つの事件とある。

菅家さんが有罪になったのは、平成2年5月12日に、栃木県足利市内のパチンコ店の駐車場から女兒(4歳)が行方不明になり、翌朝、近くの渡良瀬川の河川敷で遺体となって発見された事件である。

菅家さんは、この事件でこの年11月ころから容疑者とされ、1年後の平成3年12月2日に逮捕、12月21日起訴され、平成5年7月7日、無期懲役の有罪判決を受けた。

2つの事件とは、昭和45年8月3日、栃木県足利市の5歳の女兒が自宅近くの八雲神社境内で行方不明となり、8月9日、全裸姿で渡良瀬川近くでリュックサック詰められて発見された事件と昭和59年11月17日、栃木県足利市の5歳の女兒がパチンコ店から行方不明となり、翌々年3月8日、白骨死体として発見された事件だ。

菅家さんは、起訴されたときに、この2つの事件を自白したとされ、平成3年12月24日、昭和54年の事件の容疑者として再逮捕された。

この事件については、何故か、宇都宮地検が翌年1月15日処分保留とし、平成5年2月26日、不起訴が決定している(処分保留、不起訴の意味については後述する。)

記事によると、このテープは平成4年12月7日に菅家さんが余罪の女兒殺人事件で、検事取調べを受けた際の録音だとされている。

別の新聞記事では、菅家さんが起訴される前日の平成3年12月20日、別の女兒殺害事件について栃木県警の取調べを受けた際の録音テープも存在することが明らかにされている(平成21年10月10日 朝日新聞)。

鹿児島志布志事件でも、冤罪だった被疑者の取調べが録音されていたことが明らかになっている。

これまで、警察・検察は、取調べの録画・録音は、被疑者との信頼関係を損なうなど取調べの機能を阻害するとして反対してきたが、相次ぐ冤罪事件の発覚や裁判員制度の導入などから、裁判員裁判対象事件について、取調べの一部録画・録音を行っている。

この一部録音・録画は、取調べが終わって、作成された供述調書を取調官が読み聞かせ、被疑者が「間違いありません」と述べて署名押印する場面の録音・録画のようだ。

取調べの可視化の目的は、違法な取調べを排除し、自白の任意性を確保することであるとすれば、こんな取調べの一部可視化では全く意味はないことは明らかである。

日本弁護士連合会は、一部録音・録画については「捜査側に都合の良い部分だけが録音・録画されかねず、取調べの実態の評価を誤らせる危険性がある」と指摘している。

警察の犯罪捜査の基本は、「犯罪捜査規範」(国家公安に委員会規則)に定められている。取調べの結果の記録に関しては、その第177条に「取調べを行つたときは、特に必要がないと認められる場合を除き、被疑者供述調書又は参考人供述調書を作成しなければならない。」と原則として供述調書の作成が義務づけられているが、録音・録画については触れられていない。

しかし、この記事は捜査の現場ではかなり早くから取調の録音が行われていたことを示している。

しかし、この記事ではこの録音がどのように行われたいたのかは明らかにされていない。

供述調書は、被疑者にその内容を読み聞かせ、誤りがないかどうかを問い、正しければ署名押印を求めるといった手続きが取られることになっている。

これと同じように、取調べを録音・録画することは、予め被疑者に告げられなければならないし、終了後はそのテープ等がその時の取調べを録取したテープ等であることを厳密に担保されなければならない。

この記事のテープがそうした手続きがとられていたのか、ふと、疑問に思った。

放火事件の裁判員裁判 見出しは「起訴罪名変更し有罪」

記事は、放火事件を審理した横浜地裁の裁判員裁判で、起訴罪名の現住建造物等放火の成立を認めず、建造物以外放火罪で懲役3年、執行猶予5年の判決を言い渡したとし、判決内容を伝えている。

この記事には、「判決」は被告に延焼の認識があったとする検察側の立証は、あと一步足りない」と判断したとある。

さらに、判決が「燃え移ると思って火をつけたと認めた捜査段階の被告の調書を「客観的な状況と整

合せず、被告の迎合的な性格にも照らすと証明力は低い」と認定した、と伝えている。

「現住建造物等放火罪」は、死刑又無期若しくは5年以上の懲役で、裁判員制度の対象事件だが、「建造物等以外放火」は、1年以上10年以下の懲役の法定刑で対象外の事件だ。

何れの犯罪も警察の統計上の分類では凶悪犯である。

警察には、検挙した事件については、より重い事件として立件、送致しようとする傾向がある。

その反対に未解決事件については、例えば、強盗事件を窃盗事件と暴行事件とに分離して、より軽い事件として処理しようとする。

この事件のように、被告が務めていた会社の寮の玄関前にあったミニバイクにかけられた傘に放火したようなケースで犯人が特定できないときには「不審火」というような法律的には意味不明の処理をすることもある。

この判決は、警察のこうした内部の恣意的な基準で適用罪名が左右されるという、警察の犯罪捜査の在り方に警鐘を鳴らしているような気がする。

起訴罪名の変更に関して別の記事もある。

裁判員制度の施行から2カ月間に起訴された裁判員裁判の対象事件が大幅に減少していると指摘した記事だ(平成21年7月23日共同通信)。

(以下、共同通信の記事から引用)

裁判員制度の施行から2カ月間に起訴された裁判員裁判の対象事件は、計276件だったことが共同通信の集計で分かった。月平均は138件で、過去5年の月平均起訴件数(258件)を大幅に下回った。弁護士らは「検察が裁判員裁判を避けるため、強盗致傷を対象外の窃盗と傷害罪で起訴するなど“罪名落とし”をしている」と指摘している。

集計によると、制度が施行された5月21日から今月20日までに起訴された対象事件は(1)強盗致傷罪68件(月平均34件)(2)殺人罪62件(同31件)(3)現住建造物等放火罪21件(同10.5件)(4)強姦(ごうかん)致死傷罪17件(同8.5件)(5)傷害致死罪16件(同8件)ーなどの順。

各罪の過去5年の月平均起訴は強盗致傷74.4件、殺人53.2件、現住建造物等放火25.5件、強姦致死傷20.6件、傷害致死16.0件で、制度施行後の起訴件数を大きく上回っている。

罪名落としが疑われるケースとしては、例えば大分市で男が男性会社員をけって転倒させ軽傷を負

させた上、バッグを奪った事件は、大分県警が強盗致傷容疑で送検したが、大分地検は「暴行・脅迫の程度が強盗罪に問うほどまで達していない」として恐喝と傷害罪で起訴した。

また関東地方の弁護士によると、弁護人を務める被告は殺人未遂容疑で逮捕されたが、起訴は傷害罪だった。

この弁護士は「従来なら殺人未遂罪で起訴のはず。検察は慎重になっているが、被告には有利なので一概に悪いとも言えない。罪名落としが多いという印象を持っている弁護士は多い」と話している。

これに対し、検察幹部は「立証ができなくて罪名を落とすことはあっても、意図的にすることはない」と罪名落としを否定する。

(引用おわり)

警察の犯罪捜査の基本を定めた犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)第4条(合理捜査)には

- 1 捜査を行うに当たっては、証拠によつて事案を明らかにしなければならない。
- 2 捜査を行うに当たっては、先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を過信することなく、基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努めるとともに、鑑識施設及び資料を十分に活用して、捜査を合理的に進めるようにしなければならない。

とある。

判決が指摘した「検察側の立証不足」と「客観的な状況と整合せず、被告の迎合的な性格にも照らすと証明力は低い」とされる捜査は、果たして、合理捜査といえるのか。

先行した警察の立証不足を検察側が見過ごしていた可能性もある。

最近発覚した冤罪事件の背景をつぶさに検討すると、そこに共通して存在するのが、合理捜査とはほど遠い警察独特の論理の存在だ。

鹿児島県警の志布志事件では、統一地方選挙の実績競争のなかでつくられた事件だった可能性がある。

前述した栃木県警の足利事件では、未解決の女兒殺害事件が連続し県警のメンツをかけた捜査が行われていた。

富山県警の氷見事件では、無実の男性が逮捕された前年末に、覚せい剤違法おとり捜査もみ消し事件で元警察本部長等による組織的な不祥事が発覚し、富山県警は失った県警の信頼回復に躍起になっていた。

報道された裁判員裁判の対象となった事件は、こうした冤罪事件ほど社会の耳目を集めた事件ではなかった。

捜査した警察に非合理的な捜査を行う強い動機は、新聞記事からは窺えないが、しかし、先ほど述べたような「警察の恣意的な基準」で適用罪名が決められたとするなら問題だろう。

処分保留と実名報道 見出しは「誘拐容疑の男性 処分保留で釈放」

このベタ記事は、札幌市東区の中学3年生の男子生徒を車に乗せて連れ回したとして、札幌市手稲区の自称派遣社員の男性(23歳)が逮捕された事件で、札幌地検はこの男性を処分保留で釈放した、と伝えている。

この事件については、男性が逮捕されたときも北海道新聞(平成21年9月17日付け)が伝えている。

(北海道新聞から引用)

中3男子を連れ回す 誘拐容疑で男を逮捕

札幌東署は16日、未成年者誘拐の疑いで、札幌市手稲区新発寒7の9、自称派遣社員、M(記事では実名)容疑者(23)を現行犯逮捕した。

逮捕容疑は13日夜から16日午前にかけて、札幌市東区の中学3年の男子生徒(15)を車に乗せ、連れ回した疑い。生徒にけがはなかった。

同署によると、前川容疑者は12日午前、清掃会社の社員を装って男子生徒が通う中学校を来訪、男性教諭に「ごみステーションにたばこを捨てた少年がいる」などとうそを言い、在校生の写真を提示させたうえ、全く関係のないこの男子生徒を呼び出させた。

同容疑者は生徒の自宅にも同行。その後、生徒は13日夜から行方がわからなくなり、祖母(75)が14日夕に同署に通報した。生徒は道南や後志管内を連れ回され、同容疑者から、体をたたかれるな

どの暴行も受けたといい、同署は動機や移動経路などを調べている。同容疑者は「誘拐はしていない」と容疑を否認している。取材に対し、生徒が通う中学校の校長は「身元確認を十分にしないまま、生徒を引き合わせたのは軽率だった。大変申し訳なく思っている」と話している。(引用終わり)

未成年者誘拐は、3ヶ月以上5年以下の懲役にあたる重罪である。

警察の犯罪統計でも凶悪犯(殺人・強盗・放火・強姦)に略取誘拐・人身売買と強制わいせつを加えた「重要犯罪」として位置づけられている。

記事によると、この事件で被疑者が逮捕されたのが平成21年9月16日だ。

検察庁が処分保留で男性を釈放したのは10月7日(注 新聞報道は9日)である。

逮捕された日から22日目に釈放されていることになるから、1回10日間の勾留がさらに10日間延長されたことになる。

記事にある「処分保留」とは何か。

検察官は、勾留期間内に、起訴(被疑者を裁判にかける)するかどうかの決定をするが、裁判にかけない場合を不起訴といい、また、起訴、不起訴の決定を将来に行うのが「処分保留」だ。

ちなみに、起訴猶予と不起訴は違う。

起訴猶予は犯罪が明白であっても、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状、犯罪後の状況により訴追を必要としないと検察官が判断した場合の処分だ(刑事訴訟法248条)。

起訴猶予も起訴されないという点では同じだが、不起訴は「罪とならず」、「嫌疑なし」、「嫌疑不十分」であることはあまり知られていない。

「罪とならず」は、被疑事実が犯罪の構成要件に該当しない場合だ。

例えば、被疑者が14歳に満たないとき、犯行時に心神喪失であったときなどである。

「嫌疑なし」は、犯罪の嫌疑がない場合だ。

例えば、被疑者が人違いであることが明らかになったときなどだ。

「嫌疑不十分」は、捜査の結果、犯罪の成立を裏付ける証拠が不十分な場合だ。

記事には「札幌地検は釈放理由を明らかにしていないが、引き続き捜査し、起訴か不起訴の処分を決めるとしている」とある。

しかし、実際には「処分保留」になったケースでは、ほとんどの事件は起訴されることはない。

不起訴になったときも、その理由が明らかにされることはない。

「嫌疑なし」や「嫌疑不十分」であることが分かっているにもかかわらず明らかにしないのは、それを明らかにすれば逮捕、勾留した警察、検察の捜査に問題があったような印象を与え、権威を傷つけてしまうのを避けるためだろう。

「処分保留」は、ほとぼりが冷めるまでの曖昧な処分なのだ。

マスコミもそのことを知らないわけでもない。

マスコミは、警察が発表した事実をそのまま記事にしたのだろうが、重要犯罪の容疑で22日間も身柄を拘束されたうえ、この男性が起訴されなかった場合は、何故、その理由を追及しないのか。

容疑者として逮捕された際に実名、職業、住所を報道されたこの男性の名誉はどうなるのか。

推定無罪(何人も有罪と宣告されるまでは無罪と推定される)は、近代刑事法の基本原則とされる。

しかし、我が国では、この基本原則は裁判官や検察官を規律する証明責任の分配ルールであるから、警察や報道機関を直接拘束しないとされていることもあって、推定無罪の原則は有名無実化しており、逮捕や起訴された者は有罪、すなわち「逮捕＝有罪」、「容疑者＝犯罪者」との考えが定着している。

そのため、警察の発表とそれをストレートに記事にして報道するマスコミにより、いったん被疑者とされた人は、理由もなく逮捕、勾留されるというだけではなく、釈放されても、周囲の人間による差別を受け、失業、家族崩壊等の憂き目に遭うことになる。

そして、泣き寝入りする以外に生きて行く方法はない。

このベタ記事は、そうした大きな問題をはらんでいるのだ。



21. 9. 13(日) 積丹岳遭難 遺族が道警を提訴

「救助活動に問題なし」自らには甘い道警の判断

今年2月1日、北海道積丹岳にスノーボードに入った札幌市の会社員藤原隆一さん(当時38歳)が遭難、救助に向かった北海道警察(道警)の山岳遭難救助隊が山頂付近で藤原さんを発見し救助中に周辺の雪が崩れ、藤原さんと救助隊員3人が滑落した。

救助隊員が、再び藤原さんをソリに乗せて急斜面を引き上げ中に、一時樹木にソリをくくりつけた際、樹木が折れてソリが斜面を滑り落ち、藤原さんの行方が分からなくなったとされる遭難事故があった。

藤原さんは、翌日発見されたが既に凍死していた。

この件については、このホームページでも、21. 2. 8(日)に

道警は積丹岳遭難救助失敗の責任を明らかにせよ

失われた命に謝罪もない メディアは何故追及しないのか
と題して掲載した。

民主党の鉢呂吉雄衆議院議員(北海道選出)も、この件について2月26日付で衆議院に質問主意書を提出した。

これに対して警察庁は、3月6日付の答弁書で次のように回答した。

警察庁としては、気象条件等を総合的に勘案すると、当該(道警の)判断に問題があったとは言えないと考えている。

北海道警察本部地域部管理官及び北海道札幌方面余市警察署次長が、本件遭難者の遺族に対し、本件遭難に係る捜索救助活動の状況について説明を行っているが、気象状況等を総合的に勘案すると、当該活動に問題があったとは言えないことから、当該遺族に対する謝罪は行っていない。

今年1月4日には、札幌南警察署管内無意根山(1,464m)にスキー登山に入ったパーティ5人が

悪天候のため下山中、うち女性(当時60歳)1人が雪庇から転落し行方不明となった遭難事故があった。

山岳関係者によると、仲間からの110番通報により出動した道警山岳遭難救助隊等(道警、札幌南消防署、パーティが所属する団体)が、遭難者の捜索に当たった。

5日午前8時48分、最初に現場に到着した道警山岳遭難救助隊がビーコン(電波の発信・受信装置)の発信をキャッチ、その時の遭難者との距離は約15mから20m、道警山岳救助隊はロープを使用して雪庇から下をのぞき見て20m下に遭難者の赤いザックらしいものを発見したが、雪庇と約4m50cmの垂直な雪壁を降りられずに捜索を断念した。

5日午前7時10分には、遭難者が札幌市内の妹さんに携帯電話で通信を行っていることが確認されているという。

その後、6日になって道央地区勤労者山岳連盟救助隊が出動し、午前10時14分、稜線から約20m下の雪洞内の遭難者を発見し、稜線まで引き上げ搬送、途中から道警ヘリコプターに収容した。

札幌南警察署で検視した結果、遭難者は5日朝方死亡とされた。

山岳関係者は、5日の朝に救助できていれば、遭難者は死亡しなかったのではないかと、道警山岳遭難救助隊の救助活動に疑問を投げかけている。

遺族が北海道(道警)に対して損害賠償請求訴訟

9月11日、藤原さんの遺族が積丹岳遭難事故の道警山岳遭難救助隊の救助活動には問題があるとして、北海道(道警)を相手取って、札幌地裁に損害賠償請求訴訟を提起した(訴状は、[PDF参照](#))。

訴状を提出後、原告の藤原さんの父親藤原正士さんと母親藤原晴美さんが、司法記者クラブで記者会見を行った。



(記者会見する左から市川守弘弁護士、母親藤原晴美さん、父親藤原正士さん、市毛智子弁護士)

積丹岳遭難事故遺族の思い

原告の藤原正士さんと藤原晴美さんは、記者会見で、同じようなことが再び起きないようにと考え、訴訟に踏み切ったと語り、「積丹岳遭難事故遺族の思い」と題する文書を配布し、訴訟を提起した心境を明らかにした(原文のまま掲載する)。

本年1月31日、本人の希望による救助隊の要請に対し、すぐに対応していただき、3日間に及ぶ救助活動をして下さった北海道警察山岳救助隊を始め、余市署、積丹町役場、消防の方々、その他関係者の皆様のご尽力に、まず感謝を申し上げます。

中でも、悪天候の中、わずか5人という少人数で、ビバーク地点に向かって下さった救助隊員の方々には、深く感謝しております。

初七日と27日に、北海道警察の方が自宅に来て下さり、救助状況についての説明がありましたが、どうしても納得できない点が多くあります。

本人は、31日の天候は曇りで、山頂までよく見えていても午後からは崩れる事を予測していましたが、山頂付近のアイスバーンに手間取る間に想定していた以上に天候が悪化し、自力での下山を危険と判断して、雪洞を掘りビバークし、休憩小屋に戻った友人を通して救助を要請いたしました。

隆一本人は、積丹岳で2年前に発生したスノーモービルの死亡事故を承知していて、南斜面の危険も警戒しておりました。

さらに、ビバーク地点をGPSにより確認して、食料、飲み物の状況とともに知らせてきていました。

本人も私どもも、また、世間一般においても、山岳救助隊は、救助に必要な装備を持ち、専門的な訓練に裏打ちされた技量を備え、悪条件下での救助にあたって、体力、気力のもとより、冷静な判断力を持った頼りになるプロ集団だと思っていました。

しかし、現実には、それとは余りにもほど遠く、凡そ救助隊とは言い難い実態だったのです。

まず、この度の救助隊は、最低限必要な装備すら備えていませんでした。

ビバーク用のツェルトやストーブを持たず、ロープは50メートルの長さのものが1本のみで、安全確保に必要なピッケルも1人しか持っていないという状況を知り、こんな装備で何をしに行ったのかと怒りがこみ上げて来ました。

せっかく生存発見されたのに、低体温症に対する警戒もせず、体が温まるからと、両肩を支えて700～800メートル下の雪上車まで歩いて下山を始め、10分後に、素人でさえ警戒する雪庇を踏み抜いて滑落したのです。

ルート旗に従って下山するべきだったのに、とてもプロとは言えぬ行動です。

さらに、200メートル下で発見された本人を、レスキューそりに乗せてロープでしっかり縛り付け、3名の隊員で引き上げる途中、山での常識である3点確保も準備不足で出来ぬまま、折れてしまうようなハイマツの枝に結びつけ、隊員の交替のために全員がそりを離れたとき、枝が折れてそりが滑り落ち、視界から消えたというのです。

膝までの新雪で、そり跡もはっきり残っていたのに、追尾もせず、目視しても見えないからと尾根に戻り、捜索を中止して、全員休憩小屋まで下山したのです。

本人は、見捨てられ、見殺しにされたと言っても過言ではないと思っています。

これが、今回の積丹岳の救助の実態です。

新聞には、総勢50人の救助体制と出ていましたが、現場の5人は、何の援護もない中で孤立し、救助に失敗しています。

これは、北海道警察の山岳救助に対する根本的な認識とプロ意識の欠如であり、この組織を決して許すことはできません。

組織された山岳会に属さない一般の登山者が山で危険に直面した場合には、110番、119番が頼りです。

今回の様なレスキューでは、全く当てに出来ません。

次の犠牲者が出る前に、山岳救助隊を根本から見直し、富山の山岳救助隊にも劣らぬ優秀な救助隊を目指して改善されることを願って止みません。

この思いを込めて、今回、提訴に踏み切りました。

もしも、皆さんのかけがえのない家族や友人が遭難したとして、今回のような救助活動では誰もが納得できないと思います。

たとえ賠償金をいただいても、私たちの長男は戻りません。

損害賠償請求訴訟という方法をとってはいますが、できることなら、徹底した業務改善命令を望んでいます。

元気いっぱいスポーツマンだった私たちの長男は、生還を信じてレスキューを待ち、4日後に結納を控えながら、理不尽にもその前途を断たれました。

本人と私たち家族、そして残された婚約者の無念、悲しみは、計り知れません。

以上

原告代理人の市川守弘弁護士は、今回の訴訟について、最終的には道警の山岳遭難救助体制の在り方を問うものであるが、今回の救助隊の活動には、次のような初歩的ミスがあると指摘した。

- ① 遭難者のビバークしている位置を知らせるGPSのデータを読み違え、約1時間半にわたり違う場所を搜索した。
- ② 雪庇を踏みぬくという極めて素人的な過ちを犯している。
- ③ 斜面でソリを留めおくときに、落ちないように確実に確保する措置をとらなかったうえ現場を離れた。
- ④ 遭難者を乗せたそりが目の前を滑り落ちて行くのを見ながら、その跡をたどって救助活動に向かわず、全員が引き上げてしまった。

登山ガイド等の刑事責任を厳しく追及する道警

最近の北海道の山岳遭難に関して、警察が登山ガイド等の刑事事件を追及した事例としては、次の3件がある。

- ① 平成14年7月 北海道大雪山系のトムラウシ山(2,141メートル)で登山客の女性が死亡した遭難事故で、旭川東警察署が登山ガイドの男性(当時48歳)を遭難事故を未然に防ぐ注意義務を怠ったとして業務上過失致死の疑いで送致、有罪判決(禁固8月 執行猶予3年)。
- ② 平成14年6月 十勝岳(2,077メートル)で登山中の千葉県の男性(当時65歳)が凍死した遭難事故で、登山ツアーの添乗員(当時53歳)とガイド(当時56歳)を吹雪模様が悪天候なのに、登山を続けたことなどから刑事責任があるとして、富良野警察署が業務上過失致死の疑いで書類送致(起訴猶予)。
- ③ 平成11年9月 羊蹄山(1,898メートル)の山頂付近で、ツアー登山に参加した京都府の女性2人が道に迷って凍死した遭難事故で、倶知安警察署は、安全確保を怠ったとして業務上過失致死の疑いで添乗員の男性(当時54歳)を書類送致、有罪判決(禁固2年 執行猶予3年)。

ごく最近では、平成21年7月16日に起きた大雪山系トムラウシ山(2,141メートル)で起きたツアー客とガイドの計8人が凍死した遭難事故で、道警は事故発生後2日後の18日には登山ツアーを主催したツアー会社「アミューズトラベル」の札幌営業所の家宅捜索を始め、現場の実況見分を行うなど、間髪を入れずその刑事責任を厳しく追及している。

自らには甘い道警の判断

前述したように、山岳遭難で死傷者が出たとき、登山の引率者等に参加者の安全を守る注意義務があったとして、刑事責任(業務上過失致死傷等)や民事責任(損害賠償責任)を追及されたケースは多い。

刑事責任の有無は、警察が業務上過失致死傷等の疑いで、関係者の取調べ、実況見分、捜索・差押による証拠の押収、検視・解剖等の必要な捜査を行い、その結果を検察庁に送致し、検察官が起訴し裁判所の判決で決まる。

今回の積丹岳のケースでは、遭難者を発見救助しながら、雪庇を踏み抜き救助隊員が遭難者とともに滑落している。

このこと自体、初歩的なミスである。

3人の救助隊員で斜度40度の急斜面を遭難者を乗せたソリを引き上げるとの判断は妥当なのか、救助隊員のソリの確保に問題がなかったのか、捜索活動の打ち切りの判断は妥当だったのか、救助活動の指揮に当たったはずの余市警察署長をはじめ、道警本部の地域部の幹部は救助隊に対してどんな指示をしたのか、その判断は正しかったのか等々、ざっと考えても多くの疑問が残る。

道警は「救助活動に問題があったとは言えない」と早々と結論を出しているが、警察官の職務執行に関連し、死傷者が生じたケースでは、過失の有無に拘わらず、必要な捜査を遂げて、検察庁に刑事事件として送致し、第三者の判断を仰ぐべきである。

一方では、民間の登山ガイド等の刑事責任を厳しく追及している。

これでは、身内にあまいとの批判は免れまい。

いずにしても、この訴訟では、道警の山岳遭難救助活動の体制、現地遭難対策本部の体制、ビバーク等の装備の準備状況、救助隊員の冬山遭難救助の経験・能力、指揮に当たった幹部の判断と指揮内容、遭難者と現地遭難対策本部との無線等の交信記録、救助隊と現地遭難対策本部あるいは余市警察署との無線等交信記録等を明らかにすることにより、救助活動の実態を解明し、道警の責任を明らかにすべきである。



21. 9. 6(日) **全国で多発する警察官の飲酒運転**

一体、警察はどうなっているのか？

平成21年8月27日付けの北海道新聞に「死亡事故多発 車を凶器に変えないで」と題する社説が載った。

社説は、道内で再び、交通死亡事故が増えてきたとして、7月になって1ヶ月間で28人が死亡、月

間では全国都道府県では最悪の結果となったと北海道の死亡交通事故の現状を伝え、最近の事故の特徴などを分析している。

最後に、飲酒運転での事故も依然として続いている現状に関して、酒運転の罰則が強化され違反者を懲戒免職にする企業や自治体も増え、飲酒運転への社会の目は一段と厳しくなっているのに拘わらず、毎日のように酒酔運転、酒気帯び運転で飲酒運転での逮捕者が出ていると指摘、一体、どうなっているのか、違反者に猛省を促したいと結んでいる。

全国で多発する警察官の飲酒運転

この社説では、警察官の飲酒運転については触れられていなかったが、8月24日、福岡県警の小倉南警察署の巡査部長(49歳)が泥酔状態で車を運転し、一方通行の国道を逆走して衝突事故を起こし、50代の女性保育士に顔や胸を打撲するけがを負わせたのに、車を放置して現場から逃げた事件が起きていた。

福岡県警は25日、同巡査部長を自動車運転過失傷害と道交法違反(ひき逃げ)などの容疑で逮捕したが、同巡査部長は呼気検査を拒否、事故についても「全く関係ない。車は盗まれた」と容疑を否認したというから立派だ。

この日は、福岡市職員が起こした3児死亡飲酒運転追突事故から丸3年目の日で、同市内で「飲酒運転撲滅大会」が開かれたが、吉田福岡市長は「警察官は我々と同じように率先して飲酒運転撲滅に取り組まなければならない立場にある。信用を揺るがす行為だ」と厳しく批判した(8月25日 毎日新聞)。

今回の飲酒運転事故は、3児死亡飲酒運転追突事故以降3件目となる発覚だというが、福岡県警では、今年6月に小倉北警察署の警部補(56歳)＝懲戒免職＝が北九州市で飲酒運転をしたとして道交法違反(酒気帯び運転)の罪に問われた事件の初公判が8月4日に福岡地裁小倉支部で開かれている。

福岡県警以外にも警察官の飲酒運転が発覚した。

8月21日には埼玉県警だ。

同県警は、今年2月に浦和警察署地域課の巡査長(34歳)が勤務中に公用バイクで酒気帯び運転

した事実を、報告を受けた同課の警部(45歳)が隠ぺいしていたため同警部を懲戒免職、巡査長を停職6カ月とする懲戒処分をしたと発表した。

また県警は、こうした事実を知りながら適切な対応を取らなかったとして、同僚の巡査部長(50歳)と警部補2人を停職1カ月と戒告の懲戒処分とし、2人はいずれも同日に依願退職した。

当時の浦和署長ら5人も、監督責任を怠ったとして本部長訓戒処分を受けている。

この不祥事を埼玉県警自体が知った時期は明らかではないが、2月の不祥事を6ヶ月も経って発表したところを見ると、組織ぐるみで不祥事を隠ぺいしていた疑いが強い。

おそらく、埼玉県警はメディアに察知され仕方なく8月21日に発表したのだろう。

北海道警察も福岡県警や埼玉県警を笑ってはいられない。

今年2月23日に、道警北見方面本部管内の斜里警察署駐在所勤務の巡査部長の飲酒運転が発覚している。

この巡査部長は勤務中に焼酎を飲み、あまつさえミニパトカーを運転し交通事故を起こして懲戒免職になった。

6月30日には、旭川東警察署の駐在所勤務員が管内のもめごと事案処理にミニパトカーを飲酒運転して現場に駆けつけた。

警部補は調べに対し、駐在所と現場の間を酒気帯び状態で運転したことを認め、最終的には懲戒免職となった。

ついでながら札幌では、飲酒運転の一斉取締中に検問所にエンジンをかけたまま停めてあった赤色灯をつけたワゴン車を酔っぱらい男に乗り逃げされるという不祥事が起きている。

白石警察署は、男を窃盗の疑いで逮捕し、酒気帯び運転容疑でも立件するという。

何とも間の抜けた話だが、現場の警察官の油断が酒酔い運転を誘発したことになる。

先に挙げた2件の飲酒運転は、いずれも公用車であるミニパトカーの飲酒運転というからこれもまた恐れ入った話だ。

2人の警察官は、警察の看板を背負った車だから取締まりを受けることはないと考えたのか、仕事のためなら飲酒運転も許されると考えたのか。

いずれにしても、法律を執行することを任務とする警察官の「法律」というものに対する認識がこの

程度なのだろうか。

警察官は、何故、車を凶器に変えるのか

警察官であれば飲酒運転の危険性を知っている。

飲酒運転が、法に反する極めて反社会的な行為であることも百も承知だ。

発覚すれば職を失い、家族は路頭に迷うことになる。

ここで取り上げた警察官は、いずれもベテランである。

何故、こうしたバカげた行動に走るのか、国民には到底理解できないないだろう。

警察官の頭のなかには、市民を相手に犯罪の摘発を繰り返すうちに、「遵法意識」が次第に変化し、どこかに「特権意識」となって棲みついているらしい。

多くの警察官は、そのことに気がついていない。

それが、飲酒によって暴れ出すのかもしれない。

「特権意識」は、ほかのファクターでも暴れ出すことがある。

正義感、使命感や功名心などだ。

警察組織のなかには治安維持のため、言い換えれば実績のためには多少の違法行為は許されるとする風潮がある。

志布志事件等の冤罪事件や現在、札幌地裁で係争中の道警銃器対策課のおとり捜査にもそうした風潮があったことが窺われる。

警察組織内にそうした風潮があるとすれば、捜査に従事する個々の警察官がそうした風潮に染まらない訳がない。

むしろ、そうした違法な捜査に消極的な捜査員は組織から排除される。

そうした風潮は、「特権意識」を増幅させる要素になる。

そうなってくると「特権意識」は、警察官であれば誰でも罹患する可能性のある職業病ということになる。

こうした病気に効く薬はあるのだろうか。治療方法はあるのか。

あるとすれば「警察の原点」のなかにこそある。

一体、警察はどうなっているのか？

北海道新聞の社説は、「毎日のように酒酔運転、酒気帯び運転で飲酒運転での逮捕者が出ている。

一体、どうなっているのか」と嘆いている。

しかし、この社説は一般ドライバーのことを嘆いているのだろう。

警察官の飲酒運転について言うなら「一体、警察はどうなっているのか」となる。

警察官の「職務倫理」については、**警察職員の職務倫理及び服務に関する規則(国家公安委員会規則)**がある。

(職務倫理)

第2条 警察職員は、警察の任務が国民から負託されたものであることを自覚し、国民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観の涵養に努め、職務倫理を保持しなければならない。

2 前項の職務倫理の基本は、次に掲げる事項とする。

- 一 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。
- 二 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。
- 三 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。
- 四 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。
- 五 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

警察官の不祥事は、飲酒運転だけではない。

このホームページでも度々指摘してきたところであるが、警察官の不祥事は立場や階級に関係なく起きている。

その態様も警察官の個人的な犯罪だけではなく、裏金づくり、冤罪事件等に関連して警察の組織的な犯罪も起きている。

犯罪も殺人等の凶悪犯から万引きまで、最近では「淫行」などの性的犯罪も目立つ。

職務権限を濫用する収賄、違法な取調べに伴う暴行陵虐、違法捜査を隠蔽する偽証、実績ねつ造のための文書偽造等、職務行為に関連した犯罪も多い。

こうした犯罪を見ていると、警察官の「職務倫理」などは何処にも感じられない。

多くの現場の警察官は、「誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること」を実践しているのかも知れないが、例え一部の警察官であってもこうした犯罪行為が続発するのには、警察という組織に何らかの欠陥があるのではないかと考えるのは当然だ。

しかし、警察は多くの場合、そうした不祥事の組織的背景を否定し警察官個人の資質の問題として片付けてきた。

警察神話の崩壊と警察改革

55年体制(昭和33年の保守合同によってできた自民党による単独政権体制)のもとで、警察官僚による警察の中央集権化と公安委員会制度の形骸化は、国民の警察に対するシビリアンコントロール機能を失わせた。

警察のチェック機能を失った公安委員会、議会、知事、そしてマスコミまでもが、警察の監視から顔をそむけた。

その結果、必然的に警察は唯我独尊に陥り、権力の一層の腐敗をもたらしてきた。

平成11年に発足した自公政権下では様々な警察不祥事が顕在化したが、警察は抜本的な組織改革に取り組むことをしなかった。

そのツケが、平成16年中に発覚した警察の裏金疑惑の発覚となって現れた。

裏金疑惑の発覚は、国民の前に警察組織の実態をさらけ出した。

それまでの国民が知らされていた警察の無謬性、警察神話は崩壊した。

それでも警察は、事実を隠蔽することに汲々として抜本的な警察改革に取り組むことを避けた。

事実とは違う形の決着がつけられた。

ときの政権もマスコミもそれを是認した。

警察組織は崩壊を免れたが、組織内には腐敗の病根は残された。

現場の警察官は、警察上層部が何を隠蔽したかをよく知っている。

国民に向かって警察上層部が説明した事実の何処がウソであるかも知っている。

警察上層部、とりわけ警察庁のキャリア警察官は、それでも現場の警察官に「警察官の職務倫理」の実践を求めることができるのか。

警察官の飲酒運転を警察官の個人的犯罪であり、個人の資質の問題だと片付けるのは簡単だ。

警察官の不祥事が続発する組織的な欠陥が、何処にあるのか。

そうした観点に立って、組織改革に取り組まない限り警察官の不祥事はなくなる。

「権力は腐敗する。絶対的権力は絶対に腐敗する」これは、イギリスの歴史学者アクトンの有名な言葉だそう。

警察幹部は、この言葉をかみしめる必要があろう。



21. 9. 6(日) 民主党政権は警察改革を実現できるか

政策によっては国家公安委員会・警察庁と対立も

自由民主党(自民党)が公明党との連立政権を維持するか、民主党中心の政権が誕生するかが注目された第45回衆議院議員選挙は、民主党の圧勝に終わった。

55年体制(昭和33年の保守合同によってできた自民党による単独政権体制～米ソ冷戦下、「改憲・保守・安保護持」を掲げる自民党と「護憲・革新・反安保」を掲げる社会党の二大政党体制)以降、延々と続いた警察官僚による警察の中央集権化は、警察の政治的中立性と民主的運営の保障の形骸化をもたらし、自公政権下では警察の裏金疑惑の発覚等、様々な警察腐敗がより顕著になり、国民の警察不信を一層増大させてきた。

民主党は、今回の選挙に当たりマニフェスト政策各論、民主党政策集等で、国民の警察行政への信頼が低下していることを認め、国民に警察改革を実行することを約束した(フェスト政策各論、民主党政策集、「市民の目フォーラム北海道」への回答を末尾に添付)。

我々は、今後も民主党の警察改革に関する取組みを注意深く見守りながら、今後も民主党に対して

警察改革に関する提言を行っていく予定である。

55年体制・自公政権下の警察腐敗

現行警察法は、昭和29年2月、政府（第5次吉田茂内閣）が旧警察法改正案として提出、同年6月7日、社会党、日本国自由党、労農党、共産党が欠席するなか衆議院を通過、7月1日施行された。

このときの国会には、会期の延長を巡り警官隊が初めて国会内に入る事態になり、これを日本国憲政史上の汚点と見る向きもある。

翌昭和30年から始まった55年体制下では、警察の運営は新警察法により進められた。

新警察法の趣旨は、警察の民主性と能率性、国の関与と地方分権、治安責任の明確化と政治的中立性の確保という、相対立する要請を調和させたものとされたが、次第に警察の民主的運営を保障する公安委員会システムは形骸化し、都道府県警察の人事・予算を警察庁が支配、都道府県警察は事実上警察庁を頂点とする国家警察の下部組織化し現在に至った。

55年体制終焉後の平成11年10月に始まった自公政権は、その前年の参議院選挙で自民党が大敗し、単独では政権維持が困難になった自民党小渕恵三内閣が公明党との連立の道を選んでから始まった。

それ以降10年間、森喜朗内閣、小泉純一郎内閣、安倍晋三内閣、福田康夫内閣、麻生太郎内閣まで自公政権が続いた。

その功罪については様々な見方があるが、警察問題に限って見るなら、ちょうど自公政権が発足した平成11年ころから新潟県警の雪見酒事件、埼玉県警の桶川ストーカー事件等、多発する警察の不祥事が社会問題となり、平成12年7月には民間有識者による「警察刷新に関する緊急提言」が示された。

しかしながら、同提言で示された情報公開の積極的な推進、公安委員会の活性化等の警察刷新に対する警察の取り組みは極めて消極的であった。

平成15年ころからは、多くの道府県警察で裏金疑惑が発覚、最近では、冤罪事件等違法な犯罪捜査や警察官による犯罪行為などの不祥事が続発している。

こうした警察の危機的状況に対して、自公政権と警察庁を管理すべき国家公安委員会（以下、「公安委員会」という）は、組織防衛に終始し有効な施策を講じなかった警察庁の対応を容認してきた。

このことが、警察腐敗と国民の警察不信を増幅させた要因である言っても過言ではない。

現公安委員の顔ぶれを見ると、元外交官、保守系とみられる全国紙の役員、大企業の会長、大学教授、元高裁判事という警察のよき理解者と見られる人物である。

活躍の場も居住地も中央と呼ばれる東京都だ。

こうした公安委員が、毎週1回の公安委員会で警察官僚の説明を通じて、全国の警察の現場の実態を正しく認識することなどできる訳がない。

例えば、志布志事件をはじめとする冤罪事件が続発しているのに拘わらず、警察庁は取調べの全過程の可視化に一貫して反対し、公安委員会もその方針を是認してきた。

民主党は、社民党と共同で取調べの全過程の録音・録画を求め、累次にわたって刑事訴訟法改正案(可視化法案)を提出したが、参議院で可決されたものの衆議院では自民党、公明党の反対で廃案になり、前国会でも参議院で可決されたが解散で廃案となった。

今回の選挙でも、民主党はマニフェスト政策各論で「取調べの可視化で冤罪を防止する」としている。

取調べの全過程の可視化には、法務省も一貫して反対してきた。

この問題に対して、法務省の官僚と警察官僚はどう対処するのか注目される。

そして民主党政権下では、公安委員会は取調べの全面可視化に賛同するのか。

この問題では、各公安委員はこれまでの公安委員会の会議でそれぞれの立場で発言している。今さら、前言を翻すわけにはいくまい。

現公安委員は、自公政権の内閣総理大臣が任命したものである。

現公安委員は、民主党政権の政策が自公政権のそれと明らかに異なるとして辞任するのだろうか。

民主党も本気で公安委員会の改革を実行するなら、まず、現公安委員の総入れ替えを検討してはどうか。

警察官僚による警察支配

今回の選挙で民主党は、官僚丸投げの政治から、政権党が責任を持つ政治家主導の政治への脱却を国民に約束した。

しかしながら、歴代自民政権下で培われた自民党と警察官僚の関係は、極めて深く密接である。

自民党国会議員に転出した警察官僚も数多い。

麻生政権時代に官僚のトップである官房副長官のポストに座った漆間巖氏(元警察庁長官)が典型的な例だ。

同氏は、警察庁長官時代に宮城県知事浅野史郎が県警の捜査用報償費の執行に疑念があるとして、予算の執行を停止した際「言語道断」と浅野知事を批判したほか、記者団とのオフレコ懇談で、西松建設の違法献金事件が「自民党に波及しない」との見通しを示したことで物議を醸した。

平成10年に設置された国防以外の危機管理対策を行う内閣安全保障・危機管理室の内閣危機管理監には、歴代警視総監経験者が当てられていた。

また、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析などを行う内閣官房内閣情報調査室・内閣情報官のポストには、警視庁副総監、警察庁警務局長、警察庁警備局長、大阪府警本部長、警察大学等の警察官僚が当てられていた。

このほか内閣情報調査室には、警察庁から約40人の警察官僚が出向していたとされるほか、ときの内閣総理大臣の秘書官には、特に優秀だとされる警察官僚が当てられていた。

都道府県警のトップに座る警察官僚から警察庁に集約されるあらゆる情報は、こうしたポストにいる警察官僚を通じて、時の政権に伝えられていたことは間違いないだろう。

民主党政権が誕生しても、全国に張りめぐらされた警察官僚組織はそのまま残る。

都道府県警察の警察官、とりわけ幹部警察官には長年にわたる保守党政治の信奉者が多い。おそらく、警察の現場には今回の選挙結果は、とまどいを持って受け止められているに違いない。

警察組織が、民主党の警察改革にあらゆる手段で抵抗することも考えられる。

特に、警察捜査に重大な影響を及ぼす取調べの全過程の可視化、警察の管理強化につながる公安委員会改革、防犯カメラ・Nシステム(自動車ナンバー自動読取装置)・DNA鑑定等、新たな捜査手法の利用に関する法規制等の民主党の政策には、必死で抵抗することが予想される。

民主党政権は、霞が関の警察官僚だけが抵抗勢力ではなく、全国の警察組織がその背後に存在することを忘れてはならない。

民主党は、その政策集において「**危機管理体制の整備**」を掲げ、わが国への侵略、大規模テロ、大規模自然災害などの非常事態に対応するため、情報収集・分析体制を内閣官房に一元化するとともに、危機管理に関する権限を持つ「**危機管理庁(仮称)**」を創設するとしている。

こうした体制をつくるに当たって、警察官僚との関係をどうするのかも、注目される。

捜査費予算の抜本的見直し

全国で発覚した警察の裏金疑惑について、警察庁は地方の問題として警察庁の関与を否定し、その真相解明には極めて消極的であった。

その結果、北海道警察をはじめとする8道県警察が約12億2,000万円を国等に返還したに止まり、警察の裏金疑惑の真相はヤミに葬られた。

警察の裏金疑惑は、主として警察の捜査費、旅費等の予算執行に関する問題であったが、警察予算については予算編成そのものに大きな問題があることを指摘しなければならない。

民主党は、政治主導で予算の骨格を策定するとしている。

新聞報道によると、新政権樹立後、首相直属の「**国家戦略局**」を新設し、2010年度予算編成の指針を示すとされる。

警察庁が都道府県警察を支配することを可能にしたのは、警察庁による都道府県警察に対する予算配分の権限にあることは間違いない事実である。

特に、裏金の原資となった捜査費と旅費については、警察官僚の自由裁量ともいえるような予算配分が事実上行われているという指摘がある。

警察予算については、不正執行の裏金問題に焦点が当てられてきたが、捜査費予算の概念、必要性、積算の根拠等の予算編成の在り方、更には、都道府県警察に対する予算配分の根拠、予算執行のチェックの在り方等多数の問題が内在している。

警察の捜査費、旅費等、裏金の原資になった予算全体を完全リセットして、原点に立ち戻った踏み込んだ議論が必要である。

また、会計検査院等の実地検査に対して、捜査費の末端受領者を「**捜査上支障がある**」との理由で、絶対的非開示とされてきたことも警察の裏金疑惑の発覚を遅らせた要因である。

民主党は、自公政権下で発覚した警察の裏金疑惑の実態を検証して、警察予算の編成について抜

本的な見直しを行い、警察の予算編成の透明化を図ると共に、税金の使途の透明化と治安維持の要請とのバランスの上に立った会計検査の実施や捜査費等の情報開示の積極化を検討する必要がある。

ついでに、予算の無駄遣いという観点で言及するなら、平成19年度から警察庁が実施した捜査特別報奨金制度(懸賞広告制度)についても、これまでどんな効果を上げているのかを検証し、この際、見直す必要がある。

警察改革に関する5つの提言

「市民の目フォーラム北海道」では、平成21年7月31日、民主党に対して、

- 1 警察の地方分権化の推進
- 2 公安委員会制度の改革
- 3 「警察刷新に関する緊急提言」の検証
- 4 冤罪事件の根絶のための刑事訴訟法の改正
- 5 捜査費予算の抜本的見直し

の5項目からなる「警察改革に関する5つの提言」を提出したところであるが、今後とも民主党政権に対して警察改革に関する提言を続けていく予定である。

民主党政権も、こうした提言を今後の政策推進の参考にするように求めるものである。

警察改革に関する5つの提言の詳細については、ホームページ 21. 8. 1(土)[民主党に対する「警察改革に関する5つの提言」](#)を参照されたい。

【添付資料】

鳩山政権の政権構想(5原則 5策)

●5原則

- 1 官僚丸投げの政治から、政権党が責任を持つ政治家主導の政治へ。
- 2 政府と与党を使い分ける二元体制から、内閣の下の政策決定に一元化へ。
- 3 各省の縦割りの省益から、官邸主導の国益へ。

4 タテ型の利権社会から、ヨコ型の絆(きずな)の社会へ。

5 中央集権から、地域主権へ。

●5策

1 政府に大臣、副大臣、政務官(以上、政務3役)、大臣補佐官など国会議員約100人を配置し、政務3役を中心に政治主導で政策を立案、調整、決定する。

2 各大臣は、各省の長としての役割と同時に、内閣の一員としての役割を重視する。「閣僚委員会」の活用により、閣僚を先頭に政治家自ら困難な課題を調整する。事務次官会議は廃止し、意思決定は政治家が行う。

3 官邸機能を強化し、首相直属の「国家戦略局」を設置し、官民の優秀な人材を結集して、新時代の国家ビジョンを創り、政治主導で予算の骨格を策定する。

4 事務次官・局長などの幹部人事は、政治主導の下で業績の評価に基づく新たな幹部人事制度を確立する。政府の幹部職員の行動規範を定める。

5 天下り、渡りのあっせんを全面的に禁止する。国民的な観点から、行政全般を見直す「行政刷新会議」を設置し、全ての予算や制度の精査を行い、無駄や不正を排除する。官・民、中央・地方の役割分担の見直し、整理を行う。国家行政組織法を改正し、省庁編成を機動的に行える体制を構築する。

民主党の警察改革に関する政策

今回の選挙前に示された民主党の治安対策関連の政策は、以下のとおりである。

◎ マニフェスト政策各論

49 取調べの可視化で冤罪を防止する

【政策目的】

○ 自白の任意性をめぐる裁判の長期化を防止する。

○ 自白強要による冤罪を防止する。

【具体策】

○ ビデオ録画等により取調べ過程を可視化する。

【所要額】

90億円程度

◎ 民主党政策集

○ 危機管理体制の整備

わが国への侵略、大規模テロ、大規模自然災害などの非常事態に対応するため、情報収集・分析体制を内閣官房に一元化するとともに、危機管理に関する権限を持つ「危機管理庁(仮称)」を創設します。また、非常事態時における首都機能のバックアップ体制について検討を進めます。国内におけるテロの発生にそなえ、原子力施設へのテロ、ハイジャック、核・生物・化学兵器テロ、在外邦人や在日外国人の安全、テロ資金、サイバーテロなど、広範囲にわたる対策を整備します。

○ 警察改革

捜査用報償費等を裏金化していたとされる不正経理や情報の漏洩、警察官による犯罪等さまざまな不祥事が続発し、警察行政への信頼が低下しています。これら警察不祥事に関して公安委員会の存在感は極めて薄く、その役割が改めて問われています。

警察を監督する公安委員会の体制を強化するとともに、その事務を警察自身が行っているという矛盾を解消するため、国家公安委員会・都道府県公安委員会に独立した事務局を設置します。また都道府県知事や都道府県議会による監督の強化や、苦情処理制度を大幅に拡充し、市民の声を反映した警察行政を実現します。

○ 治安対策

検挙率向上のため、日常生活に密着した「地域・刑事・生活安全」にかかる警察機能を拡充します。また、地域社会の防犯活動を支援します。

治安・防犯の確保のためには、警察の捜査能力の向上が必要ですが、その一方で警察権限の無制約な拡大は、捜査権の乱用やプライバシー侵害などの弊害を招くことが懸念されます。こうしたことが市民の警察捜査に対する不信や非協力につながり、結果として治安の向上に悪影響を生じかねません。防犯カメラ・Nシステム(自動車ナンバー自動読取装置)・DNA鑑定等、新たな捜査手法の利用にあたっては、人権に配慮して運用ルールをしっかりと定めるとともに、個人情報保護の観点からの法

規制を含めた検討を進めます。さらに盗聴・盗撮による被害が深刻化していることから、これらの取り締まりを強化します。

○ 総合的な銃器犯罪対策の推進

長崎県佐世保市の散弾銃乱射事件などをきっかけとして、民主党が主張したことにより合法銃の所持許可の欠格事由厳格化などを主な内容とする改正銃刀法が、2008年の170回臨時国会で成立しました。非合法銃についても、暴力団関係者等に対する摘発・検挙、密輸入阻止のための水際対策などを徹底し、総合的な銃器犯罪対策を強力に進めます。

◎ 市民の目フォーラム北海道への回答

「市民の目フォーラム北海道」では、各政党のホームページのメールフォームを通じて、自由民主党、公明党、民主党、日本共産党、社民党、国民新党、日本新党の7党に

- 1 刑事司法制度の改革
- 2 公安委員会制度の改革
- 3 「予算の不正経理等の処罰に関する法律」の制定

について各党の政策を照会した。

このうち、このうち、民主党、共産党、社民党の3党から回答を得たが、民主党の回答は以下のとおりである。(原文のまま)

1 刑事司法制度の改革

代用刑事施設制度の廃止は、刑事施設の過剰収容状況の解消とあわせて引き続きわが国の刑事司法における懸案の課題と考えております。また、当面存続せざるをえないとしても、これが不適切な捜査の温床とならないよう、被疑者の権利の保障、捜査の適正化について特段の留意を求めていく考えです。取調べの可視化については、民主党として取調べ全過程の録音・録画を義務付ける刑事訴訟法改正案をすでに累次にわたって国会に提出しており、本年の通常国会では参議院での可決まで至りました。引き続きその成立に全力をあげます。

2 公安委員会制度の改革

捜査用報償費等を裏金化していたとされる警察不正経理問題や、情報の漏洩、警察官による犯罪等、さまざまな不祥事が続発し、警察行政への信頼は低下しています。これら警察不祥事に関して、公安委員会の存在感は極めて薄いとわざるを得ません。そもそも公安委員会は、県警察の上位におかれているとされていますが、会議の議事進行など運営の実際は、ほとんど県警察事務局が取り仕切っており、単なる「飾り物」にすぎない状況が続いています。

少なくとも公安委員会には、警察部局から分離したプロパー職員をおいて独立性を高めるとともに、さらに委員数の増加や、犯罪・治安問題に係る専門家の登用、知事部局との連携強化など、抜本的な体制強化を図ることが必要です。

民主党は、警察を監督する公安委員会の体制を強化するとともに、その事務を警察自身が行っているという矛盾を解消するため、警察法を改正し、国家公安委員会・都道府県公安委員会に独立した事務局を設置します。

なお、公安委員は、議会の同意を得て知事が任命することとなっていますが、候補者の人選にあたっては警察当局が関与し、その意向が反映されやすいケースがあると認識しております。公安委員会の独立性が高まれば、その弊害も解消に向かうと考えます。

また都道府県知事や都道府県議会による監督の強化や、苦情処理制度の大幅に拡充により、市民の声を反映した警察行政を実現することが必要であると考えます。

3 「予算の不正経理等の処罰に関する法律」の制定

都道府県警察のみならず、地方自治体などにおいても、裏金の問題が相次いで発覚しています。個人を処罰することは必要であり、そのための仕組みづくりについて民主党では検討を進めているところです。

しかしながら、組織の隠蔽体質そのものが変わらず、個人の処罰がいわば「とかげの尻尾切り」のように扱われることになれば、意味がありません。既得権益やしがらみに縛られた自民党政権では、これら行政組織の隠蔽体質を変えることは不可能です。政権交代することにより、不正の一掃、意識改革をはかることが、最も重要であると考えます。



21. 8. 8(土) 飲酒運転、淫行 またまた道警幹部

道警幹部諸君に聞きたい 自らの組織に誇りが持てるか

またまた、道警幹部による犯罪行為とも思われる不祥事が発覚した。

今年に入ってから道警の警察官による不祥事については、

不祥事続きの北海道警察 相も変わらぬ隠蔽体質とダブル・スタンダード

と題して、当ホームページの「警察関連NEWS」コーナーで指摘したばかりだった(3月7日)。

今年2月23日に発覚したのは、北見方面本部管内の斜里警察署駐在所勤務の巡查部長が、勤務中に焼酎を飲み、ミニパトカーを運転し交通事故を起こし、懲戒免職になった。

ところが、この飲酒運転・交通事故の不祥事があった1週間後の3月2日、今度は「道警警部 少女と関係か」というハレンチ警部の記事が、新聞紙面を賑わせた。

この警部は、道警稚内警察署の生活安全課長(警部、44歳)で、警部補当時の平成19年～20年に、18歳未満の少女とみだらな行為をしていた疑いがあることが発覚、責任を取って自ら退職した。

このハレンチ警部問題が、うやむやのうちにヤミに葬られようとしている最中に、今度は道警釧路方面本部管内の中標津警察署地域課の男性巡查(24歳)が「淫行」の疑いで逮捕された。

こちらは、携帯電話のサイトで知り合った少女(17歳)とみだらな行為をした疑いだった。

この巡查は間もなく懲戒免職になった。

3・4四半期の不祥事 今度は警部補と警部が同じことを

このように1・4四半期(1～3月)には、不祥事が続発した道警であったが、2・4四半期(4～6月)には何事もなく終わったかとおぼたしていたら、3・4四半期になって再び同様の不祥事が発覚した。

1件目は、警部補によるパトカーの飲酒運転だ。

7月30日の北海道新聞によれば、この警部補は旭川東警察署の駐在所勤務員で、6月30日午前0時ごろ、管内でもめ事があり、1人でミニパトカーを運転して駆けつけた。

ところが警部補から酒のにおいがしたため、警部補が帰った後、もめ事の当事者が同日午前3時ごろ同署に通報した。

同署が、駐在所に戻っていた警部補を調べた結果、呼気からアルコールが検出された。

警部補は調べに対し、駐在所と現場の間を酒気帯び状態で運転したことを認め「勤務時間終了後の29日午後5時半以降に焼酎を飲んだ後、運転してしまった」と説明しているという。

もう1件は、ハレンチ警部の不祥事だ。

道警函館方面本部に勤務する40代の男性警部が、18歳未満の少女にいかがわしい行為をした疑いがあることが7月30日の北海道新聞の報道で発覚した。

道警がこの問題をいつ知ったかについては明らかではないが、北海道新聞の記事は「今春以降」としている。

道警は、道青少年健全育成条例違反(淫行)などの疑いがあるとみて今後、警部から事情を聴き、事実関係を慎重に調べるとともに、懲戒処分について検討する方針だという。

1・4四半期の不祥事と3・4四半期の不祥事との共通項は、「駐在所勤務員の飲酒運転」と「40歳代の警部の淫行」だ。

道警の対応をめぐっては、前回も上層部が事実を隠蔽しようとしたのではないかなどと身内に対する甘い対応に批判があった。

我々は、通り一遍の通達で不祥事はなくなると指摘したが、今回それが現実になった。しかも、今回はいずれも幹部警察官よるもので、不祥事の内容は前回の繰り返しだ。

何故、同じようなことが繰り返されるのか。

何故、駐在所勤務員は飲酒してパトカーを運転したのか

広い北海道の治安を守る道警には、435の駐在所がある。

その数は全国第1位だが、100km²あたりでは3.8箇所全国で最も少ない(平成20年4月1日現在)。

警察の駐在所は、地域住民の安全を守るため警察署から比較的遠隔の地にあることが多い。その役割は都市部の交番と同じだが、交番の警察官が交代制勤務であるのに対し、駐在所勤務員は毎日勤務で、勤務する事務室に接して家族が住む居住施設がある点が特徴だ。

駐在所に勤務する警察官は、警部補や巡査部長、巡査長などで、交番と違って比較的ベテランの警察官が多い。

勤務員が巡査部長以下である場合は、近接する警部補の駐在所長や本署の所轄の地域係長が監督する。

最近では、家族の事情等から単身で勤務したり、独身の警察官が勤務したりする場合もある。また場所によっては警察官が2名以上勤務する複数勤務の駐在所もあり、全部の駐在所が夫婦で勤務しているというわけではない。

ちなみに夫婦で勤務する場合には、いわゆる「奥さん手当」(駐在所報償費 約8万円)が支給される。

今どき、一般のドライバーでも「飲んだら乗るな！乗るなら飲むな！」は常識だ。

警察は、常日頃から飲酒運転の撲滅を国民に呼びかけ、違反に対しては厳しく取り締まっている。

最近では、一般の企業や官公庁でも、飲酒運転が発覚したときには、厳しい処分を行うところが増えている。

それなのに何故警察官が制服で、しかも公用車であるパトカーを運転したのか。

単に、警察官個人の資質の問題とは考えられない何かがある。

いくつかの問題を指摘しよう。

① 特異な勤務形態

最初の指摘は、駐在所勤務が特異な勤務形態であるという意識が、警察内部では希薄なのではないかという点だ。

駐在所の警察官の勤務は、毎日勤務の週休5日制(午前8時45分から午後5時30分の8時間 休憩時間45分を除く)だ。

土・日曜日に当たる週休日は、隣接する駐在所の勤務員と交替で指定される。

しかし、事件・事故は何時、何処で起きるか分からない。

住民は、勤務時間等にはお構いなしに駐在所を訪れる。

時間外だ、休暇だと断ることも出来ない。

駐在所勤務員は事実上、24時間拘束されていることになる。

特に、1人勤務の駐在所勤務員や単身赴任の駐在所勤務員の負担は大きい。

真面目に仕事をやろうとする勤務員にとっては、プライバシーはほとんどなく、常に緊張状態にあり、地域住民の衆人環視の生活に気の休まるときがないのが実情だろう。

一見のんびりそうに見える駐在所勤務は、意外にストレスがある勤務形態ではないのか。

地域住民との関係も難しい。

警察小説の作家佐々木譲氏の書籍に、「制服捜査」(新潮文庫)という小説がある。

この小説は、実際に北海道で起きたある事件を題材にしている。

川久保篤巡查部長は、道警釧路方面広尾警察署志茂別町駐在所に単身赴任したばかりの警察官だ。

着任早々の夜、町の有力者たちから執拗に進められてコップ一杯の日本酒を飲んでしまう。そこに住民から「町営墓地で誰か騒いでいる。喧嘩かもしれない」との電話通報があった。酒を口にすることを後悔したが、着任間もない彼は有力者の勧めを杓子定規に断ることも出来なかった。

有力者の1人が電話を替わり、通報者にもう少し様子を見るように伝えた。

結局は、再び電話はかかってこなかった。

しかし、この電話は高校生が殺された事件の第一報だったことが後から分かる。

これは小説だが、駐在所勤務では似たようなことが実際にもあるのではないか。

北見方面本部管内の斜里警察署駐在所勤務の巡查部長のケースは、勤務中に焼酎を飲み、本署に向かう途中で事故を起こしたもので弁解の余地はないとも言える。

しかし、これとても、警察官が勤務時間中に酒を口にするのは、アルコール依存症ではないかと思えるほど病的だ。

家族のことで悩みがあったということのようだが、仕事のストレスと個人的な悩みが飲酒という行為

に逃避した結果だとも言えるだろう。

旭川東警察署のケースは、勤務時間外の夜中に通報を受けて臨場したものだ。

勤務終了後に飲んだのか、どの程度飲んだのかは不明だが、まだ、酔いが残っていたのだろう。

本来であれば、本署に酒を飲んでいるので臨場できない旨を連絡して応援を依頼するべきであった。

それが出来ない理由が、あったに違いない。

勤務時間終了後や休暇のときに酒を飲みたいときにはどうするのだ、と現職の駐在所勤務の警察官に聞いてみた。

駐在所勤務員たちは、複数の隣接する駐在所の勤務員たちのグループ内で、交替で飲む日を決めるという。

誰か1人飲まない勤務員を決め、何かあったときはその勤務員が事件・事故に対応することになっているようだ。

駐在所勤務員は、毎日の晩酌を楽しむことはできないことになる。

しかし、これはあくまでも駐在所勤務員が自主的に取り決めているもので、本署の指示や制度として行われているものではないという。

そうなると、グループ内の人間関係がうまくいっているときはいいが、そうでなければこれもできないことにもなる。

また、上司の中には、あからさまに駐在所勤務員の飲酒を嫌がる幹部がいるという。

そうなると、駐在所勤務員は上司に内緒で酒を飲む。

夜中に事件・事故があっても「酒を飲んだ」とは報告をできないから、無理してでも事件・事故の処理にパトカーを運転してしまうこともあるという。

北海道の場合には、面積が広く一つの駐在所が管轄する面積も広く本署との距離も遠い。冬は、バイクや自伝車では仕事ができない。

そのため現在は、全ての駐在所にパトカーがある。

そして駐在所勤務員は、事実上24時間勤務に等しい状況に置かれている。

勤務時間外や休暇のときの過ごし方が、現場の勤務員相互の自主的な取り決めに任されているこ

とに問題があるのではないか。

物理的な距離は、意思疎通に反比例するものだ。

警察署長以下の本署の幹部が、駐在所勤務の特異性を理解したうえで、駐在所勤務員の勤務実態、地域住民との関係、抱えている悩みやストレスについてきめ細かく把握し、実態に見合った勤務管理が必要だ。

日本警察の伝統的な交番や駐在所に関する地域住民の見方も勤務員の考えも、時代の変化と共に変わっていることを忘れてはならない。

② 任務遂行のためには違法行為も

全国の地域警察の任務と運営の基本を明らかにしているのが、地域警察運営規則(国家公安委員会規則)だ。

その第2条には、

地域警察は、地域の実態を掌握して、その実態に即し、かつ、住民の意見及び要望にこたえた活動を行うとともに、市民の日常生活の場において、常に警戒体制を保持し、すべての警察事象に即応する活動を行い、もつて市民の日常生活の安全と平穏を確保することを任務とする。

2 前項の任務を遂行するに当たっては、地域警察官は、地域を担当する自覚と責任を持って、市民に対する積極的な奉仕を行い、市民との良好な関係を保持するとともに、管内の実態を的確に掌握するよう努めなければならない。

とある。

これを受けて道警の地域警察の運営について定めた「北海道地域警察運営規程(訓令)」によると「地域警察官は、地域を担当する自覚と責任をもって、市民に対する積極的な奉仕を行い、市民との良好な関係を保持すると共に、地域社会の実態を掌握し、地域警察の任務を遂行するように努めなければならない」とある。

ここには、地域警察官の使命と責任が高らかに唱えられている。

まことに立派な建前だが、“地域警察の任務の遂行”のためには、違法行為も許されるといった錯覚が現場にありはしないか。

職務が、法律に優先するという錯覚だ。

そうした錯覚は、何も地域警察官だけの問題ではない。

続発する冤罪事件の根底には、そうした警察の思い上がりがある。

警察官が準拠すべきは法律である。正義感でも使命感でもない。

警察官には、こうしたごく当たり前のことが忘れられているのではないか。

警察内部には、**任務遂行のためには違法行為も許される**といった風潮があるのではないか。

③ 警部補の質の低下

地域警察官のうち、巡査部長以上の階級にある者が「地域警察幹部」だ。

今回の問題で深刻なのは、問題を起こした駐在所勤務員が警部補だったことだ。

警察の幹部、とりわけ警部補の質の低下の問題については、当ホームページで

19. 11. 17(土) [警察現場に崩壊の兆し 頻発する警部補の不祥事](#)

と題して指摘したことがある。

この16年間で、警部補だけが14%も増加している。

警部補が倍も増え、部下の巡査部長、巡査が減少することにより、警部補(係長)が指揮する部下の数が減り、なかには部下のいない警部補(係長)が出現した。

階級章は警部補だが、仕事の中身は巡査と同じということになる。

これでは、幹部としての自覚などあるはずがない。

今では、普通に勤務していれば定年退職までには、警部補に昇任できるようだ。

現場で勤務する警察官の処遇の改善は、士気の高揚にはつながるはずなのだが、警部補の評価が下がっては意味がない。

それは、警部補自身が一番分かるはずだ。

続発する最近の警部補による不祥事の要因は、こうした形だけの処遇の改善が必然的に警部補の価値の低下を生み、全体としての警部補の士気の低下を招いていることにあるのではないか。

警部補の質を低下させた最大の要因は、幹部枠の拡大である。

そうした制度を抜本的に見直す必要があることを重ねて指摘しておく。

道警の身内に甘い対応が、問題の根底にある

最近では、警視クラスの不祥事も珍しくないから、警部の不祥事があってもそう驚くには当たらない
といえればそれまでだが、短期間に警部が同じこと繰り返しているのはやはり問題だ。

道警は、少し異常ではないか。

今年3月に発覚した北海道稚内警察署生活安全課長の男性警部(44歳)の問題では、何故か刑事
責任は不問に付され依願退職した。

同警部は、昇任する直前の平成19年~20年に、ホテルで17歳の高校生に1回1万数千円をわた
してみだらな行為をしていたとされる。

今回発覚した40代の警部は、道警函館方面本部の地域課勤務の統括官で札幌東警察署の地域
課長をしていた去年10月以降、家出中だった18歳未満の少女と出会い系サイトで知り合い、およそ
1か月にわたって札幌市内の自宅に住ませ、みだらな行為をした疑いが持たれているという。

おそらく、この警部は警部に昇任して札幌東警察署に配置され、今年の春の異動で函館方面本部
地域課(統括官)に転勤したのだろう。

これは、通常の異動ルートだから勤務成績はまともだったのだろう。

札幌東警察署の地域課は、3交代制で3人の地域課長がいる。

同署には10箇所に分署があるから課長は、大勢の交番勤務の地域警察官を抱える大世帯の責任
者だ。

方面本部地域課の統括官と言え、課長を補佐しながら管内の警察署の地域課長を直接指導する
立場にある。

しかも、40歳代の警部といえ、将来は少なくとも警視に昇任して、定年退職までには署長のポス
トも夢ではない。

若い警察官が、出会い系サイトで知り合った少女と淫行に及んだという話しはよく聞かすが、家出少女
を1ヶ月間も自宅に住ませるとは常軌を逸している。

自分の行為が、一体どんな問題をはらんでいるのかを全く理解していない。

それだけでも警部失格だ。

性的問題は、個人的な嗜好や性癖の問題であり警察官だからといって、世間一般の性的な常識を

守るべきだなどと言うつもりはない。

しかし、それが違法行為となれば問題だ。

一般の市民が、この警部と同じような行為をしたときには、「道青少年健全育成条例違反(淫行)」か「児童買春法違反」の罪に問われ、間違いなく逮捕される。

道警は、前回の稚内警察署の生活安全課長のケースでも、何故か逮捕することもなく立件送致を見送った。

今回も道警はかなり早くに事実を知りながら、未だに捜査もしていないという。

犯罪の容疑があるとき、一般の市民であろうと警察官であろうと公平に取り扱われなければならない。

法を執行すべき立場にある警察官が被告になった裁判では、一般市民に比べて厳しい判決が下されることが多い。

それは、警察官が法の執行者だからだろう。

道警が身内、しかも幹部の犯罪行為を特別扱いしているとすれば問題だ。

少なくとも市民からそう見られるだけでも問題だ。

そうした道警の身内への甘い対応こそが、こうした不祥事が繰り返される要因だ。

そして、それが市民の警察に対する不信感を増幅させている。

ついでに指摘するなら、道警の場合には、警部に昇任するには試験制か選抜制かのいずれかの昇任試験に合格しなければならない。

いずれも警部補の階級に4年以上在級しているという資格が必要だ。

先ほども指摘したが、その警部補の質が低下している。

その中から昇任するのが警部であれば、警部の質も低下するのは当然である。

警部補が警部に昇任したからといって、警部としての自覚を持ち、大勢の部下を指導していけるのか大いに疑問だ。

重ねて指摘するが、今からでも遅くはない。

道警は、幹部の昇任制度と現場の階級構成を抜本的に見直す必要がある。

隠蔽は道警上層部の自己保身

道警の隠蔽体質は、今に始まったことではないが、警察にとって、警察官の不祥事はマスコミに報道されてはじめて不祥事になる。

どうやら、今回の2件の不祥事は、ともに北海道新聞の取材により発覚したようだが、同紙の取材がなければ、この2件は隠蔽されたはずだ。

最初の報道を見ると、道警はいずれの不祥事についても幹部の所属も名前も明らかにしていない。駐在所勤務員の飲酒運転は、1か月前のことだ。

ハレンチ警部の事件は、今年の春先に認知しているという。

道警監察官室は「そうした情報があることは承知しており、現在調査を進めている。現時点ではコメントできない(7月31日 読売新聞)」と何とも歯切れが悪い。

新聞記事の行間からは、慌てふためく道警上層部の報道対応が、ひしひしと伝わってくる。

道警上層部には、隠蔽の成功体験がある。

長年にわたって道警が続けていた裏金システムの真相を隠した。

裏金づくりの真相が明らかになれば、約9億6,000万円の返還だけでは済まなかったはずだ。

稲葉元警部が証言した銃器対策課の数々の違法捜査もヤミに葬った。

これらの真相が明らかになったら道警は、致命的なダメージを受けたはずだ。

道警は、組織を挙げての隠蔽工作で最小限度のダメージに止めることに成功した。

しかし、組織内にはそれを批判する警察官も大勢いることを忘れてはならない。

「市民の目フォーラム北海道」は、早くに今回の2件の不祥事を知っていた。

報道を知った現職警察官からは、ハレンチ警部の実名と職名を知らせてきた。

道警上層部が、成功体験を基に今までのような対応をしていると同じことが繰り返されることは間違いない。

道警の幹部諸君に聞きたい。

隠すことで不祥事がなくなると本気で考えているのか。

そして、それは組織防衛のためなのか、それとも自己保身のためなのか、自分たちが仕事をしてい

る組織に誇りが持てるのか、部下の警察官に法を守れと言えるのか、自らに問い直して欲しい。

道警上層部は、身内に対する甘い対応について厳しく反省するべきだ。

道警本部長は、今回の不祥事をどう説明するのか。

早急に調査し、道民に事実関係と具体的な再発防止策を公表すべきだ。



21. 8. 1(土) 検察・警察は裁判員制度で疑心暗鬼

Nシステムの落とし穴 科学捜査万能は危険

平成21年7月19日、マスコミ各社は警察庁が全国の警察に被疑者等の取調べ時に「Nシステムの記録を示すな」と指示したと伝えた。

Nシステムをめぐるのは、これまでも様々な問題が指摘されている。

Nシステム(自動車ナンバー自動読取システム)とは、警察庁が昭和61年から導入した赤外線カメラによる自動検問装置である。

高速道路や主要幹線道路などに設置されているNシステムを通過した車両(2輪を除く)は、すべて車両ナンバー等が記録され、警察の手配車両のデータ(盗難車、指名手配者の車両、家出入の使用車両、事件容疑者の車両等)と直ちに照会される。

手配車両が通過した場合、同時に車種、所有者、手配理由などが割り出され、付近を巡回中のパトカー等に通報され追跡、検挙などとなる。

重大事件発生時などには、不審車両の洗い出しにも使われ、現場周辺のコンビニ等の防犯カメラの映像の利用と併せて、最近の犯罪捜査の主要な武器になっている。

警察庁は、Nシステムの設置箇所や記録内容などは、捜査活動に支障があるとして一切公表していない。

一説では2,000箇所近くに設置されているとされ、運転者、同乗者の写真も撮影されるとされているところから、プライバシーの侵害ではないかという批判が強い。

ある弁護士は、自動車を運転する者等の肖像権、自由に移動する権利、自己情報のコントロール権利を侵害するものだとしているが、警察庁はいずれも根拠のない主張だと反論している。

検察・警察は裁判員制度に疑心暗鬼

何故、警察庁はこの時期にNシステムの秘密保持を指示したのか。

それは、今年5月から始まった裁判員制度と無関係ではない。

裁判員制度の導入に合わせて改正された刑事訴訟法では、公判前整理手続において、検察側は法廷に提出予定の証拠をすべて弁護側に開示し、提出する予定のない証拠は弁護側が開示請求できるようになった。

加えて、最高裁が警察官の備忘録(メモ類)を証拠開示の対象と認めるなど、裁判員裁判の実施に伴い、捜査資料を被告側にも可能な限り示そうとする裁判所の姿勢に検察・警察が危機感を持っている結果とみられる。

これまでも、実際に刑事裁判でNシステムのデータが開示請求された事例がある。

平成19年に東京・新宿で不動産業者を殺害したとして殺人と死体遺棄の罪に問われた男性の裁判で「取り調べの際、Nシステムに関する資料を示された」として、弁護人がデータ記録の開示を求めた。

東京地裁は昨年8月、「捜査と無関係に記録された内部資料」としデータ自体を開示対象と認めなかったが、データを解析した報告書は対象になると判断した。

請求棄却の理由は、「捜査に重大な支障が生じる弊害を押してまで、この事件で開示すべき必要性はない」だった。

東京高裁と最高裁も弁護側の抗告を退けたため、データは開示されなかった。

このため警察庁は昨年11月、全国の警察に対して、Nシステムのデータ記録について「保秘」の徹底を指示し、供述調書などへの記載を禁じたほか

(1)取調べ中の容疑者に示さない

(2)データは供述の真偽を判断する材料にとどめ、内容を告げたり推認させたりする応答をしないなどと、取調べの留意点を挙げていた。

ついでだが、平成21年7月24日付の北海道新聞は、「裁判員」対象起訴が大幅減の見出しで「裁判員制度の施行から2ヶ月間に起訴された裁判員制度の対象事件は、計276件、月平均は136件で、過去5年間月平均起訴件数258件を大幅に下回った。弁護士らは「検察が裁判員裁判を避けるため、強盗致傷を対象外の窃盗と傷害罪で起訴するなど、“罪名落とし”をしていると指摘している。」と伝えた。

この“罪名落とし”は、警察の専売特許かと思っていたらそうではなかった。

もっとも、両者の理由はそれぞれ異なる。

警察のそれは、凶悪犯罪の発生を抑えることにより凶悪犯罪の検挙率の低下を防ぐことにある。

事件が未解決のときに、例えば、殺人未遂→傷害、強盗→窃盗と暴行あるいは恐喝、放火→不審火(原因不明火災)などに“罪名落とし”をやる。

凶悪犯罪の発生を少なくすれば、検挙率は上がるというわけだ。

警察の犯罪統計の“まやかし”は、こうしたところにも隠されている。

検察の“罪名落とし”の理由は、誤魔化しの効かない裁判員の目が恐ろしいのかも知れない。

いずれにしても、罪名が警察・検察の恣意的な判断で変わるというのも、何とも権威のない話してみっちい。

裁判員制度は、検察・警察の捜査に確実に影響を与えている。

さらに、取調べの全面可視化(取調べの録音・録画)が実施されると、検察・警察の捜査に決定的な影響を与えることが予想される。

検察・警察が“疑心暗鬼”になるのも無理はない。

Nシステムは「頭隠して尻隠さず」状態

平成20年警察白書で、警察庁はNシステムについて、次のように説明し自動車ナンバー自動読取システムの整備状況は、全国で776カ所としている。

自動車盗や自動車を利用した犯罪を検挙するためには、通過する自動車の検問を実施することが有効である。

しかし、事件を認知してから検問を開始するまでに時間を要するほか、徹底した検問を行えば交通渋滞を引き起こすおそれがあるなどの問題がある。

このため、警察庁では、昭和61年度から、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めている。

しかし、Nシステムをめぐっては、全国で様々な問題が起きている。

平成18年には、愛媛県警の捜査一課の警部が、ウィニーを使用した際にコンピュータウイルスに感染し、Nシステム関係の書類等がインターネット上に流出した。

流出したデータの中には、Nシステム登録車両無線手配依頼書、捜査対象車両検索申請書、愛媛、香川、徳島の国道及び高速道路を通過した車のナンバープレート情報と通過日時が記録されたファイル等が含まれていた。

平成19年には、警視庁北沢署地域課の巡査長の私物パソコンから、ファイル交換ソフト「ウィニー」を通じて流出したデータの中に、Nシステムの設置場所が記載された資料が含まれていた。

その資料によると、Nシステムは全国1,017カ所に設置され、道路名や車線、詳細な住所のほか、予算年度、運用開始年月日、費用の負担先、管轄する警察署などが細かく記載されていた。

警察庁が明らかにしているNシステムの設置台数は、平成18年度末で国費分が730台、都道府県費や国の補助金分が257台。

設置場所や自治体別の数などほかのデータは公表していない(平成19年6月13日 共同通信の記事から)。

平成21年2月には群馬県警が、誤って関係のない車を手配車両に登録するというミスをしたため、群馬県が裁判で損害賠償命令を受けた事例もある。

前橋市の男性会社員が、自分の車を群馬県警がNシステムの手配車両に登録したため、9時間に4回も職務質問を受けたとして、県などに100万円の賠償を求めた訴訟で、東京地裁は17日、県に10万円の支払いを命じた。

判決によると、県警は平成18年5月21日午前9時55分までに男性の車を誤って手配車両として登録。

男性は盗難車の疑いがあるとして、同日午後7時までに4回職務質問された。

奥田裁判長は「9時間近く登録を解除しなかった結果、職務質問を受けて精神的苦痛を被った」と認定した。

職務質問を受けたのは反警察の集会に向かう途中で、男性側は「参加を阻止するために故意に登録した」と主張したが、判決は認めなかった。

男性は「納得できない」と話し、控訴する方針だ(平成21年2月17日付け毎日新聞から)。

このほか、雑誌やインターネット上には「Nシステムマップ」なるデータも掲載されている。

警察庁は設置箇所などを公表していないとしているが、設置場所も関心がある国民であれば容易に知ることができる。

Nシステムは、いまやもう秘密ではない。

国民周知の事実だ。秘密だと思っているのは警察だけだろう。

問題は警察が、それを何にどのように使われているのかである。

警察官の素行調査に使われるNシステム

平成11年9月、新潟県警の警察署の課長(警部)が女性警察官との交際をめぐり辞職したが、新潟県警がこの課長の自家用車の動きをNシステムで追跡していたことが新潟日報のスクープで明らかになったことがある。

同じようなケースはまだある。

いずれも、現場の警察官が懲戒免職処分の取消しを求めて県警と争ったケースである。

平成16年3月、群馬県警の警部補が女性と不適切な交際を続けていた等の理由で懲戒免職になったが、この警部補は自分の行動が県警のNシステムで監視されていると考え、自分の使用している車にニセのナンバープレートを取り付けて走行した。

この行為は警察官としてはいささか問題だが、県警はこれを「道路運送車両違反」としてその車を差押さえようとした際に、同警部補が捜査員に抵抗したとして公務執行妨害で逮捕した。

前橋地検は、公務執行妨害については処分保留で釈放し起訴猶予処分になっているが、同警部補は、「警察組織は私を何とか組織から排除しようと、私服による目に見える監視をつける一方、『Nシステム』で監視していたのです。あまりにも監視がきついので、この監視から逃れようと私が考えたのが、このナンバー取り付けだったのです」と語っている。

平成18年6月、高知県警の巡査部長が女性との不適切な交際等を理由に懲戒免職になったが、県警監察課の監察官から取調べを受けた際に「Nシステムで記録された自分の車の高知自動車道での走行状態が記録されたデータを見せられた」と説明している。

同巡査部長によると、そのデータはA4版数枚で、自分の車の車両ナンバーと高知自動車道の土佐市内のポイントを過去3年間に通過した時間が印字され、その回数は50～100回に及んでいたという。

なお、高知県警は、同巡査部長を収賄の疑いで書類送致したが、高知地検は平成20年1月末に、同巡査部長を1度も取り調べないまま、起訴猶予処分で終わらせている。

平成21年3月、現職警察官でありながら、愛媛県警の裏金疑惑を告発した仙波敏郎巡査部長が定年退職したが、その著書「現職警官『裏金』内部告発」(講談社)の中で、Nシステムと「ココセコム」というGPS(全地球測位システム)について「私が車でどこかに出かけると、その周辺で私と接触した可能性のある人物のところに警官がやってきて『仙波と会ったか』と執拗に訊ねるようなことが何度もあった。これらのシステムで、私が監視されていた可能性はきわめて高い。定年退職後も、あるいは監視が続けられているかもしれない」と書いている。

このように、Nシステムが犯罪捜査以外の目的に使われていることは間違いない。

ここで掲げたのは、警察が警察組織から排除したい警察官の行動確認にNシステムが使われたケースだが、警察に批判的な国民や団体の行動確認に使われないという保障はない。

さらに考えるなら、Nシステムでは運転者と助手席同乗者を含む車両前面が撮影されるとされているから、場合によってはこれを利用してその人物のスキャンダルを暴くために使うこともできる。

私たちのプライバシーが、知らない間に権力を持っている警察に記録されることはかなり危険なことである。

警察のNシステムへの過信

7月18日、千葉市の団地で店員豊田愛子さんが殺害され、次女の智美さんが連れ去られて事件で、千葉県警は殺人と逮捕監禁容疑で智美さんの元交際相手の仲田敬行を指名手配したものの、容疑者は千葉県警の緊急配備をかいぐり、5日後の23日に沖縄県那覇市内で逮捕され、智美さんも保護された事件があった。

報道によると、この事件が起きる前に、仲田容疑者は7月にも智美さんを車で愛知県まで連れ回したことがあり、智美さんが千葉県警にストーカー被害の相談をしていたというから、そのときの千葉県警の対応も問題がある。

ここではマスコミが伝える情報に従って、事件発生から容疑者の逮捕までの警察の対応に問題がなかったのかをマスコミ各社の報道から検証してみよう。

① 千葉市(千葉県)で殺害事件が起きたのは18日午前9時20～30分ころ、容疑者の車はさいたま市の浦和インター(埼玉県)から東北自動車道に入り、18日正午には佐野藤岡インター(栃木県)で、東北自動車道を降りていることがNシステムで確認された。

現場から東北自動車道の浦和インター(埼玉県)までの逃走経路は明らかではないが、現場近くの千葉北インターから高速道路に入ったとすると佐野藤岡インターまでは、約125キロ、1時間45分の距離である。

② 事件発生後に、千葉県警の捜査本部が容疑者と車両を特定してNシステムに登録するには、どんなに急いでも数時間はかかる。しかも、逃走経路は、千葉県警～警視庁～埼玉県警～栃木県警の管

轄区域にまたがっている。おそらく、千葉県警が関係する県警に手配したのはかなり遅くなっているはずだ。現に、千葉県警の捜査本部が容疑者の逮捕状を取ったのは19日の遅くなってからで、全国に容疑者を指名手配し、その車両の写真を公開したのは7月20日になってからだ。

③ 千葉県警捜査本部は、7月18日正午ごろに容疑者の車が、東北自動車道佐野藤岡インターを降りたことを確認した。これはおそらく栃木県警がNシステムで確認し千葉県警の捜査本部に通報したのだろう。22日の報道では、同捜査本部が佐野藤岡インター周辺に捜査員を派遣して、宿泊施設やガソリンスタンド、コンビニエンスストアなどの聞き込みを続けているとしている。千葉県警の捜査本部は、周辺のNシステムでは容疑者の車が確認されてないことや、事件後容疑者がATMを使って現金を引き出したり、ガソリンスタンドなどに立ち寄った形跡はないとし、容疑者と智美さんが同インター周辺から動いていないと判断した。

④ 千葉県警捜査本部は、7月19日午前4時30分ごろ、同容疑者が佐野藤岡インター付近のガソリンスタンドで給油していたことを確認した。これを最後に同容疑者と智美さんが足取りは不明になる。

⑤ 逮捕後の取調べで、逃走に使った車両は同インター付近の山林に放置したことが判明、7月24日になって施錠された状態で発見された。千葉県警の捜査本部は、容疑者がレンタカーを借りた形跡もなく、同インター付近に高速バスの乗り場があるところから、栃木県から高速バスで羽田空港まで移動した可能性があるとしている。

⑥ 逮捕後の取調べで、容疑者は栃木県内で衣服や靴を購入し、姉名義のクレジットカードで那覇行きの航空券を予約し、同名義でのクレジットカードで支払い、19日午後1時過ぎの便で羽田から那覇に向かったことが判明した。同容疑者は沖縄入り後、智美さんに消費者金融から50万円を借りさせている。

⑦ 千葉県警の捜査本部が、容疑者が那覇市内に現れたことを知って、捜査員を派遣したのは容疑者が羽田空港を飛び立った3日後の22日夕方だった。容疑者は23日午後4時30分ごろ那覇市内で逮捕され、智美さんも保護された。

こうした捜査の経過を見ると、容疑者は警察の動きを予想して行動していることが分かる。

警察が、Nシステムで追跡することも計算済みだ。

19日の早朝にガソリンスタンドで給油しているのも、警察を欺瞞するためだろう。

警察の方は、周辺のNシステムで容疑者の車の動きが確認できないから、容疑者がまだその周辺に潜伏していると判断している。

しかし、佐野藤岡インター付近の捜査でも山林に放置された車も発見できなかった。

千葉県警の捜査本部が栃木県警の管内にどのくらいの捜査員を派遣したのかは不明だが、本来であれば、栃木県警が自らの事件として徹底した捜索を展開すべきであった。

なぜなら、智美さん誘拐・監禁事件は、現に継続中の事件で現場は栃木県警の管内であったからだ。

佐野藤岡インター付近の大々的な捜索を実施すれば、車も容易に発見できたはずだ。

警察庁は、平成20年警察白書において、科学捜査力の強化を推進するとして、次のように述べている。

匿名性の高い犯罪の出現や裁判員制度の導入により、従来にも増して客観的証拠の収集が必要とされていることから、警察では科学技術を活用した犯罪捜査を強化するとして、フラグメントアナライザーと呼ばれる自動分析装置を用いたDNA型検査法や防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像を科学的に個人識別する三次元顔画像識別システムを導入し、犯人特定に大きく貢献している。～中略～極めて微量かつ微細な鑑定資料の分析や、被害者と犯人とのつながりが薄い事件等、通常の捜査では解決困難な事件でその効果を発揮するプロファイリング等、多種多様な科学技術を犯罪捜査に活用し、多くの事件を解決に導いている。

平成21年5月には裁判員制度が導入されることとなるが、指掌紋の自動照合やDNA型鑑定等の科学捜査による客観的立証は、裁判員の的確な心証形成にも大きく資することが期待され、今後も科学捜査力の強化を推進していく必要がある。

Nシステムも、科学技術を捜査に利用する一環として導入されたものである。

しかし、千葉市の団地殺人事件の捜査では、千葉県警の捜査本部はNシステムを過信し判断を誤っている。

捜査の基本は、現場捜査を徹底することにある。

それが全ての出発点だ。それを補足するのが科学技術である。

最近の捜査では、現場周辺の聞き込みや現場の搜索といった地道で時間と労力を要する基本捜査をおろそかにしてはいないか。

科学捜査という名の下に、防犯カメラの映像集めやNシステムの利用といった安易な捜査手法に頼っているとしたら問題だ。

先の足利事件のDNA鑑定の誤りによる冤罪事件に見られるように、科学捜査万能は極めて危険だ。

捜査の現場からは、「最近の捜査員はパソコンのキーボードを叩いて机にへばりついている」と嘆く幹部の声も聞こえる。

これでは、有能な捜査員が育つはずがない。

今回の事件では、智美さんは母親を殺害された直後に誘拐され、身の危険を感じながらも5日間も監禁され逃げ出すこともできなかった。

殺害されなかったのが不思議なくらいだ。

何故、容疑者を早期に逮捕できなかったのか、関係した県警の連携に問題はなかったのか、千葉県警と警察庁はその原因を調査し公表するべきだろう。



21. 7. 20(月)足利事件の菅家利和さんを励まし

取調過程の全面可視化を求める緊急集会

平成21年7月17日 午後1時30分から 札幌弁護士会主催で「足利事件の菅家利和さんを励まし取調過程の全面可視化を求める緊急集会」が札幌市中央区の北海道厚生年金会館で開かれた。

集会には、平成2年5月に発生した少女誘拐・殺人・死体遺棄事件(いわゆる足利事件)で本年6

月 23 日、再審開始が決定した菅家利和さん(62 歳)のほか、足利事件弁護団の佐藤博史弁護士、同 笹森学弁護士が約 300 人の聴衆前に、足利事件について詳しく説明、冤罪の防止には取調べの全面 録画が必要だと訴えた。

第一部では、佐藤弁護士が「足利事件・DNA鑑定と自白」と題して講演した。そのなかで、佐藤弁護 士は、当時の捜査にはDNA鑑定以外にも警察の取調べ、裏付け捜査等にも多くの問題があると指摘 したほか、足利事件の 2 年前に起きた飯塚事件(平成 4 年 2 月 20 日、福岡県飯塚市の女兒 2 人(当 時 7 歳)が登校中に行方不明になり雑木林で殺害された事件)にも言及した。

この事件で死刑判決を受けた男性は、終始否認を続け、冤罪を主張していたが、再審請求を前に昨 年 10 月 28 日に刑が執行された。

この飯塚事件でも足利事件とほぼ同時期に、同じ「MCT118」という検査法を用いて DNA 型鑑定が実 施された。

佐藤弁護士は、この死刑執行は国家による殺人ではないかと厳しく指摘し、冤罪事件をなくするた めにも、足利事件の再審では冤罪のウミを出し切らなければならないと主張した。

第二部では笹森学弁護士が、菅家さんから警察官の取調べの様子、自白した理由、刑務所での様 子等を聞いた。



(写真は笹森弁護士の質問に答える菅家さん)

最後に、札幌弁護士会の竹中雅史弁護士が「取調の可視化に関するアピール」を宣言し閉会した。

札幌弁護士会の説明によると、本年4月、参議院は、昨年6月に続き、被疑者の供述及び取調べの状況のすべてについて全面的可視化を義務づける法案を可決している。

さらに、取調べの可視化を求める請願署名が約112万筆にのぼり、本年5月、衆議院議長に提出されるなど、取調べの可視化実現に向けた市民の要求も高まっているという。

集会の様子は、近くこのホームページに動画で掲載する予定である。

なお、足利事件については [このホームページ](#)

21. 6. 10(水) [足利事件の菅家利和さん釈放](#)

またもや冤罪か 今こそ、取調べの全面可視化を！

で詳しく説明しているので参照されたい。



21. 7. 20(月) [「嘘つきは警察官の始まり」](#)

名古屋高裁判決「警官証言は虚偽の可能性」

宮崎学氏の著書に「警察官の犯罪白書」(幻冬舎)がある。

タイトル自体がショッキングだが、その中に「嘘つきは警察官の始まり」という章がある。昔は？ウソつきは泥棒の始まり(平気で嘘をつく人は、盗みをする事さえ悪いことだと思わなくなってしまう)と親

から諭された人も多いただろう。

宮崎さんによると警察官＝泥棒となるのか。

ひとりの人間としての警察官は、ウソつきではない。

おそらく、多くの警察官は自分の子供には「ウソをつくな」と躑躅しているに違いない。

何故、警察官はときとして平気でウソをつくのかわ。

それは警察官が、日頃から自分の顔ではなく、警察という仮面を被って仕事をしているからだ。

警察という仮面を被って仕事をする警察官にとっては、「ウソも方便」となる。

だから平気でウソがつけるのだ。

そして、組織の不祥事が問題になったときには、沈黙するかウソをつかないと組織内では生きていけない。

組織から指示されれば偽証さえする。

組織防衛のためであれば、躊躇しないで偽証する。

これが、証言台に立つ警察官の基本的な立場だ。

宮崎学氏の「警察官の犯罪白書」の「嘘つきは警察官の始まり」では、神奈川県警、福岡県警の数々の不祥事を取り上げ、警察が組織的にそれを隠蔽しようとした事実を指摘している。

北海道警察でも、平成9年11月、北海道警察本部銃器対策課が小樽港でロシア人船員をけん銃の不法所持の疑いで逮捕したが、銃器対策課の捜査員4人が逮捕現場で捜査に協力していたパキスタン人の存在を隠すため、その裁判で「パキスタン人はいなかった」と偽証した事実が発覚している。

警察官の証言は虚偽の可能性がある

7月7日、名古屋高裁は「警察官の証言は虚偽の可能性がある」として、公務執行妨害事件に関して、一審の岐阜地裁の有罪判決を破棄して、逆転無罪判決を言い渡した。

地元の中日新聞が詳しく伝えているのでそれを引用させていただく。(ここから、引用)。

岐阜県警岐阜北署の巡査長から職務質問された際に暴行したとして公務執行妨害罪に問われ、一審の岐阜地裁で罰金30万円の判決を受けた岐阜市南蝉1、無職永井敬司郎被告(72歳)の控訴審

判決。

名古屋高裁は7日、「捜査長の証言は信用できない」として逆転無罪を言い渡した。

下山保男裁判長は「捜査長は、職務質問の後に永井被告にけがを負わせていたことから、対応の是非を問われかねず、先に暴行を受けたと虚偽の証言をしている可能性がある」と指摘した。

永井さんは、昨年8月27日午前10時ごろ、自宅近くの路上で孫らにチャイルドシートを着けさせずに乗用車を運転。捜査長らに運転免許証の提示を求められた際、捜査長に暴行を加えたとして逮捕、起訴された。

永井さん側は、「暴行をした事実はない」と無罪を主張。

一審の岐阜地裁は「胸を突かれたという捜査長の証言は信用できる」と有罪としたため、永井さんが控訴していた。

名古屋高検の田内正宏次席検事は「判決内容を慎重に検討の上、適切に対処したい」とコメントした。

◆永井さん「一審はあまりに一方的」

公務執行妨害罪に問われ、名古屋高裁で逆転無罪判決を受けた永井敬司郎さんは、7日、自宅で「適正な判断をする裁判官に出会えてありがたい」と喜びを静かに語った。

「最高裁までやる」と覚悟していた永井さん。

「無罪と言われて、あっと驚きました。裁判所に思いが伝わった」と胸をなで下ろした。

弁護人によると、永井さんを投げてけがを負わせたとされる岐阜北署捜査長は、当初は「両手首をつかんで投げた」としていたが、後に「腰に乗せて投げた」などとした。

一審判決は「信用性は高い」としたが、二審では「信用できない」とした。

永井さんは「一審判決はあまりに一方的。警察側はけがをさせたことを隠すために、私が暴行したと、でっち上げたのでは。ようやく適正な判断をしてもらえた」と話した。

逮捕から約10カ月間は「本当につらかった」と振り返る。

大手総合建設会社を定年退職後、地元の老人会などで熱心に活動していた。

しかし、保釈されるまで24日間拘束され、刑事が近所を聞き回り、何者かに逮捕記事のコピーを「町内の恥」とばらまかれたこともあった。

「それでも、私は何もしていないから堂々としていた」と胸を張った。

永井さんによると、岐阜地検では検事に「認めなければ起訴する」「どうしても(警察官を)突いたと言えないのか」などと自白を迫られたという。

「支えてくれる人たちがいたからがんばれた」と、妻も口をそろえた。

主任弁護人の横山文夫弁護士は「警察官と市民がからむと裁判所は警察官の証言を信じ、公平に見てくれない印象がある。二審はしっかり判断してくれた」と話した。

今回の事件を所管する岐阜県警刑事部の苅谷司郎参事官は「判決文を見ておらず、現段階でのコメントは差し控えたい」とした。(引用、終わり)

裁判長は、この判決で「虚偽の証言をしている可能性がある」としているが、この巡査長の個人的な判断で偽証したのだろうか。

最近、刑事の裁判や警察官等が原告や被告になる民事の裁判で、現職警察官や警察官OBが法廷で証言台に立つことが多い。

警察官が裁判所から証人として出廷を求められたとき、警察官等は決して自分だけの判断で応じることはない。

必ず、都道府県警察本部の監察官室(課)で訟務担当者と綿密な打ち合わせの上で、その指示の下で証言するのだ。

場合によっては、裁判に提出する陳述書の内容のチェックや反対尋問を予想したりハーサルが行われるケースもある。

以下に、道警の裏金疑惑に関する現場の捜査員の証言と道警のナンバー3の立場にあった幹部の法廷での証言を紹介する。

謝礼を渡した協力者の顔を記憶してない現場の捜査員

北海道で道警の裏金問題に関連して、初めて現職の警察官が札幌地裁の証言台に立った。

平成17年5月12日、道警の裏金疑惑の発覚の発端になった旭川中央警察署に平成9年当時勤務していた刑事一課の係長(警部補)である。

この訴訟は、同署の会計書類で勝手に名前が使われ、精神的な苦痛を受けたとして、北海道上川管内の男性が北海道に70万円の損害賠償を求めた訴訟である。

一連の道警の裏金訴訟で、現場の捜査員に対して証人尋問が行われたのは初めてであった。現職警察官の証言は、全国でも高知県警の裏金疑惑がらみの情報開示請求訴訟に次いで二例目だという。

旭川中央署の裏金疑惑については、道警が平成16年5月に北海道議会の総務委員会で内部調査結果を報告し、私的流用はなかったとしながら、組織的な裏金づくりが行われていたことを認めていた。

そのこともあって、この捜査員は「鉛筆で下書きをした書類を月に2、3枚、上司の刑事一課長から渡されて、清書した」と裏金づくりに関与した旨を証言しながら「下書きをしたのは誰か分からない」と会計課の関与についてはぐらかし、正規の手続きで捜査用報償費を支出したことがあるかとの質問に対しても「あるとも、ないとも答えられない」等とあいまいな証言を繰り返した。捜査協力者の実態やその運用について聞かれると答弁に窮する場面も見られた。

裁判官から、(法廷にいた)原告の顔を見たはずだが、平成9年9月当時、窃盗に関する情報提供を受けて、謝礼として現金1万円を支払ったことがあるかと質問され、証人は「原告の方のお顔を拝見させて頂きましたが、やはりちょっと記憶にありません」と答えている。

この訴訟は、平成17年8月18日に原告勝訴の判決が言い渡された。

その判決で、裁判長は証人の証言についてこう指摘している。(■は証人の名前)

■は、その証人尋問における供述及び同人作成の陳述書において、旭川中央署で勤務していた6年間において、捜査協力者から窃盗に関する捜査情報の提供を受け、謝礼として現金を交付したことはあるものの、時期が不明であり、また、原告と会ったことがあるかどうか分らず、本件支払精算書の写しの内容にも確かな記憶がないため、原告から窃盗に関する捜査情報の提供を受け、同人に対し謝礼として現金1万円を支払ったかどうか分からないなどと曖昧な供述に終始するにとどまっているのである。

しかしながら、■は、旭川中央署で勤務していた当時、年間で15、16人いた捜査協力者のうち現金を渡したのは2、3名であり、現金を渡した回数も年間2、3件にとどまること、■は、捜査協力者として

扱うには、人物として信頼性があり、信頼関係が持てることや、提供された情報の信頼性があることを要する旨を供述しているのである。

そうすると、■が旭川中央署在職中に捜査協力者として現金を渡した人数は、延べ 12 名ないし 18 名程度にすぎないことになる。

しかも、本件事実は、平成 9 年 9 月に原告から、窃盗に関する捜査情報の提供を受け、捜査用報償費を支払った等というもので、人物と時期の特定があり、■が捜査協力者に捜査用報償費を支払う以上、その捜査協力者は、■が信頼できる人物であるか、又は提供された情報の信頼性が捜査用報償費を支払うに値するものであったはずであることになるから、本件事実が真実であれば、■は、本件訴訟の証人尋問期日までに、そのような関係にあったか、又はそのような情報提供を受けた人物に関する記憶を喚起するか、又は本件訴訟の証人及び本人尋問の期日において原告を現認した上で供述した際に、原告についての記憶を喚起することができたはずである。

現に、北海道警察本部長が、旭川中央署捜査用報償費問題について調査を行った際に、■と同様に捜査用報償費の捜査協力者への支払の有無を問題とされ、平成 7 年 5 月当時に捜査用報償費を謝礼として捜査協力者に間違いなく支払っていると説明した捜査員 1 名は捜査協力者の実名の記憶はないとするものの、当時の事件の内容、捜査協力者と接点を持つに至った経緯、捜査協力者の人物像、情報の内容、謝礼の交付状況等について具体的に説明しており、その事実確認を行った結果、該当する事件の捜査事実が確認されているのであり、同様の状況にあり、平成 7 年 5 月より近時である平成 9 年 9 月の行為が問題となっているにもかかわらず、■は、前記のようなあいまいな供述に終始しているのである。

■は、眉らの現在の記憶が不明確であったとしても、本件事実が存在するのであれば、本件訴訟が提起された後であっても、■自身の証人尋問期日までに相当の期間があったのであるから、平成 9 年 9 月当時に■自身が捜査していた事件、その内容や状況等につき子細に再度調査して、当時行っていた事件の捜査と本件事実との何らかの関連性の手がかりや裏付けが得られたはずであると考えられるところ、■自身が調査しても、本件事実と当時の事件の捜査との関連性が確認できなかったとすれば、本件事実が存在しなかった蓋然性は極めて高いものであるといわざるをえないものである。

そうであるとすれば、■自身は、調査の結果、本件事実が存在しなかった蓋然性が高いことを認識しながら、あえて、本件事実の存否について断定や判断を避ける供述に終始していることになるので

あるし、あるいは、あえて平成9年9月当時の事件や捜査について詳細な調査や記憶喚起は行わず、本件事実の存否について具体的に供述することを避けているものと考えざるを得ないのである。

平成2年当時、旭川中央警察署長を務めた原田宏二氏は、同署では捜査用報償費は全額裏金化されており、その一部が各課に運営費の名目で配分されていた事実はあるが、当時の捜査の現場には、情報を金で買うといった発想は皆無で、捜査協力者に謝礼を支払う考えもなかった。

さらに、警察署の現場の警察官は捜査用報償費という予算の存在すら知らなかったし、捜査用報償費が末端に行き渡らなくても、それなりの実績を上げていたと指摘している。

道警の内部調査でも、平成10年度～平成12年度の捜査用報償費の裏金率は99.1%だったとしている。

つまり、捜査用報償費のほぼ全額が裏金となっていたのである。

しかし、道警は捜査用報償費という予算が存在する以上、組織的に管理する「捜査協力者」が存在し、それらに「偽名」を使って協力者に謝礼が支払われているという虚構の論理で組織防衛を意図していた。

このため、現場の捜査員が証言台に立ったときには、道警の方針に見合った証言をせざるを得ないのだ。

証人が原告に1万円の謝礼を支払ったとする支払精算書を作成しながら、それを受け取ったことになっている原告の顔を見せられても「記憶にない」と苦しい証言せざるを得ないのはそのためだ。

この証人は、おそらく1万円が何に使われたかは知らないはずだ。

実際は、旭川中央署の副署長の金庫に収められ、署長等のヤミ手当や賄別、官官接待や内部の飲み食いの一部になっていたのだ。

心ならずも裏金づくりに荷担させられ、それが発覚すると証人に引っ張り出され、裁判で厳しく追及される。これが裏金づくりに関与した現場の警察官の姿である。

さて、一方その裏金を使っていた道警の上層部は、組織的な裏金システムについて証言台ではどんな証言をしたのか。

上層部は裏金を知らなかった

平成18年5月31日に道警元総務部長佐々木友善氏が、2冊の書籍の3カ所は捏造記事であり名誉を毀損されたとして、出版社である旬報社、講談社のほか、著者である当時の道新報道本部次長等2人の記者及びその雇用者である北海道新聞社を相手取り、600万円の慰謝料の支払いなどを請求した訴訟での道警元総務部長佐々木友善氏の「裏金を知っていたかどうか」に関する証言の要旨である。

これについては、既にホームページに掲載したところだが、今回もあえてその一部を抜粋させていた。

(馬場弁護士は北海道新聞の代理人、安田、市川弁護士はこの訴訟の補助参加人の代理人、清水弁護士は記者2人の代理人、斎藤弁護士は原告代理人)

【第12回口頭弁論(平成20年9月29日)の証言から】

馬場弁護士 でも、あなたは署長や副署長の経験があるでしょ。あなた自身も裏金作りに関与していませんでしたか？

佐々木 その点は今回の裁判の争点事実と関係ないと思いますが。

竹田裁判長 あなたは現役時代、道警が裏金作りをやっていたという認識を持っていたのかどうかを聞いているんですよ。

佐々木 そういう認識は持っていませんでした。

馬場弁護士 道の監査結果は読んだか

佐々木 そういう記事は読んだが、詳しい内容は承知していない。

馬場弁護士 元いた職場の出来事でしょ。自分も携わっていた調査だ。関心を持っていて当然だと思うが。

佐々木 私がさまざまな記事を読んだ範囲では、監査結果そのものを見た記憶はない。

馬場弁護士 監査報告によると、あなたが副署長、署長をやっていた職場で、あなたの在任中に不正支出をしているんですよ。それでもあなたは、裏金作りに関与していた認識はないのか？

佐々木 はい。

馬場弁護士 報告書では、全組織で幹部が関与する形で裏金を作ってたっていう趣旨のことが書いてあるんですが、それでも知らなかったというの？

佐々木 はい。

馬場弁護士 道警総務課時代、あなたの上司で原田さんがいたと思うが、原田さんはこの裁判で、「総務課時代も裏金を作っており、佐々木さんにも渡していた」との陳述書をあげている。

佐々木 その陳述書をウソと言う気はないが、そんな金を預かっているという認識はなかった。もう20年以上も前の話だ。

馬場弁護士 餞別やヤミ手当を受け取っていたともあるが。

斎藤弁護士 裁判長、まったく争点事実と関連がありません。

竹田裁判長 原告が裏金づくりに関与したっていう認識がないといっているから、じゃあホントですかということも聞いています。確かに本件争点の発言内容に関わる背景事情ではあるけども、もうちょっと端的に聞いてください。

安田弁護士 裁判長。原告は20～30年前で忘れたといっているのだから、具体的な事実を当てて記憶を喚起する、というのは尋問の手法の一つとして認められるべきと思いますが。

竹田裁判長 それはわかっている。その上で端的に聞いてくださいということです。

馬場弁護士 裏金がどう使われたか、などについても報告書が上がっているが、こういう風に使うのは元警察官としてどう思うのか。横領とか詐欺になるとか思わなかったか。(斎藤が「ちょっとそれは」というジェスチャー)いや、これは道警が犯罪的なことをやってるかどうか…

清水弁護士 組織的な裏金作りが認定されたということは、あなたは道警という組織に騙されていたことになる。

佐々木 そのような認識はありません。

清水弁護士 実は元から裏金を熟知していたから、騙されていたと思わないんでしょ。

佐々木 そんなことはない。

清水弁護士 でも、裏金の返還については特段抗議することもなく、支払ったということは、その決定を受け入れたっていうことですよ。私は40年以上も道警に勤めてきて、こんなことになるなんて、という

忸怩たる思いでもあったのか。

佐々木 道警は組織も大きいし、いろいろあるだろうし、結論が出た以上はそれに文句は言わないものです。

清水弁護士 あなたのようなまじめな人が、なぜ道警に抗議しなかったのか。

佐々木 その調査結果が出た以上は仕方がないから。

清水弁護士 でもあなたは再三にわたって「不正はない」といっている。組織に言わされ続けたんですよ。

佐々木 そんなことはない。

【第13回口頭弁論(平成20年12月1日)から】

市川弁護士 では、公安二課次席時代、不正経理を見聞きしたか。

斎藤弁護士 異議。関係ないでしょ。

市川弁護士 原告が裏金をどれだけ知っていたかを聞くためだ。

佐々木 記憶にない。

市川弁護士 異動の度に上司の席で饞別を受け取ったことはあるか。

斎藤弁護士 異議。まったく無関係でしょ。

竹田裁判長 裏金に関する認識の有無の確認ということでしょ。簡単に答えて。

佐々木 饞別は友人や先輩、後輩からもらったことはある。上司の席に呼ばれてというのは記憶にない。

市川弁護士 で、激励慰労会に出たことは？

斎藤弁護士 異議。関係ない。立証趣旨は。

市川弁護士 慰労会に出席したかどうか確認しないと、裏金について虚偽をいっているかどうか確認できない。

竹田裁判長 間接事実の確認です。(斎藤弁護士は)いちいち止めないで。

佐々木 出席したことはある。

清水弁護士 原田さん(元道警釧路方面本部長で、原告佐々木が道警総務課調査官当時の総務課長)が出した陳述書で、総務課の裏金の使い方、調査官クラスで2万円など、あなたを名指している。裏金の受け取りや金庫番の前での出来事などだ。これは事実か。

佐々木 これはホントにあったこととなかったことの両方が書かれている。調査官として毎月2万ももらってなかった。現金を受け取ったことはあるが、それが裏金との認識はなかった。

この問題では、平成20年7月14日の第10回口頭弁論で、道警の裏金疑惑が発覚時、北海道警察の最高責任者として、その対応にあたった元道警本部長の芦刈勝治氏が証言台に立ち、市川弁護士から「最終的に道警は不正経理があったことは認めるが、最初の報道の時点では本当に知らなかったのか」と質問され、芦刈は「はい。当時の議会答弁の時は(不正経理の存在について)露ほども知らなかった。今となってはお恥ずかしい限りだ」と答えている。

この2人の証言は、道警の裏金疑惑に関して、北海道監査委員が指摘した内容とも、道警の裏金疑惑を告発した元道警釧路方面本部長原田宏二氏の証言とも異なる。

少なくとも、道警の裏金疑惑が発覚した平成15年11月末現在及びその以前に警部以上の立場にあった警察職員(OBも含む)で裏金の存在を知らなかった者はいないはずだ。

平成16年11月22日付の北海道警察予算執行委員会の「捜査用報償費等特別調査結果報告書」によれば、平成10年度から12年度まで不適正な予算執行が、それぞれの部署において慣行的、組織的に行われていたとしたうえ「平成13年度以降は警察改革や全国的な職務倫理の徹底の機運の中で、予算執行責任者である所属長自らの予算執行についての意識改革や捜査諸雑費制度が導入されたことも職員一人一人の意識改革の契機となり、年を経るごとに改善されてきた」とある。

しかし、警察改革は、自然発生的に始まったものではなく、平成12年7月の警察刷新会議の「警察刷新に関する緊急提言」がきっかけに警察庁の主導で始まったものだ。

この提言は、「警察の予算執行について、国民の間に根深い不信感が明らかになった」と指摘している。

つまり、警察で裏金づくりが行われているとの不信感が国民の間にあるという指摘だ。

これを受けて、警察庁は7月30日全国本部長会議で警察庁長官が訓示の中で適正経理に言及、5月11日の全国総務・警務部長会でも「警察全体の金の使い方を根本的に改革しなければならない」との指示が行われていることが、警察の内部資料で明らかになっている。

芦刈氏は、平成12年から同13年にかけて京都府警本部長だった。

当然、全国本部長会議にも出席しているはずだ。

ちなみに、京都府警では平成16年に国費旅費の一括管理による組織的裏金づくりが発覚している。

佐々木氏は、平成12年当時は北海道警察本部警備部長、同13年からは道警最大規模の札幌方面中央警察署長を務めている。

ちなみに、同署については、道警の内部調査で平成10年度から13年度までの裏金づくりが確認されている。

2人の証言の真偽に関しては、前述の現場の警察官の証言と異なり、この訴訟の判決では触れられてはいないが、いずれにしても、警察の最高幹部の地位にあった警察官として、長年にわたって続けられた警察の裏金システムについて「知らなかった」とはにわかには信じがたい。

彼らが「知っていた」と証言できない、それなりの理由があることは理解できる。

その1つは、彼らが道警の裏金疑惑発覚時に公の場で不正経理はないと明言したからである。

ところが、予想外の元道警釧路方面本部長原田宏二氏の告発でシナリオが狂った。

道警は、新しいシナリオが必要になった。

内部調査の結果、はじめて裏金の存在を知ったことにしなければならなくなったのだ。

そうでなければ、彼らは最初からウソをついたことになるからだ。

その2つは、元道警本部長であっても道警元総務部長であっても、警察庁を頂点とする巨大な警察組織にあっては、単なる組織の歯車の一つに過ぎないことだ。

そして退職後も、警察の斡旋で天下り先にお世話になっている身では、警察組織の恥部に関する事実を口にすることは、タブーであることは変わらない。

2人の証言を聞くと、警察の隠蔽体質といった単純な問題だけではなく、警察の裏金システムの根深さとヤミの深さを改めて感じさせる。

それ故に、2人に真実を語ることを期待すること自体が無理なのだ。

彼らも残された人生を、裏金というキズを抱えながら生きて行くことになる。

それが、警察という組織に身をおいた幹部の宿命なのだ。



21. 6. 18(木) 「世も末だ」 止まらない警察官の犯罪

愛媛県警の現職刑事がひったくり

さいたま地検刑事部の検事がJR埼京線電車内で痴漢行為をしたとして逮捕されたり、宇都宮地裁の判事がストカー規制法違反の疑いで逮捕されるなど、最近、司法関係者の不祥事が続いている。

そうした影響を受けた訳ではないだろうが、愛媛県警の盗犯係の刑事(巡查部長)が、ひったくりで現行犯逮捕された。

報道によると、岡山県警岡山中央警察署は6月4日、通行人から財布をひったくったとして愛媛県警松山南警察署の巡查部長野村尚史容疑者(29歳)を窃盗の疑いで現行犯逮捕した。

逮捕の容疑は、同日午後7時50分ごろ、岡山市中区森下町の路上で通行中の女性(75歳)に後ろから近づき、追い抜きざまに胸に抱えていた財布(現金約1万円とクレジットカード1枚入り)をひったくった疑い。

現場は人通りの少ない住宅街で、近くを自転車で通った男子高校生2人が、女性の「泥棒」という声を聞き、スーツ姿の野村容疑者を追い掛けて、約250メートル先で取り押さえたという。

愛媛県警によると、野村容疑者は松山南警察署員で刑事一課に所属する刑事で、昨年4月からひ

ったくりなどの窃盗事件捜査を担当していたが、数日前から無断欠勤していたという。

ところで皮肉なことに、このニュースが配信された6月5日のこと、警視庁のホームページ「動画ライブラリー」コーナーに、次のような広報動画がアップロードされた。

URLは、<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/anzen/movie/movie.htm>

なんと、ひったくり緊急対策強化期間中の警視庁が、犯人に対する警告メッセージの動画配信を始めたのだ。

「ひったくり犯への警告」と題して、こうある。

「ひったくりは、軽い犯罪ではありません。被害者の中には、金品を奪い取られただけでなく、引きずられて大怪我をした女性もいます。ひったくりは今すぐ止めなさい。警察は、ひったくり犯人をとことん追いつめ、逮捕します。」

画像ではいきなり「ひったくり犯に言いたい。あなたはひきょう者だ」と叫ぶのには驚いた。

その警視庁でも、平成19年9月に警視庁昭島警察署組織犯罪対策課の刑事が、女性から現金6万円入りのショルダーバックをひったくりで逮捕されている。

ひょっとして、この広報動画は警視庁が職員のひったくり防止のために作ったのではないと勘ぐりたくなる。

もっともこの動画、全国の警察学校の教材に活用したら、警察職員の不祥事防止対策として絶対に効果があるのではないか。

強盗、詐欺、横領、住居侵入、万引き、痴漢、ストーカー、盗撮、飲酒運転・・・、警察官の犯罪は止まるどころを知らない。

まさに全国津々浦々、犯罪の総合デパート開店の状態だ。

それでも、警察庁によると、昨年中に全国で懲戒処分を受けた警察職員は、懲戒免職30人、停職44人など252人で、一昨年より51人減った、という。

犯罪を取り締まる警察官が、自ら罪を犯す・・・愛媛県警の現職警察官を捕まえた高校生は、「世も末だ」と嘆いていたが、高校生にこんなことを言われるようでは警察も終わっている。

愛媛県警と言えば、全国でただ一人現職の警察官仙波敏郎巡查部長が裏金告発したことで有名だ。

その仙波巡查部長は、今年3月31日に定年退職した。

退職後に彼は「現職警察官『裏金』内部告発」(講談社)を上梓した。

そのなかで彼は、愛媛県警の組織的な腐敗ぶりを詳しく指摘している。

全国各地の警察で発覚した裏金づくりは、間違いなく警察の組織的な犯罪行為である。

ひったくりも間違いなく窃盗という犯罪行為だ。

しかし、同じ犯罪行為であっても裏金づくりの方がはるかに悪質だ。

裏金疑惑は、「国民の安全を守る」という警察が本来あるべき姿とはかけ離れたところで、警察運営が行われている事実の一部が、裏金という形で露見したに過ぎない。

志布志事件、氷見事件、そして先日の足利事件(栃木県足利市で平成2年に4歳の女兒が殺害された事件で服役していた菅家利和さんの冤罪の可能性が高まった事件)にみられるような冤罪事件もその延長線上にある。

その冤罪事件も警察官の犯罪行為ではないのか。

志布志事件では、取調べ中に親族の名前を書いた紙を踏ませて自白を強要したとして、特別公務員暴行陵虐罪に問われた元鹿児島県警警部補の有罪が確定した。

現職警察官のひったくり事件について、愛媛県警の警務部長は「本県の警察官が窃盗事件を起こしたことは極めて遺憾で被害者や関係者に深くおわびする。岡山県警の捜査状況を踏まえ厳正に対処する」とコメントした。

警察官の不祥事が起きるたびに、警察上層部は「警察官としてあるまじき行為だ。再発防止に取り組みたい」と形式的な謝罪のコメントが繰り返してきた。

平成21年6月17日には、足利事件の菅家利和さん(62歳)に対して、石川正一郎栃木県警本部長が「長い間つらい思いをさせたことを心からおわび申し上げます」と謝罪したニュースが伝えられた。

県警本部長が、冤罪被害者に直接謝罪するのは異例だという。

これが異例だというもおかしな話したが、よく考えてみると、まず、最初に謝罪しなければならないのは、捜査を指揮した当時の県警本部長以下の捜査幹部であり、菅家さんを虚偽の自供に追い込ん

だ取調官ではないのか。

彼らは、自ら犯した犯罪をどう考えているのだろうか。

組織が謝罪したから、自分たちは謝罪する必要がないと考えているのだろうか。

石川正一郎栃木県警本部長の謝罪に、白々しさを感じたのは私だけではないだろう。

警察官の不幸事が起きるたびに、形式的な謝罪を繰り返し、警察組織が抱える本質的な問題をひた隠しにして、その警察官の個人的な資質の問題だと片付けるようでは、いつまでたっても警察官の犯罪はなくなる。



21. 6. 10(水)

足利事件の菅家利和さん釈放

またもや冤罪か 今こそ、取調べの全面可視化を！

6月5日のメディアは、足利事件で無期懲役の判決を受け、再審請求中の菅家利和さん(62歳)が17年半ぶりに千葉刑務所から釈放されたと一斉に報じた。

平成19年には公職選挙法違反事件で被告12人の全員の無罪判決(志布志事件)、同じ年に富山県氷見市の婦女暴行・未遂事件の再審無罪判決(氷見事件)、平成20年には、茨城県利根町布川で起きた強盗殺人事件について、東京高裁が再審を決定(検察側が特別抗告中)した布川事件と次々に冤罪事件が明らかになっている。

足利事件では、今はやりのDNA鑑定の精度が問題となり、菅家さんの再審請求が確実になった。菅家さんは釈放後の記者会見で「刑事たちの責めがものすごかった。『お前がやったんだ』『早く話し

て楽になれ』と言われ、否定しても全然受け付けてくれませんでした」と語っている。菅家さんは、ほかの2件の女兒殺害事件についても取調官に暴行を受けるなどして自供してしまったというが、警察はこの2件の事件を菅谷さんの犯行として立件せず、事件は時効を迎えた。

布川事件は昭和42年に発生した事件だが、足利事件(平成2年発生)は平成になってからの事件だ。氷見事件(平成14年発生)、志布志事件(平成15年発生)はごく最近の事件だ。これらの事件で共通しているのは、取調官の自白強要等の違法な取調べがあったことだ。

ついでだが、冤罪事件では、とかく、冤罪被害者に目が向けられがちだ。しかし、忘れてはならないのは、警察が真犯人を取り逃がしたという事実だろう。そこには、理不尽に命を奪われた被害者とその遺族の無念がある。

一般的に、捜査本部事件では、犯人が検挙されると捜査は打ち切られる。その捜査の過程には、多くの「失敗」と「教訓」が残されているが、組織としてそうした貴重な「教訓」はデータとして残されることはない。「失敗」は隠蔽され「教訓」は生かされない。警察の捜査力の低下は捜査環境の悪化だけが原因ではない。警察内部に先例に学ぶという謙虚さがなくともその要因の一つだ。

警察は科学技術の急速な発展、情報化社会の進展等に対処するため、指掌紋自動識別システム、自動車ナンバー自動読取システムを導入、最近ではフラグメントアナライザーと呼ばれる自動分析装置を用いたDNA型検査法や防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像を科学的に個人識別する三次元顔画像識別システムを導入した。(平成20年版警察白書)

しかし、その反面では、地道な聞き込み、張り込みといった基本捜査がおろそかになり、旧態依然とした被疑者の人権を無視した違法な取調べで冤罪を生み出している。

科学技術を駆使の名の下に、安易な手法に頼りすぎる捜査が行われてはいないのか。そのことを多くの冤罪事件が示している。

今も続いている取調官の違法な取り調べ

四大死刑冤罪事件といわれる「免田事件(昭和23年 熊本県人吉市の強盗殺人事件強殺)」、「財田川事件(昭和25年 香川県財田村の強盗殺人事件)」、「島田事件(昭和29年 静岡県島田市の誘拐殺人、死体遺棄事件)」、「松山事件(昭和30年 宮城県松山町の放火、殺人事件)」でも拷問、

脅迫、偽計等の違法な取調べが指摘された。

裁判員制度が始まった現在も警察の取調室でそんな取調べが行われているのか。残念ながら、それを示唆する資料が存在する。

被疑者取調べ要領

この資料は、ある県警の取調官養成(適性捜査専科生)に使われたと思われる資料である。日付は平成13年10月4日となっている。ここには「被疑者を落とす」ために取調官の手練手管が書かれている。これが密室の取調室で行われている取調べの実態と考えていい。

1 事前の把握を徹底する

- 犯行現場の状況を自分の目で確認し、十分腹入れしておくこと。
- 捜査記録は納得いくまでよく目を通す。
- 問短点や疑問点があれば必ず解明する。

(調べ官が迷わされるのはこの辺の詰めが出来てないからである。)

2 被疑者をよく知れ

- 被疑者の生い立ち、性格、知能程度、家庭環境、家庭状況、身上、趣味などできる限り把握しておく。
- 被疑者知れば知るほど調べ官は有利である。
- 前刑の調べ官から聞いておく事も大事である。
- 他の調べ官とはちょっと違うということを相手に暗黙の内に判らせることも大事である。

3 粘りと執念を持って「絶対に落とす」という気迫が必要

調べ官の「絶対に落とす」という、自信と執念に満ちた気迫が必要である

4 調べ室に入ったら自供させるまで出るな。

- 被疑者の言うことが正しいのでないかという疑問を持ったり、調べが行き詰まると逃げたくなるが、その時に調べ室から出たら負けである。
- お互いに苦しいのであるから、逃げたら絶対ダメである。

5 取調べ中は被疑者から目を離すな

○ 取調べは被疑者の目を見て調べよ。絶対に目を反らすな。

○ 相手をのんでかかれ、のまれたら負けである。

6 被疑者の心を早く読取れ(読心術を身につける)

一対一の勝負、腹の探り合いだから被疑者の心を早く読取れば勝負は早い

7 騙したり、取り引きは絶対にするな

真実を話さねばならない。嘘偽りは後で必ずバレて取り返しがつかなくなる。

8 言葉使いには絶対に気をつけること

被疑者を馬鹿にしたり見下すような言葉は絶対に謹むこと。こちらは大したことでないことであって、被疑者にとったら一番嫌なことだったりする。

9 親身に相手の話を聞いてやることも必要

○ 家族や身内のことまた事件に関係なくても何でも真剣に聞いてやる。

○ 同情することも必要である。

10 調べ官も裸になれ

○ 調べ官の生い立ち、学校生活、私生活等裸になった話をする事で、同じ人間であることの共感をもつ。

○ 調べ官は優位に立つことは絶対必要であるが、時には、ある意味では馬鹿になることも必要。

11 被疑者には挨拶・声をかける

留置場内で検房時等必ず被疑者に声をかけ挨拶する。

12 被疑者は、できる限り調べ室に出せ

○ 日供しないからと言って、留置場から出さなかったらよけい話さない。

○ どんな被疑者でも話をしている内に読めてくるし、被疑者も打ち解けてくるので出来る限り多く接すること。

○ 否認被疑者は朝から晩まで調べ室に出して調べよ。(被疑者を弱らせる意味もある)

○ 平素から強靱な気力、体力を養っておく必要がある。

13 補助官との意志の疎通

○ 調べ官と補助官の間には阿吽の呼吸が必要、タイミングがよいとその一言で落ちることがある。

○ 調べ官には、話さないことでも、補助官には、気を許して気軽に話す場合がある。

元来、取調室での取調官と被疑者の関係は、拘束者と被拘束者、支配者と被支配者の関係にあり、対等関係ではない。そこに警察捜査では「逮捕さえすれば何とかなる」という発想が生まれる素地がある。いったん逮捕した被疑者は絶対に落とさなければならない。その自供を通じて証拠を集める。被疑者しか知らない「秘密の暴露」があれば万全だ。そうした考えが警察捜査には根付いているのだ。

我が国の刑事司法を自白偏重の人質司法とか調書裁判と指摘する向きは多い。自白率 92%、一審有罪率 99.6%という異常な数字がそれを示している。そして、それを支えるのは警察の留置場を代用監獄(代用刑事施設)として利用する被疑者・被告人の長期拘束制度である。

取調には弁護士の立ち会いは認めない。否認している間は保釈を認めない。否認していると判決で反省していないと認定される。我が国の刑事司法全体では自白偏重の完全システムが隙間なく作られている。警察の捜査は刑事司法の入り口に位置している。警察の取調が自白偏重になるのは必然の結果と言える。そして、それが今でも続いている。冤罪事件が絶えないのはこうした背景があるからだ。

監督対象行為

志布志事件、氷見事件と冤罪事件が明るみ出て、取調官による違法な取調が問題になると、危機感を持った警察庁は、平成20年1月「取調の適正化指針」なる通達を全国の警察に示した。それによると、警察本部に取調べを監督する「監督担当課」を設置し、警察署にも「監督担当官」を置いて、容疑者の尊厳を害する言動など、供述の信用性を疑わせる原因となりかねない取調官の言動を「監督対象行為」として禁じるとともに、「監督担当官」が取調の様子をのぞき窓から次のような「監督対象行為」が行われていないかどうかを監視させることにした。

- ① 被疑者の身体に接触すること(やむを得ない場合を除く)。
- ② 直接又は間接的に有形力を行使すること。
- ③ 殊更不安を覚えさせ、困惑させるような言動をすること。
- ④ 一定の動作又は姿勢を取るよう強く要求すること。
- ⑤ 便宜供与を供与し、供与することを申し出、若しくは約束すること。

⑥ 被疑者の尊厳を著しく害するような言動をすること。

⑦ 一定の時間帯等を取調べを行おうとするときに、あらかじめ、警察本部長又は警察署長の承認を受けないこと。

逆に言えば、警察庁は警察の現場ではこうした「監督対象行為」が行われるおそれがあると認めたことになる。しかも、実際には、こうした対策は物理的に不可能であり、警察内部のこうした制度で違法な取調べが根絶されるとはとても考えられない。世間を欺く小手先の誤魔化し対策であることははっきりしている。

DNA鑑定の精度だけの問題ではない

足利事件ではDNAの鑑定の精度が問題となった。

警察庁では、平成16年12月から、犯罪現場に被疑者が遺留したと認められる血こん等の資料(以下「遺留資料」という。)のDNA型の記録(以下「遺留DNA型記録」という。)を登録し、検索する遺留資料DNA型情報検索システムの運用を開始した。さらに、平成17年9月には、遺留DNA型記録に加え、犯罪捜査上の必要があつて被疑者の身体から採取された資料(以下「被疑者資料」という。)のDNA型の記録(以下「被疑者DNA型記録」という。)も登録・検索の対象とするDNA型記録検索システムの運用を開始し、遺留DNA型記録及び被疑者DNA型記録のデータベース化を図り、犯罪捜査に活用している。

平成19年12月末現在、被疑者DNA型記録16,346件、遺留DNA型記録9,611件を登録、被疑者が確認された事件は、2,321事件、1,727人に上っている。(平成20年版警察白書)

足利事件で使われた検査法では、千人に1.2人の確率で同型が出現する確率だったとされている。現在は、約4兆7千億人に1人という確率で個人識別を行うことが可能となったとされる。確率が飛躍的に高まったことは事実なのだろう。

DNA型鑑定の対象となる資料は、主として現場から採取される血液・血痕、口腔内細胞、精液、膣液、唾液、毛髪、皮膚、筋、骨、歯、爪、臓器等の組織片等が考えられる。これらと比較対照する資料は、被疑者あるいは被害者等から採取した血液、口腔内細胞等である。

約4兆7千億人に1人という確率で個人識別を行うことが可能となれば、これは絶対的な犯人特定の証拠になりうる。

しかし、これらの遺留資料が目に見えないものだけに、現場等との結びつきの立証が適切に行われていたか否かが問題となる。また、こうした有罪の決め手となる重要な証拠となる鑑定などが、警察の科学警察研究所だけに任されているのかという問題もある。

布川事件では、最高裁までが県警のDNA鑑定を証拠に採用、菅家さんの上告棄却を決定している。東京高裁が再鑑定を決定したのは平成20年12月、弁護側、検察側がそれぞれ推薦した別の鑑定人の鑑定結果はいずれも「不一致」の結果が出た。

科学捜査研究所は、都道府県警察本部の主に刑事部に設置され、科学捜査の研究や鑑定を行う機関である。科学捜査研究所では、DNA 鑑定をはじめ、銃器、音声、文書の鑑定や麻薬・覚せい剤等の分析を行っているが、あくまでも警察の内部機関であることを忘れてはならない。

検察側が無罪を推測される可能性のある証拠を裁判に提出しないということはよくあることだ。

「免田事件」では検察側は証拠品である凶器の鉈、免田さんが犯行時に着ていて血痕が付着していたとされるマフラー・ズボンなどを廃棄するという証拠隠滅とも思える行動をとっているという。

「財田川事件」では、検察側は取調べ中にまったく出ていなかった被告が犯行時に着用したとするズボンを被害者と同じ型の血痕が付着しているという有罪の証拠として提出した。後にこの証拠は、捏造があったとの疑いがでているという。

「松山事件」では、証拠とされた男性の掛け布団の血痕は、警察の捏造であるとされた。

「布川事件」で被告とされた桜井さんは、事件発生から約2ヶ月後の昭和42年10月10日に友人のズボン1本を盗んだ疑いで別件逮捕され、10月15日には強盗殺人について虚偽の自白している。連日の深夜に及ぶ取調べと並行してポリグラフ検査(嘘発見器)が行われた。桜井さんは、嘘発見器による検査の結果について「お前の言うことはすべて嘘と出た、もうだめだから本当のことを話せ」と取調官から告げられたことも虚偽の自白のきっかけとなったと言う。県警科学捜査研究所のポリグラフ検査の鑑定書は、控訴審になってようやく提出されたものの、その検査の結果は、「黑白を決する程度のものとは認められない」とされたようである。これが事実だとするとポリグラフ検査の結果が取調べで桜井さんを騙すために利用されてことになる。

これは科学的な鑑定や検査も捜査機関が悪用しようとするればいくらでも可能であることを示している。ときには、逆に虚偽自白を引き出す手段として使われる可能性もある。つまり、ブラックボックスの

なかで行われている警察の捜査では、科学捜査の結果が取調べで自白追及の手段に使われる危険性があるのだ。

問題は検査・鑑定精度だけにあるのではない。先にも指摘したが、逆に、精度が向上すればするほど、それに安易に頼り、聞き込みなどの地道な基礎捜査がおろそかにされる傾向がないか。裁判所も、検察・警察も科学捜査を過信したり、その使い方を間違えると逆に冤罪を生み出すという結果を招く危険性があることを忘れてはなるまい。DNA鑑定もその例外ではない。DNA鑑定への過信は禁物である。

飯塚事件でも再審請求へ DNA鑑定の信用性争点に

足利事件の菅家利和さんが釈放された同じ日には、飯塚事件(平成3年に福岡県飯塚市で女兒2人～共に当時7歳～が殺された事件で殺人罪などに問われ、平成20年10月に死刑が執行された久間三千年元死刑囚の事件)について、弁護団が今年秋以降に再審を請求する方針を明らかにした。公判では「足利事件」と同じ方法のDNA鑑定を巡って検察・弁護側が争っており、弁護団は改めて鑑定の信用性を問い直したいとしている。

次から次と続く再審請求と冤罪、こうした流れは止まりそうもない。裁判員制度が始まり、刑事裁判に対する国民の関心が高まっている最中に検察・警察の捜査、とりわけ取調べに対する不信感が増幅することは捜査機関に取っては痛手だろう。

足利事件について、佐藤勉公安委員長は、記者会見で「当時としては精いっぱい捜査をした結果、ああいうことになったが、あってはならないことで厳粛かつ重く受け止めている」と述べた。捜査段階での録画・録音を認める全面可視化については「すべて今のままでいいということではない気がするが、警察としてどう対処していくか考えていかなければならない」と話している。

ここに至っても、検察庁、警察庁は、取調べの全過程の録画による可視化について、「取調べが録画されては被疑者が真実を正直に話さないし、取調べでは、被疑者と信頼関係を築き、反省・悔悟させなければならないから、録画はすべきではない。」として、被疑者が自供した後の供述調書を読み聞かせる部分だけを録画する一部録画でお茶をにごそうとしている。

平成19年10月、東京地裁は、保険金殺人事件の裁判で、取調べ状況が法廷で再生されたDVD録画について、「捜査段階の自白調書の任意性を示す有用な証拠として過大視できない」と判断している。判決は、このDVD録画について「自白の約1ヶ月後という時期に10分あまり自白の理由などを簡単に述べただけ、自白に転じる経緯を撮影したものではない」と指摘している。これが警察・検察が主張する取調べの一部録画である。これでは、自白が任意になされたかどうかを判断できるわけがない。

これでは、冤罪はなくなり、警察捜査の信用は回復されない。今こそ、取調べの全面可視化をはじめることだ。



21. 6. 10(水)

足利事件の菅谷利和さん釈放

またもや冤罪か 今こそ、取調べの全面可視化を！

6月5日のメディアは、足利事件で無期懲役の判決を受け、再審請求中の菅谷利和さん(62歳)が17年半ぶりに千葉刑務所から釈放されたと一斉に報じた。

平成19年には公職選挙法違反事件で被告12人の全員の無罪判決(志布志事件)、同じ年に富山県氷見市の婦女暴行・未遂事件の再審無罪判決(氷見事件)、平成20年には、茨城県利根町布川で起きた強盗殺人事件について、東京高裁が再審を決定(検察側が特別抗告中)した布川事件と次々に冤罪事件が明らかになっている。

足利事件では、今はやりのDNA鑑定の精度が問題となり、菅谷さんの再審請求が確実になった。

菅谷さんは釈放後の記者会見で「刑事たちの責めがものすごかった。『お前がやったんだ』『早く話し

て楽になれ』と言われ、否定しても全然受け付けてくれませんでした」と語っている。

菅谷さんは、ほかの2件の女子殺害事件についても取調官に暴行を受けるなどして自供してしまったというが、警察はこの2件の事件を菅谷さんの犯行として立件せず、事件は時効を迎えた。

布川事件は昭和42年に発生した事件だが、足利事件(平成2年発生)は平成になってからの事件だ。

氷見事件(平成14年発生)、志布志事件(平成15年発生)はごく最近の事件だ。

これらの事件で共通しているのは、取調官の自白強要等の違法な取調べがあったことだ。

ついでだが、冤罪事件では、とかく、冤罪被害者に目が向けられがちだ。

しかし、忘れてはならないのは、警察が真犯人を取り逃がしたという事実だろう。

そこには、理不尽に命を奪われた被害者とその遺族の無念がある。

一般的に、捜査本部事件では、犯人が検挙されると捜査は打ち切られる。

その捜査の過程には、多くの「失敗」と「教訓」が残されているが、組織としてそうした貴重な「教訓」はデータとして残されることはない。

「失敗」は隠蔽され、「教訓」は生かされない。

警察の捜査力の低下は、捜査環境の悪化だけが原因ではない。

警察内部に、先例に学ぶという謙虚さがなくともその要因の一つだ。

警察は科学技術の急速な発展、情報化社会の進展等に対処するため、指掌紋自動識別システム、自動車ナンバー自動読取システムを導入、最近ではフラグメントアナライザーと呼ばれる自動分析装置を用いたDNA型検査法や防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像を科学的に個人識別する三次元顔画像識別システムを導入した。(平成20年版警察白書)

しかし、その反面では、地道な聞き込み、張り込みといった基本捜査がおろそかになり、旧態依然とした被疑者の人権を無視した違法な取調べで冤罪を生み出している。

科学技術を駆使の名の下に、安易な手法に頼りすぎる捜査が行われてはいないのか。

そのことを多くの冤罪事件が示している。

今も続いている取調官の違法な取り調べ

四大死刑冤罪事件といわれる

「免田事件(昭和23年 熊本県人吉市の強盗殺人事件)」

「財田川事件(昭和25年 香川県財田村の強盗殺人事件)」

「島田事件(昭和29年 静岡県島田市の誘拐殺人、死体遺棄事件)」

「松山事件(昭和30年 宮城県松山町の放火、殺人事件)」

でも拷問、脅迫、偽計等の違法な取調べが指摘された。

裁判員制度が始まった現在も、警察の取調室でそんな取調べが行われているのか。

残念ながら、それを示唆する資料が存在する。

被疑者取調べ要領

この資料は、ある県警の取調官養成(適性捜査専科生)に使われたと思われる資料である。

日付は、平成13年10月4日となっている。

ここには「被疑者を落とす」ために取調官の手練手管が書かれている。

これが、密室の取調室で行われている取調べの実態と考えていい。

1 事前の把握を徹底する

- 犯行現場の状況を自分の目で確認し、十分腹入れしておくこと。
- 捜査記録は納得いくまでよく目を通す。
- 問短点や疑問点があれば必ず解明する。

(調べ官が迷わされるのはこの辺の詰めが出来てないからである。)

2 被疑者をよく知れ

- 被疑者の生い立ち、性格、知能程度、家庭環境、家庭状況、身上、趣味などできる限り把握しておく。
- 被疑者知れば知るほど調べ官は有利である。
- 前刑の調べ官から聞いておく事も大事である。
- 他の調べ官とはちょっと違うということを相手に暗黙の内に判らせることも大事である。

3 粘りと執念を持って「絶対に落とす」という気迫が必要

調べ官の「絶対に落とす」という、自信と執念に満ちた気迫が必要である

4 調べ室に入ったら自供させるまで出るな。

○ 被疑者の言うことが正しいのではないかという疑問を持ったり、調べが行き詰まると逃げたくなるが、その時に調べ室から出たら負けである。

○ お互いに苦しいのであるから、逃げたら絶対ダメである。

5 取調べ中は被疑者から目を離すな

○ 取調べは被疑者の目を見て調べよ。絶対に目を反らすな。

○ 相手をのんでかかれ、のまれたら負けである。

6 被疑者の心を早く読取れ(読心術を身につける)

一対一の勝負、腹の探り合いだから被疑者の心を早く読取れば勝負は早い

7 騙したり、取り引きは絶対にするな

真実を話さねばならない。嘘偽りは後で必ずバレて取り返しがつかなくなる。

8 言葉使いには絶対に気をつけること

被疑者を馬鹿にしたり見下すような言葉は絶対に謹むこと。

こちらは大したことでないことであって、被疑者に取ったら一番嫌なことだったりする。

9 親身に相手の話を聞いてやることも必要

○ 家族や身内のことまた事件に関係なくても何でも真剣に聞いてやる。

○ 同情することも必要である。

10 調べ官も裸になれ

○ 調べ官の生い立ち、学校生活、私生活等裸になった請をすることで、同じ人間であることの共感をもちつ。

○ 調べ官は優位に立つことは絶対必要であるが、時には、ある意味では馬鹿になることも必要。

11 被疑者には挨拶・声をかける

留置場内で検房時等必ず被疑者に声をかけ挨拶する。

12 被疑者は、できる限り調べ室に出せ

○ 日供しないからと言って、留置場から出さなかったらよけい話さない。

○ どんな被疑者でも話をしている内に読めてくるし、被疑者も打ち解けてくるので出来る限り多く接すること。

○ 否認被疑者は朝から晩まで調べ室に出して調べよ。(被疑者を弱らせる意味もある)

○ 平素から強靱な気力、体力を養っておく必要がある。

13 補助官との意志の疎通

○ 調べ官と補助官の間には阿吽の呼吸が必要、タイミングがよいとその一言で落ちることがある。

○ 調べ官には、話さないことでも、補助官には、気を許して気軽に話す場合がある。

元来、取調室での取調官と被疑者の関係は、拘束者と被拘束者、支配者と被支配者の関係にあり、対等関係ではない。

そこに警察捜査では「逮捕さえすれば何とかなる」という発想が生まれる素地がある。

いったん逮捕した被疑者は、絶対に落とさなければならない。

その自供を通じて証拠を集める。被疑者しか知らない「秘密の暴露」があれば万全だ。

そうした考えが警察捜査には根付いているのだ。

我が国の刑事司法を、自白偏重の人質司法とか調書裁判と指摘する向きは多い。

自白率 92%、一審有罪率 99.6%という異常な数字がそれを示している。

そして、それを支えるのは警察の留置場を代用監獄(代用刑事施設)として利用する被疑者・被告人の長期拘束制度である。

取調べには、弁護士の立ち会いは認めない。否認している間は保釈を認めない。否認していると判決で反省していないと認定される。

我が国の刑事司法全体では、自白偏重の完全システムが隙間なく作られている。

警察の捜査は、刑事司法の入り口に位置している。

警察の取調べが、自白偏重になるのは必然の結果と言える。

そして、それが今でも続いている。冤罪事件が絶えないのはこうした背景があるからだ。

監督対象行為

志布志事件、氷見事件と冤罪事件が明るみ出て、取調官による違法な取調が問題になると、危機感を持った警察庁は、平成20年1月「取調の適正化指針」なる通達を全国の警察に示した。

それによると、警察本部に取調べを監督する「監督担当課」を設置し、警察署にも「監督担当官」を置いて、容疑者の尊厳を害する言動など、供述の信用性を疑わせる原因となりかねない取調官の言

動を「監督対象行為」として禁じるとともに、「監督担当官」が取調の様子をのぞき窓から次のような「監督対象行為」が行われていないかどうかを監視させることにした。

- ① 被疑者の身体に接触すること(やむを得ない場合を除く)。
- ② 直接又は間接的に有形力を行使すること。
- ③ 殊更不安を覚えさせ、困惑させるような言動をすること。
- ④ 一定の動作又は姿勢を取るよう強く要求すること。
- ⑤ 便宜供与を供与し、供与することを申し出、若しくは約束すること。
- ⑥ 被疑者の尊厳を著しく害するような言動をすること。
- ⑦ 一定の時間帯等を取調べを行おうとするときに、あらかじめ、警察本部長又は警察署長の承認を受けないこと。

逆に言えば、警察庁は警察の現場ではこうした「監督対象行為」が行われるおそれがあると認めたことになる。

しかも、実際には、こうした対策は物理的に不可能であり、警察内部のこうした制度で違法な取調が根絶されるとはとても考えられない。

世間を欺く小手先の誤魔化し対策であることははっきりしている。

DNA鑑定の精度だけの問題ではない

足利事件では、DNAの鑑定の精度が問題となった。

警察庁では、平成16年12月から、犯罪現場に被疑者が遺留したと認められる血こん等の資料(以下「遺留資料」という。)のDNA型の記録(以下「遺留DNA型記録」という。)を登録し、検索する遺留資料DNA型情報検索システムの運用を開始した。

さらに、平成17年9月には、遺留DNA型記録に加え、犯罪捜査上の必要があつて被疑者の身体から採取された資料(以下「被疑者資料」という。)のDNA型の記録(以下「被疑者DNA型記録」という。)も登録・検索の対象とするDNA型記録検索システムの運用を開始し、遺留DNA型記録及び被疑者DNA型記録のデータベース化を図り、犯罪捜査に活用している。

平成19年12月末現在、被疑者DNA型記録16,346件、遺留DNA型記録9,611件を登録、被疑者が確認された事件は、2,321事件、1,727人に上っている。(平成20年版警察白書)

足利事件で使われた検査法では、千人に 1.2 人の確率で同型が出現する確率だったとされている。現在は、約 4 兆 7 千億人に 1 人という確率で個人識別を行うことが可能となったとされる。

確率が、飛躍的に高まったことは事実なのだろう。

DNA型鑑定の対象となる資料は、主として現場から採取される血液・血痕、口腔内細胞、精液、膣液、唾液、毛髪、皮膚、筋、骨、歯、爪、臓器等の組織片等が考えられる。

これらと比較対照する資料は、被疑者あるいは被害者等から採取した血液、口腔内細胞等である。約 4 兆 7 千億人に 1 人という確率で個人識別を行うことが可能となれば、これは絶対的な犯人特定の証拠になりうる。

しかし、これらの遺留資料が目に見えないものだけに、現場等との結びつきの立証が適切に行われていたか否かが問題となる。

また、こうした有罪の決め手となる重要な証拠となる鑑定などが、警察の科学警察研究所だけに任されているのかという問題もある。

足利事件では、最高裁までが県警のDNA鑑定を証拠に採用、菅谷さんの上告棄却を決定している。

東京高裁が再鑑定を決定したのは平成 20 年 12 月、弁護側、検察側がそれぞれ推薦した別の鑑定人の鑑定結果はいずれも「不一致」の結果が出た。

科学捜査研究所は、都道府県警察本部の主に刑事部に設置され、科学捜査の研究や鑑定を行う機関である。

科学捜査研究所では、DNA 鑑定をはじめ、銃器、音声、文書の鑑定や麻薬・覚せい剤等の分析を行っているが、あくまでも警察の内部機関であることを忘れてはならない。

検察側が無罪を推測される可能性のある証拠を、裁判に提出しないということはよくあることだ。

「免田事件」では検察側は証拠品である凶器の鉞、免田さんが犯行時に着ていて血痕が付着していたとされるマフラー・ズボンなどを廃棄するという証拠隠滅とも思える行動をとっているという。

「財田川事件」では、検察側は取調べ中にまったく出ていなかった被告が犯行時に着用したとするズボンを被害者と同じ型の血痕が付着しているという有罪の証拠として提出した。

後にこの証拠は、捏造があったとの疑いがでてきているという。

「松山事件」では、証拠とされた男性の掛け布団の血痕は、警察の捏造であるとされた。

「布川事件」で被告とされた桜井さんは、事件発生から約2ヶ月後の昭和42年10月10日に友人のズボン1本を盗んだ疑いで別件逮捕され、10月15日には強盗殺人について虚偽の自白している。

連日の深夜に及ぶ取調べと並行してポリグラフ検査(嘘発見器)が行われた。

桜井さんは、嘘発見器による検査の結果について「お前の言うことはすべて嘘と出た、もうだめだから本当のことを話せ」と取調官から告げられたことも虚偽の自白のきっかけとなったと言う。

県警科学捜査研究所のポリグラフ検査の鑑定書は、控訴審になってようやく提出されたものの、その検査の結果は、「黒白を決する程度のものとは認められない」とされたようである。

これが事実だとするとポリグラフ検査の結果が、取調べで桜井さんを騙すために利用されてことになる。

これは科学的な鑑定や検査も捜査機関が、悪用しようとするばいくらでも可能であることを示している。

ときには、逆に虚偽自白を引き出す手段として使われる可能性もある。

つまり、ブラックボックスのなかで行われている警察の捜査では、科学捜査の結果が取調べで自白追及の手段に使われる危険性があるのだ。

問題は検査・鑑定の精度だけにあるのではない。

先にも指摘したが、逆に、精度が向上すればするほど、それに安易に頼り、聞き込みなどの地道な基礎捜査がおろそかにされる傾向がないか。

裁判所も、検察・警察も科学捜査を過信したり、その使い方を間違えると逆に冤罪を生み出すという結果を招く危険性があることを忘れてはなるまい。

DNA鑑定もその例外ではない。DNA鑑定への過信は禁物である。

飯塚事件でも再審請求へ DNA鑑定の信用性争点に

足利事件の菅谷利和さんが釈放された同じ日には、飯塚事件(平成3年に福岡県飯塚市で女兒2人～共に当時7歳～が殺された事件で殺人罪などに問われ、平成20年10月に死刑が執行された久間三千年元死刑囚の事件)について、弁護団が今年秋以降に再審を請求する方針を明らかにした。

公判では「足利事件」と同じ方法のDNA鑑定を巡って検察・弁護側が争っており、弁護団は改めて

鑑定の信用性を問い直したいとしている。

次から次と続く再審請求と冤罪、こうした流れは止まりそうもない。

裁判員制度が始まり、刑事裁判に対する国民の関心が高まっている最中に検察、警察の捜査、とりわけ取調べに対する不信感が増幅することは捜査機関にとって痛手だろう。

足利事件について、佐藤勉公安委員長は、記者会見で「当時としては精いっぱい捜査をした結果、ああいうことになったが、あってはならないことで厳粛かつ重く受け止めている」と述べた。

捜査段階での録画・録音を認める全面可視化については「すべて今のままでいいということではない気がするが、警察としてどう対処していくか考えていかなければならない」と話している。

ここに至っても、検察庁、警察庁は、取調べの全過程の録画による可視化について、「取調べが録画されているのは被疑者が真実を正直に話さないし、取調べでは、被疑者と信頼関係を築き、反省・悔悟させなければならないから、録画はすべきではない。」として、被疑者が自供した後の供述調書を読み聞かせる部分だけを録画する一部録画でお茶をにごそうとしている。

平成19年10月、東京地裁は、保険金殺人事件の裁判で、取調べ状況が法廷で再生されたDVD録画について、「捜査段階の自白調書の任意性を示す有用な証拠として過大視できない」と判断している。

判決は、このDVD録画について「自白の約1ヶ月後という時期に10分あまり自白の理由などを簡単に述べただけ、自白に転じる経緯を撮影したものではない」と指摘している。

これが、警察・検察が主張する取調べの一部録画である。

これでは、自白が任意になされたかどうかを判断できるわけがない。

これでは、冤罪はなくなるし、警察捜査の信用は回復されない。

今こそ、取調べの全面可視化をはじめることだ。



21. 6. 5(金)「いよいよ本番！あなたも裁判員 今こそ可視化を！」

布川事件再審請求人 桜井昌司氏「取調べの実態」を語る

5月21日から裁判員制度がスタートしたが、5月30日、大阪弁護士会館で、日本弁護士連合会、大阪弁護士会、司法NPO～当番弁護士制度を支援する会・大阪が主催する「いよいよ本番！あなたも裁判員 今こそ可視化を！」というシンポジウムが開かれた。



(第3部 パネルディスカッション: 左から司会の森直也弁護士、パネリストの布川事件再審請求人桜井昌司氏、道警OB原田宏二、小坂井久弁護士)

これまでの刑事裁判では、被告人の捜査段階での供述調書が、真に被告人が語ったことが書かれているのか、それとも、捜査官による作文なのかが多く争われてきた(調書の任意性・信用性をめぐる争い)。

そして、その争いが裁判の長期化を招く一因ともされてきた。

このような調書の任意性・信用性をめぐる争いは、取調べがどのようになされていたのかを事後的に検証できるシステムが存しないことから、プロの裁判官にとっても、非常に判断が難しいとされてきた。

裁判員は、プロの裁判官でも難しい調書の任意性・信用性を、事実認定の前提として判断しなければならない。

現在、捜査機関(警察や検察等)は、取調べの一部を録画し、その録画物により、調書がどのように作成されたかの立証は十分としている。

しかし、取調べの一部分だけを録画していたとしても、それ以外の、録画されていない取調べにおいて違法・不当な取調べがなされている可能性は否定できない。

一部録画では、密室で行われている取調べの真実の姿は、何ら明らかとはならない。

裁判員制度にとって、取調べ全過程の可視化は、必要不可欠だ(シンポジウムのビラから要約)。

シンポジウムは、3部構成で行われた。

第1部 「裁判員畿判ってどんなん!？」

裁判員制度をわかりやすく説明(嵩原安三郎弁護士 大阪弁護士会)

第2部 「リンゴさんといっしょ! あなたも裁判員にチャレンジ」

殺人未遂事件等のDVDを見て、被告人の「殺意」の有無、「自白調書」の任意性等について、市民の代表やシンポジウム参加者に裁判員になったつもりで判断してもらおう。

第3部 パネルディスカッション「畿判員制度に向けて残された課題～取調べ全面可視化へ」

【パネリスト】

- ・原田 宏二氏(元北海道警警察官)・桜井 昌司氏(布川事件再審請求人)
- ・小坂井 久弁護士(大阪弁護士会)

【コーディネーター】

森 直也弁護士(大阪弁護士会)

パネリストの桜井 昌司(さくらい・しょうじ)氏は、昭和42年10月 窃盗容疑で別件逮捕、友人と共に同年8月、茨城県北相馬郡利根町布川で起きた強盗殺人事件の犯人とされ、以後29年間、獄中で過ごす。平成8年11月仮釈放で社会復帰後、第2次再審の実現に向け活動中。第2次再審請求は水戸地裁にて再審開始決定が下されている。その後、東京高裁も再審決定を下し、現在は、検察側の特別抗告により、最高裁にて審理が継続中である。

同氏は、長時間にわたる取調べ、取調官の執拗な自白強要や誘導により、別件逮捕から5日目に虚偽の自白に追い込まれたが、無実であることは捜査してもらえば分かることだと思い、ウソの供述調書に署名したと取調の経過と捜査の実態を詳しく説明した。

パネリストの道警OBで「市民の目フォーラム北海道」代表の原田宏二は、警察の取調べの実態を説明し、取調官と被疑者の関係は、拘束者と被拘束者、支配者と被支配者の関係だ。被疑者は、精神的にも物理的にも取調官の支配下にある。これが取調の基本構造だ。正直、信頼、反省、悔悟といった概念とは相容れないものである。「自白は証拠の王」と考えているのは、裁判官も検察官も同じだ。刑事司法において、警察の捜査はその入り口にあり、必然的に自白を追及するシステムのなかにある。警察が全面可視化に反対するのは、これまでのような取調べができなくなり検挙実績に影響が出るというのが本音だ、治安に影響があるから全面可視化はできないとするのはまやかしたなどと語った。

シンポジウムでは、最後に以下のような「**裁判員裁判の開始にあたり取調べの可視化実現を求めるアピール**」を採択して終わった。

2009年(平成21年)5月21日、裁判員制度が始まりました。裁判員制度は、一般の市民が裁判官と一緒に、被告人が有罪であるか無罪であるか、有罪であれば量刑を決めるものです。裁判員が正しい結論にたどり着くには、正しい証拠により、正しく事実を認定するシステムになっていることが重要です。

しかし、これまで我が国の刑事裁判における事実認定は、「密室取調べ」で作成された自白調書に頼ってきました。「密室取調べ」で作成された自白調書は、客観的に、どうやって作られたのかがわかりません。それが正しい証拠かそうでないか、客観的にチェックすることができるシステムがなかったのです。そのため、捜査官が被疑者を脅したり、嘘をついたり、作文したりするなど、違法・不当な取調べが後を絶ちませんでした。これが今までウソの自白に基づき冤罪事件が数多く生じてきた理由です。このことは、本日ご報告をいただいた布川事件の例からも明らかです。

裁判員裁判の実施に伴って、「密室取調べ」は、もうやめなければなりません。取調べ過程の全てを録画しましょう。今こそ、取調べ全過程の録画＝取調べの可視化を実現しなければならないのです。取調べの可視化を実現すれば捜査官による自白の強要はなくなります。ウソの自白に基づく冤罪の

発生も妨げます。裁判員が判断を誤らないためには、取調べの可視化が必要不可欠です。

現在、被疑者取調べの一部につき録画が行われるようになっていますが。しかし、布川事件の経験からも、一部録画がかえって危険であることは明らかです。取調べ過程の全てを録画することが必要不可欠です。取調べの可視化しかないのです。

本日の集会参加者一同は、裁判員裁判の開始に伴って、改めて一刻も早く、取調べの可視化が実現するように、強く求めます。

2009年(平成21年)5月30日

シンポジウム「いよいよ本番！あなたも裁判員 今こそ可視化を！」

参加者一同



21. 5. 28(木)「ドキュメント志布志事件『虚罪』」発刊

これは「冤罪」ではない、「警察の犯罪」だ！

志布志事件とは、平成15年4月の鹿児島県議選挙で当選した志布志市の中山信一県議らが、選挙前の同年2月～3月、支援者宅で4回の会合を開き、11人に現金計191万円渡し投票を依頼したとして、13人(うち1人は買収でも起訴)が起訴された事件で、平成19年2月23日鹿児島地裁は、「客観的証拠は全くない」と事実上事件が虚構であったことを認め、全員に無罪を言い渡し、鹿児島地検は控訴を断念し無罪が確定した事件である。

この志布志事件については、このホームページで3回にわたり志布志事件捜査は警察の組織犯罪と題して掲載したが、この度、岩波書店から朝日新聞「志布志事件」取材班による「ドキュメント志布志

事件『虚罪』(定価2000円+税)が発刊された。



以下、同書の帯から。

これは「冤罪」ではない、「警察の犯罪」だ！

前代未聞の捜査権力による「でっち上げ事件」はなぜ起こったのか。

捜査内部の「情報提供者」の協力を得て、朝日新聞鹿児島総局の報道が捜査当局を追いつめる過程を詳細に報告し、元被告たちの苦悩の日々を追う。

裁判員制度が始まろうとする今、まさに必読の書！

警察の取調べを受けたことのない人は、「なぜやってもいないことやったと認めたのか」と疑問に思うかもしれません。

しかし、一般の市民が、警察や検察の取調室という密室で執拗に責められれば、なかったこともあったこととして認めてしまうことがあるのです。

また、取調べを受けるなかで少なくない人が救急車で運ばれたように、精神的に追い込まれ、心身ともに異常をきたすほどになることが、この事件を見ればよくわかります。

取り調べの全面可視化の必要性は志布志事件で得た大きな教訓ではないでしょうか(「あとがき」より)。

この書は、一般の人たちにだけでなく、捜査権という強大な権力を行使する警察官にも是非読んでいただきたいものだ。

毎日、何気なくやっている捜査という仕事が、まかり間違えれば善良な市民に一生取り戻すことのできない深いキズを与えることがあることを肝に銘じてもらうためにも。



21. 5. 17(日) ああ愛知県警 止まらない組織崩壊

副署長が酒気帯び、初動捜査の失態

5月5日、報道各社は、愛知県警守山警察署の小川直哉副署長(54歳)＝警視＝が酒気帯び運転の容疑で検挙されたと報じた。

この記事は、愛知県警の発表によるものとされている。

報道によると、小川副署長は、4日午後6時半から5日午前零時ごろの間、同署から約200メートル離れた名古屋市守山区内の飲食店で知人数人と飲酒。

一度官舎に戻ったが、夜食を取るため、同日午前1時40分ごろ、署の駐車場に止めてあった自分の車で外出した。

同2時ごろ、車で署に戻ってきた際、駐車場にいた署員が酒のにおいがすることに気付き、署内で副署長の呼気検査をしたところ、基準値を超える1リットル当たり約0.25ミリigramのアルコールを検知した。

小川副署長は1978年採用。県警豊田署の交通課長や県警交通総務課など通算8年以上の交通部門での勤務経験があり、飲酒運転の取り締まりに当たっていたこともあった。



(守山警察署:愛知県警ホームページから)

最近では、警視クラスの不祥事は珍しくもなくなった。

昨年11月には、警視庁総務部施設課管理官の警視(50歳)が、茨城県警稲敷警察署に道交法違反(酒酔い運転)の現行犯で逮捕されている。

またか、というのが国民の印象だろう。

愛知県警といえば、5月2日に蟹江警察署管内で発生した一家3人殺傷事件では、殺害された母親の遺体発見が丸1日遅れたり、駆けつけた蟹江署員が屋内にいる不審な若い男を目撃しながら逃げられ、それを捜査本部が「捜査上の秘密」を理由に隠蔽していたことが明らかになったばかりだ。

愛知県警の初動捜査の不手際については、平成19年5月の長久手町のけん銃乱射事件での初動捜査の不手際、その年の6月には、大相撲名古屋場所を迎える愛知県犬山市の時津風部屋で、新潟県出身の大相撲時津風部屋の序の口力士(17歳)が急死した事件でも、犬山警察署が最初の段階で事件性がないと判断し検視もしなかったなど、その初動捜査が批判された。

初動捜査の不手際は、愛知県警の組織全体が弛緩していることを示している。

そのことは、警察官不祥事の続発にも表れている。

愛知県警では、現職警察官の捜査情報漏洩、交通事故の供述調書改ざん、西尾警察署の警部補のストーカー行為、警察署の更衣室から署員が現金を盗んだとして逮捕されるという不祥事が次から次と発覚している。

そんな愛知県警だから、副署長が酒気帯び運転で検挙されても別に驚くには当たらないのかも知れないが、注目すべきは、副署長が自署員に検挙されたとされ、それを愛知県警が公にしたことだ。

メディアの報道のなかには、現場の警察官が厳正に対処したとか、内部の不祥事を積極的に明らかにしたとか、というものもあったが、そんなことではあるまい。

どこの県警でも警察職員の不祥事(監察事案)は速報事項とされ、警察署長等から直ちに監察官室長を経て警察本部長に報告される。

速報事項には、警察職員の飲酒運転も含まれる。

上司の非行を現場の警察官が独断で措置することはあり得ない。

ましてや当事者が、警察署の副署長(警視)となればなおさらである。

そんなことをすればその警察官は、組織に止まることはできない。

この副署長の酒気帯び運転も、当直責任者あるいは本人→警察署長→警察本部監察官室長→警務部長→のルートで警察本部長に報告されたはずだ。

その結果、隠蔽することはできないと判断されて発表したのだろう。

隠蔽することができない何らかの事情があったと考える方が自然だ。

現に、愛知県警は一家3人殺傷事件の初動捜査の不手際を隠蔽しようとしている。

凶悪な犯人が逃走している事態は、市民が危険にさらされていることだ。

直ちに、現場周辺の捜索、地域住民への広報等、必要な措置を取らなければならない。それを「捜査上の秘密」を理由に隠蔽するとは、本末転倒も甚だしい。

愛知県警は、警察が犯罪を捜査するのは何のためかを忘れている。

警察の情報開示に対する姿勢は、全く変わってはいないのだ。

警察官の不祥事や組織の不手際は、ばれない限りは隠蔽するのが警察の基本姿勢であることに何も変わりはない。

愛知県警は、副署長を更迭したようだが、副署長は署長を補佐して警察署をまとめていく重要なポストだ。

それが酒気帯び運転では、部下に対するしめしがつかない。当然だろう。

初動捜査の不手際といい、愛知県警は組織崩壊をきたしている。



21. 5. 17(日) 警察官のけん銃発砲は適法 原告敗訴

国賠訴訟で何故原告は負けるのか

平成21年4月23日、宇都宮地裁は、栃木県西方町の中国人男性が鹿沼警察署の駐在所勤務の警察官に射殺された事件について、男性の遺族が県警に約5千万円の損害賠償を求めた訴訟で「発砲は必要性などの要件を満たし違法性はない」と請求を棄却した。

遺族は、これを不服として控訴した。

警察官のけん銃発砲の問題については[21. 2. 22「職務質問と公務執行妨害とけん銃発砲と警察官のけん銃の適正使用」の実態を探る](#)で詳しく説明した。

この事件は、平成18年6月、栃木県西方町で、栃木県警鹿沼警察署地域課(駐在所勤務)の男性巡査(32歳)が、中国人の元研修生(38歳)等に職務質問した際、元研修生が竹の棒を振り回すなどして抵抗、けん銃を奪おうと襲ってきたとして、けん銃を発射し元研修生を死亡させたとされ、遺族が警察官を相手どって、宇都宮地検に特別公務員暴行陵虐致死容疑で告訴、同地検は警察官の発砲は正当防衛であり、正当な業務行為と判断し、警察官を不起訴処分にした。

この事件では、遺族が警察官の発砲を「過剰な防衛行為で違法」とし、栃木県に損害賠償を求める訴訟を宇都宮地裁に起こしていた(以下、「西方事件」という)。

1 国賠請求は国民の権利

日本国憲法第17条は、「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」と規定している。

同条にいう「法律」として制定されたのが、国家賠償法である。

同法第1条は、国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

同条2項は、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有すると規定している。

平成19年5月27日に放映されたサンデー・プロジェクト(テレビ朝日)シリーズ「言論は大丈夫か」の第7弾「行政訴訟はなぜ9割敗訴か」で、市民の感覚からかけ離れている判決が続出している行政訴訟や国家賠償訴訟について、市民の人権がおかされた時、最後に頼るべき先は、裁判所だ。

しかし、国や行政を訴えた場合、「行政の救済判決」とも言うべき判決が続出。

原告の勝訴率は、わずか12%に過ぎない(2005年度)。

なぜ、裁判官は、市民感覚とかけ離れた判決を下すのか？

裁判所を、「言論の最後の砦」とするためには、どうすれば良いのか？

裁判所が市民の感覚を取り戻すために、市民が判決を下す裁判員制度を、行政訴訟、国家賠償訴訟にこそ導入すべきではないかという提言を行う。〈出演〉 大谷昭宏(ジャーナリスト)

(サンデー・プロジェクトHPから)

元大阪高裁判事で弁護士の生田暉雄氏(香川県 弁護士)も「日本の行政訴訟の原告側の勝訴率は異常に低いのは、政府や最高裁等、上の方ばかり気にする裁判官が判決を書くからです。ヒラメ裁判官が担当し、行政機関の手持ち証拠を出させる手段もないのですから、裁判で勝訴することは例外的なことです。」としている(生田暉雄著「裁判が日本を変える」日本評論社)。

2 警察相手の国賠訴訟

指摘されているように、憲法で国等に賠償を求める権利が保障されていても、現実には国民に賠償が行われることはほとんどない。

その要因が、裁判に問題があるのも事実なのだろう。

今回の栃木県西方町事件のように、警察相手の国賠訴訟にはさらに根深い問題があるように思われる。

警察組織が持つ最大の特質は、無謬性への錯覚である。それを支えているのが閉鎖性である。

警察刷新会議の「警察刷新に関する緊急提言」(平成12年7月)は、「犯罪捜査の秘匿性を強調する

あまり、警察行政が閉鎖的になるとともに、本来公開すべき情報が公開されないおそれがある。」と指摘し、さらに「警察では組織的対応が強調されるあまり、職務執行にともなう警察職員個々の責任が問われず、「匿名性」に隠れて緊張感を欠く職務執行を生み出しているのだ。」と指摘している。

警察が国賠訴訟の被告になったとき、自らの非を認めて頭を下げることはまずない。

国賠訴訟は警察組織に対する攻撃と受け止められ、組織防衛という名の下に国賠訴訟に対する組織的対応が始まる。

それを担うのは、全国の都道府県警察本部の監察課(室)である。

監察官の仕事は、警察官の不祥事等の監察事案が発覚したときに組織的ダメージを最小限に押さえることである。

監察事案は速報事項とされ、警察署長等から直ちに監察課を経て警察本部長に報告される(「監察関係事案の即報要領について」平成13年12月27日付け道警通達)。

速報事項には、警察職員の交通事故、職員が犯罪の被疑者又は容疑者になると認められる事件等が列挙されているが、西方事件のようなけん銃の使用事案も含まれている。

報告を受けた監察官は、直ちに事実関係の事実調査、関係職員の取調べ、マスコミ対策等に出発する。

監察課の調査結果に基づき懲戒処分等の内部処分が決まる。

監察課(室)には、訟務官(警視クラス)が配置され、監察事案が訴訟に発展したときには顧問弁護士と相談しながらその対策に当たることになる。

国賠訴訟の口頭弁論で、被告席に顧問弁護士と並んで座っているのが訟務官だ。

訟務官は、証拠の検討、関係する警察職員の陳述書の内容のチェック、証人出廷の指導等に当たる。

必要によっては、反対尋問に備えて模擬尋問までやる。

基本的に関係職員は、警察組織に不利になるような証言はしない。

場合によっては、平気で偽証することさえある。

やむを得ず懲戒免職や諭旨免職にした職員も、就職先を斡旋するなどにより事実上の支配下におき管理する。

さらに重要なのは、訴訟費用、弁護士費用は全て税金で賄われていることだ。

警察にとっては、国賠訴訟が如何に長引いても痛くも痒くもない。資金は無尽蔵にある。敗訴したとしても、賠償金は税金で賄われる。職員に求償されることはまずない。

3 訴訟費用にも事欠く原告

被告警察の訴訟対策に比べて、原告、国民の方はどうか。

警察を相手に国賠訴訟で闘う原告に対し世間の目は必ずしも暖かくはない。

冤罪事件で逮捕、服役した人たちは、職を失い、冤罪が晴れたとしても就職もままならない。

蓄えがあるわけでもない。その日の生活もままならない原告も多い。

西方事件で射殺された男性は、中国人の研修生だった。

残された男性の妻は、判決を聞くため中国から来日している。

警察相手に訴訟を起こしたいと考えたとしても、最初に問題となるのは弁護士がなかなか見つからないという。

なかには、警察相手と聞くと尻込みする弁護士もいるらしい。

ようやく見つかっても弁護士費用もない。

運良く奇特新な弁護士が現れて、手弁当で代理人を引き受けてくれるケースもある。

しかし、そんな奇特新な弁護士はそんなに多くはない。

平成21年5月14日、富山県連続婦女暴行事件(氷見事件)で無実の罪だったことが確定した男性が富山地裁に国と県、捜査を担当した警察官と検察官を相手取って国賠訴訟を提起した。

男性が無実の罪で逮捕されてから7年、無罪が確定してから1年半が経っている。

国賠訴訟では、一審で原告が勝訴しても警察は必ずといっていいほど控訴する。

ケースによっては、最高裁までいくことも稀ではない。

広島県尾道で起きたけん銃発砲事件で警察官のけん銃発砲は、違法との判決が確定するまで、実に19年3ヶ月の歳月を要している。

国賠訴訟の原告は経済的な負担も大きい、長い裁判の精神的な負担は想像を絶する。

毎日の生活のなかで頭に浮かぶのは裁判のこと、悪い結果ばかり。仕事も手につかない生活が続く。

しかし、精神的に支えてくれるのは精々家族くらいだ。

マスコミが大きく取り上げた事件では支援組織ができることもあるが、支援組織といっても形だけのものも多い。

そして長引く裁判に、関心は次第に薄れていく。

最初から世間の関心と呼ばない冤罪事件も多い。むしろ、そうした事件の方が多いのではないか。

警察相手の国賠訴訟では原告が減多に勝つことはない。まるで原告側は、ないない尽くした。

ざっと考えても、被告警察の訴訟対策と原告の訴訟対策では雲泥の差がある。

最初から勝負がついているようなものだ。

裁判所も当てにならず、勝つ見込みのない国賠訴訟に立ち上がる国民はますますいなくなる。

国民は、泣き寝入りするしかないことになる。

そして警察は、ますます国民の安全を守るという本来の姿から遠ざかる。

4 警察の壁を打ち破るために

警察官のけん銃発砲により死傷者が出たとき、警察は間髪を入れずに「適正な使用だった」とコメントする。

けん銃発砲の適否を論じるには、現場の検証や当事者・目撃者の話等をもとに厳密な検証が必要である。

死傷者が出たケースでは、警察官による少なくとも業務上過失致死傷事件が成立する疑いがある。

相手が死亡した場合には、司法解剖が必要だろう。西方事件では司法解剖は行われたのだろうか。

遺体の銃創の形状、弾丸の射入角等が分からなければ、撃たれたときの警察官との位置関係、姿勢等は分からない。

真相を解明するためには、検視調書、解剖医の鑑定書が必要だ。こんな事例もある。

熊本県警機動捜査隊の巡査だったAさん＝当時22歳＝が自殺したのは、県警剣道部内のいじめが原因だとして、両親が県を相手取って起こした損害賠償訴訟では、原告側が検視規則に基づく「検視調書」の提出を求めたが、県警は行政検視しか行わなかったとして、ほとんど黒塗りの検視結果報告という内部報告書を提出している。

自殺が疑われる遺体であっても異常死体である。

当然、検視をして死因を解明しなければならない。

この事件も熊本県警が、内部の問題として隠蔽しようとした疑いがある。

冒頭にも説明したが、警察の特徴はその閉鎖性にある。階

級章に象徴される上下関係に支えられる強固な鉄の団結を誇る組織、それが警察組織だ。

その警察と闘うためには、まず第1に警察を知る必要がある。

原告側は、警察組織の実態、問題となっている業務の位置づけ、警察官の意識、業務推進の内部手続き、作成される文書等を予め把握した上で訴訟対策を講じる必要があるからだ。

しかし、そうした内部資料を警察あるいは現職警察官が簡単に出す訳もない。

「市民の目フォーラム北海道」は、現在、既にそうした壁を打ち破るための活動を続けている。

「市民の目フォーラム北海道」には、2人の道警OBが在籍する。

これまでも全国各地の弁護士からの要請で証人出廷、陳述書や意見書の提出、警察文書の解読等、原告への支援活動を続けてきた。

なかには、娘が殺害されたのは警視庁が必要な捜査を怠ったからだとして両親が東京都(警視庁)などに損害賠償を求めた事件で、弁護団の要請で「市民の目フォーラム北海道」の原田宏二が意見書を提出した。

東京地裁は、警視庁の判断は不合理で違法だとし原告が勝訴の判決を言い渡した。

全国各地で警察の裏金疑惑が発覚していた平成16年10月には、情報提供者や内部告発などをした警察官をフォロー、支援することを目的に「明るい警察を実現する全国ネットワーク」(代表 清水勉弁護士:東京)が結成されている。

同ネットワークには、多くの警察OBが会員として所属しており、在職中の経験も、刑事部門、生活安全部門、交通部門、警備・公安部門と幅も広い。

警察の組織は、規模の大小はあれ、ほぼ、全国同一だ。仕事の進め方、考え方も全国共通である。

今後はこのネットワークを国賠訴訟対策のシンクタンクと位置づけ、その機能の一層の強化が必要だと思う。

そのうえで、全国各地で行われている原告弁護団とも連携して必要な情報を提供して行くことが大切だ。

5 西方事件の不審判開始決定

西方事件では4月27日、宇都宮地裁が宇都宮地検の不起訴処分を不服とした遺族側が事件の不審判請求を認め、特別公務員暴行陵虐致死罪で審判が開始されることになった。

この手続きは、警察官等による特別公務員暴行陵虐などについて告訴・告発し、検察官が不起訴とした場合に用意されている刑事訴訟法上の制度だ。

不起訴処分に不服があれば、事件として審理するよう告訴・告発人は裁判所に付審判請求ができる。請求が認められると、起訴と同様に見なされ、裁判所が指定した弁護士が検察官役を務めて審判が行われる。

警察官のけん銃発砲事件で不審反請求が認められたのは、最近では、平成15年9月奈良県大和郡山市の国道24号で、車上狙いの容疑者の車両に警察官がけん銃8発を発射し車内の2人が死傷した事件と先に挙げた広島県尾道の事件だ。

この事件では、広島県警は「男は刃物を振りかざし、棒で殴りかかるなど不当であり、警察官の発砲は正当防衛である」とけん銃の使用は正当としたが、1審は無罪だったが、2審では、公務執行妨害の成立や警察官の供述は疑問と判断し逆転有罪、平成11年2月、最高裁が上告を棄却、2審判決が確定した。

警察官のけん銃発砲は違法との判決が確定するまで、実に19年3ヶ月の歳月を要している。

西方事件の不審判の審理が始まることにはなった。

しかし、これとても警察側がすんなりと非を認めることはあり得ない。

警察側は「発砲は必要性などの要件を満たし違法性はない」と主張するだろう。

その前途は、決して楽観できるものではない。



21. 3. 31(火)

高知県警裏金訴訟 県警の説明は不自然・不合理

高知地裁 捜査費「不適正支出の疑念ある」

高知県警の捜査費問題が明るみに出たのは、平成15年7月23日、高知新聞取材班のスクープ報道によるものであった。

北海道警察旭川中央警察署の捜査用報償費問題がテレビ朝日のザ・スクープにより報道されるより4ヶ月早かった。

高知新聞のこの報道は、いわば、その後全国に波及した警察の裏金疑惑の先駆的な役割を果たしたことになる。

一方、市民オンブズマン高知は、本件訴訟以外にも高知県警の裏金疑惑に関連して、情報公開訴訟も提起している(全国オンブズマン連絡会議のまとめから)。

○ 県警捜査費(国費・県費)情報公開訴訟(高知地裁)

平成15年9月5日提訴

平成17年5月一部勝訴

高知地裁は、高知県警捜査第一課の文書に限定して、記載された警部補以下の役職名と個別の支出額の開示を命じた。警部補以下の役職と個別支出額の開示を認めた判決は全国初。捜査員の氏名などは従来通り開示を認めず、捜査第1課以外の文書開示請求も退けた。判決理由書で「捜査第1課の捜査費不正経理疑惑は相当に具体的であり、解明には高度の公益性がある。非開示とすることで、保護されるべき利益に明らかに優越する」と述べている。県警の捜査費・捜査報償費に関する判決は、仙台地裁平成15年1月16日一部開示判決に続き2例目)

→平成18年9月29日(高松高裁)

捜査員の役職名や毎回の支出額・支出年月日について、疑惑がある捜査第一課のみの開示を命じた1審判決を見直し、同第2課・暴力団対策課についても同様に疑惑があるとし、開示を命じる画期的な判決。06/10/13 上告断念(確定)

(平成21年3月27日 共同通信の記事から引用)

平成21年3月27日、高知県警が2002年度に使った捜査費に不正支出があったとして、市民オンブズマン高知が平井興宣高知県警本部長を相手に、当時の県警幹部3人に約86万円を返還させるよう求めた訴訟の判決が高知地裁で言い渡された。

判決では、請求を退けた上で「不適正な支出がされていたとの疑念を抱かざるを得ない」と指摘した。オンブズマン側は控訴する方針だ。

判決理由で小池裁判長は、原告側が提出した捜査費の支出一覧表に言及し、氏名欄に記載された人物が謝礼金を受け取っていないとする調査を踏まえ、「記載が虚偽である可能性が高い」とした。

一覧表に関する県警側の説明は「不自然かつ不合理」と批判、「適正に支出されたか相当に疑わしい」とした。

一方、当時の県警本部長と捜査第一課長への請求は「地方自治法に基づき執行機関である知事を被告とするべきだ」と却下。

刑事部長に関しては「財務会計上の権限を有していない」と棄却した(共同通信記事の引用終わり)。

平成17年5月の捜査費公文書開示訴訟判決で、高知地裁判決が県警本部捜査第一課の不正経理疑惑を指摘、文書の一部開示を命令したことから、これを受けた県議会は7月に特別監査の請求を決め、橋本知事も特別監査を請求した。

監査委員は平成17年8月～10月に、平成12～16年度の県警捜査費の執行に関して県警本部と高知署に実地監査(書類審査)を行い、平成18年2月捜査費支出の一部を「違法・不当である」とした。

ところが、鈴木基久高知県警本部長(当時)は、支出の一部を「違法」などと認定した監査結果に「納得いかない部分がある」と内部調査結果を基に不正支出の有無を判断するため「県警予算執行調査班」(18人)を設置した。

平成18年9月、鈴木基久高知県警本部長は、県議会9月定例会で組織的裏金づくりをあらためて否定した上で、平成12～16年度に県警本部と高知署が執行した県費捜査費のうち約347万円を、

個々の捜査員の手続き上の誤りがあったなどとして県に返還する方針を表明し、「誠に遺憾であり、県警の責任者として県民におわびする」と陳謝した。

高知県警は、平成18年11月 4,477,392 円、さらに12月 9,772,342 円を県と国に返還した。

今回の判決は、市民オンブズマン高知が入手した平成14年度捜査第一課の「国費捜査費の執行状況一覧表(全国オンブズが一部マスキング)」に記載されている支出について、市民オンブズマン高知と高知新聞記者が調査したところ、いずれも架空か謝礼金等受け取ったことはないことが判明したため、当初は高知県知事及び高知県警本部長を被告とし、高知県警の捜査報償費(県費)1,791万9,881円の返還を求める訴訟に関するものである。

その後、原告の市民オンブズマン高知は違法な支出を絞った上、国費で裏金を作っていれば県費でも裏金を作っているはずだとして、平成14年度の捜査第一課の県費捜査報償費分のみの返還を求めるとともに、被告を高知県警本部長のみにした。

平成14年度の捜査第1課の会計文書の情報公開訴訟に関して、平成18年9月29日に高松高裁判決で一部開示が確定し、内部文書と情報提供資料がほぼ一致することが判明していた。

今回の判決文は、こうした経過を説明し、捜査費「不適正支出の疑念ある」と以下のように付言している。

なお、本件訴訟においては、前記1前年事実のとおり、原告らの訴状における請求の趣旨及び請求原因に不備があり、三度にわたり補正を促したものの、財務会計行為は特定されず、また、請求の根拠規定なども明らかにされなかったため、進行協議期日で協議を重ねた結果、最終的に原告らは平成19年2月19日付け準備書面(4)において、財務会計行為を特定し、それに伴い請求の趣旨を変更し、請求の原因を整理するに至ったものである。

当裁判所としては、かかる経緯を踏まえ、原告らの訴えの当否を判断したものであるが、請求の趣旨及び請求の原因が確定した後における本件の審理経過に鑑み、以下に付言することとしたい。

前記前提事実のとおり、捜査費をめぐる不正支出問題については、高知新聞が平成15年7月に高知県警が虚偽請求を繰り返して組織的に裏金作りをしていたとの報道をして以降、原告らによる住民監査請求や捜査費関連文書の非開示処分取消請求訴訟なども提起され、また、高知県以外の県警

では同様の指摘を受けるなどして、捜査費名目で支出された公金が返還される事例が報道されるようになった。

このような情勢を踏まえ、高知県議会及び高知県知事の要求により本件特別監査が実施されたものであるが、その監査結果は、支出の実体がないと判断されたものが 85 件 77 万 7966 円、支出が不適正であると判断されたものが 115 件 69 万 1693 円、支出が不自然で疑念のあるものが 3178 件 1645 万 0222 円にも及び、その具体的な指摘内容をみても組織的に不適正な支出がされていたことが窺われるものになっている。

また、本件特別監査における聞き取り調査で、大多数の投査員が適正に処理していたと陳述する一方、虚偽の会計書類を作成して捜査費を請求していたことを認める趣旨の陳述をする投査員もおり、また、捜査費の不正支出問題がマスコミ等で報道され、社会の耳目を集めるのと軌を一にして、高知県警における捜査費の執行金額が減少していることも、捜査費の不正支出があったことを推測させる一事情というべきである。

そして、原告森が氏名不詳の者から入手したとする本件一覧表については、その日付欄、金額欄の記載の大部分が、実際の捜査費支出伺、支払精算書の日付、金額と一致し、特に、その金額は、「700 円」、「30 円」、「903 円」など細かい額についてまで一致しているものである(本件一覧表番号 2 と甲 21 の 2 の 2、本件一覧表番号 22 と甲 21 の 22 の 2)。

本件一覧表には合計 42 件の執行状況が記載されているところ、本件一覧表の記載と実際の捜査費支出伺、支払精算書の記載が異なるものはごく僅かにすぎない(本件一覧表番号 17 では内訳欄の金額が 5 万円となっているが、支払精算書(甲 21 の 17 の 2)では 3 万円となっている部分、本件一覧表番号 26 では交付金額が 60 万 1000 円となっているが、捜査費支出伺(甲 21 の 26 の 1)では 6 万円となっている部分など)。

このように本件一覧表の作成者が誰であるかは明らかでないものの、その記載内容からして同一覧表が高知県警の平成 14 年度国費捜査費に関する内部情報を基に作成されたことは疑いようがなく、同一覧表の債主欄の記載についても、同様に内部情報を参考にして作成されたものと考えられるところである。しかるに、原告ら及び高知新聞記者の調査によれば、債主欄記載の人物は実在しないか、実在したとしても謝礼金等を受け取ったことはない旨回答しているのであって、その記載は虚偽である可能性が高いといわねばならない。

本件一覧表にかかる被告の説明は、不自然かつ不合理であって、同一一覧表の記載内容から窺われる不正支出の疑念を払拭するものとは到底いえない。

これらの事情を総合考慮すれば、高知県警本部捜査第一課の平成14年度国費捜査費については、これが適正に支出されていたかは相当に疑わしいと言わざるを得ない。

そして、国費捜査費と県費捜査費は、捜査対象の犯罪が警察法施行令2条8号に掲げる犯罪かどうかについて違いがあるにすぎないから、上記のような事情で国費捜査費が適正に支出されていない疑いがある以上、同年度における県費捜査費のみが適正に支出されていたとは考えられないのであって、本件訴訟の対象である平成14年度の県費捜査費についても不適正な支出がされていたとの疑念を抱かざるを得ない。

以上のとおりであって、捜査費の不正支出に関する原告らの主張には首肯し得るものがあるが、前記判示のとおり、本件訴えは、■にかかる部分は不適法であると言わざるを得ず、また、■に対する部分は理由がないものというべきであるから、却下あるいは棄却することとし、主文のとおり判決する。

高知県警の捜査費問題は、高知県警は裏金づくりを否定しながら、国と県に約1,300万円を返還している。

この問題は発覚してから既に5年を経過しているが、「金を返せば文句はあるまい」という県警の態度に、市民オンブズマン高知の追及はこれからも続きそうだ。



21. 3. 7(土)

不祥事続きの北海道警察

相も変わらぬ隠蔽体質とダブル・スタンダード

北海道警察(以下、道警という)の警察官の不祥事が、ほぼ1ヶ月の間に3件も連続して明るみに出た。

北見方面本部管内斜里警察署、旭川方面管内稚内警察署、釧路方面管内中標津警察署だ。

今年に入り不祥事が発覚しないのは、札幌方面管内と函館方面管内だけになった。

道警のOBとしては、恥ずかしいを通り越して情けなくなる。

しかも、道警は世間には通用しない身内の論理で強弁したり、不祥事を隠蔽しようとしているのも見苦しい限りだ。まさに、恥の上塗りだ。

駐在さんがミニパト飲酒運転 逮捕せず

最初の不祥事は、2月23日に発覚した。

北見方面本部管内の斜里警察署の駐在所に勤務する男性巡查部長(55歳)が勤務中に焼酎を飲み、ミニパトカーを運転し交通事故を起こしたという不祥事だ。

報道各紙によると、この巡查部長は2月13日夕、浜小清水駐在所から約20キロ離れた斜里警察署まで、酒気を帯びた状態でミニパトカーを運転して、雪道でスリップして物損事故を起こしたという。

巡查部長は駐在所での勤務終了後、同日午後5時半から翌朝まで斜里警察署での留置場看守業務に就くため、ミニパトカーを運転し同署に向かっていた。

同署に到着後、事故を報告したが、酒のにおいがしたため同署員が調べたところ、呼気から酒気帯びの基準を大きく超える1リットル当たり0.7ミリigramのアルコールが検出された。

巡查部長は、駐在所で勤務中の同日午後3時半から約1時間、駐在所に併設されている公宅で焼

酎を3杯飲んだことを認め、「家庭の問題で悩んでおり、看守業務があるのを忘れて飲んでしまった。途中で気づいたが、交代すると迷惑がかかるので出勤した」と話したという。

道警は、2月26日、この巡査部長を道交法違反(酒気帯び運転)の疑いで書類送検するとともに懲戒免職処分にした旨を発表した。

道警は、逮捕しないで書類送検した理由について「飲酒運転を現行犯として確認していないことや、すぐに飲酒運転を認め、逃走の恐れがなかったため」とした。

実名を発表しない理由については、「逮捕せずに懲戒処分とした場合、これまでも公表していない」と説明した(平成21年2月24日 北海道新聞)。

この不祥事の1週間後の3月2日、今度は「道警警部 少女と関係か」との記事が北海道新聞夕刊に載った。

この記事では「道北地方の警察署に勤務する40歳代の男性警部」となっているだけで、警察署名も男性警部の名前も明らかにされていない。

翌日の読売新聞は「北海道稚内警察署生活安全課長の男性警部(44歳)が、警部補当時の平成19年~20年に、18歳未満の少女に対して、複数回にわたってみだらな行為をしていたことが2日わかった」と報じた。

警部を懲戒処分へ 淫行容疑での立件は見送り

道警の40代の男性警部が18歳未満の少女にいかがわしい行為をした問題で、この警部は稚内署生活安全課長で、道警の任意の事情聴取に「少女が『自分は18歳以上だ』と言った話を信じていた」などと説明していることが2日、分かった。

道警は男性警部を近く懲戒処分にする方針だが、道青少年健全育成条例違反(淫行)容疑での立件は見送る方針。

道警によると、男性警部は18歳未満の少女に対し、札幌市内のホテルでいかがわしい行為をした疑いが持たれている。

男性警部は「出会い系サイトで知り合った」などと話しており、道警は詳しい事実関係を調べている。
男性警部は現在、仕事を休んでいるという(平成21年3月3日北海道新聞)。

またまた、「淫行」24歳巡査を逮捕

警部の淫行問題が、うやむやのうちにヤミに葬られようとしている最中に、道警は、今度は釧路方面管内の中標津警察署地域課の男性巡査(24歳)を「淫行」の疑いで逮捕した。

こちらは、巡査の実名が報道された。

逮捕容疑は2月13日、十勝管内のホテルで携帯電話のサイトで知り合った同管内の少女(17歳)が18歳未満と知りながら、みだらな行為をした疑い(平成21年3月5日 北海道新聞)。

身内には甘い道警の捜査

平成18年8月、福岡市東区の海の中道大橋で、飲酒運転をしていた福岡市職員が運転していた乗用車に、市内在住の会社員の乗用車が追突されて博多湾に転落し、会社員の車に同乗していた3児が死亡した事故をきっかけに、全国的に飲酒運転事故の撲滅のキャンペーンが繰り上げられた。

平成19年9月には、道路交通法が改正され、酒酔い運転の罰則が「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」、酒気帯び運転の罰則が、「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に強化されるなど、世論は酒酔い運転に対する厳しい対応を求めている。

企業や自治体でも飲酒運転をした社員や職員は、勤務時間内外であるかどうかを問わず、原則として即座に懲戒解雇とするところが増えた。

こうした社会的な要請に応える形で、警察はたとえ被害が人身傷害事故や物損事故に止まったとしても、酒酔い・酒気帯び運転であった場合には、原則として逮捕する方針で臨んでいたように見える。

なかには、酒酔い運転ではない単なる死亡事故で現行犯逮捕するケースも見られるなど、明らかに見せしめ逮捕ではないかと思われるケースもある。

しかし、こうした一般ドライバーの飲酒運転に対する厳しい警察の対応に比べて、警察官による飲酒運転に対しては、警察は極めて甘い取り扱いをする傾向がある。

その具体的な例を示そう。

今回の斜里警察署の巡査部長の例を含めて、警察官の場合は酒酔い運転で物損事故を起こしても逮捕しないケースが見受けられる。

① 平成20年3月、和歌山県警御坊署の警察官(警部補、29歳)が飲酒運転し、ガードレールに衝突する物損事故を起こしたが、逮捕されることなく道路交通法違反で検察庁に書類送検された(懲戒免職)。

② 平成21年1月、愛知県警天白署地域課の巡査(28歳)は、非番日に飲酒運転で物損事故を起こしたが、警察では「事故が軽微であり、負傷者が出ていない」、「逃走の恐れもない」として逮捕は見送り、任意で取調べた(懲戒免職)。

道警が発表した斜里警察署の巡査部長の適用罪名にも問題がある。

適用罪名は酒気帯び運転ではなく、酒酔い運転ではないのか。

酒酔い運転は、アルコール濃度の検知値には関係なく、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」で車を運転した場合に成立する犯罪だ。

酒気帯び運転に比べて、「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」と罰則も重い。

この巡査部長は、物損事故を起こしている。

アルコールの影響で正常な運転ができなかった疑いが残る。

道警は「現行犯ではなかったから逮捕しなかった。すぐに飲酒運転を認め、逃走や証拠隠滅のおそれはなかった」としているがこれも疑問だ。

刑事訴訟法第212条には「現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者を現行犯人とする」(現行犯)とあり、さらに「罪を行い終わってから間がないと明らかに認められるときで、身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき」は、現行犯人と見なす(準現行犯)とある。

報道によると、同巡査部長はミニパトを運転して斜里警察署に出勤したあと、呼気検査を受けている。

その結果、酒酔い運転が発覚した。少なくとも準現行犯に当たるのではないか。

逮捕は、現行犯だけではない。

酒気帯び運転は「3年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金」に当たる犯罪である。

裁判官に逮捕状を請求して、通常逮捕することも可能だろう。

運転免許証には、住所と名前が書いてある。

一般ドライバーであっても住所は、はっきりしている。

交通事故や交通違反の被疑者が、逃走のおそれの度合いは警察官も一般ドライバーも変わりはない。

道警の弁解は、警察官だけは「逃走のおそれがない」と聞こえる。

これからは、道警は酒酔い運転で物損事故を起こした一般ドライバーを逮捕することは止めなければならない。

この駐在所の警察官への対応は、明らかに道警のダブルスタンダード(二重の基準)だ。

この駐在所の巡査部長は、公務中に飲酒し公用車を運転したのだ。

一般のドライバーの行為とは全く違う。

一般のドライバーに対する対応より、厳しく行われなければならない。

道警は、逮捕して実名で公表するべきであった。

道警は「逮捕せずに懲戒処分とした場合、これまでも公表していなかった」としているが、本当は公表しないために逮捕しなかったのではないか。

身内にこんな甘いやり方をしていると、道警の信頼はますます低下する。

そして、警察官の飲酒運転はなくならないし、現場の警察官は仮面を被って無責任な仕事をするようになる。

一方の淫行警部の問題でも、道警の身内に対する甘い捜査が浮き彫りになっている。

道警監察官室の調べでは、この警部(3月5日付け北海道新聞では実名報道)は、警部補だった平成19年2月から平成20年3月までの間、札幌市内のホテルで同市内の高校生の少女＝当時17歳＝と数回みだらな行為をした。

少女とは出会い系サイトで知り合い、1回一万数千円を渡していた(平成21年3月5日 北海道新聞)。

道警監察官室は、この警部が任意の事情聴取に「少女が『自分は18歳以上だ』と言った話を信じていた」などと説明したとして、警部を近く懲戒処分にする方針を示したものの、早々と道青少年健全育成条例違反(淫行)容疑での立件はしない方針を示した。

道警監察官室は、この警部の刑事責任について「証拠に基づいて捜査したが、犯意が確認できないなど、事件としては立件が難しいと判断した。処分は厳しく行う」と説明した(平成21年3月2日 読売新聞)。

この警部は、結局、道警の方針のとおり、3月4日、停職3カ月の懲戒処分を受けたが、刑事責任は不問に付され、即日、依願退職した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下、児童買春法という)第4条には「児童買春をした者は、3年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処す」とある。決して軽い犯罪ではない。

同警部は、道警本部生活安全部生活環境課で勤務した後、昨年4月に警部補から警部に昇任し、旭川方面本部管内の稚内警察署生活安全課長として配置になっているが、生活安全部門の勤務経歴が長く、いわばこの種事件の捜査のプロである。

生活安全部生活環境課は、風俗関係事犯の取締りを担当していた。

同じような事件の捜査を数多く扱ったはずだ。

通常、出会い系サイトを利用する者には、18歳未満の少女も多いことくらいは警察官としては常識だろう。

しかも、相手は17歳の高校生だ。それを見破ることが出来ないのはおかしい。

むしろ、こうしたことが発覚したとき、男性の多くは「18歳未満だとは知らなかった」と弁解して、処罰を免れようとすることも、この警部はよく知っていたはずだ。

同法第2条には「児童買春とは、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)をすることをいう。」とある。

同警部は、みだらな行為をしてその対償として1回1万数千円を渡していたとされ、同警部の行為は、外形的には明らかに児童買春だ。

道警監察官室は「少女が警部に『20歳』と話しており、児童買春容疑などでの立件はできないとの結論になった」と年齢の知情性がないと断定し、いとも簡単に逮捕どころか立件することを断念している。

しかし、道警は、過去に否認したり、年齢の知情性がなくても逮捕した事件もある。

記憶している方もあると思うが、平成18年6月、道警札幌厚別警察署が児童買春の疑いで、道立高校教諭で野球部監督(当時48歳)を逮捕した事件があった。

容疑は平成17年11月、北広島市内の駐車場に止めた乗用車内で、テレクラで知り合った高校2年の女子生徒(当時17歳)に現金2万円を渡す約束をしてみだらな行為をした疑いだった。

この教諭は「未成年とは思わなかった」などと供述していたという。

このほか、否認の詳しい内容は分からないが、否認している被疑者を逮捕した事例もある。

おそらく、否認の内容は「年齢の知情性」だろう。

① 平成19年10月、帯広警察署は、中古車販売業の男(32歳)を児童ポルノ禁止法違反(児童買春)と北海道青少年健全育成条例違反(淫行)の疑いで逮捕した。

調べでは、同容疑者は6月、十勝管内音更町のホテルで、いずれも16歳の帯広市内の女子高校生2人に対し、18歳未満と知りながらいかがわしい行為をした疑い。

2人のうち1人は同容疑者の知人で、現金5千円を渡す約束をしていた。

同容疑者は容疑を否認している。

② 平成19年10月、札幌白石警察署は、道青少年健全育成条例違反(淫行)の疑いで自衛官(23歳)を逮捕した。

調べでは、昨年7月、千歳市内のホテルで、飲食店で知り合った札幌市内の女子中学生(当時15歳)が18歳未満と知りながら、いかがわしい行為をした疑い。

調べに対して同容疑者は、容疑を否認している(いずれも北海道新聞から)。

この警部の不祥事も、今年1月、道警が別の少年事件を捜査する中で、少女と警部が顔見知りであると分かり、問題の行為が発覚したという(平成21年3月2日読売新聞)。

複数回も少女と会っていれば、この警部が少女に身分を明かしていた可能性があることを窺わせる。

年齢の知情性がなかったという同警部の供述は疑わしい。

交際内容を子細に検証すれば、年齢の知情性は明らかになったのではないか。

近年の児童に対する性的搾取や虐待に対する世論の傾向からみて、一般市民がこの種事件を起こせば、間違いなく逮捕される。

この問題に対する道警の捜査は甘いと批判されてもやむを得まい。

警察官の性的不祥事は、この警部だけではない。

3月4日には、中標津警察署の地域課の巡査(24歳)が「淫行」の疑いで逮捕されたが、平成20年4月には、道警の若い警察官が「淫行」の疑いで、相次いで2人も逮捕されている。

① 4月9日には、旭川中央警察署地域課巡査(25歳)が逮捕された。

容疑は「昨年10月4日、携帯電話の出会い系サイトで知り合った同市内の女子高生(当時15歳)が18歳未満であることを知りながらいかがわしい行為をした疑い」

② 4月23日には、札幌中央警察署留置管理課巡査長(29歳)が逮捕された。

容疑は「平成18年10月、事件関係者として知り合った女子生徒(当時16歳)に札幌市内のホテルでいかがわしい行為をした疑い」(いずれも北海道新聞から)。

こちらは、階級は巡査と巡査長といった若い警察官だ。

3人とも取調べに対して、あっさり18歳未満であることを知っていたと認めたのか、逮捕されている。

警部は同じことをやっても逮捕どころか立件もされず、停職3ヶ月で依願退職、退職金も支給される。

だが、若い警察官は逮捕されて懲戒免職だ。

懲戒処分も上には軽く、下には重くは警察内部では常識だ。

ここにも組織内のダブル・スタンダードがある。

警察庁は、昨年1年間に懲戒処分を受けた警察官と警察職員の数を発表している。

それによると、前年から51人減り、不祥事の続発により警察改革が始まった平成12年以降で最少となる252人だったという。

懲戒免職は、前年比11人減の30人。

停職は44人、減給は103人、戒告は75人。

処分理由別では「窃盗・詐欺・横領」が一番多く71人。

「交通事故違反」の40人、「飲酒上信用失墜・異性関係」の38人と続いた。

飲酒運転は昨年11月、警視庁の警視が道交法違反(酒酔い運転)容疑で逮捕されるなどし、9人が処分された。

都道府県警別では警視庁44人、神奈川20人、福岡18人、千葉と大阪の15人の順で、警察庁は14人だった(平成21年1月29日 産経新聞から)。

警察官等による「窃盗・詐欺・横領」が多いのには驚くが、飲酒運転も多い。

そんなことに驚くのは早い。

警察庁が発表した数字は、警察官の不祥事の氷山の一角だと考える方がいい。

警察では、不祥事はマスコミにばれたときに不祥事となる。

マスコミにばれなければ、不祥事はなかったことになるからだ。

今回の連続した不祥事を見ても、道警が不祥事を知ってから発覚するまでに長期間が経過している。

おそらく道警では、マスコミに知られなければそのまま隠蔽できると考えていたに違いない。

道警は、近く道警本部長名の通達を出すなどして、再発防止を徹底するとしている。

鳥井優二道警監察官室長は「不祥事が続き誠に申し訳ない。今後、職員の教養を徹底したい」と話している(平成21年3月5日 北海道新聞)。

聞くとところによると、稚内警察署生活安全課長だった警部は真面目で上司、同僚の信頼も厚かったという。

44歳で難関の警部試験に合格するくらいだから優秀であったに違いない。

彼を知る現職の警察官たちは、不祥事を知り信じられなかったと言っている。

優秀な幹部であるはずの警察官が、陰ではこうした違法行為に手を染める。かなり深刻な問題だ。

一体どんな通達を出し、どんな教養をするというのか。

「出会い系サイト利用禁止」か、「若い子と遊ぶときは免許証で年齢確認」か。

通り一遍の話しでは効果はない。

無謬性を装いながら、陰では組織的な犯罪行為を長年にわたって続いた道警の裏金問題疑惑が発覚したとき、道警の上層部は事実無根だと完全に否定した。

しかし最後には、長期間にわたる組織的な裏金づくりを認めて謝罪した。

上層部が事実を隠蔽し、現場の警察官に仮面を被せて不祥事を隠蔽する。

道警の隠蔽体質は、何も変わってはいない。

警察官の不祥事が後を絶たない最大の理由は、警察にこうした隠蔽体質があることだ。

通り一遍の通達で不祥事はなくなる。



21. 2. 26(木)

道警は積丹岳遭難救助失敗の責任を明らかにせよ(その2)

鉢呂吉雄衆議(民主党)が積丹岳遭難事故問題で質問主意書を出す

積丹岳遭難救助失敗事件については、21. 2. 8(日)「道警は積丹岳遭難救助失敗の責任を明らかにせよ 失われた命に謝罪もない メディアは何故追及しないのか」と題して掲載した。

2月26日、北海道選出の民主党鉢呂吉雄衆議院議員が、この問題で政府に対して質問主意書を

提出した。以下に原文のまま掲載する。(注 原文は縦書き)

積丹岳における山岳遭難事故に関する質問主意書

平成二十一年一月三十一日、北海道後志管内積丹町の積丹岳(以下「積丹岳」という)に入山した札幌市の藤原隆一氏(以下「男性」という)が死亡した遭難事故(以下「今回の事故」という)について質問する。

男性は同年一月三十一日に、積丹岳に入山し行方不明になり、同年二月一日、捜索にあっていた救助隊が男性を頂上付近で発見した。しかし、男性を救助中に周辺の雪が崩れ、男性と救助隊員の三人は滑落。その後、救助隊員が男性をソリに乗せ急斜面を引き上げていたが、交代のためソリを一時樹木にくくりつけていたところ、樹木が折れ、ソリは急斜面を滑落、男性の行方は再び分からなくなってしまった。

同年二月二日に捜索は再開され男性は発見されたが、死亡が確認された。

そこで救助にあたった北海道警察(以下「道警」という)及び関係機関の遭難救助活動に関して政府に対して質問する。なお、国会法第七十五条第二項に規定する通り、質問主意書受領の日から七日以内に答弁されたい。また同様の文言が並ぶ場合でも、項目ごとに平易な文書で答弁されたい。

一 山岳遭難の概況について答弁願いたい。

- (1) 平成二十年の都道府県別の発生件数と遭難者数について。
- (2) 入山の主な目的と遭難事故の態様についての概要。

二 事故の認識について答弁願いたい。

今回の事故はスノーボーダーの遭難であるが、いわゆる山岳遭難として認識してよいか。

三 山岳遭難未然防止対策について答弁願いたい。

- (1) 今回の事故において、男性からは登山計画書もしくは入山届は提出されていたのか。
- (2) 男性に対して、滑落等の危険箇所に対する注意喚起・指導等は、予め行われていたのか。行われていたとするならば、どのような方法等で行われたのか。

- (3) 積丹岳規模の山に入山するにあたっての携行装備としては、どのようなものが必要となるか。
- (4) 男性の装備の内訳について。
- (5) 男性の装備内容は、入山に適したものであったのか、どうか。
- (6) 入山者に対して、専門家等による携行装備内容の点検・注意喚起・指導等は予め行われるのか。また今回の事故において、専門家による事前の点検等は行われたのか。
- (7) 積丹岳は入山届の提出が義務付けられている箇所か。

四 通信手段について答弁願いたい。

- (1) 山岳においての主な通信手段には、どのようなものがあるのか。
- (2) 今回の事故は、どのような通信手段を用いて通報されたのか。
- (3) 今回の事故において、救助隊と救助対策本部の間では、どのような通信手段を用いたのか。
- (4) 携帯電話の普及に伴い、携帯電話による救助要請等の増加が予想されるが、多くの山岳では通話エリアが限られている。今後の山岳における通信手段の充実策について。

五 今回の事故の概要について答弁願いたい。

- (1) 男性の死亡を確認した日時、死亡を確認した機関、死亡原因など、今回の事故及び救助の概要。
- (2) 今回の事故において男性が遭難した原因は、どこにあったと考えられるか。
- (3) 男性が遭難したとの第一報の通報者、また通報を受けたのは、どこの機関なのか。通報から救助対策本部の設置及び救助対策本部が解散されるまでの経緯を、時系列的に答弁願いたい。

六 捜索・救助にあたる組織について答弁願いたい。

- (1) 山岳遭難事故における救助隊の編成及び出動を発議できる根拠となる関係法令・規定等を、警察組織、消防組織ごとに答弁願いたい。
- (2) 今回の事故における救助対策本部を構成する公的機関と、それぞれの役割任務。また、今回の事故の捜索・救助活動に参加した民間団体等の名称と人的規模、現地における役割任務について。

て。

(3) 北海道警察山岳遭難救助隊規程(以下「救助規程」という)では、隊長には警察本部にあっては地域企画課長、方面本部にあっては地域課長が就くとしている。今回の事故において隊長の任に就いた者の所属機関名と役職名について。

(4) 救助規程では、出動した隊の指揮は、派遣先の警察署長が行うものとするとしている。そこで質問する。

① 「隊長」と「出動した隊の指揮」をとる者、それぞれの役割任務について。

② 今回の事故で、現場の指揮をとった者の機関名と役職名。

③ 山岳遭難事故、とりわけ冬山における捜索・救助は、気象条件などが急変することから、極めて困難な中での作業と推測され、瞬時の判断が求められる。今回の事故で、一回目(平成二十一年二月一日)の発見後の移動及び下山措置、また一度目の滑落後の引き上げ措置についての最終判断は誰が行ったのか、併せて判断に至った根拠について。

(5) 今回の事故における救助対策本部の隊本部長及び隊長、並びに出動した隊の指揮をとる派遣先の警察署長は、山岳遭難救助に関する知識・技術に習熟しているのか。

七 自衛隊への派遣要請について答弁願いたい。

今回の事故の捜索・救助にあたって、自衛隊への派遣要請は検討されたのか。検討されなかったとするならば、その理由について。検討はしたが派遣要請に至らなかったとするならば、その理由について。

八 訓練について答弁願いたい。

(1) 過去、積丹岳で山岳遭難救助訓練(以下「訓練」という)は実施されたのか。実施してきたとするならば、過去三年間の訓練回数、人的規模、訓練構成団体、訓練内容の概要等について。

(2) 男性が一回目(平成二十一年二月一日)に発見された場所において、訓練は実施されたことはあるのか。また、その現場付近の地形は、今回の事故において予め把握されていたのか。さらに、当時の気象状況から、その付近に雪底の可能性はあるかもしれない、という認識を、救助対策本部は持っていたのか。

(3) 男性を捜索にあっていた道警機動隊員)は、道警山岳遭難救助隊に所属する者か。また、過去三年間における、山岳遭難救助に関する訓練内容(訓練を実施した場所、訓練回数)など、その概要について。

九 気象状況について答弁願いたい。

男性を一回目(平成二十一年二月一日)に発見したときの、気象状況について、答弁願いたい。

十 事実関係の確認について答弁願いたい。

平成二十一年二月二日付の新聞各紙の報道によると、北海道新聞、読売新聞、朝日新聞は、「倒れているところを発見」としているが、毎日新聞は「雪山に簡易テントを張ってビバークしていた藤原さんを発見」としている。いずれの報道が正しいのか。

十一 措置判断について答弁願いたい。

(1) 男性を一回目(平成二十一年二月一日)に発見した後、意識がもうろうとしているにも関わらず、移動・下山の措置を取っている。同所においてビバーク(露營)の措置の検討はされたのか。

(2) 男性を一回目に発見した後、男性と救助隊員は滑落(一度目)。その後、男性を救助用ソリに乗せ、斜面を上りはじめたが、救助作業の交替のために一時、ソリのロープをくくりつけたところ木の枝が折れ、ソリは滑落(二度目)したという。一度目の滑落現場付近でのビバークによる措置は検討されたのか。

(3) 悪天候の中、救助隊員も滑落している。このような危険な状況の中で、男性をソリに乗せて移動することは、極めて危険という専門家の指摘もある。これらについての、政府の所感を伺う。

十二 遺族への対応について答弁願いたい。

遺族に対する説明・謝罪は行われたのか。行ったとするならば、誰が行い、その内容について。行っていないとするならば、その理由について。

十三 救助の適否について答弁願いたい。

二次遭難の被害は出なかったが、男性は命を失い、救助隊員も遭難しかかった。結果として救助は失敗ではなかったのか、政府の所感を伺う。

右質問する。



21. 2. 22(日)

職務質問と公務執行妨害とけん銃発砲

警察官の「けん銃の適正使用」の実態を探る

連続した警察官のけん銃発砲事件にみるキーワード

警察官がけん銃を発砲するたびに奇異に感じるのが、警察当局が間髪を入れずに「適正な使用だった」とコメントすることだ。

けん銃発砲の適否を論じるには、現場の検証や当事者・目撃者の話等をもとに厳密な検証が必要である。

ましてや、相手方が死亡したケースでは尚更である。

そうした調査もろくにしないで「適正な使用であった」と結論づけるのは、早計というものだろう。

今年に入り、静岡県警と愛知県警の警察官によるけん銃発砲事件が起きている。

県警は違うが、両県は隣接している。

そして、この2つの警察官のけん銃発砲には、共通するキーワードがある。

「職務質問」と「公務執行妨害」である。

この二つのキーワードは、ほとんどの警察官のけん銃使用のケースで出てくる問題だ。

しかし、この静岡県と愛知県のケースでも、その点については、具体的には何も触れられていない。

この**「職務質問」と「公務執行妨害」**には、どんな問題があるのか考えてみよう。

この2件の警察官がけん銃を発砲した概要は、マスコミ報道から知る範囲では以下のとおりだ。

静岡県の事件は、1月31日未明、男2人の乗った乗用車が、静岡県下の国道で、緊急配備中の警察官に向かって突っ込みパトカーにぶつけて逃げようとしたため、同県警清水署地域課の巡査長(28歳)が車に向けてけん銃2発を発砲した。

男2人は逃走し、県警が**公務執行妨害容疑**などで行方を追っている。

静岡県警の発表によると、乗用車は盗難ナンバーをつけていたため、同署や県警機動捜査隊のパトカーが2台ずつで挟み撃ちにして**職務質問**をしようとしたという。

同署の副署長は「現時点では、適正なけん銃使用と判断している」とコメントした。

一方、愛知県警の事件は、2月2日未明、愛知県警豊橋署地域課の巡査長(26歳)が、別の警察官とパトカーでパトロール中、同市内で2人乗りの原付きバイク2台を発見し追跡、ところが1台が転倒、巡査長らは手分けして2人を追跡した。

このうち男子中学生を追跡した巡査長が**職務質問**したところ、顔や腹に殴る蹴るなどの暴行を受けてもみ合いになり、一緒に川に転げ落ちた。

男子中学生は、さらに抵抗してけん銃を奪おうとしたため、巡査長は「撃つぞ」と警告した上で男子中学生に向けて発砲、弾は男子中学生から数メートル離れた水面に着弾したという。

豊橋署は2日、豊橋市内の男子中学生(14歳)を**公務執行妨害**と傷害の現行犯で逮捕した。

同署の警務課長は「けん銃使用については、現時点で適正な使用と判断している」とコメントした。

交番等のお巡りさんの職務質問のレベル

警察庁によると、地域警察官(交番、駐在所等で勤務する警察官)の職務質問による刑法犯及び特

別法犯検挙件数は増加傾向にあり、平成 18 年中は 19 万 5,096 件(刑法犯検挙件数 15 万 6,189 件、特別法犯検挙件数 3 万 8,907 件)と、17 年に比べ 5,699 件(3.0%)増加した(国家公安委員会・警察庁『実績評価書』)。

「職務質問」は、警察官の職務執行の手段として、挙動不審者や犯罪に関係する者等を停止させて質問することができる権限で、警察官職務執行法(以下、「警職法」という)第2条に定められている。

質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められるときには、質問するため、附近の警察署等に同行することを求めることができるが、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署等に連行されたり、答弁を強要されることはない。

つまり職務質問はあくまでも任意手段であって、強制手段ではないことは疑いない。

職務質問に似たようなもので「検問」がある。

警察内部では、一斉検問、交通検問、緊急配備等と呼ばれている。

こうした検問では、警察官が車や人を無差別に停止させ、質問したり、積載物の検査をしている。こうした検問は警職法第2条の職務質問の要件はないから、職務質問ではあり得ず、根拠法も警職法ではない。

警察は、警察法第2条1項に検問の法的根拠を求めているがこれは疑問だ。

警察法は警察の組織に関して定めている法律であって、警察官の権限を定めている法律ではないからだ。

従って、「検問」の法的な根拠はない。

国民が、事実上行われているにすぎない検問に従うかどうか、あくまでも任意である。

公務執行妨害は、最初から意図的、計画的に警察官に攻撃を加えるというケースより、職務質問や検問(以下「職務質問等」)や事件・事故の処理をめぐり偶発的に起きるケースが多い。

職務質問等の際の言葉のやり取りをめぐるトラブルや、警察官の許される限度を超えた実力行使に抗議したり、これに抵抗したときに起きるケースだ。

なかには、警察官が相手方の意図的な挑発に乗ってトラブルになり、相手を公務執行妨害で現行犯逮捕するケースもあるだろう。

職務質問等は、地域警察官の犯罪検挙の端緒を得るための手段であるが、職務質問等で犯罪を検

挙することはそんなに簡単なことではない。

現在、地域警察官で、警職法第2条の要件を満たす職務質問で犯罪を検挙した経験がある警察官はごく少数だろう。

警察では、職務質問競技会や職務質問強化月間を実施するなど、その技術の向上を図っている。

しかし、職務質問等の技術は実践を通じて身につける以外にはない。

また、職務質問の基本は、相手方に対する鋭い観察能力と巧みな対話能力の問題でもある。

果たして、こうした能力を兼ね備えている交番のお巡りさんがどのくらいいるのか。

最近の地域警察官を見ていると、地域住民との対話の機会はほとんどないのではないか。

パトロールはパトカーで管内を巡回し、巡回連絡と称する管内の実態を把握するための活動もほとんど行われていないようだ。

自分の住んでいる地域の交番のお巡りさんの名前と顔を知っている住民もほとんどいないだろう。これでは、対話の技術等は培うことはできないし、住民との良好な関係も築けない。

交番等のお巡りさんは、毎日の勤務が終わると職務質問の件数を報告することになっているはずだが、その数字の内容は、交通取り締まりで免許証の提示を求めたとか、少年の無灯火自転車を注意したとか、犯罪の検挙の端緒とは、ほど遠いものが大半であろう。

平成16年には、兵庫県警自動車警ら隊の隊員が検挙実績を上げるために虚偽の捜査書類を作成していた問題が発覚したが、書類の偽造は6月と11月の「職務質問強化月間」の期間中に集中しており、隊員に課せられたノルマが不正を助長したとされている。

こんなことでは本当の職務質問等の技術を身につけ、これに積極的に取り組む地域警察官が育つわけがない。

警察庁は、地域警察官の職務質問による刑法犯及び特別法犯検挙件数が増加傾向にあるとしているが、問題はその中身であろう。

交番のお巡りさんが、少年による自転車の占有離脱物横領事件や物陰に隠れてシートベルトの着用義務違反の摘発で件数稼ぎをしているとしたら問題だろう。

警察庁は、地域警察官の検挙活動の実態と職務質問の技術水準をしっかりと把握すべきである。

事例で挙げた静岡県と愛知県のけん銃発砲をみると、本当に適正な使用なのかと首を傾げてしまう。

静岡県の場合、検問を突破されそうになってけん銃を発砲したようだが、その検問はどのような方法で行われていたのか。

パトカーで道をふさいで、強制的に停止させようとしたのか。それが許されるのか。

逃走されたときに、けん銃を撃つ以外に方法はなかったのか。いくつかの疑問点がある。

愛知県の場合、職務質問でいきなり暴行を受けたとなっているが、相手は14歳の少年であり、凶器を持っていたわけではない。

相手がけん銃を奪おうとしたとしているが、この中学生にそんな意図があったのかも疑問だ。

基本的に警察官が、素手の相手に向かってけん銃を撃つのは納得がいかない。

警察官に対する公務執行妨害の増加

警察庁は、平成18年に警察官がけん銃を使用(発砲)した事件が増加した際、発砲が相次ぐ背景には、警察官の職務執行に相手側が抵抗する公務執行妨害事件の増加があると分析している。

警察白書の「刑法犯罪罪種別認知件数の推移」をみると、確かに公務執行妨害が急激に増加している。

平成19年の刑法犯罪の認知件数は、平成8年のそれと比べても1.05倍にすぎないが、その中では暴行が4.9倍と急増し、次いで増えているのが公務執行妨害の2.8倍だ。

公務執行妨害は、平成8年には全国で1,067件だったのに対して平成19年には3,569件に跳ね上がっている。

警察官に対する公務執行妨害事件も増加している。

毎年公務執行妨害の中で警察官に対するものは86%前後だが、平成8年には1,067件だったのに平成17年には2,902件と10年間で約2.7倍になっている。

警察庁は平成18年と19年の数字を明らかにしていないが、公務執行妨害が年々増加を続けることから推測すると警察官に対する公務執行妨害はさらに増えているものと考えなければならない。

何故、警察官に対する公務執行妨害が増えたのか。

平成7年12月に総理府が実施した「社会意識に関する世論調査」によれば、日本の国や国民について誇りに思うこととして「治安の良さ」を挙げた者は33.0%で前年に比べて10ポイント近く減少したとされる。

一時期、警察内部には、高い検挙率を背景に「世界に冠たる日本警察」という自負があった。しかし、今や、その面影は無い。

平成7年には、警察庁長官に対する狙撃事件が発生し、日本警察の実力ナンバーワンを自負する警視庁でさえ現在に至るもその事件を解決することができなかった。

この事件くらい、警察力の低下を象徴した事件は無いだろう。

平成8年から11年にかけては、長崎県警、警視庁、熊本県警、愛知県警などで、警察の裏金づくりが発覚した。

平成12年には、相次ぐ警察官の不祥事に警察刷新会議が緊急提言をまとめて国家公安委員会に提出する事態になった。

しかし、また警察の裏金づくりが次々に発覚した。

平成15年には高知県警、北海道警察で、平成16年には福岡県警、静岡県警、京都府警、宮城県警、愛媛県警等でも発覚した。

検挙率の低迷が続き、重要凶悪事件の未解決も目立つ。

志布志事件をはじめとする冤罪事件も明るみに出た。

警察に対する国民の信頼は完全に失われた。警察神話の崩壊である。

暴行の増加と公務執行妨害の間に因果関係があるかどうかは分からないが、公務執行妨害の急増の背景には、こうした警察に対する国民の不信感、警察の権威の喪失があることも間違いないだろう。

そのことが、現場の警察官の職務執行に対する国民の抵抗となって現れているのではないか。

警察官等けん銃使用及び取り扱い規範の改正

警察官の武器使用の法的根拠は、警察官職務執行法第7条だが、それを具体化しているのが警察官等けん銃使用及び取り扱い規範(国家公安委員会規則)である。

警察庁は、警察官の殉職事案が増加していることなどを理由に、平成13年12月1日、警察官等けん銃使用及び取り扱い規範を改正し、警察官のけん銃使用の条件を大幅に緩和した。

その目的は、警察官のけん銃使用については抑制的だったそれまでの規則を改め、自らの生命に危険が及んだ際は、けん銃使用をためらわないようにしたとされる。

その時の警察庁の説明によると、「改正前の規範は、警棒の使用を優先させ『必要最小限度でけん銃を構えまたは撃つことができる』など抽象的な表現だったため、事件現場で警察官が過度に使用をためらう要因になっていた。改正規範は、拳銃と警棒とに分けて規定し、けん銃の使用を(1)取出し(2)構え(3)威嚇射撃(4)相手に向けて撃つ、の4段階に分け、それぞれの判断基準と留意事項を明らかにした」としている。

警棒の使用については、警察官等警棒等使用及び取り扱い規範(国家公安委員会規則)で別に定められた。

このけん銃使用条件の緩和は、警察官のけん銃使用に関する心理的な抑制を取り除く効果があったのか、それ以降、警察官のけん銃の使用が目立つようになったのではないか。

警察庁は、具体的な数字は公表していない。

最近の警察官のけん銃使用で納得できたのは、次の2件くらいだ。

平成20年6月、東京・秋葉原で起きた連続殺傷事件での万世橋警察署地域課(秋葉原交番)勤務の巡査部長(41歳)の例だ。

サイバイバルナイフで次々と通行人7人を殺害、10人に重傷を与えて逃走しようとした犯人を追いつめ、警棒を左手に持ち替え、けん銃を取り出して犯人に向けて構えながら、「ナイフを捨てないと撃つぞ」と警告、犯人がひるんでナイフをその場に捨てた瞬間、犯人をその場に押し倒し現行犯逮捕した。

けん銃を構えることもけん銃の使用に当たる。

けん銃を撃つことなく、構えることで犯人を指圧した。

まさに、必要最小限度のけん銃の使用だ。

もう1件は、平成19年9月、函館市昭和町の路上で、車を強奪し逃走していた男が、追跡中の道警

函館方面本部地域課のパトカーに向け拳銃を発砲、運転席にいた警部補(55歳)が右腕に重傷を負ったが、同乗の巡查部長(53歳)が応戦し、威嚇を含め5発発砲したうち1発が男に命中、指定暴力団住吉会系組員(52歳)が死亡した。

この事例では、警察官が先に撃たれたことから応戦したものだが、けん銃対けん銃といった均衡がとれているという意味で、やむを得ないけん銃の使用だろう。

ただし、この銃撃戦には、その前段階で道警函館方面本部の重大な初動捜査の失敗があったのだが。

ヤミに葬られる警察官のけん銃使用責任

平成17年7月には、道警本部機動捜査隊の巡查(23歳)が、札幌市の中心部で盗んだ車を運転していた男(30歳)ともみ合いになり、男に包丁で刺されたことからけん銃2発を発射、そのうち1発が男の肩を貫通したあと、通行人に命中し重傷を負わせた。

この事件について、道警幹部が巻き添えになった男性に「運が良かった」と発言したとしてひんしゆくを買ったが、この問題でけん銃を発射した警察官の責任はどうなったのだろうか。

業務上過失傷害で送致されたのだろうか。

仮に送致されたとしても、起訴はされなかつたらう。

道警は、この男性に対して約 3,250 円の損害賠償を支払ったという。

警察官のけん銃発砲事件があると、警察当局は間髪を入れず「適正な使用だった」とコメントする。

そして、相手方が死傷したり、第三者に被害が生じたとしても、警察官個人がその責任を追及されることはめったにない。

ましてや、今回取り上げた静岡県や愛知県の例のように、警察官がけん銃を発砲しただけで、死傷者は出ていないケースでは、警察官の発砲責任は問題にもならない。

相手が警察官の発砲で死亡したときには「死人に口なし」、さらに、死傷した相手が、何らかの犯罪を犯し、警察官に抵抗したとされるケースでは「犯罪者に人権なし」と言わんばかりにその実態はヤミのなかだ。

マスコミも問題にすることもない。

このため、警察官のけん銃発砲の責任を巡って法廷で争われることはほとんどない。

その数少ない例が、広島県尾道事件だ。

この事件では、警察官のけん銃発砲は違法との判決が確定するまで、実に19年3ヶ月の歳月を要している。

この事件は、昭和54年10月広島県尾道市に住むHさんの長男Tさん(24歳)が警察官に射殺された。

広島県警は「男は刃物を振りかざし、棒で殴りかかるなど不当であり、警察官の発砲は正当防衛である」とけん銃の使用は正当とした。

Hさんは、納得できず11月、警察官と現場に同行した警察官を特別公務員暴行陵虐、同致死などで地検に告訴するも不起訴処分となり、地裁に付審判請求を申し立てた。

そのうち1人の警察官を被告とした付審判では、1審は無罪だったが、2審では、2人の警察官の供述と目撃者の供述を詳細に検討、公務執行妨害の成立や警察官の供述は疑問と判断し逆転有罪、平成11年2月、最高裁が上告を棄却、2審判決が確定した。

もう1件は、平成15年9月、奈良県大和郡山市の国道24号で、車上狙いの容疑者の車両に警察官がけん銃8発を発射し車内の2人が死傷した事件だ。

助手席で首に2発の銃弾を受け、同年10月に死亡した大阪府東大阪市内の男性(28歳)～容疑者死亡のまま窃盗、公務執行妨害容疑などで書類送検され不起訴～の遺族が、警察官4人を殺人と特別公務員暴行陵虐致死容疑で告訴、奈良地検は「警察官の発砲行為は正当な職務行為だった」として、いずれも不起訴とした。

遺族は、奈良地裁に公判を開くよう付審判請求をしたほか、平成18年2月、肉親を失い精神的苦痛を受けたとして、県や警察官4人を相手に、慰謝料など約1億1,800万円の損害賠償を求める訴訟を奈良地裁に起こした。

さらに、平成18年6月、栃木県西方町で、栃木県警鹿沼警察署地域課(駐在所勤務)の男性巡查(32歳)が、中国人の元研修生(38歳)等に職務質問した際、元研修生が竹の棒を振り回すなどして

抵抗、けん銃を奪おうと襲ってきたとして、けん銃を発射し元研修生を死亡させた事件で、遺族が警察官を相手取って、宇都宮地検に特別公務員暴行陵虐致死容疑で告訴、同地検は警察官の発砲は正当防衛であり、正当な業務行為と判断し、警察官を不起訴処分にした。この事件では、遺族が警察官の発砲を「過剰な防衛行為で違法」とし、栃木県に損害賠償を求める訴訟を宇都宮地裁に起こしている。

この3件の事例は、いずれも、いずれも遺族が刑事告訴したり、損害賠償請求の訴訟を提起しているが、このうち、2件は付審判請求の手続きを求めている。

この手続きは、警察官等による特別公務員暴行陵虐などについて告訴・告発し、検察官が不起訴とした場合に用意されている刑事訴訟法上の制度だ。

不起訴処分に不服があれば、事件として審理するよう告訴・告発人は裁判所に付審判請求ができる。

請求が認められると、起訴と同様に見なされ、裁判所が指定した弁護士が検察官役を務めて審判が行われる。

このように、警察官のけん銃発砲の責任は、警察組織と検察庁にしっかりとガードされている。

けん銃発砲事件が起きると警察幹部が間髪をいれず「適正な使用」と発言するのはこのためだろう。まるで切り捨て御免だ。

このままでは、警察官のけん銃発砲は増え続けることは確実だ。

国民が望んでいる警察官像は、頼りがいのある強い警察官だろう。

その求められる強さは、やたらにけん銃を撃つ警察官ではないはずだ。

巨悪には強く、弱者には優しい。そんな警察官を国民は期待している。

国民の期待に応えるためには、個々の警察官が職務執行に当たって、自らの権限の限界を正しく知り、修羅場でも冷静に行動できる能力と胆力を養う必要がある。

そして、常に自らの仕事が治安維持の観点からどんな意味があるのかを自分自身に問いかける心がけが必要だ。

決して、組織の仮面を被って仕事をしてはならない。

堂々と自信を持って、自分の顔で仕事をする事だ。

けん銃を撃つ警察官が増えると、国民は警察官が怖いから、警察官の要求には応じるようになるかもしれない。

公務執行妨害も減るかもしれない。

しかし、それでは本当の国民の信頼を得られないのは明白だ。

信頼できない警察に国民は協力しない。

国民の協力なくして警察は、その責任を果たすことはできない。

警察庁はこのことを銘記し、警察官のけん銃使用の適否に関して、厳格な調査を行い、それを公表するよう都道府県警察を指導すべきである。



21. 2. 8(日) 道警は積丹岳遭難救助失敗の責任を明らかにせよ

失われた命に謝罪もない メディアは何故追及しないのか

積丹岳遭難救助をめぐる新聞各社の報道

◎ 平成21年2月2日付けの北海道新聞

第1社会面のトップには「積丹岳の遭難男性 救助中、ソリ滑落不明 結んだ樹木折れる」という見出しの記事が載った。記事の内容は、次のようなものである。

31日に積丹岳(1,255メートル)に入山した男性が 行方不明になった遭難事故で、捜索に当たっていた道警機動隊員5人が1日正午、山頂付近の稜線上に藤原さんが倒れているのを発見した。

しかし、男性を救助中に周辺の雪が崩れ、男性と機動隊員3人が、滑落。

機動隊員が男性をソリに乗せて急斜面を引き上げていたが、一時樹木にソリをくくりつけた際、樹木が折れてソリが斜面を滑り落ち、男性の行方が分からなくなった。

この男性は、2日午前7時40分に道警ヘリによって発見され、札幌市内の病院に搬送されたが死亡が確認された。

2月2日の北海道新聞夕刊記事では、次のように伝えている。

<http://www.hokkaido-np.co.jp/news/society/144525.php>

道警によると、男性は札幌市豊平区平岸1の5、会社員藤原隆一さん(38)。

2日の朝の搜索で、藤原さんは標高千メートルの南側斜面で、ソリに乗った状態で見つかった。

1日の搜索で道警機動隊員5人は、同日正午、山頂付近に藤原さんが倒れているのを発見。隊員が藤原さんを抱きかかえて移動したが、足元の雪が崩れ、隊員3人とともに約200メートル滑落した。

滑落後の同午後1時ごろ、隊員は藤原さんをソリに収容。

3人で約1時間かけ、40度の急斜面を50メートル引き上げた。

その後、他の隊員と交代するため、一時、ソリを樹木にくくりつけた際、樹木が折れ、藤原さんが二度目の滑落をして行方不明となった。

このため、隊員は1日夕に搜索を一時、中断した。

滑落については当初、藤原さんが雪に穴を掘ってビバークしており、そこからの救助作業中に発生したとみられていたが、道警の隊員への聞き取りで、2度の滑落など詳細な状況が判明した。

◎同2月2日付け 読売新聞

北海道積丹町(しゃこたんちょう)の積丹岳(1,255メートル)でスノーボード中に遭難した札幌市豊平区の会社員藤原隆一さん(38)を(頂上付近の尾根筋で倒れているのを)1日正午頃、道警の山岳救助隊が発見。藤原さんの意識がもうろうとしていたため、5人の隊員が交代で抱きかかえて下山していたところ、藤原さんと3人の隊員が雪庇(せっぴ)を踏み抜き、約200メートル下に滑落した。

3人の隊員は自力ではい上がったが、藤原さんが自力で歩けなかったため、残りの隊員が藤原さんを救助用のソリに乗せて急斜面を約50メートル引き上げた。

ところが、隊員交代のため、ソリを近くの樹木に縛って固定したところ、樹木が折れてソリが滑り落ち、藤原さんは再び行方不明となった。

◎同2月2日付けの朝日新聞

余市署によると、遭難したのは札幌市豊平区、会社員藤原隆一さん(38)。スノーボードをするため積丹岳に入り、仲間と下山中の1月31日午後3時半ごろ、山頂付近ではぐれた。藤原さんはその後、雪洞を掘り、簡易テントを使ってビバーク(露営)していると無線で伝えてきたが、道警の救助隊5人が1日正午ごろ、稜線上で倒れているところを発見、救助を進めたが、突然、雪庇が崩れたという。

◎同2月2日付けの毎日新聞

救助隊は1日正午ごろ、山頂付近で雪穴に簡易テントを張ってビバークしていた藤原さんを見つ。藤原さんは寒さのため意識がもうろうとしていたが、無線で現地遭難対策本部に無事を連絡し、一緒に下山を始めた矢先に滑落したという。

各社の記事では、北海道新聞が救助に当たったのは道警機動隊としているが、ほかの各社とも救助隊あるいは山岳救助隊としている。

また、最初に発見されたときの藤原さんの状況は、毎日新聞がビバーク中に発見されたとしているが、ほかの各社は稜線上あるいは尾根筋で倒れていたのを発見されたとしている。

各社の記事で共通しているのは、

- ① 当時は、風速20～30メートルの吹雪で視界は5～6メートル、気温零下20度の悪天候だった。
- ② 救助隊が発見したときは、藤原さんは生存していた。
- ③ 救助隊員が藤原さんと下山中に3人の隊員とともに藤原さんが滑落した。
- ④ 救助隊員が約200メートル滑落した藤原さんを救助用のソリに乗せて急斜面を約50メートル引き上げたが、隊員交代のためソリを近くの樹木に縛って固定したところ、樹木が折れてソリが滑り落ち、藤原さんは再び行方不明となった。
- ⑤ 翌2日午前7時40分に道警ヘリによって発見され、札幌市内の病院に搬送されたが死亡が確認された。

各社の記事で明らかになっていない事項

北海道新聞は、道警の話として「現場の厳しい状況の中でやむを得ない判断だったと思うが、検証の必要はあるのかもしれない」と伝えている。

毎日新聞は、道警地域部の佐々木茂信管理官の話として「救助のため厳しい現場で最善を尽くした」とのコメントを伝えた。

さらに、読売新聞は救助中に滑落事故が起きたことについて、道警の話として「限られた人数の中で、やむを得ない判断だった」と伝えている。

新聞各社の報道には、道警の救助活動に問題があったのではないかとする指摘はない。

これらの記事は、警察発表や警察に対する取材を通じて得た情報に基づくものだろう。

山岳遭難という特殊な現場での取材のため、取材源が限定されるという事情はあるにしても、道警の救助活動に問題がなかったとするには、少なくとも、次のような問題を明らかにしたうえで判断されなければならない。

読者の立場からも、現時点で知りたいことはたくさんある。

- ① この救助活動を指揮した所属と責任者
- ② 失われた命に対する道警の謝罪
- ③ 最悪の条件下で発見した藤原さんを收容し直ちに下山させた判断の根拠
- ④ 滑落した藤原さんをソリで引き上げる判断の根拠
- ⑤ 藤原さんの死因と死亡推定時刻
- ⑥ 道警の救助活動に対する藤原さんの遺族の考えや悲しみ

道警の山岳遭難救助活動の仕組み

今回の遭難は、スノーボーダーの遭難で山岳遭難とは言えないのかもしれないが、登山と同じように自然を対象とする危険をとまなうスポーツであることや積丹岳(1,255メートル)の頂上付近で発生しているところから、山岳遭難と考えても問題はないだろう。

山岳遭難での遭難者の救助活動は天候や地形等が極めて厳しい条件下で行われることが多く、特に、北海道の場合には冬山での遭難が多いため、条件はさらに厳しくなる。

そのため、北海道警察(以下「道警」)には、山岳における遭難者の捜索及び救助(以下「救助活動」)

という。)に当たることを任務とする山岳遭難救助隊を道警本部地域部と各方面本部に設置している(北海道警察山岳遭難救助隊規程)。

山岳遭難救助隊(以下「救助隊」)は、地域部の地域企画課(方面本部では地域課)に置かれ、隊長は地域企画課長(方面本部は地域課長)である。

隊員は、山岳遭難救助養成講習会の課程を修了した者、登山及び遭難救助技術に習熟している者のなかから警察本部長が指定するが、普段は、機動隊や警察署等で別の仕事をしている。

警察署長は、管内で山岳遭難事故が発生し必要と認めるときは、救助隊の出動を警察本部長又は方面本部長に要請することとされ、救助隊は警察本部長(方面本部長)の命令で出動する。

通常は、警察のほか地元自治体、消防、地元山岳会、自衛隊等と現地遭難対策本部が設置されることが多い。

報道によると、今回も現地遭難対策本部が置かれていたようだ。

出動した救助隊の指揮は、派遣先の警察署長が行うこととされているが、警察署長は救助隊長に、逐一状況を報告しながら救助活動を進めることになる。

従って、救助活動は道警が組織として進めることになる。

このケースの場合は、現地余市警察署長が、救助隊長の道警本部地域部地域企画課長に、状況を逐一報告しながら、その指揮を受けて派遣された救助隊員を指揮して救助活動に当たったことになる。

隊員は平素から体力気力の練成に努め、山岳遭難救助技術の習熟に努めることとされているが、救助活動等に当たっては、進んで指揮者の掌握下に入り救助組織の一員としての活動に徹し、困難な条件下においても、常に冷静沈着に行動することや山岳における行動には、細心の注意を払い、受傷事故の防止に努めることが求められている。

北海道警察山岳遭難救助隊規程では、特に、二次遭難の回避に関する規定はないが、危険な条件下で行われる山岳遭難の救助活動では、遭難者の安全かつ迅速な救助と救助隊員の安全を確保するという難しい判断が求められるのは当然である。

山岳遭難の責任と救助活動の検証

山岳遭難で死傷者が出たとき、登山の引率者等に参加者の安全を守る注意義務があったとして、刑事責任(業務上過失致死傷等)や民事責任(損害賠償責任)を追及されたケースも多い。

最近の北海道の山岳遭難に関わる刑事事件としては、次の3件がある。

- ① 平成14年7月 北海道大雪山系のトムラウシ山(2,141メートル)で、登山客の女性が死亡した遭難事故で、旭川東警察署が登山ガイドの男性(当時48歳)を遭難事故を未然に防ぐ注意義務を怠ったとして業務上過失致死の疑いで送致、登山ガイドの男性(当時48歳)に有罪判決(禁固8月 執行猶予3年)
- ② 平成14年6月 十勝岳(2,077メートル)で、登山中の千葉県の男性(当時65歳)が凍死した遭難事故で、登山ツアーの添乗員(当時53歳)とガイド(当時56歳)を吹雪模様の悪天候なのに、登山を続けたことなどから刑事責任があるとして、富良野警察署が業務上過失致死の疑いで書類送致(起訴猶予)
- ③ 平成11年9月 羊蹄山(1898メートル)の山頂付近で、ツアー登山に参加した京都府の女性2人が道に迷って凍死した遭難事故で、倶知安警察署は、安全確保を怠ったとして業務上過失致死の疑いで添乗員の男性(当時54歳)を書類送致、添乗員の男性(当時54歳)に有罪判決(禁固2年執行猶予3年)

確かに、吹雪の中をスノーボードで滑るのは無謀とも言える危険な行為だ。

積丹岳では平成19年3月にも、スノーモービルの愛好者が雪崩に巻き込まれて4人が死亡するという事故が起きている。

藤原さんは、報道によると簡易テントを持ってビバークしていたとあるから、それなりの装備は持っていたのだろう。

藤原さんは、当時の天候状況からビバークする方が安全だと判断していたことがうかがわれる。

しかし、救助隊は一刻も早く藤原さんを救出しようとした。

警察は遭難者から救助を求められた以上、遭難者を救助し安全な場所に保護する義務がある。救助する以上、どんなことがあっても藤原さんを無事に下山させなければならない。

果たして、その判断は正しかったのだろうか。

道警では、山岳遭難救助の高度な知識・能力を持った救助隊員を養成し特別の訓練も行っていると

している。

登山ガイドや添乗員でさえ、案内の途中で過失があればその刑事責任が追及されている。

警察の救助隊には、山岳遭難救助のプロとして高度の注意義務が求められる。

山岳遭難の救助活動が失敗して遭難者が死亡したときには、救助活動に問題がなかったどうかをつぶさに検証し、問題があればその責任を明らかにすべきである。

警察の救助活動が不問に付されるのはおかしい。

他者の責任を追及する以上、自らにも厳しくあるのは当然であろう。

あるアルピニスト(アルプスに登れるような高度な技術を持った登山者)は、常に山岳遭難は防げる、と言っている。

冬山の稜線上あるいは尾根筋は、風が強く雪庇がしやすい最も危険な場所で、風速20~30メートルの吹雪、視界は5~6メートルでは雪庇も確認できない。そうした条件下で移動するのは極めて危険だという。

ここでいう「雪庇」とは、雪のかぶった山の尾根、山頂などに、風が一方方向に吹き、風下方向にできる雪の塊である。

ある冬山登山の指導書では、次のように注意を喚起している。

稜線では、雪庇にも気をつけなくてははいけません。雪庇が崩れ、ストーンと落ちこちないようにしてください。雪庇に乗らないようにするには、稜線の項稜から距離を置くことが必要です。

それと、雪庇は風の強いところで発達するので、風上側の雪は薄いのがふつうです。当然、露岩やハイマツが出ていることも多いので、歩きにくいのですがとりあえずは安全地帯です。

救助隊員は、雪庇を踏み抜き、ソリの確保の方法の失敗と2回のミスを犯している。

今回のケースでは、救助隊も遭難者と一緒にビバークすべきだった。

遭難者に応急手当をし、食料を与え、テントを張り、視界が良くなるのを待つべきだった。

雪庇のある稜線を吹雪の中で動くのは自殺行為だ。

あえて救助に着手した理由は何処にあったのか。指揮官はどんな判断をしたのか。

考えられるのは、救助隊がビバークに必要な装備等もなく、冬山登山の経験もないのではないか、

という点だ。

ビバークとは、不時露営のこと。簡単に言えば、小屋やキャンプ地ではない場所で一夜を過ごすことで、はじめから適当な場所でビバークする予定だった場合(予期された不時露営=フォーカストビバーク)と、次の小屋に辿り着けなかった場合など、予定していなかったビバーク(=フォーストビバーク)があります。いずれにしても、どんな装備を持っているかによってビバークの快適度(というか、安全度かも)は全然違ってきますから、何があっても一晩持ちこたえられるだけの装備は持つておくべきでしょう。(登山用語集)

ビバークしている遭難者を天候の回復を待って時間をかけて救出に成功した事例もある。

平成19年3月に、留萌管内増毛町の暑寒別岳(1,491メートル)を下山中の男子学生部員(当時24歳)が、12日午後7時ごろ、「悪天候のため、ビバークする」と携帯電話で知らせてきて以降、連絡がとれないと、留萌警察署に届け出があった。

留萌警察署や増毛町の遭難対策協議会が13日午後から捜索を開始し、13日午後3時ごろ、山の8、9合目付近で男子学生を発見したが、吹雪模様のため捜索隊の接近が難しく、同日午後6時でいったん救助活動を打ち切った。

翌14日早朝から捜索を再開し、14日正午ごろ、標高1,250メートル付近で、捜索していた道警山岳救助隊が男子学生を発見、無事保護した(当時の北海道新聞から)。

今回の積丹岳のケースでは、救助隊員が遭難者とともに200メートルも滑落した後、遭難者をソリに乗せて斜度40度の急斜面を登ったとのことだが、いったい何のために登ったのかも不明だ。

救助隊員が疲労し他の隊員を待っている間に担架が落ちたとあるが、救助隊員がかなり危険な状況になっていたことが伺われる。

二次遭難も予想される危険な状態にあったと思われる。そこに至るまで、指揮官はどんな指示をしていたのか疑問だ。

おそらく、救助隊員は遭難者が滑落したことで、パニック状態に陥ったのではないだろうか。遭難者を見失って何とか発見しようと必死だったに違いない。

ここで救助隊員だけを非難するつもりはない。

救助活動の指揮に当たっていた余市警察署長をはじめ、道警本部の地域部の幹部の責任は重い。

いずにしてもこの山岳遭難の救出失敗については、救助活動の内容を時系列的に何があったかを追っていき、現地遭難対策本部の体制、警察の救助活動の体制、ビバーク等の装備の準備状況、救助隊員の冬山遭難救助の経験・能力、指揮に当たった幹部の指揮内容、遭難者と現地遭難対策本部との無線等の交信記録、救助隊と現地遭難対策本部あるいは余市警察署との無線等交信記録、遭難者の遺族へ対する説明内容等をつぶさに検証する必要がある。

そして、道警はその結果を速やかに公表すべきである。

その結果により、過失の有無に拘わらず、救助活動を指揮した幹部をはじめ関係者を業務上過失致死の疑いで検察庁に送致すべきである。

現場で救助活動に当たった救助隊員には厳しいかもしれないが、人の命が失われている以上、救助活動の過失の有無を第三者機関の判断に委ねるのは大切なことである。

そのことが、また、救助隊員の能力と技術の向上にもつながる。

そして、救助隊の名誉回復にもつながる。

くさいものに蓋をするのは、最も下策である。

北海道新聞への照会と回答

今回の新聞各社の記事では、いったん警察の救助隊が遭難者を発見しながら救助に失敗しただけに大きく取り上げられた。

しかし、各社とも警察の責任問題に触れてはいなかった。

そこで、北海道最大のメディアである北海道新聞(以下「道新」)にそのことを照会してみた。そのやり取りの要旨を公開する。

◎ 読者センターへの照会と回答

原田:2月2日の朝刊の積丹岳の遭難の記事のことでお尋ねしたい。道新の記事によると道警の機動

隊が遭難者を発見したときに「倒れていた」とありますが、毎日新聞等では「ビバークしていた」となっています。どちらが事実なのか知りたかったのですが。

道新: 昨日の夕刊でも、道警の機動員が稜線上で倒れていたのを発見したとなっています。

原田: そちらでは分からないのですね。分かりました。では、道警の機動隊員5人はとありますが、これは道警の(山岳遭難)救助隊員と同じなのでしょうか。

道新: 違います。記事によると救助隊員とはなってないですよ。

原田: この救助には問題はなかったのでしょうか。道警側の話として「現場の厳しい状況からやむを得ない判断だった。検証の必要があるかもしれない」となっていますが、本当に問題がなかったと今の段階で道新としてはお考えなのですか。

道新: 何とも言えない。自分で取材したのでないの。

原田: 疑問は、遭難した人はその時生きていましたよね。仮にビバークしていたとしたら、ビバークしていた人を猛吹雪の視界が5メートルしかない中で移動させるのは無理だと思うのですが。素人の考えですが、救助隊にビバークの装備があったのかどうかも分かりませんが、そこでビバークして天候の回復を待つから救助すべきではないかと思うのですが。もっと、慎重な判断が必要だったのではないかと思うのですが。二重遭難になるおそれもありましたね。警察官も。

道新: 実際に二重遭難になっています。滑落してますから。

原田: 現場にいった人は無線機を持っていますよね。本部に報告しているのでしょうか。道警の指揮していた人たちはどんな判断だったのですか。そのへんは新聞では書いていませんよね。

現場に行った機動隊の人たちは大変な状況だったと思うのです。山岳遭難救助にどの程度の能力

があったかは分かりませんが、最終的には失敗でしょう。1人の人が亡くなった。その責任は何処にあったのでしょうか。

道新: 生存したまま帰還させられなかったという意味で(失敗でしょう)。

原田: 道新の記事にはそうした観点で書かれていないので読者として疑問を持ったのです。この点について社として回答を頂けますか。

道新: 頂いたご意見は今後の取材に参考にさせていただきますが、個別のご質問には回答していません。

こうしたやり取りがあったが、結局、読者センターから記事を書いたという編集局報道本部へ電話が回された。報道本部の記者の方に疑問な点について、道新としての回答をいただきと伝えた。

◎北海道新聞編集局報道本部の回答

道新: お問い合わせについて、お答えします。

1つは、最初に亡くなられた藤原さんを道警の機動隊員が発見したときの状況ですが、「稜線上に倒れていた」としたのは、1日の夜の道警の一連の取材のなかでの道警の説明でそうなっている。実は、前日の31日に本人がまだ生きていて携帯で連絡が取れていて、ビバークしていると伝えきていたという情報があった。他の社のことは分かりませんが、道新としては1日付けの朝刊の記事を書く段階では「稜線に倒れていた」という情報の確度が最も高いとの判断で書いています。

原田: 何故、お尋ねしたかという、ビバークしているのと倒れていたのでは状況が違うし、救助隊が動けないのならビバークしなければなりませんよね。そんなことを考えたものですから。

道新: 道警の機動隊員5人となっていますが、山に関してできる人だったのかという趣旨のご質問だったようですが、こちらで改めて確認しましたら、道警の機動隊員の中に山岳救助に強い人、詳しい人、訓練を受けた人がいて、今回の5人は全員そうだったそうです。道警としては経験も含めて、適当な人

を現場に出したということのようです。

原田:道警には山岳遭難救助隊というのがありますが、それとは違うということなのですか。

道新:5人の通常の所属について確認した訳ではありませんが、普段の勤務は機動隊にいて、こうした事案が発生したときに、山岳救助のできる人ということで現場に行ったと聞いています。組織上は機動隊員ということですよ。

原田:分かりました。

道新:それと、結果的に藤原さんを生存という形で救助できなかったことについて、道新としての見解についてご質問がありましたが、道新として取材する限りでは、あの天候、風が強く、吹雪も厳しくて、現場が40度の急斜面という条件下では、現段階では、道警としてもできる救助行為としては、それ相当のことをきちんとやったと判断しています。ただ、結果的に救助に出たのに生存した状態で救助収容できなかったということについては、今後、取材をしていって新たな要素が出てくれば何らかの形で報道することはあるかもしれません。それはあくまで取材の結果としてです。

原田:非常に悪条件の下で、実際に機動隊員も一緒に滑落しています。非常に危険な状態の中でソリに乗せて負傷者を移動させるのはとっても危険だと山の専門家も言っています。現実には2次遭難を起こしています。極めて判断が甘かったのではないかと、無理をしすぎたのではないかと思っているのです。

現場に行った人は大変だったと思います。間違ったら自分で命を落とす可能性がありました。機動隊の人たちからよくけが人や死者が出なかったなと思います。

私は機動隊の人を非難するつもりはありません。現場で苦労したはずですよ。大変だったと思います。これを指揮した人が道警にはいるはずですよ。私は、その人たちがどういう考えで指揮をしたのかを知りたいのです。つまり、機動隊員は勝手に救助に行ったわけでもないでしょう。上の方が行けと指示しているはずですよ。

彼らが、単独行動するはずはなく、天候状態や病人の状況を逐一無線で報告していたはずですよ。そ

れに対して「こうしろ」という指示を誰かがしていたはずです。そうした指揮した人間の判断がちゃんとしていたのかどうかを検証して欲しいんです。

そうでないと現場で働いた人が、今回はたまたま、確かに二次遭難の被害は出なかったが、結果的に救助に向かった人は亡くなる。隊員は遭難しかかる。最悪の事態だった。救助としては失敗でしょう。

失敗したことについて、そのことについて道警はどう考えているのだと。そのことをどう検証するのだと。亡くなった人の遺族のことも考えて下さいよ。確かに、遊びに行ったのかもしれないけれども、助かったかもしれない命が助からなかったじゃないですか。現実の問題として。

警察に対しては厳しい言い方かもしれないが、きちっと検証すべきだと思います。

検証した結果をメディアとしてはオープンにする必要があると思います。

道新: そこについては、おっしゃる意味はよく分かりますけど、ここからは一般論ですが、結果として助けられなかったことについて、そのことについてイコール、一概に別に道警の肩を持つわけでは一切ありませんが、道新のスタンスは、今後さらに取材した上で必要があれば記事を書きますが、いろんな厳しい状況の中で結果的に救助できなかったことを、その部分だけを……。

原田: 私はそんなことを言っているのではありません。検証することを道警に求めて下さいよ、ということ言っているのです。指揮したのは誰か、その判断は正しかったのか、警察としてきちっと検証すべきだ。メディアとして警察にそのことを求めて下さいよと言っているのです。

その結果をちゃんと読者の皆さんに、道警が検証をやって結果的こういう判断だった。それで道警にミスはないと言えるんだったら、そういうことを含め説明すればいい。少なくとも、メディアの使命が権力の監視だとおっしゃっているじゃないですか。警察の執行務に少しでも問題があるかもしれないと思ったら検証することを求めるべきでしょう。

道新: ご意見の趣旨は分かりました。読者センターからの引き継ぎに問題があったのかもしれませんが、道新としてこの件について取材を続けますし、取材をして必要があれば書きます。

原田:ほかにも納得していない読者もいると思いますよ。そんないい加減なことではなくて、道新の記事の中にも道警は「検証の必要があるかもしれない」と言っているのですから、道新として道警に検証するように求めて、検証の結果を読者に知らせて下さい。

道新:お話しの趣旨は分かりました。

(以上)



21. 2. 3(火) 「あなたが変える刑事裁判」 札幌弁護士会がシンポ 裁判員制度で刑事裁判が変わるのか

裁判員制度の実施を本年5月に控え、1月31日、札幌弁護士会等が主催する「あなたが変える刑事裁判～裁判員ができること～」と題するシンポジウムが札幌市内の「かでの2・7」で開かれた。

第1部は、日弁連製作ドラマ「裁判員になりました」の上映

この映画のおおよその内容は次のとおりだ。

テレビ局の女子アナの矢部ひろみは、30歳を過ぎて、テレビ局での自分のポジションに危機感を抱いていた。そんなとき、矢部に裁判所から、裁判員候補に選ばれたという通知が届く。仕事を休むことで番組をほかの女子アナに取って代わられるのではないかと、裁判員になることに消極的だった矢部も裁判員として審理に参加するうち、次第にその役割の重要性に気がつく。審理では自らの体験からヒントを得て、唯一の証拠である共犯者の供述の矛盾点に関して重要な発言をする。被告人が無罪となり母親と涙する姿を見て裁判員になったことに喜びを感じる。最後に、矢部は「自分なりの考えや経験が裁判に役立つとことを実感した。

裁判員制度がどうして必要なのかを知った」と語る。

第2部は裁判員制度に関する「パネルディスカッション」

パネラーは、作家でこの映画の原作・脚本の毛利甚八さん、市民代表の落合基晴さんと水上さえさん、弁護士の中山博之さん、コーディネーターは弁護士の仲世古善樹さん。

最初に、映画を見た感想についてそれぞれのパネラーの発言の要旨だ。

落合: 模擬裁判に出たことがあるのでそのことを思い出しながらこの映画を見た。裁判員に選ばれてから始めて、一連の法廷の流れや臨場感が伝わってきた。内容もよくまとまっていた。ただ、最後にいきなり、無期懲役とか無罪とかそこまでいきなりいってしまったのには驚いた。模擬裁判では、その間にはもっといろいろなことがあったのだが。しかし、全体としてはよくまとまっていたので分かりやすかった。

水上: 2つあって、一つは主人公の自己実現物語に仕上がっているのは疑問だ。実際の裁判員はトラウマになるような可能性もあるのに、こんなまとめ方でいいのかと思った。(会場から拍手) もう一つは、この事件の警察の捜査に不備があるのではないかと考えた。警察の捜査がちゃんとしていれば裁判にもならなかったのではないかと考えた。被告が無罪なのは決まっているじゃないかと考えた。

中山: 水上さんは立派な裁判員になるのではないかと。常識的なことを言われた。しかし、私の経験からすると、共犯者の自供やこのドラマにあるような動機があれば、裁判官は有罪する可能性は非常に高い。

毛利: このドラマは、啓蒙用で裁判員候補者の不安を除くためのもので、事件の構成が大雑把とされたかも知れない。検察官はこんなにアホかと言われる。しかし、弁護士のグループとも議論したがこれが意外にあるという意見だった。検察官と警察が考えたストーリーで自白を誘導すれば冤罪事件は簡単にできる。そのことがわからないと、ドラマだから嘘っぽいと思われてしまうが、そうではない。例えば60年前の昭和23年に熊本で起きた免田事件では、20歳代の若者が強盗殺人で逮捕され死刑判決を受けたが最後に無罪になった。この事件では、ほとんどの証拠は警察があとから作ったものだった。だから、冤罪事件ではこの程度のことが、実際にありうることを覚えておいて頂きたい。

その後、コーディネーターの仲世古善樹さんのリードで、裁判員制度に関する市民の受け止め方、裁判員になったときの不安、裁判員制度が懐疑的に受け止められる理由、刑事裁判のルール、裁判員制度を導入することになったそもそもの理由などについて、それぞれのパネラーから意見の発表があった。

最後に、いよいよ始まる裁判員制度に望むこととして、各パネラーから次のような発言(要旨)があった。

落合:制度のことというより、皆さんと一緒に考えて行きたいのだが、裁判員は専門知識がなくても裁判官と議論はできる。ただし、人の人生を決める議論をするのだからその重さについての自覚が必要だ。発言するためには法廷で見聞きしたことだけで決めなければならない。だから、ちゃんと聞かなくてはならない。緊張感としっかりとした正義感とかを持たなくてはいけない。裁判にはそういった裁判員が大勢来るのだから、プロの弁護士、検察官、裁判官も私たちの言葉を真剣に聞いて、一緒に議論をして、日本の裁判をよくしようじゃないかと思う。

水上:私は裁判員制度にまだ懐疑的だ。冤罪はなくなって欲しいし、恐ろしいことだと思う。裁判員制度で冤罪が少なくなるのだろうかと思う。腹が立つのは、すごい高額の給料を取っているはずの裁判官が、その人たちができないからといって、どうして私たちが呼びつけられてやれと言われるのだろうかと思う(会場から拍手)。冤罪が出るのは裁判官が忙しいからだと言われるが、それなら裁判官を増やしたらいい。司法改革が必要なら、裁判員制度より、市民感覚を持った裁判官を増やす努力をして欲しい。一般の市民がどんな感覚で生きているのかを日常的に勉強して欲しい。

中山:あのドラマでも、ニュースキャスターの人が48秒で共犯者が犯罪の指示ができたかを自分の体験からできなかったことを証明した。今の裁判官があのような言葉を信じるとは私は考えられない。弁護人の立場から言うと、有罪率 99.9%の異常な刑事裁判では、壁に向かって弁論しているようなものだ。裁判員制度では一般の社会常識が裁判に反映されるから、我々も社会常識的な観点から訴えることができる。聞いてもらって分かる弁論ができる。それが裁判官、裁判員にも通じる。それが我々にとってはすごく大事なことで、裁判員制度に期待しているし、裁判も変わって行くと思う。

何故、国民が裁判に参加するののかという話もあったが、世界の刑事司法で、国民が司法に参加していないのはG8の国の中で日本だけ、先進国ではオランダだけ。韓国はもう陪審制をやっている。

その必要性にはそれなりの背景がある。それは真実は神のみぞ知る。裁判官の常識で真実が分かるのではない。複数の人の常識をぶつけあってはじめて真実が出てくる。そして、それは絶対的真実ではない。真相ではない。人間が明らかにすることができる、その限りでの真実である。人間には分からないことがあるという謙虚さが必要だ。「疑わしきは被告人に有利に」というルールを国民がどれだけ大事するのは、その国の文化に関係することだ。

毛利:裁判員制度が完ぺきなものとは思ってはいない。変えるべきところをどんどん変えながらよりよい制度にして頂きたいと思う。当面変えて欲しいと思っている点を述べる。

- ① 裁判員の守秘義務の範囲を必要最小限度に止める。
- ② 量刑判断の基礎知識を得るため、刑務所・少年院を裁判員が見学できる制度をつくる。
- ③ 争点整理をする公判前整理手続きを完全に透明化を図る。
- ④ 公判中・評議中の裁判官による裁判員に対する説明・説示を公開する。
- ⑤ 小、中、高教育を通じて法教育を徹底する。
- ⑥ 警察・検察の捜査の全面可視化。
- ⑦ 警察・検察が保有する証拠の全面開示。

こういうことをきちんとし、裁判員や全国民にこうした情報を公平に流して初めて国民性が試されると思う。

このあと、「志布志の悲劇 つくられる自白」(脚本 毛利甚八 企画・製作日弁連)が上映された。

解説:裁判員制度で刑事裁判が変わるのか

裁判所の増改築、法廷設備の増設、裁判員制度の広報、裁判員の日当・旅費等々莫大な予算を投じて、今年5月から裁判員制度が始まる。

つい最近、裁判員候補者への通知も行われた。

そうしたタイミングでの弁護士会主催のシンポは、弁護人からの裁判員候補者へのメッセージだったようだが、それはそれで意味はあるのだろう。

しかし、果たして、裁判員制度で刑事司法が本当に変わるのか。

一番疑問に感じたのは、裁判員制度の対象事件は、死刑又は無期の懲役若しくは禁固に当たる罪等だが、これを平成19年中の全国の地裁における第1審の事件にあてはめると、全体の僅か 2.7%の 2,643 件とされ、対象外の事件は 97.3%にもなる。

つまり、刑法犯で最も多い窃盗、詐欺、横領、暴行、傷害といった日常的に起きている犯罪は対象事件には含まれていない。

これらの事件でも冤罪は起きている。

しかも、裁判員制度は一審の裁判だけで行われる。2審の控訴審では行われない。

僅かな事件しか対象としない裁判員制度は、我が国の前近代的な刑事司法制度の隠れ蓑ではないのか。

シンポでは、国民が司法に参加していないのは、G8の国の中で日本だけだとの指摘があったが、欧米諸国では捜査機関の逮捕・勾留時間の制限や取調べの可視化はどうなっているのだろうか。

日弁連によると、韓国の刑事手続、刑事訴訟法は、日本のそれとかなり似ているそうだが、弁護人の取調べ立会いが事実上認められ、また取調べの可視化(録画・録音)についても積極的にその導入が検討されているようだ。

我が国では、検察と警察が取調べの完全可視化には強く反対している。自民党政権も同じだ。

次に気がかりなのは、刑事司法の入り口にある警察捜査の様々な問題が解決されないまま放置されていることだ。

我が国の刑事司法は「自白偏重の人質司法」と呼ばれるが、冤罪の温床になっていると指摘されている「代用刑事施設」(警察の留置場を拘置所の代わりに使用する)や長期勾留制度等、警察捜査が自白偏重に陥る制度がそのまま温存されている。

更には、凶悪事件が発生したときのマスコミの過剰報道の影響である。

世間の耳目を引くような事件が発生すると、マスコミは競うようにして報道キャンペーンを展開する。

容疑者が浮上するや、あたかも真犯人かの如く、繰り返し集中的に報道する。

そこには、「推定無罪」等という概念はひとかけらもない。

昨年1月、日本新聞協会が明らかにした裁判員制度に向けた取材・報道方針では「被疑者を犯人と決め付けるような報道」を自粛するとした。

しかし、現実には依然として「犯人視する報道」が続いている。

マスコミには、裁判員制度への配慮は見られない。

一般市民の裁判員が、こうした報道に影響を受けないという保障はない。

平成19年4月7日、「市民の目フォーラム北海道」等が主催したシンポ「広がる警察の腐敗 裏金から警官犯罪まで」で魚住昭氏(ジャーナリスト)が、我が国の刑事司法について次のように指摘している。少し長いが引用させていただいた。

日本の司法は「人質司法」といわれる。保釈も認められない。大きな事件になると1年も2年も出てこれない。司法制度の基本構造は三角形の構造にある。裁判所、検察庁、被告(弁護士)がそれぞれ独立していることになっている。弁護士は、被告の利益を弁護し、検察官が国を代表して厳しく断罪しようとする。それを裁判官が聞いてどっちが正しいかを判断する。これが基本構造だ。

それが、裁判所・検察官vs被告・弁護士という構造になっている。検事が反対すれば裁判所は保釈を認めない。結果として、裁判所、検察庁、弁護士が結託して有罪にするシステムになっている。信じられないかも知れないが本当のことだ。何故そんな裁判官ばかりになってしまったのか、分かりますか。最高裁判所事務総局の人事がそうになっているからだ。憲法や刑事訴訟法の本質に忠実な人たち、あるいは「疑わしくは被告人に有利に」という原則を守った判決を出した裁判官は一生地方の裁判所で終わることになる。上ばかりを見る裁判官は東京高裁に集められる。高裁では、地裁で出した1000件に1件の無罪事件の7割がひっくり返され有罪になる。最高裁はこれを追認する

だけだ。これが日本の裁判の実態だ。最高裁判所がそうした人事をやっているから、裁判官は上を見た判決をする。それに加えて司法記者たちがボンクラだからだ。この2つを変えない限り日本の裁判はよくなる。

魚住氏の指摘が正しいなら、裁判官や裁判所の改革こそが求められているのではないのか。官僚化した刑事裁判に一般市民が参加することで、本当に刑事裁判を変えることができるのか。裁判員制度は、最高裁判所の責任回避の手段に使われているのではないのか。我々は騙されているのではないのか。ふと、そんな気がした。



21. 1. 23(金) キャリア警視 成田空港で騒ぎ 荷物持ち込み制止に威圧

「ノブレス・オブリージュ」なんて期待できるのか

元旦に、このホームページで「新しい年、平成21年中の警察官の不祥事はどうなるのか。今年も『市民の目フォーラム北海道』は、しっかりと見守っていきたい。」と書いたばかりだが、早くもその第1号が報じられた。

標題は、1月15日の毎日新聞の見だしである。

公になることの少ないキャリア警察官の不祥事でもあり、あえて、そのまま使わせていただいた。以下、記事の内容も引用する。

警察庁の男性警視が昨年12月、成田空港で手荷物検査の際、国際線の航空機内に持ち込みが制限されている100ミリリットルを超える液体物の持ち込みを止められ、女性検査員に検査用トレーをぶつけていたことが警察庁などへの取材で分かった。

千葉県警は暴行容疑で捜査し、警察庁も懲戒処分を視野に調査している。

警察庁によると、警視は30代のキャリア官僚で人事課課長補佐。

00年4月に入庁し、08年4月から同課で職務倫理の指導を担当。

昨年12月24日正午ごろ、成田空港第2ターミナルの手荷物検査場で、100ミリリットルを超える男性用化粧水を持ち込もうとし、女性検査員に制止されたことに腹を立て、「自分は警察官なので悪いことはしない」と威圧し、検査物を載せるトレーを放り投げたという。

トレーは検査員の肩と足に当たったが、けがはなかった。

警視は「県警本部長を呼べ」などと暴言を吐いたが、駆けつけた千葉県警の警察官から別室で事情聴取を受け、検査員に謝罪した。

その後ドイツへ出国したという。

私的な海外旅行で、内規では届けなければならないが、無届けだった。

検査業務を請け負う「空港保安事業センター」は警察庁と国土交通省が所管。

警察庁は「現在調査中だが、法令に反する行為などがあれば厳正に処分する」としている。

一般の国民がこのキャリア警視と同じことを成田空港でやったらどうなるか。

おそらく、直ちに現行犯逮捕だろう。

千葉県警は事件を任意で捜査するようだが、任意事件とあつてか、直ちに事実も公表せず、マスコミも実名を書いている。

キャリア警察官が取り仕切る都道府県警察

警察法第36条に「都道府県に都道府県警察を置く」とあり、我が国の警察は自治体警察のように見えるが、その実態は、人事、予算等を国家公安委員会(警察庁)が握る事実上の国家警察となっている。

警察官の階級は、警察法により巡査、巡査部長、警部補、警部、警視、警視正、警視長、警視監、警視総監、…と全部で9階級と定められている。

警視庁などの都道府県警察に勤務している警察官は、巡査として採用されるが、警察庁は、全国の警察を指揮監督するため、国家公務員 I 種試験合格者から将来の幹部要員として警察官を採用する。

これがキャリア警察官だ。毎年15人前後が採用される。

圧倒的に多いのが東京大学出身者、僅かだがほかの国立大学、有名私立大学の出身者もいる。

キャリア警察官は初めから警部補として採用され、警察大学校での研修の後、都道府県警察で9カ月の見習い勤務を経て約1年2ヶ月後に自動的に警部に昇進、そのあと2年間の警察庁勤務(見習いとも呼ばれる)を経て20代半ばで警視として、県警の捜査第2課長、公安第一課長等のポストに就くのが普通のコースだ。

地方採用のノンキャリアの警察官が、警視に昇任する平均的な年齢は50歳前後である。

もっとも、相次ぐ警察の不祥事などで、最近ではキャリアの警視昇格の年齢が徐々に引き上げられ、ノンキャリアとの年齢差もわずかながら縮められつつあるという。

警視正以上は国家公務員だ。

僅かだが、ノンキャリアであっても警視正以上にまで昇任することもある。

警視正は、都道府県警察本部の部長、大規模警察署の署長クラスである。

さらに警視長(小規模警察本部長)、警視監(大規模警察本部長、警視庁の副総監や部長、警察庁次長・局長クラス)、そして最高の階級は警視総監で警視庁のトップだ。

キャリア警察官は、普通にやっていたら悪くても警察本部長までにはなる。

階級ではないが、警察官のトップは警察庁長官だ。

採用の同期生が警察庁長官まで上り詰めると、同期は全員が退職して天下る。

警視正以上の警察官の人事権は、国家公安委員会(警察庁)が握っている。

都道府県警察のトップである警視総監や道府県警察本部長は、国家公安委員会が任免する。

都道府県警察本部の部長等は警視正以上の国家公務員であり、その人事権も国家公安委員会が握っている。

つまり、都道府県警察の主要なポストの人事権は、警察庁が握っているのだ。

そして、その人事・予算等を担当する主要なポストは、警察庁採用のキャリア警察官が占めている。

キャリア警察官は、東京霞ヶ関の警察庁で警察に関する法律案の制定、治安対策の企画立案等に当たっているが、その中枢的な役割を担っているのが課長補佐クラスである。

そして、警察庁は、都道府県警察本部長をはじめ、都道府県警察の要の部署に配置し、全国の都道府県警察を警察庁の意図に従って動かしている。

ちなみに、北海道警察に配置されているキャリア警察官は警察本部長(警視監)、警務部長(警視長)、刑事部長(警視正)、捜査第2課長(警視)、公安第1課長(警視)である。

函館方面本部長(警視長)は、警察庁から配置されたノンキャリア組である。

このほか、警視正以上のポストで道警出身の幹部が占めているポストが、警備部長、総務部長、釧路、旭川、北見の各方面本部長(いずれも警視長)、交通部長、警察学校長、函館、旭川、釧路の各方面本部の参事官(いずれも警視正)、(札幌)中央警察署、旭川中央警察署、函館中央警察署、釧路警察署、帯広警察署の署長(いずれも警視正)だ。

これらのポストの人事権も警察庁が握っている(平成20年10月1日現在 北海道警察幹部名簿)。

現場を知らないキャリア警察官

警察は現場官庁である。

津々浦々に警察署が置かれ、駐在所・交番がある。これが日本警察の基本組織である。

しかし、日本警察を事実上支配している警察庁のキャリア警察官はこうした警察の末端組織での勤務経験はほとんどない。

平成12年7月の民間有識者による警察刷新会議は「警察刷新に関する緊急提言」で、人事・教育制度の改革について、次のように指摘している。

「若い時期における現場経験は必ずしも十分でなく、時に、国民の感覚から遊離し、指揮官としての資質に疑問符がつくキャリア警察官が見受けられるのも、こうした現場経験の不足に因るところが大きいのではないか。この際、登用・選別方法、教育内容、人事評価制度などを多角的に見直し、社会の安全を守るという使命感に裏打ちされたキャリア警察官の育成に取り組むべきである。」

そして、その対策として、現在の9か月間の都道府県警察における見習い勤務期間を2倍程度に延

長し、巡査、巡査部長と共に交番で勤務することからスタートさせ、現在の2か月間の交番勤務期間を3か月から6か月程度に延長する。

さらに、この後、刑事特に被疑者の取調べ、交通、生活安全、相談窓口などの主要業務を経験させることを求めている。

しかし、この程度の体験で、いくら頭脳明晰なキャリア警察官であったとしても、警察の現場の実態など把握することはできない。

それどころか、社会の安全を守るという警察の使命が、如何に達成困難な実態にあるかを知ることできないだろう。

警察庁の課長補佐といえば、全国警察組織の中核として、政策、制度を企画・立案し、また、都道府県警察を指揮、監督、調整するという全国警察の司令塔として警察庁の実働の中核的役割を担っていると言われる。

その現場を知らない頭脳明晰なキャリア警察官が考えついた施策、例えば、平成5年ころから始まった拳銃摘発施策等、現場の実態と合わないために失敗に終わった事例もある。

さらに問題なのは、現場をほとんど知らないキャリア警察官が、いずれは都道府県警察の本部長をはじめ主要なポストを占めることだ。

警務部長が、都道府県警察の実情を無視した人事を行ったり、重要凶悪事件の捜査本部長を刑事部長が務めるなどはその典型だ。

キャリア警察官に「ノブレス・オブリージュ」なんて期待できるか

キャリア警察官にもいろいろなタイプがいるが、一番多いのは高学歴を鼻にかけた傲慢不遜なタイプだろう。

問題のキャリア警視について、マスコミ各社が伝えたような言動をしたのが事実なら、同警視の行為は、まるで反抗期の中学生のような態度、酒に酔ったあげくの行為にも等しく、あまりにも程度が低い。このキャリア警察官も傲慢不遜なタイプに含まれるのかもしれない。

不祥事の質から見ても、各都道府県警察で頻発している現場の警察官の不祥事と何ら変わらない。しかも、警察庁人事課で担当しているのが「職務倫理の指導」だというから恐れ入る。

都道府県を指揮監督する警察庁の担当者がこれでは、都道府県警察の現場の警察官の不祥事が

あとを断たないのも肯ける。

先の警察刷新会議は、「キャリア警察官に最も求めたいものは、霞が関にとどまらず都道府県警察の第一線現場も自らの働きの場であるという認識であり、『ノブレス・オブリージュ(高い地位には義務が伴う)』(フランス語:noblesse oblige)の考え方に基づく使命感の自覚」と述べている。

問題のキャリア警視(36歳)は、2000年(平成12年)4月の採用だから、ちょうど警察刷新会議の緊急提言が出された年に採用されたことになる。

にもかかわらず、こうしたキャリア警察官がいることはこの緊急提言が何も生かされてはいないことを物語っているのではないか。

警察庁長官は「ノブレス・オブリージュ」を実践したか

警視庁の創始者川路利良大警視は「官員は公衆の膏血をもって買われたる物品の如し」と警察官に厳しい自戒を求めた。

これこそ、明治初期のキャリア警察官のトップが求めた「ノブレス・オブリージュ」であろう。しかし、明治のはじめに警察官に求められていた自戒の精神は、いつの間にか消え失せた。

その背景にあるのは、裏金システムの存在であることは間違いないだろう。

裏金システムの存在は、キャリア警察官も間違いなく知っていた。

しかし、裏金システムの存在を認めたキャリア警察官はたった1人だ。

それは、北海道出身の故松橋忠光元警視監(昭和59年『わが罪はつねにわが前にあり』の著者)である。

松橋氏は、いわゆる「二重帳簿」方式の予算経理による裏ガネづくりが、中央からすべての都道府県にわたる全警察組織において行なわれていることをその著書の中で明らかにした。

松橋氏の告発は、国会やマスコミでも取り上げられたが、警察庁は「独自の思い込みと妄想としか言いようがない」(昭和59年7月12日、参議院地方行政委員会における山田英雄警備局長～後の警察庁長官～)の答弁)などと全面否定し、マスコミも追及しなかった。

しかし、警察の裏金疑惑はその後も、警視庁、長崎県警、熊本県警、高知県警などで散発的に発覚していた。

平成15年11月、北海道警察の裏金疑惑が発覚、その後、静岡県警、福岡県警、京都府警、愛媛

県警等、多くの県警で裏金疑惑が次から次へと発覚した。

警察の裏金が、警察庁の主導で全国的に行われていたのは紛れもない事実であろう。

そんななか、浅野史郎宮城県知事が、宮城県警が捜査用報償費の会計書類の提出要請と捜査員からの聴取要請を「捜査上の支障」を理由に拒否されたため、平成17年度の捜査用報償費の執行を停止した。

当時の漆間巖警察庁長官は、平成17年6月30日の記者会見で「知事は現在の警察制度で、警察活動は政治的中立性が担保されていることを知っているのか。警察にとっては協力者の秘匿は不文律。知事が捜査協力者に会う目的で、名前を知るために報償費支出関係書類の開示を求めるならば、警察活動への介入そのもの。言語道断だと思う」と発言した。

この発言は、傲慢不遜そのものであると批判を浴びた。

この漆間巖警察庁長官が、愛知県警本部長時代の平成8年8月、朝日新聞が愛知県警察本部総務部が、長年にわたって裏ガネづくりを行っていたとするスクープを掲載した。

朝日新聞社が入手した裏帳簿は、総務部の10数年分の裏帳簿や旅行命令簿、伝票類などで、総務部各課でカラ出張を行い、その旅費をプールする方法で裏金をねん出し、裏金の額は総務課だけでも年間5百万円を超していた。

総務、会計、広報など5課があった総務部全体では、1,000万円を超していたとみられる(平成8年8月26日朝日新聞)。

しかし、漆間巖愛知県警本部長(当時)は、「経理は適正に行っている」と全面否定した。

会計検査院が愛知県警を実地検査したり、愛知県議会が追及したりしたが、結局、うやむやで終わった。

さらに言えば、平成20年7月14日、札幌地裁で開かれた道新裁判第10回口頭弁論で道警の裏金疑惑が発覚時、北海道警察の最高責任者として、その対応にあたった元道警本部長の芦刈勝治氏が証言台に立った。

その際の、被告側の代理人市川弁護士の質問に対して、芦刈氏は次のように答えている。

市川 最終的に道警は不正経理があったことは認めるが、最初の報道の時点では(芦刈さんは)本当に知らなかったのか。

芦刈 ハイ。当時の議会答弁の時は(不正経理の存在について)露ほども知らなかった。今となっては
お恥ずかしい限りだ。

芦刈氏の証言が真実だとするなら、北海道警察で長年にわたって続いていた裏金システムをその
最高責任者である本部長が「露ほども知らなかった」ことになる。

これは、キャリア警察官が如何に現場のことを知らないかを自ら認めたに等しく、まさに「お恥ずかし
い」話だ。

日本警察の最高責任者である警察庁長官や都道府県警察の最高責任者がこうした姿勢をとり続け
る限り、部下のキャリア警察官に「ノブレス・オブリージュ(高い地位には義務が伴う)」を求めることは
無理だろう。

警察の裏金づくりは、単なる不正経理の問題ではない。立派な犯罪行為である。

警察が組織ぐるみで裏金をつくり、幹部が自由に使っていた。

無謬性を標榜する警察と誇り高きキャリア警察官は、どんなことがあってもそんなことを認めること
はできない。

だからなりふり構わず隠蔽せざるを得ない。誤りを認めないところに改革はあり得ない。

ここに警察腐敗の原点がある。

36歳のキャリア警視が、こんなバカバカしい問題でマスコミに登場しても、国民の多くは、ああまた
かと、さして驚かなくなっているのかも知れない。

だが、警察庁はこのキャリア警視の不祥事を深刻に受け止めるべきであろう。

全国の警察で頻発する現職警察官の不祥事の波が、総本山の警察庁の足許まで押し寄せてきたと
考えるべきである。

千葉県警は22日、同警視を暴行容疑で千葉地検に書類送検し、警察庁は同日、停職3カ月の懲戒
処分としたが、本人は同日付で辞職した。

警察庁が一件落着で終わらせようとしているとしたら、とんでもない話だ。

こんなことで全国の警察で頻発する現職警察官の不祥事が、なくなるわけがない。

警察庁は、長官以下が襟を正し、全キャリア警察官に「ノブレス・オブリージュ(高い地位には義務が
伴う)」を実践させることから始めるべきであろう。



21. 1. 1 (木) 現職警察官の年末不祥事合戦

今年はどうなる警察官の不祥事

12月1日にこのホームページで

警察官は不浄役人か 続発する現職警察官の不祥事

鹿児島では巡査・巡査部長 警視庁は警視

と題して記事を掲載したが、鹿児島県警と警視庁の巡査(機動隊員)が、携帯電話の出会い系サイトで知り合った同市内の女子高生(当時15歳)にいかがわしい行為をした疑いで逮捕、同じく鹿児島県警の巡査部長が女性の下着を盗んだとして逮捕された。

いずれも勤務中の不祥事である。そして、警視庁の警視が酒酔い運転で逮捕された。

こちらは、部下とのレクリエーションからの帰りの出来事である。

警察内部では、年末は酒を飲む機会が増えることなどから不祥事が増えるとされ、「各種事故防止について」と題する通達を出して内部の引き締めを図る。

しかし、今年も残り1ヶ月となっても、こうした通達をあざ笑うように、年末まで不祥事が続いた。

まるで、年末恒例の〇〇歌合戦のように。

最初に登場したのは、12月3日に発覚した警視庁玉川署の留置係の男性巡査長(27歳)の不祥事だ。

同巡査長が、同署に拘置中の無職の男に約1週間、携帯電話を不正に貸したうえ、男から「ばれたらクビになるぞ」などと脅され、現金500万円を提供していたことが明らかになったというのだ。

警視庁では、昨年8月の立川署の巡査長によるストーカー殺人事件以来、勤務中の携帯電話の使用を禁止していたというが、この巡査長はそんなことはお構いなしだった。

警察官が自らの不正を隠蔽するために500万円ものカネを脅し取られるというのも常軌を逸してい

るが、まさか、警察組織の隠蔽体質を見習った訳でもあるまい。

いずれにしても情けない警察官がいるものだ。

警視庁のことは分からないが、多くの道府県警察には、留置業務の重要性にかんがみ、勤務成績が優良な巡査部長以下の警察官を看守係に任用し、2年程度の看守勤務後に刑事等の専務警察官に登用する制度がある。

留置場看守勤務は、交番勤務の警察官の登竜門なのだ。

その若い警察官が、勤務中の出来事を上司に直ぐ報告・相談することができない。

警察における上下関係の実態を物語っている。

少なくともこの巡査長にとって、上司は信頼できる相手ではなかったに違いない。

部下が部下なら上司も上司だ。

交番勤務の巡査長によるストーカー殺人事件の際にも、現場の幹部による同巡査長の日常の勤務実態が把握されていなかったと指摘された。

幹部が現場の勤務実態を把握できず、問題があっても上司に報告されないという監督の在り方は何も変わってはいない。

ああ、また警視庁かと思っていたら、今度は膝元の北海道警察で続けさまに不祥事が発覚した。

道警旭川方面管内の警察署の巡査長(42歳)が聞き込み先の女性宅で性的関係を迫ったとして、懲戒処分を受け依願退職した。

北海道警察では、昨年も札幌西警察署のけん銃・警棒装着の警部補(58歳)が、パトロール中に訪問先の女性に抱きつき数百万円で示談した事実が発覚したほか、北海道警察本部地域部地域企画課の男性警部補(52歳)が、女性に対してセクハラ電話をかけたとして停職1か月の懲戒処分を受けたことが発覚している。いずれも勤務中の警察官だ。

1月24日から東京で公開される「ポチの告白」(高橋玄 監督作品)という映画がある。

その中に交番の警察官が、女性に関するうわさ話をするシーンがある。

市民がみれば、警察官が制服でこんな話をしているのかと愕然とするような内容だ。

しかし、この映画のシーンはあながち大げさな話ではない。

北海道警察の現職警察官の性的な不祥事は、このことを実証している。

さらに、帯広警察署の巡査部長(59歳)と巡査長(30歳)が、交通事故捜査で無免許運転中に交通事故を起こした男の身代わりの出頭してきた少女の事故として処理し、虚偽公文書作成と犯人隠避の疑いで書類送致された。

2人は懲戒処分を受けたが、巡査部長は依願退職した。

交通事故捜査の杜撰さは、これまでも数多く指摘されている。

その背景には、人身事故件数が増加しているのに、警察官数がそれに対応して増えていないことにあるとも指摘されている。

それもあるかも知れないが、交通事故捜査を担当する警察官のモラルが低いことが大きな要因ではないのか。

交通事故が、違反の取締まりではなくなることを現場の警察官は体験上知っている。

交通事故捜査を担当する警察官にとって交通事故捜査は、その後始末に過ぎないのだ。

交番勤務の若い警察官に将来の仕事の希望を聞くと「交通事故捜査係」を選ぶ警察官が少ないのもそのことを物語っている。

さらに言えば、警察において「公文書作成」に関する感覚はかなり鈍い。

長年にわたって続けられた裏金づくりでは、会計書類の偽造は当たり前のこととして行われていた。

捜査書類の虚偽作成もよくあることだ。警察官の公文書に関するモラルは低い。

警察官に対して、虚偽の公文書をつくるなという指導よりも、自分たちの仕事は何のためにやっているのかを自覚させ、その結果を記載した公文書が当事者にどのような結果をもたらすのか。

そうした根本的な指導をもっと徹底すべきではないのか。

現場の警察官はどうなっているのだろうと思っていたら、今度はトップクラスの幹部の不祥事だ。

12月15日、福島県警いわき中央署長(57歳)が署の女性職員に酒の席でセクハラしたとして県警の監察課が調査中とのニュースが流れた。

この署長は、警視正で県警の人事などを担当する警務課長等歴任したるいわば福島県警の地方幹部の出世頭である。

警視正のセクハラといえば、平成18年6月、沖縄県警生活安全部長(58歳)が職員の女性にセクハ

ラ行為をしたとして、国家公安委員会が戒告処分にした。

同部長も地元採用組の中で最高の階級で捜査や犯罪対策などでトップに立ち、指揮する立場にある。

同部長はこの女性を含め、県警の関係者数人と酒を飲んだ帰りで酔っていたという。

同部長は行為を認めているが、セクハラではないと話しているという(琉球新報)。

この2人の警視正のセクハラ事案で共通しているのは、酒を飲んでいただけと相手が部下の女性職員であったことだ。

地元幹部の最高のポストに就いた幹部が、酒を飲んで部下の女性にセクハラするとは呆れた話だが、階級が人格視される警察官の世界では、警視正になったら何をやっても許されるとでも思ったのだろうか。

それとも部下は泣き寝入りするとでも思ったのだろうか。

いずれにしても考えが甘すぎる。

警視正になったら、「女遊びをするな」などと言うつもりはない。

やるのは勝手だが、部下に手を出すのは御法度だ。

そして、ばれたら、事実であろうとなかろうと、ぐずぐず弁解しないで、潔く責任を取る。

そのことを覚悟してやったらいい。

暮れも押し迫り、今年の不祥事はこれで終わりかと思っていたら、神奈川県警で最近の警察官の弱腰を象徴するような不祥事が起きた。

12月21日未明、神奈川県南足柄市で、パトカーで暴走族の取り締まりをしていた神奈川県警松田警察署地域課の巡查(30歳)が暴走族のメンバー2人に反撃され、実弾入り拳銃と手錠を奪われるという事件が起きた。

パトカーには、同僚の巡查長(34歳)が乗っていたが、暴走族の少年2人がパトカーにバイクをぶつけて逃走、取り押さえようとした巡查ともみ合いになり、少年の1人が巡查の首を押さえつけ、もう1人が腰のホルダーから拳銃等を奪ったという。

このとき、巡查長は何をやっていたのかは不明だが、少年はペルー国籍の高校生(17歳)と無職の少年(16歳)だった。

少年2人は、駆けつけた別の警察官に逮捕され拳銃も見つかったという。

警察官が携帯品を強奪された事件で思い出すのは、昨年6月に福岡県筑紫野市で福岡県警少年課の警部補(47歳)と巡査部長(32歳)が捜査中に暴力団4人に拳銃のようなものを突き付けられ鉄パイプで殴られるなどして警察手帳を強奪された事件だ。

この事件では、緊急配備が発生から約1時間半後になったことなどが問題視された。

犯人の指定暴力団道仁会系組幹部(25歳)ら4人は、モデルガンなどを持参して出頭し強盗傷害容疑などで逮捕されたが、処分保留で釈放され無罪放免になった。

この事件も荒れた現場での、警察官のひ弱さを見せつけた事件だった。

と同時に逮捕した暴力団が、全員起訴されることがないという二重の不手際があった。

だから、警察が暴力団に甘く見られ、拳銃まで狙われることになる。

平成19年中の1年間に懲戒処分を受けた警察官と警察職員は361人、私生活での不祥事による処分が前年の240人から223人に減少する一方で、業務上の不祥事による処分が前年の86人から115人に増加した。

懲戒の内訳は免職32人、停職67人、減給139人、戒告123人。

処分理由では「交通事故違反」が78人と最も多く、続いて「窃盗・詐欺・横領」と「飲酒での信用失墜・異性関係」がそれぞれ64人だった。

都道府県別では警視庁45人、北海道23人、埼玉と神奈川の20人、大阪と兵庫の15人の順だった。

道警は全国第2位だが、警察官定員からすると道警は圧倒的に多い。

昨年上半期(1~6月)は125人で前年同期比17人減、上半期としては2期続けて減少したという。

内訳は、免職が前年同期と同じ19人、停職が22人、減給45人、戒告39人で、逮捕者24人を含んでおり、靈感商法事件に関与したとされる神奈川県警警視や、性風俗店を経営、児童福祉法違反罪などで起訴された福岡県警巡査部長らが懲戒免職となっている。

処分理由は、窃盗・詐欺・横領などが36人で、交通事故・違反の29人、飲酒による信用失墜・異性関係が13人と続いている。

都道府県別では、警視庁の22人が最も多く、福岡県警の12人、神奈川県警の10人の順になり、

警察庁は6人だった(警察庁発表)。

組織防衛を重視する警察では、警察官の不祥事は基本的には隠蔽される。

不祥事は、マスコミで報道されはじめて不祥事になる。

公表されずに内々に処分された不祥事は、かなりの数になるだろう。

発覚するたびに警察が発表するコメントは「警察官としてあってはならないことだ。再発防止に努める」といった定型的なものである。

そして、そのほとんどがその警察官の個人的は資質に問題があるとして片づけられている。

組織の在り方に深刻な問題があるのではないかという観点での反省の態度は見られない。

警察のいう不祥事には入らないのかも知れないが、昨年も多くの凶悪事件が未解決のままに年を越した。

昨年12月には、京都府舞鶴女子高生殺人事件の捜査本部が、マスコミ監視のもとに6日間にわたり、遺体遺棄現場近くに住む男性(60歳)の自宅を捜索した。

今日現在、この男性を殺人容疑で逮捕したとは聞かない。

将来にわたって、この男性を犯人と特定できないとなると、これもまた重要な不祥事だろう。

それは警察官個人としてではなく、京都府警の不祥事だ。

さて、新しい年、平成21年中の警察官の不祥事はどうなるのか。

今年も「市民の目フォーラム北海道」は、しっかりと見守っていきたい。



20. 12. 20 (土) 舞鶴女子高生殺人事件の捜査に問題はないのか

防犯カメラ、別件逮捕、マスコミ報道

11月27日付の北海道新聞に

舞鶴高1殺害 60歳男宅きよう捜索 防犯映像と特徴一致

のみだし記事が載った。

京都府舞鶴市の高校1年小杉美穂さん(当時15)が今年5月に殺害された事件で、舞鶴署捜査本部は26日、同署が窃盗容疑で逮捕し、起訴された遺体発見現場近くに住む無職の男(60)の自宅を、27日から2日間、殺人と死体遺棄容疑で家宅捜索することを決めた。

さらにこの記事は、捜査本部等の話として

- ① 防犯カメラに小杉さんとみられる女性と一緒に写っていた「自転車を押す男性」の映像を鑑定した結果「同一人物とみて矛盾しない」
- ② 捜査本部は事件直前に2人が行動をとともにしていた可能性があるとみている。
- ③ 殺害や遺体遺棄の直接つながる物証や目撃証言はない。
- ④ 男は窃盗容疑を否認、殺人や死体遺棄事件についてはまだ事情を聞いていない。

と伝えている。

捜査本部は、凶悪重要事件等の発生に際し、特別の体制をつくって集中的に捜査を展開して早期に事件を解決しようとするものである。しかし、特別の体制だからそう長くは続けられない。長くても3ヶ月がメドである。

ちなみに、捜査本部の責任者はその県警の刑事部長(多くは警察庁のキャリア)で事件を指揮するのは警察本部長(警察庁のキャリア)である。しかし、実際には今回の遺体発見現場近くに住む無職の男(60)の別件逮捕、死体遺棄と殺人容疑での捜索の実施については、その影響の大きさを考えて、警察庁捜査第一課の指導のもとに進められたはずだ。

弁護人が異例の準抗告

予定では、この日午前9時30分から、男の自宅の捜索が始まる予定であった。その時間前から、各局の報道陣がテレビカメラを構えて今や遅しと捜索の開始を待ちかまえている映像が流れている。ところが、予定時刻の1時間前になって捜索は急遽捜索は中止された。

中止の理由は、男の弁護人が捜索令状の取り消しを求める準抗告を26日夜に京都地裁に申し立てたため、結局、準抗告は棄却されたが、弁護人は27日、最高裁に特別抗告した。弁護人が捜索に準抗告したのも異例だが、警察が中止したのも異例だ。

準抗告の理由について、弁護人は府警が窃盗容疑で逮捕後に一度、男の自宅を同容疑で家宅捜索している事実をあげ、「窃盗容疑の捜索をした10日前にも、殺人容疑に基づく捜索はできたはずだ。窃盗容疑でいったん捜索し、10日後に殺人容疑で捜索するのは不自然」と説明し、さらに「窃盗罪での勾留期間中に殺人事件について強制的な取り調べが行われることを懸念している」と述べ、「裁判員制度の実施を目前に控えた今、一般常識に照らして疑念を抱かれるような捜査手法をとるべきではない」と捜査側の手法に疑問を呈した。弁護人は、また、特別抗告で令状の取り消しが認められなかった場合でも、捜索に弁護人の立ち会いを認めるよう京都地検舞鶴支部と舞鶴署に申し入れたという。捜査側が立ち会いを拒否すれば「押収された物証について、その証拠能力を争う」としている。一方で、現在の府警の(窃盗事件の)取調べについては「殺人容疑について聴取はしていないので違法な別件逮捕とまでは言えないと思う」と話した。(11月27日朝日新聞)

捜査本部は28日に、弁護人の立ち会いを得て捜索に着手、翌月3日までの6日間という長時間の捜索を実施、自転車、衣類やスコップなど約 2,000 点を押収したという。

マスコミが伝える捜査本部の捜査状況

ここで舞鶴女子高生殺人事件の捜査状況について、マスコミ各社が伝えた内容を整理してみる。

① 平成20年5月8日午前8時45分ころ、舞鶴市大波下の朝来川の南側のり面で捜索中の舞鶴署員が全身に土がかけられた遺体を発見。遺体は6日から行方不明になっていた高校1年小杉美穂さん(当時15歳)と判明した。

- ② 遺体が見つかった場所の周辺には血が飛び散っており、小杉さんは現場で殺害されたとみられる。司法解剖の結果、死因は頭を殴られたことによる失血死で、死亡推定時間は7日未明だった。性的暴行の形跡はない。遺体の両腕には、殴打された際に抵抗してできたと思われる皮下出血などが複数あった。凶器は工具類とみられる。
- ③ 小杉さんの着衣、カバン等の所持品、履き物、携帯電話等は全て発見された。盗まれた物はない。
- ④ 小杉さんの自宅から遺体発見現場までの道路沿いに4台の防犯カメラが設置されているが、このうち1台が、犯行当日の7日午前3時前、現場から逆方向に自転車を走らせるひとりの男性をとらえていた。その1時間ほど前には、同一人物とみられる男性が自転車を押しながら、小杉さんと連れ立って現場方面に向かう姿が映っていた。
- ⑤ 6月3日、捜査本部は小杉さんと自転車の男性を写した防犯カメラの写真を公開した。小杉さんの左側で自転車を押す男性は身長 170～175 センチで、黒っぽい上着に黒か紺色のジーパンのようなズボン姿。野球帽のような帽子をかぶり、黒っぽい自転車の前かごに白い物を入れていた。また、男性の上着の背中には白い縦のラインが入っていた。
- ⑥ 11月15日、捜査本部は死体遺棄現場の近くに住む60歳の男を逮捕。容疑は今年7月に民家から女性の下着を、8月に神社の賽銭箱から約2000円を盗んだというもの。逮捕翌日に男の自宅を捜索。男は犯行を否認のまま11月26日に起訴された。
- ⑦ この男は、無職。遺体現場近くの団地で、生活保護を受けながら一人で暮らしていた。小杉さんとは近所に住んでいた時期があり、顔見知りだった可能性がある。
- ⑧ この男は、35年前に殺人事件を起こして服役し、17年前にも舞鶴市内で女性にイタズラしようとして逮捕されるなどの“前科”がある。
- ⑨ 小杉さんが殺される直前に男と歩いていたとされる道沿いに、居酒屋がある。その居酒屋の女将が「〇〇さんはうちの店の常連。店ではヤマモトと名乗ってました。被害者の女の子が失踪した5月6日夜も9時までウチで飲んでた。その時の格好は黒の帽子に黒のジャンパー。いつものように前カゴ付きの自転車で来てました」と話している。

捜査の問題点

一般的に屋外で発生する女性を狙った通り魔的事件は捜査が難しい事件とされる。特に、車を使った流しの犯行では未解決事件が多い。犯人が検挙されるケースでは、犯人が犯行を繰り返すうち、被害者の殺害に失敗したり、顔を見られたりして足がつくことが多い。

舞鶴警察署は、この事件のほかにも同じような未解決の女子高生殺人事件を抱えている。

平成13年11月5日に発生した京都府立海洋高校3年の新谷茜さん(当時18歳、舞鶴市多門院)が行方不明になり、11月17日に自宅から北西3.5キロメートル離れた志楽川で遺体で発見された事件だ。(死因は刃物で首の数ヶ所を切られ血液が気道から肺に入ったことによる窒息死とみられる)

当然のことながら捜査本部はこの事件と小杉美穂殺人事件との関連性を視野に入れながら捜査をしていると考えられる。さらには、この男の「35年前の殺人事件」→「17年前の女性イタズラ事件」→「新谷茜事件」→「小杉美穂事件」との関係も検討されているだろう。

捜査本部事件で、情報提供を求める看板を立てたりチラシを配ったら事件は未解決に終わるというのが警察内部のジンクスだ。小杉美穂事件でも事件発生後5ヶ月を経た今年10月には現場近くで情報提供を呼び掛けるチラシを配り協力を求めている。当時の京都新聞によると、捜査本部には344件の情報が寄せられたが、この1カ月間の情報提供は4件だという。事件直前に小杉美穂さんと現場方向へ向かう自転車の男性や容疑者に結びつく有力な情報はないという。

捜査が行き詰まりを見せていた発生6ヶ月後になって、捜査本部による遺体発見現場近くに住む無職の男(60)の別件逮捕と死体遺棄と殺人での捜索に捜査本部の焦りはなかったのか。

弁護人の動きに対して捜査本部の捜査方針は揺れ動いた。そこには最近の冤罪事件で明らかになった違法捜査、自白偏重捜査への批判、取調べの可視化の要求、裁判員制度等を気にしながら腰の決まらない捜査本部の指揮ぶりが見え隠れしている。

京都府警は、この事件のほか、左京区マンション殺人事件(平成13年9月10日発生)京都府立海洋高校3年新谷茜さん殺人事件(平成13年11月5日発生)、東山区宮川町・お好み焼屋「よしや」女性殺人事件(平成15年5月22日発生)、福知山死体遺棄事件(平成16年2月3日発見)、左京区岩倉幡枝町における殺人事件(平成19年1月15日発生)、等多くの未解決事件を抱えている。

とにかく、未解決事件を抱える警察は、事件が発生するとまた未解決になるのではとのプレッシャーを

感じるものだ。この小杉美穂殺人事件の捜査にそうした影響はなかったのか。

捜査の問題点を探ってみる。

◎ 防犯カメラの映像の利用に問題はないのか

この事件に限らず、最近の凶悪事件等の捜査には防犯(監視)カメラの映像が盛んに利用される。札幌市の調査によれば、防犯カメラを設置している業者の6割が外部に映像を提供し、提供先は98.6%が捜査機関となっている。

防犯(監視)カメラの設置目的は「犯罪の抑止」と「犯罪証拠の記録」である。しかし、繁華街や商店街など公共の場への防犯(監視)カメラの設置を巡っては、肖像権・プライバシーとの関連などから議論になることが多い。

コンビニ、スーパー等で店内の万引き、強盗等の防止や監視に用いられる限りではあまり問題ないように思われる。ただ、設置者がその映像を捜査機関に提供するときには、提供の内容、方法、捜査機関の利用目的等によっては、問題が生じる可能性がある。

また、提供を受けた捜査機関がこれを報道機関等に提供したり、聞込捜査等で一般からの情報提供を求める手がかりとして使うことが許されるのかどうかは問題だ。

コンビニで録画された映像が、警察に提供されたことを巡って争われた裁判において「防犯カメラの撮影、録画の違法性は、(中略)目的の相当性、必要性、方法の相当性等を考慮して判断するのが相当」との基準を設定した上「万引き、強盗等の犯罪や事故の捜査とは別の犯罪や事故の捜査のためにこれが(ビデオテープ)が提供された場合には、もはやその行為を本件コンビニにおける防犯ビデオカメラによる店内の撮影、録画の目的に含まれるものと見ることはできず、当該ビデオテープに映っている客の肖像権やプライバシー権に対する侵害の違法性が問題となってくる」との判断がある。(平成17年3月30日、名古屋高裁)

平成13年度には、愛知県警がコンビニの防犯(監視)カメラと警察の顔認証システムをオンラインで結ぶ実験を実施、平成15年には大阪府警と福岡県警が画像記録を事後検索できる「顔画像識別システム」を導入した。実は愛知県警の事例が公になったのは、実験から2年が過ぎた03年(平成15年)5月の国会論戦である。「捜査のためならずすべての国民をスキャンすることが許されるのか。すべてのカメラが連動すると、国家組織が個人を管理できる」(平成17年4月21日 北海道新聞「あなた

見られてます」から)

米ロサンゼルス銃撃事件で逮捕され、ロスに移送後自殺したとされる元会社社長三浦和義氏(故人)が公判中の万引き事件に絡み、犯行状況を撮影したとする監視カメラの映像をマスコミに提供するなど目的外に使用し、肖像権を侵害したとして、コンビニ等2社に損害賠償を求めて、東京地裁に提訴したことは記憶に新しい。

防犯(監視)カメラの設置や運用については、「行政機関等による監視カメラの設置等の適正化に関する法律」案が、第156回通常国会において衆議院に提出されたが審議未了で廃案となった。地方自治体によっては、東京都杉並区のようにカメラの設置に独自の基準を定めている場合があるが、統一的な基準は現在においては存在しない。このように防犯(監視)カメラの設置や犯罪捜査への利用は事実上野放し状態にある。

今回のケースでも、捜査本部が、防犯カメラに小杉さんとみられる女性と一緒に写っていた「自転車を押す男性」の映像の入手方法等は明らかにされてはいないが、捜査本部が防犯カメラの設置者から提供を受けてこれを公開したことが適法なのかどうかは大いに問題である。仮にこれが違法だとすると違法な手段で収集した証拠の証拠能力が問題となる可能性もある。

防犯(監視)カメラの映像を捜査に利用する問題には、こうした法的な問題のほかに、警察の捜査活動がこうした安易な手法に偏りすぎる傾向にあるのではないかという指摘がある。その結果、現場を中心とした地道な地取捜査(聞込捜査)がおろそかになっているのではないかということだ。

もっと問題なのは、テレビをはじめとするマスコミが、防犯(監視)カメラの捜査への無制限な利用やその映像を公開することに何の疑問も感じていないことである。そうしたマスコミの姿勢こそが、目的のためには手段を選ばずといった警察の違法捜査を増長する風潮をつくる最大の要因である。

◎ 別件逮捕は問題ないのか

別件逮捕は、本件(この場合、死体遺棄と殺人)を取調べる目的で、逮捕の要件を満たす他の事件(別件、この場合、窃盗)で被疑者を逮捕すること。同様の目的・手法で勾留する場合は別件勾留と呼ぶ。

別件による逮捕・勾留そのものの可否および余罪取調べの限界などについては、さまざまな見解がある。

捜査本部では、逮捕した窃盗事件が起訴されているし、本件の事情聴取もしていない、として(違法な)別件逮捕であることを否定しているようだが、本件の捜査経過から見て、遺体発見現場近くに住む無職の男(60)を窃盗の疑いで逮捕したのは明らかに別件逮捕である。

捜査本部事件等、重要事件の捜査で容疑者が浮上したときにいわゆる「引きネタ」を探すのはこれまでの警察捜査の常套手段である。なかには、起訴もできない民事崩れの事件を無理やり詐欺事件に仕立て上げ逮捕したり、軽微な事件で容疑者を住所不定にして逮捕状を請求して逮捕するなど、違法な別件逮捕が横行したこともあった。これは「逮捕すれば何とかなる」という見込み捜査の典型である。

この事件では、逮捕翌日に男の自宅を窃盗容疑の裏付けを理由に捜索しているが、その際に、死体遺棄と殺人の捜索も合わせて行っているであろうことは間違いない。これは別件捜索といってもいいだろう。殺人の容疑のある被疑者の自宅を窃盗で捜索したときに、殺人の証拠を探さない捜査員などいるはずがない。いたらその捜査員は失格だ。これが警察捜査のこれまでの常識である。

捜査員が、被疑者の自宅を捜索した際に、死体遺棄と殺人の証拠となる物をこの現場に持ち込まなかったという保障はない。後に行われた死体遺棄と殺人容疑での捜索に弁護人が立会いを要求したのもそのためだろう。仮に、そうした証拠が現場で発見されたとなると、その後の裁判でその押収・鑑定手続きの正当性が争われるだろう。

逮捕の理由となった窃盗事件は、前科がなければ起訴猶予になるような事件だが、男は10日間の勾留で起訴されたが、犯行は否認している。

おそらく、捜査本部では逮捕した窃盗を自供させ、勾留中にその裏付けを取りながら、並行して本件(死体遺棄と殺人)の取調べを行い、うまくいけば自供に追い込み、本件で再逮捕する。そんなシナリオを描いたに違いない。本心はさらに10日間の勾留を延長したかったのではないか。これもまた、これまでの警察捜査の常識である。

ところが予想に反して、窃盗自体を否認されてしまった。しかも、弁護士が介入してきた。捜査本部は、これでは本件の取調べはできない、と判断したのだろう。捜査方針は急遽変更された。

しかし、11月28日に殺人と死体遺棄容疑でこの男の自宅を捜索した以降は、この男は殺人と死体遺棄の被疑者ということになる。男は警察の留置場(代用刑事施設 旧代用監獄)に勾留されていたが、その身分は窃盗で起訴された被告人である。被告人が冤罪の温床になっているとの悪名高い代

用監獄に收容されていたため、弁護人は「窃盗罪での勾留期間中に殺人事件について強制的な取調べが行われることを懸念している」と述べた。そのためか、男は12月1日、京都刑務所舞鶴拘置支所に移送された。これもまた異例なことだ。

捜査本部が、この男を殺人と死体遺棄の容疑で取調べるとしたら、現時点では、男は窃盗事件の被告人だから、任意の取調べしかできないはずだ。殺人と死体遺棄の被疑者として、これに応じるかどうかは男の自由だということになる。

仮に、この別件逮捕が違法とされると、その取調べによって得られた証拠は違法収集証拠と評価される。

捜査本部としては、搜索により押収した物、例えば、被害者の血痕等が付着した衣類、同じく凶器になった工具類等、現場の土砂が付着した衣類、靴、スコップ等、この男と被害者や現場とを結びつける物証を得て、逮捕状を請求して、本件で再逮捕し取調べを行う以外に残された方法はない。しかも、それに要する時間はそんなには多くはない。

◎ 何故、男の自宅をマスコミが取り囲んだのか

事件発生直後の平成20年5月9日、京都都府内に取材拠点を置く新聞・通信・放送の計13社は、被害者家族や周辺住民、学校など関係者の心情やプライバシー、人権に配慮し、節度をもって取材・報道にあたることを申し合わせた、という。その後、11月15日に男が窃盗容疑で逮捕されるや捜査本部の舞鶴警察署には100人を超す取材陣が押しかけたという。マスコミ各社の報道はかなりエスカレートしていたことが窺われる。

報道各社は一斉に、27日の朝刊で「捜査本部は26日、同署が窃盗容疑で逮捕し、起訴された遺体発見現場近くに住む無職の男(60)の自宅を、27日から2日間、殺人と死体遺棄容疑で家宅搜索することを決めた」、と報道した。27日早朝から、男の自宅付近には報道各社の取材陣が集まり、搜索の開始を今や遅しとカメラを構えて待機していた。

だいたい、捜査本部事件の捜査方針が事前にマスコミに漏れてしまうのも問題だが、最近では、搜索先の出入り口から捜査員が列をなして、建物内に入って行くシーンや搜索を終わって押収品が入っているとみられる段ボールを車に積み込む捜査員の姿がテレビ等でよく放映される。それだけではなく、搜索する建物内部にまでカメラが入り、捜査員の搜索や証拠品の押収の様子、被疑者の逮捕の

瞬間等を撮影させているケースも度々目にする。いずれも警察側から搜索を実施することがマスコミ側にリークされるからだろう。

警察の犯罪捜査の基本を定めた犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)第9条(秘密の保持等)には「捜査を行うに当たっては、秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意するとともに、被疑者、被害者、その他事件の関係者の名誉を害することのないように注意しなければならない。」とある。

今回のケースでは、男の住所、氏名は公表されてはいないが、搜索の対象となった男の自宅周辺には大勢の記者や報道陣の車が集まり、自宅入り口には青色シートが張りめぐらされていた。報道では搜索現場の建物が写真入りで公表され、舞鶴市内の位置が地図に示される。氏名は公表されなくても、少なくとも地域の住民には何処の誰が死体遺棄と殺人の容疑者なのかを公表したのと同じである。

死体遺棄と殺人容疑による搜索の結果、捜査がどう進展するのかは分からないが、この時点で死体遺棄と殺人の犯人としてレッテルが貼られたことは間違いない。

最近のマスコミの報道姿勢をみると、逮捕・起訴＝有罪の図式が定着したように見えるが、今回のケースでも、搜索の段階でこの男を死体遺棄と殺人で有罪と決め付けたのに等しい。

過剰とも思われるマスコミ報道は、来年から実施される裁判員制度で裁判員の判断に影響を与えることはないのか心配される。

そして、この男が有罪でなければ困るのはマスコミと警察だ。そこには利害関係を共有する警察とマスコミの馴れ合い構造がある。そして、警察とマスコミはこの男が無罪だったときに何の責任も取らないことも共通している。そこには「権力の監視が使命だ」と標榜するマスコミの姿はない。



20. 12. 5(金) 「預け」は、裏金づくりの新手口なのか？

岩手県警で裏金発覚 2, 500万円

平成20年11月7日、会計検査院による「平成19年度決算検査報告書」が公表された。

それによると、国の補助事業をめぐり12道府県で不適正な経理処理があったと指摘され、その総額は分かっただけで約5億5千万円に上るとされた。

不正額が最多だったのは、愛知県で約1億3千万円、次いで岩手県の約1億1千5百万円だった。

ちなみに北海道は6千30万円だった(いずれも平成14年から18年度)。

愛知県と岩手県の裏金づくりは、事務用品を架空発注して業者に裏金をプールする「預け」という手口だった。

公表された会計検査院の検査結果によると「需用費支払い」に関する指摘内容は、次のとおりだ。

「業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って、物品の購入等に係る需用費を支払っていた。」

その岩手県で、今度は県警の不正経理が発覚した。不正経理は、県庁から県警に飛び火したのだ。

岩手県警の発表によると、10月下旬に行った県警内部の定期監査で、ある署の経理担当者が「以前、預けがあった」と申告したことを受け、全部署の経理担当者を対象にした聞き取り調査や業者12社の訪問調査などを行った結果、裏金づくりが判明したという。

内部監査の結果では、平成15年度から平成20年度の需用費で、約2, 500万円の県費を不正に会計処理していたことが明らかになり、そのうちの約2, 400万円は物品の発注を装って業者にプールする「預け」だった。

県警会計課によると、預けがあったのは計46部署のうち、生活安全企画課や地域課など県警本部15部署と盛岡東署など警察署9署の計24部署。

最も不正経理が多かったのは、盛岡東署の数百万円で、捜査一、二課では、文房具などに使える需用費でコピー用紙などを購入したと装い、冷蔵庫を納入させていた。

また、加湿器、ゴム印などを納入させたケースもあった。

経理担当者が異動する際に、預けの金ごと別の課に持ち込んだ例もあったという。

県警は「現在のところ私的流用は、確認されていない」と説明している（平成20年11月25日 毎日新聞）。

「預け」は、警察の新たな裏金づくりの手口か？

これまで、数多くの都道府県警察で裏金疑惑が発覚している。

特に、平成15年11月、道警察旭川中央警察署の捜査用報償費による組織的な裏金づくりの発覚以来、岩手県警、静岡県警、愛媛県警、高知県警、福岡県警、宮崎県警等で次々と発覚した。

全国市民オンブズマン連絡会議のまとめによると、各県警が返還した額は、12億2,223万円に上る。

岩手県警でも、捜査用報償費を原資とする不正経理が発覚し、約30万円を県に返還している。

このころに発覚した警察の裏金づくりの原資は、捜査費（捜査用報償費）と旅費が中心だった。

捜査に協力した市民に支払う捜査費の領収書を偽造して、捜査費を現金化し、あるいは、カラ出張で旅費を現金化するなどの手口で、それぞれの所属（警察署や警察本部の課等）のナンバー2が現金をプール、裏帳簿で管理して、主として幹部のヤミ手当や遊興飲食に使っていた。

ところが、このやり方では、組織の末端の警察官に偽造領収書を作らせたり、警察官個人に旅費の振込口座を作らせることが必要だったことから、現場の警察官による内部告発が続発、愛媛県警では現職の警察官による実名の告発まで起きた。

こうした警察の現場の不満や市民オンブズマンの動きなどが、道警をはじめとする各県警の裏金疑惑の発覚につながったのだ。

多くの都道府県警察での裏金疑惑の発覚は、全国の警察に裏金づくりを断念させたかのようにも見える。

しかしながら、警察が長年にわたって続けてきた裏金システムがそう簡単に解消するはずがない。

しかも、警察の裏金疑惑発覚後も警察の予算執行に対するチェック体制は、何も変わってはいない。

平成19年5月に、宮崎県警の3つの警察署を含む46の部署で分かっただけで2,500万円の裏金づくりが行われていたことが明らかになった。

これは、宮崎県知事に当選した東国原知事の指示に基づき庁内に調査委員会を設置して、すべての部署に対して平成14年以降の裏金に関する自主申告を求めた結果、県警でも裏金づくりが行われていたことが判明したものだ。

この宮崎県庁等の裏金づくりは、平成14年以降について自主申告により判明したものである。

こうした裏金づくりが、平成14年に突如始まるとは考えられない。

相当以前から続いていた、と考えるのが自然だ。

宮崎県の裏金づくりの手口は、物品を架空発注して支払った代金や、購入した物品の値引き後の差額を文具販売業者などにプールさせる「預け」というやり方だったが、その後、宮崎県の監査委員による監査が行われたとも聞かない。

つまり、必ずしも裏金の実態が、解明されているとは言えないのだ。

宮崎県警の裏金づくりの手口も、ほかの部局と同じように、物品を架空発注して支払った代金や購入した物品の値引き後の差額を業者にプールさせる「預け」というやり方であった。

宮崎県警や岩手県警で発覚したこの「預け」の手口による裏金づくりは、2つの県警による特別の手口による裏金づくりだったのか。

警察の裏金づくりの新しい裏金づくりの手口だったのだろうか。

道警の裏金疑惑が発覚し、道警の内部調査や北海道監査委員の監査が行われたが、その対象になったのは、捜査用報償費や旅費、食糧費、交際費の4費目であった。

しかし、平成17年6月21日の北海道議会でこの4費目以外にも裏金があったことをうかがわせる「裏帳簿」のあることが、明らかにされている。

この裏帳簿は、平成年代の初めに道南地方の警察署で作成されたものとみられ、「需用費」や「借上料(船舶)」「役務費(除雪)」など、道警の内部調査や北海道監査委員の監査対象外の費目による入金が並んでいる。

4費目以外の金額は、計82万5,736円で、帳簿の全費目総額614万5867万円のうち13・4%を占めている。

この「需用費」の具体的な内容は、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等である。

つまり、この「裏帳簿」は、道警で相当以前から、捜査費(捜査用報償費)、旅費、食糧費、交際費以外でも裏金づくりが行われていたことを示している。

さらに、平成17年11月に、道警の会計職員2人が業務上横領や詐欺の疑いで逮捕された。

この2人の容疑は、この「需用費」を操作して着服していたとされた。

このうち、業務上横領の罪に問われた1人は、札幌地裁の公判でこう証言している。

業者から白紙請求書を受け取り、物品購入費を水増し請求する会計操作について「自分が歴任した部署では、以前からどこでもやっていた。昔からの警察の悪い習慣だ」(平成18年5月9日 北海道新聞)。

こうした2つの事実は、相当以前から警察の裏金づくりで、「需用費」も警察の裏金づくりの原資になっていたことをはっきりと示している。

「預け」の手口による裏金づくりは、物品を架空発注して支払った代金や購入した物品の値引き後の差額を業者にプールさせるやり方だが、需用費を原資とする点では目新しいものではない。

「預け」による裏金づくりは、現場の警察官を巻き込む必要がなく、会計担当者だけで実行可能だ。

利害関係が一致する取引先の業者は、口が固く発覚しにくい。

業者を裏金づくりに巻き込む「預け」は、より巧妙な手口になったといえる。

県庁で不正経理があれば警察にもある

今回明らかになった岩手県警の裏金づくりは、平成15年以降、現在に至るも続いていたことになる。

宮崎県警の裏金づくりは、平成14年度以降に行われていたことが、平成19年になって、自主申告で判明したものであるが、前述したように実際は、相当以前から行われていたとみるのが自然だろう。

いずれにしても、自主申告や内部監査で判明したものであって、監査委員の監査が行われたもので

はない。

実態が明らかになったとは、到底思えない。

都道府県庁の裏金づくりは、これまでも数え切れないくらい発覚している。

平成7年度から8年度にかけて北海道をはじめ25都道府県で発覚、その後、当時発覚しなかった鳥取、岐阜、佐賀、長崎の各県でも発覚している。

岩手県では、この時も1億5,000万円の食糧費の不正経理が発覚した(平成10年全国市民オンブズマン連絡会議調査結果)。

実は、宮崎県については、平成10年8月に全国市民オンブズマン連絡会議が、各県の裏金自主調査状況を調査した際、裏金問題について「定期的に適正執行を指導しているので、調査の必要なし」と回答している。

しかし、実際はそれから9年間、宮崎県では少なくとも「預け」という手口による裏金づくりが続いていたことになる。

そして、ここに来て、今度は会計検査院から国の補助事業をめぐる12道府県で不適正な経理処理があったと指摘された。

今回の岩手県警の「預け」による裏金づくりは、明らかに県庁の裏金づくりの発覚と連動している。宮崎県警の「預け」による裏金づくりも、県庁の裏金づくりと連動して明らかになった。

北海道庁の裏金疑惑は平成7年に発覚し、約26億5,000万円を道庁の幹部職員やOBが10年近くかけて返済した。

このとき、道警にも裏金が存在したが発覚しなかった。

当時、道庁職員は道警にも裏金が存在することを知っていた。

陰では「何故、道警は問題にならないのか」という声がささやかかれていたが、これを公然と指摘することはなかった。

何故か、マスコミも道警の裏金疑惑だけは追及しなかった。

そうして、道警はこの時には裏金システムを隠蔽、温存することに成功した。

このように過去の事例は、都道府県庁に裏金があれば、都道府県警察にも裏金があることを示している。

今回、11月7日に会計検査院による「平成19年度決算検査報告書」が公表され、12道府県で不適正な経理処理があったと指摘されたが、そのうちの岩手県警だけで裏金づくりが発覚した。

では、道警をはじめほかの県警には「預け」などの手口による「需要費」を原資とする不正経理はないのか。

会計検査院の指摘を、そうした視点で見るマスコミはない。

この際、はっきり指摘しておくが、「預け」による裏金づくりは、官庁の会計担当等と業者の共犯による者虚偽公文書作成・同行使、詐欺罪が成立するれっきとした犯罪行為である。

単なる予算の流用で済まされる問題ではない。

「市民の目フォーラム北海道」では、北海道に対して、会計検査院の指摘内容やそれに基づく北海道の調査内容を明らかにするよう、高橋はるみ北海道知事に情報開示請求を行った（関係部局は、出納局、農政部、水産林務部、建設部）。

しかし、高橋知事は、「道と国等との間における協議又は国等からの依頼に関する情報であって、国等においても『検査過程における文書・情報については、外部の圧力・干渉等を排除するとともに、受検庁との間の率直な意見交換並びに必要なかつ十分な検査資料の円滑な収集整備を確保し、もって現在及び未来における検査の厳正かつ円滑な実施を確保するため、これを不開示とすることが必要不可欠と考える』としており公表していないため、開示することにより、国等との協力関係が著しく損なわれることになり、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるため」との理由で、事実上開示請求を拒否した。

つまり、国が開示しないから北海道も開示しないと言うのだ。

高橋知事は、会計検査院から不適切な会計処理だと指摘されたことについて「大変遺憾であり、道民に申し訳ない」とコメント（平成20年10月20日 北海道新聞）、道幹部も「補助金の扱いで認識が甘い面があったかもしれないが、愛知のような不正（「預け」）とは違う」と主張する（平成20年11月4日 北海道新聞）。

しかし、この国庫補助金は、道職員が元道議会議員の葬儀に出席した費用等、目的外に支出したことなどが明らかになった。

この問題とは別に、多額の赤字を抱える道営競馬事業を所管する道農政部の道競馬事務所でも不

正経理が発覚している。

北海道競馬事務所(札幌市)が、平成19年度に約1,137万円の不正な経理を行い、道監査委員から是正勧告を受けていたことが2日、分かった。

約63万円は、前年度に余った予算を実際より多く物品を発注したように装い、業者に裏金として預けていた。

同事務所によると、裏金は騎手用の洗濯機の購入代などに充てられた。

是正勧告を受けた約900万円は、道の内規で購入決定書は、購入前に作成すると定めているのに、納品後になっていた。

懲戒免職処分となった職員の横領分も含まれている(平成20年12月2日 産経ニュース)。

道民の多くは、10年前の北海道庁の裏金疑惑を忘れた訳ではない。

5年前に道警本部長が「不正経理はない」と明言し、高橋知事が「本部長の発言は重い」と道警の裏金隠しを是認したことを忘れてはいない。

高橋知事は、この問題について早急に調査を行って、道民が納得できるような説明をすべきである。

警察の裏金づくりは、必ず再発する

警察の裏金づくりについても、平成12年に警察庁は、不正経理、捜査費、活動旅費の不適正執行が明るみに出たら組織として相当のダメージを受けるとして、捜査費の執行の見直しを図り、捜査諸雑費制度を導入するなど予算執行の改善を意図したようだが、平成15年以降全国の都道府県警察で組織的な裏金疑惑が次々と発覚した。

そのためもあって、多くの都道府県警察は、それまでのようにニセ領収書を現場に作らせるなどといった乱暴なやり方による裏金づくりは自粛している可能性がある。

しかしながら、その後も宮崎県警そして今回は岩手県警で「預け」という手口での裏金づくりが発覚した。

このことは、警察内部においては、予算の執行についての意識改革が進んでいないことを示してい

るだけではなく、何とかして裏金システムを温存しようとする考えが残っている現れともみることができる。

何故ならば、警察庁が、平成15年以降に発覚した裏金疑惑について、裏金の使途や責任の所在を明らかにしないまま幕引きを図ったからである。

つまり、警察庁は裏金づくりの根を内部に温存したのだ。

加えて、知事、議会、公安委員会、監査委員、会計検査院等のチェック機能は、旧態依然としたまま何も変わっていない。

つまり、警察の予算執行は、アンタッチャブルのままなのだ。

いつでも、同じことが起きても何の不思議もない。

警察の裏金づくりは、これからも必ず発覚する。

宮崎県警、岩手県警の「預け」による裏金づくりの発覚は、その現れの一つにすぎない。



20. 12. 1(月) 警察官は不浄役人か 続発する現職警察官の不祥事

鹿児島では巡査・巡査部長 警視庁は警視

鹿児島県警では巡査と巡査部長

平成20年11月11日の夜、南日本新聞(本社 鹿児島市)の記者から電話を受けた。

鹿児島といえば、選挙違反事件で被告12人が全員無罪になった「志布志事件」で有名になった。何事かと聞いてみると「駐在所の警察官が女性の下着を盗んで逮捕された。コメントを」と言う。

最近では、相当ひどい道警の不祥事があっても地元紙からコメントを求められることもなくなった。そんなことくらいで、わざわざ札幌までコメントを求めることもないだろう、と一瞬そう思う。

聞いてみると「実は1ヶ月ほど前に、県警の機動隊の巡査が勤務中にパトカー内で、出会い系サイトで知り合った少女にみだらな行為をして逮捕されたばかりだ」という答えが返ってきた。

まずは、最初の事件を詳しく知りたいと言うと、早速10月17日の南日本新聞をFAXしてきた。それによると事件は、次のようなものだった。

鹿児島県警警備部機動隊装備係の巡査・中馬健容疑者(24歳)を鹿児島県青少年保護育成条例違反(淫行)の疑いで逮捕したのは同県警捜査第一課。

容疑内容は、8月17日、かねて出会い系サイトで知り合った県内の少女(17歳)を勤務中に呼び出して、パトカーの中でみだらな行為をした疑い。

同巡査は、月に3、4回川内原子力発電所の警備のため発電所内の警備詰め所に配置され、出勤服姿で1人パトカーで施設内外の警戒に当たっていた。

一方、少女は家出中で、9月14日に鹿児島市内で保護され、県警の事情聴取で中馬巡査の犯行が発覚した。

同巡査は、9月7日未明にも勤務中に川内原発近くの駐車場で、サイトで知り合った県内の20代の女性の胸を触ったとして、女性から県警に通報されている。

最近の若い警察官は、出会い系サイトを利用するのがお得意のようだ。

利用すること自体は、違法でも何でもないから勝手だが、若すぎる相手を選ぶとどんなことになるかは、警察官であれば分かるはずだ。

昨年8月には、大阪府警住吉警察署地域課の巡査(25歳)が、出会い系サイトで知り合った中学3年生の少女(15歳)をナイフ脅し、裸にしてロープで縛るなどした上、わいせつな行為をした疑いで逮捕されている。

北海道では、今年4月9日に旭川中央警察署地域課の巡査(25歳)が、携帯電話の出会い系サイトで知り合った同市内の女子高生(当時15歳)にいかがわしい行為をした疑いで逮捕されている。

鹿児島のケースは、この若い巡査が、出勤服(デモ警備等で着用する紺色の戦闘服)姿でパトカーの中でみだらな行為を繰り返していた。

この事実は、何を物語っているのか。

ただ単に、この巡査の個人的な性癖や資質だけの問題なのか。

警察庁は、米国の同時多発テロ事件の発生以来、原子力発電所へのテロの発生が懸念されるとして、莫大な国の予算を使って警戒強化を図っている。

テロリストが、夜間、強力な火器を携帯して原子力関連施設に密かに侵入することも予想されるとして、機動性に富み、かつ耐弾性能の高い車両などを整備することが必要だと装備の充実強化を打ち出した。

こうして、警察庁は全国16道府県にある原子力発電所を重要防護対象に指定して、機動隊を動員して24時間態勢で警戒に当たっていた。

鹿児島県警の機動隊員の巡査による不祥事は、こうした警備中に起きた問題だ。

本当にこんな警備が必要なのか。

警察庁のキャリア官僚が言っているようなことは、現場の警察官は誰も本気で考えていなかったのではないか。

現場で指揮している幹部も同じだ。

こんな田舎の原発が、テロの標的になるはずがない。本当はそう考えていたのではないか。

だから、若い巡査を1人でパトカーに乗せて形だけの警戒をやらせていたのだろう。

警戒に当たる機動隊員だって、毎日の同じような警戒勤務の繰り返し、特異な事件事故もない。

テロリストに関する情報もない。当然のこととして警戒心は緩む。

休憩中に暇つぶしに出会い系サイトを利用しても、同僚も上司も見つけないふりをしている。

こんな警備では、テロリストに本気で狙われたら警戒網は易々と突破されるだろう。

警察の警備は、親方日の丸だ。失敗しても幹部の責任は、問われることもない。

警察庁は、テロ対策としての原子力関連施設の警戒は、公益性のある国の事業であり、かかる事業を外部委託等により行うことはできない、と主張している。

こんな警備なら民間の警備会社の方が、よほどしっかりと真面目に警戒する。

失敗すれば会社がつぶれてしまうからだ。民間にやらせた方がよほど国のためになる。

南日本新聞には、藤田雄治鹿児島県警本部長コメントが載っている。

「県民の警察に対する信用を損なう言語道断の行為で、遺憾の極み。再発防止のため、全職員に対し職責の自覚を強く促すとともに、厳正な規律保持を徹底し、県民の信頼回復に全力を尽くしたい」

なんと型通りのコメントだろう。

藤田雄治鹿児島県警本部長が、県民に信頼回復に全力を尽くすと誓ってから、1ヶ月も経ないうちに、今度は駐在所の警察官が下着ドロで逮捕されたわけだ。

11月12日の南日本新聞は「下着盗 霧島署員を逮捕 勤務中、女性宅に侵入」と大きく伝えた。

記事によると、逮捕されたのは、同県警の霧島警察署陵南駐在所勤務の巡查部長相良健一容疑者(60歳)で、同巡查部長は10日午後4時ごろ、霧島署からミニパトで駐在所に戻る途中、女性宅敷地内にミニパトで侵入、軒先に干してあった下着一枚を盗んだ。

帰宅した女性が、同巡查部長のポケットに下着が入っているのを目撃、その後、物干し場に戻す様子も見ていたという。

この警察官は、来春には定年退職だったはずで、地域住民の評判もよく、その仕事ぶりがテレビで紹介されるなど評判の駐在さんだったという。

本人は「魔が差した」と認めているというが、何とも間の抜けた話だ。

鹿児島県は、明治7年に警視庁を創設した川路利良大警視の出身地である。

鹿児島県警本部の前には、日本の近代警察の創始者川路大警視の銅像が建っている。

警視庁警察学校の中庭にもあるという。それだけに、鹿児島県民の警察に対する信頼は厚かった。

それが、平成19年2月、鹿児島県警が捜査した選挙違反事件で被告12人全員が無罪になった「志布志事件」で、警察の違法捜査が次々と明らかになり、一気に県民の信頼を失った。

「志布志事件」は、鹿児島県警のでっちあげだった。

単なる違法捜査の範疇を超えた警察の組織的な犯罪だ。

最初は、「まさか警察が、そんなことをするはずがない」としていた県民も、取調官の「踏み字事件」など警察の違法捜査が次々と明るみに出て、鹿児島県警に対する信頼は地に堕ちた。

しかも、さらに問題だったのは、鹿児島県警が冤罪の被害者の人たちに率直に謝罪しなかったことだ。

「志布志事件」の違法捜査をめぐって刑事責任を追及されたのは、現場の捜査員だけであった。

警察本部長をはじめ事件を指揮した幹部は、ごく軽い注意処分を受けたただけだった。

鹿児島県警本部長は、冤罪の被害者に謝罪もしなかった。

鹿児島県警では、志布志事件で「信賞必罰」が行われなかった。

これでは、厳正な規律保持などができるわけがない。

組織の末端にいる巡査・巡査部長を懲戒免職にしたところで、鹿児島県警の規律は回復しない。

警視庁では警視が酒酔い運転で

鹿児島県の巡査部長の下着ドロ事件から1週間もしない11月17日の夜、今度は警視庁の警視が、茨城県で酒酔い運転で逮捕されたというニュースがテレビで流れた。

それによると、警視庁総務部施設課管理官日高幸二警視(50歳)が、施設課のレクリエーションに参加して同僚たちと酒を飲み、県内にある自宅に車を運転して帰る途中、物損事故を起こし、そのまま逃走したが道路から脱輪、通報で駆けつけた茨城県警の警察官に現行犯逮捕された。

逮捕されたとき、日高容疑者は泥酔状態で、呼気から基準値の4倍のアルコール分が検出されたという。

日高容疑者は、警視庁築地警察署の交通課長を務めたほか、東京都の青少年・治安対策本部の交通安全対策担当課長に出向した経験もある交通警察プロだったという。

最近では、警視クラスの幹部による不祥事もそう珍しくはない。

毎年のようにどこかの県警で、警視クラスの幹部警察官が問題を起こしている。

件数が少ないのは、警視の絶対数が少ないからだろう。

ちなみに、全警察官に占める警視階級の警察官割合は、警視庁は 42,905 人中 1,073 人(2.5%)、北海道警は、警察官 10,389 人中 456 人(4.3%)となっている。

最近の事例を挙げてみる。

今年2月には、神奈川県警前警備課長(52歳)が関与したとされる「神世界」グループの靈感商法事件で、神奈川県警は、地方公務員法に違反する行為を繰り返していたとして、この警視を懲戒免職にした。

平成19年4月には、警視庁戸塚警察署の警備課長(56歳)が、JR山手線の電車内で女性に痴漢したとして、東京都迷惑防止条例違反の現行犯で逮捕された。

平成18年5月にも警視庁公安二課長(55歳)が、ホームセンターで万引きをしている。

この3件の不祥事は、警備・公安警察の幹部だったこともあり注目を集めたが、今回は元交通警察の幹部だった警視が、酒酔い運転で逮捕されたとマスコミも大きく取り上げた。

何故こうしたことになるのか。

階級が絶対視される警察にあっては、階級が上位の幹部ほど寛大に扱われる。

警視の階級は、警察官の階級としては上から5番目だが、地方幹部としてトップである(注:警視の上の警視正からは国家公務員となり、国家公安委員会が任免する。)

警視は、警察でどんな仕事をしているのか。

北海道警察の場合は、警察署の署長、副署長(次長)、担当次長、警察本部の参事官、課長、次席、管理官、指導官等である。

警視庁の大きな警察署では、課長が警視のところがある。

警視になると階級章の金色の線が増え、急に偉くなったような気分になるらしい。

仕事は、前例踏襲で可もなく不可もなくやっていけば、年功序列で栄転だ。

ポストのランクが上がると、昇給し管理職手当の額も上がる。

むしろ、あれこれやかましく指示したり、改革を唱えようと煙たがられる。

仕事の実績も関係ない。

県警によって違いはあるようだが、警視は勤務評定の対象からは除外されている。

上からの重しがなくなるのが警視だ。

部下の不祥事等の問題が起きても、幹部の責任が追及されることは滅多にない。

追及されたとしても、処分は下に厳しく上に甘い。

幹部に関わる酒・女・金の問題も、内部で風評があってもよほどのことがない限り不問に付される。

裏金で家を建てた署長がいたなどの話がまことしやかに伝えられたこともある。

階級が1つ違えば「白」も「黒」になる世界だ。

部下が、上司に面と向かって苦言を呈するということはあり得ない。

こうして寛大に扱われているうちに、自戒の気持ちも薄らいでくる。

何をやっても許されるのではないかという錯覚が生まれる。

酒酔い運転の警視は、警視庁(都道府県警察の警察本部)の総務部施設課の管理官だ。

年齢的にも50歳だから、順調にいけば警視正に昇任し大きな警察署の署長くらいにはなれた人物だろう。

それが酒に吞まれて、落とし穴に真っ逆さまに落ちたのだ。

川路大警視は、我が国の近代警察の形と魂をつくった。

江戸時代の与力、同心、岡っ引きたち、不浄役人の警察から、市民に対する奉仕と保護を目指す近代警察に改革するために、警察官に厳しい自戒を求め「官員は公衆の膏血(こうけつ)をもって買われたる物品の如し」と諭した(神川武利著「大警視 川路利良」PHP研究所)。

川路が明治7年、警視庁を創設してから134年の歳月が流れた。

この時代に川路が市民に対する奉仕と保護を警察の原点としたことに驚くが、その精神は現行の警察法にそのまま引き継がれている。

しかし、警察の責務を全うすべき警察官は江戸時代の不浄役人に逆戻りしたのか。

それとも警察組織が腐敗してしまったのか。



20. 11. 24 (月) 東京地裁判決 警視庁の怠慢捜査を断罪(2)

何故、亜紀子さんを助けなかった 証言台の警察官に問う

最近、現職の警察官や警察OBが証言台に立つことが目立つようになった。

多くの場合には、警察の訴訟対策の目的が組織防衛であるから、彼らは警察組織にとってマイナスとなる証言はしない。

被告警察側の主尋問にはスラスラ答えるが、反対尋問では肝心な点になるとは答えをはぐらかし、

記憶にないを連発する。

決められたシナリオに従った固い仮面の証言、エピソードは語られることはない。

彼らが置かれた苦しい立場が見え隠れする。

「小出事件」では、関係した多摩中央署の6人の幹部警察官が「真実を述べる」と宣誓して証言台に立った。

彼らは、いずれも東京都(警視庁)の主張に見合った陳述書を提出している。

果たして、現職警察官は原告代理人の反対尋問にどう答えたのか。

主要な部分を尋問調書から抜粋し要約する。

① 最初に知人から相談を受けた刑組課のN課長代理(警部)

亜紀子の知人らの陳述によると、知人らは生活安全課のS巡查部長に案内されて、刑事組織犯罪対策課(刑組課)に行ったとしているが、証人は亜紀子の知人らが刑組課の廊下に立っていたので話を聞いたと証言した。

証人は、知人らは「友人(亜紀子)が事件に巻き込まれたかもしれない」というようなことを話したことは認めたが、亜紀子がトラブルに巻き込まれているような話はしていないし、本間直人とか少女Aとかといった個人名は出なかった、事件に絡むような話は出なかったし、知人らの話には緊迫性がなく、すぐ捜査して欲しいという話もなかった、と証言した。

そのうえで、亜紀子は以前家出をしたことがあり今回も家出をしたのかもしれないとのことだったので、亜紀子は成人でもあり事件性はないと判断し、親族から家出人捜索願を出すように伝えた、と証言した。

原告代理人と証人との一問一答。

原告代理人:知人らは何と言ったのか

N課長代理(警部):「以前、別居中であった自分の子供を連れ去った新潟の男と交際をしていた。その男とよりを戻したかったから」というようなお話をされたと思います。

原告代理人:(知人らの話に)「本間」であるとか、「本間直人」といった個人名は出ていなかったのか。

N課長代理(警部):はい、ありませんでした。

原告代理人:新潟の男性から、亜紀子さんが金員の借り入れを強要されたことがあるといった話はあったか。

N課長代理(警部):ありませんでした。

原告代理人:新潟の男性から亜紀子さんが突き飛ばされて、殺されそうになったことがあるといったような話があったか。

N課長代理(警部):ありませんでした。

原告代理人:女が絡んでいるといった話はあったか。

N課長代理(警部):いえ、ありませんでした。

原告代理人:少女Aといった名前は出ていたか。

N課長代理(警部):出ておりませんでした。

後に証言した刑組課のT課長によると、この証人N課長代理(警部)からは、この日に知人らから話を聞いたことや、事件性がないと判断したことの報告は一切受けていなかった、としている。

また、証人Nは、知人らが再び来署した1月5日の刑組課で行われた協議にも参加している。

② 母親から捜索願を受理した生活安全課のY係長(警部補)

証人の証言によると、母親が「亜紀子は、2. 3日程度の外泊は何度かあったが、今回のように長いのは初めてです。写真の男が本間直人でこの男と一緒にいるかもしれない」と言った、として、亜紀子が成人で、精神障害もなく、無断外泊の前歴もあり、自分で家を出て好きな男の所へ行っているだけであり、亜紀子が事件や事故に遭遇している可能性は極めて低いと考え、特異家出人だとは判断しなかった、と証言した。

また、前日に亜紀子の知人らが刑組課のN課長代理(警部)に相談にきたことは知らなかったし、引き継ぎは受けていなかったことも明らかにした。

原告代理人が(甲第9号証の3及び4～家出人捜索願受理票の添付資料～メモと写真)を示しての一問一答。

原告代理人:この写真について、母親からどんな説明があったのか。

Y係長(警部補):写っている女が長女(亜紀子)でこの横にいるのが本間直人という男ですということ
を聞きました。

原告代理人:2人の関係は。

Y係長(警部補):以前、亜紀子が好きだった男としか言ってませんでした。トラブルがあったことは聞
いていなかったが、金を貸したが返して貰ってないというようなことを言っていました。

原告代理人:母親は亜紀子さんが本間と一緒にいるとすれば危険だという話はしていたか。

Y係長(警部補):いえ、していませんでした。

原告代理人が(甲第9号証の3)を示す。

原告代理人:「本間直人の妻」という字をよくみて下さい。母親は、これはあなたが書いたというふう
に言っているのだが。

Y係長(警部補):「本間直人の妻」という字は私が書いて、少女Aのけいたい番号と、
「090-1258-6549」は私ではない。

原告代理人:これは何のためにここに書いてあるんだと思うか。

Y係長(警部補):それは、ちょっと分かりませんね。

原告代理人:金が返ってこない経過についてトラブルがあったかを質問したか。

Y係長(警部補):いえ、質問しません。

原告代理人、甲第9号証1及び2(家出人搜索願受理票甲と乙)を示す。

原告代理人:「同伴者」の欄は、空白だが、ここは本来何を書くべきところか。

Y係長(警部補):これは、私のあれですけども、一緒に2人で、3人でいなくなった。

例えば、亜紀子さんが誰かと一緒に2人もしくは3人で家出というか、どこかへ行ってしまったと、そ
の相手方を書くものかと思ってました。

さらに、原告代理人が家出人受理票の「『家出の概要』」に本間直人という可能性があるという情報
を書くべきではないかと質問したのに対して「それは私の手違いということで、解釈の違いで書きま
せんでした」と答えている。

家出人搜索願受理票に空白部分が多ことについては、「母親から聞いたことは、全て翌日に上司の
M警部に口頭で報告し引き継いだ」と釈明した。

また、家出人捜索願受理票の「特異家出人の判断」の欄の「責任者の意見」、「署長の意見」欄が空白になっていることについて、「『責任者の意見』欄は、生活安全課長の〇が書くべきだが、〇がどう判断したかは知らない。」と答えている。

証人のY係長は、経験31年のベテラン警察官である。

家出人捜索願受理票の作成要領は、警察庁から示されている。

これを理解していないとは到底思えない。

甲第9号証の3の存在は、家出人捜索願受理時に、多摩中央署は「本間直人」と「少女A」の固有名詞を知っていたことを示す。

しかし、Y係長以外の証人たちは、その固有名詞を知らなかったと証言する。

何故か。それは「本間直人」と「少女A」が亜紀子を凄惨なリンチで殺害したという厳然たる事実があるうえ、名前を知っていたとなれば、人定捜査をしなかったことが問題になる。

人定捜査はいとも簡単にできた。そこで遠いラインに防御線を敷いたのだ。

③ 1月5日 母親や亜紀子の知人2人から相談を受けた生活安全課M係長(警部補)

この日、最初は午後2時半、母親と知人1人、2回目は午後3時45分、知人2人が来署した。最初は証人が対応、2回目は同課のM課長代理、K係長が同席した。

証人は、母親らから詳しく話を聞いたが「亜紀子が事件に巻き込まれているかもしれない」という話があったが、具体的に誰が怪しいとか、監禁されているとか具体的な話は一切なかったと証言。

母親などから「その日の朝に亜紀子から電話があり、金を持ってきて欲しいと言われて行ったが亜紀子とは会えなかった。

今は埼玉にいるという話で電話が切れた」と聞いたが、事件に巻き込まれている可能性は低いと感じた、と証言した。

その理由について、亜紀子は自分で家を出ている、無断外泊したことがある、亜紀子が自分で電話できる、助けを求めている、要求している金が少ないからである、と説明した。

さらに、母親らからは、電話の持ち主を調べてくれとか、本間の新潟の家を調べてくれとかは言われていない。本間直人、少女Aといった具体的な名前は出ていないなどと証言した。

2回目は、午後3時45分ごろに亜紀子の知人2人が来署し「090の電話に架けたら亜紀子が出た。

誰かに脅されて無理に言わされているような感じだった。友達と一緒にいると言ったがそれが本間かどうか分からない。080に架けると知らない女性が出た。知人の1人の電話に女性の声で小出さんに直人を殺したでしようといった意味不明の電話があった。」と話したと証言した。

このため、事件に巻き込まれているという断定まではしてないが、亜紀子の行動にやや不審点を感じたので、逮捕監禁だとか誘拐事件を担当する刑組課に話した方が良いと考えた、と証言している。

(乙イ第12号証 メモ紙(抄本)写し～本人が作成したもの)を示しての原告代理人と証人の一問一答。

原告代理人:「15:30tel」の後の字は何と書いてありますか。「泣きながら、探さないで下さい」と書いてあるのではないか。

M係長(警部補):ちょっとそれは私は何とも言えません。それは。「聞きながら」という形にも見えるし。

原告代理人:知人2人の話の中で、亜紀子さんから電話があった時に「泣きながら、探さないでください」という言葉が出たということは聞いていますね。

M係長(警部補):私はそういう言葉を聞いた記憶がありません。

原告代理人:(これは)誰が言った言葉として(メモに)書いているのか

M係長(警部補):(2人のうちのどちらかが)言ったのは間違いないと思います。

証人は、原告代理人の厳しい反対尋問に、知人らが亜紀子と一緒にいると言っていた男は本間直人であると渋々ながら認めたが、メモに「誰か?」と書いてあるのだから、意味不明の電話の女は誰かを知人らに聞いたのではないかと質問に対しては「聞いたかもしれないが、断定はできない」と答え、最後まで少女Aの名前を出さなかった。

さらに、原告代理人とのやり取りの一問一答。

原告代理人:事件について本間と少女Aが怪しいという話が出ていたのではないか。

M係長(警部補):私の記憶では、一切そういう話は聞いておりません。

原告代理人:母親が捜索願と一緒に写真を出したのは、どういうことを聞かなかったのか。

M係長(警部補):時間が短かったので聞いておりません。

原告代理人:亜紀子さんが家を出てから正月を挟んで既に20日近くになっているが、亜紀子さんがこ

れまで外泊したのは最長何日か、正月に家族と過ごさなかったことがあるかは聞いたか。

M係長(警部補):そういう詳しい話は聞いておりません。

原告代理人:午後3時45分、2回目の訪問の時にも、知人らは、亜紀子さんが事件に巻き込まれているのではないかと心配になって、来たと言っていましたね。

M係長(警部補):はい。

原告代理人:あなたがM課長代理とK警部補の同席を求めたのは、事件に関係ある可能性があり得るというふうに思ったからか。

M係長(警部補):それは事件は幾分かはあると思いますし、やはり事件に関係があるという考えは少しありましたので、1人で聞くより、やはり2人、3人で聞いて総合的に判断した方が正しい結果が出るという考えは、それは常にどの事件においてでもありますので、今回はそういう形を取りました。

原告代理人:事情の聴取後、刑組課に話しに行くことにしたのは、やはり、これは事件に巻き込まれている可能性が否定できないというふうに思ったからか。

M係長(警部補):100パーセント事件に巻き込まれている可能性がないという考えよりも、まあ、事件の可能性が低いが何パーセントあるのではかという考えを持ったのは事実です。

原告代理人:その段階で想定されていた事件は逮捕監禁の可能性があると考えていたのか。

M係長(警部補):当時、具体的にそこまで考えていたかどうかというのは、私はちょっと分かりません。

原告代理人:この段階で、可能性のある加害者として本間直人と少女Aと考えていたか。

M係長(警部補):そういう考えはありませんでした。

原告代理人:では、誰を想定していたか。

M係長(警部補):誰というか、誰も。第三者、全く知らない人間ではなかったかと思います。

④ 1月5日 生活安全課M係長(警部補)とともに相談を受けた同課M課長代理(警部)

証人は、亜紀子の知人2人からM警部補とK警部補と3人で相談(2回目)を受けた。

当然のことながら3人の証言内容はほぼ同じである。

証人は、知人らの話からは具体的な事件性は認められなかったが、知人らが亜紀子の行動に不審な点があるというので、一応刑組課と協議をすることになった、と証言し、協議の内容について次のよ

うに証言した。

協議のメンバーは、刑組課からT課長、N警部、A警部、生活安全課から私とM警部補が協議し、K警部補も途中から参加した。

K警部補が、亜紀子と直接電話でやりとりをして、「亜紀子から『事件ではないから騒がないで、2、3日したら帰る。警察は何もしないで』と言われた。誰かに無理やり言わされているようなところや緊迫感というものは感じられなかった。」と報告をした。

T課長から「現段階では事件性はあるとは認められない。できる限りの所在調査活動を進める」との方針が示された。

協議が終わった後に、自分が直接、電話で亜紀子と話した。

亜紀子に所在を尋ねたが、K警部補から報告のあった話と同じだった。

むしろ私らのやっていることちょっと迷惑がっているような感じだった。

そのあと、もう一度電話で話して、再三所在を聞いたが答えてくれなかった。

その後、家出人捜索願受理票に添付されていたメモにあった本間直人の所在と携帯番号に電話してみたが繋がらず、本間の居住事実は分からなかった。

電話会社に電話で知人の電話に着信歴のあった番号の所有者と使用者の照会をしたが、回答できないと断られた。

原告代理人と証人の一問一答。

原告代理人：電話会社の回答はどんなものだったか

M課長代理(警部)：こういうものは刑事訴訟法に基づく照会でなければ回答出来ないということでした。

原告代理人：刑事訴訟法に基づく照会とはどのような場合におこなわれるのか。

M課長代理(警部)：犯罪の可能性のある場合、つまり犯罪捜査のために行う照会ということです。

原告代理人：そうすると犯罪捜査のために行われる照会をしていないと言うことは、証人は亜紀子さんは事件と無関係だと考えていたのか。

M課長代理(警部)：決して無関係とは考えません。警察業務をやって、どこか必ず何かあるんじゃないかという考えはあります。そういった感じなんですけど、今回の場合は事件性は極めて低いと感じまし

たことから、刑事訴訟法に基づく照会にはなじまないんじゃないかと判断しました。

この証人の証言は、32年のベテラン警察官、しかも幹部の話としては耳を疑わざるを得ない。

事件性が低くても、それを確かめるために任意手段で刑事訴訟法に基づいて公私の団体に照会を行うことは、警察では日常的に行われている任意捜査の手段であり、警察官の常識である。

証人は、その後、1月6日の午前中とその2、3日後に母親に亜紀子からの連絡の有無を電話で確認したと述べた。

その際、母親からは、亜紀子は事件に巻き込まれているから捜査して欲しいという要望もなく、本間直人や少女Aの名前は出なかった、と証言した。

さらに、甲第9号の1(家出人捜索願受理票)を示しての原告代理人と証人の一問一答。

原告代理人:Mさんが(2回目に知人らから)事情を聞こうとするとき、受理票の空白の欄について、確認しようとしたか。

M課長代理(警部):受理票というのは一応前もってとったやつですよ。前の時点ではざっと見ております。再度確認という意味で、一応流す程度に見ております関係で、その細かいとこまではまではちよっと記憶にありません。(注 M課長代理は家出人捜索願受理票に決裁印を押している)

原告代理人:特異家出人の判断は、第一次は生活安全課で行うのか。

M課長代理(警部):生活安全課の課長がやるんですが、最終的には署長の判断。

原告代理人:家出人捜索願受理票の特異家出人の判断の欄が空白だったことについて、この判断に必要な材料を集めようという姿勢で知人の事情聴取に臨んだか。

M課長代理(警部):その時点では、先ほどから申し上げているように、事件性は少ないと考えていましたから、特にそういう考えはありませんでした。

原告代理人:刑組課に行ったのは知人の話を聞いて生活安全課としては事件に巻き込まれたと判断したからではないか。

M課長代理(警部):そうではありません。

原告代理人:どういう理由で行こうというふうに思ったのか。

M課長代理(警部):これは先ほども申し上げているとおり、全くないとは思いますが、万が一のこと

もあるから、そういった事件に当たる場合には一般的には刑組課が捜査に従事することになるから、行きました。

原告代理人:この相談にはこのような不審点があるから事件性について協議したい、こういう話し方はしないのか。

M課長代理(警部):特にはしませんでした。

原告代理人:亜紀子さんが誰かに脅されて無理にいわされているということを知人らから聞いていますよね。

M課長代理(警部):はい。

原告代理人:このことは刑組課の協議で報告されていますよね。

M課長代理(警部):今ははっきり覚えていませんが、言っているかも分からないし、言っていないかも分かりません。

原告代理人:誰かに脅されて無理に言わされているようだというのは、一般的には考えて不審な点の一つですよね。

M課長代理(警部):はい。

原告代理人:刑組課の協議の中で、廊下で待っている知人らから聞いてみようという意見は出なかったのか。

M課長代理(警部):出なかったと思います。

原告代理人:知人が080に別の女が出たとか、知らぬ女から「小出さんに直人を殺したと言ったでしょう」と電話があったとかは刑組課の討議の時に報告されていたか。

M課長代理(警部):当然していると思います。

原告代理人:その時に、この別の女というのは一体誰なんだという質問はMさんたちになかったのか。

M課長代理(警部):ちょっと記憶にありません。

原告代理人:当然に出てもいい質問だ。一般的に言えば。

M課長代理(警部):・・・まあ、それはどうだか分かりません。

証人は、原告代理人から、M係長の作成したメモ内容、1月5日の出来事に関する知人らの陳述書の内容などについて質問されたが、分かりません、聞いていない、報告されてない、知らないを連発する。

原告代理人: 亜紀子さんにつき合っていてかなり親しい知人らが、電話のやり取りの中でおかしいと思って相談しに来た。これはMさんは認識していたか。

M課長代理(警部): かなり親しいかどうかは分かりませんが。

原告代理人: それで、Mさんは、問題ないと感じた。

M課長代理(警部): 感じました。

原告代理人: (知人らの) 受けた感じが違うことについて、知人らと何か話し合いはあったか。

M課長代理(警部): ありません。

原告代理人: 亜紀子とMさんの電話の内容について、知人らに対してどのように話したか、話をしなかったのか。

M課長代理(警部): したかも分からないし、しなかったかも分からないし、ちょっとはつきりは覚えていません。

⑤ 1月5日 亜紀子の知人2人から相談を受けた生活安全課K係長(警部補)

証人は、当日、同僚のM係長(警部補)から一緒に話を聞いて欲しいという依頼で、M課長代理とM係長と一緒に知人らから話を聞いている。当然のことながら、知人らの話の内容等に関する証言は、前出のM課長代理とM係長の内容と同じである。

証人は、その後、知人の携帯電話で直接亜紀子と通話し、その結果を刑組課で行われていた協議の場で報告、それが「事件性なし」の決定の有力な判断材料になったとされる。

原告代理人と証人の一問一答。

原告代理人: 本間直人という人物の名前も事情聴取の時は知らなかったのか。

K係長(警部補): 知りませんでした。

原告代理人: 知人の2人は、わざわざ再度来署して、亜紀子さんが事件に巻き込まれているのではないかと心配して、来ているのですね。

K係長(警部補): そうおっしゃってました。

原告代理人: 知人の2人は、亜紀子さんがどんな事件に巻き込まれているというふうに考えていたのでしょうか。

K係長(警部補):具体的な事件のことは言っていなかったと思います。

原告代理人:(刑組課に話を持っていったのは)亜紀子さんの場合も最終的な生活安全課としての決定が、これは事件があるかもしれないから刑組課に協議に持って行こうと、そういう最終決定をなされたわけですね。

K係長(警部補):あるかもしれないというのは、そのとおりですね。

原告代理人:どういった事件を想定されたのか。

K係長(警部補):いや、それは分かりませんでしたね。

さらに、証人は「刑組課に協議に参加する前に、知人らの携帯電話で亜紀子と直接話をした。その時亜紀子は『事件とかじゃないです、警察には関係はないですから、あまり騒がないで下さい』と言った。そして『2、3日で帰りますから』と繰り返し、何回も居場所を尋ねたが『ほっといて』みたいな感じで電話を切った。」と証言した。

その後、証人は刑組課の協議に参加、M課長代理に対して「聞いた亜紀子の声の感じからして、切迫した状況は見られなかった」と報告しているかもしれないと証言した。

原告代理人と証人との一問一答

原告代理人:本当に無理やり言わされているかどうかは、亜紀子さんをよく知っている知人でないと分からないのでないか。

K係長(警部補):電話がすぐ切れてしまったということもありますが、私が会話している経験則でおかしいですけども、異常は感じられませんでした。

原告代理人:宇都宮のリンチ事件の場合には、加害者が被害者を連れ回して身内に電話してお金を要求する事件が起きているがKさんはそういった事件をご存知か。

K係長(警部補):記憶としては、認識はあります。

原告代理人:そうすると、加害者が被害者に電話をかけさせるということで偽装工作をするという知識は、警察官としてあったのではないか。

K係長(警部補):わざわざ、友人である知人に加害者側が亜紀子さんをして連絡させるという意味が、私にはちょっと分かりませんね。

原告代理人:本間直人の供述調書を示す。(甲第24号証)

「すると直ぐに、また〇〇(知人の1人の名前)から、ちょっと替わりますと言って、いきなり男と電話を替わったのです。私は、警察だと直感して、すぐ電話を切ってしまいました。私は、このことで確実に警察が動いていることがわかり」と書かれているんです。この時に電話を替わったのはKさんですか。

K係長(警部補):いや、私は分かりません、これは。

原告代理人:こういった電話があったかどうかについて、Kさんをご存知か。

K係長(警部補):〇〇(知人の1人の名前)さんが電話して、代わりますからと言って誰かがとったら、相手がもう出ないという状況ですよ。これは私には記憶にありません。

原告代理人:この電話をとったとしたら誰が取ったのかもわからない。

K係長(警部補):分かりません。

原告代理人:一般的に逮捕監禁、誘拐の犯人に警察が介入していたことを知られてしまうということは、被害者の安全面にどんな影響があると考えられるか。

K係長(警部補):一概に答えることは出来ません。

原告代理人:一般論で結構ですから答えて下さい。

K係長(警部補):言えないと言いますか、答えようがないですね。

原告代理人:警察の介入を知った時に、例えば逮捕監禁、誘拐の犯人が、警察に発覚してしまった以上は被害者を自宅に返せない、そういう決断に及ぶ可能性もありますね。

K係長(警部補):どうでしょうかね。やはり私はケース・バイ・ケースだと思うんですね。

⑥ 事件性はないと最終決定した刑事組織犯罪対策課T課長(警視)

証人は、「小出事件」について、当時「事件性なし」の最終判断をした刑組課の責任者である。証人は、その陳述書で、その判断の理由として、亜紀子が24歳の成人女性で、知的障害等は認められないなど、8項目を挙げている。

1月5日、家出人として届けを受けた亜紀子のことで、生活安全課の幹部と協議、この場には、刑組課からN警部とA警部、生活安全課からM警部、M警部補、途中から生活安全課のK警部補が参加した。

原告代理人と証人との一問一答。

原告代理人: 討議の結果証人は事件性があるとは認められないと判断したわけですね。

T課長(警視): はい。言葉の表現ですが、事件性は低いと判断しました。

原告代理人: それは、事件性が全くないという意味とは違うのか。

T課長(警視): 事件性を完全に否定するに足りるだけの材料は、ありませんでした。

原告代理人: 証人が想定していた可能な範囲の調査、これはどういった調査なのか。調査の方法は。

T課長(警視): 家族、友人等からの事情聴取、その他私が直接家出人搜索の担当ではありませんし、経験もありませんので、個々具体的には申しませんが、いわゆる生活安全課として担当すべき家出人搜索の通常の業務でという意味です。

証人は、知人らがこの日、亜紀子さんのことを心配して2度も来署し、当日の出来事についての情報提供があったこと、その内容について生活安全課の幹部から報告を受け承知していたこと、協議の際に、知人らが廊下で待機していることも知っていた旨証言した。

さらに原告代理人と証人との一問一答。

原告代理人: 生活安全課のMさん(警部補)、Mさん(警部)は、知人らは、来署する少し前携帯電話に電話したら、亜紀子さんが出て、誰かに脅されて無理に言わされているようだったと、こういう証言をしているが、先ほどの証人の認識とこの生活安全課の証言とは違っているが。

T課長(警視): 私は、先ほど証言したとおりに記憶しております。

原告代理人: 亜紀子さんを脅していたのは誰なのか、当然討議では協議したのですね。

T課長(警視): した記憶があります。

原告代理人: じゃ、具体的に誰なんだという話になったのか。

T課長(警視): 名前は聞いておりません。名前は出ておりません。以前、同棲をした男ではないかということでした。

原告代理人: 以前同棲していた男から脅されてるんじゃないかということか。

T課長(警視): 私どもは、脅されているという認識は持っていません。

原告代理人: では、電話のそばに、以前同棲した男と一緒にいるんじゃないかと考えたということか。

T課長(警視): 電話のそばにいても考えていません。

原告代理人: 亜紀子さんが脅されて何をしゃべったのか、話の内容は確認したのか。

T課長(警視):聞いておりません。

原告代理人:知人はすぐそば(刑組課の前の廊下)にいたわけですから、確認できた。

T課長(警視):確認の必要は認めませんでした。

原告代理人:証人が、事件性ないと判断した根拠の一つに、母親が「亜紀子さんが以前同棲していた男と一緒にかもしれないと述べていること」を挙げているが、この男は本間直人だということを想定しているか。

T課長(警視):「本間直人」という個人名は、聞いていません。

さらに、証人は、
協議の際に家出人捜索願受理票は見えないこと、
平成15年12月19日に知人らが最初に刑組課を訪れた際に同課のN警部が対応したのは知らなかったこと、
討議の際にその時の知人らの話の内容はN警部から報告はなかったこと、
本間直人は自分の子供を誘拐した事件は討議の材料にはならなかったこと、
亜紀子さんが本間に金を貸して、当時まだ返済を受けていなかったことは討議で報告されなかったこと、
金銭関係で何かトラブルあったとかは討議では報告されなかったこと、
などと証言した。

さらに、原告代理人と証人との一問一答。

原告代理人:(廊下に待機している)知人からトラブルあったのかなどを確認しようという意見は出なかったのか。

T課長(警視):そういう意見も出ておりませんし、私自身も判断していません。

原告代理人:この討議で少女Aという女性が亜紀子さんと一緒にいる可能性というのは、全く検討しなかったのか。

T課長(警視):女性の存在及びその固有名詞等は出ていません。

証人は、1月5日、亜紀子さんの知人が連絡に使用した携帯電話の番号は2つあったことを知ってい

るが、相手が複数とは限らないと主張し、その持ち主は以前同棲していた男である可能性もあるという判断だったと証言した。

原告代理人:1月5日 知人の電話に見知らぬ女性から「小出さんに直人を殺したと言ったでしょう」と電話があったことは生活安全課から報告されたか。

T課長(警視): いえ、私はその話は聞いておりません。

原告代理人:そういった電話があったことは、事件性判断の前提とされなかったということか。

T課長(警視):協議の席では、私は聞いておりませんでした。

原告代理人:知人が080の番号に電話したところ、別の女が出たということがあったが、この点は生活安全から報告されたか。

T課長(警視):聞いておりません。

原告代理人:そうすると、亜紀子さん以外の女性が関与している可能性を考慮しなで、事件性を判断したわけか。

T課長(警視):結果としてはそうなります。

原告代理人:(生活安全課)のK警部補と亜紀子さんの電話について、もしかしたら亜紀子さんを監禁している犯人がすぐそばにいて、助けを求めることができない状況にあるんじゃないか、そういったことは全く考えなかったのか。

T課長(警視):全く考えなかったわけではありませんが、このケースでは、それは可能性は極めて低いと判断しました。

原告代理人:犯人が直ぐそばにいる可能性はないと判断したわけか。

T課長(警視):はい。先ほど話しましたとおり、母親自身が亜紀子さん本人と話されている点からしても、私はそのように判断しました。

原告代理人:(1月5日に警察に行く前に)知人と亜紀子さんとの電話のやり取りしたのが、討議で報告されたか。電話の様子について生活安全課から報告があったか。

T課長(警視):ございませんでした。

原告代理人:討議の間、知人らから言われている事実とKさん(警部補)が討議に伝えて来た事実、相異なる事実が討議の中で検討されたのか。

T課長(警視):はい。

原告代理人:その相異なる事実の検討の最中に、署内にいる知人らから、直接、どういうことだったのか、刑組課として事情を聞こうというふうには思わなかったのか。

T課長(警視):はい、思いませんでした。

原告代理人:それはどうしてか。

T課長(警視):K警部補もキャリアを積んだ警察官であり、また(家出人捜索を担当する)少年係の業務に長く携わって来た経歴を持っております。彼の報告を私は重く判断しました。

こうして、亜紀子さんが本間直人と少女Aに凄惨なリンチを受けて殺害された凶悪事件を単なる「家出人」ときめつけた多摩中央署の警察官に対する証人尋問は終わった。

彼らは、最後まで、亜紀子さんの助けを求める悲痛な叫びに耳を傾けることはなかった。

そして、亜紀子さんの両親に謝罪することもなく、責任を問われることもなく、警察官として勤務している。

この原稿を書き終えた平成20年11月21日、東京都(警視庁)は判決を不服として東京高裁に控訴した。

つまり、警視庁は「小出事件」の失敗を認めないどころか、反省もしていないということだ。

警察は一体何のために存在するのか。

そして、改めて、警視庁と警察官諸君にこう問いたい。

「皆さんの家族が行方不明になっても、亜紀子さんと同じように、単なる『家出人だ』として取扱うことができるのか」と。



20. 11. 24(月) 東京地裁判決 警視庁の怠慢捜査を断罪(1)

「市民の目フォーラム北海道」も支援

「警視庁の怠慢捜査で死亡」認定 東京地裁、都などに賠償責任

東京都足立区で平成 16 年、小出亜紀子さん(当時 24 歳)が元交際相手の男らに監禁、殺害された事件で、警視庁が必要な捜査をしなかったとして、両親が賠償を求めた訴訟の判決で東京地裁は 7 日、警視庁の捜査の怠慢を認め、請求通り都と本間受刑者らに計 2000 万円の支払いを命じた。生野考司裁判長は「情報を十分検討せず事件性がないと誤った判断をした。犯罪を前提にした捜査を一切しなかったのは不合理で違法」と判断した。(平成 20 年 11 月 7 日、報道各社、以下この事件を「小出事件」と呼ぶ。)

なお、東京都(警視庁)は、平成 20 年 11 月 21 日、判決を不服として、東京高裁に控訴した。

この監禁、殺害事件は、凄惨な事件だったので記憶に残っている方もあるだろう。

平成 16 年 1 月 26 日、当時、被告本間直人(以下 本間)が勤務していた新聞販売店の寮で亜紀子さんの遺体が、両膝を折った形で段ボールの中に入れられている状態で発見された。

亜紀子さんは、紙パンツのみを履いたほぼ全裸の状態であり、遺体には、全身打撲の痕や背中には火傷による変色が認められた。

小出亜紀子さんは、平成 15 年 12 月 14 日、かねてよりの知人であった本間直人(当時 24 歳)及び少女 A(当時 19 歳)から呼び出され、以降、本間及び少女 A が同居していた東京都足立区内のアパートの一室において監禁中、継続的に暴行を加えられ、食事や水分を十分に与えられず、次第に衰弱した状態のまま放置されたため、平成 16 年 1 月 20 日午前 10 時ころ、同所において、殺害された。

亜紀子さんの死因は、凍死であった。

この事件の犯人の本間直人とその妻少女 A の 2 人は殺人と死体遺棄の共犯として起訴され、それぞれ懲役 13 年の実刑判決を受けて服役中である。

両親が東京都(警視庁)等を相手取って損害賠償を請求

被害者の亜紀子さんは、都内において両親、祖母、弟、妹の6人で同居、保険会社に勤めていた。平成15年12月14日から、理由もなく帰宅せず、所在が分からなくなった。

平成15年12月19日から20日にかけて、友人や亜紀子さんの母親が亜紀子さんにつきまとっていた本間や少女Aに連れ出されて監禁されている可能性があるのを探して欲しいと警視庁多摩中央警察署(多摩中央署)に届け出たが、同署は事件性なく、単なる成人女性の家出に過ぎないと判断して捜査に着手しなかった。

平成16年1月20日、亜紀子さんは本間と少女Aに監禁されていたアパートの一室で殺害された。このため、亜紀子さんの両親は、警視庁がすぐに捜査をしてくれれば、亜紀子は殺されずに済んだ、と平成18年2月15日、東京都(警視庁)、本間直人、少女A、少女Aの母親を相手取って、東京地裁に慰謝料2,000万円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起した。

警視庁多摩中央署の怠慢ぶり(主として判決文等から抜粋 以下、文中敬称略)

◎平成15年12月19日

かねてから亜紀子の動静を詳しく知っていた知人2人(女性)が、突如、亜紀子と連絡が取れなくなったことに不審を抱き、多摩中央署へ行き、生活安全課S巡查部長に亜紀子から聞いていた本間と少女Aとの関係等(本間及び少女Aと一緒に亜紀子さんから金員を巻き上げていたこと等)を説明し、本間と少女Aに呼び出されて帰れなくなっているのではないかなどと詳しく述べた。

S巡查部長は事件性ありと判断したのか、知人2名を伴い事件捜査を担当する刑事組織犯罪対策課(刑組課)に行ったが、同課の課長代理N(警部)は、知人らから話を聞き、亜紀子が成人であることが分かると事件性なしと判断、知人らに捜索願は親族から出すように伝えるように述べただけで、何もなかった。

◎同年 12 月 20 日

翌日、昼、亜紀子の母親と妹が多摩中央署に赴き捜索願を提出しようとしたが、担当者がいないと言われたため、警察官に亜紀子と本間等が写った写真を預け、夕方再び同署を訪れ当直中の生活安全課の Y 係長(警部補)に捜索願を提出した。

母親は Y 係長に対し、亜紀子と本間等との関わり、金の貸借をめぐり本間とトラブルになっていたこと等を説明し、本間の住所と名前や少女 A の携帯番号を書いたメモを渡した。

同係長は、家出人捜索願受理票を作成、亜紀子が好きな男性と一緒にいる可能性が高いと考え、亜紀子の特異家出人ではなく、一般の家出人として捜索願を受理した。

翌日、同署は亜紀子を情報管理システムに家出人として登録したが、母親から提供された情報に基づき調査などはしなかった。

◎平成 16 年 1 月 5 日

午前中、前述の知人の 1 人の携帯電話に亜紀子から電話(着信番号は、後日、少女 A のものと判明)があり、亜紀子が綾瀬にいることが判明した。

これを聞いた母親がその着信番号に電話をかけたところ、亜紀子が出て「友達に 2 週間くらい世話になったから 2 万か 2 万 5,000 円くらい銀行に口座をつくるから振り込んで」等と頼まれた。

その後、母親が妹と綾瀬に行くが、亜紀子には会えなかった。

午後 2 時半過ぎ、母親と知人がこのことを伝えるため、多摩中央署生活安全課へ赴き、同課 M 係長(警部補)に対して、亜紀子の会話内容等を説明。着信番号から持ち主が調べられないかなどと尋ねたが、M 係長は「たかが 2 万円でしょう。そんな額じゃ誘拐事件とはいえない」等述べ取り合ってくれなかった。

さらに、同日、知人の電話に見知らぬ女から「亜紀子から聞いたのだけど、あんた、直人のことを殺すって言ったでしょう。」という異常な電話がかかった。

また、亜紀子から泣きながら「捜さないで」という電話があり、その際の亜紀子の様子が「誰かに言わされている」感じがして異常だった(このときの着信番号は、本間の携帯であることが後日判明)。

そこで、同日午後 3 時 45 分ころ、知人らのみで再び多摩中央署に戻り、生活安全課の K 係長(警部補)にその旨伝えた。

その時は、M 係長、M 課長代理(警部)も一緒に話を聞いた。

知人の 1 人がその場で、先ほどの電話の着信番号に架けると本間が出た。

本間は「亜紀子はいないが、明日は帰るからもう架けてこないで」と言い電話が切れた。

そばにいた警察官が「今帰せばいいじゃない。警察から電話だと言え」等とアドバイス、知人が再び本間に電話し、警察と替わるといって電話が切れた。

K 係長は、この後、自ら着信番号に電話をかけ、亜紀子と会話し「今どこにいるの」と尋ねたが、亜紀子は答えず「探さないでほしい、事件でないから騒がないで欲しい」と言って電話が切れた。

生活安全課の M 係長らは、亜紀子が電話に出るものの所在を明らかにしないなどの不審点があったため、逮捕監禁等の捜査を担当する刑組課に連絡する必要があるとして、M 係長や M 課長代理が刑組課事務室へ行き、同課の T 課長(警視)、A 課長代理(警部)、N 課長代理と今後の対応について協議した。

途中から生活安全課の K 係長が参加した。

この時、知人ら 2 人は廊下で待機していたが、改めて説明は求められなかった。

刑組課の T 課長は、電話で本人が探さないでくれと言っていることなどを重く見て、事件性なしと判断し、可能な範囲で所在確認調査を行うように指示し協議は終わった。

その際の、刑組課の T 課長が「事件性がなし」と判断した理由は次のとおりだった(同課長の陳述書)。

- 24 歳の成人女性で、知的障害等は認められない。
- 自分の意思で自宅から出ている。
- 過去に数回、無断外泊している。
- 両親は、当初から亜紀子が事件に巻き込まれているとの懸念を抱いていたわけでない。
- 母親が、亜紀子は、以前同棲していた男と一緒にかもしれないと述べている。
- 亜紀子が、電話をかけたり、出たりできる。
- 亜紀子から、助けを求める言辞がなく、第三者から強制的に言わされているような感じもない。
- 金銭を要求したといっても、その額が少額であること。

多摩中央署は、その後に本間の住所地、携帯電話の使用者について電話会社に電話で照会した

が、刑事訴訟法による照会でないと回答を拒否された。

その後、1月8日に母親に亜紀子が帰宅していないことを確認しただけで、そのまま放置した。

◎平成16年1月26日

新聞販売店で亜紀子の死体が詰められた段ボール箱が発見される。

同店は、本間の就職先予定だった。

死亡は1月20日。同年1月28日、本間及び少女Aは殺人と死体遺棄の疑いで逮捕、起訴され、懲役13年の判決を受けた。

東京都(警視庁)の国賠責任の争点と東京地裁の判断

訴訟では、原告と被告の争点は次の3点に絞られた。

そして、それぞれについて東京地裁は以下のとおり判断した。

①平成15年12月14日から平成16年1月20日にかけて、亜紀子の生命、身体及び財産等に対する重大な危害が加えられる切迫した状況にあったか。

【地裁の判断】

平成15年12月14日から同月18日までの間は具体的な危険が切迫しているとまでは認められない(知人らが多摩中央署に届け出た)。同月19日以降、亜紀子は、被告本間直人らの監視下において、事実上、自由な行動を制限されていたとみることができ、その間、継続的に亜紀子の身体に対する加害行為が加えられていたのであるから、亜紀子の身体等に対する加害行為がまさに行われていたと認められる。

②多摩中央警察署が、上記1の危険性を認識しまたは容易に認識する状況にあったか。

【地裁の判断】

平成16年1月5日以降については、多摩中央署が知人から得た情報や多摩中央署が直接知った状況から、亜紀子は自由な意思で行動できない状況下におかれていた可能性あると考えて検討すべきであった。被告人本間と少女Aが亜紀子を監禁している可能性が高いと判断できた。多摩中央署は、平成16年1月5日において、亜紀子の生命身体に対する具体的かつ切迫した危険性の存在を

容易に認識し得たと認められる。

多摩中央署は、亜紀子の特異家出人として扱い、それを前提とした任意捜査を直ちに開始すべき義務が生じたと認められる。

③多摩中央警察署が、上記1の危険除去のために警察権を行使することにより、加害行為の結果を回避することが可能であったか。

【地裁の判断】

多摩中央署は、それまで得ていた情報から、携帯の所持者の照会、少女 A を担当する保護司への問い合わせなどから、亜紀子を発見できた可能性は高く、この調査に1週間程度要したとしても、その時点において亜紀子は既に相当衰弱していた可能性があるものの、この時に救出されれば、死亡するに至らずに済んだ可能性は高いのであるから、亜紀子の死の結果は回避することは可能であったと認められる。

④上記3の権限行使が容易であったか。

【地裁の判断】

前記のとおり、そのような捜査を行うことは極めて容易であったと認められる。

以上によれば、多摩中央署は、少女 A の前歴を調べ、それから保護司への連絡等を行っていれば、亜紀子の発見が可能であったにもかかわらず、取得していた情報を十分に吟味、検討せずに、事件性は認められないと判断し、亜紀子が犯罪の被害者である可能性が高いことを前提にした捜査を一切行わなかったものであり、このような多摩中央署の捜査権限不行使は、著しく不合理であって、違法であると認められる。

警視庁は、何故「監禁被害者」を「家出人」と決めつけたのか

刑事訴訟法第189条2項に「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」とある。

これが警察官の捜査義務を明記した規定である。

警察の家出人の発見活動に関する直接的な規定はない。

強いてあげれば、警察法第2条の「警察の責務」(個人の生命、身体及び財産の保護)に準拠して行われる活動だ。

警察内部の規定では「家出人発見活動要綱」(昭和51年10月1日 警察庁次長通達 以下「要綱」)がある。

実は、この要綱の制定に携わったのが、当時警察庁防犯課に出向していた「市民の目フォーラム北海道」の原田宏二代表であった。

その原田代表は、「今から27年も前に作った通達が生きていたのも驚きだが、当時問題となった家出人捜索願への警察の対応は何も変わっていない」と語り、家出人の対応の実態について、以下のように指摘する。

市民の多くは、家族がある日から所在不明になったら、警察に捜索願を出せば、警察は一生懸命に探してくれると思っているに違いない。

しかし、それは間違いだ。

警察は精々、情報管理システムに家出人として登録しておくだけだ。

「要綱」には、殺人、誘拐などの犯罪の被害者になっているおそれのある家出人等、7項目に該当する家出人を「特異家出人」として、速やかに組織的な捜査を展開することになっている。

実務上、家出人捜索願を受理するのは、警察署の生活安全課だが、生活安全課が「特異家出人」に該当する可能性があるかと判断したときは、捜査を担当する刑事課と協議し、「特異家出人」として署長に報告され、組織的な捜査が開始されることになる。

この「要綱」制定後においても、警察が住民からの相談等に適切に対応しなかったため、重大な結果を招いた事件が起きている。

平成11年9月、自動車工場に勤める須藤正和さん(当時19歳)が行方不明となり、父親が栃木県警石橋署に捜査を依頼するも、石橋署は事件性がないとして捜査をしなかったため、同年12月、栃木県内の山林で少年4人によって殺害されたリンチ殺人事件。

同じ年、埼玉県桶川市で、女子大生の猪野詩織さん(当時21歳)がストーカー被害にあい、埼玉県警上尾署に相談したり、名誉毀損で告訴したが「民事不介入」を理由に、上尾署は全く取り合わなかった

ため刺殺された事件。

これらの事件等をきっかけに平成 12 年 7 月、警察刷新会議は「警察刷新に関する緊急提言」を纏めている。

その中の「第 6 住民からの相談に的確に対応を」で「従来、業務の評価の重点を専ら事件の捜査、解決などに置いてきたが、相談業務や被害者保護などの業務についても、適切に評価すべきである」と指摘し、「放置すれば刑事事件に発展するおそれがある場合には、必要な措置を講じるのは当然である」としている。

しかし、この「小出事件」でも、同じことが繰り返された。

今回の東京地裁判決では、平成 15 年 12 月 14 日から同月 18 日までは、亜紀子の生命、身体、財産等に対する具体的な危険が切迫していたと認められないが、12 月 19 日以降は、亜紀子は事実上、自由な行動を制限され、継続的に加害行為が加えられていたと判断しながらも、平成 16 年 1 月 4 日までは多摩中央署は、危険の切迫性について認識することは不可能であったとしている。

しかし、最初に亜紀子の安否を心配した知人 2 人が多摩中央署を訪れた平成 15 年 12 月 19 日と母親が家出人捜索願を提出した翌 20 日の時点で、既に亜紀子は監禁状態にあり暴行が加えられていたのだ。

ところが、この時の多摩中央署の対応は極めて消極的であった。

母親の捜索願を担当者が不在との理由で受理しなかったり、知人 2 人からの「監禁されているかも知れない」とする情報を根拠もなく否定し、亜紀子が成人であることや本間と知り合いであることなどを根拠に単なる家出人と判断したことにそのことが表れている。

さらに、母親が捜索願を出した際に作成された「家出人捜索願受理票」の「同伴者」、「原因・動機」、「家出前後の状況」、「家出人の経歴等」といった重要な事項の記載欄のほとんど空欄になっていることから、これを受理した生活安全課の Y 係長(警部補)が、いかに、いい加減な姿勢で母親から事情を聞いていたかが分かる。

そして、「家出人捜索願受理票」の「特異家出人等の判断」の「責任者(生活安全課長)の意見」と「署長の判断」欄は空白であるのに、決裁欄には警察署長以下の幹部が決裁印を押している。

つまり、めくら判である。

このように、多摩中央署の家出人搜索願に対する対応が、杜撰でいい加減で形式的なものであったことは明らかであり、そして、多摩中央署は、亜紀子を家出人として情報管理システムに登録しただけで何もしなかった。

「小出事件」は、この多摩中央署のスタートでの怠慢さが最大の原因で起きたものである。

警察組織にあっては、いったん動き出した方針は途中で変更されることはまずない。

地裁判決は、極めて明解に警視庁の怠慢ぶりを指摘している。

何故、警察の現場でこうした怠慢が生まれるのか。

そこには、外部からは窺い知ることのできない何かがあるに違いない。

「市民の目フォーラム北海道」の原田宏二代表は、次のように指摘する。

まず第1に、「警察刷新に関する緊急提言」が指摘しているように、警察が相談業務や被害者保護などの業務について消極的であることもあるが、加えて、警察の現場に困難で複雑な事件・事故の捜査を回避しようとする潜在意識があるからだ。

「小出事件」でも、亜紀子を単なる「家出人」として扱えば、情報管理システムに登録するだけで終わる。

しかし、「特異家出人」となれば、多くの捜査員を動員し必要な捜査をしなければならない。

最終的にそれが単なる「家出人」であったと判明したときには、何の実績にもならず評価もされない。

多摩中央署の関係幹部の頭の中には、そうした判断基準があったに違いない。

情報を無視し、根拠のない消極的な判断をした理由はそこにある。

第2に警察組織の問題だ。

警察内部には、各セクションの力関係がある。

生活安全部門と刑事部門の間には、眼には見えない上下関係、力関係がある。

生活安全部門は、警察官の数や仕事のランク付けなどで刑事部門の下にある。

犯罪の予防が第1だと標榜する警察だが、それはあくまでも建前の話である。

下位にある生活安全部門は、刑事部門の意向に逆らうことはできない。

刑組課では、既に、課長代理のN警部が、12月19日の時点で事件性なしの判断をしていた。

この N 警部が参加した 1 月 5 日の刑組課での協議でも、必要な資料の準備もなく、情報源である知人 2 人が廊下で待機していたのに直接事情を聞こうとしなかった。

この極めて消極的な協議のやり方にも、そのことが表れている。

ちなみに、記録上この協議が、署長に報告されていたかどうかは明らかではない。

多摩中央署の消極的姿勢は、さらに致命的な誤りを犯す。

現に亜紀子を監禁している犯人がそばにいることを考慮しないで、警察官が電話に出て、警察が動いていることを察知されるという初歩的な誤りだ。

これが、亜紀子殺害のきっかけになった可能性がある。

第 3 に 1 月 5 日の刑組課の協議での T 課長の判断には、基本的な誤りがある。

それは、こうした事件では「最悪のケース」を考えるとという捜査指揮に当たる幹部が守るべき鉄則が忘れられているからだ。

「大きく構えて小さく纏める」それがセオリーなのだ。

そして、情報の内容を厳格に吟味することだ。

情報を推測や希望的観測で判断してはならない。

被害者の意思の確認は、被害者本人から直接確認する。

人を介したり、電話で確認することではない。これは、捜査の基本中の基本中だ。

不確定要素のある情報は、確認のため捜査を命じればいいのだ。それが捜査なのだ。

そして、こうした基本的な誤りを糺すことができないのが階級の存在だ。

協議の場で T 課長(警視)の判断に、警部以下の幹部が、誰も異論を挟まなかった。

それどころか、T 課長が出した結論に反するような情報を、あえて報告しなかった可能性がある。上司の意向に逆らってまで事件の捜査を進めようとする幹部などは、最近の警察にはほとんどいまい。

上から言われたままに仕事をやっていれば、責任は負わなくて済む。

後日、亜紀子が殺害された事実が明らかになったとしても、警視庁として、多摩中央署員の判断に誤りがなかったと主張すれば個人の責任問題が生まれる余地はない。

組織が、警察官個人を守ってくれる。

これが、警察が同じ誤りを繰り返す最大の理由である。

多摩中央署の対応に何の誤りはない。謝らない警視庁。

友が危ない、助けてと多摩中央署に駆け込んだ友人、娘の安否を気遣い助けを求めた母親、それに耳を傾けなかった多摩中央署。

そして若い女性が、無惨にも殺された。

しかし、警察には何の落ち度もないという。

未だに謝罪しないどころか、税金を使って組織防衛のため組織的な訴訟対策を展開した。

被告東京都(警視庁)は、亜紀子の両親の提訴を受けて、亜紀子が行方不明になった平成 15 年 12 月 14 日から殺害された平成 16 年 1 月 20 日までの間において、亜紀子の生命侵害に対する現実的かつ具体的な危険が切迫している状況になかったとし、その上で、以下のとおり、多摩中央署の対応に何の誤りもなかったと堂々と主張した(以下は、判決文から～ 骨子、文中敬称略)。

① 亜紀子の知人らが最初に多摩中央署を訪れたのは 12 月 16 日の誤りであるとし、知人らが「友人が事件に巻き込まれているかも知れない」と述べつつも「亜紀子は以前、家出をしたことがあり、今回も家出かも知れない」と述べたに過ぎず、亜紀子の生命侵害に対する現実的かつ具体的な危険が切迫していると予見することは不可能である。

② 平成 15 年 12 月 20 日、家出人捜索願を受理した Y 警部補が母親から相談された内容から「亜紀子が、恋慕する男性と一緒にいる可能性が高く、事件の被害に遭っている可能性は極めて低いと判断するのも無理からぬところであり、むしろ、このような相談内容から亜紀子の生命侵害に対する現実的かつ具体的な危険が切迫していることを予見することは不可能であった。

③ 多摩中央署員が平成 16 年 1 月 5 日まで得ていた亜紀子に関する情報から、事件の被害に遭っている可能性は極めて低いと判断するのは無理からぬ所であり、本間が亜紀子を帰宅させなかったのは、殺害するためではなく、金を得るのが目的だったことなどを総合的に勘案すれば、多摩中央署員が亜紀子の生命侵害に対する現実的かつ具体的な危険が切迫していると相当程度の蓋然性を持つ

て予見することは不可能である。

従って、原告が主張するような警察権を行使すべき義務を負わないし、それまでの情報から亜紀子を「特異家出人」と認めることは到底できない。

亜紀子と少女 A との関連性を疑う情報を得ていなかったから、前歴調査や保護司への連絡をすることは容易ではなかった。

多摩中央署員に、不合理な職務上の義務懈怠があったとは到底いえない。

組織的な警察の訟務対策と弁護士

都道府県警察の国賠請求等の訴訟対策は、人事管理等を所管する警察本部警務部の監察官課(室)の訟務係が担当する。

警視庁では、警務部訟務課が民事訟務、行政訟務、刑事訟務事案に関することを担当する(警視庁組織規則)。

訟務担当課は、訴訟が提起されると、訴状の内容や関係警察官の取調べなどにより事件の実態を掌握し、都道府県警察の顧問弁護士等と連携しながら、訴訟への対応方針を決める。

指定代理人(弁護士)の決定、準備書面(案)の作成、関係警察官による陳述書の内容調整、関係警察官の証言の調整・指導、裁判の傍聴、広報対策等を担当する。

無論、これらに必要な費用は予算で賄われる。つまり、税金である。

ちなみに、「小出事件」の被告東京都(警視庁)の指定代理人は 6 人である。

それに対して、国賠訴訟を提起する多くの原告は、事件で親族を失い、事件で職を失い、精神的な打撃を受けている。

その日の生活にも窮している人もいる。

ときとして世間の目は冷たい。支援者もない。弁護士費用もない。

ほとんどは、訴訟を諦め泣き寝入りする道を選ぶ。警察にとっては万々歳だ。

社会派と呼ばれる奇特定の弁護士が現れ、権力と手弁当で闘うことを買って出ってくれるケースはそん

なに多くはない。

しかし、その弁護士も法律の専門家ではあっても、警察内部の事情や警察の実務に疎い。

「小出事件」の原告代理人は、東京の三多摩法律事務所の小林克信、水口真寿美、鈴木麗加、田所良平の4人の弁護士である(敬称略)。

弁護団は、提訴前に証拠保全という手続きで、家出人捜索願受理票や亜紀子の母親が多摩中央署に提出した「本間直人と亜紀子が写った写真」や「本間直人の住所、少女Aの携帯番号を書いたメモ」を多摩中央署で証拠を素早く保全した。

さらに、警察官が知人からの事情聴取の際に作成したメモがあるとみて警視庁を追及、ついに「1月5日に知人から話を聞いた際に作成したメモ」を提出させた。

この2つの資料は、警察官の証人尋問に当たっての有力な武器になった。

また、弁護団は警察を相手に闘うためには、警察の事情に精通している警察OBの協力が必要と判断して「市民の目フォーラム北海道」原田宏二に協力を求めた。

当初は、原田宏二を証人に申請、裁判所の判断で認められなかったものの、同人の19ページに及ぶ「意見書」を東京地裁に提出した。

平成20年5月9日と同5月30日、関係した現職警察官6人の証人尋問が行われた。

そして、同年7月31日、弁護団は最終準備書面提出、弁論が終わった。(つづく)

今回は、**東京地裁判決 警視庁の怠慢捜査を断罪(2)**

何故、亜紀子さんを助けなかった 証言台の警察官に問う



20. 11. 12(水) **安協は 4, 800 万円を返せばいいのか？**

道警は何をやっていた 露呈した身内に甘い監査

「市民の目フォーラム北海道」では、(社)北海道釧路方面交通安全協会(以下、釧路安協)の不正経理疑惑について、平成 20 年 5 月 28 日、北海道監査委員に住民監査請求を行った。

これを受理した北海道監査委員は、8 月 29 日、道警釧路方面本部に対する監査結果を公表し、監督機関である北海道公安委員会に対して、釧路安協に合計 21,874,153 円の損害賠償を求めるように勧告した。

釧路安協をめぐる問題については、このホームページ

20. 5.28 **釧路方面交通安全協会の住民監査請求**

内部告発で指摘された不正経理疑惑

20. 7.11 **釧路方面交通安全協会 不正経理疑惑**

監査請求人が意見陳述 釧路安協は欠席

20. 9. 3 **釧路方面交通安全協会の住民監査結果**

道公安委員会に 2100 万円の賠償請求を勧告

20.10. 7 **講習指導員は無資格だった**

釧路安協 これって道交法違反じゃないの？

心当たりのドライバーは返還請求を！

で説明した。

平成 20 年 10 月 31 日 北海道警察本部は、北海道監査委員の勧告に対する措置として、釧路安協等、北海道内の北見方面交通安全協会を除く 4 つの交通安全協会に対して、北海道への施設使用料の未払い金等計約 4,800 万円を北海道に支払うよう求めた。

監査請求人である「市民の目フォーラム北海道」へも、北海道公安委員会委員長から北海道監査委員に宛てられた「住民監査請求に係る監査結果(勧告)に対する措置結果について」なる通知文書が

送られてきた(詳細は、別掲のPDF参照)。

それによると、支払い額は釧路安協が約 4,400 万円、道安協(札幌)が約 350 万円、旭川安協が約 29 万円、函館安協が約 2 万円となっている。

「市民の目フォーラム北海道」としては、これまでの監査がそうであったように、この調査が第三者を含まない北海道警察本部によるものであるところから、必ずしも全面的に納得したわけではない。

釧路安協以外でも不正 形骸化していた監査

「市民の目フォーラム北海道」(代表原田宏二)は、7 月 10 日の北海道監査委員に対する意見陳述において、「釧路安協の問題は、まさに、公益事業(公金)に対する認識不足の表れであり、交通安全協会の組織構造からして、1 つの方面安協で行われているこうした実態は、全道の交通安全協会と同じようなことが行われている可能性を示唆している。交通安全協会幹部とそれを監督する道警幹部の徹底した意識改革が必要である。」と指摘した。

そして「市民の目フォーラム北海道」は、北海道警察本部長に対して、北海道公安委員会による(財)北海道交通安全協会(道安協)、(社)函館方面交通安全協会(函館安協)、(社)旭川方面交通安全協会(旭川安協)、釧路安協会及び(財)北見方面交通安全協会(北見安協)に対する立入検査など、業務の指導・監督の実施状況及び結果が分かる文書等の開示を請求、道安協に対しても、その経理状況が分かる文書等の開示を求めた。

また、函館安協についても、更新時講習業務等の実施状況を独自に調査するとともにその内容が分かる文書の開示請求をしたところであり、現在、その内容を詳細に分析・検討中である。

今回の北海道警察本部による調査結果は、一定の限界があり不十分なものではあるが、釧路安協と同じことがほかの安全協会でも行われていたことが明らかになった。

北海道警察本部が行ったのは、道警察本部、函館、旭川、釧路及び北見の各方面本部の平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 か年間における、運転免許証更新時講習等業務に係る委託料の支出についてその用途及び金額並びに行政財産である技能試験コースの行政財産使用許可に係る使用実態及び使用料等についての調査である。

その結果、道安協で委託料の請求誤りによる過払いの事実、釧路安協で委託料の不適切な支出が、道安協、函館安協、旭川安協、釧路安協で道技能試験コースの許可時間外の使用事実が認められたという。

このため、以下のとおり、それぞれの安協に対し返還、返納及び追徴を求めることにしたという。

返還等を求める法人及び額

- ・釧路安協に対して返還を求める額 16,451,123 円
- ・道安協に対して返納を求める額 8,850 円

追徴を求める法人及び額

- ・釧路安協に対して追徴を求める額 27,732,166 円
- ・道安協に対して追徴を求める額 3,567,044 円
- ・函館安協に対して追徴を求める額 20,264 円
- ・旭川安協に対して追徴を求める額 292,993 円

計 31,612,467 円

北海道警察本部の「住民監査に係る監査結果(勧告)に対する措置」([別掲のPDF参照](#))の第5の「再発防止のための必要な措置」をみると分かるが、北海道警察本部をはじめ、函館・旭川・釧路各方面本部では、こんな基本的なことを実施できていなかったとは驚くべきことである。

これまで、毎年度行ってきたとする定期監査とは一体何だったのか。

今回、「市民の目フォーラム北海道」の調査や監査委員の監査で初めてこうした問題が判明したことは、北海道警察本部等の監査がいかに杜撰で形式的な馴れ合い監査であったかを物語っており、身内による監査が完全に形骸化していることをはっきりと示したものだ。

交通安全協会の監査については、外部監査を導入するなどその在り方について抜本的な改革を行うべきである。

釧路安協の使途不明金は何に使われたのか

北海道警察本部においては、北海道監査委員の監査結果で「平成 16 年度から平成 19 年度までに、道警釧路方面本部から釧路安協に支出した運転免許証更新時講習等業務に係る委託料の中の会場借上料のうち、会場借上げに要する費用として実際には会場に支払われていなかった支出について、必要な措置を講ずるよう」との勧告及び「地区安協が行う地方講習には会場借上げのほか様々な諸経費が必要と思われ、会場借上料としては使用されていなかった今回の不適切な支出もこうした会場借上料以外の諸経費に充当されていた可能性はある。」との指摘あったことから、その使途及び金額についての調査を行った。

その結果、会場借上料の支払については、平成 15 年度から平成 19 年度までに釧路安協から支出された 1,207 万 3,422 円のうち 719 万 4,114 円については、会場借上料としての支払いが確認できなかった、という。

また、釧路安協及び地区安協の平成 15 年度から平成 19 年度までの収支状況については、年度末において釧路安協から地区安協へ 925 万 7,009 円の支出があり、地区安協に入金はされているが、講習等に要する経費としての支払いは確認できなかった。

この確認ができなかった金額の使途については、地区安協において交通安全啓発用の印刷物、交通安全旗、夜光反射材などの交通安全活動経費や一般事務費として使用されていたという。そのほか、講習等に要する諸経費として毎月報告の用紙代や郵送料、講習時に配布する各種印刷物、講習会場までの車両燃料代等を負担していたとみられるといい、これら諸経費については区分されずに処理されていた、と何とも歯切れが悪い。

これは、事実上の使途不明金ではないのか。

北海道警察本部の調査結果が事実なら、運転免許証更新時講習等業務に係る委託料が地区安協の活動経費に流用されていたことになる。

地区安協のほとんどが任意団体であり、事務局体制や財政基盤は極めて脆弱で、一部のボランティアに頼って細々と活動しているのが実態だ。

その活動もマンネリ化している。

そうした地区安協の事情を補うために、委託料が使われていたとしたら問題だろう。

地区安協は、警察本部の監査や立入調査の対象にはならない。

地区安協からすれば調査に対して協力する立場であるが、そもそも委託事業を地区安協に行わせることが許されるのかという問題がある。

北海道や北海道公安委員会が承諾しているなら別だが、「委託契約書」では委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせることを禁止している。

「再委託等の禁止条項」に違反するなら重大な問題だ。

再度確認するが、この委託料は元を質せば税金である。

交通安全協会が、恣意的に流用することは許されないし、委託契約書は厳守されなければならない。

道警の裏金でも約 3 億 9,000 万円の用途不明金があったが、道警の内部調査でも北海道監査委員の監査でもうやむやのうちに見過ごされてしまった。

そして、道警は返せばいいんだろうと言わんばかりに約 9 億 6,000 万円を返還して裏金疑惑の真相を隠した。

この釧路安協の問題でも、似たような言い訳が見え隠れする。

交通安全協会は何故金儲けをするのか

北海道警察本部では、コースの許可時間外使用についても、北海道監査委員から「平成 17 年度から平成 19 年度までの行政財産である釧路及び帯広運転免許試験場の技能試験コースの行政財産使用許可に係る使用料等の徴収に当たって、使用者である釧路安協が使用許可時間外に使用していた時間に係る使用料等について、必要な措置を講ずるよう。」との勧告を受けたほか、「釧路安協に対しては適正な時間帯での使用を徹底させることが必要である。」等と指摘され、さらに、平成 19 年度の定期監査結果においても「札幌及び旭川運転免許試験場に係る行政財産の使用許可において、使用許可時間外の使用がある。」と指摘されたことから、全道の運転免許試験場における平成 15 年度から平成 19 年度の技能試験コースに係る行政財産使用許可の実態調査を行ったとしている。

その実態調査の結果、釧路安協、道安協、旭川安協、函館安協で、コースの許可時間外使用の事

実が認められた。

コース貸し出し事業は、交通安全協会の収益事業である。

自動車教習所を相手にコースを有料で貸し出す事業である。

運転免許試験場のコースは、行政財産であるから使用許可が必要になる。

それを許可された時間外に貸し出し、それで得た収入を誤魔化したというのだ。

公益法人である交通安全協会が、何故、使用時間を誤魔化すという姑息なことまでして儲けようとするのか。

平成 18 年 6 月の釧路安協専務理事の交替に伴う「事務引継書」に以下の記述がある。

【会計(予算)関係】

基本財源

(1) 当協会財源の 2 本柱

- コース使用料収入 参考 17 年度収入額 約 1,350 万円
- 写真撮影収入 約 497 万円

(2) 公益準備金(一般会計)

- 17 年度末現在 1 億 2,400 万円

- * 当協会の財源確保は、年々厳しい状況になっている。
- ・ コース使用料及び写真撮影料収入については、収益事業会計の財源になる。
- ・ 公益準備金は、一般会計すなわち安全活動推進のための財源であって、収益事業の財源不足を補うことは絶対出来ない。(公益準備金規定)
- ・ 収益事業が赤字となれば、破綻団体となり公益法人としての存続は出来ない。従って、収益事業の予算編成に当たっては、十分な検討が必要である。(要するに、入りが少なければ、出を押さえることである。)

釧路安協は平成 20 年33、コース貸し出し事業の赤字を理由に使用料を 2.5 倍に値上げする旨を各自動車教習所に通告したが、実際は平成 16 年度以降、黒字で推移していたという。

北海道警察本部の実態調査結果では、「コース貸し出し事業の利用者の減少が生じている現状においては収益も上がらずそれが赤字の原因になっている状況にある」としているが、不正行為の原因・動機はどこにあるのかには言及していない。

また、北海道警察本部の実態調査結果では、公益法人が税法上の収益事業の収入を収益事業以外の事業のために支出した場合、税法上は収益の20%まで寄付金とみなして損金算入が認められているが、それが厳格に守られているかどうかをはじめ、コースの時間外使用による不法収益が何にいくら使われたかも明らかにしていない。

誰がどんな責任を取るのか 甘いペナルティー

この「住民監査請求に係る監査結果(勧告)に対する措置結果について」を読んで気がつくのは、交通安全協会に委託料の不適正支出やコースの不法収益があったから、返還等を求めるというだけであるということだ。

つまりは、金を返せばそれで終わりということだ。

交通安全協会で何故そうしたことが行われたのか、その背景に何があったのかなどはほとんど触れられてはいない。

そして、それを監督する北海道警察本部をはじめ各方面本部が、毎年定期的に監査を実施しながら何故それを見逃していたのかなどは何も触れられていない。

そして、当然のことながら、こうしたことについて、誰が、どんな責任を取るべきであるのかも明らかにされてはいない。

委託業務違反について、北海道公安委員会が関係安協に対してどんなペナルティーを科したのかも明らかではない。

委託契約書には、「契約解除条項」がある。

そのなかに、「講習の実施に不正があったときには、北海道及び北海道公安委員会は契約を解除できる」とある。

釧路安協の行為は、明らかにこれに該当する。

しかも、釧路安協は平成20年9月30日、無資格の講習指導員が停止処分者及び違反者講習を行

っていたとして、釧路方面公安委員会(道警釧路方面本部)から改善するように指示されている。

北海道警察本部は、少なくとも釧路安協との「契約解除」の措置を取るよう北海道公安委員会に具申すべきである。

北海道警察本部は、今回の問題を受けて、予算積算や執行の厳格化、支払事務の透明性の確保、検査体制の充実、財務事務の指導などの諸対策を再発防止策として示している。

交通安全協会に対しては、警察本部長名で指導又は改善事項を明記した文書を発出し、その措置及び改善方策を提出させ、設立目的に沿った事業が、適切に行われるよう指導・監督の強化を図っていくとしている。

しかしながら、北海道の交通安全協会では、平成11年9月、函館安協の前会長と前専務理事(元道警警視)の2人が運転免許更新申請用写真の撮影料金(収益事業)の一部等数百万円を横領した疑いで逮捕された。

裁判では、2人は平成9年から裏金づくりを始め、現金1,080万円を着服していたことが判明、有罪判決を受けた事実がある。

函館安協では、平成7年にも函館運転免許試験場の貸しコース事業(収益事業)の収益金をめぐり内部調査で不正経理疑惑が発覚したが、有罪になった2人の責任は曖昧にされたままになっていた(平成11年10月21日 北海道新聞から)。

この事実は、責任の所在を曖昧にしたままにして、再発防止策を講じても何の効果もないことを示している。

北海道警察本部の再発防止策は、あまりにも、表見的、形式的で何の役にも立たないことは明白だ。

おそらく、10年前にあったことが繰り返されたのと同じように、将来また同じことが繰り返されると考えた方がいい。

交通安全協会は本当に必要なのか

交通安全協会は、警察庁を頂点とし各都道府県警察、警察署という警察組織と全く同じ組織構成で

ある。

(財)全日本交通安全協会(以下、「全日本安協」)を頂点に全国に展開するピラミッド形の巨大組織である。

その会員は、都道府県交通安全協会等で、都道府県安協の会員は地区安協である。

多くの交通安全協会は公益法人で、その目的は定款等によると「交通道德の向上と交通事故の防止に努め、もって交通の安全と円滑に寄与することを目的とする」とある。

その交通安全協会をしっかりと支えているのが道路交通法である。

道路交通法第 108 条には、国家公安委員会は「交通の方法に関する教則」を作成するとしているが、全日本安協は、運転免許更新時に配布される「交通の教則」等を発行し全国の交通安全協会に販売している。

この「交通の教則」本が、運転免許の更新時講習のときに、全てのドライバーに配布されているのだ。

一説によると、全日本安協は 23 人の警察幹部 OB が天下りし、「交通の教則」年間発行部数 2 千万部、その売り上げ利益 50 億円、その出版は警察幹部 OB が経営する出版社が独占しているとされる。

道路交通法第 108 条の 2 は、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとし、安全運転管理者講習、取消処分者講習、更新時講習等全部で 113 目もの講習を行うこととされ、そのほかにも、車両の運転に関する技能及び知識の向上を図るため車両の運転者に対する講習を行うように努めなければならない、となっている。

その講習の一部は内閣府令で定める法人に委託することができることになっている。

その委託先が、都道府県交通安全協会である。

講習の委託だけではない。

道路交通法の規定に基づいて、交通安全協会に委託されている事業は数多い。

道安協の例をとってみても、更新時講習委託事業(平成 19 年度予算 2 億 7,595 万円)を筆頭に 11 の事業が委託され、補助金と合わせると全道の交通安全協会への委託事業等の総額は 17 億 4,800 万円(平成 18 年度)に上る。

しかも、この委託事業は全て随意契約、つまりは交通安全協会の独占事業なのだ。

これが全国となると、莫大な額の委託事業を全日本安協をはじめ全国の安全協会が独占していることになる。

このほか、交通安全のための啓発等を目的とする数多くの公益法人等が存在する。

北海道交通安全指導員連絡協議会、(社)北海道安全運転管理者協会、(社)北海道指定自動車教習所協会等のほか、道環境生活部所管の(社)北海道交通安全推進委員会等である。

なかには知事から団体の自主財源の充実や内部資金の活用など、補助金等の削減により団体の自立化を求められている団体もある。

国のレベルでも、公益法人の在り方について様々な観点から見直しが進められている。

北海道においても財政状況が厳しさを増している中、交通安全協会の存続の必要性、事業の費用対効果、無駄や重複する事業の有無、交通安全関連団体の必要性や事業内容の厳格な検証が必要である。

交通安全関連団体には、もう一つ問題がある。天下りの問題である。

全道の交通安全協会の常勤役・職員は 410 人(ほかに非常勤 125 人)で、道安協の専務理事には道警の方面本部長経験者等が、道安協の 4 人の常務理事と各方面安協の専務理事(事務局長)は主として警察署長経験者等の道警 OB が就任している。

常勤役職員のうち、道退職者は約 48%とされる。

役員の平均年収は、約 600~800 万円、職員の平均年収は約 250 万円前後である(平成 19 年度関与団体点検評価調書から)。

全国に眼を向けても、警察庁が所管する交通関係団体は、全日本安協をはじめ、交通事故総合分析センター、全日本指定自動車教習所協会連合会、自動車安全運転センター等 17 団体に上る。

そこには、警察庁のキャリア官僚はじめ多くの警察 OB が天下りしている。

天下りの問題では、高額報酬や退職金の問題のほか、官製談合への関与など公共事業の入札をめぐる問題も指摘されている。

交通安全協会の委託事業は、ほとんどが随意契約で発注される。

事実上の独占である。

そして、毎年度自動的に更新され、委託契約に違反しても契約を解除されることもない事実上の永

久契約である。

しかも、監督官庁の公安委員会や警察は、馴れ合い監査しか行わない。

これでは不正がなくなるわけがない。

まずは、この委託事業の発注方式の見直しが必要である。

更新時講習等の講習事業は、自動車教習所でも十分可能だろう。

さらに、根本的なことを指摘するならば、運転免許保有人口の増大、車社会の進展の中で、平成 18 年の道路路交通法の改正により駐車違反の取り締まり業務が民間委託されたように、交通行政の在り方について更なる見直しが必要だ。

交通安全教育の在り方にしても、運転免許更新時の講習等はドライバーの評判は芳しくない。各種の講習等の効果は極めて疑問だ。

交通安全教育を運転免許行政の中で行っているようでは遅すぎる。

学校教育での交通安全教育の在り方を、抜本的に見直す時期にもきているように思う。

交通安全教育が、警察の利権の具と化しているようでは論外だ。

警察も交通安全協会も現在のような交通行政で、交通事故が減少すると本気で考えてはいないだろう。

交通違反の取締まりで、交通事故を抑止できるなどと本気で考えている警察官はいないだろう。その実情を一番よく知っているのは警察だ。

国民の身近な交通安全の問題に、建前ではなく本音で取り組んでほしいものだ。

一連の交通安全協会の問題に対する交通安全協会と警察の対応をみていると、交通警察は昔と何も変わっていない。そんな感を強くした。



20. 11. 2(日)

またか 懲りない都道府県庁の裏金づくり

逮捕されるのは雑魚ばかり 裏金処罰法が必要だ

税金の無駄遣いが問題となっている中で、10月19日、マスコミ各社は会計検査院の調べで、国の補助事業をめぐる12道府県で不正経理が発覚したと報じた。

その総額は、分かっただけで約5億5千万円になるという。

会計検査院から指摘を受けた額は、北海道が6千30万円(平成14年から18年度)で、最も多かったのは約1億3千万円の愛知県だった。

都道府県庁の裏金づくりは、これまでも数え切れないくらい発覚している。

平成7年度から8年度にかけて北海道をはじめ25都道府県で発覚、(平成10年全国市民オンブズマン連絡会議調査結果)その後、当時発覚しなかった鳥取、岐阜、佐賀、長崎の各県でも発覚、平成19年には宮崎県でも県警3部署を含む47部署で、物品を架空発注して支払った代金や、購入した物品の値引き後の差額を文具販売業者などにプールさせる「預け」という手口で裏金を作っていたことが発覚した。

最近、何かと問題の多い愛知県警だが、会計検査院が不正経理を指摘したほぼ10日後には、すかさず愛知県県有林事務所の女性職員～主査(60歳)を詐欺の疑いで逮捕した。

容疑は、この職員が4年前に新城設楽農林水産事務所に勤務していたときに、20数回にわたって事務用品を架空発注し、県から業者に支払われた約165万円を友人名義の口座に入金させ騙しとった疑いだが、このほかにも余罪があるらしい。

この女性職員は、裏金でブランド品の衣類を買うのに使ったと容疑を認めているという(10月30日JNNNEWSから)。

愛知県では、会計検査院から指摘された1億3千万円のほかにも、県単独事業でも約1億7千万円の不正経理が発覚している。

この女性職員による裏金づくりは、この中にも含まれていないという。

愛知県では、事務用品の業者などに架空発注を繰り返し、業者に裏金をプールするいわゆる「預け」という手口で裏金づくりが行われていたらしい。

西村副知事は「預けが新たに出てくる可能性は高い」と述べ、問題が広がる可能性があることを認めているという。

裏金づくりの前科のある北海道は、平成 19 年度分の補助事業について、不正経理の実態について独自に調査をするようだが、早くも「私的流用や裏金などの不正はない」としている(平成 20 年 10 月 24 日北海道新聞)。

平成 15 年 11 月末に発覚した道警の裏金疑惑では、当時の道警本部長は「不正経理はない」と断言し、高橋はるみ知事は「警察本部長の発言は重い」と応じた。

しかし、この警察本部長の発言は、真っ赤な偽りだったことが後になって明らかになった。高橋知事、今回は大丈夫か。

「市民の目フォーラム北海道」では、「会計検査院から指摘された内容が分かる文書一切」と「北海道が行った調査内容が分かる文書一切」の開示を請求した。

平成 7 年に発覚した北海道庁の裏金問題では、幹部らが 26 億 5 千万円を返還しているが、札幌の弁護士が平成 8 年、当時の副知事らを札幌地検に告発、同地検は「嫌疑不十分」として不起訴とした。

また、この問題で道民オンブズマン会議は道職員 22 人を告発、札幌地検は平成 10 年、不起訴または起訴猶予処分とした。

逮捕された職員は 1 人もいない。

平成 15 年末に発覚した道警の裏金問題でも、国会議員 2 人による道警幹部 7 人を告発した事件で、札幌地検は私的流用は認められないことなどを理由にいずれも不起訴又は起訴猶予にした。

無論、約 9 億 6,000 万円を国と道に返還した一連の道警裏金問題で逮捕された幹部職員は 1 人もいなかった。

しかし、裏金づくりを担当していた道警の会計職員 2 人が業者に支払う公費等を着服したとして、そ

れぞれ業務上横領罪と詐欺罪で逮捕・起訴された。

道警は、この事件は個人的な犯行だとしたが、組織全体で行われていた裏金づくりに末端で従事していた会計職員が、裏金を自由に使う幹部をみて、自分もと考えても不思議はない。

このうち業務上横領の罪に問われた1人が札幌地裁の公判で、業者から白紙請求書を受け取り、物品購入費を水増し請求する会計操作について「自分が歴任した部署では、以前からどこでもやっていた。昔からの警察の悪い習慣だ」と証言し、また、公費として支出した捜査用報償費について「前月末に署長か次長が金額を決めて資金を(道警本部)に要求、月初めに銀行で払い戻して封筒に入れ、署長に渡した」と説明。

さらに「署長の決裁印は、会計担当者の自分が管理していた」と道警の裏金づくりの一端を供述した(平成18年5月9日 北海道新聞)。

この事件は、会計職員が不正経理で裏金をつくり、組織に差し出したときは犯罪にはならないが、個人の懐に入れたときには犯罪になる。

つまり、この会計職員が作った裏金を受け取った署長等、上司の刑事責任は追及されることがない、ことをはっきりと示している。

裏金づくりは、何も都道府県庁だけで行われていたのではない。

警察でもこれまで警視庁をはじめ道警等、数多くの都道府県警察で発覚している。

中央官庁でも、外務省、厚生労働省、経済産業省、防衛省等で発覚している。

官公庁による裏金づくりは、まさに常態化していると言っても過言ではない。

何故、官公庁の裏金づくりがなくなるのか。

その最大の理由は、裏金づくりが犯罪として刑事責任が追及されたことがほとんどないからだ。

今回逮捕された愛知県の女性職員も、道警の会計職員も末端の職員である。

会計上責任のある幹部が、刑事責任を追及された事例は聞いたことがない。

その要因は、検察・警察といった捜査機関が官公庁の裏金を刑事事件として捜査することに消極的だということがあるが、裏金づくりが長年の慣行として組織的に行われているため、個人犯罪を対象としている現行の刑法の詐欺、横領といった犯罪の適用が難しい点にもある。

捜査技術的な面でも、膨大な予算執行事実を会計書類に基づき、犯意を裏付けし、末端の職員と幹

部との共犯性を立証し、個別に立件していくことは極めて多大の困難を伴う。

しかも、詐欺・横領事件では、その金の使途の解明が不可欠になる。

しかし、裏金の使途は裏帳簿が存在してはじめて明らかになるが、これまで発覚した裏金疑惑では裏帳簿の存在が明らかになったことは稀である。

無論、裏金が発覚すると、組織としてはすぐに裏帳簿を処分してしまうからだが、そのため「私的流用」がなかったと結論づけられ、単なる予算の流用に過ぎないといった弁解がまかり通っている。

この「私的流用」なのかどうかの判断も極めて曖昧で、官公庁の恣意的な裁量によって決められていることも問題である。

警察の解釈は、組織の立場で使った裏金は私的流用には当たらないとしている。

一方、裏金づくりに関する官公庁の内部処分は極めて軽い。

懲戒免職といった厳しい処分を受けるのは、逮捕される末端の職員であり、裏金を使う側の幹部はごく軽い処分済まされているのが実情である。

これも当たり前のことである。

長年にわたり組織で慣行とした行われた裏金づくりの方針に従ったことを理由に、職員を処分することができないわけがないのだ。

むしろ、組織の方針に従わなかったり、内部告発した職員は、不利益な扱いを受けるのが普通だ。

愛知県警がこの愛知県庁の不正経理について、どこまで本気で捜査するかはこれから見極める必要があるが、実はその愛知県警には脛にキズがある。

平成8年8月、朝日新聞に「会計検査院 愛知県警に立ち入り検査へ」「カラ出張で裏金年1,000万円、ゴルフ代や饞別に」という見出し記事で裏金疑惑が発覚したのだ。

当時の愛知県警本部長は、後の漆間巖(うるま・いわお)警察庁長官だった。

この記事は、元朝日新聞編集委員の落合博実氏が入手した愛知県警総務部と総務課の「裏帳簿」を基に書かれたものだった。

これには、愛知県警の組織的な裏金づくりの実態が克明に書かれていた。

総務部といえば、警察本部長の側近にあり、会計、広報、議会対策などを司るいわば警察本部の中

枢部門である。

その部門で裏金作りが行われていたとするなら、それは愛知県警の全組織でも行われていたと考えても不自然ではない。

この報道に対して愛知県警は「帳簿は古いことなので確認のしようがない。県民に誤解与えたことはお詫びする」とおざなりなコメントで逃げ切ったが、愛知県警に裏金が存在したことは疑う余地はなかった。

果たして、そんな愛知県警が県庁の裏金疑惑にどこまでメスを振るうことができるか。

ちなみに、当時の漆間巖愛知県警本部長は大阪府警察本部長、警視庁副総監、警察庁警備局長、警察庁次長などを歴任し、平成 16 年 8 月 13 日から 19 年 8 月まで警察庁長官を務めた。ちょうどこの時期、北海道をはじめ福岡、静岡県警などで裏金問題が発覚、国会答弁等で「警察の裏金問題は、地方の問題だ」として警察庁に責任はないとした。

平成 17 年には、当時の宮城県の浅野知事が県警の捜査用報償費の執行には疑問があると、その執行を停止したことに對して「警察活動への介入で言語道断」と批判した。

その漆間巖元警察庁長官は、麻生内閣では官界トップの事務担当官房副長官に就いた。

これをみてもキャリア官僚の出世には、裏金問題など何の支障もないことは明らかである。役人の裏金づくりが絶えないのも肯ける。

こうなってくると、最早や官公庁の自浄作用と公務員の倫理観に期待することはできない。

国、地方とも財政が厳しい折から、最大の税金の無駄遣いを止めさせるため、予算執行の会計機関(「会計担当官」「支出負担行為担当官」「捜査費取扱責任者」「旅行命令権者」「捜査費取扱者」「資金前渡官吏」等)に対して、故意又は過失の有無にかかわらず、予算執行手続きに不正があったことが明らかになったときには、担当の会計職員とともに刑事罰を科す「予算の不正執行の処罰に関する法律」(仮称)の制定が必要だと考える。



20. 10. 19(日)

三浦元社長の自殺に思う

死人に口なし 自殺の原因・動機はヤミのなか

「ロス疑惑」で知られる三浦和義元社長(61)が、サイパンからロサンゼルスに移送された直後に自殺したニュースは日本中を駆けめぐった。

メディアの報道のなかには、三浦元社長の自殺は「ロス市警の大失態」だと、留置場の管理体制に疑問を呈しているものもある。

平成 20 年 10 月 12 日 産経新聞 自殺を許したのはロス市警のミスだ

サイパンからロスに移送された三浦元社長は、市警の留置施設「パーカーセンター」に收容された。ジャクソン捜査官は「ほかの容疑者と同様、医師によって潜在的な健康問題も含めてチェックする。空腹であれば、食事が出されるだろう」などと話していた。

米国の刑事司法に詳しい駿河台大法科大学院教授の島伸一弁護士によると、一般的に米国の留置施設は日本に比べ、かなりの自由が認められている。

「判決前で無罪推定が働くので、かなりの自由が保障されているから」、昼間にシャワーを浴びることができるほか、外部に電話をすることも可能という。

また、ロサンゼルス郡管内で勾留(こうりゅう)されている容疑者については、同郡警察のホームページから、すべて動向を把握できるようになっている。

Tシャツで首をつったという三浦元社長の自殺直前の様子は分からないが、收容者には 24 時間の監視態勢が取られていたはずだ。

「留置施設の管理のやり方は国によって異なるとはいえ、そこで自殺を許したのは大変なミスだ」。元警視庁捜査1課長の田宮栄一氏(75)はそう語る。

田宮氏によると、日本では重要な容疑者の場合、監視する職員の数を増やしたり、警察に協力的な

容疑者と同じ部屋に入れて、管理することもあるという。

三浦元社長の自殺を招いたロス市警について、田宮氏は「自殺をしようと思ったら、自分の下着やタオルを使って首つり自殺をすることもできる。だからこそ、容疑者が異常な行動を起こす前に、防ぐ必要があった」と管理態勢の甘さを指摘した。

産経新聞からの引用終わり

我が国では自殺の原因・動機はヤミのなか

今回の三浦元社長の逮捕は、20年以上にわたってロス疑惑銃撃事件を追い続けるロス市警の執念、日米の法律の違いなどさまざまな意味でその成り行きが注目されていた。

その最中での自殺だったために反響は大きかった。

しかし、留置場内の自殺は、日常茶飯事とまでは言えないが、我が国でも珍しいことではない。おそらく、アメリカよりは日本の方が多いのではないかと思う。

警察庁は、警察の留置場内での被疑者等の自殺の数を公表していない。

そこで、最近の警察の留置場での自殺を拾ってみた。

- ①平成19年1月14日、京都府警向日町署の留置場トイレで男性被告(23歳)～窃盗罪で公判中～が首をつって自殺、長岡京市内の病院で治療中だったが、22日午後に死亡が確認された。
- ②平成19年8月6日、栃木県さくら市の保険金目的の殺人、放火事件の男性被疑者(58歳)が、弁護士と接見した直後に留置先の県警宇都宮中央署の面会室で首をつって自殺した。
- ③平成19年12月3日、福岡県警柳川署の留置場で、拘置中の男性被告(52歳)が首をつっているのを巡回中の署員がを見つけ、男性は市内の病院に搬送されたが、約40分後に死亡が確認された。
- ④平成20年2月11日、和歌山県警新宮署の留置場で、非現住建造物等放火容疑で留置中の女性被告(44歳)が首をつっているのを巡回中の同署員が見つけた。女性は市内の病院に運ばれたが、間もなく死亡した。

警察庁は、昭和54年11月、留置場の構造の新設計基準を制定し、それまでの留置室(房)内を完全に監視出来る「扇型」から、留置人のプライバシー保護のため留置室を横一列の「くし型」に配置し、

前面に遮へい板を設置するなどの措置を講じたほか、留置室内の便所の周囲を壁で囲うなど構造を改善した。

これにより留置室内の留置人の動静の把握が従前よりはやりにくくなったことは否めない。

昭和55年4月からは、自白強要の温床になると悪名高い代用監獄への批判をかわすため、留置場の管理をそれまでの捜査を担当する刑事部門から、捜査を担当しない総(警)務部門に移管した。

このことにより取調官からの被疑者の動静等の情報が、看守側にスムーズに伝わらなくなったという問題が生じる。

前出のとおり、米国の刑事司法に詳しい駿河台大法科大学院教授の島伸一弁護士によると、一般的に米国の留置施設は、日本に比べ、かなりの自由が認められているという。

日本では、申し出があれば警察官が家族等に連絡はするが、自分では電話はできないし、否認していれば接見禁止になり家族と面会することもできない。

我が国では、こうした留置人の処遇は「被疑者留置規則」(国家公安委員会規則)で決められている。それによると、自殺防止のために、次のような規定がある。

- ①留置場に収容するときには、凶器を所持しているかどうかの検査をする。
- ②帯、ネクタイ、金属類、毒物、劇物その他の自殺の用に供せられるおそれのある物は危険物として預かり保管する。
- ③留置人の逃亡、罪証隠滅、自殺等の事故がないよう、留置場を見回り、その他必要な措置を講じ、留置人の動静及び施設の異常の有無に注意を払う。

これで、分かると思うが、ひも状の物は持ち込ませないが、シャツとかソックスなど身につけている衣類は着せたままである。

この程度のことは、ロス市警の留置場でも行われているはずだ。

コロラド大学のロースクールに学んだ市川守弘弁護士は、今回の三浦元社長の問題について、「キリスト教徒が多いアメリカと我が国では自殺についての考え方が違うのではないか。一事不再理の問題についても、国が違えばそれぞれの国で処罰できるのが当たり前で、一事不再理問題は国の主権問題なのです。アメリカでも州法で無罪になっても同じ行為を連邦法で起訴し有罪にできます。この例は枚挙にいとまがありません。日本では、一事不再理が当然のように主張されていますが、大きな間

違いがあります。たまたまカルフォルニア州が「主権を放棄」しているだけで、刑事法で外国で処罰されたものは訴追しない、となっているだけです。(ほかの州であれば当然に殺人罪で逮捕できます。)カルフォルニア州の最高裁の判決がないので、これすらも確定したものではありません。」と語っている。

そう言われてみると、日本のメディアは三浦元社長の逮捕や自殺をアメリカ国民はどう見ているのかをあまり伝えていない。

本気で死を覚悟している人間を止めることができるのか。

我が子が学校でいじめにあつて自殺したケースで、同居している親が我が子の SOS の信号に気がつかなかつたと嘆き悲しむ姿をよく見る。

テレビが放映する三浦元社長の姿からは、自殺の兆候らしいものを知ることはできない。

カメラの前で堂々としているように見える。

直前に三浦元社長と面会したロス日本領事館の領事も、接見したロスの弁護士も自殺を窺わせる兆候はなかつたという。

そんな三浦元社長について、ロス市警が自殺のおそれがあるのではないかという情報をどのくらい持っていたというのか、はなはだ疑問だ。

被疑者等の自殺の可能性について、その具体的な兆候を掴むことは、実際にはかなり難しい。監視を強めたら分かるという単純なことではない。

ただ、司法手続きの推移に伴う変化、例えば、逮捕直後、起訴前後、勾留場所の変更、判決の前後などでは、被疑者等が心理的に動揺するであろうことは、捜査官の経験上の常識である。

三浦元社長の移送も、そうした動揺を誘う手続きの変化であつたことは間違いない。

その移送の途中などに、三浦元社長がロス市警捜査官から、14日に予定されていた罪状認否を前に、三浦元社長が強い絶望感を抱くような心理的な圧力が加えられたとか、不当な扱いを受けたかどうかではないか、との疑念が捨てきれない。

ロス市警本部は、自殺の10分前の巡視では元社長に異常がなかつたとしたうえで、自殺の経緯と死因をロス郡検察と検視局と連携し調査することを明らかにした(平成20年10月13日 北海道新

聞)。

ロス郡検視局は、三浦元社長の遺体の司法解剖も行い「全ての証拠が自殺であることを示している。遺書はなかった」と延べ、死因は自殺と断定した。

最終的には、数日中に発表するという。

我が国の場合には、自殺とはっきりしたときには司法解剖を行うことはまずない。

留置場内の自殺であっても、警察官が検視してそれで終わりである。

警察施設内の自殺では、検視すら行われないケースがある。

先に示した最近の我が国の留置場で起きた自殺について、その原因、動機等について調査が行われ、その結果が公表されているということはないだろう。

密室での取調べで、被疑者を自殺に追い込むような取調官の言動があったとしても、その状況が録音・録画でもされていない限り、取調官が否定すれば、死人に口なしで、真相は誰も分からない。

こうした問題について、メディアが追跡報道したとも聞かない。

遺族も留置場で自殺となれば、世間体を恥じて警察の説明に疑問を呈することもない。

検視の経過を記載した検視調書の内容も公開されない。

こうして警察の留置場での自殺は、すべて闇に葬られている。

三浦元社長の遺族は、自殺したということに納得せず、ロス市警に対して情報開示を求めるとしているが、果たして、ロス市警はどこまで真相を明らかにするのか。

批判は、その結果をみてからにすべきではないのか。

実は、かく言う筆者(原田宏二)も、平成2年に北海道のある警察署の署長時代に留置人に自殺されたことがある。

窃盗容疑で逮捕留置中の男が、留置室内で靴下を使って首をつったのだ。

看守者は、その直前に巡回したが異常はなかったと報告した。

事件の内容も、警察からみれば特別深刻なものでもなく取調べにも素直に応じていた。

ところが、親に遺体の引き取り方を連絡したところ拒否された。

親と子の間に何があったのか具体的には知ることはできなかったが、結局、遺体は大学の法医学教室に研究用に献体して欲しいとの遺族の意向に従った。

外部と接触を長時間にわたって遮断されている被疑者が、最も長く接しているのが取調官だ。その取調官に被疑者が内心の悩みや心配ごとを本当に打ち明けられるだろうか。

そして、刑事課で一日の取調べが終わって、留置管理課の留置場に戻ると被疑者は留置人になる。

この時に留置人に関する情報の引き継ぎがどのくらい行われるか。

留置場の看守は、留置人のプライバシーを尊重するように指示されている。

昔のように、監視台に座って留置室内を常時監視しているわけではない。

留置場内を巡回しながら動静をそれとなく確認するだけである。

この留置人の自殺は留置場事故として、道警本部の刑事部門、留置管理部門、そして監察官室に報告された。

留置場の管理責任と事件の捜査指揮の責任は署長の私にあった。

実は、この日は休日で、ある警察庁の幹部OBを近くの空港まで見送った帰りに、たまたま署の留置場を巡視したことから、署長自らが自殺直後の遺体を発見したのだった。

そのためか、署長の責任は不問に付された。

被疑者・留置人の取り扱いに問題があれば、被疑者の取調官と留置場の看守勤務員も直接の責任を追及されることになるが、特段の瑕疵がなかったことから責任を問われることはなかった。

自殺は防止できなかった、やむを得ない、それが当時の北海道警察の結論だった。

この自殺には、後日談がある。

しばらく経って留置場管理の幹部から報告があった。

自殺があったことを知らないはずの女性の留置人が、深夜になると誰もいない留置室にじっと座っている若い男の姿が見えると言い出した。

看守がその男の姿を尋ねると、自殺した男とそっくりだと言うのだ。

最初は「何をバカな」と思っていたが、そのうちに看守が夜中に1人で勤務していると金縛り状態になったとの報告が来た。

留置場管理の幹部があまりにも真剣なので、署長としても放っておけなくなった。

「じゃ供養するか」と署内の遺体安置室に祭壇をつくり、お寺のお坊さん呼んで経を上げて貰った。

それ以降は、看守が金縛りになることもなくなったという。

お坊さんへのお布施はどこから出たって？もちろん裏金からだった。

裏金が署員のために使われた数少ない例でもある。

逮捕されていない容疑者等の自殺にこそ問題

これまで、警察に逮捕された被疑者等に自殺について話した。

しかし、逮捕された被疑者の場合にはその被疑者が疑われている事実関係は明確になっている。ところが、容疑者の段階での自殺が意外に多いのだ。

こちらは、自殺した当人にどんな疑いがかけられていたか、どんな捜査が行われていたのかさえもはっきりしないケースが多い。

ヤミの度合いはこちらの方が深い。

昨年 2 月に鹿児島地裁が被告 12 人全員に無罪を言い渡した志布志事件でも、任意取調べを受けていた元被告の 1 人が投身自殺を図った。

幸い救助され未遂に終わったことから、取調官の過酷な取調べに虚偽の自白に追い込まれ、他人に迷惑を掛けることを苦にしての自殺であったことが明らかになった。

ごく、最近のことだ。

平成 20 年 10 月 11 日、甲府市丸の内の山梨県庁本館西側の通路に、山梨県出納局長(58 歳)が、県庁屋上から飛び降り自殺した。

新聞・テレビは、この飛び降り自殺の事実は伝えたがその動機については伝えてはいない。

一部の報道が、警視庁が捜査していた「巨大汚職」疑惑が原因ではないかと伝えているが、これもヤミの中である。

これまでも汚職事件では、多くの中央省庁の役人や政治家の秘書、民間企業の役員などが自殺している。

平成 19 年には緑資源機構談合問題で、現職の農林水産大臣や元森林開発公団理事が自殺している。

北海道では、平成 20 年 8 月 25 日、札幌市の下水道電気設備工事の談合疑惑に関連し、公正取引委員会から事情聴取を受けていた札幌市部長職の職員が自宅で首を吊って自殺した。

この談合疑惑では、7月に事情聴取を受けた同市の元水道局長も自殺している。

道警幹部の自殺で思い出されるのは、平成14年7月、K警視(道警釧路方面本部生活安全課長)が自殺した事件だ。

K警視は、その20日ほど前に覚せい剤使用で逮捕された道警元警部が、かつての部下だったことから連日監察官室の事情聴取を受けていた。

当初は自殺の原因・動機が分からなかったが、後に道警銃器対策課が主導した大量の覚せい剤の密輸事件に関与していたらしいことがこの元警部の裁判での証言で明らかになった。

しかし、道警の一大スキャンダルとみられたこの覚せい剤の大量密輸事件の真相はヤミに葬られた。

このように、地検特捜部、警察、更には公正取引委員会など、捜査・調査の権限を持っている機関の取調べや捜査等の対象になった公務員等が自殺するケースはかなり多い。

こうした関係者の死によって、巨悪は司直の追及を免れると同時に自殺者の動機、原因もヤミに葬られる。

アメリカには、コロナー制度というのがあるそうだ。

アメリカでは、他殺・変死・自殺・事故死など、医師が立ち会えなかった人の「死」の現場に、検視官(コロナー)が駆けつけ、医学的見地から死因を徹底的に究明しているという。

コロナーによる捜査や検死の結果は、デス・リポート(death report)としてまとめられ、調書(police report)と共に、事故の当事者や保険会社などに提供される。

(柳原三佳 海外リポートから)

我が国においては、警察の留置内の自殺も、捜査対象者等の自殺も捜査機関の警察が検視し、死因や原因・動機の捜査等を担当する。

自殺となれば司法解剖も行われぬ。

検視調書も公開されることもない。

これでは、真相が明らかになるわけがない。

留置場での自殺をはじめ捜査機関等が絡んだ自殺は、司法解剖を義務づけるとともに、その死因、自殺の原因・動機等を公正な第三者機関が厳密に調査し、公表する制度を早急に創設するべきであ

る。



20. 10. 7(火) 講習指導員は無資格だった

釧路安協 これって道交法違反じゃないの？

心当たりのドライバーは返還請求を！

北海道監査委員は、平成20年8月29日、道警釧路方面本部に対する監査結果を公表し、監督機関である北海道公安委員会に対して、「教習コース貸し出し事業」などで不適正な経理があったとして、釧路交通安全協会（釧路安協）に合計 21,874,153 円の損害賠償を求めるように勧告した。

このことについては、既にこのホームページで紹介した。

その釧路安協が、またもデタラメをやっていたことが発覚した。

北海道監査委員に対する住民監査請求に当たって、監査請求人である市川守弘弁護士と「市民の目フォーラム北海道」原田宏二代表は、監査委員に提出した平成20年7月10日付「意見陳述書」において、釧路安協には不正経理以外にも多くの問題があり、その一つとして、無資格の指導員が違反者講習を行っていると指摘した。

その内容は次のとおりだ。

釧路安協では、平成19年3月から平成20年5月までの1年余りの間に全職員の3分の1を超える12人が退職するという異常な事態になっている。特に、平成20年春に講習指導員14人のうち6人が定年を前に自主退職したため、その後任に無資格者を採用するなど、道路交通法に違反する事態と

なった、との指摘もある。

停止処分者・違反者講習指導員は、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則による「停止処分者講習指導員」、「違反者講習指導員」の備えるべき資格要件がそれぞれ定められている。これらの資格は、一定の研修を受けた後、公安委員会に申請して承認を得る必要があるが、実際には、研修等の手続きを経ない無資格者を停止処分者講習指導員に発令するなど違反事実があるとの指摘がある。

この指摘は、やはり事実だった。

このことについて、平成20年9月30日、釧路方面公安委員会(釧路公安委員会)は無資格の講習指導員が停止処分者及び違反者講習を行っていたとして、釧路安協に対して改善するように指示したことが明らかになった。

道警釧路方面本部運転免許課によると、無資格だったのは2003年～08年度で、同協会帯広分室に勤務した指導員10人。

本来、研修後に同委の承認が必要な講習計95回(受講者2,240人)を担当。

同委は「受講者に瑕疵はないため、講習は有効」と判断、受講者に影響はなかった。

同協会の西村博専務理事は「再発防止に全力を注ぎたい」としている(平成20年10月1日 北海道新聞)。

1 「停止処分者講習」と「違反者講習」とは何だ！

一般のドライバーにとって講習というと、すぐ思い出すのは、運転免許証の更新の時の「更新時講習」だろう。

道路交通法(道交法)では、このほかにも道交法に違反したドライバーには「停止処分者講習」と「違反者講習」を受けることができるようにしている。

この講習は任意だが、講習手数料は、安い講習で9,400円(700円)、高いもので27,600円(1,700円)となっている。

()内は、更新時講習の講習手数料。

分かるように受講が義務づけられている更新時講習に比べて格段に高額だが、「停止処分者講習」

を受講することによって、運転免許の停止期間が最大で半分になるメリットがあり、「違反者講習」では、6点の点数が消えてゼロになるというメリットがある。

こうしたメリットがあるため、違反したドライバーの大多数が受講している。

停止処分者講習には

短期講習 免許の停止等の期間が40日未満の者に対する講習

中期講習 免許の停止等の期間が40日以上90日未満の者に対する講習

長期講習 免許の停止期間が90日以上の方に対する講習

があり、それぞれ1～2日間、6～12時間にわたり学科講習、自動車等の運転について必要な適性に関する調査、運転適正指導、考査(テスト)を行う。

違反者講習は、特例として累積点数がちょうど6点であり、その累積違反の経歴として軽微な違反(3点以下)を繰り返した者であった場合に限り講習を受けることにより、行政処分(短期・中期・長期の処分者講習)を受けなくて済む制度である。

いずれも1日間6時間の学科講習、運転適正検査、考査(テスト)、社会参加活動等を行う。

更新時講習は、交通安全協会の職員で、25歳以上であって普通自動車の運転免許が有り、その運転経験が3年以上という要件があれば、公安委員会の承認を得て従事することができる。

しかし、「停止処分者講習員」と「違反者講習」を行うためには、道路交通法によって特別の資格が必要とされる。

更新時講習指導員の要件のほかに茨城県にある自動車安全運転センターの安全運転中央研修所で「違反者・停止処分者講習指導員課程(6日間)」の研修を終了することが必要なのだ。

ちなみに、この研修には最低でも244,440円かかるという。

これらの講習指導員になろうとする者は、研修を修了してから公安委員会に申請し「承認書」の交付を受けて、はじめて停止処分者講習指導員として違反者・停止処分者講習を行うことができる。

今回発覚した問題は、釧路安協が北海道から受託した「停止処分者講習」と「違反者講習」で、平成15年～20年度まで、同協会帯広分室のこの資格のない講習指導員10人に95回にわたり、受講者2,240人に講習を行わせたというものだ。

2 現場の講習指導員が勝手にやったのか

道警釧路方面本部運転免許課(釧路免許課)が、9月30日にマスコミ各社に配布した「報道メモ」によると、その調査結果の欄に「保管されている関係書類及び関係者からの聴き取り調査を実施した結果、釧路方面交通安全協会帯広分室の一部職員が、釧路方面公安委員会の承認を受けないまま、停止処分者及び違反者講習の一部を実施していたことが確認された」となっている。

このコメントは、まるで釧路方面交通安全協会帯広分室の一部職員が勝手にやったことと言わんばかりだ。

これについて、元帯広分室の講習指導員は「講習指導員は各種講習別担当者指定表による勤務指定のとおり講習をしていただけであって、自由勝手に講習をやるなんて事は絶対にありません。帯広分室の勤務指定に異論をさしはさむ事はおろか、指導員が仮に無資格講習に対して違法だという知識や危惧があったとしても、勤務指定をされた勤務につかないという選択は絶対にできません。室長命令は絶対のものでした。問題になっている平成15年度からの無資格講習者、計10人は、業務命令のままに勤務をしていたに過ぎません。」と語っている。

現場の講習指導員が勝手にやったことではないことは、つぎのとおり、人事と予算が絡んだ問題であり、釧路転免許課のコメントは、明らかにとかげの尻尾切りを意図した無責任発言である。

3 不可解な釧路安協の人事

前述のとおり違反者・停止処分者講習を行うためには、茨城県にある自動車安全運転センターの安全運転中央研修所で「違反者・停止処分者講習指導員課程(6日間)」の研修を終了していることが必要で、これらの講習指導員になろうとする者は、研修を修了してから公安委員会に申請し「承認書」の交付を受けて、はじめて講習指導員として違反者・停止処分者講習を行うことができる。

ところが報道によると、同協会帯広分室を中心に無資格講習が常態化し、無資格指導員による違反者・停止処分者講習等は、少なくとも平成15年から今年7月まで続いていたという。

情報によると、釧路安協では帯広分室以外でも、平成20年4月、2人の無資格指導員を停止処分者講習指導員等に発令し、公安委員会には「更新時講習指導員」として虚偽申請し、登録したという。

帯広分室では、既に資格があり実際に違反者講習等に携わっている職員3名を更新時講習指導員に発令(報酬も低い)のままにして、無資格の新人2名(釧路)に停止処分者講習指導員の辞令を交

付(更新時講習指導員より月約1万円、年間にしておよそ15万円高くなっている)するという不可解な人事を行ったという。

この人事により帯広、釧路ともに7名ずつの指導員に占める停止処分者講習指導員の発令配置は、受講者の数では帯広の方が多いいも拘わらず帯広1名、釧路4名という歪なものとなった。

つまり、釧路安協は、講習指導員の資格などは全く無視して、停止処分者講習等の委託業務を行っていたのだ。

これは明らかに北海道との「委託契約違反」の行為である。

4 講習は無効、講習手数料は返還すべきだ

先の道新の記事には、釧路公安委員会の話として「講習は有効」とある。

つまり、釧路公安委員会は「受講者2,240人に対しては、受講者自身に落ち度はないことから、受けた講習は有効である」と判断したということだ。

この判断には疑問がある。瑕疵は、無資格者に違反者講習をやらせた釧路安協側にある。受講者の問題ではない。

これは、釧路公安委員会(道警釧路方面本部)サイドの都合のいい解釈であって、無資格者が行った講習は本来無効だろう。

従って講習手数料は、受講者に返却し、受講者が希望するなら再講習すべきである。

無資格指導員による講習は5年間に計95回、受講者2,240人に対して行われたことになっているが、講習の種別が明らかにされていないため、その金額は不明であるが、概算すると最大で6,182万円、最小で2,100万円である。

釧路安協は、あたかも資格のある講習指導員であるかの如く装って、受講者を騙し高額の講習手数料を騙し取ったのである。

受講者は、無資格者が講習しているとは思わなかったに違いない。

今はやりの欠陥商品(無資格講習)を売りつけられたのも同じだ。

受講者に瑕疵がないなら2,240人全員に、違法な講習を行ったことを通知し、講習手数料を返還すべきだろう。

希望者があれば無料で再講習すべきである。

心当たりのあるドライバーは返還を請求したらいい。

5 北海道と北海道公安委員会は委託契約を解除せよ

交通安全教育の中核となるべき交通安全協会が、自ら道交法に違反していた事実は、厳しくかつ深刻に受け止めなければならない。

釧路安協を直接監督すべき釧路公安委員会(釧路免許課)は、住民監査請求で指摘されるまで無資格講習の事実を知らなかったのか、それとも黙認していたのか。

釧路安協は、毎年度、北海道と運転免許証更新時講習等6種類の委託事業(総額約1億8,000万円)を随意契約している。

停止処分者講習事業もその1つである。

事業の受託に当たっては、北海道及び公安委員会と釧路安協は委託契約を結んでいる。

その委託契約書には、「規則に定める要件を具備した講習指導員を定め、北海道と公安委員会に通知するものとする」とある。

釧路免許課は、釧路安協から講習の種別に応じて、受講者の見込み数、講習体制、時期、回数、場所など年間講習計画の報告を受けているはずだ。

当然のことながら、資格のある違反者・停止処分者講習指導員の人数等の実態を把握していなければならない。

していなかったとしたら怠慢も甚だしい。

釧路免許課は、指導の甘さを認めた上で「言い逃れの出来ない事実、今後は同安協に立ち入るなどして指導、監督を強め、再発防止に努めたい」とコメントしている(釧路新聞10月1日)。

このコメントもお定まりのものだ。

既に、釧路安協については、本年8月20日に北海道監査委員が「地方講習会場借上料」の水増と「運転免許試験場の技能試験コース」の使用料の過少申告について、北海道公安委員会に対して、平成20年10月31日までに必要な措置を講ずるよう勧告している。

今回の無資格指導員による講習について、釧路公安委員会は「受講者に瑕疵はないため、講習は有効」と極めて曖昧かつ甘い判断をしている。

瑕疵は、全面的に釧路安協にあるのは明らかである。

無資格指導員による講習は無効である。

無資格講習は、委託契約の「契約の解除」条項「講習の実施に不正があったとき」に該当する。

釧路安協の度重なる委託契約違反に対して、北海道と北海道公安委員会は厳しく対処するべきである。

釧路安協に対し、直ちに無資格講習の受講者に受講手数料を返還し、希望者には、無料で再講習を行うように勧告すべきである。

また、北海道及び北海道公安委員会は、釧路安協との委託契約の一部を解除し、釧路安協に損害の賠償を請求するべきである。

6 交通安全教育の見直しと民営化

全国の運転免許人口は、約 8,000 万人、自動車保有台数約 8,000 万台、道路には車があふれている。

そこには、運転免許行政を牛耳る警察権力が存在し、それに全日本交通安全協会を頂点とする都道府県の交通安全協会、自動車安全運転センター、指定自動車教習所協会等の警察OBの天下り団体が巧みに絡みあっている。

交通事故の防止、交通の安全確保のスローガンの下で警察の交通取り締まりが強化され、全国で年間約 850 万件が検挙される。

運転免許更新時講習、違反者講習等、安全運転教育の名の下に巨大な講習市場が生み出される。

北海道交通安全協会をはじめ各方面安協が北海道から委託を受ける事業は、そのほとんどが各種講習事業を中心とする交通安全教育に関するものである。

しかも、そのいずれもが、長年にわたって随意契約で行われている。

いわば、交通安全協会は、北海道の交通安全施策の独占公益団体である。

全道の交通安全協会の常勤役・職員は410人(ほかに非常勤125人)で、北海道交通安全協会(道安協)の専務理事には道警の方面本部長経験者等が、道安協の4人の常務理事と各方面安協の専務理事(事務局長)は主として警察署長経験者等の道警OBが就任している。

常勤役職員のうち、道退職者は約48%とされる。

役員の平均年収は約600～800万円、現場の職員の平均年収は約250万円前後である(平成19年度関与団体点検評価調書から)。

つまり、交通安全協会は、警察幹部の最大の天下り団体である。

天下った道警幹部OBは、随意規約の上にどっかりと胡座をかき、何もしないでただ漫然と高い報酬を得ているだけだ。

一連の釧路安協の問題は、北海道と北海道公安委員会(北海道警察)と警察OBの天下り団体との馴れ合い癒着構造をはっきりと示している。

更新時講習なる交通安全教育が、交通事故の防止にどの程度効果があるのか、一般ドライバーからどのように受け止められているのか、交通安全協会ですうした検証が行われたとは聞いたこともない。

ドライバーからすれば、納得できない警察官の取締まり、反則金(罰金)を支払い、点数を引かれ、免許を停止され、そして運転免許の更新時に「違反運転者講習」と「初回運転者講習」で2時間我慢して3,800円を払う。

こうした講習に納得しているドライバーがどのくらいいるか。

更新時講習で配布される「教本」を読むドライバーがどのくらいいるか。

中には、帰りぎわにゴミ箱にポイと捨てていくドライバーもいる。

この際、委託業務の発注元である北海道と北海道公安委員会(北海道警察)は、交通安全協会の事業の徹底した検証と委託業務への競争入札の導入も検討する必要がある。

駐車違反の取り締まりを民間に委託したことを見習って、民間の自動車学校等を競争入札に参加させ、運転免許行政の大部分を民間に委託すべきである。

警察OBが、第2の人生を公益法人で高額報酬を得てのんびり過ごす時代も、交通安全協会が交通安全教育を独占する時代も終わった。



20. 9. 9(火) 愛媛県警刑事部長が証言台に

まだ終わらない愛媛県警の裏金疑惑追及

このところ警察上級幹部やそのOBが、裁判で証言台に立つケースが目立っている。

ごく最近では、道新裁判で元道警本部長の芦刈勝治氏(元警視監)、元道警総務部長佐々木友善氏(元警視長)が証言台に立った。

この2人が証言台に立った訴訟は、原告佐々木氏の名誉毀損を理由とするものだが、道警の裏金疑惑が発覚した平成15年11月当時、芦刈氏は道警本部長、佐々木氏は総務部長であった。

当然のことながら、この訴訟の背景には道警の裏金疑惑が存在する。

平成18年3月、愛媛県警察本部捜査第一課の警部が、自宅で使っていた私物パソコンからファイル交換ソフト「ウィニー」を介して、CD3枚分もの膨大な資料が流出させた事件を記憶している読者も多いと思う。

愛媛県警のウィニー事件住民訴訟はこの事件をきっかけに始まった。

情報流出事件については、「[19. 7. 24\(火\) ウィニーによる捜査情報流出 見せしめの懲戒免職か?](#)」で説明したので参照されたい。

そのウィニー事件住民訴訟で、本年7月28日、愛媛県警の刑事部長二宮義晴氏(警視正)が証言台に立った。

5月には、同県警捜査第一課の是澤和洋氏(警部)も証言台に立っている。

流出した捜査情報は、平成13年と平成14年のもので、当時の捜査第一課長が二宮氏で、特捜係長(当時警部補)が是澤氏であった。

愛媛県では、平成16年5月に大洲警察署の元会計課長が愛媛県警の裏金システムを告発した。平成17年1月には、現職の仙波敏郎巡查部長(愛媛県警鉄道警察隊勤務)が記者会見で、愛媛県警で

長年にわたって裏金づくりが行われていたと告発した。

愛媛県警は、さすがに、仙波巡查部長を裏金告発を理由に懲戒処分にはできなかったが、鉄道警察隊から通信指令室に配置換えするという人事異動を発令した。

仙波巡查部長は、この人事は裏金告発への報復だとして国賠訴訟を起こし、平成19年9月に全面勝訴した。

この訴訟でも元県警本部長等が証言台に立っている。

実は、今回証言台に立った刑事部長二宮氏と仙波巡查部長は警察学校の同期生である。

仙波巡查部長が記者会見を決意した直前、他の同期生とともに記者会見を中止するよう必死に説得した一人がこの二宮氏であった。

二宮氏は、この点についても国賠訴訟で証言を求められている。

仙波巡查部長は、警察学校を首席で卒業、若干24歳で巡查部長に昇任した。

巡查部長昇任後に上司から捜査費の「ニセ領収書」を作るように指示されたが「私文書偽造になるので書きません」と拒否した。

そのため、それから35年間、巡查部長のまま留め置かれ、現在も巡查部長のままである。

片や、同期生の二宮氏は愛媛県警の最右翼のポスト刑事部長にまで上り詰めた。

その二宮氏が、愛媛県警の裏金疑惑について、どんな証言をするのかが注目された。

二宮氏の証言は予想通り、捜査費は正しい手続きで支出された、捜査費の領収書の大半は「仮名」であり、当時はこれが容認されていたと証言している。

詳しくは[PDF参照\(証言内容の一部を「証人調書速記録」\(全93ページ\)から抜粋\)](#)

流出情報の中には、平成14年夏に起きたホステス殺人事件(未解決)など4事件の捜査過程で、捜査協力者21人に協力者礼金を支払ったことを記載した「捜査報告書」21通が含まれていた。仙波弁護士団等が調査したところ、この21人のほとんどが実在したが、警察官から菓子折りをもらったり、飲食の提供を受けたという人はいたものの、現金を受け取ったという人は一人もいなかった。

そこで、平成18年4月26日、仙波弁護士団等が、愛媛県監査委員に住民監査を請求した。

監査委員の監査結果では、捜査費として支払ったとされている17万3000円について、

- ①21人のうち、4人は所在が確認されなかったが17人は実在すること。
- ②文書で問い合わせたところ、17人のうち13人が回答を寄せ、4人は警察官から「菓子折り」「飲食の提供」を受けた、他の4人は「何も受け取っていない」、2人は「警察官と会っていない」と回答した。
- ③現金を受け取った人は、全くいないことが判明した。
- ④また、愛媛県警の会計書類では、このうち13人に現金謝礼が計17万円と、3000円のギフト券が支払われたことになっていることも分かった。

監査委員に対し県警側は、誰も現金を受け取っていなかったことについて、現金を支払った相手は、別の捜査協力者（以下、「実協力者」と呼ぶ）で、この捜査協力者が自分名義の領収書の作成を拒んだため、実在する13人の名前を借りてそれぞれ領収書を作成した（以下、「仮名使用」と呼ぶ）ものだと説明したという。

監査委員は、実協力者の氏名を明らかにするよう求めたが、県警は「協力者保護」のためと開示を拒否した。

このため監査委員は「謝礼が実際に支払われたかどうかを最終確認することはできなかった」としながら「裏金になったとまでは言えない」と結論付け、同年6月23日監査請求を棄却した。

愛媛県警の弁解の要点は、次のようなものだった。

- ①平成13年度から平成14年度当時は、協力者等の安全の確保や協力者等との信頼関係維持のため、会計書類上、仮名使用が容認されており、仮名を使用する上での制約はなかった。
- ②本件捜査報告書を作成するようになったのは、当時、捜査報償費の個々の執行について、各捜査員に説明が求められることになるという上司の指導があり、何らかのメモや報告書を作らないといけないと思い作成した。
- ③凶悪事件の場合は、実協力者等が事件にかかわりたくないため仮名にしてほしいとの意向が強く、謝礼交付の支出証拠書類は、ほとんど仮名を使用していた。今回の流出文書に関して謝礼を交付したのは、いずれも流出文書に記載された協力者等とは別人である。本件では実在する人物を仮名として使ったことから、混乱を招いた。

このため、仙波弁護団等は監査委員の結論には根拠がなく、愛媛県警の弁解は不自然でおよそ信用できず、受け入れ難いとして、平成18年7月20日、愛媛県知事と愛媛県警本部長を相手取って、賠償命令ないし損害賠償の請求をすることを求めて松山地裁に提訴した。

平成15年11月末に発覚した道警旭川中央警察署の裏金疑惑では、芦刈道警本部長と佐々木総務部長は道議会等で裏金の存在を完全否定した。

佐々木総務部長は12月3日の北海道公安委員会で、捜査用報償費の領収書作成時に「(協力者の)本名は記載しないことがある」と報告し、領収書の偽名使用を公式に認めている。

その後、平成16年3月11日に、警察庁は捜査用報償費を協力者に支払う際に、領収書に偽名を使うことを認めないとの方針を示した。

警察庁がこうした指示を出した背景には、明らかに道警の裏金疑惑の発覚がある。

二宮証言では、領収書に仮名を使った理由について「捜査協力者の保護」をあげているが、平成16年以降もそうした事情には変わりがないとすれば、仮名の使用を認めないとする理由を説明できないことになる。

ところで、広辞苑によると、「偽名」とは～氏名をいつわること、ニセの名前～となっており、「仮名」とは～本名を伏せて、仮につける名～とある。二宮証言では「仮名を使った」としているが、「偽名」とする方がふさわしい。

そもそも、この二宮証言では、当時、警察の協力者が組織的に運用されていたことを前提とされているが、これには大きな疑問を感じる。

「仮(偽)名領収書」の使用には、警察捜査の現場に大勢の協力者が存在するとし、捜査費(以下、捜査用報償費を含む)が、正規の会計手続きで執行されていることにしているからだ。

筆者(原田宏二)の体験では、協力者を組織的に運用していたのは、警備・公安部門の一部であり、それ以外の部門では捜査員が個人的に協力者を運用していたのが実態であった。

しかも、捜査費が正規の会計手続きで協力者に支払われていた事実は皆無であった。

協力者の氏名等は、会計職員が適当にでっち上げた氏名か、電話帳から抽出した実在の人物の氏名が使われていた。

領収書の金額、氏名等は会計職員に指定されたとおりに現場の警察官が作成、領収書の筆跡が同一にならないよう別の警察官が支出したことにした支払精算書等の会計書類を作成させていた。

捜査費は、こうして全額が裏金化されていたのだ。

当時、会計書類上、仮名使用が容認されていたという事実もなかった。

愛媛県警でも、仙波巡査部長が証言しているように、現場の警察官に堂々と「ニセ領収書」を作らせていたのだ。

こうしたやり方は道警でも全く同じである。

従って、協力者に捜査費を支払ったとされる捜査員が仮(偽)名を使って協力者に領収書を書かせる場面はなかった。

また、会計検査院等の検査対策として、捜査費の執行の自然さを装うために、協力者が後難等を恐れて領収書の提出を拒否したとするケースをわざわざ会計書類の中に混ぜ込んだりしていた。

当時は協力者が領収書の提出を拒否したときには、支払精算書の備考欄にその旨を記入するように会計課から指導されていた。

だから、協力者の保護のために仮(偽)名を使うことが容認されていたという事実はないし、必要もなかった。

現在は、そのようなケースでは支払報告書を作ることになっている。

さらに指摘するなら、これまで全国の警察は会計検査院の検査や監査委員の監査等で、協力者の氏名等をマスキングして開示しないという方針を頑なに堅持しているのだから、氏名が外部に漏れることはあり得ない。

宮城県警は、予算執行権者である知事にも氏名を開示することを拒否した。

捜査費を受け取ったとされる協力者の氏名等が公表されることはあり得ない。

従って、仮(偽)名を会計書類や領収書に使う必要性は全くないのである。

しかも、愛媛県警は、虚偽の捜査報告書を作成したのは、捜査協力者の保護を目的としたものであ

ると主張しながら、他方で実在の人物でありしかも実際にも捜査活動に協力したとする人物の氏名を使用したと弁解しているが、この説明は明らかに矛盾している。

こうしたことを総合的に判断するなら、仮(偽)名の領収書の氏名等は、でっち上げた実在しない人物か、電話帳から抽出した実在する人物か、過去に捜査対象とした実在の人物か、いずれかの氏名等を利用したと考えるのが自然である。

何故、そんなことをするのか、理由は簡単だ。

これらの人物には捜査費が渡されてはいないからだろう。

「協力者の保護」は口実にすぎない。こう解釈すると全ての辻褄があう。

愛媛県警は、「協力者等の安全の確保や協力者等との信頼関係維持のため、会計書類上、仮名使用が容認されており、仮名を使用する上での制約はなかった」と主張しているが、世間の常識では、こうした行為が「虚偽公文書作成・同行使罪」に該当すると考えるのが普通だ。つまり、犯罪行為という制約があったのだ。

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、行使したときは、1年以上10年以下の懲役に処せられる。(刑法第 156 条)

偽(仮)であることを知りながら、それを基に「支出伺」、「支払精算書」、「支払報告書」等を作成すれば、疑いもなく虚偽公文書作成に当たり、これを知事部局や監査委員等に提出すれば同行使罪に当たる。

このほか、警察官が偽(仮)名の「領収書」を勝手に作成し、これを支払精算書等に添付して提出すれば、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書を作成し使ったことになり「私文書偽造・同行使罪」に当たり、3月以上5年以下の懲役に処される。(刑法第 159 条)

二宮証言では、こうした会計書類等を作成した理由として、協力者の安全確保・保護を上げ、目的は不当ではないとしているが、こうした理由が違法性を阻却するとは思えない。

ましてや、それが裏金つくりの手段として作成していたとすれば、正当な目的があったなどとは言えないはずだ。

こうした行為は、長年の慣習として警察内部で行われ、警察本の上層部をはじめ、現場の警察署長

等も十分承知していた。

犯罪捜査を仕事にしている警察官が、それを知らないはずがない。

仙波巡査部長が、ニセ領収書づくりを拒否したのも「私文書偽造になるから」だった。

二宮証言でも、仮名の領収書が作られ、それを基に会計書類が作られていたとことを認めている。

刑事部長の二宮氏が、こうした行為が犯罪に当たることを知らなかったとは思えない。

仙波弁護団では、刑事告発することも検討している。

愛媛県警の裏金追及は、まだまだ終わらない。



20. 9. 3(水) [釧路方面交通安全協会の住民監査結果](#)

[道公安委員会に2,100万円の賠償請求を勧告](#)

平成20年5月28日、札幌の市川守弘弁護士と原田宏二「市民の目フォーラム北海道」代表が、釧路方面交通安全協会(釧路安協)の不正経理疑惑問題で、北海道監査委員に対して住民監査請求を行った。

その内容については、このホームページ

20. 5. 28 [釧路方面交通安全協会の住民監査請求](#) 内部告発で指摘された不正経理疑惑

20. 7. 11 [釧路方面交通安全協会 不正経理疑惑](#) 監査請求人が意見陳述 釧路安協は欠席

で詳しく説明したが、北海道監査委員は8月29日、道警釧路方面本部に対する監査結果を公表した。

その骨子は、

①「地方講習会場借上料」については、会場借上料として認められるのは、実際に会場に支払われた金額のみであって、実際に会場に支払われたことが確認できない金額については、委託料の経費である会場借上料には含めるべきものではないとし、その水増額は、平成16年度は 1,398,106 円、平成17年度は 1,527,696 円、平成18年度は 1,506,156 円、平成19年度は 1,474,166 円である。(合計 5,906,124 円)

北海道公安委員会に対して、平成20年10月31日までに必要な措置を講ずるよう勧告する。

②「運転免許試験場の技能試験コース」の使用料の過少申告については、使用許可の時間を超えて使用していたものであり、許可外使用料金等の額は、平成17年度 5,395,679 円、平成18年度 5,324,642 円、平成19年度 5,247,708 円である。(合計 15,968,029 円)

北海道公安委員会に対して、平成20年10月31日までに必要な措置を講ずるよう勧告する。

③「教本購入費」の割戻しについては、割戻金として類推させる一面はあるものの、割戻金であるとまで断定できない。また、釧路方面本部職員に割戻金であるかについて判断する注意義務があったともいい難いことから棄却する。

とし、監督機関である北海道公安委員会に対して、釧路安協に合計 21,874,153 円の損害賠償を求めよう勧告した。

北海道新聞によると、住民監査請求で道監査委員が賠償請求を勧告する額としては過去最高。

今回の監査を通じての監査委員の意見として、極めて公共性の高い業務において不適切な支出や行政財産の管理を怠る事実があったことは誠に遺憾であるとしたうえで

① 委託料の中から地方講習会場借上料の名目のもと、過大な支出がされていたわけであるが地区安協が行う地方講習には会場借上のほか様々な諸経費が必要と思われるが、このような経費については委託料の中で適正な費目で積算されるべきものであり、今後の改善検討が必要である。

② 釧路安協が、大幅に時間を超過し運転免許試験場の技能試験コースを使用していたことは看過できない不当な行為であるといわざるを得ないとし、釧路安協に対しては適正な時間帯での使用を徹底させることが必要である。

と指摘し、さらに、これらは漫然と繰り返されたものと解され、対象とならなかった年度以外についても同様の実態があると推測されるとし、道警釧路方面本部に対し、早急に他の年度においても事実関

係を調査し、しかるべき措置を取るように求めた。

また、道警釧路方面本部にあっては、委託料の支出内容を厳正に確認し、また、運転免許試験場の技能試験コースの使用許可においては適正な管理が行われるよう、担当職員に周知徹底するとともに、釧路安協に対しても運転免許関係事務という極めて公共性の高い業務を行う団体として指導・管理を強化されるよう期待するとしている。[\(詳しい監査結果の内容はPDF参照\)](#)

しかしながら、この監査結果ではこの約 2,100 円を釧路安協が何に使ったのかは明らかにしていない。

道に対して損害を賠償すればよいということではない。

北海道公安委員会は徹底した調査を行い、その用途を明らかにし、釧路安協の管理者の責任を明らかにするとともに、これを監督してきた道警釧路方面本部の責任を明確にするべきである。

そしてその結果を道民に公開するべきである。

釧路安協の問題の背景には、北海道公安委員会(北海道警察)による公益法人に対する立ち入り検査等が形骸化していることが上げられる。

その要因は、交通安全協会の幹部に多くの道警幹部が天下りしていることや公益事業(公金)に対する認識不足があることは間違いない。

そして、交通安全協会の組織構成等からみて釧路安協の問題は、全道安協の問題であることを自覚し、交通安全協会の運営の抜本的な見直しを図ってほしいものだ。

「市民の目フォーラム北海道」では、今回の監査か結果を受けて、北海道公安委員会の対応を見守るが、既に北海道交通安全協会や函館方面交通安全協会に対して情報開示請求を行っている。

その結果によっては、引き続き何らかの措置を講じることも検討する。



20. 8. 24(日) 80%が市民の協力が得られない

聞き込み捜査による検挙は半減

8月23日朝5時24分、NHKが次のような全国NEWSを流した。

警察官のおよそ80%が、事件の聞き込み捜査などで市民の協力を得るのが難しいと感じていることがわかりました。

警察庁は、ことし1月全国の警察本部の捜査員2,454人を対象に捜査上の問題について尋ねるアンケートを行いました。

その結果79%の捜査員が「市民の協力を得ることが難しいと感じている」ことがわかりました。

その理由を複数回答でたずねたところ、

「警察に話をするのが面倒と考える人が多い」が58%で最も多く、

次いで「情報提供に慎重な会社が多い」が48%、

「多忙で協力をためらう人が多い」が31%でした。

協力が得られない具体的なケースとしては

「資料の任意提出を拒まれる」が52%、

「事情聴取で関係者が名前を明らかにしない」が43%、

「聞き込みでの情報提供の拒否」が29%でした。

こうした状況を反映して「聞き込み捜査」がきっかけとなって解決した事件は、15年前の平成5年が1万464件だったのに対して、去年は半数以下の4820件まで落ち込みました。

警察庁は、地域の結びつきが希薄になっていることが背景にあるとみて、現場に残された証拠から犯人を特定する科学捜査などを強化することとしています。

この報道を一般の国民がどう受け止めたのかは分からないが、長く警察の現場で捜査を体験した筆者(原田宏二)の感想を一言で言えば「そうだろうな」である。

警察庁は「地域の結びつきが希薄になっていることが背景にある」としているが、そんなことは今に

始まったことではない。

事件・事故が多発する都市の中心部には高層ビルが林立し、住宅街にはマンション建ち並んでいる。

国民の意識も変わった。

隣は何をする人ぞ、地域のことには無関心、「向こう三軒両隣」なんて死語になっている。

国民の個人情報保護への関心の高まりがあることも無視できない。

個人情報には、氏名、生年月日、住所、勤務場所、職業、家族構成等が含まれる。

いずれも、聞き込み捜査の対象となる基本的な情報である。

こうした情報を警察官に話すことにためらいを感じる国民も増えていることも確かだ。

ましてや、不確実な情報や警察官に提供することによって第三者に迷惑が及ぶ可能性がある情報となれば慎重にならざるを得ない。

よほど警察を信頼し、相手の警察官を信頼しない限り、うっかりしたことは言えないと考える国民が増えるのは当然である。

このアンケート調査は警察庁が企画したものだから、調査項目に「警察を信用できないから」という項目はないが、最近では、警察の信頼度が著しく低下しているのは事実だろう。

警察庁も「地域の結びつきが希薄になっている」などとまるで他人事の様なことを言っている場合ではないだろう。

具体的に指摘すれば、北海道警察をはじめ全国の多くの警察で発覚した裏金疑惑、鹿児島県の志布志事件、富山県の氷見事件等の冤罪事件の続発、凶悪事件の初動捜査の不手際等、警察組織の根幹に関わる問題が、次から次と国民の前に晒されている。

こうした問題について、警察は組織防衛を最優先させ、国民の前にその組織的要因を明らかにしない。

多くの場合、警察官個人あるいは現場に問題があったとして終わらせる。

いわゆるとかげの尻尾切りである。

そうした姿勢では本当の再発防止策が生まれるわけがない。

同じことを繰り返すだけである。

平成12年7月、全国で続いた新潟県警の雪見酒事件(平成10年に新潟県警察本部の監察に訪れた警察庁幹部と新潟県警幹部が監査を行った後、旅館でマー جانをしながら雪見酒を飲み、少女監禁事件の第一報が入っても適切に対応しなかったと批判された事件)等をきっかけに高まった警察批判に、民間有識者による警察刷新会議が「警察刷新に関する緊急提言」なる提言を行っている。

それによると、問題の所在として①閉鎖性、②国民の批判や意見を受けにくい体質、③時代の変化への対応能力の不足等が指摘され、併せて刷新の方向性が示されている。

提言から既に8年の歳月が流れている。

平成16年には、北海道警察をはじめ多くの警察で裏金疑惑が発覚した。

ストーカー殺人等、信じられないような警察官の不祥事もあとを絶たない。

警察刷新会議の提言は何も生かされてはいない。同じことを繰り返しているだけである。

最近、警察庁が国民の協力を得るために講じた施策を挙げてみよう。

警察には、捜査に協力した人へ支払う捜査費(国費)と捜査用報償費(都道府県費)という予算がある。

ところが、この予算はほとんどが裏金の原資となり現場の警察官が捜査には使えないという実態にあった。

そこで、警察庁は平成13年度から「捜査用諸雑費」なる制度を導入した。

そのため、全国の都道府県警察で数千円程度の捜査費を現場の警察官に渡すようになったとされている。

果たして、こんなことで国民の協力が得られるのかと思う。

警察庁は、平成19年5月から「公的懸賞金制度」をスタートさせた。

これは、未解決の重要凶悪事件を対象に公費で懸賞金を出し、市民に情報の提供を求めるとするものだ。

警察庁長官は、その背景について、社会情勢の変化から「ヒト」と「モノ」の捜査で容疑者を割り出す従来の捜査手法がうまくいかなかったためとしている。

しかし、1年経った現時点でこの制度で事件が解決されたとは聞いていない。

さらに警察庁では、今年4月から、けん銃の摘発情報提供者にけん銃1丁当たり10万円前後の「報

奨金」を国費から支払う制度を実施するとしている。

警察庁はその運用実績を明らかにしていないが、果たして、こうした制度でけん銃押収数の減少に歯止めをかけられるのかどうか、はなはだ疑問である。

この一連の警察庁の対策に首を傾げる国民も多いのではないか。

国民の協力をそれ相応の謝礼を支払うのは当たり前であるが、日本人の多くは警察の捜査に協力するのは当然だと考えているのではないか。

つまり、金をもらって協力するのは暴力団関係者等、ごく一部の人間ではないのか。

国民が捜査に協力するのは警察を信頼し、警察官を信頼するからではないのだろうか。

警察は、一連の裏金疑惑の発覚で予算執行の在り方を見直したと言われている。

捜査費も捜査用報償費も現場で適正に執行しているとされている。

それでもなお、国民の協力が得られないという今回のアンケート調査の結果は、国民の協力は金の問題ではないことを物語っているのではないだろうか。

国民は、金で警察の捜査に協力するわけではない。

警察庁は何か勘違いしている。

確かに、捜査を取り巻く環境は厳しくなっている。

しかし、それを打開していくための対策が、警察内部で真剣に考えられているのだろうか。

交番の警察官の勤務に巡回連絡というのがある。

巡回連絡は、地域警察官(交番勤務)が、自分が担当する受持区内の家庭や事業所を巡回して管内の実態を把握するために行われる。

案内簿というカードが世帯ごとに作成され、世帯主、家族構成、生年月日、勤務先等の個人情報が記載されている。

巡回連絡では、記載内容に変更が無いかどうかの確認や犯罪情報の収集が行われる。

交番の警察官の巡回連絡は、いわば警察のアンテナの役割を果たしている。

事件・事故があると、この案内簿が基礎資料として警察の捜査等の活動に利用される。

巡回連絡は、内部規定により実施回数等の基準が決められている。

しかし、実際はほとんど行われていない。

市民に自宅に警察官が訪問したことを記憶していると訊ねるとほとんどの人が記憶に無いと答えるだろう。

この巡回連絡は、警察のアンテナの役割を果たすだけでなく、若い警察官が聞き込み捜査の基本である住民との対話の技術を身につける機会でもある。

筆者の近くでは、交番の警察官数人が電柱の陰に隠れて交通の取り締まりをしている姿をよく見かける。

どんな取り締まりやっているのかを見ていると、どうやらシートベルトを着装しているのかをチェックしているようだ。

ある若い警察官に「こうした取り締まりにどんな意味があるのか」と聞いたことがある。

彼らは、矛盾を感じながらノルマがあるからやっていると答えた。

おそらく、巡回連絡はいくらやっても実績にはならないのだろう。

交番勤務の警察官の中から、いずれは捜査を担当する刑事が誕生する。

交番勤務時代に住民との対話の大切さやその技術を身につけていないままに聞き込み捜査をやることになる。

警察現場の捜査力の地盤沈下が進んでいる。

もう一つ指摘しよう。

最近、世間の耳目を集める凶悪・重要事件があると警察の捜査に必ず登場するのが防犯カメラや監視カメラである。

テレビ等にもその映像が流される。

防犯カメラ等はコンビニ、スーパー、銀行、駅ビル等至るところに設置されている。

最近では繁華街などの街頭にも設置されている。

一説では年間数百万台のペースで増えているそうだ。

札幌市の調査によると、その映像の60%が外部に提供されているという。

そしてその98.5%が捜査機関、すなわち警察に提供されているという。

凶悪・重要事件が起きると捜査本部が設置され、現場周辺の聞き込み捜査が展開される。

警察では、これを「地取捜査(じどりそうさ)」と呼んで、捜査の基本中の基本とされていた。

事件発生直後の捜査では、最も多くの捜査員を投入するのが普通だ。

捜査員は、現場周辺の住民にくまなく当たり、関連情報を収集する。

かつて捜査本部でともに仕事をした捜査一課の刑事達は、靴の底をすり減らして何回も何回も住民宅を訪問して皆見知りになり、そこから情報を得ていた。

最近の捜査を見ていると、こうした地取捜査より、手っ取り早いコンビニの防犯ビデオ集めを優先しているように見受けられる。

この手法は、市民の肖像権との兼ね合いなど法的にも問題があるが、犯人の足取りを確認するために利用するならまだしも、無差別、無制限にこうした安易な捜査手法に頼っているとしたら問題だ。

もっと問題なのはテレビ等のメディアが、このことを当然のこのように無批判に捉えていることだろう。

最近では、捜査だけではなく警察の仕事の進め方が、あらゆる面で手っ取り早い安易なやり方に偏ってはいるように思われる。

そして、こうした手法にだけ頼っていると捜査員の聞き込み技術は低下するばかりだ。

国民が捜査に協力することをためらう要因は、「地域の結びつきが希薄になっている」ことだけではない。

捜査員の捜査技術の低下等、警察内部にも存在することを自覚すべきだ。

国民が、警察に協力をしなくなった要因の一つに、警察の交通事故の処理(捜査)や交通違反の取り締まりに対する国民の根強い不信感があると指摘する向きも多い。

確かに、交通事故の処理(捜査)が、定型的だ、一方的だ、捜査が不十分だなどとの批判は多い。警察相手の訴訟になっているケースも目立つ。

交通取り締まりにしても、軽微な違反で交通違反切符が切られたとか、警察官が物陰に隠れて取り締まりをしているなどとする批判がある。

最近では、新潟県警交通企画課の男性警部補(41歳)が、交通事故の調書や交通違反切符などを数十件偽造していたことが発覚している。(平成20年7月30日 産経新聞)

県警監察官室によると、同警部補は交通関係部署の勤務が長いベテラン。

交通事故を処理した際、虚偽の事実関係を記した調書を作成したり、交通違反の取り締まりで違反者に親族の名前を使って虚偽の事実を記入し、反則金は自ら支払っていた、という。

こうした行為は、虚偽公文書作成などの犯罪行為である。

ベテラン警部補が、そんなことを知らないわけがない。

問題は、警察が交通事故の処理(捜査)や交通違反の取り締まりを、一体どういう目的で行うのかという基本姿勢が忘れられている点にある。

まさか、いまだに「交通事故の件数は、違反取り締まりの件数に反比例する」という考えが警察内部にあるとは思えない。

しかし、警察の現場に、自分たちの仕事は何のためにするのかという自覚の希薄化、自分たちの仕事が、事故の当事者や違反者にどんな負担を迫らせることになるのか、そうした相手の側に立った自覚の欠如、といった傾向が生まれているのではないか。

国民皆免許時代、車社会にあつて、交通警察の在り方は国民の警察に対する信頼を左右していることは間違いない。

単に、交通事故の防止、死亡事故の抑止という観点だけではなく、警察行政全体の観点から見直すべきではないかと思う。



20. 7. 11(金) 釧路方面交通安全協会 不正経理疑惑

監査請求人が意見陳述 釧路安協は欠席

平成20年5月28日、札幌の市川守弘弁護士と道警の裏金疑惑を告発した原田宏二元道警釧路方面本部長(現「市民の目フォーラム北海道」代表)が、釧路方面交通安全協会(釧路安協)の不正経理

疑惑問題で、北海道監査委員に対して住民監査請求を行った。

(監査請求の内容は、このホームページ[20. 5. 28\(水\) 釧路方面交通安全協会の住民監査請求～内部告発で指摘された不正経理疑惑](#)を参照)

その意見陳述が、7月10日午後2時から、道庁別館 監査委員事務局大会議室で開かれた。



監査請求人の市川守弘弁護士と「市民の目フォーラム北海道」原田宏二代表が、それぞれ監査委員の段坂繁美、工藤敏郎、見野 全、坂本人士の4氏に意見を陳述、原田代表は、道警の立入検査の形骸化、釧路安協の公金への認識欠如などを指摘し、監査委員による徹底した監査を求めた。(それぞれの陳述内容は、PDF[1](#)と[2](#)を参照)

この問題への対応が注目されていた釧路安協の関係者は、この場には姿を見せず、意見陳述は行わなかった。

なお、延期されていた釧路安協の理事会と定期総会が、6月30日釧路市内で開かれ、平成19年度決算と平成20年度予算等を全会一致で承認したほか、役員の改選を行った。

今回の総会は、報道陣をシャットアウトした状態で開かれた。

会場内部からは、不正経理について事務局側に説明を求める厳しい声が漏れ、審議は紛糾。予定時間を大幅に超えた。(平成20年7月1日 釧路新聞)



20. 7. 1(火) 外国人はテロリスト？職務質問の標的になる外国人

北海道洞爺湖サミットまで1週間になった。

サミットには主要8か国(G8)及び1機関の首脳等が参加するとあって、全国から機動隊などが動員され、主要幹線道路、地下鉄、札幌の中心部、空港等には制服警察官の姿があふれている。

この1週間、G8メディアネットワークの招待で入国する関係者が、次々に成田空港で足止めされる事態も起きているようだ。

警察庁は、主要国の首脳が一堂に会するサミットは、国際テロの格好の攻撃対象であり、今回のサミットに際して、我が国がテロの標的となるおそれがあるほか、過激派や右翼による「テロ、ゲリラ」事件や反グローバリズムを掲げる団体によるデモ等に伴う違法行為の発生も懸念される、としている。

平成19年7月には、警察庁に次長を長とする「北海道洞爺湖サミット等警備対策委員会」を設置し、北海道、京都府、大阪府警察が、それぞれサミット対策課を設置したほか、その他のすべての都県警察においても警備連絡室等を設置するなど、全国の警察は国際テロを防ぐというスローガンの下に厳重な警戒態勢に入っている。

警戒を強化しているのは警察だけではない。

入管当局もテロリストの入国を阻止するため、入管法の改正に伴い平成19年11月に導入された外国人個人識別情報認証システム(BICS)を活用し、警察等の関係機関と連携して国際海空港での水際対策を強化している。

外国人を標的にする警備は「人種差別」 准教授が北海道警に抗議主要国首脳会議(北海道洞爺湖サミット)の警備をめぐり「職務質問の標的を外国人に絞っているのは人種差別だ」として、北海道情報大学准教授で米国系日本人の有道出人さん(43歳)＝札幌市＝が25日、北海道警に抗議文を提出したことを記者会見で明らかにした。

抗議文などによると、有道さんは19日午後、新千歳空港で外国人を対象とした職務質問を受けた、と主張。ほかの空港やフェリー乗り場などでも同様の警備が行われており「警察官の仕事は評価するしテロ警戒も必要だが、外見や人種で差別する形での職務質問は過剰警備だ」としている。道警は要

請文として文書を受け取ったという。

道警外事課は「日本人や外国人に関係なく、必要なときは声掛けしている」とコメントした。

(平成20年6月25日 共同通信)

有道さんは、6月19日(木)の午後3時12分頃、新千歳空港で北海道警察の大友と名乗る私服警察官から職務質問を受けたが、その様子を録音していた。(およそ4分間)その[録音内容が公開](#)されている。



有道 出人:はい、こんにちは。

大友:すみませんね、お忙しいところ。日本語は大丈夫でした？

有道:大丈夫です。

大友:北海道警察なんですけど。G8 サミットの関係ですね、外国人登録証の提示をお願いしていました。

有道:あ、はい。外国人じゃないです。

大友:あ、そうですか。

有道:そうです。日本人です。

大友:永住されているんか。

有道:日本人です。

大友:あ、そうですか。ハーフは何かですか。

有道:日本人です。

大友:免許証か何かをお持ちでは？

有道:なぜですか。

大友:すみません、ちょっと、こちらの方へ。

有道:私は列車に載りたいんですけど。

大友:外国の方ですか。

有道:いや、日本人です。

大友:お持ちではなかったですか。

有道:何がですか。

大友:免許証か何か。

有道:なぜですか。

大友:身分を証明するものはありました？

有道:なぜですか。

大友:皆さんはちょっと確認させてもらっていて。

有道:えーと、すみませんが、ずっと見ていたんですけれども、一人も、今までは確認しなかったですね。

大友:今まで。

有道:ええ。色々な人たちが出たんですけど、僕だけ確認しているんですけど。なんですよ。

大友:すみません。外国の方に見えたものですから。

有道:悪いですけど、外国人じゃないです。

大友:あ、そうですか。はい、分かりました。

有道:はい。いいですか。

大友:すみません、何度も、こちらに来られますか。今後もですね、7月9日までこういう活動はしていますので、僕らはまた声を掛ける可能性があるんで。

有道:ありますよね。

大友:気を悪くしないで下さい。

有道:まあ、そういうことであればいいですけど、説明して下さい。そして、白人だけか外国人に見える人だけを標的にしないで下さい。

大友: はい、分かりました。

有道: いいですか。

大友: どうもすみません。

有道: お名前を聞いていいですか。

大友: 大友です。

有道: 大友さん。はい、そして北海道警察の大友さんですか。

大友: はい。身分を証明するものを――

有道: はい、番号はいいですか。522874 です。ありがとうございました。どうもすみませんでした。

大友: 免許証の方をお願いしてもよろしいですか。

有道: えー、なぜですか。

大友: すみません、お名前聞いておいてもよろしいですか。

有道: 北海道情報大学准教授の有道出人と申します。

大友: 助教授ですか。

有道: 准教授です。

大友: そうですか。いま、どちらかの方に行って戻ってきたところですか。

有道: いいですか。ちょっと列車の方へ行って。

大友: 札幌のほうですね。

有道: いいですか。

大友: 分かりました。

有道: 他の人を職務質問をしていないんですよね。

大友: はい。

有道: もし、僕からの協力が欲しければ、アジア系3人くらい、職務質問をして下さい。

そういうことをしていただければ協力します。どうですか。

大友: 分かりました。こちらの方にお待ちになってもらってよろしいですか。

有道: 分かりました。じゃあ、アジア系の人たち、どうぞ。

(20秒くらい、大友氏は日本人の中年男性ビジネスマンを呼び止め職務質問をしようとするが、相手方は協力を断る。)

有道: ということで、提示しませんでしたね。

大友: はい、そうですね。すみません。

有道: まあ、職務執行法では、提示する必要はないですよ。そうですね、大友さん。

大友: はい。

有道: だから、彼も提示しなくてもいいなら、僕も提示しなくてもいいですよ。

大友: 今まで何度も声がかけてました？

有道: まあ、僕は帰化した日本人なんですので、何回も白人として警察に色んな扱い――

大友: 今まで、嫌な思いはされているということですね、今まで、何度も。

有道: ま、何回もそうなんですよ。

大友: 分かりました。いや、今まで、なんとか、あのう、教授の方で、こう、僕が声を掛けた場合、あのう、警職法の提示、こういうことがありますというの、提示された方がいまして。そういうのは分かっているんですけど。それでは、うちら、すみません、仕事のもんですから、サミットまでこういう活動はしているんですよ。

有道: はい。但し、白人だけか外国人に見える人だけを標的しないで下さい。それはレイシヤル・プロファイリング (racial profiling) なんです、人種差別の一種だと言われるかもしれません。

大友: 今まで何度も言われますんで。「人種差別」「人種差別」と言われているんですけども。

有道: 嫌ですよ。

大友: 僕らも、そこまで、そういう気持ちはないんですけども。で、今までやっていたわけじゃないんで、今までこうやって継続的にここでやっているでしたら理解されると思うんですけども。6月になってからサミットが近付いてからいきなり始めているんで、なかなか理解されない場合も。

有道: 出来ませんよ。だって、考えてみて下さい。今までのテロは日本人に全部催されたんですよ。オウム真理教から赤軍とか、全部ですよ。ですからね、なんで外国人みたいな人だけ標的されているんですか、ということなんですよ。

大友: すみません、申し訳ないんです。

有道: とんでもないんです。

大友: 札幌行き、19分に乗るんですよ。

有道: まあ、出来ればね。はい。いいですか。

大友:15分のもんなんですから、時間ギリギリなんですけども。まあ、気を付けて。

有道:分かりました。

大友:またですね、声をかける場合があるかもしれません、僕以外の者もいるんで、ちょっと、気を悪くしないでもらえますか？

有道:頑張ります。(笑)

大友:いや、前も言われたんですよ。「今まで日本を愛していたのに、こんなことになって、日本が嫌いだ」とか、というのがあったんです。

有道:ほー、そうなんですか。

大友:そういう人もいらっしゃるもんですから。僕らも悪気があってやっているわけではないんです。

有道:お仕事だと分かります。

大友:申し訳ないですけども。

有道:とんでもないです。反テロ措置として、頑張って下さい。

大友:この活動は、サミット終了時までやっていますので――

有道:楽しみにしています。

大友:他の空港に行ってもですね、北海道内まで――

有道:女満別も同じだと聞きました。

大友:あ、そうですか。いや、申し訳ないんです、気を付けて、お帰り下さい。

有道:ありがとうございます。どうもすみませんでした。では、失礼します。

以上

(残りの3分間では、英語で、私のみではなく同空便に乗ったオーストラリア人3人グループは白人だから同様に職務質問とパスポートチェックがあったと認める。「差別だった」と感じたことも認める。)

(その私服警官のロビーで待機している姿、他人にも呼び止めをしない姿は携帯スナップが[私のブログ](#)にも載っています。ここをご覧ください)

(大友さんは黒い上着です。最後の写真で分かるのは、アジア系の乗客が出てきても、監視する姿は変わりません。はるかに「外国人風」の人だけを探しています。)

列車に乗り損なったものの、私は運がよく、非常に良心的な警察官に合いました。だが、こう丁寧に対応しない警察官もいるということで、憤りを感じる外国人住民も少なくはないようで(大友氏はそう認

めました)。日本政府もこれから移民について本格的に考えるようになっているので、少なくとも、我が国の国家公務員は人種や外見だけで「テロ扱い」から卒業できませんか。2002年のサッカーW杯の「フリーガン対策」の元で、いかに外国人住民にとって迷惑となったのは意識していませんか。テロリストは来るなら、そう簡単に目立ちません。宜しくお願い致します。

有道 出人

抗議文の受け取りを拒否した北海道警察

有道さんは、記者会見に先だって北海道警本部の「警察相談センター」の窓口を訪れ、新千歳空港の私服警察官による職務質問に抗議している。

有道さんは、この時の様子も録音していた。

対応したのは「かわべ」と名乗る男性職員である。

男性職員は、有道さんが録音しようしているのを知り、庁舎管理上、録音等には許可が必要で、許可がない以上対応できないと録音を止めるように求めた。

ところが、この男性職員は録音機の操作が分からず、女性職員まで呼んだが結局、録音機をカバンに納めることで話し合いが始まった。その要旨をまとめてみた。

男性職員: 文書を読ませてもらったが、これは抗議ではなく要請と受け取っている。抗議文なら受け取れない。改善要請なら受け取る。

有道 : 一応は改善要請としているが、これは抗議である。(ダメだというなら)どうやって遺憾の意を表せばいいのか。しかし、要請文でも構わない。

男性職員: 文書を読んで検討してみた。サミットがあるので、不審者に対するものではなく、犯罪予防のため全般的な注意喚起をしている。警職法(警察官職務執行法2条1項)によるものではなく警察法(2条)による公共の安全のためにやっている。特定の不審者に対する職務質問ではないことをご理解いただきたい。

有道 : 新千歳空港で私服警察官が外国人風の者に職務質問しているのを否定しますか。

男性職員: あくまでも、外国人だけではなく一般の日本人も対象だ。その中に外国人も入っているということである。(有道さん)のときにそうしたことがあったのは否定しない。

有道 : 外見で(職務質問の)対象を判断しているのではないか。

男性職員:それは、個々の警察官の判断に任せるしかない。

ここで、再び女性職員が登場:ホールドを解除してもらっていいですか。赤ランプを消してもらっていいですか。電池を抜いてもらっていいですか。

有道 :よくない。

男性職員:これ以上できない。

(この間、約17分)

北海道警察のホームページの相談センターのコーナーには「道警では道内各方面に相談センターを設置し、警察に関する要望・意見、苦情・批判や各種困りごとなど様々なご相談を受けています」と記載されている。

苦情・批判を受ける、とはっきり書いてある。

この男性職員は、このことを知らないのだろうか。

それとも北海道警察は、ホームページに偽りを記載しているのだろうか。

警察法の目的は、警察の組織を定めることにある。(同法1条)その2条は「警察の責務」を定め、その2項には「個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない」とある。

有道さんに対する私服警察官の行為は明らかに職務質問であり、警察官職務執行法の要件のない職務質問である。

一步譲ったとしても、警察法を根拠に運転免許証の提示を求めることはできない。

明らかに相談センターの男性職員の対応は詭弁である。

外国人の場合には、「出入国管理及び難民認定法」や「外国人登録法」によって、旅券等又は外国人登録証明書の携帯を義務づけられ、警察官等が旅券等の呈示を求めたときは、これを呈示しなければならない。

これを拒否すれば罰則が適用される。

しかし、職務質問(警察官職務執行法2条1項)では「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている」と認め

られる者を停止させて質問することができる」とあり、こんな条件に当てはまるテロリストなどがあるわけもない。

しかも、この職務質問は、任意処分である。(警察官職務執行法2条3項)

外国人には旅券等の提示義務がある。

拒否すれば現行犯逮捕も可能だ。

ところが、有道さんは米国系日本人だった。

私服警察官は、有道さんの風貌から外国人だと判断して職務質問したに違いない。

警察庁は、サミット警備では、警察官による警戒や検問、交通規制等、長期間、広範囲にわたる厳重な警戒を行う必要があるとして、そのためには、地域住民の理解と協力が不可欠だとしている。

しかし、警備の現場では地域住民の理解や協力どころか、警察の過剰警備に批判の声が上がっている。



20. 6. 16(月) おかしいぞ！福岡県警

ヤクザに警察手帳を奪われ、初動捜査を怠る

おかしいぞ！警察シリーズ、愛知県警、北海道警(1)北海道警(2)に続いてその第4弾はおかしいぞ！福岡県警である。

都道府県警察の規模をみるとき、警察官の定員が一つの目安になる。

何故か愛知県警、北海道警、福岡県警の警察官の定員はほぼ同じである。

福岡県警では、今年5月、戸畑警察署地域課の巡查部長(56歳)が通称「デリヘル」と呼ばれる無

店舗型性風俗店の業務に関わったとして、経営者らとともに売春防止法違反、児童福祉法違反で逮捕され、福岡地検は6月6日この巡查部長を起訴した。

福岡県警は同日、「前代未聞の犯罪で、警察の信用を著しく失墜させた」として、この巡查部長を懲戒免職処分にした。

奇しくもこの売春事件を捜査したのは、今回の事件で警察手帳を奪われた警察官が所属する福岡県警生活安全部少年課特捜班である。

このほか、福岡県警ではこの1年間で5人の警察官が逮捕されている。

平成14年には、カジノバーへ捜査情報を漏らしたとして、汚職事件で4人が逮捕されている。

最近では、不祥事の横綱は愛知県警、大関は北の北海道警、南の福岡県警といったところか。

ヤクザに権威の象徴を奪われた

マスコミ各社の報道から今回の事件は、次のようなものだ。

6月5日午前3時15分ごろ、シンナー密売事件を私服で内偵捜査中の福岡県警察本部生活安全部少年課特捜班の警部補(47歳)と巡查部長(31歳)が、福岡県筑紫野市の駐車場で、無人の不審車両を調べようとしたところ、10メートルくらい離れたところに駐車していた乗用車から目出し帽をかぶった男4人が降りてきて「きさま、どこのもんか」「誠道会か」と迫り、警部補らは「警察だ」と主張。

警部補は、男たちに拳銃のようなものを突きつけられ、男のうち1人が警部補のズボンのポケットから手帳を奪い取った。

巡查部長は、鉄パイプで殴られて左腕などに軽いけがを負った。

男たちは2台の乗用車で逃走した。

警察手帳は、警察官に貸与される身分証明書である。

職務の執行に当たり、警察官であることを示す必要があるときは、証票及び記章を呈示しなければならない(警察手帳規則第5条)。

続発する不祥事に、平成12年7月警察刷新会議が緊急提言、そのなかで警察官の「匿名性」が問題になったことから、警察官の責任の所在を明確化にするとして、平成14年10月1日から、新デザインの警察手帳が使用されることになった。

新警察手帳は、警察権力の威光を示すかのような金属製の旭日章が配されている。

警察官にとって、警察手帳は単なる身分証明書ではなく権威の象徴でもある。

警察の権威の象徴をヤクザに奪われメンツを潰された福岡県警は、指定暴力団道仁会の関係者が関与したとみて、強盗致傷と公務執行妨害の容疑で、同県久留米市の道仁会本部事務所や傘下の組事務所など約10カ所を自宅搜索するなど捜査を開始したが、翌6日午後になり、指定暴力団道仁会系福田組幹部、三笠泰典容疑者(25歳)ら4人が、そろって筑紫野警察署に出頭し強盗致傷の疑いで逮捕された。

被疑者らは「対立抗争中の指定暴力団九州誠道会を警戒中、駐車場にいた捜査員を組員と勘違いした」と供述しているという。

うち1人が警察手帳の金属製記章部分を持っており、「手帳の顔写真部分は犯行に使ったモデルガンと一緒に川に捨てた」と供述したという(供述どおり筑後川で鉄パイプとモデルガンが見つかった)。

福岡県警のお粗末な初動捜査

事件は被疑者が出頭してきたことからスピード解決したものの、マスコミ各社の報道から、福岡県警のお粗末な初動捜査等の実態が次々と明るみに出てきた。

① 警察官2人は、暴力団が絡むシンナー密売事件の内偵捜査中だったが、拳銃や警棒を携帯していない「丸腰」のうえ、所轄署への通報も大幅に遅れた。警察手帳を奪われ、拳銃を所持しているとみられる4人組も取り逃がし、信用失墜は避けられない事態となっている。県警少年課によると、今回の密売事件は、同課特捜班と複数の警察署が合同で捜査。捜査員が2人1組で覆面パトカーに分乗し、関係者の行動確認や関係車両の追跡にあたっていた。

警察官の拳銃携帯について、国家公安委員会規則は「私服の場合は、拳銃を使用する可能性がある職務に従事する時」と定めている。

少年課の近藤康徳次席は「暴力団関係者や一般人にかかわらず、行動確認する際は、拳銃を携帯するケースはほとんどない」としたうえで、「拳銃を持っていなかったこと自体に問題はなかったと考えている」と話している(6月6日 読売新聞)。

② 福岡県警の警察官が襲撃され、警察手帳を奪われた事件で、4人組のうち男1人が事件直後、現場に戻り、警察官と接触していたことが分かった。男は「手帳を返すから見逃してほしい」と尋ねてきたが、警察官は取り逃がしたという。県警は当初、この経緯を公表していなかった。発生から犯人追跡の緊急配備をかけるまでに約1時間半もかかるなど、県警の不適切な対応が浮き彫りとなっている。

県警によると、警部補と巡査部長は襲撃された後、近くの捜査車両の停車場所に戻ったが、警察手帳を探すために再び現場に引き返した。すると、男が近づいて来て、見逃してほしいと持ちかけたが、警部補は拒否した。すると、男はすぐに車で逃げたという。2人は内偵捜査中との理由から拳銃や警棒を持っていなかった。

一方、緊急配備の遅れには、県警内部からも問題視する声が上がっている。警官2人は5日午前3時15分ごろ襲われた。まず上司の特捜班長に連絡。班長が筑紫野署に到着したのは午前4時40分。班長はこの間、少年課長に連絡を入れたものの署が発生を認知したのは班長が署に到着してから。緊急配備がかかったのは午前4時49分だった(6月7日 毎日新聞)。

③ その後の調べに対し、4人のうちの一部の男は「誰かに尾行されているのに気づいていた」と供述していることがわかった。これまでの調べによると、道仁会は、おととしから対立する組織との抗争事件が相次ぎ、中村容疑者ら是对立する組織に追われていないか確認する行動を繰り返していたという。警察は、長期間の内偵捜査を続ける間に尾行などを気づかれ、対立する暴力団と間違われて襲われた可能性もあると見て、さらに詳しい状況を調べている(6月8日NHK)。

初動捜査システムは機能しなかった

このホームページでも、暴力団がらみのけん銃発砲事件の初動捜査の不手際を度々指摘している。

平成19年9月11日の深夜、函館市内で指定暴力団住吉会系暴力団員が警察官との銃撃戦で射殺された事件で、その約15時間前にJR函館駅ホームで男性客がけん銃らしいものを突きつけられ「列車に乗れ」と脅された事件があったことが判明、適切な初動捜査を展開すれば銃撃戦は防げたのではないかと批判された。

同じ年の4月の長崎前市長射殺事件では、長崎県警が事件の直前に情報を入手しながら必要な捜

査を怠ったため事件の発生を阻止できなかった事実が明らかになっている。

同じ年の5月の愛知県長久手町の立て籠もり事件では、狙撃された警察官が長時間にわたり現場に放置されるなど、警察のけん銃発砲事件の初動捜査の甘さが指摘された。

各都道府県警察の初動捜査要領等では、警察官が重要事件を認知し、事件の内容からみて、緊急配備その他の初動的措置を必要とする場合は、110番通報等により通信指令課(室)に報告することとされている(飛び越え報告)。

通常の報告ルートは、現場→警察署等の上司→(警察署長等)→警察本部主管課担当者→主管課長→主管部長→警察本部長という順に行われるが、凶悪重要事件等、緊急の場合には、事件を認知した警察官が110番通報、それを受けた通信指令課(室)が、直ちに緊急配備などを指令するとともに、現場を管轄する警察署、主管課等へ通報し、現場の体制が整うまで一時的に初動捜査を指揮する。

今回の事件では、襲われた警察官は、まず上司の特捜班長(警部)に報告、班長が筑紫野警察署に到着したのは午前4時40分。

班長はこの間、少年課長(警視)に報告を入れたが、筑紫野警察署が事件の発生を認知したのは班長が警察署に到着してからであったとされる。

そして、福岡県下に緊急配備がかかったのは、1時間34分後の午前4時49分だったという。

県警によると、警部補と巡査部長は襲撃された後、近くに駐車していた覆面パトカーに戻ったが、警察手帳を探すために再び現場に引き返したという。

この2人の警察官は、現場から2台の乗用車で逃走した4人組を追跡する考えはなかった。

つまり、けん銃のようなものを所持していた暴力団員を逮捕するより、警察手帳を発見する方が重要だと判断した。

福岡県では、平成19年8月、指定暴力団道仁会会長が福岡市の路上で射殺され、同年11月には、指定暴力団九州誠道会(福岡県大牟田市)系組幹部が大牟田市で射殺、久留米市でも道仁会組長ら2人が殺害された。

抗争発生後、これまで民間人を含む7人が死亡している。

2年経った今でも抗争は終結していない。そうしたなかで起きたのが、今回の事件である。

にもかかわらず、2人の警察官は何故110番通報等により通信指令課(室)に報告(飛び越え報告)しなかったのか。

福岡県警の「警察手帳規程」(平成14年9月27日 訓令)

(取扱い上の遵守事項)

第5条 警察官は、警察手帳の保管及び取扱いについては、特に次の事項を遵守しなければならない。

(1) 理由のいかんを問わず、他人に貸与しないこと。

(2) 亡失等(亡失し、若しくは滅失すること又は盗み取られること等をいう。以下同じ。)のないよう細心の注意を払うこと。

(報告及び手配)

第10条 警察官は、警察手帳を亡失等したときは、その状況等を速やかに所属長に報告しなければならない。

警察手帳の亡失等は、当然、懲戒処分の対象となる。

強奪が亡失等に当たるのかどうかは分からない。

しかし、相手はヤクザだ。ヤクザに脅されて、警察手帳を奪われたとあっては、警察のメンツは丸つぶれだ。

2人の警察官も報告を受けた上司も、何とか警察手帳を取り戻して、事実を隠蔽しようと考えたのではないか。

警察官の不祥事があったとき隠蔽するのは、警察組織では当たり前だ。

報道によると、福岡県警は2人の警察官が警察手帳を探すため現場に戻った事実を公表しなかった。

2人の警察官も警察本部の上層部も発想は同じである。

福岡県警は、けん銃を持った暴力団員が逃走の途中で、一般の市民に被害が及ぼす可能性がある

とは考えられないのだろうか。

一刻も早く逮捕しなければならないと考えなかったのか。

しかも、相手は対立抗争中の一方の当事者である指定暴力団道仁会の組員である疑いがあった。現場の警察官が、とっさにこうした判断ができないのは、福岡県警に暴力団との対決姿勢が無いからだ。

日ごろから視線が県民ではなく、警察内部の方を向いているからにほかならない。

ヤクザにも劣る拙劣な尾行

今年3月23日、茨城県土浦市のJR常磐線荒川沖駅で、殺人で指名手配被疑者を逮捕するため構内で張込み中の警察官が、目の前を通過した被疑者を見逃し、その直後に被疑者が次々と通行人等男女8人を刺し、男性1人が死亡、男女2人が重傷を負うという事件があったばかりだ。

福岡県警本部生活安全部少年課は、平成15年7月にシンナーなどの薬物犯罪集中取り締まりを行い、暴力団など8つのシンナー密売組織を解明し、小学6年の男児(12歳)を含む計133人を摘発・補導したことがある。

この事件では、密売組織が少なくとも年間5,000万円を売り上げ、一部が暴力団の資金源になっていた。

組員らは、シンナーを500ミリリットルペットボトルに入れるなどして3,000円前後で販売していた。なかには市価の30~50倍以上で売っていたケースもあった。

同法違反で摘発・補導された少年の人数は、過去3年連続で福岡県が全国1位。

このうち北九州市が36%を占めている(平成15年7月23日西日本新聞)。

今回も福岡県警本部生活安全部少年課が捜査していたのは、指定暴力団九州誠道会と対立抗争中の指定暴力団道仁会のシンナー密売事件だ。

シンナー密売の摘発は、同課にとってはお家芸のはずだった。

報道によると、捜査員の行動は

① 少年課と複数の警察署が合同で内偵中の捜査に従事していた。

- ② 捜査員は2人一組で覆面パトカーに分乗し、関係者の行動確認や関係車両の追跡に当たっていた。
- ③ 捜査の容疑対象車両(佐賀ナンバーの軽ワゴン)を特定し、その動きを確認していた。
- ④ 尾行していた容疑対象車両が駐車場に停車したので、その内部を確認中に4人組に襲われた。
- ⑤ 捜査員は、けん銃、警棒を携帯していなかった。
- ⑥ 逃走した2台の車を追跡しなかった。

一方被疑者側は

- ① 4人で2台の乗用車に分乗していた。
- ② 尾行されているのに気がつき駐車場で待ち伏せした。
- ③ 目出し帽、鉄パイプ、モデルガンを用意していた。
- ④ 警察官とは気付かず、対立する暴力団組員と勘違いした。

となっている。

④については疑問が残る。暴力団が覆面パトカーの車両ナンバーを把握して捜査員の動きを警戒することはよくあることだ。県警の内偵捜査を知って捜査員の動きを探っていた可能性もある。

内偵捜査での尾行はあくまでも秘匿行動、相手に察知された段階で失敗である。

そのためには、張込みも尾行も相手方より早く対象を発見することが重要だ。

このケースでは、暴力団側が先に覆面パトカーを発見し、尾行する覆面パトカーを携帯電話で連絡しながら逆尾行して、1台をおとりにして駐車場で待ち伏せしたのであろう。

捜査員側はそれに気がつかず、対象車両を確認中に突然相手から先制攻撃を受け、何の抵抗もできずに警察手帳を奪われた。

そして、逆に職務質問？されて「警察だ」と答えている。

「尾行」は難しい技術だ。交通量の多い場所でならいざ知らず、深夜に車で尾行するのは至難の業だ。

現場の警察官のほとんどは、こうした尾行や張り込みといった捜査技術の実践的な訓練は受けていない。

情けない話だが、どう見ても捜査員よりも暴力団側の方が集中力・警戒心が旺盛で準備も周到だ。

生活安全部は暴力団情勢を把握していたか

警察庁は、平成7年12月、全国の都道府県警察に対して、銃器専従摘発体制の強化を指示、これを受けて各都道府県警察では生活安全部門に銃器対策課(室)を設けた。

それまでけん銃の摘発は、主として刑事部門の捜査第4課など暴力団捜査を担当する課が担当していた。

突然のように生活安全部門に銃器対策課を新設、実績を迫られた捜査の現場では、首なしけん銃の摘発による違法捜査の横行、覚せい剤摘発の見逃しなどによる暴力団との取引など、けん銃摘発をめぐる、多くの不祥事が発覚した。

捜査の現場では、暴力団捜査を担当する部署の捜査員を中心にけん銃摘発に対する意欲が低下し、共通する情報源の運用をめくり、生活安全部門の銃器対策課、薬物対策課の捜査員と刑事部門の捜査第4課等の間で、捜査員相互に不信感が増幅し、組織相互の連携や情報交換に齟齬をきたす現象が出現した。

そのためか全国の暴力団員等からのけん銃押収数は、ピークの平成7年の1,396丁から減少を続け、平成14年には323丁(23%)にまで低下、この傾向はさらに続き、平成18年中は204丁、平成19年は231丁にまで落ち込んでいる。

生活安全部門にけん銃摘発の業務を移管し、銃器対策課を設置する施策は、現場を知らない警察庁キャリアによるものだが、これは明らかに失敗であった。

そのことに気がついたのか、警察庁は平成15年4月、暴力団対策と銃器・薬物対策の強化のためと称して、刑事部の捜査第4課・暴力団対策課、生活安全部の銃器対策課、薬物対策課を統合する形で刑事部門に組織犯罪対策部を新設するよう各都道府県警察に指示した。

その結果、生活安全部門からけん銃摘発や覚せい剤の取締まりの業務が刑事部門に移管された。猫の目のように変わる暴力団対策に捜査の現場は混乱し、捜査員のけん銃摘発の意欲と捜査手法は低下した。

その結果が、先ほどのけん銃摘発数の激減となって表れている。

今回の福岡県警生活安全部少年課が内偵していたシンナー密売事件に関与していたのは、抗争状態にある道仁会系組関係者であったことについて、6月6日付けの読売新聞によると、福岡県警の暴

力団犯罪を担当する捜査幹部が「『現場の捜査員の判断にもよるが、暴力団絡みの事件では対象者の行動確認時も含め、拳銃の所持や防弾チョッキの着用を指示している』と明かす。

別の幹部も『今回の捜査対象は、対立抗争中の暴力団関係者。普段以上に警戒する必要があったのでは』と首をかしげる。」とある。

福岡県警では、平成19年10月 福岡県田川市で警察官3人が暴力団組員ら2人に職務質問をしようとした際、巡査部長がけん銃を奪われ発砲を受け重傷を負った事件があったばかりだ。

おそらく、生活安全部少年課がシンナー密売事件を内偵中であることは、刑事部門の組織犯罪対策部門には知らされていなかったに違いない。

一方、生活安全部少年課でも指定暴力団道仁会と指定暴力団九州誠道会が、どんな動きをしているのかなどについて、的確な情報を得ていなかったに違いない。

だからこそ、少年課の近藤康德次席が「暴力団関係者や一般人にかかわらず、行動確認する際は、拳銃を携帯するケースはほとんどない」、「拳銃を持っていなかったこと自体に問題はなかったと考えている」などと平然と話している。

この次席には、前年の事件が頭にあったのかもしれない。

幹部がこれでは、現場の捜査員は命がいくつあっても足りないが、けん銃を携帯させていたら警察手帳だけではなくけん銃も奪われたかもしれない。怪我の功名といったところか。

それはともかく、この事件の背景には、相も変わらず、古くから指摘される警察組織内の縄張り意識、情報源の運用をめぐる部門間の軋轢などが見えている。

警察庁による組織改革では、何一つ解決されてはいない。

暴力団との対決姿勢の欠如、けん銃摘発数の激減、暴力団によるけん銃使用の殺傷事件の続発、対立抗争事件等々、これでは警察が長年掲げている「暴力団の壊滅」などは、絵に書いた餅に過ぎない。

警察庁は、もっと現場の実態を知ったうえで、暴力団対策を再検討すべきである。



20. 6. 9(月) **否認被告「一審無罪」2.9%過去最高が意味するもの**
自白偏重裁判、人質司法にこそ問題

このホームページでは、これまで警察の取調べの実態を明らかにし、その問題点について指摘してきた。

19. 12. 2(日) **取調室に「のぞき窓」？警察庁が可視化に反対する本当の理由**

20. 2. 23(土) **可視化に反対する警察庁**

「取調べ適正化指針」で冤罪・無罪事件はなくなるか？(その1)

20. 2. 29(金) **可視化に反対する警察庁**

「取調べ適正化指針」で冤罪・無罪事件はなくなるか？(その2)

20. 3. 31(月) **次々と暴かれる違法捜査の実態**

警察も録音・録画 警察庁が方針転換か？

6月3日付けの新聞各紙は、最高裁判事局の集計によると刑事事件で起訴事実を否認した被告の一審無罪率が昨年過去10年で最高の2.9%に上がった、と報じた。

各紙の報道を要約すると

○ 全国の地裁が平成19年中に1審判決を言い渡した被告(6万9,238人)のうち、公判で起訴事実を否認したのは4,984人(7.2%)で、このうち起訴事実のすべてが無罪となったのは97人(0.14%)、一部無罪が48人(0.07%)

○ 否認被告の無罪率は、平成10年から平成14年まで1.2~1.9%で推移したが、平成15年以降は

2%台となり、平成18年は2.6%

○ 裁判員裁判対象事件の1審で捜査段階の自白調書の任意性(強要や利益誘導などがなく任意に自白したかどうか)が争われ、調書の証拠請求が却下(一部含む)されたのは、平成17年119件中3件(2.5%)、平成18年75件中5件(6.6%)、平成19年70件中10件(14.2%)

この数字の意味について、裁判員制度開始を前に裁判官の証拠評価が厳しくなり、無罪率が上がったという分析をしているメディアが多い。

しかし、否認している被告人の一審無罪率が過去最高になったことにどんな意味があるのだろうか。むしろ、この数字からはこれまで裁判官の証拠評価がいい加減だったのではないかとの疑念さえ浮かぶ。

本当の問題はかねてから指摘されているように、自白偏重、人質司法とまで揶揄されるわが国の刑事手続きでは、憲法・刑事訴訟法の人権保障の原則が守られず、人権保障の国際水準からも大きく隔たっている点にある。異常とも思われる自白事件の比率の高さ、有罪率の高さはそのことをはっきり示している。そこにこそ問題があるのではないか。

一審の自白率は90%以上

まず驚いたのは1審判決を言い渡した被告(6万9,238人)のうち、公判で起訴事実を否認したのはわずか4,984人(7.2%)であることだ。被告の92.8%は一審で起訴事実を認めていることになる。

最高裁の説明によると、

「自白とは、終局の段階(判決の段階)において、全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいい、否認とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう」となっている。

第一審で自白率が高いのは平成19年中だけだったのだろうか、最高裁のホームページでデータを探してみた。残念ながら最新のものはなかったが、平成10年から14年までの数字があった。

平成10年(自白率92.3% 否認率6.6%)、平成11年(自白率92.3% 否認率6.6%)、平成12年(自白

率 92.0% 否認率 6.6%)、平成13年(自白率 91.5% 否認率 7.1%)平成14年(自白率 91.6% 否認率 6.7%)であった。(刑事第一審通常訴訟事件の自白・否認別平均審理期間等から)この数字は、平成19年中のそれとほぼ同じである。

この否認被告が有罪になったのか、無罪になったのかを明らかにしたデータはなかったが、わが国の一審刑事裁判はほとんどが自白した被告人を裁いていることになる。

一審有罪率は 97%以上、無罪率は 0.1%前後

ほとんどの被告が自白している一審の裁判ではどのくらいの被告人が有罪判決を受けているのか。無罪判決はどの位なのか。

地方裁判所のデータ(刑事通常事件の終局区分別人員)をみてみよう。割合は終局総人員(一審判決を受けた人員)に対するものである。(注 無罪のほかに、免訴、公訴棄却、管轄違い、取り下げ、移送があるがここでは省略)

平成16年 有罪 79,121 人(97.3%) 無罪 89 人(0.12%)

平成17年 有罪 77,297 人(97.5%) 無罪 63 人(0.07%)

平成18年 有罪 73,471 人(97.4%) 無罪 92 人(0.10%)

ここに昭和2年から10年までの無罪率がある。最高が昭和3年 2.6%、最低が昭和10年の 0.7%となっている。戦後では、現行刑事訴訟法が施行された当初の昭和23年から昭和26年までは 1.0~1.8%とやや上昇しているが、その後は年を追うごとに低くなり昭和33年には 0.4%になっている。(昭和35年度版犯罪白書)そして、最近の無罪率はそれよりもさらに低い。

つまり、わが国の刑事裁判では戦前戦後を通じて、一審判決の無罪率は低下する傾向にあり、最近の有罪率は 97%以上になっている。わが国の刑事裁判が捜査結果を追認する場になっていると指摘される所以である。

自白調書の検証手続きの実態

捜査段階で作られる自白調書の任意性や信用性はどうか。

裁判員制度対象事件の自白調書で、捜査段階での自白の任意性が争われたのは、平成19年でわずかに 70 件というのも驚きだが、そのうち、任意性に問題があるとして証拠採用されなかったのは 70

件中 10 件(14%)、平成18年 75 件中 5 件(6.6%)、平成17年 119 件中 3 件(2.5%)となっている。つまりほとんどの自白調書に証拠能力が認められている。

この数字はわが国の刑事裁判では、いったん捜査段階で自白してしまうと、裁判でそれと異なった供述をしても、裁判官が捜査段階の自白調書の任意性・信用性を否定するケースは稀なことをあらわしている。何故だろうか。

元高裁判事で弁護士の生田暉雄氏はその著書「裁判が日本を変える」(日本評論社)で我が国の刑事裁判の実態について次のように述べている。その中から一部を引用させていただいた。

刑事裁判はきわめて形式的で、検察官の主張をなぞるだけのセレモニーに墮しているというのが、専門家の一般的な意見です。

そればかりではありません。裁判官は、為政者や最高裁の意向ばかりを気にする体質になっています。

公判廷において証人が捜査段階とは違う証言をし、被告が捜査段階の自白と異なることを述べても、それがそのまま裁判における最終の証拠になるわけではありません。捜査段階で採られた調書を証拠として採用できるかどうかという検証手続きに入ります。

調書検証過程における調書の特信情況、任意性の審理が、形式化、つまり儀式化していることが調書裁判に連動しています。調書裁判化を防止し、証人や被告が公判廷で述べたことが生かされるようにしなければ、自白追及型の捜査に基づく自白等の調書による冤罪・誤判を防止できません。

そこで、儀式化した刑事裁判の実態をまず明らかにします。

- ① まず、証人・被告人が捜査段階における調書とは異なる証言や供述をします。(例えば被告人であれば、自分はやってない等)
- ② 次に、取調べの状況を述べます。(例えば長時間の取調べ、耳元で大声で怒鳴られる等)
- ③ 次に、取調官を証人として調べます。取調官が、特信情況、任意性を害する取調べをした旨証言するはずもありません。取調官は何ら問題のない正常な取調べであったと証言します。(日本の捜

査に弁護士の立会はなく、ビデオ・録音機の設置等の可視化の手段もないので、容易に虚偽の証言ができます)

④ 特信性・任意性の立証責任は法律上検察官にあります。しかし、このように現実の裁判では立証責任が転換されているのです。これは大問題です。

⑤ そうすると、証人、被告人が述べることと、捜査官証言が相反することとなり、水掛け論になります。

⑥ そこで裁判所は、捜査官証言を信用して、調書に裁判の証拠とする資格(証拠能力)を与えます。証人や被告人が公判廷で真実をいい難いこと等を主たる理由とします。

このようなわけで、捜査段階での調書が最終的にも裁判の資料となり、証人や被告は公判廷で何をいっても結果的に無意味となるのです。

自白に追い込むための人質司法制度

刑事司法の入り口にあるのが警察の捜査である。わが国の刑事司法全体が「自白が証拠の王」との考え方に支配されているとするならば、警察の捜査も当然のこのように被疑者の自白追及に血道を上げることになる。警察の取調べの目的は被疑者から自白を引き出す目的で行われることになる。

現行の刑事訴訟法には、被疑者、被告人を自白に追い込むための制度と様々な運用が行われている。その主なものを拾ってみる。

① 平成18年中、警察が刑法犯罪で検挙した人員は384,250人である。(平成19年版警察白書)しかし、逮捕人員の割合は明らかにされていない。微罪事件の逮捕や別件逮捕、再逮捕、再々逮捕といった繰り返し逮捕等、警察の逮捕権の行使をめぐる逮捕権の濫用ではないかとの指摘もある。しかし、その実態はヤミのなかである。

平成18年に警察が逮捕し身柄付きで検察庁に送致した被疑者の割合は30%(身柄事件~検察庁が逮捕した事件も含む)とされ、このうち、検察官が裁判所に勾留請求した割合は93%で、裁判官が勾留請求を却下したのはそのうち0.4%に過ぎない。(平成19年版犯罪白書)

身柄付で検察庁に送致された被疑者のほとんどが勾留(20日間)されるのが実態であり、その勾留場所のほとんどが警察署の留置場(代用刑事施設~旧代用監獄)である。

② わが国の刑事裁判で有罪率が高いのは。検察官による起訴率が低いことにも一因があるといわれる。

平成18年中に警察等から送致を受けた刑法犯(殺人、強盗、窃盗など一般刑法犯と覚せい剤取締法、銃刀法等の特別法犯)の起訴率(略式命令を除く)は24.4%、起訴猶予率は22.9%、その他の不起訴率(嫌疑なし、嫌疑不十分)14.7%となっている。(平成19年版犯罪白書)

これは、検察官が警察から送致を受けた事件について、犯罪の嫌疑が濃厚な事件、特に被疑者が自白している事件に絞って起訴しているからだとの指摘がある。警察は捜査した事件は何としても検察官に起訴して欲しい。そこに無理な取調べをしてまで自白を追及しようとする構図がある。

「その他の不起訴」のなかには、微罪事件の逮捕、嫌疑なし、嫌疑不十分が含まれている。こうした事件の被疑者のなかにも、冤罪で逮捕されて長期間勾留された人も含まれるが、ほとんどが泣き寝入りで、その実態はヤミのなかである。

③ 黙秘権は、憲法で保障された権利であるが、警察の取調官による被疑者に対する黙秘権の告知の時期、方法、内容は極めて曖昧である。

ちなみに、アメリカの警察官が、犯人を逮捕するときに「**ミランダ警告**」が書いてあるカードを取り出して被疑者に読み聞かせている映画のシーンをよく見る。

その内容は「あなたには黙秘権がある。あなたが言うことはどんなものでも法廷であなたにとって不利に使われる場合がある。あなたには弁護士と話し合う権利があり、尋問中、弁護士を同席させる権利がある。もしあなたに弁護士を雇う経済的余裕がない場合、希望すれば、いかなる尋問の前に弁護士を任命し、あなたを代理させることができる。」である。

④ 勾留された被疑者のほとんどは、警察の留置場(代用刑事施設～代用監獄)に收容され長期間(最大で23日間)警察の支配下に置かれた状態で取調べを受けることから、深夜の取調べ、長時間の取調べなどの違法な取調べが横行する温床になっていると指摘されている。

⑤ 取調べに弁護士の立ち会いが認められない、弁護士との接見交通権の制限が可能、国選弁護人は起訴後にしか付けられないなど、被疑者と弁護士の関係が制限され、被疑者の防御権が極めて制

限されている。

⑥ 起訴前の保釈制度がなく、起訴された後も、裁判所は否認し無罪を主張する被告人の保釈を認めない傾向がある。最高裁の集計によると、刑事事件被告の一審公判中の保釈率は、やや上昇傾向にあるとはいえ 15%にすぎない。

⑦ 被告が否認を続けていると裁判所は「反省の色がない」などと、量刑面等で被告にとって不利な判断材料とされることが多い。このことは、自白すれば裁判所の量刑判断で有利に働き、否認すれば不利になると受けとめられ、こうした傾向は捜査段階でも取調官によって自白を引き出す手段に利用されている。

取調べの可視化だけでは冤罪はなくなる

最近、第一審で無罪だった事件では、鹿児島県県議選をめぐる選挙違反事件、広島県の保険目的で母と娘2人を殺害したとして死刑を求刑された事件、大阪市北区のアパート放火事件などがあるが、ほかにも富山県氷見市の婦女暴行事件、佐賀県北方町(現武雄市)の山中で女性3人の他殺体が見つかった北方(きたがた)事件等がある。これらはいずれも警察の取調べに多くの問題があったことが明らかになった。

しかし、こうした著名な事件の以外にも、日常的に起きている窃盗事件や痴漢事件などにも冤罪事件が潜在していると考えなければならない。

こうしたことから、日弁連等は全ての取調べについて全過程の録音・録画、つまり可視化すべきだと主張している。6月4日には、参議院本会議で民主党提出の取調べ可視化法案(刑事訴訟法の一部改正案)が全会一致で可決された。

しかし、可視化法が成立したとしても、先ほど指摘した自白に追い込むための人質司法制度が存続する限り冤罪はなくなる。

最後に裁判所の問題も指摘しておく。

裁判所は日本の統治システムの最後の砦、国民の人権を守る最後の砦といわれる。そこに所属す

る法の番人ともいわれる裁判官は、独立して判決を下すことが法に定められているが、最高裁の意向に反する判決を出すと、人事上の差別を受けることであると指摘されている。また、裁判官が検察庁に異動して検察官を務め、検察官が裁判所に異動して裁判官を務める判検交流と呼ばれる人事交流が行われ、検察庁と裁判所の癒着の原因になっていると指摘する意見もある。



20. 5. 28(水) **釧路方面交通安全協会の住民監査請求** **内部告発で指摘された不正経理疑惑**

平成20年5月9日の北海道新聞に「釧路安協 試験場賃貸で過小申告 年600万円を不払い」との記事が掲載された。

メディア各社も、北海道新聞の後を追って報道した。

この記事がきっかけになったのか、札幌の市川守弘弁護士宛に釧路交通安全協会の内部資料と認められる書類が同封された内部告発があった。

市川弁護士は、資料の信憑性は極めて高いと判断し、5月28日、道警の裏金疑惑を告発した原田宏二元道警釧路方面本部長(現「市民の目フォーラム北海道」代表)とともに、北海道監査委員に対して住民監査請求を行った。

その後、2人は道政記者クラブで記者会見を行って住民監査請求に至った経過などを発表した。



(記者会見をする市川守弘弁護士と原田宏二代表)

1 監査請求の趣旨

(1) 公益社団法人釧路方面交通安全協会への北海道の委託業務について

公益社団法人釧路方面交通安全協会(以下「釧路安協」という)は、一般公益事業のほか、公益業務として北海道からの業務の委託を受けて、主に次の業務を行っている。

- ・ 運転免許更新時講習等
- ・ 原付技能講習
- ・ 夏期冬道安全運転
- ・ 運転免許窓口

また、釧路安協は、収益事業として釧路市と帯広市にある運転免許試験場の教習コースを届出自動車教習所へ貸し出す業務、免許更新時における写真撮影業務等も行っている。北海道からは、かかる交通安全協会の趣旨から、平成19年度において公益事業の委託料として172,636,000円が予算

額として計上されている。

(2) 釧路安協の領得行為

ア 地方教室借上料

- ① 平成 17 年度における釧路安協の地方教室借上料は、北海道に対して 312 回、合計 2,607,564 円が申請され、受託料として右金員全額が支払われていることになっているが、実際には、216 回、合計 829,958 円しか支出されておらず、その差額金 1,777,606 円が、不法に領得されている(甲第 1 号証)。
- ② この地方教室というのは、前記した北海道からの受託業務である運転免許更新時講習などを地方で開催する際に使用する教室のことで公共施設などを賃借する形態をとる。釧路安協は、この受託業務である地方での講習に際し、開催回数、借上料を水増しして申請し、水増しした受託料を受領していたもので、平成 17 年度だけ金 1,777,606 円に上っている。

イ 教本等の代金のバック

- ① 釧路安協は、同じく業務委託を受けている運転免許更新時講習等において、「印刷製本費」として教材費、印刷製本費を計上し、これらの金額は北海道からの受託料によって賄われている。ところで、実際には釧路安協が、印刷、製本を発注することはなく、すべて財団法人全日本交通安全協会と財団法人北海道交通安全協会から「交通の教本」「知る、守る、励行する」と題する教本(地方版テキスト)を購入する購入費に宛てられている。平成 17 年度における運転免許更新時講習等における、これらの教本代金は、30,704,663 円(甲第 9 号証の予算書 10 ページでは、29,312,371 円となっている)に上っている。
- ② ところが、驚くべきことに、この教本代金の平成 15 年度においては、これらの教本代金が、支払先である財団法人全日本交通安全協会と財団法人北海道交通安全協会から、それぞれに支払った代金の一部が、釧路安協に「還元金」「啓発宣伝費」等の名目で割戻しされている事実が判明した。監査請求人らが確認できた金額は次のとおりである。

* 財団法人全日本交通安全協会から

i 平成 15 年 3 月 13 日付送金通知(甲第 2 号証)

(但し、振込みは 3 月 17 日)

金 1,424,250 円

ii 同年 4 月 17 日付啓発宣伝費の配分予定額について(甲第 3 号証)

(但し、平成 14 年度下半期対応分とし、配分予定額として下記金額が記載され、配分時期として 9 月中と記載される)

金 1,590,750 円

iii 同年 9 月 11 日付送金通知(甲第 4 号証)

(前項 ii に対応する配分額の送金)

* 財団法人北海道交通安全協会から

i 平成 15 年 6 月 18 日付「平成 15 年度講習教本物資斡旋経費の還元について」(甲第 5 号証)

(但し、15 年度上半期における講習教本の購入実績により、次のとおり取り扱い経費の一部を還元する、と記載される。還元年月日は 15 年 6 月 20 日となっている)

還元金額 763,175 円

少なくとも、これらの文書から、平成 15 年度に還元されたであろう金額の合計額は、全日本交通安全協会からの ii の金 1,590,750 円及び北海道交通安全協会からの i の金 763,175 円の、金 2,353,925 円となる。この 2,353,925 円は、釧路安協の平成 15 年度の収支決算書によると、事業特別会計の事業収入として、啓発宣伝費名目で、財団法人全日本交通安全協会と財団法人北海道交通安全協会から収入があったように記載されている(甲第 6 号証)

③ ところで、甲第 2 号証及び同 4 号証の備考欄には、「本送金は、当協会においては収益事業の経費として支出しております。」と記載され、甲第 5 号証には、「当協会では、収益事業の経費(物資斡旋経費)として当該還元金を支出いたしますので、貴協会におきましては、収益事業の収入(課税対象事業)として取り扱い願います。」と記載されている。

また、甲第 5 号証に「講習教本の購入実績により」と記載されているとおり、これらの金員は、釧路安協から、購入した教本の代金として支払われたものであり、購入代金として支払った以上は本来であれば「購入実績から還元されるような金員」は存在するはずはない。前記の「還元」等の意味しているところは、結局、購入代金からの戻し金(バック金)でしかない。しかも、これらの金員をあえて「収益事業の収入」(甲 5)にしているのである。

結局、釧路安協は、北海道に返還すべき金員である「割戻金」を、財団法人全日本交通安全協会と財団法人北海道交通安全協会と共謀して、「正々堂々」と自らの収入に振り替えたものであり、違法

行為である。

監査請求人らに判明しているのは、前記年度であるが、このような還元は、毎年行われていると見るべきである。つまり、前記した財団法人全日本交通安全協会からの平成15年3月13日付送金通知による金1,424,250円は、平成14年度の収入となっている可能性が高い。

④ 前記①のように平成17年度における運転免許更新時講習等における、これらの教本代金は、30,704,663円(決算書による)に上っている。このうち北海道交通安全協会から購入するテキスト代は、10,807,560円である。このうちの約一割である1,100,000円が、平成17年度の釧路安協への「助成金」に含まれている。甲第7号証は、釧路安協専務理事であった■による、予算書作成にかかる原案の一部である。甲第7号証22枚目で、「地方版テキスト」の「印刷製本費」(108円×100,070冊10,807,560円)が記載され、同号証の2枚目で1割の「割戻し(予想)」(108×100,070人×10/100=1080,756≒1,100,000円)が記載され、それが助成金として、予算とされている(甲第7号証1枚目)。つまり、平成17年度において、少なくとも北海道交通安全協会から購入した教本代金の1割が、「助成金」名目で割戻されていることを示している。違法行為は平成17年度も行われていたのである。

⑤ 以上から判明することは、釧路安協が、講習時などにおいて配布する教本を北海道交通安全協会や全日本交通安全協会から購入するところ、その購入代金は、北海道からの委託料として全額が支払われ、公益事業の更新時講習等業務特別会計として処理されているが、実際は、この教本購入代金の1割近くが北海道交通安全協会や全日本交通安全協会から「割戻し」され、かつこの割戻金は、釧路安協の一般会計に、啓発宣伝費あるいは助成金として、収入に組み入れられている、ということである。これは一種のマネーロンダリングであり、本来、剰余金として北海道に返還すべき委託料の割戻金を、北海道交通安全協会や全日本交通安全協会を通して戻されることを利用して、「別途の収入」であるかのように見せかけているものである。

ウ コース料金

北海道新聞平成20年5月9日付朝刊では、釧路安協は収益事業として釧路市と帯広市にある運転免許試験場の教習コースを届出自動車教習所へ貸し出す業務において、施設所有者である北海道に支払うべき賃料(コース貸出時間に対応する)を、実際よりも少ないコース貸出時間を北海道に申告することによって、届出自動車教習所から受け取るコース料金の一部を北海道に支払うことをせ

ず、その結果、少なくとも2005年度から毎年600万円前後を領得していたことが明らかとなった。2005年度から2007年度までだけでも、この領得金額は、約1800万円に上る。

(3) 釧路安協の継続的違法行為

前項の、釧路安協の判明している違法な領得行為は、長年にわたり継続して行われ、得た利益が、どこに支出されたかも全く不明である。平成19年度も行われていたと見るべきである。したがって、北海道から釧路安協に支払われている受託料について、①地方教室借上料については、水増しして請求された北海道の損害分について、②教本代金については、北海道交通安全協会及び全日本交通安全協会を通じて「割戻し」を受けた北海道に返還しなければならない金員について、③コース使用料金については、過少申告によって得た利得分について、少なくとも平成19年度から過去5年間にわたり、監査を行うことによって、釧路安協に対して、北海道が損害賠償請求等の適切な措置をとることを請求するものである。

(4) 正当理由

監査請求人らは、以上の事実を、第1には北海道新聞平成20年5月9日付朝刊で知るとともに、第2には、内部告発と思われる文書の送付によって本年5月中旬に確知するに至った。したがって、北海道の支出から1年以内に監査請求できなかった正当な理由がある。

(5) 添付書類

甲第1号証	地方講習会場借上料金表
甲第2号証	送金通知
甲第3号証	啓発宣伝費の配分予定額について
甲第4号証	送金通知
甲第5号証	講習教本物資斡旋経費の還元について
甲第6号証	15年度事業特別会計収支計算内容表、収支計算書
甲第7号証	釧路安協平成17年度予算書案原案
甲第8号証	新聞記事
甲第9号証	平成17年度収支予算書
甲第10号証	平成17年度収支決算書

2 「交通安全協会」は、警察幹部の巨大な天下り団体、税金で賄われている公益法人

交通安全協会の全国組織は(財)全日本交通安全協会、運転免許更新時に配布される「交通の教則」を発行し全国の交通安全協会に販売するなど、交通安全の啓発宣伝事業を行っている。

会員は、都道府県交通安全協会等である。

北海道には、札幌に(財)北海道交通安全協会(以下、「道安協」という)があり、道警の各方面本部所在地に(社)旭川方面交通安全協会、(社)釧路方面交通安全協会、(社)函館方面交通安全協会、(財)北見方面交通安全協会がある。

いずれも、北海道公安委員会(道警)所管の公益法人である。

各方面交通安全協会には、警察署と同じ数の地区交通安全協会がある。

交通安全協会は、警察庁を頂点とし各都道府県警察、警察署という警察組織と全く同じピラミッド形の巨大組織である。

北海道の各方面交通安全協会は、それぞれ独立した公益法人だが、その会長が道安協の副会長に就任している。

全道の交通安全協会の常勤役・職員は410人(ほかに非常勤125人)で、道安協の専務理事には道警の方面本部長、道安協の4人の常務理事と各方面の専務理事は警察署長経験者が就いている。

常勤役・職員のうち、道警OBは約48%とされる。

役員の前平均年収は約600~800万円、職員の前平均年収は250万円前後である。

各交通安全協会は、北海道(公安委員会~道警)から委託される運転免許の更新時講習、夏期冬道安全運転、運転免許窓口業務(いずれも公益事業)のほか、自動車教習所に対する試験場コース貸出し事業、免許更新時の写真撮影事業等の収益事業を行っている。

北海道が各交通安全協会に出資する補助金、委託料は、総額で17億4,800万円、平成18年度決算額のうち補助金等が占める割合は約62%~90%に上る。

以上のように、北海道の交通安全協会は、道警幹部の巨大な天下り団体で、その事業費のほとんどが税金で賄われている公益法人である。

3 過去の北海道の交通安全協会の問題

交通安全協会については、天下った警察幹部の給与を確保するため、様々な事業を生み出す、もはや「公益法人」などではなく、営利を目的とした活動に補足的に公益事業をやっている「営利最優先の警察官僚天下り団体」である、などとする批判が絶えない。

北海道の交通安全協会でも、今年5月9日、北海道新聞の報道した「釧路方面交通安全協会による帯広と釧路の運転免許試験場の教習コース(道所有)を自動車教習所へ貸し出す事業(収益事業)で所有者である北海道(道警)に貸し出した時間を実際より少なく申告して、平成17年度から毎年600万円前後を道に支払わなかった」とするケースのほか、過去にも様々な問題が指摘されている。

(1)平成11年9月、(社)函館方面交通安全協会の前会長と前専務理事(元道警警視)の2人が運転免許更新申請用写真の撮影料金(収益事業)の一部等数百万円を横領した疑いで逮捕された。裁判では、2人は平成9年から裏金づくりを始め、現金1,080万円を着服していたことが判明、有罪判決を受けた。

(2)同安全協会では、平成7年にも函館運転免許試験場の貸しコース事業(収益事業)の収益金をめぐり内部調査で不正経理疑惑が発覚したが、有罪になった2人の責任は曖昧にされたままになっていた(平成11年10月21日 北海道新聞)。

(3)平成15年度の北海道監査委員の定期監査では、次の2点が指摘されている。

ア 運転免許更新時講習等委託料の執行において、委託業務の処理に伴い生じた教則本等については、業務終了後、直ちに北海道に移転させなければならないが、在庫数量の確認や移転手続きを行っていなかった(指摘事項)。

イ 団体へ再就職を行った職員の退職金を委託料として支出しているが、他の任命権者においては、退職手当及び功労金は支給しないこととしているから、退職金を委託料で措置していることについて、検討する必要がある(検討事項)。

4 北海道公安委員会(道警)は交通安全協会を監督できるのか

交通安全協会は、北海道公安委員会の所管する公益法人であるが、その監督は実質的には道警が行っている(北海道公安委員会の所管に関する公益法人の設立及び監督に関する規則)。

ところが、その道警は平成15年11月に長年にわたる組織的裏金づくりが発覚し、国と北海道に約9億6,000万円を返還した。

裏金に汚れた道警が、交通安全協会の不正経理を指摘することができるはずがない。

しかも、相手は道警OBが多数天下りしている外郭団体である。

長年にわたり、馴れ合い監査が行われていた可能性がある。

交通安全協会で勤務したことのある道警OBは「毎年、道警本部交通部や方面本部の交通課幹部が4人ほどで監査に来るが、極めて形式的なれ合い監査で、こうした甘い監査が不正経理を生む背景になっている」と指摘している。

この問題は、5月27日には一部のテレビがニュースで伝えた。

その反響が早速「市民の目フォーラム北海道」に寄せられている。いくつかを紹介しておく。

- ① 今年3月、赤字を理由に教習所に貸し出すコース利用料の値上げを通知したが、実際は黒字で値上げの必要はないはずだ。値上げは、教習所の反発で6月からになった。
- ② 冬道運転教習コースの造成には莫大な費用をかけたのににもかかわらず、利用者が少ないため自動車教習所に利用者を割り当てている。
- ③ 上層部は次々と短期間で交替するが、長年にわたり同じ職員が経理を担当しているため、経理のチェックがほとんど行われず、消耗品の予算執行でも不正が行われている。

北海道の財政が危機的な状況にあり、職員給与の削減などが行われている。

北海道が関与団体の点検評価を行っていることは承知しているが、交通事故防止という錦の御旗を掲げる交通安全協会に、依然として毎年多額の予算を補助金や委託料の名目で投入している。

果たしてその事業は、交通事故の防止にどんな効果を上げているのか。無駄な事業はないのか。

この際、交通安全協会の事業効果の検証が必要だ。

さらに事業内容だけではなく、職員に比べて高額な幹部の報酬の見直し、人事管理の在り方など、安全協会が抱えている様々な問題にまで踏み込んで徹底的にメスを入れる必要がある。

北海道知事と北海道監査委員の適切な対応に期待したい。



20. 5. 25(日) ミートホープ社偽装牛ミンチ事件から見えるもの(その2)

北海道警察と北海道新聞の不可解な対応

苫小牧のミートホープ社の偽装牛ミンチ事件については、昨年7月に当ホームページで伝えた。

当時の北海道新聞(平成19年6月25日付)には「発覚4日 異例の早さ」として北海道警察の捜査を称賛する記事が掲載されたが、果たして本当に「異例の早さ」の捜査だったのかという疑問があったからだ。

この事件は、平成19年6月20日、朝日新聞のスクープ報道で発覚、同年10月24日、「不正競争防止法違反」の容疑で元社長(69歳)と元工場長ら4人を北海道警察本部生活環境課と苫小牧警察署が逮捕、同年11月14日、元社長だけが同法違反と詐欺罪で起訴された。

そして平成20年3月19日、元社長が「懲役4年」の実刑判決を受けてこの事件は終わった。

この事件は、ミートホープ社の背後にある巨悪の存在すら明らかにならず、明るみに出た農林水産省や道庁等の行政の怠慢理由も明らかにならないまま幕が引かれた。

この事件を追及してきた北海道の月刊誌『北方ジャーナル』の企画で、5月15日発売の6月号に「内部告発は社会を変えられるか」と題した対談が掲載された。対談では、ミートホープ元常務の赤羽喜六氏と道警の裏金疑惑を告発した「市民の目フォーラム北海道」代表の原田宏二が初めて顔を合わせた。

そのなかで、同事件の告発者の1人である赤羽氏から食品行政の実態をはじめ、北海道警察(以下、道警という)の苫小牧警察署や北海道新聞(以下、道新という)苫小牧支社報道部とのやり取りが明らかにされた。

赤羽氏の話から、昨年7月にこのホームページに登載した「ミートホープ社の偽装牛ミンチ事件から見えるもの」で指摘した内容が、改めて浮き彫りになった。

まず、『北方ジャーナル』6月号の「内部告発は社会を変えられるか」の記事の関係する部分を引用させていただくことにする。

—— 警察は何をしていたのか、という問題です。

原田 毎日新聞などの報道では、苫小牧(警察)署がミートの不正行為に関する情報を得たのは06年の9月ごろ、となっていますが、赤羽さんが最初に警察に行ったのはいつごろなんですか。

赤羽 去年(07年)の、1月か2月ごろです。そしたら警察では、「予算と人員がないから駄目だ」ということになったんです。中断ということになった。

——「中断」というのは？(捜査に)着手はしたんですか。

赤羽 しましたよ。調書を関係者から取ったから、4通。

調書取られたのは、ぼくと、ぼくのすぐ下の営業部次長と、工場長と、工場長代理。(この工場長と逮捕された工場長とは別人)

原田 それで、警察はそれ以上の捜査をしなかったと。

赤羽 そのころ、警部補が会社に来たのかな、ぼくが警察に行ったのかな、とにかく「これは金と人が要る。統一地方選も始まるし、予算と人員が取れない」って言って、証拠物件全部返されたの。

原田 えっ、返してきた？

赤羽 全部返してきた、証拠を。

原田 …「予算と人員」というのは論外だけれども、その証拠物件というのは。

赤羽 偽装してた肉のサンプルですな。それを冷凍保存しとった。苫小牧署には冷凍庫がないからって言って、市内の業者の冷凍庫で保存しておった。

原田 それを返して寄越したんですか。

赤羽 そう、全部。

赤羽 (ミートホープでは、平成19年6月20日に朝日新聞に記事が出たあと)得意先との約束事を書いた企画書とか、名刺の綴りとか。全部焼いちゃった。そして、その次の日ですよ、警察が来たのは。つまり、朝日の第一報から4日目。

原田 それが道新の見出しになったんですね。たった4日だから、異例の早さだと。証拠を隠滅されたあとでは、異例の早さではないでしょうね。むしろ、後手に回って、あわてて始めた捜査でしょう。

赤羽 ぼく、その時(捜索に来た捜査員に)訊いたんですよ。「皆さん、あれだけぼくらが言っても動かなかったのに、なぜこんなに早くガサ入れたんですか？」って。「朝日がDNA鑑定したって書いたものだから、それで入ったんでしょ？」と。そしたら、「警察はそんなケチなことしない！」って言うの。「ああそうですか、それなら去年のわれわれの調書がきっかけなんですか？」って訊いたら、黙っておった。

原田 ちょっといいですか。道警の裏金疑惑の告発は、テレビ朝日と共産党へ行ったんですが、赤羽さんが地元最大のメディアの北海道新聞を外したのはどうしてなんですか。

赤羽 警察に行く前の段階で取り上げてくれなからですわ。

——情報を相当与えてらっしゃるんですよ、道新に。

赤羽 道新にはうんと資料を渡したの。ところが、(苫小牧支社報道部の)記者によると「それは記事にならない」ってキャップが却下したそうなんですよ。

原田 かなり早くに渡してました？

赤羽 さっきの亜硝酸根のことがあった(平成18年11月28日の)数日後、道新の記者を連れて保健所に行ったぐらいだから。

赤羽 その時点で道新が動かなかったから、年が明けて警察に行ったわけですよ。その警察も動かないもんだから、2月14日に朝日・日テレ・新潮にファクスを流した。そうしたら、朝日がDNA鑑定までやって6月20日にスツパ抜いたと、こういう流れです。

この記事には掲載されてはいないが、後日、赤羽氏は道新の対応についてさらにこう述べている。

道新は、朝日新聞の報道があった日の夕刊で記事を書いた。

しかし、その日は、告発した私たち4人(営業部次長、工場長、工場長代理)は、あるテレビ局の取材で局に缶詰状態で道新の取材は受けていない。

翌21日の昼ころ、札幌の道新本社から2人と苫小牧支社報道部の記者1人が取材に来た。

何故か「記事にならない」と言った記者は来なかった。

私たちの仲間のマスコミ対応を担当していた1人が対応したが、自分たちは道新に情報を渡し保健所まで一緒に行ったのに記事を書いてくれなかったのだから、道新を相手にするつもりはなかった。

そのマスコミ担当者が道新の記者たちに「お前たちは何をやっていたんだ、話をするのではない、帰れ」と最初は取材を拒否、「北海道の事件だから道新からスタートする方が良いと思って(道新に情報を)やったろう」などと怒鳴りつけた。

記者たちはいろいろと弁解めいた説明をしていたが、私たちが納得しなかったため、とうとう記事を却下したとされる苫小牧支社報道部のキャップも来ることになった。

そして道新側も最終的には「申し訳ない、我々の認識が甘かった」という趣旨の話をして頭を下げたので、その後の取材には応じることになった。

北海道警察と北海道新聞に質問

北方ジャーナル」6月号の記事で、赤羽氏が述べていることについて、「市民の目フォーラム北海道」が道警と道新本社に質問してみた。

◎ 道警への質問とその回答

○ ミートホープ社の元常務の赤羽喜六氏が、「平成19年の1月か2月ごろ、苫小牧警察署に偽装牛ミンチ肉のサンプルを持参しミートホープ社の不正を告発した際、苫小牧警察署は自分と社員3人から事情を聴取し供述調書を作成した。しかし、その後、苫小牧警察署の警部補から『これ(捜査)は金と人がいる。統一選挙も始まるし、予算と人員が取れない』と提出した肉のサンプル等の証拠物件全部を返還された」という趣旨の発言をしている。

質問事項

- 1 赤羽氏の発言は事実か
- 2 赤羽氏等から供述調書を作成しながら、証拠物件を返還し、捜査を中止した理由
- 3 毎日新聞等の報道によると、苫小牧警察署がミートホープ社の不正に関する情報を得たのは平成18年9月ごろとなっているが、事実か
- 4 苫小牧警察署が、平成18年9月ごろにミートホープ社の不正に関する情報を得ながら捜査を開始しなかった理由

○ 道警の回答

道警からは、回答期限を過ぎた現在も回答はない。

道警は、情報開示請求に対して「捜査活動に支障が生ずるおそれがある」という理由で非開示の回答をすることが多い。

情報公開請求以外で質問してもほとんど無視されるのが普通だ。

ましてや警察にとって都合の悪いことを聞いても答えはまず期待できない。

回答がないのは予想したとおりだったが、既に、裁判も終わり捜査の経過を公表することに何の支障があるというのか。

記事が事実でないのなら堂々と反論するべきだろう。

それが無いのは、道警が赤羽氏の話は事実だ、と認めたものと解釈せざるを得ない。

この事件の道警の捜査は、平成19年6月20日の朝日新聞のスクープ報道を端緒に始まり、同年11月14日、元社長の起訴で事実上終わった。

つまり、捜査の期間は5ヶ月であった。

赤羽氏が述べていることが事実なら、道警は平成19年1月か2月には情報を得ていたことになる。毎日新聞(平成19年7月1日付)には「同署(苫小牧警察署)が、ミート社の不正行為に関する情報を得たのは昨年(平成18年)9月ごろ、元幹部からの内部告発がきっかけだった。同署は元幹部から事情を聴くなど内偵捜査を行ってきたが、その後、大きな進展がないまま(平成19年6月)20日、報道で疑惑が発覚」とある。

北海道新聞(平成19年7月7日付)の記事にも「平成18年9月28日 苫小牧署から同支庁に対し、匿名情報に関する確認」とある。

この2つの記事が事実なら苫小牧警察署は、朝日新聞のスクープ報道の9ヶ月前には、情報を得ていたことになる。

そして、事実上捜査をしないままに放置していたのが本当ではないのか。

そうすると、北海道新聞(平成19年6月25日付)が「発覚4日 異例の早さ」記事で「道警がこの種事件としては異例の早さで強制捜査に着手した背景には、偽装の悪質性が高く、消費者の不安解消には早期の捜査着手が不可欠との判断があった」としているのには首を傾げたくなる。

この事件では、幸いなことに消費者に中国毒餃子事件のような健康被害は出なかったが、怠慢ぶりを

指摘された農林水産省、道の環境生活部、保健所等の行政と同じく、警察の捜査も遅きに失したと言っても過言ではない。

道警が、どんな理由で直ちに捜査に着手しなかったのは明らではないが、「これは金と人が要る。統一地方選も始まるし、予算と人員が取れない」等と現場の警部補に言わせるのは論外だ。

内偵捜査が必要な事件では、何時捜査に着手するかは警察本部長等が判断するが、事情があつて直ちに着手できないのなら、しかるべき立場の幹部が直接赤羽氏に説明し、納得してもらうべきであった。

道警は、内部告発者が危険を冒しながらどんな気持ちで情報を提供したのかも理解していない。

いかにも、内部告発に対する配慮が足りない。

こんなことでは、捜査への道民の協力など得られるはずがない。

◎ 道新への質問と回答

○ ミートホープ社の元常務の赤羽喜六氏が、「平成18年11月末ころ、道新(苫小牧支社報道部の記者)に、(ミートホープ社の牛ミンチ偽装に関する)資料を渡し、記者を連れて保健所にも行ったが、記者から『それは記事にならない』とキャップが却下したと言われ、道新にも取り上げてもらなかった。警察も道新も動かなかつたので、朝日新聞等に告発した」という趣旨の発言をしている。

質問事項

- 1 北海道新聞苫小牧支社(原文では支局としたが訂正)は赤羽氏から、こうした情報提供を受けた事実はあるのか、それは何時か
- 2 同支社の記者が赤羽氏とともに保健所に行った事実はあるのか
- 3 「記事にならない」と却下したのは苫小牧支社のキャップか
- 4 北海道新聞が、その時点でミートホープ社の不正に関する問題を記事にしなかったのは何故か、その理由

○ 道新の回答(5月16日)

道新の回答は、次のとおりだった。

「月刊誌掲載記事についてご質問いただきましたが、質問はいずれも取材に触れるものであり、お答えすることはできません。ご了承ください。」

道新の回答には、詳しい説明がないのでよく分からないが、おそらく、取材源を相手の承諾なしに明らかにしない「取材源の秘匿」、取材上知り得た秘密を保持する「記者の証言拒絶権」との関連で答えられないということなのだろう。

回答ができない理由を「取材に触れるもの」としているが、この質問は取材の対象になった赤羽氏の発言に関するものである。

取材源の秘匿は理由にならない。

自らにとって都合の悪いことは明らかにしない、ということであれば「取材の秘匿」の濫用ではないのか。

日本新聞協会の新聞倫理綱領(平成12年6月21日制定)には、国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理である、としたうえで、「**正確と公正 新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである**」とある。

道新苫小牧支社のミートホープ社の偽装牛ミンチ事件の当初の対応は、この新聞倫理綱領に反するものではなかったか。

「記者の情報を読者のものだ」

北海道新聞取材班編「日本警察と裏金」(講談社)の第1章「高知県警捜査員と記者の苦悩」の中で、当時の高知新聞社会部のサツ回りキャップの竹内誠記者が述べている。

県警関係者から高知県警の裏金情報を入手し、取材を始めたが県警幹部から脅しと懐柔を受けて、「書くか書かないか」迷う。

踏ん切りがつかない竹内記者は、当時の中平雅彦社会部長に相談、中平社会部長の答えは明確だった。

「いま、書くべきだ。それにこれは個人の問題ではなく組織の問題だ。ここで膿を出し切らないと県警は絶対によくならない」

さらに「おまえは記者として情報を取った。**記者の情報を読者のものだ**。記者ひとりの判断で勝手にど

うこうできるものじゃない。それを忘れてないか」であった。

平成15年7月23日、高知新聞は朝刊一面で県警の不正を大きく報じた。

高知新聞の報道は、その後続いた道新の道警裏金疑惑報道にとって、またとない参考になったはずだ。

高知新聞の記者魂は、道新に引き継がれた。

「信頼に足るメディアと見られていなかったのか」

道警の裏金疑惑は、平成15年11月23日、テレビ朝日のザ・スクープスペシャルの報道で発覚した。

当時の道新のサツ回りキャップ佐藤一記者が、東京で行われたシンポジウムでこう語っている。

「最初の(道警の裏金)告発は、テレビ朝日の方が行ったのです。この事実は重たい。7割のシェアを持つ(北海道)新聞社に内部告発が来ない。お巡りさんから、**信頼に足るメディアと見られていなかったのか**」さらに「経験上ずっと思っていたことなんです、例えば北海道だと札幌市役所や函館市役所、町役場などで何かあったときには、かなり集中的に批判できるのに、**警察に対してはちょっと手ぬるいところがあって、それは自分の反省でもあったんです**」

そうして始まった道新道警裏金取材班の集中的な報道に追い込まれた道警は、長年にわたる組織的な裏金作りを認め、道と国に9億6,000万円を返還し道民に謝罪した。

そして道新の裏金取材班は、日本新聞協会賞等を総なめにした。

「これはジャーナリズムの自殺だ」

雑誌「世界」(平成18年6月号)で、道警裏金疑惑を告発した元道警釧路方面本部長原田宏二(現「市民の目フォーラム」代表)は、道新と道警の「手打ち」をめぐって、「これはジャーナリズムの自殺だ」と題する記事を書いている。

そのあらまは、次のとおりだ。

道警裏金問題の取材を進める道新取材班に対して、予想したとおり執拗な嫌がらせが始まった。しかし、道警にとってはタイミングよく道新幹部の金にまつわる不祥事が発覚、道警の圧力を受けたのか、道新は平成18年1月14日、道警と函館税関による「泳がせ捜査失敗疑惑」記事をめぐって「お詫び記事」を掲載した。道警が道新に対して圧力を加えたとされる経過を記載した「広告横領

事件関連取材メモ」と題する道新の内部資料が存在することも明らかになった。幹部の不祥事を隠蔽しようとして、ジャーナリズムの根源的な使命である「権力の監視」を放棄した道新上層部……。道警の道新潰しは、まだ続く。

平成18年5月31日、道警裏金疑惑問題でマスコミ対策等を担当していた道警の元総務部長は、それでも追及の手をゆるめず、道新と道新裏金取材班の記者などを名誉毀損で提訴した。

その裁判は、いまでも続いている。

今年の7月14日には、裏金疑惑発覚当時の芦刈勝治道警本部長が証言台に立つことになった。

こうした背景を知っていれば、今回のミートホープ社の偽装牛ミンチ事件に関する道新の報道姿勢は肯ける。

告発者から早くに情報提供を受け、問題の背後に行政の怠慢があることが窺われるのに、記事を書くことを断念し、朝日新聞にスクープされるやあわてて報道を開始し、道警の捜査を持ち上げるような記事を書く。

道警の圧力に懲りた道新上層部は、行政の批判に関しても「墓に懲りて膾を吹く」になっているのではないか、悪く言えば腰を引いているのではないか、と思うのは間違っているだろうか？

ミートホープ社の偽装牛ミンチ事件だけではなく、社会の大きな反響を呼んだ問題で、道新が東京紙に抜かれるケースがあった。

平成18年10月1日 読売新聞が「**小6女兒自殺 市教委が遺書の『いじめ』記述隠す**」とスクープ報道した。

この事件は、平成17年9月、いじめを苦しむ小学校6年生が学校クラスメートなどあてに7通の遺書を残して教室で自殺を図り翌年1月に死亡した、というものだ。

この件で、滝川市教育委員会は調査を行ったが「いじめ」はなかったとして事実を隠蔽した。納得できなかった遺族が、読売新聞社に遺書を提出したことから読売新聞が報道した。

道新が、死亡した女兒の残した遺書などのコピーの写真入りで「**遺書にいじめ示唆 滝川の女兒自殺 市教委 内容公表せず**」と報道したのは10月2日付けの夕刊である。

伝えられるところによると、道新滝川支局は、早くに遺族から遺書の提出を受け事情を聞いていたという。

何故、それが直ぐに記事にならなかったのか、はっきりとした理由は分からない。

はっきりしているのは、道新の報道は、読売新聞の報道の後追いだったということだ。

この事件は、読売新聞の報道をきっかけに大きな反響を呼び、昨年10月には、滝川市教育委員会は小6女兒の自殺についての対応の誤りを認め「自殺はいじめが原因だった」と謝罪した。

その責任を取った形で滝川市教育長が辞任した。

権力に魂を売った記者ばかりではない

道新の記者たちの全てが、権力に魂を売った訳ではない。

所信を貫こうとしている若い記者たちも現場には大勢いる。

その事実を示すような久しぶりのスクープ報道があった。

今年5月9日朝刊の「釧路安協、試験場賃借で過少申告 年600万円不払い」の記事だ。

釧路方面交通安全協会(安協、山崎幹雄会長)が、帯広と釧路の両運転免許試験場の教習コースを届出自動車教習所へ貸し出す事業で、施設所有者の道(道警)に対し、貸出時間を実際より少なく申告し、道に正当な賃借料を払っていなかったことが8日までに、北海道新聞社が入手した内部資料などで分かった。

安協側は、少なくとも2005年度から毎年、600万円前後を道へ支払わなかったことを認めた(平成20年5月9日 北海道新聞)。

交通安全協会は、公安委員会(警察)所管の公益法人だ。

北海道の交通安全協会には、多くの道警OB(いずれも署長経験者)が理事に名を連ね、常勤の役員410人のうち195人(48%)が道警OBで占められているとされ、交通安全協会は、警察の巨大な天下り外郭団体である。

交通安全協会については、以前から「交通安全協会の役員の中には、補助金、道の委託事業等の収益の上にとっかりとあぐらをかき、高額報酬を保障されながら、交通安全協会のこうした悪しき体質を改善しようとする意欲もない」という批判がある。

それを裏付けるかのように、平成11年9月には、(社)函館方面交通安全協会の前会長と前専務理

事(道警OB)の2人が、業務上横領の疑いで逮捕され有罪判決を受けた事実がある。

首をかしげたくなるような道新の報道姿勢が続いていたが、これは公安委員会(警察)所管の交通安全協会に関する記事であり、道新としては久しぶりのスクープである点は評価しなければならない。しかし、この記事では不正な収益の使途もはっきりしていないなど、交通安全協会が抱える問題の氷山の一角を捉えているに過ぎない。

道新は続報記事を書けるか、巨大な警察天下り団体の実態を暴くのはこれからであることだけは指摘しておく。

ミートホープ社偽装牛ミンチ事件から見えたもの

警察という権力機関とそれを監視することが使命だと標榜しているメディアとに共通点が多いとは信じたくないが、今回のミートホープ社の偽装牛ミンチ事件への両者の対応には、いくつかの共通する疑問点が浮かび上がってくる。

いずれも民主主義社会にとって重要な役割が期待されているのに、存在の原点が忘れられてはいないか。目線が道民(読者)ではなく、組織内部に向けられてはいないか。難しい事件やややこしい事件は避ける傾向がないか。内部告発の意味を理解しているか。組織(会社)にとって都合の悪いことは隠蔽する、誤りを進んで明らかにしない、率直に謝罪しないという傾向がないか。等々である。

警察という権力機関に期待するつもりはないが、メディアがこれでは、権力の監視どころか、国民の「知る権利」も「民主主義社会をささえる普遍の原理」も失われるばかりだ。

日本新聞協会の新聞倫理綱領が泣いている。



20. 5. 13(火) 北海道警察の裏金報道等をめぐる訴訟

元道警本部長芦刈勝治氏の証人採用決定

佐々木友善元道警総務部長が、株式会社北海道新聞社、株式会社旬報社、株式会社講談社、北海道新聞の記者高田昌幸、同佐藤一を相手取り、名誉を毀損されたなどとして、600万円の慰謝料の支払いなどを請求した訴訟等で、5月12日、札幌地裁は芦刈勝治元道警本部長等の証人採用を決定した。

口頭弁論の日程及び証人等は次のとおりである。【()は、道警裏金疑惑発覚当時の役職】

7月14日 午後1時30分から

- ①証人 芦刈勝治(道警本部長)
- ②証人 中原洋之輔(北海道新聞記者「道警裏金取材班」サブキャップ)
- ③被告 佐藤 一 (北海道新聞記者「道警裏金取材班」キャップ)

8月18日 午後1時30分から

- ①原告 佐々木友善(道警総務部長)【注:損害賠償請求事件では被告】
- ②被告 高田一幸(北海道新聞報道本部次長 デスク)

慰謝料等請求事件は、平成18年5月31日 原告佐々木友善元道警総務部長が、北海道新聞取材班などが著者となり、株式会社旬報社が出版した「警察幹部を逮捕せよ！泥沼の裏金作り」と株式会社講談社が出版した「追及・北海道警『裏金』疑惑」の両書籍に捏造記事を掲載されたことにより著しく名誉を毀損された等の事由によって、甚大な精神的苦痛を被ったとして、北海道新聞社、旬報社、講談社、北海道新聞の高田一幸、佐藤一を相手取って、慰謝料等を請求した事件。

旬報社の「警察幹部を逮捕せよ！」は、道警の裏金問題を中心に、ジャーナリストの大谷昭宏、作家の宮崎学と道新の高田昌幸、佐藤一が道警の裏金問題について対談形式で述べた内容が記述されている。

その123ページに道警の総務部長(原告佐々木友善のこと)が道の幹部に(知事に議会で道警の

裏金問題について)再調査すると言わせないでくれと再三電話をかけたことを記事にしたところ、「その時、総務部長は本部長(証人芦刈勝治のこと)から『よくもこんな下手をうってくれたな』と叱責されたらしい」という記述が、道新と高田報道本部次長、佐藤記者によって創作された内容虚偽の、いわゆる捏造記事であると主張している。

一方、原告の訴状にある書籍「警察幹部を逮捕せよ！泥沼の裏金作り」は、ジャーナリストの大谷昭宏と作家の宮崎学が、この著書は被告の高田、佐藤との共同著作であり、この訴訟で高田、佐藤が敗訴し原告に対する損害賠償責任を負うと認定されると、被告高田、佐藤と大谷、宮崎との間で求償関係が生じる可能性があるとして、平成18年8月1日、大谷と宮崎は札幌地裁に「補助参加」を申し出て認められた。

更に、大谷と宮崎は、同年10月23日、東京地裁に佐々木友善を相手として、名誉毀損を理由に2,200万円の損害賠償を求める訴訟を提起した。

この損害賠償請求事件は、被告佐々木友善が、平成18年5月31日、慰謝料等請求事件の提起に当たり記者会見を開き、「北海道新聞取材班が著した2冊の書籍(「警察幹部を逮捕せよ！泥沼の裏金作り」と「追及・北海道警『裏金』疑惑」を指す)に掲載された4件のねつ造記事」等と発言したのは、「警察幹部を逮捕せよ！泥沼の裏金作り」の共同執筆者である大谷、宮崎の名誉を毀損する、というものだ。

この事件は、札幌地裁で慰謝料等請求事件とともに併合審理されている。

今回の証人採用は、両事件に関するものである。

平成15年11月、道警旭川中央警察署の裏金疑惑が発覚直後、当時の道警本部総務部長だった佐々木友善は、道警本部長芦刈勝治とともに、裏金の存在を全面否定した人物だ。

北海道新聞社の高田一幸、佐藤一、中原洋之輔は、当時の北海道新聞の道警裏金疑惑の取材班のメンバーで道警の裏金追及の中心となった記者である。

道警は、その後、当初否定した組織的な裏金づくりの事実を認め、道と国に約9億6,000万円を返還して謝罪した。

この訴訟は、既にこれまで9回の口頭弁論が開かれているが、証人が決定したことで、訴訟は最大の山場を迎える。

訴訟に至るまでの道警と北海道新聞との関係と9回の口頭弁論の詳細などについては、このホームページの「北海道警察vs北海道新聞」のコーナーで、14回にわたって解説しているので参照されたい。

(文中敬称略)



20. 5. 10(土) 警察官の「淫行」続発 警察官の職務倫理とは何か

このホームページで2回にわたって「[少年たちは保護されているか 北海道函館中央警察署の杜撰な捜査に無罪判決](#)」で北海道警察(以下、道警という)の少年事件捜査の問題を指摘した。

道警は、平成20年の「北海道警察重点目標」で「少年の非行防止と保護対策」を掲げ、街頭補導活動、非行防止教室等による少年の健全育成、少年の被害を防止するための児童買春等、福祉犯の取締りと広報啓発活動に取り組むとしている。

道警の「少年非行の現状(平成18年)」によると、非行少年は、平成9年を100とした指数で見ると、平成18年は75.6となっている。

これは全国的にも同じ傾向にある。

少年人口(14~19歳)の減少率が、16%前後であることを考慮してもかなり減少している。

一方では、平成19年4月1日に社会情勢の変化に伴い、新たに生じてきた有害環境から青少年を

保護し健全に育成するため、「北海道青少年保護育成条例」が「北海道青少年健全育成条例」に改正された。

この改正では、罰則が強化され「青少年に対する淫行またはわいせつな行為」については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金から「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引き上げられた。

この条例では、「淫行」(青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為)は、最も重い刑罰が科せられる。

つまり、最も悪質な行為とされている。

ところが、4月中の2週間ほどの間に、道警の若い警察官がこの「淫行」の疑いで、相次いで2人も逮捕された。

4月9日には、旭川中央警察署地域課の巡査(25歳)が逮捕された。

容疑は、「昨年10月4日、携帯電話の出会い系サイトで知り合った同市内の女子高生(当時15歳)が、18歳未満であることを知りながらいかがわしい行為をした疑い」

警察官が出会い系サイトを利用した事件では、昨年8月に大阪府警住吉警察署地域課の巡査(25歳)が、出会い系サイトで知り合った中学3年生の少女(15歳)をナイフ脅し、裸にしてロープで縛るなどした上、わいせつな行為をした疑いで逮捕されている。

4月23日には、札幌中央警察署留置管理課の巡査長(29歳)が逮捕された。

容疑は、「平成18年10月、事件関係者として知り合った女子生徒(当時16歳)に札幌市内のホテルでいかがわしい行為をした疑い」(北海道の事件については北海道新聞の記事から)

旭川中央警察署員の逮捕について、旭川方面本部政田卓三総括参事官(警視正)は、「極めて遺憾。今後は職員の職務倫理教育を徹底し、再発防止に努めたい」とコメントしている。

その2週間後には、道警本部の鳥井優二監察官室長(警視正)は「警察官にあるまじき行為。皆さまに深くおわび申し上げます」とコメントした。(いずれも北海道新聞から)

いつもと同じ型どおりのコメントで、いずれも、「淫行」は単なる個人の問題であると片づけている。

このホームページでも[「20. 1. 4\(金\)警官を見たら痴漢と思え？後を絶たない警察官の性的不祥](#)

事」で、「抱きつき警部補」や「セクハラ警部補」等、警察官の性的非行が異常に多いことを指摘した。

そして、「警察官を見たら痴漢と思え」と市民から言われなかったためにも、道警は、原因を徹底的に調査し、再発防止策を考えるべきだ。それをしない限り、これからも警察官の性的非行が続くだろうと警告した。

道警だけではない。全国的にみても、現職警察官による痴漢、のぞき・盗撮、ストーカー等の性的犯罪が頻発している。

最近では、警察官だけではなく、聖職者の信者への性的虐待、大学教授や学校教師の教え子に対するセクハラ等々がマスコミで大きく伝えられる。

社会から「〜こうあるべきだ」と高い倫理観が求められる人たちが、その心理的ストレスや緊張解消のため、こうした「逸脱行為」に走りやすいのではないかとの指摘もある。

確かに、性の問題は微妙な問題である。警察官だって人間である以上煩惱もある。

性に関わる嗜好はいろいろである。何が異常で何が正常なのかも線引きは難しい。

警察官もサド・マゾ、ロリコン、ゲイなどいろいろな性嗜好があっても不思議ではない。

痴漢、のぞき・盗撮、露出症、監禁・強姦等の性暴力、下着泥棒、ストーカーといった犯罪の多くは、精神医学または臨床精神医学では、「性嗜好異常Paraphilias(パラフィリア)」と分類され、性的嗜好に関する精神障害として把握されている。

「淫行」(18歳未満の青少年との性行為)が、精神医学上の性的嗜好に関する精神傷害に当たるのかどうかは分からない。

しかし、犯罪行為であることは間違いない。

警察組織が求める理想の警察官

逮捕された旭川中央警察署の巡査は、平成16年10月に道警に採用され、翌年3月に同署に配属されている。

6ヶ月間、警察学校で初任教養を受けているから大学卒業だろう。

それが、警察学校卒業後わずか1年で「淫行」で逮捕されている。

北海道警察学校では、職務倫理と称して、警察官として求められる倫理観や使命感を培い、円満な良識と豊かな人間性を育成するための訓育や部外講師の講義などにより幅広い教養を身に付けることになっている。

道警は、平成20年の活動指針で「厳正な規律の保持と活力ある組織づくり」ために警察職員としての初心を銘記させる職務倫理教養を行うとしている。

警察組織では、職務倫理という言葉だけが飛び交っているようだ。

警察官として求められる職務倫理とはいったい何なのか。

ここに「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則(国家公安委員会規則第1号)」がある。

その第2条には職務倫理について明記されている。

警察職員は、警察の任務が国民から負託されたものであることを自覚し、国民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観の涵養に努め、職務倫理を保持しなければならない。

2 前項の職務倫理の基本は、次に掲げる事項とする。

- 一 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。
- 二 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。
- 三 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。
- 四 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。
- 五 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

「誇りと使命感」を失わせるもの

「抱きつき警部補」や「セクハラ警部補」、そして「淫行」等の警察官の性的な非行が続いている現状をみると、一部の警察官の個人的な問題と片づける問題ではない。

現場の警察官に「誇りと使命感」を失わせる組織的な問題があるのではないかと疑問を持たざるを得ない。

全国各地で発覚した警察の裏金疑惑は、警察神話を崩壊させた。

警察の対外的なイメージは地に堕ちた。

平成15年末に発覚した旭川中央警察署の裏金疑惑をきっかけに、道警は組織的な長年にわたる恥部を 道民の前にさらした。

しかし、3億9,000万円もの使途不明金がありながら幹部の私的流用は最後まで否定した。道警の裏金システムの真相は道警職員であれば誰でも知っている。

警察の組織的な犯罪行為は、その真相を明らかにしないままヤミに葬られた。

金を返せばいいんだろうと言わんばかりに、9億6,000万円を返還したことも、かえって警察の隠蔽体質を道民に強く印象づける結果となった。

道警は、国民の税金を裏金として使った。

しかし、幹部は誰1人として処罰されることもなかった。

それどころか、上層部はその後の異動で栄転している。

組織が、自らの「誇りと使命感」を放棄し、裏金に手を染めた上層部が、堂々と居座っている限りは、その構成員である現場の警察官に「誇りと使命感」を求める資格はない。

そして、現場の警察官は「誇りと使命感」を失った。

そればかりではない。

検挙率や実績数字にだけにこだわる幹部たち。

警察の現場には、安易なノルマ主義が横行しているとの現場の警察官からの声も絶えない。

現場の警察官は、物陰に隠れてシートベルトの装着違反の取り締まり、少年相手の自転車盗の摘発等々、ノルマを達成するためにやりやすい仕事に走る。

鹿児島選挙違反事件で被告12人全員が無罪となった志布志事件等に見られるような冤罪・無罪事件が目立つが、志布志事件は鹿児島県警が実績を挙げるために組織的な人権無視の違法捜査をやった疑いがある。

この事件の捜査では、多くの現場の捜査員が無理な捜査に疑問を感じながら、その意見は採り上げられなかった。

現場の警察官は、自分たちのやっていることが無意味なことを知っている。

市民の批判があることも知っている。警察は、もっと市民に顔を向けて仕事をすべきだ。

そんな現場の警察官の思いは、安易な実績主義の前に消え去る。

上司の命令が絶対の警察組織では、現場の警察官は組織の方針に従わざるを得ない。

従わなければ、組織から排除される。

組織の方針に従順な警察官ほど、順調に昇任し警察の重要なポストに就いて出世していく。

理想と現実とのギャップに「誇りと使命感」に燃える警察官ほど悩む。

疑問を感じてもそれに答える先輩も幹部もいない。

警察学校でたたき込まれたはずの「職務倫理～誇りと使命感」などが、消え去るのにそんなに時間はかからない。

なかには、追いつめられてけん銃自殺する若い警察官もいる。

全国で多発する警察官の不祥事に対して、警察庁は次々と内部管理強化策を都道府県警察に指示している。

警視庁の巡査長が、制服勤務中にけん銃で女性を殺害し自殺した「ストーカー殺人事件」で、警視庁は、交番勤務の警察官の動きを監視するため、GPS(衛星利用測位システム)付の携帯電話を携帯させ、警察署等が交番の警察官の位置をリアルタイムに把握するシステムを導入することにしたという。

警察庁は、全国各地で警察官の不祥事が起きるたびに、警察官のプライバシーを損なうような家庭訪問、私生活の監督強化等の管理強化策を打ち出してきた。

警察官の「出会い系サイト」を利用しての犯罪の続発に、警察職員のパソコンや携帯電話にフィルタリングサービスを強制的に利用させることになりかねない。

現場を知らないキャリア官僚と官僚化した地方幹部による公私の締め付けに、「俺たちは信用されていない」そんな声が現場から聞こえて来る。

警察官の不祥事が絶えない背景には、警察庁主導による幹部枠の拡大による幹部の質の低下があることは、このホームページで度々指摘してきたところだ。

平成19年4月1日現在、都道府県警察の警察官定員の階級比率は、警視3%(2%)、警部7%(5%)、警部補28%(14%)、巡査部長30%(34%)、巡査(巡査長を含む)32%(45%)となっている。

()内は、平成3年4月1日当時の階級比率。

警察官の処遇改善を目的とする幹部枠の拡大は、幹部、とりわけ警部補の士気の低下、幹部としての自覚の欠如、指導力の低下等の弊害を招いた。

そして、巡査や巡査部長を指導すべき警部補の不祥事が目立っている。

現場の中核である警部補がこんな現状では、警察職員としての初心を銘記させる職務倫理教養等を進めることなどできるわけがない。

警察改革の原点に戻るなら、真っ先に階級比率の見直しを行い、幹部の質の向上を図るべきである。

そうでなければ、道警が運営指針としている「厳正な規律の保持と活力ある組織づくり」などできるわけがない。

多くの幹部は、部下に対して当たり障りのない建前・原則論の指導監督に終始し、難しい私生活の指導や微妙な性的問題に踏み込んで部下の相談に乗るだけの余裕も能力もない。

現場の警察官からは、その場しのぎの建前・原則論に終始し、責任の逃れの態度で部下に接している幹部ばかりだ、という声が聞こえてくる。

女と遊ぶなら5原則

勤務先の管内では遊ぶな

遊ぶなら警察手帳は置いていけ

パクられるような遊びはするな

遊ぶときは金を使え

女を騙すな。遊びは遊びと割り切れ

是非は別として、こんな本音の話を部下にできる幹部がどのくらいいるのか。

警察官と称する人物が「何をやっても『警察官だから……』というフレーズが頭に浮かぶ。他人

の前では姿勢を正して、カッコつけてるところはありますね。女房、子供の前でもね。だから同僚と旅なんか行くと、同業者同士だから思い切り気が緩んでハジケちゃう。下半身丸出しで、芸者呼んで大騒ぎ。箱根や熱海なんかで、『警察官の宴会お断り』って旅館は多いですよ」と語っている。

この人物が語るように、陽気に弾けられる警察官はまだいい。

多少の批判はあるかも知れないが、「無礼講」～上下の差別なく礼儀を捨てて催す酒宴～だろう。しかし、民間の企業では笑って済まされる「無礼講」が、監察官の耳にでも入ったら、警察内部では「警察官にあるまじき行為」として、おそらく処分の対象になる。

しかし、今では、こうした仲間と弾ける警察官などは、ほとんどいないだろう。

だから「出会い系サイト」を利用する警察官がいるのかもしれない。いかにも暗い。

国民の信頼に応えるつもりのない警察組織と現場の警察官に対する公私にわたる厳しい締め付けは、現場に強い閉塞感を生み出し、警察官に心理的ストレスを生み出し、緊張解消のため逸脱行為に走るのではないか。

続発する警察官の不祥事には、こうした背景もあることを忘れてはならない。

道警は「出会い系サイト」の問題を職員に徹底すべきだ

警察官が、「出会い系サイト」を利用している実態が明らかになった。

「出会い系サイト」は、携帯電話の普及とともに、iモードなど携帯電話によるインターネットアクセスサービスが開始されて、携帯電話からWeb サイトが閲覧できるようになった。

その手軽さから、出会いを求める多くの男性も女性も利用するようになった。

その反面、その匿名性から、最近では売春・買春、詐欺、恐喝、暴行、殺人など様々な犯罪の温床になっている。

被害者の多くは、児童・生徒だ。

このため、「出会い系サイト規制法・出会い系サイト被害防止法」が平成15年9月13日に施行され、18歳未満の少年を性行為目的で誘い出す書き込みをインターネット上で行う行為などを禁じ、それに違反する行為は処罰されることになった。



(警察庁の広報用リーフレット)

警察庁は、平成19年中に「出会い系サイト」に関係した事件が1,753件もあったことから、青少年に「出会い系サイト」を利用しないように呼びかけている。

昨年11月30日の北海道議会において、高橋清孝道警本部長は出会い系サイトについてこう答弁している。

「道内において出会い系サイトを利用して児童買春等の性的被害に遭った少年は、本年10月末現在で107人に達し、昨年同期の14人に比べ、約2.5倍と急増しているところであります。

学職別に見ますと、高校生が53人、中学生が37人に上っているほか、新たに小学生2人が含まれるなど、被害の低年齢化が危惧される状況にあります」

道警は少年の被害を防止するための児童買春等、福祉犯の取締りと広報啓発活動に取り組むとしている。

にもかかわらず、現場の警察官が「出会い系サイト」を利用して、悪質な罪を犯している。

道警職員が「出会い系サイト」を利用した事実をもっと深刻に受け止めるべきだ。

道警は、このリーフレットを全職員に配って「危ないよ 出会い系サイト」と内部への広報啓発活動に取り組むべきでないか。

この原稿を書き終えたとき、またもや現場の警察官のバカバカしいとしか言えない不祥事が4月27日の北海道新聞に載った。

札幌北署の40歳代の巡査部長が、今年2月、札幌市内で酒に酔って、面識のない若い女性に「飲みに行こう」としつこく誘っているところを通行人に110番通報され、北海道迷惑防止条例違反(卑わいな行為)の疑いで書類送致された。

道警北見方面本部の30代の警部補が、今年3月、本部で上司らと酒を飲み、泥酔して帰宅途中、駐車中の車にぶつかり車を損傷したうえ、路上に寝込んだところを通行人が通報し、北見警察署員に保護された。

巡査部長、警部補は、部下の巡査を指導する幹部である。

その幹部が、酒の飲み方も知らない。

道警は、巡査が「淫行」しても何の不思議でもない組織に成り下がった。



20. 5. 3(土) 少年たちは保護されているか

北海道函館中央警察署の杜撰な捜査に無罪判決(その2)

ところで、「北海道警察少年警察活動規程」には、こうある。

「北海道警察少年警察活動規程」第 34 条(面接上の留意事項)

非行少年との面接(犯罪少年の取調べを含む。以下同じ。)を行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。～以下省略～

2 非行少年との面接を行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1)面接の場所は、少年が落ち着いて話せるよう、事務室等人の出入りが多く、他人がこれを見聞きするおそれがある場所を避け、少年補導室等適当な場所において行うこと。

(2)省略

(3)やむを得ない場合を除き、少年と同伴した保護者その他適当な者を立ち会わせること。

(4)面接に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。

(5)面接に当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するように努めること。

(6)面接を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。

少年が逮捕されたことが、どのように保護者に連絡されたのか。

警察は事件のことについて、何時、どんな方法で、何と保護者に説明をしたのであろうか。

保護者は、携帯電話の弁済金や使用料をB女に払っている事実からすれば、刑事が保護者に面接して何らかの話があったのではないかと推察されるが、被害の弁済だけではなく、保護者として少年にどのように接すべきかなど、少年の健全育成の観点からの指導的な説明があったのか、疑問が残

る。

A少年は、次に逮捕直後の取調べ状況についてもこう説明した。

携帯電話は、B女に買って貰ったもので、その時から自分が使っていたと説明したが、取調べの刑事は「お前の話は筋が通らない。証拠は固まっている」と聞いてくれなかった。

仕方なく非行事実を認めた。

6月16日、警察署の留置場に身柄を拘束された後、事件は検察官に送致された。

A少年は、この検察官の前で再び否認に転じ、「携帯電話機は、今年2月ごろB女に買って貰ったものである。機械の値段は無料でB女が契約してくれた。それからずっと自分が持ち歩いて使っていた。充電器は前から持っていた自分のものを使っていた。B女は一度もこの携帯電話を使っていなかったが、通話料金はB女が払ってくれていた。3月か4月にB女と別れ、その後B女から携帯電話を返してと言われたが、喧嘩になって返さなかった」と述べ、同日の勾留質問の際も裁判官の前で同様に述べて否認した。

しかし、10日間の勾留が決まり、身柄は警察署に戻され、刑事の取調べが再び始まる。

取調べの様子について、A少年の説明を聞くと、おおよそ次のように話した。

否認をすると刑事の口から出てきた言葉は「鑑別所に行くぞ！少年院に行くぞ！」の脅しだった。

警察に戻ってからは、「こう、行くなって言ったべやあ！」と刑事に大きな声でしかられた…要は、最初に警察で自供したとおり検察官の前でも同様の供述をしろということだった。

しかし、携帯電話を修理に出していたことやB女と頻繁にメールのやり取りをしていた事実を何度も刑事に話している。

刑事は、A少年の弁解に対して、どんな裏付け捜査をしたのかは、知る術もない。

黙っていると刑事は書類を机にたたきつけ大声で怒鳴る。

「これで、行くぞ！」…一方的な言い方にいくら弁解しても通用しないと諦めた。

そして刑事は、言うとおりに認めると、機嫌が良くなった。

A少年は、逮捕されて4日目あたりから自白に転じ、その後は、刑事や検察官の取調べにおいては

自白を維持した。

供述調書の作られた回数までは正確に覚えていない。

そして、供述調書を作成する時には、供述拒否権を告げられてもいる。

とりわけ刑事は、供述調書の作成、読み聞かせ更には供述調書を閲読させてくれたほか、A少年の面前で供述調書をホッチキスで止め、割印までしていた。

「間違いがなかったらここに名前を書け。指印を押せ」と刑事に言われた。

内心、嘘の供述調書に間違いありませんと言って署名指印をさせられたものの、自分の意志に反して認めざるを得なかったA少年は、「何を言っても刑事は聞いてくれなかった。本当に悔しかった」と述懐している。

A少年は、更に10日間警察の留置場に拘束される。

その後、事件は検察庁から家裁に送致されたが、家裁の調査官の前でも非行事実を認め、供述を再び翻すことはなかった。

少年が否認に転じたのは、警察の留置場から身柄を釈放された後であった。

A少年は、勾留中の様子についてこう説明している。

留置場の房は、成人の人や女の人とA少年は分離されていた。

20日間の勾留中に、弁護士と面会したことはなく、(弁護士を頼んでいないのだから当然で)面会は、交際していたC女が数回、面会に来てくれた。

最初の10日間の勾留では、午前と午後あるいは、午前中のみや午後の取調べのみとほぼ連日のように続いた。

夜は遅くなっても午後7時頃までの取調べだった。

留置場に戻ってからの食事は冷めたかった。

勾留延長は、看守から勾留延長の書類を見せられ「更に10日間の勾留延長だ」と告げられただけ。

ところが後半10日間の勾留期間中は、釈放までの間、刑事や検事の取調べが一度もなかった。

ましてや23日目に警察署の留置場から釈放される際は、取調べ担当の刑事は顔も見せなかったし、刑事からは、何の説明もなく釈放され、「この23日間は、何だったのか」という思いは、一層強まった。

浮き彫りになった警察の杜撰な捜査

家裁の「決定書」では、強引な刑事の取調べの具体的な内容には触れられてはいない。

しかしながら、被害者とされるB女とA少年との関係、交際の経緯、メールの内容等を考えると、被害届が虚偽ではないかと疑いを持って捜査すべきであった。

B女の被害申告は虚偽であったことになれば、窃盗事件は架空であったことになる。

本来、こうした親しい間柄にある者の間の被害の申告には、とかく、動機に問題があり、相手を陥れる目的など、不純な動機によることが多いことは、捜査に当たる刑事としては常識だ。

被害届の裏付けを十分に行わず窃盗事件と認定し逮捕状を請求し、被疑者が少年であり、事件内容からして果たして逮捕の必要があったのかも疑問である。

しかるに、B女の供述を鵜呑みにして、逮捕状を請求して、A少年の弁解の裏付け捜査を怠り、漫然と逮捕したことは、取調べ担当した刑事だけではなく、逮捕状を請求した函館中央警察署の刑事一課長、事件の捜査を指揮した警察署長の逮捕本件の運用が極めて安易で責任は免れない。

しかも、2回にわたって勾留を請求し、2回目の勾留では1度も取り調べがなかったとするA少年の説明が事実なら、少年に対して必要のない身柄拘束を続けたことになる。

函館中央警察署の本件捜査は、少年事件捜査の基本が守られていないどころか、警察の捜査権の濫用ともいえる実態がある。

少年事件の捜査の基本が守られない理由

こうした基本が守られていれば、少年の冤罪事件など起きるはずがない。

なぜ、こうした基本が守れないのだろうか。

「北海道警察少年警察活動規程」の第6条(少年事件の処理)には、「警察署長は、少年の特性にかんがみ、少年事案の処理については、少年警察活動を担当する係(以下「少年係」の警察官等に担当させるものとする。)とし、成人の被疑者を主とする事件であって、他の係に捜査させることが適当であると認められるものを除いて原則として、少年事件は少年係が捜査するものとする」となっている。

他係が事件処理を行う場合であっても、少年係の警察官を取調べに充てることや、少年係の警察官

を立ち合わせることにしている。

しかし、この函館中央警察署のA少年の事件の捜査は、一貫して同署の刑事一課の刑事が行っている。

これは、この警察署だけの特別なことではない。

前出の道警OBの齋藤邦雄は、その事情についてこう説明する。

「北海道警察少年警察活動規程」の少年事件の処理の基本は守られることはほとんどありません。少年係は、触法少年(14歳未満の少年による事案で犯罪にはならない)や学生・生徒の万引きなど比較的軽微な事件を処理しますが、それ以外の18歳以上の年長少年による事件はほとんど刑事係が捜査します。その理由は、少年係の警察官の人数が少ないのと(大きな警察署でも数人程度)、刑事係の警察官にとって、少年は取調べ易いし、否認することもほとんどない。それに少年の窃盗事件は、刑事係の警察官にとって実績を挙げる格好のターゲットだからです。」

刑事にとっては、常習窃盗犯などの悪質な事件を追及するよりも、てっとり早く実績を挙げられる少年事件に目を向けるというわけだ。

警察には、任意捜査で検挙した事件より、逮捕した事件を実績評価の際に高く評価する傾向が強い。軽微な事件であっても、被疑者が住所不定だったり、逃走するおそれがあるとの捜査報告書を作成し、逮捕の必要性をデッチ上げ、裁判官に逮捕状を請求することもある。

時には、所在不明として指名手配をして、指名手配被疑者の逮捕実績を稼ぐ刑事まで現れる。

警察が毎年行う組織を挙げての「盗犯捜査強化月間」や「指名手配被疑者捜査強化月間」といった実績向上月間では、こうした実績を挙げるために安易な捜査が行われ易い傾向がある。

少年事件で「非行事実なし」の冤罪事件で有名なのは「綾瀬母子殺人事件」がある。

昭和63年11月、東京都足立区綾瀬のマンションで、母親と当時小学1年生の長男が絞殺された事件で、中学3年生の3人が逮捕された。

少年らは自白したのち無罪を主張、1人はアリバイが成立、2人も証拠不十分で不起訴処分となっ

た。自白の背景には、警察の取調べでの暴行・脅迫があったとされている。

また、アリバイのあることを知っていながら取り調べを続けていたともされ、少年の1人は「警察は怖かった。最後になってもやっていないといえば暴行されると思った」と証言した。

結局、「綾瀬母子殺人事件」から20年も経った今でも「少年事件のえん罪」が後を絶たないのは、少年処遇の基本が、警察内部で守られていないことにつきる。

今年になってからも、少年の取り扱いをめぐる事件もあつた。

2月26日、警視庁滝野川署地域課の男性巡查長(27歳)が路上で談笑中の少年らに注意したが、無視されたことに立腹し、区内在住の定時制高校生(17歳)の右腕をつかんで立たせたうえ、「いいかげんにしろ。今度移動しなかったら殺すぞ」などと言って拳銃を数秒間抜き、脇腹付近に銃口を向けたとする事件である。

この問題で、警視庁は、この巡查長を特別公務員暴行陵虐容疑などで書類送検すると共に停職1カ月の懲戒処分にした。

「脅すつもりだった。少年の態度が改まらなかったので強く出なければと思った。申し訳ない」などと供述しているという。

同署の署長(58歳)を警務部長注意、地域課長(59歳)を所属長注意とした。

この警察官は交番勤務である。刑事だけではなく、交番の制服警察官も少年の取り扱いの基本などは理解していないという証でもある。

そしてまた、4月17日には大阪高裁で、「地裁所長襲撃事件」で逮捕された少年たちにも無罪判決が言い渡された。

大阪地裁所長襲撃事件で逮捕されてから4年、一貫して事件への関与を否定してきた2人の男性会社員の訴えに、判決は再び「無罪」で応えた。共犯とされた少年も傍聴席で見届けた。

大阪高裁の法廷で「(検察側の)控訴を棄却する」と被告2名に再び無罪が言い渡された。

被告の2人は、事件4カ月後の平成4年6月14日に逮捕されて以降、一貫して「無実」を訴え続けてきた。

被告の1名が否認を貫く原動力になったのは、警察や検察による取り調べの状況を自ら記録する

「被疑者ノート」だったという。

逮捕数日後、当番弁護士として住吉署に面会に駆けつけた弁護士から差し入れられた。

前年10月、大阪弁護士会が全国に先駆けて発案した被疑者ノートに、取調官の言動を克明に記録した。

「人殺しがえらそうにするな」(04年6月17日)、「ヘタレ、バカヘンコ」「何を言おうがお前一人が悪い」(同21日)、「痛い目見るよ。覚悟できてんの？」(同30日)などなど。

起訴直前、検事の取り調べでは「今なら間に合うよ」と言われ、犯行を自白すれば刑が軽くなると示唆されたという。

その日のノートには「やったと嘘を言うくらいなら、否認して懲役に行く方がいい」と記した。

被告の1名は「取調室の中で起きていることを知ってほしいという一心で書き続けた。最後まで頑張る力になった」と振り返る。

警察の取調官から「(共犯とされた)少年3人はみんな犯行を認め、お前に指示されたと言っている」と自白を迫られたという。

「本当にやってない」と必死に訴えたが、取り合ってもらえなかった。

家族や友人が「無実を信じている」と言ってくれるのが支えだった。

事件担当の弁護士は「科学的な捜査を怠り、関係者の自白だけで事件を作り上げようとする捜査当局の姿勢が被疑者ノートからありありと伝わってきた」と語る。

2人の共犯とされた少年らへの取り調べについて、一審判決が「圧迫的」で不当と指摘したのに対し、17日の控訴審判決は「いくつかの問題点を指摘できる」とするにとどまり、裁判所の見方に明らかな違いがあった。

少年たちも「有罪」と「無罪」の間で揺れ動いてきた。

事件当時16歳だった元少年(21歳)は傍聴席で無罪判決を聞き、「僕も、もう一歩前進できる気がする」と喜んだ。

少年らの弁護団は「少年らの供述も踏まえたうえで、無罪が維持された意味は大きい。全員の『無罪』確定をめざしたい」と語った。

志布志事件や富山の氷見事件等の冤罪・無罪事件をきっかけに、5年前から日弁連等が警察の取

調べの可視化を強く要求している。

しかし、警察の強引な取調べは、こうした世間の耳目を集めた凶悪事件だけで行われているのではない。

警察が日常取り扱っている少年事件など目立たない事件でこそ行われているのだ。

そして、その背景には警察組織の運営の在り方にも関わる問題が潜在している。

警察官の違法な取調べの要因は根深い。

このA少年の冤罪事件は、そのことを示している。



20. 4. 28(月) 少年たちは保護されているか

北海道函館中央警察署の杜撰な捜査に無罪判決(その1)

最近、鹿児島県の志布志事件、富山県の氷見事件等、警察の違法な取調べによる冤罪・無罪事件が次々と明るみに出ている。

これらの事件はいずれも成人の事件である。

平成19年12月3日、函館家庭裁判所(以下、家裁という)は、少年A(19歳)の窃盗事件について「非行事実なし」と不処分の決定をした。

不処分は、成人事件の判決では無罪と同じだ。

つまり、A少年は冤罪だった。

その背景には、成人の無罪・冤罪事件と同じように、警察の杜撰な捜査と取調官の強引な取調べがあったことが明らかになっている。

この事件を捜査したのは、北海道警察の函館方面函館中央警察署である。

(1階と2階半分が函館中央警察署。2階半分とその上は、道警函館方面本部と警察庁通信部。)



平成19年6月14日、A少年(19歳)が北海道警察函館中央警察署の刑事に逮捕された。

逮捕の理由は、平成19年3月中旬ころ交際していた函館市内のB女(22歳)の自宅から、B女の所有する携帯電話(時価1万円相当)を盗んだという容疑だった。

この冤罪事件は、「窃盗で逮捕少年“無罪”」の見出しで報道され(平成19. 12. 14北海道新聞)、平成20年3月6日にはテレビ朝日でも放映されたが、道警函館方面本部捜査課は、テレビ朝日の取材に対して、「裏付け捜査が不十分であり、少年審判における決定は真摯に受け止めている」としながらも、「強引な取調べの事実はなかった」と回答している。

函館家庭裁判所の「決定書」から

家裁の「決定書」には、A少年の供述経過についてこう書かれている。

A少年は、6月14日の逮捕直後から本件非行事実を認めていたが、16日に検察庁に送致された際、検察官には否認、裁判官の勾留質問でも否認した。

しかし、18日になると自白に転じ、その後は警察官、検察官の取調べに自白を続け、7月4日に事件が家裁に送致された後も家裁調査官の調査等に対しても非行事実を認めた。

この間、A少年は警察の留置場に20日間身柄を拘束されていたが、7月4日に身柄を釈放され、そ

の後に行われた家裁調査官の調査、家裁審判で、「携帯電話は盗んでいない。(本件被害者として警察に被害届けを出した)B女に買ってもらったものだ。」と非行事実を否認した。

そして、家裁は、以下のとおり事実認定している。

そこには警察の本件捜査の杜撰さが浮き彫りになっている。その内容を要約する。

1 前提事実

- ①A少年とB女は、平成18年11月ころから交際し、平成19年2月15日、2人で函館市内の携帯ショップに行き、B名義で携帯電話を購入した。
- ②A少年とB女との交際は、平成19年5月初旬まで続いたが、A少年は同年2月末ころ別の女性と交際を始めていた。
- ③B女は、同年5月23日、携帯電話をA少年に盗まれたとして、函館中央警察署に被害届けを提出した。
- ④A少年は、逮捕された同年6月14日、携帯電話を警察官に任意提出した。携帯電話はB女に還付され、A少年の母親がB女に対して、携帯電話の弁済金、使用料として6万円を支払った。

2 B女の供述の信用性

B女は、「携帯電話について、盗まれた携帯電話は私が予備の携帯電話として使っていたものであり、A少年に買ってあげたということもないし、勝手に使ってもいいと言ったこともない。盗まれた後、A少年が携帯電話を使っていることが分かったが、問いただすと『ごめん、金は俺が払うから貸して』と言った。A少年と交際していたので取り上げることができなかった」と一貫してA少年に盗まれたとしている。

家裁は、B女の供述中、3月中旬にA少年に盗まれたとする供述は信用できないと判示している。

その理由は次のとおりだ。

- ①捜査報告書(携帯電話の解析結果)等の関係各証拠では、平成19年3月から5月初旬まで、B女の携帯電話と(B女が盗まれたとする)携帯電話を使ってB女とA少年の間で、頻繁にメールのやり取りをしていること。
- ②携帯電話は、(盗まれたとする3月中旬ころの)同年3月11日から同月28日まで修理に出され、代用機が貸し出されている。3月中旬ころには携帯電話はB女の手元になかったことになること。

③B女とA少年との交際の経緯、メールのやりとりの内容等から、B女に虚偽の被害申告をする動機があったとしても不自然はないこと。

3 捜査段階における少年の自白の信用性

A少年の供述の変遷については、前述したとおりであるが、家裁は次の理由からA少年が虚偽の自白をした疑いを払拭することができず、少年の捜査段階における自白は信用できない、としている。

①少年の供述は変遷を繰り返しているところ、当審判廷において「当初から否認していたが、聞き入れてもらえなかった、いったんは、検察官に本当のことを述べたが、その後、警察官から責められて、(虚偽の)事実を認めた」旨述べていること。

②少年は、捜査段階で身柄を拘束されていたこと、携帯電話がB女名義であることは動かしがたい事実であるなどの事情に照らせば、少年が、否認しても受け入れてもらえないとあきらめたとしても無理からぬことであったこと。

警察の少年事件捜査の基本

平成18年中に警察が検挙した全刑法犯の被疑者(覚せい剤取締法違反等特別法の事件を除く)は、全国で約38万人、このうち少年(20歳未満)が占める割合は29%、窃盗で33%となっている(平成19年版警察白書)。

つまり、警察が検挙する刑法犯事件の被疑者の三分の一は、少年ということになる。

ちなみに函館中央警察署では、平成18年中の刑法犯検挙人員のうち少年が占める割合は30%となっている。

刑事事件の捜査手続きなどについては、刑事訴訟法に定められている。

その第1条に「この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。」とある。

少年事件については、少年法に特別の手続きが定められている。

その第1条に「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について

特別の措置を講ずることを目的とする。」とある。

同じ刑事事件でも成人では刑罰の適用が目的で、少年の事件では保護処分が目的だ。

捜査の目的が異なっていることが分かる。

具体的には、警察官等の調査について、同法第6条の2の2項に、「前項の調査は、少年の情操の保護に配慮しつつ、事案の真相を明らかにし、もつて少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行うものとする。」とある。

つまり、少年事件の捜査は、「少年の健全育成」のために行うべきとされている。

こうした少年法の精神を受けて「北海道警察少年警察活動規程」には、少年の取扱いに関して更にその基本をはっきりと示している。

第7条(少年の処遇の基本)には、警察官等は、少年の処遇に当たっては、次の各号に掲げる事項を基本としなければならないとして、「健全育成の精神」、「少年の特性の理解」、「処遇の個別化」、「関係者の尊敬と信頼の獲得」、「関係者との協力」、「秘密の保持」を掲げている。

少年事件の捜査の基本は守られていたか

果たして、A少年の事件は、こうした少年の「健全育成の精神」、「少年の特性の理解」といった少年事件捜査の基本は守られていたのだろうか。

北海道警察で長く生活安全部門を担当し、警察署の課長としての経験も豊富で少年事件の捜査の実態に詳しい道警OBの齋藤邦雄が、A少年に面接し函館中央警察署の本件捜査が、具体的にどのような行われたのかを聞いた。

分かりやすくするため、最初に少年事件の基本を示し、その後に、A少年の説明を述べる。

少年法第6条の4には「警察官は、調査をするについて必要があるときは、少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができる。」とあり、その第2項には、「質問に当たっては、強制にわたることがあってはならない。」とある。

「北海道警察少年警察活動規程」第33条(呼出し上の留意事項)

捜査又は調査のために非行少年を呼び出す場合においては、原則として保護者又はこれに代わる

べき者(以下「保護者等」という。)に連絡するものとする。～以下省略～

2 捜査又は調査のために非行少年を呼び出す場合においては、次に掲げる事項に留意し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

(1)(2)(3) 省略。

(4) 呼出しは、できる限り、その用件を明らかにした書面により行い、かつ、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同伴を依頼する等協力と信頼を得られるよう努めること。

3 捜査又は調査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前2項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮すること。

4 省略

A少年の説明によれば、A少年は外出先から刑事の車に乗せられて警察署に連れて行かれている。事実上の強制連行に近い。保護者への連絡もなかったようだ。

A少年は、逮捕された前後の様子についてこう説明した。

B女との交際をやめたあとに、C女と付き合いしていた。

そしてC女と外出中の6月14日の昼すぎのこと、函館中央警察署の刑事からC女の携帯電話があった。

C女が電話に出るように言うので電話を代わると刑事だった。

函館中央警察署の刑事と名乗る男は、電話に出たA少年に対して「ちょっと聞きたいことがある。C女のアパートの前まで来られないか」と呼び出された。

30分ほどして、C女とともにアパートの前に行くと警察の捜査用車両が停まっており、刑事3人がいた。

「ちょっと、聞きたいことがある。警察署まで来てくれ」と言われ、仕方なく刑事の運転する車に乗った。

運転席、助手席、運転席後ろにそれぞれ刑事が座り、少年は助手席の後ろ座席に乗車した。

警察署に到着するまでの10分足らずの車中で、刑事は(持っていた本件の)携帯電話のことを聞いてきた。

「盗んだものではありません。」と説明したが、刑事は弁解を聞いてくれなかった。

警察署に到着後、2階にある刑事一課の取調室に案内された。

そして待っていると刑事が入ってきて、いきなり逮捕状を見せられて逮捕された。

引き続いて「弁解録取書」なる書類に言い分を取られた。

その時に初めて「言いたくないことは言わなくてもいい」と取調べの刑事に告げられる。

いわゆる供述拒否権の告知は、ここで初めて告げられて弁解録取書の作成が始まったことになる。

もちろん、逮捕された事実については否認した。

弁護士を頼めることができることを告げられるが、お金もないところから弁護士は要らない、と刑事に話す。

A少年に、当番弁護士制度のことを知っているかどうかを聞いて見たが、もちろん知らなかった。

刑事も、そのような制度のことは教えてくれなかった。

その後、書類を読み聞かされて署名と指印を押す。

何で俺が逮捕される目に遇うのだ?・・・突然、不条理な出来事に遭遇してしまったと内心思うが、親に連絡して貰おうとする考えすら浮かばない。

弁解録取が終わったら、すぐさま留置場に入れられた。

そして1時間ほどすると、再び取調室に連れて行かれ、さっそく刑事の取調べが始まった。



20. 4. 13(日) [またも、仙台市民オンブズマンが勝訴](#)

[宮城県警の捜査報償費 ほとんどが架空支出](#)

[\(北海道でも同じ趣旨の訴訟が進行中\)](#)

仙台市民オンブズマン(代表十河弘弁護士)が、宮城県警察本部(以下、宮城県警という)総務課の平成6、7年度の旅費支出はカラ出張だったなどとして、最高裁に上告していた旅費の返還を求めた訴訟について、最高裁が平成20年3月17日に差し戻し判決を下した。

それに続いて、同オンブズマンが平成11年度の宮城県警察本部刑事部、交通部及び警備部の捜査報償費の支出に関する一切の資料の開示を請求(平成14年5月20日)したのに対して、警察本部長が一部非開示とした処分(同年6月20日)について、同オンブズマンがその取り消しを求めた訴訟で、3月31日、仙台地裁は「ほとんど実態のない架空の支出で、非開示処分は裁量権を逸脱している」と原告(仙台市民オンブズマン)の主張を認め、関連文書のほぼ全面開示を命じる判決を下した。(最高裁の差し戻し判決については、当ホームページ [20. 3. 22\(土\)宮城県警のカラ出張で最高裁が差し戻し 仙台市民オンブズマンの追及は続く](#) を参照されたい。)

この判決について、仙台市民オンブズマンは「浅野証言が決め手となった。画期的な判決だ」と浅野前宮城県知事の証言を高く評価しているが、その内容については、当ホームページの「警察裏金問題の基礎知識」([第10回 警察の裏金疑惑と知事 浅野前宮城県知事の証言から](#))で詳しく述べた。

判決は、浅野前知事の証言を重視し、県警の不合理的な対応や全国の都道府県警察で発覚した裏金疑惑などから「捜査報償費のほとんどは、裏金に回すための架空支出」と判示した。

そのうえで、架空支出とすれば、支出関係文書に記載された情報には実体がなく「捜査員の氏名等は、宮城県情報公開条例で非開示が認められた犯罪捜査に関する情報には当たらない」とし、県警が作成する支払精算書等に記載された「協力者の住所、氏名、や警部補以下の捜査員の職名や氏名、支払額など、協力者個人が作成した領収書を除く全ての文書」について開示を命じた。

平成17年6月21日には、宮城県警が犯罪捜査報償費を裏金に回した疑いがあると、仙台市民オンブズマンが提起した宮城県警の(当時の)会計課長に約1,950万円の返還を求めた訴訟で、仙台地裁は「(犯罪捜査報償費の執行の)相当部分に実態がなかった」と不正支出の疑いを指摘する判決を下している。

また、宮後県警は、平成17年6月24日に当時の宮城県知事の浅野史郎氏に犯罪捜査報償費予算の執行を停止されたことでも全国の注目集めた。

しかし、浅野知事の後任の村井嘉浩知事が、初登庁の日に執行停止を解除したことで救われた。

宮城県警は、これまでの仙台市民オンブズマンの厳しい追及や元幹部などによる内部告発にもかかわらず、組織的な裏金づくりを認めていない。

警察はこれまで、捜査報償費の支出に関する文書の開示請求に対しては、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、控訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるなどとして、そのほとんどを一貫して非開示としてきた。

例えば、開示された「支払精算書」は、記載されている作成年月日、協力者の住所、氏名、支払額、支払事由、捜査員の官職、氏名、印影等はマスキングされほとんど真っ黒になっている。

「捜査費支出伺」も同じだ。

「領収書」も捜査協力者の住所、氏名、印影、受領金額、受領年月日等、全てがマスキングされている。

こうした開示のやり方は、宮城県警だけでなく、北海道警察をはじめ全国共通である。

そしてこうしたやり方は、捜査報償費の文書だけではなく、旅費の支出に関する旅行命令簿等の文書、捜査報償費予算の要求の積算根拠となる協力者の数等についても貫かれている。

また、こうした情報開示請求に対する対応や監査委員による監査への対応も、全国共通である。

つまり、都道府県警察は、公文書の開示について常に警察庁の指示の下に行っているのだ。このことは、警察の裏金システムに警察庁が深く関与していることを強く窺わせる。

仙台地裁の判断

今回の仙台地裁の判決書から「架空支出か否かの判断」と「裁量権の逸脱又は濫用かの判断」の

内容を要約してみる。

そこには捜査報償費が、裏金に回されていた実体とそれを隠蔽しようとする宮城県警の意図が明確に示されている。

「架空支出か否かの判断」

①捜査報償費の支払件数は、事件発生件数とは必ずしも相関関係になく、各所属に配分される各月の捜査報償費は月末までほとんど支払われ、平成11年度の執行率は99.972%から100%であった。しかし、これは次の点からすると不自然である。

○捜査報償費は、本来、突発的に発生する事件捜査に対して、常時、臨機応変に対応する性質のものであること。

○謝礼金の額は、上限を定めず、当該情報の価値の程度などから所属長が総合的に考慮して決めるとされていること。

○平成13年度に捜査諸雑費の制度が設けられた後は、謝礼金の執行額が激減し、逆に、平成11年度や平成12年度においてはごくわずかであった通信費などの諸雑費の執行が激増したこと。

○平成15年度、平成16年度の捜査報償費の執行率は、予算が増加したわけでもないのに、80%にとどまっていること。

②警察本部長は、平成11年度及び平成12年度捜査報償費については、情報提供者名や捜査協力者名を浅野知事や監査委員に明かすことを拒否し続け、また、捜査報償費の執行した捜査員からの浅野知事、監査委員及び情報公開審査会が聴き取りすることも拒み続けた。しかし、これらの対応は次の各点、及び、知事には予算執行権があり、実地調査権が認められていること、監査委員には、監査のために関係人の出頭を求め、関係人に対して帳簿、書類などの提出を求めることができると定められ、同時に、守秘義務を課せられていること、情報公開審査会には、適当と認める者に知っている事実を述べさせる等の調査することが認められていること、そして、警察本部長はこれらを知っているはずであること、などに照らすと、次の点から極めて不合理である。

○捜査の秘密・協力者の安全確保は、情報や協力内容によって濃淡の違いがあること。

○宮城県警察は、平成16年4月から、警察庁の方針変更を受け、監査委員の定期監査については、捜査員からの聴き取り調査に応じることとしたこと。

○宮城県警察は、平成17年4月から、監査委員の定期監査については、協力者との接触場所とし

て利用した飲食店名を、一部を除き監査委員に開示することとしたこと。

○宮城県警察は、監査委員の定期監査については、平成18年1月1日以降執行する捜査報償費に関し、捜査に支障のないものについて協力者の住所・氏名を監査委員に原則開示する方針を打ち出したこと。

○警察本部が、謝礼金を受領したとする情報提供者や捜査協力者に対して内部監査のために接触することが、どの1人に対しても、いかなる方法によっても、全て捜査活動へ支障が生ずるとはおよそ考えられないこと。

○会計書類の記載どおり捜査報償費が執行されたことを明らかにするには、捜査情報提供者や捜査協力者からその授受を確認して裏付けをとることが不可欠であり、飲食店の所在を確認したところで、接触に伴う飲食があったことを何ら裏付けるものでないこと。

③本件捜査報償費の支出が架空であることの積極証拠として、次のものがある。

○宮城県警察の元幹部は、平成16年6月、当時の知事である浅野知事に対し、捜査報償費の支出は98%から99%が架空であり、裏金になっていたと語った。同人が同知事に渡した一覧表の内容が平成12年度の警察本部の生活保安課の捜査報償費の執行内容と完全に一致する。

○また、上記を補強する証拠として次のものがある。

●宮城県警察の元巡査部長が領収書を書かされたと言った旨の新聞報道や、現職警察官を名乗る人物からの、協力者に金を渡したことがない旨の浅野知事への手紙などがある。

●北海道警察が平成10年度から平成12年度に捜査報償費などのほぼ全額が不正支出されていたことを認め、福岡県警察も捜査報償費について組織的な裏金作りがあったことを認めたほか、各地の警察で同様の問題が噴出している。

●北海道警察の元警視長が、別件損害賠償代位訴訟の証人として、他の都道府県警察と同様に宮城県警察においても捜査報償費の不正経理があるとみるのが一般的である旨証言している。

●北海道警察予算執行委員会は、報告書で、多くの所属長は捜査活動に効率的、機動的に捜査報償費を使用するためには月々の資金前渡金をいったん裏金に回してプールした方が使い勝手がいいので裏金作りはやむを得ないと認識し、多くの部署で組織的な不正支出が行われていたと指摘している。

④本件捜査報償費の支出はその内容に不自然な点が多々あるうえ、宮城県警察全体の捜査報償費

予算の執行停止という非常事態に至るも協力者の氏名の開示及び捜査員からの聴き取りを拒否し続けた警察本部長の頑なとも言える対応は、平成18年1月1日以降執行する捜査報償費に関する対応などと比較し極めて不合理であって、これらは、本件捜査報償費の支出のほとんどが裏金へ回すためにした架空の支出であることを示唆するとも理解される。

これらを総合的すると平成11年度の本件捜査報償費の支出は、そのほとんど全部が実体のない架空支出であったと認めるのが相当である。

「裁量権の逸脱又は濫用かの判断」

①原告(仙台市民オンブズマン)が、本件支出のほとんど全部が実体のない架空支出であり、架空支出に関わる各文書に記録された情報はその実体がなく、したがって、これらの文書に捜査報償費の支払いに関する情報が記録されていることを前提とする警察本部長の判断はその基礎となる事実を欠くものであることを立証したのであるから、次に、被告(宮城県)において、実体のある支出に係る文書を特定して主張立証すべきでところ被告はそれをしない。

②そうすると、本件において、架空支出に係る文書の特定が不十分だとして、各文書の全部を非開示とすることは社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるというべきであり、裁量権の逸脱又は濫用に当たるといふべきである。

③各所属に実在している捜査員の氏名等が記録されている捜査員情報は、架空支出を実行した捜査員としての意味を有するにすぎないから、そもそも、捜査に関する情報であるとか、捜査に関わる方法に関する情報であると認めることはできないものである。

④各文書につき、非開示とした(警察本部長の)判断は、裁量権の逸脱又は濫用であるといふべきである。したがって、上記処分のうち(宮城県情報公開条例第8条第1項)ただし書による第4号(公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、控訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあること)を理由にこれらを非開示とした部分は違法である。

仙台地裁判決は、道警の裏金疑惑の追及にも影響か？

この判決は、その第3「当裁判所の判断」の中で、全国各地の警察における不正経理の確認あるいはその疑惑の内部告発についても触れ、警視庁、北海道警察(以下、道警という)、福岡県警察、高

知県警察、京都府警察、愛媛県警察などの各警察のOBや現職捜査員らが、マスコミに対し、架空領収書による捜査報償費の請求、捜査費が振り込まれる捜査員の個人口座が幹部らに管理され捜査員が自由にできない事情、領収書を偽造し捜査費を裏金としてプールして不正流用していた事実などの不正処理を次々と証言し、新聞や週刊誌がこれを取り上げて報道したとしている。

これらの中で訴訟などが続いているのは、高知県、愛媛県だが、北海道でも道警本部長の会計書類の非開示処分をめぐる訴訟が行われている。

平成19年9月4日に、札幌の市川守弘弁護士が道警本部長を相手取って札幌地裁に提起した「公文書一部非開示決定処分取消請求事件」だ。

この訴訟は、市川弁護士が平成17年4月18日、北海道情報公開条例に基づき、「北海道警察本部銃器対策課が平成12年4月から同14年6月まで作成した一切の会計書類」の開示請求を行ったが、道警本部長が平成17年6月17日に一部非開示の決定をした処分の取り消しを求めるものである。

市川弁護士は、この処分について、平成17年8月17日、北海道公安委員会に対し、審査請求の申し立てを行ったが、同公安委員会は請求を棄却している。

この審査請求では、道警の裏金疑惑を告発した元釧路方面本部長原田宏二と元弟子屈警察署次長齋藤邦雄が、情報公開・個人情報保護審査会で道警の裏金システムの実態について陳述している。

道警本部長の非開示処分の決定は、開示請求のあった公文書全体を「適正執行分」と「非適正執行分」に分けて、それぞれについて非開示事由が存在するかどうかを判断している。

市川弁護士は、そもそも、道警においては、長年において道警の予算全体において構造的、組織的に、違法な予算執行が行われていたところ(いわゆる裏金づくり)、この予算システム全体において、明確に被告(道警本部長)の言うような「適正執行分」と「非適正執行分」とに峻別できるものではなく、道警本部長の決定は、この不明確な区分を前提に、「非開示事由」の有無を判断しているもので違法である、としている。

市川弁護士は、札幌地裁に提出した「準備書面」(対象公文書の適正・不適正の恣意性について)でこう指摘している。

北海道監査委員の監査結果は、平成12年度の銃器対策課の捜査用報償費の違法支出の割合

が、警察本部全体の約4割を占めるという異常さである。旅費に至っては警察本部の違法支出のほとんどが銃器対策課となっている。

したがって、本件被告(道警本部長)の主張は、全くその実体とかけ離れた事実に基づく主張ということになる。

本件開示請求文書全てが、被告の言う「不適正な文書」でなければならない。

今回の仙台地裁の判決は、同じような訴訟にも影響を与えると見られ、道警銃器対策課の訴訟にも一定の影響があるのではないかと予想される。

仙台市民オンブズマンは、宮城県警察本部鑑識課、鉄道警察隊、旧生活保安課が平成12年度に支出した捜査報償費関連文書の情報公開訴訟で、当時の幹部3人を証人申請していたが、3月25日、仙台地裁は証人採用を決定した。

この3人の幹部は、1人は現職(警視正)で2人は既に退職している。

警察幹部やOBが裏金疑惑に絡み証言台に立つのは、愛媛県警などの例があるが宮城県では初めてである。

証言は、7月8日に行われる予定だが、どんな証言をするのか注目される。

仙台市民オンブズマンは、このほか知事を相手取って、この3部署の捜査報償費をめぐり宮城県警察に約207万円を返還させるよう求める訴訟も提起し係争中である。

仙台市民オンブズマンによる宮城県警裏金疑惑の追及はまだまだ続く。

この仙台地裁の判決をめぐっては、梅原克彦仙台市長が、「市民の生活の安全・安心を守っていく立場にある自治体の首長として、今回の判決は非常に問題が多い」と発言し、仙台市民オンブズマンから「捜査報償費の支出が、架空でないと考えるなら根拠を示せ」などと公開質問状を突きつけられるというおまけまでついた。

更に、村井嘉浩宮城県知事は、4月2日の記者会見で、捜査報償費訴訟について「県警本部長が被告」との誤った発言を行っただけでなく、何らの根拠も示すことなく、「捜査報償費はきっちりと執行されている」などと無責任発言を行っただけとして、仙台市民オンブズマンは、4月7日、村井知事に対して、これらの発言の撤回や根拠を明らかにするよう求める申入れを行った。

捜査報償費の予算執行停止を解除した現在の村井嘉浩知事といい、この梅原克彦仙台市長といい、宮城県警の裏金作りの実態を何も知らないのか、それとも別の意図を持ってこうした発言をあえてしたのか、責任のある自治体の首長の発言としては極めて不適切なことは間違いない。



20. 4. 10(木) 茨城県8人殺傷事件にみる刑事警察の姿(その2)

茨城県警の失態 警察庁の刑事警察強化対策への疑問

メディアが伝えている被疑者の動きと捜査状況は、おおむね次のようなものだ。

茨城県警が8人殺傷事件(第2事件)の被疑者 金川真大(24歳)を4日前の別の殺人事件(第1事件)の被疑者として全国に指名手配したのは3月21日、この日、被疑者の母親に「(第1事件の)犯人は俺だ。犠牲者が増える」と第2の殺人を予告するようなメールがあった。

翌22日午後0時42分ころ、被疑者は自分の携帯電話から110番し、「捕まえてごらん」などと警察を挑発した。

この電話は、第2事件の現場になったJR常磐線荒川沖駅付近からかけられていた。

約1時間後には、同線取手駅付近からも無言の110番通報があった。

茨城県警捜査本部(以下、捜査本部という)は、被疑者が運転免許を持たないことや携帯電話の位置情報から公共交通機関を利用すると判断し、約170人体制でJR常磐線沿いを中心に被疑者の発見逮捕に当たっていた。

特に、JR荒川沖駅は被疑者の自宅に近いこともあって、改札口やホーム、駅前ロータリーに計8人の私服捜査員を配置していた。

3月23日午前11時ころ、頭を丸刈りにしニット帽をかぶって変装した被疑者が、東京方面からの電

車でJR荒川沖駅下りホームに降り、改札口の内外で張込んでいた捜査員の前を通過して改札口を抜けたあと、次々と所持したナイフ等で通行人を殺傷しながら逃走、ようやく事件(第2事件)に気がついた張込み中の捜査員が追跡するも被疑者を見失い、その後、被疑者自ら約200メートル離れた交番から「私が犯人です」と土浦警察署に連絡し逮捕された。

この時点で、捜査本部はどんな情報を持っていたのか。

少なくともはっきりしていたのは、

- ①第1事件に使われた凶器が発見されていない。(現在もそのまま所持している可能性があった。)
- ②第1事件の犯行の動機が不明である。(異常者による通り魔殺人だとすると、同種事件が発生する可能性があった。)
- ③第2事件の前日、警察を挑発したり、母親に「犠牲者が増える」と犯行予告とも受け取れるメールをしている。(大量殺人の発生の可能性があった。)
- ④第2事件の前日、2回にわたって携帯電話の位置情報から被疑者のおおよその位置を確認していた。(捜査体制が、被疑者の行動に対応できず、犯人逮捕のチャンスを逃した。)
- ⑤被疑者が運転免許を持たないことから、利用する可能性があるのは公共交通機関であり、警戒重点対象はJR駅及びその周辺だ。(JRに対する協力要請の必要があった。)

捜査本部の最初の失敗は、3月22日の昼、2回にわたって被疑者の携帯電話の発信位置を確認し、TR荒川沖駅と取手駅に捜査員を配置し警戒に当たったのににもかかわらず、被疑者を逮捕できなかったことだ。

それでも捜査本部は、警戒対象のJR駅等に対して協力要請は行わなかった。

JR荒川沖駅の駅長は「第1事件後の翌日の20日と22日捜査員が駅構内を撮すビデオを借りに来ただけで、第2事件後にも当日のビデオを借りに来ただけで、事件前日や当日の捜査員の配備など、こちらに連絡は一切なかった」と説明している(3月30日 産経新聞)。

捜査本部では、第2事件の当日は約170人体制で被疑者の発見逮捕の体制を組み、JR荒川沖駅など20の駅に捜査員を配置し、JR常磐線などの電車内、東京・秋葉原にも捜査員を固定配置してい

たとされる。

結果は、被疑者を逮捕できなかつただけではなく、第2事件の発生を防ぐことができなかった。捜査本部の捜査には、どんな問題があったのか。

メディアが指摘する捜査本部の失態とは、おおよそ次のようなものだ。

- ①21日午前、被疑者金川真大が母親に「俺が犯人だよ。犠牲者が増えるよ」と新たな事件を起こすことを予告したとも思われるメールを送信していた事実を把握していたのに事件を防げなかった。
- ②新聞等には被疑者を全国に指名手配した事実が被疑者の写真入りで報じられてはいたが、第2事件の発生も予想されたのに、現場のJR常磐線荒川沖駅付近に制服警察官を配置せず、現場周辺の広報活動もやっていた。
- ③現場のJR荒川沖駅周辺に配置された私服捜査員8人は、警備、地域(交番勤務)、生活安全係の警察官で、数はほかの駅の倍だったが、凶悪犯捜査を担当する刑事部門の捜査員は1人もいなかった。
- ④8人の私服捜査員は、警棒と手錠を持ち、防刃衣を着用していたが、無線機、警笛、けん銃は携行していなかった。個々の捜査員との連絡手段は携帯電話だったため、事件の認知が遅れ、被疑者の追跡や逮捕ができなかった。
- ⑤私服捜査員が持っていた被疑者の写真は2年前に撮影されたもので、丸坊主にニット帽の被疑者の変装を見破れなかった。

警察における指名手配と捜査の実態

警察庁は、平成19年4月から、捜査特別報奨金による公的懸賞金制度を設けた。

捜査特別報奨金(100～300万円)は、都道府県警察が捜査中の事件のうち警察庁が特に指定するものに関し、事件の検挙に結び付く有力な情報を提供した者に支払われる。

警察庁の指定する事件には、警察庁指定特別手配被疑者、警察庁指定重要指名手配被疑者の事件が含まれる。

この制度の実施は、捜査を取り巻く環境の変化により、警察が事件情報や指名手配被疑者の逮捕

に関する情報が得られなくなり、事件が未解決になっていることを物語っている。

「指名手配」とは、逮捕状の発せられている被疑者の逮捕を(他の警察に)依頼し、逮捕後身柄の引き渡しを求める手配のことをいう(犯罪捜査規範第31条)。

つまり、「指名手配」とは警察内部の手配なのだ。

しかも、犯罪捜査は、その性格上、非公開を原則としているから、これを公表し積極的に国民の協力を求める捜査方法について消極的になりがちだ。

建前としては、指名手配被疑者の公開捜査は、被疑者自身の人権も考慮して、社会防衛上やむを得ない場合にのみ実施することとされ、具体的には被疑者の追跡捜査状況、犯罪反復の可能性、捜査上の支障等を検討し、効果的な時期を選定することとされており、指名手配、即公開捜査とはならないのが通例である。

実際には、凶悪重要事件の被疑者であって、追跡捜査をやってもかなりの期間、逮捕できないとなってから、はじめて公開捜査に踏み切るケースが多い。

JR常磐線荒川沖駅に対する協力要請したうえ、制服警察官を配置したり、駅構内やショッピングセンターにも広報活動を展開して、市民に警戒や協力を呼びかけるべきだった、とする批判もある。

確かに、指名手配犯人を早期に逮捕することは重要であり、第2事件が発生する可能性があったのは事実である。

捜査本部は、3月21日には、マスコミに第1事件の被疑者を指名手配した事実を発表し、顔写真を提供して市民に情報提供を求めている。

従来の警察の考え方に従えば、こうした広報に止まったとしても当然だ。

犯罪反復の可能性があったとしても、捜査上の支障等を優先させ、JR荒川沖駅等に対する公開捜査はしなかったということだろう。

つまり、捜査本部の判断は、従来の警察の指名手配に関する考え方を踏襲したに過ぎないと言える。

また、JRに対する協力要請を怠ったのは大きな問題だが、従来の警察の考え方からすると、制服警察官の姿はかえって犯人に逃走されるおそがあり、JR荒川沖駅やショッピングセンターでの広報活動は、乗客や買い物客に混乱を生じさせるのではないかと判断したものと思われる。

駅等の混雑する場所で指名手配被疑者を張込みで発見・逮捕する作業はそう簡単ではない。

犯人が必ず現れるという保障もない、忍耐と根気のいる仕事だ。

最近の凶悪事件の捜査では、コンビニ等の防犯カメラ、Nシステムのデータの活用による捜査が多用されているように思われる。

今回の事件でも同じことが行われている。

現場の捜査がこうした安易な手法に頼っていると、聞込み、張込み、尾行といった捜査の基本的な手法が軽視されることになる。

刑事部門の捜査員であっても、こうした捜査の基本的手法をこなせる捜査員は少なくなっているといわれる。

刑事経験の長い警察OBは、警察ではこうした基本的捜査手法の訓練はほとんど行われず、刑事が見よう見まねでやっていたに過ぎないと指摘する。

素人でも警戒心を持っていれば、刑事の尾行、張込みを見破るのは比較的容易だ。

果たして、刑事部門の捜査員を使ったとしても成功したかどうかはかなり疑問だ。

ましてや、警備、地域(交番勤務)、生活安全係の警察官では、張込みの経験もほとんどなく、慣れない応援の仕事となれば犯人逮捕への意欲は低くなりがちだ。

情けない話だが、国民は現在の警察の現場捜査力のレベルは、この程度だと思った方がいい。

捜査本部の幹部は、JR荒川沖駅周辺を最重要警戒箇所と考え、ほかの場所の倍の人員を配置していたとしているが、数はともかく質という面を考えると、首をかしげざるを得ない。

第1事件の捜査に刑事部門の捜査員を使わざるを得ない事情があったとしても、捜査本部の幹部は、漫然と機械的に捜査員を配置していただけであり、JR荒川沖駅周辺での被疑者の発見逮捕を重視していたとは考えにくい。

配置された捜査員が、無線機を持っていなかったのは致命的だ。

通常は、張込みに私服捜査員を配置するときは、携帯する装備は捜査本部が指定する。

ところが、私服捜査員は携帯電話を所持していたが、無線機は持っていなかったという。

一般の携帯電話では、無線機と違い通話に手間取るし、全捜査員に一斉指令をすることはできない

はずだ。

捜査本部の幹部は、無線機は犯人に警察官と見破られるおそれがあるので、持たせなかったと説明しているようだが、今は目立たない無線機もあるはずだし、電車の中でイヤホーンを使ってラジオ等を聴いている乗客も多い。

いくらでも工夫はできたはずだ。

それとも、茨城県警を含めて日本の警察には、現在もこうした捜査に必要な無線機も配備されていないのだろうか。

無線機を持たない捜査員は、即座に犯人の動きに関する情報を得ることはできないし、状況の変化を捜査本部に報告することもできない。

これでは、捜査員は耳も口もないに等しい。

事実、茨城県警が第2事件の発生を知ったのは、市民からの110番通報だったという。

これでは、170人体制の捜査員を一体誰が、どこで、どんな方法で指揮をしようと考えていたのか極めて疑問だ。

最初から組織的な捜査は、不可能な体制だったと言える。

張込みの私服捜査員がけん銃を携帯していなかったことも批判されているが、アメリカの刑事とは違い、日本の私服勤務の警察官は日頃からけん銃を携帯していない。

私服用けん銃ホルスター(左脇に吊す)を持っている警察官がどれくらいいるか。

通常、制服警察官が携帯しているニューナンプM60(回転式)を私服で腰に着けると着衣がふくらみ不自然になる。

着衣によっては、ホルスターが下から見える。

仮に、けん銃を携帯していたとしても、通行人の多い状況下で、自信を持ってけん銃を使える警察官はほとんどいない。

日本の警察官のけん銃を使う技能は、そんなに高くはない。

通行人に怪我人が出た可能性がある。

おそらく、捜査本部はそうした事態を考慮してけん銃は携帯させなかったのかも知れない。

そこまで考えていたかどうかさえ疑問だが。

そのほか、張込みの私服捜査員が携帯していたのは伸縮する警棒(長さ65センチ、アルミ合金製)だが、これで刃物を振り回す犯人を制圧できただろうか。

下手すると殉職者が出ていた可能性もある。

こうした事態を予想するなら、重点警戒対象の直近には、機動隊などの制服部隊を前進秘匿配置し、突発的な事態に備える必要があった。

そうした備えがあったとする情報はない。

写真を捜査に利用することはよくあることだが、あまり写真を過信すると失敗することが多い。顔見知りの人物や顔によほどの特徴がある人物なら別だが、そうでなければ動く表情のある人物を一瞬のうちに写真と同一人物かどうかを判断するのはかなり難しい。

捜査員が持っていた写真は、2年前に撮影されたものだったうえ、被疑者が変装していたらほとんど役には立たないだけでなく、かえって邪魔になった可能性がある。

とはいっても、被疑者の直近の写真を入手することは不可能なことも多い。

となると、張込み中の私服警察官の集中力と勘に頼らざるを得ない。

JR東日本水戸支社の広報担当者は「23日のこの時間(11時ころ)に降りた乗客は40人くらい。混み合っていなかった」と説明している。

事件当日は、土浦市内は快晴で、最高気温は15度。

金川容疑者はスーツを着こみ、ニット帽をかぶっていた。

注意深く見ていたら、容疑者と直感しなくても、違和感を覚えたのではないか(3月31日 読売新聞)。

この記事が指摘しているように、JR常磐線荒川沖駅構内に配置されていた私服捜査員の緊張感が欠けていたと言われても仕方があるまい。

しかし、捜査力のレベルだけではなく、現在の警察官の士気のレベルもこの程度ではないかという気がする。

茨城県警の捜査本部の判断の甘さ、その背景にあるもの

メディアが伝える情報を基にいくつか考えられる問題を指摘してみた。

捜査本部の責任者である茨城県警の刑事部長は、事件後の記者会見で「捜査態勢は十分に警戒を怠ったわけではない」と強調したようだが、第一次捜査権を国民から負託された警察にとって、結果が全てである。

弁解の余地は無い。これをみても捜査本部の認識の甘さがよく分かる。

十分な警戒体制を取ったのににもかかわらず重大な結果を招いたのなら、幹部の認識と現場の実態にギャップがあったことになる。

つまり、幹部が現場の実態を把握していなかったことになる。

現場の実態を把握していれば、従来の捜査手法とは違った対応も可能であった。

特に、前日22日に被疑者を逮捕できなかったことについて、捜査本部としてその要因を十分に検討し、23日の捜査体制にどう生かそうとしたのか、大きな疑問だ。

それが行われていれば、捜査体制の見直し、JR荒川沖駅をはじめJRに対する協力要請、市民に対する迅速な公開捜査の展開なども考えられたはずだ。

さらに、指摘するならば、茨城県警は多くの未解決凶悪事件を抱えている要因はどこにあったのか。

捜査員の士気が下がっていないか、捜査幹部や捜査員の能力が不足していないのか、捜査方針が誤っていなかったか等、様々な要因について分析・検討が行われていたのだろうか。

それとも漫然と未解決事件を積み重ねていただけだったのだろうか。

そうした点にも要因が潜んでいるように思う。

そのほかにも、いくつかの見えない要因がある。

その1つは、茨城県警は3月18日付けで、警視正以下の異動を発令していることだ。

捜査本部の責任者の刑事部長(警視正)は、今回の事件の現場を管轄している土浦警察署長から着任したばかりであった。

現場を管轄する土浦警察署長(警視正)は警察学校長から着任したばかり、事件を担当する刑事部

の捜査一課長(警視)も常総署長から着任したばかりだった。

その翌日、19日に第1事件が起きた。その4日後に第2事件が起きた。

警察にとって、異動の時期は体制に間隙を生じやすく、警察官の気のゆるみから不祥事も起きやすいいわば魔のシーズンでもある。

警察の人事異動の直後は、新たに着任した幹部は自らの担当業務に不慣れなうえに、内部がざわめいており、とかく問題が生じやすいことは警察内部では常識だ。

今回の事件では、関係する部署の責任者である幹部が全て交替している。

そうしたことが要因となり、対応が甘くなった可能性がある。

その2つは、県警の異動が発令された翌日の19日の午前9時20分ころ、第1事件～土浦市中村南の自宅前で無職三浦芳一さん(72歳)が首を刃物で刺されて殺害される事件～が発生したが、その捜査と関連する。

捜査本部は、この事件で現場に乗り捨てられていたマウンテンバイクの防犯登録から金川真大(24歳)を容疑者として割り出し、現場から約1キロ離れた金川の自宅から三浦さんのものとみられる血のついた衣服が見つかったことや金川が所在不明になっていることなどから、三浦さんを殺害した容疑で、事件発生後2日後には逮捕状を取り全国に指名手配した。

多数の未解決凶悪事件を抱えている茨城県警としては、あまりにもあっけなく殺人事件の犯人を割り出したことから、関係幹部は一件落着とホットしたに違いない。

捜査本部事件の捜査は、犯人を割り出すまでは緊張感があるが、指名手配までこぎつけるとホットした空気になる。

加えて、茨城県警の捜査本部は、逮捕は時間の問題だと甘く考えていた節がある。

つまり、捜査の詰めが甘かったのだ。

警察庁の刑事警察強化対策への疑問

最近の凶悪事件捜査の失態をみると、警察官が初動捜査の段階で情勢の変化に対応できなかった点や組織的な捜査を迅速に展開できなかった点が共通している。

これまでも、警察現場の幹部の指揮能力や捜査員の聞き込み、張り込み、取調べといった基本的な捜査力が低下しているのではないかと、捜査を取り巻く環境の変化に対応できていないのではないかと、という指摘は警察内部でも存在した。

古くは、昭和38年の東京都入谷の幼児誘拐殺人事件(吉展ちゃん事件)や埼玉県狭山市の身代金目的女子高校生誘拐殺人事件(狭山事件)で、犯人と接触し逮捕する機会がありながらこれを取り逃がし、被害者も殺害されたことから、警察に対して厳しい批判がなされた。

このため、警察は「刑事警察強化対策要綱」を策定し、**捜査員の教育の強化、捜査体制の整備等**により刑事警察の充実強化を図ることとした。

昭和40年代には、自動車利用犯罪が増加するなど犯罪の広域化・スピード化が進むとともに、都市化の進展に伴い聞き込み捜査が困難化し、また、大量生産・大量消費型の経済生活の浸透によって物からの捜査も困難化し、捜査を取り巻く環境が変ぼうした。

こうした情勢を踏まえ、**捜査体制を抜本的に強化**することを目的として、昭和45年、「**刑事警察刷新強化対策要綱**」が策定された。

昭和50年代に入ると、都市化の進展が続く一方、国際化が進展し、社会経済構造が複雑化するなど社会構造の変ぼうが進んだ。

また、経済が高度経済成長から安定成長に移行するに伴い、社会的・経済的公正の確保を求める国民の期待が高まった。

こうした情勢を踏まえ、55年、「**刑事警察強化総合対策要綱**」が策定された。

昭和60年1月には、暴力団山口組と一和会の対立抗争事件が発生したほか、暴力団が市民経済生活への介入を深めるなど、暴力団犯罪が多様化、巧妙化の傾向を強め、暴力団対策の一層の強化が求められた。

一方、自白の任意性と信用性、証拠能力の有無等の各般にわたって精密かつ厳格な審理を行う裁判実務が定着し、さらに、刑事弁護活動が強化される傾向にあったことも加わり、より一層密な捜査を推進する必要性が高まった。

こうした情勢を踏まえ、昭和61年、「**刑事警察充実強化対策要綱**」が策定され、実践的教養やコンピュータ犯罪捜査等の専門的教養を強化するとともに、公判対応体制を確立するなど、**優れた捜査官**

の育成とち密な捜査推進のための施策が推進された。

平成元年以降、**捜査力の強化**は、警察全体の重要課題であり、元年以降も各種の施策を推進してきた(いずれも警察白書から)。

これが、この50年近くの間警察庁が刑事警察強化のために、と称して推進してきたとされる施策である。

しかし、都道府県警察の捜査の現場では、鹿児島県の志布志事件をはじめとする冤罪・無罪事件が多発し、警察の違法な捜査が次々と明らかになっている。

一方では、茨城県警をはじめ、全国各地の警察で初動段階での捜査の失敗が目立っている。

警察庁は、これまでの刑事警察強化対策を抜本的に見直す必要があるのではないか。

そのためには、捜査の失敗要因を隠蔽することなく国民の前に明らかにするとともに、失敗の責任を現場の捜査員に押しつけることなく、捜査の指揮に当たった捜査幹部の責任を明らかにすべきである。

そのうえで、各都道府県警察の捜査力の実態を正確に把握し、現場で捜査に従事している幹部をはじめ、捜査員の声を真摯に受け止める必要がある。

自ら現場で汗を流したこともない警察庁のキャリア官僚が、机上の空論だけで刑事警察の強化などはできるはずがないことだけははっきりしている。



20. 4. 4(金) 茨城県8人殺傷事件にみる刑事警察の姿(その1)

未解決凶悪事件が多い茨城県警

最近、鹿児島県の志布志事件、富山県の氷見事件をはじめ警察の違法な取調べを理由とする冤罪・無罪事件の判決が続き、かつてないほど国民の間に警察の捜査に対する不信感が広がっている。

違法な取調べは警察の捜査だけの問題ではなく、その背景には、自白偏重の我が国の司法制度全体に関わる問題がある。

しかし、茨城県警による指名手配中の殺人事件被疑者による8人殺傷事件は、警察の捜査そのものの問題であり、改めて、現在の警察の捜査が抱える弱点を露呈することになった。

3月23日、茨城県土浦市のJR常磐線荒川沖駅構内とショッピングセンター通路で、殺人容疑で指名手配中の金川真大(24歳)が次々と通行人等男女8人を刺し、男性1人が死亡、男女2人が重傷を負い、5人を負傷させるという通り魔事件(第2事件)が起きた。

負傷者のなかには、指名手配中の犯人を逮捕するため現場に配置されていた私服捜査員も含まれていた。

犯人の金川真大は、4日前の19日、同市内に住む72歳の男性を刺殺した事件(第1事件)の容疑者として全国に指名手配されていたが、第2事件の前日の22日に「早く逮捕してごらん」と警察を挑発したとも思われる電話を掛けてきたことから、茨城県警は170人体制で男の行方を追っていた。

茨城県警捜査本部は、現場の荒川沖駅構内とその周辺に8人の捜査員を配置していたが、この男を見逃し逮捕できなかつたうえ、第2事件を未然に防止できなかつたとして、国民から茨城県警の不手際に強い非難の声が上がっている。

しかし、こうした凶悪事件捜査に対する国民の批判は、第一次捜査権を国民から負託されている警察として甘んじて受けなければならない。

そして今回の事件は、何も茨城県警に限った問題ではなく、全国の刑事警察の姿を象徴しているよ

うに思える。

今や、警察の表看板とも言われる刑事警察が危機に瀕している。

目立つ警察の不手際捜査

このところ、全国で警察の初動捜査の不手際が目立っている。

昨年起きた主要な事件だけを拾ってみる。

いずれも、メディアに大きく取り上げられた事件ばかりだが、実際には報道されないで見過ごされている初動捜査の不手際は、数限りなくあると考えた方が自然だ。

なお、カッコ内は、このホームページに登載した日付と題名である。

平成19年3月26日、イギリス人女性の英会話学校講師(22歳)が千葉県市川市のマンション(被疑者宅)で遺体で見つかった事件で、千葉県警船橋警察署員が事情を聞くため被疑者宅を訪れた際に被疑者に逃走された。

おそらく、この時点では、現場に向かった警察官は、被害者が殺害されていると予想しないまま、単なる家出人捜索の目的で現場に赴いたのではないかと推定される。

千葉県警行徳警察署の捜査本部は、この被疑者を死体遺棄容疑で指名手配したが、事件発生以来1年を経過しているが、未だに被疑者は逮捕されていない。

統一地方選挙の最中の平成19年4月17日、選挙運動中の伊藤一長長崎市長がJR長崎駅近くの歩道で山口組系暴力団幹部の男にけん銃で銃撃され、死亡した事件が起きた。

この事件では、長崎県警の警察官が事件の約2時間前に犯人の城尾哲弥(59歳)の知人の男性から「城尾が伊藤市長の選挙事務所行くようだ」と通報を受けたが、長崎県警は捜査員を派遣するなどの対応をしていなかったため、事件を未然に防止できなかった。

(19. 8. 1 [長崎市長射殺事件 大失態を隠蔽した長崎県警](#))

平成19年5月17日、愛知県長久手町の住宅街で元暴力団組員の男がけん銃を発砲して女性を人質に籠城する事件が発生、警察官ら4人が男にけん銃で撃たれて死傷した。

元暴力団組員の男は、約29時間後に説得に応じて投降したが、撃たれて倒れている警察官が現場に5時間あまりも放置され、その様子がテレビなどで繰り返し放映され、警察の不手際に批判が湧き起こった。

(19. 5. 25 [日本警察を象徴する愛知県長久手町の籠城発砲事件](#))

平成19年9月11日の深夜、函館市内で指定暴力団住吉会系暴力団員が警察官との銃撃戦で射殺される事件が発生した。

この銃撃戦で警察官1人が重傷を負った。

この男は、その約15時間前の9月10日の午前8時20分ころJR函館駅ホームで男性客にけん銃らしいものを突きつけ「列車に乗れ」と脅した事件があったことが判明したが、この函館駅の事件で北海道警察(以下、道警という。)函館方面本部が徹底した初動捜査を行っていたら、銃撃戦は起きなかった可能性があるが、警察庁は初動捜査には問題がなかったとしている。

(19. 11. 24 [けん銃発砲事件に関する政府答弁から お粗末な初動捜査 防ぐことができた函館銃撃戦](#))

茨城県警の警察官定員(警視正以上の国家公務員を除く)は、5, 155人(平成18年4月1日現在)、全国の都道府県警察の中では中堅クラスの警察である。

事件の発生場所を管轄する土浦警察署は、茨城県庁所在地を管轄する水戸警察署に次いで茨城県警2番目の大規模警察署(推定署員約300人)で署長は警視正である。

全国警察の実力を分析・評価した全国警察力ランキング(宝島社 平成18年12月14日発行)によると、茨城県警の総合ランキングは全国46位、ちなみに最下位の47位は何かと問題の多い愛知県警である。「刑法犯検挙率」(平成17年中)は、30. 5%で北海道警察と並んで全国31位である。

警察白書(平成19年版)で茨城県警の平成18年中の検挙率をみると、「刑法犯検挙率」は36. 0%(全国31. 2%)、「凶悪犯検挙率」は58. 9%(全国70. 4%)となっており、「凶悪犯検挙率」が低いことが分かる。

そこで、茨城県警のホームページで未解凶悪事件を調べてみた。

ホームページには、平成12年以降の未解決凶悪事件17件が載っていたが、あまりにも多いので平成15年以降の未解決凶悪事件13件を登載した。

- ①平成15年4月30日、つくば市谷田部地内谷田川でバラバラにされた男性の遺体が発見された殺人死体遺棄事件、身元が判明せず未解決。
- ②平成15年7月9日、五霞町川妻地佐藤麻内の道路脇用水路で、東京都立高校の女子高生(15歳)が絞殺体で発見された事件。
- ③平成15年10月3日、水戸市新荘地内で1人暮らしの老女(87歳)殺害された事件。
- ④平成16年1月31日、稲敷郡美浦村で茨城大学に通う女性(21歳)が川の中で全裸の他殺体となって発見された事件。
- ⑤平成16年4月16日、水戸市常磐町の古紙回収業の男性(66歳)が自宅から他殺死体で発見された事件。
- ⑥平成16年6月20日、岩井市(現・坂東市)で女子高校生(16歳)が首を絞められ他殺体で発見された事件。
- ⑦平成17年4月21日、坂東市の廃業したガソリンスタンド跡の倉庫で、両手首を切断された身元不明男性の遺体が見つかった殺人・死体遺棄事件。
- ⑧平成17年9月19日、水戸市根本町の那珂川沿いの排水溝で、水戸市居住の女子大学生(中国籍、女性、30歳)が他殺体で発見された殺人・死体遺棄事件。
- ⑨平成17年12月1日、栃木県今市市内の小学校を友達と徒歩で下校した女子児童(7歳)が行方不明となり、翌12月2日、約60km離れた茨城県常陸大宮市三美地内の山林内において遺体で発見された殺人・死体遺棄事件。栃木・茨城県警察が合同捜査本部を設置して捜査中。
- ⑩平成18年2月6日、石岡市小倉地内の会社員方から出火し、2階建て住宅を全焼、焼け跡から会社員(60歳)が他殺体で発見された放火・殺人事件。
- ⑪平成18年9月24日、桜川市岩瀬地内の桜川市岩瀬体育館北東方約200m先山道上で、身元不明の焼死体(25～50歳前半の女性)が発見された死体遺棄・損壊事件。
- ⑫平成19年2月23日、神栖市平泉のスーパー「セイミヤ神栖店」の駐車場で、神栖市鰐川居住の中古車販売会社役員の女性(50歳)が刺殺された事件。

⑬平成20年1月5日、古河市東牛谷529番地4、国道125号線沿いに所在するコンビニエンスストア「デイリーヤマザキ総和東牛谷店」で発生した持凶器強盗事件。

平成19年4月から警察庁が実施中の「捜査特別報奨金による懸賞広告制度」では、茨城県警の事件が、②、④、⑨(栃木県警と合同捜査中)の3件が対象事件に指定されている。

ちなみに、これまでの対象事件は全国で24件、警視庁の5件が最も多く、茨城県警は3件で大阪府警と並んで2番目に多い。

このほか、茨城県では平成19年2月、死刑判決を受けて上告中の元暴力団幹部が3件の殺人事件に関して上申書を提出するという特異な事件があった。

茨城県警は、平成19年1月、うち1件の殺人容疑で元暴力団組長(48歳)や元会社社長(57歳)ら8人を、カーテン店経営者(当時67歳)を保険金目当てに殺害した容疑で逮捕したが、上申書で明らかになっている残り2件、平成11年に絞殺した60歳ぐらいの男性を石岡市内で焼却した事件と身寄りのない老人を北茨城市内で生き埋めにして殺害した事件については捜査を進めているが、いずれも遺体が見つかっていないうえに物証が乏しく、捜査は難航している。

これだけ毎年のように未解決の捜査本部事件が続くと、凶悪事件の捜査を担当する刑事部門だけでなく、茨城県警の士気は著しく低下する。

自信を喪失した捜査幹部と現場の捜査員は、凶悪事件が発生するたびに、解決できないのではないかと疑心暗鬼になってしまう傾向があったとしても不思議ではない。

茨城県警の捜査本部は、殺人の容疑で指名手配中の犯人を逮捕するために170名体制で捜査を行っていたと発表している。

3月23日、8人殺傷事件発生時点にこの体制でどのような捜査を行っていたのかを推定してみよう。

①3月19日の殺人事件(第1事件)に使われた凶器の発見、入手先の割り出し

②第1事件について、被疑者の動機、被害者との接点、犯行前の足取りの解明(聞き込み、関係者の

取調べなど)

- ③第1事件について、被疑者の犯行後の足取りの解明
- ④被疑者の自宅など立ち回り見込み先の張込み
- ⑤携帯電話の位置情報の入手と追跡捜査
- ⑥JR駅等の公共交通機関及び周辺の張込み

茨城県警の捜査本部の責任者の刑事部長は、3月23日、第2事件の後の記者会見で「捜査態勢は十分で、警戒を怠ったわけではない」と強調。

しかし「電車が着き、改札口に乗降客が増えたのと重なった」と駅の状況変化に対応できなかったことも認めた。(3月24日 北海道新聞)

今回は、被疑者を逮捕するチャンスはなかったのか、張込み中の私服捜査員が被疑者を見逃したのは何故か、捜査体制は万全だったのか、装備・資器材は完備していたのか、指揮命令系統はできていたのか、どうして第2事件の発生を予測できなかったのか、その背景には何があったのかなど、を検討してみたい。

(つづく)



20. 3. 31(月)次々と暴かれる違法捜査の実態

警察も録音・録画 警察庁が方針転換か？

警察庁は、今年1月24日「取調べ適正化指針」(以下、「適正化指針」という)なるものを発表し、捜査現場の取調べに対する監督の強化のため、全国の警察本部に取調べ状況を監督する部署を設け

ることを柱に、取調べ時間の管理の厳格化等を打ち出し、体制の整った都道府県警察から順次実施したいとしていた。

このホームページでも、「取調べ適正化指針」のまやかしと警察庁が取調べの可視化に反対する理由を明らかにしてきた。

19. 12. 2(日) [取調室に「のぞき窓」？警察庁が可視化に反対する本当の理由](#)

20. 2. 23(土) [可視化に反対する警察庁](#)

[「取調べ適正化指針」で冤罪・無罪事件はなくなるか？\(その1\)](#)

20. 2. 29(金) [可視化に反対する警察庁](#)

[「取調べ適正化指針」で冤罪・無罪事件はなくなるか？\(その2\)](#)

ところが、3月14日、警察庁は一部の事件を対象に取調べを部分的に録音・録画するとし、平成20年度中に警視庁など大規模警察で試験的に実施すると発表した。

警察庁は、これまで一貫して取調べの可視化には、反対の姿勢を貫いてきた。

1月24日に発表した「適正化指針」でも、「取調べ状況を外形的に把握することができるようにするため、すべての取調室に透視鏡等の設置を図ると共に、取調室への入退出時間を電子的に管理するシステムや取調状況報告書等の記載内容を電子的に把握するシステム等の整備を推進する」としただけで、ここでも「録音・録画システム」の導入はひと言も触れられてはいない。

「適正化指針」のわずか2ヶ月後の警察庁の方針転換ともみられるこの警察庁の発表は、何を意味するのか。

鹿児島県の志布志事件、富山県の氷見事件の無罪・冤罪事件のあと、3月5日には、福岡地裁で平成16年3月に北九州市八幡西区で起きた殺人・放火事件で女性の被告(60歳)に無罪判決が言い渡された。

この事件では、福岡県警が同年5月にこの女性を窃盗容疑で逮捕、7月には威力業務妨害で再逮捕し、そして10月に女性を拘置中の留置場内で同房だった女性に犯行を告白したとして、福岡県警

はそれを根拠に殺人、さらに放火で逮捕した。

被告の女性は、告白自体を否定し一貫して無罪を主張していたが、判決では同房者の証言について「任意性に疑問がある」として証拠能力を認めず「捜査の手法として相当性を欠く」とされた。

つまり、この事件では、警察の取調べの問題ではなく、刑事代用施設(警察の留置場)を使った違法な捜査が指摘された。

警察庁が可視化に反対する本当の理由の1つには、この「代用刑事施設(留置場)」廃止論の再浮上であることは既に指摘したところだ。

もう1つの背景は、政治の動きだ。

民主党は、既に昨年12月4日、参議院に「刑事訴訟法の一部を改正する法律案(取調べの録画・録音による可視化法案)」を提出している。

法案では、(1)ビデオ等の録画・録音による取調べの可視化、(2)録画等のない自白の証拠能力の否認、(3)検察官手持ち証拠リストの開示などを主な内容とし、段階的適用を定めている。

ここに来て、遅ればせながら、与党側にも動きが出てきた。

マスコミ各社は次のように報じている。

3月14日、公明党法務部会の「これからの捜査のあり方検討会」は、検察庁が一部で試行している取り調べの録音・録画(可視化)について、警察の捜査でも部分試行を求める提言をまとめた。

近く党として、鳩山邦夫法相や吉村博人警察庁長官に申し入れる。

自民党司法制度調査会の「新時代の捜査のあり方プロジェクトチーム」でも、検察庁が一部で試行している取り調べの録音・録画(可視化)について、警察にも試行を求める提言を3月14日に予定されているPT会合で提言の素案を提示し、検察と同じ一部試行の方向で調整する見通しだ。

警察庁の方針転換は、明らかにこうした与党の動きに呼応したものだ。

しかし、自民・公明両党の提言を受けた警察庁の可視化は、日本弁護士会(日弁連)の主張する取調べの可視化とは、かなりの隔たりがある。

こうした動きに対して日本弁護士連合会は、次のような見解を示している。

検察庁は、2006年8月に裁判員裁判対象事件において取調べの一部録音・録画の試行(以下「検察庁試行」という。)を開始したが、これは、現段階では、被疑者が自白をし、かつ取調官が自白調書を作成した後に、その自白調書の内容を確認する場面のみを録音・録画しているにすぎない。

これでは、被疑者が自白に至った経緯が客観的には全く明らかにされないだけでなく、調書の基となった捜査官の発問、被疑者自身のオリジナルの供述、さらには調書作成経過が全く不明なままであり、録音・録画をしていない場面での自白の強要等の問題を解決できない。

少なくとも、公明党提言が今後検討すべき施策として掲げる取調べの開始から終了までの全過程の録画を速やかに実施すべきである。

全国の警察の取調室に録画機器が配置されることは、取調べ全過程の可視化の実現に向けてきわめて重要な施策であって、自民党及び公明党の提言を踏まえて、早急に実現されるべきであり、警察においては、任意捜査も含め、取調べの最初から最後まで全過程が録画されるべきである。

取調室が密室である以上、自白強要の危険性が消滅しないことは、氷見事件、志布志事件をはじめ、過去の冤罪例が端的に示している。

その弊害を除去し、被疑者の供述経過を事後的に検証できるようにするためには、取調べの可視化(取調べ全過程の録画)しかない。

与党の提言に対する警察庁の対応の詳細は明らかにされてはいないが、伝えられたところでは一部の事件を対象とするとされ、日弁連の主張する可視化とは大きな隔たりがある。

また、録音・録画を取調べのどの時点からはじめるのかも問題だ。

少なくとも「検察庁試行」では、全く意味が無いことは明らかである。

取調べの適正化だけでなく、警察の取調べに付随する手続きの面、すなわち「供述拒否権の告知の適正化」、「供述調書作成方法の適正化」、「署名押印拒否権の告知」等にも多くの問題がある。

また、取調べに先行する「任意同行の任意性の確保」にも多くの問題がある。

任意同行が、事実上強制連行に近い形で行われていることは既に指摘した。

警察捜査の基本を定めている犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)の第102条(任意出頭)には、次のようにある。

捜査のため、被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求めるには、電話、呼出状(別記様式第七号)の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、被疑者又は重要な参考人の任意出頭については、警察本部長又は警察署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

被疑者に対する呼出しは、電話や呼出状による出頭要求はほとんど行われてはいない。

そんなことをすれば、被疑者が逃走すると考えられているからだ。

そのため、突然、警察官が被疑者の自宅を訪れ強制連行に近い方法で行われることが多い。

そもそも「呼出状」という言葉自体が任意捜査にはふさわしくない。

広辞苑によれば「出頭を命ずるための文書」とある。

任意ならせいぜい「出頭要請書」であろう。

3月18日には、富山地裁が富山県射水市の強盗致傷事件について、ロシア人被告(32歳)に無罪(求刑懲役5年)を言い渡した。

裁判長は判決理由で「警察官の脅迫的言動や不当な誘導が影響を受けた疑いがある」として、自白調書の信用性は認められないと指摘した。

同じ日には、志布志事件の捜査の過程で親族の名前を書いた紙を踏ませた「踏み字」で自白を強要したとして、特別公務暴行陵虐罪に問われた元鹿児島県警の警部補(45歳)に対する判決が福岡地裁であり、裁判長は「取り調べの手段、方法として常軌を逸しており違法だ」と懲役10ヶ月、執行猶予3年を言い渡した。

しかし、この判決は、志布志事件の捜査が鹿児島県警の組織的な犯罪であったことからすれば、とかけの尻尾切り判決に過ぎない。

また、3月24日には、志布志事件で取調官が接見内容を聞き出して調書化したのは違法だとして、弁護士11人が国と県に損害賠償を求めた訴訟の判決で、鹿児島地裁は「捜査機関による接見内容の聴取は違法だ」として、550万円の支払いを命じた。

この判決で、捜査と分離されているはずの代行刑事施設(警察の留置場)の留置場管理業務が、実際は捜査に利用されていることが明らかになった。

こうした実態は、警察庁が打ち出した「取調の適正化指針」に示された管理部門による取調べの監督が、いかにまやかさに満ちたものであり、身内による取調べの監督などは絵に書いた餅に等しいことをはっきりと示している。

次から次へと続く無罪判決や志布志事件の違法捜査の実態は、警察の捜査の在り方に関する国民の疑念を深めている。

四面楚歌の警察庁が可視化について、どんな具体的方針を打ち出すのかを注目したい。



20. 3. 22(土) 宮城県警のカラ出張で最高裁が差し戻し 仙台市民オンブズマンの追及は続く

平成20年3月17日 宮城県警察本部(以下、宮城県警という)総務課の平成6、7年度の旅費支出はカラ出張だったなどとして、仙台市民オンブズマン(代表十河弘弁護士)が旅費の返還を求めた訴訟の判決が最高裁第1小法廷であった。

横尾和子裁判長は、5人の裁判官全員一致の意見として、オンブズマンの請求を却下した2審仙台高裁判決を破棄し、審理を同高裁に差し戻した。

この訴訟は、宮城県警総務課が平成6年度と7年度に支出した旅費について、仙台市民オンブズマンが、平成14年6月に宮城県監査委員に住民監査請求をしたが、県監査委員は同年8月「不正の有

無は判断できなかった」と棄却したため仙台地裁に提訴。

仙台地裁は「総務課員が捜査で出張するのは不自然」とカラ出張を認め、当時の総務課長ら関係職員4人に旅費の一部計約60万円の返還を命じたが、平成18年2月、2審の仙台高裁は監査請求が公金支出から6年3ヶ月を経っていたことから「監査請求は支出から1年の法定期間を過ぎていた。訴えは不適法」と門前払いの判決をした。

仙台市民オンブズマンは、訴訟が可能な程度までの確実な疑いでなくとも、疑いを抱いたならばすぐさま監査請求をしなければならないとなれば、住民訴訟が事実上不可能となってしまうことになる。

高裁の判断は、住民訴訟の機会を奪って住民訴訟制度を骨抜きにするおそれがあり到底納得できないと、最高裁に上告受理申立を行い5月に理由書を提出していた。

仙台市民オンブズマンは、平成5年6月に結成された。

平成7年には、宮城県庁の裏金疑惑を追及、浅野史郎宮城県知事は裏金の存在を認め県民に謝罪、管理職が7億4,000万円を返還した。

これをきっかけに、平成7年に北海道をはじめ、多くの県庁の裏金疑惑が発覚した。

仙台市民オンブズマンは、その後も宮城県議会と宮城県警の公金不正支出を追及、県議会は不正支出を認めたが、宮城県警は「内部調査では不正はなかった」と認めず、宮城県では警察だけが県民に情報を公開すること無く、公金不正使用を認めない機関として存在することになった。

そこで仙台市民オンブズマンは、平成12年には「県警の旅費・食糧費の情報非開示処分の取消を求める訴訟」、「県警の旅費・食糧費の返還を求める訴訟」を、平成13年には「捜査報償費に関する文書の非開示処分の取消を求める訴訟」、「捜査報償費の返還請求訴訟」を立て続けに提起する。

これらの訴訟で、北海道警察の裏金疑惑を告発した元道警釧路方面本部長原田宏二氏が証人として出廷、「全国の警察で不正がある」と証言した。

また、当時の浅野史郎知事と宮城県警本部長が、捜査報償費の関係文書の開示と捜査員からの聞き取りをめぐり激しく対立し、平成17年6月、浅野知事は「適正な予算の執行が確認できない」として宮城県警の平成17年度の捜査報償費の執行を停止した。

仙台市民オンブズマンは、「捜査報償費に関する文書の非開示処分の取消を求める訴訟」では、平

成15年1月、「月別の捜査報償費執行額の開示を認めるなど一部容認」の判決を、「捜査報償費の返還請求訴訟」では、平成17年6月、「捜査報償費の支出の相当部分に実態がなかった」と画期的な判決を獲得する。

捜査報償費の不正を全国ではじめて事実上認めたものである。

そして、平成17年7月、「平成6年度と7年度の県警総務課の旅費返還訴訟」でも仙台地裁は県警総務課のカラ出張を認めて、当時の総務課長等の職員に60万円を宮城県に返還を命じる判決を出した。

これを不服として県警側が控訴し、仙台高裁は平成18年2月に仙台地裁判決を破棄する判決を言い渡した。

それに対して仙台市民オンブズマンが、最高裁に上告し今回の差し戻し判決となった。

平成16年の3月には、北海道警察や静岡県警察で警察の裏金疑惑が発覚、4月には仙台市民オンブズマンに宮城県警の課長や署長を務めた元警視から、捜査報償費や旅費を流用した県警ぐるみの裏金づくりを告白する文書を郵送され、マスコミにも大きく取り上げられた。

元警視が告白した裏金づくりのやり方は、北海道警察と全く同一であった。

その使途も、捜査員の慰労会や署長会議後の懇親会などで使用、署長等には「小遣い」などとして毎月一定額の手当が分配されたという。

しかし、仙台市民オンブズマンの厳しい追及にもかかわらず、宮城県警は裏金の存在を認めようとはしなかった。

3期12年間宮城県知事を務め、宮城県警の捜査報償費の執行に疑念を持ちながら退官した浅野史郎氏（現慶応義塾大学総合政策学部教授 以下、浅野氏という）は、その著書「疾走12年 アサノ知事の改革白書」（岩波書店）の第8章「知事の実務―県警犯罪捜査報償費」のなかで、捜査報償費問題は未解明、と次のように述べている。

知事としてこの件に関わってきた立場から言えば、報償費の問題は、情報公開の問題ではない。知

事という権力と県警本部長という権力のぶつかり合いであり、「適正な予算執行の確認」という法益と「捜査上の支障の排除」という法益の調整の問題である。～中略～「捜査上の支障」ということさえ申し立てれば、誰にも触れさせない聖域が生まれてもいいのかという疑問も湧いてくる。～中略～それにしても、警察組織におけるこのありさまは、一体何と表現すればいいのであろうか。幸か不幸か、私は知事在職中に、その実態を知ってしまった。組織としてのまちがいは絶対に認めない。内部告発者によって、または動かぬ証拠を握られて、不祥事の一端が露見してしまったら、その部分だけ限定して認める。組織としての鉄の団結で、不祥事に関する秘密は絶対に守りきる。相手が、知事であろうが、監査委員であろうが、秘密のペールの内側には、断固侵入させない。ここまでの宮城県の例の如く、知事の退任によって難を逃れたという「成功体験」は、「秘密を守り抜くことは、組織を救う」という教訓として自己増殖を続け、自浄能力の発揮ということからは、さらにさらに遠のいてしまう。

浅野氏は、平成19年9月10日、仙台市民オンブズマンが宮城県警による捜査報償費(県費)の関連文書の一部非開示処分は違法だとして、宮城県に処分取消しを求めた訴訟で、仙台地裁の証言台に立った。

浅野氏は、先の県警の元幹部に2回にわたって会った時のことを詳細に証言したほか、予算執行を停止した理由等について証言している。(その内容についてはこのホームページの警察裏金問題の基礎知識～[第10回 警察の裏金疑惑と知事 浅野前宮城県知事の証言から](#)～で詳しく述べた。)

この訴訟の判決は、今年3月31日に言い渡される。

さらに、仙台市民オンブズマンは、捜査報償費の問題をこのままうやむやに終わらせるわけにはいかないとして、平成12年度の鑑識課長、鉄道警察隊長、生活保安課長に不正支出金207万円の返還を求め、平成18年1月13日、新たな住民訴訟を提起した。

仙台市民オンブズマンは、当時の鉄道警察隊長、生活保安課長を証人として申請、小野寺信一弁護士は「裁判所が2人の証人を採用すれば、捜査報償費の核心にせまることができる」と宮城県警の捜査報償費の不正支出の追及に意欲を燃やしている。

浅野氏が指摘するように、宮城県警の捜査報償費疑惑は解明されてはいない。

宮城県警をはじめ全国で発覚した警察の裏金疑惑への警察の対応は、はからずも警察の奢りと隠蔽体質を露見させることになった。

その延長線上には、最近になって世論の指弾を浴びている鹿児島県の志布志事件をはじめとする冤罪・無罪事件がある。

最高裁判決で差し戻された仙台高裁の裁判では、改めて宮城県警の公金支出の適否について審理されることになる。

今から10年以上も前の公金の支出について、その適否を審理して何になるのかという疑問が無いわけではない。

しかし、警察の違法な公金の支出は、警察の体質を明らかにすることに繋がっている。

全国の市民オンブズマン活動の先駆者的な役割を果たしてきた仙台市民オンブズマンの追及に大いに期待したい。



20. 3. 18(火) 地に堕ちた警備・公安警察 続く幹部の不祥事 その背景にあるもの

昨年5月10日、このホームページで「警視庁警視を痴漢で逮捕 たるみきった警備・公安警察」と題して、警視庁戸塚警察署の警備課長(警視・56歳)が、JR山手線の電車内で女性に痴漢したとして、東京都迷惑防止条例違反の現行犯で逮捕された事件、その前年の警視庁公安二課長(55歳)がホームセンターで万引きしたとされた事件を取り上げて、戦後の警察を陰で支配してきた警備・公安警察が、おかしくなっているのではないかと指摘した。

そして、ここにきてまたもや警備・公安警察の幹部による不祥事が続発している。

2月7日には、神奈川県警察本部警備部の警備課長(警視・51歳)が、靈感商法に関与した疑いがあるとして懲戒免職処分を受けた。

神奈川県警は、この警視の知人女性(44歳)の詐欺容疑で同警視の自宅などを捜索するなど捜査中だが、その被害者は全国に数千人、被害額は100億円に及び、同警視はかつての部下からにも架空の投資話を持ちかけ430万円を集めたとされている。



(事件を伝える東京新聞と北海道新聞)

3月13日には、愛知県警安城警察署警備課の警部補(52歳)が、知人女性(38歳)と共謀し、女性の知り合いの主婦からトラブルの仲介を装って50万円を騙し取った容疑で逮捕された。

これらは、いずれも警視庁、神奈川県警、愛知県警と日本警察有数の大規模警察での事件である。

ついでながら、平成16年3月には、北海道警察の北見方面本部警備課の課長(警視)が、会計検査をめぐる領収書の差し替え事案等で刑事告発された事件があった。

警備・公安警察は、戦前の特高警察の流れをくむ警察の一部門だが、警察内部では警備・公安部門の警察官は、刑事部門等の警察官に比べて出世が早いと言われ、最高幹部の多くは警備・公安部門の出身者で占められている。

問題の神奈川県警の警視は、横浜市内の商業高校を卒業し警察官になった。

雑踏警備などで手腕を発揮し、35歳で警部、45歳で警視に昇進。同期の出世頭だった。

警察庁に出向後、県警の国際テロ対策室長を経て昨年9月警備課長に。

周囲からは「(ノンキャリアの最高位とされる)総務部長候補」と目された。

(平成20年2月8日東京新聞から)

警備・公安部門の組織の実態は警察内部でも秘匿され、組織体制や仕事の実態は、国民の前に明らかにされることはない。

神奈川県警の警備部は、公安第一課・公安第二課・公安第三課・外事課(国際テロ対策室)・警備課・災害対策課・第一機動隊・第二機動隊で構成されている。

この構成は、規模の大きい都道府県警察ではほぼ同じだ。

公安一課は、共産党・新左翼などの視察取り締まり、公安二課は、革マルなどの過激派の視察取り締まり、公安三課は右翼の視察取り締まり、外事課は、スパイや外国人犯罪の視察取り締まり、警備課は、皇室、政党要人等の警衛・警護、災害対策課は、災害時の災害警備をそれぞれ担当している。

機動隊は、デモや災害時に部隊として活動する。

戦後、警備・公安警察は、日本共産党の武装闘争や安保闘争等における過激派の集団武装闘争と対峙し、自分たちこそが日本の治安を維持しているのだという自負を持っていた。

警備・公安部門には多くの優秀な人材が集められ、警備・公安警察経験者が、都道府県警察の主要なポストを占めるようになる。

かつては、警察内部でエリート集団といわれた警備・公安警察、特にその幹部が、何故こうした不祥事を起こすのか。

警察庁は、日本共産党は現在も暴力革命の方針を堅持している、としている。

最近、日本共産党に関する警察の興味深い資料を見る機会があった。

警察官に新たに採用されると、全員が一定期間全寮制の警察学校で採用時教養を受ける。

その間、基礎的な訓練である初任教養、実習に重点をおいた職場実習、職場教養を終えた巡査に対する初任総合教養が行われる。

この資料は、ある県警の警察学校初任総合科で「警備・公安警察」の指導に使われた教養資料である。

資料のいたるところに、指導を受けた本人が書いたメモも書き入れられている。

そのうちの一冊、第1ページ「日本共産党」の章に「日本共産党に対する警察の立場について」でこう説明されている。

「日本共産党は、マルクスレーニン主義に基づき、過去において暴力的破壊活動を行い、現在も『敵の出方』論に立った暴力革命方針を堅持している。警察は、警察法第2条に基づき、公共の安全と秩序を維持することを責務としており、日本共産党の動向に重大な関心を払うのは当然である。」

こうした警察の日本共産党に対する考えは、昭和20年代から続き、多くの警察官はそう信じて疑わない。

ベルリンの壁は無くなり、ソ連は崩壊し、東西冷戦は終わった。

世界は大きく変わっているが、資料の中には「アメリカ帝国主義」と「日本独占資本」、「プロレタリア独裁」、「プロレタリア国際主義」、「コミンテルン日本支部」といった、いまや死語になったような単語が羅列されている。

こうした共産主義に関する知識が若い警察官にたたき込まれ、多くの警察官が共産党アレルギーを持つようになる。

警察内部では、市民オンブズマンの活動等、市民の立場で警察を批判する相手や内部告発者を「あいつは共産党」、警察批判のメディアを「第二の赤旗」などと決めつけることによって、警察批判を反権力闘争の一環として捉え、共産党を内部の結束を保つための道具に使われている。

昭和47年7月の日本共産党創立50周年記念に際しての発表によると、党員は30万人を越え、「赤旗」読者は250万人余に達する党史上最高の党勢を作り上げたとしている。

昭和47年12月の総選挙では、増大した党勢と2,600人近い地方議員の力を基盤に、日常活動で積み上げた成果を機関紙誌等による宣伝力で得票増に結びつけ、38議席(前回14議席)、550万票(前回320万票)、得票率にして10.5%(前回6.8%)を獲得し、一挙に第3党に進出した。

平成 18 年 1 月の第 24 回日本共産党大会で明らかにされた日本共産党の党員数は 40 万 4,299 人と、16 年の前回党大会時の公表数より 506 人増加したが、機関紙読者数は 164 万人と、前回党大会時の公表数より 9 万人減少した。

日本共産党は、50 万人党員の達成等を目標に党勢拡大に取り組んでいる。

(いずれも警察白書から)

しかしながら、日本共産党の現在の衆議院議席数は 9、先の参議院選挙では、議席数、得票数、得票率ともに減少させ惨敗した。

日本共産党が、日本で暴力革命を引き起こすなどと本気で考えている国民はほとんどいない。

そして、警察もまた、日本共産党の視察等を通じて、日本共産党が既に革命勢力などといった代物で無いことを知っているはずだ。

しかし、古くからの警備・公安警察の最大の顧客を失いつつあることを認めたくない警察庁は、日本共産党の衰退を認めようとせず、「暴力革命の方針を堅持している日本共産党」と言わざるを得ないのだ。

こうした虚構こそが、目標を失ったかつてのエリート集団が迷走する最大の原因だろう。

昭和 30 年以降に登場した過激派とその対策は、しばらくの間は警備・公安警察の主要なテーマとはなったが、過激派も平成年代に入り次第に国民の支持を失い孤立化し、今やその面影もほとんど無い。

その後、オウム真理教による一連のテロ事件が発生し、警備・公安警察にとって一時的なカンフル剤となったが、それも今や消滅状態にある。

警備・公安警察は、共産党以降の新しい顧客も失いつつある。

そうした警備・公安警察にとって、かろうじてその存在を主張できるのは、2001 年(平成 13 年)9 月 11 日に起きた「アメリカにおける同時多発テロ」をきっかけに国際的に広がっている国際テロ対策だ。

テロを礼賛するつもりなど全くないが、第 2 次世界大戦後、旧ソ連とアメリカの超大国がアフガニスタン、パキスタン、イラン、イラク、そしてサウジアラビア等、中東の国々で何をやったかを正確に知る国民はそんなには多くはない。

そして、アル・カーエダが何故無差別テロを宣言したのか、国際テロの元凶とされるオサマ・ビンラー

デインが、何故アメリカを憎悪するのかを考える国民もそんなに多くはない。

警察庁は「我が国の治安対策の第一義的責任を有する警察としては、引き続き、組織の総力を挙げて重大テロ事件の未然防止に取り組み、国民の安全確保に努めていきます。」と声高らかに謳っている。

今や、警備・公安警察にとって「国際テロ対策」は錦の御旗になっている。

折しも、今年7月開催予定の北海道洞爺湖サミットの警備対策は、警備・公安警察にとって一世一代の晴れ舞台のはずだ。

懲戒免職となった神奈川県警の元警備課長は、北海道洞爺湖サミットに向けた神奈川県内の警備対策を担当していたという。

しかも、その前任ポストは、「国際テロ対策室長」だった。

当面のテロ対策の責任者だった幹部が、その一方では靈感商法にうつつを抜かしていた。

警察庁は、「イスラム過激派を中心とした国際テロの脅威が高まる中、我が国は、オサマ・ビンラーディンとされる者が発したとされる声明において、テロの標的として指名されました」と海外で邦人が被害に遭ったテロ事件をあげるなど、我が国への国際テロの脅威を国民に訴えている。

国際テロ対策のプロであった神奈川県警の元警備課長や愛知県警安城警察署警備課の警部補の行動をみていると、警察庁はオオカミ少年なのではないのか、都道府県警察の警備・公安の幹部たちは、本当は国際テロなどは我が国では起こり得ないと考えているのではないのか、と疑いたくなる。

北海道警察は、北海道洞爺湖サミットを前に次々と警備対策を打ち出している。

警備・公安警察のやっていることは、国民に警備・公安警察の存在を認めさせるための誇大宣伝、そして、過剰警備を正当化するための布石ではないのか、と疑いたくなる。



20. 2. 29(金) 可視化に反対する警察庁

「取調べ適正化指針」で冤罪・無罪事件はなくなるか？(その2)

「適正化指針」は取調べに対する監督の強化のため、全国の警察本部に取調べ状況を監督する部署を設けることをその柱に、取調べ時間の管理の厳格化等を打ち出した。

前回は「適正化指針」のうち、管理部門に取調べ監督担当課等を新設する問題と監督対象行為について検討した。

今回は「取調べ時間の管理の厳格化」をめぐる問題点について検討するほか、この「適正化指針」では取り上げられていない「取調べをめぐる諸問題」についても検討する。

①取調べ時間の管理の厳格化をめぐる問題点

警察庁の「適正化指針」では、「午後10時から午前5時までの取調べ」や「1日8時間を超える取調べ」は、本部長か署長の事前の承認を必要とするとしている。

問題はこうした取調べが、「禁止事項」ではなく「承認事項」であることだ。

捜査指揮の責任者である本部長や署長が承認すればいつでも可能だということになる。

被疑者等を警察の留置場(代用刑事施設)に收容することにより、自白を得るための長時間の取調べが連日にわたって行われているとの批判や長時間の取調べを理由に自白の証拠能力を否定する判決もあったことから、昭和55年、警察庁は留置場を管理する部署として、警察本部や警察署の総務部等の管理部門に留置管理課(係)を設け、捜査部門と分離する形をつくることでこうした批判をかわそうとした。

そもそも、留置場(代用刑事施設)のある警察署では、署長が捜査の責任者であり、留置場の管理責任者も署長である。

警察が治安維持に責任を負い第一次捜査権を有している以上、形の上では留置管理部門と捜査部門とを分離しても、警察の現場では、被疑者の処遇よりも捜査が優先するのは当然である。

志布志事件でも、被告の1人は約4ヶ月近く身柄を拘束され、延べ737時間にも及ぶ長時間の取調べを受けたことが明らかになった。

「適正化指針」は、警察では未だに深夜の取調べや1日8時間を超える取調べが行われていることを窺わせるとともに、留置管理業務の分離施策は、何の効果も上げていなかったことを認めたものだ。

本部長や署長の事前の承認制度などは何の意味もない。

こうした違法な取調べを是正するためには、警察の留置場を刑事施設制度に代用する制度を廃止するしかないのだ。

②取調べをめぐる諸問題

警察の取調べ対象には、大きく分けると2つある。被疑者と参考人だ。

前者には、任意捜査での取調べと逮捕・勾留中の被疑者の取調べがある。

違法な取調べは、事実上その前提となる任意同行から始まる。

そして、逮捕に移行する前段階として任意の取調べが始まり、その供述の裏付け捜査が行われ、逮捕状が請求されて被疑者として逮捕される。

そして、逮捕直後には、形式的な弁解の機会が与えられる。

警察庁の「適正化指針」では、任意同行、取調べが始まる前の手続きの問題、取調べの結果を記載する供述調書の作成等の問題については触れてはいない。

しかし、この段階にこそ違法な取調べの始まりがあり、供述調書の署名押印等、供述調書の証拠能力に関係してくる重要な問題がある。

まず最初に、任意出頭、取調べ、供述調書の作成等についての手続きを確認しておこう。

なお、参考人の取調べ(刑事訴訟法第 223 条 第3者の任意出頭・取調・鑑定の囑託)に関しても、被疑者の取調べと同様に多くの問題があるが、詳細は別の機会に譲る。

第 198 条(被疑者の出頭要求・取調)

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

2 前項の取調に際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。

3 被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。

4 前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

5 被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。

第 203 条(司法警察員の手続)

司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から 48 時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

これらの手続は、捜査の現場ではどのように運用されているのか。

そこには、逮捕権を持った警察の強引なやり方や国民の法的無知につけ込んだまやかしが罷り通っている。

逮捕すれば何とかなる

犯罪捜査規範第99条(任意捜査の原則)

捜査は、なるべく任意捜査の方法によって行われなければならない。

捜査は、任意捜査が原則であり逮捕等の強制捜査は例外である。

しかし、捜査の現場では例外が原則となり、原則が例外になっている。

逮捕は、逮捕の理由(犯罪事実)があることのほか、逮捕の必要性(証拠隠滅や逃走のおそれ)があることが求められる。(犯罪捜査規範第118条)

捜査では、容疑者として浮上した人物について、逮捕するだけ資料がなく裁判官から逮捕状の発布を得られないケースはままある。

そうしたときに、いわゆる「叩き割り」が行われる。呼んできて叩けば自白するだろう、という見込み捜査である。

自白させ、その裏付け捜査の結果を資料に逮捕状の請求をするやり方だ。

従って、警察が強引な取調べをするのもこの段階だ。

警察にとって逮捕の効果は絶大だ。

しかし、被疑者にとっては、単に自由が拘束されるだけではない。

狭い密室での取調べの圧迫感、その心理的な影響は極めて大きい。

取調室では、名前は呼び捨て、地位も名誉も認められない。家族等との連絡は取れず孤立する。留置場内の異様な雰囲気、出入りの身体検査、手錠・腰縄姿での連行等々でさらにダメージを受ける。

取調官は最初から被疑者に対してアドバンテージを持つことになる。

こうした被疑者の心理下での取調べは、すでに本当の意味での任意性は失われている。

取調官が、逮捕すれば何とかなると考えるのは至極当然である。

任意出頭の任意性 要求を拒むことができるか

犯罪捜査規範第100条（承諾を求める際の注意）

任意捜査を行うに当たり相手方の承諾を求めるについては、次に掲げる事項に注意しなければならない。

- 1 承諾を強制し、またはその疑を受けるおそれのある態度もしくは方法をとらないこと。
- 2 任意性を疑われることのないように、必要な配慮をすること。

ある日の朝、突然、数人の警察官が自宅を訪れ、「聞きたいことがあるから本署まで来て欲しい」と告げられる。

こんなシーンは、当たり前のようにテレビの刑事ドラマで見られる。

捜査だけではなく、任意手段のはずの職務質問でも当たり前のようにして行われている。

こんなとき、拒否できる人はほとんどいない。

この段階で、違法な捜査が始まっている。

警察官は、決して「任意の出頭要求」であるとは言わない。

今日は予定があるから明日にして欲しいと言っても聞いてはくれない。

出頭を拒否するには相当の勇気が必要だ。

結局は、警察官に取り囲まれるようにして、車に乗せられ、本署まで連行される。

これに対して少しでも抵抗しようものなら、公務執行妨害で現行犯逮捕されるのがオチだ。

警察内部では、この程度のことのできない警察官は、執行力がないとか、やる気がないとかの評価を受ける。

いったん取調室に入れられると、退去することはできない。

食事も自由にはできない。

トイレに行くにも監視がつく。

弁護士を呼んで欲しいと要求しても警察官は応じてはくれない。

これが任意同行の実態である。

供述拒否権の告知はどのように行われるか

狭い取調室に入る。机を挟んで取調官と向き合う。

もう1人補助の警察官が同席することがある。

容疑者は、取調室にいただけで心理的に動揺している。

そこが取調官のつけ目なのだ。

住所、名前、職業、生年月日を聞かれ、それとなく出頭を求めた理由が説明される。

そのときになって、初めて自分が犯罪の容疑者になっていることを知る。

取調官は、任意の取調べであることや「いつでも退去できる」などとは説明はしない。

まだ、被疑者ではないから、供述拒否権があることも告げない。

容疑者は、身に覚えがなければ、必死で弁解するが取調官は、聞く耳を持ってはいない。

真犯人であっても、自分の不利益になることを進んで認めるはずがない、それが取調官の基本的な考えだ。

このときのやり取りはメモもしない取調官が多い。

メモなんかを取っていると容疑者を威圧できない。

補助官がメモをしていることもあるが、取調官は最初から供述調書は取らないし、犯行を認めない限り供述調書を作ることはない。

被疑者供述調書の冒頭部分には「本職は、あらかじめ被疑者に対し自己の意思に反して供述する必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のおり供述した。」と印刷されている。

「言いたくないことがあれば、言わなくてもいい」という表現で、供述拒否権が告げられるのは、犯行を認めて容疑者から被疑者となって、供述調書が作られる段階になってからだ。

弁護人を頼めるか

逮捕されると、改めて逮捕の理由となった犯罪事実が告げられ、弁解の機会が与えられる。

その時、弁解録取書(べんろく)というものが作成される。(第 203 条 司法警察員の手続)

この弁解録取書は、被疑者の署名押印があると、一定の要件があれば裁判で証拠とすることができることになっている。(刑事訴訟法第322条第1項)

弁解録取手続を終えた後に、引き続いて取調べが始まることもあるので、被疑者がこの2つを明確に区別することは困難だ。

逮捕するかどうかの判断は組織として行われている。

逮捕されたばかりの被疑者がいくら「身に覚えがない」と弁解しても、組織の一員である取調官が「はいそうですか」と釈放するわけもない。

つまり、「べんろく」は形式的な手続きに過ぎない。

そして、弁護士をどうする、と聞かれる。

一般の国民には顧問弁護士がいるわけでもない。

弁護士を頼むと金がかかるなどとぐずぐずしているうちに「弁護人のことはあとで考えます」などと書かれてしまう。

日弁連による当番弁護士制度がある。

この制度は、知り合いに弁護士がいない場合でも、警察で「当番弁護士を頼みたい」と言えば最寄りの弁護士会に連絡が入り、弁護士がすみやかに接見に行くというものだ(1回目の面会は無料)。

しかし、こうした制度を知っている国民は、必ずしも多くはない。

初犯の被疑者等は、何がなんだかわからないうちに弁解録取書に署名押印してしまう。

そして、手錠をかけられ留置場へ直行ということになる。

供述調書は取調官の作文だ

供述調書に、被疑者が話したことが一字一句、そのとおりに書かれるわけではない。

被疑者から聞いたことを取調官が、自分の主観を交えて書く文章になる。

つまり、供述調書は、取調官の作文といわれても仕方がない代物だ。

取調官は犯罪事実に合うように取調べを進める。曖昧な話をするとヒントを与えたり、誘導したりして供述を誘導する。

否認している被疑者には、取調官が長々と質問しそれに対して「はい」と返事をすると、被疑者があたかも進んで話したように書く。

こうして作られた供述調書は、裁判での供述とはずいぶん違う内容になってしまうことが多い。裁判官が読むと聞くとでは大違いというわけだ。

被疑者の取調室での供述が、一字一句そのとおりに記録する方法は録画か録音しかない。

もし、可視化が実現すると取調官が作成した供述調書との違いが直ちに分かる。

それでは警察としては困るのだろう。

志布志事件の裁判では、女性被疑者の取調べの補助をした女性警察官(巡査)が、密かにICレコー

ダーで取調べの状況を録音していたことが発覚、その録音内容から取調官が取調べ中の女性に携帯電話をかけさせ、供述内容について関係者と口裏合わせをさせていた事実が明らかになっている。

取調べの録音・録画が行われれば、こうした違法な取調べが直ちに明らかになってしまうのだ。

供述調書の記載を変更できるか

供述調書の末尾には、取調官が被疑者の署名押印のあとに

「右のとおり録取して読み聞かせたところ誤りのないことを申し立て署名押印した。

前同日

〇〇警察署

司法警察員

警部補 甲野 太郎 印」

と書く。

ここに、取調官の階級と名前が出てくる。

最近の取調官は、パソコンで供述調書を作成する。

多くの取調官は、プリントアウトした供述調書を持って捜査主任官等の上司に見せに行くという。捜査主任官等から手直しの指示があるとパソコンで修正してから読み聞かせが行われる。

ここで取調官の主観のほかに取調官以外の捜査主任官等の上司の考えが入る。

しかし、ここで被疑者が増減変更を申し立てても、いったん書かれた内容は容易に変更されることはない。

被疑者は諦めて署名押印する。被疑者の供述調書は被疑者の署名押印がなければ証拠とすることはできないから、署名押印は重要である。

署名押印を拒絶することもできることになってはいるが、取調官がその旨を説明することはない。

ここで、実はもう一つ問題がある。

供述調書は、編纂されて取調官が契印する。

しかし、読み聞かせと署名押印の段階では、編纂も契印もされていない。

つまり、あとから差し替えが自由にできるのだ。

警察庁は、平成19年8月、犯罪捜査規範の一部を改正し、被疑者が調書の毎葉の記載内容を確認したときは、それを証するため調書毎葉の欄外に署名又は押印を求めることにした。

遅きに失したというべきだろう。

証拠原則を歪める調書裁判

我が国の司法制度には、自白偏重の人質司法であることのほかに、刑事裁判が証拠原則を歪める調書裁判になっている現実がある。

第 319 条(自白の証拠能力・証明力)

強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

第 320 条(伝聞証拠と証拠能力の制限)

第 321 条乃至第 328 条に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない。

これが、証拠の大原則である。第319条は説明の要はないだろう。

次の第 320 条(伝聞証拠と証拠能力の制限)について説明する。

伝聞証拠とは、公判廷における供述に代えて書面を証拠とする場合、または、公判廷外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とする場合であって、供述の内容の真実性が問題となる証拠をいう。

供述が伝聞証拠という形で公判廷に提示されると、対立する当事者等が反対尋問をすることはできない。

したがって、伝聞証拠を証拠とすると事実認定に誤りを生じる可能性が高いことから、証拠能力を否定して原則これを証拠とすることは出来ない、とするものである。

検察官が作成した供述調書(検面調書)や警察官が作成した供述調書(員面調書)も伝聞証拠であ

る。

員面調書が証拠として採用されるには厳格な要件が課されていることもあり、証拠として採用される場面はそう多くはない。

しかし、員面調書は検察官に送られ、検察官はこの供述調書をなぞるようにして供述調書を作る。

警察の取調官に自白して、検察官の前では否認すると検察官は供述調書を作らない。

警察の取調官に差し戻すだけだ。

そして、裁判で問題になるのも、ほとんど員面調書である。

刑事訴訟法には、第 321 条以下に伝聞証拠であってもこれを証拠とすることができる例外に関する規定がある。

原供述者の死亡等で裁判で証言ができない場合等のケースでは、一定の要件のもとで証拠能力を認めている。

この場合には、裁判官や検察官の面前における供述調書については要件が緩和されている。

我が国の刑事裁判は、捜査段階の供述調書を証拠にできるか否かを審理するのに多くの時間が費やされる。

調書裁判と呼ばれる所以である。

特に問題なのは、被告人が裁判で「自分はやっていない」などと捜査段階の供述を翻した場合である。

そのときは、捜査段階の供述調書を証拠として採用できるかどうかを検証する手続きが行われる。被告人は取調官に犯人でないのにやったように言われた具体的状況を述べる。取調官も証人として出廷し、何も問題のない正常な取調べだったと証言する。

多くの場合には、裁判所は取調官の証言を信用する。かくして、捜査段階の供述調書が証拠として採用される。

結び(警察庁が可視化に反対する本当の理由)

日弁連は、裁判員制度の導入と同時に、被疑者取調べの全過程をテープ録音ないしビデオ録画する制度が確立されるべきだ、と主張している。

警察庁は、今回公表した「適正化指針」で、何とか可視化を求める世論の沈静化を狙っている。

平成21年から始まる裁判員制度の対象となる刑事事件は、全国の地方裁判所で審理される刑事事件のうち、殺人、放火、強盗致傷、危険運転致死等、全体の約3%前後(平成18年で2.9%)に過ぎない。

どうして、警察庁は可視化に反対するのか。本当の理由はどこにあるのか。この点については、既に、このホームページ([19. 12. 2\(日\)取調室に「のぞき窓」? 警察庁が可視化に反対する本当の理由](#))で説明した。

その内容を改めて簡単に説明する。

その1つは、検挙率がダウンするおそれがあるからだ。

警察にいわせると検挙率は、治安の程度を表すバロメーターである。

そもそも、この検挙率なる数字にも問題があるのだが、警察庁は検挙率にこだわっていることは間違いない。

警察庁は、平成13年には19.8%にまで落ち込んだ刑法犯の検挙率が、平成14年以降上昇に転じ、平成18年中の刑法犯の検挙率が31.2%まで回復した、としている。

当時の漆間巖警察庁長官は、官民あげての治安対策の成果だと自画自賛している。

実は、その検挙率は余罪(逮捕事件以外に被疑者が自白したほかの事件)によって支えられている。

平成18年中の刑法犯の検挙件数は640,657件、検挙人員384,250人である。

見て分かるとおり検挙件数は検挙人員よりも多い。

つまり、検挙件数には、検挙(逮捕)した被疑者が自白した余罪が含まれているのだ。

検挙件数うちの余罪が占める割合(余罪占率)が40%を占めているのだ。

ついでに、国民の最も身近で起きる犯罪である窃盗犯についてみてみよう。

平成18年中の検挙率27.1% 検挙件数416,281件 検挙人員187,654人 余罪占率55%である。

空き巣等の侵入盗は、検挙率49.1% 検挙件数100,824件 検挙人員12,434人 余罪占率88%である。

この侵入盗の検挙率は、一見して49.1%と高い検挙率となっている。

しかし、余罪占率は 88%と約9割近くを占めている。

北海道警察についてもみてみよう。

刑法犯の余罪占率 41% 重要窃盗で余罪占率 81%である。

このように警察の検挙率は、余罪によって支えられていることが分かる。

余罪は、次に述べる「代用刑事施設」(留置場)に被疑者を長期間勾留して、その間に取調べで被疑者を自白させて割り出されるのである。

可視化により監督対象行為のような違法な取調べがやりにくくなるという直接的な影響もさることながら、可視化が捜査員に心理的影響を与え、捜査員が余罪の取調べに消極的になり、警察全体の検挙率が大幅にダウンするおそれがあるのだ。

警察・検察側は、取調べが録音・録画されると被疑者が真相を話したからなくなると主張しているが、被疑者はもともと自己に不利益になる事実は話したくない。

否認事件が大幅に増え検挙率が低下することは目に見えている。

警察庁はそれが困るのだ。

その2つは、「代用刑事施設廃止論」が再浮上するおそれがあるからだ。

被疑者は刑事施設(拘置所)に勾留される。

すなわち、逮捕された被疑者の身柄は、裁判官が勾留を決定したときから、警察の留置場から刑事施設(拘置所)へと移されるのが、建前である。

警察庁によると、「代用刑事施設」(留置場)の数は、平成 17 年 4 月 1 日現在、全国で 1,286 で収容定員は 19,312 人である。

一日平均の被留置者数は 14,867 人、延べ人員 5,441,386 人、被留置者の身分別の割合は勾留前被疑者 6.7%、勾留被疑者 36.6%、被告人 57.6%、受刑者 0.1%で、平均留置日数 28.8 日である。(いずれも平成 16 年)

これをみても、いかに多くの被疑者等が、長期間にわたって警察の代用刑事施設(留置場)に収容されているかが分かる。

平成18年6月「刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律の一部を改正する法律(未決拘禁法)」

の成立に当たって、衆参両院の法務委員会の附帯決議で代用監獄に收容する例を漸減することの実現に向けて、関係当局は更なる努力を怠らないこととされた。

しかし、「代用刑事施設」(留置場)に勾留された被疑者等の増減に関するデータはない。

いずれにしても、この「代用刑事施設」(留置場)こそが、被疑者の長期勾留、すなわち自白偏重の人質司法の出発点となっているのだ。

可視化によって警察の取調べの実態が録音、録画され、取調べの実態が客観的に明らかになれば、悪名高い「代用刑事施設」の廃止論が再浮上し、国際的にも問題が指摘されているこの制度が廃止されるおそれがある。

警察庁はそれでは困るのだ。



20. 2. 25(月) [裏金告発警官配転国賠訴訟審](#)

[裏金追及は終わらず 市川守弘弁護士が意見陳述](#)

愛媛県警の現職警察官である仙波敏郎巡查部長が、記者会見で同県警の裏金問題を実名告発したことを理由に仙波巡查部長を地域課通信指令室への異動を発令した問題で、昨年9月11日、愛媛地裁は仙波巡查部長の配置転換命令に県警本部長が関与していたと認定した上で、愛媛県警による仙波巡查部長に対する会見前の執拗な説得工作、配置転換、勤勉手当の減額を違法と判断、愛媛県に対して100万円の損害賠償を命じる判決を下した。

このことについては、このホームページで詳しく紹介した。

[\(19. 9. 11\(火\)愛媛県警の裏金裁判判決 国家賠償請求訴訟原告全面勝訴\)](#)

この判決に対して、愛媛県(愛媛県警察)は、判決を不服として控訴期限の昨年9月25日、愛媛地裁判決の取り消し、原告の請求棄却などを求めて高松高裁に控訴した。

その控訴審の第1回口頭弁論が、2月19日高松高裁で開かれた。

県側は、配置転換は一審判決で主張が認められた拳銃保管から始まった一連の措置と主張。

告発会見前の説得行為の一部と勤勉手当の減額を違法と認定されたことにも反論し、本部長の関与も否定した。

仙波巡查部長側は、拳銃取り上げの違法性を主張し、控訴棄却を求めた。

県側は控訴理由書で、拳銃保管した上で通信指令室へ配置転換したのは「拳銃携帯を原則とする鉄道警察隊に継続配置することが困難になった」のが理由とし、会見との因果関係を否定した。

説得行為は、会見前夜、仙波巡查部長が自ら県警本部を訪れ、同席者が警察学校時代の同期生だったことを挙げ「精神的苦痛を伴うものではなかった」と主張。

捜査費問題について「県民に説明責任を果たすため、真摯(しんし)に対応するスタンスを取っていた」とし、原判決が「会見をやめるよう説得しなかった方が不自然」と指摘していたことに反論した。

本部長の関与は、「県民に対して対外説明責任を持つ立場の本部長に、各措置や経過の報告がされたにすぎない」と指示はなかったとしている。

一方、仙波巡查部長側は答弁書で、拳銃取り上げを「自傷他害の恐れを口実に屈辱を与えて報復し、ほかの警察官に対する見せしめ目的だった」と反論。

県側の主張は、その場しのぎで信用性がないと批判した。

本部長の関与について「県警の裏金問題での現職警察官による初の告発会見で、本部長が警察庁と頻りに連絡を取り合い、指示を仰いでいたことは当然」と指摘した。

同日の口頭弁論では、仙波巡查部長が「現職警察官の実名告発は私一人で、後に続く者を出さないため組織を挙げて見せしめ的に違法行為がされてきた。高裁でも正義の判決をお願いしたい」と意見陳述した。(平成20年2月20日愛媛新聞)

この愛媛新聞の記事には載らなかったが、被控訴人(仙波巡查部長)代理人の1人である市川守弘

弁護士(札幌市)が意見陳述を行っている。

その要旨を紹介する。

私は、北海道における北海道警察の裏金問題の経緯と道警本部が裏金を認めざるを得なかったのか、その理由の一つとして原田宏二の存在、原田氏と比較して愛媛県警が仙波氏に対してとった報復人事の必然性について、以下意見する。

- 1 仙波氏への報復人事などの露骨な違法行為の根底には、第1に愛媛県警の裏金システムの維持、それを隠すための仙波つぶし、が存在する。
- 2 全国17都道府県で裏金が発覚している。たまたま北海道では約10億円の裏金を認め、道、国に返還した。
- 3 北海道では、当初、旭川中央警察署の平成7年と同9年のそれぞれ1か月分の会計書類が流出した。道警本部は議会で「出所不明」ゆえに答弁の必要はない、と強弁し、監査請求に際しては「一切の不正経理は確認できなかった」と主張するだけで、監査には全く協力しなかった。結果は監査請求の棄却である。
- 4 これを受けて、原田氏は、告発に踏み切った。原田氏の告発を道警は無視できず、「内部調査に着手」し、訴訟では違法に名前を使用した「捜査協力者」が国賠請求をし、最終的には前記のとおり、道警は裏金つくりを認めざるを得なくなった。
- 5 なぜ原田氏の告発は重要だったのか？
それは一つには、彼の釧路方面本部長という立場にあったこと、二つには、彼は長年道警内部において裏金つくりから裏金の使途まで熟知し、特に警察庁からのキャリアの裏金使用の実態を知っていたからである。道警は原田氏の証言を無視することもできず、ある程度の裏金の実態を表に出さざるを得なかった。

6 では仙波氏はどうか？

仙波氏は、愛媛県警の裏金つくりを告発した。これは明らかに公益通報である。しかし、彼は巡査部長、しかも鉄道警察隊勤務という、警察庁キャリアとは離れた存在であった。

したがって、原田氏と異なり、愛媛県警は、裏金つくりのシステムを認めることはせず、仙波氏の「抹殺」、つまり徹底して排除し、つぶすことを意図した。

確かに、原田氏に対しても、警察OBからの嫌がらせや警察による尾行はあった。しかし原田氏はすでにOBになっていた為、組織的、体系的なものではなかった。しかし、仙波氏は、原田氏と違い現職である。組織的、体系的嫌がらせ、すなわち組織からの「排除」は徹底して行うことは容易である。しかし、仙波氏は、警察の裏金告発という正義の為に決断した。仙波氏はいわば「裸で狼の群れに飛び込んだ」のである。彼には原田氏とは異なり筆舌に尽くしがたい嫌がらせや圧力があつたことは間違いがない。その一つが、本件の報復人事である。

愛媛県警は、これによって、彼に続く公益通報者をなくすとともに、愛媛県警の裏金システムを温存できるのである。愛媛県警は、愛媛県にとって極めて重要な公益通報者である仙波氏を、裏金システム温存の為に、「抹殺」しようとしているのである。仙波氏への執拗な攻撃は、愛媛県警にとって必要不可欠であり、反面では仙波氏は原田氏以上の重圧の中にある。仙波氏は現役である以上、県警の手の中にいる仙波氏をつぶすことは退職した原田氏以上に容易である。裏金の維持、裏金を告発した仙波氏をつぶし、見せしめにするための報復人事、これが本件事件の本質なのである。

7 裏金システムの巧妙さ

では、原田氏の告発により、北海道警での裏金つくりはなくなったのか？答はノーである。そもそも裏金は、捜査費、捜査用報償費にとどまらない。あらゆる経費が裏金になる。現在、情報公開訴訟で、銃器対策課の会計書類の開示を求めているが、買い物レシート1枚すら開示しようとしなない。北海道でも依然として裏金システムは闇の中である。

愛媛県警ではどうか？県警は監査請求に対して全く非協力的である。仙波氏の警乗手当訴訟でも、真実を明らかにしようとはしない。裏金システムは巧妙に隠されたまま、厳然として存在していると見るべきである。

裏金づくりの隠蔽と仙波氏への攻撃は、表裏一体である。本件1審判決によって、県警は弾劾されたが、性懲りもなく控訴をしている。県警が訴訟で勝利すると思つているとは思えない。それよりも、

控訴することによって公益通報者である仙波氏に圧力をかけ続け、彼に続く者を絶つことによって、裏金システムを維持することが真の目的だからである。

8 裁判所におかれては、本件事件のかかる本質と、公益通報者である仙波氏を県警の執拗な報復から守ることの重要性、またこれによる警察行政の健全化を、ぜひともご考慮いただきたい。

愛媛県の加戸守行知事は、県が控訴したことについて「(控訴は)裏金問題を隠すためにやるのではない。

当時の県警の行動は妥当だった。本人に不満があるからといって県が賠償するほど違法なダメージを与えたとは思わない」と述べ、控訴の正当性を強調した。(平成19年7月09日 愛媛新聞)

広田耕一県警本部長は、県が9月25日に高松高裁に控訴したことを県議会警察経済委員会で報告し、「控訴審では、県警の一連の行為の正当性を十分に証明していきたい」とあらためて主張した。(平成19年10月3日 愛媛新聞)

加戸知事と広田警察本部長の無責任ぶりにはあきれるが、愛媛県警の裏金疑惑は、仙波敏郎巡查部長の告発より以前に大洲警察署でも明るみに出ている。

この時も愛媛県警は、「事実と異なる会計処理をした」ことは認めたものの「組織的な不正はなかった」として、組織的な裏金システムを隠蔽した。

愛媛県警の裏金疑惑の発覚はさらに続いた。

愛媛県警捜査一課の警部のパソコンからファイル交換ソフト「ウィニー」を通じてインターネット上に捜査資料が流出、そのなかに捜査情報の提供者23人に謝礼を支払ったとする「報告書」があったことが明らかになった。

県警は、全員に謝礼が支払われていないことを認めたが、「報告書は警部の個人的なメモ」と説明し、事実と異なる氏名が記載されていた点については、捜査費支払いで仮名使用が認められていたことを強調し「警部自身や組織ぐるみの捜査費の不適正使用はなかった」と、ここでも組織的な裏金システムを隠蔽した。

警察の裏金疑惑は、全国各地で発覚した。

しかし警察庁は、あくまでも地方の警察の問題として幕引きを図ろうとしている。

警察庁にとっては、警察の裏金システムが、全国共通の問題であることが露見することが何よりも恐ろしい。

市川守弘弁護士も指摘しているように、警察組織の最大の恥部である裏金システムを告発(公益通報)した現職警察官に対して凄まじい圧力を加え見せしめにすることによって、これ以上の裏金疑惑の拡大を防ごうとしているのだ。

愛媛県(愛媛県警)の控訴は、そのことを表しているに過ぎない。

しかし、これでは裏金疑惑で失われた国民の信頼を回復することにはならない。

そして、全国の若い現職警察官に問いたい。

「君たちの組織が、これでよいのか」と。



20. 2. 23(土) 可視化に反対する警察庁

「取調べ適正化指針」で冤罪・無罪事件はなくなるか?(その1)

日本弁護士連合会(以下、日弁連という)が、「取調べの可視化」について意見書を出したのは、5年前の平成15年7月14日のことである。

日弁連の意見書は、裁判員制度の導入と同時に、被疑者の取調べの全過程をテープ録音ないしビデオ録画する制度が確立されるべきだ、とする趣旨である。

これに対し警察・検察側は、取調べが録音・録画されると被疑者が真相を話したからなくなるので、取調べの可視化は、事件の真相解明の妨げになる等の理由を挙げて反対をしてきた。

ところが、ここにきて鹿児島県志布志の県議選無罪判決や富山県氷見の婦女暴行冤罪事件で、警察の自白強要の違法捜査が明るみに出た。

国民の警察捜査に対する不信は一層高まり、ねじれ現象の国会では、民主党が取調べの可視化の

ための刑事訴訟法の改正を提案する構えを見せている。

[\(19. 12. 2\(日\)取調室に「のぞき窓」? 警察庁が可視化に反対する本当の理由 参照\)](#)

あわてた警察庁は、今年1月24日「取調べ適正化指針」(以下、「適正化指針」という)なるものを発表し、体制の整った都道府県警察から順次実施したいとしている。

「適正化指針」は、捜査現場の取調べに対する監督の強化のため、全国の警察本部に取調べ状況を監督する部署を設けることをその柱に、取調べ時間の管理の厳格化等を打ち出している。

警察が、国民の安全をより確保するため現場の体制を強化するならいざ知らず、取調べの監督強化という非生産的な業務に人員を割くという愚策に国民が賛同するのだろうか。

警察庁は、全国各地で発覚した警察の裏金疑惑、制服警察官によるストーカー殺人等の警察官の不祥事等、警察の根幹に関わる問題が起きるたびに、その対策として管理・監督の強化を打ち出してきたが、果たしてその効果は上がったのだろうか。

この指針に対しては、早くもマスコミ等から身内の監督で取調べの適正化ができるか、などとその実効性について疑問視する声があがっている。

警察庁のまとめた「適正化指針」の概要は次のようなものだ。

警察庁の「適正化指針」の概略

①管理部門に取調べ監督担当課等を新設

警察本部の総務部門または警務部門(以下、管理部門という)に取調べに関する「監督担当課」を、警察署の管理部門に取調べに関する監督を担当する「監督担当者」を置き、罪種や任意・強制捜査の別を問わず、取調室等において行われる被疑者の取調べについて、②に掲げる「監督対象行為」の有無を確認すること等により、取調べに関する監督を行う。

具体的には

- 捜査を主宰する「捜査主任官」は、罪種や事案の軽重を問わず、被疑者を取調べたときは、取調べ状況報告書を作成し、本部監督担当課に報告する。
- 警察署の「監督担当者」は、被疑者等からの苦情の申出を受け付けるほか、被疑者等の取調べの状況を随時確認し、必要により調査を行い、その結果を「監督担当課」に報告する。

- 警察本部の「監督担当課」は、定時または随時、警察署等を巡察し被疑者の取調べの外形的状況を確認する。
- 取調べについて苦情の申出があったときは、速やかに公安委員会又は警察本部長に報告する。
- 「監督対象行為」が行われた可能性があれば、関係書類の閲覧、捜査主任官や取調官からの報告聴取、被疑者との面接を実施し、「監督対象行為」の有無を確認する。
- 「監督対象行為」を認めたときは、これを中止させ、監察部門に通報し、指導や懲戒処分の対象にする。

②監督対象行為

容疑者の尊厳を害する言動など、供述の信用性を疑わせる原因となりかねない取調官の言動を「監督対象行為」として禁じた。

警察庁のいう取調べの「監督対象行為」とは以下のとおりだ。

- ①被疑者の身体に接触すること(やむを得ない場合を除く)。
- ②直接又は間接的に有形力を行使すること。
- ③殊更不安を覚えさせ、困惑させるような言動をすること。
- ④一定の動作又は姿勢を取るよう強く要求すること。
- ⑤便宜供与を供与し、供与することを申し出、若しくは約束すること。
- ⑥被疑者の尊厳を著しく害するような言動をすること。
- ⑦一定の時間帯等に取調べを行おうとするときに、あらかじめ、警察本部長又は警察署長の承認を受けないこと。

③取調べ時間の管理の厳格化

「午後10時から午前5時までの取り調べ」や「1日8時間を超える取り調べ」は、本部長か署長の事前の承認を必要とする。

④施設等の整備

取調室の設置基準を設けるほか、取調室に透視鏡等を設置、取調室への入退室を電子的に管理

するシステムの導入を推進する。

⑤捜査に携わる者の意識向上

適正捜査に関する教養の充実、取調官の処遇の改善、表彰の実施、「監督対象行為」への懲戒処分等の厳正な処分を講じる。

この警察庁の「適正化指針」には、取調べに付随する重要な問題が省かれている。

例えば、被疑者・容疑者の任意同行、供述拒否権の告知、供述調書の内容確認・署名押印等に関する問題である。

それは、あとで詳しく触れるとして、警察庁の「適正化指針」の各項目について、その内容を検討してみよう。

①管理部門に取調べ監督担当課等を新設することの問賠点

取調べ対象は膨大な数、物理的に可能か

この問題を検討するには、警察の取調べが、どのくらい行われているのか、また、取調べが警察のどの部署で行われているのか等、警察の取調べの実態を知る必要がある。

最初に、警察の取調べは、どのくらい行われているのかをみてみよう。

警察の取調べを受けた人の数に関するデータはない。

犯罪白書や警察白書(いずれも平成19年版)の数字(いずれも平成18年中)から推測してみよう。

刑法犯の主要罪名別検挙人員 1,241,358 人、これには殺人、強盗等の凶悪犯、窃盗犯、傷害等の粗暴犯等の刑法犯、暴力行為等処罰法、危険運転致死傷、交通関係業務上致死傷が含まれている。

警察では、刑法犯以外の特別法犯も検挙する。

検察庁に送致された特別法犯の検挙人員は、828,809 人、これには道路交通法違反、覚せい剤取締法違反、各種の条例違反、軽犯罪法違反、入管法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、風営適化法違反、廃棄物処理法違反等が含まれている。

これらを合わせると、毎年延べ約200万人の人が被疑者として警察の取調べを受けている。さらに、容疑者として取調べたが、容疑が固まらず立件できないケースも数多くある。また、犯罪ではないが、警察官が事実上の取調べを行う14歳未満の触法少年の事件もある。こうした数を入れると被疑者として取調べの対象となった人の数はさらに増える。毎年、少なく見積もっても、延べ200万人を超える国民が警察に被疑者として取調べを受けていることになる。

こうした被疑者の取調べのほかにも、参考人の取調べも行われている。

その数は被疑者より多いが、参考人の取調べをめぐるいろいろな問題があるのだ。

次に、警察の取調べは、どんな部署で行われるのかをみてみよう。

警察署の組織は、規模によって異なるが、普通は、「警務課」、「会計課」、「刑事課」、「生活安全課」、「刑事組織犯罪対策課」、「警備課」、「交通課」、「地域課」(交番、駐在所)がある。

大規模警察署では、これを、「地域第2課」、「刑事第2課」、「留置管理課」のように1つの課を2つ以上の課に分割しているところもある。

警察署に勤務する警察官で、取調べをしないのは「警務課」の警察官くらいだが、主として取調官として取調べを担当するのは、警部補以下の警察官である。

警部以上の管理職の警察官が、自ら取調べをすることは滅多にない。

取調べを行うのは、警察署の警察官だけではない。

警察本部の捜査部門、生活安全部門、交通部門の各課の特捜班等に所属する警察官をはじめ機動捜査隊、自動車警ら隊、交通機動隊等の実働隊の警察官も取調べをする。

日常の仕事のなかで、取調べと無縁なのは、総務・警務部門の警察官、本部各課のデスクワークだけに専従する警察官等である。

警備・公安部門も、滅多に事件を捜査することがないので、警備・公安部門に勤務する警察官は、ほとんど取調べをすることはない。

警察の取調べは、日中の時間帯にだけに行われるのではない。

交番や本部の実働隊は、24時間勤務体制である。

事件・事故があれば、深夜でも容疑者や参考人の取調べが行われる。

こうした現場では、事件処理に時間的な制約があり、幹部の捜査指揮も手薄になるため、とかく無理な取調べが行われやすい傾向がある。

警察庁の「適正化指針」では、管理部門に取調べの監視・監督部署を設け、定期的に、あるいは抜き打ちに調査を行うほか、不適切な行為が見つければ、その取調べを中止させ、指導や懲戒処分の対象にしたり、被疑者や代理人弁護士等から、取調べに関して苦情を受けた場合も、管理部門が調査する、としている。

監視の具体的な方法としては、管理部門の担当者がのぞき窓から取調べの様子を見たり、取調べ室の外で取調べの様子を聴いたりするらしい。

日弁連が主張する可視化では、被疑者取調べの全過程をテープ録音ないしビデオ録画するとなっている。

警察の「適正化指針」では、捜査には関係のない警察内部の人間が、マンパワーでやろうとしているのだ。

明らかに公正性、正確性、客観性といった点からも問題がある。

警察庁によると、監視・監督の対象事件は、任意・強制捜査の別はなく、取調べ状況を罪種や事案の軽重を問わず報告させるという。

しかし、被疑者の取調べは、少なく見積もっても毎年全国で200万人を超える、そして毎日、警察の多くの所属で行われる。

警察庁の「適正化指針」を完全に実施するには、相当の体制が必要になることは明らかだ。

「監督担当課」や「監督担当者」をどの程度の規模の体制にするのかは分からないが、こうした非生産的な仕事に多くの警察官を充てることについて、国民の理解を得ることは出来ない。

おそらく、「監督担当課」や「監督担当者」の体制は、微々たるものになる可能性が大きい。

そうなると、全ての事件を対象に取調べの監視・監督することは、最初から物理的に無理がある。

警視庁は、制服警察官によるストーカー殺人に懲りて、交番の警察官にGPS機能付きの携帯電話を持たせてその所在を把握するという。

これもバカげたことだが、取調室の出入りを電子的に把握するシステムを導入するとしながら、取調べ状況を把握するためにテープ録音ないしビデオ録画の施設を導入しないのも面白い。

警察庁は、取調べ状況をテープ録音ないしビデオ録画することだけはどうしても避けたいらしい。

捜査指揮とは競合しないのか

犯罪の捜査は、決められた「捜査方針」に従って組織として行うことになっている。

そのため、全ての事件は、その態様によって「署長指揮事件」と「警察本部長指揮事件」に区分される。

例えば、普通の窃盗事件等は「署長指揮事件」、殺人事件等特異重要事件は「本部長指揮事件」である。

指揮は、その捜査を主宰する捜査主任官（通常は警察署の課長～警部）が、「犯罪捜査指揮簿」に捜査方針に従って指揮伺事項を報告し、それに基づいて署長や警察本部長が、捜査のゴーサインを出すことになる。（**犯罪捜査規範第15～20条**）

警察署捜査主任官→警察署長→警察本部主管課→主管部長→警察本部長、これが指揮系統である。

その事件の捜査の過程で、ある人物を「被疑者」あるいは「容疑者」として、あるいはある人物を「参考人」として取り調べるときには、それまでの捜査の経過、その人物を取調べる必要性などを明らかにして、必ず事前に指揮を受ける。

取調官が、思いつきで勝手にやることではない。

指揮を受けた捜査主任官は、取調官を指定して、取調べが開始される。

「捜査指揮」の目的は、幹部が捜査員を指揮監督して、適正かつ公正な捜査により事件の真相を解明しようとするものである。

この中には、当然、取調べの指揮も含まれる。

捜査幹部が、捜査指揮の基本原則に則り捜査を進めていけば、取調官が違法な取調べを行うことなどあり得ない。

被疑者の取調べ状況を把握し、適正な取調べ監督するのは、捜査幹部の当然行うべき責務である。

捜査とは全く関係のない「監督担当課」や「監督担当者」が、被疑者の取調べに介入することは、組織捜査の指揮原則を崩すことにならないのかと率直な疑問が生じる。

管理部門に取調べに関する「監督担当課」を置き、警察署の管理部門に取調べに関する監督を担当する「監督担当者」を置くことは、まさに屋上に屋を架すことになり、その実効性は極めて疑問だ。

捜査上の秘密は守れるのか

刑事訴訟法第 189 条(一般司法警察職員と捜査)

- 1 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。
- 2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

一般にはあまり知られてはいないが、警察の仕事には、司法警察の分野と行政警察の分野がある。司法警察とは、犯罪を捜査し、被疑者を検挙し、検察庁に送致するなど、捜査を中心とする警察活動を指し、それ以外の行政活動とは区分されている。

そして、犯罪捜査に従事する警察官を司法警察職員と呼んでいる。

司法警察職員は、司法巡査と司法警察員(巡査部長以上の階級にある警察官)に分かれる。

司法警察員には、事件の送致、告訴・告発の受理等、司法巡査にはない捜査上の権限が与えられている。

逮捕状の請求は、警部以上の司法警察員でなければならない。

捜査書類は、全て司法警察職員という職名で作成される。

例えば、「〇〇警察署 司法警察員 巡査部長 〇〇〇〇」である。

それに対して、警察内部で作成される行政活動の報告書は、「〇〇警察署 巡査部長 〇〇〇〇」である。

捜査とは全く関係のない「監督担当課」や「監督担当者」の警察官は、司法警察職員としての立場にはない。

内部管理の業務は、司法警察の分野には属さない。

捜査にとって秘密が守られるかどうかは生命線である。

警察の犯罪捜査の基本原則を定める犯罪捜査規範は、そのことを明らかにしている。

犯罪捜査規範第9条(秘密の保持等)

- 1 捜査を行うに当たっては、秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意するとともに、被疑者、被害者、その他事件の関係者の名誉を害することのないように注意しなければならない。
- 2 捜査を行うに当たっては、前項の規定により秘密を厳守するほか、告訴、告発、犯罪に関する申告その他犯罪捜査の端緒又は犯罪捜査の資料を提供した者の名誉又は信用を害することのないように注意しなければならない。

警察はこれまでも、この「捜査上の秘密」を根拠に情報開示請求を拒んできた。

捜査書類だけではなく、捜査費等や旅費の支出に関する会計書類も守秘義務のある監査委員にさえ開示することを拒んでいる。

捜査に従事する警察官は、捜査に関係のない相手に捜査内容を漏らすことは許されない。

相手が、警察官であろうとそれが鉄則である。

それができなければ、それだけで失格だ。

だから、警察官は捜査の協力者を秘匿するため、捜査書類に虚偽の記述をし、裁判で偽証までしてきた。

最近の捜査本部事件の捜査では、秘密保持のため捜査会議等には、末端の捜査員を参加させない、とも聞いている。

平成19年4月5日の衆議院法務委員会において、志布志事件でその存在が問題となった「取調べ小票」について、民主党の河村たかし議員の質問に警察庁は、こう答えている。

「取調べ小票につきましては、これは上司に対しまして取調べの状況を報告するための捜査員のメモでございまして、その時々々の被疑者の言い分といいますか供述を、特に事実確認等を精査しないままに警察官が記したものでございます。そのような未精査の事実や、あるいは、メモでございまして、いろいろな関係者の氏名等も書いてございます。こういったことが記されたものを公判廷に提出す

ることにつきましては、個人のプライバシーを害するというごまごまもございませし、捜査に大きな影響を及ぼすということから、鹿児島県警としては、極力避けたい、こういう認識であった、このように報告を受けているところでございます。」

警察庁は「取調べ小票」は、捜査上の秘密に当たるから裁判にも出せない、と答弁しているのだ。

警察庁の説明によると、この「取調べ小票」なる文書は、平成16年に犯罪捜査規範が改正をされるまで使われていたが、その後は「取調べ状況報告書」が作られるようになったという。

「適正化指針」では、「監督担当課」に対する報告は、この「取調べ状況報告書」(犯罪捜査規範第182条の2)によることとされているが、「取調べ状況報告書」には、関係者の氏名等、個人のプライバシーを害するおそれのある事柄や、捜査に大きな影響を及ぼすおそれがある内容が記載されていることになる。

それを、捜査には全く関係のない「監督担当課」等に提出することは問題だろう。

警察にとって、捜査上の秘密、とりわけ被疑者供述調書の記載内容は重要な秘密である。

それをいとも簡単に、捜査には関係のない「監督担当課」や「監督担当者」に関係書類を閲覧させたり、被疑者の取調べ状況を報告したり、透視鏡から見せたりするという。

これは、明らかに捜査上の秘密を犯すことになりはしないか。

そもそも、被疑者等は取調べ官が、供述内容を捜査に関係のない管理部門の警察官に漏らすことを承諾するのだろうか。

被疑者等の承諾なしに取調べ状況を捜査に関係のない「監督担当課」や「監督担当者」に警察官に見せたり、聞かせたり、報告したりすることには問題はないのか。

被疑者が、拒否したときはどうなるのか。

犯罪捜査規範第182条の2第3項には、被疑者等が取調べにおいて作成された特定の被疑者供述調書の存在及び内容を捜査機関以外の第三者に明らかにしてほしくない旨の意思を表示したときは、不開示要望書を作成させ、これに署名指印させるものとする、とある。

「監督担当課」や「監督担当者」の警察官は、捜査機関ではない。

少なくとも、これらの警察官は、司法警察職員として捜査に従事しているとはいえない。

被疑者等からみれば、捜査機関以外の第三者である。

いずれにしても、捜査の秘密は厳格に守られるべきで、例え、相手が警察官であっても取調べ状況を取調べに関係のない「監督担当課」や「監督担当者」に、見せたり、聞かせたり、書面で報告すべきではない。

接見交通権との関係で問題はないのか

被疑者等と外部の人が面会することを「接見」といい、物品の授受をすることを「交通」という。

また、被疑者等のみならず、弁護人をはじめとした接見しようとする外部の人に対しても接見交通権が認められる。

このうち、特に被疑者等と弁護人には、憲法上特別の権利が認められる。

憲法第34条

何人も理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、拘留又は拘禁されない。

刑事訴訟法第 39 条(弁護人との接見交通権)

身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

2 略

3 検察官、検察事務官又は司法警察職員(司法警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。)は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第1項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであってはならない。

刑事訴訟法第 80 条では、被疑者は弁護人以外の者と法令の範囲内で接見交通を行うことができるが、同法第 81 条で裁判所は逃亡または罪証隠滅のおそれがある場合には、検察官の請求により又は職権で裁判所が接見等を禁止することができることとされ、接見等禁止決定がなされた場合には、

弁護人以外の者とは被疑者は接見をすることは禁止されることになる。

弁護人との接見交通権は、被疑者が防御の準備するための重要な権利である。

接見には、警察官の立ち会いは許されない。秘密交通権である。

しかし、志布志事件では、取調官が被疑者から弁護人との接見内容を聞き出すなど重大な接見交通権の侵害があったとされている。

被疑者に対する違法な取調べが行われたときに、その実態を知らなければならないのは、被疑者の弁護人である。

捜査とは関係のない「監督担当課」や「監督担当者」が関わることは、接見交通権の侵害に当たる疑いもある。

また、接見禁止の処分がなされている被疑者と捜査とは関係のない「監督担当課」や「監督担当者」の警察官が被疑者と面接したり、物のやり取りができるのか、という問題もある。

「監督担当課」や「監督担当者」は、この弁護人以外の者に当たることは明らかだ。

都道府県公安委員会の苦情処理は機能するか

警察庁の「適正化指針」には、取調べについて苦情の申出があったときは、苦情処理に係る所定の手続きに従い、速やかに都道府県公安委員会に報告する、とある。

この意味は、取調べについての苦情も警察法第79条(警察職員の職務執行についての苦情の申出)により、文書で苦情を申し立てることができるという規定を適用するということだろう。

北海道公安委員会の苦情処理の実態については、このホームページでも度々、指摘したところだ。

公安委員会の苦情の処理では、公安委員会は単なる苦情等の受付をするだけであり、調査等は警察に丸投げしているに過ぎない。

事実上警察に管理されている公安委員会が、被疑者の取調べに関する苦情を受理して、被疑者の立場に立って公正な判断をすることを期待するのは間違っている。

警察の都合の良い処理が行われることは、目に見えている。

つまり、違法な取調べの隠蔽である。

また、捜査には全く関係のない公安委員会が、取調べに関する苦情処理に関与することは、捜査上の秘密を遵守するという観点からしても問題がある。

そもそも、こうした被疑者の取調べに関する苦情は、被疑者が弁護人と接見するときに弁護士に申し立てるべき問題である。

公安委員会が、こうした問題に介入することは、接見交通権の侵害に当たる疑いさえある。

警察庁は、身内による取調べの監督などでは、取調べの適正化の効果が上がらないという批判をかわすため、公安委員会が警察を管理する民主的な制度であることを強調し、「適正化指針」に公安委員会へ苦情を申し立てることができる、としたに過ぎない。

公安委員会は、警察のご用委員会であることを忘れてはならない。

つまり警察庁は、違法な取調べの処理を内部でやることしか考えていないのだ。

これは、警察の隠蔽体質そのものである。

②監督対象行為をめぐる問題点

最初に、警察の犯罪捜査の基本を定めている犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)に掲げられている「取調べの基本的な心構え」などを見てみよう。

第 166 条 (取調べの心構え)

取調べに当たっては、予断を排し、被疑者その他関係者の供述、弁解等の内容のみにとらわれることなく、あくまで真実の発見を目標として行わなければならない。

第 167 条 (取調べにおける留意事項)

取調べを行うに当たっては、被疑者の動静に注意を払い、被疑者の逃亡及び自殺その他の事故を防止するように注意しなければならない。

2 取調べに当たっては、冷静を保ち、感情にはしることなく、被疑者の利益となるべき事情をも明らかにするように努めなければならない。

3 取調べに当たっては、言動に注意し、相手方の年齢、性別、境遇、性格等に応じ、その者にふさわしい取扱いをする等その心情を理解して行わなければならない。

第 168 条 (任意性の確保)

取調べを行うに当たっては、強制、拷問、脅迫その他供述の任意性について疑念をいだかれるような方法を用いてはならない。

- 2 取調べを行うに当たっては、自己が期待し、又は希望する供述を相手方に示唆する等の方法により、みだりに供述を誘導し、供述の代償として利益を供与すべきことを約束し、その他供述の真実性を失わせるおそれのある方法を用いてはならない。
- 3 取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に行うことを避けなければならない。

これを読んでも分かるように、取調べの目標は「真実の発見」であり、被疑者の利益も明らかにするように努め、その心情も理解して行うべきものとされ、供述の任意性を疑われるような方法や供述の誘導、利益供与の約束などは厳に慎むべきものとされている。

勿論、深夜の取調べは、原則として禁止されている。

次に、警察庁による「監督対象行為」なるものを見てみよう。

警察庁が明らかにした「適正化指針」では、容疑者の尊厳を害する言動など、供述の信用性を疑わせる原因となりかねない取調官の言動を「監督対象行為」として禁じた。

警察庁のいう取調べの「監督対象行為」とは、以下のとおりだ。

- ①被疑者の身体に接触すること(やむを得ない場合を除く)。
- ②直接又は間接的に有形力を行使すること。
- ③殊更不安を覚えさせ、困惑させるような言動をすること。
- ④一定の動作又は姿勢を取るよう強く要求すること。
- ⑤便宜供与を供与し、供与することを申し出、若しくは約束すること。
- ⑥被疑者の尊厳を著しく害するような言動をすること。
- ⑦一定の時間帯等に取調べを行おうとするときに、あらかじめ、警察本部長又は警察署長の承認を受けないこと。

こうした「監督対象行為」は、改めて禁止するまでもなく、犯罪捜査規範で厳に戒められている事柄ばかりだ。

警察庁が、今に至ってこうしたことを打ち出さなければならないのは、警察の取調べではこうしたことが常態化しているということだろう。

昭和23年、現行の刑事訴訟法が施行されてから、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件と4件もの死刑事件が再審無罪になった。

このほかにも再審無罪事件が多数ある。

無罪事件や冤罪事件は、今日昨日に始まった問題ではない。

富山の氷見事件のように、被告人が裁判で罪を認め服役し、真犯人が名乗り出るまで世間に知られることもなかった事件が、ほかにもあるのではないか。

世間の耳目には触れない日常の事件でも、こうした違法な取調べによる冤罪事件があるのではないか。

そんな素朴な疑問が湧く。

我が国の司法制度では、依然として「自白は証拠の王」との考え方が支配的である。

そして、そうした考えを支えているのが、長期の勾留制度であり、警察の留置場を「代用刑事施設」とする制度である。

こうした制度の下で、第一次捜査捜権を持つ警察では、数多くの余罪をたたき出す取調官や組織の捜査方針に従って否認する被疑者を落とす取調官が有能な取調官として評価される。

ここに「被疑者取調べ技術の向上方策」と題する資料がある。

それには取調官が、被疑者の取調べをするときの基本的な心構えが述べられている。

この資料は、愛媛県警捜査一課の警部のパソコンから流出したものとされるが、その内容を見ると警察がどんな取調官を育てようとしているかが良く分かる。

1 事前の把握を徹底する

○犯行現場の状況を自分の目で確認し、十分腹入れしておくこと。

○捜査記録は納得いくまでよく目を通す。

問題点や疑問点があれば必ず解明する。

(調べ官が迷わされるのはこの辺の詰め甘さにある。)

2 被疑者を知る

○被疑者の生い立ち、性格、知能程度、家庭環境、家庭状況、身上、趣味などできる限り把握しておく。被疑者を知れば知るほど調べ官は有利である。

○前刑の調べ官から聞いておく事も大事である。

他の調べ官とはちょっと違うということ、被疑者に暗黙の内に判らせることも大事である。

3 被疑者取調べには気迫が必要

調べ官の「絶対に落とす」という、自信と執念に満ちた気迫が必要である。

4 被疑者から目を離すな

取調べは被疑者の目を見て調べよ。絶対に目を反らすな。

相手をのんでかかれ、のまれたら負けである。

5 被疑者の心を読む(読心術を身につける)

一対一の勝負、腹の探り合いであるから、被疑者の心を早く読めれば勝負は早い。

6 一度調べに入ったら自供させるまで出るな

被疑者の言うことが正しいのでないかという疑問を持ったり、調べが行き詰まると逃げたくなるが、その時に調べ室から出たら負けである。

お互いに苦しいのであるから、逃げたら絶対ダメである。真実を話さなければならない。

7 粘りと執念を持つ

否認被疑者は朝から晩まで調べ室に出して調べよ。(被疑者を弱らせる)

そのためには、調べ官は強靱な気力、体力が必要である。(平素から養っておくこと。)

8 補助官との意志の疎通

調べ官と補助官の間には阿吽の呼吸が必要、タイミングがよいとその一言で落ちることがある。調べ官には、話さないことでも、補助官には、気を許して気軽に話す場合がある。

9 親身になって相手の話を聞いてやり、家族、身内には同情することも必要である。

10 調べ官も裸になれ

調べ官は優位に立つことは絶対必要であるが、時には、自分の生い立ちや学校生活、子育て、趣味、子供の頃のこと等裸になった話をするにより、同じ人間であることの共感を持た

せる。

11 言葉に気をつける

被疑者を馬鹿にしたり見下すような言葉は絶対に謹むこと、ある意味では馬鹿になることも必要。

12 被疑者には挨拶・声をかける

留置場内で検房時等必ず被疑者に声をかけ挨拶する。

13 騙したり、取引は絶対にするな。

後で必ずバレル。そのことが判れば取り返しのつかないことになる。

14 被疑者は、できる限り調べ室に出せ

自供しないからと言って、留置場から出さなかったらよけい喋らなくなる。

どんな被疑者でも話をしている内に読めてくる。被疑者も打ち解けてくる。

取調官の使命は、被疑者を落とすことにある。

被疑者が否認すれば、その手段・方法は次第にエスカレートする。

そして、警察庁が挙げた「監督対象行為」が、当たり前のように行われることになる。

日弁連の調べによると、平成16年以降平成18年2月まで、報道された「密室取調べの主な弊害事例」は全国で26件を数えるという。

北海道でも、昨年11月に根室警察署の取調室で、窃盗事件との関連で任意で取調べを受けていた男性に根室警察署の警部補ら4人の警察官が暴行を加え8日間の怪我を負わせた事件があった。

今年1月には、大阪府警の捜査2課の警部補が取調中、被告に骨折させる怪我を負わせたとして書類送致されている。

違法な取調べが、警察の取調室で日常的に行われている実態が窺われる。

(その2へつづく)



20. 2. 16(土) 道警の裏金「裏帳簿」が流出(その4)

釧路方面鉄警隊でも使途不明金があった

前回まで、写真週刊誌「フラッシュ」(2月5日号)に掲載された「釧路方面本部鉄道警察隊の'89年度の裏帳簿(コピー)」の内容から、その使途について分析してみた。

さらに分析を進めると、この裏帳簿には使途が明らかではない裏金があることが明らかになったほか、道警が「捜査用報償費等特別調査結果報告」で否定していた方面本部会計課の関与を窺わせる記載があることも判明した。

裏金はどこに消えたのか、裏金システムに会計課は関与していなかったのか。

この裏帳簿は、道警の「捜査用報償費等特別調査結果報告」でも明らかにされなかった重要な問題に示唆を与えている。

この裏金はどこに消えた？

道警の「捜査用報償費等特別調査結果報告」では、使途の確証が得られなかった支出が、約3億9,000万円もあったとされているが、この「裏帳簿」にも使途が明らかにされていない「使途不明金」がある。

つまり、「裏帳簿」の平成2年3月13日現在の差引残額は、805,573円となっているが、3月31日から始まる次頁の「裏帳簿」には、平成2年3月31日 後任の隊長S・M氏に対する引継ぎとして、引継金100,000円と記載され隊長のTの印が押されている。

その差額の705,573円は、この「裏帳簿」には記載がない。

通常では異動の内示は、異動日の2週間前ころに行われる。

平成2年3月13日にはT・I隊長は、3月31日付けで釧路方面本部警ら課長に異動になることを知っていたと思われる。

この時点で、副隊長には「裏帳簿」に支出を記載することができない事情があったものと考えられ

る。この事情を示唆する資料も存在する。

道警は、捜査用報償費等特別調査で、裏帳簿もないのに約3億9,000万円を「使途不明金」と認定した。

おそらく、これは氷山の一角に過ぎないだろうが、使途不明金のなかには業務上横領等の疑いのあるものもあったのではないか。

あるいは、道警はその発覚をおそれてあえて使途不明にしたのでは、と勘ぐられても仕方があるまい。

世間では、使途を明らかに出来ない公金は、個人がその懐に入れた、つまり私的流用だと判断されるのが常識だ。

後で触れるが、当時、道警釧路方面本部は鉄道警察隊の裏金疑惑に関する内部調査を行ったとの情報もある。

その内部調査では「裏帳簿」のチェックもしていないであろうから、この使途不明金 705,573 円もうやむやのうちにヤミに葬られたに違いない。

やり方としては、その後の道警の捜査用報償費等特別調査と変わらない。

裏金に会計課は関与していない？

道警は「捜査用報償費等特別調査結果報告」で、「不適正な予算執行における警察本部及び方面本部と各部署との関わり等について、所属長、次席等及び会計担当職員から聴取した結果、予算の執行はそれぞれの所属の責任において執行されており、警察本部及び方面本部が、所属長等が不適正に執行することを容認し、又はそれを指示し、もしくは指導したことはなかった」としている。

これは、数多い「捜査用報償費等特別調査結果報告」のまやかしのなかで、まやかしの最たる部分である。

警察の裏金システムは、正規の会計処理と表裏の関係にある。

予算の執行という事務の性質上、現場の所属だけが勝手に運用することなどできるわけがない。

原田が指摘しているように、道の監査委員の監査や会計検査院の検査に際しては、裏金づくりの隠

蔽工作とも思われる周到な事前準備が行われていた。

それを主導していたのは、警察庁会計課と道警本部と方面本部の会計課であった。

このことは、平成16年6月の会計検査院の实地検査における道警北見方面本部警備課による領収書差替え事案での対応を見ても明らかである。

この「裏帳簿」の平成2年2月13日の摘要欄には「業務費(会計課返戻)」とあり、支払金額欄に150,000円の記載がある。

この額は、釧路方面本部鉄道警察隊の裏金総額の約5%に当たる。

多くの警察幹部OBは、道警の裏金システムのなかで、警察本部の会計課から内示された予算の中から一定割合の現金を会計課に上納していたと証言している。

釧路方面本部鉄道警察隊の裏金の原資は旅費だけだから、例えば、捜査費(国費)や捜査用報償費(道費)予算のある捜査課、防犯課、警備課等の裏金総額は、さらに多かったと思われる。

こうした各課から、どの程度の裏金が会計課に返戻されていたかは正確には分からない。

原田は、その著書「警察内部告発者」(講談社)で次のように述べている。

「(釧路方面本部)会計課が、管内の規模の大きい警察署や、方面本部内の各課から上納させるシステムがあった。方面本部課長経験者の話では、会計課が予算配分時に25%をカットしたり、追加予算のときにも消化させて、現金でバックさせていたという」

正規の予算費目には「業務費」なるものはない。

道警釧路方面本部鉄道警察隊の裏金の原資は、全て旅費となっている。

会計課へ現金で返戻するべき金があるとは考えられない。

これは、原田が述べているように、道警釧路方面本部鉄道警察隊から釧路方面本部会計課へのいわゆるキックバック、「上納金」であろう。

このほか、裏帳簿には「会計課長渡し 6,000 円」のほか、会計課との事務打ち合わせの名目での3回の支出が記録され、会計課との緊密な関係が窺われる。

こうした裏帳簿の記載は、会計課への上納システムの存在だけでなく、釧路方面本部会計課が釧路方面本部の裏金システムに深く関与していた事実を窺わせる。

未だに否定し続ける道警幹部OBたち

再び、写真週刊誌「フラッシュ」(2月5日号)に掲載された「釧路方面本部鉄道警察隊の'89年度の裏帳簿(コピー)」の記事に目を戻そう。

道警広報課が「お尋ねの件につきましては、相当以前の話であり、コメントのしようがありません」とコメントとしたのは論外だが、当時の釧路方面本部長だったK・S氏は「本部長は、各所属に首を突っ込まないからわかりません」と述べている。

同じ、K・S氏の2代あとの釧路方面本部長を務めた原田はこう語っている。

「確かに、本部長が各課の裏金に首を突っ込むことはなかった。ただ、私の代には、本部長の側近を務める総務課には『本部長経理』という金庫があり、総務課長が裏帳簿で管理していた。私は、毎月総務課長から『ヤミ手当』を受け取っていた。K・Sさんは、私と違って大変真面目な方だったので『ヤミ手当』などは受け取っていなかったのでしょうか」

そして、写真週刊誌「フラッシュ」の記事によると、釧路方面鉄道警察隊の元隊長たちも、そろって「鉄道警察隊に裏ガネはありません」と否定したという。

この裏帳簿に毎月決裁をしていたとみられる、元隊長のT・I氏にいたっては「裏帳簿にハンコを押したこともないですし、裏金を見たことも、貰ったこともありません」と強調した、という。

一方で、当時の釧路方面本部参事官兼警務課長だったN・H氏は「鉄道警察隊の裏金の詳細は知りませんが、当時、各所属で裏金が作られていたのは事実です。私も『裏帳簿』をつけていたことがあります」と語ったとある。

N・H氏は、公安部門出身の幹部で、道警の函館方面本部長で退職した人物である。

しかし、このN・H氏も全てを語ったわけではないだろう。

写真週刊誌「フラッシュ」(2月5日号)が掲載されたあと、多くの道警OBから元隊長のT・I氏が、鉄道警察隊から釧路方面本部警ら課長に異動になってから、内部告発がありそのことが理由で、T・I氏は北海道警察校に異動になった、という情報が寄せられた。

確かに、道警の人事記録にはその異動の記録がある。

そして、この異動は不自然である。

この問題で調査に当たったのは、当時の警務課長兼参事官であったN・K氏のはずである。

同氏が、鉄道警察隊の裏金の詳細を知らなかったはずはない。

道警は「捜査用報償費等特別調査結果報告」で、不適切な予算執行が行われた背景について、日常の捜査活動の効率性、機動性を考慮し、予算執行が現実にやりやすいよう～中略～あるいは警察活動を円滑に行うため部外との交際経費や捜査員の士気高揚のための激励経費等にしようするため～中略～執行事実と異なる支出関係書類が作成されていたものであり、多くの部署においてこのような方法が行われていたものである、と釈明している。

もし、このとおりならば、道警幹部OBも堂々とこのように主張すれば良いのだ。

それができないのは、後ろ暗いところがあるからだろう。

警察の裏金システムが、長年にわたって温存された最大の理由は、幹部が公金を自由に使えるからであった。

しかも、その用途についてどこからもチェックを受けることがなかったからである。

確かに、部下の慰労・激励等に充てた所属長も存在したことは事実だろう。

しかし、それも裏金づくりを正当化できる理由にはならない。

しかも、そうした所属長は少数派に過ぎない。

道警の裏金疑惑については、芦刈勝治道警本部長が長年にわたる組織的な裏金づくりを認めて謝罪し、現職幹部や道警OBが約9億6,000万円を返還した。

写真週刊誌「フラッシュ」(2月5日号)の記事でも分かるように、未だに、道警の幹部OBの多くは道警の裏金システムの存在を認めようとはしない。

こうした態度は、道民から見ると道警の幹部OBは「金を返したんだからもう良いだろう」とでも言っているように見える。

道警の裏金疑惑が発覚して4年近くが経っても、多くの道民が道警の裏金づくりの罪を許したわけではない。

道警幹部OBはそのことを知るべきである。

これからも続く内部告発

写真週刊誌「フラッシュ」(2月5日号)に掲載された「釧路方面本部鉄道警察隊の'89年度の裏帳簿(コピー)」の記事は、平成元年当時の道警の裏金づくりの実態を垣間見せている。

平成年7年に道庁の裏金づくりが発覚した際、道警はそれを他山の石として裏金システムを解消すべきであったがそれを怠り、少なくとも平成15年末に旭川中央署の捜査用報償費の不正経理問題が発覚するまでは続けていた。

道警の内部調査は、「予算執行調査委員会」(委員長 道警芦刈勝治本部長)の手で行われたものである。

委員の多くは、道警本部の上層部の幹部で占められていた。

彼らの多くは、自ら道警の裏金システムに関与しその実態を熟知していた。

そうした委員会に裏金システムの真相を明らかにすることを期待するのが間違っている。

しかも、北海道知事、北海道議会、北海道監査委員、北海道公安員会等、道警を管理し、予算執行をチェックする機関は、真相とはほど遠い道警の「捜査用報償費等特別調査結果報告」を最終的に受け入れざるを得なかった。

そして、道警の裏金疑惑の幕引きが行われた。

しかし、写真週刊誌「フラッシュ」(2月5日号)に掲載された「釧路方面本部鉄道警察隊の'89年度の裏帳簿(コピー)」の記事で、道警の「捜査用報償費等特別調査結果報告」の欺瞞性を改めて明らかにされることになった。

「市民の目フォーラム北海道」には、具体的な幹部の名前をあげて、不正を指摘する内部告発が届いている。

副署長が署長の知らない裏金づくりをやっていた、裏金で私腹を肥やしたりゴルフ会員権を買った幹部がいる、等々である。

これからも、折にふれヤミに葬られた道警の裏金の実態が、暴かれ続けられるであろう。

その度に、道警に対する道民の信頼は損なわれ続けるのだ。

そして、多くの道民は、自分たちが納めた税金を警察という権力機関が、3億9,000円もの使途不明金を出しながら、その真相をヤミに葬ったことを忘れはしないだろう。



20. 2. 10(日) 道警の裏金「裏帳簿」が流出(その3)

道警釧路方面本部鉄道警察隊の裏金は何に使われたのか

前回までは、道警の「捜査用報償費等特別調査結果報告」がいかに欺瞞に満ちたものだったかを述べ、道警釧路方面本部鉄道警察隊の裏金の原資が全て「旅費」で、1年間の裏金総額が3,044,280円だったことを明らかにした。

平成16年11月22日に公表された道警の「捜査用報償費等特別調査結果報告」では、平成10年度の旅費の執行について「次席等及び会計担当職員が、事実と異なる支出関係書の作成し、現金化した旅費を次席等が管理の上、交際経費、激励経費、食糧経費等に使用するという不適正な執行がみられた」としている。

旅費の裏金化のやり方は、平成元年当時と何も変わってはいない。

しかし、裏金を交際経費、激励経費、食糧経費等に使用したと、道警はあたかも不適正な執行で作られた裏金であっても、組織の運営上必要な経費に使ったのだからいいではないか、と主張しているようにみえる。

しかし、裏金システムは、幹部が自由に裏金を使うことを可能にするシステムとして長い間運用され

てきたのだ。

また、道警の「捜査用報償費等特別調査結果報告」で、「退職者を含めた所属長、次席等から個人的な飲食、遊興、上納、幹部職員への餞別及び上級組織の接待等について聴取した結果、組織の立場を離れた個人的な利得の事実は把握されなかった」としている。

裏金は、本当に交際経費、激励経費、食糧経費に使われていたのだろうか、そして、私的流用はなかったのだろうか。

写真週刊誌「フラッシュ」(2月5日号)に掲載された「釧路方面本部鉄道警察隊の'89年度の裏帳簿(コピー)」の内容をみてみよう。

①「裏帳簿」の摘要欄に「隊長渡し」として1年間に10回、合計 234,500 円を隊長に渡したとする記載がある。

これは、隊長が自由に使っても良いとされるいわゆる「ヤミ手当」、つまり、隊長の「お小遣い」の疑いがある。

1月18日の摘要欄には、「隊長出張旅費 40,580 円」、「お土産分担金(道本会議)9,375 円」、「隊長渡し 50,000 円」の記載がある。

これは隊長が、札幌の道警本部での会議に出張する際に、その正規旅費 40,580 円と道警本部幹部への土産代の分担金 9,375 円、その他に「お小遣い」として 50,000 円を副隊長から渡したという記録である。

つまり、隊長ともなれば、出張には正規の旅費が支給されたうえ、そのほか土産代と小遣いまでつくことをなっていたのだ。

ちなみに、旅費には、鉄道賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料等が含まれている。(北海道職員の旅費に関する条例)

これは、釧路方面鉄道警察隊長だけではなかった。

道警本部の幹部が、警察庁主催の会議で上京するときには同じようなことが行われていた。いわば、出張といっても殿様旅行というわけだ。

平成16年12月に公表された北海道監査委員の監査結果報告には「副署長等の一部は、『署長や

課長にあらかじめ現金を交付していた』と説明した」との指摘がある。

署長や課長が、あらかじめ現金を受け取ることは、出張旅費を除いて、正規の会計処理ではあり得ない。

これは明らかに「ヤミ手当」に関する指摘である。

「ヤミ手当」は、いったん署長等の懐に入ってしまうえば、酒やゴルフに使おうと生活費に使おうと自由である。

その用途を帳簿に記録する必要はない。どこにも報告する必要もない。

となると「ヤミ手当」は明らかに個人的な利得である。

世間の常識からいえばそうなる。

道警は、それでも「ヤミ手当」は、私的流用ではないと言うのだろうか。

警察本部長、警察署長等には、警察行政を円滑に進めるために一定の相手に餞別、祝い金等の贈呈経費、懇談会経費等の「交際費」や会食経費等として「食糧費」の支出が認められている。

ただし、懇談会経費は警察署長は使えない。

無論、こうした経費の執行には正規の会計書類が必要である。

道警は、私的流用を「組織の立場を離れた個人的な利得」としている。

道警は、「ヤミ手当」は「交際費」だ。

正規の「交際費」では、警察行政を円滑に進めるためには不十分で、交際費が支給されない所属長もいる。

だから署長等が「ヤミ手当」を受け取るのは当然であり、その立場上許される、とでも言うのか。

②「裏帳簿」の毎月の摘要欄に「日額旅費」として 66,000 円の支払いがある（平成2年2月～3月は 76,000 円）。

日額旅費は、警察官が近距離（50キロ以上）の巡回や取り締まりをした際に支払われることになっていた。

正規の日額旅費が、裏帳簿に記載されること自体があり得ないことである。

当時の同隊の人員は、警視 1、警部 1、警部補 4、巡査部長 4、巡査 7、事務官 1 の合計 18 人であった。

「フラッシュ」の記事によれば、昭和62年4月、同隊の初代隊長に着任したS・K氏が「警乗旅費は、毎月警部補4,000円、巡査部長3,000円巡査2,500円の定額として、残りは運営費(裏金)へ回す。全道の鉄道警察隊長で話し合い、決めたことなので、了解してもらいたい」と当時の隊員を前に説明したという。

これが事実なら、警部補以下の警察官に支給されるべき総額は 48,000 円である。

裏帳簿の「日額旅費」の支払額との差額 18,000 円(平成2年2月～3月は 28,000 円)は、どこに消えたのか。

「日額旅費」は隊長、副隊長は支給対象にはならない。

その差額は隊長、副隊長に渡っていたとしか考えられない。

そうだとするとこれも隊長、副隊長の「ヤミ手当」だった疑いがある。

平成16年12月の北海道監査委員の監査結果報告では、日額旅費の3,988件、約4,560万円が一線の警察官に適切に支払われていなかったと指摘した。

日額旅費は通常、資金前途員(副署長ら)から代理受領人(課長ら)、代理受領人から警察官に渡る。しかし、実際には副署長らの指示で課長らが月々の支給限度額を設けたり、宿泊しても1日分しか支給せず、残金は副署長らに戻るシステムになっていた。

つまり「ピンハネ」が行われたのだ。

「ピンハネ」の指摘に対し、道警の中塚幸男総務部長(当時)は「実際には各所属のお茶代などの厚生費として職員が持ち寄っていた」と反論した。(平成 16 年 12 月 毎日新聞から)

しかし、この釧路方面本部鉄道警察隊の裏帳簿には「お茶代などの厚生費」を支出したという記載はない。

原田は、昭和57年3月から道警本部刑事部機動捜査隊長を務めたことがある。

原田は「機動捜査隊の裏金の原資の大半は、隊員に支給すべき日額旅費で、同じ庁舎内の自動車警ら隊、交通機動隊も同じであった。釧路方面本部長時代にその是正を図ろうとしたが、道警本部やほかの方面本部との均衡を欠く、と反対され実現しなかった」と語る。

③「裏帳簿」の摘要欄には、入校祝い、香典、餞別、土産代、見舞い、ご祝儀、本部長昇任記念品代等の記載がある。

この裏帳簿には、上は方面本部長の警視正から警視長への昇任祝い、下は巡査の結婚祝い等の支出の記録が目立つ。

正規予算の「交際費」による香典、餞別等の贈呈相手は、他官庁等が対象である。

警察内部の職員に対する支出は認められない。

道警は、職場内部の私的な交際であっても、人間関係を円滑にするため必要なものであり、組織の立場を離れての支出には当たらないから、私的流用ではないとでも言うのだろうか。

それはおかしい。もし必要なら、各所属で親睦会等をつくり、会費を集めそれを充当すべきである。

6月28日の摘要欄には、「道本部警務課長おみやげ代2,500」との記載がある。

これは、出張で釧路方面本部を訪れた当時の道警本部警務課長に対して、お土産を渡したという意味だ。

当時の警務課長は、後に道警の裏金疑惑を告発した原田である。

原田は、その著書「警察内部告発者」(講談社)において、自らも「ヤミ手当」を受け取っていたことを認めたくえで、裏金の使途について詳しく述べている。

当時のことについて「方面本部へ出張すると、必ずといっていいほど懇親会という接待があり、帰りにはお土産を貰うのが慣例であった。このお土産が何であったかは思い出せないが、裏帳簿に書いてあるのならそうした物を受け取ったのは事実だろう。当時は、道警本部でも警察庁等の上部機関の幹部が訪れたときには、接待や土産を渡すことが慣例として行われていた。自分もそうした感覚で、当たり前のように受け取っていた」と率直に語る。

④「裏帳簿」の摘要欄には、防犯部長会食分担金、警務部長会食分担金、通信指令課長懇親会分担金の記載も目立つ。

これは、釧路方面本部の課長などの幹部が、道警本部の部・課長クラスを接待したときに、その経費を参加した釧路方面本部の課長などが割り勘で分担、鉄道警察隊長も分担金を支出した記録であ

る。

これは、明らかに上級組織の官官接待である。

平成7年に北海道庁で約24億円の裏金作りが発覚し、その後、25都道府県で総額436億円もの不正経理が明らかになった。

裏金はカラ出張や架空の伝票操作などによって捻出され、各部署で官官接待などの費用に充てられていた。

知事や職員が処分を受け、OBも含めた公費への返還が行われた。(当時、道警はこの問題について、道庁幹部の刑事責任の追及をしなかった。不問に付したのだ。自らの組織が同じようなことをやっていたのであるから、当然といえば当然である。)

正規予算の「交際費」や「食糧費」は、あくまでも警察以外の他官庁等との懇談会、会食に限って支出されるものである。

警察の官官接待は、ほとんどが警察組織の上級部局の幹部が対象である。

いわば、身内同士の飲み食いなのだ。

明らかに正規予算の「交際費」や「食糧費」の支出の対象外である。

道警は、こうした飲み食いも署長等の幹部が個人的な立場ではなく、組織の立場で参加するのであるから、私的流用には当たらないとでも言うのか。

⑤「裏帳簿」の摘要欄には、署長会議会食分担金、鉄警婦人懇親会補助、庶務係慰労費、次席会分担金、幹部打合会、署長会議懇親会、会計課事務打合、警務課事務打合、鉄警新年会費、所属長新年会費、外勤主務者会議懇親会費等の名目で、多くの警察内部の懇親会費が支出したと記録されている。

釧路方面本部では、何かといえば、懇親会、事務打ち合わせと称して、飲み食いが行われたいたことが分かる。

なかには、鉄道警察隊員の奥さんの会合にまで補助と称して裏金から支出している。

これも明らかに正規予算の「交際費」や「食糧費」の支出の対象外である。

道警は、こうした懇親会は内部のものだが、内部の融和を図り、事務をスムーズに運ぶために組織

として必要であり、組織の立場を離れた支出には当たらず、私的流用ではないとでも言うのか。

⑥平成16年11月22日に公表された道警の「捜査用報償費等特別調査結果報告」では、平成10年度の旅費の執行について「激励経費、食糧経費等に使用するという不適正な執行がみられた」と、あたかも、現場の警察署員等の激励のためや捜査、交通の指導取り締まりの際の弁当代、夜間補食代に充てられていたような弁解をしている。

しかし、この「裏帳簿」の摘要欄に「激励」と記載された支出は、5件 31,000 円のみで、裏金全体の僅か 1%にすぎない。

隊員の捜査、交通の指導取り締まりの際の弁当代、夜間補食代に充てられていたとする支出は記載されていない。

⑦「裏帳簿」の5月以降の摘要欄には、駐車場料金として、毎月 6,180 円の支出がある。

同隊の公用車の駐車場には、使用料金はかからない。

これは月極の有料駐車場の料金の支払いであろう。

この駐車料金は、当時のT-I隊長の私有車両の駐車料金だ、との指摘がある。

それが事実としたら、私有車両の駐車場料金の支出は私的流用ではないのか。

次回は、道警の裏金「裏帳簿」が流出(その4) 使途不明金、会計課の関与



20. 2. 4(月) 道警の裏金「裏帳簿」が流出(その2)

この裏帳簿は、本物(コピー)だ！

警察の裏金の使途を記載した「裏帳簿」これまでもいくつか明るみに出ている。

そのうち、最大のものは平成8年8月に明るみに出た愛知県警総務部の裏帳簿だ。

これは、昭和44年から56年まで足かけ13年もの膨大なものだった。

(このホームページ 警察裏金問題の基礎知識 [第6回 裏帳簿\(その1\)裏金の心髄ここにあり](#) 参照)

しかし、この愛知県警の裏金疑惑はヤミに葬られた。

平成15年11月23日には、北海道警察(以下、道警)旭川中央警察署の平成7年5月と平成9年9月分の捜査用報償費の会計書類のコピーが、内部告発で流出し道警の裏金疑惑が発覚した。

当初、道警芦刈勝治本部長は「不正経理の事実はない」と全面否定したうえ、北海道議会では「コピーとされるものの出所、出どころが明らかでないことから、答弁ができない」と疑惑解明に消極的な姿勢をとり続けた。

しかし、道警は元道警釧路方面本部長の原田宏二氏(以下「原田」と略)や元弟子屈警察署次長の齋藤邦雄氏(以下「齋藤」と略)の告発等により、旭川中央警察署、弟子屈警察署、北見方面本部警備課のほか、平成10年度から16年度までの捜査用報償費等6費目の予算について、全道159部署の執行状況等の内部調査を余儀なくされ、ついには長年にわたる組織的な裏金づくりを認め、約9億6,000万円を国と北海道に返還した。

しかしながら、平成16年11月22日に公表された道警の「**捜査用報償費等特別調査結果報告**」は、裏金システムの実態とはほど遠い内容であった。

この調査の最大の欠陥は、警察組織の不正に関与した幹部自らが調査委員会のメンバーであったこと、裏金の使途を「裏帳簿」に基づかないまま、確定したところにあった。

最初から公正な調査は期待できないものであった。

その「捜査用報償費等特別調査結果報告」の要点は、次のとおりである。

①組織的な裏金づくりの始期については、「以前から、少なからぬ部署において不適正な予算執行が行われていたことが窺われる」としたが、その始期は明らかにしなかった。

従って、返還額9億6,000万円は、裏金総額から見れば氷山の一角に過ぎない。

②「退職者を含めた所属長、次席等から個人的な飲食、遊興、上納、幹部職員への饞別及び上級組織の接待等について聴取した結果、組織の立場を離れた個人的な利得の事実は把握されなかった」と、裏金の私的流用を否定した。

「裏金のあるところには裏帳簿あり」が鉄則である。

裏帳簿なしには私的流用の有無などは判断できない。

③使途の確証が得られなかった支出「使途不明金」が、約3億9000万円もあった。

そのことだけでも、この内部調査の杜撰さを表しているが、その原因も裏帳簿がないままに裏金の使途を決めたからにほかならない。

④不適正な予算執行における警察本部及び方面本部と各部署との関わり等について「所属長、次席等及び会計担当職員から聴取した結果、予算の執行はそれぞれの所属の責任において執行されており、警察本部及び方面本部が、所属長等が不適正に執行することを容認し、又はそれを指示し、もしくは指導したことはなかった」と警察本部、方面本部、とりわけ会計課の関与を否定した。

しかし、会計システムの性質上、会計課の関与なしに裏金システムの運用は不可能である。

道警の裏金疑惑を告発した元道警釧路方面本部長の原田は、その著書「警察内部告発者」(講談社)のなかで、裏金づくりを隠蔽するため、会計検査院の検査対策には、警察庁会計課や道警本部の会計課が深く関与していたと語っている。

写真週刊誌「フラッシュ」(2月5日号)に掲載された「釧路方面本部鉄道警察隊の'89年度の裏帳簿(コピー)」に記載されている内容は、この道警の「捜査用報償費等特別調査結果報告」がいかに欺瞞に満ちたものであったかを改めて明らかにしている。

この裏帳簿のコピーは本物のコピーか

道警は、旭川中央署の会計書類のコピーが流出した際には、出所が明らかでないものは、相手にし

ないという態度を取り続け、無視することで裏金疑惑を隠蔽しようとした。

道警は、写真週刊誌「フラッシュ」(2月5日号)に掲載された「釧路方面本部鉄道警察隊の'89年度の裏帳簿(コピー)」の記事を無視するはずだ。

しかし、前回と同じように無視では済まない事態になることも覚悟した方がよい。

ここに、市販の金銭出納簿に記載された17枚の「金銭出納簿」のコピーがある。

帳簿の最上段には、左から「年月日」「摘要」「収入金額」「支払金額」「差引残高」の欄があり、「摘要欄」には収入・支出の理由が、「収入金額」「支払金額」「差引残高」には数字が記入されている。

1ページ目の「摘要欄」には、「新任警察署長昼食会分担金」「公安委員会昼食会」「防犯部長会食分担金」「署長会議会食分担金」等の記載がある。

その記載内容からみて、警察関係者、それも、道警方面本部の所属の警察職員が作成したものであることは一目瞭然だ。

作成の時期は平成元年3月31日から同2年4月23日、これは明らかに釧路方面本部鉄道警察隊の裏金の額とその用途を記録した裏帳簿(コピー)である。

その理由は、

①裏帳簿の引継者となっている隊長S・K氏は、昭和62年4月、道警釧路方面本部鉄道警察隊長に初代の隊長として就任、平成元年3月31日付で浦河警察署長に異動している。

裏帳簿には「引継者」として本人の署名と押印があり、後任者に70,000円を引き継いでいる。

②同日付で同隊長に就任し引継を受けた後任者T・I氏は、平成2年3月31日付で釧路方面本部警ら課長に異動している。

裏帳簿には、本人が毎月決裁印を押している。

そして、平成2年3月31日、「引継金」100,000円を後任者に引き継いでいる。

③裏帳簿の摘要欄には、当時の釧路方面公安委員の名前や方面本部及び道警本部の幹部の名前が実名で記載され、いずれも当時の道警の幹部名簿と合致する。

④当時、道警釧路方面鉄道警察隊に在籍していた幹部や隊員の名前6人が実名で記載され、いずれも当時の隊員名簿と合致する。

写真週刊誌「フラッシュ」(2月5日号)の記事によると、道警広報課は「お尋ねの件につきましては、相当以前の話であり、コメントのしようがありません」と回答している。

しかし、この裏帳簿(コピー)をみれば、そんなのんびりしたコメントでは済まされまい。

この裏帳簿は、少なくとも道警釧路方面本部鉄道警察隊では、平成元年から組織的な裏金づくりが行われていたことを明確に示しているからだ。

しかも、写真週刊誌「フラッシュ」(2月5日号)の記事によると、当時の釧路方面本部参事官兼警務課長だったN・H氏が「当時、各所属で裏金が作られていたのは事実です。私も『裏帳簿』をつけていたことがあります」と語ったとある。

N・H氏は、道警の裏金疑惑を告発した原田と同じ最高幹部を務めた人物(函館方面本部長で退職)である。

彼は公安部門出身の幹部だが、おそらく副署長等として裏金の金庫番を務めたときに「裏帳簿」をつけた経験を述べたのだろう。

いずれにしても、多くの道警幹部OBが、自らの裏金体験について口を閉ざすなかで、裏金と裏帳簿が存在したことを認めているのは興味深い。

裏帳簿の作成者はだれか

道警の裏金疑惑を告発した原田、元弟子屈警察署次長齋藤は、裏金は所属のNO2の副署長、次席、副隊長等が現金を小型金庫に保管し、その収支を裏帳簿に記載して管理し、毎月所属長が裏帳簿に決裁印を押して決裁していた、と証言している。

当時の道警釧路方面本部鉄道警察隊の副隊長は警部O・G氏である。

「フラッシュ」の記事によれば、O・G氏は「私はS・K隊長とケンカしてまで、ちゃんと警乗手当を支給するよう求めました。しかし、警察は国鉄出身者の言うことなど聞きません。イジメもあり、早期退職しました。警察でのことは思い出したくないですし、話したくありません。原田さんが内部告発しているとおりで」と語ったとされる。

O・G氏は、間接的な表現ながら、当時の釧路方面本部鉄道警察隊に裏金が存在し、副隊長の自分が裏帳簿を作成していたことを暗に認めている。

このO・G氏は、国鉄の出身者である。

昭和62年4月1日の国鉄分割民営化に伴い、鉄道公安職員はJRから離れて警察組織に組み込まれることとなった。

大部分の公安職員は、鉄道公安制度の廃止に伴う特別措置として実施された警察官採用試験(このために警察官の定員数が増加された)を受けて警察官になった。

平成元年当時の釧路方面本部鉄道警察隊は、隊長以下18人のうち、この副隊長O・G氏を含めて10人が国鉄出身者で占められていた。

既に、多くの国鉄出身の警察官は退職しているが、彼らは警察一家とも称される警察組織のなかで必ずしも優遇されたわけではなかった。

O・G氏の発言のなかには、その思いがにじんでいる。

道警釧路方面本部鉄道警察隊の裏金の原資

鉄道警察隊の裏金については、平成17年3月、愛媛県警鉄道警察隊の巡査部長仙波敏郎氏が、鉄道警察隊に配属された平成11年2月から、列車警乗の職務に従事してきたが、平成13年4月1日から、突然「長距離にわたる移動警察」の日当として支給される「警乗手当」が、1回につき金1,700円支給されるようになった。

仙波氏は、それまでの2年2ヶ月間は「警乗手当」が支給されなかったとして、未払いの「警乗手当」の支払いを請求する訴訟を起こしている。

つまり、愛媛県警鉄道警察隊では「警乗手当(国費)」が裏金の原資になっていた疑いが強い。

(注)警乗手当は、鉄道警察隊員が列車に乗って警戒する業務、つまり移動警察用務のため旅行する場合に、定められた額の日当及び宿泊料を支給することになっていた。(警察庁旅費取扱規則8条)

通常、鉄道警察隊には捜査用報償費(県費)と捜査費(国費)の予算はないから、裏金の原資となるのは、「警乗手当」、「日額旅費」、「旅費」である。

この道警釧路方面本部鉄道警察隊の裏帳簿の摘要欄には、「旅費」と記載され、収入金額欄には毎月5回前後の入金がある。

裏帳簿の平成元年度の収入は全て旅費と記載され、その総額は3,044,280円である。

平成元年の裏帳簿には、「旅費」の種別の記載はないが、平成2年4月の摘要欄には「日額旅費(道)」、「旅費(国)」、「旅費(道)」という記載がある。

このうち「旅費(国)」とあるのは、警乗手当であると解される。

(注)「日額旅費」は、外勤警察官(現、地域警察官)の外勤勤務又は外勤警察官以外の警察官が機動巡ら用務のための担当区域内で近距離(50キロ以上)の巡回や取り締まりをした際に支払われることになっていた。(北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則)

「フラッシュ」の記事によれば、昭和62年4月、同隊の初代隊長に着任したS・K氏が「警乗旅費は、毎月警部補4,000円、巡查部長3,000円巡查2,500円の定額として、残りは運営費(裏金)へ回す。全道の鉄道警察隊長で話し合い、決めたことなので、了解してもらいたい」と当時の隊員を前に説明したという。

これが事実なら、釧路方面鉄道警察隊だけではなく、道警本部、函館、旭川、北見の各方面本部の鉄道警察隊で「警乗手当」のピンハネによる裏金づくりが行われていたことになる。これは、愛媛県警鉄道警察隊の巡查部長仙波敏郎氏の主張と符合する。

この釧路方面本部鉄道警察隊の裏金、3,044,280円はどう使われたのだろうか。

平成8年8月に明るみに出た愛知県警総務部の裏帳簿には、幹部のヤミ手当、警察内部の飲み食い、餞別等に充てられていたと記載されていた。

道警釧路方面本部鉄道警察隊の裏金は何に使われたのか。

私的流用、使途不明金、そして、上納はなかったのか。

次回は、その点を明らかにする。

[次回は、道警の裏金「裏帳簿」が流出\(その3\)](#)

[道警釧路方面本部鉄道警察隊の裏金は何に使われたのか](#)



20. 1. 23(水) 幕引き許さず！ 道警の裏金「裏帳簿」が流出(その1)

平成15年11月23日に発覚した北海道警察(以下道警)の組織的な裏金づくりは、道警の内部調査を基に約9億6,000万円を国と北海道に返還して幕引きが図られた。

しかし、道警の内部調査は、道警上層部の関与や幹部による私的流用を否定するという欺瞞に満ちたものだった。

何よりも、問題であったのは、裏金の使途が記載されているはずの「裏帳簿」が、弟子屈(てしかが)警察署の裏金を告発した元同署次長齋藤邦雄氏が保管していたものが明るみに出ただけであったことだ。

つまり、道警は肝心の「裏帳簿」なしで、私的流用はないとの結論を出したのだ。

ところが、1月22日(火)、全国一斉に発売された週刊誌 FLASH(フラッシュ~2月5日号)で道警の裏金に関する「裏帳簿」が写真入りで記事になった。

記事を書いたのは、警察の裏金等の不正を追及し続けているジャーナリストの寺澤有氏だ。

記事の見出しは「これが現物だ 警察裏ガネ闇帳簿！」

道警釧路方面本部鉄道警察隊の「裏帳簿」とされる写真が、2面にわたって大きく掲載されており、ページを開くと目に飛び込んでくる。



(「フラッシュ」の記事)

記事には、昭和62年に国鉄の分割、民営化に伴い発足した道警釧路方面本部鉄道警察隊の隊長をはじめ、関係すると見られる隊長が実名で登場する。

この「裏帳簿」によると、同隊の裏金の原資は旅費で、年間約300万円、それが幹部のヤミ手当、部内の飲食、饅頭などに充てられていたことになっている。

これは、道警OBで元釧路方面本部長の原田宏二氏が、北海道議会の総務委員会で参考人として証言した内容と一致している。

なかでも注目される支出の指摘がある。

それは、裏帳簿に「業務費(会計課返戻)15万円」と記載されているとしている箇所だ。

道警の裏金に関する報道のなかでは、道警上層部による上納やピンハネが行われたとする記事もみられたが、道警の内部調査では、裏金システムに道警本部や方面本部が関与している事実は、明らかにされなかった。

「業務費」なる費目は何を意味するかは不明だが、警察の裏金システムや裏金の隠蔽に、本部の会計課が深く関わっていたとの指摘は多い。

しかし、会計課の関与は明らかにされなかった。

もし、このフツラシュの記事が事実なら、道警釧路方面鉄道警察隊の裏金から、釧路方面本部会計課に裏金の上納が行われていたことになるのだ。

もう1つ注目されるのは、当時の釧路方面本部長とNO2の参事官が実名で登場し、方面本部長は裏金の存在を否定したが、参事官は「当時、各所属で裏ガネが作られていたことは事実です。私も裏帳簿をつけていたことがあります。」と語ったとされている点である。

この参事官は道警函館方面本部長を務めたことがある人物である。

道警OBの多くは、いまだに裏金システムの存在や自らの関与を認めようとしない。

道警の裏金疑惑を告発した原田宏二氏と同じ方面本部長の立場にあった道警OBが裏金システムの存在と自らの関与を認めたとしたら異例なことだ。

この記事を読んだ齋藤邦雄氏は、「裏帳簿の形式、記載内容」等から、この裏帳簿は平成元年3月31日から1年間の道警釧路方面本部鉄道警察隊の裏金の収支を記載した「裏帳簿」であることは間違いないとしている。

いずれにしてもこのフツラシュの記事は、警察の裏金の実態を改めて明らかにしている。

北海道では、今日23日に書店に並ぶ。

是非、ご購入をお勧めしたい。

なお、この「裏帳簿」については、「市民の目フォーラム北海道」でもその内容を詳しく分析し、[次回にお伝えすることにする](#)。



20. 1. 13(日) 死に急ぐ若い警察官 警察官のけん銃自殺に思う(その2)

常に無謬性を糊塗する警察組織が、その構成員に求める理想の警察官像、そこには、階級制度に支えられる上意下達が見られる現実がある。

こうした組織のなかで、警察官を自殺に追い込む可能性のある組織運営が行われていないのか。

警察の現場に蔓延するノルマの問題等、若い警察官が自殺に追い込まれていく警察組織の問題はないのか。

①現場の実績主義、ノルマ主義の蔓延

警視庁の巡查長によるストーカー殺人事件に伴い、民主党の鉢呂吉雄衆議院議員が「警察職員の不祥事に関する質問主意書」のなかで、交番勤務の警察官にいわゆる「ノルマ」があるのか、と質問している。

これに対して警察庁は「ご指摘の『ノルマ』の意味が必ずしも明らかではないが、各都道府県警察においては、警察署、交番等ごとに年間の犯罪検挙件数の目標が設定されている場合もあるものと承知している」とその存在を認めている。

さらに、再答弁書において「警視庁によると、警察署ごとに年間の犯罪検挙件数、交通違反取り締まり件数等の目標が設定されているが、交番ごとの目標については、全ての警察署で設定されているものではないとのことである」と答弁している。

筆者の体験では、警察署長会議に配布される資料には、全ての部門の警察署ごとの実績が前年対比で示された。

署長のなかにはこうした実績が、人事当局から署長自らの実績と評価され、次の人事異動に影響すると本気で考え、常に前年対比でプラスになっていないと安心できないとばかり、部下の幹部に厳しい気合いをかける署長もいた。

ある県警では、交番の警察官の検挙実績を上げるために、毎年「職務質問強化月間」をやるが、県

警本部が前年対比でプラスにするため、月間の期間をそれまで春と秋にそれぞれ1ヶ月であったのを2ヶ月にするという通達を出した。

それを受けた警察署長は、2ヶ月の計画をさらに3ヶ月に延ばし、年間6ヶ月の月間をやる警察署が増えた。

実際、本当の職務質問にはかなり高度の技術が必要だ。

ましてや、職務質問で犯罪を検挙するのはベテラン警察官でも至難なことであり、若い警察官にとっては難しい。

北海道警察の場合は、交番等の警察官が職務質問をしたときには「職務質問カード」で報告することになっているが、ほとんど内容のない形だけの職務質問であることが多い。

「暴力団特別集中取締り強化月間」「覚せい剤・コカイン等薬物事犯取締り強化月間」「指名手配被疑者捜査強化月間」「窃盗犯の検挙及び現場鑑識強化月間」「巡回連絡による地域活動推進月間」等々、月間と称する実績を上げるための取組みは、毎月どこかの部門が実施している。

多いときには月間が重複して行われることも稀ではない。

その度に、組織を挙げの取組みが強調され、人数の多い交番等の警察官がターゲットになる。

こうした月間の設定によるノルマ主義の弊害の具体的な事例はいくらでもあるが、典型的な例を挙げてみる。

平成16年に兵庫県警自動車警ら隊が、検挙実績を上げるために虚偽の捜査書類を作成していた問題が発覚したことがある。

関与したとされる警察官約100人のうち、悪質と認められる十数人を虚偽有印公文書作成・同行使容疑で書類送検したが、書類の偽造は6月と11月の「職務質問強化月間」の期間中に集中しており、隊員に課せられたノルマが不正を助長したとされた。

交番等の警察官は、一定の世帯数を受持区として担当し、その地区の実態を把握し地区住民の要望や治安維持に必要な情報を収集する、いわば警察のアンテナの役割を担っている。

その具体的な手段として「巡回連絡」と称して、担当警察官が受持区の世帯を1軒1軒巡回する。

この「巡回連絡」は、1日おおむね3時間、最低でも1年に1回以上は全世帯を訪問することになって

いる。

現場の警察官は「最近、防犯設備が整ったマンションが多いので各戸を訪問するだけでも大変です。若い人は夫婦で働いている世帯が多く、訪問しても留守の世帯がほとんどです。在宅していても、警戒心が強く、制服姿でもドアを開けてくれません。上司からやれやれといわれても、とても年1回以上全世帯を訪問することなど出来ません。帳簿上はやったことにしていますが。」と語る。

「巡回連絡」の環境は、著しく変化しているのだ。

北海道警察では、平成20年7月の北海道洞爺湖サミットを前に3月までに、交番等の警察官に全世帯を対象に巡回連絡を実施するように指示したという。

この指示について、現場の警察官からとても無理だという声が挙がっているという。

しかし、おそらく、数字の上では完全に実施したことになるのだろう。

ノルマは、部下の特性や能力、経験には関係なく一律に示される。

幹部からは、ノルマが達成できないときには、ボーナスの勤勉手当や時間外勤務手当の支給額にも影響すると指示される。

それでもノルマが達成できない交番等の警察官は「勤務実績低調者」と評価される。

直属の上司にノルマについて異論を唱えたり、弱音を吐いたりする者は、問題のある警察官との評価を受けることになる。

こうした評価を避けるため、交番等の警察官はてっとり早く数字になるやり易い仕事に目を向ける。

物陰に隠れての交通違反の摘発、少年の無灯火自転車の職務質問、果ては、架空の数字をデッチ上げ、ときには虚偽の文書まで作る。

交番等の警察官は、自分たちの仕事がマスターベーションであり、国民の期待と違うことも知っている。

そして次第に、仕事の達成感や喜び、仕事に対する誇り、を失っていく。

筆者は、北海道警察で、平成17年に若い警察官のけん銃自殺が続いたときに、北海道新聞の企画で、現職の警察官にノルマと自殺の関係について直接聞いたことがある。

警察官 自殺した一人は職務質問月間の成績が悪くて怒られ、悩んでいたと聞いてます。現場はいつもノルマに追われています。少年事件、暴力団事件などそれぞれ月間があり、一年中、各署で競争

しています。事件がそうそうあるわけではないので、月間まで容疑者を逮捕せず、数カ月待つこともある。おかしいと思うけど、実績づくりのため仕方ありません。

筆者 現場はシートベルトの摘発のようにやりやすいものに力を入れる。数字を追った仕事をやってて、疑問を感じない？

警察官 意味ないと思います。ただ、訓練だと思ってやっています。

筆者 ある程度の目標は必要だけど、問題は質が伴うかだ。

警察官 上は見えるところしか見ません。摘発数が時間外手当の額、昇進にも反映する。だから、職務質問月間では一番立件しやすい少年の自転車盗を中心に狙うんです。

筆者 ノルマばかり気にしていると、数字だけ上げればいい、という考えになる。署の課長も本部の統括官にならなきゃならんと思ひ、本部を見て仕事をする。人を育てる面でもこれではまずい。

警察官 これでいいのかという思いはあります。

筆者 私たちの「明るい警察を実現する全国ネットワーク」に、全国の警察官から悩みが寄せられています。若い人たちの精神的支えはあるのかな。

警察官 職場にはありません。精神的に弱い人を嫌う職場だから、そういう人ははじかれる。

だから、ぎりぎりまで頑張り、自分を追い詰めてしまうんです。(以上 北海道新聞から)

理想の警察官でありたいと真剣に考える若い警察ほど、幹部に指示されたノルマとの狭間で苦悩する。

なかには追い込まれて自ら命を絶つ若い警察官も出てくる。

このときの若い警察官の話は、ノルマに追われる現場の警察官の苦悩と若い警察官がけん銃自殺に追い込まれていく実態をはっきりと表している。

ある県警の幹部OBは、警察官のけん銃自殺について

「こうしたノルマに対して、実績を上げられないとか、事件・事故の処理が出来ないとかなどで壁に直面し、悩みが最大に増幅してときに、身近にあるけん銃を発作的に使ってしまうことになる」と指摘する。

警察官のけん銃自殺があると、警察内部ではけん銃を使ったことに対する批判に終始し、なかには、「死ぬんなら自宅で首をつればよかったのに」と言ってはばからない心ない幹部もいるという。

②低下する幹部の指導力

このホームページでも指摘したが、平成3年以降の幹部枠の拡大によって、現場の中核にある警部補(係長)の指導力が著しく低下した。

そのうえに、警部補による不祥事が続発している。

警視庁の巡査長によるストーカー殺人事件では、この巡査長の上司は57歳の警部補だった。

同警部補は、この巡査長から、仕事に対する意欲がなくなった旨を聞いていたが、具体的な指導をしなかった。

殺害された女性との交際に関する相談を受けた警部補も適切な指導をしなかった。

この上司は、部下の指導に関する熱意も意欲も十分でなかったと指摘されている。

警察庁は、警部補をプレーイングマネジャーと位置づけているが、そうした責任を自覚し機能を発揮している警部補の数は少ない。

なかには、個々人の特性を見極めて、個々人のメニューで部下の良いところを伸ばしてやろうとする警部補もいるが、そんな悠長なことをやっている幹部は排斥される。

多くの幹部は、組織の方針に従順な部下を優遇し、能力はあるが、上司に対してズケズケともの言うクセのある部下や正論を吐く部下は、協調性がないというレッテルを貼り、排斥してしまう。

その方が楽だからだ。

なかには、若い警察官が苦勞して取ってきた情報で事件を検挙し、自分の実績として横取りするような情けない幹部もいる。

若い警察官について、自己中心的だとか、礼儀を知らない、粘り強さが無い、などといった指摘もある。

しかし、彼らの多くは、同年代の若者に比べて、警察学校の教養・訓練で培われた警察官として最低限必要な正義感みたいなものと社会奉仕の精神を一応は身につけている。

幹部がきちっと説明し納得さえすれば、進んでよく働くという良さもある。

しかし、こうした若い警察官の個性を伸ばしてやれるような幹部がほとんどいないのが現実だ。
現場の中核にある警部補の指導力の低下が、現場全体の巡查部長や巡查に与える影響は極めて大きい。

若い警察官は、こうした上司のなかには理想の警察官像を見いだすことは出来ない。

若い警察官が、こうした上司に対して個人的な悩みや仕事に関する悩みを相談するわけがない。上司も相談を受けても部下に適切な指導が出来ない。

だからといって、階級社会の警察にあっては、こうした上司に対し正面切って意見を具申することは出来ない。

ただ、黙々とその指示に従うだけである。

こうして、警察の現場は、国民の期待とはかけ離れた方向で進んでいくことになる。

前出のある県警の幹部OBは、さらに幹部の問題について、こう指摘する。

「実績主義、ノルマ主義が歪んではびこるあまり、警察官個々人が備えている能力を見極められる幹部が少なくなってきたことと、現場には警察官個々人の能力を無視して一律にノルマを課すという安易な管理手法が蔓延している」

③管理・監督の強化、逃げ場のない警察官

北海道警察には、生活相談制度がある。

この制度は職員の公私にわたる悩みごとや困りごとの相談に応じる窓口と称して設けられた。

この制度の基本理念としては、上司が部下に対する監督権の作用として行う指導監督と明確に区別すること、職員が相談を申し出たことを理由とする人事、給与、勤務、福利厚生等における不利益な取り扱いをしないこと、となっている。

わざわざ、秘密を守りますよ、不利な扱いをしませんよ、と断っているところが面白い。

しかし、そんなことを職員は信用しない。

そんなことをしたらどうなるかは、職員が良く知っているからだ。

また、北海道警察は、組織的な裏金システムの発覚に伴って、再発防止の一環として現場の声を聞くとして「目安箱」制度を設けた。

筆者は、この「目安箱」について、先ほどの現場の警察官に直接聞いた。

筆者 道警は現場の声を聞くという再発防止策を出しているけど、監察目安箱など「内部通報制度」で意見を言える？

警察官 絶対言えない。言えば筆跡鑑定されて(本人が)特定され、飛ばされるという恐怖がある。
(北海道新聞から)

前出の幹部OBは、

「自殺の直前には、現場の警察官には組織のなかでの逃げ場というか、避難する場所はない。相談する上司も同僚もない。相談すべき窓口があっても事実上は相談出来ない。結果として、自殺という避難場所に飛び込んで行く」

と、階級社会という特殊な勤務環境のなかで、警察官が自殺に追い込まれていく状況を説明する。

このように、いくら内部に職員の相談窓口や内部通報窓口を作っても、組織を信用していない職員が内部の相談窓口を利用することはない。

かといって、弁護士等の外部にそれを求めるといった発想もないし、その勇気もない。

警察には、監察官室(課)という部署がある。

警察官の非違・非行を調査し、警察官の懲戒処分を決めたり、マスコミ対応を行う部署だ。

これは表向きの話で、監察の本当の目的は組織防衛にある。

警察官の不幸事があったときには、徹底的に実態を調査し、マスコミに察知されていないときは隠蔽し、明るみに出たときには組織のダメージを最小限することが仕事である。

そのため、警察官の非違・非行について、警察署長等はことの大小にかかわらず監察官室(課)に速報することが義務づけられている。

万が一、署長等が握り潰したことが発覚したときは、署長等がその責任を追及されることになる。

非違・非行の疑いを持たれた警察官は、監察官の厳しい取調べを受けることになる。

そこでは、警察官の人権は完全に無視される。

いったん、監察官の取調べの対象になった警察官は、もはや逃れることは不可能である。

監察官の取調べの後に死を選んだ警察官は数多い。

現場の警察官たちは、警察官の不祥事が発覚したとき、その責任は上には軽く下には厳しいことを知っている。

そして、非違・非行の背景に組織的な要因がある場合であっても、責任を問われるのは現場の警察官であり、上司は決して助けてはくれないことを数々の事例を見てはっきりと知っている。

監察官室(課)に不祥事を知らただけで、その警察官の将来はない。

地方に左遷されるだけではない。

定年まで飼いきりになる覚悟が必要だ。

それに耐えられないなら依願退職する以外にない。

警察は、不祥事があるたびに管理・監督の強化を打ち出す。

警視庁は、巡査長によるストーカー殺人に懲りて、交番の警察官にGPS機能付きの携帯電話を持たせ、その所在を監視することにしたという。

相次ぐ冤罪事件で違法な取調べが指摘されるや、取調べの可視化の動きに対応するため、取調室にのぞき窓を設けて取調状況を監視するという。

監視、監視、監視……………、これでは、ますます現場の閉塞感が増幅するだけである。

管理・監督の強化で警察官の不祥事をなくすことは出来ないし、警察官の自殺を防止することも出来ない。



20. 1. 6(日) 死に急ぐ若い警察官、警察官のけん銃自殺に思う(その1)

昨年12月19日朝、警視庁丸の内署地域課の男性巡查部長(32歳)が東京駅前交番内で、勤務中にけん銃を使って自殺した。

警視庁では昨年8月に立川署の巡查長が女性を射殺し、けん銃で自殺した事件が起きたばかりだ。場所も、朝の通勤客であふれる東京駅付近だけに、大きな反響を呼んだ。

この巡查部長は、巡查部長に昇任したばかりだった。前途洋々だったはずだ。

いったい何故、若い前途ある警察官が自らの命を絶つのか。

しかし、警察はその動機や組織的な背景等を明らかにすることもない。

警察庁によると警察官の自殺者は、平成8年から平成17年の10年間で399人となっており、全国で年平均約40人の警察官が自殺している。

平成17年では62人と、22人であった平成8年の約3倍になっている。

けん銃を使った警察官の自殺は、平成9年から平成18年までの10年間に50件発生している。年間平均で5件だ。

最近の3年間では、平成17年には6件で、このうち2件が北海道警察の交番勤務の20歳の巡查と28歳の巡查部長だった。

平成18年には9件も起きたが、平成19年も6件となった。

冒頭の警視庁の東京駅前交番の事件をのぞき、平成19年の警察官のけん銃を使った自殺は次の通りだ。

①3月19日 静岡県富士市の交番で男性巡查(21歳)がけん銃で頭を撃ち自殺。「もう限界。先に行く

けど許して」とメモを残した。

②6月4日 島根県警出雲警察署で地域課の女性巡查長(25歳)が、女性用仮眠室の布団の上でけ

ん銃で頭を撃ち自殺。

③7月22日 埼玉県警本部地下1階男子トイレで、機動隊の男性巡査(23歳)が、けん銃で頭を撃ち自殺。

④8月20日 警視庁立川署地域課の巡査長(40歳)が飲食店勤務の知人女性をけん銃で殺害後、自分の胸を撃ち自殺。

⑤12月13日 栃木県益子町の交番で勤務中の巡査(23歳)がけん銃で自殺。

警察官の自殺が多いのかどうかは、比較するデータがないので、一概には言えないが、けん銃を使った自殺は、20歳から30代の若い警察官によるものが目立ち、警察官がけん銃を目的外の自殺に使用することについて、国民からの批判も多い。

警察組織と同じ階級社会の自衛隊でも、隊員の自殺が多いとの指摘がある。

平成16年の自殺者数は、前年から20人近く増えて94人になり、平成17年も93人に上ったという。しかも、20歳代の若い隊員の自殺が目立つという。

自衛隊員の自殺は、日本全体の自殺者率(10万人当たりの自殺者数～平成18年23.8)と比較すると自殺者率は高いといわれる。

警察官や自衛隊員は、いずれも国民の安全を守ることをその使命としている。

国民からは、精神的にも肉体的にも強くあって欲しいとの期待がある。

一方、この2つの組織は、いずれも階級社会であり、外部からはうかがい知ることの出来ない閉鎖性があることが特徴で、下の者は、自由に発言できる雰囲気がなく、抑圧されがちで、相談相手もなく孤立化し、自殺に追い込まれるのではないかとの指摘もある。

最近では、我が国でも自殺者は年間3万人を越え、交通事故で亡くなる人の数を越えている。

自殺の原因・動機に関する調査では、約半数を「健康問題」が占め、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」、「男女問題」、「学校問題」となっているが、人の自殺の原因、動機は、1つではなく複合していることもあるし、本当のところは本人にしか分からない。

警察官の自殺については、自殺の場所が警察署や交番といった公の場所であったり、けん銃を使っ

たりといったケース、自殺者が署長等の幹部であったり、不祥事に関連しての自殺だったりした場合以外には公表されないことが多い。

内部的にも、その原因・動機を徹底して調査することもない。

ましてや、組織的な問題が絡んでいる場合には、その原因・動機が明らかにされることなく、本人の個人的な問題として片づけられる。

遺族もその原因・動機が納得できなくても、ほとんどの場合、これ以上警察組織に迷惑をかけたくないという意識からか口を閉ざし、そのまま泣き寝入りすることが多い。

しかし、なかには訴訟に踏み切る遺族もいる。

最近では、熊本県警機動隊員の22歳の警察官の例がある。

この訴訟は、この警察官の両親が熊本県を相手取って提起した賠償請求事件である。

その口頭弁論が今年2月6日に熊本地裁で行われる。

原告訴訟代理人は、札幌の市川守弘弁護士だ。

この事件は、熊本県警の22歳の警察官が、県警機動隊の剣道特練部に配属されたが、練習中のいじめ暴行、上司や他の部員からの「村八分」に遭い、機動隊待機宿舎で自殺したとされるものだ。

この警察官の父親は、熊本県警の剣道師範(世界大会優勝者、範士)であったが、この警察官へのいじめの背景には、この父親をねたむ勢力による父親の排斥の動きがあった。

この父親自身も剣道部員やOBから「無視」されるといういじめを受け、死を考えたという。

この訴訟を通じて、熊本県警内部の派閥の存在と醜い勢力争い、凄まじい「村八分」と「いじめ」に独りで耐える若い警察官の苦悩、剣道で鍛えた強靱な精神力の持ち主であるのに、自殺未遂からついには自殺に追い込まれて行く若い警察官、そして自殺の隠蔽を図る熊本県警等、この若い警察官の自殺の実態が明らかになることが期待される。

若い警察官のモチベーションは低いのか

世の中の景気が悪くなると、若者の公務員指向が増える傾向があるといわれている。

警察官の給与体系は、公務員の中でも比較的高い水準(警視庁の大学卒の初任給 237,000 円)になっていることから、警察官の採用試験の倍率はかなり高くなっている。

かつては、警察官の学歴はほとんどが高等学校卒業者で占められていたが、大学・短大への進学率が初めて5割を超えるなかで、大学卒業者の警察官採用の人員が増えている。

ちなみに、警視庁の平成20年度の男性警察官の採用予定人員は、大学・短大卒が約80%となっている。

また、最近の若者の特徴的な傾向について、少子化による若者の自立心や社会性の減退、金儲けが全てといった社会風潮、その中で育った若者は自己中心的だとか、団体行動が不得意だ、家庭も地域も学校も人として必要な「我慢強さ」を学習させていない、といったマイナスイメージで語られることが多い。

当然のことながら、こうした傾向は警察官を志す若者にも影響を与え、自分が警察官にとって最低限必要とされる正義感、社会に対する奉仕の精神を持ち合わせているかどうか、といったことよりも、単に将来の生活の安定を求めて警察官の道を選ぶ若者が増加し、大学や公務員予備校で採用試験対策のテクニックを身につけた若者が、警察官採用試験に合格する傾向を生んでいるという。

そうしたところにも、若い警察官のモチベーションの低さの要因があるように思う。

理想の警察官像とはなにか

ここに、ある県警の警察学校の紹介記事がある。

警察官として採用されると、まず最初に警察学校に入校(大学卒業者は6ヶ月、短大・高校などの卒業者は10ヶ月)することになります。

ここでの厳しい研修生活を乗り切ることが、立派な警察官になるための第一歩です。

理想の警察官像に近づくため、長期の厳しい集団行動を通じて、警察官として必要な精神力を培うのです。

高い競争倍率の採用試験に合格すると、警察学校の初任科に入学し、全寮制のもとで、一般教養・法学・実務教養・術科訓練といった教養・訓練を受けるほか、職場実習(前期)、初任補修科、実戦実習(後期)と合わせて、大卒者で15ヶ月、高卒者で21ヶ月の教養・訓練を受ける。

この間に、厳しい学校生活について行けない、健康上の理由等で10%~20%の者が辞めていく。

この中には、学業成績が振るわないとして、退職を勧告するケースも含まれている。

警察学校の初任研修の本当の目的は、無謬性を糊塗する警察組織にとって必要な警察官の養成であり、そのために徹底した洗脳教育が行われる。

そして、その目的にそぐわない人物、不適合者のふるい落としが行われる。

こうした教養・訓練を通じて、警察官のとして必要だとされる基礎的な知識技能と社会奉仕の精神や忍耐力、激務に耐えられる体力を身につけていく。

そして、研修終了者は、警察官としての一応の適格性がある者として、警察署に配属され、交番勤務がスタートする。

警察学校では、同じ釜の飯を喰った仲間、共に厳しさに耐えた仲間、といった同期の絆が生まれる。

この絆は一生続く。これが、警察組織の横の団結を支える要素の1つになっている。

さて、理想の警察官に近づくため、厳しい「集団行動」を通じて、警察官して必要な「精神力」を養うのが、警察学校の研修の目的とされている。

ここに出てくる理想の警察官像とは何か。

テレビの刑事ドラマに登場する警察官は、正義感に溢れ、常に正義のために、自らを犠牲にしても悪と戦う。

登場する警察官は、正義の味方だ。

仰々しいテレビの警察特番、「激録 SP 交通警察24時 生死の現場をカメラは見た！！」「激撮！事件列島24時！！全国熱血警察官大捜査」、出演者は一様に正義の警察官に褒め称え、司会者は「社会の安全は、こうした正義の警察官によって守られています」と締めくくる。

これらでは、決して、警察官が悪役になることはない。

違法捜査も問題にはならない。そこには、創られた理想の警察官像がある。

警察学校を卒業したばかりの若い警察官は、市民の身近な存在である「町のおまわりさん」に理想の警察官像を描き「パトカーに乗って巡回していると、小さい子どもが手を振ってくれるんです。頼りにされていることを実感します」と語る。

若い警察官が描く理想の警察官像は、正義感に溢れた強くて、頼りがいのある、親切で優しい警察官なのだろうか。

警察学校を無事卒業した若い警察官は、必ず警察署の交番に配置される。

そこで、次第に警察学校で教えられた理想の警察官像と現場とのギャップを知ることになる。

しかし、そのギャップがどこから生まれてくるのかは、現場の警察官は正確には知らない。

そこには、上意下達を絶対視する階級組織と組織防衛のために管理職が抱く理想の警察官像がある。

警察組織の基本構造、管理職が描く理想の警察官像

警察組織は、一握りのキャリア官僚を含む警視正以上の上級幹部警察官と全体の僅か1割に過ぎない警視、警部の管理者が、9割の警部補以下の警察官を管理するというのが基本構造である。

管理職は、常に組織防衛という観点から理想の警察官像を描いている。

では、警察組織が求める理想の警察官とはどんな警察官か。

いくつかの条件を、重要度の高い順に挙げてみよう。

- ①本人や親族に共産主義者ないしはそのシンパがいないこと。
- ②本人や親族に非行歴や犯罪歴がないこと。
- ③体力に優れ、精神的に強いこと。
- ④上司や組織の方針、命令に無条件で従うこと。
- ⑤「金くれ、物くれ、休みくれ」を口にしないこと。
- ⑥「金」「酒」「女」に節操があること。

これが常に無謬性を糊塗する警察組織が、その構成員に求める理想の警察官像である。

そこには、階級制度に支えられる上意下達が絶対視される現実がある。

こうした現実に耐えて行くのが精神力なのか。

警察組織のなかで、警察官を自殺に追い込む可能性のある組織運営が行われていないのか。

次回は、警察の現場に蔓延するノルマの問題等、若い警察の自殺と警察組織の関係を解明する。

(つづく)



20. 1. 4(金) 警官を見たら痴漢と思え？後を絶たない警察官の性的不祥事

警察官の不祥事は止まるところを知らない。

昨年、警視庁の交番勤務の警察官が、ストーカー行為を繰り返した末、女性をけん銃で射殺し、自分も自殺した事件は、止まるところを知らない警察官の犯罪にもかかわらず、警察への国民の信頼を完全に失わせるほどに大きな衝撃を与えた。

この事件は、警視庁の巡査長が制服で交番勤務中に犯行に及んだもので、警視庁の勤務管理の在り方が問題となった。

最近では警察官によるセクハラ等の「性的不祥事」が異常に多い。全国の警察官による性的不祥事で報道されたものを拾ってみた。

平成19年7月から8月までのわずか2か月で、15件もの「性的不祥事」が起きている。しかし、警察の隠蔽体質を考えると、これは氷山の一角とみた方が良い。

- | | | |
|-------|-------|-------------------------------------|
| 7月 5日 | 警視庁 | 内閣府特命担当相を担当するSP、痴漢容疑で逮捕 |
| 7月 9日 | 北海道警 | けん銃・警棒着装の制服警部補、女性に抱きつき数百万円で示談 |
| 7月17日 | 神奈川県警 | 女兒(9歳)のスカート内を盗撮した巡査を逮捕 |
| 7月18日 | 島根県警 | 交通事故処理を担当した巡査部長が、女性の携帯に連絡して交際を申込み |
| 7月18日 | 島根県警 | 巡査が同僚の女性警官の体を触る |
| 7月20日 | 北海道警 | 女子高校生のスカートの中を盗撮した巡査を逮捕 |
| 7月20日 | 香川県警 | 性犯罪被害女性の相談を受理した巡査長が女性と不適切な関係にあったと戒告 |
| 7月23日 | 警視庁 | 電車内で卑わいな言葉かけた警部補を逮捕 |

- 7月25日 奈良県警 パチンコ店で女性の尻をなでた巡查部長を逮捕
- 7月26日 大阪府警 スカート内盗撮で巡查長を逮捕、直後に証拠隠滅を図る
- 7月31日 神奈川県警 今月7月17日盗撮で逮捕された巡查の上司にあたる警部補が、女兒盗撮で
- 逮捕
- 8月1日 山梨県警 交通事故捜査係の警部補が、釈放した女性呼び出しホテルに誘う
- 8月10日 和歌山県警 職務質問後、呼び出した女子高校生に乱暴。巡查部長を逮捕
- 8月17日 兵庫県警 下半身を露出した尼崎南警察署の巡查を逮捕
- 8月23日 兵庫県警 DVの相談にきた女性に男の下半身を描いた絵を見せるなどのセクハラ

北海道警察では、札幌西警察署のけん銃・警棒装着の警部補(58歳)が、パトロール中に訪問先の女性に抱きつき数百万円で示談した事実が発覚したが、この警部補は「女性が以前から悩んでいる様子だったので安心させるために抱擁した」と弁解、道警の監察官室は「警部補の行為は、職務の一環であり性的な目的でなかった」と釈明した。

ところがまたしても、昨年12月20日、北海道警察本部地域部地域企画課の男性警部補(52歳)が、女性に対してセクハラ電話をかけたとして停職1か月の懲戒処分を受けたことが発覚した。北海道警察ではこれで3件目だ。少し多過ぎやしないか。

今回発覚したのは、報道記事等によると、昨年9月27日、この警部補が道警本部総合当直で勤務中に、相談電話を架けてきた美唄(びばい)市内の女性に性的関係を迫る言動をしたほか、その後も10月1日まで5回にわたり女性に電話して、性的関係を迫ったり、食事に誘うなどしていた。うち4回は勤務時間外の午後8時~10時ごろ、自宅や携帯電話から女性方に電話していたが、1回は勤務時間中だったといい、その後も数回、女性に電話をかけて卑わいな言葉を発していたという。

昨年10月上旬に女性が道警に通報して発覚したが、問題の警部補は、「元気づけるつもりだった」と弁解しているという。何をもって「元気づけ」というのか、自宅からや個人の携帯電話で、しかも勤務時間外に電話をして、それが職務上の行為だとも言うのか、理解に苦しむ。「抱きつき警部補」といい、「セクハラ警部補」といい、何とその弁解が似ていることか。

北海道警察のホームページの【相談センター】のページにはこう書かれている。

警察相談 かけて安心 #9110 9月11日は「警察相談の日」

- ・ ストーカーや家庭内暴力、子供の非行などで不安や危険を感じている方
- ・ どこに相談してよいかわからずにお悩みの方
- ・ 警察業務に関する相談や意見
- ・ 公益通報者保護法に基づく「公益通報」

は、「#9110番」にご相談下さい。

※「#9110番」は、プッシュ回線の電話、公衆電話、携帯電話、PHSでつながります。

※月曜日から金曜日までの執務時間内（08:45～17:30）は、各警察相談センターで対応し、土・日曜日、休日及び執務時間以外（17:30～08:45）は、警察本部又は方面本部総合当直で対応します。

この警部補は、この「相談センター」の受付窓口がある道警本部の総合当直で勤務していたのだ。この女性がどんな用件で相談したのかは、明らかにされていない。市民が警察に相談するのはよほどのことだ。おそらく、最初は警察に相談することさえ躊躇したに相違ない。まさか、警察に相談して警察官からセクハラを受けるとは想像もしていなかったろう。そうした弱い立場の市民からの困りごと相談を逆手に取って、女性の弱みにつけ込んでしつこくつきまとう行為は、人間としても卑劣きわまりない。「相談電話 かけて安心」どころか「相談電話 かけたら危険」だろう。

これを単なる警部補の性的非行だけで済ませて良いのか。警部補の行為は「公務員の職権濫用罪」あるいは男女間の情交も「賄賂」となるから、職権をかさにきて性的関係を迫る行為は「賄賂の要求」（収賄罪）に当たる？との指摘もある。それはともかく、「セクハラ警部補」の行為は、警察官の職を著しく汚した「汚職」だ。

こうした警察官こそ組織から排除すべきだ。しかし、この警部補は停職1ヶ月の懲戒処分を受けただけで、刑事責任も民事責任も問われていない。しかも、この問題で北海道警察は、道警本部地域部長や地域企画課長の責任も明らかになっていない。相も変わらず身内には甘い警察の体質をあらわにした。

谷口茂樹監察官室長は、「職務倫理教養を強化して再発防止に努めたい」と定型的で無意味なコメントしたが、「こうした警察官には、市民が分かるようにピンク色の階級章を着装させて、再発防止に

努めます」とコメントすべきであった。そうでなければ、まともにやっている警察官まで制服を着ているだけで痴漢と間違えられる。

警察官のセクハラ行為については、平成19年5月28日、沖縄県警の警部補から事件の参考人として事情聴取を受けた際、下着の色を聞かれるなどのセクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)を受けたとして、大阪市の40歳代の女性が同県などを相手取って110万円の損害賠償を求めていた訴訟で、那覇地裁はセクハラを認め、35万円の支払いを県に命じた。判決などによると、女性は平成18年5月、偽造旅券所持事件の参考人として大阪市内の警察署に呼ばれ、沖縄県警浦添署の40歳代の警部補による事情聴取を受けた。警部補は、下着の色が白かどうか問うような発言をした。昼食をとるため、署外に出た際も「手をつなぎましょうか」と言って右手を女性に差し出した。(読売新聞)

警部補の質の低下は、「市民の目フォーラム北海道」のホームページで19. 11. 17(土) 警察現場に崩壊の兆し 頻発する警部補の不祥事と題して問題を提起したところであるが、その指摘は、まさしく正鵠を射ている。

今回の「セクハラ警部補」の問題は、さらに深刻な問題がある。それは、この警部補が北海道警察本部の地域部地域企画課の係長であるからだ。この「地域企画課」は、どんな仕事をしているのか説明が必要だ。

北海道警察の組織に関する規則第20条の2に「地域企画課においては、次の事務をつかさどる」、となっている。

- (1) 地域警察運営の企画及び調査に関すること。
- (2) 自動車警ら隊、航空隊及び鉄道警察隊の総合運用に関すること。
- (3) 警ら用無線自動車、移動交番車、警察用航空機及び警察用船舶の運用調整に関すること。
- (4) 水上警察に関すること。
- (5) **地域警察官の指導教養に関すること。**
- (6) 交番その他の派出所及び駐在所の設置等に関すること。
- (7) 雑踏警備に関すること。
- (8) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10)前各号のほか、部内他課の所掌に属しないこと。

北海道には、交番が312カ所、駐在所が435カ所ある。この合計747カ所の交番等には、北海道警察の警察官の約6割近くが地域警察官として勤務している。

地域企画課は、この交番等の警察官を指導教養する立場にある。従って、地域企画課には優秀な警部補が配置されているはずだ。

優秀だと評価されている警部補でさえ、警察相談に電話をしてきた女性にセクハラ行為を行ったのだ。警部補(係長)の質の悪さも極まったという感がある。こうした警部補が北海道警察の地域企画課で仕事をしているなら、同課に交番等の警察官を指導する資格などはない。

警察官の性的非行で最も悪質なのは、警察の留置場に逮捕・勾留されている女性被疑者に対するわいせつ行為だ。これまでも警察署の留置場内における性的不祥事は、把握できたものだけで5件ある。北海道警察でも、平成11年に北海道警函館西警察署の巡查部長が、留置場内で女性にわいせつ行為を繰り返し逮捕されたことがある。

最近では、昨年12月26日に、千葉県警浦安署刑事課巡查長(26歳)が、拘置中の女性被告(22歳)にわいせつな行為をしたとして、逮捕されたが、千葉地検がこの巡查長を特別公務員暴行陵虐容疑で起訴した。同巡查長は留置場内で数十回、女性にキスしたり、下着のなかに手を入れるなどのわいせつ行為を繰り返していた。犯行状況から立件可能な2件について起訴した。千葉県警は同日付で懲戒免職にし、署長ら上司4人を本部長訓戒などの処分とした。

何故、警察官の性的非行が多いのか。こうした問題が起きるたびに警察は、個人的な資質の問題として片づけてきた。確かに、性の問題は個人の内面の問題だけに難しい問題だ。しかし、逮捕・勾留等、自由が拘束されている相手の弱みにつけ込んだり、警察官の立場を利用するなどして、性的な関係を迫る行為は正常な範囲を超えていることは間違いない。

それとも警察官は、何をやっても許される、市民は泣き寝入りするとでも考えているのか。こうした異常者が警察官として仕事をしているとなると、市民はいよいよ警察官を信頼できなくなる。

「警察官を見たら痴漢と思え」と市民から言われたいためにも、北海道警察は、原因を徹底的に調査し、再発防止策を考えるべきだ。それをしない限り、これからも警察官の性的非行が続くだろう。



19. 12. 23(日) 警察OB(元警部)が交通安全協会を訴える

警察体質に酷似する交通安全協会

平成19年12月15日、北海道警察のOB(元警部)で釧路方面交通安全協会の講習指導員だった渡部徳夫氏(64歳)が、身に覚えのない事実を理由に懲戒解雇したのは違法だとして、社団法人釧路方面交通安全協会(代表者理事 山崎幹雄)を相手取って、慰謝料等の支払いを求める訴訟を釧路地裁に提起した。

訴訟の提起後、渡部氏の訴訟代理人の市川守弘氏と渡部氏の相談にのってきた「市民の目フォーラム北海道」の原田宏二代表が記者会見をして、渡部氏が訴訟に至った経過等を説明した。

(写真右:市川弁護士 左:原田代表)



渡部氏は、昭和37年に旧国鉄に採用され、帯広駅助役等を経て帯広鉄道公安室室長を務めた。

国鉄の民営化に伴い昭和61年10月北海道警察(道警)に警部補で採用され、帯広警察署、道警釧路方面本部鉄道警察隊、同運転免許課に勤務し平成16年3月に警部で定年退職を迎えた。

退職後、平成16年4月、社団法人 釧路方面交通安全協会に「嘱託職員」(講習指導員)として採用され、同協会帯広分室で講習指導員として、行政処分等を受けた運転者の指導に当たっていた。

ところが、平成19年4月1日、同協会A専務理事(道警OB 元警視)から、雇用を1年間更新する旨の辞令を受けていたのにもかかわらず、4月22日、A専務理事から「2つの理由で5月31日をもって辞めて欲しい」旨の解雇通告があった。

渡部氏は、A専務理事がいう2つの理由は、全く身に覚えがないことだったことから、同協会に対して、再三にわたり「解雇理由」を明らかにするように求めたが無視され、「懲戒解雇」されたという。

渡部氏は、北海道公安委員会に調査を申立てたり、帯広労働基準監督署、法務局の人権擁護委員会、北海道紛争調整委員会に救済や調停を求めたが、いずれも、行政としての強制力がなく、埒があかなかったことから今回の訴訟に踏み切ったという。

また、渡部氏には、自分と同じように苦しんでいる同僚を救いたいとの強い思いもあったという。

懲戒解雇の理由

同協会が渡部氏に示した「懲戒解雇」の理由は

- ①A専務理事の再三の業務指示に従わず講師の資格に欠ける。
 - ②(渡部の)セクハラ発言で、C女性職員の病状が悪化し自殺をしかねない。
- というものだった。

渡部氏は、①、②ともにその事実がないことから、この「懲戒解雇」の理由は事実無根であり、協会幹部によるねつ造だと主張している。

渡部氏は、職場から排除された本当の理由について、セクハラ発言の被害者だとされているC主任(女性職員)の口からも2月6日のことが原因だと説明されたので、おそらく次のような出来事があったためだと思う、と説明している。

今年2月6日、C主任と自分との間で、事務上の些細なトラブルがあったことが発端となり、同協会帯広分室の責任者であるB室長(警察OB)が事実関係を確認もせず、自分を大声で怒鳴りちらしたことから、口論となり、職場環境の改善のため全体会議を開くことになった。

全体会議には、いつも事務室で仕事をしているB室長以下8人のうち6人が参加した。

その中で、D講師の酒気帯び(二日酔い)状態でのマイカー通勤、C主任の勤務怠慢が繰り返されているのに、その上司であるB室長がこれを見てもみないフリをしているのは問題だ、と対策を取るよう提言したところ、B室長は「個人の問題」だと一蹴した。

その時の自分の発言内容は、「こうした実態があるのに何故放置したままなのか。二日酔い状態で教壇に立っていることがマスコミにでも漏れたらD講師個人の問題では済まされない。我々は、まともな講習が出来なくなる」「1月30日の更新時講習の受講者からD講師を名指しての苦情と抗議の電話があったのに、それでも本人に注意することもなく、また、対策を講じることもなく、釧路(釧路方面安全協会)への報告もしないのは一体なぜか」といったものだったが、聞いていたB室長は、自分の質問を無視し全く答えなかった。

会議終了後、参加した同僚職員から「よく頑張って代弁してくれた」と感謝された。

結局、自分が日頃から帯広分室の職員の間にある不平不満を代弁することになった。

そのことが、B室長から釧路のA専務理事に歪曲されて報告され、職場の規律を乱したなどとして、懲戒解雇の理由になったと思う。

それ以外に心当たりは全くなく、セクハラ発言等はしていない。

交通安全協会は、警察幹部の天下り先

交通安全協会の組織は、(財)全日本交通安全協会を頂点に、全国各都道府県に交通安全協会がある。

北海道の場合は、(財)北海道交通安全協会があり、下部組織として札幌方面交通安全協会、(社)函館方面交通安全協会、(社)旭川方面交通安全協会、(社)釧路方面交通安全協会、(財)北見方面交通安全協会、さらにそれぞれの下部組織として警察署の数と同じだけの地区安全協会(全道で69地区)ある。

この組織構成は、警察庁～各都道府県警察～方面本部～警察署といった警察組織と全く同じである。

(財)北海道交通安全協会の会長は元北海道公安委員長、執行部の役員には専務理事に道警OB(方面本部長経験者 警視長)をはじめ3人の常務理事、各方面交通安全協会の専務理事の道警O

B(いずれも署長経験者)が理事に名を連ねている。

職員数は約400人で、その約80%が道警OBで占められているとされ、交通安全協会は警察幹部等の巨大な天下り外郭団体である。

事業目的は「交知道徳の向上と交通事故の防止」であるが、運転免許窓口事務、パーキングチケットの料金徴収、交通違反者等の講習、自動車保管場所調査、道路使用調査等の道(公安委員会)等からの委託事業や免許試験場の貸しコース利用料、運転免許写真の撮影等の収益事業を手広く展開している。

(財)北海道交通安全協会の「平成18年度収支計算書」によると会費収入、補助金等の一般会計約9,700万円、委託事業会計12億5,100万円、収益事業会計7億2,300円など、トータルで20億400万円となっている。

問題の(社)釧路方面交通安全協会のそれは、一般会計約578万円、委託事業会計2,100万円、収益事業会計1,800万円など、トータルで約1億9,300万円である。

(財)北海道交通安全協会は、このほか、事務局・交通局、交通安全活動推進センター、講習局と称する組織があり、それぞれ道警の幹部OBが天下っているが、実際に何をやっているのかは良く分からない。

このほかに、札幌市内に自動車学園も経営している。

交通安全協会は、公益法人でありながら道路交通法の運転免許制度等を根拠とした事業を一手に引き受けるいわば交通行政の下請け的独占企業化している。

そのうえ、道警幹部OBが役員等のポストに就いていることから、必然的に、上意下達が絶対的であり上に対して物言えぬ職場環境、閉鎖性、隠蔽体質、幹部の無責任体質等々の警察の悪しき体質が持ち込まれている。

交通安全協会については、以前から「交通安全協会の役員の中には、補助金、道の委託事業等の収益の上にとっかかりとあぐらをかき、高額報酬を保障されながら、交通安全協会のこうした悪しき体質を改善しようとする意欲もない」という批判がある。

それを裏付けるように、平成11年9月には、(社)函館方面交通安全協会の前会長と前専務理事(道警OB)の2人が業務上横領の疑いで逮捕され有罪判決を受けた事実がある。

この事件は、同協会の収益事業の一部である函館市内の運転免許試験場内の運転免許申請、更

新用の顔写真撮影コーナーでの撮影料金(2枚1組700円)の一部数百万円を着服したというものだった。

このときは、年間4千万円に上がる収益事業の事務を専務理事(道警OB)に一任しているなど、チェック体制の甘さと組織的問題が指摘された。(平成11年9月21日 北海道新聞)

正論が無視される交通安全協会

渡部氏が、提訴してから「市民の目フォーラム北海道」に渡部氏への激励のメッセージが届いている。

彼をよく知る道警幹部OBは、交通安全協会は硬直化した組織ですからと前置きし「渡部さんは、真面目な人柄で仕事も一生懸命でした。正義感の強い人で、曲がったことには正論を吐く人です。セクハラなどをする人物では絶対にありません」と証言している。

その他にも、出身地の先輩等からも同じような激励の言葉が寄せられている。

警察組織では正論が通らないことは、現職警察官でありながら、愛媛県警を相手に裏金告発をした仙波敏郎巡查部長の例がはっきり示している。

仙波部長は上司から指示された裏金づくりに必要なニセ領収書作りを拒否し、30数年間昇任の道を閉ざされ、さらに愛媛県警の裏金疑惑を告発するやそれまでの鉄道警察隊勤務から通信指令室に配転され、仕事を事実上剥奪された。

この違法人事については、仙波部長が県を相手取って国賠訴訟を提起し、その判決が平成19年9月11日、松山地裁で言い渡された。

裁判所は仙波部長の主張をほぼ全面的に認め、県に請求の満額に当たる100万円の支払いを命じた。(現在控訴中)

仙波部長は「犯罪を捜査する警察が罪を犯すことは絶対にあってはならない」と主張している。

まさに正論である。

渡部氏は、「安全協会の講習指導員が酒気帯び(二日酔い)状態で、マイカー出勤し、教壇に立つことがあってはならない」と主張した。

そして、そうした正論を主張した職員をいとも簡単に「懲戒解雇」といった厳しい人事で組織から排除した。

なんと、警察組織のやり方に似ていることか。

交通安全協会は、「交通道德の向上と交通事故の防止」をスローガンに掲げている以上、多くの運転者の模範になるような組織であるべきだ。

しかも、道の補助金等を受け入れている公益法人である。

組織内に不明朗な問題が内在することは許されない。

速やかに、渡部氏に謝罪し、復職させるべきだろう。



19. 12. 19(水) **多発する許可猟銃による殺傷事件** **警察の事前審査に問題はないのか**

選挙運動中に暴力団幹部にけん銃で前長崎市長が射殺された長崎県で、また、佐世保市で児童などを含む6人が猟銃で殺傷される凶悪事件が発生した。

所持許可を受けた猟銃等による殺傷事件は、平成14年以降、今回の長崎県佐世保市の事件で21件にのぼり、主立ったものだけでも、栃木県宇都宮市、東京都板橋区、千葉県千葉市、愛媛県今治市、愛知県一宮市、熊本県城南市、高知県津野町等、全国各地で発生し、多数の死傷者が出ている。

今年に入ってからでは、5月に鹿児島県鹿児島市で金融業の男が、金銭トラブルで弟を射殺。

12月9日には、高知県津野町(高知市中心部から北西約50キロ)の民家が点在する山間地の農業 Aさん(78歳)方に、隣人の男(55歳)が猟銃(散弾銃)でAさんの妻(75歳)を射殺し、長男(55歳)に重傷を負わせた。

同じ12月9日には、東京都目黒区の医師(39歳)方で、医師が自宅居間でライフル銃の手入れ中、その場を離れ戻った直後、長男(5歳)が実弾の込められていた猟銃を暴発させ、近くにいた次男に命中し死亡させた。

そして、12月14日午後7時10分頃、長崎県佐世保市内のスポーツクラブで目出し帽に迷彩服の男が、猟銃(散弾銃)十数発を乱射、インストラクターと利用者を射殺、子供など6人に怪我をさせた事件が起きた。(以下、佐世保乱射事件)

犯人は佐世保市内在住の男(37歳)と判明したが、犯行後逃走し翌朝、事件のあったスポーツクラブから5kmほど離れた山の中のカトリック教会の敷地内で血だらけで死んでいるこの男の遺体が発見された。

こうした凶悪事件に使われた猟銃等は、いずれも銃砲刀剣類所持等取締法(銃刀法)に基づいて公安委員会の所持許可を受けた猟銃等である。

佐世保事件の犯人の男は、3丁の猟銃(散弾銃)と空気銃を所持し、そのいずれの銃も長崎県公安委員会の許可を受けていた。

最初に許可申請してから約5年間に許可や許可の更新で7回の申請をしており、いずれも「問題ない」として公安委員会が許可していた。

銃刀法によって猟銃等の所持を許可するのは都道府県の公安委員会だが、所持許可の審査や許可した後の検査等は事実上、警察が行っている。

警察庁の調べによると、平成18年末現在で所持の許可を受けている国民は約11万人で、許可銃は、散弾銃26万3725丁、ライル銃4万1454丁、空気銃3万3930丁。

散弾銃については10年前の35万丁から減少傾向にある、という。

猟銃等の所持を許可制にしているのは、猟銃等は他人の生命に危害を及ぼすおそれのある危険物であるからだが、にもかかわらず公安委員会が許可した猟銃等を使った凶悪事件が起きるのは何故か。

銃刀法の許可基準が甘いのか、許可するまでの警察の審査が杜撰なのか。

警察組織自体に何か問題があるのか。

なお、公安委員会の所管する銃砲所持許可については、当ホームページ「公安委員会って何してるの」コーナーに、19. 6. 1(金)第5回 隣人の命を奪った猟銃の所持許可 公安委員会の許可の実態と題して、形式的な公安委員会の許可の実態を掲載したほか、「くにおの警察日記 第7回 防犯警察の思い出」の中で記述しているので、是非読んでいただきたい。

1 警察の猟銃や火薬類(実包)の所持許可審査

猟銃所持は、銃刀法により許可なく所持することを禁止されている。

同法で許可基準が示され、欠格事由がないときには許可される。

- ① 一定の用途目的(狩猟、標的射撃、有害鳥獣駆除)があること。
- ② 人的欠格事由に該当しないこと。
- ③ 基準に合った銃砲であること。

なお、狩猟を目的とする場合には、別に都道府県知事の狩猟免許も必要になる。

猟銃等は原則として、20歳、空気銃は18歳以上で所持許可申請ができるが、精神病疾患のある者やアルコール・覚せい剤の中毒者、住居不定の者、公共の安全を害する恐れのあると認められる者等、6項目に該当する場合は、欠格事由に該当するとして、許可にならない。

欠格事由として、問題になるのが、「**他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれのあると認めるに足る相当な理由がある者**」に該当するかどうかの判断である。

警察の考え方1つで、狭くもなり、広くもなる。

警察の「銃砲刀剣類所持等取締法関係事務処理要領」には、所持許可を受けようとする者の性格・行状・生活環境などを把握するため本人はもとより家族、付近住民、友人、勤務先など幅広く調査することになっている。

猟銃等所持許可の窓口は、警察署の生活安全課の警察官であるが、許可申請者が欠格事由に該当するかどうかの身辺調査は、申請者の居住地を管轄する交番(駐在所)の警察官が行うことになっている。

所持許可を受けた後でも、許可更新のときの審査と検査がある。

猟銃等の所持許可の有効期間は、許可を受けた日から3回目の誕生日が経過するまでの間となっている。

引き続き所持する場合は、更新を申請して許可を得る必要がある。

また、許可や更新の申請時には、医師による診断書などを提出しなければならない。

更新時以外にも、許可された猟銃等が許可された用途目的どおりに使われているか、所持が適正

に行われているかなどの検査を受けることが義務付けられている。

通常は年に1回、警察署の生活安全課の警察官が日時を指定して、猟銃等を持参させて確認、質問し、猟銃等の許可を続けて良いかどうかをチェックする。

猟銃(散弾銃)の所持許可を受けても、その用途目的が「有害鳥獣駆除、狩猟」の場合、実包を入手するためには、火薬類取締法により、猟銃用火薬を購入するには公安委員会の許可を受けなければならない。

ただし、狩猟者登録証を受けた者又は有害鳥獣駆除免許を受けた者は、登録又は許可の有効期間内に300発までの実包を無許可で火薬店方から購入できる。

その場合には、それぞれの免許証等に購入した実包数と残量が記載される。

シーズン中に実包の不足が生じれば、公安委員会(警察署)に「譲り受け申請」をして、許可を受けて新たに購入することになる。

猟銃(散弾銃)所持許可の用途目的が「標的射撃」の場合は、無許可で購入は出来ない。

すべて必要実包数を記載した「火薬類譲受許可申請書」を公安委員会(警察署)に提出して警察から「火薬類譲受許可証」を交付して貰い、これを火薬店に持参・提示して実包を購入することになる。

このように、猟銃所持と火薬類(実包)は、極めて厳しい許可制度のもとにある。

しかし、こうした制度の運用のどこかに問題があるから、凶悪事件に許可銃が使われることになる。

2 長崎県警の猟銃(散弾銃)の許可等は適正だったのか

12月14日に起きた佐世保乱射事件の場合、犯人の男が最初に猟銃(散弾銃)の所持許可を受けたのは5年前の平成14年7月だった。

用途目的は標的射撃。

その後、平成15年2月に空気銃、同6月と今年9月に、それぞれ散弾銃1丁の所持許可を取得し、用途目的には、「狩猟」も加わった。

そして3年に一度の更新が3回行われた。

許可審査を担当したのは、長崎県警佐世保警察署で、身辺調査をしたのは、この男の居住地を管轄する駐在所だ。

佐世保事件の翌日、立山秀夫佐世保警察署長は記者会見で「銃が本来の目的で使われず残念。許可は適正に行われたと考えている」と述べた。(平成19年12月16日 毎日新聞)

犯人を特定してから1日も経過しないのに、どうして4丁もの猟銃等が「許可は適正に行われた」となるのか、このこと自体が疑問だが、事件後になって犯人の特異な行動等が次々に明らかになってくる。

報道内容からそれを拾ってみる。

- ①犯行時、迷彩服にヘルメット姿。軍用防弾チョッキを着用。猟銃3丁、空気銃1丁を所持、実弾2700発、そのうち猪狩り等に使う威力の強いスラッグ弾100発を所持していた。
- ②猟銃の値段は、15～30万円といわれるが、犯人が最初に購入した銃は、イタリア製で27万円もする高価な猟銃であった。
- ③犯人の男は定職にも就かず、自宅の離れにこもる生活を送っていて、金遣いが荒く家族も悩んでいた。母親は「息子が何をしでかすかわからない。幻覚や幻聴を訴えている」と付近の住民に打ち明けていた。
- ④犯人の男は迷彩服姿で釣りに出かけたり、散弾銃を持ち歩いたり、未明に「トイレを貸して」と近隣宅を訪ねたりしていた。そして不安を感じた住民が「銃を持たせないで」と駐在所に相談したが、取り合って貰えなかった。
- ⑤付近住民が「銃を他人に突きつけるトラブルを起こし、通報で警察官が駆けつけたこともあった」と証言している。

許可申請者の身辺調査等は、警察署の生活安全課からの指示で、申請者の住所を管轄する交番(駐在所)の警察官が行うことになる。

交番等の警察官は一定の世帯数を受持区として担当し、その地区の実態を把握し地域住民の要望や治安維持に必要な情報を収集する、いわば警察のアンテナの役割を担っている。

その具体的な手段として「巡回連絡」と称して、担当警察官が受持区の世帯を1軒1軒巡回する。

「巡回連絡」は、1日おおむね3時間行うことになっている。

最低でも1年に1回以上は、全世帯を訪問することになっている。

「巡回連絡」の結果は、「案内簿」という簿冊に記載される。

警察署に報告すべき情報を入手したときには、別に報告書を提出する。

「案内簿」には、転入年月日、本籍、住所、世帯主、家族の勤務先、生年月日等が記載されている。

この「案内簿」は、事件などの聞込捜査の基礎データとして有効に使われる。

しかし、最近では、都市部ではマンションが多く、「巡回連絡」が難しくなった。

また、最近の交番等の警察官は、住民と会話を交わし、その中から必要な情報を引き出すといった能力は著しく低い。

パトロールといえば、ミニパトカーで巡回するだけだから、地域住民と話す機会も少ない。

「巡回連絡」の実施基準はあっても、その実態は数字上だけのものであって、実際はほとんど行われていない。

交番等の警察官のなかには、新聞の「お悔やみ欄」を見て、自分の受持区の人が亡くなっていれば「案内簿」から削除する机上の巡回連絡をする知恵者までいる。

警察の情報収集の手段である「巡回連絡」がほとんど行われていない事実は、地域住民に交番等の警察官の訪問を受けたかどうかのアンケートをすればたちどころに判明する。

ちなみに、筆者宅にはここ数年以上、交番の警察官の訪問を受けたことはない。

「巡回連絡」を行ったとしても、クリーニングのご用聞きのように「こんにちは、今日は何かありませんか、さようなら」といった、極めて形式的なものでは意味がない。

「巡回連絡」の目的は、あくまでも治安維持に必要な情報の収集だからだ。

「巡回連絡」の実態について現職の交番勤務の警察官に聞いてみた。

「最近では、防犯設備が整ったマンションが多いので各戸を訪問するだけでも大変です。若い人は夫婦で働いている世帯が多く、訪問しても留守の世帯がほとんどです。在宅していても、警戒心が強く、制服姿でもドアを開けてくれません。上司からやれやれといわれても、とても年1回以上全世帯を訪問することなど出来ません。簿冊上はやったことにしていますが。」

交番(駐在所)は、全国津々浦々にある。

これが警察のアンテナの役割を果たすことになっているのだが、警察は、既にその機能を喪失しているのが実態である。

一方、銃の所持許可等の事務は、警察署の生活安全課の許可事務担当者が行う。

通常は許可事務担当者は1人で、銃の許可事務だけではなく、警察が関係する許可事務、例えば、飲食店等の風俗営業の許可、パチンコ営業等の許可、火薬類の許可等も担当している。

平成14年7月に栃木件宇都宮市で女性2人が猟銃(散弾銃)で隣人の男に撃たれ1人が射殺され、1人が重傷を負った事件で「なぜ、男に銃の所持の許可したのか」と警察の責任を問う訴訟が提起され、今年5月 宇都宮地裁判決では「隣人トラブルを抱えていた案件なのに、(許可申請者の)最も近隣である向う三軒両隣や両家の並びの家から聴取を行わず、主婦(死亡した被害者)からの聴取も行わなかった」と警察の過失を認定した。(現在、東京高裁で和解協議中)

被害者は、事件の数年前から男に嫌がらせを受けており、身元調査をした地域課の警察官から「隣家(加害者)とのトラブルがあるから許可には熟慮を要する」と2度も生活安全課に報告されたという。

これが事実なら、交番の警察官はしっかりと情報を得て報告したのに、警察署の生活安全課がこれを無視して許可をしたことになる。

亡くなった被害者の日記には、「長年にわたって加害者から嫌がらせを受け、何度も警察(生活安全課)にも相談していた。『警察は、私が殺されないと動いてくれないのかしら』との記述」があったという。

この事実は、交番の警察官の許可申請者に関する調査が不十分であったと同時に、報告を受けた生活安全課の再調査の指示が行われず、形式的な審査が行われていたことを示している。

話を元に戻そう。

佐世保乱射事件で報道された内容が事実とすれば、「**他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれのあると認めるに足る相当な理由がある者**」に該当する可能性がある事実である。

こうした事実を駐在所の警察官は把握しなかったのか、していたが報告しなかったのかは明らかではない。

しかし、佐世保警察署長は「許可は適正に行われた」と述べていることから、こうした報告は受けていなかったのだろう。

犯人の特異な行状の④と⑤が事実だとすれば、少なくとも駐在所の警察官は猟銃の所持許を受けた男に関する情報として生活安全課に報告すべきであった。

そのうえで、生活安全課は猟銃の許可を取り消すなどの何らかの措置をとるべきであったと思われる

る。しかし、事件が発生した段階で犯人の男は許可された銃を所持していたのであるから、佐世保警察署は、こうした措置をとらなかったことは間違いのない事実だろう。

ある県警で、つい最近まで生活安全課で猟銃の所持許可事務を担当していた警察OB(巡査部長)に許可事務の実態について聞いてみた。

彼は、許可事務を14年間ほど担当しており、その道のプロだった男だ。

「許可事務の仕事は、1人で担当しているから、かなりハードです。銃の許可事務だけではなく、飲食店などの風俗営業、パチンコなどの遊技場営業の許可も担当していました。そのうえ、こうした許可事務は関係する法律は複雑で、かつ、ほかの法律との関係も知らなくてはなりませんし、銃や火薬に関する知識も必要です。1人前に仕事をこなすには相当の時間と経験が必要です。

警察では、事件の検挙は実績として評価されますが、許可事務はそんなこともなく地味な仕事ですから、若い人に人気がありません。私が長くやったのもそうした事情があります。

銃の許可は、いったん許可すると、具体的な銃刀法違反や傷害事件などの粗暴犯で検挙した場合などの事実あれば別ですが、単に素行不良等を理由に許可を取り消したり、銃を廃棄するように指導するのはかなり難しいのが実態です。

生活安全課長や署長は、許可事務に関する知識がほとんどありませんから、ほとんどメクラ判でした。担当者の自分が「問題ない」と判断すると、間違いなく公安委員会の許可が出ます。それだけに、責任を感じ慎重に審査していました。

佐世保乱射事件では、大量の実弾を所持していたようですが、あれは毎年行う銃の一斉検査で実弾の残量があるときは、廃棄するように指導するのですが、廃棄しないでため込んでいたのでしょう」

3 警察が抱える根本的な問題

佐世保乱射事件では、メディアは警察の銃砲所持許可の在り方について疑問を呈している。

しかし、根本的な問題には触れてはいない。

実は、長崎県警は今から10年以上も前だが、けん銃摘発のためのヤラセ捜査の過程で、暴力団からけん銃のかわりに猟銃の提供を受け、その処分に困り、捜査幹部が共謀してその猟銃を分解して海中に捨て、違法捜査の隠蔽を図った事実がある。

本来であれば、その猟銃の所有者を割り出し、警察に提出した暴力団員を銃刀法違反で逮捕すべ

き事件であった。

この事件は、けん銃摘発には目の色を変え違法捜査も辞さない警察の姿勢と、許可銃砲の取り締まりを軽視する警察の姿勢がはっきり現れている。

長崎県警は、猟銃等に関する認識がかなりいい加減だ。

ちなみに、この問題では関与した幹部は何のお咎めもなく事件はヤミに葬られた。

元来、警察には事件を検挙すると実績評価の対象になることもあって、行政警察の許可事務等の業務を軽視する傾向が強い。

そのうえ、ほとんどの警察署が全ての許可事務を1人の警察官に担当させていることから、書類上、欠格事由に該当しないとの書類が整ってさえいれば「許可OK」の判断をして、上司に書類を提出する。

警察署長以下もメクラ判を押して許可証が発行されることになる。

佐世保乱射事件のように1人で4丁もの猟銃等の許可されるのも、最初の1丁についてはある程度慎重に審査することもあるだろうが、既に許可して問題はないのだからと、特に、2丁目以下は形式的な審査を行っていた可能性が強い。

つまり「大丈夫だろう」という先入観が働き、機械的に許可した可能性があるのだ。

先の警察OBの話にもあったように、公安委員会の許可は、警察署の生活安全課の許可事務担当者の判断で事実上決まっているのが実態である。

公安委員会は勿論、署長等の幹部のチェックは、ほとんど働いてはいない。

公安委員会は、単なる許可名義人にすぎない。

交番勤務の警察官は、自分の「受持区」の居住者のなかに猟銃の所持者がいることは、自ら身辺調査を行い、本署からは許可をした旨の連絡があり、十分に知っているはずだ。

しかも、1年に1回以上は、「巡回連絡」で全世帯を訪問することになっている。

受持区をこまめに巡回しているなら、定職のない人間が、高価な猟銃等を買った、仕事もしないで遊んでいる人間がクレイ射撃をしている、といった情報を入手することは容易に出来る。

ちなみに、猟銃を手にするまでには、初心者講習、教習射撃、許可申請等に約6万円が必要だ。

猟銃(散弾銃)の値段は、15万~30万円とかなり高価だが、このほかにガンロッカー、装弾ロッカー

等で6万円ほどが必要だ。

実包は種類によって、1発30～120円だが、クレー射撃にも金がかかる。

射撃は、かなり金がかかるスポーツである。

射撃を趣味にしている住民は、そんなには多くはない。

行動に関する情報を入手するのは、そんなに難しくない。

栃木件宇都宮市の女性殺傷事件や佐世保乱射事件では、警察が猟銃許可を与えた人物が異常な行動をしているとの情報を知っていたのかかわらず、警察がそれに対応する行動を起こさなかったため、凶悪事件の発生を未然に防止することが出来なかった。

最近では、警察の末端に警察組織でアクションを起こすべき情報が入ってきても、それを情報として生かすだけのセンスが交番等の現場の警察官から失われている。

また、警察のどこかで情報伝達のパイプが詰まってしまい、しかるべき幹部に情報が報告されなくて止まってしまうケースも目立つ。

長崎市では、今年4月、統一地方選挙後半戦の真っ只中に、長崎市のJR長崎駅前伊藤一市長が暴力団幹部にけん銃で射殺される事件が起きた。

この事件に関して6月になり、長崎警察署の刑事が事件の2時間前に知人の男性から「暴力団幹部が伊藤市長の選挙事務所行くようだ」と通報を受けたことが明らかになった。

この情報は、刑事の上司には報告されたが、県警の調査では上層部には報告されなかったという。そのため、県警は捜査員を派遣するなど対応をしていなかった。

おそらく、警察庁は一連の許可猟銃による凶悪事件を受けて、銃刀法を改正して、欠格事由をより厳しいものにしようとする等の規制強化に乗り出すだろう。

しかし、交番等の警察末端の情報収集能力の喪失、情報の組織的活用能力の喪失といった警察内部の問題を解決しない限り、同じようなことが続くことは必至だ。



19. 12. 15(土) おかしいぞ！不祥事続きの北海道警察(その2)

警察の隠蔽体質と無責任体質

11月24日にも現職警察官が住宅手当をだまし取ったり、覚せい剤を使っていたという警察官の資質を疑う不祥事が続発していることを、このホームページで紹介した。

その直後に今度は、不祥事で停職6ヶ月の停職処分を受けていた警察官が、女性宅を30回も常習的に「のぞき見」をやっていたことが明らかになった。

北海道新聞の記事によれば、北海道警察の稚内警察署の男性巡査長(31歳)が、停職中にまたしても「のぞき事件」を起して11月28日に書類送検されるとともに、懲戒免職処分となったことが明らかになったとしている。

この巡査長は、ファイル交換ソフト「ウィニー」を使ったため、約500人分の捜査情報をインターネット上に流出させたとして今年7月に「停職6ヶ月」の懲戒処分を受けていた。

今回の「のぞき事件」は、この停職中に起こしたものであるが、この巡査長は「女性宅には、30回くらい行った」と供述しているらしい。

このほかに前回このホームページに掲載した“現職警察官が覚せい剤で逮捕”の巡査部長(35歳)が、常習的に覚せい剤を使っていたことが分かり懲戒免職処分になった。

この巡査部長は、道警の調べに対し「平成17年9月から、4~500回、出勤前や勤務後に覚せい剤を使っていた。最初は2日に1回だったが、札幌中央警察署に異動した今年4月からは毎日のように使った」と供述しているという。(12月8日北海道新聞)

「停職6ヶ月」の懲戒処分を受けた警察官が、なぜ、30回も女性宅を「のぞき見」したのだろうか。

その異常な行動は、単なる出来心で起きたものなのだろうか。

「市民の目フォーラム北海道」のホームページでも、この巡査長による ウィニーによる捜査情報流出 見せしめの懲戒免職か？(今年7月24日)の記事を掲載した。

そもそも「ウィニー」のファイル交換ソフトは、リスクの大きいソフトだと言われている。

当時、捜査情報が流出した際、北海道警察は、この巡査長がウィニーをインストールしていた理由として「音楽ソフトなどを入手するため」と発表しているが、果たして目的は音楽だけだったのか。

わいせつ画像を見るのが、目的ではなかったのか。

警察官だからといって、わいせつ画像に好奇心を持ったとしても一概に非難することはできない。

密かに見ている男性警察官は大勢いるはずだ。

不祥事の調査を行った北海道警察の監察官は、こんなことを知らなかったわけではあるまい。

しかし、わいせつ画像を見る趣味が、女性宅の「のぞき見」にエスカレートしたのなら問題だ。

この巡査長はウィニーによる捜査情報の流出が発覚する以前から、こうした「のぞき見」行為を行っていた可能性もある。

監察官室が知っていながら隠蔽したのだとしたら、「のぞき見」事件の共犯だろう。

知らなかったとしたら、監察官室の調査が極めて甘かったと非難されてもやむを得まい。

警察官の不祥事が発覚したときの監察官の理不尽ともいえる取調べや隠蔽工作の実態については、「市民の目フォーラム北海道」代表の原田宏二による「警察VS警察官」(講談社)でも詳しく述べられている。

この中で3人の警察官は、いずれも一度は自らの命を絶とうと考えるまで追い込まれている。

平成14年には、北海道警察本部の生活安全特別捜査隊の元警部が覚せい剤使用等で逮捕された際には、その上司だった警視が自殺している。

そのこともあって、この事件の真相はヤミに葬られた。

ウィニーによる捜査情報流出の際、この巡査長に対する監察官の取調べも厳しいものであったことは想像に難くない。

6ヶ月の停職といえば、懲戒処分のなかでも免職に次ぐ重い処分である。

停職期間中には給料も支給されない。

警察官としての将来は、事実上絶たれたのにも等しい。

本人は、厳しい取調べと「見せしめの懲戒処分」とも受け取れるような極めて重い懲戒処分に納得していたのだろうか。

当時の警察署長をはじめ上司は、本部長訓戒という極めて軽い処分しか受けていない。
ウィニーによる捜査情報流出の根本的な要因は、私物パソコンを公務に使わせていた点にある。
この巡査長には、それなのに何故自分だけがこんな重い処分を受けたのか、そうした不満があったとしても不思議ではない。

この巡査長の「のぞき見」は、停職処分を受けた1ヶ月後にも行われている。
懲戒処分後に、稚内警察署長以下の上司は、この巡査長にどんな指導をしていたのか。
稚内警察署長にとって、この巡査長は停職処分を受けても部下であることには変わりはない。
この巡査長の犯した行為を擁護するつもりはないが、本人の立場を考えると、こうした処分を受けると警察内部では孤立化し、相談する相手もない。

停職処分を受けても職務復帰するためには、処分中は謹慎して再起を期すように指導するのが幹部の仕事である。

通常は、こうした職員に対しては、より手厚い指導が行われるシステムがあるはずだ。
こうした幹部をはじめ周囲の冷たい視線と対応があったとしたら、この巡査長を「のぞき見」という、一般市民の日常生活に不安と恐怖を与え、およそ警察官としては考えられない行為に走らせてしまった可能性もある。

本人の責任はもとより、幹部の責任は重い。
しかし、この問題で署長以下の上司が、どんな処分を受けたのかは明らかにされていない。
道警本部の谷口茂樹監察官室長は「停職中の職員が重ねて不祥事を起したことは、極めて遺憾。職員の身上把握、指導を強化し、再発防止に努めたい」とコメントしている。(11月29日北海道新聞)
この巡査長に対し、もっと親身になった身上把握や指導が行われていたら、こうした異常な犯行は、防ぐことができたのではないかと思うと残念でならない。

警視庁の巡査長によるストーカー殺人事件でも殺害された女性との問題で、この巡査長は上司に相談をしている。

しかし、上司は適切なアドバイスをしなかった。
上司が適切なアドバイスをしていたら、あの事件も防ぐことが出来たかもしれない。
同じようなことが全国の警察で行われている。

これでは、警察官の不祥事はなくなる。

“現職警察官が覚せい剤事件”は、巡査部長による長期間にわたる覚せい剤使用の事実が明らかになった。

北海道新聞によると、この巡査部長は「覚せい剤を札幌中央警察署のロッカーや警察学校に持ち込んだことがある」と話しているが、巡査部長の周囲では、腕の注射痕は目立たず、言動には異常はなかったという。

この巡査部長は、平成15年4月から札幌東警察署の生活安全課で覚せい剤の捜査に従事していた。そして平成17年9月から覚せい剤を使用したという。

つまり、覚せい剤捜査のプロが覚せい剤の中毒者になったのだ。

北海道警察で長年にわたって覚せい剤事件の捜査に従事し、その道のベテランで通っている現職警察官は、覚せい剤常習者に特有な行動について次のように説明した。

使用を始めたばかりのときには、腕でもまくって注射痕を発見できなければ、健常者と見分けがつかありません。

しかし使用の頻度が多くなれば、周囲の者は、それなりの「おかしい」ということに気づくはずです。

ましてや、2年にわたって400～500回という常習的な使用では、絶対に兆候は出てきます。

共通して言えることは、気分の「ハイ」アンド「ロー」と食欲の減退でしょうか。

覚せい剤が効いている時は、多弁・活発・多動的です。

また、食事をほとんどしませんから、痩せ細って来ます。

覚せい剤の使用がエスカレートすれば、薬理作用で眠気を感じませんから、覚せい剤が効いている者の目は、異常なまでにキラキラして来ます。

逆に覚せい剤が切れてくると、暗く・無口・グズグズでしょうか。

眠気に襲われ、いらいらするなどの表情を見せます。

端的に言えば、「喜怒哀楽」の激しい状態が必ずあります。

常習性が進むと典型的なのは、疑い深くなり、あるいは被害妄想の状態を示します。

妻が浮気をしている、天井に虫が這っている、天井裏に人がいる、盗聴器が仕掛けられているなど、

いわゆる幻覚・幻視・幻聴が認められます。

こうなれば、奥さんに対する殴る蹴るの暴行や天井や壁を棒で突いて家中は穴だらけです。

こうした変化を同じ職場、それも覚せい剤を専門に担当する「生活安全二係」のプロが見逃す訳がありません。

絶対に「あれっ」「変だぞ」「もしかしたら・・・」という問題兆候はあったはずですよ。

覚せい剤の取り締まりのプロであるはずの上司が、この巡査部長の言動の異常さに気がつかなかったとしたら問題だろう。

この巡査部長は、今年9月から体調を崩して入院していたという。

上司は、覚せい剤を使用していることを知っていて隠蔽しようとしたのではないかと疑いたくなるのは、筆者だけではあるまい。

ほかにも問題がある。

この巡査部長は、今年4月に巡査部長に昇任して、札幌中央警察署の駅前交番勤務となった。

北海道警察は、覚せい剤中毒を見破ることが出来ずに巡査部長に昇任させたことになる。

しかも、この巡査部長は覚せい剤を買うために消費者金融から多額の借金をしていたという。

監察官室長が、不祥事記者会見でよく「職員の身上把握」を口にする。

しかし、当時の札幌東警察署長は、この覚せい剤常習者の巡査部長に関し、何も把握していなかったことになる。

札幌中央警察署の駅前交番では、覚せい剤中毒の制服警察官がけん銃を持って市民の前でそしらぬ顔で勤務していたのだ。

これは、恐ろしいことだ。

覚せい剤常習者による凶悪事件は数多い。

先頃、警視庁の巡査長が、制服で交番勤務中にけん銃で女性を射殺した事件があったことを考えると、ぞっとするばかりだ。

警察官の不祥事が何時になっても続く最大の理由は、警察の隠蔽体質だ。

警察官の不祥事は、メディアに報道されてはじめて不祥事になる。

監察官室は不祥事を隠蔽し、発覚したときは出来るだけ組織への影響を最小限に止めようとする。

監察官室の不祥事の調査は、警察の組織防衛のために行われる。

不祥事の背景にある組織上の問題や管理・監督上の問題を不問にして、出来るだけ警察官個人の問題にして片づけようとする。

メディアに発覚しなければ、密かに依願退職させ、退職金を支給し、再就職先を斡旋し、組織の管理下におきながら口封じをするのが、組織防衛の常套手段だ。

現職警察官の覚せい剤事件を隠蔽した有名な事件がある。

平成11年10月に発覚した神奈川県警外事課の警部補の覚せい剤使事件を、神奈川県警本部長以下の上層部がもみ消した事件だ。

この事件では、警察本部長が監察官等に事件の隠蔽を指示したとして、本部長以下5人が起訴され有罪判決を受けた。

北海道警察の生活安全部生活安全特別捜査隊の元警部が、覚せい剤の使用等で逮捕された事件があった。

元警部は、所持していた約100グラムの覚せい剤は、当時所属していた銃器対策課がけん銃の摘発を目的に行った“泳がせ捜査”のため、香港から密輸させた覚せい剤130キロ(末端価格25億円)の一部だと述べた。

しかし、元警部が所持していた覚せい剤の入手先はヤミに葬られ、北海道警察は、元警部の話は事実無根だとした。

警察官の不祥事があっても、部内の署長会議等でも不祥事の真相が明らかにされず、管理・監督上の問題が検討されることもない。

従って、署長等の幹部が不祥事に関する情報を共有し、他山の石とすることが出来ない。

署長会議で警察本部長が指示するのは、代わり映えのしない「管理・監督の強化」という現場に対する締め付けだけである。

警視庁の巡查長によるストーカー殺人に懲りた警視庁は交番のお巡りさんに「GPS付の携帯電話」

を持たせて、その行動を監視するという。

「志布志事件」の無罪判決に懲りた警察庁は、現場の取調官による取調べの様子を監視するために取調室に「のぞき窓」設けるといふ。

管理・監督を強化しても、警察官の不祥事はなくなる。

平成12年7月に警察刷新会議が提言した「警察刷新のための緊急提言」に基づく警察庁の施策は、何の効果も挙げてはいない。

警察の隠蔽体質は、いまだに変わってはいない。

警察が、まずやらなければならないのは、隠蔽体質を変えることである。

もう一つの要因は、幹部の無責任体質である。

札幌中央警察署の署長は、部下の覚せい剤事件で、本部長訓戒という軽い処分を受けただけであった。

元札幌東警察署長は、今年3月に退職していたこともあり何の責任も負わなかった。

今回も道警本部の谷口茂樹監察官室長は「さらに職員に対する職務倫理教養などの徹底を期したい」とお定まりのコメントをしているが、現職警察官の「のぞき見」といい、「覚せい剤使用」といい、単なる職務倫理教養の問題ではあるまい。

明らかに幹部の管理・監督上の問題がある。

部下が、のぞき見したり、覚せい剤の常習者であったなど、警察官として重大な犯罪を犯して懲戒免職になっても、署長等の所属長はごく軽い訓戒処分に終わる。

訓戒処分は、公務員法上の懲戒処分ではなく、何も処分されなかったに等しい。

退職した所属長に至っては、何のお咎めもない。

退職金の返還を求められる訳でもない。

部下が懲戒免職になっても署長等の組織の最高責任者は、事実上、何の処分も受けないのが警察の普通のやり方になっている。

警察幹部の責任というのは、そんなに軽いものなのか。

階級章の星の数が多いほど、地位が高いほど責任は重いはずだ。

それは、退職してからも同じだ。しかし、実際はその逆だ。処分は上に軽く、下に重い。

こんなことでは「ノブレス・オブリージュ」(高い地位には義務がともなう)の考えに基づく、使命感の自覚など生まれるはずがない。

それどころか、キャリア官僚は、責任を取らないことの代名詞になっているのが現実だ。

警視總監は、ストーカー殺人事件で懲戒処分では最も軽い「戒告」処分でお茶を濁し、立川警察署長は減給100分の10、3ヶ月の処分を受け退職した。

部下が公務中に殺人を犯してもこの程度の処分である。鯛は、頭から腐る。

こうしたキャリア官僚をはじめ上級幹部の無責任性こそが、警察官の不祥事が続くもう一つの原因である。

所属長以上の幹部については、所属の部下が犯罪行為などにより懲戒免職処分を受けた場合には、管理・監督上の責任を厳しく追及し、幹部としての職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったと見なし、最低でも停職又は減給以上の懲戒処分を科すなど厳しい処分が必要だ。

退職した所属長も同様だ。

退職時に部下だった警察官が、犯罪行為などにより懲戒免職処分を受けたときは、退職後であっても、1年以下を限度に受け取る年金額の5分の1以下の限度で、相当する額を退職金から返還させる必要がある。

上級幹部の責任を明確にすることによって、はじめて警察官の不祥事を減らすことが出来る。



19. 12. 8(土) 埼玉県警元さいたま市警察部長(警視正)

元警察学校長等を業務上横領で告発



12月6日 さいたま県警の元幹部でさいたま市警察部長(警視正)まで務めた警察OBの田中三郎氏(60歳)が、埼玉県県政記者クラブで記者会見を行って、元埼玉県警察学校長等を業務上横領の疑いでさいたま地検に告発したことを明らかにした(写真中央:田中三郎氏)。

記者会見には、「明るい警察を実現する全国ネットワーク」の代表で田中氏の代理人である清水勉弁護士(写真右側)と同ネットワークの会員で「市民の目フォーラム北海道」代表の原田宏二(写真左側)が同席した。

埼玉県警察学校の学生と教職員の任意団体「校友会」が、構内の売店業者から売上金の3%を「助成金」名目で上納させていたが、告発状によると田中氏の前任だった平成16年当時の校長(警視正

既に退職)は、庶務・厚生担当事務官(警部級)に「助成金は、当時の副校長(警視)に渡すよう」に指示し、平成16年4月から12月までの間の「助成金」計約125万円を「校友会」の出納帳に記載せず、当時の校長や副校長ら3人が着服したとしている([告発状はPDF参照](#))。

田中三郎氏は、昭和42年埼玉県警警察官(巡査)となり、32歳で警部に昇任、警察庁に出向、平成2年には警視に昇任して、警察本部の監察官、課長、警察署長等を歴任、平成15年警視正に昇任して、九州管区警察局に出向、埼玉県警察学校長、さいたま市警察部長兼第一方面本部長を歴任し、平成19年9月警視長で退職した。

田中氏の経歴をみると、警察官としては極めて順調に出世しており、階級社会の警察にあって、地方幹部(地元出身の幹部の意味、「じかた」としては最高の地位にまで昇りつめている。

その田中氏が何故、かつての同僚や部下を相手取って刑事告発までしたのか。

田中氏は、告発に至った動機について、次のように語っている。

埼玉県警上級幹部として、平成11年ころから全国に先駆けて、警察の不正経理の根絶に取り組んできたとの自負もあり、平成12年の警察刷新会議の「警察刷新に関する緊急提言」が示された警察改革には、真剣に取り組まなければならないと考えていた。

そのためには、まず上級幹部自らが意識を改革し、同じ過ちは二度と犯さない、犯させないという強い意志を持たなければならないと考えていた。

しかし、警察学校長に着任して、犯罪を取り締まる警察官のイロハを教えるところである警察学校に不正経理があることを知り愕然とするとともに、警察幹部として求められるルールに従って、警察本部長(警視監～キャリア)、警務部長(警視長～キャリア)等の県警上層部に報告したが、ことごとく無視され、改めて警察の自浄能力の無さと隠蔽体質を知らされる。

田中氏は、こうした県警上層部の態度は、警察改革に逆行するものであると考えた。

そして、警察が自浄機能を発揮することが無理ならば、本件事案の真相を明らかにする唯一の手段は司直の手にゆだねる以外にないとの結論に達し、平成20年の定年退職を待たず、職を退いた上で告発をすることにした。

以下、田中氏の説明や当時の新聞報道からその経緯を追ってみよう。

1 使途不明金を知った経緯について

警察学校では、平成 17 年 3 月 22 日付けの人事異動で、校長、副校長のほか、新設された庶務・厚生担当調査官（警視級）が新たに配置となり、庶務・厚生担当課長補佐（警部級）も交代となったことから、引継ぎ書類の点検や所掌業務の把握の過程で、使途不明金の存在が判明した。

また、田中氏と前校長（元警視正、既に退職、被告発人）との事務引継ぎが警察学校校長室で行われた際、校内の売店から「助成金」を受け取っていることを知り、国家公務員倫理法で利害関係者からの金銭等の授受が禁止されていることもあり、田中氏は警察学校内で売店を営む業者から金銭の提供を受けることがあってはならないと判断し、早急に是正することを決意し、即刻、売店業者からの「助成金」の提供を辞退したという。

2 田中氏が講じた措置等

田中氏の説明によれば、当時、警察学校長として、次のような措置を講じたという。

- (1) 校友会の収入金については、前記の使途不明金を除き、いずれも校友会収入として金銭出納帳に記載され、いずれも支出の経緯及び領収書等の証拠書類が保管されていることなどから、単に帳簿記載上の単純ミスではなく、上級幹部がかかわる非違事案に発展する疑いが認められた。
- (2) 本件事実を認知した後の平成 17 年 3 月下旬に、学校長から非違事案を調査する首席監察官（警視正）に電話速報するとともに、副校長等が同年 7 月末までに、少なくとも 4 回にわたり、関係書類を本部に持参して事実関係を報告したほか、学校長自らが警察本部長、警務部長ほか関係部課長に口頭報告を行い、事実関係の調査を依頼した。

しかし、その後においても、本部の対応が不明であったことから、平成 17 年 9 月 26 日、首席監察官に調査状況を確認したところ「上司の指示でそのままにしてある」との回答があったため、このままでは、後々県警の対応について非難を受けるおそれが懸念されたことから、再度、県警として適切な措置をとるように要求した。

その過程で「これを調査したら北海道警のようになってしまいが、それでもいいのか」と詰め寄ら

れる場面があったという。

さらに、平成 17 年 10 月 25 日に、8 月 12 日付けで交替した新警察本部長に対して事案の概要を報告したが、その後においても本部の調査の進捗状況は不明のまま推移した。

(3) 平成 17 年 12 月末に、一部マスコミからの取材があった際には、本部の指示により「適正に執行されており問題はない」との回答に終始していたが、使途不明金の使途が確認できないまま「問題がない」という回答を続けることには疑問があり、本部の調査内容を提供するように警務部長に要望したところ、「今後の対応は本部がやるから、学校は対応の必要はない」との指示があった。こうした本部の対応は学校長として納得できるものではなく、必要な情報提供もないまま、平成 18 年 3 月 17 日に人事異動の内示があったことから、残された道は、県警を管理する県公安委員会に報告して、警察法第 43 条の 2 第 1 項に基づく個別又は具体的な指示をお願いする以外にないと考え、警察本部長の承認も得ないまま、平成 18 年 3 月 22 日に委員長以下 4 人の公安委員に対して、本件事案の報告を行った。その後、どこから情報が漏れたのか不明だが、平成 18 年 4 月 4 日に一部のマスコミ報道がなされた。

3 マスコミ報道(要約)

(1) 埼玉県警「警察学校が上納金要求」

埼玉県警察学校が、校内の売店業者から「助成金」名目で平成 16 年度までの 8 年間で総額 5 百数十万円を受け取っていた。

田中三郎前校長は「業者から受け取るのはよくないと思い、辞退した」と説明。県警の牛嶋正人警務部長は「(現金提供は)校友会への善意の寄付と考えている。～中略～任意団体である校友会の会計を審査する権限は県警にはない、としている(平成 18 年 4 月 4 日 読売新聞)。

(2) 幹部の机に 125 万円 異動時に領収書廃棄

当時の学校幹部は「幹部同士が相談し、(平成 16 年度から校友会の)口座入金と出納帳への記載をやめた」とし、うち 1 人は現金を「机のなかで保管していた」とずさんな管理を認めた。

幹部は「システムを変えただけで、やりやすいようにした」などと説明。

領収書を破棄したことについて「県から支出された金ならきちんとしなければならないが、善意の寄付については保存する考えに至らなかった」と釈明。

使途については「(学生の)寮内の備品や臨時講師との飲食代に使った。私的な流用や不必要な飲み代に使ったことはない」としている(平成18年4月4日 読売新聞)。

(3) 「情報入手後も調査せず」監査事務局

事務局は、この問題が報道された今日4日になって、県警に対し内部調査したうえで早急に報告するように指導した。～中略～県監査委員事務局が先月下旬に情報を知りながら、調査に乗り出していなかったことが6日わかった。事務局によると、問題を指摘する匿名の文書が3月中旬ころから出回り、事務局も詳細な内容を把握していたという。

事務局は「今年8月に予定されている定期監査で調査すればよいと判断した」と釈明。

事務局幹部は「警察は知事部局とは風土・風習が違う。勝手に内部に手を入れるわけにはいかない」と弱腰の姿勢をみせた(平成18年4月7日 東京新聞)。

(4) 「監査根拠、明示せず」妥当性、疑問視も

監査委員は、(6月)29日、監査では最も重い「指摘」を含む監査結果を県議会に報告した。県警は同日、“上納金”を使った際の領収書を破棄するなどしていた平成16年度の副校長(56歳)を、「不適正な会計処置を市、県警の事務の在り方に誤解を招いた」として、本部長注意処分にした。～中略～監査委員は今回の監査結果の根拠について、県議会への報告に明示しなかった。県警に対する監査結果は、処分理由が不透明なまま行われたことになり、その妥当性について論議を呼びそうだ。

当時の副校長のみを対象に、しかも(懲戒処分ではない)「本部長注意」という戒告などに比べて軽い処分にした理由について、県警は「県監査委員から違法、不相当ではない」という説明を受けたから(県警幹部)と説明している(平成18年6月30日 読売新聞)。

(5) 「知事、県警処分に疑義」

上田知事は11日、県警の処分について、「監査結果の文書以外でのやり取りに基づいて決めるのはおかしい」との認識を示した。「県警が、『違法、不当でない』と県監査委事務局長から説明を受けた」ことを処分の根拠としたことに、異を唱えたものだ。知事は、読売新聞の取材に対し、「監査結果は『限りなく違法、不当に近い』と聞いている。違法不当でないから、軽く受け止められては困る」と語った(平成18年7月12日読売新聞)。

4 進まない警察幹部の意識改革

平成11年、全国各地で相次いだ警察不祥事を受け、平成12年7月に民間有識者による「警察刷新会議」が「警察刷新に関する緊急提言」を国家公安委員会に提言した。

しかしながら、平成16年以降、北海道警察をはじめ、全国各地の県警で裏金疑惑が発覚した。

北海道監査委員は、北海道警察の全ての部局で長年にわたり組織的に、管理、監督の立場にある者の指示、命令により虚偽の会計書類を作成させ、不正な方法で(予算が)執行されていたと指摘し、北海道警察は9億6,000万円を国と北海道に返還した。

高知県監査委員も平成12年から16年度までの高知県警警察本部と高知警察署で執行された捜査費についての特別監査で、執行された一般捜査費2,521件、約3,528万円、捜査諸雑費11,261件、約1,618万円のうち「支出の実態がない」、「支出が不適正」、「支出が不自然」とされたものが、一般捜査費で全体の40.9%約1,443万円、捜査諸雑費で全体の21.6%約348万円にのぼったことが明らかになっている。

今年になっても、宮崎県庁の裏金疑惑が発覚、その中で宮崎県警の3つの警察署で物品購入に絡む裏金づくりが発覚している。

このように警察の予算執行に絡む不祥事は、依然としてあとを絶たない。

このことは、長年にわたり、警察組織に染みこんだ裏金システムを一朝一夕にして解消することが、いかに困難であることを物語っている。

田中氏も埼玉県警に裏金システムが存在したことを率直に認めながら、埼玉県警の実情について次のように話している。

埼玉県警では、平成11年以前から、捜査費等の支出方法について、それまでのいわゆる裏金といわれる管理方法等の見直しを始め、平成12年度の予算からは、表裏の収支ともに、会計監査に耐えうる方法に改めたことから、所属長等の幹部の裁量で支出できるいわゆる運用金(裏金)が無くなってしまい、幹部の意識改革が要求された。

しかし、第一線(警察署等のこと)では、警察関係団体に働きかけ、新たな(裏金の)財源探しに奔走する幹部もいたが、その都度、本部から規制されていた。

こうしたなかで、警察学校では元々(裏金の原資になった)捜査費等がなく、警察関係の外郭団体も

なかったことから、本部のチェックも十分機能せず、第一線とは異なった文化が育つ土壌が温存していたのではないかと思う。

使途不明金の使途について、副校長は「(学生の)寮内の備品や臨時講師との飲食代に使った。私的な流用や不必要な飲み代に使ったことはない」としている(平成18年4月4日 読売新聞)が、その点については、徹底した内部調査を行ったが、それらしい支出は確認されず、使途不明金の返済が行われた事実もないことを確認している。

警察庁の漆間巖・前長官(62)は、平成19年8月16日、退任会見を行い、道警などの不正経理問題について「これ以上は問題にならないようになった」と、ほぼけじめがついたとの見方を示した。

そして、治安を預かる中央官庁のトップとして「積極的に問題提起し、やるだけのことはやった」と総括。

不正経理問題については「昔ながらのやり方ではだめだと思い、正す点は正し、返すものは返し、処分すべきものは処分する方針で対応してきた」と強調した(平成19年8月17日 北海道新聞)。

確かに、田中氏が告発した警察学校の「助成金」は公金ではないが、これまで発覚した警察の裏金疑惑の延長線上にある疑惑であることは間違いない。

そうした、疑惑が発覚したときの警察本部のキャリア官僚である警察本部長をはじめ県警上層部の対応は、一連の警察の裏金疑惑が発覚したときの対応とは何も変わってはいない。

警察の隠蔽体質そのものである。

警察を管理すべき公安委員会も何も機能しなかった。

そして、何よりも幹部の意識改革も進んでいないことも明らかになった。

田中氏の告発対象は3人の県警幹部ではあるが、真の告発対象になっているのは、埼玉県警の組織そのものであることを見落としてはならない。

最後に、北海道警察の裏金疑惑では、北海道議会は7回にわたり百条委員会の設置を否決し追及の幕を閉じた。

そして、一連に裏金疑惑で札幌地検に業務上横領等の疑いで告発された7人の北海道警察の上層部の幹部は、いずれも不起訴処分となった。

高知県警の捜査費の裏金疑惑で、市民オンブズマンに詐欺等の疑いで高知地検に告発された県警

捜査一課長と同課員ら11人も嫌疑不十分で不起訴処分になった。

警察の裏金疑惑で司直の裁きを受けた警察幹部は誰もいない。

田中氏の告発を受けたさいたま地検が、どんな捜査をするのか注目したい。



19. 12. 2(日) 取調室に「のぞき窓」? 警察庁が可視化に反対する本当の理由

日本弁護士連合会(以下日弁連)が、「取調べの可視化」についての意見書を出したのは、平成15年7月14日のことである。

日弁連の意見書は、裁判員制度の導入と同時に、被疑者取調べの全過程をテープ録音ないしビデオ録画する制度を確立されるべきだ、とする趣旨である。(PDF参照)

これに対し警察・検察側は、取調べが録音・録画されると被疑者が真相を話したからなくなるので、取調べの可視化は、事件の真相解明の妨げになる等の理由を挙げて反対をしてきた。

ところが、ここにきて志布志事件や氷見事件の無罪判決で、警察の自白強要の違法捜査が明るみに出た。国民の警察捜査に対する不信は一層高まり、ねじれ現象の国会では、民主党が取調べの可視化のための刑事訴訟法の改正を提案する構えを見せている。

こうした動きに危機感を抱いた検察庁は、一部試行していた取調べ過程の録画を来年度から全国の地検で実施する方針を決めた。

しかし、志布志事件や氷見事件で警察の違法な取調べが明らかになったように、警察における取調べで被疑者が自白するまでの経過にこそ問題があるのだ。

検察官の取調べの録画には何の意味もない。問題は、警察の取調べの可視化なのだ。

その警察は可視化にあくまでも反対で、警察庁は年内にも取調べの監視・監督強化などの指針を策定し、来年度にも捜査部門を監督する新たな組織を作るなどして全国の警察に取調べの適正化対策

を徹底させるという。

更には、最近になり吉村博人警察長官が、取調室にのぞき窓を設けたり、取調べの様子を外部で聴けるようにマイク設備の設置を検討していることを明らかにした。

この点については後で詳しく述べるが、これはあくまでも取調べの可視化を阻止するための警察庁の外部向けのポーズに過ぎない。

警察庁は、取調べの可視化問題の動きに関して、平成16年に全国各地で発覚した警察の裏金疑惑以上の危機感を抱いているはずだ。

万が一、刑事訴訟法が改正され、取調べの可視化が導入されると大変なことになる。

警察庁はそんな強い危機感を持っている。おそらく死にもの狂いで反対するであろう。

確かに、志布志事件や氷見事件では、警察の取調べ段階で違法な取調べが行われた。

このほかにも、取調べ中に警察官が暴行を加えたり、暴言を吐いたなどと裁判で警察の違法捜査が指摘された事例は多い。

警察はそのたびに、それは個別事件に関する判決であり、捜査現場の問題であるなどとして、警察捜査全体の問題ではないと押し通してきた。

仮に警察の取調べが可視化されたときは、重要事件の解決が難しくなることは確かだ。

平成19年9月、北海道蘭越町の土捨て場で、札幌市の無職女性(37歳)が殺害され、長女(7歳)が重傷を負った事件で、倶知安(くつちゃん)警察署の捜査本部が、被害者の女性と出会い系サイトで知り合い、被害者が行方不明になった前日にも会っていたとされる男性(35歳)を数回にわたり任意で取調べたが、男性は事件への関与を否定したという。

ところが、数日間続いたこの男性の任意取り調べの段階で弁護士が入った。

そのためもあったのか、捜査本部は連日続いた任意の取調べを打ち切った。

捜査本部には、これ以上無理はできないという判断が働いていたであろうことは想像に難くない。

今後は、確実に否認事件が増えてくる可能性が強い。

だからといって、警察が志布志事件や氷見事件を反省し、本気で取調べの適正化を考えてはいるわけではない。

警察が取調べの可視化に反対するには、もっと別の理由がある。

それを明らかにするためには、警察捜査のなかで「取調べ」がどんな位置づけにあるかを知る必要がある。

ここに平成19年度版の警察白書がある。

検挙率は、警察の捜査力、つまり警察が発生した刑事事件をどのくらい解決できるか、を示す1つのバロメーターとして使われることが多い。

警察庁は、平成13年には19.8%にまで落ち込んだ刑法犯の検挙率が、平成14年以降上昇に転じ、平成18年中の刑法犯の検挙率が31.2%まで回復した、としている。

当時の漆間巖警察庁長官は、官民あげての治安対策の成果だと自画自賛している。

警察の検挙率の算出方法自体に様々な問題はあるのだが、それはさておいて、この検挙率なる数字の中味をみてみよう。

警察では検挙(逮捕)した事件を本件、その被疑者が自白したほかの事件を余罪と呼んでいる。

平成18年中の刑法犯の検挙件数は640,657件、検挙人員384,250人である。

見て分かるとおり検挙件数は、検挙人員よりも多い。

つまり、検挙件数には検挙(逮捕)した被疑者が自白した余罪が含まれているのだ。

検挙件数うちの余罪が占める割合(余罪占率)が40%を占めているのだ。

ついでに、国民の最も身近で起きる犯罪である窃盗犯についてみてみよう。

平成18年中の検挙率27.1% 検挙件数416,281件 検挙人員187,654人 余罪占率55%である。

空き巣等の侵入盗は、検挙率49.1% 検挙件数100,824件 検挙人員12,434人 余罪占率88%である。

この侵入盗の検挙率は、一見して49.1%と高い検挙率となっている。

しかし、余罪占率は88%と約9割近くを占めている。北海道警察についてもみてみよう。

刑法犯の余罪占率41% 重要窃盗で余罪占率81%である。

このように警察の検挙率は、余罪によって支えられていることが分かる。

その余罪は、後で述べる「代用刑事施設」に被疑者を長期間勾留して、その間の取調べにより被疑者を自白させて割り出されるのである。

これらの余罪の取調べに、任意性に疑問のあるものがないとは限らない。

可視化が警察の取調べに全面的に導入されたときは、この取調べによる余罪の割り出しの件数は、大幅に減少することは目に見えている。

それは、即、検挙率の大幅ダウンとなって現れる。

警察庁が、取調べの可視化に反対する本当の理由はここにある。

もう1つ理由がある。

この余罪の割り出しと密接な関係にあるのが、「代用刑事施設」の存在である。

刑事訴訟法のうえでは、警察が逮捕した被疑者を48時間以内に書類及び証拠物とともに検察官に送致することになっている。

これだけだと警察が逮捕した被疑者を取調べることができる時間は、48時間だと思いがちだ。

これでは、余罪の割り出しのための取調べなどは不可能である。

ところが実際は、警察の留置場に逮捕・勾留した被疑者を最大23日間留め置くことが可能なのである。

逮捕・勾留を繰り返すとさらに長期間の勾留が可能になる。

それは、代用刑事施設(旧代用監獄)制度があるからだ。

刑事訴訟法では、勾留は刑事施設において行うこととされている。

刑事施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所のことだ。

このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し処遇を行う施設であり、拘置所は主として刑事裁判で刑が確定していない未決拘禁者を収容する施設である。

平成18年6月に成立した「刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律の一部を改正する法律(以下、未決拘禁法という)」では、逮捕・勾留者を刑事施設に収容することに代えて警察の留置施設に収容することができることになっている。これが「代用刑事施設」である。

逮捕・勾留された被疑者・被告人と弁護人との接見をめぐるのは、警察による接見の制限がしばしば問題となっている。

志布志事件では、取調官が弁護人との接見内容を詳しく聞き出していたことが問題になった。

これは明らかに捜査側による被疑者の防御権の侵害に当たる。

それまでも被疑者を警察の留置場に勾留したうえで取調べを行う旧代用監獄制については「冤罪の温床」との批判があり、それが「市民的及び政治的権利に関する国際条約」が要請する「捜査と拘禁の分離」に反するのではないかと争われてきた。

ちなみに、欧米諸国では逮捕・勾留期間は原則2～3日、勾留場所は警察とは関係のない拘置所となっている。

「未決拘禁法」の審議の際、政府の未決拘禁者の処遇に関する有識者会議は、「警察が、治安維持に責任を負い、第一次捜査権を有し、検察官へ身柄を送致した後も被疑者の取調べを行う責務を有し、かつ、短時間に制限されている身柄拘束期間内に、ち密な捜査を遂げ、検察官において、それに裏付けられた起訴、不起訴の厳格な選別を行うという我が国独特の刑事司法制度を前提とし、その捜査を迅速・適正に遂行する上で(代用刑事施設は)重要な機能を果たしている」としたうえで、「昭和55年以降、警察の捜査部門と留置部門を組織上及び運営上明確に分離することにより、被疑者の処遇の適正化を図る制度的な保障が為されるに至った」と「代用刑事施設の存続」を提案し、被疑者の長期間の身柄拘束を警察の捜査が利用する悪名高い「代用刑事施設」問題の解決が先送りされた経緯がある。

新法成立あたって、衆参両院の法務委員会の附帯決議において、代用監獄に收容する例を漸減することの実現に向けて、関係当局は更なる努力を怠らないこととされた。

この附帯決議が、どのくらい実行されているかは明らかではない。

しかし、依然として警察庁が発表する統計で、警察の捜査が余罪の割り出しに大きく依存している現状では、旧態依然として、逮捕・勾留された被疑者が警察の留置場に長期間收容されているであろうことは想像に難くない。

確かに、昭和55年に警察は留置場を管理する部署として、警察本部総務部等の管理部門に留置管理課を設け、捜査部門と分離する措置をとった。

これは被疑者の管理が捜査優先になる弊害をなくそうとする趣旨であったが、代用刑事施設のある警察署では署長が捜査の責任者であり、留置場の管理責任者も署長である。

警察が治安維持に責任を負い、第一次捜査権を有している以上、留置人の処遇より捜査の指揮が優先するのは当然である。

形の上では、留置管理部門と捜査部門とを分離しても実態は一体であり、留置人(被疑者)の処遇

よりも捜査が優先するのである。

その実例は、志布志事件の違法捜査が示している。

取調べの可視化問題は、警察にとっては「代用刑事施設不要論」が再浮上するおそれのある問題でもあるのだ。

さて、警察庁が主張する可視化を避けるための対策の内容をみてみよう。

平成19年11月1日、国家公安委員会は警察庁に取調べの適正化を求めることを決めた。

警察庁は年内にも取調べの監視・監督強化などの指針を策定し、来年度にも捜査部門を監視・監督する新たな組織を作るなどして全国の警察に適正化対策を徹底させるという。

更には、取調室にのぞき窓を設けたり、マイクで取調べの様子を外部で聴けるようにするという。

これは、可視化には反対する警察庁が、何とかこれを阻止するための外部向けポーズだろうが、警察組織には自浄能力は無いことは、まやかしの内部調査で裏金づくりの実態を隠蔽し、監察の強化を打ち出してお茶を濁した裏金疑惑の対応をみれば明白だ。

警察官のストーカー殺人に懲りた警視庁が、交番の警察官にGPS機能付きの携帯電話を持たせてその行動を監視するというバカげた再発防止策をとるという。

何か問題が発生すると監視・監督の強化を持ち出すのは警察庁のお家芸だが、取調べの監視・監督強化の業務は警務等の管理部門が現業の捜査部門を監督させる方針のようだ。

おそらく、職員の非行調査等を行う監察課(室)が担当することになるだろう。

警察内部、特に現場の警察官には、監察に対するアレルギーがある。

それは、職員の非行調査に当たって、自殺者が出るなど、監察官がかなり強引な取調べを行ってきた事実があるからだ。

身内の取調べでは人権無視の取調べをやる監察が、捜査現場の取調べの適否を云々する資格あるのか、といった批判だ。

また、事実上警察本部の監察課(室)が決める懲戒処分が上層部に軽く、現場には厳しくといういわゆる「とかげの尻尾切り」に終始していることに対する批判もある。

取調べの監視・監督強化が現場の警察官にどう受け止められるのか、そんなことが果たして実効性があるのか。

具体的には、容疑者や弁護人からの(取調べ状況の)聞き取り、留置場からの出入り時間のチェック、取調室の巡回等があげられている。

取調べは、取調官の人間性と経験がものいう。

単なる技術ではない。何をもち「適正な取調べ」というのか。

その具体的な基準を現場の警察官に示すことができるのか、という疑問が生じる。

捜査官は、警察部内でも捜査状況が関係のない人間に漏れることを嫌う。

警察の犯罪捜査の基本を示す犯罪規範にも秘密を厳守することが定められている。

監察課(室)等の幹部に取調官が、取調べ状況を話していいのか。

捜査の現場からは、捜査への介入との批判が出ることは必至だ。

ましてや、取り調べ状況をのぞき窓で監視されたり、別室で密かに聴かれているとなったら、まともな取調べなどをやる取調官などはいなくなる。

警察庁の取調べの可視化への対応策として打ち出された取調べの監視・監督強化策は、「代用刑事施設」の管理を管理部門である総務部等に分離したのと同じで、外部向けのポーズ、単なるその場しのぎのまやかさに過ぎない。

そんなことよりも、自白最優先捜査観の排除、適正な捜査指揮の徹底、検挙率重視主義の排除等々、我が国独特の刑事司法制度から生じている数々の問題について、抜本的な改革に早急に取り組むべきだ。



19. 11. 24(土) おかしいぞ、不祥事続きの北海道警察

北海道警察(以下道警)は、昨年1年間に懲戒処分を受けた警察官と警察職員が都道府県別では、全国で2番目に多いという不名誉な記録を残した。不祥事が明るみに出るたびに監察官室長が記者

会見で陳謝し再発防止を誓ってきた。そんな姿も何か白々しい。

しかし、このところ3週間足らずのうちに道警OBや現職警察官による不祥事が3件も連続して明らかになった。最近では、全国各地で警察官による犯罪が続発し、現職警察官が郵便局強盗を働いたり、制服警察官がけん銃で女性を射殺するなど、警察官の凶悪犯罪も目立っている。警察官は正義の味方などという神話は崩壊しつつあるように見える。国民も警察官の不祥事があっても、またかと思うくらいで驚かなくなってしまった。どうして、こうも警察官の不祥事、というより犯罪が起きるのか、どこに原因があるのかを探ってみたい。

警察官がけん銃実弾を盗んだ？

10月29日、弟子屈(てしかが)警察署と道警釧路方面本部捜査課が、銃刀法違反(実弾所持)の疑いで、弟子屈町居住の元道警巡查部長(60歳)を逮捕した。容疑は自宅でけん銃の実弾31発を所持していたというものだ。この容疑者は、道警函館方面の警察署の地域課巡查部長だった平成10年1月に道警を退職している。所持していたとされるのは86年製造の38口径用の実弾で、薬莢の刻印が警察のものと一致したという。警察官個々人には、けん銃1丁と実弾5発が貸与されている。この貸与されている実弾の弾頭は真鍮である。一方、射撃場で射撃訓練をする訓練実弾は弾頭が鉛である。

警察官が貸与されたけん銃と実弾は警察署等の保管庫に厳重に保管されている。警察官はけん銃を携帯しないときには、実弾を弾倉から抜き出して保管庫に別々に保管する。保管庫からけん銃を出し入れするときは、それぞれの県警の「けん銃、警棒等の使用及び取扱いに関する訓令」等により、幹部が立ち会い「けん銃弾薬出納簿」あるいは、「けん銃保管簿、弾丸保管簿」等に記載し、幹部がその数を確認することになっている。一方、訓練用の実弾は警察本部の装備課が管理している。射撃訓練場では、各人に5発ずつ実弾が渡され、射撃後に薬莢が回収され、空薬莢の数を確認し実弾の使用数を把握することになっている。1個でも薬莢が不足すれば徹底的に探すことになる。

このように極めて厳重に管理されているはずのけん銃の実弾を、31発も退職した警察官が持って

いたとなれば、在職中に盗み出したとしか考えられない。しかも、これだけの数になると1度に盗み出したのではなく、かなり長期間にわたり少しずつ盗み出したものだろう。しかも元巡査部長は退職してから10年近く経っている。逮捕されるまでの間に勤務した警察署で実弾が不足していることが発覚しなかったことも問題だ。彼が勤務していた警察署の帳簿には実弾の不足は記録されてなかったのであろうから、担当者がどこからか不足分の実弾を入手し、帳簿上の数を合わせていたことになる。そうした不正が、毎年行われる警察本部の監察でも発覚しなかったことも問題だ。

元巡査部長が、何のために実弾を盗み出したのかは明らかになっていないが、どこからけん銃を入手しこの実弾を使ったら大変なことになったであろう。元巡査部長を知る道警OBによると、元巡査部長は素行上の問題があり退職することになったらしい。当時の元巡査部長の上司やけん銃や弾丸の管理責任者である警察署長等の責任は免れない。実弾の不足に気がつきながら隠蔽した幹部もいたはずだ。道警がこの問題で、徹底した内部調査をすればかなりの範囲の処分者が出るだろう。しかし、これまでの道警の隠蔽体質からすると、事件の真相はうやむやのうちに隠蔽されることになるだろう。警察は、火薬類取締法により火薬類の販売、貯蔵、運搬等を取り締まる立場にある。民間の企業に対しては、火薬類の管理に少しでも問題があれば厳しく処分をしている。自らの火薬類の保管管理の杜撰さに対して同じように厳しく対処できるか。道警は、調査結果を国民に公表し、謝罪した上で再発防止策を明らかにすべきだろう。

現職警察官が住宅手当をだまし取る

11月15日には、札幌北警察署生活安全課の男性巡査長(26歳)が自宅の家賃を虚偽申請し、住居手当735,000円を不正に受給していたことが判明し、道警は詐欺容疑で札幌地検に書類送検すると発表した。

北海道新聞の報道によると、巡査長は平成16年8月から今年1月まで、祖父の経営する札幌市東区のアパートに月15,000円の家賃で入居していたが、家賃を5万円と偽って住居手当を申請し、毎月24,500円を不正受給しており、不正受給額は30カ月で735,000円に上るといふ。巡査長は「生活の足しにしようと思ってやった。安易な気持ちだった」と不正受給を認め、利息を含めた約80万円を

10月に返還して辞職する意向を示しているという。住居手当を申請するには借受証明や家賃支払い証明(領収証など)が必要だが、巡査長は領収証などに嘘の金額を書き込み、親族に頼んで押印してもらっていたが、道警への匿名の通報で発覚したという。

この巡査長は、身内の祖父が家主であることを悪用して領収書を偽造していた。この領収書偽造という手口は、道警の組織ぐるみの裏金づくりと同じ構図である。この巡査長が不正を始めた平成16年8月といえば、道警が裏金疑惑問題で大揺れしていた時期である。道警の上層部は裏金疑惑の隠蔽に躍起になっていた。最高責任者の道警本部長は北海道議会で裏金の存在を否定した。しかし、裏金は存在していた。幹部が多額のヤミ手当を懐にしていることも明らかになった。

この巡査長にしてみれば、道警の上層部がうまいことをやっているのだから、自分もと考えたのか。そこまではっきりとした意識はなかったかも知れないが、道警上層部の裏金問題に対する対応が、現場の若い警察官の士気の低下を招いたことは間違いない。この巡査長は、26歳で巡査長、札幌市内の警察署の生活安全課で仕事をしている。おそらく、仕事熱心で将来性のある警察官なのだろう。本人も言っているように「安易な気持ちだった」のは間違いない。本人は全額を返済して、辞職する予定だという。

これを聞くと改めて、下に厳しく上に甘い道警の体質が思い起こされる。裏金問題で懐にしたヤミ手当等を全額返済した幹部がいただろうか、責任を取って辞職した幹部がいただろうか。そして、現在の道警幹部で、この巡査長を責めることができる幹部がどのくらいいるのだろうか。警察官の不祥事が後を絶たない最大の要因は幹部の責任回避体質にある。

またも、現職警察官が覚せい剤で逮捕

11月20日には、札幌中央警察署地域課(札幌駅前交番勤務)の巡査部長(35歳)が覚せい剤を所持していたとして覚せい剤取締法違反(所持)の現行犯で逮捕された。巡査部長の家族が様子がおかしいことに気づいて問いただしたところ、覚せい剤の所持や使用を認めたことから、家族に付き添われ札幌中央警察署に覚せい剤と注射器を持ち、自首してきたという。

北海道新聞によると、同署地域課巡查部長S容疑者(35歳)は「2年前から覚せい剤を使用し、19日にも使った」と供述し、ビニール袋入りの覚せい剤5袋(数グラム程度)を所持していたという。所持していた覚せい剤の入手先について、「今月初旬に、インターネットで情報入手し、携帯電話を使って購入した」と供述しているという。

同巡查部長は、平成9年4月に道警入りし、同年9月に札幌東警察署地域課に配属され、平成13年4月に同署警務課に異動し、平成15年4月から今年3月まで生活安全課に勤務していた。今年4月に札幌中央警察署地域課札幌駅前交番に配属されたが、体調不良で9月12日から10月31日まで入院し、その後、自宅療養していた。勤務態度には特に問題はなかったという。

警察では、交番勤務の制服警察官を刑事等の私服勤務の専務警察官より一段低くみる傾向がある。だから、やる気のある若い警察官は早く希望の専務警察官になりたいと考えている。特に、生活安全課や刑事課は若い警察官の人気の部門だ。道警では、昔から地域課の警察官を専務警察官に登用するときには、勤務成績の優秀な者のなから警察署長が適任者を選抜して警務課の管理係(留置場看守勤務)を経験させ、本人の希望や適格性などを勘案して専務警察官に登用する制度を取っている。

この巡查部長は、25歳で警察官になり実務3年半で交番勤務から警務課勤務となっている。交番勤務3年半で管理係に任用されたのは、この巡查部長が勤務実績の優秀な警察官であったことを物語っている。2年間の留置場勤務の後、平成15年4月から今年3月まで札幌東警察署の生活安全課生活安全第二係勤務となっている。ここで覚せい剤事件の捜査を担当する。今年4月には巡查部長に昇任し札幌中央署勤務になった。巡查部長への昇任も勤務成績が優秀であることを示している。昇任異動で、同じ札幌市内で道警の最右翼にランクされている札幌中央警察署勤務になったのも、彼の勤務成績が優秀であったことを窺わせる。本人は生活安全課勤務を期待したかも知れないが、昇任直後の地域課勤務は通常の配置だろう。同巡查部長は「2年位まえから家族の病気介護で疲れて覚せい剤に手を出した」と供述しているようだが、本人の配置されていた生活安全課生活安全第二係

は、覚せい剤を取り締まる専門部署である。常日頃の仕事のなかで覚せい剤に関する感覚が麻痺したのだろうか。最初は、押収した覚醒剤を使用した可能性もある。

道警の現職警察官が覚せい剤事件で逮捕されたのは、平成14年7月、当時、道警生活安全特別捜査隊班長だった元警部以来のことだ。全国的にみても警察官による覚せい剤等の薬物使用事件は意外に多い。しかも、今回の事件と同じように覚せい剤の取り締まりに従事していた警察官による事例が目立つ。

①平成15年 警視庁赤坂署生活安全課生活環境係で薬物捜査も担当していた巡査部長(44)が、覚せい剤・大麻取締法違反(所持)容疑で現行犯逮捕された。この巡査部長は、荏原署勤務中に押収した薬物を自宅へ持ち帰り、自分で使用していたことが判明した。

②平成11年 神奈川県警外事課の元警部補(37)が覚せい剤取締法違反容疑で取り調べを受けていたにも関わらず立件せず、事件を組織的に隠蔽していたことが発覚した。(この事件では、当時の神奈川県警察本部長等、県警上層部の幹部5人が有罪判決を受けた)

③平成11年 京都府警七条署生活安全課の巡査部長(37)と同府警亀岡署生活安全課の巡査長(32)が、覚せい剤取締り法違反で逮捕された。覚せい剤は押収物の可能性もあった。

④平成11年 兵庫県警明石署生活安全課保安係の巡査部長(44)が、27歳の女性を車で覚せい剤を買いに連れて行き懲戒免職。

⑤昭和56年 山口県警保安部の巡査部長と下関署の巡査部長が証拠品として保管されていた密輸覚せい剤を盗んだ。

道警は、平成14年7月に逮捕した元警部のマンション等から大量の覚せい剤を押収しながら、その入手先を解明しなかった。元警部は、この覚せい剤は当時勤務していた道警本部銃器対策課がけん銃摘発を目的とする泳がせ捜査のため、香港から密輸入した覚せい剤130キロの一部だと説明している。道警は入手先を解明すると組織的な違法捜査が明るみになることを恐れて覚せい剤の入手先を解明しなかったのだろう。道警は事件の責任をこの元警部だけに押しつけることで真相を隠蔽したのだ。この巡査部長は、所持していた覚醒剤の入手先について「インターネットの情報で知った」と供述しているとされている。2年間も覚せい剤捜査をやっていれば密売の実態も知っていたはずだ。道

警は本気でその入手先を追及するなら、入手先の密売組織を解明してみせる必要がある。

この巡査部長の事件は、11月21日の北海道新聞に大きく載った。記事によるとこの巡査部長は家族に付き添われて自分の勤務先の札幌中央署に自首してきたという。巡査部長は「2年も前から覚せい剤を使用していた」と供述し、腕には無数の注射痕があったという。どうして長い間、幹部はこのことに気がつかなかったのか。どうしてわざわざ勤務先に覚せい剤と注射器を持って自首してきたのか。腑に落ちないことが多い。道警内部からは、11月21日に北海道新聞1面トップで報道された「道立水産試験場 逮捕へ」の記事にタイミングを合わせて巡査部長の覚せい剤事件を発表したのだ、といううがった話まで流れてきた。警察官の不祥事をメディアにできるだけ小さく扱わせるため警察がよくやる手だが、北海道新聞は大きく報道した。

谷口茂樹道警監察官室長は「警察官にあるまじき行為で誠に遺憾。今後、事実在即して厳正に処分する」と新聞にお定まりのコメントをしたが、再発防止には言及していない。道警は元警部の事件以降、再発防止策として捜査員の業務管理の徹底や監察強化に取り組んできたが、教訓は生かされなかったからだろう。それとも打つ手が無いということか。それならば、1つだけ提案してみよう。

警察官の不祥事があるたびに、警察当局は現場の警察官に対する締め付けを強める。警視庁では、現職警察官のストーカー殺人に懲りて、交番の警察官にGPS機能付きの携帯電話を持たせることにしたい。道警も現職警察官の覚せい剤使用の防止策として、薬物捜査に従事する全警察官のドーピング検査をやったらどうか。警察では年1回は警察官の健康診断をやっている。その時に採取する血液を密かに検査すればよい。犬に首輪をつけるようなGPSに比べれば罪は軽い。しかし、現場の警察官を締め付けるだけでは不祥事は減らない。



19. 11. 24(土) けん銃発砲事件に関する政府答弁から

お粗末な初動捜査 防ぐことができた函館銃撃戦

平成19年9月11日の深夜、函館市内で指定暴力団住吉会系暴力団員が警察官との銃撃戦で射殺される事件が発生した。この銃撃戦で警察官1人が重傷を負った。

今年4月の長崎前市長射殺事件では、長崎県警が事件の直前に情報を入手しながら必要な捜査を怠ったため事件の発生を阻止できなかった事実が明らかになっている。

5月の愛知県長久手町の立て籠もり事件では、狙撃された警察官が長時間にわたり現場に放置されたなど、警察のけん銃発砲事件の初動捜査の甘さが指摘されたところである。

函館の銃撃戦の約15時間前の平成19年9月10日の午前8時20分ころJR函館駅ホームで男性客がけん銃らしいものを突きつけられ「列車に乗れ」と脅された事件があったことが判明、この事件の犯人は銃撃戦で死亡した暴力団員であることが明らかになった。

函館駅の事件で北海道警察(以下道警)函館方面本部の初動捜査には問題がなかったのか。

徹底した初動捜査が行われていたら、銃撃戦は起きなかったのではないか。

そうした観点から民主党の鉢呂吉雄衆議院議員が政府に質問した。

それに対する政府の答弁書から初動捜査の問題点が浮き彫りになってきた。

以下、枠内の記述は政府の答弁書の要旨である。

JRから鉄道警察隊への通報

JR函館駅職員が9月10日午前8時20分ころ複数の一般人からけん銃を持っている者がいるとの申出や背中に固い物を突きつけられ、列車に乗れと言われたとの申出を受けた。

9月10日午前8時40分ころ、函館駅職員から「函館駅構内に不審者がいる」との通報が(同じ駅構内にある)道警函館方面本部地域課鉄道警察隊にあった。

JRからの通報の内容は「JRにおいて函館駅のプラットホームに不審者がいるとの申出を受けて不審者を捜したが発見できなかった。鉄道警察隊において当該不審者に関する情報を入手していないかどうかの問い合わせであり」けん銃に関する通報は受けていなかった。

答弁書によると、道警は本年9月11日に函館市昭和町で発生した警察官に対する殺人未遂事件と9月10日に函館駅構内のプラットホームで発生した「暴力行為等処罰ニ関スル法律」違反事件については、両事件とも被疑者を高成仁として、10月23日に函館地方検察庁に送致している。

道警は、両事件が同一人物による犯行であることを認めた。

つまり、翌日の深夜に発生した銃撃戦の被疑者高成仁は、その約15時間前に函館駅構内のプラットホームで乗客等にけん銃を突きつける事件を起こしていたのだ。

ところが、答弁書によると、道警函館方面本部鉄道警察隊の隊員がJRから受けたのは「不審者に関する情報がないか」との問い合わせであり、けん銃に関する情報はなかったとしている。

これが事実だとすると同隊員は「不審者」の問い合わせに、「どんな不審者か」とも聞かないで臨場したことになる。

JR函館駅職員が持っていた情報も引き出すことができなかったのだ。

現場の警察官の能力がこの程度だとすると、まるで「子供の使い」に等しい。

警察の初動捜査は、第1報を受けた警察官の判断で決まることが多い。

この隊員が、函館駅構内で「不審者」を発見し職務質問したときにどういう事態になったか。

銃撃戦になった可能性がある。

この隊員は上司に報告することもなく、応援を求めることもなく、1人で現場に臨場した。

現場の警察官が「不審者」の問い合わせがあったときに、通報者に何を確かめ、どう行動するか、こんな基本的なことができない警察官が本当に市民の安全を守れるのだろうか。お粗末なことだ。

一般人から函館駅前交番への通報

同日午前9時35分ころ、同方面函館西警察署函館駅前交番に一般人から「けん銃のようなものを持っている男がいる」との通報を受けた。

JR函館駅のすぐ目の前にある駅前交番に、何故、事件発生後約1時間も経て通報されたのかは分からない。

しかし、少なくともこの時点では一般人から「けん銃のようなものを持っている男がいる」との情報が警察に寄せられている。

午前9時前後の時間帯には、JRの利用者も増える。

同駅近くには、朝から観光客でにぎわう函館朝市もあり、周辺には商店街、ホテル、銀行等も建ち並ぶ函館市の中心部である。

折しも午前9時といえば金融機関の開店時間でもある。

そうした状況下で「けん銃のようなものを持った男がいる」との情報が警察に寄せられた。

この2つのルートで寄せられた情報に道警函館方面本部はどんな初動捜査を展開したのか。

まず、鉄道警察隊員の対応をみてみよう。

鉄道警察隊員の対応

通報を受けて、鉄道警察隊員1名が函館駅構内に臨場し、函館駅職員から約4分間事情聴取し、函館駅構内を捜索したが不審者を発見できなかった。どの位の時間捜索したかは、公にすると、同種の犯罪を企図する者が対抗措置をとるなど、今後の犯罪捜査に支障を来すおそれがあることから、答弁を差し控える。

同隊員は、10日午前9時30分ころ(通常の報告ルートで)自らが所属する鉄道警察隊の上司に函館駅職員からの通報内容、同駅構内の捜索状況を報告した。

道警函館方面本部地域課通信司令室には速報しなかった。

(そのため)道警函館方面本部地域課自動車警ら係(パトロールカー)は出動しなかった。

函館駅職員から事情聴取した鉄道警察隊員は、少なくともこの時点では「男がけん銃のようなものを乗客に突きつけた」という情報を入手したはずである。

警察の初動捜査は、事件を認知した現場の警察官から警察本部の通信指令室へ速報されることによりスタートする。

速報を受けた通信指令室では、緊急配備を発令するとともに、パトロール中の自動車警ら隊のパトカーや機動捜査隊の覆面パトカーに対して、現場への急行、現場周辺での犯人の検索などを指示する。

さらに、通信指令室は発生した事件の場所を管轄する警察署へ事件の発生を通報すると同時に、事件内容によって事件捜査を主管する警察本部の関係課に通報する。

こうして、警察の初動捜査が組織的に動き出すことになる。

答弁によると、函館駅構内をどのくらいの時間搜索したかは「公にすると、同種の犯罪を企図する者が対抗措置をとるなど、今後の犯罪捜査に支障を来すおそれがある」ので答弁できないとしている。

「搜索時間」を明らかにしたら何故今後の捜査の支障になるのか理解できない。

本当は搜索などはしていなかったのではないか、との疑問さえ湧いてくる。

この答えは、警察が事実を隠すときによく使う都合のいい常套句であるが、函館駅には、1番から8番まで8本のホームがある。

同駅2階にはレストラン街もある。広い駅構内を1人の警察官が搜索できる範囲は知っている。

結局、この隊員は、けん銃を持った不審者を発見できないままに、函館駅から通報を受けてから約50分後に通常のルートで上司に報告している。

道警函館方面本部の初動捜査システムは動かなかった。

次に、もう1つの通報を受けた函館西警察署駅前交番ルートの初動捜査はどう展開したのかみてみよう。

函館西警察署と方面本部捜査課の初動捜査

函館西警察署駅前交番の勤務員は、「けん銃のようなものを持っている男がいる」との通報を受けて、(通常の報告ルートの)自らが所属する同署地域課に報告、同課長を経て午前9時38分ごろに同署刑事第二課長に報告された。

同課長は、自らは現場に出動せず、同交番の勤務員2人、同署員7人を指揮して函館駅構内及び駅周辺において搜索及び聞き込みを実施させたが、不審者の発見に至らなかった。

同課長が指揮した捜査対象は、これを公にすることにより、犯罪を企図する者が対抗措置をとるなど、今後の犯罪捜査に支障をきたすおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

同課長は、「けん銃のようなもの」がけん銃であるかどうか、高容疑者がタクシーで七飯町へ向かっ

た事実は把握できなかった。

同課長は同日午前9時59分ころ、方面本部捜査課に通報内容を報告した。

同日午前10時7分ころには、同方面本部捜査課機動捜査班の警部補等班員5人が臨場し、函館駅構内、周辺駐車場等を搜索したが、不審者の発見には至らなかった。

同方面本部の捜査課長等の幹部は、本部で指揮をとることが適当と判断して現場には臨場していなかった。

ここでも函館西警察署駅前交番の勤務員は、通常の報告ルートで事件を報告している。

既に事件が発生してから1時間以上が経過していた。

にもかかわらず臨場した警察官は函館駅構内やその周辺を中心に搜索を行っている。

報道によれば、駅員が午前8時25分ころに高容疑者が改札口を抜けて駅の外に出る姿を目撃しており、同時刻ころタクシーに高容疑者らしい男を乗せて、七飯町方面に向かったという。

何故、現場の搜索や聞き込みを行った捜査員たちは、こうした情報を入手できなかったのか。

これだけの警察官が現場に臨場して聞き込みを行ったのに、こうした情報さえ入手できなかったとしたら、お粗末な捜査だ。

刑事第二課長の具体的な指揮内容を質問したところ、例によって「答弁を差し控えたい」とのお定まりの答弁で逃げている。

刑事第二課は、暴力団捜査を担当する部署だ。

ということは「けん銃のようなものを持った男」が暴力団関係者ではないかと判断したことを示唆している。

にもかかわらず刑事第二課長は、現場にも臨場していない。

函館西警察署の署長も刑事生活担当次長(警視)も臨場していない。

函館西警察署の刑事第二課長から報告を受けた道警函館方面本部捜査課でも、幹部は誰1人として函館駅の現場に臨場していない。

この事件で最も重要なことは、早くに「けん銃のようなもの」が本物のけん銃かどうかを判断することであった。

判断できなければ不審者の追跡捜査をすることだった。

不確実な情報には、最悪の事態を想定して対処する。

それが事件・事故を指揮する警察幹部の基本である。

そのためには、函館西警察署の署長以下の幹部と捜査課長以下の幹部が現場に臨場し、直接、現場の警察官を指揮すべきである。

それをしなかったことは、函館方面本部の幹部が、この通報を軽く考えていた証拠である。

過去の事例が示しているように、最近の警察の初動捜査の失敗はこうした指揮官の事件・事故に対する判断の甘さに原因があることが多い。

函館西警察署と道警函館方面本部捜査課の幹部は、けん銃はおもちゃで酔っぱらいの悪戯くらいにしか考えていなかったに違いない。

では、どんな捜査をすべきであったか。警察が公にできないなら、ここで明らかにしよう。

こうした事件の捜査では捜査方針は決まっている。

- ①目撃者等の事情聴取による、男の人相、着衣などのほか、けん銃の真偽の確認。
- ②現場周辺について集中的な検索による容疑者の発見。
- ③駅周辺のホテル、モーテル、サウナなどの宿泊施設の聞き込みと手配、タクシー会社、バス会社など交通機関への手配。
- ④けん銃を持っている可能性があるので、銀行など金融機関への警戒手配。
- ⑤けん銃が隠匿されそうな駅構内のロッカーやトイレなどの検索。
- ⑥駅などの防犯カメラのチェックによる容疑者の特定。

この初動捜査の体制では、行われたのはせいぜい、①～②くらいの捜査であろう。

報道によると、高容疑者はJR函館駅からタクシーで、渡島管内七飯町西大沼のホテルに向かい、同ホテルにチェックインしたという。

その夜の午後10時ころに同ホテル前で、同ホテルの出入り業者の女性をけん銃で脅し、車を奪って逃走、その2時間後にパトカーに発見されて銃撃戦となった。

③の捜査を行っていたら、高容疑者のその後の足取りを把握できたはずだ。

函館駅構内のプラットフォームで発生した「暴力行為等処罰ニ関スル法律」違反事件で被疑者高成仁を逮捕できたであろう。

「市民の目フォーラム北海道」はホテルやタクシー会社に確認したが、銃撃戦が起きる前に警察官

が捜査に訪れたと証言するところはない。

警察が公にできないのは、実際はこうした捜査を行わなかったためではないのか。

警察庁は、初動捜査に問題はない

警察庁としては、道警においては、通報内容に応じ、迅速に通報者からの事情聴取、不審者の捜索、聞き込み等を行っており、本部捜査課及び函館西署が連携しつつ、適正な初動捜査が行われたものと考えている。

答弁書で明らかにしているのは、①②の項目だけである。それ以外は明らかにしていない。

警察がこの程度のことを捜査するであろうことは、犯罪企図者にとっていわば常識である。

公にすると犯罪捜査に支障が生じるとは、いかにも大げさで犯罪捜査のプロの感覚としてはお粗末だ。犯罪者に笑われる。

そんなことより、警察はこれだけのことを素早く手を打ち全力を尽くしたが、結果的に事件を未然に防ぐことができなかった、と率直に説明する方が国民の捜査に対する協力を得られる。

隠蔽体質こそが、事件解決の壁になっているように思う。

報道によると、高容疑者の言動から覚せい剤を使用した様子が窺われ、血液から覚せい剤反応があったという。

こうしたことから、高容疑者は所持していたけん銃を、いつ発砲してもおかしくない精神状態にあったのではないかと推測される。

覚せい剤の使用者が、異常な行動に出た事例は多い。

非常に危険な状態にあったと考えられる。

長崎前市長射殺事件、愛知県長久手町の立て籠もり事件の捜査もお粗末だったが、この函館駅のプラットホームの事件の初動捜査もお粗末だった。

警察庁は、こんな初動捜査に問題がなかったと評価しているのだからあきれる。

この函館の銃撃戦の約1ヶ月後の10月8日には、佐賀県武雄市の病院で入院中の患者がけん銃で射殺される事件が起きた。

警察庁の宮本和夫組織犯罪対策部長が、この事件の捜査本部を訪れ「銃器犯罪が相次ぐなか、日中に病院で発生し、社会に大きな不安を与えた」と述べ、けん銃の取り締まりについて「全国の警察を挙げて徹底していきたい」と話した。

函館駅のプラットフォームで起きた事件では、たまたま、けん銃の発砲という事態にはならなかっただけで、日中に一般市民が集まる駅のプラットフォームで乗客にけん銃を突きつけた事件は、社会に大きな不安を与えた点では佐賀県の事件と何もかわりない。

メディアの報道も翌日に起きた警察官との銃撃戦で高容疑者が射殺されたことに目を奪われて、前日の函館駅プラットフォームの事件での警察の初動捜査の不手際についてほとんど伝えていない。

メディアが不手際を指摘しなかったから、警察庁は初動捜査に問題がなかったと言うのなら納得できる。メディアが報道しない不祥事は不祥事ではない。それが警察庁の考えであろう。

度重なる全国の警察の初動捜査不手際は、目を覆うばかりだ。

重要事件の未解決も目につく。

こんなことでは警察が国民の安全を守ることなど望むべくもない。



19. 11. 17(土) 警察現場に崩壊の兆し 頻発する警部補の不祥事

最近になって、またもや警部補の不祥事が次々と明るみに出ている。

10月17日 北海道警釧路警察署の警部補(40歳代)が覚醒剤取締法違反容疑で取調べた男性と同居していた女性(20歳代)と不倫交際したとして減給処分を受けていたことが発覚。

10月23日 愛知県警西尾警察署の警部補(52歳)が来署した女性から「職務上の立場」を利用してメールアドレスを聞き出し、数十回にわたり「恋人になって欲しい」などとメールを送り、県警監察官

室の事情聴取を受けている最中に自殺していたことが発覚。

10月24日 警視庁武蔵野警察署の警部補(40歳)が自宅で母親(65歳)と血を流して死亡しているのが発見された。警視庁は現場の状況から無理心中と見て捜査している。無理心中という犯罪はない。殺人である。

警察組織を支えているのは、階級である。

警察法には「警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を執行する」とある。

上官の命令に絶対服従の根拠がこれだ。

警察官の階級は9に分かれる。

巡査、巡査部長、警部補、警部、警視、警視正、警視長、警視監、警視総監である。

巡査と巡査部長の間には巡査長があるが、これは階級ではない。

警察では、巡査部長以上が幹部だが、巡査部長は初級幹部、警部補は中級幹部と呼ばれている。

警部以上は、管理職で警部の一部を除いて管理職手当が支給される。

警視正以上は、国家公務員でその人事権は国家公安委員会(警察庁)が握っている。

警視以下の人事権は警察本部長が握っているが、警察本部長は国家公安委員会が任免するから、間接的に国家公安委員会が警察官の人事を支配していることになる。

こうした階級構成の中で、警部補はどんな立場にあるのか。

民間の会社にあてはめるなら、警部補以下が組合員、警部以上が会社側ということか。

警察庁の通達(平成13年6月14日付け「職務執行の中核たる警部補の在り方について」によると「管理的業務と実働業務の両方を行う能力と責任を有する」という意味で、「プレイングマネージャー」と称される。

警察庁も認めているように警部補は警察の職務執行、特に警察署等の警察の現場で「職務執行の中核である」ことは、今も昔も変わらない。

ところが、その警部補がおかしい。

このホームページ{19. 9. 6 現職警察官のストーカー殺人事件制度上の問題はないのか(その2 係長(警部補)と勤務管理)}でも触れた。

この中で、警部補の不祥事が数え切れないほど多いことを指摘した。

警視庁は、女性をけん銃で射殺して自殺した警視庁立川警察署富士見台交番の巡査長の上司の係長(警部補)は、部下の巡査長に対する指導監督が不十分で、その熱意と意欲が十分でなかったとしている。

鹿児島県の志布志事件で、「踏み字」で自白を強要して特別公務員暴行陵虐罪で起訴されたのも警部補だった。

平成14年から平成18年までの間、懲戒処分を受けた警部補の階級にある警察官は456人で全警察官のその22.9%を占めている。

警察官の不祥事は、マスコミに報道されて初めて不祥事になる。

おそらく、これは氷山の一角に過ぎないであろう。

警察庁は、絶対数が多いから懲戒処分が多いのは当たり前だとも言うのだろうか。

最近の警部補の不祥事で目につくのは、私的な問題ではなく、職権の悪用、情報の漏洩、人権無視の取調べなど、職務執行に絡む不祥事が多いことである。

「市民の目フォーラム北海道」では、警部補の不祥事が頻発するのは、平成3年の幹部枠の拡大による警部補の質の低下があるのではないかと指摘した。

警視庁の巡査長によるストーカー殺人事件に伴い、北海道選出の鉢呂衆議院議員が政府に「警察職員の不祥事に関する質問」をした。

それに対する答弁書の中から関係する部分を抜粋してみる。

平成19年4月1日現在、都道府県警察の警察官定員の階級比率は、警視3%(2%)警部7%(5%)警部補28%(14%)巡査部長30%(34%)巡査(巡査長を含む)32%(45%)となっている。

カッコ内は平成3年4月1日現在、すなわち幹部枠が拡大される前の階級比率だ。

これをみても分かるとおり、16年間で警視は1%、警部は2%の増加、巡査部長は4%、巡査は13%減少している。

ところが警部補だけが14%も増加し倍の比率になっている。

警察庁は、警部補の増加に伴い、係長ポストが増設されたために係の細分化を招き業務の円滑な遂行が阻害されるなどの状況があった、と説明している。

果たして、問題はそんなことだけにあるのだろうか。

警部補の枠拡大で警部補1人に対して、部下の巡査部長が2.4人から1.1人、巡査が3.2人から1.1人になった。

警部補が監督する部下は、平均すると5.6人から2.2人になった。

数字のうえでは、警部補の負担が軽くなり業務管理が徹底するように思われる。

最近の警察官の不祥事の続発からして、警部補の業務管理が徹底したとはとても思えない。

むしろ、幹部枠の拡大は警察の現場に様々な混乱を招いている。

警部補が倍も増え、部下の巡査部長、巡査が減少することにより、警部補(係長)の部下の数が減り、なかには部下のいない警部補(係長)が出現した。

そのことは、必然的に警部補の価値の低下を生み、警部補の士気の低下を招いた。

警察庁は、警部補を「プレイングマネージャー」と称しているが、現場ではそれまで巡査部長や巡査の仕事と同じことをやらざるを得なくなり、警部補は幹部としての自覚が希薄になった。

警部補など幹部の枠を拡大するためには昇任試験制度を改正し、それまでの試験昇任制度に加えて、巡査部長の階級に10年以上在級している者又は50歳以上の者などを対象に所属長の推薦、書面審査による選考試験による昇任制度を導入した。

つまり、昇任制度を大幅に緩和したのだ。

そのため、従前に比べて指導力や実務能力が多少低くても、警部補に昇任できることになった。

警部補の粗製濫造が質の低下を招いた。

そして、警察の現場に50歳代の高齢の警部補が目立つようになる。

ちなみに、警視庁立川警察署の巡査長によるストーカー殺人事件の犯人である巡査長の上司の係長(警部補)は、2年前に警部補に昇任したばかりの57歳の警部補である。

警視庁は、この警部補の勤務評定の内容は個人情報だと称して明らかにしなかったが、巡査長の指導監督がほとんど行われていないことが明らかになり、懲戒処分を受けている。

このように警察官の処遇の改善を目的とする幹部枠の拡大は、幹部、とりわけ警部補の士気の低下、幹部としての自覚の欠如等の弊害を招いた。

これが、警部補の不祥事が続いている理由である。

警察庁が認めているように警部補が「警察の職務執行の中核」であるならば、こうした警部補(係長)の指導力や実務能力の低下は警察組織全体にどんな影響を及ぼすことになるのか。

警視庁立川警察署の巡査長によるストーカー殺人事件の際、巡査長がたびたび交番を離れ所在が把握できなかったことから、警視庁は来年度から交番勤務の全警察官約 16, 000 人にGPS(衛星利用測位システム)付の携帯電話を携帯させ、警察署等が交番の警察官の位置をリアルタイムに把握するシステムを導入することにしたという。

指揮監督すべき立場の警部補が勤務中の部下の所在すら把握できない、その警部補を上層部が信用できない。

それを補うためにこうしたシステムを導入したのだろう。

これには、約 3 億 2000 万円が必要だという。これは国民の税金である。

国民の安全を守るはずの現場の警察官をこうしたシステムで監視しなければならない警察の現場、情けなさを乗り越えて寒々としたものを感じる。

警察の現場には間違いなく、モラルハザードが起きている。

交番勤務の警察官の士気は、さらに低下することは目に見えている。

そんな警察には、市民の安全を守ることなどは期待しない方が良い。

警察庁に警部補の階級にある警察官の能力、資質の向上のための具体策を糺したところ「各都道府県警察において、警察学校、職場等において警部補の役割や業務管理の重要性の理解を徹底するために必要な教養を行うなどして能力、資質の向上に努めていると承知している」との答えが返ってきた。

これは、全く形式的な答弁であり答えにはなっていない。

この答弁では、警部補個人の能力、資質を向上させるとしているのだが、警部補に対する教育は、昇任時の短期間の警察学校での教育が主体で、警察署等の現場では、ほとんど行われていないのが実情である。

警部補の能力、資質を低下させた最大の要因は幹部枠の拡大と昇任制度である。

そうした制度を抜本的に見直す必要があるのだ。

警察庁は、警部補の階級にある警察官が、どんな考えで仕事をしているのか、実務能力のレベルは

どの程度なのか、現場で警部補の教育が行われているのかなどを把握していないのではないか。

そうであれば、全国の警察に対して、警部補の実態を調査させる必要がある。

そのうえで、警部補の階級枠の見直しなどを早急に行うべきである。

警察の現場の崩壊は、国民の安全確保にとって重大な問題である。

警察庁は面子を捨ててこうした問題に真摯に取り組むべきである。



19. 11. 1(木) おかしいぞ！愛知県警

時津風部屋力士の急死 愛知県警のミスか隠蔽か？

愛知県警といえば、前警察庁長官漆間巖氏が愛知県警本部長時代の平成8年8月に、本部長側近の総務部等の裏帳簿が大量に暴露され、裏金の存在が明るみに出たことで有名である。

いわば愛知県警は、警察の裏金問題では先輩格に当たる。

愛知県警の裏金疑惑は何とかヤミに葬ったものの、ここにきて長久手町のけん銃乱射事件での初動捜査の不手際、現職警察官の捜査情報漏洩、交通事故の供述調書改ざん、そして10月15日には西尾警察署の警部補のストーカー行為が発覚・自殺など、次から次と不祥事が続発している。

愛知県警は何か狂っている。おかしい。ここに面白いデータがある。

「全国警察ランキング」(平成18年11月 寺澤有編 宝島社)だ。

このランキングは、公式な数字をもとに「検挙率」、「犯罪発生率」、「レスポンスタイム」、「交通事故率」、「警察官1人当たりの負担人口」、「解剖率」、「女性警察官採用率」、「警察内懲戒処分者率」、「情報公開度」、「満足度」という10の指標でランキングしたものだ。

このランキングで愛知県警は、なんと47都道府県警察中、最下位の47位にランクされているのだ。
ちなみに北海道警察は36位である。

最近の愛知県警や北海道警察の不祥事ぶりをみると、このランキングも真実味を帯びてくる。

その愛知県警が、長久手町のけん銃乱射事件に続いて、全国のメディアに連日のように登場する大失策をした。

今年6月26日、大相撲名古屋場所を迎える愛知県犬山市の時津風部屋で、新潟県出身の大相撲時津風部屋の序の口力士(17歳)が急死する事件があった。

この事件は、その後のメディアの報道により、時津風親方や兄弟子たちによる集団リンチの疑いがあることが明るみに出た。

しかし、10月31日現在、事件発生から既に4ヶ月も経過しているのに、愛知県警は本格的な捜査を開始していない。

当初の報道によると、この力士は6月26日の午前中のぶつかり稽古中に倒れ意識を失い、犬山市内の病院に搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認されたという。

死因は「虚血性心疾患(急性心不全)」とされたが、2日後の28日行われた新潟大学病院での行政解剖では「多発性外傷によるショック死が考えられる」との所見だった(平成19年6月29日 産経ニュース)。

10月16日になり、最初に遺体が搬送された犬山中央病院の医師が死亡診断書に「急性心不全」と記載したのに、愛知県警犬山警察署の警察官が作成した報告書には死因が「虚血性心疾患」と記載されていることが明らかになった。

報道によると、遺体には素人目にもわかる無数の傷があったという。

遺体の引き渡しを受けた遺族が、余りのひどさに死因に疑問を持ち、力士の故郷である新潟の新潟大学病院に行政解剖を依頼した。

「行政解剖」とは、刑事訴訟法第225条による「司法解剖」ではなく、行政事件の処理のために行われる解剖で死体解剖保存法第8条に基づくものである。

24時間以内に医師の診断を受けないで病死した場合に行われることが多い。

監察医制度が行われていない地域では、同法第7条によりそれぞれ大学の法医学教室が中心とな

り、監察医制度に準じた形で解剖を行うが、家族の承諾が必要で承諾解剖と呼ばれる。

遺体の行政解剖は、6月28日に新潟大学大学院の法医学専門の出羽厚二准教授が執刀した。

出羽准教授は「体の表面に傷が多数あったのかかわらず、司法解剖をしなかったのは誤りだ」と愛知県警の初動捜査を批判した。

愛知県警は、事件が発生してから3ヶ月以上も経った10月5日になって、「遺体の臓器などを組織検査した結果、死因は外傷性ショックだった」と発表し、時津風親方をはじめ関係者から再度事情を聞く方針を固めた。

1 事件発覚時の経緯

解剖医に「司法解剖をしなかったのは誤り」と指摘された愛知県警の最初の段階での対応を整理してみる(報道内容から)。

① 6月26日12時49分 犬山消防本部が119番通報受理。

② 救急車は7分後に現場に到着、被害者は既に心肺停止状態で風呂場に横たわっていた。顔面などに無数の傷があることを確認。

③ 12分間電気ショックなどを施すも蘇生せず、犬山中央病院へ搬送。

救急隊が搬送中13時09分警察に通報、13時14分病院に到着。医師が死亡を確認。

④ 13時16分警察官が病院に到着、遺体を見分。

警察官の事情聴取に対し、時津風親方が「稽古中に倒れた」と説明。

⑤ 医師は、CT検査の結果、頭部に異常なし、肥満しているところから死因を「急性心不全」と判断。所轄の愛知県警犬山警察署も「事件性なし」と発表。

⑥ 遺体を親方に引き渡し。実家の新潟に搬送。

⑦ 遺族が遺体の傷のひどさに死因に不審を持ち、新潟大学病院に解剖を依頼。6月28日解剖。執刀医は死因について「外傷性ショック死と考えられる」と説明。

⑧ 愛知県警が、解剖中に死因を「虚血性心疾患」と説明。

⑨ 所轄の愛知県警犬山警察署は、解剖結果を受けて死因を「多発性外傷ショック死の可能性」と発表。

2 司法検視をしなかった疑問

報道による情報だけだが、愛知県警犬山警察署は、最初の段階で事件性がないと判断し検視も行っていなかったことが次第に明らかになった。

刑事訴訟法第229条によって「変死者又は変死疑いのある死体があるときは、検察官は検視しなければならない」とされている。

検察官は、警察官に検視させることができる(代行検視)。

検視はあくまでも犯罪捜査の手続きとして行われる。

警察の検視は、検視規則(国家公安委員会規則)に従って行われ、医師の立ち会いを求めることになっている。これが司法検視である。

「変死者」とは、医師によって明確に病死であると判断されず、かつ、死亡が犯罪によるものであるという疑いのある死体のことで、「変死の疑いのある死体」とは、医師によって明確に病死と判断されおらず、かつ、死亡が犯罪によるものであるか不明の死体である。

検視は、警察官が死体の頭から足先まで隈無く目で観察したり、触ったり、五官の全てを駆使して観察する。

直腸温度を測ったり付着物を採取する。

立会い医師に依頼して心臓血を採取することもある。

傷があればその形状、大きさを記録し、写真に撮る。

検視の結果は検視調書に記録される。

●報道によると、死亡診断書の死因には「急性心不全」とあるという。

「急性心不全」とは、なんらかの原因でポンプの役割をする心臓の機能が低下するために血液循環機能が不十分になり、鬱血症状を起こす疾患のことだ。

「虚血性心疾患」とは、冠動脈の閉塞や狭窄などにより心筋への血流が阻害され、心臓に障害が起こる疾患のことだ。

狭心症や心筋梗塞が、この分類に含まれる。

医師は、死亡診断書の病名は「急性心不全」と書いたとしている。

人の死は全て心臓機能が機能停止であるから、死因の病名として死亡診断書には書かないように

厚生省は医師に指示しているという。

いずれにしろ、この医師は病死と判断した。

死亡診断書は、最終診察後24時間以内で、かつ、死因が明らかに診療中のものであるときに医師が作成する。

遺体の検視が行われたときは、立ち会い医師が「死体検案書」を作成する。

この力士は、救急隊員が現場で心肺停止を確認しており、搬送先の病院で死亡が確認された。

医師は急性心不全、つまり病死と判断し、死亡診断書を作成したことになる。

検視が行われた場合は、こうはならない。

●報道によると、10月5日に愛知県警犬山警察署は検視を行ったかどうかについて「行政検視を行っています。CTやレントゲン検査なども行い、事件性がないことを暫定的に判断しました。当初から捜査は行っています。」と説明している。

「行政検視」とは、死体が犯罪に起因するものでないことが明らかである場合に、その死体を見分し死因、身分その他の調査をすることである（死体取扱規則）。

見分の結果は「死体見分調書」に記載される。

正確には「行政検視」は、死体の見分であり犯罪捜査ではない。

しかし、暫定的に死因を判断することなどあり得ない。

そんな判断をしたら遺体を遺族に引き渡すこともできない。

遺族は何時までも火葬にできないし、葬儀もできないことになる。

この犬山警察署の説明、は明らかに矛盾している。

3 警察はなぜ司法解剖に消極的なのか

事件性があるかないかは、死体の見分だけではなく、現場の状況、死亡推定時間、被害者の足取り、家族の状況などを総合的に勘案して判断することになる。

もちろん、生命保険の加入状況も調査する。

事件性があるとき、あるいは、あるかないかを検視だけでは判断できないときには司法解剖をする。

司法解剖は、あくまでも犯罪捜査の一環として記事訴訟法により裁判官から鑑定処分許可状の発

付を得て行われる。

しかし、愛知県警犬山警察署では最初の段階で、事件性がないと判断し検視も行っていない。力士が死亡した現場も見えていない。関係者から力士の死亡前の行動も正確に把握していない。捜査を開始しなかったのだ。したがって、もはや司法解剖を考える余地はない。

なぜそんな判断になるのか。

参考までに冒頭の「全国警察カランキング」の「解剖率」をみてみよう。

「解剖率」とは、変死体数のうちどのくらい司法解剖か行政解剖をしたかを表した数字である。

数値が高いほど、死因の究明に慎重な捜査をしようとしていることになる。

愛知県警は、平成17年の「解剖率」は2.4%で、47都道府県警察の中で43位である。

平成19年5月17日の読売新聞によると、平成17年中の変死体(交通事故によるものを除く)は、全国で14万8,475体、そのうち司法解剖したのは4,942体、行政解剖したのは8,628体、合計1万3,570体で、全体の9.1%に過ぎない。

これは、先進諸国の中では最低のレベルだという。

愛知県警の「解剖率」は、この全国平均の三分の一にも及ばない。

愛知県警は、全国の中でも司法解剖には消極的な警察だといわれても仕方があるまい。

犬山警察署の「急性心不全、事件性なし」の判断には、多分にそうした愛知県警の変死体の死因究明に関する消極姿勢が影響している。

ここでもう一つ「司法解剖」が問題になった事例を挙げよう。

平成9年7月に神奈川県横浜市保土ヶ谷区内で起きた「保土ヶ谷事件」だ。

自営業の男性(当時54歳)の遺体が、運転していたとされるジープの中で発見された。

発見の約10時間前に保土ヶ谷署員が「酔っばらって寝ている」と放置していた疑惑も浮上した。

司法解剖の結果、死因は「心筋梗塞」=病死とされた。

死体検案書は、この解剖医が作成している。

遺族や葬儀社の社員が、遺体には解剖の傷跡はなかったと断言したが、神奈川県警は「司法解剖は行った」と発表した。

解剖医は裁判で「頭部の解剖はしなかったが解剖はした。写真は心臓の写真3枚を撮った」と不可

解な証言をし、摘出したとする心臓を提出したが、DNA鑑定の結果、臓器は別人のものと判明する。

遺体は、最初に横浜市立病院に搬送され、救急外来の医師が死亡を確認した。

神奈川県警では保土ヶ谷署員が検視したとしているが、要した時間は僅か1時間、立会の医師も不明で死体検案書を書いたのか、検視調書が存在するのかどうかも明確ではない。

検視が行われたのかも疑問だ。

行政解剖するか、司法解剖するかが決まらないまま、解剖先である横浜犯罪科学研究所に遺体を搬送、神奈川県警ではその後に検事の指揮を受けて鑑定処分許可状を請求したとしている。

解剖は僅か1時間で終了、終了後に「鑑定処分許可状」が発付された。

その場で解剖医が死体検案書を作成した。

こうした手続きをみても、司法解剖が行われたのかも極めて疑わしいケースだろう。

人間は誰でも人の死に関わることを敬遠しがちだ。

仕事だといっても警察官も同じだ。

ましてや、警察官が扱う死体は、必ずしもきれいなものばかりではない。

既に腐敗している死体も多い。それをまるでなめるように観察し、手で触ってみる。

死臭は着ている作業服にも染みつく。

そのうえ、検視の内部手続きも煩雑だ。

最近では、各都道府県警察では検視を専門とする検視官(警視)制度を設けている。

検視の結果は、全て検視官を経て警察本部に報告されるが、経験不足の幹部や検視しても自他殺の判断がつかないときには、検視官の出動を要請することになる。

いざ解剖をするとなると、さらに手続きが必要になる。

警察署長は解剖の必要があると判断をしたときは、警察本部の捜査一課長や鑑識課長と協議の上、警察本部長に報告してその指揮を受ける必要がある。

そのうえで警察署長は、殺人容疑で裁判官に鑑定処分許可状を請求し解剖医に鑑定嘱託をする。

予算の制約もある。

解剖医には「解剖謝金」1体につき7万円(国費)が支払われる。

これは解剖医が作成する鑑定書作成料と解されている。

警察庁から解剖医に支払われている費用は全国で1年間に約3億5,000万円、それだけで毎年約5,000体の司法解剖が行われてきた。

その謝金の予算は、警察本部の鑑識課が管理している。

そのため、解剖するときは鑑識課の了解が必要になる。

限られた予算を執行する立場の鑑識課としては、変死体だからといって何でも解剖するわけにはいかない。

どうしても抑制的になる。

頻繁に発生する交通事故では解剖することはほとんどない。

かつては、この解剖謝金が鑑識課の裏金の原資になっていた、との警察OBの証言もある。

が解剖である。実際はやっていないのに解剖したことにして予算を執行し、それをプールするのだ。

裏金を増やすには、解剖の数はできるだけ少ない方が良くことになる。

だから鑑識課は、解剖の数を抑えようとする。

そうすると、警察署からの解剖申請は少なくなる。

解剖に対するあまりにも消極的な警察の姿勢をみると、鑑識課が今でもこんなことをやっているのではと勘ぐりたくなる。

外部的な要因もある。我が国の**解剖実施機関の体制も脆弱さだ**。

監察医務医制度がある東京23区、大阪市、神戸市(西区と北区を除く)でさえ、検視で事件性がないと判断された変死体が行政解剖で検視ミスによる殺人の見過ごし、この10年で計19件あったことも判明している。

ましてやそうした制度のない地域では、解剖する機関が少ないことも警察が解剖に消極的になる1つの要因だ。

ちなみに、広い北海道では解剖ができる機関は、札幌の北海道大学法医学教室と旭川の旭川医大の2カ所だけである。

しかも、こうした大学の法医学は、常に後継者不足に悩まされているという。

(このホームページ(19. 8. 17(金) **目立つ誤認検視 警察は死者の声を聴けるか**)にも掲載したように、変死体が見つかり、警察が検視でいったん病死などと判断したものの、遺体の火葬後に他殺と

判明したケースが、過去10年間に全国で少なくとも13件あった、と読売新聞が伝えている。

今回の愛知県警犬山警察署のケースでは、遺族が死因に不審を持ち、行政解剖を依頼したことから検視さえ行われなかったことが発覚した。

これがなければ、死者の声はヤミに葬られるところだった。

当時の犬山警察署の初動段階での対応をみると、単なる判断ミスとするにはあまりにもお粗末だ。むしろ、意図的に事件の隠蔽を図ったのではないかと強く疑われる。

ところが、この問題を今年8月になり一部週刊誌が大きく報道し、それをきっかけにメディアがキャンペーン報道を開始した。

一部の週刊誌には「犬山署の署長が、例年6月名古屋場所前に時津風部屋の招待でちゃんこ鍋を食べに行くことになっていた。犬山署が捜査に本腰を入れなかったのは、時津風部屋と“密接な関係”にあったからではないか」と指摘されている。

この点について、愛知県警の現職警察官は「名古屋場所の度に、犬山署の署長(警視)以下、課長(警部)以上の幹部が時津風部屋に招待されるのが慣例になっていた。その席では、時津風部屋の親方や有名力士が接待し、ちゃんこ鍋をご馳走になっていた。色紙にサインをもらったり、力士と写真と一緒に撮ったりしていた。場所中の招待券も署の方にきていたようだ」と話している。

最初に犬山中央病院で遺体を見分した警察官が、こうした時津風部屋の招待を受けていたどうかは分からない。

しかし、力士の急死はこの警察官から署の幹部を経て署長に報告されたことは間違いない。

「検視の必要なし、事件性なし」の判断は、署長の判断である。

その判断に、こうした時津風部屋との密接な関係が影響したであろうことは想像に難くない。

署長が、時津風親方から「なにぶんよろしく」と頼まれた可能性もある。

なければ、「阿吽の呼吸」ということか。

平成19年10月23日、メディア報道に追いつめられた愛知県警の松尾庄一本部長が「当時、より慎重に死因を判断すべきだった」と、ようやく初動段階の判断ミスを認めた。

警察庁の吉村博人長官も、愛知県警が検視官の出動要請をせず、病死と判断したことについて「よ

り慎重に死因を判断すべきだった」と述べた。

この発言はまやかした。

力士の遺体には、素人目にも明らかな無数の傷があった。

その死因が犯罪による疑いは極めて濃厚だったのだ。

慎重な判断などは必要ではなかった。

慎重に判断すべきは「最後まで隠蔽できるかどうか」にあったのではないか。

さらに吉村長官は「間違っても、警察が取り扱う死体で犯罪性を見逃してはならない。今後も死体や現場の状況、関係者や医師の意見を検討し、犯罪性の疑いがあれば司法解剖するよう指導していきたい」と強調した。

しかし、読売新聞が指摘するように、過去にも誤認検視で犯罪性を見逃した事例は数多いのだ。

そんなことも知らないで警察の最高責任者が、こんな発言をしているのだからお寒い話だ。

愛知県警だけではない。検視の問題だけではない。最近の警察の初動捜査の甘さは目に余る。

そういった警察の甘さを巧みに突いて、自殺を装った計画的な保険金殺人も頻発している。

そうした悪質な犯罪に対して現在の警察はあまりにも無力だ。



19. 10. 29(月) **富山の冤罪(氷見事件)無罪確定** 警察・検察捜査を追認する裁判所

富山の冤罪事件とは、平成14年に富山県氷見(ひみ)市で発生した2件の女性暴行等事件である。1件目は1月14日、氷見市内の民家に男が侵入し、被害者(当時18歳)に乱暴した(以下「第一事件」という)。

2件目は3月13日、氷見市内の民家に男が侵入し、被害者(当時16歳)に乱暴しようとしたが未遂

に終わった(以下 この2事件を「氷見事件」という)。

この氷見事件は、柳原浩さん(40歳)が実刑判決を受け約2年1ヶ月間服役、平成17年1月に仮出所したが、平成19年1月19日になって、富山県警が別に真犯人がいたことを明らかにし、柳原さんは冤罪だったと発表した。

鳥取県警に逮捕された松江市の無職大津英一(52歳)が平成18年11月に氷見事件を「自分がやった」と自白したことから、富山県警氷見警察署が大津を取調べて冤罪を確認したためだ。

氷見事件の再審裁判が、平成19年6月20日に富山地裁で開かれ、10月10日、富山地裁は「自白に信用性がなく、犯人でないことは明らかだ」と柳原さんに無罪判決を言い渡した。

強姦(ごうかん)致傷罪などに問われた大津被告の論告求刑公判が富山地裁(藤田敏裁判長)であり、検察側は、被告の自白で氷見事件の冤罪が判明したことなどを考慮し、同罪の最高刑の無期懲役を控え、懲役30年を求刑した。

起訴状などによると、大津被告は平成14年1月から平成18年7月にかけて、氷見事件の被害者2人を含む当時13~18歳の少女計14人に乱暴するなどした。

大津被告は、氷見警察署が柳原さんを逮捕した後も犯行を繰り返していたことになる。

柳原さん逮捕後も氷見事件と同様手口の事件が発生していたのに、氷見警察署は強引な捜査で柳原さんを犯人と決めつけ、連続して発生している凶悪事件と氷見事件との関連性を調べようともしていなかった。

氷見警察署の捜査方針は、完全に的外れだった。

そのために、氷見事件の被害者を除いて12人もの被害者を出した。

(氷見事件については、7月1日にこのホームページで「富山県の冤罪事件(その2) 取調室はブラックBOX」と題して述べた)

日本の刑事裁判は、捜査機関の作った調書を裁判資料(証拠)とするため儀式(調書裁判)、捜査機関が有罪と確認したことを再確認する手続き(捜査の追認)という指摘や裁判所が長期間の身柄の拘束を是認することなどから、自白偏重の人質司法とも呼ばれている。

その結果、日本の刑事裁判では起訴された事件の99.8%が有罪となる。

鹿児島地裁の志布志事件の無罪判決は例外中の例外であって、柳原さんが起訴され有罪になった

のは日本の刑事裁判としてはごく普通のことであるとも言える。

志布志事件では、被告の数も多かったことや活発な弁護活動もあって、警察・検察の捜査段階で人権を無視した違法な取調べが行われたことが明らかにされた。

氷見事件でも、警察による自白の強要や客観的証拠の無視といった同じような捜査が行われた。しかし、裁判所は警察、検察の捜査を追認して柳原さんに有罪の判決を言い渡した。

何故、全く別の判決になったのだろうか。

平成18年10月、札幌で開かれたシンポジウム「北海道はこれでいいのか！道政・道警・裏金報道」で評論家の魚住昭氏が次のように述べていたのを思い出す。

「司法制度の基本構造は三角形の構造にある。裁判所、検察庁、被告(弁護士)がそれぞれ独立していることになっている。弁護士は被告の利益を弁護し、検察官が国を代表して厳しく断罪しようとする。それを裁判官が聞いてどっちが正しいかを判断する。これが基本構造だ。刑事裁判制度は、最初には裁判官・検察チームVS被告・弁護士の図式から、今は裁判官・検事・弁護士のグループとなり、被告が孤立する形になっている。」

魚住氏が指摘したとおり、氷見事件は「裁判官・検察官・弁護士VS被告」の構図の下で行われた冤罪裁判だったことが明らかになった。

柳原さんは孤立し否認しても無駄だと諦め、裁判では一貫して罪を認めざるを得なくなった。

「氷見事件」の調査に乗り出した日弁連は、平成19年10月13日、柳原さんと面会し当時の取調べ状況など聞いた。

その際、柳原さんは、当時の弁護士の対応について「公判以外では2回しか来なかった。(事件を)やっていないと言ったが、調査すると言ったまま何もしてくれなかった、と批判。「(初公判の前に)弁護士からまじめに正直に答えれば罪が軽くなると言われ、『否認するな』という意味だととらえた」と怒りをあらわにした(10月14日北海道新聞)。

ここで、平成19年8月、最高検察庁が明らかにした「いわゆる氷見事件及び志布志事件における捜査・公判活動の問題点等について」(以下「最高検検証」という)の記述から、氷見事件の捜査上の問題点を明らかにしてみよう(この報告書では、柳原浩さんをA氏としているので、そのまま引用した)。

◎ 氷見警察署(以下「警察」という)・富山地検高岡支部(以下「検察」という)の捜査

① 警察は、2つの事件の被害者の供述にから作成した犯人の似顔絵、現場に遺留されたバスケットシューズの足跡痕、犯行の手口などから第一事件と第二事件とは同一犯の可能性が高いと判断した。

② 警察は、似顔絵を元に聞き込み捜査の結果、タクシー会社から元勤務者のA氏に似ているとの情報提供を受け、A氏を含む15人の写真帳を作成し、被害者に示したところ被害者はいずれもA氏を選んだ。

③ 警察は、4月に入りA氏を任意で取調べ、A氏は4月15日(報道によると最初の取調べから3日目)に「第二事件」を自供、警察はA氏を「第二事件」で逮捕する。

④ 警察は、事件を検察に送致した。A氏は検察官に否認し、勾留質問で裁判官にも否認したものの、

その後の警察の取調べに再び自白する(報道によれば、警察にもどってから「今後、供述をひっくり返すようなことはしません」との署長宛の文書を書かされた)。

⑤ 検察は、5月5日、A氏を処分保留で釈放し、同日、警察は「第一事件」でA氏を再逮捕した。A氏は、その後の警察・検察の取調べに一貫して事実を認めた。

⑥ 供述の裏付け状況

● A氏宅の捜索で足跡痕に合致する靴は発見されず、A氏は犯行時に履いていた靴は「燃やした」と供述した。

● 「第一事件」では、犯人が被害者方に電話をしていた事実があったことから、A氏の固定電話と携帯電話の架電履歴を押収したが、「第一事件」当時の記録は期間経過のため把握できなかった。

● 被害者の供述よる犯行に使用された「サバイバルナイフのようなもの」と「チェーンのようなもの」はA氏宅からは発見されなかった。

⑦ 検察は、A氏を5月24日に「第一事件」で、6月13日に「第二事件」で富山地裁高岡支部に起訴した。

◎ 捜査上の問題点

A氏は、任意の取調べ当初否認し、1回目の逮捕後に検察官と裁判官にも否認している。

その後は自白している。しかし、以下のように客観証拠の脆弱性にかんがみ、A氏の自白の信用性について慎重に検討すべきであったが、A氏の自白に過度に依存したきらいがある。

- ① 「第一事件」当時の架電履歴に「第二事件」の犯行時間帯にA氏のアリバイを窺わせる架電が記録されていたのを見逃した。
- ② 犯行現場に遺留された足跡に合致する靴が発見されなかったことについて、A氏の「(靴はあったが)燃やした」という供述を得て、その入手先の捜査などの裏付捜査をしていない。
犯行現場に遺留された足跡痕の長さは28センチメートル前後、A氏のサイズは24.5センチメートルであるのに、十分意識した捜査が行われていない。
- ③ 犯人が犯行に使った「サバイバルナイフのようなもの」と「チェーンのようなもの」が発見されなかったが、A氏の供述から凶器を「果物ナイフ」と「ビニール紐」を凶器と認定した。
- ④ 被害者供述による似顔絵にA氏が似ているとの被害者の犯人特定供述の検討が十分行われていない。

「最高検検証」が指摘する捜査上の問題点は、いずれも捜査を指揮する捜査幹部としてはチェックすべき基本中の基本である。

それこそが捜査の指揮といってもいい。

富山県警が弁解するような単なる捜査ミスというようなことではない。

捜査幹部に事件をねつ造しようとする故意があった、と考えたほうが自然である。

警察・検察の捜査にこれだけ多くの問題がありながら、裁判所は柳原さんに有罪判決を言い渡している。

警察・検察の違法な取調べで、いったん自白すると裁判で供述を翻しても、捜査段階での供述が証拠として採用されることが多い。

そうなると、別に真犯人が現れない限り、無罪になることはほとんどない。

これが日本の刑事裁判の実態である。

刑事訴訟法は、刑事事件の捜査から裁判までの手続きを決めている。

その第1条の目的には「事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現すること」

とある。

裁判所も当然のことながら裁判の結果について責任を負わなければならない。

しかし、再審裁判の判決で裁判長は、真犯人の存在を指摘して「柳原さんの自白に信用性がなく、犯人でないことは明らか」と述べ、柳原さんのアリバイも認めたが、警察・検察の違法捜査や裁判所が言い渡した原審の有罪判決には一切触れなかった。

もちろん、裁判長は柳原さんに謝罪もしなかった。

今回の無罪判決について柳原さんは「無罪は当たり前。なぜ僕のところに捜査員が最初にきたのか。真実は闇に葬られたままでうれしくない」と形式的な無罪判決に怒りを隠さなかった（10月11日北海道新聞）。

裁判所は、警察から請求された柳原さんの逮捕状の発付請求の審査、検察官の勾留請求での柳原さんへの尋問、裁判での柳原さんに対する被告人質問など、有罪判決を言い渡すまでに多くの機会に柳原さんと接している。

柳原さんの供述も直接聴いている。

それが富山地裁高岡支部の裁判官なのだ。

再審で無罪判決を言い渡したのも同じ富山地裁高岡支部の裁判官だ。

判決後に裁判長は「無実であるのに服役したのは誠にお気の毒です。これからの人生が充実したものなるよう心から祈っています」と柳原さんに声をかけたという。

まるで裁判所には責任はない、といった口ぶりだ。

再審裁判では、弁護側が2度にわたり柳原さんを取調べた富山県警の取調官を証人申請したが裁判所は認めなかった。

このため誤認逮捕から裁判所が誤った判決を出すに至った要因は、解明されないままに幕引きがされたことになる。

つまり、誤判理由の隠蔽だ。

国民の大部分は、裁判官は憲法で身分が保障されている。

だから、あらゆる権力から独立して、正義の味方として正しい判断をしてくれると信じ込んでいる。

ところが、裁判官は極端に最高裁判所から管理・統制されていて、独自の裁判をする自由がない、と

元大阪高裁判事の生田暉雄氏がその著書(「裁判が日本を変える」日本評論社)で述べている。

裁判所も官僚組織であることに変わりはない。

その隠蔽体質と無責任体質は、ほかの官僚組織と何も変わらないのだ。

日本の刑事裁判は自白偏重の人質司法とも呼ばれ、依然として「自白は証拠の王」とされる。

起訴される事件の 99.8%が有罪になり、その大部分は自白事件である。

裁判官は被告の自白をもとに検事が書いた起訴状とあまり変わらない判決文を安心して書き、裁判は「有罪か無罪かを決めるのではなく、有罪であることを確認するところ」になっているといわれる。

前出の生田暉雄氏はこう述べている。

「日本の刑事裁判は官僚の作成した『調書』の追認であって、裁判であって裁判でなく、裁判の体をなしていないのです。『調書』が間違っていれば誤判となり、そのため免田、財田川、松山、島田と四つもの死刑事件が再審で無罪となる事態が生じているのです」

再審の道も極めて狭い。

刑事訴訟の場合は刑事訴訟法第435条に定められている。具体的には以下の通りだ。

- 証拠となった証言・証拠書類などが、虚偽であったり偽造・変造されたものであったことが証明されたとき。
- 有罪判決を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。
- 判決の証拠となった裁判が、確定裁判によって変更されたとき。
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権侵害で有罪となった場合、その権利が無効となったとき。
- 有罪判決を受けた者の利益となる、新たな証拠が発見されたとき。
- 証拠書類の作成に関与した司法官憲が、その事件について職務上の罪を犯したことが確定判決によって証明されたとき。

こうした条件をクリアするのは至難の業である。

戦後、再審で無罪になった刑事事件を調べてみた。()年は事件が発生したである。

- ① 大正 2年～吉田岩窟王事件:発生から 50 年後、再審による無罪判決。
- ② 大正 4年～加藤老事件:発生から 62 年後、再審による無罪判決。
- ③ 昭和17年～横浜事件:検挙から 63 年後、再審開始、1 審、2 審は免訴判決で最高裁に上告中。

- ④ 昭和21年～榎井村事件:発生から47年後、再審による無罪判決。
- ⑤ 昭和23年～免田事件:発生から34年後、再審による無罪判決。
- ⑥ 昭和24年～弘前大教授夫人殺し事件(弘前事件):服役終了後に真犯人が自白し、発生から28年後、再審による無罪判決。証拠は警察の捏造
- ⑦ 昭和25年～財田川事件:発生から34年後、再審による無罪判決。
- ⑧ 梅田事件 :服役終了後、再審による無罪判決(発生から36年後)。
- ⑨ 昭和28年～徳島ラジオ商殺し事件:発生から32年後、日本初の死後再審無罪判決。
- ⑩ 昭和29年～島田事件:発生から35年後、再審による無罪判決。
- ⑪ 松尾事件:発生から35年後、熊本地方裁判所で再審による無罪判決。
- ⑫ 昭和30年～松山事件:発生から29年後、再審による無罪判決。
- ⑬ 昭和36年～名張毒ぶどう酒事件(名張事件):発生から44年目の平成17年に再審開始決定する
も平成18年12月に検察の異議申立てを認め名古屋高等裁判所が取り消し、申立人が最高裁判所に特別抗告中。
- ⑭ 昭和42年～布川事件:発生から38年目の平成17年、再審開始が決定。検察が東京高等裁判所に対して即時抗告中。
- ⑮ 昭和54年～貝塚ビニールハウス殺人事件(貝塚事件):事件に関与したとされ服役していた少年一名が、発生から10年後に大阪地方裁判所にて再審による無罪判決。

(フリー百科事典「ウィキペディア」から)

これをみても、再審で無罪判決を受けるまでに半世紀以上を要しているケースもある。

冤罪で有罪判決を受けた人は、自分の生涯をかけて無罪を勝取るために戦わなければならない。

ここに掲げられている再審事件は、いずれも社会の耳目を集めた事件である。

氷見事件は、真犯人が現れるまで人々の関心も呼ばなかった。

支援してくれる弁護士もなかった。メディアも書かなかった。

1審判決に控訴もしなかった柳原さんにとっては、再審などは思いもよらないことだったに違いない。

刑務所を出所した後に仕事も住所も転々とした生活を送っていた。

無罪判決後にも地元にも帰らなかったという。

失われた年月と言われなき不名誉と世間の冷たい目にじっと耐えながら、残された人生を送る以外に生きる道はなかった。

富山県警の岸田憲夫警務部長は、この事件を捜査した当時の関係者らを処分しない方針を明らかにした。

岸田警務部長は、「当時の捜査員の故意や重過失が原因で起こったものではなく、組織的な捜査の結果と認識しており、現時点で処分は考えていない」と述べた。

県警の方針に対し、男性の兄は、「本人が一番悔しいと思う。処罰をしないのでは、なぜ、こうしたことが起きたか分からず、再発防止が今後できないのではないか」と話している。

治安維持のためには、多少の問題があったとしても許される。

こうした認識こそが、警察の違法捜査を許容する温床であり、警察官の無責任捜査を生み出す温床となっているのだ。

弁護団は「今後、国家賠償訴訟を検討する」としている。

その中で富山県警の違法捜査の事態を明らかにしてもらいたいものだ。

それ以外に冤罪の再発防止の道はない。



19. 10. 25(木) **これで市民の安全が守れるか？占有離脱物横領罪の検挙が意味するもの**

最近、交番やパトカーのお巡りさんの仕事のやり方で考えさせられていることがある。

街中を走る自転車利用の市民に対して「盗んだ自転車ではないのか」という疑いの目を向け、職務

質問と称して呼び止め、市民には理解できない理屈で占有離脱物横領罪だと決めつけ、事件を仕立て上げることへの疑問である。

交番のお巡りさんはどうしてこんなことをやるのだろうか、ほかにやることはないのだろうか、そんな素朴な疑問だ。

最近、耳にした事例だ。

札幌市内の公立高校に通う少年が、自転車に乗って帰宅途中に道警本部自動車警ら隊のパトカーの警察官から職務質問を受けた。

この自転車は数年前に少年の叔父が「知り合いが持ってきたものだけど、まだ乗れるのもったいないから」と自宅に持ってきたものだった。

少年は、別な自分の自転車に乗っていたのでそうした事情は知らなかった。

自転車は使われることなくガレージに置かれたままだった。

少年が今年4月高校に入学したため、その自転車のタイヤを交換し部品を取り替えて通学に使うことになった。

その日、少年は野球部の練習が終わりユニホーム姿で自宅に向かって歩道上を普通で走っていた。

パトカーから降りてきた2人の警察官が「ちょっと」と声をかけてきた。

警察官「最近自転車がよく盗まれるけど、これ、君の自転車？名前は何？」

少年「はいそうです」と答えて名前を言う。

警察官「これ君の自転車かどうか確かめるけどいい？」

少年「はい」

警察官は少年の自転車に張ってあるPSL登録のシールの番号を書き取り無線でどこかに照会する。

警察官「この自転車は、君の名前と違うよ」

少年「家にあったものですけど」

警察官「家に確かめるけど、電話番号は？」

警察官は少年の自宅に電話をした。電話に出たのは少年の祖父だった。

警察官「今、お宅の息子さんに職務質問したんですが、この自転車はどうしたのですか？」

祖父「良く分かりませんが数年前に親戚の者が『使えるようだから』と言って持ってきたものです。詳しくは娘(少年の母親)に聞かないと分かりませんが、その自転車は被害届けが出ているのですか」

警察官「いや、被害届は出ていません。」

祖父「では、盗まれた物ではないのですね。職務質問と言いましたが孫はなにか不審に思われることをやっていたのですか」

警察官「いや、そういうことはありません」

祖父「私は警察OBです。警職法(警察官職務執行法)2条の要件はなかったのでしょうか」

警察官「ありません」

祖父「では、孫に謝罪してください」

このやりとりの数日後、このパトカーのもう1人の警察官から電話があった。

「その後、自転車の所有者が分かったので確認したところ、自転車は盗まれたものだが、被害届は出していないことがわかりました。相手は自転車を返して欲しいと言っています。自転車をお宅に持ってきた人の 名前を教えて欲しい」

この警察官は、その自転車を持ってきた親戚にも電話して同じことを言ったそうだ。

この少年には非行歴もなく、野球部の練習に熱中するまじめな高校生だ。

どうやら、この警察官たちは何としても占有離脱物横領事件を検挙したかったようだ。

もう一つ事例を紹介しよう。こちらのケースは少年ではなく成人の女性だった。

その自転車は、2年ほど前に自宅近くのゴミステーションに捨てられていたのを「もったいなから」と修理して使っていたものだった。

その女性は警察官から「占有離脱物横領だ」と告げられ、始末書？を書かされたうえ、指紋と写真をとるから出頭するように指示された。これは明らかにやりすぎだ。

指紋・写真を採ることができるのは、逮捕されている被疑者だけである。

この一般の市民になじみの薄い「占有離脱物横領」とはどんな犯罪だろうか。

「占有離脱物横領罪」とは、放置自転車を乗り去ったり、落とし物を懐に入れたりといった「持ち主の手からいったん離れた物を自分の物とする行為」を罰する刑法の規定だ。

法定刑は、1年以下の懲役または10万円以下の罰金である。

確かに、放置自転車や捨てられた自転車を使う行為は、厳密に言えば「占有離脱物横領」といえるのかも知れない。

だからといって、警察がしっかりと裏付けもせず犯罪だと決めつけ、摘発するのはいかがなものか。

市民の感覚からすると、こうした事件は軽微であり可罰性に乏しいと考えるのが普通だろう。

しかし、警察官がどうしても検挙したいのなら、その裏付け調査はしっかりとやるべきである。

ただ単に、持ち主が盗まれた自転車だと主張したから占有離脱物横領とはいかない。

何人もの手を経ているなら、その経過を調べる必要がある。

ましてや、盗難の届け出がなされていないとなればなおさらである。

第一、自転車を盗んだ犯人が分からないのに占有を離脱した物といえるのだろうか。

自転車をゴミステーションに捨てた人は、その自転車を使う人を処罰して欲しいと思うのだろうか。

軽微な事件だから裏付け調査がいい加減でもいい、とはいえないであろう。

法務省の犯罪統計で昭和20年から平成12年までの少年犯罪全体の罪種別の検挙者数を調べてみた。

それによると、少年犯罪が多くの罪種が減少あるいは変動がないのに、昭和45年以降、占有離脱物横領だけが急激に増えていることだ。

平成10年には35,000件を超えている。

その原因は、警察の事件検挙の重点が、こうした少年による占有離脱物横領に向けられたことを表している。次に、全国の地域警察官、つまり、交番や駐在所に勤務している警察官や警察本部の自動車警ら隊等のパトカーの警察官が検挙した占有離脱物横領の件数を調べてみた。

年別(平成)	15	16	17	18	19
占有離脱物横領	86,558	94,635	89,899	87,990	54,218
(地域警察官の割合)	(99%)	(100%)	(99%)	(99%)	(?)
地域警察官一人当り	1.00	1.08	1.01	0.98	0.60

占有離脱	送致 (割合)	44,151 (?)	12,382 (13%)	11,338 (13%)	10,688 (12%)	6,734 (12%)
	送致など		簡易送致	32,844	29,826	29,887
	不送致	42,407	49,409	48,735	47,415	29,247

(平成19年は、9月末の数字である)

(注)

- 1 数字は少年だけではなく、成人も含まれている。
- 2 簡易送致とは、軽微な少年事件について、刑事処分や保護処分が必要ではないと認められた場合に1月ごとに一括して検察官(家庭裁判所)送致する制度。成人の微罪処分に当たる。

これで分かるように、占有離脱物横領事件は100%近くを地域警察官が検挙している。

しかも、警察が1年間に検挙する刑法犯全体の14%も占めているのだ。

全国の地域警察官は、少なくとも毎年1件は検挙していることにもなる。

ところが、検挙した事件のうち送致されるのは12~13%に過ぎない。

その他は、事件を送致しないで警察限りで終わるか、少年の簡易送致で終わっている。

自転車の占有離脱物横領の背景には、消費者の使い捨て指向や駅周辺、繁華街の放置自転車の問題がある。

拾得物として届けられる自転車は警察署の保管場所に溢れている。

保管期間を過ぎても受け取る人も少ない。

路上には自転車が長期間放置され、市等が管理する自転車置場には、所有者不明の自転車が溢れている。

そうした中で、不心得者が他人の自転車を乗り去る。盗まれた方も、どうせ見つからない、面倒だ、買った方がよいなどと警察に被害届を出さない。

盗む方の動機も昔のように古物商に売り払い金に換える手口から、盗んだ自転車を乗り捨てるというやり方になっている。

そこで自転車盗についてもみてみよう。

年別(平成)		15	16	17	18	19
自転車盗		24,018	24,935	24,586	24,008	15,178
地域警察官一人当り		0.28	0.28	0.28	0.27	0.17
自転車盗 送致など	送致(割合)	16,496 (?)	6,425 (26%)	6,319 (26%)	6,039 (25%)	3,743 (25%)
	簡易送致		10,617	10,744	10,180	6,097
	不送致		7,522	7,893	7,523	7,789

(平成19年は9月末の数字である)

自転車盗については、全体の検挙件数は不明だが、これもほとんどが地域警察官によると推定される。自転車盗も検挙した事件の25%前後しか送致されていない。

そのほかは警察限りで終わるか、少年の簡易送致で終わっている。

交番のお巡りさんは、何故、被害届も出ていない自転車の占有離脱物横領や自転車盗の検挙に血道を上げるのだろうか。

被害の届け出もなく、しかも検挙する相手といえば、少年や法律もよく知らない主婦だったりする。

お巡りさんは、やりやすい相手を選んで職務質問と称して呼び止め「盗んだ自転車ではないか」と質問する。

自転車の所有者が違っていることや、ろくに裏付け捜査もせず「占有離脱物横領だ」と決めつける。ときには指紋や写真を採ろうとする。

交番のお巡りさんが、こんな仕事に血道を上げている一方で、最近コンビニ強盗事件が頻発している。コンビニ強盗を交番のお巡りさんが逮捕したなんて話はあまり聞かない。

ほとんどが未解決に終わり、警察の無力をあざ笑うようにコンビニが狙われる。

コンビニは防犯カメラなどで自衛しようとするが、中には店員が万引き犯を捕まえようとして逆に殺害される事件まで起きている。

交番のおまわりさんは、もっとほかにやることがあるのではないかな。

少年の占有離脱物横領を検挙すれば少年の補導や非行防止に役立っていると思っているのだろうか。交番のお巡りさんは、本当の理由を知っているはずだ。

それなのに何故「占有離脱物横領」とか「自転車盗」の摘発に血道を上げるのだろうか。

それは、警察内部に数字で仕事をする風潮があるからだ。

数字さえ上がっていれば仕事をしたことになる。仕事の中味は二の次だ。

何時起きるとも知れないコンビニ強盗の予防や逮捕にいくら努力しても評価されないからだ。

お巡りさんの目線は市民の方ではなく、警察の内部に向けられることになる。

幹部もそのことは認めている。警察の現場にはそんな風潮がある。

警察庁の説明では、各都道府県警察では警察署、交番ごとに年間の犯罪検挙件数、交通違反取締り件数等の目標が設定されている場合があるとしている。

いわゆる「ノルマ」である。

交番ごとに「ノルマ」が設定されると勤務している1人1人に「ノルマ」が課せられる。

お巡りさんとなれば、とりあえずはやりやすい事件を検挙しようとする。

職務質問で少年の占有離脱物事件を検挙すると、「職務質問1件」、「刑法犯検挙1件」、「少年補導1件」の実績が上がる。

写真や指紋を採るとそれも、鑑識資料「写真1件」、「指紋1件」の実績になる。

交番のお巡りさんや部下を監督する立場の幹部も、自分たちの仕事が市民からどう受け止められているかなどには関心がない。

とりあえずは数字さえ上がっていれば仕事をしていることになる、それでいいと考えているのだろう。

こうしたことを示す典型的な事例が、兵庫県警で起きている。

平成16年、兵庫県警地域部の自動車警ら隊(通称:自ら隊)の隊員が、検挙実績を上げる目的で架空の被害者をでっち上げ、書類も捏造する形で検察庁や家庭裁判所に送致していた事件が公になった。

発端となったのは前年12月、西宮署が担当した自転車盗難事件で、被害者が実在しないケースがいくつかあることがわかった。

内容に不審な点のある書類は約300件発見され、いずれも自ら隊が検挙したことになる軽微

な自転車盗や占有離脱物横領を自転車盗にデッチ上げた事件ばかりだった。

いずれも、自ら隊の隊員が数字上の検挙実績を上げるため、通常なら窃盗事件にはなりえないものについても、被害者を捏造することで事件化していたことがわかった。

「微罪処分手続書」や「少年簡易事件送致書」が検察庁や家裁に送られても不起訴になったり、審判不開始の処分となることが多い。

被害者に連絡が行くこともないから、まずバレることもない。

それを悪用して組織的に実績を稼いだのだ。

現在も、占有離脱物横領や自転車盗の事後処理のやり方は変わらない。

兵庫県警の自ら隊と同じことが行われている可能性は大きいのだ。

その交番のお巡りさんの仕事の能力は、昔に比べて間違いなくレベルダウンしている。

昭和40年に警察庁は全国の警察に対して「外勤警察職務範囲基準の制定について」と題する通達を出した。

外勤警察とは現在の「地域警察」のことである。

それまでは交番のお巡りさんは、警察官がやる仕事であれば何でもやっていた。

刑事と競争で泥棒を捕まえることに血道を上げた。

今の交番のお巡りさんが捕まえる泥棒と云ったら、スーパーマーケットが突き出してくる万引きくらいだろう。

本物の泥棒？を捕まえたことのある交番のお巡りさんはほとんどいないだろう。

それは、この通達が、地域警察官の事件や事故の処理範囲を初動的なものに限定してしまったからだ。それ以来、地域警察官は「単純、軽易な事件」、つまり、捜査に時間がかかるものや難しい事件はやらなくなったのだ。

暴力団員の事件もやらなくなった。

交通事故も軽傷事故や物損事故で原因がはっきりしたケース以外は取り扱わなくなった。

さきほど、昭和45年以降、少年の占有離脱物横領事件の検挙が急激に増えていることを指摘したが、これは地域警察官が「単純、軽易な事件」しか扱わなくなった時期と一致する。

地域警察官の仕事の範囲を限定した結果、単純、軽易な事件だけを手がけることにより地域警察官

の能力低下という結果も招いた。

能力だけではない士気の低下も招いた。

30年を経た平成6年末になり、地域警察官の実務能力の低下に気がついた警察庁は、この通達を廃止する。

そして、地域警察官の職務範囲を拡大する。

しかし、いったん緩んだ「たが」は元には戻らない。

以前は、警察署の人事異動で制服勤務の交番のお巡りさんに明日から刑事をやれと命じても、刑事の仕事をその日から一通りこなせたものだ。

それが今はそうはいかない。

逮捕手続書や参考人の供述調書を作る、といった警察官の基本的な仕事が満足に出来ないお巡りさんが大勢いるのだ。

おそらく、警察官職務執行法第2条の「職務質問」をされるお巡りさんはほとんどいないだろう。

繁華街にたむろしている暴力団員に職務質問ができるお巡りさんはいるのだろうか。

間違いなくお巡りさんの執行力は弱くなっている。

お巡りさんの執行力が弱くなると、その矛先は少年や弱者に向けられる。

交番などに勤務している交番のお巡りさんは、警察官全体の半数以上を占めるともいわれている。

地域警察官のレベルダウンは、警察全体のレベルダウンとなる。

平成14年以降20%台で推移していた犯罪検挙率は、平成18年には31.2%となった。

警察庁は、低下する検挙率に歯止めがかかったとしている。

この低迷する検挙率の中味は、先ほどから説明している占有離脱物横領や自転車盗など極めて軽微な事件の検挙が含まれている。

警察庁としては、軽微な事件の検挙はやめるように指示するわけにはいかないのだろう。

たちどころに検挙率はさらに低下することは目に見えている。

警察幹部の指揮能力のレベルダウンも問題だ。

地域警察官のレベルダウンは、当然警察幹部の指揮能力のレベルダウンとなって現れる。

困難な仕事を無意識に避けようとする思考傾向が、警察幹部の頭の中にしっかりと根付いている。全国各地で起きている警察の初動捜査のミスがそれを物語る。

そして、警察組織の内部を向いた幹部の思考傾向が、架空の事件をデッチあげた鹿児島県の志布志事件や富山県の氷見事件といった冤罪事件を生む違法捜査となって国民の前に暴露された。

占有離脱物横領の検挙は、何も交番のお巡りさんの問題だけにとどまらない。



19. 10. 19(金)

えりも町職員年金保険料着服 町の告発未受理 浦河署「書類提出ない」

題名は、平成19年10月10日の北海道新聞夕刊の記事の見出しである。

記事は、日高管内えりも町職員が国民年金保険料を着服し、町が刑事告発したと社会保険庁が公表した問題で、浦河警察署がこの告発を受理していなかったことが分かった、という内容だ。

9月23日に、このホームページで札幌西社会保険事務所が職員の国民年金保険料着服事件を札幌中央警察署に告訴したのに、事件が検察庁に送られるまでに5年もかかった。

警察には、告訴・告発事件をできるだけ受理したくない。警察の現場にはそんな意識があると、指摘した。

指摘したとおりのことが、今度は浦河警察署であったのだ。

記事の内容からえりも町と浦河警察署の言い分を整理してみる。

えりも町

◎平成12年から平成14年にかけて、税務課の職員が国民年金保険料(2万6,500円)や固定資産税など計約630万円を着服、町は平成14年3月18日付で職員を懲戒免職にし、20日に浦河警察

署に刑事告発した。

◎同年4月の議員協議会に告発を報告した記録が残っているが、告発に関する書類は存在しない。

◎告発は刑事訴訟法上、口頭でも良いため告発したと理解していた。

◎今後の対応については、町議会などと相談して決めたい。

浦河警察署

◎記録によると、町から相談を受け必要な書類を提出するよう求めた。

その後、提出がないため(告発は)受理していない。

◎正式に告発されれば受理する。

告訴・告発の方式に関しては、**刑事訴訟法第241条**に「司法警察員は口頭による告訴又は告発を受けたときは調書をつくらなければならない」とある。

そして、**警察の犯罪捜査規範第64条**(国家公安委員会規則)には「口頭による告訴もしくは告発を受けたときは、告訴調書又は告発調書を作成しなければならない」とある。

また、北海道警察の「告訴及び告発事件取扱要領」には、告訴等にかかる相談を受けたときは、警察署等の取扱責任者に報告の上、相談者の心情を理解し、誠実に対応するとともに、相談内容を十分に検討して適切な指導及び助言を行うなど速やかに対処しなければならない、とある。

浦河警察署は、えりも町の告発は「相談だ」と言いたいらしい。

告訴・告発は、捜査機関(警察)に対して犯罪を申告し処罰を求める意思表示であり、いずれも捜査の端緒である(強姦罪等の親告罪では告訴が訴訟条件の1つとされている。).

また、書面によることも口頭によることも可能であり、口頭の場合は捜査機関(警察)に調書作成義務が課せられる。

告発の受理に関しては、明らかにえりも町の言い分が正しい。

浦河警察署の対応には、刑事訴訟法や犯罪捜査規範の規定に明らかに違反している。

浦河警察署は、口頭による告訴があったら、すぐに受理して告発調書を作成しなければならなかつ

たのだ。

仮に、それが正式の告発ではなく「相談」であったとしても、浦河警察署はえりも町の関係者に適切な指導や助言をしなければならなかった。

えりも町の関係者は、平成14年3月20日に刑事告発したとしているが、それから既に5年6ヶ月も経過している。

業務上横領罪の時効寸前である。

浦河警察署は、えりも町が何も言ってこなかったら、どうなったのかを確認するくらいのことはずべきだった。

どう考えても、浦河警察署が事件を知りながら放置していたとしか考えられない。

その背景には、先にも指摘したように警察の告訴・告発に対する消極的な姿勢がある。

新聞によると浦河警察署は「正式な告訴があれば受理する」としているが、告訴は捜査の端緒に過ぎない。

犯罪があると思料したときは捜査を開始する。

それが捜査機関としての警察のあるべき態度である。

告訴・告発の有無には関係はない。

札幌西社会保険事務所が国民年金保険料を着服したとして札幌中央警察署が告訴した事件が検察庁に送られるまでに5年もかかったことについて、北海道選出の鉢呂吉雄衆議院議員が国会で質問した。

それに対する警察庁の答弁は「関係者からの聴取等、事案の解明に必要な証拠の収集のため、所要の期間(5年間)を要した」と型どおりの弁解であった。

横領した保険料を納めた被保険者は34人で保険料合計約270万円であることも判明したが、この着服事件はさほど複雑な事件とは思えない。

被保険者が34人といっても、参考人調書の作成は1ヶ月もあれば終わる。

いずれにしてもこの程度の事件に5年もかかるわけがない。

いかにも現場の捜査の実態を知らない警察庁のキャリア官僚の答弁らしい。

警察庁によると、社会保険庁等の職員による保険料の着服事件の告訴・告発事件の受理件数は、北海道警察の2件をはじめ全国の警察で29件となっている。

また、こうした事件で北海道警察の7件をはじめ全国の警察で36件を検察庁に送付し、これまで起訴されたのが30件、不起訴とされたものが19件だったと、している。

では、北海道警察の告訴・告発事件の取り扱い状況はどうなっているのか。

これも鉢呂議員が質問している。それに対する警察庁の答弁は次のとおりだ。

北海道警察 告訴・告発事件の受理・処理状況

年別(平成)	14	15	16	17	18
受理(件数)	631	681	567	624	870
処理(件数)	574	674	584	632	852
苦情(件数)	6	3	4	1	3

* 処理件数は、検察庁に送付した件数で前年以前に受理したものを含む。

* 苦情は、告訴・告発に関して北海道公安委員会に寄せられた苦情の件数である。

ここで注目されるのは、告訴・告発事件の処理をめぐって多くの苦情が、北海道公安委員会に寄せられていることだ。

次に告訴・告発事件の処理実態に関する警察庁の答弁を表にまとめてみた。

北海道警察 告訴・告発事件未処理期間(平成19年9月末現在)(件)

1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5年以上	合計
86(58%)	31(21%)	17(12%)	13(9%)	147

これを見ても、北海道警察の告訴・告発事件の処理は、いかに長時間を要しているかが分かるだろう。

約20%、つまり5件に1件が3年以上かかるということだ。



19. 10. 15(月) 志布志事件捜査は警察の組織犯罪(その3)幹部は何故告発されないか

話は横道にそれるが、鹿児島県は日本の近代警察の基礎を築いた川路利良大警視の出身地である。

川路は、薩摩藩の貧しい下級武士であった。

明治元年の鳥羽伏見の戦いでは各地を転戦した。

明治5年に羅卒総長になり欧州の警察制度を視察し、明治7年警視庁を創立した。

今日の日本警察の原型は、川路大警視がパリから持ち帰ったものである。

川路大警視は「官員は公衆の膏血(こうけつ)をもって買われたる物品のごとし」と警察官に厳しい自戒を求めた。

その川路大警視の銅像が、鹿児島県警察本部と警視庁警察学校の「川路広場」に建てられているという(「大警視・川路利良」 神川武利著から)。

鹿児島県警の上層部は、川路大警視の自戒の教えをどこかに忘れたのだろうか。

当初は「違法捜査はない」と断言していた稲葉一次鹿児島警察本部長は、関東管区警察本部総務部長に転出、その後任の久我英一本部長は、3月26日の県議会総務警察委員会で「買収会合の証拠がないとした判断は尊重する」と答弁し、事実上裁判で警察側が主張した4回の買収会合は存在しないことを認めた。

鹿児島県警は、志布志事件の捜査上の問題点を検証するため、内部調査を行うことを明らかにしているが、その結果も明らかにしていない。

また、無罪になった被告人らに直接謝罪することも拒んでいる。

1 訴訟等で真相は解明されるか

無罪判決の前後には、民事提訴や監査請求、刑事告訴による刑事裁判が始まった。

志布志事件はまだ終わってはいない。

今後、進められる訴訟等は次のようなものである

- (1) 「踏み字事件」の被害者川畑幸夫さん(61歳)が違法な取調べで肉体的、精神的な苦痛を受けたとして、鹿児島県に200万円の損害賠償を求めている訴訟の判決が、今年1月18日に鹿児島地裁であった。

裁判長は「取調べ手法は常軌を逸し、公権力をかさに着て川畑さんを侮辱するもの。屈辱感は甚大」と鹿児島県警の違法捜査を指摘し、県に60万円の支払いを命じた。

川畑さんは、さらに1月24日、浜田隆広元警部補(44歳)を特別公務員暴行陵虐罪の疑いで鹿児島地検に告訴した。

この告訴は、福岡高検に移送された。

その理由については、浜田元警部補が福岡に転居したためと説明されているが、志布志事件の捜査を鹿児島地検が担当したことを考え、同地検では公正な捜査は期待できないと見られると判断したのだろう。

浜田元警部補は、9月19日に福岡地裁に在宅起訴された。

- (2) 無罪の判決を受けた元被告12人のうち11人が刑事補償法に基づき「無実の罪で不当に拘置された」として、刑事補償請求を鹿児島地裁に請求する。

刑事補償は、無罪が決まった元被告に拘置された期間に応じて、国が1日当たり1,000円から1万2,500円の補償金を支払う制度だ。

請求を受けた裁判所が、期間中の失った利益、苦痛の度合い、警察や検察、裁判所の故意、過失などを勘案してその額を決める。

拘置期間は、中山信一元被告が395日と最長で、補償額は最大で約493万円、ほかの10人も88日から273日間も拘置されている。

今年10月3日、鹿児島地裁は元被告11人と公判中に死亡し公訴棄却になった1人の合計12人に対して、総額2,675万円の刑事補償金を支払う決定をした。

全員に法が定める上限の1日当たり1万2,500円の補償が認められたという。

しかし、こんなことで元被告たちが失ったものが取り戻せるわけでもない。

また、刑事補償金は、全て国民の税金であることを忘れてはならない。

検察と警察が、犯罪行為により国民に苦痛と損害を与えたのだ。

それは、犯罪者が償うべきであろう。

(3) 捜査を指揮し今年の2月に退職したK元志布志警察署長に満額の退職金を支払ったのは違法だ

として、志布志市民が7月3日に知事と県警本部長に退職金の返還を求める住民監査請求を行った。

この市民は、元署長の退職金額について情報公開条例に基づいて開示請求を行ったが非開示とされた。

県監査委員は、60日以内に結論を出すことになっている。

このほかに「踏み字」訴訟で県警捜査二課の浜田隆広元警部補の違法行為を認め、判決に従って県が原告に支払った60万円を浜田被告本人に請求するべきだとして、志布志市民が監査委員に監査請求を行い監査委員が受理している。

(4) 今年8月25日元被告と弁護団は、10月19日に国と県を相手取って、総額で2億8,600万円の損害賠償を請求する国家賠償請求訴訟を提起することに決めた。

弁護団長を務める藤山忠さんは「真相が解明されなければ、事件は終わらない。皆で力を合わせて戦い、名誉回復のために頑張りたい」と話しているという。

訴訟では、強圧的な取調べと、アリバイ固めや供述の裏付けなど証拠収集が極めて杜撰ななかで、自白頼みの逮捕などを行った鹿児島県警と鹿児島地検の捜査手法について、違法性が明らかにされるかどうか焦点になる。

しかし、警察にはこうした組織的な犯罪の真相を自ら明らかにすることを期待できない。

おそらく、現場の警察官の個人的な犯罪だとして組織的な関与は否定するだろう。

検察庁も自らの手で鹿児島地検と鹿児島県警の違法捜査の実態を明らかにすることはないだろう。

それは、冒頭に触れた鹿児島県警捜査二課の浜田隆広元警部補の特別公務員暴行陵虐事件を福

岡地検が在宅起訴したことからもしっかりしている。

浜田被告は、志布志事件の捜査に関与した一捜査員である。

関与したのは、志布志事件捜査のごく一部に過ぎない。

架空の買収事件をデッチ上げたのは、現場で捜査の指揮に当たっていたK元志布志警察署長と捜査二課から派遣されたI警部、それに鹿児島地検の担当検事だ。

そして鹿児島県警本部の捜査二課長等県警上層部が、いずれかの段階でこれに関与したはずだ。

もし、鹿児島地検から事件の移送を受けた福岡地検が、こうした組織犯罪の真相を徹底的に解明しようとするなら、特別公務員暴行陵虐事件で浜田隆広を逮捕し、これを入り口事件として、鹿児島県警捜査二課、志布志警察署、鹿児島地検の捜索行い関係書類を差押さえ、志布志事件捜査の全貌を解明しようとしたであろう。

福岡地検は、世論対策として形だけの捜査を行っただけに過ぎない。

おそらく、浜田被告を逮捕しないで在宅起訴する条件として、浜田被告の依願退職を県警に求めたに違いない。

警察と検察の間では、この問題でこれ以上県警幹部等の刑事責任を追及しないことで了解していると考えべきである。

警察も検察も身内の刑事事件には極めて消極的なことは、過去の多くの事例が示している。

2 責任免れの鹿児島県警上層部

鹿児島県警は、捜査関係者の内部処分を行ったが、厳しい懲戒処分を受けたのは浜田元警部補だけであった。

減給 10 分の 1 で3ヶ月だった。

浜田元警部補は、今年8月に依願退職したが起訴されたため、退職金の支給は保留されたままである。

これは事実上の懲戒免職に等しい。

捜査を指揮した県警上層部の処分はどうだったか。

稲葉元本部長は警察長官の嚴重注意、K元志布志警察署長(退職)は本部長注意、元J刑事部長(退職)、捜査二課長と元刑事部参事官(退職)はお咎めなし、当時の捜査二課班長I警部は捜査二課

長訓戒、M志布志警察署生活安全・刑事課長は本部長口頭注意である。

いずれも懲戒処分ではない注意というごく軽い処分で終わらせている。

警察が組織的な不正について、現場の警察官だけに責任を負わせる、いわゆる「とかげの尻尾切り」で、真相をヤミに葬るのは常套手段だ。

同じ九州の長崎県警の元暴力団対策課の元警部補大宅武彦氏が、上司の特捜班長の指示で警察署に応援派遣され、その警察署でけん銃のヤラセ捜査に従事した際、違法捜査がマスコミに発覚するや長崎県警は大宅元警部補を懲戒免職にするとともに、銃刀法(けん銃の不法所持)で立件、送致した。

長崎地検は大宅氏だけを起訴、大宅氏は執行猶予付の有罪判決を受けた。

大宅氏は、違法捜査は上司の指揮を受けて進めたものだ、と主張して最高裁まで争ったが平成15年3月敗訴した。

この事件は「警察VS警察官」(原田宏二著 講談社)に詳しい。

違法捜査が発覚したときの警察のこうした「とかげの尻尾切り」は全国至るところで見られる。

現場の捜査員たちは、事件がデッチ上げではないかと薄々知りながらも組織捜査という名の下に猟犬のように獲物を求めて突っ込んでいく。

何かがあったら警察という組織が、自分たちを最後まで守ってくれると信じている。

しかし、それは幻に過ぎない。

警察は、組織防衛のために現場の捜査員を躊躇なく切り捨てる。

今、浜田元警部補は志布志事件の象徴ともいえる「踏み字」事件の被告となり、社会の非難を一身に浴びている。

無論、彼の行為は許されることではない。

無実の人を苦しめ、その人生を目茶目茶にした。

その責任は厳しく追及されなければならない。

しかし、彼は現場の一捜査員である。

志布志事件は警察の組織犯罪である。

組織のしかるべき立場にあった幹部の刑事責任が追及されなければ、著しく社会正義に反する。
しかしながら、現時点ではそうした立場の幹部は誰1人として告発されてはいない。

3 何故、こんな事件が起きたのか

最高検察庁も警察庁も、志布志事件は「選挙違反事件捜査の問題」と称しているが、それはまやか
しに過ぎない。

この事件の捜査は、捜査に名を借りた犯罪である。

刑法では、裁判、検察、警察の職務を行う者を特別公務員としている。

「特別」とは何を意味するのか。

ここに掲げられている職務にある者は、法の定めにより人の自由を拘束したり、ときには人の生命を
奪うことができる権限を与えられているからである。

そのために、特別の強い権限が与えられているのだ。

それは、目には見えない武器に等しい。

そして、その武器は国民の最も弱い人たちに、より苛烈に向けられるのだ。

そうしたとき、現行の刑事手続きではこうした人々は身を守る術はない。

警察は、こうした武器を権力の側にいる人間や巨大な組織に守られている人間には、決して向ける
ことはない。

権力も組織もない弱い立場の人たちに向けられる。

刑事訴訟法には、「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らか
にし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的とする」とある。

これが犯罪捜査の基本的な精神である。

志布志事件の捜査に限らず、治安維持のためという大義の下では、ときとして、犯罪捜査の目的は
全く別の方向に向う。

目的が警察組織の都合であったり、警察内部の人間の保身であったりする。

目的を逸脱した捜査は、もはや犯罪捜査とは言えない。

それが、この志布志事件の捜査である。

警察の犯罪捜査も日本の司法制度の一環として行われている。

志布志事件は、現行の司法制度の中では、警察の捜査が暴走したときにこれをチェックする機能がほとんど無いことを鮮明にした。

メディアが、異常なこの志布志事件についてキャンペーン報道を始めたのは、一部のメディアを除いて無罪判決が出されてからである。

地元鹿児島県のメディアがどんな報道をしたのかは知るよしもないが、遠く離れた北海道にまで届くことはなかった。

権力の監視を使命と自負する新聞やテレビなどが、警察や検察という権力の犯罪に目を背けていたとしたら、その責任もまた重い。

こうした権力機関の犯罪を防ぐためには、違法捜査の真相を徹底的に明らかにするとともに、取調べの可視化の導入をはじめとする自白偏重の司法を改めるなど、司法制度全体の早急かつ抜本的な見直しが必要である。

今年10月4日、民主党は警察や検察庁に対し、容疑者の取調べの様子の録画や録音を義務づけるべきだとして、こうした内容を柱とする「刑事訴訟法」の改正案を、参議院に提出する方針を固めた。

今後の成り行きが注目される。

せめて、志布志事件が司法制度の見直しのスタートになることを望みたい。(おわり)



19. 10. 8(月) 志布志事件捜査は警察の組織犯罪(その2)元警部補だけの犯罪か

志布志事件の無罪判決は、小規模な集落においてほぼ同じ顔ぶれの買収会合を開き多額の現金を供与することは疑問で、自白内容は不自然・不道理であると指摘している。

これは、判決を待つまでもなく、捜査経験や能力とは関係のない世間一般の常識があれば判断が

できのごく当たり前の話だ。

しかも、捜査段階では逮捕された被告の半分以上が終始一貫して否認し、自供した6人も公判では否認している。

善良な一般有権者の態度としては考えられないことだ。

捜査官としては、これだけ多くの被疑者が否認しているのは何故かを考えなければならない。

これも捜査幹部としての基本である。

志布志警察署は、この事件で50回以上も逮捕者の自宅等を搜索したが、被疑者の供述を裏付ける物証は見つからなかった。

中山さんの預金口座も差押さえたが、買収資金191万円の出所は解明できなかった。

受け取ったとされる側の金の使途も解明できなかった。

会合に出されたとする料理、酒などの購入先も明らかにならなかった。

首謀者とされた中山さんのアリバイも崩せなかった。まるで、ないない尽くしの捜査である。

捜査幹部であれば、早い段階でおかしいと気がつかなければならない。それをしなかった理由があるはずだ。

それが明らかにならない限り、この違法捜査、警察の組織的な犯罪は解明されない。

1 幹部主導の違法捜査

警察の捜査は、組織として行われている。

捜査員は、指揮官の指示に従って決められた捜査方針で捜査を進めることになる。

通常は、捜査幹部が決めた捜査方針に捜査員が異論を唱えることは滅多にない。

そうしたなかで捜査に疑問を持つ捜査員がいたのは異例なことである。

このことは、この事件の捜査が現場捜査員に、いかに無理な捜査を強いていたかを物語っている。

そうしたことが次第に明らかになってくる。それらを報道から拾ってみる。

◎「ちゃんと吐かせろ」なじる署長

捜査の指揮をとったのは当時の署長(60)と捜査二課から派遣された警部(56)。

同期の2人は、多くの増収賄・選挙違反事件を手がけ、「取調べの神様」と評された。

署長は選挙以前から「必ず事件を挙げる」と豪語し、被告の供述が変転するたび、「ちゃんと吐かせ

ろ」と取調官をなじった。

ある夜の捜査会議で、ベテランの警部補が異議を唱えた。「この事件はおかしい。どれだけ調べても裏がとれない」

別の警部補も「方針を見直すべきだ」と続いた。だが署長は耳を貸さず、2時間にわたり2人を罵倒。

翌日、1人は捜査から外された。以後、表だって批判する人間はいなくなった。

(平成19年2月24日読売新聞)。

この話は捜査会議の様子を彷彿させる。警察は階級社会で、下意上達のない世界である。

この2人の警部補がこうした発言をするだけでも、相当の勇気が必要だったに違いない。

また、I警部が捜査員に「逮捕を繰り返せば、あきらめて認める(自白する)。事件はないけど、挙げた手は下ろせない」と捜査会議で指示したとも伝えられている。

◎「ひどい捜査」刑事が“告発”

平成15年8月下旬。鹿児島県霧島市の県議宅に1本の電話が入った。

警察官を名乗る男は押し殺した声で切り出した。

「刑事を長くやってきましたが、こんなひどい捜査は初めてです」～中略～「アリバイの確認を求めた検事に捜査幹部が『大丈夫』と嘘をついて逮捕のゴーサインをとった」「捜査員の95～96%がえん罪だと思っている」同じころ、複数の県議らにも内部告発が寄せられていた(平成19年6月26日 読売新聞)。

◎疑問だらけの捜査方法

「そうじゃないだろう」。平成15年5月のある日、志布志警察署の柔剣道場に同署長のいらだったような声が響いた。

犯行現場とされる被告宅の一室がこしらえられ、状況が再現された。

被告は、自分の座ったとされる場所を何度も間違えた。

署長はしびれを切らしたように検証を取り仕切る警部補を呼び、被告を「正しく」座らせるよう指示。

警部補は被告を誘導して座らせた。

捜査員からは、思わず「えっ」という声が上がった(平成19年2月20日朝日新聞)。

これらの話はK志布志署長とI警部以下の幹部が、かなり早い段階でこの事件が存在しないことを知っていたながら、強引な手法で事件をまとめることを決めて、捜査員に強い指示を行っていたことを示している。

今年10月3日、現鹿児島県警藤山雄治本部長が鹿児島県議会の答弁で、中山さんのアリバイについて「(逮捕・起訴後で初公判前の)平成15年7月下旬に(中山さんのアリバイが成立することを)把握していた」と述べている。

逮捕した被疑者のアリバイの裏付け捜査は、遅くとも逮捕の前後の早い段階で行うのが捜査の鉄則である。

この本部長の証言は、アリバイが成立を確認した時期をできるだけ遅くしようとする意図でなされたものだろう。

2 検察の役割を放棄した鹿児島地検

(その1)「買収会合は虚構」でも触れたように、志布志警察署は4月22日に女性を「焼酎事件」で逮捕し、鹿児島地検はこの女性を勾留する。

検事は、警察から送致を受けて、勾留請求する時点でこの女性の弁解を聴いているはずだ。

その後、鹿児島地検はこの女性を処分保留で釈放し、志布志警察署と鹿児島地検は、再度この女性ら5人を「第1回買収会合事件」で逮捕・勾留した。

その後、志布志警察署と鹿児島地検は、逮捕・勾留しては処分保留で釈放し、また逮捕・勾留するという強引な捜査を繰り返した。

平成15年10月10日までに13人を起訴するまでの期間、検事が警察の違法捜査に気がつかなかったはずはない。

鹿児島地検の志布志事件の担当検事は、任官3年目の検事だったという。

いくら経験不足の検事であったとしても、かなり、早い段階で事件が警察によるデッチ上げではないかとの疑問を持ったはずだ。

逮捕した被疑者の供述調書は、身柄とともに48時間以内に検察庁に送られる。

勾留請求の段階でも被疑者の弁解を聴く。

なかには、警察で自白した被疑者が、検事の前で自白を翻した被疑者もいたに違いない。

そして検事は、それを無視したに違いない。

検事は、警察の捜査をチェックするという検察官の役割を放棄し、警察の違法捜査、組織的犯罪の共犯者になったのだ。

そのことが次第に明らかになる。

県警捜査二課の幹部と鹿児島地検の検事が、自白したとされる元被告らの供述の矛盾が記録されている捜査資料を公判に提出しないで済むように口裏合わせをしていた疑いがあることが明るみに出たのだ。

口裏合わせのやりとりは、朝日新聞が入手した県警の内部文書「鹿児島地検との協議結果について」に明記されている。

文書は、一連の捜査を指揮していた県警捜査二課の警部(前出のI警部)から上司の捜査二課長にあてたもの。

それによると、協議は平成16年11月9日に鹿児島地検4階の小会議室で行われた。

警部が公判に証人として出廷する直前で、その際の想定問答などについて打ち合わせるため検事2人と警部や刑事部参事官らが出席した。

特に問題になったのは、警察が容疑者や参考人の取調べ時に供述内容の要旨などを書き残しておく「取調小票(こひょう)」の扱いだった。

裁判で証拠とされる調書は、小票をもとに供述などを記したものであるケースがほとんどだという。

起訴事実は、元被告6人の「自白調書」をもとに買収会合は4回だとされていたが、捜査関係者によると、問題の小票には買収会合は「4回」「7回」「10回」のほか、さらに多数回開かれたなどと記録されている。

これが公になると、すでに公判に提出していた調書や他の捜査員の証言と矛盾が生じることを当時の県警と地検は恐れていたという。

検事は小票について「死んでも(法廷に)出さないつもり」「心配なのは、小票が弁護団に漏れていないかどうかだ」「事実関係は調書の方が絶対であると(警部に)証言してもらおう」などと発言。

これに対し、警部は「小票が出たら、(事件が)飛ぶ」と述べ、県警幹部も「絶対に提出しないという方

向性の堅持を」などと検事に依頼した(平成19年4月7日の朝日新聞)。

同席したとされる刑事部参事官(警視 平成17年3月退職)は、事件当時、捜査二課長事務取扱を兼務しており、捜査を指揮した1人とみられる人物である。

さらに、この刑事部参事官は、平成19年6月26日、弁護士らが接見交通権を侵害されたとして損害賠償を求めた国賠訴訟の口頭弁論に証人として出廷し、捜査を指揮していたI警部が部下に捜査報告書を改ざんさせたことを認めたほか、「納得のいかない供述の変遷があった」と被告らの供述に疑問を持っていたことを明らかにした。

◎「最高検検証」で最高検が指摘している捜査の問題点を簡単に列挙してみよう。

①現金供与を認めた6人の供述の信用性の吟味が不十分であった。

●供述内容の不自然さ、非合理性

僅かな選挙民しか居住していない山間部に集落で、同じような顔ぶれの買収会合が4回も開かれ、1人当たり合計6万円ないし26万円もの現金が供与されたとしている。

●供述の変遷

6人の供述の変遷は、会合の回数その他の事案の枢要な部分にもある。

供述の収斂経過や変遷理由に関する聴取不足が目立つ。

供述についての慎重な吟味が不十分だ。

●客観証拠による裏付けや客観証拠の整合性がない

供与された現金の原資が不明で、供与された現金の使途も明らかにされていない。

会合の場で提供された飲食物の購入先の裏付けもない。

●秘密の暴露

6人の供述には、いわゆる秘密の暴露と評価できる供述は存在しない。

●自白内容の検討等

検察官が、警察における取調べやその結果得られた自白内容について批判的な視点から検討していない。

②犯罪事実の認定を妨げるもの(消極証拠)の評価が不十分

●山間の小集落における4回にわたる多額の現金買収といった特殊性、原資の未解明、使途の裏付け不十分といった点の解明が必要であった。

●1回目及び4回目の会合では中山氏のアリバイが成立した。

選挙活動の実態を周辺捜査によって解明していく捜査を早い段階で実施すべきであった。

「最高検検証」が指摘している問題は、捜査段階で担当検事や警察の捜査を指揮する立場の幹部が見過ごすはずはがない基本的な事柄ばかりである。

うっかりミスであるはずがない。

むしろ、こうした捜査上の問題をあえて隠蔽していた疑いがある。

そうしなければ、事件が成立しないことを知っていたと理解する方が自然である。

そして、その時期は捜査のかなり早い段階であったであろうことは想像に難くない。

3 任意捜査の実態 取調室では何があったか

犯罪の嫌疑があっても逮捕状が発布されていない容疑者には任意出頭を求める。

通常は容疑者が仕事に出かける前の早朝にやる。「ちょっと聞きたいことがあるから署まできてくれ」と告げる。

容疑内容もはっきりとは教えない。相手の都合などは無視する。車に乗せて警察署に事実上連行する。有無を言わせず連れ来る。これが任意出頭の実態である。

警察の取調べは、狭い取調室で行われる。それだけでも威圧感がある。

取調官と容疑者が机を挟んで向き合う。通常は補助者がつく。

最初に供述拒否権を告げることになっているが、最初は参考人であると称しておけばそんな必要もない。

容疑者であれば、通常は「言いたくなければ言わなくてもいい」という表現が使われる。

任意の取調べでは弁護士を選ぶかどうかは聞かない。容疑者は孤立無援の状態を取調官と対峙することになる。

最初から供述調書が作られることはない。

否認している間は、認めるように説得したり、矛盾点を追及したりすることが繰り返される。

その内容は、取調官がメモをとるだけである。黙秘したり供述を拒否することはまずできない。

今、取調べの様子を録画・録音する「取調べの可視化」が問題になっているが、可視化が必要なのは、この段階の取調べの様子であって供述調書を作成する段階の可視化には何の意味はない。

自白すると初めて調書が作られるがそれは取調官の作文だ。

被疑者が話したことが一字一句そのままに書かれる訳ではない。取調官の主観が入るのは当たり前である。

供述調書を作るときにはパソコンが使われる。

作られた供述調書は、取調官が読み聞かせて調書の末尾の行に署名押印を求める。

調書の内容に訂正を求めることができるが、それには滅多に応じてはくれない。

最近では、署名押印の前に取調官が、捜査主任官にできあがった供述調書を見せてから署名押印をさせることも多い。

署名押印させてしまえば、警察にとって都合の悪い部分を差し替えることはいつでも可能だ。

特に、志布志事件のように関係者が多い事件では、捜査方針に合致した供述内容になっているかどうか問題になる。

捜査方針に合致しない供述調書は捜査主任官が訂正を求め、捜査方針に合致する内容になるまで何回も書き直しが行われる。

最後には、被疑者の供述とは似てもにつかない供述調書ができあがる。

作成された供述調書は、順次検察庁に送られる。

検事は、警察調書を基に被疑者を取調べる。ここで警察の供述とことなる供述をしたらどうなる。検事は聞く耳を持たない。

取調べを打ち切ってしまう。警察に連絡して「きちっと認めさせろ」と指示する。

警察が戻ってきた被疑者に因果を含め、検事のところで供述を翻すことのないよう説得してから再び検事が取調べる。

こうして、警察調書をなぞるような検事の供述調書が作成され、裁判所に提出される。

志布志事件裁判では、自白している被告人の取調べ段階の供述調書については、任意性が肯定され証拠として採用されている。

その一方で、判決では「自白した被告人の供述が合理的な理由のない変遷をしている上、その変遷

の過程でそれぞれの供述が相互に影響を及ぼし合っていたことが強く窺われ、被告人らが連日のように極めて長時間の取調べを受け、取調官から執拗に追及されたため、苦し紛れに供述したり、捜査官の誘導する事実をそのまま受け入れたりした結果、このような供述経過になったとみる余地が多分にある。」と指摘している。

判決が指摘した取調べの様子について、無罪が確定した後に、元被告らが自白に至った当時の状況をテレビで語っている。

・すごい調べだった。そんなことはやっていないといっても聞いてくれなかった。

下を向いていると怒鳴られた。認めろ、認めろと繰り返し言われて死んだ方がましだと思った。

・いきなり死刑にしてやる。テーブルの上に手を乗せろ。朝8時から夜9時まで、水も飲ませてもらえなかった。もうどうでもいいと思った。認めたら明日から仕事に行けるようになる、選挙違反なんて交通違反と同じだ、罰金で終わる、等と言われた。

・厳しい調べから逃げるため川に身を投げた。認めなければ逮捕する。

新聞に出たら子供の将来はどうなる。ほかの皆は認めている。

・お前は死ね、と言われた。疲労から病院で点滴を受けている時に連れて行かれた。

ベッドに横になりながら調べられた。認めないと子供と親も逮捕すると言われた。

・警察から、まな板の鯉だ、どうにでも捌いてやると言われた。調べのあと帰宅して倒れ5日間点滴を受けた。

それから調べを断つたらいきなり逮捕された。毎日泣き続け、神経衰弱になり夜も寝られなかった。安定剤を飲んだ。

家族にも会えないので集落の写真を見せられ申述書を書いた。

確かに、殴る蹴るの物理的な暴行はなかったのかも知れない。

しかし、被告たちを精神的に追いつめて自供に追込む取調べが果たして任意と言えるのだろうか。任意と称する強圧的な取調べのあと、入院したり自殺を図る人たちが続出した。

被告人らからすれば、犯罪そのものが存在しなかったのだから自白する余地は全くなかった。

嘘の自白は、次から次に嘘をつかなければならなくなる。無実の他人を事件に巻き込むことにもなる。

被告人たちの精神的な苦痛は察するにあまりある。

警察は警察官に与えられた捜査権を使ってありもしない事件をデッチ上げ善良な住民を犯罪者に仕立て上げた。

捜査権は目には見えない凶器になった。

志布志事件の捜査は、「犯罪捜査」に名を借りた警察の犯罪であり、警察の組織ぐるみの犯罪である。

4 どんな犯罪が成立するか

まず考えられるのは「虚偽公文書作成・同行使罪(刑法第156条、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金)」である。

犯罪が存在しないことを知りながら、事件をデッチ上げた以上、供述調書に記載された内容は事実無根だった。

そこに書かれた内容は虚偽である。

その供述調書を使って裁判所に逮捕状を請求したり、検察庁に送致したり、裁判所に証拠として提出すれば虚偽公文書の行使に当たる。

次に考えられるのは、「特別公務員職権濫用罪(刑法第194条 6ヶ月以上10年以下の懲役又は禁固)である。

この犯罪は、裁判、検察、警察の職務を行う者がその職権を濫用して人を逮捕し、又は監禁したときに処罰するとしている。

浜田元警部補は、「特別公務員暴行陵虐罪」で起訴された。

被疑者に「踏み字」をさせたことが、陵辱あるいは加虐行為と判断されたためだ。

長時間の威圧的な取調べ、脅迫あるいは誘導による取調べは、明らかに任意の取調べの範囲を逸脱している。

警察官は刑事訴訟法第198条により、被疑者の出頭を求め、これを取調べることができるとしている。

警察の犯罪捜査の基本に関しては「犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)がある。

その第168条(任意性の確保)には「取調べを行うに当たっては、強制、拷問、脅迫、その他供述の

任意性に疑念をいだかれるような方法を用いてはならない」とある。

志布志事件での取調べは明らかにこれに違反している。

つまり、取調官の職権の濫用に当たる。

その供述調書によって裁判官から逮捕状を得て、身柄を拘束するのは違法な逮捕である。

犯罪には必ず動機がある。何故、デッチ上げが必要だったのか、これまでに明らかになった情報を整理しながら推測してみる。

①選挙違反取り締まりに意欲を見せるK志布志警察署長には実績が必要だった。

だが、投票日当まで志布志警察署には、検挙に着手できるような有力情報はなかった。

あせった署長は、何かいい情報はないかと警察学校の同期で捜査二課の班長のI警部に頼み込んだ。

②これを受けたI警部は、かねて昵懇で「曾於郡選挙区」で立候補していた県議に面会し違反情報を取ろうとした。

県議は、立候補していた自民党現職議員3人の全員当選を図るためには、無所属新人で立候補していた中山信一氏を失脚させる必要があった。

そこで、中山派の運動員と見られていた畑山さんが建設業者にビールを配ったとする不確実な情報をI警部に提供した。

③I警部は、この情報を持って志布志警察署に浜田警部補以下の捜査二課の捜査員を引き連れて乗り込んできた。

そして投票日明けに畑山さん以下、数人の建設業者を調べたが否認されこの事件は立件できなかった。

④手ぶらで帰るわけに行かないI警部は、「懐地区」で同じ中山派の運動員が焼酎や現金を配ったとの情報を入手した。

I警部は、直ちに供与を受けたとされる住民を任意と称して連日調べさせ、その1人が「知り合いに焼酎や現金を配った」と供述を引き出した。

I警部は瓢箪から駒といわんばかりに、この話に飛びついた。

⑤既に、投票日から9日ほど経過していた。

急いで新しい事件の検挙に着手する必要に迫られていたK志布志警察署長とI警部は、この供述内容を鵜呑みにしていわゆる「叩き割り」で捜査を進めることを決定する。

この事件で最初に刑事責任を追及されなければならないのは、K元志布志警察署長とI警部である。

さらに、「志布志事件が存在しなかったという認識」が警察・検察内部で、いつの時点で浮上していたかによって、捜査二課長など鹿児島県警上層部と鹿児島地検の担当検事の刑事責任も追及されなければならない。

少なくとも、「踏み字」で起訴された浜田元警部補の刑事責任の追及だけでは、片手落ちであることははっきりしている。

(つづく) 10月15日(月)アップ予定 幹部は何故告発されないか



19. 10. 1(月) 志布志事件捜査は警察の組織犯罪(その1) 買収会合は虚構

志布志事件は、平成15年4月の鹿児島県議選挙で当選した志布志市の中山信一県議らが、選挙前の同年2月～3月、支援者宅で4回の会合を開き、11人に現金計191万円渡し投票を依頼したとして、13人(うち1人は買収でも起訴)が起訴された事件について、今年2月23日鹿児島地裁は、「客観的証拠は全くない」と事実上、事件が虚構であったことを認め、全員に無罪を言い渡した。

鹿児島地検は、控訴を断念し無罪が確定した。

1 取調官が特別公務員暴行陵虐罪で起訴

今年9月19日、この「志布志事件」で取調べを担当した元鹿児島県警捜査二課の浜田隆広警部補(45歳)を、福岡地検が福岡地裁に特別公務員暴行陵虐罪で在宅起訴した。

浜田元警部補(平成19年8月依願退職)は、鹿児島県警捜査二課の捜査員で志布志警察署に捜査の応援に派遣され取調べを担当、平成15年4月16日、任意で取調べ中の会社役員川畑幸夫さん(61歳)の両足首をつかみ「おまえをこんな人間に育てた覚えはない」などと親族の名前で説得する文章を書いた紙を踏ませるいわゆる「踏み字」を強要し、精神的苦痛を与えたという容疑だ。

取調べは、川畑さんが中山信一候補の対立候補派の有権者に中山県議への投票を依頼しビールを配ったという疑いで行われた。

この容疑では川畑さんは立件されなかったが、別の容疑で逮捕される。

川畑さんは、この事件でも処分保留で釈放され不起訴になった。

そして川畑さんは、平成16年、「踏み字」を強要され精神的な苦痛を与えられたとして、鹿児島県に200万円の損害賠償を求めて提訴、鹿児島地裁は今年1月に訴えを認めて60万円の賠償を認めた。

さらに川畑さんは、浜田元警部補を鹿児島地検に特別公務員暴行陵虐罪で刑事告訴した。

浜田元警部補は起訴されたが、この志布志事件では起訴された13人の被告(1人は死去により公訴棄却)がいる。

この人たちにも同じような取調べが行われていた疑いがある。

警察の捜査は、組織捜査が大原則である。

捜査を指揮していた鹿児島県警本部長以下の幹部には、刑事責任はないのか。

組織として違法捜査を指示し、あるいは許容していたのではないか。

この事件の捜査は、捜査に名を借りた警察の組織的犯罪の疑いが濃厚だ。

決して、取調べを担当した浜田元警部補1人が、刑事責任を追及されるべき問題ではない。

2 日本の刑事裁判

志布志事件では、平成年15年4月22日に最初の逮捕者が出てから、10月10日に鹿児島地検が13人を起訴するまでの間、志布志警察署と鹿児島地検が、逮捕・処分保留・釈放を繰り返し、延べ逮

捕者数は23人に及んだ。

裁判は、平成15年7月3日の第1回公判から平成19年2月23日の無罪判決まで54回開かれた。

判決までに3年8ヶ月もかかっている。

捜査の段階で、取調官が聞くことを禁じられている弁護人と被告人らとの接見内容を取調べで聞き出し、弁護人と被告人の離反を画策、一部の被告人が弁護人との接見を拒否、弁護人を解任する事態になったほか、国選弁護人が捜査を妨害したとして、検事が裁判所にその解任を請求、裁判所もこれを認めるなど、警察と検察が被告人の防禦権を不当に侵害していた疑いも露見している。

こうした捜査のなかで、被告人のうち6人が自白しているが、裁判ではその自白の任意性、信用性を巡って多くの時間が費やされた。

最高検察庁は、8月10日富山の女性暴行えん罪事件や全員が無罪になった志布志事件を受けて、両事件について「自白偏重が主な要因となった」などとする検証結果や再発防止策をまとめた報告書を公表した(以下「最高検検証」という)。

日本の刑事裁判では、起訴された事件の99.8%が有罪となるという、ある意味では異常とも言える裁判が行われている。

鹿児島地裁の無罪判決は、例外中の例外と考えなければならない。

日本の刑事裁判は、捜査機関の作った調書を裁判資料(証拠)とするための儀式(調書裁判)、捜査機関が有罪と確認したことを再確認する手続き(捜査の追認)という指摘や裁判所が長期間の身柄の拘束を是認することなどから、自白偏重の人質司法とも呼ばれている。

志布志事件は、こうした日本の司法制度の一端を担う警察・検察の捜査段階で起きた問題ではあるが、日本の刑事裁判が抱える大きな問題と決して無関係ではない。

ある意味では、起きるべくして起きた事件である。

志布志事件は、日本の刑事裁判に内在する様々な問題が凝縮されている。

こうした問題が解決されない限り、同じような事件がこれからも起こり得る。

3 選挙違反の捜査の実態

筆者は、北海道警察で何回かの選挙違反事件の捜査を体験したほか、山梨県警捜査二課長と熊本県警捜査二課長として、現場の選挙違反事件を指揮したことがある。

山梨県警では、捜査の過程で警察署の違法捜査を見抜くことができずに、甲府地検に現場の捜査員を証拠隠滅等で逮捕された苦い失敗もある。

そうした体験を基に、警察の選挙違反事件捜査の実態を述べてみよう。

統一地方選挙、参議院議員選挙、衆議院議員選挙など全国的な規模で行われる選挙では、警察は選挙の公(告)示の前には、警察署と警察本部に選挙違反取締本部をつくる。

本部の編成は、警察署長を責任者に捜査部門だけではなく、地域、交通、生活安全、警備等あらゆる部門から捜査員が投入される。

投票日明けに一斉に検挙に着手し、ほぼ1ヶ月で捜査を終了するのが通常である。

いつまでも、こうした体制を維持することが困難だという警察内部の事情のほか、いつまでも捜査を続けると選挙結果を不安定にするという理屈からだ。

志布志事件の捜査は、ほぼ6ヶ月に及んでいる。

それだけでも異例な捜査だったことが分かる。

鹿児島県警には28の警察署がある。

選挙違反取締本部がスタートする前には、県下の警察署長を一堂に集めた署長会議が開かれ、各警察署長は警察本部長から買収事件など悪質な違反を重点に徹底した取締りが指示されたであろう。

筋のいい事件を検挙した警察署は、警察本部長から表彰される。

筋のいい事件とは、現金買収等の悪質な違反事件であること、逮捕被疑者が多く買収金額も多いこと、当選した候補者派の事件で候補者本人を検挙した事件等である。

警察署長としては、違反が1件もありませんでしたでは済まされない。

署長にとっては、面子をかけても違反を摘発しなければならない。

まして、捜査二課で仕事をした経験がある署長としては、検挙ゼロではプライドが許さない。

署長によっては、次の栄転先を考えるかも知れない。

警察の犯罪捜査は全て組織として進められるが、選挙違反事件も例外ではない。

選挙違反事件は、全て県警の最高責任者である警察本部長の指揮事件であり、違反情報はすべて警察署長から捜査二課を通じて警察本部長に報告される。

県警によっては、事件捜査に着手する前に、本部長室で本部長を前に刑事部長、捜査二課長、関

係警察署長を交えて着手事件の検討会議を設けることもある。御前会議だ。

捜査二課では、事件内容などから各警察署の着手事件と捜査方針を決め、警察本部長の指揮を受けて、警察署長に指示し必要な準備をさせると同時に、地元検察庁と打ち合わせをし、警察庁にも着手報告をすることになる。

つまり、選挙の違反取締まりは、警察にとっては組織を挙げての重要な仕事である。

また、選挙違反事件はほかの一般事件に比べて、より慎重な捜査が行われる建前になっている。

捜査二課は、詐欺、横領等の知能犯事件を専門に捜査する部署である。

しかし、彼らは詐欺、横領などには見向きもしない。

彼らの本当の狙いは、役人の汚職事件である。

その次が、選挙違反の摘発だ。

しかし、彼らは選挙が民主主義の根幹に関わる問題などという高尚な考えを持っている訳ではない。

志布志事件では、本部の捜査二課からI警部と浜田警部補が応援のために志布志警察署に派遣された。

これ以外にも警察本部からかなりの人数の捜査員が派遣されていたという。

志布志事件の捜査体制がどの程度の規模だったのかは分からないが、逮捕者数からして取調担当者(補助者を含む)は最低でも20人以上は必要で、そのほかに裏付捜査班、捜査記録を整理する庶務班、身柄押送班等も必要だ。

逮捕者が多数のときには、通謀を防ぐためほかの警察署に身柄を分散留置する。

取調べは、留置先の警察署で行われる。

取調べの結果報告は捜査会議で行われるが、志布志事件の場合には、取調官から取調べの結果が記載された「取調小票」が提出されていたことが明らかになっている。

特に志布志事件のように逮捕者が多い事件では、それぞれの供述内容が大筋で一致していなければならない。

供述内容を捜査員から報告させ内容をチェックするのはI警部の仕事になる。

報道によると、K志布志警察署長とI警部とは警察採用が同期で捜査二課勤務の経験もあり、多くの

贈収賄 事件や選挙事件を手がけたと伝えられている。

志布志事件の捜査では、この2人が事実上捜査を仕切っていたとみられ、捜査の重要な場面で捜査員を直接指揮していたことが捜査員の証言で明らかになっている。

志布志警察署のM生活安全・刑事課長(警部)もいるが、この捜査では事実上はI警部の指揮下に入る。

ちなみに、当時の鹿児島県警の上層部は、刑事部参事官(警視)のほか捜査二課長M警視、刑事部長J警視正(退職)、本部長はキャリア官僚のI警視長(現関東管区警察局長)である。

選挙は、民主主義政治の根幹にかかわる問題である。

政治家にとって死活問題である。

そこで警察と政治家との関係について触れておく。

地方の県警、特に規模が小さく古い土地柄の警察と政治家は密接な関係になりがちだ。

県警上層部の天下り先は、県警の外郭団体か県内の有力企業になる。

そうした企業等は、県の有力政治家と深いつながりがある。

一方、県警捜査二課などでは、政治家のスキャンダルや政治家同士の抗争等の情報を手に入れる。

それらは、事件として立件できないものも多いが、こうした問題を通じて汚職事件の情報ルートができる。

警察は、選挙違反や汚職事件の情報を政治家周辺から得ることも多いのだ。

また、こうした県警では警察官のステータスは比較的高い。

警察官の中には政治家と縁戚関係にある者も多い。

目には見えないこうした警察と政治家の関係は、警察庁のキャリア官僚の警察本部長には知らされることはない。

選挙にも地域差がある。

都会の選挙と地方の選挙とでは選挙運動の質が全く違う。有権者の意識も違う。

保守的な土地柄では、地縁、血縁の選挙運動や地域によっては、いまだに現金買収、物品買収、饗応による選挙が横行しているところもある。

そうした地方では、政治家などの有力者から敵陣営の違反情報が警察にタレ込まれる。

警察にとっては、選挙違反情報の入手はさほど難しくはない。

買収するのは地域の有力者などの運動員、買収されるのは一般の有権者である。

警察の厳しい取り調べに簡単に自供する。

被買収の被疑者(警察では「足」という)が2本もあれば、その買収被疑者を逮捕する。

そのため、有力な情報があれば、事前の内偵捜査はほとんど行わず、投票日明けにいわゆる「たたき割り」捜査が横行することになる。

買収被疑者の供述から被買収の被疑者を増やし、さらに上の買収被疑者と横並びの買収被疑者を割り出す。

こうした手順でどんどん事件を広げて行き最後には、候補者を頂点とする「候補者〇〇に係る現金買収事件チャート」が作られていく。

当然のことであるが、この間に必要な場所の捜索を行い、証拠品を差押さえ、供述内容の裏付けをとる。

4 選挙の事情と志布志事件の始まり

志布志事件の舞台になった「曾於郡選挙区」は、定員3に対して自民党現職3人と無所属新人の中山信一氏が立候補し、無所属新人の中山氏が現職3人に闘いを挑む形になった。

前回の選挙では無投票だったが、中山氏の立候補で激しい選挙戦になった。

結果は、中山氏が13,312票で第3位当選し、落選した自民党現職の候補との差は約1,000票だった。

以下、「最高検検証」や報道各社の記事から、志布志事件の捜査経過をまとめてみる。

選挙運動期間中から、中山派が現金を配ったなどの噂が流されていたが、当選した中山県議は、平成15年6月4日、買収事件の主犯の疑いで逮捕され、7月に議員辞職に追い込まれる。

ところが、志布志事件の裁判で弁護側の求めで出廷したI警部が、投票日の4月13日の直前に同じ選挙区で2位当選した自民党の県議(平成19年6月交通事故で死亡)と面会していた事実を認めた。

I警部は、県議との話の内容について「選挙の一般情勢を聞きに行った」と釈明した。

I警部とこの県議は、県議が警部の親族の仲人を務めたことがあるなど、2人の親しさは県警内でも

知られていたという。

報道などによると、I警部がこの県議との面会で「川畑さんがビールを配った」との情報を得たのは確実で、川畑さんが任意の取り調べを受けた4月14日に、ビールを受け取ったとされる4人の建設業者も県警の取り調べを受けている。

結局、取り調べでは、情報を裏付ける供述は得られず「たたき割り」捜査は失敗に終わり、中山陣営に疑いのかかったビール買収容疑事件は幻に終わった。

その後I警部らは別の情報を入手し、4月17日には別の買収容疑で四浦地区の十数人の住民を任意で調べている。

しかし、この事件も立件することはできなかった。

この関係者の中に、後に被告になる5人の名前があったという。

こうした経過を経て、志布志警察署は「中山派の懐地区の住民が焼酎や現金を配った」とする情報を入手した。

この「懐地区」は山間部の僅か7世帯、人口20人程度の集落である。

選挙区有権者の僅か0.02%しか有権者はいない。

被告とされた13人のうち8人がこの集落の住民であった。

志布志警察署は、焼酎を受け取ったとされる有権者から任意と称して、執拗な取調べを繰り返した結果、そのうちの1人から「焼酎を受け取った」との供述を引き出した。

さらに、ほかにも焼酎や現金を受け取った有権者がいるとの情報を入手し、関係者の任意の事情聴取を開始する。

このなかに中山さんが経営する農場で働いていた女性がいた。

この女性は、任意で取り調べを受けてから3日目に「知り合いに焼酎や現金を配った」と認め、有権者2人も受け取ったと供述した。

しかし、後の裁判でこの女性を取調べた警部補が、女性の姉に「焼酎と現金を受けとったことにして欲しい」と取調室から電話させた事実を認めている。

このやりとりは、取調補助官が密かに通話内容を録音していたことも判明、警部補はこの録音はI警部とK志布志署長も聴いていたかも知れないと証言した。

志布志警察署は、4月22日にこの女性を有権者2人に現金と焼酎を配った疑いで逮捕・勾留する（これを「焼酎事件」と称する）。

「焼酎事件」の捜査の過程で有権者の1人が、女性の自宅での現金供与事件を供述し、ほかの有権者もそれを認めた（これを「第1回買収会合事件」と称する）。

女性は、当時の警察の取調べについて「言え、言えと大きな声で怒鳴られ、やっていないと言っても聞いてくれなかった。もう死んでもいいと思った。怖かった」と語っている。

逮捕されてから彼女が自供した内容は「自宅で4回の会合を開き、そのとき11人に合計191万円を配った。会合には、毎回、中山さんが出席していた」というものだった。

投票日から1ヶ月後の5月13日、鹿児島地検はこの女性を処分保留で釈放し、志布志警察署は、再度この女性ら5人を「第1回買収会合事件」で逮捕した。

これが、志布志事件の始まりである。

その後、この女性は4ヶ月近く身柄を拘束され、延べ737時間の取り調べを受けた。

6月4日には、志布志警察署は当選した中山信一県議ら8人を4回目の買収会合事件で逮捕した。

その後、志布志警察署と鹿児島地検は、逮捕・勾留しては処分保留で釈放し、また逮捕・勾留するという強引な捜査を繰り返し、10月10日までに4回の買収会合事件で13人を起訴する。

被告人らの身柄拘束期間は、88日から395日に及んでいる。この間に被告の1人が死亡し、取り調べを苦に自殺を図った住民もいた。

会合に出席したとされたのは、ほとんどが「懐地区」の住民で同じ顔ぶれだった。

この事件で逮捕されたのは15人、志布志警察署は6人から「自白」を引き出す。

しかし、供述は二転三転する。（つづく）

予告 その2 10月 8日アップ予定 [警部補だけの犯罪か](#)

その3 10月15日アップ予定 [幹部は何故告発されないか](#)



19. 9. 28(金) 警察が情報システムを導入しての業務管理・人事管理

最近、警察に関するちょっと気になるニュースが続いた。

一つは、証拠品管理をICタグで行う試みだ。

警察は、犯罪捜査の過程で多くの証拠品を押収する。

押収するときは、押収品目録交付書などの捜査書類を作成したり、証拠品にラベルを貼ったりと手数がかかる。

証拠品は、事件を検察庁に送致するまで、証拠品保管庫に保管される。

その間、証拠品は「証拠物件品管理簿」「証拠物件保存簿」「証拠物件出納簿」等に記載し、捜査に使うときにその出し入れなどを記載し管理している。

新聞によれば警察庁は、来年度から事件の証拠品をICタグ(電子荷札)で管理する新システムを導入することを決めた。

二つの警察署を選んで来年度から試行するが、狙いは、従来の煩雑な管理手続きを改め、捜査の効率化や相次ぐ証拠品紛失防止にあるようだ。

新システムでは、証拠品を押収した場で捜査員が証拠品にICタグを装着する。

ICタグとは、小型の情報チップの一つで、ICタグリーダーから発射される電波によって微量な電力が回路内に発生し、その電力で情報を処理し、リーダーに送信する。

大抵の場合、使用できる電波出力の関係などから、ICタグとICタグリーダーを近づける必要はあるが、必ずしも接触する必要はなく、商品にICタグをつけておくことで、生産者や流通経路を記録することもでき、物流管理への貢献が期待されているようだ。

捜査現場では、デジタルペンでラベルに手書きをするとパソコンが文字として認識し、自動的に証拠品のデータベースを作成する。

現在は、一つの証拠品について、管理簿や保存簿など複数の簿冊に記入する必要があり煩雑だが、新システムでは、これらの書類が一度に作成できるメリットがある、という。

また警察署では通常、証拠品を押収した刑事課や生活安全課などが、金庫や鍵付きロッカーなど複数の場所で証拠品を管理することが多く、これも紛失の一因とされた。

新システムでは、警察署内に一つの保管庫を準備して証拠品を出し入れする際には、ICタグを卓上の読み取り機にかざして出入庫の記録を残すことができるほか、保管庫前にセンサーを設置すれば不用意な持ち出しも監視できる、という。

これまでも検察や警察が、押収した証拠品を紛失した事例は見られるが、最近の事故例をインターネットから拾ってみた。

検察関係では、今年5月に、農林水産省所管の独立行政法人「緑資源機構」発注の林道測量コンサルタント業務を巡る官製談合事件で、公正取引委員会が業者から任意提出を受けた証拠品の一部を東京地検特捜部が誤って廃棄していた。

廃棄されたのは、官製談合事件の調査に伴い、業者が公取委に任意提出した資料のようだ。

特捜部は今年4月、公取委から段ボール数箱分を預かったが、5月に入り、このうち1箱分が紛失していたことが判明したが、同地検によると、この段ボール箱は、地検の清掃業務を請け負う業者が廃棄した。

東京地検の次席検事は、「当庁職員が、公正取引委員会から預かっていた証拠物の一部を誤って紛失し、廃棄されるという事態が生じたのは事実。当庁に全責任があり、おわびするほかない」とのコメントを発表した。

また警察関係では、昨年3月、大阪府警西警察署の巡查部長(46歳)が、殺人未遂事件の現場で発見した腕時計など遺留品5点を勝手に廃棄していた。巡查部長は当時、別の警察署への異動を目前に控えており、「捜査には不要と思い込み、後任に引継ぐのはすまないと考えた」と説明したという。

また警視庁では、昨年12月、東京都渋谷区の歯科医宅で起きた女子短大生殺害事件の証拠品が紛失したが、このケースは、ロッカーに保管する規則に反し、捜査員が自席近くに置いていたが、掃除の際に捨てられた可能性が高いという。

このような杜撰な証拠品管理の実態は、警察の捜査では証拠による捜査が軽んじられている証拠だろう。

警察官の犯罪捜査の基本を定めた「犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)」には、捜査の心構えについて「捜査を行うに当たっては、証拠によって事実を明らかにしなければならない」とある。

しかし、先に12人全員が無罪となった鹿児島県志布志市の選挙違反事件では、自白偏重による捜査が指摘された。

捜査の基本が守られていないのに、証拠品の管理システムの高度化を急ぐのは本末転倒だろう。

手続きが煩雑であっても、現場の捜査官が一つひとつの証拠品を丁寧に大事に扱うことをもっと徹底すべきではないかと思う。

それが、自白偏重の捜査から証拠重視の捜査への第一歩だ。

捜査現場を知らない警察官僚の試案は、現実にそぐわない案だと、つくづく思う。

ところで、警察の裏金問題が表面化した際、全国の都道府県警察が会計書類を誤廃棄していたことは、記憶に新しい。

警察庁をはじめ、警視庁、北海道警察さらには、青森・秋田・岩手・福島・栃木・群馬・茨城・山梨・長野・神奈川・大阪・和歌山・兵庫・広島・岡山・鳥取・香川・福岡・大分・宮崎・佐賀・長崎・熊本などの各府県警で「会計書類の誤廃棄処分」が、連鎖的？に起きた。

多くの都道府県警察では、このような杜撰な書類管理を行っているのだから、いつそのこと会計書類にICタグをつけて試験的实施の方が、理にかなっているかも知れない。

もう一つは、警察官の位置把握システムの導入だ。

警察庁は、来年度、交番や駐在所にいる警察官の勤務内容や活動状況をパソコンに入力し、警察署や警察本部のコンピューターでリアルタイムに把握するモデル事業を埼玉県警で実施する方針を決めた。

県警が導入したシステムを高度化させ、迅速に警察官の動向を確認するとともに、事務作業も効率化し、パトロール活動の強化につなげる。

要は、警察官に位置発信機を背負わせて仕事をさせているようなシステムだ。

同庁はシステムの運用結果を検証し、全国の警察本部への導入を検討するといい、来年度予算の概算要求に関連経費を計上したようだ。

警視庁立川警察署の巡査長が女性を射殺し、自殺した事件では、同署が巡査長の所在を把握したのが、出勤8時間後で普段の勤務管理も不十分だったなど勤務管理上の問題が発覚したことが、導入を促進させたようだ。

埼玉県警は昨年4月、事務作業の効率化と遠隔地の交番の稼働状況把握のため、コンピューターを活用した情報管理システムを開始していた。

今年4月時点で、交番247カ所と駐在所126カ所すべてにパソコンを配備し、警察署のコンピューターとネットワーク化を図り、警察官が勤務計画や活動状況、住民からの訴えの内容を入力して警察署や本部が把握している、という。

各警察官が交番にいるか、通報を受け出勤中かが画面に分かりやすく表示され、犯罪多発地域でのパトロール状況、警察署の幹部による交番の巡視結果も確認できる仕組みで、ほかの警察本部で導入例はないという。

このため、警察庁は県警のシステムを高度化させ、パトロールの要望が高い地域を地図で示すほか、交番相談員の活動内容も入力し、効果的な警察活動に反映させる、という。

警察官の一挙手一投足が、コンピューター管理される時代になった。

幹部にコンピューターで監視されているということ、裏を返せば、現場の警察官が信用されない時代になった、ということか。

表現は悪いが、まるで目に見えない鎖に繋がれた飼い犬のようだ。

警察庁は、警察内部でも信用できない交番の警察官を地域住民には信用しろとでも言うのだろうか。

もっとも、けん銃を携帯して交番勤務している警察官が、けん銃で市民を射殺するのでは、地域住民も警察官を信用することはできまいが。

もう一つ気になるのは、現場の警察官がこうした管理システムで管理されることによって、自主性が

損なわれるのではないかということだ。

最近の交番の警察官の仕事ぶりを見ていると、自分たちが何のために仕事をやっているかが、分からなくなっているように思う。

顔は飼い主の警察内部に向け、ただ、上から指示されたことを機械的にやっているのではないかと見られる場面が多い。

ICタグや警察官位置把握システムの導入も時代の要請であれば否定はしない。

しかし導入以前の大事な問題が、置き去りにされてはいまいか。

仏作って魂入れず、……いつの時代も中途半端が一番いけない。

ここでも困らされるのは、決まって地域住民だ。

警察は、この二つのシステム高度化には、莫大な税金が投入されるということも忘れては欲しくないものだ。

(文責 市民の目フォーラム北海道事務局スタッフ 齋藤邦雄)



19. 9. 23(日) 警察は社会保険庁職員の着服にどう対応したのか

告訴事件ってこんなに長くかかるの？

公的年金(国民年金・厚生年金)の加入・納付記録問題で、社会保険庁は国民の集中的な批判を浴び、先の参議院議員選挙では与党自民党が惨敗する要因の1つになった。

こうした中で、社会保険庁や市区町村の職員が、国民年金保険料や給付金を着服、横領した事実

が次々と明らかになってきた。

社会保険庁は、職員による着服は分かっただけで52件、着服金額は1億6,938万円、このうち27件を告発し、44件を懲戒処分にした。

刑事告発したのは、27件と発表した。

さらに、市区町村の職員による着服は、33都道府県の93の自治体で1,015件、着服総額は2億4,383万円に上り、このうち、懲戒処分にしたのは70件、刑事告発したのは17件と発表した。

これで、社会保険庁と市区町村職員の不正は、計153件、総額4億1,321円になった(9月22日現在)。

舛添厚生労働大臣は「告発していない事例は、今からでも告発する」と息巻いているが、告発を受理する警察は、これにどう対応したのか。

大臣は下々のことなどご承知ではあるまい。

9月13日の北海道新聞に、「元社保事務所職員を横領容疑で書類送致」の見出しで、次のようなベタ記事が載った。

納入された国民年金保険料を着服したとして、札幌中央警察署は12日、業務上横領の疑いで、札幌西社会保険事務所の元臨時職員の男(66歳)を書類送致した。

調べでは、元職員は同事務所で同保険料の収納指導員をしていた2002年(平成14年)4月から同7月にかけて、～中略～国民年金加入者34人から保険料計266万円を受け取り、着服した疑い。

調べに対して、元職員は「横領した金は、借金の返済などに充てた」と供述し、横領した金はすでに全額返済したという。

道社会保険事務局は、02年(平成14年)8月にこの元職員を懲戒免職処分とし、同9月に業務上横領の疑いで同署に告訴していた。

この記事を読んだ読者は、こんな疑問を持ったに違いない。

◎警察が告訴を受けてから事件を検察庁に送るまで、どうして5年もかかるのだろうか。

◎国民が納めた保険料を266万円も横領したのは許せない。

警察はどうして逮捕しなかったのだろうか。

金を返せばいいということなのか。

告訴・告発は、捜査機関に対して犯罪を申告し処罰を求める意思表示である。

被害者が申告する場合は告訴で、第三者が申告する場合は告発である。

告訴・告発も被害届も捜査の端緒であることは同じだが、告訴・告発を受けた警察は、これに関する書類及び証拠物を検察官に送付することを義務付けられている点が被害届とは違う(刑事訴訟法242条)。

業務上横領等の知能犯事件の告訴事件を受理するのは、警察署の刑事二課の仕事だ。

警察署の刑事二課は、刑事一課と比べると体制が弱い。

刑事二課には、多くの告訴事件が持ち込まれる。

その多くは、民事上の複雑な利害が絡み合い、捜査に手数がかかるうえに、刑事事件として成立できるかどうかとも判然としないケースもある。

そのため刑事二課の担当者は、多くの未決事件を抱えることになる。

そうしたことから、捜査に手数がかかるうえ、処理してもその警察官の実績として評価されないなど、現場の警察官にとっては、何の益にもならない告訴・告発事件はできるだけ受理したくない。

そんな意識が、警察の現場にはある。

そのため、告訴・告発事件の受理やその捜査を巡ってのトラブルが多い。

警察庁の統計によると、平成14年中に全国の警察が受理した告訴・告発事件は3,035件、処理した件数は3,339件で受理後1年未満に処理したもの61%、1年以上が39%となっている。

未処理件数は3,563件で受理後1年未満が44%、1年以上が56%となっている。

これをみても告訴・告発事件の処理には、1年以上かかっても当たり前ということが分かる。

平成12年7月に警察刷新会議の「警察刷新に関する緊急提言」でも「(警察は)告訴・告発事件について、様々な理由をつけてその受理を保留することが見受けられるが、国民の告訴・告発に関する権利を侵害しないように留意すべきである」と指摘している。

北海道警察では、平成17年4月に「告訴及び告発事件取扱要領」を制定し、そのなかで「警察署等において、告訴等を受理したとき又は告訴事件等の移送を受けたときは、速やかに所要の捜査を行う

とともに、当該事件を検察官に送付しなければならない」と定めている。

しかし、警察の現場では必ずしもそうはなっていない。

このホームページの「公安委員会」コーナーで公安委員会の苦情処理の実態(帯広警察署が捜査しなかった本当の理由)に触れ、警察の告訴・告発事件の処理の実態を詳しく述べた。

この事件は平成16年12月、心臓外科医のT・H氏が、国立帯広病院の裏金疑惑に関して、病院長等を相手取って帯広警察署に告訴しようとしたものだ。

帯広警察署が告訴を受理しなかったため、T・H氏は検察庁に告訴して、これを受理された。

今回の札幌中央警察署は、どうやら告訴は受理したようだ。

しかし、時効が7年の事件の捜査に5年もかかっている。

これはどう考えても長くかかり過ぎだ。

どうしてこんなことになったのか。

それは、社会保険庁の事件も国立帯広病院の事件も、警察がとことん捜査をすると国の機関の腐敗を明らかにすることになるからである。

役人の世界では、他官庁の不正を暴くのはタブーなのか。

札幌中央警察署は、この事件を送致せずうやむやのうちに終わらせるつもりでいた可能性がある。

この職員は、横領した金を返還して懲戒処分になっている。

社会保険庁からこの事件が外部に漏れることはない。

マスコミも気がついてはいない。

時効が来れば一件落着だ。

警察にそんな思惑があったとしても不思議ではない。

ところが、国会で社会保険庁のデタラメさが次々と明るみに出た。

そのうちに職員の着服があり、うやむやのうちに処理されたり、中には僅かながら告訴した事件もあることがマスコミで大きく伝えられた。

おそらく、警察庁は全国の警察に社会保険庁等の年金に関する告訴を受理したときは、速やかに捜査し送付するように指示したに違いない。

あわてた北海道警察では、札幌中央警察署に送付するように指示したのだろう。

この事件は、検察庁が起訴する可能性はほとんどない。

裁判が行われることもない。

社会保険庁等の職員のこうした犯罪の背景には、おそらく杜撰な管理体制があったはずだ。

官庁の上層部の責任はどうなるのか。

そうした国民が知りたい事実はこうしてヤミの中に隠されるのだ。

この警察の告訴事件の処理のやり方は、警察の事件の価値判断が国民のそれとは著しく乖離していることを物語っている。

加えて、当時は北海道警察では密かに組織的な裏金づくりが行われていた。

ほかの官庁の不正を暴くべき警察の手も汚れていたのだ。

そんな警察に、社会保険庁等の不正を暴く資格がなかったと言えるかも知れない。

警察の実態を知らない舛添厚生労働大臣の意気込みは、単なるパフォーマンスに終わる公算がある。



19. 9. 21(金) 銃の有力情報に「報奨金」？ 警察の無能さをあざ笑う暴力団

平成19年8月30日の各紙の記事を読んで、一瞬、日本でも警察が暴力団からけん銃を買い付けることになったのかと思った。

前にどこかの国で治安対策として、政府が銃器を買い上げる制度があると読んだことがあるからだ。

そのひとつ、朝日新聞の記事を紹介する。

銃摘発の情報に10万円 押収数減り、警察庁が窮余の策

警察庁は29日、銃器の摘発につながった情報の提供者に対して、来年4月から、1丁当たり10万円前後の「報奨金」を国費から支払う方針を固めた。

金目当ての暴力団組員らの悪用を防ぐため、銃器の所有者らの検挙が条件。

ただ、結果的に「国費で銃器を購入する」とも受け止められかねず、押収数減少に歯止めをかけられないでいる警察の窮余の策といえる。

計画では、警察が情報提供者に識別番号を伝え、提供者にはあらかじめパスワードを決めてもらう。

提供された情報が決め手になって摘発した場合、警察庁のホームページで周知し、識別番号とパスワードで名乗り出た人を本人確認したうえで報奨金を支払う。

支払いは、銃器の所有者や管理者の逮捕・書類送検が条件で、銃器が押収されただけでは支払わない。

金に困った暴力団が不用な銃を処分しようとしたり、押収実績を伸ばすために警察官が不正を働いたりするのを防ぐためだ。

また、所有者本人も支払いの対象外にする。

記事の見出しにあるようにまさに「警察庁の窮余の一策」なのだろうが、この窮余の一策にも数々の疑問があるのだ。

警察のけん銃摘発の問題については、このホームページでもたびたび述べている(4/25、5/25、8/1)。

実は、暴力団のけん銃発砲事件は、平成2年にも多発したことから、平成4年ころから警察庁は、全国の警察に対してけん銃の摘発を強化するように指示した。

これが「平成の刀狩り」である。

このとき警察庁は

①全国の警察に対して、けん銃摘発の仕事を暴力団捜査担当の刑事部門(捜査四課等)から猟銃の許可等を担当する生活安全部門に移管し、新たに生活安全部門に銃器対策課(室)を設置するように指示した。

②銃刀法を改正し「自首減免」や「おとり捜査」の規定を設けた。

「自首減免」の規定とは、ヤクザ等がけん銃を持って自首してきたらその刑を免除、軽減するというもので、「おとり捜査」の規定とは、警察官はけん銃の摘発のために公安委員会の許可を得てけん銃を譲り受けることができるというものだ。

こうした対策は、平成7年に国松警察庁長官がけん銃で狙撃される事件があったこともあって、けん銃押収数は全国で1,880丁となるなど、対策前の2倍に跳ね上がるなど一応の成果を挙げたかに見えた。

しかし、一方では、警察内部で暴力団担当の刑事が、けん銃の摘発に意欲を持たなくなり、けん銃摘発のノウハウや情報源のない生活安全部門の刑事たちは、実績を上げるために無理な捜査を強いられることになった。

警察庁にハッパをかけられた都道府県警察は、現場の刑事たちになりふり構わぬ手段でけん銃を求めるようになる。

「捜査費」を潤沢に受け取っていなかった現場の刑事たちは、暴力団との取引などによって、不法所持を見逃してけん銃だけを提出させるいわゆる「首なしけん銃」の摘発で実績を上げるようになった。

ときには、暴力団関係者にけん銃を買わせたり、覚せい剤取引を見逃すなどの違法捜査が横行することになった。

地道な捜査は影を潜めた。

そして安易な捜査手法は、刑事たちの捜査能力を低下させた。

違法捜査が発覚したときには、警察組織はとかげの尻尾切りで現場の刑事たちにその責任を押しつけた。

そのために、多くの有能な刑事が、警察から去らなければならなくなった。

刑事たちは、組織の指示の下にやった違法捜査でも、それが発覚したときには組織が守ってくれないことをはっきりと知った。

一方、暴力団側も組織防衛を強めた。

広島県と沖縄県を除く全国45都道府県に勢力を広げ、暴力団構成員の75%を占めるという指定暴力団山口組は、警察との対決姿勢を鮮明にさせ、刑事の組事務所への立ち入り禁止、刑事との接触禁止を打ち出しているという。

そのため刑事たちは、暴力団情報が取れなくなった。

暴力団が所持するけん銃は、「床の間」に飾られているわけではない。

組関係者など、ごく一部の関係者しか知らない場所に密かに隠匿されている。

それは、暴力団とは何の関係もない場所であつたり、しかも警察の摘発を警戒して頻繁に隠匿場所が移動される。

暴力団からけん銃を摘発するためには、暴力団の周辺にいる人物を捜査協力者として確保し、その情報に基づいて尾行、張込みによりけん銃の隠匿場所を特定し、裁判官の令状で隠匿場所を捜索し、けん銃を発見・差押える。

そして、所有者を特定して逮捕する捜査を繰り返すのだ。

こうした捜査を100回繰り返して成功するのは数回あるかないかだろう。

これが、本来のけん銃摘発捜査の姿なのだ。

こうしたことを知らないキャリア官僚たちが考え出したけん銃摘発対策は、現場の刑事たちに地道な捜査を忘れさせた。

現場の刑事たちを、なりふり構わぬ違法なけん銃摘発に走らせた。

残ったのは、捜査協力者の喪失と警察官の捜査能力の低下という結果だけであつた。

違法なけん銃捜査は、これまでも兵庫県警、長崎県警、群馬県警、愛媛県警、警視庁などで発覚していた。

今年になってからも、平成14年11月に奈良県警の警部補が知人の男が盗んだけん銃で押収を偽装していたことが発覚している。

これらの事件は、いずれもすべてヤクザとの取引であり金銭絡みであつた。

警察庁がようやくこのことに気がついたのは、平成14年7月、北海道警察で銃器対策のエースともてはやされた稲葉元警部が、覚せい剤事件で逮捕された事件がきっかけである。

彼はその公判で、北海道警察銃器対策課の数々の違法捜査を暴露した。

特に、けん銃を摘発するため、莫大な量の覚せい剤(130Kgとされる)等の密輸を見逃したとする証言は衝撃を与えた。

警察庁は、平成15年3月に再び組織の大改革を全国の警察に指示した。

けん銃の摘発や覚せい剤等の薬物摘発の仕事を、生活安全部門から刑事部門に移したのだ。

それを受けて警視庁など大規模な都道府県警では、刑事部門に「組織犯罪対策部(局)」を設け、ここに暴力団捜査を担当する暴力団対策課、捜査四課、薬物銃器対策課を統合する形で進められた。

それ以外の県警でも生活安全部門から銃器対策課(室)は姿を消し、刑事部門に薬物銃器対策課がつくられ、それまでの銃器対策課は姿を消した。

これは平成4年の「平成の刀狩り」のための組織改正が、失敗であったことを警察庁が認めた証である。

しかし、組織を変えても失った有能な捜査員、捜査技術、捜査協力者は戻ることはない。

その証拠に、平成15年以降、けん銃の押収数は減少の一途を辿り、平成18年中のけん銃押収数は「平成の刀狩り」が始まる前の半数にも満たない僅か458丁にまで激減したのだ。

つまり、警察のけん銃摘発能力は半減したのだ。

それを反映してか今年に入ってから、4月17日に前長崎市長が指定暴力団山口組系水心会幹部にけん銃で射殺された事件、4月20日に東京都町田市の指定暴力団極東会系暴力団のけん銃乱射事件、5月17日に愛知県長久手町の元暴力団員によるけん銃発砲・立て籠もり事件、と暴力団関係者によるけん銃発砲事件が連続的に発生した。

そしてまた、9月11日深夜、函館市内で指定暴力団住吉会系暴力団員が、警察官との銃撃戦で射殺される事件も発生した。

まるで、日本中で暴力団が警察の無能ぶりをあざ笑うかのように、けん銃を撃ちまくっているのだ。

そこで出てきたのが、警察庁の窮余の一策である。

この対策には、4億3,800万円(銃器検索犬、防弾壁を含む)を必要とされ、来年4月のスタートを目指しているという。

警察庁は、今年の5月に「公的懸賞金制度」をスタートさせた。

これは、未解決の重要事件の解決に繋がる情報を提供した市民に公費で懸賞金を出す、という制度だ。

これについては、このホームページ(5/11)で詳しく述べた。

今回の「報奨金」制度も発想は全く同じだ。

朝日新聞の記事にあるように、この制度は国の予算でけん銃を買う制度であることは間違いない。

「平成の刀狩」では、現場の刑事がやったことを今度は合法的にやろうということだ。

もう1つ重要なのは、警察庁は「平成の刀狩り」で違法捜査が横行したことをはっきり認めたことだ。

しかし、この違法捜査は、警察組織がそれを容認ないしは奨励した結果に過ぎない。

決して、現場の刑事たちだけが暴走したのではない。

朝日新聞によると、警察庁は警察官が不正を働かないように歯止めをかけている、と説明している。

最初から現場を信用しない制度が、うまく行くはずがない。

組織捜査は、現場の刑事と指揮官のとの信頼関係で成り立っている。

現場を馬鹿にした話だ。

さらに、隠された問題点を指摘するなら、こんなことが考えられる。

◎暴力団が保有するけん銃の隠匿場所を知っているのは、一部の暴力団幹部である。

それを知っているのはその周辺にいる人物に限られる。

警察がパスワードを使うなどにより情報源を秘匿しても必ず相手方が情報源を察知することになる危険性は変わらない。

◎けん銃摘発に必要な費用として既に予算で「捜査費」が認められている。

こうした施策が必要であったとしても、これまでの予算内で可能であり新たに予算を請求する必要はない。

これは、警察予算の増額要求の口実にすぎない。

◎警察庁は、今年5月に「公的懸賞金制度」をスタートさせた。

そして今回の「奨励金制度」は、何を物語っているのか。

それは警察がアンテナを失った、つまり、警察が情報を取れなくなったことを自ら認めたことを意味している。

◎現場の刑事たちは、「奨励金」制度を当てにして、協力者づくりや暴力団に対する視察内偵といった地道な捜査からいっそう遠ざかるようになる。

何も苦勞して危ない仕事をやる必要はない、果報は寝て待てというわけだ。

警察庁は、平成の刀狩りの失敗を再び繰り返そうとしている。

こんな小手先の対策でけん銃の摘発数が増えたら大間違いである。

現場の刑事たちは、さらにやる気を失うだけだろう。

現場の捜査の実態をよく見て、現場の刑事たちの捜査力の向上と現場指揮官の養成を急ぐべきである。



19. 9. 15(土) 函館の銃撃戦 危険な警察の初動捜査？

今年に入ってから全国各地で暴力団員によるけん銃発砲事件が多発している。

4月17日 前長崎市長が指定暴力団山口組系水心会幹部にけん銃で射殺された事件

4月20日 東京都町田市の指定暴力団極東会系暴力団のけん銃乱射事件

5月17日 愛知県長久手町の元暴力団員によるけん銃発砲・立て籠もり事件

と、暴力団関係者によるけん銃発砲事件が連続的に発生した。

そしてまた、9月11日深夜、函館市内で指定暴力団住吉会系暴力団員が、警察官との銃撃戦で射殺される事件が発生した。

この事件は、新聞等のニュースによるとこうだ。

10日午後10時ころ函館市内中心部から車で40分くらいのところに位置する亀田郡西大沼所在のホテル前で、けん銃を持った男が同ホテルへ出入りしている業者(女性)を脅し、女性の乗用車を奪い函館方面に逃走したため、ホテル従業員が110番通報した。

通報を受けた警察では、強盗事件として緊急手配をかけて捜査中の11日午前0時ころ、パトカーが手配車両を発見し、現場から約15Km離れた函館市昭和町で道警函館方面本部地域課のパトカー（警察官2名）が手配車両を停止させた。

そして容疑者の車とパトカーが向き合う形で数メートルの至近距離に近づいた瞬間、容疑者が車から降り、パトカーを運転していた警部補に向けて拳銃2発を発砲、うち1発が警部補の右腕を貫通した。

危険を感じたパトカー助手席の巡查部長は、車外に出て3発を威嚇射撃したが、男は数歩の距離で巡查部長に銃口を向けていたため、危険を感じた巡查部長は、さらに2発を発射したところ、男の背中と腹部に命中した。

容疑者の男は、殺人未遂の現行犯で逮捕された後、函館市内の病院に搬送されたが、午前1時20分、搬送先の病院で死亡した（これを第2事件と呼ぶ）。

警察では「これ以上の被害拡大を防ぐため発砲した。凶悪犯人に対し、適正な職務行為と思う。」とお定まりのコメントをしたが、この事件の前に別の事件があったことが明らかになった。

北海道新聞によると、警察官に射殺された男は、事件の前日の9月10日の午前8時20分過ぎ、JR函館駅ホームで男性客にけん銃のようなものを突きつけ「列車に乗れ」と脅したという事件があったというのだ（これを第1事件と呼ぶ）。

これを目撃した乗客らが停車中の特急列車の車掌に連絡、車掌は、同支社を通じて道警函館方面本部鉄道警察隊に連絡するとともに同支社の社員らが付近を捜したが、容疑者は見つからなかった。

同駅構内で容疑者に威嚇された乗客はほかにもおり、一部の乗客が函館駅前交番に通報、函館西警察署員が捜したが、既に立ち去っていたのか容疑者を発見できなかった。

また、JR函館駅員も、容疑者らしい男が午前8時25分ころ、改札を抜け外へ出る姿を目撃している。

第1事件のあったJR函館駅は、平日の午前8時半前後といえば通勤・通学のラッシュが一段落した時ではあるが、旅行客などの利用客はいる、と駅員は言う。

その駅のホームにけん銃を持った男がいたのだ。

けん銃が、本物かどうかは関係ない。

少なくとも危険を感じた市民が、警察に通報しているのだ。

第2事件の後に、警察は「これ以上の被害を拡大しないために発砲した」というコメントをしているが、警察は第1事件の銃撃戦の少なくとも15時間以上も前に、けん銃らしい物を持った男がJR函館駅付近に出現していたことを知っていたのだ。

けん銃を持っている可能性のある男が函館市内を徘徊している事態、つまり「被害が出てもおかしくない状況」があったことは間違いないだろう。

警察がこうした情報を知ったときに警察としてどんな措置を取るべきか、北海道警察で刑事畑の経験が長く警察署長を経験した警察OBに聞いてみた。

それによると、通報を受けた警察官が警察署の当直や警察本部の通信指令室にどんな報告をしたのかは不明だが、新聞にあるような内容を報告したことを前提に、次のような初動捜査が必要だと指摘した。

- ①目撃者等から状況を詳しく聞き、容疑者の人相、着衣などを確認するほか、けん銃が本物かどうかを判断する。
- ②当直の警察官、機動捜査班、機動鑑識班、交通機動隊、自動車警ら係を出動させ、現場周辺について集中的に検索を実施し容疑者を発見する。
- ③駅周辺のホテル、モーテル、サウナなどの宿泊施設の聞き込みと手配、タクシー・バス会社など交通機関への手配をする。
- ④けん銃を持っている可能性がある。
従って営業開始直前の銀行などの金融機関への警戒手配をする。
- ⑤けん銃が隠匿されそうな駅構内のロッカーやトイレなどの検索をする。
- ⑥駅などの防犯カメラをチェックし容疑者を特定する。

第2事件の後になってから、容疑者の犯行前の足取りなどが次々と判明してきた。

報道の内容をまとめてみた。

容疑者は、9月8日空路釧路空港に到着し、釧路市内で暴力団関係者からけん銃を入手したとみられ、9日午後6時前 JR 南千歳駅からタクシーに乗車し「函館方面へ」と指示し、高速道路(道央道)を經由して国道5号線を南下した。

男は冗舌で、運転手に「佐久(長野県佐久市)まで行ってくれ」「自分は韓国籍だ」と話しかけ、刑務所での経験を語り、「シャブ(覚せい剤)をやっている」「刑務所に入りたくないから警察に捕まったら銃撃戦だ」と話したという。

午後8時前、JR 八雲(やくも)駅付近(函館市内から車で約1時間半のところに位置する)で燃料が足りなくなったため、男は同駅前八雲町内のタクシーに乗り換え、午後9時ころ JR 函館駅前に到着、下車したという。

その後の容疑者の足取りは不明だが、前述したように10日の午前8時20分ころには、JR函館駅に現れている。

そして容疑者は、JR函館駅を出た後タクシーで渡島管内七飯町西大沼のホテルに向かいチェックインしている。

その日の夜に第2事件が起きた。

午後10時ころに同ホテル前で、同ホテルの出入り業者の女性をけん銃で脅し車を奪って逃走し、その2時間後にパトカーに発見されて銃撃戦となった。

報道によると、容疑者の言動から覚せい剤を使用した様子が窺われ、血液から覚せい剤反応があったという。

こうしたことから、第1事件当時には、所持していたけん銃をいつ発砲してもおかしくない精神状態にあったのではないかと推測される。

覚せい剤の使用者が、異常な行動に出た事例は多い。

非常に危険な状態にあったのだ。

第2事件の発端になった女性から乗用車を奪う際に、よくも発砲しなかったものだ。

幸いなことに、この女性にも怪我はなかった。

タクシー運転手もよくタクシー強盗の被害に遭わなかったものだ。

函館では昨年、タクシー運転手被害の強殺事件が発生し未解決のままだ。

タクシー運転手は、おそらく気味悪かったと思う。

第1事件のあった午前8時20分前後の時間帯の警察と言えば、当直勤務交代直前であり、前日からの当直勤務も終わろうとしているときだ。

この時間帯は、当直の警察官にとって緊張がとぎれ、警戒態勢に空白が生じ易い時間帯である。

この情報が、現場から道警函館方面本部の通信指令室に報告されていたかどうかは分からない。

報告を受けた当直幹部が「まさか本物の拳銃ではあるまい」と軽く考えた可能性もある。

第1事件の警察の初動捜査に問題がなかったのか、先ほどの警察OBが指摘した捜査は展開されていたのだろうか、筆者は、早速JR函館駅に出向いた。

最初に、JR函館駅改札口の職員に聞いてみた。

10日朝の届出を扱った職員ではないが、当時、改札窓口に居合わせた職員である。

「(第1事件の)届出のあったのは知っています。鉄道警察隊の動きは、普段の駅周辺や構内のパトロール警戒していたのと変わりないように見えました。駅前交番のお巡りさんや刑事の人が慌しく動いていた様子もありませんでした。」と言う。

つまり、この駅員には、警察官が容疑者を発見するために動き回っていたようには見えいないと言うことだ。

偶々、JR函館駅構内で顔見知りの鉄道警察隊の幹部に会った。

第1事件のあった10日の朝の出来事を聞こうとしたとたん、急に顔を曇らせて話題をそらし、話には乗って来なかった。

筆者は、聞かれては困ることがあるのだなと感じたので、それ以上は追及しなかった。

続いてJR函館駅前に立ち並ぶ2軒のホテルを訪問した。

10日の朝やそれ以後に、制服や私服の警察官がフロントへ聞き込みにきた事実があるかどうかを確認するためである。

結果は、両ホテルとも、この事件で警察官が聞き込みに来た事実はないとの回答であった。

タクシー会社へも行ってみた。

このタクシー会社は、函館市内の大手の会社でJR函館駅前には、同社のタクシー多数が客待ちをしている。

タクシー会社の配車係の話はこうだった。

「ああ、11日の事件(第2事件)があった時は、メールで手配がありましたよ。でも10日(第1事件)のときは、メールでの手配も警察官の聞き込みもありませんでした。」

このメール手配とは、こんなシステムらしい。

事件が発生すると警察の110番を受理する通信指令室から一斉に、函館市内のタクシー会社のパソコンにより事件の内容や犯人の人相、着衣などが知らされるシステムだ。

そしてタクシー会社の配車係は、この警察からの手配内容を無線等で運転手に知らせることになっている。

容疑者が宿泊した大沼のホテルでも聞いてみた。

フロントの話では、警察からは10日の午前中には何の手配もなかったという。

もし、10日の午前中に警察からタクシー会社やホテルに手配があれば、容疑者が大沼のホテルにチェックインしたことが判明したはずだ。

そうすれば、乗用車強奪事件も11日未明の銃撃戦も発生しなかった可能性がある。

もちろん、筆者の調査は不十分なものではある。

しかし、北海道新聞をはじめマスコミ各社の報道では、9月10日のJR函館駅の出来事を報じてはいるが、筆者の知る範囲では警察の初動捜査の問題を指摘した記事にはお目にかかれなかった。

そこで、今回の記事を書いた北海道新聞函館支社の記者にも聞いてみた。

10日の事件(第1事件)の認知、立ち上がり捜査は、警察の発表を聞いて「(警察は)できる範囲のことをやったと思っています。それ以上のことを突っ込んで聞いていません。」との答えが返ってきた。

筆者は、北海道新聞の取材現場では、道警の裏金報道以来、道警との間で取材を巡って様々な軋轢が生じ、それがいまだに尾を引いていることを聞いている。

そこで「市民の目フォーラム北海道」の原田宏二代表から北海道新聞本社の「読者センター」にも電話で照会して貰った。

その結果は次のとおりであった。

9月12日の北海道新聞の朝刊の記事には、JR函館駅にけん銃のようなものを持った男がいるとの通報を受けた警察が、その時点でどんな対応をしたのかが、あまり詳しくは書かれていないのはどうしてなのかと聞いてみた。

対応した社員は、警察の取材の現場に道警との軋轢が尾を引いていることを認めた上で「警察の発表は、容疑者の足取りの説明に移ってしまい、問題の部分を飛ばしたのかも知れません」と説明したが、取材の詳しい状況は承知していなかった。

そこで、9月10日のJR函館駅での出来事(第1事件)について、警察の初動段階での対応内容を取材し、その結果を報道するように要望した。

最後に、道警函館方面本部総務課広報係に電話で聞いてみた。

OBであることと氏名を告げたところ、応対者は一瞬、電話の向こうで無言になった。

あるいは、筆者が道警の裏金疑惑を告発した人物であることが、電話の向こうの警察官の態度を硬化させたのかも知れない。

電話からは「OBでも一般の方ですから、新聞に出ていること以外に話すことができません。」という答えが返ってきた。

一般の方だったら、もっと分かりやすく説明しても良さそうなものだが、木で鼻をくくったような答えであった。

市民が警察の仕事のやり方に疑問を持って聞いてきたときには、警察は分かりやすく説明する責任があるのではないだろうか。

警察は、これこれの捜査をしたが残念ながら容疑者を捕捉できなかった、と説明すればいいのではないか。

それとも聞かれて困ることを聞かれたので答えたくなかったのだろうか。

こうした警察の態度こそが、道民の信頼を失う最大の要因になっている。

最近全国各地で、警察の初動捜査の判断ミスにより、人命が失われた事例も多い。

今回の事件でも、警察官1人が重傷を負ったが幸いにも命に別状がなかった。

殉職者も出なかった。

何よりも、一般市民の命が奪われることがなかったのは、不幸中の幸いだった。容疑者の言動からして奇跡と言っても過言でない

警察にとって「結果オーライ」であったのではないか。

警察は、ただ単に良かった、良かったで終わらせることなく、初動捜査に問題がなかったのかを検討して欲しいものだ。

話は横道にそれるが、市民の皆さんはお気づきになったであろうか。

深夜に猛スピードで逃走する容疑者の乗用車を追跡し、容疑者と銃撃戦を展開した道警函館方面本部地域課のパトカー乗務員の村井光祥警部補(55歳)と野島茂美巡查部長(52歳)のことだ。

警部補は容疑者に撃たれて重傷を負い、巡查部長は応射して容疑者を射殺した。

こうした修羅場で命を懸けて仕事をしている警察官の年齢が50歳代であることだ。

この年代になると、深夜の勤務はきついはずだ。

それでも彼らは、何かがあれば身体を張って仕事をする。

このことを警察上層部は、忘れて欲しくないのだ。

これからけん銃の使用が正当かどうか、問疑(もんぎ)されることだろう。

例え、相手が暴力団員であろうとけん銃の使用が、適法かどうかは明確にしなければならない。

報道された状況を見る限り、2人は冷静に対応している。

良くやったと思う。

(文責「市民の目フォーラム北海道」事務局スタッフ 齋藤邦雄)



19. 9. 11(火) 愛媛県警の裏金裁判判決 原告全面勝訴

今年8月8日「市民の目フォーラム北海道」のホームページ(<http://shimin-me.net>)に愛媛県警の裏金裁判を紹介したところである。

愛媛県警の現職警察官である仙波敏郎巡査部長が、同県警の裏金問題を実名告発したことに端を発し、同巡査部長を数日で地域課通信指令室への異動を発令した。

そして仙波巡査部長は、この異動発令に対して「配転は不当」として愛媛県を相手に慰謝料100万円を求めた国家賠償請求訴訟を起こしていた。

9月11日に松山地裁は、愛媛県に対して100万円の損害賠償を命じる判決を下した。

なお判決要旨は、別紙 PDF の内容の通りある。

[判決要旨はこちらです](#)





19. 9. 8(土) 警視庁現職警察官のストーカー殺人事件

制度上の問題はないのか(その2 係長(警部補)と勤務管理)

今回は、巡査長と身上監督について述べた。

今回は警視庁の巡査長のストーカー殺人事件の背景に現場の指導監督体制の問題がないのかを探ってみたい。

警視庁の巡査長のストーカー殺人事件の捜査が進むにつれて、事件直前の様子が明らかになってきた。

報道各社が伝えるところを整理してみよう。

事件の4日前には、巡査長の上司の立川警察署地域課係長が「巡査長がつき合っている女性につきまわっているらしい。」という話を聞きつけ、巡査長から事情を聞いた。

その際、巡査長は「仕事をする意欲がなくなった。」と漏らしたが、係長は「もうちょっと頑張れや。」と励ましただけで理由も尋ねなかった。

その日の午後8時ころ、この係長は巡査長と同僚2人とともに、被害者のホステスに事実を確かめるためと称して店を訪れ、飲みながら被害者の接待を受けた。

約3時間、店に居たが被害者から事情を聞くこともなく、巡査長を店に残したまま店を出た。

このときの料金は、巡査長が全員の料金10数万円を一括して支払った。

この係長は、「トラブルがあるようには見えない」と判断し、この問題を上司に報告しなかった。

この係長は本当に問題を解決するために店を訪れたのか。

やり方としては、全くおかしい。

単に、部下とともにキャバレーに遊びに行っただけではないか。

事件発生当日の係長の勤務ぶりもおかしい。

交番を巡視したとき、既に巡査長が長時間にわたって行方不明になっているのかかわらず、同僚

の巡査に携帯電話をかけさせただけで、本格的な捜索活動を開始しようとした形跡もないという。

この報道を読んで、すぐに思い起こしたのは、長崎市長の伊藤一長前市長＝当時(61歳)＝射殺事件だ。

長崎県警の発表によると、長崎警察署の刑事が、事件の約2時間前に城尾哲弥被告(59歳)＝殺人、銃刀法違反などで起訴＝の知人男性から「城尾被告が伊藤市長の選挙事務所に行くようだ。」と通報を受けて、すぐに上司の刑事係長(警部補)に報告したが、この係長は上司に報告せず、県警は捜査員を派遣するなど対応をしていなかった、というのだ。

警察署の係長(警部補)は、前線の指揮官であるはずだ。

その指揮官が機能しない。一体どんな問題があるのだろうか。

◎意外に多い警部補の不祥事

警察組織では、約1割の警部以上の管理職が、約9割の警部補以下の現場の警察官を指導監督している。

この9割の現場の警察官を直接監督しているのが係長(警部補)だ。

係長は、まさに現場の指揮官なのだ。

階級は、警察組織を支える生命線だとされる。

警部補の命令に巡査部長、巡査長、巡査は絶対服従しなければならない。

係長は、こうした指揮命令権に基づいて部下の勤務状況を監督して、法令の適正な執行と勤務を正確かつ迅速に行わせることを任務としている。

これが勤務管理だ。

ところが、この現場の責任者である係長(警部補)の不祥事が意外に多いのだ。

最近の不祥事をインターネットで拾ってみた。

8月 埼玉県警警備部の警部補(50歳)が警察手帳を使ってキセル乗車し懲戒処分

8月 山梨県警笛吹署交通課警部補(44歳)が逮捕した女性を釈放後に食事に誘ったことが発覚

8月 沖縄県警那覇署暴対課警部補(40歳)が取り調べ中の容疑者に暴行したことが発覚

8月 埼玉県警の護送責任者の警部補(55歳)が紛失した手錠の鍵が使われ被疑者に逃走され懲戒

処分

7月 北海道警札幌西署交番勤務の警部補(58歳)が勤務中女性に抱きつき、示談金300万円を払ったことが発覚

7月 神奈川県警鎌倉署地域課警部補(40歳代)が電車で女子学生等を盗撮

7月 警視庁刑事総務課警部補(41歳)が痴漢で逮捕

6月 愛知県警中川署交通課警部補(59歳)が交通事故被害者の供述調書改ざん懲戒処分

6月 石川県警警備課警部補(44歳)が「男にナイフで刺された」と虚偽の届出をしていたことが判明

5月 大阪府警捜査二課警部補(47歳)が競争入札妨害で大阪地検特捜部に逮捕

5月 福岡県警粕屋署地域課警部補(58歳)が窃盗団に情報を流した見返りに現金を受け取った加重収賄で逮捕

等々、この数ヶ月だけでも数え切れないほどある。

◎幹部枠の拡大により質が低下した警部補

平成3年、警察庁は各都道府県警察の階級別の定員基準を見直し、警部補以上の幹部枠を大幅に拡大した。

特に増えたのは警部補だ。

その結果、警部補(巡查部長を含む)1人に巡查(巡查長を含む)が2人という変則的な階級構成を生み出した。

同時に昇任制度の見直しが行われた。

それまでの試験昇任制に加えて、選抜昇任制、選考昇任制が導入された。

この制度では、推薦、書面審査が取り入れられ、試験昇任制に比べて試験科目も大幅に減った。

粗製濫造、数が増えれば当然質の低下を招く。

それまで、警部補は警察署等の係長の職名で、係の責任者として多くの巡查部長と巡查を部下に持ち、警察の職務執行の中核的な存在であった。

常に率先垂範、部下の先頭に立ち、部下を使いこなしていくのが理想の係長像だった。

警部補の枠拡大によって、警察署等の各課には係の数以上の人数の警部補が配置され、なかには部下のいない警部補が出てきた。

交番や駐在所勤務の警部補が増えた。

それまで、巡査が担当していた仕事を警部補が担当するところも出てきた。

警察署で交番を統括するのは地域課だ。

地域課に配属される警部補を、統括係長、係長、専任官等という職に分け、同じ警部補でありながら上位職に指揮監督権与えるという変則的な警察署も出てきた。

1つの係を分割して新たに係長のポストを創る警察署も出てきた。

こうしたことから、警部補の多くは管理的業務よりは実働業務が主たる役割と受取るようになった。

これは警部補という階級をワンランク、事実上巡査部長程度に格下げしたと同じことになった。

警察組織を支えている階級制度が混乱してしまった。

こうした変化は、警部補の質と地位の低下とともに、指揮命令系統も混乱を招き、責任の所在が不明確になった。

警察庁は平成12年8月、神奈川県警などで相次いだ警察官の不祥事を受けて、警察改革要綱を発表した。

その中で「職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し」がはっきりと示されている。

つまり、警察庁は幹部の枠拡大が、警察の現場に歪みを生じさせていることを知っていたのだ。

警察庁は、警部補に管理的業務と実働業務の両方を行う能力と責任を期待して、警部補の在り方を「プレーイングマネージャー」と称して、平成13年6月、都道府県警察に警部補の意識改革を進めるように指示した。

これは、民間会社に例えれば、管理職が労働組合の役員を兼務するようなものだ。

現場の係長は、組合員の方を向いて仕事をするのか、会社の方を向いて仕事をするのかを悩むことになる。

警察庁による幹部枠の拡大は、警部補の質の低下を招き、幹部としての責任感と自覚を希薄にし、指揮命令系統の混乱を招いた。

警察の現場の監督指導体制には、大きな問題を抱えているのだ。

警察庁幹部の「制度には問題があるとは思わない。上司が本来やるべきことをやっていないだけだ。」という発言(8月26日北海道新聞)は、現場に内在している係長(警部補)制度の歪みから目を背けた本末転倒の発言で、認識不足も甚だしいと言わざるを得ない。

◎勤務管理の甘い警察

今回の警視庁の巡査長のストーカー殺人事件で、巡査長の上司である立川警察署地域課係長の部下の勤務管理ぶりをみると、現場の警部補の意識改革は進むどころか、益々悪くなっているとの印象を受ける。

この点について、現職の幹部に聞いてみた。

それにとると、係長(警部補)の役割が事実上実働業務にシフトした結果、係長が巡査部長以下の部下に指揮命令することが少なくなり、部下の指揮や管理的業務は課長(警部)以上の役割だと考える傾向が強くなっている。

現場のリーダーとして係長(警部補)に求められるのは、警察が国民から求められている仕事の意義を部下に明確に示し、部下に働く意欲を持たせることだ。

単に、ノルマの数字を示し、それを達成するよう部下のケツを叩くだけの係長を部下は内心では軽蔑している。

上層部の「内部向けの本音」と「世論向けの建前」の使い分けを知っている。

幹部が、国民の方に顔を向けてはっきりとした旗を振れば、それに従って働く警察官は大勢いる。

そうした旗が振れる幹部は、現場には少なくなっている。

幹部は、部下に見えるようにはっきりと旗を振り、そのうえで勤務実績の良くない部下には、はっきりとそのことを指摘すべきだ。

警察官は、どんな仕事を担当しているにしてもその道のプロだ。

警察学校を終わったばかりの新人巡査は別としても、仕事に必要な知識・技能が不足している点があれば、不足していると指摘すればよい。

それをどうするかは、本人次第だ。

警察官の仕事に必要な基本的な知識・技能は、繰り返し警察学校で教えてくれる。

与えられる知識・技術だけでは身につかない。

プロとしては失格だろう。

過保護は、警察官の自主性を損なうことにならないか。

現在は、こうした考えの幹部はほとんどいないという。

警察組織としては、それでも仕事が出来なかったり、あるいは適格性がない警察官は、降格したり、辞めさせたりすればよい。

不祥事で懲戒処分を受けた警察官は数多いが、勤務実績が良くないとか適格性がないとして処分された警察官がいるとは聞いたことがない。

職場に顔を出してさえ居れば、毎月決まった給料が貰えてボーナスも貰える。

仕事をしなくても、昇任できなくても面従腹背でじっと我慢していれば定年までは勤められる。

これでは、まるでぬるま湯に入っているようなものだ。

現場の幹部だけではなく警察組織の勤務管理は、民間企業に比べて極めて甘い。

そんなことでは警察官の不祥事はなくなる。

◎不祥事続発の最大要因は警察の隠蔽体質

皆さんは、「ハインリッヒの法則」というのをご存知だろうか。

「ハインリッヒの法則」とは、1941年にアメリカの損害保険会社に勤めるH.W.ハインリッヒが、事故や災害について統計学的に調べ結果を基に確立した法則だ。

その法則は、1件の重大事故の裏には29件のかすり傷程度の軽微な事故があって、その後ろには、300件もの「ヒヤリ・ハッ」とした「怪我のない事故」が潜んでいるというものだ。

そして、たとえ少しでもヒヤリとした経験をしたとき、背景には重大事故につながるような要因があるのだということを認識し、十分な対策を立てれば重大事故が未然に防げるという考え方である。

警察は、全国で約27万人の職員を抱えた巨大組織である。

警察では、職員の不祥事を「各種事故」と捉えている。

不祥事には、内部規律違反、不適切な職務執行事案、犯罪行為、私的な問題を含むあらゆる信用失墜行為が含まれている。

警視庁の巡査長による女性殺害事件という重大事故の前には「ハインリッヒの法則」によると29件の「かすり傷程度の軽微な事故」があったことになる。

この「かすり傷程度の軽微な事故」の後には、300件もの「怪我のない事故」があることになる。

「ハインリッヒの法則」では、この時点で十分な対策を立てれば事故は防ぐことができることになる。

どんな組織でも都合の悪いことは隠そうとするが、警察の隠蔽体質は徹底している。

警察は、警察官の不祥事のすべてを公表はしない。

組織防衛のためには、幹部は平気で嘘を言うし証拠隠滅もやる。

内部告発に対しては、圧力をかけて潰す。

これは警察にとって最大の不祥事、裏金疑惑での警察の対応で立証済みだ。

警察官の不祥事を公表するときには、事実をできるだけ小さくし、その背後にある組織としての問題や制度上の問題を明らかにすることはない。

責任は末端の職員に押しつけ上層部は、責任を認めようとはしない。

いわゆる「とかげの尻尾切り」である。

上層部による建前と本音の使い分けは、現場の警察官の士気を著しく低下させる。

現場の警察官は白けるのだ。

警察上層部の組織のそうした姿勢は、必然的に外部に対してだけでなく警察内部にもある。

警察では、不祥事はメディアに報道されて初めて不祥事になる。

報道されなければ何もなかったことになる。

警察署長等は「怪我のない事故」程度のものは、いちいち警察本部には報告することはない。

「かすり傷程度の軽微な事故」であっても、メディアにばれないという見通しがあれば警察本部には報告しない。

従って、現場で起きている様々な問題が警察組織として把握されることもなく、警察内部で情報として共有されることもない。

そのため、事故を防止するための有効な対策が立てられることはない。

警察の隠蔽体質こそ、警察官の不祥事が繰り返される最大の要因である。

警視庁には、今回の事件について国民から抗議の声が殺到しているという。

警視庁はいわば日本警察の象徴ともいえる存在である。

その警視庁が今回の事件を受けて、約4万人の警部補以下の警察官に面接をするという。

そんな小手先の対策で不祥事の再発は防ぐことはできない。

隠蔽体質の解消こそが、国民の信頼を回復する唯一の対策である。

平成14年度から始まっている地方警察官の増員計画は、平成19年度までに約2万人の新人警察官を現場に送り出すことになる。

加えて、毎年1万人を超える警察官が退職する大量退職時代も到来する。

間違いなく警察の職務執行能力は低下するのだ。

そのうえに現場の中核となるべき係長(警部補)がこの状態では、警察官の不祥事は増加の一途をたどるだろう。

そのとばっちりを受けるのは国民だ。警察ではない。

8月に新警察庁長官に就任した吉村博人氏は、平成11年当時、警察庁審議官として神奈川県警の不祥事の処理や警察改革に取り組んだ経験がある。

全国で発覚した警察の裏金疑惑でも警察庁官房長として国会答弁に当たった。

その新警察庁長官には、警察は現場官庁であり、その現場が崩壊している現実をしっかりと見極め、本当の警察改革に取り組んでもらいたいものだ。



19. 9. 5(水) 捜査機関『警察・検察』の報道格差

8月21, 22日の北海道新聞で相次いで虚偽公文書作成などを理由とする検事と警察官の懲戒処分が明らかになった。

一つは、札幌地方検察庁の検事(40歳)に関する記事である。

8月22日の夕刊に写真付きで実名で報道されている。

東京地方検察庁刑事部に所属していた検事が今年3月に、担当していた強制わいせつ事件で、告

訴した女性に無断で告訴取り下げ書に検事自らが署名、市販の印鑑を押印して偽造、告訴事件を不起訴処分とした。

3月27日に虚偽の不起訴裁定書を作成して上司の刑事部長等の決裁を受けた。

偽造の理由として「(4月の札幌地方検察庁への)異動を控え、担当事件を未処理のまま引き継ぐことを避けたかった。」という。

法務省は、8月21日、同検事を懲戒免職にするとともに、東京地検が有印私文書偽造・同行使、虚偽公文書作成・同行使の罪状で、この元検事を在宅起訴した。

東京地検は『被害者らの告訴が必要な親告罪であり、告訴を取り下げれば、すぐに不起訴処分になる』ためではないか、と見ているとも報道されている。

もう一つは、8月23日の朝刊で報道された北海道警察の男性巡査部長に関する記事である。

北海道警察の旭川市内の警察署に勤務する男性巡査部長(34歳)を書類送検(札幌地検の検事と同じ在宅での書類送致)するとともに戒告の懲戒処分をした、という内容の記事だ。

巡査部長は、昨年10月に旭川市内で発生した窃盗事件の被害者の女性に対して、容疑者に代わって被害額の4,000円を支払って被害弁済の仲介をしたが、捜査報告書には「当事者が直接会って被害弁済をした」等と虚偽の内容を報告書に記載した疑いである。

被害者が容疑者に会いたくない、と言ったので仲介したが、事実を書くのはまずいと思ったという。

この2つの記事を比べてみると、最初に気がつくのは記事の大きさの違いだ。

検事の記事は三段抜きの大見出しで4段の記事だが、巡査部長の記事はその半分くらいだ。

そのうえ巡査部長の記事には、男性巡査部長の名前も勤務場所も書かれていない。

もちろん写真も載っていない。

2つの行為はいずれも、事実は虚偽公文書偽造などでやり方も酷似している。

それなのに記事の取り扱いが、どうしてこんなに格差があるのか。

不思議に思って、北海道新聞の読者センターに電話で聞いてみた。

電話に出た社員の説明の概略はこうだった。

記事の扱いの違いについて尋ねると「検事の事件は、東京地検時代のことで、北海道に赴任してから発覚した。全国的な規模のニュースだったのでこうした扱いになった。」との説明だった。

重ねて、でも検事も警察官も同じ捜査機関で、やったことも同じなのにおかしいと思うがどうかと尋ねてみた。

それに対しては「検事は司法の立場で、警察は行政官で役人だ。検事は権限も警察官より上だ」との答えが返ってきた。

確かに、検事は刑事訴訟法の上では、警察官はその指揮下にある。

しかし、この答えは的はずれだった。

おそらく、この巡査部長の記事は、北海道新聞の記者が警察発表の内容をそのまま記事にしたのだろう。

指摘したかったのは、警察官の匿名を何故認めるのだ、ということだった。

警察官は、警察官としての階級や社会的な評価は別として、公人として仕事をやっている。

その公人が仕事の上で罪を犯したときには厳しく糾弾されなければならない。

警察は、いろいろと理屈をつけて匿名で発表するのだろうが、そのことが警察官の無責任さを増長し、治安維持という仕事に対する自覚を希薄にしているのではないか。

こうしたことが不祥事がなくなる遠因になってはいないだろうか。

先日の警視庁の巡査長のけん銃によるストーカー殺人事件や昨年11月の埼玉県警の巡査長の郵便局強盗事件もこうした警察官として職責の自覚に欠如があると考えるのは、考え過ぎなのだろうか。

もう一つ、この記事には問題がある。

検事も警察官も犯罪捜査を仕事にしている。

今回の2つの事件は、犯罪捜査という仕事が1人の人間の一生を左右する強大な権限の行使であることが忘れられている。

犯罪捜査の重さを、検事も警察官も忘れている。

単に捜査書類を偽造したという軽い問題ではないのだ。

それが鹿児島県の志布志事件、富山県の婦女暴行事件等のえん罪事件を生み出しているのだ。

北海道内でも今年2月から5月にかけて7件の無罪判決が出されている。

権力の監視を標榜しているメディアは、どうしてこうした観点で記事を書けないのだろうか。

北海道新聞の読者センターには、最後にこう伝えた。

「北海道新聞も警察官の不祥事に荷担しているのではないのか。警察に腰が引けているように見える。」

答えは「取材現場の問題なので、報道本部に伝えます。」だった。



19. 9. 2(日)

警視庁現職警察官のストーカー殺人事件

制度的な問題はないのか(その1 巡査長と身上監督)

現職警察官の犯罪がさして珍しくもなくなった昨今、制服警察官が勤務中にけん銃で女性を殺害した事件にさすがの警察庁も青ざめた。

世界に冠たる日本警察、日本の警察官は清廉潔白、こうした警察神話はいまや根底から覆ってしまった。

警察庁はいつものとおり、警察官の個人の資質の問題として片づけるのか、現場の不手際で片づけるのか、事件の背景には日本警察が抱える制度的な問題はないのだろうか。

◎これが「心中事件」なのか

8月21日の新聞各紙は、警視庁の巡査長がけん銃で女性を射殺後に自殺したと報じた。

それによると、21日午前、東京国分寺市東元町のアパートに住む飲食店従業員の女性(32歳)の部屋で、この女性と警視庁立川警察署富士見台交番の巡査長(40歳)が、死亡しているのを同署員が見つけた。

検視の結果、女性は胸と腹に計2発、巡査長は左胸に1発、けん銃で撃たれた跡があった。

巡査長は20日午後3時半に同署富士見台交番の勤務に就いた。

同午後9時半ごろ「浮浪者が寝込んでいる」との通報があり、バイクで出かけて行き、その後連絡が取れなくなっていた。

各紙は当初「心中」とか「無理心中」と大見出しで報じていたが、これはれっきとした人殺しだ。

警視庁は、事件発生当日の午後に「職員のけん銃自殺事案の発生について」と発表、そのなかで「無理心中の可能性もある」さらには「囑託殺人(同意殺人)の可能性もある」と説明したという。

殺人の刑は死刑又無期若しくは3年以上の懲役だが、同意殺人は6ヶ月以上7年以下の懲役又は禁固である。

警視庁は「同意殺人」なら軽いとでも思ったのだろうか。

警察官の不祥事に際して、警察が事実をできるだけ軽く見せようとするのは常套手段だが、事件の真相が解明されてない段階で、警視庁の姑息な意図が見え隠れする。

新聞各紙も、警視庁の発表を鵜呑みにしてそのままこれを記事にしたのだろう。

制服警察官が勤務中に、公務のため携帯しているけん銃を使って市民を殺するという前代未聞の事態に、さすがの警視庁も身内の凶悪事件にも関わらず捜査本部を設置し捜査を始めることになった。

◎40歳独身巡査長のストーカー殺人

その後の報道の内容から、事件は「心中」などではなくストーカー殺人の疑いが強いことが明らかになってきた。

各紙の報道内容を整理してみる。

この巡査長は40歳の独身で両親と同居。昨年秋ころから立川警察署管内のキャバレーに客として出入りするようになり、そこでホステスとして働いていた被害者と知り合った。

それ以降、巡査長は1回遊びに行くと1万円はかかるこの店に、週に数日というペースで通い詰めその度に被害者を指名していた。

巡査長は、ナンバーワンホステスだった被害者の関心を買うため、高級ブランド品のバックをプレゼントするなどするうちに、遊興費に窮しカードローンで多額の借金を抱え、年老いた両親からも借金をするなど金銭的にも追い込まれていた。

被害者とすれば、この巡査長はいい客だと思っていただけで、それ以上の気持ちはなかったのだろう。

しかし、思いを募らせる巡査長からは一日に100回前後も携帯電話にメールが来るようになり、次第に客以上のつきあいを求められるようになる。

今年6月ころには、自宅アパート近くで待ち伏せされたり、付近でアパートを監視する巡査長らしい姿を付近の住民に見られるようになる。

巡査長は興信所を使って調べたのか、被害者と連絡を取れなくなると宮城の実家まで電話を入れるようになる。

被害者は、巡査長の余りのしつこさに困り果て、事件前に店に来た別の警察官に巡査長の言動に悩んでいると相談したり、店の同僚の女性に相談したりしている。

困り果てた被害者は「15日で辞めたい」と勤め先に伝え、16日から店を休んだ。

18日からは宮城県の実家に帰省し、事件当日20日午後8時ころに自宅アパートに戻ったばかりだった。

その後、被害者と巡査長の間で「ともちゃん(巡査長のこと)を訴える」「指紋を採ればわかるよね」などのメールのやりとりが確認されている。

◎「巡査長」とは何か、

昨年11月には、群馬県太田市で埼玉県警の加須警察署地域課のパトカー乗務員の巡査長(44歳)が、非番の日に郵便局へ刃物を持って押し入り現金を奪い強盗容疑で逮捕されている。

この巡査長は群馬県内で2件の郵便局強盗を働いていたことも明らかになった。

この巡査長も40歳代で警察署の地域課に勤務していた点は、警視庁の巡査長と共通している。

実は、巡査長の不祥事はかなり多い。

最近の巡査長の不祥事をインターネットで検索してみた。

- 8月 千葉県警巡査長(43 歳)が 140 件余りの事件の捜査書類等を自宅に持ち帰り放置
 - 8月 大阪府警巡査長(30 歳)が交番で女性のスカート内を盗撮
 - 8月 兵庫県警巡査長(59 歳)が当て逃げして逮捕
 - 7月 宮崎県警巡査長(27 歳)が酒気帯・ひき逃げで逮捕
 - 7月 警視庁 巡査長(26 歳)が捜査情報1万件をインターネット上に流出させ懲戒免職
 - 7月 埼玉県警巡査長(27 歳)が押収したDVDを複製して懲戒免職
 - 7月 北海道警巡査長(31 歳)がインターネット上に捜査情報等を流出させ懲戒処分
 - 6月 埼玉県警巡査長(52 歳)が捜査書類を自宅に隠し懲戒処分
 - 6月 島根県警女性巡査長(25 歳)が警察署内でけん銃自殺
 - 6月 愛知県警組織暴力対策課巡査長(31 歳)が捜査情報漏洩の見返りに現金を受け取り懲戒免職
- 等々僅か3ヶ月の間にこれだけの巡査長の不祥事がある。

おそらくこれも氷山の一角に過ぎないだろう。

巡査長制度は、昭和42年に警察署等の現場の指導体制の強化を図ることを目的に創られた。

巡査長には、勤務成績が優秀であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であって、勤務年数が6年(大卒は2年、短大卒は4年)に達しており、かつ、指導力を有するものから選ばれることになっている。

巡査長制度の現状について、現職の警察官に聞いてみた。

それによれば、最近では勤務成績が優秀でなくても、優れた指導力がなくても、基準の年数を勤務すれば、自動的に巡査長に昇格させているという。

現場には巡査長が増え、巡査といえば警察学校を終わったばかりの新人巡査がほとんどになったという。

ここにも巡査長制度が既に形骸化していることが読み取れる。

巡査長は、巡査部長と巡査の間に置かれる職名である。巡査長は階級ではない。

幹部はあくまでも巡査部長以上であり、巡査長は幹部ではない。

最初はそれなりの権威と誇りもあったが、今ではそれもなくなったという。

巡査に「長」をつけただけの職名が、いかに曖昧なものかを現場の巡査長たちは知っている。

この警視庁の巡査長はどうだったのかをみてみよう。

この巡査長は、高校を卒業後、警視庁に巡査で採用された。

40歳だから警察官として22年間勤務したことになる。

いつ巡査長に昇格したのかは分からないが、年齢から考えるとベテランの巡査長だ。

勤務成績が優秀で指導力があるなら、既に巡査部長に昇任していなければならない年齢である。

この巡査長の勤務経歴も分からないが、警察では、勤務成績と本人の適性に依じて、交番勤務から刑事等の専務警察に引き上げられる。

こうしたことは、警察内部に交番勤務を専務警察より一段低くみる風潮を生み出している。

おそらく、この巡査長はそうした交番勤務ばかりを20年以上も続けていたのだろう。

巡査長は、平成16年立川警察署地域課勤務となり、7月17日に国立市内の保谷交番から富士見台交番に配置換えになっている。

一緒に当番勤務していた巡査は、警察学校卒業2年目の巡査(24歳)だけである。

この巡査が事件後に警視庁の内部調査に、「巡査長は長時間パトロールに出たまま戻って来ないことが何回かあった」「管轄外の地域までバイクで出かけていた」と話しているという。

警視庁の内規では、パトロールなどが2時間以上かかるときは、1時間おきに連絡することになっているという。

事実、事件当日も「浮浪者が寝込んでいる」との通報があったとして、1人でバイクで出かけたまま連絡が取れなくなっていた。

同僚の巡査が、巡査長が戻らないと本署の当直に報告したのは翌日の午前5時半だという。

警察署の幹部は、この巡査長について「おとなしく、社交性がとぼしい」「勤務ぶりはまじめだが、事件の検挙実績は低い」と評価していたという。

巡査長の勤務ぶりからは、勤務実績が優秀で指導力があるとはとても思えない。

そもそも、この巡査長の巡査長昇格自体に問題があったのではないか。

この巡査長については、同僚の間でキャバレーの女性とつき合っているという噂が広がり、本人も警察官としてやる気はなくなったなど同僚に漏らしていたという。

身体も急にやせ始め、勤務中に居眠りする姿もみられていたという。

こうしたことは、巡査長の直属の上司である本署の係長(警部補)の耳にも入っていた。

その巡査長を事件のほぼ1ヶ月前の7月17日から警察学校を出たばかりの巡査と2人だけの勤務をさせている。

この配置換えの理由は明らかになっていないが、この人事配置には明らかに問題がある。

本来であれば、立川警察署長はこの巡査長を「問題警察官」に指定して、幹部の直接指導の下で勤務させる必要があった。

事件当日、本署の係長が富士見台交番に巡視に訪れたのは午前0時近くで、同僚巡査が「巡査長が戻っていない」と報告するも、係長は巡査長を発見するための特別な措置を取った形跡はない。

この係長の対応も問題があるが、この時点では既に巡査長は女性を射殺し自殺している。

◎身上監督(しんじょうかんとく)って何だ

就任したばかりの警察庁の吉村博人長官は、警視庁の巡査長の女性殺害事件について「巡査長の勤務管理や身上把握に問題があった」と述べ、警視庁の幹部は、「身上調査が甘かった」と述べたという。

埼玉県警の巡査長の郵便局強盗事件の際には、当時の警察庁の漆間巖長官が定例会見で、再発防止策として、「全国の警察官への家庭訪問をできるだけ早期にやらせたい」と述べた。

この警察の最高責任者等の発言を一般の国民は理解できたのだろうか。

一般の国民には耳慣れない言葉だが、警察には「身上監督」というものがある。

上司が部下職員の規律、生活態度等を調査して、職員の品位を保持し、人格を向上させることを目的として監督することだ。

「身上把握」「身上調査」「家庭訪問」はその一環として行われる。

実は、この身上監督といわれる制度にも多くの問題が内在している。

組織が私生活や内心の問題といったプライバシーの問題にどこまで踏み込めるのか。

それとも、警察官は治安維持という重要な仕事をするのだから、その程度のことは受忍しなければならないというのか。

警察官は、法律の執行者だから一般国民の模範になるべきだから当然だというのか。

そこには本質的な問題があるのだ。

警察官は、私的な旅行をするときに署長の承認をとること、休みの外出、外泊でも常に所在を明らかにすることを義務づけられる。

そのほか、仕事に影響がある者と交際するな、いかがわしい場所に入出入りするな、不相应な借金をするな、品位を失うまで酒を飲むな、生活を乱すまで遊ぶな、等々こと細かな「けいかん;警官しょはつと;諸法度」がある。

民間企業には、「諸法度(しょはつと)」などは存在しないだろう。

「警官諸法度(けいかんしょはつと)」に書いてあるのは社会人として当たり前のことばかりだ。

警察官はこんなものなければ品位が保てないとしたら情けない話だ。

警察官がこうした「警官諸法度」に違反したときには懲戒処分の対象になる。

つまりは罰則付の「警官諸法度」というわけだ。

ときには、これが組織の意向に従わない警察官を排除する手段として意図的に使われることもある。

警視庁では、「身上調査」と称して、預貯金や借入金を報告させ、上司が少なくとも年2回、部下に面接し、仕事や私生活の悩みを聞いているという。

警視庁によると、この巡査長も家庭訪問や面接を受け、「預貯金数百万円」と報告していたという。

「身上調査」にしても、階級が巾を効かせる警察組織で部下が上司にプライベートな悩みを素直に打ち明けるだろうか。

サラ金から金を借りている警察官が正直に報告するだろうか。

現場の警察官は、本当のことを報告すれば懲戒処分の対象になる、勤務評定にも影響するのではと考える。

下手すると「問題職員」のレッテル貼られ将来の昇進にも影響する、と考えても無理はない。

ほとんどの部下は「特にありません」と報告するだろう。

「面接調査」といえば、カウンセリングのつもりなのだろうが、面接するのは、部下からみれば単なる仕事上の上司に過ぎない。

心理的な悩みを相談するには相手方に対する信頼が基本だろう。

相談した内容について秘密が守られる保証も必要だ。

警察の現場にそんなことができる幹部がどれくらいいるのだろうか。

幹部には、カウンセリングの知識も経験もない。

そんな相手に部下が仕事や私生活の悩みを打ち明けるだろうか。はなはだ疑問だ。

巡査長は、母親や職場で「彼女ができた」と打ち明け、上司に結婚したいと相談していたという。

母親は喜び上司も激励していたという。

相談を受けた上司は、どんな指導をしたのだろうか。

「警察官としてはそれはまずいよ、それは警察官として御法度だ」と指導したのか。上司は先の「警官諸法度」にある「(警察の)仕事に影響がある者」には、キャバレーのホステスが該当すると考えたのだろうか。

かって、警察内部には警察官が水商売の女性と結婚すると仕事に差しつかえとする考えがあった。

こうした営業が警察の取り締まり対象だからという理由からだ。

現在では、幹部がこうした女性と結婚した事例もあるようだから、「警官諸法度」には触れないから構わないとなったのだろうか。

男女間の問題についての考え方は、時代と共に多様化している。

警察もその例外ではないはずだ。警察にも女性警察官が増えた。

職場結婚も多い。

警察内部でも、昔と違い男女の交際に寛容な雰囲気ができているのかも知れない。

そうした中で、こうした問題について、部下にしっかりした指導ができる幹部がどのくらいいるのだろうか。

「家庭訪問」というとすぐに頭に浮かぶのは、小学校の先生がやる児童・生徒の家庭訪問だろう。

これは先生や保護者が、児童・生徒の健全な育成という観点で行っているはずだ。

大の大人を相手の警察の家庭訪問は、組織防衛のために行われている。

ここに同じ「家庭訪問」でも根本的な違いがある。

夫や父の勤務先の上司が家庭訪問に訪れたら、警察官は家族にどう説明するのだろうか。

妻は、夫の素行を洗いざらい話すのだろうか。

都会の警察署で勤務する警察官のほとんどが郊外から通勤している。

ただでも忙しい現場の幹部に部下の家庭訪問のゆとりがあるとは思われない。

上からの指示で形式的に行われる家庭訪問で警察官の私生活の悩みや問題が把握できるとは思えない。

ましてや、最近の若い警察官は私生活に介入されることを嫌う。

家賃が安くても、幹部や同僚の目がある公宅に入ることを敬遠し、独身者はしゃれたワンルームマンションに住む。

結婚すると早くに持ち家を購入し郊外に住む。

趣味も多様化し交際範囲も広がる。

生活をエンジョイしようとする警察官も増えている。

休みともなれば、車でどんどん出かける。

ケータイがあるから連絡は取れるから問題はないと考える。

若い警察官のライフスタイルはすっかり変わっているのだ。

現場の幹部たちは、そんな部下たちと衝突してまで、無理に家庭訪問等はやる気にはならないだろう。

警視庁は、今回の事件を受けて警察署長会議を開き、約4万人の警部補以下の警察官を対象に幹部による面接を実施し、家族との連絡を取って、警察官の身上調査を徹底するように指示したという。

果たして、形式的な身上監督で警察官の不祥事を防ぐことができるのか。

警察庁長官の「家庭訪問発言」や「身上把握発言」は、警察のキャリア官僚が現場の実情をほとんど知らないことを示しているだけだ。(つづく)

次回は、その2 係長(警部補)と勤務管理



19. 8. 28(火) 目立つ誤認検視 警察は死者の声を聴けるか

このところ、保険金目的の殺人事件が相次いで明るみにでている。

殺人が自殺や事故として処理され、殺人事件がヤミに葬られるところだった。

今年7月、長崎県大村市で今から4年前の平成15年に交通事故に見せかけて自分の三男(当時26歳)を殺害した容疑で父親等が長崎県警に逮捕された。

8月には栃木県さくら市で、今年2月に首つり自殺に見せかけて自分の妻(当時41歳)を殺害した容疑で夫等が栃木県警に逮捕された。

(この夫は、今年8月7日、逮捕勾留中の宇都宮中央警察署の留置場で首つり自殺した)

いずれの事件でも、被害者には多額の生命保険がかけられていた。

長崎の事件では、長崎県警は遺体や現場の状況から交通事故として不自然な点があったのにもかかわらず交通事故として処理してしまった。

後に逮捕された父親は、地元の名士で駆けつけた捜査員らに「事故だから解剖しないで」と懇願したという。

そのためか、この事件では被害者の遺体の司法解剖をしなかった。

栃木県の事件では、栃木県警は今年7月になり、平成15年1月に発生した火災保険金目的の放火事件で夫等を逮捕、8月になり妻の生命保険目的の殺人容疑で夫等を再逮捕し、捜査本部を設置して本格的な捜査をはじめた。

夫等は平成16年2月の二男(当時7歳)の事故死についても保険金目的の殺人事件だった疑いをもたれている。

保険金目的の殺人事件ではないが、昨年4月には、秋田県能代市で長女(彩香ちゃん当時9歳)が母親に殺害される事件が発生し、この母親は続いて近所に住む児童(豪憲くん当時7歳)も殺害する事件になった。

秋田県警は、彩香ちゃんの死因を水死と判断し初動捜査を誤り、豪憲くん殺人事件の発生を阻止できなかつたと批判を浴びた。

北海道では、昨年になって問題となったパロマ工業製のガス瞬間湯沸かし器で相次いだCO中毒事故で、17年前の検視が誤認検視ではないかと疑われる事件が明らかになった。

昭和63年11月、北見市内のアパートの部屋で塾講師の男性(当時29歳)が、お湯を張った浴槽で死んでいるのが見つかった。

警察は「急性心不全による水死」と断定し、司法解剖は行わなかつた。

ところが、翌年4月にこのアパートの同じ部屋で男女2人がCO中毒死した。

このとき、塾講師の両親は、息子の死亡した事件について警察に再捜査を求めたが、警察に「検視に間違いはない」と断られたという。

CO中毒死の死体所見では、死斑(死後、体表面に斑として出現する現象で普通は紫赤色)が鮮紅色を呈するのは、検視に当たる警察官の常識だ。

何故、病死と判断したのか全く理解できないが、「死人に口なし」今となつては、真相を明らかにする術もない。

「死人に口なし」だが、死体は理不尽な死の原因を物語る。

それを聴けるのは、警察官の検視であり解剖医の解剖しかない。

その検視や解剖は大丈夫なのか。

警察は、刑事訴訟法229条の規定により、変死や変死の疑いのある死体については検視をする。

変死体とは、死亡が犯罪に起因するものでないことが明らかでない死体のことである。

検視は、こうした死体について、その死亡が犯罪に起因するかどうかを五感の作用により死体の状況を見分する処分である。

刑事訴訟法では検視をするのは検察官の任務だが、警察官が代行することになっている(代行検

視)。 警察の検視は、検視規則(国家公安委員会規則)に従って行われ、医師の立ち会いを求めることになっている。

立ち会いする医師は警察医だ。

警察医は、留置場に收容されている被疑者、被告人のほか警察職員の健康診断を委託された臨床医である。

その警察署管内の開業医であることが多い。

従って、多忙なうえに法医学の知識に乏しい医師もいる。

ちなみに、数時間は必要な検視の立ち会いで医師に支払われる検案謝金は、僅か3000円である。

検視は、死体を目で観察したり、さわったり、直腸温度を測ったりして進められる。

立ち会い医師に依頼して心臓血を採取することもある。

犯罪性があるかないかは、死体の見分だけではなく、現場の状況、死亡推定時間、被害者の足取り、家族の状況などを総合的に勘案して判断することになる。

もちろん、生命保険の加入状況も調査する。

検視は、巡査部長以上の幹部が行うことができるが、実際は刑事担当の幹部が行うことになっている。

北海道警察の場合には、原則として警察署の刑事課長(警部)が行うことになっているが、夜間の場合などには当直の刑事幹部(警部補)が行うこともある。

検視業務は豊富な捜査経験と法医学の知識が必要なため、各都道府県警察では、刑事調査官あるいは検視官と称する警視の階級の警察官を置いている。

刑事調査官は、法医学教室で研修を積んで法医学の知識を学ぶ。

死因の認定責任は警察署長にあるが、警察署長は変死体の死因に疑問があるときは刑事調査官等の出動を要請し、出動した刑事調査官は、自ら検視したり警察署長に助言したりする。

北海道警察の場合は、北海道警察本部の捜査一課に3人の刑事調査官(警視)と4つある各方面本部の捜査課に刑事調査官各1人が置かれている。

かつては、刑事調査官は検視のプロとして、退職するまでその道一筋のポストとされ、署長になることはなかった。

現在は、2年ほどの任期で交替し、将来は署長になることもあるという。

つまり、普通の警視ポストになった。

警察署長は、管内の変死体について検視をして、すべて刑事調査官に報告する。

北海道の場合には、死因の判断が難しい焼死、幼児の溺死、ガス中毒等のケースでは刑事調査官の出動を要請することが多い。

検視の結果、犯罪の疑いがある変死体については司法解剖が行われる(刑事訴訟法129条)。

その司法解剖の制度はどうなっているのか。

[平成19年5月21日 読売新聞から]

変死体が見つかり、警察が検視でいったん病死などと判断したものの、遺体の火葬後に他殺と判明したケースが、過去10年間に全国で少なくとも13件あったことが読売新聞の調査で分かった。

一方、検視で事件性なしと判断された変死体についても、行政解剖で死因を調べる監察医制度の充実した東京、大阪、神戸では、検視ミスによる殺人の見過ごしが、この10年で計19件あったことも判明。体の表面を主に調べる検視の限界が裏付けられるとともに、監察医制度のない全国の大半の地域では、検視の誤りに気付かないまま数多くの殺人事件が埋もれている可能性が浮かび上がった。

大学の法医学教室などを対象に行った今回の調査によると、13件中6件は、

〈1〉浴槽で水死させられた

〈2〉強い酒を無理に飲まされた

〈3〉血管に空気を注射された

——など、遺体の表面を見るだけでは死因の特定が困難なケース。

一方で、絞殺が3件、鈍器による撲殺と刺殺が各1件と、外傷などの痕跡が残っていたのに、事故や自殺などとしていたケースもあった。～中略～ 一方、東京23区、大阪市、神戸市(西区と北区を除く)では、検視で事件性がないと判断された変死体でも、監察医の判断で行政解剖を行っており、検視ミスを直後にチェックできる機能が働いている。この行政解剖で殺人事件であることが判明したケースは、過去10年間に、東京で11件、大阪で4件、神戸で4件あった。

【解説】氷山の一角

監察医制度が充実している地域で発覚した検視ミスの数を見ると、今回判明した13件は氷山の一角であるとみるのが妥当だ。

例えば、東京23区で見つかった変死体を扱う東京都監察医務院で、2005年に死因を調べた遺体は約1万2000体。

これに対し、同じ年に、全国の警察が扱った変死体は約14万8000体だった。

一方で過去10年に判明した検視ミスを見ると、東京23区は11件。

変死体自体の数の差を考えれば、全国の検視ミスは、実際には13件の何倍もあるとみるのが自然だろう。

日本法医学会理事の久保真一・徳島大教授は「外表検査による検視だけですべての死因を正確に診断するのは、法医学の専門医でも困難」とする。

こうした検視の限界を踏まえたうえで、殺人事件の見逃しを防ぐシステムを全国に構築するべきだ。

読売新聞が指摘するように、検視に限界があるとなると、司法解剖に頼らざるを得ないということになる。

司法解剖はどのくらい行われているのか。

平成19年5月17日の読売新聞によると、平成17年中の変死体(交通事故によるものを除く)は、全国で14万8,475体、そのうち司法解剖したのは4,942体、行政解剖したのは8,628体、合計1万3,570体で、全体の9.1%に過ぎない。

これは先進諸国の中では最低のレベルだという。

ちなみに、同じ年の北海道では司法解剖は220体、行政解剖5体、解剖率は3.6%で全国のレベルよりさらに低い。

警察署長は解剖の必要があると判断をしたときは、警察本部の捜査1課長や鑑識課長と協議の上、警察本部長に報告してその指揮を受ける必要がある。

そのうえで警察署長は殺人事件の容疑があるとして、裁判官に鑑定処分許可状を請求して、解剖医に鑑定囑託をする。

ちなみに、解剖医に警察が支払う司法解剖謝金は、1件7万円(国費)である。

司法解剖は、大学の法医学教室で行われる。

北海道では、北海道大学と旭川医科大学の法医学教室の2カ所だけである。

法医学教室のない地域で事件があると、例えば、函館から札幌へ、北見、釧路から旭川へ司法解剖のために死体を運ぶことになる。

話は横道にそれるが、司法解剖謝金が警察本部や方面本部の鑑識課の裏金の原資になっていたことがある。

現在は、そうした慣習はなくなったと思うが、これは複数の鑑識課勤務の経験のある道警幹部OBの証言である。

こうしてみると、警察の検視業務の体制は、形のうえでは整っているように見える。

どうして、誤認検視が起きるのだろうか。

最近の凶悪事件をみていると、親子・兄弟・夫婦間等親族の殺人事件は珍しくなくなった。

冒頭に挙げた事件もこうした事件だった。

しかも、関係した家族の日常生活は表見的には普通の家族と何ら変わらないことが多い。

犯罪の質が昔とはすっかり変わってしまった。

また、家族内の葛藤などはなかなか外部からはうかがい知れないことが多い。

捜査する警察官に「まさか」という先入観があっても不思議ではない。

変死体の死因は、死体の検視だけでは判然としないことが多い。

現場の状況はもとより死者の生前の行動、家族の様子など幅広い情報が必要だ。

しかし、変死事件では、一般的に現場周辺の聞き込み捜査は行われぬのが普通だ。

その結果、判断材料が不足のままに無理な判断をしてしまう傾向がある。

警察ジャーナリストの黒木昭雄氏(警視庁OB)は、秋田県児童連続殺人事件の児童(彩香ちゃん)事件について、どこを取材してもまともに刑事が聞き込みに来ていたという話はなかった、と指摘している。

秋田県警は、遺体発見当日に早々と「事故死の可能性が高い」と発表している。

となると、刑事が聞き込みに来るはずがない。

保険金目的の殺人事件の疑いがある変死事件があったとしよう。

当然、生命保険等の加入状況を保険会社に照会する必要がある。

保険会社によっては回答が出るまでに3週間もかかることもあるようだ。

このため、捜査が立ち後れるというケースもあるやに聞いている。

こうした事情のほかに、警察が難しい事件を敬遠する傾向にありはしないか。

単なる変死事件と殺人事件とでは捜査の体制は全く違う。

殺人事件ともなると、県警挙げての捜査体制を組む必要がある。

できればそうした体制は組みたくない。

そうした、安易な判断に傾き易い傾向がありはしないか。

「葬られた真実 死因究明」(柳原三佳著 講談社)で著者はこう訴えている。

かけがえのない家族の最後の真実に納得できず、苦しんでいる人がいかに多いことか。

なかには、我が子の遺体の写真を公開してまで、真実究明を訴える母親も……。

その現実には、あまりにも過酷です。

なぜ、日本が酷い状況に陥ってしまったのか。

日本の検視や解剖の制度は、このままでいいのでしょうか……。

多くの人に、日本の危険な現状を知っていただきたいと思います。



19. 8. 12(日) 交通標識の意味を知らず 警官が交通取り締まり

毎日新聞によれば、富山県警は3日、「車両横断禁止」の交通標識を「右折禁止」と思い込んでいた警察官が、交差点を右折した運転者11人に誤って交通反則切符を発行していたと発表した。

車両横断禁止区域では、対向車線を横切って道路脇の施設などに入ると違反になるが、交差点の右折は違反にならなかったのに、反則切符を交付した。



この標識は、公安委員会指定の「車両横断禁止」規制標識である。

表示の意味は、道路交通法第25条の2第2項の道路標識により、車両の横断（道路外の施設又は場所に入出するための左折を伴う横断を除く。以下この項において同じ）を禁止する。

設置場所は、車両の横断を禁止する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所の必要な地点における左側の路端又は中央分離帯である。

県警は11人に謝罪し、反則金(6,000円)を納めた4人には返還する、という。

県警交通指導課によると、1日午後4時15分ごろ同県射水市西高木の県道で、パトロール中の港湾地区特別捜査隊の男性警部補(55)らが、車両横断禁止標識のある交差点を右折した車を発見。

指定横断等禁止違反の切符を切り、約1時間で11台を検挙した。

その場にいた5人の警察官全員が標識の正しい意味を知らず、警部補は翌日、県警本部に確認して誤りに気付いた。

この標識のある区間は富山県内に2カ所しかなく、同県警の交通指導課長は、「警察官が標識の意味を知らないのは恥ずかしい、指導を徹底する。」とのコメントを出した。

公安委員会が決めた道路規制標識の意味を理解せずに交通違反として検挙する警察官。

なぜこうしたデタラメな問題が起きるのか。

警察では、交番のお巡りさんなどに「検挙努力目標」と呼ばれるノルマを課しているようだ。

組織を管理するうえで、実績を数字で管理する必要があるだろう。

問題は、そのノルマが交通事故の防止に本当に効果的であるかどうか、ノルマの数字が合理的なものなのかどうかである。

ノルマを達成するだけの交通の取り締まりは、その本来の目的から離れて、取り締まりのしやすい違反の摘発になりがちだ。

数字を挙げてさえいれば仕事をしているとの評価につながるからだ。

幹部がそうした評価をする限り、現場の警察官の視線は警察内部に向く。

警察のための違反取り締まりが横行する結果を招くのだ。

この富山県警の交通取り締まりにもこうした背景がありはしないか。

単に現場の警察官のミスではすまされない問題である。

富山県警の一件は、お粗末の一語に尽きるが、このような現場の警察官の交通違反取り締まりミスは、富山県警察ばかりではなく、全国共通の問題であるように思われる。

市民の目フォーラム北海道の相談BOXにも、多くの市民から警察の交通取り締まりのやり方に納得でない、という苦情が数多く寄せられている。

物陰や電柱の陰に隠れて複数の警察官が、シートベルト装着違反取り締まりに精を出す姿を見かけた方もいるだろう。

物陰に隠れて取り締まるその感覚が市民には理解されていない、ということを警察は分かっているのだ。

実は、私も現職警部時代に速度違反で検挙された苦い経験がある。

田舎郊外の閑散とした小さな市街地、夜間の7時過ぎ40Km/hのところを12Kmオーバーであった。人が一人も通っていない、片側2車線以上の広い道路である。

このときは、現職警部だった私でさえ、こんな場所で52Km違反の取り締まりがなぜ必要なのか、真に危険度の高い交通違反取り締まりに重点を指向すべきでないのか、と疑問を感じたものである。

一瞬パトカーの警察官に不満をぶつけようかと思ったが、ぐっところえて黙って反則切符に署名し、反則金を納めた。

同じような思いをした一般ドライバーは数多くいるのではないか。

かつて、警察には「交通取締指数」なる概念があった。

交通事故は違反取り締まりの件数が増えるほど交通事故が減るという考え方である。

現在は、こうした考えか方はないと思うが、北海道警察の交通事故の増減のコメントには、あたかも違反の取り締まりで交通事故が減ったかのような話が載ることがある。

交通事故の要因は、そんな単純なことではあるまい。

実際に取り締りに当たる現場の警察官もそうは考えてはいないだろうし、もっと堂々とやって欲しい。

悪質な違反には厳しく、しかし軽微な違反には弾力的に対応して欲しいものだ。

「違反は違反だ」というせりふは、市民に対しては禁句である。

国民皆免許時代の今日、市民に理解されない交通取り締まりが、警察に対する市民の理解と協力を失う結果になっていることを警察は真摯に反省すべき時期に来ていると思う。

交通事故の防止にも市民の理解と協力なしには、為し得ないことを警察は自覚すべきだ。

(文責 CEFH事務局スタッフ 齊藤邦雄)



19. 8. 8(水) [愛媛県警の裏金問題](#) [まもなく判決](#)

平成17年1月20日、愛媛県警地域課鉄道警察隊仙波敏郎巡查部長が、ニセ領収書やカラ出張で裏金が作られ幹部が私腹を肥やしてきたと、衝撃告発をした。

全国で現職警察官の実名告発は、これが初めてある。

そして愛媛県警は、即時、本人の拳銃貸与を拒否する行動に出たほか、告発4日後の1月24日には、仙波さんを地域課通信指令室への配置換え内示、27日付けで異動発令を行った。

一方、仙波さんは「配転は不当」として松山地方裁判所に国家賠償請求訴訟を起こし、昨年9月5日には、この裁判で証人尋問が始まった。

仙波さん側証人として、元北海道警釧路方面本部長の原田宏二、元北海道警弟子屈署次長の齋藤邦雄の二人が松山地方裁判所に出廷し、配転の不当性や配転の背後にある警察裏金問題についての証言を行ったが、この原田、齋藤が松山地方裁判所に提出した「[陳述書](#)」は、[別掲のPDF](#)を見ていただきたい。

[原田宏二氏の陳述書](#) [齋藤邦雄氏の陳述書](#)

[注目の判決は、今年9月11日\(火\)13時10分から松山地方裁判所で言い渡し](#)予定。

[愛媛県警の裏金問題を告発した仙波さんを支える会](#)

(文責 CEFH事務局スタッフ 齋藤邦雄)



19. 8. 1(水) 長崎市長射殺事件 大失態を隠蔽する長崎県警

1 長崎県警の大失態が発覚

平成19年6月26日の長崎新聞には「**県警、城尾被告の行動把握**」の大見出しが踊っていた。

記事によれば、長崎市長の伊藤一長前市長＝当時(61歳)＝射殺事件で、県警が事件の約2時間前に城尾哲弥被告(59歳)＝殺人、銃刀法違反などで起訴＝の知人の男性から「城尾被告が伊藤市長の選挙事務所行くようだ」と通報を受けたことが、26日分かった。

しかし、県警は捜査員を派遣するなど対応をしていなかった、というのだ。

この事件については、4月25日にこのホームページで「暴力団の武装解除に失敗した警察」と題して詳しく述べている。

そのなかで、長崎県警がこの事件の情報を把握していたのか、していなかったとしたら、情報収集のあり方を根本的に改革すべきだ、と述べた。

しかし、この長崎新聞の報道で長崎県警は、城尾被告の行動を事前に把握していたことがはっきりした。

長崎県警の畔林喜一刑事部長は、翌日の県議会総務委員会で「ある人物から刑事に電話があったようだが『緊迫した状況にはなかった』と判断し、報告が上がっていなかった」と事前に通報を受けていた事実を認めたが、現場の刑事が情報を受けながら自分勝手に解釈し、上司への報告を怠っていたもので、そうした情報があったことは(長崎新聞の)取材を受けるまで全く知らなかったと答弁した。

つまり、現場の刑事の個人的な判断ミスであり、県警には責任はないとした。

ところが、長崎新聞の取材で、この刑事部長の議会答弁は事実とは異なっている疑いがあることが明らかになってきた。

それによると、この刑事(巡査部長)は知人から通報を受けてすぐに、携帯電話で長崎警察署の刑事当直に報告し、さらに直属の刑事係長(警部補)にも報告していたというのだ。

そのうえ、この情報は事件発生の1時間後には、この刑事が緊急招集された長崎警察署で県警本

部組織犯罪対策課の特捜班長(警部)に報告し、通報した知人男性が連日県警の事情聴取を受けていたという。

ところが事件発生直後の記者会見で畔林刑事部長と永松衛長崎警察署長は「城尾被告と長崎市役所とのトラブルは把握していない。事件は全く予想外だった」と突発的な事件だと説明していた。

長崎県警は、問題が発覚した6月27日から、櫻井修一県警本部長らにより内部調査を開始し、7月6日に県警の対応について「不適切とは言えない」との結論を明らかにした。

長崎県警の対応に伊藤前市長の夫人十四子さんは、こう話している。

「長崎市への不当要求事件でも把握されていた暴力団幹部が現市長の選挙事務所に押しかけようとしているとの情報に、なぜ危機感を持っていただけなかったのか。(中略)せめて選挙事務所に注意を促す電話一本かけてもらえなかったのか。県警の判断、対応が違っていたら、いとう一長の命は救われたかも知れないと思うと残念で残念でたまりません」

2 警察の原点を見失った日本県警

長崎県警には「長崎県警察治安対策行動計画(平成19年5月)」という立派な計画がある。

その第5には、暴力団に対する徹底した取締まりを掲げ「暴力団等の壊滅、弱体化を図るため、あらゆる法令を適用した取締まりにより、暴力団幹部、暴力団やその関係者を一般社会から隔離するとともに、行政・企業対象暴力などの資金源犯罪の根絶や銃器などの武器庫の摘発を推進します。」と県民に説明している。

城尾被告は、指定暴力団山口組系山健組内水心会幹部(会長代行)である。

しかも、城尾被告は、平成15年以降、水道工事現場で起こした交通事故を巡り、長崎市役所に対して不当要求を繰り返していた。

城尾被告のこうした動きを長崎県警が把握していなかったはずがない。

長崎市役所には、こうした問題に対処するために長崎県警のOBが5人も再就職している。

折りから、長崎県警は統一地方選挙違反取締本部を設置していた。

選挙の公正を保つためには、買収などのほか選挙の自由妨害も重要な取締まり対象のはずだ。

選挙運動の最中に暴力団幹部の城尾被告が選挙事務所に行くようだとの情報入手した。

しかし、長崎県警は何の手も打たなかったとしたら、どこに問題があったのだろうか。

県警は、自らの対応について、「不適切ではなかった」としているが、何をもってそうした結論になるのか理解できない。

長崎県警の内部調査によると、城尾被告が伊藤前市長に面会しようとする日時場所などについて、(刑事の知人の)通報は「具体的な内容がなかった」と説明したが、一方の(通報した)知人は「城尾被告が選挙事務所に行くようだ、と通報した」と証言し、事実関係が食い違っている。

(刑事から報告を受けた上司の)刑事課係長は城尾被告が伊藤前市長に何らかの申し入れを考えていると判断したが、「差し迫った緊迫感がない」として、上司やその夜の当直主任には報告しなかった。(平成19年7月6日 長崎新聞))

知人が刑事の携帯電話に通報してきたところを見ると、この知人は、おそらく刑事の協力者だろう。

暴力団幹部が選挙事務所に行く、何のためだ、選挙の自由妨害か、通報を受けた刑事はおそらくそうした判断があった。

だから、当直に報告し上司の刑事課係長に報告した。現場の刑事に判断ミスはない。

長崎県警が説明するように情報に具体性がなかったのなら、何故、「差し迫った緊迫感がない」という判断になるのか。明らかに矛盾がある。

ベテランの長崎警察署の刑事課係長がそんな判断をしたとはにわかには信じられない。

「差し迫った緊迫した状況」なのかどうかを判断するために確認が必要だったのならその指示をすべきだった。

念のため選挙事務所に捜査員を派遣する必要もあっただろう。

本当に、そうした判断ができなかったのなら、暴力団情報に関する基本的な判断能力の欠如、刑事幹部として失格だ。長崎県警随一の規模を誇る長崎警察署の刑事課係長が、この程度の能力しかないとなると、長崎県警の捜査力は極めて脆弱だと言わざるを得ない。

信じられないほどの反応の鈍さ、能力の問題以外に別の理由も考えられる。

報告を受けた刑事課係長は、既にその日の勤務は終わっていた。

緊張感がとぎれていたところに刑事から報告があった。面倒なことには係わりたくない、もう今日の仕事は終わった、そんな気持ちがあったのではないか。

緊張感がとぎれた刑事課係長には、暴力団の壊滅も選挙違反の取締まりも頭の中から消え去っていたのかも知れない。

警察が、市民からの届け出の受理を渋ったり、事実関係を過小評価したり、初動捜査の判断を誤ったりしたため重大な結果を招いた事例は、全国で枚挙にいとまがないほどたくさんある。

「暴力団の壊滅」とは、ほど遠いこの長崎県警の対応は、何を物語っているのか。

現場の刑事や幹部の資質や能力の問題にとどまらず、長崎県警いや、日本警察全体に巣くう本質的な問題があると考えなければならない。

あまりにも大きい組織の建前と本音の乖離、事なかれ主義、件数(ノルマ)主義といった軽薄な思考、こうした警察内部の歪みは、緊張感、内部規律の弛緩を生み出している。

これが上層部から末端までに広がっているのだ。

「警察は国民の安全を守るためだけにある」という警察の原点が忘れられている。

警察の仕事は、労多くして功は少ない。

刑事の仕事は、テレビの刑事ドラマのように格好のいいものでもなければ、警察特番のように正義の味方でもない。もっと愚直なものだ。

近代日本警察の創始者 大警視 川路利良は“官員は元来公衆の膏血を以て買はれたる物品の如し”と残している。

日本警察を牛耳っている警察キャリア官僚たちもこの警句を忘れている。

日本警察は、警察の原点を見失った。

3 長崎県警の隠蔽体質

無謬性を標榜する警察は、組織にとって都合の悪いことは隠し、都合の良いことだけを市民に知らせようとする。

この問題でも、当初、長崎県警の上層部は何も知らなかったと説明し、情報が寄せられていたことが

暴露されるや現場の刑事の判断ミスだとし、上司に報告されていたことが明らかになると、今度は県警の対応は「不適切ではなかった」とした。

かつて、長崎県警はけん銃押収偽装事件で、組織防衛のため、長崎県警本部暴力団対策課（現組織犯罪対策課）の暴力団捜査のベテラン係長（警部補）大宅武彦にすべての責任を負わせて長崎県警から追放した。いわゆるトカゲの尻尾切りだ。

このときも、違法捜査を長崎新聞で暴露されるや、一転して大宅主導による違法捜査だとして、大宅を銃刀法違反で送致した。

1人だけ起訴された大宅は、組織ぐるみの違法捜査だったと最高裁まで争うが有罪が確定した。大宅はこのとき、長崎県警で裏金づくりが行われていると告発したが、長崎県警はこれも無視した。

今回の問題でも、刑事から報告を受けた刑事課係長が「差し迫った緊迫感はない」と判断し、上司に報告しなかったとしているがこれも怪しい。

現場の刑事や幹部に責任を負わせるのが、長崎県警の常套手段だからだ。

組織防衛のための隠蔽工作は、必然的に組織内部のモラルの低下を招く。

大宅の事件を契機に、長崎県警のけん銃押収数は減少の一途をたどり、昨年は僅か2丁にまで激減した。

まっとうな捜査でけん銃を摘発するためには、暴力団関係者等に協力者をつくり、けん銃に関する情報を入手しなければならない。

そのためには、かなり高度な捜査技術を駆使した粘り強い内偵捜査が求められる。

大宅は、長崎県警の暴力団事件捜査の実情についてこう語っている。

暴力団の視察内偵や情報収集の過程では、細心の注意をしながらでも危ない橋も渡らなければならないこともある。

そうした捜査が外部から批判を浴びると上層部は組織防衛のためにトカゲの尻尾切りをやる。

上層部は責任を負わない。現場の刑事は危ない仕事を敬遠するようになった。

当然、情報が取れなくなる。けん銃が摘発できなくなったのもそのためだ。

それだけではない。長年、長崎県警の暴力団捜査を仕切っていた幹部(警視～既にOB)が、城尾被告が所属していた「水心会」の会長と癒着していたという記事が週刊誌(7月31日 フラッシュ)に載ったが、この記事の内容は、当時の長崎県警の暴力団捜査の刑事の間では公然の秘密だった。

そんなこともあって長崎県警は「水心会」に対する視察内偵ができなかった。

だから、現場の刑事が上司に情報を入れても長崎県警は動かなかったのだろう。

私が、この刑事から報告を受けていたら必ず上司に報告し現場に行く。

それが、刑事の仕事の基本だからだ。

4 見え隠れする警察の弱点

この問題は、現場の刑事が協力者から暴力団員の行動に関する情報を得ながら、その情報が警察活動に生かされず、一人の人間の命が理不尽に奪われ、民主主義の原点ともいうべき選挙に重大な影響を与えた重要な問題である。

長崎県警が説明しているような現場の刑事課係長の判断が悪かったと片づけていい問題ではない。警察の存在意義そのものが問われている。

長崎県警の大失態は、図らずも現在の日本警察が抱えている弱点を明らかにしている。

情報収集システムの弱点だ。現場のアンテナ機能が弱くなり情報収集が困難になっている。

情報伝達パイプが詰まって組織的な情報活用ができない。

保有する情報が組織として共有されない。

警察庁は、6月に「公的懸賞金制度」を華々しくスタートさせた。

これは凶悪事件等の犯人逮捕につながる情報提供に懸賞金を出すという制度だ。

この制度は、警察のアンテナが機能しなくなったことを警察庁も認識していることを表している。

しかし、この制度は凶悪事件等が対象で、暴力団等による組織犯罪の摘発には何の役にも立たない。

警察が反社会的集団である暴力団の情報が取れないとなると、これは致命的だ。

早急に組織的な情報収集管理システムの構築を図る必要がある。

長崎県警の大失態は、現在の警察が抱えている様々な問題を示唆している。

単に、現場の責任を云々するだけではなく、その背景を明らかにして、今後の警察運営の糧にすべきだ。

いい加減な長崎県警の内部調査では県民も納得しない。

公安委員会も“同じ穴の貉”では、あてにあてにはできない。

民主主義の原点に関わる問題なら、国会や長崎県議会で徹底的にその原因と責任の所在を明らかにすべきだろう。



19. 7. 24(火) ウィニーによる捜査情報流出 見せしめの懲戒免職か？

警察官の私物パソコンから、ファイル交換ソフト「ウィニー」を介して警察の捜査情報等がインターネット上に流出する事例が後を絶たない。

平成16年から平成18年までの間に発覚した事例は、分かっているだけでも次のとおりだ。

- ① 16年 3月、北海道警(江別署) 巡査(捜査情報など8人分が流出)
- ② 16年12月 京都府警(下鴨署) 巡査(捜査情報など20名分が流出)
- ③ 17年 6月 愛知県警(東海署) 巡査(捜査情報など6人分が流出)
- ④ 17年12月 神奈川県警(厚木署) 巡査長(捜査情報など21人分が流出)
- ⑤ 17年12月 栃木県警(鹿沼署) 巡査長(捜査情報など 5人分が流出)
- ⑥ 18年 2月 岡山県警(倉敷署) 巡査長(捜査情報など1,500人分が流出)
- ⑦ 18年 3月 愛媛県警(本部) 警部(捜査情報など6,200人分が流出)

⑦の愛媛件の事例は、週刊朝日(平成18年4月14日号)で詳しく伝えられた。

それによると、愛媛県警本部捜査一課の警部(41歳)が、自宅で使っていた私物パソコンからファイル交換ソフト「ウィニー」を介して、CD3枚分もの膨大な資料が流出した、となっている。

その中には、「GPS発信機」を使った尾行の記録、警察がひた隠しにしている「Nシステム(自動車ナンバー自動読取装置)」の運用実態を示す文書、情報提供者に捜査費を交付したとする捜査報告書、取り調べマニュアル等が含まれていた、という。

愛媛県警は、平成17年1月に現職警察官仙波敏郎(当時55歳)が、愛媛県警の長年にわたる裏金システムを告発したことをきっかけに「オンブズマンえひめ」等による世論の厳しい追及を受けていた。

愛媛県警の情報流出は、国会でも「この報告書に支払われていることになっている情報提供者に捜査費は支払われていない」と追及された。

平成16年末に発覚した北海道警察の裏金疑惑も、捜査費が実際には情報提供者に渡されていないことをテレビ朝日に暴露されたことがきっかけとなった。

警察庁は、愛媛の事例で流出した捜査情報が膨大な量だっただけでなく、極秘ともいえるNシステムに関する情報、違法捜査の指摘も受けかねないGPS発信機の使用情報、再度、裏金システムの存在を疑われかねない情報だったことに加えて、警部という幹部警察官によるものだったことに、これまでにない危機感を抱いたに違いない。

警察庁は、平成18年3月、公私を問わずウィニーの使用を禁止する旨の通達を出すとともに、全国の警察官と警察職員のパソコンの緊急点検を指示、その結果、私物パソコン約23万7000台のうち、2336台に警察情報が保存され、166台にファイル交換ソフト「ウィニー」がインストールされていることが明らかになった。

各都道府県警察でも、個々の警察職員にファイル交換ソフト「ウィニー」を使用しない旨の誓約書まで書かせるなど、警察組織を挙げての再発防止対策を取らざるを得なくなった。

にもかかわらず今年に入ってから

⑧ 19年 2月 山梨県警(甲府署) 巡査長(捜査情報など610人分が流出)

⑨ 19年 4月 愛知県警(春日井署)警部補(捜査情報など 5人分が流出)

⑩ 19年 4月 北海道警(稚内署) 巡査長(捜査情報など560人分が流出)

など、インターネット上への捜査情報流出は止む気配がなかった。

いくら使用禁止通達を出しても、組織に隠れて、密かに私物パソコンにファイル交換ソフト「ウィニー」をインストールして使う警察官は後を絶たなかった。

このウィニーの問題については、「市民の目フォーラム北海道」代表の原田宏二は、これまでに次のような指摘を繰り返していた。

警察組織には、こうした現場軽視と公私混同の風潮が根強く存在する。

そんな組織でいくら警察庁が、通達を出し指示しても現場の警察官がまともに聞く筈がない。

警察の個人情報流出の根本的な問題は、公務に私物パソコンの使用を認めていることにある。

確かに警察業務のごく一部には情報が漏れることにより個人の名誉が損なわれたり、時にはその生命に危険が及ぶ恐れのある情報が存在する。

だからこそ他の官庁や一般企業よりも厳格な情報管理が必要で、そのためには、私物パソコンを公務で使用することを禁止し、必要なパソコンを全て公費で準備すべきである。

それを怠り、私物パソコンを公務で使用することを認めていることが、個人情報流出の最大要因であり、ウィニーの使用禁止の問題ではない。

警察庁が再発防止の通達を出したにもかかわらず、またもや平成19年6月、今度は警視庁北沢警察署地域課の巡查長(26歳)の私物パソコンからファイル交換ソフト「ウィニー」を介して、大量の捜査情報が流出する事例が発覚した(6月23日 ホームページで紹介)。

このとき流出した捜査情報は、指定暴力団山口組に関する内部資料やNシステムの全国の「設置場所一覧表」が含まれていたという。

この警視庁北沢警察署の巡查長は、約4年半、本部の旧外事特別捜査隊と組織対策一課に所属していたが、その当時の事件チャート、捜査対象者の尾行記録、Nシステム設置場所情報など秘匿性の高い情報もパソコンに保管していたようだ。

性犯罪被害の告訴状や捜査協力者の供述調書などもあったらしい。

このとき、警察庁の漆間巖長官は、定例の記者会見で「かなり厳しく指導しているが、言うことを聞かない者や本当のことを言わない者もいる。ゆゆしき事態だ。」と日本警察のトップの威光も現場の警察

官には何の役にも立たないことを認めざるを得なかった。

上意下達が徹底しないことに不快感をあらわにした漆間警察庁長官だが、これを受けて警視庁がどんな懲戒処分を下すか注目していた。

そこで、これまでウィニー使用で捜査情報を流出させた警察官の懲戒処分内容を比較して見てみよう。

① 16年 3月の北海道警(江別署) 巡査(所属長訓戒)

(注:所属長訓戒は、懲戒処分ではない。署長からの軽い注意である。)

② 16年12月の京都府警(下鴨署) 巡査(本部長訓戒)

(注:本部長訓戒は、懲戒処分ではない。戒告より軽い注意である。)

③ 17年 6月の愛知県警(東海署) 巡査(戒告)

④ 17年12月の神奈川県警(厚木署) 巡査長(戒告)

⑤ 17年12月の栃木県警(鹿沼署) 巡査長(減給1か月、10分の1)

⑥ 18年 2月の岡山県警(倉敷署) 巡査長(減給6か月、10分の1)

⑦ 18年 3月の愛媛県警(本部) 警部(停職3か月)

⑧ 19年 2月の山梨県警(甲府署) 巡査長(減給3か月、10分の1)

⑨ 19年 4月の愛知県警(春日井署) 警部補(戒告)

⑩ 19年 4月の北海道警(稚内署) 巡査長(停職6か月)

⑪ 19年 4月の警視庁(北沢署) 巡査長(懲戒免職)

見て分かるとおり、平成17年12月の神奈川県警の事例までは、ごく軽い処分が終わっているが、その後、減給処分、停職と次第に重い懲戒処分になっている。

前述の愛媛県警の事例では、警部は3ヶ月の停職処分になった。

そして平成19年7月、最後の警視庁北沢警察署の巡査長は、懲戒処分ではもっと重い懲戒免職を受けることになった。つまりクビだ。

ファイル交換ソフト「ウィニー」の使用による情報流出で「懲戒免職」処分者が出たのは、これが初めてである。

警視庁は免職の理由として、『個人情報流出が最大規模で、警察業務の信頼を甚だしく失墜させた責任は重大』だという。

確かに、流出したのは約1万700ファイルで、うち警察情報は約6,600、捜査報告書約1,100、供述調書約600、被害届約100、その他の書類など約4,800、同じウィニー使用による情報流出量としてはかなり多い。

しかし、処分の理由はそれだけではないだろう。

愛媛県警の事例と比べても情報流出量も、流出した情報の内容も似たようなものだ。

それが、かたや停職3ヶ月、かたや懲戒免職、どうして差があるのか。

単に、愛媛県警と警視庁との違いだけではあるまい。

それは、最も重い懲戒免職を科すことによって、全国の警察職員に「これからはウィニーを使ったらクビになるぞ」と見せしめにする必要があったからだろう。

それと、愛媛県警は警部という幹部だったことも関係しているだろう。

一般的に警察の懲戒処分は、上に軽く、下に重いという傾向がある。

あわせて、警部ともなれば、立場上裏金づくりの内情を知っている。

そうした幹部は、愛媛県警としてはうかつにクビを切ることはできないのだ。

そんなことをしたら、裏金の存在を暴露されかねない。

現職警察官の内部告発に懲りた愛媛県警上層部には、そんな思いがなかったか。

この問題の根本的な要因は、警察が本来公費で購入すべきパソコンを警察職員に私費で購入させ、公務に使用することを認めている点にある。

その最大の理由は、予算上の制約があるとのことだろうが、多くの官公庁では既に必要なところには必要なパソコンが配備されていると聞く。

どうして、警察だけが公用パソコンの普及が遅れているだろうか。

関係者によれば、Nシステムの導入に莫大な予算を費やしたためではないか、との指摘があるが真偽のほどは分からない。

いずれにしても、それが遅れているのは警察上層部に現場軽視の風潮があるからではないのか。

長年にわたる裏金システムは、本来現場が使うべき捜査費などを幹部が自由に使っていた。

そのため仕事熱心な捜査員は、自腹を切ってまで協力者を作っていた。

時間外勤務手当も予算の制約がある、との理由で完全支給が行われていない。

物言わぬ現場の警察官の上にあぐらをかいているのではないか。

現場軽視のツケが、すべて現場の警察官にしわ寄せが行っている。

今回の警視庁北沢警察署の巡査長に対する懲戒免職も同じではないか。

警察組織は、不祥事があると、組織防衛のため現場の警察職員だけの責任を追及して、いわゆる「トカゲの尻尾切り」を常套手段にしている。

不祥事の背景に潜む本当の問題を解決しない限り、私物パソコンからの捜査情報の流出はこれからも続くだろう。



19. 7. 23(月) **今度は、盗撮** またもやハレンチ警察官

テレビ各社は、7月20日の夕方のニュースで、現職の警察官が女子高生のスカートの中を盗撮して、北海道迷惑防止条例違反の容疑で現行犯逮捕されたと報じた。

ニュースによると、逮捕されたのは、札幌北警察署の地域課の巡査(23歳)で、この日の午後、札幌市中央区の書店で買い物中の女子高校生のスカートの中を持っていたカメラ付きの携帯電話で盗撮した疑い、だという。

この警察官は、交番勤務でこの日は休みで私服だったようだが、不審な行動に気がついたガードマンに取り押さえられ、警察に突き出された。

携帯電話には盗撮した写真が残っていて、逮捕された警察官も認めているというから、事実関係は間違いのないのだろう。

同じような現職警察官の盗撮行為は、全国的に多発している。

今年に入ってからだけでも

①7月17日、神奈川県警鎌倉警察署地域課の巡查(29歳)が、神奈川県横須賀市内のショッピングセンター内でゲーム機で遊んでいた女兒(9歳)に後ろから近づき運動靴の紐にくくりつけたカメラ付き携帯電話でスカート内を動画撮影し、神奈川県迷惑防止条例違反で現行犯逮捕。

②1月25日、福岡県警小倉警察署の刑事(巡查長、28歳)が、勤務する警察署内の女子トイレに侵入し個室の上部からデジタルカメラで女性職員を撮影し、軽犯罪法違反(のぞき)の疑いで書類送検。

③3月19日、千葉県警成田警察署地域課の警察官(男性巡查、26歳)が女子高生のスカートの中を盗撮し、千葉県迷惑防止条例違反(盗撮)の罪で現行犯逮捕。

ほかにも

兵庫県警 児童買春ポルノ禁止法違反で県警交通指導課の巡查部長(43歳)を逮捕。

新潟県警 酒に酔って帰宅中、バスの隣席女性に絡み暴行した警視(59歳)を書類送検。

神奈川県警 埼玉県警警察学校に入校中の巡查(20歳)を育成条例違反で逮捕。

神奈川県警 巡查部長(29歳)を強制わいせつ容疑で逮捕。

警視庁警視(56歳)を東京都迷惑防止条例違反(卑猥な言動)の現行犯で逮捕。

など、下は巡查から上は警視まで、現職警察官による性にまつわる不祥事が後を絶たない。

札幌市内では、つい先日は、札幌西警察署の交番勤務の男性警部補(57歳)が、勤務中に訪問した女性宅で相手の女性に抱きつき、慰謝料300万円を支払って示談した、という報道があったばかりだ。

3月には、札幌中央警察署の婦人警察官が万引きでガードマンに見つかり警察に突き出された。

最近では、警察官の犯罪を聞いても、ああ、またかと思うくらいなってしまった。

警察官の犯罪率が高いのか、低いのかは、ほかの職業と比べるデータがないので言及できないが、ひょっとしたら高いのかも知れないと思うようになってきた。

盗撮、抱きつき、万引き、いずれも犯罪だが、何ともみみっちい犯罪だ、何とも情けない。

ハレンチ(破廉恥)とは「恥を恥とも思わないこと」(広辞苑)だ。

警察官は、恥を恥と思わなくなってしまったのか。

かつては、北海道の警察官は全国の警察官の中でも優秀だと言われていた。

ほとんどが地元出身者で、郷土の治安維持に意欲を燃やす若者だ。

採用時の競争倍率も2～30倍を超えるほどで、採用試験のレベルも高く、北海道警察を不合格になった志望者が警視庁、神奈川県警などで採用されることもあったくらいだ。

全国から優秀な幹部が集まる警察大学でも、上位の成績をとる幹部が多かった。

それが、昨年1年間で懲戒処分を受けた警察職員の数が全国2位という、不名誉な記録を持つ問題警察に成り下がってしまった。

どうして、何度も何度も同じことが繰り返されるのだろうか。

「信賞必罰」、広辞苑には、「賞すべき功績のある者は必ず賞し、罪を犯した者は必ず罰すること。賞罰を厳格に行うこと」とある。

どんな組織にも、存在目的がある。警察は国民の安全を守るためだけにある。

そのために組織を管理し、人を動かす。そのためには信賞必罰が行われなければならない。

北海道警察は、その基本理念として「道民とともにある力強い警察」を掲げている。

上層部は口を開くたびに、道民の信頼と協力が不可欠だと口にする。

北海道警察の理念は現場で生かされているのだろうか。

その実態は現場の警察官が一番よく知っている。

建前と本音の著しい乖離、事なかれ主義、件数(ノルマ)主義といった軽薄な思考が「信賞」の意味を曖昧にしている。

平成15年末に発覚した北海道警察の裏金問題では、上層部は真相を明らかにしないままに、約9億6,000万円を返還して幕引きを図った。

現場の警察官であれば、裏金がどのようにして作られ、誰がどのように使ったのかをよく知っている。

北海道警察の内部調査が、いかにまやかに満ちたものであったかを知っている。

我が身が可愛いから沈黙を守ったにすぎない。

しかし、上層部は刑事責任を追及されることもなく、ごく軽い内部処分を受け、その後はそれぞれ栄転した。これでは「必罰」とは言えまい。

警察官の不祥事が発覚するたびに、監察官室長等が「警察官としてあるまじき行為だ。道民の信頼を裏切ったことをお詫びする。調査結果を踏まえて厳正に処分する。再発防止に努めたい。」とコメントする。

警察の監察官室は、「問題がなかったこと」や「問題を先送り」にするのが役割だから、その場しのぎの形式的なコメントをする。

再発を防止するためには、発覚した不祥事だけではなく、その背景についても原因を究明しなければならぬ。

そして、その結果を余すことなく公表しなければならない。

しかし、そうしたことが行われることはまずない。

だから、同じことが繰り返されるのだ。

これまでの隠蔽体質、ゴマカシ体質が何十倍にも膨れあがり将来に影響を与えているのだ。

警察のこうした体質こそが諸悪の根元なのだ。

7月22日に任期満了で退任する北海道公安委員会の矢吹徹雄公安委員長は退任に当たり、北海道警察への要望として、積極的な情報公開を挙げ「情報を発信することで、道民から信頼を得、協力を高めて行くことができる」と述べた(平成19年7月19日北海道新聞)。

矢吹公安委員長は、その在任中に裏金疑惑が発覚し、一貫して北海道警察を擁護する姿勢をとり続けたが、警察の隠蔽体質には疑問を感じていたのだろう。

矢吹公安委員長が指摘するとおり、警察にとって都合の悪いことをあえて情報公開することにより、道民の信頼を得ることができるのだ。

しかし、矢吹公安委員長の要望は叶えられることは難しい。

警察が発する情報は、警官犯罪に関する情報ばかりで、道民が求める情報開示とはほど遠いのが現状だからだ。



19. 7. 17(火) ミートホープ社の偽装牛ミンチ事件から見えるもの

事件は、朝日新聞北海道支社報道部のスクープ記事で発覚した。

平成19年6月20日の朝日新聞朝刊、見出しは「**コロッケに偽ミンチ 北海道の業者**」

記事によれば、苫小牧市の食品加工卸会社「ミートホープ」が、食品大手・加ト吉の小会社・北海道加ト吉に、主に豚肉を使ったひき肉を「牛ミンチ」として出荷していたというのだ。

記事では、朝日新聞社が、(今年)4月～5月、牛肉コロッケを北海道と東京で購入し、DNA鑑定した結果、いずれも豚肉だけか、豚肉が大半を占めていた。

材料表示は「牛肉」「牛脂」だったにも関わらず、「牛ミンチ」の原料に、豚の心臓や鶏肉を混ぜたなどと記載されているミート社の日報も入手、ミート社側もこの日報が同社のものであることを認めた、とある。

さらに、同日の記事「『**混ぜれば分からぬ**』安い肉集め利益追求 **偽装ミンチ**」では、ミートホープ社の元幹部の証言から(偽装ミンチを作る)現場の状況を再現している。

そして、ミートホープ社の田中稔社長が、「牛肉コロッケ」の鑑定結果を突きつけられ、「うちの冷蔵庫にはたくさんの肉があり、何かの間違いで牛肉に豚が混ざったのかも知れない」としつつも「結果的に間違った製品を入れてしまい、申し訳ない」と述べたとある。

「調査報道の結果です」と朝日新聞は胸を張った。

この報道をきっかけに、20日の夕刊から北海道新聞をはじめ報道各社が一斉に報道を始めた。

ミートホープ社前には、連日、大勢の報道陣が詰めかけ、田中社長の姿をテレビカメラが執拗に追いかける。

例によって報道は過熱気味になった。

田中社長は、6月21日の記者会見で、集まった記者たちの厳しい質問に答えに窮しながら、ついにコスト削減のため自らの指示で、恒常的に偽装を行っていたことを認めた。

一方では、各社の報道で、関係行政機関の怠慢ぶりも次第に明らかになってくる。

- * 平成18年4月～5月、ミートホープ社の元役員が農林水産省北海道農政事務所に偽牛ミンチを持参して内部告発したが、農政事務所は事実上1年余りも放置
- * 北海道農政事務所は北海道庁の生活振興課長宛に、内部告発の内容調査を依頼する文書を渡したとしているが、北海道庁はその事実を否定
- * 北海道庁はミートホープ社に約2億円の中小企業向けの融資、ミートホープ社はこの融資で偽装事件に使われたひき肉機械を購入、残債約4,000万円
- * 苫小牧保健所など北海道の機関には、平成17年度から平成18年度にかけて、ミートホープ社の偽装行為などに関する外部からの通報や苦情などが計12件あった
- * 苫小牧保健所が4回も立ち入り調査をしたが、事前に通告するなどの不手際があり偽装を見抜けなかった

食肉卸業者による偽装事件は、いま始まったことではない。

平成14年の雪印食品の偽装牛肉事件、日本ハムの牛肉偽装・隠蔽事件、平成16年のハンナングループの牛肉買い上げ偽装事件、フジチク牛肉偽装事件など、偽装はこの業界の常識なのだ。

金もうけのためなら何でもあり、安かろう悪かろう、消費者のことなど何も考えていない。それにもかかわらず、監督すべき行政機関がことごとく機能していなかった。

怠慢どころか、賄賂でも受け取っていたのではと勤ぐられてもやむを得まい。

平成19年6月25日 北海道新聞朝刊は「**発覚4日 異例の早さ**」という大見出しで、苫小牧市の食肉加工製造卸会社「ミートホープ社」に24日、道警の捜査のメスが入り、一連の食肉偽装疑惑は刑事事件に発展した、と伝えた。

道警生活安全部生活環境課と苫小牧警察署が、不正競争防止法違反容疑でミートホープ社の捜索に入ったのだ。

記事にはこうしたくだけりがあった。

「当初、道警は偽装ミンチ製品のDNA鑑定結果が出る7月中旬以降に着手する方針だった」

しかし、本当に「**異例の早さ**」なのか。

平成19年7月1日の毎日新聞は、「**消費者の不安に反応**」という見出しで、「豚肉などを混入した製

品を『牛ミンチ』として出荷している」同署(苫小牧警察署)がミート社の不正行為に関する情報を得たのは昨年9月ごろ、(ミートホープ社の)元幹部からの内部告発がきっかけだった。

同署は、元幹部から事情を聞くなど内偵捜査を行って来たが、その後、大きな進展がないまま20日、報道で疑惑が発覚。

このため、同署は田中社長や従業員から任意の事情聴取に踏み切った。

この2つの記事の内容が事実ならこういうことになる。

苫小牧警察署は、昨年9月には、偽装牛ミンチ事件に関する情報を入手していたが、捜査は進展していなかった。

苫小牧警察署は、9月28日に胆振支庁に匿名情報に関する確認をしたとされるが、その後の9ヶ月間どんな内偵捜査をしていたのか。

スーパーなどで売られている製品を入手して、DNA鑑定をしたのか。

少なくとも(朝日新聞がやった)DNA鑑定はしていなかった。

田中社長から事情聴取もしていなかった。

本当のところは、6月20日の朝日新聞の報道にあわてて捜査を開始したのではないのか。つまり、北海道新聞が持ち上げるような「**異例の早さ**」でもなく、「**消費者の不安に反応**」したわけでもないのだ。

筆者は、道警の防犯部(現生活安全部)生活課(現生活環境課)に勤務したことがある。

その当時、被害者548人、被害総額16億円という海外商品取引を装った詐欺事件を検挙したことがある。

会社社長など8人を逮捕し、任意検挙19人の大型事件だった。

筆者がこの事件の引き継ぎを受けた時には、搜索差押も終わり、被疑者も任意で取り調べていたが、しかし、捜査を開始してから1年以上も経過しているのに、出資法違反か詐欺か、逮捕するのかしないのか、未だに方針が決まらないままであった。

事件の引き継ぎを受け、急遽、札幌地検と協議し、詐欺罪で逮捕することを決定し、詐欺事件としての補充捜査のうえ、準捜査本部並の捜査態勢を組んで検挙に踏み切った。

警察にとって、この種の経済事件は最もなじみの薄い事件だ。

捜査には手数がかかるうえ、捜査本部並の体制が必要だ。

生活安全部門に、はしゃブ(覚せい剤)捜査の専門家はいても経済事件の専門捜査員は育たない。

経済事件となると帳簿捜査が必要だ。

そんな能力のある捜査員はほとんどいない。

ただ、この事件のときは、帳簿に有能な捜査二課出身の捜査員がいた。

行政がらみの事件を捜査で、まず、最初に確かめるのは、行政がその業界や会社等にどんな対応をしているかだ。

行政機関はときには「行政指導」と称して、事実上不正を黙認していたり、業者と癒着しているケースもある。

そのことが支障になり事件を立件できないケースが出てくるのだ。

北海道警察は、とりあえずは不正競争防止法違反(虚偽表示)で捜査に着手したが、押収した証拠品や帳簿類の分析、鑑定などには捜査本部並の体制が必要だ。

おそらく捜査は長期化するだろう。

詐欺容疑で立件するとなると、被害者は誰になるのか、取引先の加ト吉か、製品を販売したスーパーか、それとも製品を買った消費者なのか。

農林水産省の調査によると、ミートホープ社の不正は24年前からだという。

確かに、この事件は悪質だ。

食の安全を脅かすとんでもない行為だ。

田中社長の報道陣への対応でも不用意な発言が目立つ。

記者会見の場で、長男の会社役員に本当のことを話すように促される姿は、まるで裸の王様、周辺にはサポートする人もいない。

哀れささえ感じた。

既に、ミートホープ社は、事実上倒産し、多くの従業員は職を失った。

ミートホープ社は、たかだか地方の中小企業だ。

事件の背景には、食肉業界の体質、大手の食品メーカーやスーパーなど、流通業界の買い叩きもあったろう。

こうした事情を、関連業界が知らなかったというのも信じがたい。

それにしても、偽装牛ミンチ事件には、どこか警察の裏金疑惑と多くの共通点がある。

警察は、国民に対しては、正義の味方を装いながら、その陰では長年にわたってニセ領収書を偽造するなどして、裏金をプールし幹部が勝手気ままに使って国民を欺いてきた。

3年前に北海道警察の裏金問題が発覚したきっかけも内部告発だった。

発覚の直後、最高責任者の北海道警察本部長は疑惑を否定した。

しかし、北海道新聞などのメディアに追い込まれ、長年の裏金づくりを認めた。

警察をチェックすべき機関、知事、公安委員会、監査委員などは全く機能していなかった。権力の監視が使命だ、と標榜するメディアも警察の裏金の存在を薄々知りながら報道しなかった。

北海道警察は、真相を明らかにしないままに、金を返せばいいんだろと言わんばかりに、約9億6,000万円を返還した。

その中には、約3億9,000万円もの使途不明金があった。

これは国民の税金だ。

警察にとって、国民の信頼などはどうでもよかった。

警察の偽装・隠蔽体質とミートホープ社の偽装・隠蔽体質はどう違うのか。

唯一、違うとすれば、疑惑発覚後に、ミートホープ社は、事実上倒産に追い込まれ、ミートホープ社の社長をはじめ幹部は逮捕され刑事責任を追及される、ということだろう。

しかし、北海道警察をはじめ、全国で発覚した警察の裏金疑惑で刑事責任を問われた幹部は一人もいない。

警察は倒産することもない。

しかし、道警が裏金疑惑で失った道民の信頼は、上層部が金を返したことで決して回復することはできない。

それどころか、警察は汚れた手で不正の追及をできるのか、という素朴な疑問を呈する道民も多いのだ。

しかし、社会の不正を追及できるのは警察以外にはない。

何かがあれば、道民は警察を頼らざるを得ないのだ。

失った道民の信頼回復への道は、結局は、現場の警察官が社会の不正に敢然と立ち向かい、1つひとつの事件・事故を着実に解決していく以外にないのだ。

ミートホープ社の捜査には多くの隘路が横たわり、流通経路の解明も困難を極め、捜査も相当の長期にわたるであろう。

道民の警察に対する厳しい目が注がれているなかで、この事件が一地方の中小企業の不正や「入り口事件」の摘発に終わることなく、食品業界等にはびこる巨悪や行政機関の怠慢に鉄槌を下すことを祈るばかりである。



19. 7. 11(水)

隠蔽された警官犯罪？制服が信用できない

7月10日(火)の北海道新聞(第一面)に『制服警官 女性に抱きつく』の四段抜き大見出しの記事が載った。

報道された事件の概要は、おおよそ次の通りである。

札幌西警察署地域課(交番勤務)の男性警部補の警察官(58歳)は、制服(けん銃、警棒装着)姿で、先月6月17日の昼、パトロール中に一人で女性宅を訪問した。

玄関に入り世間話を始めた後、突然女性に自分の制帽をかぶせ抱きついて体を触り、顔を近づけた。

女性が跳ねのけると再び抱きつこうとした。

女性に突き飛ばされ、その場から退去したという。

男性警部補は、その日のうちに女性宅に謝罪に訪れ、その後も現金を持参して金銭による示談を求めたが、女性は現金を受け取らず、被害届を出す意向で札幌西警察署と道警に相談した。

道警は、女性から事情を聞く一方、警部補からも事情聴取し事実関係や示談交渉についての報告を受けた。

だが、被害届などの手続きが行われないうちに7月上旬、警部補の代理人(弁護士)が女性宅を訪れ数百万円(続報の夕刊記事によれば300万円)の金銭による示談を持ちかけ、女性もこれに応じたという。

また示談書には、①被害届などを出さない。②内容を公表しない。など口止めとも受け取れる条件が含まれていた、という。

また、同紙10日の夕刊によれば、道警監察官室では、調査するとはしながらも(警部補の行為は)「職務の一環であり性的な目的でなかった」とし

- ・抱きついた行為は、強制わいせつには当たらないが、適切だったか吟味したい。
- ・女性が以前から悩んでいる様子だったので安心させるために抱擁した。
- ・抱擁は、正面から背中に手を回し体が触れる程度だった。
- ・わいせつ目的で体を触っていない。

とし、男性警部補の説明と女性の言い分との食い違いなどは調査している、としている。

交番のお巡りさんが制服姿でパトロールしたり、家に防犯指導などのために立ち寄ってくれることで、一般市民は心強く感じ安心するのが普通だ。

そのお巡りさんが、いきなり抱きついたらどうなる。制服は、それだけで、一般市民に威圧感を与えるし、けん銃や警棒を着けている。しかも、相手は女性だ。

気が動転してどうして良いか分からず、とっさに突き飛ばすのが精一杯だったに違いない。

この女性は、ことがことだけに警察に被害届けを出すことも躊躇したに違いない。警察が、自分の訴えを聞いてくれるのか、不安だっただろう。

それでも、思いあまって被害届を出すつもりで警察に行った。

女性の訴えで事実を知った北海道警察は、対応に苦慮した様子が新聞記事を読んでもうかがわれる。

道警では、警察官の不祥事が後を絶たない。

昨年1年間で、懲戒処分を受けた警察職員は、全国で2番目に多かった。

警察では、不祥事はメディアで報道されたときに始めて不祥事になる。警察本部の監察官室の仕事は、いかにして警察組織に与えるダメージを最小限度に押さえるかにある。

最も、望ましいのは完全に隠蔽することであり、発覚したときは事実関係をできる限り小さく押さえることである。

男性警部補が謝罪し示談金を支払ったということは、男性警部補が自らの非を認めたからだろう。男性警部補は、「女性が以前から悩んでいたようなので安心させるため抱擁した」と説明しているようだが、まさか、道警の監察官室がまともに聞いたとは思えない。

だいたい、女性から悩みの相談を受けるなら、交番に来て貰って行くべきだ。

女性の自宅で一対一でやることではない。

58歳になるベテラン警察官がそんなことを知らないはずがない。

最初から、下心があったと言われても仕方がない。

密室で男が女を抱擁したら、性的な目的だとするのが世間の常識だろう。

警察の常識では「職務の一環であり、性的な目的ではなかった」となるのが不思議だ。

監察官室が、男性警部補の行為を「職務の一環」とせざるを得なかったのは、男性警部補が、制服姿で公務中であつたからだろうが、一人暮らしの女性のアパートで抱きつく行為は、どう考えても「職務行為の一環」だとは思えない。

むしろ、男性警部補の行為は、特別公務員暴行陵虐や強制わいせつの疑いさえある。

道警の監察官室は、刑事事件として成立するかで、女性が抵抗したかどうかを問題にしているようだが、けん銃と警棒を身に着けた制服警察官に抵抗することができるのか。

難を逃れるため、突き飛ばすだけで精一杯のはずだ。

警察官という仕事の信用を著しく失墜させ、女性に著しい不安に陥れた行為は、示談で内々にすまされる問題ではないだろう。

女性が、事件直後に110番通報でもしていたら、現行犯逮捕もされかねない事件だった。

道警としては、できるだけ早く女性と示談書を交わし、ことが外部に広がらないように手を打つことが

必要だと判断したに違いない。

道警の監察官室は、示談の内容は関知していないとしているようだが、監察官室が事件を知った以上、これはあり得ない。

監察官室は、示談の内容を詳しくチェックして、被害届けを出さない、内容を公表しない、という条件を確認してOKを出したのだろう。

それが警察の監察官室の仕事だからだ。

男性警察官側には、弁護士が代理人として付いていたようだが、女性の方には弁護士が付いていたのだろうか。

女性が納得して示談に応じたかどうかも疑わしい。

道警の監察官室が言うように、男性警部補の行為が職務行為の一環だとしたら、何故、男性警部補に300万円を支払い個人的に示談させたのだろうか。

本来、道警が示談し、慰謝料を支払うべきではなかったのか。

警察官が制服着用のうえ、職務執行をよそおい、他人に損害を与えたときは、公務員がその職務を行うについて違法に損害を与えた場合に当たるとした最高裁判所の判決もある。

その理由は、はっきりしている。

この問題が、露見したときに組織が関与していない、男性警部補が勝手に示談したのだという事実をつくりたかったのだ。

道警は、危機管理マニュアル通り組織のダメージコントロールを図ったつもりだろうが、マニュアルは所詮マニュアル。

思わぬところから北海道新聞に漏れてしまい、記事になってしまった。

結果は裏目に出てしまい、更に道警不信を増幅させてしまった。

警察官の不祥事にも、最近はたいして驚かなくなってしまうが、市民の最も身近な交番勤務の制服警官が、暴漢に変身する情景は市民にとっては恐怖だ。

とっさに閃いたのは、1978(昭和53)年1月10日、東京・世田谷区のアパートで、制服姿の警察官(当時20歳)がこの部屋の女子大生(22歳)を暴行しようとしたが抵抗されたため殺害するという事件である。

この犯人(警察官)は「制服でいけば信用して部屋の中に入れてもらえるだろう」との心理が働き犯

行に及んだと言われている。

制服警官が、一般市民が信用できない。

何故、こんなことになってしまったのか。

警察官の不祥事があるたびに、警察は隠蔽とカゲの尻尾切りで組織防衛に汲々としてきたからである。

警察上層部が、真の要因、組織的な弊害の是正から目を背けてきたからである。

そのツケが今、回ってきているのだ。

道警上層部の幹部は、制服警察官の犯罪が極めて深刻な問題であることをどの程度認識しているのだろうか。

市民の側から警察をみる「市民の目」を持ち合わせない警察には所詮無理な注文だろうが。

(北海道新聞記事参照)





19. 7. 9(月)

くすぶり続ける警察の裏金疑惑 宮崎県警と高知県警

平成15年以降全国各地で発覚した警察の裏金疑惑に対して、警察は真相を明らかにしないままに、言い逃れのできないケースに限って、いち早く返還し幕引きを図った。

その結果、平成18年12月末までに、金を返せばいいんだろと言わんばかりに、北海道警察などが約12億2,183万円を返還した。(全国市民オンブズマン連絡会議調べ)

最近では、メディアも一部を除いて、警察の裏金疑惑を報じなくなった。

しかし、警察の裏金疑惑がくすぶり続けている。

本当に、警察の裏金づくりはなくなったのだろうか。

宮崎県警の「預け」による裏金づくり発覚

5月31日、宮崎県警の3つの警察署で裏金づくりが行われていたことが明らかになった。

宮崎県と言えば、知事選に勝利した東国原知事が、就任挨拶のなかで「裏金はございませんか」と念を押したシーンを思い出す。

その宮崎県で東国原知事の就任後も県庁の多くの部局で裏金づくりが行われたことが発覚した。

裏金システムは、知事のひと言でそう簡単にはなくなるようなものではないことが、改めて浮き彫りになった。

あの宮城県警の裏金疑惑を巡って、警察の捜査用報償費の執行停止という強硬手段をとった浅野史郎前宮城県知事も、就任後に発覚した県庁の裏金問題では、その対応を巡って県庁幹部の抵抗を受けた。

ことの発端は、平成19年5月17日、宮崎県都城市の児童自立支援施設「県立みやざき学園」で裏金づくりが発覚したことにあった。

宮崎県は庁内に調査委員会を設置し、すべての部署に対して平成14年以降の裏金に関する自主申告を求めた。

その結果、5月31日になり、県は3つの警察署を含む46の部署で分かっただけで2,500万円の裏金づくりが行われていたことを明らかになった。

裏金づくりの手口は、物品を架空発注して支払った代金や購入した物品の値引き後の差額を業者にプールさせる「預け」というやり方だった。

3警察署の裏金の額は、約57万円。

私的流用はなく、事務用品の購入に当てられたとしている。

県は、新たに弁護士、公認会計士などによる「外部調査委員会」を設けて調査に乗り出すとしているが、これまで明らかになった裏金は自主申告という極めて甘いやり方で発覚したに過ぎない。

これまで発覚した県庁の裏金づくりや警察の裏金づくりでは、ほとんどが一部の部署で行われたのではなく、組織的に多くの部署で行われていたのが通例であった。

平成7年に発覚した北海道庁の裏金疑惑では、北海道警察を除く多くの部局で裏金づくりが長年にわたって続いていたことが明らかになった。

北海道警察でも同じように長年にわたり裏金づくりが行われていたのだが、このときは発覚しなかった。

それが9年後に発覚したのだ。

こうしたことから考えると、宮崎県庁の裏金が46部署だけにとどまると考えるのは間違いである。宮崎県警についても3警察署だけが裏金づくりをしていたとするのは明らかにまやかしだろう。

現時点では、宮崎県監査委員が監査に乗り出してはいないが、北海道警察の裏金疑惑で北海道監査委員が監査の対象にしたのは、旅費、食糧費、捜査用報償費、交際費だった。

しかも、これ以外の警察予算が裏金の原資になっていたとする情報が数多くあった。

宮崎県の場合にも、裏金の原資が物品購入費だけとは考えられない。

宮崎県のセールスマンとして華々しく活躍する東国原知事だが、裏金疑惑の解明にどこまで手腕を発揮できるか。

宮崎県警も「外部調査委員会」の調査に応じるかなど、どこまで裏金疑惑の解明に取り組むかが注目される。

傲慢な態度を続ける鈴木基久高知県警本部長

高知県警の裏金疑惑は、北海道警察より早い平成15年7月に、高知新聞のスクープ報道で明らかになった。

高知県警捜査一課が会計書類を偽造し、捜査費を裏金として不正流用していた、との疑惑だった。この報道に対して、高知県警は事実無根と否定した。

これを追うようにして市民オンブズマン高知も県警捜査一課長を刑事告発、9月には県警捜査費情報公開訴訟を提起するなど県警の裏金疑惑の解明を求める動きは急を告げた。

しかし、こうした動きに、高知新聞以外のメディアの反応は鈍く、橋本大二郎知事も、最初は黙りを決め込み動くとはしなかった。

それどころか、その後の記者会見では県警擁護の立場を明らかにした。

この点は、北海道警察の裏金疑惑が発覚したときの高橋はるみ知事と同じである。

県議会総務委員会も追及したが、県警は全面否定を続けた。

平成17年5月、市民オンブズマン高知が提訴した県警捜査費情報公開訴訟で高知地裁が「捜査一課の捜査費不正経理疑惑は相当に具体的である。」と文書の一部開示を命じる判決を出した。

ここに来て、ようやく、県議会と知事が動いた。

平成17年7月、県議会と知事が県の監査委員に対して監査の請求(要求)を行ったのだ。

監査対象は、平成12年度から平成16年度に捜査費を執行した警察本部の関係各課と高知警察署だった。

高知県監査委員は、高知県警の様々な抵抗に遭いながら、平成18年2月に監査結果を報告した。その内容は、驚くものであった。

監査対象の34.9%に当たる1,791万円余りを違法・不当な支出と断じ、自主的に返還するように県警側に求めた。

それまで裏金疑惑を否定していた鈴木基久高知県警本部長は、この監査結果に「納得いかない部分がある」と強い疑念を表明し、平成15年7月に裏金疑惑発覚以来、初めて内部調査を行うと表明し、その結果を平成18年9月の県議会に報告した。

その内容は、先の県監査委員による監査結果報告とは著しい差があった。

執行した捜査費のうち、約347万円を個々の捜査員の手続き上の誤りがあったことなどを理由に返還するとしたが、私的流用や「プール金」は存在しなかったと、改めて裏金の存在を否定した。

これに対して、橋本大二郎知事は、平成19年2月の県議会で、県警の内部調査結果と監査委員の監査には大きな違いがあり県民の疑念が晴れたとは言えない、として地方自治法の規定に基づく、予算執行に関する調査権を行使して調査に乗り出すことを表明した。

その結果が、平成19年6月18日に県議会に報告された。

それは、県警の内部調査を“再否定”する内容だった。

知事による調査は、平成12年度の県警本部捜査一課、交通指導課、高知署の捜査費執行のうち、約3割弱について関係書類の確認、会計課の聞き取りを実施したほか、高知市の周辺の飲食店に調査チームが出向き、定休日やメニューの金額、県警が調査に来たかどうかなどを聞き取った。

その結果、当時のメニューで執行金額に見合う組み合わせがなかったり、接触日が定休日だった可能性が高いなど6店舗で県警内部調査の結果と食い違いがあった。うち1店舗は、店側が「県警から全く接触がなかった」としている(平成19年6月19日 高知新聞)。

この「県警捜査費の調査結果報告書」によると、知事が県警に対して協力者名の開示や関係書類の提出を求めたところ、最後まで協力を得られなかったという。

そのうえ鈴木基久警察本部長は、6月21日の県議会本会議で「県の調査には、事実認定の誤りや、県警の説明への理解が不十分ではないかと認識している」と述べ、知事の調査結果に対して不快感を示した。

さらに、6月13日、橋本大二郎知事が調査結果を鈴木基久警察本部長に説明した際に、鈴木基久警察本部長が知事に「これを公表すれば知事は危うくなる」「取り扱いを慎重にした方がいい」と発言したことが明らかになった。

県幹部らは「警察権力による政治家への脅迫、脅し。捜査費問題に対する県警の傲慢な考え方が凝縮している」として反発(平成19年6月19日 高知新聞)。

一連の高知県警の裏金疑惑への対応をみると、北海道警察のそれとよく似ている。

当時の芦刈勝治北海道警察本部長も当初は裏金の存在を完全否定したが、北海道新聞の道警裏金問題取材班の報道と内部告発者の出現に、次第に追いつめられ、最後には組織的裏金づくりを認め

ざるを得なかった。

孤軍奮闘する北海道監査委員に対して「構成、公平な監査になるか危惧」などと芦刈勝治北海道警察本部長が電話で抗議したことが発覚したり、肝心の会計書類が多数紛失したりと裏金疑惑の解明を妨げようとする動きが続いた。

高橋はるみ知事は、すべてを監査委員に丸投げし自ら調査に乗り出すことはなかったし、橋本大二郎知事は、浅野史郎宮城県知事と違って、捜査費の予算執行を停止することもなかった。

高知県警の裏金疑惑は、発覚してから既に4年になろうとしている。

高知県でも北海道でも、警察という権力機関の犯罪の前に、知事も監査委員も結局はなすところなく敗れ去るのか。

残された道は、ただ1つ。国民が警察という権力機関を監視することだ。



19. 7. 1(日)

富山県のえん罪事件(その2) 取調室はブラックBOX

富山県のえん罪事件については、4月15日のNEWSで事件の概要と再審開始が決まったことを取り上げた。

その再審初公判が6月20日富山地裁で開かれた。

その後、えん罪だったことが明らかになった男性(40歳)が新聞やテレビに登場し、自白するにいたった様子などを詳しく語っている。

取調官から「身内の者が間違いないと言っている」と何度も告げられ「身内まで信用していないんだと思った。気が抜けたようになってしまった」と孤立感と絶望感から自白に追い込まれていった心境を

語っている。

さらに、取調官から「『うん』か『はい』以外は言うな。『いいえ』という言葉を使うな」と、供述拒否権などは事実上認められなかった様子を説明している。

テレビでは、取調官が、机をドンと叩いて男性を威迫する様子や男性の右手に手を添えながら現場の図を書かせている場面を再現した映像が放映された。

「**取調室の心理学**」(平凡社新書)という本がある。著者の浜田寿美男氏は心理学者で、昭和23年の帝銀事件、昭和36年の名張毒ぶどう酒事件、昭和41年の袴田事件など、無実を叫ぶ確定死刑囚の再審請求をはじめ多くの刑事事件で、法廷に提出された自白や目撃などの供述証拠の鑑定に携わってきた。著者は、この著書のなかでこう述べている。

えん罪の過ちの現場になるのが、多くの場合、取調室です。～中略～残念なことにわが国の場合、この取調室という現場を第三者が直接観察することはできません。～中略～いちばん大事な現場がブラックボックスのなかに伏せられているのです。

この著書では、いくつかの事件について、心理学的な観点から被疑者が自白に追い込まれていく過程を分析しているが、一方で取調官の心理にも触れている。取調官が読めば、背筋がぞつとするかも知れない記述もある。現職の警察官にも是非読んでほしいものだ。

この著書の最後の部分「**現実**に目を凝らして」で著者はこう述べている。

(捜査官は) **確たる証拠にもとづかない疑いからはじまって、この疑いが、犯罪への憎しみ、犯人を逃がすことへの恐れや不安、そして職務への熱意や組織としての面子を栄養にしてふくらみ、やがて確信にまでいたってしまう。かくして証拠なき確信が取調室のなかで強力な磁場として渦巻くようになると、そこから嘘の自白が引き出され、歪んだ供述が生み出され、ときにはまがいの物の証拠が作り出される。**

この記述は、警察の捜査の本質と危険な側面を突いている。

取調室のブラックボックスには、真実を歪める妖怪が棲んでいるのだ。

そして、取調官自身も妖怪に操られていることに気がつかない。

富山県警は、安村隆司警察本部長と小林勉刑事部長がこの男性に直接謝罪し、就職先の紹介など

の生活支援の意向を伝えたとされるが、こんなことで男性が失った多くのものが戻るわけでもなく、心の傷が消えるわけもない。

就職先の紹介などは、男性の口封じの臭いさえする。

富山県警の岸田憲夫警務部長は「当時の捜査員の故意や重過失が原因で起こったものではなく、組織的な捜査の結果と認識しており現時点では処分は考えていない」と述べた(1月31日 読売新聞)。

取調官に故意がなかったというもおかしな理屈だが、富山県警がこの取調官を処分しなかった、いや、できなかった理由は良く分かる。

警察の捜査は、組織捜査が大原則だ。

この取調官は、上司の指揮を受けながらごく当たり前の取調べをただけであり、ひょっとして、この事件の検挙功労で警察本部長の表彰を受けているかも知れない。

富山県警は、この事件について、何の疑念をも抱いてはいなかった。

真犯人が現れなければ、永久にえん罪だったことはヤミに葬られた事件だったのだ。

ここに、取調室のブラックボックスの恐ろしさがある。

6月20日に開かれた再審初公判でも、富山地裁高岡支部は弁護側が申請した富山県警の取調官の証人尋問を認めなかった。

裁判所が、取調官の証人尋問を認めなかったのも、取調べの実態が裁判で暴露されると、警察だけではなく、事件を起訴した検察官、有罪判決を言い渡した裁判官の責任が明らかになるからだろう。

平成21年春から始まる「裁判員制度」では、死刑等の罪に当たる刑事裁判で裁判員が審理に参加し証拠調べを行い、有罪か無罪かの判断を行う。

平成20年末には刑事裁判に「被害者参加制度」がスタートする。

起訴された事件の99.9%が有罪になる日本の司法制度が、「司法制度の改革」の名のもと変わろうとしている。

しかし、一連の司法制度の入り口にある警察、検察の捜査には改革のメスは入らない。

とりわけ、えん罪事件の温床となっている取調室のブラックボックスは残されたままだ。

裁判員も被害者も取調室のブラックボックスで何があったのかを知ることはできない。

取調べの可視化が行われたい限り、えん罪事件は無くならない。

富山県のえん罪事件の再審公判は秋ころには、男性に無罪が言い渡されて終了するだろう。

この事件の取調室で何があったのか、このまま真相をブラックボックスのなかに伏せられたままにしてはならない。

男性の弁護団は、刑事補償請求のほか、富山県警や富山地検を相手取り国家賠償請求訴訟を起こすことを検討しているという。

国賠訴訟となれば、取調官も法廷で証言を求められることになるだろう。

富山県警は、組織をあげて取調官を守ろうとするだろうが、どこまで弁護団の厳しい追及をかわせるかが注目される。



19. 6. 23(土)

Nシステムの資料流出 警察庁長官「言うことを聞かない者もいる」

6月13日の新聞各紙は、警視庁北沢署地域課の巡査長(26歳)の私物パソコンからファイル交換ソフト「ウィニー」を通じて捜査情報が多数流出した、と報じた。

それらによると、今回流出した資料には、指定暴力団山口組に関する内部資料やNシステム(自動車ナンバー自動読み取りシステム)の全国の「設置場所一覧表」が含まれていたという。

このNシステムは、警察が主要な高速道、国道に特殊な監視カメラを設置し、通過車両(2輪を除く)をすべて記録、手配した車両が通過すると同時に、車種、所有者、メーカーなどを割り出し、付近にいるパトカーや捜査車両に通報する仕組みだ。

全国に800カ所に設置されているとも言われていたが、警察はその数や設置箇所等については、警察活動に支障があるとの理由で情報開示を拒否し一切公表していない。

また、この特殊な監視カメラでは、車両だけではなく同時に運転者、同乗者も撮影されるために、プライバシーの侵害だという批判や警察内部で好ましくない警察職員の素行を把握するために使われているのではないかと、との批判もある。

平成16年以降、全国で警察職員によるファイル交換ソフト「ウィニー」等を通じて捜査資料などが流出した事例をインターネットで拾ってみると実に17件を数えた。

北海道警察でも平成16年3月と今年4月にも同じことが起きている。

警察庁は、その都度、遺憾の意を表明し再発防止を誓い、警察職員にファイル交換ソフトを使わないと誓約書を出させるなど再発防止に躍起になっているが効果はないようだ。

(今回の流出では)「構成員」と題した資料には、約400人分の山口組の構成員・準構成員とその周辺者の氏名、住所が記載され、「山口組関連場所一覧」には連絡事務所や関連企業の少なくとも2,000件以上のデータが確認された。

Nシステムの一覧には全国1,000カ所以上の設置場所が記載されていた(平成19年6月15日毎日新聞)。

警察の本音は、暴力団構成員の名前などが公表されても痛くも痒くもないが、ひた隠しにしてきたNシステムの設置場所が明らかになったことで、メンツは丸つぶれといったところだろう。

警察庁の漆間巖長官は、定例の記者会見で「かなり厳しく指導しているが、言うことを聞かない者や本当のことを言わない者もいる。ゆゆしき事態だ」と日本警察のトップの威光も現場の警察官には何の役にも立たないことを認めた格好だ。

この問題については、5月1日の「市民の目フォーラム北海道」のホームページでも「道警で捜査資料ネット流出 公安委員会も個人情報を開示」と題して指摘したが、警察の捜査資料等の流出問題の要因は、公務に私物のパソコンの使用を認めていることにある。

私物の使い方について公的な立場で制限を加えることができるとの発想自体が時代錯誤なのだ。

警察の公私混同体質は今だに残っているのだ。

こうした体質こそが、裏金づくり、つまりは、公金を私的に使うことについての感覚麻痺の根底にあったのだ。

私物のパソコンを公務で使用することを禁止し、必要なパソコンをすべて公費で準備すべきである。それを怠って、私物パソコンを公務で使用することを認めていることが、捜査資料等の情報流出の最大の要因である。

ウィニーの使用禁止の問題ではない。

公私混同体質を払拭しない限り、裏金づくりは繰り返される。



19. 6. 10(日)

取調べの可視化「被疑者ノート 取調べを受けることになったら」

5月25日 東京地裁の殺人罪の裁判で、被告の共犯者の取り調べを録音・録画したDVD映像を、全国で初めて11分間上映された。映像は、共犯として起訴された被告が殺人への関与を自供した昨年11月21日に受けた検察官調べの様子を撮影したものだ。

取調べの録音・録画(可視化)は、容疑者が検察官に任意に供述したことを立証する方策として、東京地検が昨年7月から試行、今年2月から札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡各地検などに拡大され、3月末までに23件が実施された。検察官が「必要と認めた」場合に行う。日弁連も取り調べ過程をチェックする「可視化」として導入を求めてきたが、検察官の裁量による現行の方式には批判も根強い。(5月25日 北海道新聞)

このところ、佐賀県の北方事件、鹿児島県の志布志事件、富山県の女性暴行事件など冤罪事件が

目立っている。この冤罪事件のほとんどで自白調書が作られ、証拠として使われている。

日本弁護士連合会(日弁連)の調べによると、平成16年以降平成18年2月まで、報道された「密室取調べの主な弊害事例」は全国で26件を数えるという。北海道でも、昨年11月に根室警察署の取調室で、窃盗事件との関連で任意で取調べを受けていた男性に根室署の警部補ら4人の警察官が暴行を加え8日間の怪我を負わせた事件があった。

我が国の司法では、依然として「自白は証拠の王」とされる。起訴される事件の99.9%が有罪になり、その大部分は自白事件である。警察官は、被疑者を自白させることで有能な捜査官として評価される。検察官は、警察官に被疑者を自白させるように求め、警察官の作成した供述調書をなぞるような供述調書を作る。裁判官も被告の自白を基に起訴状とあまり変わらない判決文を書き、裁判は「有罪か無罪かを決めるのではなく、有罪であることを確認するところ」になっているといわれる。いったん捜査段階で自白してしまうと、裁判で争ってもそれが覆ることはほとんどない。

警察は、被疑者を逮捕したときは、48時間以内に書類及び証拠物とともに検察官に送致しなければならない。(同法203条)これが身柄付送致だ。検察官は、24時間以内に裁判官に勾留請求する。(同法205条)裁判官は、勾留の理由があると認めるときは、勾留状を発布する。(同法207条)これを起訴前勾留という。勾留の期間は10日間だが、10日間延長できる。勾留の期間中、特別の事情の無い限り、被疑者は警察の留置場に收容され、警察官や検察官の取調べを受ける。

留置場から出ると手錠をかけられ腰縄で連行される。名前は呼び捨て、社会的な地位も名誉も剥奪される。通常は、接見禁止になるから、親、兄弟、知人などとは面会できない。接見に来る弁護士と短い時間の話ができるだけだ。

取調べは、警察や検察庁の取調室で行われる。取調べには弁護士の立ち会いができない。狭い密室での取調べは最大23日間に及ぶことになる。外界と完全に遮断された状態におかれ、連日取調室で厳しい追及が繰り返される。取調官は、被疑者を自白させるため、様々なテクニックを使う。次第に追い込まれた被疑者はついに自白する。供述調書が作られるのは自白してからだ。自白するまでに取調室で何があったのか、任意に自白したのかどうかを知るためには、その経過こそ重要なのだ。警

察官の取調べは対象外、検察官の裁量で行われる可視化、今回のDVDを放映は僅か11分間、こうした可視化にどんな意味があるのだろうか。

日弁連は、取調べを最初から終わりまで録音・録画することを求める決議をしている。(平成15年10月17日、第46回人権擁護大会)ところが、我が国の政府や捜査機関は、様々な理由をあげてこれに強く反対している。詳しくは、平成16年2月15「取調べの可視化(録画・録音)に実現に向けて(日弁連)」を参照されたい。この中に、被疑者が受けた取調べの様子を記録した後日弁護士に返す「被疑者ノート(取調べの記録)」と「被疑者への注意書」が記載されている。以下、それを紹介する。これを読むと取調室で何が起きているかが良く分かる。

「被疑者ノート 取調べの記録」「取調べを受けることになったら」

1 供述調書の作成方法(供述調書は、取調官の作文になりがちです)

取調べで作成される供述調書は、まるで、あなた自身が書いたかのように、「わたしは、〇〇しました」という文になっています。

しかし、供述調書の内容は、あなたが話した内容をそのまま書いたものではありません。取調官がまとめて文章にしたものです、あなたの言い分と、取調官の作文が混ざってしまい、どこまでが本当のあなたの言い分で、どこからが取調官の作文かは、区別が付きません。日本の取調べは、弁護人の立ち会いもなく、録画も録音もされていませので、どれがあなたのことばなのか、後から調べようがないのです(このような問題を解決するため、日本弁護士連合会では、取調べを録画・録音する法律を作るようにと求めています)。

このため、日本では裁判になって、供述調書の内容は、自分の言い分とはちがう、取調官の作文が入っている、と争いになることが非常に多いのです。そのような争いには、多大な労力と時間が必要となります。しかも、そのような調書でも、一見それなりにもつともらしく作られているので、弁護人が後からどれだけ必死に争っても、日本の裁判官は、それがすべてあなたの言ったことであるかのように考えてしまいがちです。

このように供述調書はとてもおそろしい力をもっていますので、供述調書を作成する際には注意してください。

2 取調べのところがまえ

(1) 黙秘権(あなたはずっとだましていることができます)

憲法 38 条 1 項は、「何人も自己に不利益な供述を強要されない」と定め、黙秘権を保障しています。また、刑事訴訟法 198 条 2 項は、「取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない」と定めています。被疑者は、取調官から供述を迫られたとしても、黙秘権を行使し、供述を拒否することができます。一切の質問に対し、何も答えず、黙っていてもかまわないという権利です。

黙秘権は、権力が、無実の人からも無理にウソの自白をさせてきたことの反省から生まれたものです。世界のどこでも、近代国家であるかぎり、このような黙秘権が認められることは、当然のこととされています。黙秘権を行使することは、決して、間違ったことではありません。

(2) 署名押印拒否権(署名押印を求められても、応じる義務はありません)

取調官が長い供述調書を書き上げた後に、「署名押印をしたくありません」とは言いにくいかもしれませんが、しかし、供述調書に署名押印することは、あなたの義務ではありません。刑事訴訟法 198 条 5 項は「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印を求めることができる。但し、これを拒絶した場合はこの限りでない」と明確に規定しています。あなたには署名押印拒否権が認められているのです。調書に、100パーセントあなたの言い分どおり、正しく書かれていたとしても、署名押印する義務はないのです。

あなたの供述調書には、あなたが本当に言ったことと、取調官が作文してしまったことばが、いっしょに書かれていることがよくあります。もし、あなたが「自分はそんなこと言っていないのに」と感じたら、そのような供述調書に署名押印する義務がないのは、なおさらあたりまえのことなのです。

(3) 増減変更の申立権(調書の内容は訂正してもらえます)

刑事訴訟法 198 条 4 項は、取調官が供述調書を作成した後、「被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない」と定めています。あなたは、取調官に対し、供述調書の記載内容を訂正することを求め

る権利があるのです。納得がゆく訂正がなされるまで、署名押印をする必要はありません。

ただし、長い調書が作成された場合、その一部分だけをとりあげて、訂正を申し立てるのは、むずかしいものです、しかも、訂正が一部だけだと、訂正しなかった部分は、あなたが納得した部分だと思われるてしまいます。訂正するときは、よく考えて、少しでも疑問が残れば、供述調書全部の署名押印を拒否して、弁護士と相談することをおすすめします。

(4) ところがまえ(妥協しないでください)

もし、あなたが否認したり、黙秘をしたり、調書の内容の訂正を求めたり、署名押印を拒否したりすれば、取調官が、認めた方が罪が軽くなるとか、認めなければあなたに不利になるとかいう話をしてくるかもしれません。怒鳴られたり、ときには暴行をふるわれた、あるいは、家族や関係者に不利になると言われたという元被疑者の人もいます。一部はあなたの言い分をそのまま書く代わりに、別のところで、取調官の言い分を認めるという取引を持ち出してくるかもしれません。

しかし、調書の内容がおかしいと感じたら、けっして妥協したりして、ウソの調書にサインしないでほしいのです。弁護士と相談してからでも、おそくはありません。悩んだら「弁護人を呼んでください。署名するかどうかは、相談してから決めます」と言ってください。取調官に遠慮する必要は、全くありません。

3 秘密交通権(弁護人との接見内容を答える必要はありません)

取調中によく、取調官から、弁護人と接見した際にどんな話をしたのか、どんなアドバイスを受けたのか質問されることがあります。しかし、取調官から尋ねられても、あなたは、弁護人との接見内容を答える必要はありません。弁護人とあなたとの間で交わされた接見内容については、秘密交通権として、秘密性が保障されているからです。刑事訴訟法 39 条 1 項も、秘密交通権を保障する趣旨で、「被告人又は被疑者は、弁護人…と立会人なくして接見…をすることができる」と規定しています。



19. 6. 3(日)

捜査本部って何だ 時効が目白押しの北海道警察

今年に入って、既に2件の殺人事件が時効を迎えた。3月17日旭川市内質店経営者強盗殺人事件(旭川中央警察署)、5月21日札幌市手稲区内タクシー運転手殺人事件(札幌西警察署)だ。

そのほか7月11日札幌市中央区内独居女性殺人事件(札幌中央警察署)、7月20日釧路町女子事務員殺人事件(釧路警察署)、8月11日音別町男性殺人事件(釧路警察署)、10月27日、札幌市中央区マンション内女性店員殺人事件(札幌中央警察署)と、今年中に時効を迎える事件が目白押しだ。

こうした重要凶悪事件の捜査では、警察は例外なく捜査本部を設置する。

捜査本部は、重要犯罪等の発生に際し、特に、捜査を統一的かつ強力に推進する必要がある時に設置する。(犯罪捜査規範)

通常の警察組織とは別に臨時に設置される組織である。

通常は事件が発生した場所を管轄する警察署に設置され、事件が解決されると解散する。

捜査本部の要員は、その警察署員のほか道警本部刑事部捜査第一課等、刑事部各課のほか、隣接する警察署の刑事課員なども動員される。

かつては、捜査本部長(責任者)は、事件発生地を管轄する警察署長だったが、現在は本部の刑事部長が当てられることが多い。

北海道警察の場合には、刑事部長はほとんどがキャリア官僚だ。

彼らはほとんど捜査の経験はない。捜査本部の捜査員の顔も名前も知らない。

現場の土地鑑もない。捜査本部に常駐する時間もない。

ないないづくしの人物が捜査本部の責任者なのだ。

副本部長には主管課長の捜査第1課長が当てられる。

北海道警察の捜査第1課長といえば、安中太吾氏(故人)を思い出す。

本物の捜査一課長と言え、後にも先にもこの人物しかいない。

体格が良く豪放磊落な人柄、捜査の経験も豊富でその指揮ぶりには定評があった。

何よりも犯人逮捕にかける執念はすざましかった。捜査員の信望も厚く育てた捜査員も数多い。

残念ながら安中氏は捜査一課長在任中に殉職した。

その後、安中氏を超えるような捜査一課長は育っていない。

道警の刑事部門に詳しいOBによると、最近の捜査一課長には、管理部門の経験は多いが捜査経験はほとんどない人物が就任しているという。

これでは、キャリア官僚の刑事部長を十分補佐することはできるのかと心配になる。

最近、現場の捜査員の捜査能力が低下していると言われるが、捜査本部を取り仕切る幹部の指揮能力も低下しているのだ。

捜査本部がつくられるとその事件の捜査方針が決められる。

現場周辺の聞き込み(地取捜査)、被害者関係の捜査、現場の遺留品の捜査、前科・前歴者の捜査といった形どおりの捜査のほか、その事件の特異な内容に応じた捜査方針が立てられ、それぞれに責任者を決め捜査員が配置される。

どの捜査項目を優先し、どの位の捜査員を配置するかが、幹部の見識と決断力の見せ所だ。

その日の捜査が終わると捜査会議が開かれ捜査結果が報告されその後の捜査方針が指示される。

事件発生当初は、こうした作業が深夜に及ぶことも多いが、それもほぼ1ヶ月だ。

有力な情報がなければ以後は順次体制を縮小し、3~6ヶ月で事実上捜査本部としての活動は終わる。

その後、有力な情報があれば捜査を再開するが、なければそのまま時効を迎えるのが捜査本部の実態である。

こうした捜査本部の運営には当然予算、つまりは道民の税金が使われる。

捜査本部要員の人件費のほかにどんな費用が必要なのだろう。

平成18年12月5日 札幌市南区常盤で発生したコンビニエンスストア経営者(58歳)被害の強盗殺人事件捜査本部について北海道警察本部に情報開示請求をしてみた。

それに対して北海道警察本部が開示した内容は内容を太字で、開示しなかった内容とその理由を

赤字で表した。

①捜査本部の概要

- * 捜査本部の名称、

「南区コンビニ店主強盗殺人事件捜査本部」

- * 本部長の役職、氏名

捜査本部長 北海道警察本部刑事部長 坂口拓也

- * 開設年月日、場所、解散年月日

平成18年12月5日、南警察署

解散年月日は、非開示(理由不明)

- * 実捜査員数(幹部を含む。以下同じ)及び延べ捜査員数

140人体制

延べ捜査員数は、非開示(理由不明)

- * 使用した車両台数(借り上げ車両を含む)

借り上げ車両(レンタカー)を5台使用し、その経費は3ヶ月で846,825円

公用車の台数、運転日誌等は一切非開示(理由不明)

②捜査本部運営に必要とした経費

- * 捜査員に支給した時間外勤務手当の総額、一人平均の支給額、実働時間に対する平均支給率

これらを特定できる公文書は存在しないとの理由で非開示

- * 捜査に使用した車両(借り上げ車両を含む)の燃料費の総額

公用車の燃料費は、非開示(理由不明)

借り上げ車両(レンタカー)の燃料費は「自動車燃料給油記録表」によると3ヶ月で、5,830リットル(767,543円)

- * 支出した捜査用報償費又は捜査費の総額、執行件数

警察活動に支障が生じる恐れがあるとして非開示

- * 支出した捜査諸雑費の総額、執行件数

警察活動に支障が生じる恐れがあるとして非開示

- * 旅費の執行件数及びその総額

捜査員33人分の「旅行命令簿兼旅費請求書」を開示したが、警察官の氏名、旅行期間、出発地、金額、用務地などは、警察活動に支障が生じる恐れがあるとの理由で非開示

- * その他捜査本部運営に必要な経費の内容及び総

非開示(理由不明)

このように、「南区コンビニ店主強盗殺人事件捜査本部」の実態はほとんど明らかにされなかった。

捜査本部要員140人の1ヶ月の人件費だけでも莫大なものだろう。

捜査本部は、休暇を返上して昼夜の別なく捜査に従事した捜査員の時間外勤務手当の総額も把握していない。

捜査に使用した公用車の燃料費、協力者に支払った謝礼も警察活動に支障があるとして明らかにしない。

北海道警察の上層部は、捜査本部に必要な費用が道民の税金によって賄われていることを忘れているのではないか。

まさに「親方日の丸」的な感覚だ。これでは、捜査に対する道民の協力などは得られない。

ちなみに、この事件は、関与を疑われた男性(60歳)が、平成19年1月20日、札幌市内の量販店の駐車場で車にひかれて死亡した。

(この男性は、)自ら車の下に潜り込んだ可能性が高いことが道警の調べでわかった。

男性が異常な行動に走った背景に、任意の事情聴取から1週間、行動を監視され、男性がそれに気付いたことが関係しているとみられる。(平成19年2月4日北海道新聞)

捜査本部は3月19日この男性を強盗殺人容疑で被疑者死亡として書類送致した。

一部の新聞は、この男性の住所、氏名、年齢をそのまま報道した。

おそらく、警察の発表をそのまま記事にしたものだろう。

しかし、この事件は、解決したことになるのだろうか、この男性は真犯人なのだろうか、警察の監視は適切だったのだろうか、と疑問が湧く。

「何人も有罪と宣告されるまでは無罪と推定される」の無罪推定の原則は近代刑事法の基本原則と

される。

この男性には、自らの疑いに弁解の機会もない、被疑者とされた証拠も明らかにされることもない。

一方で亡くなった被害者の遺族の方は警察の捜査に納得できたのだろうか。

全てはヤミの中に閉ざされてしまった。これでは、被害者も浮かばれない。

この事件は、本当に解決されたと言えるのか。

昨年暮れに、函館市内で発生した「タクシー運転手強殺事件」は、捜査本部を設けて捜査中のようだが、6ヶ月を経過しても未だに解決されていない。



19. 5. 25(金)

日本警察を象徴する愛知県長久手町の籠城発砲事件

4. 25の警察関連NEWSで「長崎市長射殺事件 暴力団の武装解除に失敗した警察」と題して「平成4年以降に警察庁の取った銃刀法の改正等の施策では暴力団の武装解除はできなかった。それどころか、警察の暴力団事件の捜査力の著しい低下を招く結果を残した。警察庁は、その事実を率直に認め、現場の捜査能力の向上を図るべきである。そのこと無しに暴力団の武装解除は絵に書いた餅に過ぎない」と指摘した。

それから1ヶ月も経たない5月17日、今度は愛知県長久手町の住宅街で元暴力団組員の男がけん銃を発砲して女性を人質に籠城する事件が発生、男に撃たれて警察官ら4人が死傷した。

元暴力団組員の男は、約29時間後に説得に応じて投降したが、撃たれて倒れている警察官が現場に5時間あまりも放置され、その様子がテレビなどで繰り返し放映され、警察の不手際に批判がわ

き起こっている。

曰く、現場指揮は的確だったのか、装備面に改良の余地はなかったのか、もっともな問題提起なのだろうが、この事件は起きるべくして起きた事件だ。

日本警察の真の姿を象徴していると言える。

そして、愛知県だけではなく全国どこでも起きる可能性がある事件なのだ。

日本警察は、警察法のうえでは都道府県警察でありながら、そのトップの警察本部長はキャリア官僚で占められ、人事、予算面を警察庁が牛耳る事実上の国家警察である。

世間の耳目を集める事件は全て都道府県警察本部から警察庁に報告されるシステムができあがっている。

この事件では、警察本部長以下50人は県警本部内で指揮に当たり、現地捜査本部には刑事部長以下170人が動員されていたという。

伝えられたところでは警察庁からも担当者が現場に入っていたらしい。

捜査はその責任を明らかにするため、内部規定(犯罪捜査規範)で警察本部長か警察署長が指揮することになっている。

この事件は、明らかに警察本部長指揮事件である。警察本部長はキャリア官僚だ。

愛知県警本部長はどんな指揮をしたのだろうか。

そこに警察庁が介入していたとしたら、誰が事実上は指揮していたのだろうか。

こうした人質籠城事件では、現場の状況は刻々と変化する。

報告では伝わらない現場の動きや緊迫した状況もある。

いかに通信手段が発達したとしても、現場でなくては掴み切れないこともある。

現場の報告を待って指揮していたのではタイミングがずれてしまうこともある。

即断即決が求められることが多い。

思い切った現場指揮官への指揮権委譲の決断も必要になる。

現地捜査本部には、刑事部長が派遣されていたとされるが、大きな府県の刑事部長はキャリア官僚である。

愛知県警の刑事部長は北海道警察と同じように警察庁のキャリア官僚だと聞いた。

キャリア官僚は、現場での捜査の経験はほとんどない。

そうしたキャリア官僚に的確な指揮ができたのか。

警察は、本来現場官庁である。現場のことは現場に任せることが必要だ。

現在の日本警察は、上へ上へと報告が上げられるシステムが作られ、現場の幹部が自らの責任で判断しなくなっている。

そして、判断を求められたキャリア官僚が決断を躊躇する。

こうしたことで指揮者不在の状況が生まれる。

そうすると捜査本部は単なる烏合の衆と化す。

今回の事件でもそうした弊害はなかったのか。

現地捜査本部には、機動隊の最高責任者の警備部長等の関係部長や現地の警察署長、課長など大勢の幹部が集まっていたろう。

大阪府警の機動隊(SAT)も応援に来たという。

ことわざにも「船頭多くして船山へ上がる」とあるが、混乱の中でこうした状況になっていた可能性もある。

今回の事件では、110番通報で最初に現場に出動した交番勤務の巡査部長がいきなり撃たれて倒れた。

生死不明のまま約5時間にわたって現場に放置された。

おそらく現場では、一刻も早く救出すべきだとの声があったに違いない。

何故か警察本部長の決断が遅れた。巡査部長を見捨てたと批判されても仕方があるまい。

しかも、ようやく決断した救出作戦で更に犠牲者を出すという最悪の事態になった。

警察が組織への批判をおそれて、現場の捜査員を切り捨てた事例は数多くある。

警察庁主導で進められた平成4年以降の「平成の刀狩り」では、多くの現場の捜査員が組織的な違法捜査の責任を取らされて警察組織から追いやられた。

トカゲの尻尾切りである。

組織が必ず守ってくれると信じ、命じられるままに危険な仕事に従事した現場の警察官は、見捨てられてはじめて組織の本当の姿を知る。

組織防衛のためなら、現場の警察官を平気で見捨てるのが警察組織の原則である。

今回の愛知県警の対応は、衆人環視の下でそのことをはっきり示したと言える。

警察が暴力団の壊滅を最重要課題に取り上げてから久しい。

警察白書(平成18年版)によると全国の暴力団員は8万6,300人でこの10年間はほぼ横ばいだ。

このうち指定暴力団の山口組、稲川会、住吉会の3団体が全体の73%を占めている。

平成4年3月の暴力団対策法施行以降、暴力団の寡占化が進み、その活動は潜在化する傾向にあるという。

一説では年間数兆円の巨額の資金が課税されないまま暴力団に流れているとされる。

暴力団は依然としてその勢力を堅持している。

けん銃使用事件は毎年全国で200件前後発生している。

それに対して平成8年のけん銃押収数が1,549丁であったのに対し、年々減少し続け平成17年には489丁と三分の一に激減している。

つまり、日本警察は暴力団の武装解除に失敗しただけではなく、暴力団壊滅作戦にも失敗しているのだ。

最近の一連の暴力団員等によるけん銃発砲事件は、末端の暴力団員等によって行われた事件に過ぎない。

巨大な山口組などの指定暴力団に取っては痛くも痒くもない。

指定暴力団の武器庫は健在である。

同じような事件が、何時、どこで起きても不思議ではない。

そして、今回の愛知県警の不手際は、銃器使用事件に不慣れな日本警察の実力を示したものであり、どこの都道府県警察でも起こりうるのだ。

政府は事態を重くみて、銃刀法の罰則の強化など銃器犯罪対策の検討に乗り出したと伝えられている。

しかし、これまでの暴力団対策や銃器摘発対策の失敗の要因を徹底的に検証し、警察組織のあり方まで踏み込んだ抜本的な対策を取らない限り、再び、絵に書いた餅に終わるだろう。

ちなみに、愛知県警では平成8年8月に裏金疑惑が発覚している。

その時の警察本部長は現在の漆間巖警察庁長官である。

このことについては、このホームページの「警察裏金問題の基礎知識～裏帳簿 裏金の心髄ここにあり」に詳しく書いたので参照して欲しい。



19. 5. 10(木)

「公的懸賞金制度」市民の目が監視カメラに

警察庁は、今年5月1日から未解決の重要凶悪事件を対象に公費で懸賞金を出し、市民に情報の提供を求める「捜査特別報奨金制度」をスタートさせた。

警察庁長官は、その背景について、社会情勢の変化から「ヒト」と「モノ」の捜査で容疑者を割り出す従来の捜査手法がうまくいかなかったためとしている。

メディアは、運用上の問題点を指摘しながらも「新しい捜査手法の開拓」などとおおむね警察庁の方針に肯定的な論調に終始しているように見える。

果たして警察庁の真意はどこにあるのか。

警察庁長官は、その理由の1つに社会情勢の変化を挙げているがこれは詭弁だろう。

「ヒト」と「モノ」の捜査が難しくなったのはいま始まったことではない。

隠された本当の理由は、捜査力の低下という警察内部の事情であり、続発する警察官の不祥事や警察の裏金疑惑とそれに対する警察の対応が、警察に対する国民の信頼を急速に失わせたことにある。

警察組織としての犯罪行為と警察官の犯罪、そうした警察に国民が協力しないのは当然の結果である。この制度の本当の狙いは何か。

警察は、「自動車ナンバー自動読み取り装置」(通称Nシステム)という監視システムで国民の動きを監視し、街中いたるところに防犯カメラが設置されている。

札幌市の調査では、防犯カメラの映像の提供先の98.5%が捜査機関で占めているとされている。

公的懸賞金制度は、市民の目を監視カメラにしようとする制度ではないのか。

「検挙につながる有力情報」なのかどうかは市民には判断できない。

懸賞金目当てに少しでもおかしいと思えば警察に情報提供することにならないか。

中には、気に入らない奴を警察に通報するということもあり得るだろう。

問題は多くの検挙につながらなかった情報がどう扱われるかである。

怪しいと通報された人物は、事件に関係がないと分かっても身辺捜査の結果とともにデータとして警察に蓄積されることになる。

さらには、情報を提供した市民も警察に協力する人物として警察が把握することになる。

それが警察の基礎データとして蓄積され事後の捜査に使われることになる。

そのことをこの制度の危険性として伝えるメディアがないのもおかしなことだ。

この制度は、金をちらつかせながら市民の目を監視カメラとして使うシステムであるといえる。Nシステムや防犯カメラと同じ国民監視システムの1つである。

Nシステムは、全国に700カ所に設置されているとも言われるが、その設置数も予算額、維持管理の費用も明らかにされていない。

この公的懸賞金も国民の税金である。

警察が税金を使ってこうした制度を運用するのなら、法律で運用基準などを国民の前に明らかにすべきだ。同じことが、Nシステムや防犯カメラの運用についても言える。

国民の監視システムを警察の恣意的な判断で運用するのは問題だ。

多くの事件の中で公的懸賞金の対象事件になったり、ならなかったりするの是不公平だとの主張もあるが、そんな話ではない。公平性を保つためとの理由で対象事件を増やすことで、先に述べた危険性が強まることにもなる。

ついでに、捜査力の低下の問題にも触れておく。

現場の捜査員の情報収集能力が著しく低下していると言われる。

かつて優秀な現場の捜査員は、「畑」と称して協力者をつくり育て、そこからの情報を得ることに腐心した。聞き込み捜査では、何回も同じ家庭を訪問して親しくなり市民の協力を得た。

そんな捜査員は少なくなったと言われている。

現場の捜査員は、自らの情報で事件を解決してはじめて達成感を味わうことができる。

そこに警察官としての誇りとプロとしての自負があった。

公的賞金制度で事件が解決したとしても現場の捜査員は白けるだけだろう。

「もう やーめた」だ。

こうしたやり方で事件を解決して喜ぶのは警察の上層部だけではないのか。

なかにはこうした制度を当てにせず、聞き込みや協力者の獲得といった地道な捜査を避ける捜査員も出てくる恐れもある。

手っ取り早い公的懸賞金制度は、捜査力の低下を補うどころか、いっそうの低下を招くことになる可能性を内包している。

もともと、金で情報を売るのは一部の限られた世界の人たちで、一般の国民の多くにはそうした考えは少ない。

金がものをいう社会、世の中が確実におかしい方向に進んでいる。

裏金問題の発覚で、警察の上層部は現場の捜査員には、金を使え、金を使えと尻をたたいているようだ。

公的懸賞金制度は、警察上層部の考え方の表れの1つだろうが、多くの日本人の考えには逆行する。



19. 5. 10(木)

警視庁警視を痴漢で逮捕 たるみきった警備・公安警察

5月2日の朝刊に警視庁戸塚警察署の警備課長の警視(56歳)が、先月26日、JR山手線の電車内で女性に痴漢したとして、東京都迷惑防止条例違反の現行犯で逮捕されたことが報じられた。(読売新聞)

最近は、警察官の犯罪報道にもたいして驚きもしなくなったが、警視庁の警視といえば、昨年5月にも警視庁公安二課長(55歳)がホームセンターで万引きをしている。

警備・公安警察は、戦前の特高警察の流れをくむ警察の一部門だが、左翼、右翼、オウム真理教(現アーレフ)、新興宗教、朝鮮総連、労働運動、反戦運動などを監視し、ときには関連する犯罪を検挙するのが仕事だ。

警察内部では、警備・公安部門の警察官は、刑事部門等の警察官に比べて出世が早いと言われ、最高幹部の多くは警備・公安部門の出身者で占められている。

彼らは、刑事を「ドロ刑」と呼んでさげすむ一方で、自分たちは国の安全を守っているというエリート意識と強いプライドを持っている。

警察庁は「警備警察50年の歩み」で、「暴力革命の方針を堅持する日本共産党、『テロ、ゲリラ』を展開し暴力革命を目指す過激派、北朝鮮によるテロ等について情勢を分析し、警察は一貫して国民の理解と協力を得ながら『違法行為を看過しない』との基本方針の下に事態の沈静化と効果的な取り締りの実施に努め、治安の維持に当たってきました」と述べている。

この情勢分析にうなづく国民は少ないのではないか。

なによりも警備・公安警察に従事している警察官は、そのことを肌で感じているはずだ。

旧態依然とした情勢分析と現実の落差、目標を見失った組織はいずれ崩壊する。

痴漢をした警備課長も万引きした公安二課長もこうした警備・公安警察の最高幹部である。しかも、

定年まであと数年だ。にもかかわらず「違法行為を看過しない」どころか自らが違法行為に走った。

これでは、部下に示しもつかないし、ましてや国民の理解と協力などが得られるはずがない。

痴漢の警備課長は、職場でビール等を飲んだ後、帰宅途中で「酒を飲んでいて気が大きくなった」と供述しているという。

警視庁では、警察署内で飲酒することを認めているのか、それとも裏金が禁止され居酒屋で酒を飲む金もないのか、と勘ぐりたくなる。

ついでだが、4月26日の逮捕が5月1日になって明らかになったのは何故か。

例によって、隠蔽しようとしたのではないと疑われても仕方があるまい。

もっとも警視庁の「警視の痴漢」ではとても発表できないという気持ちは良く分かる。

でもその判断は甘かった。警視庁の監察官も次から次ではお気の毒なことだ。



19. 5. 4(金)

春の叙勲 道警は7回連続で受賞者なし

平成19年4月29日、政府は春の叙勲の受賞者を発表した。

しかし、今回も道警OBの受賞者はいなかった。

道警では、裏金問題を受けて平成16年から7回連続でOBの推薦を自粛している。

「市民の目フォーラム北海道」は、道警OBからの要望に基づき、平成19年3月5日 北海道警察本部長に対して、在職中に下積みで苦勞をした警察職員については、早急に叙勲の推薦を再開するように文書で要望し、3月19日まで文書で回答するように求めた。

その内容は、既に「市民の目フォーラム北海道」のホームページで明らかにした。

しかしながら、北海道警察本部長はこれを無視し、北海道警察本部長からは何の回答もない。

平成16年12月の北海道警察の不正経理問題に関する北海道監査委員による監査結果では「道警の不正経理が、長年にわたり慣行として組織的に、管理、監督の立場にある者の指示、命令により行われていた」と指摘され、さらに、北海道警察本部長は、一連の予算の不適正執行による道及び国に与えた損害の返還について「返還金は、管理、監督の立場にあった警部及び同相当職以上の幹部が抛出する」と関係者に文書で通知し返還金を抛出させた。

これらの事実から、「市民の目フォーラム北海道」は、長年わたる不正経理問題の責任の大半は、警部及び同相当職以上の上級幹部にあり、不正経理問題に責任のない警部補及び同相当職以下の職にあった警察OBについては、叙勲を受けられない理由はないと判断し、北海道警察本部長に速やかに叙勲の推薦を再開するように要望したものである。

北海道監査委員が指摘するように「道警の不正経理は組織的に、管理監督の立場にある者の指示、命令により行われていた」のである。

長年にわたり現場で苦勞した多くの下積みの警察職員を道警上層部の責任問題に巻き込むことは許されない。

こうした道警上層部の態度は、裏金問題の責任を自覚していないことの表れである。

裏金問題に関与した上層部は、永久に叙勲の対象者から排除されるべきだが、こうした現場で苦勞した警察職員については早急に叙勲の推薦を再開するべきである。



19. 5. 4(金)

道警で捜査資料ネット流出 公安委員会も個人情報を開示

道警は、稚内署刑事課の男性巡査長(31)が仕事に使っていた私物のパソコンから、暴力団員やその家族、知人ら約400人分の個人情報を含む捜査資料がインターネット上に流出したと発表した。(平成19. 4. 20付 北海道新聞)

道警では、平成16年3月にも江別署の私物パソコンから8人分の個人情報を含んだ捜査書類がインターネット上に流出した。

いずれのケースでもファイル交換ソフト「Winny(ウィニー)」を通じて流れたものと見られる。

道外でも、岡山県警で1500人分、愛媛県警で6200人分が、いずれも私物パソコンから個人情報がインターネット上に流出している。

このほかに、神奈川県警や京都府警でも同じような事態が起きている。

警察庁は、昨年3月に公私を問わず、ウィニーの使用を禁止する通達を出した。それにもかかわらず、今年2月には山梨県警甲府署の巡査長の私物パソコンから610人分の個人情報が流出した。

そして、今回の稚内署の巡査長の問題が起きた。

なぜ、警察では同じことが繰り返されるのか。

私物のパソコンでウィニーの使用禁止ができるのか、禁止したとしても効果があるのか、素朴な疑問を持たざるをえない。

いずれのケースでも流出した個人情報は警察官の私物のパソコンを通じて流出している。

稚内署の巡査長は、上司の承認を得て署内で公務に私物パソコンを使っていたという。

先の江別署のケースでは、個人情報を流出させた警察官が、その裁判で「公務用のパソコンを新しく購入し、私物のパソコンは公務に使わないことにしました」と証言した。

ごく最近、道警を退職しある官庁に再就職したOBが初めて出勤して驚いたのは、個人個人のデスクにパソコンが置かれていたことだったという。

公務に必要な物を個人が私費で準備する。

そして一方では警察上層部は裏金を作りそれを自由に使っていた。

警察組織には、こうした現場軽視と公私混同の風潮が根強く存在する。

そんな組織でいくら警察庁が通達を出して指示しても、現場の警察官がまともに聞くはずがない。

警察の個人情報流出の根本的な問題は、公務に私物のパソコンの使用を認めていることにある。

警察は、国民の情報開示請求に対して「捜査上の支障がある」などの理由を挙げて情報の開示をかたくなに拒んでいる。

確かに、警察業務のごく一部には情報が漏れることによって、個人の名誉が損なわれたり、ときにはその生命に危険が及ぶ恐れのある情報が存在する。

だからこそ、他の官庁や一般企業よりも厳格な情報管理が必要だ。

そのためには、私物のパソコンを公務で使用することを禁止し、必要なパソコンをすべて公費で準備すべきである。それを怠って、私物パソコンを公務で使用することを認めていることが、個人情報流出の最大の要因である。ウィニーの使用禁止の問題ではない。

つい先日「市民の目フォーラム北海道」が、北海道公安委員会に対して、警察職員の職務執行に関する苦情の申し出に関する情報の開示請求をしたところ、北海道公安委員会は「苦情関係処理簿（平成14年～平成18年分）」を開示した。

その開示に当たって、北海道公安委員会は、その一部を開示できない理由を述べている。

「苦情の申出者の住所、氏名、苦情内容、回答内容等が明らかになると、公安委員会に苦情を申し出た個人が特定される。特定の個人が、公安委員会に対して苦情を申し出たことについては、個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる。また、これらの情報が明らかになると、苦情を申し出ようとする者が、その内容が明らかにされることをおそれ、苦情の申し出に消極的なるなど、以後の苦情処理業務の公正又は円滑な実施を著しく困難になる」

ところが北海道公安委員会は、平成14～平成17年分を除いて、平成18年中に北海道公安委員会に苦情を申し出た21人分の氏名を開示したのだ。

この事実を「市民の目フォーラム北海道」のホームページで明らかにしたところ、北海道公安委員会は開示文書の差し替えを求めてきた。新たに送られてきた「平成18年苦情関係処理簿」の21人分の氏名欄には黒いマスキングがされていた。

北海道公安委員会の5人の委員が、21人分の氏名を開示した文書に目を通していたのかどうかは分からない。おそらく事務担当者に任せっきりだったのだろう。警察と一体の関係にある公安委員会の苦情処理が公正に行われているなどとは思わないが、公安委員会に苦情の申し出をしたとき、苦情内容が公安委員以外の警察職員に知られてしまうことや個人情報が開示されてしまうことがあることを国民は承知しておく必要がある。

警察の仕事を管理すべき北海道公安委員会ですら、個人情報の管理にこの程度の認識しか持ち合わせていないことが図らずも露見した。

ましてや、現場の警察官が個人情報の管理に関心がないのは当然といえば当然だ。



19. 4. 25(水)

長崎市長射殺事件 暴力団の武装解除に失敗した警察

統一地方選挙後半戦の真っ只中の4月17日、長崎市のJR長崎駅前伊藤一長市長が指定暴力団山口組系水心会会長代行城尾哲弥にけん銃で射殺される事件が起きた。

選挙運動期間中に現職の市長が暴力団に襲われる、これは法治国家日本の出来事かと耳を疑った。

メディアは一斉に民主主義に対する重大な挑戦だと大きく報じた。

その3日後の4月20日、今度は東京都町田市の都営住宅に指定暴力団極東会系の暴力団組員が

けん銃を持って立てこもり、警察官や付近住民に向かってけん銃を乱射したあげく、警察の説得に応じずけん銃で頭を撃って自殺を図った。

この組員はその直前約700メートル離れた神奈川県相模原市内で同じ極東会系暴力団員をけん銃で射殺している。

2月5日には東京都内で指定暴力団住吉会小林会幹部がけん銃で射殺され、指定暴力団山口系組事務所になどに報復と思われる発砲事件が相次いだ。

実は、同じような事態が平成2年にも起きている。

この年、暴力団の対立抗争事件が146回、銃器発砲事件も255回も発生し、一般市民3人が巻き添えで射殺される事件が起きている。

このような暴力団の不法行為を封じるため、平成3年5月いわゆる「暴力団対策法」が公布され平成4年3月1日から施行された。

警察庁は、同法律の成立に伴い「指定暴力団等」に山口組、稲川会、住吉会の3団体を指定し、暴力団を壊滅し、暴力的不法行為を根絶することを宣言した。

また、平成4年に警察庁は暴力団の武装解除を目標にいわゆる「平成の刀狩り」を全国の警察に指示し、平成7年4月までに全国警察の防犯部門に専ら銃器を摘発する部署として「銃器対策課(室)」を設置するように指示した。

ちなみに、このころの全国の警察が押収したけん銃は、平成2年918丁、平成3年954丁(いずれも警察白書から)だった。

平成5年には銃刀法が改正され、けん銃の「自首減免」の規定が新設された。

この規定は「けん銃を所持する者がけん銃を提出して自首したときは刑を軽減し又は免除する」というものだ。ヤクザが「悪うございました」と素直にけん銃を片手に自首することを期待した訳だ。

そんなことはあり得ない。こうした警察庁の施策によって全国の警察が押収したけん銃は、平成4年1450丁、平成7年は1880丁とそれまでの倍近くまで跳ね上がる。

この年3月には日本警察の最高責任者国松孝次警察庁長官が何者かにけん銃で撃たれ重傷を負う事件が発生した。

この事態に警察庁は全国の警察の尻をたたきまくりいっそうのけん銃摘発を命じた。

ちなみにこの事件は未だに解決されていない。

警察庁の方針は成功したかのように見える。

しかし、一方では警察のけん銃摘発手法は大きく様変わりした。

全国の警察で「自首減免」の規定を拡張適用した「首なしけん銃」や「ヤラセ捜査」によるけん銃押収が始まった。

「首なしけん銃」とは、捜査員が暴力団にけん銃を買わせたり、覚せい剤事件を見逃したりしてけん銃を提出させるというヤラセ捜査だ。

捜査員は、けん銃を駅のロッカーなどに置かせ、あとからその場所を連絡させるだけでけん銃を押収することができた。

けん銃の不法所持者を見逃してけん銃だけを押収することから警察内部では「首なしけん銃」と呼ばれていた。こうした手法は次第にエスカレートし平成11年には押収けん銃全体の23%にまで達した。

全国各地でけん銃摘発の実績を上げるために行われてきた組織的な違法捜査が次々と発覚した。

兵庫県警の「タイ人船員を使ったけん銃密輸事件」、長崎県警暴力団対策課の「けん銃のヤラセ摘発事件」、愛媛県警生活保安課銃器対策室の警部と警部補が「覚せい剤違反を見逃す代わりに暴力団からけん銃4丁を買い付けた事件」などが続発した。

平成14年7月には、元北海道警察銃器対策課の稲葉圭昭警部が覚せい剤使用で逮捕され、その裁判で銃器対策課の数々の違法捜査を暴露した。彼は、「銃器対策課が密輸けん銃を摘発するため130キロ(末端価格25億円)を密輸させたが、けん銃の摘発に失敗して覚せい剤だけが国内に流入した」と事実とすれば驚くべき「ヤラセ捜査」も暴露した。

警察庁の大本命で始まった暴力団の武装解除を目的とした「平成の刀狩り」は、組織的な違法捜査の発覚で、多くの有能な捜査員が警察から追放され、銃器捜査や暴力団捜査から外された。

なかには自らの命を絶った者まで出た。刑事事件として起訴され有罪判決を受けた捜査員もいた。

こうした現場の捜査員による違法なけん銃摘発の陰には、警察の組織的な裏金システムの存在がある。本来、捜査協力者に渡されるべき捜査費や旅費が幹部のヤミ手当等に消えていた。現場の捜査員は摘発情報を得るために暴力団との取引や安易なヤラセ捜査に頼るようになったのだ。

そして、違法捜査が発覚したとき、警察組織は現場の捜査員が個人的にやったことであり、組織は関係ないという態度をとり続けた。

北海道警察の銃器対策課は10年余で銃器薬物対策課に統合された。

全国の警察のけん銃押収数は、次第に減り始め「平成の刀狩り」開始前の水準を下回り、平成17年にはわずか489丁までに激減してしまった。

警察庁の目論んだ暴力団の武装解除は完全に失敗に終わった。

けん銃の押収数が減っただけではない。

「平成の刀狩り」の失敗は、捜査の現場に深刻な後遺症を残した。

暴力団捜査やけん銃摘発の捜査は、暴力団関係者や覚せい剤常習者などを協力者にしながら、ときには、かなりきわどい捜査が必要だ。

それなりの資金も必要だ。ときには危険な場面にも遭遇する。こうした捜査は、長い経験も必要だ。

そして、難しい捜査を指揮できる捜査幹部が必要だ。

警察は、違法捜査が発覚するとカゲの尻尾きりで組織防衛に終始した。

現場の捜査員はいざとなったとき、組織は守ってはくれないとう事実をはっきりと知った。

現場の捜査員の組織に対する不信感は極めて根深い。

危ない捜査は避ける。無理して情報を取る必要はない。

暴力団事務所には行かない。暴力団員とは接触しない。

そんな考えが現場の捜査員に広がってしまった。無論、違法捜査は許されない。

暴力団からけん銃を摘発するためには、長期間の暴力団の視察内偵、協力者の獲得、捜索の繰り返しなど、地道な捜査が必要だ。組織として情報や協力者を管理し必要な費用は現場に使わせる必用もある。

捜査に従事する能力と技術を持った捜査員や捜査幹部の養成も急務だろう。

今回の長崎市長殺害事件は多くのことを示唆している。

新聞報道によると、犯人の城尾哲弥はたびたび市役所とトラブルを起こしていたという。

そうした情報を長崎県警は把握していたのか。

また、城尾は周辺の関係者に市長を襲撃する意向を漏らしていたという。

そうした情報を何故長崎県警は把握できなかったのか。

警察庁は、「平成の刀狩り」の失敗を踏まえて、現場の情報収集のあり方を抜本的に改革すべきだ。

平成8年に発覚した長崎県警のけん銃摘発をめぐる違法捜査で、一人だけ起訴され懲戒免職になった暴力団対策課のベテラン刑事だった元警部補大宅武彦氏は、「長崎県警には暴力団から情報を取れる刑事はほとんどいないのではないか」と話す。

今回の一連の暴力団によるけん銃使用の凶悪事件で、また銃刀法の改正などの問題が浮上するだろう。

しかし、平成4年以降に警察庁の取った銃刀法の改正等の施策では暴力団の武装解除はできなかった。

それどころか、警察の暴力団事件の捜査力の著しい低下を招く結果を残した。

警察庁は、その事実を率直に認め、現場の捜査能力の向上を図るべきである。

そのこと無しに暴力団の武装解除は絵に書いた餅に過ぎない。

警察のけん銃摘発をめぐる違法捜査の実態については、原田宏二著「警察内部告発者」、「警察vs警察官」(いずれも講談社)に詳しい。



19. 4. 15(日)

富山県のえん罪事件で再審開始

3月19日のシンポジウム「広がる警察の腐敗 裏金から警官犯罪まで」でも話題になった富山県

のえん罪事件で富山地裁は4月12日、男性の再審開始を決定した。

(注 富山県のえん罪事件02年1月と3月に発生した女性暴行と同未遂事件で逮捕された運転手だった男性が、最初は容疑を否認していたが自供、公判でも起訴事実を認めて実刑判決を受け2年1ヶ月間服役した。その後、真犯人が判明しえん罪であることが明らかになった。富山県警もこの男性の無実を認めた)

富山県警は、現場に残っていた足跡が男性のものと一致しないことを認識しながら逮捕、電話の通話記録からアリバイが成立する可能性があることも見落としていたという。県警などによると、似顔絵や聞き込み捜査などから男性が(容疑者)として浮上し、02年4月に任意聴取。男性は2日間にわたって「身に覚えがない」等と容疑を否認したが、3日目になって認めたため逮捕し、5月に再逮捕した。公判でも起訴事実を一貫して認め、11月に富山地裁で実刑判決(懲役3年)を受け、服役した。

(平成19年1月20日 北海道新聞から)

捜査で最も危険なのはいわゆる「面割捜査」である。これは事件の目撃者や被害者に容疑者の写真やビデオを見せたり、取調室の鏡(外からは見える)越しに容疑者を見せたりする方法で犯人かどうかを確認する捜査手法である。警察の捜査ではこうした捜査手法が頻繁に使われている。ところが、この手法には、目撃者等の目撃した時期、場所の明暗、目撃の状況などによってその信憑性が大きく左右される危険性をはらんでいる。加えて、捜査員の誘導などによって目撃者等の心理に微妙な影響を与える可能性もある。ましてや、目撃者等から話を聞きながら警察官が作る似顔絵では更に危険性は大きくなる。

この事件では、足跡が一致しない、アリバイが成立する、などという「白」の事実があったのに何故か無視した。県警の捜査は、明らかに捜査の常道を踏み外している。

男性が何故自供するにいたったのか、公判でも何故一貫して罪を認めたのかは明らかではない。

しかし、いったん自供した男性の有罪は確定し、約2年間も服役することになった。

恐ろしいのは、真犯人が現れない限り、永遠にこの男性の無罪が明らかになることはなかったという事実である。

ここには、警察の捜査をチェックすべき検察官と裁判所の機能不全の現実がある。

捜査段階で警察が持っていた「白」の証拠が裁判には出されていなかったのは何故か。

日本の司法制度は、裁判で否認を続けていると起訴後も保釈が認められないいわゆる「人質司法」と言われている。

日弁連によると起訴後に保釈された人の割合は13.4%(平成17年)とのことだ。

刑事訴訟法では、警察が被疑者を逮捕し留置の必要があるときは、48時間以内に検察官に送致することになっている。検察官は警察から送致を受けた疑者を留置する必要があるときは24時間以内に裁判官に勾留の請求をする。裁判官は勾留の必要があるときは勾留状を出す。これが起訴前勾留である。検察官は被疑者を10日以内に起訴しなければならないが、必要があれば裁判官に更に10日間の勾留を請求することができる。

この起訴前勾留の期間中は、被疑者の身柄のほとんどが警察の留置場である「代用刑事施設」(旧代用監獄、平成18年刑事施設受刑者処遇法の制定で改められた)に收容される。

ここでは、連日否認している被疑者に対する厳しい取り調べが行われたり、被疑者の余罪の追及が行われる。

えん罪事件では、この勾留中の警察の取り調べで自供に追い込まれるケースが多い。

そして、そこで作られた警察調書を基に検事調べが行われるのだ。検事の調べで否認しても警察の再調べが行われ、再び自供させられることになる。こうして被告人は起訴事実を認める。仮に、裁判で否認したとしても裁判官は検事調書や取り調べをした警察官の証言を信用するのが普通だ。

「人質司法」といい、「代用刑事施設」といい、「証拠採用のあり方」といい、日本の司法制度にはえん罪を生み出す仕組みが山ほど存在するのだ。

こうした、司法制度に組み込まれる形で、警察の違法捜査が行われている。

この男性が失ったものは、決して取り戻すことはできない。男性は「(誤認逮捕にいたった経過を)包み隠さず裁判で明らかにして欲しい、取り調べをした警察官に直接謝ってほしい」と述べているという。(4月13日北海道新聞)

この男性の思いが通じるかははなはだ疑問である。過去に、こうしたえん罪事件に関与した警察官、検察官、そして裁判官は一体どんな責任をとったというのか。

一人の人間の人生を葬り去った責任は重大だ。

中には、特別公務員職権濫用罪に当たるケースもあるのではないか。

佐賀の北方事件、鹿児島志布志事件、えん罪事件は、決して一般市民に関係のない問題ではない。

普通に生活していた市民がいつ犯罪者に仕立て上げられるか分からないのだ。

いつかは我が身にも降りかかる可能性を含む問題だ。

私たち市民はこうした観点からも司法制度を見ていく必要がある。

日弁連では、遅ればせながら4月から「人質司法」の改善を求めるキャンペーンを展開するそうだ。

その1つとして全国8カ所の裁判所に対して、起訴後も否認を続けているため保釈を認めない被告人の保釈を裁判所に請求する取り組みを始めるという。



19. 4. 5(木)

警官犯罪、北から南まで 福岡県警警部補が飲酒運転

福岡県警門司署は、道交法違反(酒気帯び運転)の疑いで北九州水上署地域課の警部補(58歳)を逮捕した。

調べでは警部補は3日午後2時半ころ門司市門司区の国道198号で、酒を飲んでスクーターを運転した疑い。

県警によると、警部補は3日が休みで、午前10時ころから自宅付近の飲食店や飲酒コーナーがある酒屋で、焼酎のお湯割りを少なくとも4杯飲んだ。

酒屋を出てスクーターを運転したのを同じ店にいた客が目撃し、110番した。(4月4日付け西日本新聞から)

福岡ですぐ思い出すのは、昨年8月の福岡市職員が飲酒運転で追突事故を起こし、幼児3人が死亡するという痛ましい事故のことだ。

この事故をきっかけに全国で「飲酒運転撲滅キャンペーン」が始まった。

そのお膝元の福岡県警の警察官が、昼間から酒を飲み飲酒運転を市民に通報されるとは。

市民の方が飲酒運転撲滅に関心があった。

二の句が継げないとはこのことだろう。

例によって県警は「飲酒運転撲滅取り組んでいる中、誠に遺憾」とお定まりの謝罪したが、謝罪して済む問題ではない。

幹部は切腹ものだろう。

警部補という階級は、都道府県警察本部の主任、警察署の係長、交番所長を務める立場にある。

警察では現場の監督者の立場にあり中間幹部ともいわれる。

係長として巡査部長や巡査を使って仕事を進めていく。

平成1年ころに全国的に警察官の処遇改善のためとして、幹部枠を大幅に拡大したことがある。

このため、同じ係に警部補が2人配置されたり、部下のいない警部補も出てきた。

警部補の数が増えて質が低下したのか、警部補の不祥事が目につく。

3月10日には山形県警の警部補(43歳)がパチンコ景品交換所の女性従業員が持っていた現金124万円入りのショルダーバックをひったくり、窃盗、傷害で逮捕された事件があったばかりだ。インターネットでひろってみると沢山出てきた。

今年3月に入ってから的事件だけをピックアップしてみた。

3月28日「島根県警警部補(40歳代)が職務で知り合った女性と勤務時間中に性的関係」

3月29日「埼玉県警警部補(50歳代)が証拠として押収したわいせつDVDの複製を部下に指示」

3月25日「元神奈川県警警部補(62歳)が親戚の女性に火をつけ殺人未遂で逮捕(この警部補は3年前に県警を退職)」

3月20日「山口県警警部補(56歳)が取り調べ中の容疑者ひざ蹴り、特別公務員暴行陵虐容疑で地検送致」

福岡県警では裏金疑惑が発覚、1億9,000万円を国に返還した。その実態はこんな額ではなかったはずだ。上層部の必死の隠蔽工作でこれが収まったというのが本当だろう。

警察官のなかで警部補(巡査部長を含む)は、全体の6割近くだ。上層部の腐敗がそこにまで及んでいる。警察官の不祥事は全国に及んでいる。これまでは、その数の多さで東の横綱神奈川県警、西の横綱福岡県警ともいわれたが、最近では北の横綱北海道警、南の横綱福岡県警というところか。



19. 4. 4(水)

北方事件無罪確定 頻発するえん罪事件と警察の違法捜査

平成1年1月、佐賀県北方町(現武雄市)の山中で女性3人の他殺体が見つかった「北方(きたがた)事件」は、3月19日、福岡高裁が1審佐賀地裁に続き、殺人罪で死刑が求刑されていた福岡県の会社員(44歳)に対して無罪を言い渡した。4月3日、福岡高検が上告を断念し無罪が確定した。

この事件では、平成1年11月、佐賀県警はこの会社員を別件で逮捕、その勾留中に取り調べを始め、会社員は3人の殺害を認める上申書を書いた。

しかし、佐賀県警は上申書だけでは逮捕できないと判断し殺人での逮捕を見送った。

ところが、それから13年も経った平成14年6月、その会社員(当時39歳)を殺人容疑で逮捕した。

前に会社員が書いたとされる3人の殺害を認める上申書以外には、新しい物的な証拠はなかった。
佐賀県警から事件を送致された佐賀地検は、最初の事件について控訴時効成立約6時間前に起訴し、3件の殺人事件のうち2件について死刑を1件は無期懲役を求刑した。

平成16年9月、佐賀地裁は、限度を超えた取り調べ、別件逮捕・勾留中の任意取り調べは違法、取調官の誘導の可能性等を理由に殺害を認めたとする上申書の証拠採用を却下した。

平成17年5月、佐賀地裁は「犯人と裏付ける証拠がない」と無罪としたが、佐賀地検は「判決は証拠評価を誤り、事実誤認がある」と福岡高裁に控訴していた。

去る2月23日、鹿児島地裁が「志布志事件」(平成15年4月の統一地方選挙の鹿児島県議会選挙で当選者の陣営が志布志町(現志布志市)の集落で現金を配ったとして元県議やその家族、集落の住民ら12人が鹿児島県警に公職選挙法違反で逮捕された事件)で被告12人全員に無罪を言い渡し、判決が確定したばかりだ。

えん罪事件(志布志事件は、事件そのものが存在しなかったという意味で厳密にはえん罪事件ではない、とされる。)は、これまでも数多くあった。

その度に警察の違法捜査が指摘される。そこには間違いなく警察の違法捜査がある。

しかし、果たして警察捜査だけの問題なのか。そこには警察の違法捜査を助長するような司法制度にも欠陥があるのではないのか。

去る3月19日、札幌市内で開かれたシンポジウム「広がる警察の腐敗 裏金から警官犯罪まで」でジャーナリスト魚住昭氏は、日本の司法についてこう述べている。

警察が捜査をする。その警察のミスをチェックするのは検察庁の役目、検察庁のミスをチェックするのは裁判所ということになっている。

その全体を批判するのはメディアだ。それができていない。日本の司法は「人質司法」だ。

司法制度の基本構造は三角形の構造になっている。

裁判所、検察庁、被告(弁護士)がそれぞれ独立していることになっている。

それが、裁判所・検察庁vs被告・弁護士という構造になっている。

検事が反対すれば裁判所は保釈を認めない。

結果として、裁判所、検察庁、弁護士、が結託して被告を有罪にするシステムになっている。

日本の裁判は、起訴される事件の99.9%が有罪になり、第1審で無罪になった事件の約70%がひっくり返る。

北方事件では、佐賀地裁は無罪の判決をした。魚住氏の指摘が正しければ北方事件は1,000件に1件の無罪事件だったことになり、高裁でも判決がひっくり返ることもなかった。

まさに、希有な判決だったことになる。

佐賀県警が、1度別の事件で逮捕しながら、殺人で立件できなかった被疑者を13年後に逮捕することは、通常では考えられない捜査だ。

こうした事件は被疑者を逮捕する前に検察庁と協議をしているはずで、当然のことながら警察庁にも報告される。

佐賀県警と佐賀地検は、無理を承知で逮捕に踏み切った。まさに、事件をデッチあげた志布志事件と同じ構図である。

司法制度の先端にあるのが警察の捜査だ。

そこで違法な捜査が行われ、それを検察庁、裁判所がチェックできないとなると、えん罪事件はこれからも続く。

警察の捜査、弁護士制度を含めて司法制度全体を見直すべき時期に来ている。

そうでなければ国民は安心して暮らすことはできない。

遅ればせながら、日弁連は今年4月から「人質司法を打破しよう！全国キャンペーン」を展開するという。

最高裁が「人質司法」の改革に消極的な現状では日弁連の奮起に期待するしかない。



19. 4. 1(日)

愛媛県警捜査費住民訴訟で原告敗訴の判決(松山地裁)

報道によれば愛媛県警の捜査費問題で、2001年度に大洲(おおず)署で執行された捜査用報償費(県費)は不正支出として、内部告発した仙波敏郎巡査部長の支援弁護士らが当時の署長と副署長に約110万円の返還を命じるよう加戸守行知事と県警本部長に求めた住民訴訟の判決が3月28日、松山地裁であった。裁判長は「(県監査委員が受理した)住民監査請求が不適法のため(それに基づき)本件訴えは不適法」として訴えを却下した。判決は、02年3月に執行完了した同署の01年度の捜査報償費をめぐる、原告らが05年5月、地方自治法の請求期限(1年)を超えて県監査委員に求めた監査請求の正当性を検証した。

裁判長は、原告らが同署の元会計課長に事情を聴いたり、疑惑を示す資料を公開したりした04年6月時点で「(原告らは)捜査費の支出が不当または違法に行われたことを認識し得た」と判断した。

この時点から10カ月余りが経過した監査請求は「正当な理由に当たらない」として、住民訴訟の前提となる監査請求の不適法を理由に原告の訴えを退けた。原告側は「判決は実体審理に入らず門前払い。警察の裏金問題の解明と根絶に応えるべき裁判所が本来の役割を放棄するのは警察権力に迎合したとの批判を免れない。控訴については判決文を検討して判断する」との声明文を出した。県警の山崎幸夫首席監察官は「主張が認められた妥当な判決。県民の期待と信頼に応えるため捜査費の適正執行に万全を期したい」とのコメントを出した、とある。(19年3月29日付 愛媛新聞)

原告側が04年6月時点で「捜査費の支出が不当または違法に行われたことを認識し得た」と判断し、この時点から10カ月余りが経過した監査請求は「正当な理由に当たらない」として、住民訴訟の前提となる監査請求の不適法を理由に原告の訴えを退けたという部分は、どうも理解に苦しむ。

この裁判では、監査請求の時期が問題であり、地方自治法では、支出から1年を経過すると監査請求が出来ない(地方自治法第242条)仕組みである。ただし、正当な理由があれば別だ。

判決では、請求の遅れには正当な理由がないとしたものであり、門前払いの感が否めない。

愛媛県警の裏金疑惑でも北海道と同じく2人の内部告発があったが、裏金疑惑の解明は進まなかった。

知事、議会、公安委員会等は、いずれも疑惑解明に消極的な態度を取り続けその真価を発揮しなかった。

もっと県民の立場に立って積極的に内部告発者2人から事情聴取するべきではなかったか？

ただ愛媛県警の裏金疑惑は、警察裏金問題を告発した愛媛県警鉄道警察隊の仙波敏郎巡查部長(58歳)が、告発記者会見直後に「配転」などの処分・措置を受けたのは不当だとして、県、県警本部を相手取って起こした損害賠償請求訴訟で、これは本年6月19日に結審して年内にも判決が出される見通しであり、成り行きが注目される。

この裁判に関しては、昨年9月5日松山地裁にフォーラム北海道の原田宏二代表と私が証人を出廷した。

大洲署の元職員は、「北海道警にある動態表・設定書に似たもので愛媛県警には、星取表と呼ばれるものがある」とまで私に告白しており、そのことも法廷で証言した。

最後にひとつ申し上げたい。3月28日の愛媛県警山崎幸夫首席監察官のコメントは順序が違う。

県民の信頼を得たいなら全ての不正を認めることが先だ。

それなくして県民の信頼を期待するのは、到底無理というものだ。

真相解明は遠のいた(延びた)ものの県民が諦めるのはまだまだ早い。

「天知る、地知る、我知る、あなた知る」・・・意味するところは、「悪事はいつかバレる」ということだそうです。

市民の目フォーラム北海道 事務局スタッフ 齋藤邦雄



19. 4. 1(日)

道警が春の人事異動

北海道警察は、3月26日、31日、4月1日付けで春の人事異動を行った。

上は方面本部長の警視長から下は交番の巡査まで総数2,887人、道警の職員数を約1,100人(道警は職員数を公表していない)とすると26%、4人に1人が異動したことになる。

道警の人事異動は春と秋に定期的に行われるが、それに必要な赴任旅費は3億9,600万円だ。3億9,000万円といえば、一連の道警の裏金疑惑での使途不明金の額とほぼ同じだ。

人事異動に付きものは送別会と饞別だ。

道警では、本部の部課、警察署の課係単位で送別会が繰り返されていた。

送別会の費用、特に幹部の送別会の費用は裏金から出ていた。

そのうえ、年2回の人事異動では、上は警察本部長から下は警察署長まで部下に饞別を渡していた。

異動が決まると全員が当然のことにように所属する組織のトップから饞別を受け取っていた。

のし袋に入った饞別が組織内を飛び交っていたのだ。これらの原資は裏金である。

普段、裏金の恩恵にあずかることの少ない交番勤務の警察官にも警察署長から饞別が渡される。

誰も署長のポケットマネーとは思っていなかった。

饞別はある意味では裏金システムの口止め料になり、警察内部における裏金システムの違法性の認識を希薄にする役割を果たしていた。それが、税金であることなど考える者もいなかった。

こうした饞別は、いわば表の饞別だ。実は、「裏饞別」も存在した。

異動時に裏帳簿に残った裏金を根こそぎ持って行く警察署長もいたのだ。

なかには異動が決まると管内の業者等へ挨拶回りと称して、部外からの饞別集めに走り回る警察署長もいた。

警察の内部からの賤別と外部からの賤別は莫大な額になったといわれる。

道警では、平成9年ころから組織的な賤別制度は廃止したと称している。

しかし、平成9年以降も組織的な裏金システムは存在した。

そして、9億6,000万円を国と道に返還した。

3億9,000万円もの使途不明金が明らかになっている。

平成9年に賤別を廃止したというのが事実なら、それまで賤別に使われた裏金はいったいどこに消えたのか。

組織的な賤別システムは本当に廃止されたのか。裏賤別になったのか。大きな疑問が湧く。

今回の道警の異動は、統一地方選挙の真っ最中に行われた。

通常、異動の前後1ヶ月は組織内が落ち着かない。

かつては統一地方選挙の年には選挙運動期間を避けて、2月と5月に人事異動を行ったこともある。

今回も多くの警察署長が交替した。

警察署には、統一地方選挙違反取締本部が設けられ、違反取り締まりが強化されることになっているが影響はないのか。

おそらく、道警はそうした影響を避けるため必要最小限の異動にとどめたと説明するだろう。

道警の違反取り締まりの成果を見守りたいが、功名心や実績を焦るあまり鹿児島県警の志布志事件のように、12人全員が無罪になるような違法な捜査はやらないで欲しいものだ。



19. 3. 29(木)

今度は女性警察官が万引き！

3月中旬に道警札幌中央署の女性警察官が、衣料品量販店で靴下や衣類など計8点(1万3,000

円相当)盗もうとして、警備員に見つかった。同人が商品を買って、謝罪したため被害届は出されていない。(3. 29北海道新聞朝刊)

警察官の万引きも珍しくなくなっている。過去にも、警視庁公安2課長(警視)や岩手県警交通企画課次長(警視)など幹部による万引き事件もあった。万引きは、立派な窃盗罪だ。強盗やひったくりよりは罪質が軽いかも知れないが、「魔が差して」で済む問題ではない。

警察庁がまとめた昨年1年間で懲戒処分を受けた警察官等は、前年より20人増の361人だった。

ちなみに、懲戒処分とは地方(国家)公務員法に定められている戒告、減給、停職又は免職の処分をいう。訓戒は、懲戒処分にいたらない軽微な規律違反について行われる処分で懲戒処分ではない。懲戒処分を受けた道警の警察官等は23人で、警視庁に次いで全国で2番目に多かった。不祥事で有名になった神奈川県警よりも多い。警視庁の警察官の定員は道警のそれに比べて約4倍である。定員当たりに換算すると道警は警視庁の2倍以上になり、道警の警察官等の懲戒処分はワースト1位ということになる。交通死亡事故全国ワースト1を返上した道警だが、懲戒処分ワースト1はいただけない。

警察官等の不祥事は、メディアが伝えてはじめて不祥事になる。警察内部で隠蔽された事案は不祥事にはならない。この女性警察官の万引き事件も、発生から10日以上も経過しているところを見ると、警察としては内々に処理したかったのではないか。

警察庁の発表した数字は、そうした意味で氷山の一角とみていい。

このことに関連して、平成19年1月22日付け毎日新聞はこう伝えている。

警察官が犯罪にかかわった事例で、警察が「逮捕していない」などの理由で容疑者の実名発表を拒んだり、発表自体をしない例が全国で相次いでいる。収賄容疑のほか、傷害、万引き、飲酒運転など民間人であれば逮捕されてもおかしくないケースばかりで、身内に甘い体質に批判が出ている。

警察の隠蔽体質と身内に甘い体質は今に始まったことではない。道警は、平成15年末に発覚した裏金問題で、平成16年12月、約3,000人を超える警察官等を処分した。裏金問題の最高責任者の芦刈勝治道警本部長に対する処分は「訓戒」、つまり、裏金問題は警察にとっては、とるに足らない

軽微な規律違反だった、というわけだ。キャリア官僚が責任をとらないものだというのが、世の中の定説だが最高責任者が責任をとらない警察組織では、部下の不祥事に対しても甘い処分になるのは当然である。

隠蔽体質と身内に甘い体質こそ警察腐敗の最大の要因である。

不祥事のたびに、道警の監察官室長等が「警察官としてあるまじき行為だ。道民の信頼を裏切ったことに深くお詫びする。

「事実関係を調査して厳正に処分するとともに再発防止に努めたい」と深々と頭を下げるシーンは、いかにも空々しい猿芝居に見える。



19. 3. 24(土)

道警にもヤクザ以下？の警察官がいた

3月21日付けの北海道新聞朝刊に「しつこい警官、あきれた同僚」という困み記事がのった。NHKテレビも終日このニュースを報じた。

記事の内容は「釧路署の30歳代の男性巡査が非番中に釧路市内の携帯電話販売店で携帯電話の交換をめぐるトラブルとなり、怒鳴りながら、合計5時間以上も店に居座っていた。～中略～営業終了の午後7時が迫っても巡査が居座っていたため、店は交番に通報。警官3人が来たが、うち2人は巡査と親しげに話し、店側の話をお聞きしなかった」

これが事実だとすると、まるでヤクザまがいの行為だ。いや、ヤクザでも今はこんなバカげたことはしない。記事にあるような「しつこい」という話ではない。場合によっては脅迫、威力妨害、恐喝未遂などの犯罪行為の疑いもある。しかも、通報で駆けつけた警察官もそうした対応をしようとした形跡もない

ようだ。同僚であることを隠そうとさえしたという。裏金問題で上層部がやった隠蔽を現場でも実行したのか。このところ現職警察官による郵便局強盗やひったくり事件等、警察官の犯罪が頻発している。北海道でもつい先日、根室警察署の署員4人が取調室で事件関係者の男性に暴行を加えたとされる事件があったばかりだ。

漆間警察庁長官は、記者会見で警察官の不祥事をなくすため「幹部に家庭訪問をやらせる」と言ったそうだが、警察のトップがこうした認識では警察官の不祥事がなくなる訳もない。

言うまでもなく、警察官は市民の安全を守るのが仕事だ。先日は、北海道出身の警視庁の交番勤務の警察官が自殺しようとする女性を救出しようとして殉職した。この警察官の行為をいたずらに美化するつもりはないが、釧路警察署の警察官の行為はあまりにもひどい。

釧路警察署の幹部が、翌日、店を訪れ謝罪したと言うが、それで済む問題ではあるまい。また、こうした不祥事があると、警察は警察官個人の資質の問題だとして片づけるのが常だ。現場の警察官が、こうしたヤクザまがいの行為を平気でやる背景には、警察組織の腐敗が上層部だけではなく、警察組織の末端にまで広がっていることを表している。この事件は、警察の腐敗が単に警察内部の問題にとどまらず、善良な市民の生活を脅かすまでになっていることを示している。

弱者の味方、市民を守る警察官、それがちょっとしたことで市民に牙をむく。「警官をみたら泥棒と思え」こんな言葉が現実味を帯びてきた。



19. 3. 20(火)

道新裁判で道警OBが多数傍聴

元道警総務部長佐々木友善氏が、北海道新聞社、旬報社、講談社、北海道新聞の記者2人を相手

取って、名誉毀損を理由とする慰謝料等を求めている事件の第4回口頭弁論(道新裁判)が、3月19日札幌地裁民事第1部5号法廷で開かれました。

今回の口頭弁論では、ジャーナリストの大谷昭宏氏と作家の宮崎学氏が昨年8月1日に裁判所に申し出ていた被告高田昌幸、佐藤一を補助するための訴訟参加の申し出が認められるかどうか注目が集まっていましたが、今回も裁判官は判断を示しませんでした。

口頭弁論には、原告側の代理人1人、被告側代理人7人のほか被告の佐藤一記者が出席していました。

原告の元道警総務部長の佐々木友善氏は、いつものように、なぜか傍聴席に座っていました。

傍聴席には、補助参加を申し出た大谷昭宏と宮崎学の両氏のほか、「市民の目フォーラム」の原田宏二代表など会員数人の顔もありました。

これまでの口頭弁論と違い、約50席の傍聴人席はほぼ満席になりましたが、その半数以上が道警OBで占められていました。

これは、過去3回にはみられなかった現象ですが、裁判に大谷昭宏氏と宮崎学氏が補助参加を申し出たことと無関係ではないでしょう。

原告側が、この裁判の行方に危機感を持ち始めた表れではないかと思われます。

なお、この裁判の詳細については、このホームページ「北海道警察VS北海道新聞」でも取り上げる予定です。

是非、ご覧ください。

ソース

『フォーラム市民の目』

http://www.geocities.jp/shimin_me/index.htm